明治四十年八月二十日印刷
明治四十年八月廿五日發行

非賣品

編輯兼發行者　市島謙吉
東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
圖書刊行會代表者

東京市本所區番場町四番地
印刷者　本間季男

東京市本所區番場町四番地
印刷所　内外印刷株式會社

明治四十年八月二十日印刷
明治四十年八月廿五日發行

非賣品

編輯兼發行者　東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
國書刊行會代表者
市島謙吉

印刷者　東京市本所區番場町四番地
本間季男

印刷所　東京市本所區番場町四番地
內外印刷株式會社

國造本紀

吉備穴國造按今備後國安那郡之舊名後世依レ字唱二夜須奈一姓氏錄見二安那公一　牟ム社ザ國造按今上總國武射郡之地姓氏錄見二武藏臣一

續日本後紀

島朝臣見二卷四一一本作二島脚朝臣一非　高生朝臣同上

三代實錄

伊部造貞觀十五年改賜二飯高朝臣姓一　飯高朝臣見レ上〇見二古事記一　民首見二卷九一

此稿おもふよしありて、ことにこまかにいたづらなるまで、注せるところあり、清書のときゝり出すべし、又ひとつの考ともすべくおもふこともあり、

伴信友全集第二終

黒川眞道
矢野太郎
古内三千代
小瀧淳
中山速男
校

子
木事命（コトコト）　仁德天皇御世爲ニ石上神宮神主一
子
市川臣　推考鍜師職奉仕

推考市河臣裔
彥忍人命　成務天皇御世定ニ賜武社國造一
推考武藏臣之祖
額田臣某　元武藏臣齊明天皇御世爲ニ宗我蝦夷ニ被レ號ニ物部首亦神主首一
物部首某

布瑠宿禰日向　正五位上天武天皇御世改賜レ姓
○物部君黑賣刀自　大兒君某妻 佐野三家子等三人之母
○物部君千足
推考
裔○物部君馴刀自
○物部君□刀自
○物部公牛麻呂　元磯部君天平神護二年改賜ニ物部公姓ニ奉レ仕ニ貫前神社鍜師一
物部　和泉皇別　天足彥國押人之後　同上
網部物部同上　米餅搗大使主命之後
物部　河内皇別
右見ニ姓氏錄一

此下に擧る氏々は、上件の考のために、たづね出しつれど、證とすべき事も見えざれば、いたづらになりぬるが多かれど、また後に考のたづきともなりなむかと、しばらくすてもやらであるなり、なほ此ほかに見おとせるも、考もらせるもありぬべし、

天足彥國押人命之後、古書所レ見氏々、彼此書氏骨同者、依ニ一方ニ不ニ重出一、

姓氏錄　同姓不ニ重出一

大春日朝臣　古事記垂仁紀春日臣　丈部　吉田連
吉　見ニ吉田連譜中一　丸部　又和邇部　和爾部朝臣　又和爾部臣又和爾部宿禰○孝昭紀和珥臣
小野朝臣　又小野臣古事記同　櫟井臣　古事記壹比韋臣
山下朝臣　粟田朝臣　古事記粟田臣　野中　眞野臣
安那公　古事記安那臣　村公　度守首　葉栗　大宅臣　反正紀同　柹
本臣　古事記同　布留宿禰　久米臣　物部　物部首　又見ニ布留宿禰譜
中ニ又垂仁紀○續後紀承和二年物部小事大連裔物部匝瑳連熊猪改賜ニ宿禰姓ニ○物部君磯部君見ニ神龜碑文ニ○磯部君改賜ニ物部公姓ニ事見ニ續紀ニ今所ニ推考ニ說既注レ上
網部物部　羽束首　津門首　井代首
壬生首　葦占臣　根連　櫛代造　中臣臣　猪甘部臣
額田臣　見ニ布留宿禰譜中一　武藏臣　同上或神主首 古事記武藏臣

古事記

大坂臣　多紀臣　知多臣　都怒山臣　伊勢飯高君　飯高
朝臣見ニ三代實錄一　壹師君　文德實錄齊衡二年見ニ壹師宿禰一　近淡海國造

跖二其鉾端一云々、など見えたる劔、すなはち、石上神宮に坐す主神布都御魂なるべければ、かたぐ\さる由縁もて稱へたる神號なるべし、常陸風土記信太郡の下に、天地權(ハジメ)輿草木言語之時、自レ天降來神名稱二普都大神一、これ經津主神にませり、巡二行葦原中津之國一、和二平山河荒梗之類一、大神化道已畢、心存レ歸レ天、卽時隨レ身器杖、俗曰二伊川乃一、○按に乃字の下都悪の字脱たるなりイツノツエと訓べし、またおもへば器は嚴の誤りか、甲戈楯劔、及所レ執玉珪悉皆脫履留二置茲地一、卽乘二白雲一還二昇蒼天一、と見えたり、化道(マツロヘコト)功畢て後兵仗をば悉く殘しおきて、天上に還り昇りたまひしなり、布都魂の御刀は、此時殘し置たまひたりしなるべし、此神の古ことは、古事記日本紀にしるされたれど、この風土記の傳にとりすべて、ことに委しく辨へ注されたれど、この風土記をばいまだ見られざりけむ、かゝるたふとき古ことを、しるされざりつれば、今引きそへつ、また續文粹に載せたる、康和二年四月十三日、上野介敦基等の賽文に、奉獻御劔壹腰、加二平緒一右去秋以來、宰吏不例、卽有レ願下于獻二御劔於拔鉾社一得中平全上矣、爰冥感忽至、宿痾適愈、今爲レ賽二彼素願一、謹獻二此寶劔一云々、所レ治者三尺之氷矣、已淬二銳鉾於龍泉一云々、と見え、寛永の鐘銘に、此敦基の納られたる劔無レ恙と見ゆ、後の世にも當國の一宮と稱て、神封も饒(ユタカ)益に榮え坐し、稜威いちじろく、殊更に武家に尊信(タフトバレ)給へり、今なべては拔鉾を字音に唱て、バツム大明神とも稱ばれたまへり、

○據二二碑及諸書一推考、物部君黑賣刀自族類系、世數不レ詳者以二雙系一、亦二碑所レ載人名上施レ圈、

孝安天皇
孝昭天皇第一皇子

天足彥國押人命
第二皇子

彥姥津命
子或孫

意祁都比賣
或日子國意祁都命或姥津命

○建安命
三世孫　推考

市河
垂仁天皇御世依二神託一奉二仕石上神宮一
物部首祖

米餅搗大使主命
建安命七世孫或爲五世或六世

又中臣臣譜見二國押人命七世孫鏨着大使主一蓋鏨糳之誤米餅通用歟其考說在別記

彥國葺命
天足彥國押人命三世孫或四世同命五世孫

鹽乘津彥命
知順

大難波命
同命五世孫

人花命
押人命七世孫

神龜元年賜二吉田連姓一從五位下

伊富都久命
彥姥津命子

難波宿禰某
同命三世

矢田宿禰某
同命五世

右見二姓氏錄一件人之中蓋係二此統一者有レ之歟

じ、社傳にもしか云傳て、一名布都御魂とも申すといへりとぞ、然れば上にいへる、石上坐布留神と同じ神靈に坐すを、彼此古傳をあつめ稽るに、決て大和の石上より神靈を請せ祭り來れるなり、

注社家の記には、安閑天皇二年現ニ當國一とありとぞ、但し諸社の神の鎮座の年月を詳に云へる説には、いと後の世に漫りに定めたりときこゆるが多ければ、たやすく信じがたし、さて此國內神名帳に、那波郡從五位布留明神とあるは、最初に祀りたる處なるべし、さる例餘にも多き事なり、

さて牛麻呂は、上の條にいへる由緒ありて、神主とはなりたりしなるべし、又その神靈を請せ來るとき、牛麻呂石上より隨ひ侍りて、神主供奉れりしにもやあらむ、さて此神社いつの頃、祭りはじめたるにや詳ならず、國史に見えたまへるは、續後紀承和六年六月甲申、奉レ授ニ上野國无位拔鉾神從五位下一とあるを始にて、三代實錄に、元慶四年五月廿五日、授ニ正四位上勳八等貫前神從三位一といふまで見えたまへり、牛麻呂はこの承和よりは、七十年ばかり以前の人なり、またこの神社、延喜神名式に、甘樂郡貫前神社名神大、と載られたり、卜部兼永卿の加筆に、一名拔鉾大明神とあり、又臨時祭式一古本には、拔鉾神社と書り、又國內神名帳に、鎮守十二社とある最初に、正一位拔鉾大明神とあり、其十二社は延喜の式社なり、その外甘樂郡に正一位拔鉾大明神と見え、また從四位下拔鉾若御子明神、群馬郡に從五位上貫前若御子明神、同西郡に從四位上拔鉾若御子明神など申もあり、和名抄甘樂郡の鄉に、貫前又拔鉾と書別て二鄉載たり、此鄉名は、神社の名より轉りたるにて、元一鄉なりしが、後に戶數の倍したるによりて、割ちて二鄉として、字をば替たるなるべし、諸國の中にも然る例あることなり、今神社のある地を貫前と書て、ヌキサキといへりとぞ、和名抄貫前の唱注に、奴木乃佐とあるは、左伎を書あやまてるなり、（山田郡の鄉名園田とあるは、今も字の如く呼びてまぎれなきを、唱注には曾乃とありて、太の字の脱たり、）朝野群載御體御卜の文に、貫前とあるを古本ヌキヒキとあり、さて神號の貫前は、すなはち拔鉾とも書る義にて、もとより劔に因れる御稱なるべし、そは經津主神の平國（クニムケ）のときの御所爲に、拔ニ十掬劔一、逆剌ニ立于波穗一、趺ニ坐其劔前一、問ニ其大國主神一云々、と古事記に見え、神代紀に、拔ニ十握劔一倒植ニ於地一、

ろがありけるによりて、同じ里人のあざなのごとく、然呼ならひたるなるべし、さるありさまなる事、田舍にはきこゆることぞかし、宗長は歌の道のすき人なれば、その並松といふに心とゞまりて、その系圖の文をもうつしとゞめて、色かへぬ松は云々と、ことほぎたる發句をもよみたりとぞきこえたる、おのれさきに法然上人傳といふ書に、上野國の人に、並榎堅者といふが見えたるによりて、この並松は並榎なるを、寫し誤れるにかとおもひしは、おろそかなりき、その並榎とあるが、かの別當のことならんには、かへりて法然が傳なるは寫し誤れりとすべし、またさきにもいへりしが、萬葉集の石上朝臣乙麿、土佐國に流さるゝ時、その長歌に、石上振の尊者とよめるは、乙麻呂の居地の布留に在けるによりて、然は稱へるなるべし、石上布留と複ねたる氏の如くいへるにはあらず、おもひ混ふべからず、

かくて鍛師牛麻呂は、上に云へるごとく、市川臣が裔の支流にて、これも鍛冶職を受傳へて、甘樂郡に住て、上野國内神名帳、群馬郡に從五位上刀部明神あり、由ありてきこゆ、礒部君姓となり、和名抄碓氷郡の鄕に礒部(伊曾倍)とあり、又いま甘樂郡貫前神社のある地を鳥蒲谷と云ふ、古は礒部谷といひしとぞ、これらの地名を、氏としたりしなるべし、貫前神社に、甘樂郡に坐すなほ下に云ふべし、仕奉りけるが、後に物部公姓を賜りたるなり、この神社の神主の牛麻呂の裔なること、上にいへるに考合すべし、また上野國内神名帳に、多胡郡に從三位物部明神、群馬郡に正四位下物部明神、山田郡に從四位上礒部明神といふが見えたり、由ありてきこゆ、その貫前神社の神主、今は大宮司と稱ひて、家號を一宮といへるは、物部氏にて牛麻呂の裔なるが、相聯綿て奉仕れりときこゆるに合へり、

注しかるを、この神社なる寛永十一年に、林道春の撰られたる鐘の銘に、神主一宮志摩守礒部朝臣氏貞と署せるは、そのかみ混ありて、舊姓を用たりしなるべし、さはいへど、骨を朝臣と稱へるは意得がたし、また今同郡に礒部の氏人あり、其祖に礒邊次郎大夫物部景澄と云ふがきこえたるに、近ごろ其が墓誌の埋れたりしが顯れたりとぞ、さて其景澄が母は、坂本朝臣なりと書傳たる書ありとぞ、その母氏の坂本氏は、姓氏錄左京皇別に、上毛野坂本朝臣見え、和名抄上野國碓氷郡に坂本鄕あり、此氏人なるべし、よしある家がらにて、これも牛麻呂の裔なりと云傳ふとぞ、景澄物部氏にて、礒部を礒邊と書て家號としたりしなり、今の神主の家も同じさまに、礒邊を稱號とせるが、中たびに氏骨を謬錯たりしにて、物部公姓なる事あきらかなるをや、さてその神主の家のほかに、礒部氏の神人ありて、其支流なりとぞ、

さて貫前神は、天文二年卜部兼永卿直筆の神名帳の朱の加筆に、經津主命也とあり、一宮記に記せるも同

て、まぎらはしきを熟く考るに、まづ十千根大連が裔の物部氏は、もと神饒速日命より出て、同紀に、此石上のしか〴〵のときの事よりさきに、出雲に遣されて大社の神寶を掌らしめられし事見えたり、かく神寶を掌れること由緣ある事なるべし、さて物部とは、もと武勇き職もて仕へ奉る部なるよしの稱ときこゆるに、十千根連石上神宮の兵器を掌りて、物部とめされしが後に氏と定まり、又市河が裔の物部も、十千根大連が裔の物部に相副ひて、上に云へる如く、兵器の鍛冶をも兼て奉仕れるを、是をも物部となされたるが、これが後に氏となりたるなり、さてその二流の物部氏、相共にその奉仕れる社地の名によりて、後に十千根が裔の物部氏は石上朝臣と改め、市河が裔の物部氏は布留連と改て、相共に其神宮に仕奉りしものなりけり、古今集雜の上に、石山並松が宮仕へもせで、石上といふ處に、こもり侍りけるを、にはかにかうぶり給はれりければ、よろこびいひつかはすとて、よみてつかはしける、布留今道、此ぬし古今集目錄に、貞觀三年より寬平十年までの官途見えたり、「日の光り藪しわかねは石の上舊にし里に花も咲けり」とみゆ、この並松件の石上の氏人より出て、朝廷に仕奉りしが、故ありて舊貫(モト)の石上の地に蟄りたりけるが、更に爵を賜はれるなるべし、さるを今道がしか賀いひつかはしたる事の聞ゆるは、もと同じ鄕にて、共に神宮につきたる由緣ありて、親しかりつるなるべし、上にも引出たる永正六年の宗長が紀行の、東路のつとの上野國の條に、はま川此地濱川と書て、今群馬郡に在りとぞ、並松別當にして、色かへぬ松はくれ行秋もなし、此別當俗長野姓石上也、並松上野國多胡郡辨官符碑文銘曰、太政官二品穗積親王、左太臣正二位石上尊、此文系圖に有り、布留社あり、「ひのひかりやふしわかねは石上ふりにし里に花咲にけり」、布留今道これまで紀行の文、としるせり、書ざまの拙くて、よくはきこえがたけれど、推して考るに、かの別當石上氏なるが、其が系圖の並松が名の下に、多胡の碑文に、石上尊と見えたるを、同氏のゆかりをおもひて、書入れたりしものなるべし、又布留社ありといへるは、地の文にて、此別當の仕奉れる社をあげたるなるべく、いづれにも由ありてきこゆ、並松別當としもいへるは、この別當が世々の中に、おのれは古今集にも見えたる、石上並松が子孫などいひて、家がらをほこらひた

めてか、然は奏されたりけむあなかしこ、

しかれば此神宮には、兵仗のために鍛師の奉仕べき趣なれば、垂仁の御世に川上部刀を納めたまへる時、神の乞はしたまへる市河は、鍛冶の職を兼て奉仕しめ給ひたりしなるべし、

注天孫本紀饒速日尊の裔の物部の譜に、物部鍛師連弓鏡作氷輕馬連等祖とある、鍛師も同職ながら別氏なり、混ふべからず、さて又河上と云へるは、かの紀に茅渟菟砥川上宮ともありて、菟砥川の川上なる由の地名ならむときこゆるに、鍛冶の名をも河上と云へるは、其居地もて稱に號びしなるべし、すなはちかの紀の一云の傳に、喚二鍛名河上一、とあるをおもふべし、さて同じ紀に、五十瓊敷命居二於茅渟菟砥川上宮一作二劒一千口一、因名二其劒一謂二川上部一、亦曰二裸伴一、とある、因字の義によるときは、菟砥川上宮に居て、令レ作給へるによりて、其劒を川上部とつけられたる由に通ゆれど、なほ一云の傳に、鍛の名を河上と云へる説によりて、鍛河上が作れる刀の部と云義とすべし、さるは此御刀の又名赤裸伴とある訓注に、阿箇播娜我等母、とある例によりて、川上部をも加波加美我等母、と訓べければなり、但し古事記に定二河上部一とあるは、河上宮に隷たる部の人を云へるにて、此御刀の名の河上部とは別事なり、又名赤裸伴とも云へるは、意得がたきを、强て考るに、刀の銳利して着甲たる敵を斬るに、赤裸なるを斬るがごとき義の賛稱にもやあらむ、後世の名劒にも、さる意ばえにて稱號たるが聞えたり、また此赤裸伴を、舊事紀に赤花と書るは、紀の訓注の阿箇播娜の劒を、那の音と心得誤りて、さかしら書せるものなり、

されば、この市川臣も、前の市河が裔にて、鍛師の職をも兼繼て仕奉けるから、物部首とも稱ひしなるべし、

注上にいへる垂仁紀に、市河を春日臣族といひ、又物部首祖あれど、仁德天皇の御世の市川臣の子孫、武藏臣を物部首といひしを、熟くおもひ合せて知るべし、又上にも引たる垂仁紀に、物部十千根大連に、石上の神寶を主らしめ給へることと見えて、故物部連等、至二于今一治二石山神寶一、とあるに、前の市河が裔も物部首とありて、彼も此も物部氏なるに就

れよりさき、紀に承和元年二月、小野神社在二近江國滋賀郡一勅聽下彼氏五位以上、毎レ至二春秋之祭一、不レ得二官符一永以往還上と見えたる、小野氏に准られたる勅なり、かくて其小野氏も、姓氏錄左京皇別に、小野朝臣大春日朝臣同祖、姥津命五世孫、米餅搗大使主命之後也、其後敏達天皇御世、三世大德小野臣妹子、家二于近江國滋賀郡小野村一、因以爲レ氏、とあり、小野氏神社は、式に滋賀郡小野神社二座とあるこれなり、姓氏錄に載られたる、小野の譜の趣によりておもふに、祭神は彥津命米餅搗大使主命にやあるべき、さて按ふに、和名抄上野國甘樂郡綠野郡群馬郡に小野鄕ありて、みな乎乃と唱り、當國の神名帳片岡郡に、從四位上小野明神といふもあり、こは近江の小野氏人の同族の、上野に來り住み、蕃(ヒロ)茂(ゴリ)て地名ともなり、其氏神を此國に祭りて、小野明神ともいへるにやあらむ、

さて布都努斯神社といへるは、式に大和國山邊郡に、石上坐布留神社と載られ、史どもに石上神ともあるこれなり、布都努斯神一名を武御雷神とも稱して、この事古事記傳に委しく辨へられたり、誠に然り、此石上に坐す緣起を、古事記日本紀等を併せ考るに、神武天皇、大和國に征(ミコトム)けに幸したまふとき、御夢の告によりて、獲給へる建御雷神の平國したまひつる、布都御魂御刀を建御雷神の主神として、上代より石上の布留に祀り安置きたまひ、其後垂仁天皇川上伴の劒を納めて神寶としたまひ、天武天皇の御世忍壁皇子を此神宮に遣はして、膏油をもて神寶を瑩しめたまひたること書紀に見え、其外世世に兵杖どもを藏めたまひて、兵杖につきて、嚴(オモ)重く幽(フカ)契(ヨシ)き因緣ある神社にこそはおはしましけれ、

注然るに類聚國史に、桓武天皇の御世、延曆廿四年の下に、去年の二月の事を造石上神宮云々、支三度功程一申三上云々一、太政官奏レ之、勅曰、此神宮所三以異二於他社一者何哉、臣奏云、多收二兵仗一故也、勅有二何因緣一所レ收二之兵器一、奉レ答云、昔來天皇御二其神宮一、便所二宿收一也、去レ都差遠可レ愼二非常一、伏請卜食而運遷云々、收二山城國葛野一訖とありて、次に聖體不豫の御事あり、是石上神の祟なる由、巫に託て告給へるによりて、かの兵仗を石上神社に返納奉給ひし事見え、翌の廿五年三月、天皇つひに崩給ひき、件の太政官の勅答の趣、いかに故實を意得ひが

武藏臣は、國造本紀に、武社國造志賀高穴穗朝、成務天皇にます、和邇臣祖古事記に丸邇許碁登臣と見えて、上に引たるが如し、姓氏錄に、丸部、又和邇部朝臣宿禰臣の三姓も見ゆ、皆孝昭天皇の御後なり、その外にもなほあり、彦意祁都命孫、彦忍人命定二賜國造一と見ゆ、古事記に、天押帶日子命天帶彦國押人命の又の御名にて、上にいへるがごとし、牟邪臣祖、とあるに符へり、かの忍人命成務天皇御世に、國造となされたるは、仁德天皇の御世より、大凡百七八十年ばかりも前なるべければ、市川臣より四世五世ばかり已前の祖の族なるべし、續紀に、神護景雲二年三月、陸奧國牡鹿郡人、春日部奧麻呂等三人賜二姓武射臣一、とあり、春日部も、上に引たる姓氏錄に、大春日朝臣の祖に、春日臣と云ふもあり、其族なるべし、さて武社國は、和名抄に、上總國武射郡、又山邊郡に武射鄕あり、此鄕は神鳳抄に、上總國武射御厨、一名南鄕、とある處なるべし、武射郡山邊郡と相隣れり、此わたり古の武社國にて、武藏臣は其國造の族にて負へる稱なるべし、國の名の武藏は、武藏之と三字に書たるを、國郡の名を二字に書べき御令によりたる書きざまなり、按ひまがふべからず、額田臣と云へるも、和名抄に同國周淮郡に額田鄕あり、これも同じ國造の族なるべし、さて蝦夷が物部首並神主首と號へる由は、垂仁紀に、市河が事を今物部首之始祖也とあれば、此市川臣の子孫にて物部首なりけむを、上に云へる由縁ありて、額田臣武藏臣と稱ひしなるべし、然るを蝦夷が武藏臣を物部首又神主首と號べる意は、何ぞの憎む故ありて、權勢に隨せて貶しめ辱たりしものなるべし、其は後の事ながら加婆禰の序もて考るに、そのかみより、首は臣より等下りたる稱なるが下に、そのかみの人心に、職名を氏に負たるを厭へりとおもはれて、さる氏を改たる例多きをもておもひやるに、蝦夷が渠を憎める意より、武藏臣が舊の職名に因れる物部首姓、又石上神宮の神事に關れるによりて、これも職名もて、神主首とも號たるものなるべし、物部た氏とせるよしは、下に云ふべし、しかるを武藏臣が子日向、天武天皇の御世、己が住居る社地の名に依て、布瑠宿禰と改め賜はりたるなるべし、

注この事を天武紀十三年十二月、諸の連姓五十氏を擧て賜二姓宿禰一とある中に、布留連あり、しかれば、既に布留連と改賜はりたりしを、こゝには後に宿禰になれる方をもて混へ記せるものなり、また續後紀に、承和四年三月、勅聽下大春日布瑠粟田三氏五位已上、准二小野氏一春秋二祀時不レ得二官符一向中在二近江國滋賀郡一氏神社上、と見えたり、姓氏錄を按るに、布瑠粟田二氏も、大春日と同祖なり、こ

へむとす、さるは上に引たる垂仁紀(三十九年の下)に出たる市河の事と、この仁德の御時の市川臣の事と、同人同事なるを、其傳の異なるべくおもはるゝを、熟くおもへば、別事別人なりけり、其はまづ彼垂仁天皇の三十九年より、この仁德天皇の御時の事を、御世の始(治世は八十七年、)として稽るに、凡二百九十年にも餘るべし、然れば彼市河を、此市川臣なりとするときは、其齡三百歳に多く餘るべし、さばかり齡長き人なるべくもおもはれず、(此御世の頃、世にありし武內宿禰は、きこえたかき齡長き人なりけれど、それに比ぶべくもあらず、)故按ふに、此市川臣は、彼市河が裔にて、布留の社地に世世在仕けるを、此とき更に神主に爲され、祖の功を懷ほして、再其名を興して、市川臣と召されたるなるべし、

注臣は臣等を親しみ會釋たまへる稱なり、宿禰連などいへる類も、大かたおなじ意ばえの稱なり、これらを氏につけて稱ふ加婆禰にきはやかにして、八色に定めたまへる事は、天武天皇の御世より始まりて、書紀に見えたるが如し、それより上世には、氏と名と加婆禰との差別分明しからず、其人のある狀によりて、名に着きたるもあり、或は職名に稱號を連ねよべるもあり、また後の世の氏にも、名にも當れるが如くなるもあり、又其子孫も事の狀によりて、稀には其父祖など、それらの名を負ひたりと通けるもありて、とりどりにきこゆ、そのくはしき證は別に論べし、

さて件の姓氏錄に、四世孫額田臣、武藏臣、齊明天皇御世云々、とあるを考るに、まづ仁德天皇の御世より、その齊明天皇の御世までは、凡三百六十年にも餘るべきに、市川臣が四世なる武藏臣が、その御世にあらむことといかゞ、これもさる齡長かりし人にはあるべからず、故おもふに、こは舊本には十四世孫とありけるが、今世に傳はれる本どもに、十字の脫たるなるべし、

注おのれ既に姓氏錄の異本どもを、挍合せ見るに、世次の數字本とも差ひあるは、寫誤れるにて、いづれよしともしれがたきを、其證によりて考るに、これ正しと定らるゝがあり、又本より氏人の傳々にて、異なるもあれど、多くとも三世には過ず、今論ふ十字もなほ異本どもを得たらむには、符へる事あるべし、故十字を補ひて上に記せり、

茅渟菟砥河上、而喚鍛名河上、作大刀一千口、是時楯部倭文部云々、並十箇品部、賜五十瓊敷皇子、其一千口大刀者藏于忍坂邑、然後從忍坂移之藏于石上神宮、是時乞之言春日臣族名市河令治、因以令市河令治、是今物部首之始祖也、とも見え、また八十七年二月、五十瓊敷命謂妹大中姫命曰我老也、不能掌神寶、自今以後必汝主焉云々、然遂大中姫命、授物部十千根大連而令治、故物部連等、至于今治石上神寶是緣也、など見えたるに因て、併せ考るに、市河を春日臣族といひ、又今物部首之始祖也、とあるは、姓氏錄（攝津皇別）に、物部首、大春日朝臣同祖也、（また物部は、物部首同祖、米餅搗大使主命之後也、また今一氏物部ありて、これも同祖なり、）その大春日朝臣は、出自孝昭天皇皇子天帶彥國押人命也云々、（小野朝臣の譜も同じ、）大鷦鷯天皇（仁德天皇にます、）臨幸其家、詔號糟垣臣、後改爲春日臣、（古事記にも、天押帶日子命を春日臣祖とあり、）桓武天皇延曆二十年、賜大春日朝臣姓、と見ゆ、又姓氏錄（大和皇別）に、布留宿禰、柿本朝臣同祖、天足彥國押人命七世孫、（此代數、小野朝臣櫟井臣の譜には五世、和邇部の譜にはこゝと同じく七世とあり、とり〴〵に傳へたるなり、）米餅搗大使主命之後也、男木事命男市川臣、（普通本に朝臣とあり、今古本ともに朝字なきに依る、下文なるも同じ、是より下古本の正しきをとりて引る所あり、わづらはしくことわらず、）大鷦鷯天皇御世（仁德天皇の御事なり、）遷幸倭、賀布都努斯神社於石上郷布瑠村（和名抄山邊郡石上郷、）高庭之地、以市川臣爲神主、（十）四世孫（十字今補へり、其由下に論ふべし、）額田臣、武藏臣、齊明天皇御世、宗我蝦夷大臣號武藏臣、曰物部首幷神主首、因兹失臣姓、男（武藏臣の男なり、）正五位上日向、天武天皇御世、依社地名改布瑠宿禰、日向三世孫邑智等也、とあり、さて木事命は、古事記反正の段に、天皇娶丸邇之許碁登臣之女都怒郎女生御子云々、と見え、書紀には元年秋八月立大宅臣祖木事之女津野媛爲皇夫人、生云々、とあるこれなり、丸邇は大和國の地名にて添上郡にあり、又續後紀に、承和二年三月辛酉、下總國人陸奧鎭守將軍外從五位下勳六等物部匝瑳連熊猪、改連賜宿禰云々、昔物部小事大連、錫節天朝、出征坂東、凱歌歸報、藉此功勳、令得於下總國、始建匝瑳郡、仍以爲氏、是則熊猪等祖也、とある、物部小事連も同人なるべし、小をコとよめること、萬葉集にも見ゆ、しかれば小事は物部氏なれば、男の市川臣も元より物部氏なりけり、故其子孫の武藏臣を、蝦夷が物部首と號加へたりしものなり、さて又かの姓氏錄に見えたる、布留宿禰の傳いと混らはしく聞ゆるを、證し辨

麻呂等四人、賜ニ姓物部公一、と見えたるは、辛巳碑に、佐野三家定ヨ賜健安命孫黒賣刀自一、と記たる、健安命の裔にて、もと神龜碑に見えたる物部君千足等と同族にて、そのかみ礒部君姓なりしを、（礒部は和名抄に、碓氷郡礒部（伊曾倍）、）當時千足等と同じ物部氏姓を賜はりしなり、但し千足は碑に物部の君の姓なるに、此度牛麻呂等に、公の姓を賜ひたるは、既に天平寶字三年天下諸姓、着ニ君字ー者換以ニ公字一、と續紀に見えたる御制なるが故なり、（碑の神龜三年より、この天平三年まで三十四年、）さて姓氏錄を按るに、まづ彼健安命は、孝昭天皇の後孫にて、物部氏の遠祖にておはすに、二碑文を併考れば、物部君千足等は黒賣刀自と同氏、健安命の裔にて、牛麻呂ももと其族なるが故に、（礒部君姓を改めて、）千足と同じ物部氏を賜はりしなるべし、さて健安命の遠祖、また此物部氏の同祖なるよし考たる證は、まづ姓氏錄（左京皇別下、）に、葉栗臣和爾部朝臣同祖、彦姥津命三世之孫建安命之後也、（安を穴と書る本のあるは誤寫なり、また碑に健と書るを、こゝに建と書るは省畫にて、古書どもに其例多し、）と見え、その彦姥津命は、丈部の下に天足彦國押人命孫と見え、羽束首の下には、同命の男とあり、さて其天足彦押人命は、日本書紀（孝昭天皇紀、）を考るに、孝昭天皇第一皇子にて、（姓氏錄には、大春日朝臣の下に、孝昭天皇の皇子とのみ注せり、）孝安天皇（御名書紀に、日本足彦國押人命、古事記には大倭帶日子國押人命とあり、）の御兄に坐り、

注 御母は世襲足姫、古事記には、天押帶日子命と稱し、御母余曾多本毘賣とあり、共に御名の唱のいさゝか異なるのみにて同じ御事なり、また彦姥津命は、日本紀に載られず、古事記に、開化天皇日子國意祁都命の妹、意祁都比賣を婚したまへることのみ見えて、御親を記されず、按に開化天皇は、孝安天皇の曾孫に坐せば、その御齡もて考れば、丈部の傳に孫とあるぞ正しかるべき、

また上に引たる書どもに、垂仁紀傳を引合せて、なほ考るに、この物部氏の祖、市河臣といふ人、天足彦國押人命七世孫、米餅搗大使主命の男、木事命の男にて、大和國石上布瑠ニ坐す、布都奴斯神社の神主と爲されたり、これ決く牛麻呂等が祖なるべし、其證はまづ垂仁紀三十九年十月、五十瓊敷命、居ニ於茅渟菟砥川上宮一、作ニ劍一千口一、因名ニ其劍一謂ニ川上部一、亦名曰ニ裸伴一、藏ニ于石上神宮一也、是後命ニ五十瓊敷命一、俾レ主ニ石上神宮之神寶一、と見え、（古事記には印色入日子命云々、坐ニ鳥取之河上宮一、令レ作ニ横刀壹仟口一、是奉レ納ニ石上神宮一、即坐ニ其宮一、定ニ河上部一也、とあり、さて此地の事は記傳に委し、）一云、五十瓊敷皇子、居ニ

長利僧母爲記定文也、放光寺僧、放光寺僧の四字、上文を離れて、其行に引下げて書り、さてこの文意、件の三兒の中、僧長利母黑賣刀自に、佐野の三家と稱ふを定賜へる事と、其祖また其夫の祖、また其子生りし事を、母の爲に顯はさむとして、此石文に定記せる由なり、（此の結句も神龜碑の末文に、天地誓願仕奉石文、と書ると同じ文勢にて、漢文の格にあらざる事、上にいへるが如し、）放光寺僧と書るは、則長利が事なるを、上に云へるによりて、こゝにいはざるなり、さてその長利は、佐野の三家の一家の主なりけるが、そのかみ僧になりて、放光寺の住持となりて在りしなるべき事、二碑に記せるおもむきを考合て推知られたり、放光寺は上にいへる如く、今下佐野に放光寺（一說に放光院、）とて在りとぞ、この國內神名帳群馬郡に、從四位上放光明神見えたり、（この神社いま詳ならずと、國人の記せるものに見ゆ、）相並に由ある社寺なるべし、さて又此碑の在る所八幡山の上の窟中に、藥師佛の石像ある前庭に建たるは、そのかみ黑賣刀自が死りしを、その窟中に葬り、常に信みたりけむ佛像を像り置、長利がはからひて、母の爲に云々の由を、石文にものして建置たりしにやあらむ、（放光寺そのかみ、この碑の在るわたりにありけるを、後に今ある地へうつせるにか、然らばいはゆる八幡山にありときこゆる八幡社は、むかしの放光明神にはあらざるか、）さてその放光は字のごとき靈威ありけるによりて、社にまれ、寺にまれ、いづれかさきに建はじめて、相並に畏みまつりたりしなるべし、

○據二碑文一推考、大兒氏佐野三家子等系、（世數不レ詳者以二雙系一、）

新川臣某——斯多禰□——大兒臣某
　├佐野三家之某（母健安命商物部君黑賣刀自、）
　├佐野三家之某（同上）
　└佐野三家之某（同上）

件三家某三人之中一人後爲レ僧、法名長利住二持放光寺一、

三家毛□

三家知萬呂

右二人、蓋三家之某等三人中之族以二三家一爲レ氏、

別記

神龜碑に見えたる、礒部牛麻呂がうへにつきて、黑賣刀自が遠祖、また其物部氏なる由を考證せる因に、說はまほしき事どものいできにたるを、とりあつめて、別にこゝに云べし、按に續日本紀に、天平神護二年五月、上野國甘樂郡人、外大初位下礒部君（通本君字無し、今一本に據る、）牛

るゝを、彼是におよぼして、はた因にいはまほしき事の出きて、事長かれば、下に別に説ふべし、黒賣刀自の名クルメと讀てあるべし、羣馬の唱を和名抄に、久留末と見え、今も然いへど、國人なべては今グンマといへり、古しへはクルメといひたらむには、其地名を負へるなるべし、此字此刀自新川臣兒斯冬禰足尼孫大兒君娶三兒、（コノトジニヒカハノオミノコシタネソコネノソンタコノキミニアヒテサンジアリ）（ソコネ）の下に二字ばかり剝蝕て見えず、推考るに刀自とありしなるべし、いづれにも黒賣刀自の事ときこゆ、新川氏いまだ考へず、この國内神名帳群馬郡西郡に、新渠明神見えたり、この新渠地名にてニヒカハならむには、渠字は字書に溝渠也、また水所ㇾ居也など見え、又川名とも見えたり、但し和名抄當國勢多郡の郷名の高渠を、太加無會と見ゆ、その訓の例によらばニヒミゾならむか、なほその國人らに、よく尋ねて考へ定むべし、其地に依れる氏人なるべし、兒は子なり、古書に兒を子として親子などに通はし書る事例なり、斯の下の冬は多の略字なり、これも然書る體古筆に例あり、其下の四字剝滅たるを、これかれの拓本を見合すれば、禰足尼孫とよむべし、祢を珎と讀み、足を之と見たる釋本あり、然も見なさるれど、さてはつきなきこゝちせらるれば、姑くかく讀みつ、但し斯多禰足尼新川臣の子ならむには、其骨を受て臣とこそはいふべけれ、足尼とはいふまじきことわりながら、もとは上古に人を美稱ふるべしなの言なりしかば、そのかみ邊鄙にはなほいにしへ意の遺りて、然にも稱へりしなるべし、こゝの孫字もまた字音にて讀むべし、三兒は字音にアリといふ辭をそへてよむべし、三人の子ありといへるなり、これより下文漢文の格ならず、又書ざまもことに拙し、其こゝろして讀むべきなり、また三兒を雅しくは、コミタリウメリなどよむべけれど、此文體にては、字音にてあるべし、大兒君は神龜碑に、大兒君那刀自と見えたる女子と同姓なるべし、かく推し定めて上の此字より讀つらぬれば、此刀自（コノトジ）新川臣兒斯多禰足禰孫大兒臣娶三兒（ニヒハカノオミノコシタネスクネノソンタコノオミニアヒテサンジアリ）、と讀べし、さては以上の文意、佐野の三家は健安命の裔、黒賣刀自にはじめて定賜へるなり、此刀自は新川臣の子斯多禰足尼の孫なるが、大兒臣に婚（アヒ）て、子三人を生りといへるなり、かくてその三人の子、三家あるを、佐野三家と稱ひ、前の神龜の碑に、佐野三家子等といへる、すなはち其三人の子等が、自稱へる言なるべき事合ひてきこゆ、しかれば佐野の三家の子等の父は、大兒君、もとの氏は新川臣なり、其母は黒賣刀自なり、三家といへるは稱號にて、それより別れたるには、三家を氏の如く呼りときこゆる事などは、既に神龜碑の注にいへるがごとし、その黒賣刀自は、健安命の裔なる事は、此上文に見え、氏は物部にて神龜碑に見えたる物部君と、同孫にて、礒部君とはいへるも、もと同孫ときこえたり、其由は別記に注ふべし、

山名上村辛巳碑

辛巳歲集月三日記

佐野三家定賜健安命孫黑賣刀自此□新川臣兒斯多弥足尼孫大兒君娶三兒長利僧母爲記定文也

放光寺僧

（碑圖略之）

此碑綠野郡山名村に屬る、山名八幡山の上に、山名上村と呼て、民戸十烟ばかりある所の窟中に、藥師佛の石像あり、其前庭の左の方に建り、碑石竪三尺ばかり、横一尺五寸ばかりあり、これもいたく刓壞て文字鮮ならず、よく揩うつすことかたしとぞ、此碑金井澤の碑のあるところと、今道武拾町ばかり相隔れりとぞ、（これらも高崎人に尋ね合せたるおもむきなり、）今其拓本四通を見合て、己が讀とれるところをもて、これも上の碑どもと、同じさまに目やすくものして、その文を論ひ注すべし、

辛巳歲、この辛巳は、上に擧たる神龜丙寅の碑の後の干支にて、その丙寅より十六年に當れる、天平十三年の辛巳なるべし、（今文政二年まで、千百四十一年、）其は此碑文と神龜の碑文と、相徵（アカ）すべき事のあるがうへに、此碑の文末に記せる放光寺は、今群馬郡下佐野といふ所に、天平山放光院といふがあり、（此寺の事なほ下に注ふべし、）山號を天平山としもいふは、其天平十三年の頃草創の事をおもひて、後に然稱へるなるべく、かた〴〵由ありてきこゆれば、この辛巳は天平のならひと定めいへるなり、（神龜より前の干支にもとむれば、四十六年前の天武天皇の十年に當りて、何のよりどころもある事なし、）年號を記さざりつるは、何の故もなくたゞ書ざりしなるべし、

集月三日記　集月は月の異名なるべくおもはるれど、いまだ考へず、又按ふに、十も集もともに入聲緝韵の字なれば、十に通はし用ひたるにはあらざるか、（都良香の富士山記に、延暦廿一年と書る、廿も十と同韵なるを通はし用ひたるなり、）

佐野三家定（ヨ）賜健安命孫黑賣（クルメ）刀自（トジ）、此くだりの文義は、因に神龜の碑の三家子等の下に注へり、照せ考ふべし、安字の宀冠の下滅ておぼゝしきを、前人の釋文にはみな守と讀つれど、己が見たる一打本には、安字と見なさるゝがうへに、證ありてきこゆれば、かく定めてよみつ、（其由はなほ下にいふべし、）孫はひこにはあらで、後孫の義と意得べし、ミスヱと讀むべきが如くなれど、文體をおもふに、字音によみてあるべし、さて此文にて佐野三家子等、また同族の健安命の裔なる事推知ら

次願遠近有緣知識、四恩云々、現在法侶等、同蒙二利益一云々、など見え、

【注】東大寺大佛記に載たる詔に、廣及二法界一、爲二朕知識一、遂使下同蒙二利益一、共致中菩提上、また預二諸知識者一、懇發二至誠心一、各招二介福一、また太政官奉レ勅、普告二天下一、牽三率知識一、と見ゆ、此時の事なるべし、文德實錄に、齊衡元年九月、八幡大菩薩に詔旨文に、東大寺の盧舍那佛波佐保天皇御世爾、大菩薩乎知識爾奉レ唱（イサナヒ）天、奉レ造給倍利、など詔へることも見えたり、これらの知識は結緣の爲にとて、錢稻などを募りて出さしめたまへるにて、後世に勸進といふ趣なるを、强して知識と稱へるなり、續紀に、天平十九年河內國人阿保連人麻呂錢一貫文、越中國礪波臣志留志米三千碩、奉二盧舍那佛知識一、このほか人々の知識物を獻れる事の見えたるもその類なり、こはまことの知識にはあらず、

また推古天皇十五年に造れる、法隆寺藥師佛銅像光背銘に、池邊大宮治二天下一天皇大御身勞賜時、歳時丙午年、召二於大王天皇一與二太子一（ト）、而誓願賜我大御病大平欲レ坐、故將下造二寺藥師像一作中仕奉上詔、然當時崩賜、造不レ堪者、小治田大宮治天下大王天皇、及東宮聖王、大命受賜而、歳次丁卯年仕奉、（同寺の天平十九年に記せる緣起にも、奉下爲池邊大宮御宇天皇在二坐御世々々一天皇上、歳次丁卯小治田大宮御宇天皇、幷東宮上宮聖德法皇、法隆學問寺幷四天王寺云々、葛城尼寺平敬造仕奉、）といへる文も見えたり、（この文は特に云々仕奉といへる例、また漢文格ならぬ書ざまなる例とすべし、）なほこれらの文に准へて、此碑文の意を推知るべし、かくて此碑の文中に、そのかみの例の佛を信める言見えず、某々の名を告て、天地誓願仕奉といへる意を推し量るに、署名の六口同族なるが、いはゆる知識を結びて、ますます親睦まじからむ事を、天神地祇に誓願せるにて、語は上に引出たるごとき、そのかみの文例に據れるなるべし、さるは上にもいへるごとく、七世父母としも云へるは、何とさせる事もなく、たゞ遠祖かけて親しくおもひ入たる眞情より、例文にしたがへるものなるべし、今もこの國にては、契約と稱ひて同じ族、また親しき輩、をりをり集會て、もの食ひ酒飲むことする習俗の里のありと、その國人の語れり、これはたおもひあはされてなむ、

神龜三年丙寅二月十九日　聖武天皇の御世なり、（今文政二年まで、千百五十六年なり、）

にはあらで、古意のおのづから似たるなり、是のごとく摠合せて、九人知識をむすびて、天神地祇に誓願して仕奉る由を勒せる石文なりといへるなり、

注碑を石文といへる事これより古くは見あたらず、めづらし、石文は伊志夫美とよむべし、漢字の碑に當たる言なり、石文ナリと辭を加へてよむべし、次にいふ辛巳碑の末文に、長利僧母爲記定文也、と書ると同じ文勢にて、漢文の格にはあらず、石文を歌には、和泉式部集に、「こひいかは遠からめやは陸奥のこゝろつくしのつほの石ふみ」、とよめるやふるからむ、またこの碑文の意は、萬葉集に、天平元年大伴三中宿禰の長歌に、玉葛、いや遠長に、祖の名も、繼ゆくものと、母父に、妻に子どもに、かたらひて、立にし日より、たらちねの、母のみことは、齋甕を、前に居置て云々、眞幸くませと、天地の、神に乞禱み云々、また催馬樂葦垣の歌章に、天地の神も證したべ、我は申議し申さずなど、天地の神に乞禱誓言せる意ばえに似たり、

この碑の誓願文の類の、古文どもの見およびたるを、こゝに記して考に備ふべし、そはまづ河内國西琳寺舊記に載たる、欽明天皇御世の五年に造れる金銅彌陀光の銘文に、一種知識敬造二彌陀佛像幷二菩薩一、願此功德現在親族、福延二萬世一、七世父母、隨レ意往、含靈之類、同二斯福力一、また大和國法隆寺なる推古天皇御世の三十一年に造れる、銅釋迦像光背の銘文に、癸未年三月中、如レ願敬造二釋尊像幷俠侍一、及莊嚴竟、乘二斯微福一、信近知識現在安穩、出レ生入レ死、奉二三主一、紹二隆三寶一、遂共二彼岸一、普二遍六道法界、含識得二脫苦緣一、同趣二菩提一云々 同國多武峯寺なる古の粟生寺の塔の露盤の和銅八年の銘に、仲臣朝臣大嶋惶惶誓願云々、敬以進二上於三重寶塔七科鑪盤一矣、仰願藉二此功德一、皇太子神靈速證二无上菩提一焉、願七世先靈、共登二彼岸一、願大嶋大夫必得二佛果一、及二含識一俱成二正覺一、同國藥師寺天平勝寶四年に建たる、佛足石碑前面右旁の文に、知識家口男女大小、以下剝滅 また靈異記に、丹生直弟上者云々、聖武御世、弟上年七十歲、妻六十二歲、懷任生レ女云々、女子異奇の狀あり、今省く、國司郡鄉悉喜、引二率知識一建二七重塔一云々、又延曆廿年に記せる、伊勢國多度寺緣起に、道俗知識等、造二立法堂幷僧房大衆湯屋一云々、同資財帳の跋にも、伏願云々、道俗知識等、頃年之間、構二造法堂一云々所二云々、

スナの借字に用たるなり、よく文體をよみあぢはひて、考へ知るべし、下の文に、如是知識結而天地誓願云々、とあるに照せて知るべし、此下文に、碑を石文と書るにおなじ、さて其むすぶと云ふ言の古くものに見えたるは、續紀神護景雲三年五月の詔に、悪奴止母止相結互謀家良久、新撰字鏡に、期ハ契約也會也要也、阿比牟須比波加留、萬葉集六卷に、結之情、同九卷に、加吉結など見え、また孝德紀に、特勢之男浪要ニ他女ヿ、欽明紀に、自レ古以來約ソ爲ニ兄弟ヿ、また約ニ和親ヿ、また約束など訓めるこれなり、色葉字類抄に、媾をムスボルとも訓り、さて件の知識所結人と書るより、下文は言のまゝに書て、字の置きざま漢文の格に依らずして書り、

三宅ノ毛□次治萬呂鍛師礒ア君牛麻呂合三口　三家は此碑の本願三家の子等より別れて、三家を氏とせるなるべし、次の辛巳碑の注にいへる由に考合すべし、毛字の下二字ばかりが間滅損て見えざれど、ほのかに萬呂とも見ゆるが如くなれど、さだめかねつ、名なるべき事は著し、次ニ治萬呂とあるは、同氏の人なり、次ニとありて氏を書ざるをおもふべし、上文に次某と書るにも准へ思ふべし、治はハルとよみてあるべし、古書に例多し、又おもふに、治字の音はヂにて濁音なれば、古人の名の上につくべきにあらざれど、まれにはチの清音にも用たりとおもはるゝもあれば、チならむもしらず、かくて、すでに云へるごとく、上文に現在侍家刀自と書るは黒賣刀自にて、三家の中の宗家の婦人にて、この三家毛□次治萬呂といへるは、同族の二家の主なりけむ、鍛師礒ア君牛麻呂の鍛師はカヌチとよむべし、書紀に、鍛師の古訓カヌチ、新撰字鏡に鑰加奴知、礒アはイソベとよむべし、和名抄碓氷郡の郷に、礒部伊曾倍、アは部字の旁を艸略せる書ざまにて、古より用來れり、されど碑などに書むことは、似つかはしからぬわざなり、さてこの牛麻呂は、黒賣刀自の族礒部君姓にてありけるが、後に物部姓を賜へり、續紀に、甘樂郡人、外大初位下礒部君牛麻呂等四人、賜ニ姓物部公ヿ、と見えたるこれなり、此牛麻呂のうへにつきて、黒賣刀自の遠祖、また其物部氏なる由を考證せる因に、いはまほしき事のいできたるが、長々しくなりぬれば、言別て此後に記し添たるを、立かへりて此に引合て見るべし、合三口は毛□治萬呂牛麻呂の三人なり、

如是知識結而天地誓願仕奉石文　如レ是は上文を承たる言にて、天地とは天神地祇をさしていへるなり、當昔の意ばえをおもひやりて、字音に讀べし、後世のなまさかしき人の、虚しく天地といへる意にはあらじ、漢國にも古は天神地祇を、徒に天地といへりときこゆる文の例あれど、こゝにはそれに倣へる

記に、上野國の住人、大胡山上の一族云々と見えたる大胡も、多胡の地名に依れる氏人ときこゆるに、（山上も當國の地名なり、）多に大ノ字を書るも、おもひ合すべし、しかれば、大兒も多古とよみて、當國の地名によれる氏人なるべし、那刀自の那は音にてよむべし、さて此大兒君那刀自は、佐野子等と同族ときこゆ、その由は辛巳碑文の注にいふべし、

孫物部君千足（ヒコモノヽベノキミチタリ）　孫とは、この上の那刀自の孫の由か、然らば那刀自　物部君某の妻となりて、生る子の子なるべし、其物部氏は黒賣刀自と同氏人なり、その由は下に別に説ふべし、

次馴刀自次□馴刀自合六口（ツギニナレトジ　アハセテロククチ）　次馴刀自云々とは、上の千足が次々にといへるにて、次々の孫女なり、さて馴字の旁、碑字髣髴しけれど、しばらくかく見なしたるまゝにかきて、奈禮とよみてはあれど、人の名にはおだやかならぬこゝちす、（馴字旁の川の上に斜畫を書るは、古筆にその例あり、）その次の次字の下、二字ばかり碑字滅て、いかにともよみがたし、六口は音に讀てあるべし、家刀自より合せて六人なり、

又知識所レ結人（マタチシキトコロノムスブヒト）　知識は相知相識の義にて、もはら同心に佛教を信む輩どち云へる稱にて、今の俗に講中などいふが如き、睦するかぎりをいへりときこゆ、其は朝野群載に、知識文と標て、山王院千手堂住僧等（躍イ）躍謹言、請三殊十方施主恩改一造三間四面檜皮葺堂一宇一狀云々、（文略）延暦寺牒二當國衙一、欲レ被下殊加二衙勢一令レ運一上材木一、造中建講堂一宇上狀云々、（文略）延暦寺牒二當國四所衙一、欲レ被下加二隨分力一令レ曳一上材木一、造中講堂一宇上狀云々、（文略）延暦寺牒二諸大施主衙一、欲レ被下加二隨分知識一改中造講堂一宇上狀云々、（文略）とあり、ともに天暦四年四月十日の牒狀なり、本朝文粹の知識文の部にも、慶滋保胤の勸學會所欲下被二故人黨結一同レ心合レ力建中立堂舍上狀云々、（文略）など見えたり、（また、性靈集に、知識の爲に華嚴會を行ふ由の願文あり、續性靈集に、勧進奉レ造二佛塔一知識書、また唱鐘の知識文、また高野寺鐘の知識文もあり、）件の題狀どもを知識文といへるをもて、知識といへる意を知るべし、なほ下文の意、又其條に引注せる、古誓願文などの例を合せ見て、知識といへる稱どもを證ししるべし、さて知識所レ結人といへる結とは、漢文にはあらで、今の世にも契をむすぶなどいふむすぶの意にて、約字の義なり、（結字を漢文に、結社結黨結婚など用たる例ありて、義も似たれど、こゝなるは其れにはあらず、たゞム

なほ後に論へる、辛巳の碑文と互に合せ考ふべし、

爲二七世父母現在父母一現在侍家刀自　七世父母とは此碑建たる主より七世の祖といへるなり、己より七世の父母をとりわきて重きものとせるは、もと漢國にて七世廟などとて、殊さらにものせる制もありけるを、皇國にても、其意をまねびたる例あり、注下に引く古碑どもの文にも見えたり、また齊明紀に、五年七月庚寅、詔二羣臣一於二京内諸寺一、勸二講盂蘭盆經一、使レ報二七世父母一、と見えたり、このいはれは盂蘭盆經に說出たり、もとは漢國にて、七世廟とてものするにあはせて作りたる佛說ときこゆ、此碑文なるも其敎意に依れるものなるべし、但し此碑文の意は、必しも七世の父母にかぎれるにはあらで、幾世にまれ、遠祖までかけたる意なるべし、現在父母もいはゆる、七世の父母の中ながら、上に七世父母と云へるは、上にも云ふ如く、たゞ先祖をいへる稱なるが故に、世に現る父母をば別に稱へるなり、現在侍家刀自とは、きはめて辛巳碑に見えたる黑賣刀自の事にて、此碑主の三家子等とある人の母なるべし、その碑文に併せて考察るべし、（下文に某刀自と記せるには、みな姓を書き、これのみ家刀自といへるにも、意をつくべし、）侍は侍養の義ときこゆ、刀自はもはら家内の事とる長しき婦を呼ふ稱なり、允恭紀に戸每の訓注覩自、萬葉集の歌に、妣刀自、家刀自、靈異記に、家室を伊戸乃止之、遊仙窟の主人母をイヘトジとよめり、（但し委しく說ふときは、その呼びざまさまざま轉ひあり、ここには盡し難し、）

他田君日頭刀自（ヲサダノキミヒノトトジ）　他田君、姓氏錄の和泉國皇別に、他田氏ありて、大彥命の後なるよし見ゆ、他田の唱は、大和駿河などの地名の例によりて、乎娑陁（ヲサダ）とよむべし、日頭は比乃度とよむべきにや、和名抄に、武藏國豐島郡の鄕名に、日頭ハ比乃度とよめり、但し此碑の日ノ字は目のごとくにも見ゆ、然らば兎乃度か、

大兒君那刀自（タコノキミナトジ）　この大字碑文にては人と見ゆれど、辛巳碑に大兒君とあると、同姓なるべくおもはるゝ由あれば、大字の橫畫の塡（ウツモ）り滅たるなりとさだめて、大兒と作して多古とよむべし、但し古書どもに、大ノ字を多の假字に用ひたる例は見あたらざれど、太と同音同義の字なれば、用ひもすべきなり、（次の碑どもに、大ノ字の中に點とおぼしき蹟ある事なし、また古き片假字に、タを太とも、大とも書り、これもかよはして用ひたるにか、）さて多古は、和銅四年當國に多胡郡を置れたる事、續紀に見え、和名抄片岡郡の鄕に多胡あり、（此地名の事は、上の和銅碑の注にいへり、）太平

川を隔てゝあなたざまをば、上佐野と呼ならへるとぞ、しかれば當昔は贄(サヌノ)郷を上下に分て、其川のこなたは、下贄郷なりし事しるし、しかるに和名抄に此郷名見えず、(他書などに見あたらず、)はやくその郷名を改られたりしなるべし、(此改られたる郷名はいまだ考へず、)されどなほ今にいたるまで、其名は遺れるなり、

高田里　此里名ものに見あたらず、當國の國内神名帳群馬郡西郡に、從三位高田明神と申すを載たり、(吾妻鏡に、高田盛遠と長秀連と、上野菅野庄爭論の事見ゆ、盛遠が氏の高田は此地名なるや、)今山名村に遠からぬ中居倉賀などいふ村のわたりに、高田と呼ぶ所ありとぞ、

三家子等　辛巳碑に、佐野三家定二賜健安命孫黒賣刀自(クルメトジ)一と記せり、其三家の子等と云へるなるべし、さて其佐野三家定二賜云々一とは、姓を定賜へる事にはあらで、黒賣刀自といへる女の、志行などの聞えあるによりて、其を賞て、それが子三人三家同等に定めて、課役など免じたまへる事のありけるを、共に三家と稱ひて、おのづから氏の如くに、稱號としたりしものなるべし、(下文に三家毛□といふが見えたり、此氏の事は下にいふべし、)定賜とは、國造本紀の文に、某定二賜國造一と書るに似たる記ざまなり、さてまた黒賣刀自が、志行などに依れるならむといへるは、此碑文また辛巳の碑文の趣によりて、景迹をおしはかるに、續紀に、神龜元年二月甲午、聖武天皇即位の時の詔に、孝子順孫義夫節婦、咸表二門閭一、終レ身勿レ事、と見えたる度の事ならむと、殊に察ひめぐらせるなり、

注但し件の詔は、もはら新制にはあらず、はやく田令に、凡孝子順孫義夫節婦、志行聞二於國郡一者、申二太政官一奏聞表二其門閭一同籍悉免二課役一有二精誠通感一者、別加二優賞一と見え、戸令に、凡國守云々、部内有下好學篤道、孝悌忠信、清白異行、發二聞於郷里一者上、擧而進レ之、とも見えたる趣なり、さるは續紀に、大寶二年十月戊申、頒二下律令于天下諸國一と見えて、その頒令よりいくかもあらぬ乙卯の詔に、上自二曾祖一下至二玄孫一奕世孝順者、擧戸給レ復、表二旌門閭一以爲二義家一と殊更に命下されたる事見え、また和銅元年正月、武藏國より和銅を獻りたる時の詔に、孝子云々、表二其門閭一優復三年、と見えたり、此神龜の度の詔に、終レ身勿レ事と定め詔へるは、殊に篤く賞たまはむとなり、

たれど、おとつ日の山越にいみじう飢にたれば、くはしうとひきゝて、さらばとて、山路にかゝれり、げにけはしうもあらねど、行あふ人だにあらず、くれぐれとさまよひありくわびしさ云々、すべて一里ばかりをこえぬれば、金井澤にいたれり、此澤水にそひて、二つの山間を七八町もやきぬらむ、いたうおくまりたる山陰の賤がふせやの庭に、神龜三年の古き碑たてり、此山のかたはらより、近き頃ほり出せしとかや、もとより永き世につたはれとて、彫たる石ぶみとも見えず、そこはかとなき手すさみやうにものせしにや、多胡の碑のやうにもあらで、在りしながらの少しひらめいたる方に文字あり、これも今は八幡宮にいはひたるは、高崎の宮部義正がいひすゝめて、かくしたりとぞ、相ともにこれを摺得たり、石の面たかさひくさありて、よくもうつらず、此碑に下賛郷としるせり、今此あたりは、根小屋といひて、是より河の向ひを佐野といへり、この碑によれば、いにしへ河の向ひは上佐野といひ、この根小屋のあたりは下佐野といひて、中に流るゝ河なむ佐野の中川にてやありけむ、たゞあからさまなる石ぶみなれども、千歳ふりにし後よりみれば、かゝるかうがへともなるめり、寺尾にいでゝ永福寺にまうでぬ云々、ゆふつゝの光を見つゝ、さまよひありきて、うすひく牛のごと、また高崎の驛路にめぐりいでくといへり、今この考の下書畢れるをりにあひて、件の日記を見たるが、こゝろゆきておもしろく、はた考の證にもそなふべければ、書そへつ、いはゆるこの佐野の中川は、千載集の戀歌に、源仲綱、「住なれしさのゝ中川瀬たえしてなかれかはるは涙なりけり」、と見えたる歌詞の名所なるにや、

上野國羣馬郡　和名抄、上野國の郡名に、群馬久留末この郡中の郷名にも群馬あり、

下賛郷　賛は佐奴とよむべし、佐奴岐を讃岐と書と同じ例なり、此地萬葉集上野國歌に、可美都氣野、左野乃九久多知、乎里波夜志云々、可美都氣奴、佐野田能奈倍爾云々、可美都氣努、佐野乃布奈波之、登利波奈之云々、など見え、次に擧る辛巳碑に、此碑は天平十三年辛巳に建たるものなる事、下に論ふがごとし、佐野三家とあるも此地名なり、今此碑の在る山名村わたりを、おしなべてたゞに佐野と呼び、

曰ニ大至眞尊、次天覆地載陰陽眞尊、次供正眞尊ニ、其事甚妙、故啓ニ叙其宗旨ニ也、など見えたる道家の稱にや倣ひたりけむ、

金井澤神龜碑

上野國羣馬郡下賛郷高田里三家子等爲七世父母現在
父母現在侍家刀自他田君目頭刀目大兒君那刀自孫物
部君千足次𩊠刀自次□𩊠刀自合六口又知識所結人三
家毛□次知万呂鍛師礒ア君牛麻呂合三口如是知識結
而天地誓願仕奉石文

神龜三年丙寅二月廿九日

この碑、綠野郡山名村に屬る山間の澤水に沿ひたる、金井澤と云へる處の民家の庭に在り、（此地高崎領なり、）其地は同郡根小屋村の界にて、また片岡郡の界にも隣しとぞ、（この碑のある所の地名、とりどりに記せるものゝ見えて詳ならざるは、然入合たる地なればなり、）天明の始のころ、長雨して其上の山の崩たるとき、此碑顯れて今在る處に（當時民家の庭なりしとぞ、）轉び落たりけるを、村人ども神なりとして、やがて其處に崇めおけるを、後に八幡宮と呼ぶことゝなりぬとぞ、其碑石は尋常のごとくけづりたるにはあらで、自然なるを用ひて、そのやゝ平みたる方に、文字を彫りたるが、いたく銚滅（チビキエ）て鮮ならぬがうへに、石面もとより凸凹ありて、よく揩うつしがたし、おほよそ竪三尺ばかり横二尺五寸ばかりありとぞ、（土俗この碑を刀自碑といへりとぞ、文中に刀自と書る字の多く見ゆる故ときこゆ、また兒童は牡丹餠石とも稱ふとぞ、其形おもひやるべし、この件の事どもは、高崎人に糺してよくたづれ合せたる趣なり、）さて此碑字の揩たるを、五紙見合するに、この壞損の字はいづれも見えがたき中に、互にいさゝか字形のほのかに見ゆるところどころのあるを、とり合てみるときは、某字なるべくおもひやらるゝもあるに、はやく人々の讀て記せるが四通あるにも考合せなどして、おほかたは讀とるべくなりぬれど、なほ讀得がたきはいかゞはせむ、今おのれが讀とれるところをもて、あながちに其字體にはよらで、目やすく書あらはしおきて、その文の條々を論ひ注し試むべし、また次に出せる山名上村なる辛巳碑文と、互に合せ考へて、其旨趣を知るべき由ありて、次々に論ふがごとし、

注かく記せる後に、かの山吹日記といふ紀行に、此碑の事をも記せるを見る、その文に云、鏑河の下の方をわたる（鏑は甘樂の訛れるなりとぞ）云々、金井澤の道を問ふ、此向ひの山越をすぐれば近しとをしへ

注當時の他の文書どもを見合するに、道守は□□氏、乙麻呂は石上氏なり、又同じ頃の文書に、謹奉小黒卿座下眞人と書る牘あり、他の文書を見合するに、小黒は藤原小黒麻呂なり、眞人は河内忌寸なり、この卿字も尊と同じ意ばえに美許等に當て、麻呂をば省きて書たるものなるべし、萬葉集に、石上乙麻呂卿配二土左國一之時歌云々、石上振乃尊者とよめるも、乙麻呂をあがめたる言なり、振は大和國石上の布留にて、乙麻呂の居地にかけていへるなるべし、この歌の端詞とゝのはず、落字などのあるなるべし、おもふに乙麻呂の妻のなるべくきこゆ、尊と稱へる言のさまおもひ合すべし、また命字を用ゆるは、御言の義の訓を假借(カリ)たるなり、○因にいふ、中むかしまでも品輕からぬ人を尊と稱へりときこえて、今昔物語集に、辨某の從者、主の衣櫃を盜に奪はれたる時の詞に、調度負たらむ尊達行て搦めよと行(オコナ)へば云々、また大藏史生宗岳高助が娘を傅くとて、驕態せる事どもを記せる語に、侍には落ぶれたる尊の子共の、爲方なく不合なるを語ひ將來て、樣々に裝束ぞかして仕はせけるなど見えたり、此いひざま亦此碑に尊と書る趣をあぢはひて、上世におよぼして、美許等と稱へる敬辭の意を推し考ふべし、但し又同書に左京大夫某が、其職の屬紀茂經を憎み罵れる詞に、此の尊はもとより、此く艶ならぬ物狂とは知りたれども云々と見えたる、尊は、いたく卑しめ侮りたるかた轉(ウツ)しなる詞づかひなり、○また此碑よりもはやく持統天皇の御世に建たりと見ゆる、下野の那須國造の碑銘に、廣氏尊胤と書る尊字も、美許等に當たるにもやあらむ、然らば訓はヒロウヂノミコトノコなるべし、また或書に載せたる攝津國古田某が藏る古瓦なりと云へる打本に、太政官二品穗積親王、和銅二年正月廿日、奉行左太臣正二位石上尊、と銘あり、いと信がたき書ざまなり、この多胡碑銘によりて、贋造りたるものなるべし、○又おもふに、しか尊字を用ひたるは、もと佛者が釋尊不動尊地藏尊など書るに傚へるなるべきか、釋氏要覽に、尊者梵云、阿梨夷、謂二德行智具可レ尊之者一、といへり、其は唐六典禮部の條に、道士の法を載たる中に、言二二儀一之間有二三十三天一、一天之中三十六宮、宮有二一主一、最高者曰二無極至尊一、次

てありぬべし、

知太政官二品穂積親王、碑文太の字の上、一字滅て見えず、知の字を補ふべし、續紀に、慶雲二年九月、詔ニ二品穂積親王ニ知ニ太政官事ニ、また靈龜元年七月丙子、知太政官事一品穂積親王薨、天武天皇第五子也、と見えたり、知太故官はもはら太政大臣の職掌なれども、親王におはしながら事とり給ふが故に、そのかみ知太政官と稱せるなり、知太政官の雅稱の例、いまだ見およばず、太政官は於保支萬都利碁登乃部加左、と稱ふべく、二品は布太都乃之奈、親王は美古と申すべき例なり、但しこゝにては音讀にて然るべし、此親王の御名をば憚らずして書たるは、ふと意得ひがめたるかたなどのありてなるべし、部人のおしはかりに、穂積と申すを氏のごと意えたるにこそ、碑文に穂積の二字、ともに衣偏に書るは誤りなり、かゝる目近き字すら誤れるつたなさをもおもふべし、

左太臣正二位石上尊、麻呂公なり、尊と書る由は、下に論ふべし、續紀に、和銅元年三月、右大臣正二位石上朝臣麻呂爲ニ左大臣ニ養老元年三月癸卯、左大臣正二位石上朝臣麻呂薨云々、泊瀨朝倉朝廷大連物部之後、難波朝衞部太華上宇麻子之子也、左大臣正二位も、音讀にてあるべし、雅稱は比陀利乃於保伎萬倍都藝美なり、

右太臣正二位藤原尊、不比等公なり、續紀に和銅元年三月、大納言正二位藤原朝臣不比等爲ニ右大臣ニ養老四年八月癸未、右大臣正二位藤原朝臣不比等薨、近江朝内大臣大織冠鎌足之第二子也、これも官位、ともに音讀にすべし、雅稱は美藝乃於保伎萬倍都藝美、さて件の左右の大臣の大を、太と書るはめづらし、古は然かよはしても書りとみえて、東大寺なる佛經の古紙に遺れる、大寳年間の文書に、其世の年號を太寳と書き、又その近き後のものにも然書るが多くて、大の字を用ひたるかたは、かへりて少なく見えたり、此碑文なるも准へてしるべし、また此二人の公たちの名を書ずして尊とも書るは、ことに憚り敬ひたる辭にて、そのかみの書體なるべし、尊は美許等と讀むべし、此碑の後、養老に撰上られたる日本書紀に、尊字を神名人名の崇稱に用ひて、至貴曰レ尊、自餘曰レ命、並訓ニ美擧等ニ也、と注されたるは、當時はじめて尊字を選びて、當用ひられたるにはあらで、はやくより美許等と云ふに用來れるを、紀には其を至貴のかたに用ふる例と定られたるなり、また東大寺に藏る天平年中の文書の中の啓文に、十一月一日謹上道守尊座下、長瀨若麻呂謹狀、また乙萬呂尊御從側云々、とかける書も見えたり、證とすべし、

の下より鳥のつばさのごと見ゆるもの丶、はらはらと出るを、いとけしうおもひてまもりければ、しきりに生ひ出くるを、あるやうあらむともおもひたらず、やをらよりて引ぬきつ、さておどろき目覺たるに、此翼を拔とりたれば、ありしやうに道行くべくもなくなりて、今はゐてまゐらむずさもあらず、おのづから日ごとのみかどまゐりおこたりて、まうのぼらねば、しばしこそさてもすくいたまひけれ、こはよからぬこ丶ろもて、かくまゐらぬなめりとおもほしければ、やがてうてのみつかひを下して、うちほろぼしたまひけり、其妻子らなきかなしみつ丶、にげゆきける所を、今に落合となむ云ふ、かの八峯小脛を後に神にあがまへて、今も沼田におはしますとなむと、こ丶なる翁等が語り傳へたる、あやしきことぞかしな、このぬしが事しるせし古きふみ、宮に傳へたりときこゆるぞゆかしき、それ讀たらば、このことゞものはじめをはりよくしるべかめれど、みだりに人に見せねば、かひなしと記せり、

○和銅四年云々は、元明天皇の御世なり、

注この四年を今の俗にはヨネンと唱へど、雅しくはシネムといふべきなり、法隆寺勸學院に藏る古文書の中の田劵に、建保四年十二月十四日を假名にて、けんほうしねんじうにがちじうしにちと書るがあり、證とすべし、○和銅四年より今文政二年まで千百六十一年なり、

宣は此下にしるせる、左中辨の傳宣せられたる由なり、

左中弁正五位下多治比眞人、此ぬしの名は水守なるべし、其は續紀に、大寶元年七月左大臣正二位多治比眞人島薨、書紀持統巻四年に、此人右大臣とせられたること見ゆ、云々、大臣宣化天皇之玄孫、多治比王之子也、と見え、同二年十一月に、尾張守從五位下多治比眞人水守、賜二封一千戸一、と見えたるは、島眞人の子にて、此後左中辨に補されたりしにもやあらむ、なほ考ふべし、この氏の出自は、姓氏錄左京皇別、多治比眞人宣化天皇之皇子賀美惠波王之後也、と見え、此王の事は、古事記書紀にも見えたり、書紀の天武巻に、十三年丹比公賜レ姓曰二眞人一、と見えたり、さてこのぬしの氏骨を書て、名を記さゞるは、羊が憚たるなるべし、下に論ふと合せ見て知るべし、さてこの左中辨正五位下を、雅稱には、比毛利の於保刀毛比、於保支伊都々乃久眞井乃之毛都之奈、と稱ふべき例なれど、こゝの文にては、つれのごとく音讀に

をおもへば、さる諺を世にいひなれたりしなるべし、〇かく下書せし後に、山吹日記とて、上野下野わたりを見廻れる紀行の書を見るに、近きころ心ある人のものせりと見ゆるが、名をば記さず、其上野の事記せる條に云、福島金井をすぐれば、甘樂多胡二郡の堺なるべし、長根吉井などいふあたりをもすぎぬ、西北の方にやあらむ、羊の住たりし跡とて、山のはるかに見ゆるそこに、觀音大士の佛院ありとなむ、こゝよりも道一里ばかりなるべしとぞ、池村にいたる古き石ぶみあり、和銅四年の事をゑりつけたり、世に羊の碑といへり、これは長崎彌之助がしる所なり、彼おほぢ豫州は、我あづまの仰をうけ奉りて、九重の御垣のほとりに仕ふまつりけるほど、伊藤東涯にかたれりしを、やがて蓋簪錄にしるしたるより、世にやう〱知りにたり、されどもそのころは、また石のおもてうつすことなどにはおよばざりき、近ごろ金井正字がうちてつたへしより、あまねく人もしりて、稀には打碑をさへもてあそぶ人もありて、拓本も世にいできにたり、今はゆゑありて領主より、いかめしう拜殿などつくりて、碑をうつすことをとゞめたり、是を預り守る家に行て休らふ、あるじのをのこかねて摺おきたり、これめせとて、あやしのよそほひせしを見せたれど、すべていやしさいはむかたなし、價をとへばこがね百匹とこたふ、いで此ぬしがかうめうの馬も、たゞ一匹こそはきこえたれ、いみじの心たかさよと笑ひてやみぬ、さても此羊の大夫は、きこえし此國の人なりけり、なにがしとかきこえし高名の馬にうちのりて、日ごとにもゝしきの大宮にまうのぼり仕うまつりけり、さるにこそこの供にしたがふべき人、すべてあらず、ひとりのずんさ八拳小脛と聞えしは、きはめて足の長くて、いとすくよかなりければ、いさゝかおくるゝことなく、常にしたがひけり、三とせも、このあまさかるひなのながぢを、はる〴〵と足たゆくつかふまつれるを、いそしみめでおもほして、片岡緑野甘樂のうちをわかちさきて、あらたに多胡の郡を置て、此ぬしになむ賜ひてけり、かくてある日、やつかこはぎ道のゆくてに、あかなく睡ぶたかりければ、すべなくてしばしまどろみけり、其かたはらにそひゐてみれば、腋

八束城接八束嶺、因得此名焉、羊氏毎日朝京師、必乘龍駒、一豎從之、豎脛八尺、故曰八束小脛、和銅四年、人或上變、告羊氏欲反狀、主將某率官兵以擊之、羊氏不能拒戰、單騎遁走至池村、而自殺、其首拔飛墜於池村、就葬立碑、今尚存、龍駒亦逸至馬庭村、飛躍昇天、今馬庭山瑞雲寺卽其處也、羊氏之宰從羊夫人而逃、至落合村、爲官兵所逼、夫人及七嬪與宰皆死、墓有七與山宗永寺卽此也、池村民家患瘧者、禱羊氏祠則止、乃采水中石以祀其神云爾、といへり、さて此いはゆる龍駒のごとき古事は、筑前介南淵深雄等が記せる、肥前國松浦廟宮本緣起に見ゆ、其は藤原廣繼が五異と稱ふ事を擧たる中の第三異に、龍馬出來、注に少貳任初年冬十二月、郭中聞一音七度嘶之、卽以高直買取令芻飼、專不飡例草、只飡荒强草、或時食大小楉、又其形體尤奇異也、是知龍駒、仍試櫪中打四杌芻飼之間、漸々立登四杌、如此經數日、縮足立一杌之、遠近見聞甚爲異體、また第四異に、峙面從者不後龍馬、注に得件龍馬、午上從都府之務、午後勤朝家之命、如此往返之間、備中國板倉橋爪立異體男、專不似例人、于時少貳問云、汝居住何處乎、申云、丹波國氷上郡所生矢田弘麻呂也、申云、卽被召奉永主人也、又申云、誰人洛下鎭西、朝夕往返給人、其人吾共可有云々、參候更不後御馬之尻、及渡門司關之時、進立御馬之前也、世傳云、龍馬出來者有峙面、若謂之歟、また第五異に、花洛鎭西朝夕往返、注に往古今來世人未有此事、奇異甚多、今略擧五異而已、設雖得龍駒、朝夕往返身力豈堪乎、仍異常人也、といひ、また廣繼謀反のきこえありとて、討手を遣はしたるに遁て討るゝところの文に、遁去肥前國松浦郡値加浦、乘龍駒遙欲移隣朝、向馬於海上不敢進、其時少貳云、以小直買此馬、故不進也、卽削頭棄畢、と記せり、件の羊が事と相似たる古き諺なり、又龍馬の事を、萬葉集五卷にも、太宰帥大伴旅人卿の都人に贈られたる歌に、「多都能馬も今も得てしか青によし奈良の都に往て來むため」、とよまれたるは、周禮に、凡馬八尺以上爲龍、など見えたるによりて、駿足の馬を龍馬といふによられたりときこゆ、今も得てしがといへる

り、されどこゝには午時と書べきを、今時としも書るは、上野國人の方言にひかれて、ふと今の字をかきたりしものなるべし、

上野國多胡庄ヲ立テ、都へ上ケルガ、未ノ時ノ御物沙汰合セテ、申時ニ國ヘ下リ付ケル間、羊大夫ト申ケル、此人申ノ中半ニ、上野國群馬郡有馬郷ヲ立テ、日ノ入合ニハ三條ノ室町ニ付レケリ云々としるせり、いとみだり説ときこえて、すべては論ふにもたらねど、そのかみすでに羊と云人の、足疾かりしといへる傳説のありしなり、

注今群馬郡に羊大夫が裔なりといひ、繼て小幡といふを氏とし、また碓氷郡秋間村眞野村にも然言ひ傳へて、田子を氏とせる家門あり、いづれも系圖などは失ひて藏らず、また石見國の津和野の君の臣にも、田子の同族ありと聞およべり、こは今多胡と書るよし聞及べり、是らさきに其國人の語りき、また武藏國足立郡に、村名は忘れたり、慈光寺とて上野の羊大夫の創めて建たる寺なりと、云傳ふるがありて、大同の年號を用たる、多治比眞人小美津麻呂書寫の奥書せる大般若經あり、此小美津麻呂といへるは、羊大夫の事なりと云傳へたりとて、前に或人その奥書ある處の零紙をえてもてるを見せたりき、大同は和銅より九十年にも、あまれる後なれば、時世さらに合はず、おもふにその寺は、羊がゆかりありて建たる寺なるに、あはせてかの經書る人の多治比眞人なるに、この多胡碑に記せる辨官の多治比眞人の同姓なるに、はた和銅と大同と年號の似たりげにきこゆるを引合せて、さかしらごとせるを、さは言傳へたるものなるべし、さて其寺は吾妻鏡にも見え、又元亨釋書にも、釋延救武州慈光寺賴筭之徒也、など見えたる寺なるべし、○また上野の事記せるものゝ中に、綠野郡落合村宗永禪寺の境内、七輿（ナヽコシ）山の麓に、羊大夫の墓なりと云傳たる石棺露（アラハ）出れて在り、銘文は見えず、上屋を造り覆ひて、天滿大自在羊天神と稱ひて祀れり、後人の謾りに作れる緣起文、その寺にありといへり、また上野人某が寶曆六年に記せる書に、此碑文の事をいへる中に、郡成給羊義未レ詳、土人呼爲二羊大夫碑一、故姑從二土人所一レ傳、記二此如一レ左、鹽谷二墟者、小幡羊大夫之邑也、巉巖險阻、獸不レ能レ走、其巓有二巨巖一、俗稱二御前石一、又有二

ば、はやくよりなべてはキサと稱ひぞしにけむ、また中昔の軍物語に、武藏七黨と稱へる中にも、私市氏ありてキサイチとよみ來れり、其ともがらを私黨(シノタウ)ともいへるこれなり、その私市もとは丹波の地名を負たる氏人の遷り住りしにか、いづれにも私部に由あるべけれど、いまだ考へず、姓名錄抄、連の部に大私キサイチとよめるは、私市の唱へに混へたるにて、上に論へる敏達紀に、私部をキサイチとよめるたぐひの誤なるべし、この私部といふ稱、また氏の事など、さばかりこゝに論らふべくもあらざれど、例の因みに考へたる趣を、すてもやらでなむ、

さてこの羊が事、いまもその國人の傳說に、きはめて足疾き人にて、一日が內に都に往來して、朝に仕奉れり、その賞に多胡郡をたまへるよし、しどけなきことを語り傳ふとぞ、されどそれも古き語說ときこえて、延文文和のころ、安居院と稱へる僧の記せる神道集といふ書に、羊大夫と云へるものゝ足疾かりつることを記せり、さるは履仲天皇のころの事として、いとみだりなることゞもをしるせるつゞきに、群馬郡地頭伊香保大夫、自二河西一七郡ノ內ニ聞ヘタル足早ニ、云フ二羊大夫ト一人ヲ召シテ文書ツヽ、二人ノ姬君並ニ大將殿ノ御自害ノ事ヲバ、都ヘ申サレケル、此羊ノ大夫ト申スハ今時ニ、

注今按るに、今時とは午時といへるなり、今も東國の方言に今をうまといひ、馬をいまといひ、或は相通はしいふ所もありとぞ、さるはむかしよりいへりときこえて、六帖に、「東路のうまや〳〵とかぞへつゝあふみの近くなるかうれしさ」、基俊家集に、「みちのくのかみのもとよりの朝臣、馬えさせむといひて云々、おとせざりしかば、「あらたまの年のいつとせまちわひぬわかみもしらすうまはたのまし」と見え、又大和物語に、天慶の頃平忠文陸奧國の將軍になりて下りける時に、伴ひける子の監命婦におくる文を、其國の篠塚驛より便につけて遣はしけるを、かの子死て後にその文をもち來れるを見てよめる歌に、「しの塚のむまや〳〵と待わひし君はむなしくなりそしにける」、とも見えたり、此歌どもみな陸奧にかけて、今と馬とをかよはしてよめるは、わざと東國の方言をいひ出たるな

その私氏は、私部より出たる氏なるべし、私部は書紀敏達の卷に、六年二月甲辰朔詔置日祀部私部、と見えたり、此私部を釋紀にキサイベと訓み、姓名錄抄拾芥抄なる、姓戸部にも載せて其訓同じ、印本の訓にキサイチとあるは、後世に私市といへる氏のあるに混ひたるものなるべし、さて私字をキサイとよめる由は、前漢書の張放傳に、大官私官とある下の服虔が注に、私官皇后之官と見え、また後漢書百官志に、中宮私府令一人とも見えたり、私字を后の稱に用ひたる、漢國の例に據りたる書ざまとぞ通えたる、かくて私部をキサイベと唱ふは、中昔よりの言便にて、雅しくはキサイベと唱ふべきなり、さて此氏の出自は、姓氏錄右京皇別に、大私部（印本には私を誤りて松と書り、其は私字を古へは松ともかけるを、寫し誤れるなり、）開化天皇皇子彦坐命之後也、日本紀漏と見ゆ、上に擧たる敏達天皇よりも前の御世に、后の奉爲に定置れたりし部に、大私部の氏を賜ひたりしなるべく、敏達天皇の御世に置れたる私部は、それとは別なりしなるべし、此氏皇極紀五年の條末に、異本に是歲大神栗隈君私部君使於百濟國也、と見え、姓名錄に、阿祇奈君の部に載せ、姓戸錄にも載て、或は無戸と注し、併にオホキサイベと訓り、さて和名抄に、丹波國何鹿郡に私部鄉あり、東寺に藏る延喜十七年の丹波國の田劵文に、木前鄉松部村とあり、松は私にて、古の一の書ざまなり、古書に例あり、和名抄には、同國船井郡に木前鄉あり、いま何鹿船井兩郡相隣たるをおもへば、もとは同地なりけるが、後に郡に屬けて分れたりしなるべし、また賀茂神記に、壽永三年の社領四十一箇所の中に、丹波國私市庄見ゆ、今何鹿郡に私市村といふが在とぞ、私部鄉の市場の地なるべし、又和名抄に、因幡國八上郡に私部鄉見ゆ、此鄉今は八東郡と分てるかたの郡に入て、キサイチと唱ふと國人いへり、ともに私部に由ありて負へる地名なるべし、かくてこの比都自が氏の私も、私部より出たる氏なるべし、類聚國史に、天長六年の事に私朝臣宅繼、三代實錄仁和三年の下に、私造萬福といへる氏人見ゆ、また姓名錄抄一字訓姓の中にも、私ありてキサとよめり、さて此私も丹波の木前も雅しくは、キサキと唱ふべけれど、徒にキサキと呼はむことのつきなく憚らしけれ

眞虎といへるも異さまなり、はやく持統紀に、兵衞生部虎といふが見えたり、

さて此新郡を羊に給ふといへる事は、羊いかなる功勳ありてたまひたるにか、續紀に見えず、此論上にいへり、おもふに、羊この土人にて殊なる功勳ありけるによりて、別勅をもてこの新郡三百戸を食封に賜ひ、郡務など執らしめたまひたりしなるべし、

注さるは野地開田の事などにもやありけむ、さはいへど令條に、四品正一位の食封三百戸と見えたるに、そのかみ羊は庶人ときこゆるに、三百戸の食封たまひたらむは、あまりに甚しかるべきを、いづれにも殊にすぐれたる功勳のありし故なるべし、此時よりや、後の事に、續紀に、和銅七年正月、二品長親王、舍人親王、新田部親王、三品志貴親王、益ニ封各二百戸、從三位長屋王一百戸、封租全給、其食封田租全給ニ封主ニ自レ此始矣、といへる事見えたり、又姓氏錄佐伯直譜に、景行天皇の皇子稻背入彦の男、御諸別命、成務天皇の御世に、中ヨ分針間國一給レ之、仍號ニ針間別一、また續後紀承和二年三月の下に、下總國人物部匝瑳(サフサノ)連熊猪、改レ連賜ニ宿禰一云々、昔物部小事(コット)大連、錫ニ節天朝一出ニ征坂東一凱歌歸報、籍ニ此功勳一令レ得ニ於下總國始建ニ匝瑳郡一仍以爲レ氏、是則熊猪等祖也、といへる事見えたり、これら令前の事にはあれど、羊が事に准へ察ふべし、

また祿令に、凡令條之外、若有ニ特封及增一者、並依ニ別勅一、又同令に、凡五位以上、以レ功食レ封者、其身亡者、大功減半傳ニ三世一、上功減ニ三分之一一傳ニ二世一、中功減ニ四分之三一傳レ子、下功不レ傳、といへる事も見えたり、

かくて此碑文に羊が姓を書ざりつるは、ことのほかなるさまにて、食封を賜はれるを歡喜び誇らへるあまり、此地に吾をおきて誰かはとおもへる鄙びたる眞心より然は名のみものしたりしなるべし、これをもても、此碑は羊が私に建たりけむとおしはからるゝなり、さて又續紀に、大寶三年五月壬辰、正七位上倉垣連子人、高祖根緒以來子孫、正七位上私(キサキノ)小田(ヲダ)、從七位上私(キサキノ)比都自、長島、及昆弟等皆訴得レ免ニ雜戸一、と見えたるは、此和銅四年より九年前の事なり、その私比都自、もしくは此羊が事にはあらざるか、何國の人とも見えざれば、定めてはいひがたし、

注件の續紀の文、根緒以來子孫にて讀きりて、正七位上私小田以下は、別氏人と心得てよむべし、また

るに三百家なり、○郡成給レ羊成ニ多胡郡一、こは三百戸を郡となして羊に給ひ、多胡郡と成すと讀てあるべし、拙き書ざまなり、こゝは割ニ云々郡内一置ニ多胡郡一給ニ某姓羊一、など書べきところなり、この郡名の唱は、和名抄に、多胡胡音如レ吳と見ゆ、さて戸令を考ふるに、戸以ニ五十戸一爲レ里、また郡以ニ廿里以下十六里以上一爲ニ大郡一、十二里以上爲ニ上郡一、八里以上爲ニ中郡一、四里以上爲ニ下郡一、二里以上爲ニ小郡一、と見えたり、此郡三百戸ありて、六里なれば下郡なり、

注今按るに、此和銅の頃封戸の輸物の數等しからず、故此後天平十九年五月戊寅の續紀に、太政官奏曰、封戸人數縁レ有ニ多少一、所レ輸雜物其數不レ等、是以官位同等、所レ給殊レ差、於レ法推量、理實不レ愜、請毎ニ一戸一以ニ正丁五六人中男一人一爲レ率、則庸ニ郷別課口二百八十中男五十一擬爲ニ定數一、其田租者毎ニ一戸一以ニ四十束一爲レ限、不レ合ニ加減一、奏可之、と見えたり、此格にては三百戸の田租一萬二千束に當れり、そのかみ羊が給はりつる田租、おほよそ推しはかるべし、○この多胡郡今三十九村ありて、高壹萬千百二拾三石餘の地なりとぞ、

羊は人の稱名なり、

注羊は和名抄に比豆之と訓り、皇國には在らぬ獸名を稱とせるは、つきなけれど例多し、東大寺なる經卷の古紙に見えたる、御野國各牟郡の大寶二年の戸籍に、若帶部羊賣、また天平十一年の備中國の大稅帳の中にも、出雲部羊賣などいへる女みえ、又遠江國濱名郡の天平十二年の租帳交名に、津築郷に、戸主山部羊といへるがあり、又東大寺に藏る、天平神護二年越前國内田地帳に、物部羊といへる名見え、また河内國西琳寺の古記の中、欽明天皇の御世に造る所の金銅彌陀光銘に、高連羊といふ人の名あり、又古本行基菩薩傳に、父を和泉國大鳥郡家原村人高志史羊、といへり、其妻の和銅三年に死れる由見えたれば、この羊は和銅の頃の人なりしこと著し、また萬葉集に、天平勝寶七歲の防人に、上總國長柄郡上丁若麻續部羊といふが見え、又下總國相馬郡人大伴部子羊といふもあり、また續後紀承和十年正月の下にも、上野國新田郡人犬養子羊弟眞虎等二人、賜ニ姓丈部臣一、と見えたるは、この碑の羊と同じ國人にて似たる名なり、又それが弟を

レ羊成ニ多胡郡一、和銅四年三月九日甲寅宣、此多胡郡を置れたる事は、續日本紀に和銅四年三月辛亥(六日)割ニ上野國甘良郡織裳(オリモ)、韓級(カラシナ)、矢田(ヤタ)、大家(オホヤケ)、緑野郡武美、片罡郡山奈(奈字印本などに脱たり、今古本に依る、)等六郷一、別置ニ多胡郡一と見えたるこれなり、

注和名抄片岡郡に多胡郷あり、此地名をもて郡名に着られたるなるべし、但し續紀には片岡郡にては、山奈郷を割れたる由見えたれど、そのかみ多胡はなほ廣き大名の地にて、別に山奈郷内にもおよびて在りしなるべし、また萬葉集の上野國歌に、「あかこひはまさかもかなし草まくら多胡の入野のおくもかなしも」、また多胡の峯とよめるも見ゆ、

但しその辛亥は六日なるに、碑文に九日甲寅宣とありて、日の異なるは、續紀なるは、新に郡を置るゝ由の詔を下されたる事を記されたるにて、給羊と書る事の勅は、九日に辨官の傳宣符を下せるなるべし、さて續紀に此事を記されざるは、漏らされたるにか、又今世に在る續紀は、まゝ事を省きて寫せる本なるべく、おもはるゝ事もあれば、その省きたる中ならむもしらず、(三代格政事要略、そのほか古書どもに見えたる官符などの、史に見えざるがありて、漏らされたりつるにやとおもはるゝがあり、)○上野は和名抄の國名の唱に、加三豆介奴とあり、但し古は多く野を奴といひて、この國の名も萬葉集の歌に、可美都氣努とよみたれば、此文にては古ざまによむべし、但し字のうへにては、古事記に、上毛野と書る義なるを、毛字を省きて二字に書るなり、其は延喜民部式に、凡諸國部内郡里等名、並(ミナ)用ニ二字一、必取ニ嘉名一と見えたる、用ニ二字一制の此和銅四年の頃、はやく行れたりしに依れる書ざまなり、

注明のとし和銅五年に錄せる古事記に、上毛野と書るは、氏をしるせるなれば、本より書來れるまゝにて、國名の書ざまの制には拘はらざりしなり、書紀も其さだめにものせられたりと見ゆ、またこの碑建たる年より、三年にあたる和銅六年の詔に、諸國郡郷名着ニ好字一と、續紀に見えたるは、民部式に取ニ嘉名一と載られたる制の元なるべし、

○片罡郡罡は岡の古體なり、和名抄の唱注に加太乎加とあり、○緑野郡、和名抄に美止乃、○甘良郡、民部式には、甘樂と書り、和名抄にも然書て加牟良と唱めり、○并三郡内、件の三郡の内の六郷なり、其郷は上に擧たる續紀の文に見えたり、○三百戸は、戸令を按

旨の件々は、朝野群載、類聚符宣抄、また政事要略などに多く載たる符案、そのほか今の世に遺傳はれるがあるを見て心得べし、かくて旁例によりて、此碑文を推考るに、三月九日甲寅宣とあるは、下文に記せる左大臣右大臣の内一人の宣なるべきを、左右の大臣を記せるは當時在官の大臣の名を、後世にも顯はさむとなるべし、左中辨多治比眞人は傳宣せし人を顯はせるなり、知太政官穂積親王は、符文には載られつらめど、當時上官の一人なれば、御名を顯はせるなり、この姓名の記しざまによりても、符旨を私に記せるものなること推量りしるべし、又辨官の辨を弁とも書はる、此ほか古人の書るものにも見えて、今も然り、字義は異なれど、通音によりて書例となれるものなるべし、

注 そは毎も辨と書が畫多くて煩はしきを厭へるより、さは書ならへるなるべし、さて辨の雅稱は、和名抄に、大辨於保伊於保刀毛比、中辨奈加乃於保刀毛比、少辨須奈伊於保刀毛比、とあり、西宮抄北山抄等に、大鞆火乃官と書たる文も見ゆ、また官名ははやく天武紀十年の條に大辨官と見えたり、然れば、辨官を雅には於保刀毛比乃都加佐と唱むべけれど、此碑文にては常の如く音唱にてありぬべし、○因に云、於保刀毛比といふ義、いまだ詳なる説をきかず、今しひて按ふるに、刀毛比は阿刀毛比にて、上に引たる令義解に見えたるごとき職掌にて、職原抄にも官中事大辨所二執行一也、仍爲二重職一、とも記されたるがごとく、もはら官中の事を誘ひ行ふ義なるべし、阿刀毛比といふ言は、萬葉集に、御軍を安騰母比またひ、又武士の八十伴男を召集へ聚率ひたまひ、又御船子を阿騰母比立て、また足利思代こぎゆく船はなどなほあり、書紀の古訓に誘字をよめり、この阿刀毛比の言なるを、上に於保といふ言を加へ呼ふにあはせて、阿を省きて刀毛比と連ね唱ひならへるものなるべし、○かくしるせる後に、清水濱臣の考説どもを記せるものを見るに、大辨中辨少辨の訓義とて、職員令に載られたる辨官の職掌を擧て、萬葉集の歌詞を證として、語のもとは大率の義なるべしといへり、はやくいはれたり、但しおのれが考は、いさゝか委しきかたにおもはるれば、もとのまゝにてあるなり、

上野國片岡郡緑野郡甘良郡并三郡内、三百戸郡成給

りといへり、今本郷村と呼ふは、池村のやゝ西にありとぞ、當時この池村も本郷村の內なりけむ、かくて同書に此碑石の上に古樟樹生懸り、碑身半は樹に隱るといへり、高三尺四寸、横二尺餘、厚一尺八寸五分、其下に臺あり、上に覆石あり、中反(ソ)りて平瓦のごとし、三尺四方にて厚六寸、碑面にしるせる楷書八十一字云々と記せり、此碑今は樟樹などの障もなく、神物の如くあへしらひて、守戸たちたるものあり、碑前に拜所を搆(ツク)りおけりとぞ、希しき古碑なれば、守戸はさもありぬべけれど、拜所をものせるはつきなし、

弁官符、今按るに、此碑文辨官符を寫記せるにあらで、其符旨を記せるものなるが、その文法いと拙く調はぬところあるは、羊が私に書て建たるものなるべし、（この羊が事は下に論ふべし、）さるは羊がみづから書るか、人に課せて書せたるにか、知る由なけれど、鄙野人(カタヰナカ)の文の道意得ぬものゝ書るものなるべき事、次々に論ふべし、その心しらひして讀み解くべきなり、（碑の字形奇古にはあれど、手は拙くかたはに見ゆ、善き手なりとて賞はやせる人もきこゆれど、おのれが意にはさは見えず、そはとまれかくまれ、）碑文の官の字宀冠の下壞(ツコホ)て見えざれど、髣髴にそれと見なさるゝがうへに、下文に據りて推しても識るべく、又宗長が東路の裹(ツト)にしるせる並松別當が系圖に、弁官符の碑文、銘曰云々、とありといへるにて、その證ますく明確なり、さて辨官は職員令太政官の義解に、謂太政官內惣有三局、小納言左辨官右辨官是也、大納言以上卽兼通攝也、と見えたり、政事の旨に依て、大臣納言の宣をも傳る職にて、其傳宣の符を辨官符と云へり、古案どもを考るに、多くは左辨官、或は右辨官下二某國一と書き、名署は辨官と史の官位姓草名を書く式と見えたり、職員令の太政官の諸職掌を考るに、左右大臣の職掌を本注に擧二持綱目一とある、義解に謂陳二其大綱一總目必擧也、其諸司諸國之事、由二辨官一者、辨官受取申二於大臣一、大臣位高任重不レ可二細碎一、故唯擧二其大綱一、持二其惣目一也、また左大辨一人とある下の本注に、掌下管二中務式部治部民部一、受二付庶事一、糺二判官內一、署二文案一、勾二稽失一、知中諸司宿直諸國朝集上、若右辨官不レ在、則併行レ之、また右大辨一人、本注に掌レ管二兵部刑部大藏宮內一、餘同二左大辨一、また左中辨一人、本注に掌同二左大辨一云々、と見えたり、（集解の辨官の條事の中に、朱云諸國朝集者、謂二朝集使來一雜政申二辨官一聽裁者、また疏云諸國申レ解者、隨二事色一申二左右一、言武事申レ右文事申レ左、）なほ其辨官の符

ことやかのふたつの石文のほかに、多胡郡なる和銅の石文も、さきにおろ〳〵よみ考たる下書のありつるを、おなじたぐひなればとおもひなりて、ちなみにいさゝかあらためかきつゞりたるを、これもかの人のはからひて、年の次もて巻のはじめにかきて、とぢいれたれば、おのづから上野の三碑の考めけるものとぞなりにたる、すべてふかくこゝろいれたるわざにしもあらず、たゞこゝろやりのすさびなれば、ことにおろそかにして、あやまれるやしひたる説、はた多かりなむを、其は後に考なほしてかきあらためもしてむかし、

天保七年十月二十三日

多胡郡和銅碑

弁官符上野國片罡郡緑野郡甘良郡并三郡内三百戸郡成給羊成多胡郡和銅四年三月九日甲寅宣左中弁正五位下多治比眞人口太政官二品穗積親王左太臣正二位石上尊右太臣正二位藤原尊

（碑圖略之）

此碑多胡郡下池村にあり、池村を上下に分て此名あり、下池村はいま長崎氏の領地なりとぞ、碑身跗石まで竪三尺九寸ばかり、横は下濶にて上の方一尺五寸ばかり、下は二尺ばかりありて、上に覆石ありて、方二尺五寸ばかり、厚五寸あまりなりとぞ、

注此は國人の記せるものによれり、すべてかゝる類の方正ならぬもの、殊に舊び剋びたるものなどは、其を度る人のこゝろ〳〵に、おほよそにものするならひなれば、そのこゝろえあるべきなり、さて此碑の事の古く書に見えたるは、連歌者宗長が東路のつと、いふ、永正六年の紀行の上野國の條に、濱川並松別當の系圖に、上野國多胡郡弁官符碑文、銘曰云々、とありし由しるせり、また伊藤長胤の蓋簪錄に、此碑の事をしるして、多胡郡本郷村にあ

上野國三碑考

此考説は、いにし文政二年の正月、薗田千別のとひ來て、我生土の上野國に、今一宮と申ておはします、貫前神社の神司は、礒邊君牛麻呂の後なりと、語繼ぎ書きも傳へてはあれど、氏をば礒部とも、物部とも、二ざまに書來りて詳ならず、遠祖の名、はた語りも傳へざるがくちをしきを、いかで人々にとひ合せて、正し得させてよと、ねもごろにあつらへつけられてぞある、いかに考得させてむやと請ふに、其はさきに、その國の佐野の三家の二つの石文の意を、解きこゝろみむとして、いさゝか書さしたるもの丶中に、考へおけることのあればとて、立かへりて、さらに書どもを見あはせて考ふるに、證とすべきことの中にも、なほおぼ丶しき事のまじれ丶ば、それもこれもわきためおきてこそと、とりえらび考合するほどに、きもわかき例のこゝろぐせに、ちなみにかたへのことをも明らめ、まだ論ひいはまほしき事などのいでくるまに／＼、書つゞりたれば、おもほえずいとこぢたく、長々しくなむなりぬる、されどなほ、なべてはいまだよくおもひさだめて、かきとゝのへたるにしもあらねば、さながら見すべくもあらざれど、その牛麻呂が遠祖の名と、氏のいはれのさたのみ、ひとひらに書つけて、古書どもにしるせるおもむきを考へあはすれば、かくなむ見えたる、しか考たるゆゑよし、はたちなみに其神社の事にさへおよびたる考説ども丶、おのづからいできにたれど、いまだかたなりにおもはる丶すぢのうちまじれ丶ば、其は後にこそとて見せたるを、やがてかの社司がりおくりたれば、よろこびいひおこせたりとぞ、さりけれど、後にその考書はいかにとしも、きこえこぬにあはせて、年經ぬるを、このごろある人、かの石文どものよみえがたきに、おのれを論ひがたきにして、いかにといふにひかれて、さきにものせる下書をまさぐり出したれば、れいの書みだしたるが、しみにさへそこなはれてありけるを、われながらたどりたどり、よみつゞしりつゝ、こゝかしこ改め書くはへなどしつれば、いとゞしくなりにたれば、ものうくなりてさしおきたりけるを、心しりのまめやか人の、かくてはとてかく書うつして得させたるなり、ま

こゆるを、菅原公の御手なりとて、世にもて崇むる事のなか〳〵にかしこく、かつはかたはらいたきこゝちせらるれば、かくまでは書しるして なほわが輩と論ひ試みむとてものせるなり、

天保十四年十一月稿

は、手のすぢはことなれど、前なるにも勝るばかりのよき手とみゆ、此本書いづこいかなる人の藏てるにか知らず、いづれにもはやくよりきこえ高き、全文の本の殘缺を、文章をばよくも讀見ずして、連ね臨せるものなるべし、さらずばよき手書の、みだりに文を省きて書つらねたるものなるべし、いづれにも全文ならぬことは疑なし、さてまた此長谷寺縁起の書に見およびたるは、伊呂波字類抄に、長谷寺の下に、豊山寺一云異名也と記して、縁起云とておほむねは此縁起の趣にて、小しく異なることをも交へて、あら〳〵と記して、末に子細具存ニ障子文ニ也、因レ茲知ニ本縁起ニ也、と記せり、そのかみ彼寺の障子に、例のこの縁起を約め、異説をも造り加へて書し置たりけるを、又約めて抄書せるものとみえたり、また扶桑略記には、縁起を引て、神龜四年三月廿二日供養、行基菩薩導師義暹法師咒願、一云咒願玄昉僧正云々、道明德道所ニ建立ニといひ、また爲憲記に載たる、天平五年德蓮記縁起等文、とて引載たるには、辛酉年近江國三尾崎より洪水に流出たる靈木を、出雲大滿が佛に造らむと發願せるに、果さずして死けるを、沙彌德蓮神龜四年佛に造れる由いへり、古事談にも、扶桑略記に引たる縁起、爲憲記を引記せるに、縁記のかたに道明德道相共に寺を建立せること加はりたり、元亨釋書に記せる趣も、おほかたこれに同じくて、道明德蓮が事をいへり、（德蓮といへるは、德道が事なるを、はやくより道を蓮と訛たる説のありしときこゆ、）また今昔物語集には、德道聖人始建ニ長谷寺ニ語、とて記されたるは、おほかた例の縁起の趣なるに、道明が事はなくて、德道がうへのみいひて、神龜四年に造れる由に記されたり、また帝王編年記にはたゞ神龜四年三月廿日、長谷寺供養行基菩薩爲ニ導師ニ、（七大寺年表にも、是年に係て、三月廿日庚午、大和國長谷寺供養、請僧六十口行基導師、）としるせり、これらの書どもにみえたる趣も、もとは例の縁起によりて、謾に增減などせる略縁起に依れるものとぞきこえたる、但しいづれの書に記せるも、天武天皇の御世に係たる説の、一つもみえたることなきは、上に論ひたるごとく、あまりにうちあひがたきに心づきて、又後の縁起には省きたりしにもやありけむ、そも〳〵此縁起の眞僞など、さばかり論ふべき意にてはあらざりつるを、彼佛塔の銘の降婁の字にはじまりて、道明がことにおよび、その縁起に意をつけてよみ見るにあはせて、あまりに妄説とき

此書尾張眞福寺に藏傳たる、永萬元年の古寫本に依る、養老五年に係て、建ニ長谷寺ニ願主弘福寺沙門道明、近江國高島郡有ニ浮耀靈木ニ所レ至之處、必有ニ疾疫ニ隨レ水漂流、至ニ山城國宇治河ニ道明曳レ之至ニ長谷ニ無レ力レ造レ佛、專勤禮拜、良久大臣藤原房前、申ニ請朝廷ニ賜ニ稻三千束ニ令レ造ニ丈六十一面觀音像ニ安置之雷公降臨、摧ニ磐石ニ爲ニ其座ニ矣、或云六人部氏造レ寺云々、佛師稽文會稽主勳と記せるは、宇治川の事をおきては緣起と同說を約めて記せりと通ゆるに、養老の五年に係て記せるは、緣起に四年二月首、佛木引ニ上東峯ニといへる下文に、結レ庵畢て云々と云へるを、翌五年の事とせる說に依れるものなるべし、

然ればトキ、この養老四年云々の事は、本緣起の說にて天慶の度に、建立之後二百廿四年といへるは、その養老四年に云々せるを、寺の建立の基として、寺僧のさは告せるにて、實に此寺を建立せるは、塔銘に見えて、寶龜元年なること上に辨へたるがごとく明なり、そもそも此緣起文は、僞說とはいへどしかすがに古人のいみじき筆のあとの、久しくとゞまれるはめでたきを、これまことに菅原公のぞとおもひて、大空の月をみるがごとくにあふぎたふとむ人の多かるは、あぢきなくかしこし、たゞいにしへのすぐれたる手書のかけるものなりけり、大安寺緣起も今も其古筆の在りて、よき手なるをこれをも菅原公のならむとおもひいふ人もきこゆれど、別當とある其ぬしの、寺家より公家に上る緣起をいかでかは書せ給ふべき、これもまたむかしの手書のものせるなり、さて又菅原公は、御ざえのことこそはあれ、御手も勝れ給ひたりけめど、其はことさらにものにみえたることはなきを、いかなればにか世に女童の手書の神のごとあがめ奉るはつきなし、手かくわざはざえのほどにはよらぬものぞかし、又近き頃大坂人の、古人の手をいとよく臨し集めて板に彫らせて、浪華帖と題したるもの、中に、此緣起文を菅原公のなりと定めて載たり、こをかのはやくより世にきこえ高き搨本に合せけるに、もはら同文ながら首のかたの中間に、二百二十字を省き、次の中間に百六十七字を省き、下のかたにて尾の文まで、二千三百三十字を省きたれば、さらに、文義も縮かぬを、全文のごとく書連ねたるものにして、年號以下署名は全同じ、既くある搨本なると

而坐二彼石上一、其石南有二沓形石一、春日大明神影向石也、

などいへる事ども、あまりなるかしこき妄言なり、さるは藤原氏攝關の家門のごとくにて、いたく權勢ある世となれるうへにて、もはら藤原氏に媚て、房前公の事を造り添、かゝる妄言せるものなる事著し、憎むべし〱、もし菅原大臣の御時に、かゝる妄なる造言せるも○あらむには、重罪にぞ申行ひ給はむかし、

聖人受レ命神龜元年、（中略）相共近行二佛所一、而見常人也、

聖人は、これも道明なり、相共とは德道となり、いと拙くきこえがたき書ざまなり、さて此神龜の時の事は、上文に房前臣奏二元正天皇一云々、といへる時の事をいへるにて、これはた塔銘、また長期が申牒に違へり、妄説なること既に論ひ辨へたるがごとし、そもそも舊き寺々の縁起書を見るに、僧徒の例として、佛の靈驗などを奇怪しく説ひなせる事こそはあれ、尋常の事實に、さばかり妄説せるはをさ〱見えず、長谷寺にも然る例ざまの縁起書ありて、公家にも上り、寺家にも其案の在つらむを、故ありて失ひたるによりて、年經て後もの知らぬえせ法師のありて、いささか聞傳たる縁起の趣に、虚言讒言をもてつけて、此縁起文を作れるものなり、（續日本紀に、稱德天皇の御世、神護景雲二年十月庚申、幸二長谷寺一捨二田十町一、とみえたり、縁起にはかゝる事をばもはら記せる例なるに、此事をだに知らで記さゞりつるなり、）さるは日本紀略に、天慶七年正月九日壬午夜半風雨、大和國豐山寺、（注に長谷寺也、）堂舍皆悉燒亡、驗佛同燒失、建立之後二百廿四年、とみえたるときに、縁起も燒亡せたりしなるべし、かくてその建立之後二百廿四年、といへる年數を推のぼせて算るに、此縁起文に、養老四年庚申歲二月首、佛木引上、東方結レ庵備二香花一、と記せる年に當れり、

注 養老四年より寶龜元年まで、五十一年なり、多寶塔銘文首のかた、九行の間行下字滅て、文義知られざれど、佛像を造りたる由を記したりげにきこゆるは、いはゆる養老四年佛木引上云々、といへる時の事なりしなるべし、さて又扶桑略記にも、件の天慶七年の燒亡の事を記して、正月九日夜半、長谷寺燒亡、歷二二百十八年一有二此火災一、佛像同成二灰燼一、といひて紀略に記せると、歷年數の違ひてきこゆれど、其はかの神龜四年の供養の年を除て、翌五年より是年までの年數に合へり、又七大寺年表に、

の事、時世合はず、そは三代實錄にみえたる長谷寺の僧長朗が申牒に、道明寶龜年中率二其同類一、奉二爲國家一所二建立一也云々といひ、多寶塔銘に、寶龜元年道明率二引八十許人一、天武天皇の奉爲に造れる由記せるに當て、、まづ道明が齡のほどを推考るに、下文に道明が弟子德道が、齊明天皇二年丙辰に生れ、天武天皇四年乙亥廿歳にて出家せりといへば、其師とある道明は、いかに若くとも二十歳ばかりの長なるべく、さだめて二人の齡を推考ふるに、寶龜元年は、道明百三十四歳ばかり、德道は百十五歳の時に當れり、さばかり長壽の師弟あるべくもあらず、こは多寶塔銘に、奉下爲飛鳥淸御原宮治二天下一天皇上敬造、と誌せる文にのみ泥み、全文をばよくも讀わきまへずして、道明を天武天皇の御世の事に係て、妄說を造れるものなること著し、

次谷東岡上、有二十一面堂等一者、長谷寺也、中略專答二德道聖人之願一、而北家養祖房前臣、奏二元正天皇一、奉二詔勅一以所二建立一也、下略

こは下文に、神龜六年己巳歳四月八日、十一面觀自在菩薩を造れりといへるに當れり、されど此寺寶龜元年に建立せる明證あれば、これはた妄說なり、

元正天皇卽位、六年壬戌秋七月、

此天皇の卽位六年は、すなはち養老四年庚申なるを、かく書るは違へり、養老六年は壬戌なれど、卽位よりは八年なり、件の上文に養老四年庚申と書ながら、たちまち下文に然書るは、讒說なるが故なり、

房前臣、中略山中開二禮拜音頗奇一、行二菴前一問曰、聖人何祈二兩家一、答曰、傳聞第六天魔王欲レ犯二我朝一之時、天照大神居二法性宮一、見二此事一、大悲之餘、春日大明神契曰、與レ汝共降二日域一、我成二國王一、汝爲二臣家一、益二彼土衆生一云々、訓二其惠一、忝二二神交二此土塵一、其二神之孫、而兩家治二此國一、佛法興廢可レ有二兩家一、兩家運否可レ依二佛法一、此兩家佛法繁昌者、廣益二衆生一故、遂二此大願一、欲レ應二國土群機一矣、且披三申造二佛像一、中略聖武天皇卽位、天皇踐祚之始、房前臣重勸二解狀一、

聖人とは道明なり、兩家とは此下文をみるに、天皇と藤原家とを合ていへるなり、また第六天魔王云々といひ、天照大神居二法性宮一といひ、こゝのほかにも長谷谿の寶塔寶石の東に、鵝形石ありて、天照大神影向、

しか署されたるはいかなる由にかと考ふるに、公の上狀の意趣は、書どもに見えざれど、當時かの國いたく亂れて、唐世は亡びていはゆる五代の始の頃なりければ、前々の例のまゝに御使を遣はすべき世のさまにあらず、また素より彼國に御使遣す事の弊ある由をも議り給ひたりけむ、かたぐ＼につきて姑御使を止めたまひて、いまだ遣唐使の任をば停られざりしほどなればなるべし、さて其遣唐使を停給へる事の公の傳どもに見えざるは、やや後におよびて、愈（イヨ＜＼）御使遣すことを永く停止たまへる勅ありけるにあはせて、おのづから其任は解たるが故なるべし、長谷雄朝臣の副使も准へ知べし、

上に論へるごとく、右大臣良世公を左大臣と書るが違へる事、はた此たぐひなり、かく詳なる違あれば、此縁起の僞書なる事著きものなるをや、さてかく辨へたるうへは、此縁起の文につきては論ふべくもあらぬわざながら、見過しがたき妄說どもを、たゞ一二（ツ）わきまふべし、

長谷寺縁起文

大安寺そのほか舊き寺々の公家に上る縁起に、某寺縁起と書て、縁起文といへるはあらず、官符などにもみな縁起と云へる例なり、文の字を加へたるは拙し、さて此縁起總ての文の拙さいはむかたなきを、一目見ても知らるれば、今さらに論ふべくもあらず、

吾遣唐大使、略忝加ニ寺官一附ニ大安寺一因依ニ小僧之請一攀ニ入長谷靈寺一爰則偁云々、

文の首に、吾云々と位署姓名云々と辱くも書出せるは、あまりに拙し、中納言とある人の寺別當になさるるは、そのかみの例なれば論ふべくもあらざれど、公のみづから忝加ニ寺官一と、いかでか書せ給ふべき、又爰則偁云々とは、此寺の小僧の請によりて、其縁起を文に作り給へる由にて、奧に執筆云々と官位姓名を記給へるものとせり、大安寺の別當の判署にすら書給はぬ御名を、首尾二處に御名をさへに記給ふべくもあらず、又その二處ともに菅字を管と書り、公いかでみづからの姓字をさは書誤り給ふべき、

天武天皇、更勅ニ弘福寺道明聖人一建ニ精舍於此一矣、

彼金銅佛像下、有ニ天皇御筆縁起文一

この天武天皇の勅を奉れる事、又同天皇御筆縁起文

と記せり、右四人の名署は、此縁起文に題せる前年、寛平七年八月五日、大安寺縁起の文末に、外從五位下行左大史兼春宮大屬壬生望村、去七月十七日仰偁、遣唐副使從五位上守右少辨兼行式部少輔文章博士讃岐介紀朝臣長谷雄傳宣、中納言兼右近衞大將從三位行春宮大夫藤原朝臣時平宣云々とあり、此長谷寺縁起に、望村忌寸の位の外字なし、此主の叙任いまだ考得ざれば、辨ふべき由なし、(但し御產部類記に、新國史を引て、寛平五年四月二日、右大史從六位下壬生忌寸望村を春宮大屬とし、本官如レ故と見えたり、)長谷雄朝臣時平公の官位、大安寺縁起なると全同じ、公卿補任等を考ふるに、二縁起記せる年月日の時に合へるを、道眞公の名署は、大安寺縁起の末署に、俗別當遣唐大使中納言從三位兼行左大辨春宮權大夫侍從菅原朝臣とあり、菅家御傳記公卿補任そのほか古記どもに見えたる御傳を併考ふるに、大安寺縁起なる、寛平七年八月五日の時の位署は合ひ、此長谷寺縁起の同八年二月十日の時の位署は違ひありて合はず、其は此縁起に春宮大夫式部大輔と書たれど、此公春宮大夫に任され給へる事はあらず、此時時平公兼春宮大夫にておはしつることは補任等にみえたり、同時に春宮大夫を二人置れたる事のあるべくもあらず、然るに此縁起の署名の中に、時平公道眞公ともに、春宮大夫と書るは、いかにぞや、又大安寺縁起に、道眞公の兼官に、春宮權大夫とあるは、寛平七年十一月十三日に任されたる兼官にて、其縁起記せる八月五日よりは後の事ながら、公の別當にて判署し給へるは、その兼官の後なるべければ、難なし、さてまた式部大輔は、寛平五年二月十六日に兼任し給ひて、同七年七月十六日、叙二從三位中納言一停二式部大輔春宮亮一とありて、其頃式部大輔にてはおはさゞればこれも合ず、此縁起に記せる寛平八年二月十日の頃までの公の官位は、大安寺縁起に署されたるごとくにて合へれば、(三代格に見えたる、寛平八年四月十三日、同年九月七日、十月十三日の太政官符の公の位署も全同じきは、なほ同じ官位にておはしゝ時に當りて、)此縁起なる公の位署の違へる事、ますく明なり、

注但し公の遣唐大使に爲され給ひ、長谷雄朝臣の副使になされたるは、寛平六年八月廿一日の事なるに、御傳記に其年の九月十四日、上レ狀請レ令下諸公卿議中定遣唐使進止上とみえ、同七年五月十五日、勅止二遣唐使進一と見えたれば、この縁起なる其年の八月の頃は、旣に遣唐使をば停め給ひつらむを、

導師隆尊律師、同月十九日夜、天皇得ニ善夢ニ而下レ勅、其年十二月廿日、始奉レ懸ニ寶帳一、則勅、於ニ此伽藍一者及ニ永代一、可レ奉レ祈ニ聖朝安隱、寶祚長遠、國土泰平、萬民快樂ニ云々、別當大僧都賢璟奉レ勅、流ニ之門徒一、幷以ニ勅約金札一奉レ納ニ御寶前一、今此伽藍開發一途非ニ常儀一、云ニ道場一者、諸佛法輪地、秘密莊嚴土、三災壞劫不レ動、四魔靈鬼失レ威之砌也、大檀那聖武皇帝、觀音化現、本願德道聖人法起菩薩垂跡、開眼導師、行基菩薩文殊應化、供養導師天竺菩提僧正普賢再誕也、凡記錄取レ要依レ勅奏聞、聊依レ恐ニ天覽繁務一、從ニ數卷舊記一、撰ニ一首緣起一者矣」、

寛平八年二月十日　　都維那僧行空

寺主法師惠義

上座法師圓詮

別當傳燈大法師位智照

俗別當左大臣從二位藤原朝臣良世

奉行（去年七月廿七日、下ニ諸寺幷長谷寺宣旨一、）

從五位下行左大史兼春宮大屬壬生忌寸望村

遣唐副使從五位上守右少辨兼行式部少輔

文章博士讃岐介　紀朝臣長谷雄

（一本無）中納言兼右近衞大將從三位行春宮大夫　藤原朝臣時平

執筆遣唐大使中納言從三位兼行左大辨

春宮大夫式部大輔侍從　菅原朝臣道眞

かくなむ書たる、さて今此文を論ふに、さるべき由あれば、まづ卷末の年號、また署名につきて辨ふべし、

○緣起文題末云、寛平八年二月十日、俗別當左大臣從二位藤原朝臣良世、

良世公は、公卿補任云、寛平三年三月十九日、任ニ右大臣一、同八年七月十六日、任ニ左大臣一と記せり、八年二月十日の頃は、右大臣の時なれば合はず、また次の名署に、

從五位下行左大史兼春宮大屬壬生忌寸望村

遣唐副使從五位上守右少辨兼行式部少輔

文章博士讃岐介　紀朝臣長谷雄

中納言兼右近衞大將從三位行春宮大夫　藤原朝臣時平

執筆遣唐大使中納言從三位兼行左大辨春

宮大夫式部大輔侍從　菅原道眞

顯也、副其寶石而左脇有龍穴、通無熱池、八大龍王幷小龍等守番而來、在天(大イ)聖左、近護寶座山內、遠治王法國土、又天龍八部衆、各上首八輩、無量眷屬、圍寶座而守護、亦八大童子侍從觀音之右、而爲菩薩應化使者、又相去寶座於東西各三百餘步、有二仙宮、數輩仙人恒時讀誦大乘經、廻向諸衆生、東北隅仙宮隣次、有平然地、日域大小諸神守護寶石之所、後山堀入地中有十六丈水精寶塔、以七寶莊嚴、其空輪則齊山頂、是過去千佛、現在七佛、遺身舍利納此中、未來諸佛舍利又可納此中、是閻浮提福田也、中於此寶塔幷寶石、四方角在四天王衞護之、東山腰隔河有鵝形石、天照大神影向而坐彼石上、其石南有沓形石、春日大明神影向石也、此等神石北谷又有仙宮、凡不動伏魔而立瀧下、天人奉佛而居山上、一山內無非所聖衆修行地、此山則秘密莊嚴之土、群仙窟宅之地也、一瞻一禮者、永離三惡趣、滿二利願云々、爰行基聖人願云、見此事、童子將聖人自龍穴始廻山內、或仙人寂靜之所、或菩薩修行之場、盡令巡禮、則冥衆各現形對行基聖人、至後山、以童子所持之獨鈷堀山頂、令拜十六丈

水精塔空輪幷諸佛舍利、又重曰、我欲見此山秘密莊嚴云々、童子答曰、是不所及肉眼、只聖人可入兩部三摩地、則隨言片時入其三昧、奉拜見山內皆密嚴地而兩部諸尊彌綸、良久聖人共還於寶前、童子立前右遶而行觀音後、飄然不見、凡童子向顏之言、聖人巡禮之儀、別有七卷、不遑具記、百日已滿、行基聖人歸本寺、此等事一々奏朝廷、而爲造畢佛殿、重申下白瀧一萬段、德道聖人又勸進上下諸人營造寺院、天平七年乙亥歲五月十六日、上棟、奉天裁御藏司等爲棟綱線絲五百兩施人、凡堂舍搆悉成畢、同十九年丁亥歲九月廿八日、奉供養請僧百口、興福寺廿一人、元興寺廿一人、大安寺廿八人、藥師寺、法隆寺也、導師天竺僧菩提聖人、咒願行基菩薩也、則瑞應不一、異香薰會場、紫雲沸虛空、天人影向而奏音樂、散天花、衆會皆見成奇特之思、自爾次降鎭護國家之道場、而上自一人下至萬民、一天皆奉歸敬一化建立儀如斯、爰聖武天皇遁位之後、天平勝寶五年十一月十六日、臨幸、則持御自筆最勝王經一部幷法華經一部、納大聖御寶前、又同月十八日、開大法會奉供養、奏數曲之舞樂、啒(囑イ)千口之僧侶、

磐石上一如二指南一矣、爰儲二於大會一欲レ奉二開眼一、因依
レ勅寫二大般若經一部 六百卷一、以奉レ祈二前皇後帝萬德
莊嚴聖化無レ盡矣、則天平五年癸酉歳五月十八日、房
前臣奉レ勅付二長谷寺一、同廿日捧二法味一調二音樂一、奉二開
眼供養一、請二僧百口一、興福寺、元興寺、大安寺、法隆寺
也、導師行基上人、呪願義遲大德、于レ時自二觀自在菩
薩頂上一五色雲聳滿二於虛空一、散二造花一天花交降、共
卷登二西方虛空一不レ下、又供養之夜自二本尊眉間一放
レ光、一夜之間山內皆金色也、如レ此事衆會皆見、倍凝二
敬重之懷一、其夜白衣金剛童子八人幽然出現、語二聖人一
曰、我等八輩者、寶磐石守護密跡神也、其名云二一岱石
精護石靑頸施願 隨念密跡施無畏童子等一也、則誓曰、
此本尊至二歸依一凝二竭仰一、令下祈二冥加一者保中福慶上、令下
求二菩提一者窮中法理上、又一入二此山一者生々加護、終送二
淨刹一、長住二此山一者、假使緩レ行我添生レ勇、若一切道
俗男女所レ攪二亂魔靈一、從二遠近一群集爲二蒙除一、愈籠レ祈
者辟二除魔鬼一令レ得二平安一、又於下求二官位榮爵福德壽
命一、求レ男求レ女、乃至一切善惡事上、菩薩慈悲爲二祈願一
者、隨二其所一レ求爲二滿足使者一、護二佛法一利二衆生一、斯焉
德道聖人重誓曰、我若功德成就、得二自在身一者、以二神

通力一、故鎭奉レ守二國家一、保二護四海一、若有二衆生一我寺運
レ步合掌、以二一草一葉一結二緣菩薩一者、假使造二極重
業一可レ墮二惡道一、我代二其苦一必令下彼人往中生十方淨
刹上云々、聖人乞レ誓未レ終、童子證明登レ空、同廿一日、
勅願大般若經供養、導師行基聖人、呪願神叡律師、定
者二人、題名僧六十口在レ之、供養之夜、天皇臥二錦帳
之下一懸二思於會場一之曉、自二東南方一指レ光入レ殿見、歡
喜罔レ極、爰行基聖人見二奇瑞一、聞二冥助一、信心良驟、虛二
歸居心一、終百箇日參籠、而當二第七十六日之申剋一、明心
清潔、堂內寂寞、其勤自レ常勇猛祈念、應レ願觀自在菩
薩、右脇忽然現、有二金色童子一、手持二金剛獨鈷一、顏貌絕
妙、面少忿怒也、漸步來居二聖人前一、頗奇、問曰、汝自二
何所一來、童子答曰、我是當山守護八大童子最末、金剛
使者童子也、聖人重問曰、何事來哉、答曰、我聖人爲
レ奉レ謁來也、倍奇、又問則答曰、聖人知哉、當山是三世
諸佛、轉法輪地、菩薩聖衆利生所レ居也、一代峯高聳、
兩部諸尊如レ星列、長谷谿深帶二大悲利益一如レ月曜、其
中今所レ顯之金剛寶石有二三枝一、上地際分、下金輪束、
一枝指二西土一、中梵佛成覺寶石也、一枝在二淸山一、補陀
落（洛イ）山觀音所レ坐石也、一枝在二此山一、因二於靈木一金神示

解狀ヿ、聖人受レ命、神龜元年甲子歲正月一日上ニ解狀ヿ、依ニ房前之奏狀ヿ、同年二月廿三日勅、其年三月二日所ニ宣下ニ國宜ニ承知ヿ、同月十八日、香稻三千束下行、仍同六年己巳歲四月八日辰時、以ニ吉日良時ニ加ニ持御衣木ヿ、其役道慈律師同時始、三箇日之間奉レ造ニ十一面觀自在菩薩像ヿ、高二丈六尺、其巧匠者、稽文會稽主勳也、造ニ始佛像ニ當ニ第二日ヿ、樵夫吉躬津麻呂入レ山欲レ取レ薪之因、向ニ佛所ニ遙見ニ稽文會ヿ、六臂地藏菩薩、每レ手削ニ刻佛像ヿ、又見ニ稽主勳ヿ、不空羂索觀自在菩薩、六臂或取レ鑿或取レ刀、同時向レ佛成ニ奇特思ヿ、行ニ聖人所ニ而語、則遙見如レ言、相共近ニ行佛所ニ而見常人也、闕文自レ是已下至ニ文尾ニ二千三百卅字泯華帖本无、「是地藏觀音之應化、神明尊崇之權跡、其具記有レ別矣、亦堂舍搆高下險難也、何爲恒思歎、而感應時至、聖人合ニ掌本尊ニ發願曰、願得ニ冥助ニ忩建ニ精舍ヿ、其夜夢有ニ一金神ヿ、指ニ示北峯ニ曰、聖人莫ニ患慮ヿ、掄レ峯地中有ニ金剛寶磐石ヿ、上地際齊下輪際窮、其體在ニ三枝之頂ヿ、大悲菩薩坐說レ法此其一也、用レ彼可レ爲ニ金剛寶師子座ヿ、天來未レ宜レ顯、機緣已成矣、吾等神王部類八族、其名曰ニ龍神、夜叉、乾闥婆、阿修羅、伽樓羅緊那羅摩、睺羅伽、天神王等ニ也、其龍神有ニ八類ヿ、謂曰ニ難陀、婆素難、德叉迦、羯固吒、般摩、摩訶般摩、商佉婆羅、鳩利迦羅、天龍王等ニ也、乃至其天神王在ニ十二部ヿ、謂曰ニ伊舍那、帝釋、火光尊、焰魔羅剎、水雨天、風雲天、多門天、大梵天王、持地天、日月二天、照涼光等ニ矣、從ニ往昔ニ以降、或現ニ本身ニ或成ニ童男ニ擁ニ衛此山ヿ、而如ニ天普治ニ率土ヿ、如ニ地厚顧ニ群生ヿ、此山興則形而振レ威、此山衰則幽而成レ禍云々、夢覺畢、時天平元年己巳歲八月十五日、及ニ其夜半ニ天風吹レ峯、龍王製レ電、大雨時降、成ニ山崩石破之音ニ心肝不レ安、纔自ニ窻間ニ見ニ電輝ヿ、天龍八部幷八大童子等、摧レ巖堀レ地不レ幾夜曉、現見ニ北峯ヿ、平如レ掌、厥岫中有ニ金剛寶磐石ヿ、縱廣正等方八尺也、其面又如レ掌、有ニ綾文幷菩薩行足穴ヿ、新像御足比按敢無レ違、聖人悅曰、輪王欲レ出レ世瑞獸地馳、雷震欲ニ大命ニ電光天輝、靈場寶石欲レ顯、瑞木來ニ於此山ヿ、龍尾出レ寸知ニ其大小ヿ、靈瑞既奇特也、兼知ニ此山秀ニ甲餘山ヿ、我當初誓奉ニ國家ヿ、惠ニ寮萊ニ興ニ佛法ニ利ニ衆生ヿ、此願若成者、速於ニ當山ニ成ニ大伽藍ニ興行之願、今則天過分氣、後代利益定不レ空、加之上蒙ニ三寶靈神之指南ヿ、中浴ニ朝廷菩薩之德海ヿ、下依ニ藤氏北公之厚助幷法界善知識力ヿ、觀音尊容如レ意奉レ造、以立ニ金剛寶

蓮花谷一、昔八幡宮應神天皇五代之孫、人王廿七代繼體天皇卽位十一年丁酉歲、雷電霹靂風雨大命、而有二洪水一、此木自二彼谷一流出、志賀郡大津浦漂歷二六十九年一、百姓未レ知二木心一伐取、郡鄕家々門々燒二弊宅一發二疾病一諸不吉也、占二求其故一祟至二此木一、聞者無二犯心一、爰大和國高市郡八木里小井門子云、女人彼大津里、爲レ夫經二廻於彼此國一夫俄死去、件女人歸二舊里一爲二父母幷夫一欲レ奉レ造二佛像一、越二大津里一通二古老者一、以二人王卅二代用明天皇卽位元年丙午歲一、挽二置於八木衢一、依二木祟一門子死去、其後彼里三十餘年、郡鄕家門又發レ災、則葛下郡人出雲臣大水沙彌法勢、欲レ奉レ造二十一面像一、推古天皇卽位廿(卅イ)六年戊寅歲、葛下郡當麻鄕挽移、其願不レ應、大水命・過二彼郡一五十餘年、郡里又不吉也、民類同レ心以二人王卅九代天智天皇卽位七年戊辰歲一、指二城上郡長谷鄕北神河浦一挽捨去、其後留二于此里一卅九年、犯二彼木一者不レ平云、德道聖人聞二此言一、彌知レ可レ有二靈奇一、則里人請曰、我蒙二三寶德一者、以二此木一將レ奉レ造二十一面觀自在菩薩像一云々、於レ是古老刀禰等悅貴許二件木一、其後十五箇年之間精進修行、雖レ奉二崇重一都無レ可レ果レ願、只仰二冥助一之處、

聖人夢、東峯三燈傍有二恠人一曰、三燈表二三世利益一、曳二靈木於彼峯一可レ造二佛像一云々、夢覺倍憑二冥感一如レ斂、養老四年庚申歲二月首、佛木引二上東峯一、結レ菴備二香花一、篤憑二三寶之加被一、夙夜勤匪レ懈、重立レ願禮二靈木一曰、爲二聖朝安穩藤氏繁昌乃至法界平等利益一、欲レ奉レ造二十一面像一、大悲弘誓感二我願一、靈木自然成レ佛云々、爰元正天皇卽位六年壬戌歲秋七月、房前臣爲二大和國班田勅使一之次、爲レ狩打二立此峯一之處、山中聞二禮拜音一、頗奇而行二菴前一、問曰、聖人何祈二兩家一、答曰、傳聞第六天魔王欲レ犯二我朝一之時、天照大神居二法性宮一、見二此事一、大悲之餘、春日大明神契曰、與レ汝共降二日域一、我成二國主一汝爲二臣家一、益二彼土聚(衆イ)生一云々、詶二其惠一、忝二二神交二此土塵一、其二神之孫而兩家治二此國一、佛法興廢可レ有二兩家一、兩家運否可レ依二佛法一、此兩家佛法繁昌者廣益二衆生一、故遂二此大願一欲レ應二國土群機一矣、具披三申造二佛像一、勅使聞曰、自有二慶賀事一者爲二助成一、奏二朝廷一申二下官物一融二精誠一、而運二懇念一約束畢、則果房前臣奉二勅賞一忝二榮名一、彌歸二聖人之德一、得二祈念之趣一、而密奏二元正天皇一、天皇雖二叡感一無レ程辭二帝位一、聖武天皇卽位、天皇踐祚之初、房前臣重勸二

之十八日、日出天晴風靜之刻、不惱慈母如放懷兒而產矣、生年十一別考、十九離妣、藝才兮顯跡之歲、使想生者必滅也、知恩之徒不可不報、會者定離也、賴德之人不可不答矣、云恩繁多而莫過於四恩、謂父母師君山海之恩、天地之德而已、所以孝養之風、扇於四海、洲縣田邑災難不生、定省之光照於六衢、天上天下豐樂必成、不知我報恩故剃除鬚髮作佛之網跡沙門、廻向彼二親菩提、終爲求佛道、遙去本鄉而流異域、因緣相感而來此山、遇慈悲師而改俗號、于時天武天皇卽位四年乙亥歲春二月五日、生年廿歲出家受戒、成私度沙彌而習學無暇勤行無隙、卽得佛法分、國內黎驗者修法無比、行德兼人矣、累年撿知所相、上求菩提之山高、下化衆生之谷深、四神相應之靈場、一天無雙之勝地也、玄武磥砢之嶺、蘿苔之松綠、往々開四時之花、以送齡貞於萬代之春、靑龍流沙之谷、嵯嵓之巖密、間間交雲霧之色、以運響影於千年之秋、朱雀泮澗之谷、雲霞旋降、而緘嶂崎之岳、覩似澤池、掃溫勞燚燚疫氣、白虎禮儀之方、更無逆賊行、君皇修義、人怨自解、廻政權儀物情相似、定知此山古仙修行之跡、衆

妙吉祥之砌也、吾此所拓精廬之臺、益日域之生、如此思慮而見廻山內、北峯現見金色之光、彌奇日々行其所、勤行精進之程、恒見此事、終無上大菩提心難押、開言而語大師道明大德曰、現施利生、爲造動佛像、欲求佛木、大師答曰、善哉、不遠神河浦、靈木尤吉矣、恠哉、今夜見一夢、數輩異形類焉、中於彼木而坐列、其中一人童子持蓋覆木、又木本有白衣老翁、其形實徹也、我問曰、翁公何人、又何事住此所乎、答曰、我是三尾大明神也、爲衞護此木自本國片時不離、率諸眷屬來、又持蓋童子者、當山守護童子也、靈木依彼之請來於此所、當山能相應云々、爰窘然曙夜之處、汝今請問云々、德道聖人歡喜、而人王四十二代文武天皇卽位十年丙午歲、長谷鄉古老撿案內、答曰、所命之木來于此之後、此里人民多漂不平、今村里合力將遠送他里、靈木由來我等所不知也、但傳聞、近江國高島郡三尾前山有深谷、號白蓮花谷、彼谷有大臥木、猶如有心、長十餘丈楠也、不知自何所來、此木放瑞光薰異香、諸天常來下而持白蓮花散此木、其花屬此木生蓮花、其色亦白色、如此其谷而經多年、故于今名白

長谷寺緣起文

吾遣唐大使中納言從三位兼行左大辨春宮大夫式部大輔侍從菅原朝臣道眞、忝加ニ寺官ニ附ニ大安寺ニ、因依ニ小僧之請ニ、攀ニ入長谷靈寺ニ、爰則（頭書自レ面已下至ニ注文記字ニ、二百二十七字、淚華帖本无、）「面下爲ニ勝絕ニ之靈場上、視下成ニ大明ニ之流記上、精氣一通而得ニ靈夢ニ、十一面堂下ニ二百餘歩下敍有レ岡、（名ニ雲懸梯ニ）高不ニ幾許ニ、從ニ厥頂ニ探レ雲有ニ三金梯ニ、至ニ金峯山ニ、三藏王各率ニ山神等諸眷屬ニ、踏レ梯影向、忽入ニ十一面堂ニ、各以ニ五色蓮花ニ捧ニ寶前ニ、則覓ニ其所以ニ、藏王權現答曰、此山者功德成就之地、諸佛經行之砌、是兜率天宮觀世音院也、菩薩聲聞住ニ此山ニ而逞ニ功德ニ、諸天神祇在ニ此上ニ而振ニ威驗ニ、專治ニ四海安寧ニ、鎭衞ニ一人寶祚ニ、我等融ニ彼冥誓ニ、日々來而擁ニ護伽藍ニ、利ニ益衆生ニ云々、爰彌信仰無レ貳、仍鏡ニ行基菩薩國符記七卷、幷流記文三卷、本願聖人上表狀一通ニ、就レ中尤聚レ金去レ塊、勘ニ出緣起文一首ニ、其辭曰、（倭兼ニ流記ニ）

偁長谷寺者、夫於ニ南閻浮提陽谷輪王所化之下ニ、磤馭（頭書自レ盧已下至ニ表字ニ、百六十七字、淚華帖本无、）「盧島水穗國、長谷神河浦北豐山峯ニ、而德道聖人建ニ立十一面觀世音菩薩利生之道場ニ也、此豐山有ニ二名ニ、一者泊瀨寺、又云ニ本長谷寺ニ、二者長谷寺、又云ニ後長谷寺ニ、其差別者十一面堂西有レ谷、自レ其西岡上有ニ三重塔幷石室佛像等ニ、是泊瀨寺也、得レ號者泊瀨河上瀧藏權現坐其所勝地而往古以來諸天影向砌也、脇彼社在ニ天人所レ造之毗沙門天王ニ、古人喚爲ニ天靈神ニ矣、雷取登レ空之時、御手寶塔流而泊ニ此山麓三神里神河瀨ニ、武內宿禰卜筮曰、斯授ニ天德ニ表ニ地榮ニ也云々、則自レ手崇而北峯西北隅納レ之、仍改ニ舊號三神ニ將ニ泊瀨豐山ニ矣、其後經ニ三百餘歲ニ、道明聖人移ニ之石室ニ、自レ爾以降繁昌有ニ於此山ニ、故提ニ里名ニ、尙安ニ寺號ニ矣、是天武天皇更勅ニ弘福寺道明聖人ニ、建ニ精舍於レ此矣、彼金銅佛像下有ニ天皇御筆緣起文ニ、其聖人六人部氏人矣、次谷東岡上有ニ十一面堂等ニ者長谷寺也、從ニ大悲利生之谷長ニ而稱者、專答ニ德道聖人之願ニ、而北家義祖房前臣、奏ニ元正天皇ニ、奉ニ聖武詔勅ニ以所ニ建立ニ也、彼德道聖人者、播磨國揖寶郡人、俗姓辛矢田部造米麿也、後名ニ子若ニ、是法基菩薩應化、第三仙人再誕矣、母公菽子夢見ニ明星天子降入ニ口中ニ而如上飮レ物、經ニ十六箇月ニ、人王卅八代齊明天皇卽位二年丙辰歲後秋、麟驥利レ角（緣起原本ニ以爲龍ノ三字有）蝙蝠化レ身以爲レ雀月

るを、道明志をいだして、寺を建立せるにか、又は道明が父祖などの、その天皇の殊恩をたまはりたる事のありしを、報奉らむとして、ものせるにてもあるべし、（長朗が牒文に、道明が事を先祖といへるは、先師祖師などいへる意にはあらで、俗縁のうへにて云へる語なるべくもきこえたり、）上文に、奉ニ爲天皇陛下一、敬ニ造千佛多寶塔佛一、といへるは、當代の天皇の奉爲といへる文ながら、主と天武天皇の奉爲にものして、過去未來の天皇たちにもおよぼして、國家を誓護し奉らむといへる意と推察られたり、日本紀略に、天慶六年正月九日壬午、夜半風雨、大和國豐山寺堂舍皆悉燒亡、驗佛同燒失、建立後二百廿四年、（豐山寺は、長谷寺の一名なり、建立後の年數の事は、下に論ひ辨ふべし、）とみえたるは、寺僧の告せる旨を記せるにて、驗佛同燒失とはいへど、この多寶塔は其火を免れて、今に存れるなり、そは火災の時、人の助て持退て、山陰などに置失ひたりつるが、ほどへて後に出たるなるべし、

注此佛塔を本堂に置ずして、寶倉に秘匿せるは、その火災に燒亡たりと公家に告せる後に出たるを、又さらに燒ざりつと申さむは、なか〳〵に嫌疑あらむことをはゞかりて、秘匿して尊び置るにやあらむ、百練抄に、永承七年八月廿五日、長谷寺燒亡、觀音像爲ニ灰燼一、と扶桑略記にも、此燒亡の事を載て、但中尊首上小佛遺ニ於灰中一、とみえたる時も、寶藏に在りて火を免れたりしにこそ、さるは今世にいたくもて崇められてある、二處のなにがしの大寺の本尊、實は故ありて其寺にはあらで、或武士の家に在りと、さきに慥にきけり、その寺名はかたはらいたければいはず、これに似たるこゝろづかひのまゝにて、今もさてあるなるべし、

さてまた菅原大臣の作りて書せ給へる、長谷寺緣起文の今某處に崇藏りとて、その摹寫本のありて、（此本書もとは、その寺に在しを、故ありて同國内の或人の家に藏傳へたりけるを、近世となりて寺に返し納たれど、又しもはふれもやせむとて、その鄕長の預て在りときけりと、或人かたりき、）世に崇め珍重あへるを　上のくだりのことの因に、つら〳〵讀考るに、いと疑はしくおもはるゝ事どもの多かるを、まことその大臣のものし給ひたらむには、かしこきわざながらよしやおのれひとりのこゝろやりには、さしもはゞかるべきにはあらずとおもひなりて、竊に論ひ辨へむとす、さるにつきては、まづ其文を書うつして、下に論ふべし、但し、摹寫本は、字體古風にて讀易からざれば、こゝには尋常の眞字に書寫せるなり、

りて稱に観ることを得たるなり、かくて其臺銘文を搨り臨すに、銅質舊び銹刓剝て鮮ならず、故その搨紙の字跟と、彫字を對照して、からくして摹しとれり、雞肋とか云ふべからむものながら、世の珍しものとは云べきものなりとて見せたるを、やがて摹せるなり、春雄又云、此銘文の中に、歲次降婁涑莬上旬と書るは、支干の異名とは通ゆれど、いまだ考得ず、又道明が開基の事も、寺僧の説疎にして、疑はしき事交り聞ゆ、いかならむと問ひかたらふに、おのれも知らざればかひなくいらへたりけるが、こゝろにとまりて、在つるに、此頃その事どもの證を考出たるを、とりすべて書しるして見むとす、まづその降婁は、爾雅釋天ニ云、降婁奎婁也、星名 禮月令疏云、從ニ奎五度一至ニ胄六度一、在レ戌總曰ニ降婁一、降落也、婁斂也、言ニ物降落收斂一也、と見えたり、拾芥抄に載たる歲次にも、戌降婁とあり、また涑莬の涑は漆字を古書に多く涞と作るこれなるべし、然るは銘字の刓剝て、いさゝか畫のまぎらはしく見えたるにてもあるべく、又もとより雕工の疎なりしにてもあるべし、なべて古碑古器の銘などにさる例多かり、涞字なること疑なし、莬は月の異名にいふ語なれば、涞莬は七月なり、然れば歲次降婁涞莬上旬は、歲次レ戌、七月上旬、といへる義なり、かく歲次に支名のみ用て、某月と書、それに異名を用ひたる例は、古事記序に、歲次ニ大梁一、月踵ニ夾鐘一、とみえたり、大梁は酉、夾鐘は二月の異名なり、なほ例あるべし、さてその降婁といへる戌年の事は、三代實錄に、貞觀十八年五月廿八日、先レ是律師法橋上人位長朗申牒・大和國長谷寺、是長朗先祖、川原寺修行法師位道明、寶龜年中率ニ其同類一、奉ニ爲國家一、所ニ建立一也、靈像殊驗、遐邇仰止、請下每年安居令ニ居住僧等一、講ニ演最勝仁王兩部經一誓中護朝廷上、其布施供養用ニ寺家物一、太政官處分、依レ請、とみえたり、そのいはゆる寶龜元年庚戌なれば、銘文の降婁に當りて、長朗が申牒に符合へり、（但し寶龜は、十月朔の改元にて、七月は尙神護景雲の四年なれど、後より記すには、改元の號をもて記す例なれば難なし、）しかれば佛塔の銘文と、長朗が牒文と相證して、此寺開基の緣起明なりと云べし、但し銘文に、奉下爲飛鳥淸御原宮治ニ天下一天皇上敬造、と誌せるは、天武天皇の奉爲に云々といへるなるを、この天皇の崩後八十餘年を經て、寶龜元年におよびて、その天皇の奉爲に造れるは、つきなくきこゆれど、前に其天皇の御願を奉りて、草創たる小堂などの在け

長谷寺多寶塔銘文
長谷寺緣起剝僞

惟夫靈佛□
立稱已乖□
眞身然大聖□
不圖形表刹福□
日夕畢功慈氏□
佛說若人起窣堵□
阿摩洛菓以佛駄都□
安置其中樹以表刹□
上安相輪如小來葉或造佛□
下如穬凌此福無量粤以奉爲
天皇陛下敬造千佛多寶佛塔
上層舍利仲擬全身下儀並坐
諸佛方位菩薩圍繞聲聞獨覺
翼聖金剛師子振威伏惟聖帝
超金輪阿逸多眞俗雙流化度
无央廌冀永保聖蹟欲令不朽

（首九行下四十九字許滅不可讀）

天地等固法界无窮莫若崇據[illegible]
靈峯星漢洞照恒秘瑞巖金石
相堅敬銘其辭曰
遙哉上覺至矣大仙理歸絕妙
事通感緣釋天眞像降玆豐山
鷲峯寶塔涌此心泉負錫來遊
調琴練行披林晏坐寧枕熟定
乘斯勝善同歸實相壹投賢劫
俱値千聖歲次降婁漆菀上旬
道明率引捌拾許人奉爲飛鳥
淸御原大宮治天下天皇敬造

こは長谷寺の開基道明法師、その寺建立の時造れる本尊千佛多寶塔の臺に彫たる銘文の臨書なり、こを寫せるいはれは、去し天保七年五月、伊賀人河村春雄訪來て云、おのれ年ごろ古物古蹟を探る事に好て、諸國を歷遊れるほど、文政十一年六月長谷寺に至り、逗留れるあひだに、その佛塔を見たり、その塔いかなる事にか、むかしより本堂には置ず、寶藏に秘匿して、寺僧といへども、長老のほかには、此ものゝ在る事をだにしらずといふを、ねもごろに請へるあまり、由あ

魂一、蓋當時關陝間風俗、道路勞苦之餘、則皆爲ニ此禮一、以祓除而慰ニ安之一也、といへり、まことや稚郎子の御事を、古事記には、自死給へる由はなくて、たゞ崩ましませる趣に記されたり、あなゆゝし、鎭魂祭に比ふべきわざにあらずかし、また日中行事に、日毎のせうこんの御祭、今は定まれる事なり、日下蔦の藏人、臺盤所にて御撫物申出して、衞士をして陰陽師がもとにつかはすと見えたるは、陰陽家の作りたる一方にして、中昔の書どもにも見えたる中に、安元二年五月廿九日の吉記に、女房所勞今日更發、依レ令レ修ニ泰山府君祭一、在憲朝臣勤ニ修之一、又行ニ招魂祭一、職レ保ニ有見物一之由云云、また六月四日女房所勞更發、旁以成レ奇、招ニ權曆博士憲定一、令レ占レ之之處、鬼靈之上艮神成レ祟云々、入レ夜行ニ鬼氣祭一、と見えたるに合せても、其趣おしはかるべし、（僧家にも招魂ノ法くさぐ〵ありと聞ゆれど、これらは此に論ふにもたらず、）

○上に擧たる鎭魂祭の證文どもを、合せよみて考ふるに、鎭魂の法は、もと饒速日命天降の時、天御祖神、十種の瑞寶を賜ひ、人の魂の運き離遊るゝ事のあるを、云々して神たちに請祈て、身體の中の府に鎭めて、齡を長からしむる御敎の禁厭法なるを、宇摩志麻治命の受傳へて、神武天皇の奉爲に仕奉りけるを始にて、御世々々仕奉るべく詔おかせ給へる、いとも尊き神事になむありける、されば其御世々々例のまゝに仕奉り來ぬとはいへど、いつしか世人の心、誠信薄く、はためゝしくなりけるまに〳〵、すべてかたばかりのごとなり行て、つひに其行ふ法だに詳ならずなりぬときこゆるは、何よりもまづ忌々しく、いともいとも悲しきわざにこそはありけれ、さはありけれど、上の條に擧たる證文どもを、古意にたちかへりて、よく讀みあぢはひ、よく稽へ合せたらむには、しかすがに其故實のあとの、うかゞひ曉らるゝ事のあらざらめや、又卑しき靑人ぐさのうへにとりても、この法の趣を神ならひて、ほど〳〵にあはせ、まことをいたして行はむこと、はた絕てあたはざらめやも、

倣ひて、招魂と書なされたるものなるべくぞ知られたる、さて其白朮煎の事は、惟宗時俊の醫家千字文に、求仙服朮、と作る句の自注に、本草曰、朮草山之精也、結陰陽之精氣、服之令人長生、絶穀致神仙、抱朴子內篇曰、南陽文氏値亂逃壺山中、飢欲死、有一人敎之食朮、遂不飢、數十年乃還郷里、顏色更少、氣力轉勝、といへり、此趣なる譃說、なほ漢籍に見えたり、

注 職員令集解に、かの白朮煎を鎭魂の料として、圖經曰、劚取生朮、去土水浸再三、如飴糖酒調飮之更善云々、といへる事をも引載たり、又或說に白朮を乎介良といふは、天武紀の招魂の處に、白朮煎の事の見えたるをおもへば、招といふに由ある名なり、萬葉集十四卷に、宇氣良とよめるは方言なりといへり、されど招魂の料に、白朮煎を用ふる事の、世の習俗となりて、草名に負せたるべくもおもはれず、いづれにも白朮は、鎭魂の料に用ふるものにあらず、そも〳〵さばかり尊き鎭魂の御祭に、かゝる漢國のまさなき方を加へさせ給ひたるは、いかなる御事なりしか、翌

の朱鳥元年に天皇崩給ひにき、あなかしこ、

さて又招魂の事は、禮記曲禮に、復曰(この復字タマヨハヒとよみ來れり、)天子復矣、注に招呼死者之魂、令還復體魄、冀其再生也、故謂之復、また檀弓篇に、復盡愛之道、有禱祠之心焉、北面求諸幽之儀也、喪大記云、升自東榮中屋履危、北面三號、捲衣投于前、司服受之降自西北榮、凡腹男子稱名、婦人稱字、師古注に、復招魂復魄也、などみえて、死者の魂魄を招復さむと爲る趣の禮儀なり、

注 仁德紀に、菟道稚郎子自死給ひけるに、三日を經て大鷦鷯尊の到まして、解髮跨屍以三呼曰、我弟皇子、乃應時而活、自起以居、爰大鷦鷯尊語太子曰云々、太子啓兄王曰云々、乃且伏棺而薨、とあるは、上代に死人を暫呼活す術なりしなるべし、漢國の招魂は、盡愛之道有禱祠之心焉、などいへば、たゞ禮儀にものする法にて、虛禮ときこえたり、また楚辭にみえたる招魂の辭は、偶言にて、その本旨詳ならぬを、其注せる辨證といふ書に、後世招魂之禮、有不專爲死人者、如杜子美彭衙行云、煖湯濯我足、剪紙招我

蓋由レ此乎、など見えたるに、御魂結の同じ趣なるを、よく考合せて、禁厭法なる事を意得べし、すべて禁厭法の事の趣は、別に方術原論の中に論へり、さてまた此結ニ御魂一緒を盜める貞觀二年は、清和天皇いまだ幼くて知食せる御世の始にて、其頃故ありて極たる奸しき意のすさびたる惡人の出來て、天皇の御命を長からしめ奉らじとて、爲る凶惡態なるべき事決し、さりけれど御恙なく、その年よりなほ十七年御世知食して、陽成天皇に御代を讓らせたまひにき、

○祝詞考鎭御魂齋戸祭の下に、此祭のおこれる事は、古事記に、天照大御神天岩門に隱れ坐云々、天宇受賣命云々、天岩屋戸に汙氣伏て云々、又紀に猿女遠祖天鈿女命云々、於ニ天石窟戸之前一巧作ニ俳優一云々、これらの事をうつしてなすめり、然れば天皇の御魂乃岩戸隱れし給はぬ爲の祭なる事知るべし、古語拾遺に、鎭魂之儀者、天鈿女命之遺跡、則御巫之職者應レ任ニ舊氏ニ云々、といへるはさる事なり、

○古事記傳、岩屋戸隱段の伏ニ汙氣一而云々の注に、此物後世鎭魂祭儀に遺れり、鎭魂に此段の義を用らるるは、日ノ神のこもり坐るを、招まぎつりし心ばえをもて、遊散する魂を招きしづむるなるべし、かくいはれつれど、今予が按ふ處の意ばえは、よりより上に論へるが如し、なほよく考へ、人々にもかたらひ合せて、おもひ定むべし、

○日本書紀天武卷ニ云、十四年冬十月庚辰、遣ニ百濟僧法藏、優婆塞益田金鐘於美濃一、令レ煎ニ白朮一、十一月丙寅、法藏法師金鐘、獻ニ白朮煎一、是日爲ニ天皇一招魂之、この招魂の事を、釋日本紀に、兼方曰、十一月寅日也、今鎭魂祭也、といへるは、一わたりは然る事ながら粗なり、まづこの十一月は辛酉朔にて、丙寅は下ノ寅日なり、鎭魂祭は神祇令に、中寅とあるをはじめにて、後の御世々々の恒例なるは合はず、されどその中下の差は姑くおきて、是日爲ニ天皇一招魂之、とあるは、いかにも鎭魂祭の事なるべきを、法藏等が白朮煎を獻れるは、もと漢國風の長生の方なりといふを、鎭魂祭の時に、別に加へて獻らしめ給へるなるべし、其は上に獻ニ白朮煎一と記して、更て是日爲ニ天皇一招魂之と記されたるにて明なり、然れば爲ニ天皇一鎭魂之と記さるべきを、例の漢ざまに

は、御脱屣の後も、院中にてなほ行はれ侍りき、東宮中宮にても年々ある事なり、天安二年にとゞめられ侍りしを、興行せられて、貞觀元年十一月神祇官にて行はる、今は年々の事になれり、

按ふるに、天安二年にとゞめられ侍りしを云々、三代實錄を天安二年八月七日、文德天皇崩給ひ、十一月七日、淸和天皇九歲にて卽位せさせたまひ、同月廿日丁丑、停園韓神祭、自此之後鎭魂、新嘗等諸祭皆停止、と見え、（その中ノ丑ノ日の園韓神祭、また此より後の中ノ寅ノ日の鎭魂祭、中ノ卯ノ日の新嘗祭等の諸祭を、停止給へる由なり、其は諒闇中なるが故に、神事を憚らせ給へるなるべし、件の諸祭等を、永く停止給へるにはあらず、）翌の貞觀元年十一月（十四日乙丑、園韓神兩神ノ祭如常とありて、）十五日丙寅、於神祇官修鎭魂祭、（十六日丁卯、車駕幸朝堂院ノ齋殿、自奉大嘗祭とみえ、）同二年十一月（十三日己丑、園韓神兩祭如常とありて、）十四日甲寅、於宮內省修鎭魂祭如常、とありて、此後每年この例に記されたり、然れば天安二年に鎭魂祭を停られたるは、諒闇の故にて、翌の貞觀元年は吉に復して、常例の如く行はれたるなり、更に興行ひ給へるにはあらず、但し神祇官にて行はれたるは新儀なり、其は宮內省に障る事などの在しなるべし、同二年宮內省にて行はれて、如常と記されたるにて知るべし、公事根源にしるされたるは、實錄を粗に讀て誤給へるなり、

○三代實錄云、貞觀二年八月廿七日、偸兒開神祇官西院齋戶神殿、盜取主上結御魂緒等、

結御魂緒とは、上に擧たる證文どもに、結木綿、結糸など見え、また御玉結糸と見えたるこれにて、木綿の糸に御魂を結び籠て、齋鎭め奉る禁厭法なり、

注 年中行事秘抄に、中臣玉結也、といへるも同事ながら、糸を丸く結ぶ由にて、今の俗にも云ふ言なり、結びたるうへにては、結玉ともいふこれなり、さて御魂を鎭奉るなどいふ鎭とは、神の某處に鎭坐と云は、他處に遷往坐ずて、其處に留り給ふを云ふと同意にて、御魂結の趣は、古事記の神功皇后新羅征段に、其政未竟之間、其懷妊臨產、卽爲鎭御腹、取石以纏御裳之腰而、渡筑紫國、其御子者阿禮坐、また筑紫風土記にも、此古事をいひて、俗間婦人忽然娠動、裾腰挿石厭令延時、

の之にはあらず、貫之主の大井川行幸の時の歌の序に、ながつきのこゝぬかと書るは、のをぬにかよはしても云ふかたの言にて、今も然も云へり、又七日をナヌカといふは、ナ、と疊ねて云ふかたのナを、通ふ音のヌに轉して云ふを、俗にナノカといふは、再轉して云へるなり、また十をタリヤといへるは、タリにヤを加へて唱ふるなるべし、さて其タリは、生魂足魂、生日足日などのタリにて、よろづ物の滿足をいふ言なり、こゝにては、萬葉集二ノ巻、近江大津ノ宮御宇天皇ノ代、天皇聖躬不豫之時、大后ノ奉リ玉フ御歌、に、天原、放見レ者、大王乃、御壽者長久、天足有、とよみ給へる足しと同意の足にて、源氏物語薄雲ノ巻に、やう〳〵に御よはひたりおはしまして云々、一より九まで唱へて、十と終べき處を、タリといへるにて、御壽命を足しめ奉る由の祝辭なるべし、さて此タリに加へて云へるヤはよにかよふ意ありて、嬉しや愛たしやなどいふ意にて、タリヤと終たるなるべし、

注この唱詞にては、よのつねの語格によりて論ふべき處にあらず、また今の俗に、ヒトフタと唱へ數へて、トヲヨと終るも、同意ときこえたり、

また人の數を、幾タリといふも、足の意にて稱へていへるなり、一人をヒトリと云ふも、ヒトタリの約言なり、神代紀の歌に、えみじを眦儺利とよめるも一人なり、神代紀にも此訓みえたり、三代格の符文にみえたる、額田國造今足と云へる人名を、類聚國史に、今人と書るも、人字をタリの義に假借りて用ひたるなり。

○十度讀之每度中臣玉結也とは、一より十まで十度唱ふる由にて、其十と唱ふる度每に、中臣御玉緒を結ぶ由なり、兵範記に、神祇一人入二結糸於葛筥一、置二下官座前一、御神樂之間、又參進結レ之、自レ一至レ十滿レ百事畢云々、この滿レ百とは、自レ一至レ十まで十度の惣數なり、

○公事根源一條兼良公應永廿九年著、十一月の條、云、鎭魂祭、中寅日、それ人には魂魄の二のたまあり、魂は陽氣、魄は陰氣なり、此祭は離遊の運魂を招きて、身體の中府に鎭むる功能あり、神武天皇の御時、宇摩志麻治命より事おこるよし、舊事本紀などに見えたり、此祭を如法におこなはるれば、殊勝の御祈と成べきにや、されば白川院

上る詞にて、一言にてもよみたがへてはあしかるゆゑに、其詞を重みして、假字書にはしたりけむかし、一二三等の字は、後人の旁注したるなるべし、己が見たる本には左の如くあり、

次ヒトフタミヨイツムエナ、ヤコ、ノタリヤ
一　二　三四　五　六　七　八　九　十

右鎮魂歌八首は神樂歌なり、歌の始に、アチメオ、と云へるは、神樂歌に唱ふる例の詞なり、其を阿知女法とて、古本の神樂譜に見えたり、其詞どもの事は、己レ別に考記せるものあり、さて此歌どもの中に、神樂譜に見えたるは、イソノカミ云々の歌は、神樂歌の本歌に、伊曾乃加美、不留也遠止古乃、多知毛可奈、久美乃遠志天天、美也知加與波牟、と見えたるが似てきこえ、結句のツノといへる言通えがたし、但しこの歌、いはゆる石上社の劔に由あるか、サツヲラガの歌は、譜の裏書に見えたる、弓の末歌に、二句毛多世乃末田美とあり、ワギモコガの歌は、葛の本歌にて、終句たゞに山加川良世與とあり、さてタマバコニと、ミタマカリとの二首は、鎮魂の意の壽歌なり、よく讀あぢはひて 其意を曉るべし、○一二などの數の訓ざまの事、ヒトツフタツなどツと云ふ辭を助へずして、ヒトフタなど云ふは本語にて、かく唱ふるは古言の例ときこえてめでたし、

注ヒトツ、フタツなどいふツは、物を次第で數ふる時、次々に心を留て助て云ふ辭なるべし、ヒトヒラフタヒラなど云ふ時は、たゞにヒラに續けて云ふが故に、ヒトツヒラなどはいはず、此に云ふ數の讀は、もとより十まで連ねて唱ふるがゆゑに、本語のまゝに云へるにて、今の俗にも數多ある物を連ねて數ふる時には、然唱へて數ふるなり、鄙言にはあらず、但し十にのみツを助ずして、本語のまゝにトヲと云ふは、次第のまゝに唱へて數へ終たる故に、おのづからツを助ずして、云ならへるなるべし、

また六をムユといふは、貫之主の自筆なりといふ、堤中納言集の歌の詞書に、ふむつきの むゆかと見え、雄畧紀に、人數の六口をムユタリと訓めり、また九をコヽノといふは、古事記景行段に、御火燒老人が讀歌に、九夜を許々能用とよめり、こは今もいふ言にて、コヽノツコヽノカなどいひて、ノは辭

中宮鎮魂事、皇后雖ニ懐妊一、猶有レ之、先代舊事本紀曰云々、上に擧たる二件の文を合せて、省略て載たり、弘仁式云、大臣以下赴ニ察所一、中宮亦同、但シ東宮ハ用ニ巳ノ日一、諒闇時停否不レ同、延長ニハ止レ之、天暦康保ニハ行レ之、但無ニ和舞一、

鎮魂歌

アチメ一度　オヽヽ三度　アメツチニ　キユラカス（天地　玲瓏）
ハ　サユラカフ　カミワカモ　カミコソハ　キ子キ
ユウ　キユラカス
アチメ一度　オヽヽ三度　イソノカミ　フルノヤシ（石上　振社）
ロノ　タチモカト　子カフソノコニ　ソノタテマツル（太刀欲得　願兒　奉）
アチメ一度　オヽヽ三度　サツヲラカ　モタキノマ（薩雄等　時有木眞）
ユミ　オクヤマニ　ミカリスラシモ　ユミノハスミ（弓　奥山　御狩爲　弓弭見）
ユ
アチメ一度　オヽヽ三度　ノホリマス　トヨヒルメカ（上座　豊日孁）
ミタマホス　モトハカナホコ　スヱハキホコ（御魂欲　本金矛　末木矛）
アチメ一度　オヽヽ三度　ミワヤマニ　アリタテル
チカサヲ　イマサカエテハ　イツカサカエム（今不榮　何時將榮）
アチメ一度　オヽヽ三度　ワキモコカ　アナシノ山ノ（吾妹子）
山人ト　ヒトモミルカニ　ミヤマカツラセヨ（人見歟　深山縵爲）
アチメ一度　オヽヽ三度　タマハコニ　ユフトリシテ（魂匣　木綿　鎮）
テ　タマチトラセヨ　ミタマカリ　タマカリマカリ（御魂上　魂上　罷）
マシ、カミハ　イマソキマセル（座　神　今　來　座）
アチメ三度　オヽヽ三度　ミタマカリ　イニマシ、カ（同上　去座　神）
ミハ　イマソキマセル　タマハコモチテ　サリタルミ（今　來　座　魂　匣　持　去　御）
タマ　タマカヤシスヤナ（魂　魂返爲）この八首の歌詞の、片假字の右旁の眞字、本書かくの如し、
次一二三四五六七八九十（ニヒトフタミヨイツムエナヤコヽノタリヤ）此數字の片假字の訓、本書かくの如し、
十度讀レ之、毎レ度中臣玉結（ユフ）也、

注種松云、この一二三等の數字、己が見し本には、片假字がきを本文として、其字の左旁に朱もて一二三等の字を注せり。上の八首の歌の眞字も、朱にて左旁に書たり、此によりておもふに、一二三等の字を本文として、假字を旁書にしたるは、後人の誤り寫し傳たる本にて、假字を本文とせるかたぞ正しかるべき、そは上の歌も假字を本文としたるにて、おもひ合せてさとるべし、さてしか假字書を本文とせる故は、歌はさるものにて、此數のよみも讀

遷神寶一、望請奏ヨ聞此狀一、蒙レ從ニ停止一、官卽執奏、被ニ報宣一偁、卜筮吉合、不レ可ニ妨言一、所司咸來、監ヨ運神寶一、收ニ山城國葛野郡一訖、無レ故倉仆、更收ニ兵庫一、既而聖體不豫、典鬮建部千繼、被レ充ニ春日祭使一、聞下平城松井坊有ニ新神一託中女巫上、便過請問、女巫云、今所レ問不ニ是凡人之事一、宜レ聞ニ其主一、不レ然者不レ告レ所レ問、仍述ニ聖體不豫之狀一、卽託語云、聖代御宇天皇、以ニ慇懃之志一所ニ送納一之神寶也、今踐ヨ穢吾庭一、運收不レ當、所以唱ニ天下諸神一、勒レ諱贈ニ天帝一耳、登時入レ京密奏、卽詔ニ神祇官幷所司等一、立ニ二幄於神宮一、御飯盛ニ銀笥一、副ニ御衣一襲一、幷納ニ御鞶一、差ニ典鬮千繼一充レ使、召ニ彼女巫一令レ鎭ニ御魂一、女巫通宵忿怒、託語如レ前、遲明乃和解、有レ勅准ニ御年數一、屈ニ宿德僧六十九人一、令レ讀ニ經於石上神社一、詔曰、天皇御命爾坐、石上乃大神爾申給波久、大神乃宮爾收有志器仗乎、京都遠久成奴流依氐、近處爾全治牟止爲氐奈母、去年此爾運收有流、然爾比來之間、御體如レ常不ニ御坐一有爾、大御夢爾覺志坐爾依氐、大神乃願坐之任爾、本社爾返收氐之、无驚久无レ咎久、平久安久可ニ御坐一止奈母念志食云々、辭別氐申給久、神那我良母皇御孫乃命乎、堅磐爾常磐爾、護奉、幸閉奉給止、稱辭定奉久止申、遣ニ某々等一返ヨ納石上神社兵仗一、

この石上神宮の神寶と見えたる物を、葛野に運せ給ひけるに、其倉仆れたるによりて、更收ニ兵庫一と見え、此文中に、器仗とも書たるは、ただ文飾にて別物にはあらず、遂に返ヨ納石上神社兵仗一と見えたれば、かの十種瑞寶は、はじめより動無く神社に藏りて在りしなるべし、○平城の松井坊の新神の女巫に命せて、石上神宮にて鎭魂爲させ給へるは、いと異なる御行にこそはおはしけれ、翌年の三月、天皇遂に崩り給ひき、あなかしこ、○上に擧たる儀式の鎭魂祭儀に、置ニ神寶於堂上一と見えたるは、十種神寶と通えたり、然れば當時鎭魂祭の時、十種神寶を石上神宮より出して都に上り、其祭の時堂上に置て故實の如く、鎭魂の法を行はせ給ひたりしなるべし、然るに彼の祭儀に、その神寶の事のきこえざるは、さる神物を都に召上給はむ事を憚りて、其祭日本宮にして神寶に向ひて、御祈禱せさせなどし給ふ事となりにしものなるべし、

○年中行事秘抄の條、十一月云、中寅日鎭魂祭事、雖ニ御服ノ時一猶有レ之、

之祭、自レ此而始矣、詔二宇摩志麻治命一曰、汝先考饒速日尊、自レ天受來天璽瑞寶、以レ此爲レ鎭、毎年仲冬中寅爲レ例、有司行レ事永爲二鎭祭一矣、所謂御鎭祭是也、凡厥鎭祭之日、猨女君等主二其神樂一、擧二其言一大謂二一二三四五六七八九十一、而神樂歌儛尤緣二瑞寶一、蓋謂レ斯歟云々、凡厥奉レ齋二瑞寶一而祈二鎭壽祚一、兼崇二靈劔一、而治二護國家一、如レ此之事、裔孫相承奉レ齋二大神一、また六世の後伊香色雄命の譜に、崇神天皇の御世に、遷二建布都大神社於大倭國山邊郡石上邑一、則天祖授二饒速日尊一、自レ天受來天璽瑞寶同共藏齋號二曰石上大神一、以爲二國家一、亦爲二氏神一崇祠爲レ鎭、則皇后大臣奉レ齋二神宮一、

此世次はもと物部連の氏文の類の、古傳の書に依りて書出したるものなるべきに、文調はずして通えがたき處もあれど、其を難めずして古實の旨趣をよみ曉るべし、（但し饒速日命の傳は、別に證考たる說ありて、宇知都志麻と號たる書の中に論へり、）

○鎭魂を、オホミタマフリと唱ふべき證は、上に論へるが如くなるに、此文中には奉二爲帝后一鎭二祭御魂一云々、其鎭レ魂之祭自レ此而始矣、といひ、又爲二天皇一鎭祭之時云々、また所謂御鎭祭是也、また祈二鎭壽祚一ともいひ、又瑞寶を以て爲レ鎭なども云へるを合せおもふに、鎭魂をオホミタマシヅメと唱ふべき書ざまなり、（但し鎭の一字を書て、魂字を略きたるは、あまりに拙し、）上に云へる如く、鎭魂を四時祭式に、オホムタマシヅメと訓をさしたる處も見え、又鎭二御魂一齋戸祭（祝詞式にも、）と書き、又年中行事秘抄にも、タマシヅメと訓り、古は二樣に唱たりしなるべし、（但しオホミを、オホムといへるは、後の音便の例なり、さて又ミタマフリと云ふは、御衣を御魂實として、振り動かし奉る事のうへより云ひ、ミタマシヅメは、然爲して御魂を鎭め奉るうへより云ふ稱なり、）

○日本後紀云、延暦廿三年二月庚戌、運二收大和國石上社器仗於山城國葛野郡一、同廿四年二月庚戌、造石上神宮使 正五位下石川朝臣吉備人等、支二度功程一申上云々、勅曰、此神宮所三以異二於他社一者何、或臣奏云、多收二兵仗一故也、勅有二何因緣一所レ收之兵器、奏レ答云、昔來天皇御二其神宮一、便所二宿收一也、去レ都差遠可レ愼二非常一、伏請卜食而運遷、是時文章生從八位上布留宿禰高庭、卽脩レ解申レ官云、得二神戸百姓等欵一偁、比來大神、頻放二鳴鏑一、村邑咸恠不レ知二何祥一者、未レ經二幾時一、運二

振動、小野宮年中行事、政事要畧に、藏人開ニ御服箱一振動、深山御記に、解ニ御衣筥綱一以レ蓋開覆頗開レ之、次第振動シテ置レ之、如ニ拍子一、宮主秘事口傳に、女官御衣筥置ニ八足上一云々、女官立ニ筥蓋一少開、違令ニ動振一也、など見えたり、萬葉集十五ノ巻の歌に、「魂はあしたゆふへに多麻布禮とあか胸いたし戀のしけきに」、とよめるは、もしくは鎭魂の事にはあらじか、なほよく考ふべき事なり、これかの義解に、招ニ離遊之運魂一鎭ニ身體之中府一、と謂へる神傳の鎭魂の厭術なり、然るにこゝに此如爲之者、死人反生矣、といへるは、その鎭魂の効驗を尤しく稱たる言にて、實に命死終たる者の、再活くといへるにはあらず、病に犯され、或は身體を傷めなどして、氣息閉塞て幾死ぬべくなれる者も、蘇生なむものぞといへる語なり、件の神寶の中に、死反玉とてあるも、然るかたに主と効驗ある由の名にて、幽理ある事なるべし、萬葉集四卷なる歌に、「おもふにも死するものにあらませは千遍も吾は死變らまし」、こは證とにはあらねど、古人の意詞のあはれにきこえて、そゞろに口ずさまれてなむ、

○舊事本紀第五天孫本紀、物部連の世次、宇摩志麻治命の譜に、天孫天津彦火瓊々杵尊孫磐余彦尊、欲レ馭ニ天下一興レ師東征、往々逆レ命者蜂起未レ伏、中州豪雄長髓彦、本推ニ饒速日尊兒、宇摩志麻治命一爲レ君奉焉、至レ此乃曰、天神之子豈有ニ兩種一乎、吾不レ知レ有レ他、遂勒レ兵距レ之、天孫軍連戰不レ能レ戡也、于レ時宇摩志麻治命、不レ從ニ舅謀一誅ニ殺佷戾一、帥レ衆歸順之、時天孫詔ニ宇摩志麻治命一曰、長髓彦爲レ性狂迷、兵勢猛鋭、至ニ於敵戰一誰敢堪レ勝、而不レ據ニ舅計一、帥レ軍歸順、遂欵ニ官軍一、朕嘉ニ其忠節一、特加ニ褒賞一、授以ニ神劔一、答ニ其大勳一、凡厥神劔韴靈劔刀、亦名ニ布都主神魂刀一、亦云ニ佐士布都一、亦云ニ建布都一、亦云ニ豐布都神一是矣、復宇摩志麻治命以下天神御祖授ニ饒速日尊一天璽瑞寶十種上、而奉ニ獻於天孫一、天孫大嘉、特增ニ寵異一矣云云、大歲辛酉正月庚辰朔、天孫磐余彦尊都ニ橿原宮一、初即ニ皇位一、號曰ニ元年一云々、宇摩志麻治命獻ニ天瑞寶一、亦竪ニ神楯一以齋矣、謂ニ五十櫛一、亦云ニ今木一、刺ニ繞布都主劔一、大神奉レ齋ニ殿內一、即藏ニ天璽瑞寶一以爲ニ天皇鎭祭之時ニ云々、宇摩志麻治命、十一月丙子朔庚寅、初齋ニ瑞寶一奉ニ爲帝后一鎭ニ祭御魂一、祈ニ請壽祚一、其鎭魂

集解に部津鏡、八握劒一ツ、生玉一ツ、集解、此に足玉一とあり、また釋日本紀十五ノ巻に、此祭の事をいひて、此の文の瀛津鏡より以下を擧たるも又同じ、死反玉一ツ、足玉一ツ、集解、こゝなる足玉、生玉の次にあり、釋紀にも然あり、生魂神、足魂神、生島神、足島神、生日足日、など次テ唱へたる例あれば、然あるかたぞ正しかるべき、道反玉一ツ、蛇比禮一ツ、蜂比禮一ツ、品物比禮一ツ、是也、天神御祖教詔曰、集解、是ノ字以下九字無くて、導の一字とす、其を一本には導と作り、天神云々の七字を、釋紀に、天神教導と四字に作り、導は字書どもに見あたらず、類聚名義抄にイフと訓り、若有ニ痛處一者、令ニ集解に合と作り、茲十寶ニ謂ニ謂字集解に無し、一二三四五六七八九十一集解此に云字あり、而布瑠部、由良由良止布瑠部、如此爲之者死人反生矣、集解是まで載たり、是則所謂布瑠之言本矣、

是則所謂布瑠之言本矣とは、鎭魂をオホミタマフリと謂ふを、其御魂をフルと謂ふ言の本なりといへるにて、事の稱には布利と用言に言ふを、其を體言に復して、布瑠之言本矣とは云へるなり、職員令集解に、神祇官、問、鎭魂祭何神、答、神祇官式云、鎭魂祭神八座、神魂、高御魂、生魂、足魂、魂留魂、大宮女、御膳魂、辭代主、問、稱ニ布利一之由、答、古事記云、饒速日命降レ自レ天時、天神授ニ瑞寶十種一、と上文

を約記して、息津鏡一云々と件の文を擧て、死人反生矣までを擧げ、是則云々の十字を省きて載たり、政事要略廿六巻鎭魂祭の下にも、問下稱ニ布利一之由上、答古事記此ノ記ノ字を穴と作る本のあるは誤なり、云、云々と集解の件の文を採載たり、布利の上の稱ノ字、今在る集解に見えざるは脱たるなり、補へて心得べし、さて集解に、古事記と書るは、舊事紀をふと書誤れるものなる事決し、要略には其誤を受たるなり、古事記には此ノ件の事見えず、また問下稱ニ布利一之由上、といへるは、鎭魂を於保美太萬布利、と稱ふによりて、其布利と稱ふ由を問へるにて、四時祭式に、鎭魂祭の鎭魂に、オホムタマフリ、大嘗祭式にタマフリ、と訓をさしたるこれにて古語なり、古本印本ともに、かく假字をさしたり、天武紀に、招魂を然よめるも、此鎭魂の稱によれるなり、此事は下に論ひ辨ふべし、但し四時祭式に、オホムタマシヅメ、またタマシヅメとよめる處もあり、其も又の稱なり、その由は下に云ふべし、釋日本紀にも然訓り、さてその布禰といふ由の證に、いはゆる十種の瑞寶を云云と謂て、布瑠部、由良由良止布瑠部、と敎へ給へる古事の文を擧て本文の是則所謂布瑠之言本矣、とあるを省きて、答へたるにて、上に擧たるが如し、江家次第に、神祇官一人進テ結ニ糸於葛筥ノ、自レ一至レ十、此間女官藏人開ニ御衣筥一

また洩れたるにて、まことは夫神に配て生せる女子の在りて、主と猿女の職仕奉り、また其女子夫を迎へて生せる女子の、其職を仕奉りて、繼々に仕奉り、さて其生せる男子どもは、別に妻を娶りて、猿女の氏人にてあるが中に、其族の別れて出きたる氏のありて、かの稗田阿禮も、その族の中の氏人なるべし、また猿女氏は、舊仕奉る職名をもて稱べる氏名なるを、後に骨を給ひて、女子も男子も猿女君と稱び、女子の其職仕奉るうへにては、猿女と稱ぶ例なりしとぞきこえたる、そも／＼此猿女の事はしも、いと殊なる神代の古實の、遺跡のまゝなる例なれば、尋常おしなべての世嗣の例をもて疑をなし、とかく論ふべきにあらずかし、今山城の桂里に、桂姫と稱ぶ女あり、世々夫を迎へて生したる女子にて、家を嗣來れり、男子ありても、女子無ければ他家の女子を養子として、家を繼ぐ例なりとぞ、其れが遠祖は、神功皇后韓國を征たまへる時、仕奉りし侍女の後なりと語り繼ぎて、その御征の時、皇后の被り給ひたりし綿の御帽子を藏傳へたり、その御帽子に由緒ありとて、挂姫東の朝廷に詣る例あり、女子にして然あるは、おのづから似たる例なり、さて又この猿女の事は、古事記傳十六卷に委しくしるされたれば、今さらに此に云ふべくもあらねど、その說の中に、宇受賣命は女神なるに、子孫の氏のあらむ事疑はしとて、論はれたる說は諾ひがたく、今己がおもふ處はかくの如し、なほ熟く考へ定むべし、

○舊事本紀 第三天神本紀、饒速日命天降の條に云、

注古事記傳の首卷に、舊事紀の僞撰なる由を論へる中に、三の卷の內、饒速日命の天より降り坐す時の事と、五の卷の尾張連物部連の世次と、十の卷國造本紀と云ふものと、是等は何書にもみえず、新に造れる說とも見えざれば、他に古書ありて取れるものなるべしと、云はれたるが如し、今こゝに擧る文は、はやく職員令集解神祇官の條に載たるを、其を政事要略鎭魂祭の下にも引載たり、

天神御祖 饒速日ノ命の御父、天ノ押穗耳ノ尊を申せり、 詔授ニ天璽瑞 集解此二字無し、 寶十種ニ、謂瀛都鏡一、 集解謂ノ字無くて、息津鏡と作り、 邊都鏡一、

貢猨女事、右得従四位下行左中辨兼攝津守小野朝臣野主等解偁、猨女興國史詳矣、其後不絶、今猶現在、又猨女養田在近江國和邇村、山城國小野郷、今小野臣和邇部臣等、既非其氏被貢猨女、熟捜事緒、上件兩氏貪人利田不顧耻辱、拙吏相容無加督察也、亂神事於先代、穢氏族於後裔、積日經年恐成舊貫、望請令所司嚴加捉搦斷用非氏、然則祭禮無濫、家門得正、信友云、こゝに擧たる拾遺に嘆せるは、此事なり、謹請官裁者、捜撿舊記、所陳有實、右大臣宣、奉勅宜改正之者、仍兩氏猨女從停廢、定猨女公氏之女一人進縫殿寮隨闕即補、以爲恒例、この解文、類聚國史にも載られたり、といへる事みえ、西宮記に、猿女依縫殿寮解、内侍奏補之、裏書に、貢猿女事、弘仁四年十月廿八日、猿女公氏之女一人進縫殿寮、猿女の骨は君なるを、此に公と書るは、續紀に、天平寶字二年十月、天下諸姓着君字者換以公字、と見えたる制によれるなり、又この弘仁の度の貢猿女事の官符、上に擧たるが如し、見合すべし、延喜廿年十月十四日、昨尚侍令奏、縫殿寮申、以稗田福貞子、請爲稗田海子死闕替云々、天暦九年正月廿五日、右大臣令奏、縫殿寮申、被給官符於大和近江國氏人、令差進猿女三人死闕替云々、などみえたるを證し考ふべし、又その延喜の度に、稗田福貞子、稗田海子といへるは、他氏のごと通ゆれど、その稗田は實の氏にはあらで、古事記序に見えたる、稗田阿禮が事を、傳に延佳本に、弘仁私記序に、天鈿女命之後也、といへり、書紀天武上卷に、如此いふ地名みえたり、大倭國ときこえて、今も添上郡に稗田村あり、是なるべし、彼地より出たる姓なるべしといはれたる、其稗田に居住る、鈿女命の裔の猿女君氏の女子にて、猿女の職仕奉りて在けるが、常は其地名の稗田をもて、氏の如く稱號とせるまゝに、そのかみの唱名のまゝに、氏の如く書せるものなるべき事決く、又かの裏書の天暦の度の官符に、大和の猿女の事見えたるも符へり、これをおもへば、稗田阿禮は、猿女君氏より出たる稗田の氏人なるべし、かくて猿女氏の本末をとりすべて證し考るに、まづ鈿女命は女神なるに、その夫神の古書どもに見えざるは、させる事なくて、其名の傳はらざるか、

臣齋部猨女鏡作玉作盾作神服倭文麻績等氏、而今唯有ニ中臣齋部等二三氏一、自餘諸氏不レ預ニ考選一、神裔亡散、其葉將レ絕、所レ遺十也、今此下に引く如く、弘仁延喜の頃、猨女の事見えたれば、この廣成宿禰の愁訴を聞召いれて、猨女をば興し給ひたりしなるべく覺ゆ、また舊事本紀物部連の世次の譜に、鎮魂祭の古實を擧て、凡厥鎮魂祭之日、猨女君等主ニ其神樂一云々、この全文は下に擧ぐ、など見えたる是なり、

注然るに神代紀に、皇孫勅ニ天鈿女命一、汝宜以ニ所顯神名一爲ニ姓氏一焉、因賜ニ猨女君之號一、故猿女君等、男女皆爲レ君此緣也、とありて、上には姓氏と云ひ、次には號といひ、又其下にはたゞ呼爲レ君といへるは、いかにとも意得がたし、故つら〳〵案ふるに、上古はよろづおほらかにて、姓氏などいふ事も、きはやかなる制はあらず、事狀によりて職名の如く、又嘉號の如く稱たるを子孫に傳へて、後遂に姓氏とせる例あれば、これも其趣にてありけるを、おほらかに語り繼ぎ、書も傳へたるものゝあるに依りて、其を漢文に修ひ記さるゝに、文の調はで古傳の主を失へるものなるべし、他の古書どもに考へ合せて曉るべし、

古事記には、詔ニ天宇受賣命一、此立ニ御前一所仕奉、猨田毘古大神者、專所顯申之汝送奉、亦其神御名者汝負仕奉、是以猨女君等負ニ其猨田毘古之男神名一而、女呼ニ猨女君一之是也、と記されたり、

注傳に、汝負ニ其神御名一とは云はずして、其神御名者汝負とある語の勢に、心を着てよく味ふべし、其神の代りには汝仕奉れと詔ふ意、おのづから含めりと注はれたるは、然ることにて、此時宇受賣命に、猨女と名を負せ給へる事も、下に猨女君等云々、と云ふに照應て、おのづから通えたり、さてその猨女君といへるは、其子孫の女子をも世々に猨女と召して、神樂の職供奉らしめ給ひけるほどに、後に骨を賜ひて、猨女君と召されたるによりて、さだかに姓氏とはなれるにて、古事記その餘の書どもに、猨女君といへる處は、後に猨女君氏の人等を指て云へるなり、さるは類聚三代格、弘仁四年十月廿八日太政官符に、應

仰云申ニ上姓名一、次可レ進ニ縵木綿一由被レ仰、其時廻ニ西方一入ニ西幄門一、自ニ北方一進ニ縵木綿一、先上卿次辨已下一、次辨召ニ官掌一、二音官掌參、辨後仰云、誰官掌申レ名一、次諸司可レ着レ座之由被レ仰一、次中臣官人宮主同着ニ幄西一、東面南上一、次御巫女參立一、次雅樂司參着、始ニ御神樂一、次宮主取ニ内御方御玉結糸一置ニ上卿座前一、次歸ニ着本座一、次中臣官人進寄十結令レ結、于レ時神琴師引レ琴、計ニ一二三四五六七八九十一十結也、中臣歸ニ着本座一也、近年中臣官人不參之間、宮主勤ニ此役一、此間女官御衣筥置ニ八足上一、此八足上卿座對座、取レ員之間女官立筥蓋少開違ヘ令ニ振動一也、但近年此儀有レ名無レ實也一、内御方事畢、宮主進寄取ニ件糸一返ニ給史生一、次宮主取ニ后宮御方糸一同置レ之、此儀如ニ先度一、是一二三四五六七八九十ト云テ結也一、后宮内侍取入レ幄各別也、北砌テ御玉結畢、賜ニ后宮内侍一、次辨召ニ辨侍可レ居レ饗之由被レ仰一、三獻畢辨召ニ官掌一、二音官掌參、仰云誰、申ニ姓名一、次召ニ宮内省一、官掌宮内省トニ音召レ之、參、仰云誰、申ニ姓名一、仰云可レ候、此他唯稱、其後各退出、

鎭魂考證

○古語拾遺云、凡鎭魂之儀者、天鈿女命之遺跡、然則御巫之職應レ任ニ舊氏一、而今所レ選不レ論ニ他氏一、所レ遺九也、

天鈿女命之遺跡云々とは、鎭魂祭の時の神樂に、御巫の宇氣槽を覆て云々、して仕奉り來れるは、高天原にて天照大御神の御窟閉の時、鈿女命の神樂仕奉りて招出し奉れる、尊くめでたき儀を、遺跡のまゝに代々相嗣て仕奉り來れる由なり、もはら漢文のまゝに鎭魂之儀とは意得べからず、また舊氏とは、鈿女命の裔の猿女君氏にて、こゝにては主と其氏の女子を云へり、書紀神代巻に、猿女君遠祖天鈿女命、古事記に、天宇受賣命者猨女君等之祖、とある猿女君氏これにて、則この拾遺に、天鈿女命者是猿女君遠祖、以ニ所顯神名一（猿田彦神を顯はせる由なり、）爲ニ氏姓一、今彼男女皆號爲ニ猿女君一此緣也、また神武天皇の段に、中臣齋部二氏倶掌ニ祠祀之職一、猿女君氏供ニ神樂之事一、自餘諸氏各有ニ其職一、また凡造ニ大幣一者、亦須レ依ニ神代之職一、齋部之官率ニ供作諸氏一、准レ例造備、然則神祇官神部可レ有ニ中

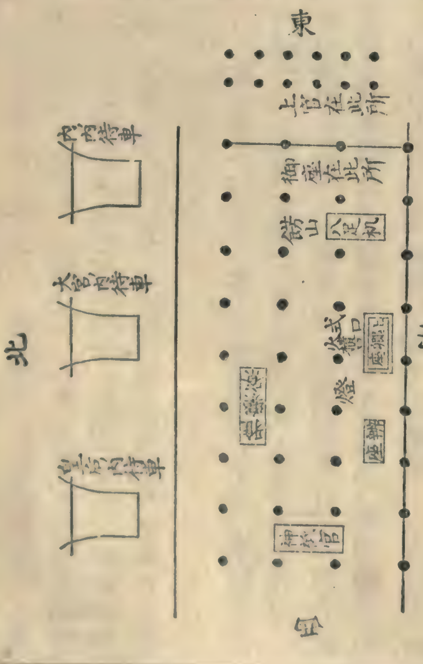
北方來、置槽上、北面立、次又卜部以御玉緒糸（以葛圓結中、縱横繫之、其中結付白糸也、）授兼敎、兼敎挿笏取之、並置西第三間母屋裎、拔笏退入、次親隆進寄件筥前、跪指笏取糸結也、（一結也）此間御巫以桙柄合琴笛音突槽上、內女官又起、解御衣筥綱以蓋開覆（頗開之、次第振動テ置之、）如拍子、親隆結糸了、拔笏退入、琴笛止、御巫退入、撤御結糸、女官撤御衣筥、內侍歸參、次大宮、次皇后宮、（已上略之）次予示辨令居饌、此間又示辨令催和舞琴笛如先、次神祇官卜部、他卜部、兩三人進出南庭如舞、兼立机置榊也、事體有若亡、近代如此云々、仍不能張行云々、（已上深山御記の文なり、）又今度借請或人之次第曰、於宮內省跡儲七間幄、東第一間儲山立八足、上卿辨（東上北面）式置上卿前（他の記録を考ふるに、式とは式の筥なり、外記の持出て置く例なり、）神祇官二人、（南上東面）其東儲三間幄屋、外記史（北上西面）各參着之後、上卿召召使、召大藏省、鬘木綿則進之、上卿以下面々懸冠、次大膳職居饗勸盃、次神祇官人大和舞、雅樂寮吹笛如例、內侍女官等參入、女官結御糸授神祇官人、官人於山前申祝詞、了傳女官、女官進內侍了、其後上卿以下退出」、雨儀云々、已上次第記錄等舊例如右、以件等之趣、予省略草次第一本、然而今夜猶以簡略不及用之、相搆可張行也、件新作次第（下略、此新作次第、鎭魂の古實に預る事見えず、）

○兵範記云、仁安元年十一月十四日甲寅、下官參宮內省行鎭魂祭事、其儀曹廳路東西妻、立五間幄一宇、東第一間立榣棚等、安祭物、又倚付鈴賢木、其西覆置木槽云々、神祇雅樂奉仕神樂、神琴師彈和琴、御巫子衝宇氣（以賢木衝宇氣槽上也、）次神祇一人入結糸於葛筥置下官座前、御神樂之間、又參進結之、自一至十滿百事畢、（中略）女官等奉出御衣、內侍等歸參、

○宮主秘事口傳云、（康安二年に、卜部兼豐宿禰の家傳を、書集められたる書なり、）中寅日鎭魂祭」、宮內省儲幄二棟、以東西爲妻」、次上卿辨參着」、上卿北面」、辨其西方北面」、內侍幄北方南面西上」、先內御方御衣、藏人女官相具」、次上卿召召使、二音唯稱、召人召使南壇下、織部司織部司ト二音召之」、次上卿召召使、二音仰云召大藏省、次召使如先大藏省大藏省ト二音召之」、次大藏丞參南壇下、

曾、召使申職姓名、上宣式部省召世、丞以上一人參進、上宣（誰曾）、稱官姓名、上宣刀禰奉入、（末津禮トノフ云々、可キ仰末津利禰歟、）輔率五位着堂上座、丞率六位着東細殿、（外記史着之、）座定上宣召召使、召使參入、（同上）上宣召大藏省、丞參入、（同上）上宣蘰木綿賜戸、稱唯退出賜之、（丞奉、上卿取之結冠額、錄授辨、史上以下次々給之、）次神遊、（衝宇氣間、女藏人開御服箱振動カス、）所司羞饌如常、事畢中宮同行、（職司羞饗饌、）神樂畢倭舞、（神祇副一人、史一人、宮內丞一人、侍從二人、內舍人二人、大舍人二人、宮進一人、舍人二人、）次辨召官掌令召宮內省、仰可給御飯之由如常、大膳申給畢由、上卿以下退出」、延喜御記云、內裏有穢不可用御匣殿御衣、內藏寮人夜中皆在內裏饗所、仍仰縫殿寮、受大藏御服帛、忽調御服御衣筥等、卽彼寮送宮內云々、又內侍藏人皆參侍內裏、仍仰以女史命婦安部靜子爲內侍代、壹志厚子、爲藏人代云々、無年月、天慶（一本天曆）九年宮內省有穢於神祇官行之」、諒闇年停否例、（延長八年不行、天曆八年、康保四年行之、）

○薩戒記云、應永廿三年十一月十三日壬寅、今日鎭魂祭也、予爲分配、仍引見舊記之所、古今儀頗以相違、近年殊陵夷了、適爲日上、仍委細注之、匡房卿次第曰、（江家次第の事なり、）鎭魂祭、上卿以下云々、清涼記曰云々、



（此引文鎭魂の古實に預る事見えず、）深山御記曰、（于時參議左中將、）長寬二年十一月十六日、今日鎭魂祭也、予爲分配、仍戌刻參宮內省云々、着座北面廳屋、又無實、仍立幄云々、予取木綿結巾子、（巾子ノ下ニ結、結目在後、只一結也、）辨以下神祇宮（神祇少副大中臣親隆、宮主卜部兼教已下也、）共同如此、此間神祇官、雅樂等着座、次予示辨令始神樂、（只琴笛計也、）此間神祇官卜部取䑼（其體如平櫃、高三四寸、弘二許尺、敷薦一枚、）置山西方、次御巫、（小童結髮、着青闕腋袍表袴帶、紙以墨畫岩形持來リ、抑付鈴衣加榊、）自東

口の中、一口は忌火に當れり、文德實錄に、天安元年四月癸酉、內膳司忌火庭火神並從五位下、三代實錄に、貞觀元年正月、內膳司從五位下庭火皇神等、並授二從五位上一、と見えたるは、此竈神三所を總たる稱なるべし、增鏡、烟の末々の卷に、寶治二年十月廿日あまりの事として、いはく、二條油小路に火いできて、閑院殿の築垣の內なれば、內膳屋燒けて、神代より傳はれる御かまも燒けそこなはれけるをぞ、いとあさましき事には申し侍りし、彼かまむかしは三つありけるを、一つをばひら野、一つをば忌火、一つをば庭火と申けるを、圓融院の御代、永觀のころ、二つはうせにけり、いま一つ殘りたるに、か丶る事のいできぬるは、いとよろしからぬわざなりとて、神祇官に尋られ、古き事ども勘へらる、ひら野と云ひけるを陰陽寮にするて、みづのとの祭といふ事にもちひけれど、中ごろよりかの祭はたえぬ、忌火といふにては、六月十二月の御神事の御膳をばてうじけり、庭火にて常の御膳をばつかうまつれり、か丶ればいとたい／＼しき事にて、はじめて鑄物師におほせらるべきかとも申す、古きをそこなはれたる所ばかりを、なほさるべしかとも、色々にさだめかねられたり、入道おほきおとどなども、ふるきをなほさるべしと申さるとぞきこえたる、此事を百練抄に、寶治二年十月廿二日、內膳屋燒亡、御竈神燒損給、廿四日近日御竈神燒損、可レ鑄改一哉否事被レ問二諸卿一、十一月十九日軒廊御卜、內膳竈燒損ノ事也、閏十二月廿二日、被レ定下內膳御竈可二鑄改一日時上、定二來廿八日一、などみえたり、

但し本官の儀には、結レ絲納二於葛箱一とあり、御竈神の鍋に入らる丶は、由緣ある故實なるべきを、院と儀の別なるはいかなる事にか、

○北山抄云、中寅日鎭魂祭事、若有二二寅一、下ノ寅ニ行レ之、有レ例云々、然而新嘗會ノ前可レ行之由、見レ式、上卿入レ自二宮內省南門一、着二西細殿座一、北壁ノ座ニ南面設レ下、卿召二外記一問二諸司參否一、召レ辨問二供神物具否一、神祇官參着、治部雅樂同着、內侍女藏人御巫子等、又就二堂上一、外記申二諸司代官等一訖、上卿幷辨昇レ自二西階一着レ座、東第三間、北面設二上卿座一、上召二召使一、二音稱唯進立、上宣誰タ

居饌、並立燈臺、（判官代以上ハ机、神祇官重衡、」）於殿上相尋事具否行事之後着幄」、判官代以上東上北面」、神祇官南上東面二行」、召主典代、（不高聲召之、）在座之人傳召之」、主典代着膝突、神祇官以下仰可着由、神祇官着座」、女房候車寄戸下、又召主典代如初、參入、仰可給蘰木綿由」主典代參入獻之、（廳官以下入自餘折敷人々、」）次神遊、御琴師歌女奉仕」、御巫於棚下舞」、中臣一人結絲」、衝宇氣間、女藏人開御衣箱振動之、（年々女官振之如何、」）差饌、（判官代役送、」）勸盃、（大夫判官代獻之、」）神樂訖」、鋪倭舞座、（北庭鋪筵、立八足机、置榊枝、）神祇副、史、判官代、舍人」、給神祇官人祿有差」、官人以上絹、（五位或加」）自餘布一段」、御玉結絲令入御竈神之鍋、宮主付封、件鍋二口也、隔年入之、

御竈神之鍋は、日本紀畧に、天德四年十一月十九日、今夜坐內膳司忌火庭火等之御神、奉遷冷泉院內膳、（こは九月廿三日、內裏炎上の事ありて、十一月四日天皇職曹司より、また冷泉院に遷御の御事によりてなり、）仍權大納言師忠卿以下奉遷之、平野謂釜二口也、庭火謂鍏一口也、各有臺長櫃等、衞士持之奉移院乾方新屋、庭火平野別々屋也、安置之、宮主申祝詞、（釜は和名抄に、加奈陪、一名末路賀奈倍、鍏は類聚名義抄に、三足釜、アシナベとよめり、釜鍏と書別てるにて、御體おほかた推はかるべし、また名義抄には、鍋ナベ、カナヽベ、カナヘ、サスナベ、ツケナベなどもよめり、寛治八年十一月三日の中右記に、長德三年三月一日の藏人信經私記を、引注されたる中に、內膳司御竈神ハ三所也、一所ハ平野、件癸御祭奉仕之神也、一所ハ庭火、是尋常御飯奉仕之神也、一所ハ忌火、是則十一月新嘗、六月神今食祭奉仕之神也、また平野の事を、召問司官人、件神圓融院御時、爲人所盜取、この外に此御竈神の衰たる事どもゝ見えたり、）と見えたり、この次第に件鍋二口とあるは、いはゆる平野二口といへるに當れり、西宮記に、內膳御竈神奉遷他所事、以生絹覆上、衞士八人舁之、宮主先解除、納言一人、辨、外記、史以下步行供奉とみえ、禁秘御抄に、竈神行他所之時、中納言以下供奉、尤可爲靈物、女房不忌之、男ハ主上之外不沐浴也、四五破、但差合用之、不可說物也、と記させ給へるもこれなり、

注 因にこの竈神の三所の事を考ふるに、上に引たる如く、紀畧に、坐內膳司忌火庭火等御神と云へるを、その下文に、平野謂釜二口也、庭火謂鍏一口、といひて、竈神は卽釜二口鍏一口、あはせて三口をいへるなり、然れば平野の釜二

賢木、神祇官一人、史一人、宮內丞一人、侍從二人、內舍人二人、大舍人二人、中宮內進一人、舍人二人次第舞、次辨召官掌、音官掌立庭中、辨問曰、誰曾、官掌申官姓名、辨宣宮乃內乃省召世、官掌出召、宮內丞立庭中、辨宣誰曾、丞申官姓名、辨宣御飯加多良加仁給へ、丞稱唯出、次大膳屬進庭中申云、御飯多多良加仁給畢、次上卿以下退出、宮內省有穢於神祇官行之、（天慶八年）內裏有穢不用內藏寮御匣殿御衣、仍縫殿請大藏御服帛綿、忽調御服御衣等、內侍女藏人皆有障、以女史爲代官、諒闇之時、或行或不行、延長不行、天曆康保行之、近代皆行之、淸涼記云、當日薄暮內侍經奏、率藏人一人（內侍式云、率命婦女藏人二人諸官女孺各二人者、近代所行載此員）御匣殿藏人女孺洗人等、令內藏寮持御服、（置机上）向宮內省衛宇氣之間、藏人開御服箱振動、訖歸宮、明旦奏返事、依穢延引例、（康保二十一十、天永二年）宮內省爲大嘗會行事所時、於神祇官行之、諒闇年無倭舞、御衣、或白、（天曆八、康保四）后宮懷姙尙祭、（元慶元十一十七）依諒闇不用歌舞、（元慶五、十一廿二）東宮御輕服間、東宮御鎭魂如例、（天慶七、十一廿四）中宮御輕服間、中宮御鎭魂如例、（承平六、十一十七）東宮御輕服間、御衣遣白、

○同次第（同卷同月）云、春宮鎭魂祭、上卿着座、外記申代司、其詞曰、司々乃申障世留、代司給良牟、上卿答云、誠多リヤ、外記云、某司丞申障留、代仁某司屬某姓某丸誠天候、上卿云、令候與、此間猿女、古止比支着座、上卿召召使云々、上卿云、加都良由不給、丞唯出天、加都良由不遠給不、神樂倭舞、本宮居酒肴、宮內省令役云々、辨云、御飯早給、錄唯天出津、召膳部、大膳屬進出天申云、御飯加太良加仁給畢、上下各分散、

神樂の事は見えたれど、御魂結の事みえず、省ぎて記されざりしなるべし、

○同次第（第十九雜例）云、院鎭魂、立幄於北中門北、（東西行、幄東北西三方引幔）第一間立棚、伏槽、第二間立案置御衣、以幄東第二間當車寄戶立、第三間設公卿別當座、（其傍ニ敷軾）第四間設四位別當座、（座前設火櫃）第五間設判官代座、（座前設火鉢）第六間設神祇官五位座、以上各先

描きなりといはれたり、

○小野宮年中行事十一月條ニ云、中寅日鎭魂祭事、（中宮鎭魂同日行レ之、）弘仁神祇式ニ云、前五日簡二點和儛侍從内舍人大舍人各四人一、令レ赴二宮内省一、參議已上就二同省一、祭了卽諸司依レ次奏レ儛、彈琴已上摺袍白袴、史以下摺布衫、當日薄暮内侍經レ奏率二藏人一人、御匣殿藏人女孺洗人等一、（内侍式ニ云、率二命婦二人藏人二人諸宮女孺各二人一者、近代所レ行載二此員一、）令下二内藏寮持二御服一上、（置二机一）向中宮内省上、衝二宇氣一之間、藏人開キテ二御服箱一振動リス、訖テ歸レ宮、明旦奏二返事一、（以上本文、弘仁式の文也、）皇后雖レ懷二姙一猶行二件祭一、是延長三年天德二年例也、又掌侍有レ障之時、以二中宮掌侍一爲レ代二官之一、○巳日東宮鎭魂事云々

【頭書】種松云、巳日とは中ノ巳ノ日なり、中ノ卯ノ日は新嘗中ノ辰ノ日は節會なれば、兩日除きて其翌る中ノ巳ノ日に行はるゝなり、

○江家次第（第十、十一月例、）十云、（諸本また薩戒記に、匡房卿次第とて載られたるを挍合せて、訂して擧く、）

鎭魂祭、（十一月中寅、若有二二寅一下寅行レ之有レ例云々、而新嘗會前可レ行之由見レ式、○此細書古本に無し、印本一本、又薩戒記にあり、後人の加筆なるべし、）上卿以下入レ自二宮門ノ省南門一着二曹司廳一、須三先着二西細殿一、召二外記一問二諸司具否一、召レ辨問二祭物具否一云々、立二平張一行レ之」、上卿着座、外記申二代官一、其詞云、司々乃申レ障世留代官給ラム、上卿答云、イマシメタリヤ、外記云、某司丞申レ障セル代ニ、某司屬某姓某丸ヲ誡テ候、上卿云令レ候ラハヨ與」、東第一間立二楉棚一、置二祭物一、又倚二付レ鈴賢木一、其西安二木槽一、（覆置）上卿座第三間、辨座第四間、神祇幷治部雅樂座西第一間、上官不レ着レ座在二廳外一云々、」上卿辨北向、自餘西向」、内侍乍レ乘レ車立二幄北一、女官持二御衣匣一置二東第二間一」、次上卿召二召使一云々、上卿宣誰（曾）云々、」上宣刀禰入末津利禰云々」、上宣鬘木綿給へ」、丞獻二上卿一、上卿取レ之結二冠額一、（旁書に云、近代結二巾子一、）錄獻レ辨、史生分二諸司一」、次神祇雅樂神樂、（御琴師彈二和琴一、）次御巫衝二宇氣一、（衝二槽ノ上一也○旁書に云、衝二宇氣一神遊儀也、神代上卷、ウケ船フミトヾロカス義也、以二賢木一衝二槽ノ上一也、結レ糸自レ一至レ十、宇麻志麻治ノ命十種ノ神寶振レ之返死之縁也、用レ絲自レ一至レ十計レ之也、○この旁書、古本には無し、）次神祇官一人進結レ絲納二於葛筥一、（自レ一至レ十）此間女官藏人開二御衣筥一振動、畢テ神祇官着座」、次諸司供レ膳、（用レ絲自レ一至レ十、居二葛筥蓋一、）次造酒司獻レ盃三獻、上卿不レ擬レ飮レ之」、次后宮行レ之、（儀同レ上）宮司居二膳棚一、二人舁レ之、次盃酌三獻」、次神樂畢」、次有二倭儛事一」、南庭敷レ筵、（東西妻）其前置レ机、机上置

大直神一缶、（受五斗）木綿二分四銖、麁筥十三合、（各長一尺四寸、廣一尺二寸、深三寸、）食薦五枚、居神宮料輿籠二脚、納宮料置簀二枚、檞二俵」、右職司料理與神祇官供之、
○同大炊式云、鎭魂祭（東宮亦同）神八座、大直神一座、右座別米一升（用官田稻、東付神祇官）云々、中宮鎭魂云々、
○同式十二月條云、鎭御魂齋戸祭、（中宮准之）絁一匹、又云東宮鎭御魂齋戸祭、絁三丈、五色帛各一尺、絲六兩、綿一屯、倭文一尺、調布一端、庸布一段、木綿麻各一斤、米酒各五升、鰒、堅魚腊、海藻各三斤、鹽二升、𤭖水瓮各一口、杯四口、匏一柄、檞五把、食薦一枚」、右於此官齋院中臣行事、
齋戸は神祇官の齋院なり、三代實錄に、貞觀二年八月廿七日夜、偷兒開神祇官西院齋戸神殿、盜取三所齋戸衣幷主上結御魂緒等、と見えたる齋戸神殿これにて、後世の書どもに齋部殿と申し、祝部殿とも書り、又八神殿とも申すもこれなり、則十一月鎭魂祭の神八座を齋奉れる所なり、其八神の御事、また八神殿の事の考は別に記せり、
○同祝詞式云、鎭御魂齋戸祭、（中宮春宮齋戸祭亦同、）高天原爾神留坐須、皇親神漏伎神漏美能命乎以氏、皇御孫之命波、豐葦原能水穗國乎安國止定奉氏、下津磐根爾宮柱太敷立、高天之原爾千木高知氏、天之御蔭日之御蔭止稱辭竟奉氏、奉御衣波上下備氏、宇豆乃御幣帛波、明妙照妙和妙荒妙五色物、御酒波𤭖邊高知𤭖腹滿雙氏、山野物波甘菜辛菜、青海原乃物波、鰭廣物鰭狹物、奧津藻菜邊津藻菜爾至萬氏、雜物乎、如横山置高成氏、獻留宇豆乃幣帛乎、安幣帛能足幣帛止平久聞食氏、皇我朝廷乎、常磐爾堅磐爾齋奉、茂御世爾幸閇奉給氏、自此十二月始來十二月爾至萬氏、平久御坐所令坐給止、今年十二月某日齋比鎭奉止申、
祝詞考に、此祝詞はすべて拙く、詞足らはぬ處多し、今京にて俄に作りたるものなるべしと論ひて、職員令神祇官の條、鎭魂の義解に、謂鎭安也、人陽氣曰魂、魂運也、言招離遊之運魂、鎭身體之中府、故曰鎭魂、といへるに事は同じ、されども此文に御魂ちふ言なくて、かく御坐所に云々とのみ云て、標の言なき時は何事ともきこゆべからず、これも

ものし給ふよしにはあらず、延暦內宮儀式帳六月例十七日、荒祭宮幷瀧祭二所御食供奉祭の條に、その祭供奉る事を云ひて、「從其瀧祭之地、於大神宮奈保良比所爾參入來、以同日夜御食奈保良比爾宜、大內人某々等皆悉參集侍、然卽奈保良比御歌仕奉、其歌波、「佐古久志侶伊須々乃宮仁御氣立氐、宇都奈留比佐波宮毛止々侶爾」、と見えたる奈保良比御歌も、大なほびの歌といふに同じ、さてこの大直神は、さばかり重き御魂鎭の祭を、過なく供奉らしめ給へと、禱き申す神のあるを、事竟てなほりに祭るによりて、大直神と申すなるべし、但し儀式に見えたる大直歌は、大歌五節の時にて、神祭にはあらざれど、其日の御遊の言壽に歌ひて、退出る例なりしなるべし、さて大直神の本の御名は知られざれど、古語拾遺に、鎭魂之儀者、天鈿女命之遺跡也、またこの鈿女命を、猿女君遠祖なりといへるに、此祭に猿女の供奉るなど、深き由縁ありてきこゆるをおもへば、もしくは此時別に鈿女命を請せて、なほりて後大直神と申して、祭る例なりしにもやありけむ、大膳式に、鎭魂祭神八座の供物は同等にて、大直神には加倍て供らるゝ例にみえて、下に擧るが如し、また鈿女命の事は、下の考證の中に擧て論へり、

○佐奈伎、宇氣槽、古語拾遺天石屋段に、天鈿女命の俳優の具の中に、鐵鐸古語佐那伎、また覆誓槽古語宇氣布禰、と見えたるものなり、佐那伎は予考ふるに、鈴の一種にて、鐵もて堅ざまに長く制れるを云ふ名なるべし、其考の證どもは、事長ければ、こゝにはつくしがたし、別に記せるものあり、宇氣槽は日本書紀、古事記の同段にも見えて、記傳に委しく辨へられつるがごとし、ともに天上より傳はり來れる神遊の具なり、

○同大膳式云、鎭魂祭皇后宮東宮亦同、神八座」、大直神一座」、座別東鰒十三兩、大直ノ神ニハ倍ス、烏賊三兩一分、大直神、加ニ三兩二分ヲ、堅魚六兩二分、大直神、加ニ十三兩二分ヲ、鮭一隻、大直神倍、鯛脯二斤五兩、腊三斤二兩、大直神倍、海藻十兩、大直神、加ニ十一兩ヲ、鹽一合八勺、糯米三升、大豆一合八勺七撮、小豆二合八勺、生栗子三升、搗栗子二升、干柹子一升二合、橘子二蔭、已上七種ハ神四座ノ菓餅ノ料、自餘ハ不須也、」酒四座別𤭖一口、各受ニ一斗ヲ、四座別ニ坩一口、各受ニ三斗ヲ、

名式に、神祇官西院坐御巫祭神八座、と載られたる是にて、後世に八神殿と申もこれなり、○大直神、かく書る神名、書どもに見えず、(さきには、古事記御身禊ノ段に見え給へる、大直毘ノ神の事ならむかとおもひつれど、さにはあらじ、)今つら〳〵考るに、大奈保毘乃神とよむべし、さるはまづ古今集に、大歌所御歌部に、おほなほびの歌「あたらしき年の始にかくしこそ千歳をかねて樂しきをへめ」、と見えたるは、續日本紀に、天平十四年正月壬戌、天皇御二大安殿一宴二群臣一云々、又賜二宴天下有位人幷諸司史生一、於レ是六位以下人等、鼓レ琴歌曰、「新年始爾、何久志社、供奉良米、萬代摩提丹」、と見えたる歌の末を換て、新嘗の翌日、なほらひの豐明の時にうたふ歌とせられたるなり、(なほらひも、なほびも、同言なり、其は下に論ひ辨ふべし、)さておほなほびの歌は、儀式の大歌幷五節舞儀に云々、訖升レ殿即奏二大直歌一、本末二度、安末四度、訖退出と見えたる大直歌これにて、この大直、すなはちおほなほびと訓べく書るなり、さて其なほびといふ義は、なほは平生と云ふが如き言にて、なほ〳〵しき人、なほ人、又なほざりなどいふなほこれにて、事ありて常に復るを、直り直るなどいへり、此なほびといふも、本語は直りにて、齋敬謹みて、神事に供奉竟て、常に復りたるを歡ぶ意なり、さてその直りの里の親く通ふ毘の音に轉りて、なほびといへるにて、再轉りては、なほみともいへり、其は神樂歌に、「皆人の垂は榮ゆるおほなほみ いざ我共に神坂本に」、と見えたるこれなり、(此歌神樂秘注抄、また體源抄に依る、梁塵愚案抄の印本には末ノ詞缺たり、)こはなほびのびを、みにかよはしていへるなり、大膳式に、鎮魂祭云々、大直神一座とあるを、古本に、オホナホミと假字をさしたり、又なほらひとも云ふは、なほりを延ていへるなり、(字には直會、直相など書來れり、なほらひは直會にて、なほりに人々の會集りて、撤の酒食を給ふ義なりといへる說あれど、人々の會集りてものするは、なほりたるうへの、後の行事につきて云へる說なれば、予が說とは本末たがへり、)續紀天平神護元年十一月庚辰の詔に、今日方大新嘗乃猶良比能豐明聞行日仁在、と詔へるこれなり、

注 新嘗の翌日なり、同三年十一月壬辰の時の詔詞もまたく同じ、此詔詞の大意、天皇のなほらひの御酒きこしめすによりて、臣等にも御酒を賜ふ由なり、新嘗に供奉れる人々を會ひ集て、共に

案、神部二人執向祭所供之、官人以下裝束料、(中宮ノ宮主准之、)伯已下史已上七人、宮主一人、(已上蓁揩袍、)龜卜長上二人、彈琴二人、巫部神部一人、各賜青揩袍一領、袴一腰、史生四人、神部十三人、卜部十二人、使部三人、各青揩布衫一領、(已上縫殿縫賜、)御巫一人、(中宮東宮御巫准之、)御門巫一人、生島巫一人、各青揩袍一領、(表裏別帛三丈、)綿二屯、下衣一領、(表裏別、帛三丈、)綿二屯、單衣一領、(帛三丈)表裙一腰、(表裏別、帛三丈、腰料帛一丈、)綿二屯、下裙一腰、(表裏別、帛三丈、腰料一丈、)袴一腰、(帛三丈五尺、)綿二屯、單袴一腰、(帛二丈)帔一條、(帛一丈)褶一條、(緋帛四丈)紐一條、(錦三丈)髻髮并領巾六尺、襪料細布一丈、領布紗七尺、櫛二枚、履一兩、座摩巫一人、青揩袍一領、(表裏別、帛二丈五尺、)綿一屯、下衣一領、(表裏別、帛二丈五尺、)綿一屯、單衣一領、(帛二丈五尺、)表裙一腰、(表裏別、帛三丈、腰料一丈、)綿一屯、下裙一腰、(表裏別、帛三丈、腰料一丈、)袴一腰、(帛一丈五尺、)綿一屯、單袴一腰、(帛一丈)帔一條、(帛一丈)褶一條、(緋一丈五尺、)紐一條、(錦一丈)領巾六尺、襪料細布五尺、履一兩」、右中寅日晡時、(中宮鎭魂同日祭之、)五位已上及諸司官人參集宮內省、式部依例撿列、大臣若參議已上就西舍座、神祇官人已下、神部已上着青揩衣、(官預受備殯給、)率御巫等入就廳上座、(御巫南面、伯以下使部以上、東面南上、)內侍持御服自內退出、大膳職造酒司共八代物同時參(中宮東宮准此、)縫殿寮、令猨女參入、卽大臣昇就座、(北面東上、)喚召使宣喚式部、召使稱唯退出喚之、卽判官已上一人進就版位、大臣宣諸司令參入、卽稱唯退出令參入、(五位以上就廳座北面、六位以下分就東西舍座、)坐定大臣命召使令喚治部、令歌女參入、又喚大藏着令賜蘰木綿、並如上儀、訖神祇伯召御琴彈某甲、(二人共稱唯、)次喚笛工某甲、(二人共稱唯、)又命云、御琴笛會之、(四人共稱唯、)先吹笛一曲、卽調御琴、歌者始奏、神部於堂上催拍手、御巫及猨女等依例舞訖、卽神祇官五位六位各一人、(中臣忌部)及侍從五位以上二人、宮內丞一人、內舍人二人、大舍人二人、以次進舞於庭、訖就本座、辨官命官掌喚宮內省、令賜酒食、行酒三杯以後拍後手退出」、已日晡時供東宮鎭魂、

この神八座は、古語拾遺神武天皇橿原大宮營段に、爰仰從皇天二祖之詔、建樹神籬、所謂高皇產靈、神皇產靈、魂留靈、生產靈、足產靈、大宮賣神、事代主神、御膳神、已上今御巫所奉齋也、と見え、神

神祇五位以上官人昇自西階云々、次大膳職、造酒司、供八代物縫殿寮、率猿女昇自東側階就座、次內侍令賷御衣匣自大內退出、昇自東階就座、治部省率雅樂寮歌人歌女等昇自西側階就座、訖云々、大臣宣賜鬘木綿、丞率錄史生藏部等實木綿於筥、先賜神祇官人云々、神祇伯喚琴師名二人、共稱唯、伯命琴笛相和、(詞云、美許登爾布曳安波世、)四人共稱唯、先吹笛一曲、次調琴聲、訖琴師彈絃、與神部共歌二成、次雅樂歌人同音共歌二成、神部一人催拍手、御巫始舞、每舞巫部響舞三廻、(響云、阿奈多不止、)大藏錄以安藝木綿二枚實於筥中、進置伯前、御巫覆宇氣槽、立其上以桙撞槽、每一度畢伯結木綿、浪(○此一字讀がたし、政事要略には、二字許空たり、はやくより誤字ありて讀がたかりけむ、)訖御巫舞、訖次諸御巫猿女舞畢、次宮內丞一人、次侍從二人、次內舍人二人、次大舍人二人、舞訖復本座云々、辨大夫命御飯早速令賜云々、丞稱唯退出喚膳部云々、丞仰云賜御飯云々、大膳進屬以下共趁先賜神祇官、次大臣以下、訖大膳進就版申云、御飯賜畢、共拍手三度、(先後稱唯、)觴三行、亦拍手一度、(不稱唯、)訖各退出、

置神寶於堂上、とあるは、下に擧る舊事紀の天神本紀に、瑞寶十種、また天孫本紀に、天瑞寶と見えたる物なるべし、下に擧るその條を考合すべし、さて此神寶の事、此儀式をおきては、他書の祭儀の中には見えず、

○此時の御琴は、殊に齋淸りて造らるゝ例にて、大嘗祭式に、凡應採大嘗殿材云々、山云々、令山野所屬郡司一人專當禁守、勿入穢人、採鎭魂琴材山准此、其鵄尾琴四面、令內匠寮造送神祇官、と見ゆ、

○延喜四時祭式(十一月祭條、)云、鎭魂祭(中宮准此、但更不給衣服、)神八座、(神魂、高御魂、生魂、足魂、魂留魂、大宮女、御膳魂、辭代主、○此中の御膳魂なる魂ノ字無き本もあれど、既く職員令集解に引載たるにもかくあれば、原より然書されたるにて、故ある事ならむも知るべからねば、衍字とも決めがたし、)大直神一座、太刀一口、弓一張、箭二隻、鈴二十口、佐奈伎二十口、絁一匹、木綿五斤、麻十斤、筥一合、龜筥一合、明櫃一合、供御飯筥一合、御食料稻二束、案一脚、宇氣槽一隻、臼一口、杵二枚、槲四把、薦一枚、韓竈一具、杓四柄、瓮二口、堝裏葉薦一枚」、右其日、御巫於官齋院舂稻、簸以龜筥、炊以韓竈、訖卽盛藺筥納櫃居

汗氣ニ云々の事につきて、此物後世鎮魂祭儀に遺れり、鎮魂に此段の義を用らるゝは、日神のこもり坐るを、招きまつりし心ばへをもて、遊散する魂を招き鎮むるなるべしといはれたり、さはいへど、此事の幽理たやすく說述べきにあらず、よく其故實を溫ねあきらめて、おのがじゝ曉るべき事にこそ、○離遊運魂といへるに似てきこゆる、いにしへの言ども、狹衣に、物おもふに、たましひもあくがるゝとは、まことにこそ、今はうつしごゝろもなきこゝちして云々、また歌に、「あくかるゝ我魂もかへりなむ思ふあたりにむすひとゝめよ」、「たましひのかよふあたりにあらすともむすひやせまし下かひのつま」、伊勢物語に、「おもひあまり出にしたまのあるならむ夜深く見えは魂むすひせよ」、源氏物語葵巻に、「ものおもふ人の魂は、げにあくがるゝものになむありけると、なつかしげにいひて、「なけきわひ空にみたるゝ吾魂をむすひとゝめよ下かひのつま」、細流に、魂の出ぬるを結びとむる事あればなり、むすびとゞめよとは、うかるゝ心を本心に反し給へとかこつ心なり、袋草紙に、見二人魂一歌、「たまはみつぬしは誰とはしらねともむすひとゝめつ下かひのつま」、三返誦レ之、男は左、女は右のつまを結びて、三日を經て解レ之云々、洞物語國讓ノ巻に、さもせんかたなくまどはれ侍りしかば、魂を鎮めんとたび〳〵たゞ御ふみ一くだりを見たまへと云々、また俊蔭巻に、熊の出て子を食むとする時、子の熊に向ひて云へる言に、おのが身のうちに、おや養はむに、よしなき處あらば施し奉るべし、足なくてはいづくまでかありかむ云々、口なくては、いづくよりか、たましひかよはむ、はらむねなくては、いづくにかこゝろのあらむ、千載集に、左兵衛佐隆房「戀死なはうかれむたまよしはしたに吾思ふ人のつまにとゝまれ」、また皇太后宮小侍從、「君戀ふとうきぬる魂の小夜更ていかなるつまに結はれぬらむ」、後拾遺集に、和泉式部、「物おもへは澤の螢も我身よりあくかれ出るたまかとそ見る」、

○儀式云、鎮魂祭儀、本注に云、十一月中ッ寅日祭、中宮ハ准レ此、但東宮ハ用二巳ノ日一、○政事要略、年中行事ノ部に、貞觀儀式と標て此文を載たり、今兩書の異本どもをも挍合せて、訂して引載せつ、其日所司預敷二神座於宮內省廳事一、次設二大臣以下座於西舍一云々、酉二點大臣以下就二西舍座一、神祇伯以下率二琴師御巫神部卜部等一、着二榛揩衣一、令レ持二供神物一、左右相分入二立庭中一、神部昇レ自二東階一、置二神寶於堂上一、次昇二神机一、昇二御座一供レ之、次神部四人各持レ琴、左右相分昇置二堂上一、

鎮魂傳

おのれわかきほどよりすくやかならず、つねいたはりがちにてありつるが、とかくしてはたちはすぎぬれど、三そぢをばいかでかはと、口あそびにもいふばかりにてなむありける、しかありけるに、いつしか四十ちかくなりぬ、今は此さかひはえこえじと おもふほどに、やう／＼五十にちかきほどより、いつとなくやまひも、のぞこりゆくまゝに、むかしより思ひつるやうにはあらで、たゞいきにいきて、七十に三つあまる、弘化の二年といふとしの元日といふ日にあひぬ、さるがうへに、年のくれに、身にとりて、とり／＼うれしき事さへありつるにあはせて、人もすなる筆はじめに、何をがなとおもふに、わかゝりつる比より、よりより書あつめて、おろ／＼かむがへさして おきつる、鎮魂といふ故實の傳を、書つゞりて見むとてするなり、

伴信友

鎮魂傳

鎮魂祭儀類

○神祇令云、仲冬上卯相嘗祭、寅日鎮魂祭、集解に、朱云、上卯之次ノ寅日也、下卯大嘗祭、上卯下卯寅日と次てゝ書る本は訛なり、今古本に據る、さて鎮魂祭、此十一月上ノ卯の次寅ノ日なれば、中ノ寅なれど、朔日寅なれば、上ノ寅に行はるゝ例なり、

○職員令神祇官の下に云、伯一人、本注に、掌ニ神祇祭祀祝部神戸名籍、大嘗鎮魂御巫卜兆惣ニ判官事一、とある鎮魂の義解に、謂鎮安也、人陽氣曰レ魂、魂運也、言招ニ離遊之運魂一、鎮ニ身體之中府一、故曰ニ鎮魂一也、

○同令集解鎮魂祭の下に、鎮殿也、言如ニ前駈後殿一也、凡人之陽氣曰レ魂、魂運也、人之陰氣曰レ魄、魄白也、然則召ニ復離遊之運白一、令レ鎮ニ身體之中府一、故曰ニ鎮魂一、唯擧レ魂爲レ例則可レ知レ有レ魄、故不レ謂ニ魂魄一耳、また易繋辭云、遊魂爲レ變、謝靈運曰、精氣之爲レ物、常遊魂變化、飄々在ニ於天地之間一也、韓康伯曰、聚極則散而遊魂爲レ變也、遊魂言ニ其遊散一也、などいへり、さて此鎮魂の謂、義解の説信に盡されたりとも通えず、集解はさらなり、古事記天石屋戸段の傳に、伏ニ

寶都外に出たまひ、神鏡神璽大内に歸りたまへる頃は、既に鎌倉にて、もはら政申行はる、事となりて、三十年ばかりを經て、後に禁秘御抄に注させたまへり、其御抄に大刀契の事を、さばかりおぼつかなげに注しおかせたまへるは、げにさる御事なるべし、其後百年ばかり經て、後醍醐天皇の御世の御ありさまなりければ、大刀契などはありとしもきこえぬ事とはなりしなるべし、

注桃華蘂葉に、玉英を引て、大刀契の事を載られて、次に契幷節刀建武度紛失被新造之と載られたるは、そのかみ三種神寶は、既に吉野の行宮におはしませる時なれば、北朝にては、せめてもの御事にて、新に大刀契を造られしにや、いかなりけむ、縦新に造られたらむにも、たゞ徒ものにこそはありけらし、

そもそも此大刀契と稱して在りし器は、遠神御祖より授賜へる御物には非ず、もと百濟より獻れる二劔なるを、かしこくも一劔をば、護身の御物とし、一劔をば事しあらむ時、破敵の表物として、其用に宛らるべき雜劔を具へ、及尋常なるとは別に契鈴印をも漢樣に制り儲けたまへるものどもなるを、内侍所の御鏡と比等(ヒトシナミ)に置れたるは、尋常に神威に觸れたれば、其御助をも蒙らむためにもやありけむを、傳國璽とも稱して、踐祚の時劔璽に比たる物のごとくにて、上りたる御世さへにきこゆるは、いかなる御事にか、然はありけれど、後の御世におよびては、つひにその物實は亡せはてゝ、其儀だに廢たりとぞ、それもさるべきことわりありての事なるべし、さはいへどいにしへにてありつる、其事のあとをばしらまくおぼゆるままに、わたくしにかくまではわきまへつ、

弘三五十九再稿畢

課人令書寫加一校了

弘化四丁未年四月三日　長澤伴雄

故大刀節刀と二物のごとくにも稱ひ、又大刀とも節刀ともいへる事見えて、混はしくきこゆるなり、さて其節刀を授賜ふ時、契鈴印も具に賜ふ例なるによりて、其四種を非常の重器として、尋常は神鏡の坐す溫明殿に納め置て、事とある時、其を大將軍に授て、兵權を司り、其神威を蒙りて、逆賊を退治せしめ、はた遣唐使にも賜ひたりしなるべし、史籍どもに大將遣唐使等に節刀を賜へる事は記されたれど、（但し省きて、記されたるもあり、）契鈴印の事の見えざるは、定まりて節刀に屬たるものなればなり、

注上に擧たるごとく、天曆御日記に、溫明殿神靈鏡大刀節刀契印、春興安福兩殿戎具と、記させたまへる兩殿の戎具も、殊さらなる非常に備へられたるものなるべきに、大刀節刀契印を溫明殿に置れたるにも、おもひ合せらるゝなり、さてその戎具は、職員令に、左右の兵庫寮に次て、内兵庫司正一人、掌准二兵庫頭一云々、とあるに、類聚國史に、大同三年正月壬寅、内兵庫併二左右兵庫一、とある頃より、内の兵具を取分けて、春興安福兩殿にも置れたりしにやあらむ、

さて其大刀節刀契鈴印鑰を總ねて、大刀契と稱ふは、節刀は非常の時の稱なれば、尋常にはたゞ大刀と稱ひ、契に鈴印をこめ、又其櫃どもの鑰をもこめて、尋常には大刀契といへるなり、上に擧たるごとく、讓位の時傳國璽と稱して、寶劍神璽に副て、新帝に上れるも、その大刀契なり、（神鏡は、内侍所に坐しまして、動きたまはず、○大刀契の唱は、愚管抄に二ところ見えたるに、共にたいとけいと書るに隨ふべし、一本に大刀契と眞名に書るもあれど、片假字書の古本、また數本にも、然假字にて書り、また塵袋にも同唱に、假字をさしたり、）然るに天德に燒損の時は、修理を加へ、或は改造せられつれど、其後の度々には燒損ねて、僅に殘れるまゝにて納置れて、たゞ重きものとして、傳へたまへるなり、但し其を大刀契とは申せど、つひには契は燒亡せ、鈴印も共になくなりためれど、主とある大刀をだに、造改られざれば、契鈴印に造改られるべきにあらず、たゞ舊儀のかたばかりに、大刀契と稱して、ものせられたりしなるべし、もとより天德より後、大將軍出征の事はあらず、又遣唐使の事もあらざれば、節刀を賜ふことも無くて、過來つるが故に、嘉承治承の度の大將軍に、節刀を賜はず、徒かたばかりに驛鈴を賜ひしなるべし、其後壽永の亂に、三種の神

れたる符節節符は、大刀と契の事を、さらに漢文ざまに書れたるなり、（但し節符とあるは、符節の字を下上に寫誤たるにはあらざるか、さらでも通えざるにはあらず、）又上に擧たがごとし、儀式江次第に、踐祚の時に、傳國璽とあるは、小右記に、天長十年記に見えたる大刀契を擧て、傳國璽と記されたるにて著く、（仁明天皇受禪の度の事に當れるを、史どもには、此度の奉り物の事を載られず、別に其儀を注せる記のありし趣なり、）また上に論へるごとく、大刀契に鈴印もこもれるなるべければ、右の符節鈴印とあるも、唱は異なれど同物にて、其を踐祚の儀には、傳國璽と稱して、神璽（勾璁）寶劒に具して奉れる例もありしなり、

注大刀契などいふものを造り備へて、重き物としたまへる始は詳ならざれど、かの中右記に、天長十年記見二大刀契一云々と見え、其を傳國璽と稱へることは、儀式に見えて、璽劒に亞だるものゝごとくせられたる御世もありつる事、上に證文どもを擧たるがごとし、されどさばかり重器とせらるゝ此物の事の、令に見えざるをおもふに、大寶養老の令制より、後に出來たるものにして、さらに三神器に比ふべきものにはあらず、さて其は何の頃造り備へ始られたりけむと推察らるゝ考もあれど、たやすければいはず、さてまた書紀に、踐祚の時に上る天璽之鏡劒を、璽符と書れたる處のあるは、その鏡劒を璽印とも、璽綬とも書れたると同例にて、漢文の潤飾なり、此事は神璽三辨に論ひて、こゝには盡さず、

そも／＼天皇の受傳へ坐します天璽は、天壤と共に疆なき大儀なるを、書紀を始國史どもに御代々々の中に、或は記し或は記されざるは、そのかみ在來し記錄のまゝに載られたるにてもありぬべけれど、其記されざまも、とり／＼に漢文ざまにとりなして、いと紛はしく記されたるはいかなる事にか、（その天璽の書ざまのことは、とりすべて神璽三辨に擧て論へり、）それにあはせて、この大刀契の事も、殊に混らはしく記されたり、

○右にこれかれ證し考たる趣を、とりすべていはゞ、大刀契は、もと神功皇后の御時、百濟國より獻れる劒二柄の中、日月護身劒と稱ふを、天皇護身の御物とさせたまひ、三公鬪戰劒といふを、大將軍劒とも、破敵劒とも稱ひて、大將軍出征の時、授たまふべき節刀の表物として、別に大刀數柄を儲置れ、事とある時に臨みて、其中よりとり出て賜ふべき料なりしなるべし、

天德四年の災に、印幷鎰辛櫃置二外記局一と御記に見えたり、この後よりの御事にや、また古事談に、三條院御時、資平卿殿上人頃參內、中略被レ仰云、御劍鞘有下被二結付一之物上、是何物哉、中略或人申云、資平卿の勅答の言なり、是若大刀契御辛櫃鑰歟云々、天氣有レ感、中略資平所レ申已相叶、尤所二感思一也云々と見えたるも、節刀を大刀契と聞誤れる傳說なるべし、江談に、戸部卿談曰、御劍鞘有二五六寸許物一卷付、又不レ知二何物事一といひて、上に擧たる古事談と同事を記して、資平卿を資仲卿とし、又大刀契とはなくて、たゞ御辛櫃鎰歟とあるは、大刀契の三字脫たりげなり、又下文に、又江左大丞說云、神璽筥鎰、纒二寶劍之組一纒籠之由、見二延喜御日記一、是秘事也、非二普通御記一云々といへり、この御日記といへるは、暗記の謬にはあらざるか、神璽筥姿を、花園院御記に書摸されたるに、鎖のごとく見ゆるものはあれど、尋常の物の箱のごとく開くべき料の鎰を儲おかるべきにあらず、此鎰の事こゝのほかにきこえたることなければ、かたく信じがたし、この御劍に鑰を付たまひたりしは、節刀に賜ふべき料の、大刀の櫃の鑰なるべく、又其時の帝の叡念にて萬機の御政の中に、節刀は非常の重器として、然せさせたまへるなるべし、上に擧たる愚管抄に、尹明はしづかに長櫃をまうけて云々、たいとけいのから櫃、晝の御座の御大刀云々など、さたし入追ざまに六波羅へ參れりければ云々、內裏には云々とありて、信賴の事をたいとけいの唐櫃の小鈎を守刀に付たりけるを、師仲が內侍所の御體を懷に入て持たりける、たゞその鈎是に具しまゐらせむ、その刀に付て無益なりといへる由なるを思ひ合すれば、此時大刀契の鈎は晝御座の御劍とは別に在しなり、

注上に擧たるがごとく、中右記に、寬治の度、內侍の女官の言に、節刀の辛櫃に無二鎖匙一といひ、百練抄裏書に見えたる、安貞二年大刀契紛失の沙汰の事を、塵袋に、此櫃は中頃鎖もさゝでありければ、かたがた失することわりなり、平治の亂には、信賴が大刀契の櫃の鎰を、腰につけたりけるを云々といへり、さて此時の內侍所の御體と、大刀契の鈎を、師仲後に六波羅の假御所に奉りし事、この愚管抄の下文に見えたり、

但し信賴の小鈎を付たりといへる守刀は、御物の御守刀なりしか、信賴の私のなりしか、詳ならず、○後紀桓武に、璽幷劍櫃奉二東宮一とある劍櫃は、大刀契の事を言省ていへるなり、人車記に以二大刀櫃一稱二傳國璽櫃一、といへるもこれにて、上に擧たるがごとし、又續後紀仁明に賚二天子神璽寶劍符節鈴印等一、奉二於皇太子直曹一、文德實錄に、獻二天子神璽寶劍符節鈴印等一、三代實錄淸和に、奉二天子神璽寶劍節符鈴印等於皇太子直曹一、など記さ

さゝれば、いつの度とも考へがたし、しかれば遣唐使にすら、印を賜ひたるをもて、大將軍の印なるべしとはいへるなり、扶桑畧記に、天德四年九月廿三日、內裏燒亡の後、十月八日外記史等見ニ宮中灰燼之上一、有ニ木印一面一、其文有ニ天下太平四字一、參議好古云、是蕃客來時所レ用也、とあるは、溫明殿の所と はきこえず、又燒亡より十四五日を經て、宮中灰燼の上に、木印の在しこと、又其文に天下太平の四字ありしを、蕃客來時所レ用也、と好古の云はれし由見えたれど、燒亡の日より十五日ばかりの後、宮中灰燼の上に、木印の在し事、又其文に天下太平とありしことなど、かたがた疑なきにあらず、いづれにも溫明殿に置れたる印とはきこえずかし、然るに、上に擧たるごとく、西宮抄（北山抄にも、）神今食の條に、御ニ腰輿一、幸ニ中院一、內侍司印櫃、（以レ此稱ニ契櫃一之由、見ニ天德四年御記一、）と見えたる四年御記、全くはいまだ讀見ざれど、上に擧たる扶桑畧記に載たる御記、天德四年燒亡の條に、溫明殿神靈鏡大刀節刀契印鎰云々、印幷鎰辛櫃云々、とある溫明殿の印櫃なれば、內侍司印櫃ともいふべく、大刀契に具したるものなるが故に、契櫃とも稱ひしなるべし、（大刀契といふ大刀も、大刀節刀と別ちてもいひて、それに鈴印鎰を合せてもいひ、又とりどりに稱へること下に云へり、それもおもひ合すべし、）さるを上に擧げたる玉英に、以レ納ニ內侍司印一稱ニ契櫃一、以レ納ニ兩種一稱ニ大刀櫃一云々、と記たれたるは、いかゞなり、公式令に、諸司印（義解に、謂省臺寮司等、各皆有レ印也、）方二寸二分、上レ官公文、及案移牒即印、（義解に、謂太政官及諸司、與ニ僧綱若三綱一相牒之類是也、）と見えて、內侍司にて尋常に用ふる印を、いかでかさばかり重くせらるゝ大刀契と共にして、賢所の坐します內侍所に納め置るべき、東大寺の正倉の古文書の中に、天平八年七月廿九日、八月廿六日、送ニ主薪所一典侍釆女等の連署の牒二通、ともに內侍司の印を捺たるが在りとて、近頃穗井田忠友が由ありて摹したるを見たるに、印文は內侍之印とあり、また嘉祥三年二月廿二日、六月廿二日、僧圓珍位記所印とて、藤貞幹が金石遺文に載たるも全同印にて、式に諸司印二寸二分とあるにも合へるものをや、されば件の印の說は決て古記を見誤りたまへる說なりけり、〇鎰は扶桑畧記に載たる天曆御記に、大刀節刀契印鎰と見え、印幷鎰辛櫃（印の辛櫃と、鎰の辛櫃となり、）とあるは、上に云へる五合の辛櫃の鎰を納たるその辛櫃なるべし、但し禁秘御抄に、節刀鑰、天曆帝付ニ寶劒帶取一不レ離ニ御身一云々、と注させたまひ、

り、

注盛衰記此時の事の條に、承平に藤原忠文將軍にて發向の時、軍監淸原滋藤が、驛路鈴聲夜過レ山、といふ詩を詠じける事を擧て、記者の文に、驛路とは旅のやどりなり、鈴の聲とは大國には馬に鈴をつけてつかへば、夜もすがら旅の馬、山を過るをかく云ひけるなりといへるも、驛鈴の剋數に依る事は知らずなりし世の言なり、

○印は大將出征の時、節刀に具へて授たまふべき設の印なるべし、此印の事書に見えざれど、遣唐使に節刀を賜ふ例なるに、其遣唐使印捺たる古文書の、現世に存るに依れば、その印賜へる事は決きを、これも書には見えたる事なきに、准へて知るべし、

注藤貞幹が金石遺文に、天平五年□月□日、遣唐使連署の印を摹し載て、印文、遣唐使印の四字なり、方二寸一分ばかりに見ゆ、續紀を案ふに、天平四年七月、多治比眞人廣成遣唐大使と爲され、同五年閏三月廿八日に、辭見授二節刀一と見えたり、此度の連署の印なるべし、又同書に、延曆廿三年五月十五日、遣唐使連署の印とて載たり、こはおのれ前に其本書を善く臨せるを見たりき、其は比叡山松禪院に秘藏りとぞ、最澄が入唐して歸らむとする時、かの國にて貞元廿一年皇朝の延曆廿四年、五月十五日、明州刺史鄭審則が與たる印信の書の尾に、日本國入唐使、持節大使從四位上行太政官右大辨兼越前守藤原朝臣葛野麿を上首として、四人連署の上に、印四捺たり、方二寸一分許、遣唐使印の四字なり、但し天平の度の印文と、篆體の異なるは鑄改められしものなるべし、さて其二印は公式令に、外印の諸司印は、方二寸二分とある寸法なるべし、その摸の印跟のいさゝか小さきはさばかり精密に臨し得ざりしなるべく、又もと銅もて鑄造れるうへの差もあるべく、また朱肉の粘さまにもよれる差もあるべきなり、さて此葛野麿入唐大使に爲されたる始末は、續紀延曆二十年八月より、同廿四年七月までの間に、委しく記されて其事實合へり、さて又唐國のみならず、すべて外藩の御使には、節刀に具へて印をも賜ひたりけめど、史どもには節刀の事だに載られざるもあるばかりなれば、詳ならず、金石遺文には古摸本にありとて、遣新羅使の印を載たれど、年月も記

兵衞督知盛以下發向、不㆑給㆓驛鈴節刀㆒と見えたり、此度をはじめにて、後々の世のさまおもひやるべし、さて古書どもを案るに、上古は將軍となりては、矛を杖(ツク)りしことなり、書紀神代卷に、大己貴命の國避奉りたまふ時に、乃以㆓平㆑國時所㆑杖之廣矛㆒授㆓二神㆒曰、吾以㆓此矛㆒卒有㆓治功㆒、天孫若用㆓此矛㆒治㆑國者、必當㆓平安㆒、神功卷に、卽以㆓皇后所㆑杖矛㆒樹㆓乎新羅王門㆒、爲㆓後葉之印㆒とあり、前文に皇后親執㆓斧鉞㆒令㆓三軍㆒とあるも、其矛なるべきを、こゝには漢文ざまに作(カキ)なせるなり、また古事記景行段に、倭建命を東方を征に遣す時に、給㆓比々羅木之八尋矛㆒とあり、この事を書紀には、天皇持㆓斧鉞㆒以授㆓日本武尊㆒、とこれも漢ざまに變へて記されたり、又書紀繼體卷に、筑紫磐井を征に、物部大連麁鹿火を將軍として遣はす時、詔曰、大將民之司命、社稷存亡於㆑是乎在、勗哉恭行㆓天罰㆒、天皇親操㆓斧鉞㆒授㆓大連㆒曰、長門以東朕制㆑之、筑紫以西汝制㆑之、專行㆓賞罰㆒勿㆑煩㆓頻奏㆒、と記されたる斧鉞も、矛なりしなるべし、〇鈴は禁秘御抄賢所條に、鈴印は同記に、上文の匡房記をさいせたまへり、俊實通俊曰、件鈴太有㆑興物也、或六角或八角云々 已上 上古少納言伺見歟、と記したまへり、本文に、鈴印と記したまへれど、印の事は注ルされず、

鈴印の事は、職員令に、大主鈴二人、掌㆑出㆓納鈴印㆒、この令條の鈴は、驛鈴なり、印は公式令に見えたる內印にて、諸國に下したまふ、公文に捺す御印なり、傳㆓符飛驛驛函鈴㆒、また少納言三人、掌㆘奏㆓宣小事㆒義解に、謂公式令、所㆑謂請㆓進鈴印㆒、及賜㆓衣服㆒、如㆑此少事之類是也、請㆓進鈴印傳符㆒、進㆓付飛驛函鈴㆒、兼監㆗官印㆖義解に、謂唯得㆑監㆓視踏印㆒、其印依㆑律長官執掌也、〇公式令に、凡給㆓驛傳馬㆒、皆依㆓鈴傳符剋數㆒、(中略)其驛鈴傳符還到㆓二日之內送納、また凡諸國給㆑鈴者、大宰府二十口、三關及陸奧國各四口、大上國三口、中下國二口、其三關國、各給㆓關契二枚㆒、(下略)また凡車駕巡幸、京師留守官給㆓鈴契㆒云々、など見えたる、少納言の職掌に依りて、大刀契に具したる鈴印等にも預りて、仕奉れるなるべきこと、上に擧たる證文どもの中につきて知るべし、故上古は少納言伺見歟と、注させたまへるものなるべし、さてこゝにいふ鈴は、驛鈴にはあれど、これも大將に給ふべき非常の料に、契と同じさまに別に備へ置れたるものなるべし、形は御抄に、太有㆑興物也、或六角或八角云々、と記されたれば、尋常の驛鈴とは異なりしなり、さて又上に引出たるごとく、百練抄に、治承四年の度に、嘉承の例に就て、不㆑給㆓節刀㆒賜㆓驛鈴㆒とみえ、源平盛衰記に、鈴ばかりを給ひて、人のくびに懸たりけるとぞといへるは、旣く令制の驛鈴の尅數に依る事は廢て、たゞかたばかりに鈴を賜ひたるな

ノ一人アリケリ、信友云、イエノモノとは、攝籙などの家門の人の事なるべし、オモハズナルコト(事)ニ人オモヘリケリ、コノヒツ(櫃)ハナカゴロ(中頃)鎖モサ、デアリケレバ、カタ〴〵ウス(失)ルモコトワリ(理)也、

注信友云、この安貞の時の事、官史記また百練抄裏書にも見えて、上に擧たるがごとし、さて此書に、内侍所へ人々亂入の事を委しく記せる趣、公家とある人々の濫行、いともあるまじき事はいふもさらなり、又内侍所のありさまきくもあさましく、いみじき朝廷の御稜威の衰にこそはありけれ、

平治ノ亂ニハ、信頼ガ大刀契ノヒツ(櫃)ノカギ(鑰)ヲコシ(腰)ニツケ(着)タリケルヲ、師中納言コヒ(乞)トリタリ、後ニ成親卿トリテ院ニマイラセ(進)タリケル、成親ガコト(事)ニアヒケ(科)ルニハ、ソレヲ奉公ダテニシテ、トガヲユリ(免)ント申シケルト申也、信友云、平治ノ亂ニハ云々、愚管抄考合すべし、以上塵袋の文終、すべてこゝに細書にせる餘にも、證文どもにかれこれ考合すべき事あれど、さのみはいはず、なほ右に擧たる證文どもに記せる趣を通はして考ふるに、上に擧たるごとく、禁秘御抄賢所條に、天慶元年云々、辛櫃二合又五合ハ大刀契鈴印等也、と記させたまへるは、本朝世紀には、此時の事を齋辛櫃二合云々、又細櫃五合、大刀契櫃在二此中一云々、大刀契鈴印の四種、各一種づゝ辛櫃に納て四合、また其四合の辛櫃の鎰を辛櫃一合に納めて、都て五種の辛櫃の五合なるべし、さて其大刀契鈴印鎰五種の事をとり摠て考るに、〇大刀節刀も、此中にこもれり、契の事は上に擧たる塵袋に論へる説に、いさゝか證を加へて、わきまへたるがごとし、さて節刀は、大將出征の時、また遣唐大使に授給ふ非常ものなれば、護身劔と共に重器として、溫明殿に置れたるにてもあるべけれど、天德に燒損たりし後、遣唐使を發(タツ)られたる事はあらず、征討の事には、百練抄に、治承四年九月廿二日、右近權少將平維盛朝臣、爲レ追二討關東賊徒一發向、承平天慶例幽玄間、今度就二嘉承例一所レ被レ行也、不レ給二節刀一賜二驛鈴一と見え、源平盛衰記にも、此時の事を記して、承平天慶の前蹤は年久しうして、なぞらへがたしとて、今度は堀川院の御宇、嘉承二年十二月に、因幡守平正盛が、前對馬守源義親を追討のために、出雲國へ發向せし例とぞきこえし、鈴ばかりを給て、革袋に入て、人のくびに懸たりけるといへり、又百練抄に、同じ治承四年十二月二日の度には、東國追討使左

劔ヲ造リ進スル由、舊記ニ見エタリ、信友云、晴明云々以下の事、中右記に見えたり、また同記に、天德之後令ニ新鑄造一、七八月庚申之日令レ作レ之、彼時鍛冶白根安生云々とあり、庚申の日を用たるは、護身劔銘に、歳在ニ庚申一正月百濟所レ造三七錬刀、とある歳の干支を、日の干支に取り用たるなるべし、ヤケウセタルカハリニ、新造セラレケルニヤ、チカクハ安貞二年二月八日信友云、此事の起は、安貞元年三月の事にて、下文に見ゆ、ヒツサシカヘテ入レラル、大刀櫃黒漆ニシテ、内ハ朱漆ナリ、ナガサ四尺九寸一分、深サ六寸二分、フタノカハノタカサ一寸二分也、二尺六寸ノ劔一ツ、二尺三寸ノ劔一ツ、七寸ノヲレ一ツヲイレタリ、契櫃ハウチヲ、ヒノフカブタノ朱漆ノヒツノ、スミハ黒漆ニテ、ウチハ大地ナルガ、スミニ金銅ノヒシカナ物ヲウツ、フタハ方一尺三寸九分、ミハ方一尺二寸九分、フカサ一尺一寸也、コレニハ一尺七寸六分ノ紐一スヂ、ナカサ四寸五分ノ契一ヲイレタリ、契ノ寸法、ムカシノ記録ヨリハ、ナガキ事オボツカナシ、コレラヲバ赤地ノ錦ニテツ、ミテ、オナジキニシキヲ二スヂニホソクキリテユヒテオサム、天德ニハハナダ色ノフクロニ、泥ニテシタヱシタリケルニゾイレタリケル、ツ、ミモノ、沙汰兼日ナカリケルニヤ、其日ニノゾミテ、ニハカニ錦ニツ、ミケル也、フルキ雨布ノアリケルヲバ池ノ中島ニテヤキステニケリ、ニシキタチケルカタナヲバ、修理職ニゾメシタリケル、安貞ニハ燒亡ハナカリケレドモ、ミナウセタリケルニヨリテ、トカク沙汰アリ、安貞元年三月十四日、春日行幸ノ析ニ、官行事ノ所ヨリ、雨布ヲ進ズルニ、内侍所ノ御門守高倉コレヲ見ルニ、ヒツノ中ニモノナシ、其由ヲ奏スト云ヘドモ、出來セザルホドハ、櫃バカリニテアリケルヲ、同二年正月十三日、頭治部卿親長、神殿ニ入テ求メイダシタルヲ、アタラシキヒツニオサメラル、ヒツモ損ジタレバツクリカヘラレニケル也、寛喜信友云、安貞三年改元、二年六月八日、内侍所ノ刀自三條女ガ、人ニカタリケルハ、件ノ日信友云、件ノ日とは、上にいはゆる安貞元年三月十四日に、櫃の中に物無き由を奏したる事をうけて、其失たるときの事を語れるなり、殿上人五六人、内侍所ニ亂入シテ狼籍ノ事共アリケリ、大刀契ノヒツノカラゲヲ、モトキチラシ、ヒツモヤブレニケリ、其中ニイエノモ

白虎形、老子破敵符ヲ圖ス、

注信友云、上に擧たるごとく、中右記に載られたる、長德三年の藏人信經私記に、劍四十四柄の中二柄を靈と名づく、一腰を破敵といふ、是遣二大將軍一之時所レ給節刀也、一腰を守護といふ、候二御所一是也、と見えたり、これに據りて按るに、もと靈劍二柄の中、護身劍をば天皇の御物とせられ、破敵劍をば節刀と定おかれたれど、大將出征の時、また遣唐使發出の時などにおよびて、さばかり重くしたまへる物なれば、破敵劍をば動かされず、其代として雜劍の中より出して、節刀と稱して賜ひたりしものなるべし、故大刀と節刀との差別、はやくより混はしく、きこえ來れるなるべし、

又護身劍銘アリ、カノ銘ニ云ク、

歲在二庚申一正月、百濟所レ造三七練刀、南斗、北斗、左青龍、右白虎、前朱雀、後玄武、避深不祥、百福會就、年齡延長、萬歲無極、

此朝ニ節刀ヲタマハル事ハ、信友云、儀式に、賜二將軍節刀一儀、又賜二遣唐使節刀一儀もありて、共に上に擧たるがごとし、但し遣唐使に節刀を賜ふことは、下に論ふべし、元明天皇和銅二年三月、陸奥越後兩國ニエビス(蝦夷)アリテ野心アリ、左大辨巨勢朝麻呂、陸奥鎮東將軍トシテ、民部大輔佐伯宿禰石湯ヲバ、征越後蝦夷將軍ニサダメテキ、此時節刀ヲタマハル、信友云、この事續日本紀四卷に見えて、授二節刀幷軍令一とあり、一條院御時、寛弘二年十一月十五日ノ内裏燒亡ニ、大刀契オホクヤケ損ジニケリ、信友云、此寛弘の時の事の證文は、上に擧たるがごとし、堀川院御宇、寛治八年十月廿四日燒亡ノ時、靈劍ヤケ(燒)損ジテ、護身劍ハ青龍ワヅカニ殘リ(存)、朱雀ハヲ(尾)バカリノコレリ(存)、破敵劍ハ五星ノ中ニ二星ノコル(存)、又王母ガ兵及符ワヅカニノコレリ、信友云、此寛治の時の證文も、上に擧たるがごとし天德内裏燒亡ニモ、信友云、これより又立かへりて、天德に始て火に罹りたる年をいへるなり、此時の證文ども、上に擧たるが如し、少々燒損ジタリケルヲ、晴明ウケタマハリテ、ミガ(瑩)、セテ修理シタリケリ、天德四年十二月十二日、宣陽殿ノ作物所ニテツク(造)ラシム、廳町ノ直廬ニテトギ(研)ミガク、大臣陣ニ着云云、行事參議朝成朝臣也、權右中辨國光朝臣、左近衞將監臨ス、左右物節(モノフシ)各一人守護、鍛冶ハ内藏屬實行云云、又應和元年信友云、天德五年に改元あり、七月五日高雄山ニテ劍ヲツクル、天文博士保憲、八月於二神護寺一三皇五帝祭ヲツトム、劍ヲツクル祈禱ト云々、備前國鍛冶白根安生

の事を小鯛魚形、金十枚、銀十五枚、銅卅枚許、とある銅これにて、此時は銀塗の剝落て質の銅の顯れたるなり、灰爐の中に全損ねずして在りしをもて、質の金銀銅なりし事を知るべく、また天德記に契或稱ニ魚符ー、長各二寸許、皆作ニ魚形ー、相合如ニ木契之趣ー、有レ銘云々、と記させたまへるにても、木契ならぬ事知られたり、さて節刀の事は、軍防令に載られたれど、此節刀契の事令條に見えず、然れば養老の令後に制られたりしものなるべし、公式令には、凡車駕巡幸、京師留守官給ニ鈴契ー、義解に、謂留守官者皇太子、若不レ在者餘官留守者亦是也、給ニ鈴契ー者、案ニ唐令ニ不レ給ニ內印ー、但有レ事應レ用ニ鈴契ー者、更副ニ官符ー行下、其依ニ上條ー太子監國之日、唯得レ用ニ勅旨及使奏ー、以外大事不レ得ニ施行ー、此據ニ尋常之時ー、不レ由ニ非常之變ー、若有ニ軍機ー急速應レ處ニ分兵馬ー者、不レ拘ニ恒法ー、亦得ニ兼行ー也と見え、また軍防令に、凡差レ兵二十人以上者須ニ契勅ー、義解に、謂有レ關國須レ契、餘國皆須ニ勅符ー也、また公式令に、三關國各給ニ關契二枚ー、義解に、謂其作レ契之形制者、須レ有ニ別式ー、この別式の書今世に傳はらざれど、儀式固關使儀に、仰ニ木工寮ー作ニ木契ー（長二寸、弘一寸、）送ニ內記ー、（內記便加ニ撿校ー、納ニ於宛具箱ー而候レ之、）云々、大臣手ニ書木契ー面ニ云、給ニ某國ー令ニ中務割ー、（量ニ字中央ー而割レ之、）割畢各相合如レ故云々、訖於ニ御所ー執令レ奏ニ覽木契ー、右片便留ニ於御所ー云々と見え、江次第にも此趣を委しく載られたり、重事とはいへども木契を用ひらるゝ例なり、

キリサキノ劒（切鋒）、ナマヅヲノ劒（鯰尾）、イヅレモアマタ（數多）アリ、ナガキ（長）定ニ二尺五寸ニハスギズ、其外ハ或ニ二尺四寸、二尺二寸等也、（信友云、此劒どもの事中右記考合すべし、）軍防令云、大將出征皆授ニ節刀ー、注云、（信友云、注とは義解の文なり、）凡節者、以ニ旄牛尾ー爲レ之、使者所レ擁也、今以ニ刀劒ー代レ之、故曰ニ節刀ー、（信友云、義解此文の續に、雖ニ名實相異ー、其所レ用者一也、）トイヘリ、大刀中ニ靈劒二アリ、百濟國ヨリタテマツル（獻）所也、（信友云、官史記に、辨官の勘文に、神功皇后御宇百濟國之所獻也、）一ヲバ三公戰鬪劒ト名ク、又將軍劒トモ、破敵劒トモ云、護身劒ハ疾病邪氣ヲノゾク（除）、（信友云、官史記に、疾病邪氣置レ之皆悉癒云々、）劒ノ左ニハ日形、南斗六星、朱雀ノ形、青龍ノ形ヲ圖ス、右ニハ月形、北斗七星、玄武形、白虎ノ形ヲ圖ス、破敵劒ニハ、（信友云、官史記に、凶賊獻兵帶レ之自伏云々、）左ニハ、三皇五帝形、南斗六星、青龍形、西王母ガ兵及符ヲ圖ス、右ニハ北極五星、北斗七星、

その假字がちに書たり、此書めづらしくおぼゆるから、こゝにも本のまゝに書うつして、目安く假字の右に眞字を加へたり、

行幸ノ時具セラル、大刀契(タイトケイ)ハ何テイノ物ゾ」、大刀契ト云フハモノ一ガ名ニハ非ズ、二ノ物也、大刀ト契ト各別ナルヲ、一(稱)ニイヒナシタリ、大刀ト云フハ劒也、タ(大)チ(刀)也、ソレニ取テ、大刀ト節刀トオナジ物ト云説アリ、別ノ物ト云説アリ、江帥ハ大刀ノ外ニ、別ニ節刀ガアルベシト云ヘリ、大刀ノ中ニ靈劒二ツアリ、コレヲ節刀ト云トモ云ヘリ、其説マチ〳〵也、信友云、此大刀と節刀の差別、下に辨ふべし、契ト云ハ魚符也、長サ二寸餘ニシテ、魚ノ形ヲツ(造)クレリ、セナカ(脊中)ノトヲリ(通)ヲ、タ、サマ(竪樣)ニ二ニワリアハセテ、銘ヲカ(書)キキザミ(刻)メヲツケテ、國々ニワカチツカ(頒遣)ハシ、ツハモノ(兵)ニタビ(賜)ナドシテ、シルシ(驗)ニセラル、モノ也、カタ(片)〳〵ツ、別ニワカチ、サシアハセテミルニタガ(不違)ハ子バ、イツハリ(僞)ニアラ(非)ズトシルベシ、シルシ(驗)也、魚符ノ銘ニハ、發(ハツスル)レ兵符、ソレカシ(某)ノ國トモ、ソレカシ(某)ノツカサ(官)トモ書リ、禁秘抄階梯に、天德記を引て、發レ兵解レ兵、其國或銘二其官一云々、村上ノ御記（應和元年）ニハ、節刀四十餘柄トシルサレタルトカヤ、コレニハオシフサ(總)子テ、節刀ト云ベキ樣ニ見エタルニコソ、信友云、大刀と節刀の差別混らはしき事、下に辨ふべし、天德四年内裏燒亡以後ノ御記也、信友云、村上御記に、節刀四十餘柄と記されたるは、この天德に燒亡の後の數を、記されたる由をことわれるなり、同キ十月縫殿大允藤文記ニハ、信友云、日本紀略に此條事を載て、縫殿大允藤原文紀參向、申云々とあり、然れば藤文記は、紀字の脱たるにて、藤文紀記なるべし、大刀四十八柄、魚符七十四枚（金ノ八、銀ノ十四、銀ノ塗物ノ五十二、）オサム・ルヨシミエタリ、劒ヲバ内裏燒亡ノ後、溫明殿ヨリ四十四柄、清涼殿ヨリ四柄、モトメ(求)イダ(出)ストシルス、

注信友云、紀畧、天曆四年内裏燒亡の條に、縫殿大允藤原文紀參向申云、中略大刀四十八柄之中四柄自二清涼殿一求出、四十四柄自二溫明殿一求二出之一、其中有二節刀契七十四枚一、皆魚形也、自二脊中一別レ兩各有レ銘、併全不レ損、長二寸餘許、八枚金、十四枚銀、五十二枚銀塗物、又金銀涌亂一升許也と見えたり、さて契を節刀契といへるは、必節刀に具へて賜ふ物なればなり、また此節刀契は金銀をもて造り、又銀塗物と云へるは、質は銅にて造り銀を塗り燒着たるものなるべし、御堂關白記に、寛弘二年の燒亡の時、この契

すなはちに温明殿に納置るべきにあらず、事畢て返進の後は、さらに兵庫に收めらるゝ例なりしなるべし、

○儀式云、賜二遣唐使節刀一儀、上略大臣宣召二遣唐大使副使姓名等一、少納言稱唯退出喚レ之、大使副使共稱唯參入就レ版、大臣宣命、侍從一人持二節刀一授二大使一、受而拜舞退出、また遣唐使進二節刀一儀、上略大使申云、大唐國留遣志使姓名等奏久、賜志節刀進留止奏、勅二大臣一曰、令レ進、大臣稱唯宣云、進禮、大使稱唯、升進二置殿上席上、掃部寮預設レ席、退出、少納言賜二節刀一、令レ納二所司一、

注按に臨時祭式に、蕃客入朝迎二畿內堺一祭二却送神一、其客徒等比レ至二京城一給二祓麻一令レ除乃入、と見えたる古實によれば、遣唐使の蕃國に持渡りて、彼國の穢に觸たる節刀なれば、これも温明殿に納らるべきにあらざれば、所司に納させたまへるなるべし、但し所司とは何の司なるにか、將軍のと同じさまに、此も兵庫なるを、前々の儀式文に、書來れるまゝに、載たるにやあらむ、

考證

大刀契の事の、古書どもに見あたりたる證文を、上に擧たるばかり抄出して、かれこれの證を考合せて取すべて、記して見むと書さしてあるをりから、尾張殿人神谷克楨の寫しもてる塵袋といふ書を借て讀見る中に、此物の事を、或人の問に答へて辨へたる一條あり、其はいま己が抄出たる證文どもに、もはら符合ひてなほ委しき事も見え、又其餘にいへる說ども、、さらにうきたることゝきこえざるは、そのかみ正しき古說どもを、聞あつめたる趣にて、いとあやしきまでにこゝろゆきておぼゆれば、やがてその問答の條をこゝに擧て、むねとある考證として、又證文どもの中に、ことに考あはすべき事のあるをば、その事の下に言別て細書にす、

○塵袋第八雜物部、に云、

注此書世に塵添壒囊抄とて在る書の、天文元年の序に、有二塵袋十卷一不レ知二作者一とて、此書の中より簡取て、添加せる由云へる、其塵袋の全書にて十一冊あり、奧書に、永正五年高野山無量光院印融七十四歲にて自寫せる由記せり、さて今おのれがこの事記せるも、おのづから印融と同じ齡なるは感ふかくおもはれてなむ、さてまた此書の中に記者の詞に、近くは安貞二年云々とあれば、其年に近き頃書たるものなり、さてこの本書片假字にて、しかも

汰一、以二契櫃之吉日一被レ造可レ宜、是則非下被レ改二作本櫃一之故上也云々、仰云、此定可レ有二御沙汰一云々、二月廿九日、予參二前殿下一、又參二右大臣殿一、依レ召參二御前一、着二烏帽子直衣一、御對面數刻、被二仰下一、又申二子細一了、官奏以下公務事可二相交一、兼又大刀契事有下被二仰下一之旨上、本自紛失之條無レ疑歟、賴業眞人聊有二注置之旨一、養和亂逆之時、令二紛失一歟云々、今度所二求出一之劔等各節刀也云々、抑又稱二大刀契之櫃一、必令レ持二候行幸一、是非二大刀幷契一歟、如二村上御記一者、以二內侍司印一稱二大刀契一之由被レ仰二下之一、爲二內侍司印一者被二鑄改一之條如何、予申云、於二諸司印一者如二式文一者刓(チビ)盡之時可二鑄改一、被レ載レ之、縱雖レ不二紛失一刑盡之時可レ被二鑄改一、況於二紛失一哉、仰云、書博士書二進字樣一、仰二中務省一、錄之定事也、內侍司卽諸司也、不レ可レ有レ憚歟者、仰云尤可也云々、

○百練抄寬弘二年內裏燒亡の條の一本の、裏書に、安貞二年正月九日、大刀契紛失之由有二沙汰一、十四日藏人頭治部卿親長朝臣、參二向內侍所一求二大刀鐵室如レ握之物一求二出之一、如二天曆御記一者、已爲二大刀一歟、廿四日於二殿上一有二群議一、左大臣以下參、大刀間事也、二月八日奉レ納二大刀契一、左中辨有親朝臣、左中將資季朝臣、參二內侍所一、この時の事、塵袋に委しく見えてしもに擧ぐ、

○伏見院宸記、正應三年正月廿九日の條に、依二方違一行幸中略還御之間、於二路頭一少將仲光落馬、其馬嘶下倒所レ課二大刀契一之馬上、仍大刀契弃二路頭一云々、忽爲レ渡仰下右馬頭信有朝臣可レ進二寮馬一之由上了、

○儀式云 以上の證文、おほかた人年の次第に擧たれど、此儀式二條は、大刀契の大刀の事ながら、節刀とありてやがて其物ときこえがたければ、あとへまはしたるなり、 賜二將軍節刀一儀、中略大臣宣、喚下征二某賊一大將軍姓名上云々、將軍稱唯升レ殿、先レ是侍從一人執二節刀一侍二殿上一、大臣宣命、詔久、某賊平征撥治鎮岐へ人止爲天奈毛姓名乎任賜云々、勅書幷節刀賜止宣、將軍稱唯、大臣以二勅書一授レ之、將軍進受差退而候、侍從授二節刀一、捧持退出云々、また將軍進二節刀一儀、上略將軍稱唯捧二節刀一、就レ版奏云、征二某賊一大將軍姓名奏久、賜志節刀進止奏、勅二大臣一曰、令レ進、大臣稱唯、宣云進、將軍稱唯進二置殿上席上一掃部寮預設レ席、退出、其節刀令レ收二兵庫一、其將軍入レ京之時、去レ京一驛先遣二軍曹一申二事由一、官仰二大藏省一設二幄於便河邊一、遣二神祇官一祓禊久經二戰場一、多行二戮殺一之故、云々、按に將軍の戮殺に預れる穢を忌て、しか祓禊をせさせたまふばかりなれば、其返進れる節刀を

只今有御參內、十七日官依召被參殿下、大刀契事可被注申子細之由被仰之、十九日大刀契事、內內注文被進、入殿下御所了、加懸紙（不入筥、）廿四日今日入夜於殿上有群議事、殿下左大臣殿、（良―已上直衣、）右大臣殿、（教―）大納言源定通卿、權大納言藤原實親卿、同家嗣卿、權中納言藤原定高卿、同賴資卿、參議平經高卿、左大辨藤原家光卿、右大辨平範輔卿、新宰相賴隆朝臣、（已上束帶）各被定申、先大刀契事有其沙汰、意趣區分群議不同、落居之樣大方如官勘文、所求出之細辛櫃奉納之劒二柄、是則靈劒歟云々、所謂神功皇后御宇、百濟國之所獻也、一日月護身劒、（疾病邪氣置之、皆悉癒云々、）一三公戰鬪劒、（凶賊敵兵帶之自伏云々、號將軍劒、）二柄其四神符文等誠以嚴重也、然而天德四年秋燒損了、仍令賀茂保憲朝臣鑄改之、（或說安部晴明殊致其沙汰、晴明令鑄云々、然而天德御記、保憲令鑄之分明也、近日人々令沙汰云々、晴明者爲保憲朝臣弟子、見其器量、以天文事授晴明、以曆道事傳賀茂家云々、實說可尋也、爲保憲弟子晴明殊令口入歟云々、）其後嘉保元年、堀川院皇居燒亡之時、件靈劒幷雜劒令燒損了、如時範記者、符文等少々令相殘云々、今度所水出者件靈劒二柄也、又銅鐵之類燒殘等少々被加納之云々、落居之趣以將軍劒、（三公戰鬪劒是也、）入節刀櫃、以今一筋（護身劒也、）入大刀櫃、以燒損銅鐵之類、（魚形貽其體云々、）

加入大刀櫃、可令供奉行幸云々、是則官勘文之趣也、群議已被同此議了、廿五日官被參殿下、以刑部卿淳高朝臣被仰下云、昨日群議如官申狀、去日被定了、神妙也云々、希代之重事也、勘文之趣已叶群議、可謂面目事、卅日被參殿下、頭治部卿賴長朝臣、大外記師季同參之、以右京權大夫宗清、被仰下大外記、官云契櫃破損、其體左道云々、可被新造歟、將又可被修補歟、日時又可被勘歟、兩局可令計申者、官被申云、其體破損云々、新造修造之間尤可有沙汰、但如此之古物被貽其體可宜、於天德嘉保之儀者被新造了、已別次第也、修補可定歟、大外記申云、修補可宜、於日次天德嘉保共於陣勘之、須准據彼議、不相叶、今度沙汰、無日次之沙汰修造之條、又以不可然、於藏人所被勘可宜歟、仰云、各所申可宜、其定可有沙汰、兼又靈劒二柄奉納之櫃、又以破損、不及修造之體云々、如何、大外記申云、造他櫃被入破損也櫃可宜歟云々、頭卿語云、主上仰大略此儀歟云々、仍此定人々落居了、重仰云、今靈物櫃日時事如何、官被申云、不被改本櫃可被新造他櫃者、雖不及日時之沙

由、聊有二所見一之由被レ語レ之、又天德燒失、件度晴明鑄レ之云々、晴明鑄劒之由依二泰長申狀一、坊城大丞爲隆雖レ載二記錄一、村上御記殊被レ盡二巨細一、而此事不レ見之間貽二不審一如何、予申云、寬弘神鏡燒失之時、可二改鑄一哉否、有二沙汰一之時、吉平朝臣引二大刀契例一、件勘文之中、天德四年秋被二燒失一、同五年鑄レ之云々、如レ此狀者聊有二由緒一歟者、又被レ談云、此事嘉保內裏燒亡之時、節刀燒失之間事、委載二中右記一、匡房卿通俊卿等、偏以二政事要略一爲二才學一、件書盡二子細一歟、過二此書一才學古人不レ稱レ之云々、節刀事見二政事要略九十九將師卷一、契事見二同書九十九ノ下至要雜事卷一、〇信友云、この要略の二卷、いま世に絕て在る事をきかず、如二彼書說一者、大刀幷節刀二物各別歟云々、於レ契者各別勿論、大刀節刀又爲二各別一之有二所見一歟、又被レ語レ之、元曆壽永安德天皇御時、內侍所幷神璽寶劒等赴二西海一給之時、若又紛失歟、彼時雖二一合一以歸坐爲レ悅、如二大刀契一不レ及二實撿一歟、是又有レ疑云々、誠有二其謂一歟、如二嘉保沙汰一者、大刀櫃一合、契櫃一合、又節刀櫃一合、被レ安二置內侍所一之由有二所見一、於二今度儀一者只一合也、有レ櫃無二納物一、古老女官等申云、一合之外不二覺悟一云々、紛失之條先以貽二不審一、爲レ之如何、予自二納言亭一參二前殿下一、政事要略二卷九十七九十九ノ下進入了、維長談云、當今踐祚之後、大刀契經二御覽一之由、有レ勅之以前、紛失之條、不レ可レ成レ疑歟云々、又主水正賴尙談云、件櫃寸法非レ無二所見一、實治記直講某先祖云々、三尺五寸之由注レ之云々、又談云、今日前右京亮安部季尙朝臣故主計頭孝重朝臣子、晴明朝臣末流云々、天德晴明鑄劒之圖、幷雜事文書等相傳被レ語レ之云々、十二日宮依レ召被レ參二左大臣殿一、着二烏帽子直垂一有二御對面一、大刀契事云々、政事要略可レ令二借進一者、進二前殿下一之由申レ之、下略十三日官掌爲繼馳告云、大刀契被二求出一云云、官卽被レ參二殿下一爲レ伺二其事一也、然而殿下御出之間空退出云々、十四日官被レ參二殿下一大刀契事、或人語云、所二紛失一之日來沙汰物未二出來一、今日所二求出一者細辛櫃也、如二矢櫃一云々、所レ納劒二筋也、件櫃年來雖レ奉レ安二置內侍所一、女官等又不レ知二其由緒一、不レ披レ蓋之間不レ見二納物一、仍下今所二紛失一之大刀契事上自然來二出之一、若是大刀歟節刀歟未二分別一、又所二紛失一者已有二契之疑一、契寸法者二寸餘也、見二天德御記一、所二紛失一之寸法如二女官等申狀一者笏體云々、已是燒亡之時涌合、將又雜劒歟、未レ分二其一定一不審多端云々、宮內內被二申入一之處、聊有下子細遠可レ被レ仰事上、依二其事一

令勘申、兼又可被計申云々、八日宮依召被參殿下、大外記師季同參、以右馬權頭佐清朝臣、密被仰下之大刀契紛失事、披露已及廣歟、此事沙汰之體太以無骨、且又爲年首、於巨細者不可披露、且内々被仰合兩人也、何樣可有沙汰哉、委被召問内侍所女官等之處、申云、去々年八幡加茂行幸之時、一定見在也、故何者覆兩面者自官方請之、女官覆大刀契櫃、十文字奉結、其結之時、大刀契有聲、隨櫃蓋頗破放、自件破目所指出之體鐵也、弘三寸許、長一尺許也、其體笏體也云々、二筋見在之由雖覺悟、所奉見者一柄也、其體又隨御問、申狀不一揆、還貽御不審、若是本自不御坐歟、旁有御不審、如何云々、兩人相議申云、此間年首也、今明可有沙汰之條何事之有哉、爭堅固無沙汰之儀可候哉、來廿日朝覲行幸者延引可宜云々、仰云、於行幸者雖不指此事、無何可延引之由、以別當隆親卿只今被申内裏了、追二三月間可有大刀契沙汰之由被仰下、九日宮掌爲繼大刀契櫃之體、内々被尋問内侍所女官之處、爲繼入夜來語云、件大刀契櫃卽加實撿了、其尺一尺四五寸歟、弘又同、高一尺許歟、大概愚眼之所及如此、以兩面縫合之、以緋絹十文字結之、但櫃蓋三寸許、破放天在櫃中、於兩面覆者角々爲鼠被喰損、於蓋者又破放了、如夜行幸之時落失モ非無疑歟、雖爲重寶事體如此、亦女官等申旨雖語之、大旨如昨日說、仍略之、且又當時鈴後古（ハコ）〇信友云、後古の二字いまだ考得ず、この下にも三處あり、谷森種松云、後は波の草體、後ノ字によく以たり、轉寫の訛にて、箱の假名書なるべしといへり、なべての文の書ざまにあはせては、似つかぬこゝちせらるれど、波古とよみてよくきこゆれば、此說によりてよみてあるべし、二合各以兩面爲覆、同撿知了、於內者不可披見之、一合之後古（ハコ）鈴聲大也、一合之後古頗微也、卽振後古聞之、神社行幸之時、負馬之時、以鈴二合付兩方、以大刀契付其上云々、如御方違行幸、以夫負之、或以初荷之云々、十一日予辰刻參前殿下、一條殿以筑後前司維長入見參被仰下云、大刀契紛失事可勘、御覽政事要略之中委載之歟、件書難得之、而大夫史持之云々、又大倭本紀同有御要、雖被問人々、不持云々、可令尋進者、予申云、政事要略候之樣覺悟候、以此旨可傳仰、於大倭本紀者不候、卽以此旨傳申官之處、件書二條中納言定高今朝被借取了云々、予卽向納言亭須臾面謁（此下法見中右記）申子細返給了、此次納言種雜談、大刀契事也、抑靈劔二尺五寸之

師仲は、南殿にてあぶの目のぬけたるごとくにて在けり、後に師仲中納言申けるは、紫宸殿の大床に立て（信頼なり）鎧とりて着ける時、たいとけい（是も一本に大刀契、）の唐櫃の小鈎を守刀に付たりけるを、師仲は内侍所の御體を懐に入て持たりける、たゞその鈎是に具しまゐらせむ、その刀に付て無益なりと云ければ、誠にとて授おこせたりければ、取ていづちも御身をはなたれ申まじきぞとて云々、

○源平盛衰記、壽永二年七月平家都落の事の段に、卯の時のをはりに、出御あり（安德天皇）神璽寶劍取具して、建禮門院御同輿に召る、内侍所もおなじく渡入奉る、平大納言時忠卿庭上に立めぐりて、印鎰時の簡、玄上、鈴鹿、大床子、川霧ノ御劔已下、九重の御具足、ひとつも取おとすべからずと下知せられけれども、人皆あはてつゝ、われさきに、われさきにと出立ければ、取おとすもの多かりけり、晝の御座の御劔ものこりとどめたりけるとかや、

○玉海（月輪兼實公の記）、壽永二年八月十日の條（さきに安德天皇平氏の爲に、都を出させたまへるによりて、都には後白河上皇の御計ひとして、後鳥羽院を新帝と稱して、皇居を定め三神器を受たまはずして、踐祚せさせまゐらせむ事を議せらるゝ中、）に、一皇居事、申云、大内如何、閑院又宜歟、南府云、閑院可レ然之由申、（中略）一大刀契鈴印等在二大内一、奉レ渡二閑院一之、●（間脫カ）縁事諸司可二供奉一歟事、申云、可二供奉一、（中略）一傳國璽宣命於二何所一可レ被二宣下一哉事、申云、院殿上歟、仗座歟、可二時議一、（中略）十九日の條に、新帝卽位の式を議する中に、大刀契行列如レ舊、不レ可レ有二相違一、廿日新帝を立まゐらする事の條に云々、次有二傳國宣命奏下事一、（上には傳國璽宣命とあり、璽字脫たるにかとおもはるれど、下に擧る百練抄にも、璽字無きをおもへば省きても云例なりしにや、）（中略）若宮於二院御所一、密々御着袴之後、渡二御閑院一、殿上人衣冠前駈、（中略）此間大刀契鈴印等、（共在二大内一）被レ渡之縁事所司供奉如レ例、（中略）大刀契以下自二大内一被レ渡二閑院一、（縁事諸司任レ例可二供奉一、）大刀契置二内侍所邊一、

○百練抄に云、壽永二年八月廿日、高倉院第四皇子（尊成）踐祚、（御年四歲）閑院左大臣於二太上天皇御所一、令レ勘二日時一、奉二法皇詔一、召二大内記光輔一、仰下可レ令レ作二傳國宣命一之由上、攝政藤原朝臣、不レ傳二劔璽一踐祚之例今度始レ之、前主出二洛城一之後、至二于今日一空二王位一廿六箇日、裏書云、大刀契鈴印自二大内一被レ渡レ之、

○官史記云、（辨官の史の日記なり、記中に官といへるは、大辨の事なり、）一大刀契紛失之事、安貞二年正月六日、（庚辰）頭治部卿親長朝臣被レ仰二下官一云、大刀契去年月迫紛失云々、先例可

德同以修二補之一、魚符七十四隻、分入二三囊一、被レ加二納大刀韓櫃中一、行幸時左右近衛將監持候是也、以レ納二內侍司印一稱二契櫃一、以レ納二兩種一稱二大刀櫃一、古典所レ載已以分明也、然則有二二合一也、以レ納二內侍司印一稱二契櫃一、とある以下こゝまでの說誤なるべし、考證印の下に論ふべし、節刀事、節刀者雜劒也、其中靈劒有二二柄一、是即百濟所二貢進一、日月護身劒、破敵將軍劒等也、納二辛櫃一一合一、行幸之時相二副賢所一被レ奉レ遷也、靈劒雜劒各卅四柄之由、見二天德記一、以上見二建武四年玉英一、○信友云、玉英は關白內經公の記なり、契幷節刀建武度紛失被レ新二造之一、

○園大曆、文和四年十二月三日條に載て曰、大炊頭兼大外記中原朝臣師右仰偁、右大臣宣、奉レ勅大刀契者累代之秘寶、一難靈器也、而遭二元弘建武之騷亂一、及二紛失一、□祿之重事、天災雖レ令□舊儀不レ可レ廢、何樣可レ有二沙汰一候哉、可レ令三紀傳明經明法博士等勘二申一者、曆應元年九月三日、曆應は北朝光明院の年號なり 南朝は後醍醐天皇の延元三年にて、もとより三種の神寶を受傳へて坐ませり、

○禁秘御抄の首章、賢所の次寶劒神璽の上に、大刀契と標て、匡房記顯實云、鋒劒三尺或二尺、摠十、其中一劒脊有レ銘、北斗左青龍、右白虎、其外不レ見、是自二百濟一所レ被レ渡之二劒之一歟、日月護身之劒、三公鬪戰之劒歟、但節刀可レ在二此外一、注二青龍一之條、似二六典所レ稱之傳符一、若遺二大將軍一之時可レ用歟、通俊曰、長德連署之說、以レ之爲二大刀一、上に擧たる寬治八年の中右記に、新中納言通俊燒亡の事に關り、又此主の所持の長德三年の信經記に、大刀の事記せる文を引れたり、此長德の時の事なるべし、匡房曰、長德連署不レ見歟云々、已上大刀の事なり、鈴印同記俊實通俊曰、件鈴太有レ輿物也、或六角或八角云々、已上○これまで、匡房記の說を載せたまへるなり、上古少納言伺見歟、鈴をなり又節刀鑰、天曆帝付二寶劒帶取一、不レ離二御身一云々、誠我國至極之重寶也、

○百練抄云、嘉保元年十月廿四日、皇居堀川院燒亡云云、節刀間事有二議定一、件節刀右中將顯實朝臣、自二灰中一撰二出大刀十枚一之中、有二靈劒一一也、爲二節刀一之由被レ定畢、

○人車記、久壽二年十月廿三日、後白河院御即位の儀に、左右近將監昇二大刀契一、少納言通能取二鈴印一前行、

○愚管抄、平治元年十二月廿五日の曉、二條院天皇六波羅の清盛の第へ、偕に行幸ませる御跡の內裏のさまを云へる下に、尹明非藏人はしづかに長櫃をまうけて、玄象鈴鹿御笛のはこ、たいとけい一本に大刀契、のから櫃、晝の御座の御太刀、殿上の御倚子などさたし入、追ざまに六波羅へ參れりければ云々、內裏には信賴義朝

侍所官行司所、新作辛櫃一合、（長四尺、黒漆中朱漆、無鎖匙、以朱綱結之、件辛櫃樣不慥尋得、但問古老女官等令作也、）相具與彼中將共取出節刀十柄、一々監臨納辛櫃、節刀十柄、（此中、有靈劒二柄歟、）劒樣、切鋒（キサキ）（此假字本のまゝ）八柄、一柄（長二尺五寸五分、左方龍形纔見打界也、左鋒雲形纔殘、鋒二寸許師刄（モロハ）、（此假字も本のまゝ）柄本五寸四分、目貫之穴二、）一柄（長二尺三寸、峯有銘文云、北斗左青龍右白虎、以下燒損不見、左龍形纔從腰下許見、其上虎尾形纔在、柄本六寸、目貫之穴一在、此上文不見也、中央間有此字許也、後玄此字）以上二柄、若是靈劒歟、殘六柄、（長二尺四寸、但柄本或六寸、或四五寸等相加也、劒幷室不見、）鯰尾（ナマヅヲ）（此假字も本のまゝ）二柄、一柄（長二尺四寸、柄本三寸、）一柄（長二尺、柄本四寸、）以上二柄無銘文、以上十柄皆以燒損、納了後以朱綱結固之、于時內侍所博士命婦一人、（備後）女官二人、（上野、百濟、奈良、）相共見之、其後與中將共參御直盧、申納了由、裏書に云、件靈劒二柄圖、權中將顯實朝臣所持也、彼家相傳之也、明經博士允亮所抄政事要畧（百卅局云々、）中詳見之、爲一本書不在他家、而節刀沙汰之卷、隨身直盧與下官共披閱之處、大略今日所見之古劒二柄相叶也、尤有興、件書之中、天德內裏燒亡時、陰陽師晴明奉勅命、作瑩之由所見也、而安部泰長爲彼末葉、此靈劒之圖今所獻殿下也、彼中將圖與泰長圖皆以相叶是爲指南也、また云、長德三年五月廿四日、藏人信經私記云、召遣主計助安倍晴明、召問宣陽殿御劒等事、申云、件劒卌四柄也、去天德內裏燒亡之日、皆悉燒損、晴明爲天文得業生之時、奉宣旨進勘文所令作也、卌四柄之中、二腰名靈、一腰破敵、一腰守護、件劒有鏤歲次幷名等、又同鏤十二神日月五星等之體也、而燒損之後不見其文、仍所獻勘文、御劒樣乃木形也、件破敵是遣大將軍之時所給節刀也、一腰是名守護候御所是也、去天德以後、度々燒亡後未被作、件二腰本是百濟國所獻云々、今日所遣劒身六柄之中、靈二腰之實有之、實件靈日等國家大寶也、必可被作儲者、天德奉勅以備前國撰獻鍛冶白根安生、令燒其實於高雄山也者、七八月庚申日必可作此劒者、其故仰造酒令史安部宗生等也、今年八月廿六日是庚申日也、然而已爲九月節、又日次不宜、明年七八月庚申日可被始作歟、件記後日從治部卿通俊許借得、今所記置也、

○桃華蘂葉に云、（一條禪閤兼良公抄、）大刀契事、大刀四柄者、累代之靈劒也、國家殊被重之、如天德記者、雖燒損形質猶存、仍或琢磨刄、或造加餝、其後更不被出宮城、是貴重之至也、契者親王大臣及諸衞契符也、天

自二朝所一幸二東三條院一、大刀契鈴印等持候如レ例、大刀契燒損納二新辛櫃一所持候也、（この時燒損たる大刀の在狀、塵袋に見えたり、下に擧るが如し、）

○御堂關白記（道長公）に、寛弘二年十一月十五日、（同上度）火出所未レ知、溫明殿與二綾綺殿一間出云々、（中略）明後奉レ求二神鏡一、破損給、大刀四柄、有二小鯛魚形金十枚、銀十枚、銅三十枚許一、求得卽長殿渡辛櫃奉レ入、

○資房卿記（一名春記）に、長久四年九月九日（是年十一月廿四日、寛德と改元、）皇居燒亡、內侍所神鏡いたく燒損たまへる事を記して、玉體猶殘給、是希有之事也、以レ之知レ之、王法猶存矣、還可二感歎一事也とありて、大刀契などの事は見えざるを、神宮雜例集に、長久燒亡、件夜以二少納言經信一爲レ使奉レ出、女官誤先出二大刀一、次欲レ出二神鏡一之處、火已盛不レ可レ救、後朝灰有レ光集レ之入二唐櫃一、と見えたれば、大刀は此時の災には罹らざりつるなり、

○中右記（中御門右大臣宗忠公）寛治八年十月廿四日、（十二月嘉保と改元、）內裏燒亡の條に、內侍所幷大刀契、又置二陣廊一、鈴印辛櫃七合云々等、各以取出了、廿六日右近衞中將顯實朝臣、令レ實二撿所レ燒節刀一、申云、件劍所二見付一十柄、（身許也）但右節刀圖不レ叶、若是雜劍歟、殿下仰云、不レ尋二得實否一間、暫不レ可レ勘二日時一由被レ仰也、件劍本自入レ櫃、被レ加二置內侍所一也、而今度不二取出一由、女官等所レ申也、一夜火消了後、藏人木工助明國、求二灰中一則求二出劍身十柄一也、暫置二藏人所一也、非二節刀一者、是雜劍卅（卅イ）柄之由、見二村上御記一、件劍歟、廿八日內侍所從二西二棟廊一、令レ奉レ渡二東中門南廊一事、（中略）西中間南廊（北面）先中央間假板敷一間上立二新床一、其上安下置所二入奉一之辛櫃幷本臺上其後契（櫃）大刀（納二辛櫃一）各一合安置了、卅日今夜帥大納言（中略）被レ仰云、節刀卅餘柄之由、已見二天曆御記一、而一夜藏人明國所二求得一纔十柄也、若是猶殘在二灰中一歟、明旦汝與二右中將顯實一相（共カ）其行二向堀川院內侍所之跡一可二尋求一者、又今夜件劍十柄、在二藏人所一、近衞將監一人相共先可レ納二內侍所一、（中略）又相二具右近衞將監大中臣行季一、付二藏人所一從二出納許一、所二取出一之節刀十柄、受取令三將監置二內侍所一了、十一月一日の條に、先付二內侍所一召二集古老女官等一、問二節刀櫃本樣一之處、申云、長四尺許黑漆、（但其中朱）無二鎖鎰一只以レ綱結レ之者、則以二此旨一可レ作之由、召二仰行事史一了、午時顯實中將參會、同車行二向堀川院內侍所燒跡一、令二吉上五六人許尋求一、已無二求得一者、大略從レ本有二雜劍十柄一歟、二日參內、先參二關白殿御直盧一付二職事說長一令レ申下今日任二勘文一可上レ納二節刀於新作辛櫃一、而宗忠一人可レ納歟、將又他人相共可レ候歟、（中略）依レ仰與二彼中將一向二內

安二置縫殿寮高殿一、

○禁秘御抄階梯に、天德記を引て云、契或称二魚符一長各二寸許、皆作二魚形一、相合如二木契之趣一有レ銘、發レ兵解レ兵其國、或銘二其官一、金八枚銀十四枚、銀塗物五十枚、五十の下に、二の字脱たるなるべし、次に擧る日本紀畧等の文を按へ合すべし、

○日本紀畧に、同時の燒亡の事を記して云、九月廿三日庚申、今夜亥三刻內裏燒亡中畧丑刻火止、廿四日昨夜鏡三和名加之古止古呂、幷大刀契不レ能二取出一、今日依レ勅令レ捜二求餘燼之上一、已得二其實一、但調度燒損其眞猶存形質不レ變、甚爲二神異一、卽召二大藏省韓櫃一令レ奉レ納レ之、十月三日己巳縫殿大允藤原文紀參向申云、去月廿四日、依二宣旨一御二座內裏一賢所三所、遷二御奉縫殿寮一之間、內記奉レ納二威所三所一、一所鏡、件鏡雖レ在二猛火上一而不二破損一、卽云伊勢御神云々、一所鏡員形無二破損一長六寸許、一所鏡已涌亂破損、紀伊國御神云々、大刀四十八柄之中、四柄自二清涼殿一求二出之一、四十四柄自二溫明殿一求二出之一、其中有二節刀契七十四枚一皆魚形也、自二脊中一別レ兩各有レ銘、併全不レ損長二寸餘許、八枚金、十四枚銀、五十二枚銀塗物又金銀涌亂一升升一本斗と作り、餘許也、左近少將源伊渉、將監藤原佐理、右近少將藤原助信、將監源時中、藏人主殿助藤原爲光、出納雀部有方、女官等同以祇候云々、此時燒損たる大刀を修理し造らしめ、明の應和元年にも新に造らしめられたる由、塵袋に委しく記し、又中右記にも見えて、下に擧るがごとし、又十月八日甲戌、外記史等見二宮中灰燼之上有二木印一面一、其文有二天下太平四字一、參議小野好古云、是蕃客來時所レ用也、この木印の事は、考證印の下に論ふべし、

○西宮抄西宮左大臣源高明公著、此公天元五年薨六十九、神今食事下に、戌刻御二腰輿一幸二中和院一、內侍司印櫃以レ此稱二契櫃一之由、見二天德四年御記一、○內侍司印櫃云々、北山抄年中要抄の下にもかく見えたり、この內侍司印櫃の事は、考證印の下に論ふべし、幷鈴韓櫃奏不持候如レ常、但大刀不レ候、北山抄に記されたるも同じ、また西宮抄、奉二幣伊勢大神宮一の下に、少納言不レ奏レ鈴持二候之一、契不レ候二大刀一、清涼抄候二大刀契一如レ常、而故實神事行幸不レ候二大刀一云々、

○小右記小野宮右大臣實資公の記、寬弘二年十一月十五日子時、內裏燒亡の事の下に、火起レ自二溫明殿一、神鏡所謂恐所大刀幷契鈴鈴字脱たる本あり、今一本又年中行事秘抄に引たるに依る、不レ能レ被二取出一云々、十七日中略神鏡大刀幷契等燒亡、鏡僅有レ帶、自餘燒損無二圓規一失二鏡形一、又有二大刀及一、但契契字與と書る本あるは誤なり、魚符等少々有レ實云々、上に擧たる紀畧に、節刀契を皆魚形也、自二脊中一別レ兩、各有レ銘、長二寸餘許とあるこれなり、少遷二御式御曹司一、而破損殊甚、又幸二朝所一中略戌二點

璽櫃ニ、大舍人一人持レ之、同重雅令レ持ニ鈴印櫃一、兩人奉ニ今上御所一、下略九月七日、今日天皇幸ニ建禮門一、御卽位之由、可レ被レ進ニ發伊勢幣一、中略無ニ鈴奏一不レ昇ニ出大刀契一、

○禁秘御抄順德院御記、賢所の條に、天慶元年依レ有ニ種々妖一、温明殿修理之間、奉レ渡ニ後涼殿一云々、入御時主上下レ地御、辛櫃二合又五合大刀契鈴印等也、

○本朝世紀藤原通憲主の稿本なり、其考説は別にあり、に其時の事を、天慶元年七月十三日、今日戌刻内侍司避ニ温明殿一遷ニ後涼殿一、今年自ニ春始ニ妖言不レ絶、災異多端云々、隨ニ陰陽家等申一、以ニ來八月一避ニ常寧殿一、可レ移ニ御綾綺殿一、爰所司件綾綺温明兩殿、可レ加ニ修理一、女官移從蓋爲レ此也、齋辛櫃二合

注件辛櫃自ニ往古時一號ニ神明一、在ニ内侍司一、相傳云、伊勢大神宮分身也云々、○齋辛櫃二合とある一合は、神鏡にていま一合は、禁秘御抄に、賢所御衣上古被レ奉、自ニ中古一絶、周防内侍曰女御裝束也、但夏生衣、冬練衣被レ奉也、と記させたまへる類の御物なるべし、或書に、二條道平公記に、内侍所渡御之辛櫃一合、安ニ腰輿一、駕輿丁舁也、又一合アリ元ノ御櫃也云々と記されたり、此公正和より建武の始まで、みさかりにおはしゝ人なり、但しこれこの辛櫃どもは下に擧るごとく、天德より以來、神鏡すら度々災に罹りたまへば、其御辛櫃はさらなり、其他の器の辛櫃の燒たるを造改られたる中には、たゞ舊式ばかりに、辛櫃を造られたるもありげにきこゆれど、くはしき事は詳ならず、其意しらひしてよみこゝろ得べきなり、

又細櫃五合大刀契櫃、在ニ此中一云々、云々としるせし年中行事秘抄、賢所雜事條にも、此事をあらく記せし、

○扶桑畧記に、天曆日記を引て、此御日記を、書どもに村上御記、又天曆御記とも申せり、天德四年九月廿三日夜、内裏燒亡の事を載て云、火已著ニ温明殿一、不レ能レ出ニ内侍所所レ納大刀契等一、中畧宣陽殿累代寶物、温明殿神靈鏡、大刀、節刀、契、印、鎰、春興安福兩殿戎具、中畧皆成ニ灰燼一、中畧○皆成ニ灰燼一とは、登時聞食たるまゝを記したまへるにて、實は皆燒失せたまへるにはあらず、その御在狀は、下に次々に記させたまへるが如し、鈴辛櫃置ニ御所内一、印併鎰辛櫃置ニ外記局一、人代以後内裡燒亡三度也、難波宮、藤原宮、今平安宮也、遷都之後、歷ニ百七十年一、始有ニ此災一、廿四日、中畧繫ニ求温明殿所レ納神靈鏡、並大刀契印等一、中略重光朝臣來奏云、依ニ火氣頗消一、罷ニ到温明殿一所レ求、見ニ瓦上在ニ鏡一面一、徑八寸許、頭雖レ有ニ小瑕一、無レ損ニ圓規並蔕等一、甚以分明露出俯ニ破瓦上一、見レ之者无レ不ニ驚感一、又求ニ得大刀契等一、

大刀契考 草稿

大刀契と稱ふ物の事を、慥に記せる書を見ず、古記どもにとり〴〵に見えて、いと混らはしきによりて、其古記どもに見及びたる證文を擧て、そをとりすべて辨へむとす、

證文

○日本後紀、延暦廿五年三月辛巳、桓武天皇崩の條に、以二璽幷劍櫃一奉二東宮一、此文現在本脱誤あるを、類聚國史の一本に據りて訂して擧ぐ、東宮は平城天皇の御事なり、璽は鏡劍の二種なり、神璽三辨の中に委しく辨へたるがごとし、この劍櫃は、大刀契の事なり、下に擧る證文どもの中につきて考合せて推知るべし、踐祚の時神寶に副て、大刀契を奉れる事の、史に見えたるは、此御時ぞ始なる、

○續日本後紀、嘉祥三年三月己亥、仁明天皇崩の條に、賷二天子神璽寶劍符節鈴印等一、奉二於皇太子直曹一、鈴の下の印字、諸本に脱たり、一本また文德實錄に、此時の事を載られたるに、印字あるに依る、皇太子は文德天皇の御事なり、又この神璽は玉を申す稱なり、これも神璽三辨の中に委しく辨へたるがごとし、この符節も大刀契の事なるを、契を符に當て、大刀を節刀とも通はし云ふ由あるに合せて、節に當て、漢めかしく文を飾りて書れたるなり、又鈴印は大刀契に具はりたる物にて、其上に鑰をも具へて、合せて五種なるを、鑰を畧きて云はざるも例あり、ともに下に擧る證文どもの中に考合せて知るべし、さて此時の御事を、文德實錄にも載られて、皇太子下レ殿云々、獻二天子神璽寶劍符節鈴印等一と見えたり、

○小右記に、小野宮右大臣實資公の記、長和五年正月廿二日、御讓位式、從二大納言許一被二見送一、傳國璽不レ知二何物一、仍被レ尋二其事一、天長十年記見二大刀契一、仍二件記一、昨日送レ之、即被レ載二式文一了、廿九日、大臣以下、則左仗前相二傳寶劍神璽及傳國璽一、長和五年正月廿九日は、三條院讓位、後一條院受禪の時なり、天長十年記は、二月廿八日淳和天皇讓位、仁明天皇受禪の度に當れり、

○儀式讓國儀に、内侍持二璽劍一追從云々、少納言一人率二大舍人等一、持二傳國璽櫃一追從、次少納言一人率二大舍人闈司等一、持二鈴印鑰等一、進二於今上御所一、

○江次第御讓位の條にも、内侍二人執二神璽寶劍一候云々、少納言二人大舍人持二傳國璽櫃一追從、少納言大舍人闈司持二鈴印一、進二今上御在所一、傳國璽の事、壽永二年の玉海にも見えて、下に擧るが如し、

○人車記 洞院兵部卿平信範卿の記、保元三年八月十一日、後白河天皇讓位、二條天皇踐祚の下に、少納言通能令レ持二傳國

レ之、秦漢以來天子曰レ璽、など見えたる制を、擬ひたまへるにて、（彼國風の玉璽なるべし、其文は考知るべき由なし、）後宮の職員令に、藏司（ツカサクラノカミ）尚藏一人、本注に、掌二神璽關契供御衣服巾櫛服翫及珍寶絲帛賞賜之事一、とある中の神璽も是にて、神代のもとよりの御物にはあらず、また賊盜律に、凡盜二神璽一者絞、注に謂踐祚之日壽璽、次に盜二關契内印鑰一者遠流云々、又次條に、凡盜二外印及傳符一者徒二年、餘印者杖一百云々、金玉掌中抄に、八虐罪の第六條、大不敬十三色の中に、盜二神璽一賊盜律云、盜二神璽一者絞、盜二内印一同律云、盜二内印一者遠流、僞二造神璽一詐僞律云、僞二造神璽一者斬、僞二造内印一同律云、僞二造内印一者絞、律の罪條の中に、盜二關契一とあるも、尚藏の神璽と共に掌る關契なるべし、とある神璽も、其公式令の神璽の事なるを知るべし、然るに律疏に、八虐の六大不敬の科條に、僞二造神璽内印一（神璽者、謂依レ令踐祚之日中臣奏二天神之壽詞一忌部上二神璽之鏡劍一、）云々といへり、依レ令とは神祇令の文にて、義解に、此卽以二鏡劍一稱レ璽也とあるを、こゝの神璽の注とせるは、賊盜律の注をだに考合せざる法家の甚しき失誤なり、（但し令に、鏡劍をも踐祚日の壽璽をも神璽と稱して記されたるはいと混らはし、また寶而不レ用とある、重き壽璽を盜まむ者のあらむ儲に、盜二神璽一者絞とその罪を定られたるは、皇國の御政にはことにつきなし、）さてこの神璽は、右に擧たる令律に載られたるをおきては、いまだ書どもに見およばす、はやく廢られたりしにぞあるべき、

頭書 清矩云、公式令、後宮職員令、律ナドニイヘル神璽ハ、猶八尺瓊ノ勾玉ヲイヘルナルベシ、コレハ唐制ノ傳國璽ヲ爲二之神璽一以鎭二中國一、藏而不レ用トアルニ傚ハセ玉ヒテ、直ニ勾玉ヲ以コレニ當テ玉ヒテ、令律ノ文ヲ立サセ玉ヘルナルベシ、サレバ賊盜律ノ盜神璽ノ條ヲ、唐律ト比校シミレバ、彼ニハ盜二御寶一トアルニテモ知ラル、ナリ、伴翁ハ別ニ唐制ニ傚ヒテ寶而不レ用モノヲ、一種御製造有シコト思ハレシハ違ヘリ、

弘化三丙午年二月十三日草稿、再訂畢、今日依大行天皇遺詔今天皇、被行踐祚儀云、偶辨三神璽之事竊有感矣、

伴信友

えたるは、字義は然しも難なかるめれど、古實を稽れば、いともかしこき失誤なり、其は長和五年正月廿二日小右記に、御讓位式從二大納言許一被二見送一、傳國璽不レ知二何物一、仍被レ尋二其事一、天長十年記見二大刀契一、仍二件記一昨日送レ之、即被レ載二式文一了、廿九日大臣以下則左仗前、相二傳寶劔神璽及傳國璽一と見え、儀式注次第等の讓國儀、また家記どもにも見えて、其は大刀契の事なるものをや、（その委しき事は、別に大刀契考に論へり、）そも〳〵天皇の受傳ます、天璽の神寶は、天地と共に疆无き踐祚の大儀なるを、書紀を始め國史どもに、御世々々の中に、或は記し或は記されざりつるは、その史撰ばるゝ時、在來し記録のまゝに採載られしにてもありぬべけれど、その神寶の名唱ざまを、とり〴〵漢籍ざまにとりなして、然ばかり紛らはしく記されたるは、いかにぞや、故傍をおほかたに讀見て訝りおもひて、しのびしのびに、いとあるまじきかたに、云なせる説さへもありときこゆれば、今鈴屋翁の考説にとり添て、かくまでは論ひ辨へつ、

○また公式令に、天子神璽とあるものを、三種の中の神璽と同物のごといひおもふ人もありときこゆれば、それをもこゝに辨ふべし、まづその公式令の全文は天子神璽、（本注に、謂踐祚之日壽璽也、寶而不レ用、○この寶而不レ用の四字は、上の天子神璽に連續たる本文にて、此本注の下に大書すべき文と聞ゆれど、諸本然書たるを見ざれば、しばらく本のまゝに擧たり、意をつけて讀見べし、）内印、方三寸、五位以上位記及下二諸國一公文則印、（内印は御印なり、文は天皇御璽、）外印方二寸半、六位以上位記、及太政官文案則印、諸司印、（義解に、謂者臺寮司等各皆有レ印也、）方二寸二分上レ官公文及案移牒則印、（義解に、謂太政官及諸司與僧綱若三綱相牒之類也、）諸國印方二寸、上レ京公文及案調物則印と見えたり、さて其神璽の本注に、踐祚之日壽璽寶而不レ用とは、唐車服志に、天子有二傳國璽及八璽一、皆玉爲二之神璽一、以鎭二中國一藏而不レ用、又唐詐僞律に、皇帝八寶、疏議に、皇帝有二傳國神寶一、有二受命寶皇帝三寶天子三寶一、是名二八寶一、依二公式令一神寶寶而不レ用、受命寶封禪則用レ之、皇帝行寶報二王公以下一書則用レ之、皇帝之寶慰二勞王公以下一書則用レ之、皇帝信寶徵二召王公以下一書則用レ之、天子行寶報二蕃國一書則用レ之、天子之寶慰二勞蕃國一書則用レ之、天子信寶徵二召蕃國兵馬一書則用レ之、またその八寶の事を皆以二白玉一爲レ之、寶者印也、印又信也、以二其供御一故二不二與レ印同一名、また釋名に印信也、古者尊卑共

しるしの箱など申す事ともなりしなり、續古事談に、冷泉院うつし心なくおはしましければにや、しるしの筥のからげ緒を解きて、明けむとし給ひければ、筥より白雲立のぼりけり、恐れてすてたまひたりければ、紀氏の内侍もとのごとく、からげたり云々、此事江談抄にも見えたり、古事談に、此事を陽成天皇の御態として記せるは謬說ときこゆ、其は三寶考說の中に論へり、さてまた慶長二年正月花園院御記に、璽筥姿その神璽の御事どもを記させたまへる中に、を摹寫し載て、其處に御璽筥者自二神代一未レ變、若納レ印歟、是關白說也と、注させ給ひ、此時の關白は冬平公なり、次に追勘二日本紀古事記等一爲レ玉歟、今謹て案るに、爲レ玉歟の歟字、うちまかせては疑の言ながら、中世の普通の文には云々とおもひ定たる事をも、其事を重じていふ時、また對へる人を敬ふ意の時などに、言きらずして云々歟といふ例あり、此に爲レ玉歟と記させたまへるも、其例としてこゝろえ奉るべきなり、下にしかし不レ可レ疑歟と記したまへるもおなじ、但此事尋二冬平公一之處、於二異朝一傳國璽者爲レ玉之由分明、於二神璽一不レ同、彼、爲二靈物一不レ知之由稱レ之、爲二吉說一之由稱レ之、冬平公前にも、若納印歟、と奏したまへるに、再尋させたまへるによりて、さらに云云之由稱レ之と、或人の說を擧て、よき說なりと奏したまへる趣なり、但慈鎭和尙記等、分明之趣有レ之、八坂勾玉本文不レ可レ疑歟、と注させたまへり、天皇には、日本紀古事記の本文を勘へたまひ、又慈鎭和尙記にも分明に記せるによりて、ます／＼八坂勾玉なる事をおもほし決めさせたまへる由なり、御讓位の後、元應二年正月廿一日御記にも、朕日頃璽箱中所レ納之物、不審未二分明一之處、見二日本紀一之次爲レ玉之由有二所見一、而近代人不レ知歟之間、分明之口傳、不二重々一之處、今慈鎭和尙記符合、と記させたまへり、さてまた冬平公の前の說に、若納レ印歟と奏したまへるも、上に論へる如く、踐祚日上る鏡劒二種の神寶の事を、天皇之璽印、また璽綬など稱し、又たゞに璽とも稱せる事のきこえ、又後の御世に鏡は御在所を動きたまはず、玉を神璽と稱して上る事となれる事の由を、よくも辨へたまはずして、なほざりに奏したまへるものなるを、天皇あまりにつきなくおもほして、さばかりも正史を勘へて決めさせたまへるは、いとまめやかなる叡慮にこそはおはしましけれ、但しそのかみ、さしも上なき重き神寶をしも、受傳はらせたまへる、天津璽の由來を、關白とおはする人だに辨へたまはぬばかり、おぼゝしかりつるは、いともあるまじく畏き御事にこそはありしか、さて又扶桑略記の陽成天皇の卷に、天皇爲二皇太子一駕二牛車一、行二啓染殿一先帝讓レ位、卽受二神璽天子印也寶劒一、御二於鳳輦一歸二東宮坊一、と記せる神璽の下の注は、記者の私注か、又後人の旁書を混へて、注に寫し入たるにてもあるべし、いづれにも、上に論へると同じ譌說なり、あなゆゝしあなかしこ、本文の讓位受禪の趣の記しざまも調はず、三代實錄に合せ見て知べし、因にいふ、近頃或人の作れる漢文の書に、三種神寶の御事を、傳國璽と記せるが見

鏡劒二種の神寶もて、踐祚の天璽として奉り、玉はそれに添て奉りたりけむを、此後の踐祚の時より、鏡は御在所に坐て動きたまはず、玉を神璽と稱して、劒と比て奉る事となりしなり、其は續後紀に、仁明天皇崩たまへる時に、貢二天子神璽寶劒符節鈴印等一奉二皇太子直曹一、符節鈴印は大刀契なり、此事の考も別にあり、皇太子は文德天皇なり、と見えたるを始にて、文德實錄天皇踐祚の處に、獻二天子神璽寶劒符節鈴印等一、三代實錄清和卷天皇踐祚の處に、奉二天子神璽寶劒符節鈴印等一、また皇太子陽成受二天子神璽寶劒一、陽成卷に、天皇皇太子光孝に讓位したまはむとして、二條院に遷幸の時に、神璽寶劒印本一本に寶鏡とあり、今前後の例に依りて二本に寶劒とあるによりて訂せり、等依レ例相從、また其時の詔詞に、天皇璽綬平奉天、天日繼位爾定奉良久平、親王等云々、衆聞給部止宣璽綬の事は、下にあげつらふべし、云々、於レ是以二神璽寶劒この寶劒も、印本寶鏡とあり、一本に寶劒、又一本に劒とあるによりて、これも訂して採れり、等一付二王公一、即日親王公卿步行、奉二天子神璽寶劒等今皇帝於東二條宮一、光孝卷に、天皇皇太子宇多に讓位のため、二條院に遷幸したまへる時に、親王公卿奉二天子璽綬印本諸本此間に神鏡ノ二字あり、たゞ一本に無きを、前後の例によりて、その無きに隨ふ、寶劒等一と見え、六國史此御代にて止れり、この後日本紀畧に、この書今在る本ども缺卷あり、また本に誤脱あり、なべて記事に精粗あり、今己がみて訂せるかぎりを採りていふ、冷泉院の條に、奉二璽劒於皇太子直曹一、花山院後一條院の條に、劒璽、六條院の條に、上皇新羅神社祭文に、謝二璽劒一天云々、後三條院堀川院の條に、神璽寶劒と見え、其より後の諸書みな此定に見えて、玉を神璽と申す事とはなりしなり、禁秘御抄に、神璽自二神代一不レ變、中略宮中鏡一ツノ程物動、返々不レ可レ傾、と記させたまへる御事これなり、但し上に擧たる陽成卷なる詔詞に、天皇璽綬平奉天云々、この上文に、神璽寶劒等依レ例相從、下文にも神璽寶劒、光孝卷に、奉二天子璽綬寶劒一とある、璽綬の璽は玉を神璽と申す事となりし上の事なるを、孝德紀に、璽綬と書るに傚ひて、ふと陽成天皇の詔詞に用ひられたりしを、又それに傚ひて光孝天皇卷の文にも、用ひられたるものなるべし、されど孝德紀なるは上に論へるごとく、天璽の璽字の印に通用ふかたにつきて、漢制に印綬といふものゝあるに依りて、潤飾たる文にて、實は鏡劒二種にあたり、こゝなるは玉を神璽と申す事となりたる上なれば、玉劒二種に當りて、さすところの物、もはら同じからず、さてその神璽をたゞに璽とも申し、江次第即位の條に、天皇御二高御座一云々、内侍二人（劒在二御前左一、璽在二御前右一）前行（禮服）以二劒璽一置二御座邊一云々、また璽字をしるしとよみて、

爲レ先、而承元讓位時、有二夢想一自二伊勢一進之、已來又准二寶劒一以レ劒爲レ先、と記させたまへるも、もとより劒璽に輕重の定あること推はかり奉るべし、但し此御抄に璽と記させたまへるは玉にて、後の御世におよびて神璽とも璽とも申すうへの璽なり、しか申す差別は、下に辨べし、さて又傳の考の中に、繼體紀に、大伴金村大連、乃跪上二天子鏡劒璽符一、とある璽符をたゞよはしていはれつれど、これも慥に鏡劒の事なり、其は史記漢孝文帝紀に、大尉跪上二天子璽符一とある文にて、符は字書に、驗也證也など見えたり、允恭紀に、跪上二天皇之璽雄朝津間稚子宿禰皇子一、謝曰云々、大中姬命仰歡、則謂二群卿一曰、皇子將レ聽二群臣之語一、今當レ上二天皇璽符一、於レ是群臣大喜、卽日捧二天皇之璽符一、と上には天皇之璽といひ、下には天皇之璽符とあるにても、符はたゞ漢文の潤飾なる事明なり、また其ほかにも論ふべきは、まづ舒明紀に、天皇之璽印、推古紀に、天皇璽印とあるは、印は字書に、印信也、印謂二之璽一など見えて、字義の通用まゝに、たゞ璽字に加へたる潤飾文なり、其は允恭紀顯宗紀に、天皇之璽とみえ、淸寧紀また後紀桓武卷に、天皇崩たまへる時、以二璽幷劒櫃一奉二東宮一、劒櫃は大刀契なり、此事は別に考記せるものあり、東宮は平城天皇なり、とただに璽とも記されたるを璽印と印字を加へたるは、天皇の御印のごときこえて殊に混らはしき書ざまなり、さて其璽と書れたるは、天津璽乃劒鏡神璽之鏡劒などいへる璽なり、日本紀畧に、嵯峨天皇讓位の時の詔に奉レ還二神璽一とあるは、後紀の文なるべけれど、いま缺て傳はらず、神璽之鏡劒などいへる例の神璽なればこともなし、然るに書紀孝德卷に、天皇授二璽綬一禪レ位とある璽は、踐祚の時に奉る天皇の璽にて、すなはち鏡劒の二種なるを、こゝに璽綬とかけるは、上に論へる舒明紀推古紀に、璽印と書れたるがごとく、璽字の印に通用かたにつきて、漢制に印綬といふものゝある、綬字を加へたるにて、これも潤飾文なり、應邵漢官儀に、綬長一丈二尺法二十二月一、廣三寸法二天地人一、此佩レ印之組也、などみえたるに據れるものにして、ことにいみじき物ぞこなひなる書ざまなり、崇神紀に、四道を治に遣す四人に、共授二印綬一爲二將軍一、と記されたる印綬も、潤飾文なり、そのかみ印綬などいふものゝあるべくも非ず、景行紀に、天皇持二斧鉞一以授二日本武尊一曰云々、と作るも古事記に、給二比々羅木之八尋矛一、とあるがごとく、實は矛をやたまひたりけむ、さて上に擧たるごとく、日本紀畧に、嵯峨天皇淳和天皇に讓位の時の詔に神璽とあるは、其御世までは上古よりの例のまゝに、

もあらめ、踐祚の時いかでか、本より御身には着坐む、そも／＼彼令に踐祚之日とあるは、義解に、卽位を云と云る如く、古は踐祚すなはち卽位なりしを、後には踐祚と卽位と別になりて、卽位の儀式には、忌部上ニ鏡劔一ことは見えず、大嘗會に此事あるなり、然れども是本は始めて御位を嗣たまふ時の儀式と聞ゆるなり、さて後世には踐祚の時、舊主の御許より新帝の御所へ劔璽を渡さるゝ儀あり、又其餘の儀式にも内侍二人劔と璽とを執て供奉す、此を以ておしはかるに、上代又大寶の定めの頃とても、舊主より新主へ寶物を渡さるゝ時、璽も必渡されずはあるべからず、然るに鏡劔をのみ云て、璽を云ざるは、本鏡劔は重くして、璽は一きは輕き故なるべし、然れば此はかの水垣朝よりして璽を先とせらるゝ定めにかゝはらずして、神代の本よりの定めにつきて云るものにて、返て古意をこそおもはるれ、さて後世に劔璽といひて鏡を云ぬは、鏡は内侍所に坐て動きたまはぬがゆゑなり、

古語拾遺には、卽以ニ八咫鏡及草薙劔二種神寶一授ニ賜皇孫一永爲ニ天璽一（所謂神璽之劔鏡是也、）矛玉自從、とあるを以テ知ルべし、（此拾遺の文は、世に玉を第一と思ふが古意に非ることを慨みて、ことさらに玉を貶して、鏡劔には比ひがたきことを知らせたる文なり、自從とは鏡劔の如く正しく御璽として賜へるには非ず、矛と玉とはたゞ何となくそれに添へて賜へる由なり、さて此矛は書紀に所謂日矛なるべきか、又大己貴神の經津主神に授けし廣矛か、何れともさだかならず、）これら三種の中には、玉は本は輕きが故なり、然はあれども、天皇の大御許にしては、此玉のみぞ今に至るまで、大御神の授賜へりしまゝの物に坐シ坐セば、傳持給ふ三種の御璽の中には、殊に貴き御寶なりけり、（後の世に神璽と申すは、此玉の御事なり、）云云と證考注シルされて、まことにいはれたる考なり、今其說に據りてなほ考ふるに、くだりの考の證文の餘にも、古語拾遺、神武天皇卽位の條に、天富命率ニ諸齋部一奉ニ持天璽之鏡劔一奉レ安ニ正殿一幷懸ニ瓊玉一陳ニ其幣物一殿祭祝詞云々、至ニ磯城瑞垣朝一云々、更鑄レ鏡造レ劔、以爲ニ護身御璽一是今踐祚之日、所レ獻神璽之鏡劔也、儀式、踐祚大嘗祭儀にも、忌部入奉ニ神璽之鏡劔一と見えたり、延喜式同祭條にも如レ此あり、また大殿祭祝詞をも考合すべし、また宣化紀に、群臣奏ニ上劔鏡一持統紀に、奉ニ上神璽劔鏡於皇后一なども見えたり、また禁秘御抄に、寶劔の御事を、壽永入レ海紛失之後、院御時以后廿四年、被レ用ニ清涼殿御劔一仍以レ璽

神これを賜はせしなりと云れたるも、皆かなはず、其故は石屋戸段の勾玉は、彼御頸玉に准へて作りしと云こと徴據なし、彼段を考るに、此玉さる意にて作れるには非ず、凡て玉は古へ殊に賞て、世に尊み欲する物なる故に、御幣に獻りしのみなり、さるは殊にたぐひなく重事招禱に用る故に、心をつくして作れるから、あるが中にもめでたく美麗き玉なりける、故に大御神の殊に珍しみ賜ひて、比なき御寶物にて有けるを、此度御孫命には賜はせるにてぞありけめ、異なる意あるべくも非ず、故此次の文にも書紀にも、此時詔命にはたゞ御鏡の事のみありて、此玉の事は見えず、若此玉御國知食す御しるしとならば、必其事も詔ふべき理ならずや、然るを彼御頸玉に准へて、是をも天孫の國知食す御しるしとして賜ひしと云るゝは、此記にも、書紀にも、三種の中の第一に擧られたるゆゑに、強て其意をかなへむとてなり、たとひ實に御國知食む御しるしとして賜へりとも、大御神の御魂とある御鏡の上に立むことは、かたくなむあるべき、然れども其鏡に並べて賜はせし一種の御寶物にしあれば、おのづから御國知食御璽となれるは、もとより然あるべき理なり、さて右の餘に此三種には、なほくさぐさの理をこちたく說ける說どもおほかれど、皆古意にあらずなむ、

今此に大御神の授賜ふ時を以テ云はゞ、鏡第一なることは更なり、次には劔其次に玉なるべし、其故は書紀繼體卷に、大伴金村大連、乃跪上ニ天子鏡劔璽符ヲ、再拜、神祇令に、凡踐祚之日、中臣奏ニ天神之壽詞ヲ、忌部上ニ神璽之鏡劔ヲ、義解に、此卽以ニ鏡劔ヲ稱レ璽、大殿祭祝詞に、高天原爾神留坐須、皇親神魯企神魯美之命以氐、皇御孫之命乎、天津高座爾坐氐、天津璽乃劔鏡乎捧持賜天、言壽宣志久云々、此神祇令又祝詞の文を以て見れば、繼體卷なる璽符も、卽鏡劔を指して云るか、たとひ玉なりとも、鏡劔の次にあるをや、これら鏡劔のみを云て玉を云はず、

注師の祝詞考に、璽は御身に着坐實にて、人の手觸る物ならざる故に、古へより鏡劔二を以て、大儀の時のしるしとは成來るなり、されど此祝詞には、勾璽を專擧べき理なるを、既に大寶のころの儀式の表に依て、二をのみ云つる物にて、是も上代の文ならぬを知る一なりと云れつるは、心得ず、璽は御身に着坐實にて、人の手觸る物ならずとは、常にこそさ

神璽三辨 草稿

三種神寶の中に、神璽と申に鏡劔の二種を申すと、後に玉を申す事となりたるとの差別あり、又別に令律に神璽といふが在て混らはしきをも、ともに辨へむとす、まづ其神寶の事は、古事記、御孫命天降段に、於是副二賜其遠岐斯八尺勾璁鏡及草那藝劔、亦常世思金神、手力男神、天石門別神一而詔者、此之鏡者、專爲二我御魂一、而如レ拜二吾前一伊都岐奉云々、とある條の傳の中（十五ノ巻廿一丁）に○八尺勾璁鏡は、彼石屋戸の段に、科二玉祖命一令レ作て眞賢木の上枝に取着し玉と科二伊斯許理度賣命一令レ作て、中枝に取擊し八咫鏡となり、當時是等物を用ひて、大御神を招禱奉りし故に、遠岐し璁鏡とは云り、（然るに此の勾璁を、或は伊邪那岐命の天照大御神に賜へる御頸玉なりとし、或は須佐之男命と、誓約たまひし時の曲玉なりとし、或は大己貴命事代主命の獻りし曲玉なりとするは、皆此の遠岐斯てふ言を、得心得ぬ故の推當のひがことなり、）○草那藝劔は、かの須佐之男命の、八俣遠呂智を切給ひし時に、其尾中より得給ひて異物なりし故に、天照大御神に獻り給ひし太刀なり、さて鏡と劔との間に及と云るは、上の遠岐斯の言璁鏡へのみ係りて、劔は異時の物なる故に、其を隔むためなり、書紀に、天照大神乃賜二天津彦彦火瓊々杵尊、八坂瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劔三種寶物一、とあり、さて此三種を連擧る次第は、鏡劔玉とか、鏡玉劔とか有べき理りなるに、（其由は次に云、）此記にも書紀にも玉を先にし、書紀には、殊に玉及鏡と鏡の上に及の字をさへ置れたるは如何と云に、水垣朝御代に至りて、此御鏡劔をば、他處に齋祭り給てより、天皇の御許に坐は、神代の舊物には坐さず、たゞ玉のみぞ今大御神の授賜へるまゝの物にて坐故に、彼御世よりしては、三種の中に玉を第一とぞせられけむ、然れば其御代より後は、常に玉を先に申しならひたる其次第のまゝに、此記も書紀も記せるものにして、神代より然るには非ずなむ、

注然るを或説に、本來玉を鏡よりも殊に重き物の如く說成し、又師の祝詞考に、伊邪那岐命の御頸珠を天照大御神に賜ひて、所知高天原と詔へれば、彼御頸玉は大御神の天を知し食す御しるしなり、さて今天孫に賜ふ勾玉は、天岩戸前にして招禱せし時、彼天照大御神御頸玉に准へて作りしを、今天孫天降て國の主となりたまふ御しるしに、天照大御

に、卜部取三三國卜術優長者一伊豆五人、壹岐五人、對馬十人とあれば、三國なるべきを、こゝにも延喜の四時祭、宮内省の式、台記の別記なる大甞會中臣壽詞などにも、四國卜部とありて、三國といへる事はある事なし、さるにては、伊豆、壹岐、對馬に、今一國はいづれぞと云ふに、京なるを加へていふなるべし、そは臨時祭式に、其卜部取三三國一云々、若取三在レ都之人一云々、とある在京のを加へて、四國卜部といへるなるべし、京ならば國とは云ふべからざるなれども、三國並在京卜部などいはんは煩はしければ、三國に合せて四國とは云なるべし、さて卜部は、もと卜術奉仕る職なるが、後世になりて、解除の事にもあづかる事となれり、故こゝは祓の事訖へて後、その祓物を大川道に持出流して、大海原へ祓却すてよと仰するなり、海原へやるには、川は其道なる故に、ことに大川道とはいへるなり、さて此川は、いにしへ其時々の、京より便よき大川邊へ持出て、ものしたりしなるべし、退出とは、重き處より輕き方へ往を云ふ詞にて、こゝは京より外へゆくにつけて云ふ、これ神祇令に、卜部爲三解除一とある職なり、さて按ふに、上文に、夕日之降乃大祓留祓給比清給事乎といへるは、晦の夕日の沒るころまでに潮滿て、やがて引潮になる頃なれば、そをうかゞひて、祓物を流し遣る古よりの例なりしなるべし、後世に六月祓とて、必夕暮に行るも、古の例の遺れるなるべし、〇此段は、初めなる集侍親王諸王諸臣百官人等諸云々の段と共に、六月十二月二季の大祓の定まりし時に、加へられたる文なる事論なし、

中臣祓詞要解一卷、伴信友翁所著也、
令課友人書寫了
嘉永元戊申年八月四日同加一校　　谷森種案

右一册、種案翁所藏之本、係元治甲子之兵火、已屬烏有矣、今偶
請借故美濃守身人部是香老人所傳寫之本、令僮友人村瀨光和謄
寫、一校了、
慶應三二廿九　　大澤清臣

もとをおかすつみはあらしな」など見えたり、紫式部も、實方中將も、ともに圓融天皇の御世のころ、世を同じくせし人なり、當時既くしか詞を改へたるが、世にあまねかりしなりけり、又その後ながら、平家物語康頼ノ祝詞ノ段に、さをしかの御耳をふり立て、我らが無二の丹誠を知見して、一々の懇志を納受し給へ云々とあり、そは祓は、大かた陰陽師が職の如くなりし故也、江次第などに、六月十二月晦日の大祓に、陰陽師の預れる事くさぐさ見えたり、況て私の祓は、なべて陰陽師にせさせて、くさぐさの行をつくり出せる頃なり、さてその天皇の御世、天元五年六月小廿九日、今日大祓所、公卿一人不レ參、仍以二右少辨惟成一爲二上卿代一、被レ行レ之、内侍等稱レ障、不レ向二祓所一、仍以二女使一爲二内侍代一、と小右記に見えたり、そのかみ既に大祓のいたく衰へたりしほど知られて、いとかなし、かくて參らぬを咎め給ひし事も聞えぬは、しかなべて神事をなほざりになされしなれば也、さて馬を鹿にかへて申す事となれるは、大祓のいたく衰へて、馬を出さるゝ事も廢たりしにあはせて、そのかみ藤原の氏人たち、いたく權勢ある頃なりしかば、其氏神として、殊にもて齋き給へる春日社にして、もてはやさるゝ鹿も、耳敏き獸なるにおもひよせて、陰陽師等が、藤原氏の家に行て、私の祓行ふとき、諂ひてしかいひかへたるものなるべし、さて近き世には、佐平志加乃八乃御耳をふり立てといへることもきこゆ、そは聖德太子の御名を豐聰八耳皇子、と申たるなどをおもひよせたる意しらひして、さらにいひかへたるさかしらなり、

今年六月晦日、夕日之降乃大祓爾、

夕日之降とは、夕日の降り傾く頃なり、降を久陀知といふは古言なり、さてこの夕日之降に祓する主意は、下にいふべし、

祓給比淸給事乎、諸聞食止宣、

諸とは、始に集侍親王諸王諸臣百官人等諸、とある諸人をさす、宣とは、中臣がみづからいふ詞なる事始と同じ、○こゝに百官稱唯と答ふるよし、儀式に見ゆ、

四國卜部等、大川道爾持退出氐、祓却止宣、

此一段は、別に卜部に仰する詞なり、これをも引つづけて中臣の宣るなり、○卜部の事は、中臣の因に上に云へり、さて四國卜部といふは、延喜四時祭式

ひ失ひ給ひて福を得ると、事のおもむき運び、全く同じきを思ふべし、大國主神とこの比賣神とともに、御禊に生坐る須佐之男大神の御後にして、夫婦となりて、この功を立給へる事、また幽きことわり有べし、さてすべて世中の凶事は、そのはじめ黄泉國より起るを、この大國主神の禍事によりて、黄泉國に至りませるは、その禍事の初の黄泉國に還れるにて祓の趣と同じ、さてそれを須勢理毘賣命のさすらひ失ひて、功を立てしめ給へる、これらの次第、はじめかの黄泉段、御禊段より大國主神の黄泉國に至り、顯國にかへり給ひて、功を立給へるまでの神代の段々を引合見て、祓の主意のいと〳〵玄妙なることをさとるべし、

如此久失氐波、天皇我朝廷爾仕奉留、官官人等乎始氐、天下四方爾波、自今始氐罪止云布罪波不在止、

不在止祓給比清給事乎と、次の語どもをへだてゝつゞく詞なり、さて上に、皇御孫之命乃朝廷乎始氐云々、罪止云布罪波不在といひ、また云々事之如久、遺罪波不レ在といひて、又こゝにもかくいへるは、同じ事のいたづらに重りたるが如くにも聞ゆめれど、これ古文の常にして、よく條理をたゞしてみれば、熟く貫通て聞ゆる也、

高天原爾耳振立氐、聞物止馬牽立氐、

馬を祓物に牽るゝ事、古の例なり、さてそは耳敏き獸なる故に、神たちの此申す祝詞を、敏く聞食に祝譬ふる表に、祓物に牽立たる由なり、○高天原爾云とは、かの高天原爾千木高知といへると同じ義にて、こゝは馬の高々は耳を振立てといふ意なり、○さて自二今日一始氐といふより下を、朝野群載に中臣祭文とて、此大祓詞を載たるに、自今以後遺罪咎止云咎ハ不有止、祓給比清給事乎、祓戸乃八百萬乃御神達ハ、佐乎志加乃御耳乎振立天、聞食止申、とあるは、古の事をも祓の主意をも、又すべて詞の意をもしらで、みだりに詞をかへたるものにして、拙き事云ばかりなし、されど然改めたるも、中昔よりの事にて、紫式部が日記に、陰陽師ども、世にあるかぎり召し集めて、「八百萬の神も耳ふりたてぬはあらじと見え聞ゆとみえ、實方中將集に、六月はらひにあるやかきのまへをわたれば、「さをしかの耳ふりたてゝ聞しめせ」といふ人あれば、いとゞしく「お

に此異あり、かの呑給ふは、顯國の都美穢の除こり亡るなれば、呑入れ失ひ給ふなり、此氣吹放給ふは、既に根國の方に移りわたるを受て、根國までやり給ふなれば、其物を御息もて吹遣り給ふなり、此二つの意ばえ、直毘神と伊豆能賣神とによくあたれり、古事記傳御禊段を考へ合せてしるべし、さて上にいへる如く、はじめ川瀬に流し棄るより、終り根國に到りて、さすらひ失ふまでを、一つに合せていふ時は、皆これ凶を吉に直す、直毘神の御靈なれば、此氣吹放といふ事も、同じく始終りにわたりて、祓禊する所よりはじめて、根國にてさすらひ失ふ處まで、すべて氣吹處にして、其間の事は、みなこの神の息吹き放給ふなり、

如此久氣吹放氏波、根國底之國爾坐、速佐須良比咩登云神、

速佐須良比咩、御名は、下文の持佐須良比云々、とある義なり、佐須良比比咩といふべきを、同音の重なるをば、一つ省きてもいふ古言の例なり、此神は、古事記に、須佐之男大神の御女に、須勢理毘賣命と申て、黃泉國に坐し、大國主神の嫡妻となり給へる神なり、須と佐、勢と須と通ふ音にて、良比は理と切れば、さすらひとすせりと御名通へり、

持佐須良比失氏武、

持は例の輕く添たる詞、さすらひ失ふは、行方もしられずなして、亡なひ給ふなり、さてこの佐須良比咩は、上にいへる如く、須勢理毘賣にて、其神は祓には、由緒なきが如くなれども、これに深きゆゑよしある事なり、そはまづ氣吹戸主の根國にいぶき放やり給ふまでにて、祓の事は竟りて、此比咩神のさすらひ失ひ給ふは、其祓の驗を立給ふ御しわざなり、故こゝの四柱の神の中に此神のみは、かの伊邪那岐大神の御禊に生坐る神にあらずして、其祓の生坐る貴御子須佐之男大神の御女なり、これまた深き理なりけり、さてはじめ其御父須佐之男大神、又祓によりて、都美穢清まりて、世に大功を立て給ひ、其御子孫大國主神、卽大己貴神なり、はじめしば〳〵八十神たちの禍事に遇給ひしを、根國卽黃泉國なり、に至坐て、此須勢理毘賣神に娶坐、この比賣神の御はからひによりて、顯國にかへり、世にたぐひなき大功を立給へる、これ此比賣神の、人民の都美穢をさすら

り、なほざりに見過すべきにあらず、さて其事をそこにはいはずして、こゝにしも云る故は、伊豆能賣の呑給ひて、さてその鹽の八百會より、又根國までおくりやり給ふも、同じ此直毘神の御しわざなる故に、こゝにいひてかしこをもかねたり、そは此神は、すべて萬の凶事を直し清め給ふ御靈の神に坐せば、廣くいふ時は、速川の瀬に流れ出るより、根國に到りてさすらひ失るまで、始終すべて此神の御靈にあらざる事なければなり、然るにもしこれを瀬織津姫の次にいふ時は、其御靈の始終にわたる事あらはれがたく、又鹽之八百會より根國までの間の事も欲れば、かれこれを以て、こゝに擧たるものなり、なほいはゞ、都美穢の鹽の八百會に沒亡る迄は、顯國の事なるを、又それより更に根國の方に就て云ふ時は、かの鹽會に沒ゆくは、彼方にては出來るにて、水門なれば、上にもいへる如く、伊豆能賣神は、水戸神とあるにもかなひたれば、顯國にて速川より水門を經て海に出る處にも、此神の御靈あるべく、又かの八百會より彼方へ流れ出る處にも、顯國の如く瀬織津姫の御靈あるべき事、互に相准へてしるべし、かくてそを根國までおくりやるは、又顯國にて大洋の原を經て、八百會までおくりやると同じければ、直毘神をこゝに擧る事、又そのよしあり、かくして根國に至りて、さすらひ失ふは、また顯國にて、伊豆能賣神の呑給ふと同じければ、速佐須良姫の御しわざにも、伊豆能賣の御靈あるべし、かくの如く此神たち、互に御靈幸ひて、祓の功を相成したまふものなり、

根國底之國爾氣吹放氐牟、（ネノクニソコノクニイブキハナチテム）

根國底國は、卽黄泉國なり、この黄泉國の事は、古事記傳六卷に委くいはれたるが如し、又十七卷に付たる、服部中庸の三大考にもいへる說あり、抑世中の凶事を、皆もと黄泉國より起り來る事なるを、祓禊は、その都美穢の凶事を、本の黄泉國へ返し遣るしわざにて、この祓禊する事を、天神國神の聞食し納受るれば、此段の神たち、其祓ひすてたる都美穢の凶事を、次第に黄泉國へおくり返し遣り給ひて、世中の都美穢除こり清まりて凶事なき、これぞ祓禊の旨趣なりける、○氣吹は息もて吹なり、放ははなち遣るなり、さて速開津比咩には呑といひ、此神には氣吹放といへるも、實

主神の、諸の都美穢を、氣吹放ち遣り給ふ處のかぎりをひろくいへるにて、はじめ祓物を川に流し弃る處よりして、終根國に到るまでの間に、ひろくわたる名なり、坐とはいへど、氣吹戸といふ處の別に在にはあらず、上の二つの文にたゞへて、かく詞をとゝのへたるなり、なほ氣吹戸の事は、下に云ふを合せ考て知るべし、さて氣吹戸主止云神とは、倭姫命世紀に、多賀宮一座、豊受荒魂也、伊弉那伎神所生神名、伊吹戸主、亦名曰神直日大直日神、と見えたる、多賀宮は、伊勢外宮の別宮高宮なり、これを豊受荒魂といへるは心得ねど、伊吹戸主を直日神なりといへるは、後世人はさらに思ひよるまじき事なれば、こは必古き傳説なるべし、こゝに正しくかなひて、いとたふとし、その直毘神の御事は、古事記傳六巻、御禊段に委くしるされたり、考へて知るべし、さて此御名氣吹主といはずして、氣吹戸主と申すは、上に速川の瀬に坐云々、鹽の八百會に坐云々といへる例のまに〳〵、これも氣吹戸に坐といふから、戸てふ言をも添へて、稱へ奉れるなるべし、さてかの伊弉那伎大神の御禊に、此神たちの生坐るは、まづ禍津日、次に直毘神、次に伊豆能賣とて、其次第の趣によくかなへり、然ればこゝも氣吹戸主、もし直毘神ならば、瀬織津比咩の次に、氣吹戸主、次に速開津比咩なるべきに、此二柱神の御事の次第のかへさまなるは、いかにといはむか、そはまづ祓にて、罪穢の除こり清まる次第、初に瀬織津姫、速川の瀬より大海原に持出給ひ、次に大海原を經て、鹽の八百會まで到るは、此氣吹戸主神のいふを放ちておくりやり給ふにて、次に速開津姫の呑給ふ也、然ればかの御禊に生坐る次第と違へる事なし、然るに氣吹戸主の事を、瀬織津姫の次に云はざるは、後にこゝにいふ故に略けるものなり、もし然らずば、大海原の間をはる〳〵と經て、鹽の八百會までは、何れの神のおくりやり給ふとかせん、上文に持出奈武といひて、次には如此持出往波と往といふ言を加へていへるに心をつくべし、瀬織津姫の事は、持出るまでなる故に、そこには往とはいはず、往るは持出たるうへの事にて、大海原を經て往るにて、此一言に氣吹戸主の御しわざの、此間にもある事を思はせたる、上つ代の文妙なりとも妙な

鹽道の集り會ふ所をいふ、方々の汐道より流れ來る潮の一つ處に集り會て、海の底へ渦き沒る所なり、さてこゝの文、如レ此同じさまなる事を重ねつづけて、長々しくいへる、殊にめでたく、上つ代の文にて、後の世人のかけても及ばぬさまにて、いともいとも雅たり、これらをよく味ひて、古文のみやびなるほどをさとるべし、

速開都比咩止云神、

この神は、古事記御禊段に、生坐る伊豆能賣神なり、その伊豆は、阿伎豆の約まりたる御名にて、同紀に水戸神、速秋津日子神速秋津比賣神、とあると同神なり、その御名の秋も、この開もともに借字にて、明つの意にて、明とは御禊によりて、清まりたるよしの御名なり、これらの猶委き事は、古事記傳の五巻六巻に論ひわきまへられたり、さて速秋津日子比賣二柱神は、古事記に水戸神とあるを、ここに鹽の八百會に坐といへるは、いたくたがひたれども、是には深きよしあり、そは潮之八百會は、此顯國の海上の堺にて、根國の方へ潮の沒往門口なれば、これ又彼方の水戸なり、常にいふ水戸は、川より海へ水の出る口、鹽之八百會は海より入て、根國の方へ水の出る口なれば、此方にて川より出る處と、彼方へ出る所との差こそあれ、共に同じく水戸なる古傳の趣の妙なる事如レ此、よく〳〵味ふべし、

持可可呑氏武、

持は輕く添たる言なり、可々は水を呑音なり、俗にがぶ〳〵と呑など云ふさまなり、田舍人の言に、水をかゝのみするといへるを、既に聞たる事ありき、古言ののこれるなりけり、さて祓物を潮とともに、海底へ渦沒るゝは、實に此神のかゝのみし給ふ御しわざなり、然るをこれをしも、漢國にいはゆる寓言の如く心得むは、神の道しらぬなまさかしき戎心なり、さて然呑入れ給ひて、顯國の都美穢の除こりて清まる、これ伊豆能賣神の御功に適しく當れるを、なほ下の解説をまちて識るべく、又古事記傳六巻、この神の下に論はれたるをも見あはせて、その眞の神の理を窺ひ悟るべし、

如此久可可呑氏波、氣吹戸坐須、氣吹戸主止云神、

氣吹戸の戸は處なり、さて氣吹戸とは、この氣吹戸

給ひて、さて此次に見えたる如く、次第におくりやりて、終に根國に至るは、これ都美穢の其本にかへるなれば、此神の生し行ひ給へる凶事を、再此神の受とりて、本へかへし給ふにて、表裏のたがひの如くなるは、同事の來ると往とのけぢめにぞ有ける、こをよく味ひて、祓のことわりの深く妙なることをさとるべし、さて御門祭祝詞に、四方四角與利、疏備荒備來武、天能麻我都比登云神乃、言武惡事爾相麻自許理、相口會賜事無久、道饗祭祝詞に、根國底國與利、麁備疏備來物爾、相率相口會事無氐、とある、此二つと、かの伊弉那岐ノ命の御禊の段とを合せて、凶事は黄泉國より起り來る事を知べく、又此大祓詞と、これらとを合せて、祓はその凶事を本の黄泉國へ返し遣るしわざなる事をも知るべきなり、此瀬織津姫云々より次々は、祓の主とあるところなれば、なほざりに見過すべからず、殊に心をとゞめて、深く味ふべき也、なほ古事記御禊段を見合すべし、

大海原爾持出奈武、

祓物を流し遣るを、此神の大洋の澳へ持出給はんとなり、この瀬織津姫云々より、下の速佐須良比咩登云神、持佐須良比失氐牟、といへるまでの段は、祓の主意とある處なり、よく〳〵味ひてゆめなほざりになおもひとりそ、

如此持出往波、荒鹽之鹽乃八百道乃、八鹽道之鹽乃八百會爾座須、

荒鹽は疎汐なり、荒はあら山、あら野などいへるあらにて、世疎てすさまじきをいふ、○八百道とは汐路の多くあるをいふ、四方の海の内には、こゝにもかしこにも、許多の汐路あるべし、現聞及ぶ汐道も、國々の海にこれかれある中に、伊豆國より八丈島へ渡る海中にある汐道、廣さ廿町ばかりがほど、いみじく速く東の方へ流るとぞ、又紀伊國熊野の南の澳にもありて、これも東へ流るといふは、かの八丈島の道なると同じすぢにやあらむ、○八鹽道とは、上の鹽乃八百道をうけ重ねていへるなり、上には八百といひて、これにたゞ八とのみいへるは、こと違へる如く聞ゆれども、八とのみ云ときは、八十にも、八百にも、八千にもわたりて廣ければ、八鹽道といふに同じきなり、○八百會とは、八百の

の垂水の川となれる水源のさまをいへるにて、やがて其流の清き川の事ときこゆるなり、さて瀬とは、もと人の降りたちて渉るばかりなる、淺らかなる處をいへるなるが、然る處にて、身滌をもする例なれば、其水の清きさまをおもひて、ことさらに瀬とはいへるなり、すべて此段の詞は、ことにめでたき古文とぞきこえたる、

注或說に件のさくなだりを、近江國栗太郡の山にさくな谷、またの名をさくら谷とも云へる處ありて、其處に佐久奈度神社のあるをよりどころにして、さくなだりは、其さくな谷なりとて、くさ〲論へる事あれど、悉牽强說なり、上に引たる廣瀬祭の祝詞に、山々乃自レ口、狹久那多利爾下賜水乎云々、とあるをも、近江の山とせんか、また山々自レ口といへるをば、何處とかはせん、此一つをもても、すべての說のとほりがたき事をしりて、ゆめまどふべからず、

瀬織津比咩止云神、

此段は、すべて伊弉那岐命の御禊の段と合せて說べし、まづ此神の御名の瀬織は瀬下にて、かの大御神の於二中瀬一降迦豆伎、とある意の御名なり、かくて此神すなはち禍津日神なり、そは倭姬命世紀に、荒祭宮一座、皇大神荒魂、伊弉那伎大神所レ生神名八十枉津日神也、一名瀬織津比咩神是也といへり、此書は後人の集めなせる書にて、凡ては信がたき事のみ多けれども、古書によれりとおぼしき事も又多し、今こゝに引る說も、さらに後世人の思ひよるまじき事なれば、必古傳說ありし事と聞えて、禍津日神を瀬織津姬と申は、このはじめて中の瀬に降りかづき給ふ時に、生坐る故にて、こゝによくかなへり、さてこゝは、祓物に負せて流やりたる都美穢をまづ受とり給ふ神なれば、かの中瀬に下りて、黃泉國の穢を、先滌ぎはじめ給へる故實によく適當れり、そも〲禍津日神は、世中の凶事を生し行ひ給ふ神なるに、是は都美穢をはらひ滅す始なれば、生ると滅ると表裏の違なるが如くなれども、これぞ祓の主意にて、深き理ある事なりける、そはまづ祓を行ひて、都美穢を淸め流すは、黃泉國の穢より起れる禍津日の凶事を、再もとの黃泉國へ返し遣るしわざにて、それを先此神の大海原に持出

をいふに、後世にはたゞ某々の如くといふを、こゝに擧たる四つの譬、みな云々の事の如くと事之といふことを添ていへる、これ古語の例なり、さてここに四つある譬へ言は、都美の除こり淸まることのすみやかにして、遺りなき事をいへるなり、

遺罪波不在止、

遺はのこるとよむべし、のこれるとよむはわろし、さて上に罪止云罪波不在と、いへると言重なれゝど、かく云ふも、古語の一格なり、又上には罪と云ふ罪はといひ、こゝには遺る罪はといへる、上なるは、神たちの聞食納受るゝによりて失するを云ひ、ここなるは、遺りなくなる譬へよりつゞけて云ふ故に、遺る罪はといふなり、

祓給比淸給事乎、

上より諸人に命て、令ㇾ祓淸めさせ給ふ都美事をなり、下文の大海原爾持出武奈、また持可々呑氐牟といへる所へ應きたる文也、熟く意をつけて辨ふべし、

高山末短山之末與利、佐久那太理爾落多支都、速川乃瀨坐須、

今按に、佐久那太理爾は、廣瀨大忌祭の祝詞に、山山乃自ㇾ口狹久那多利爾下賜水乎、とあると同じ趣の詞なり、さてさくなだりのさは、例の眞に通ふ稱詞、くなだりとは、くなぎ垂りなるべし、くなぐは、たゝくとおほかた同じさまの詞なり、まくなぎ目瞬をまたゝきといひ、鶺鴒の別名、庭くなぎ、石くなぎといふを、庭たゝき、石たゝきともいふをもて悟るべし、くなぎ、くなぐなど活く詞也、たりは水の垂り落る由にて垂水の垂に同じ、山上より流れ出る水の、岩などをたゝきはしりて、垂り落るさまをいへる言にて、今も庭の築山などより、遺水の岩にふれ落る所を、水たゝきといふめり、萬葉集に、石走垂水之水と、まくら詞におきてよめると、もはら同じ趣なり、集に、このほかにも、いはばしるといふに、石激、石流なども書たり、さてかの廣瀨祭の祝詞なるは、さくなたりに落る水を、山々の口より下し給ふ由なり、山々の口よりさくなたりに云々といへる意にはあらず、さて此一段は、たゞに淸き川瀨の事をあやなしていへるなり、さくなだりにと連ねよみて、落たきつ速川の瀨とよみわかつべし、萬葉集に、天川、白浪凌、落沸、速湍涉ともあり、かくて高山末といへるより落たきつまでは、速川といはん序の如し、上に水と云ふ事を云はずして、さくなだりに云々といへるに、おのづから垂水なる事のきこえ、さてそ

納受てあらばの意なり、

皇御孫之命乃朝廷乎始氏、天下四方國波、罪止云布罪波不在止、

朝廷を始として、天下の諸國までも、都美といふ限の都美は、ことごとく消失て、一つも遺り不在止といへるなり、○この大祓は、朝廷にして百官のなれば、天下までは云ふべきにあらざるを、かく天下四方國までかけていへるは、上にもいへる如く、此詞もと諸國の大祓の時のなるを、百官のにも、其まま兼用ひらるゝ故なり、上文に成出武天之益人等我云々といへるも、天下の萬民をいへるなり、おもひあはすべし、

科戸之風乃天之八重雲乎、吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎、朝風夕風乃吹掃事乃如久、

科戸之風は、たゞ風のことなり、意は風の八重雲を吹拂ひて、いさゝかものこらぬがごとくといへる諭なり、さて風の事を、科戸之風といへるは、神代紀に、伊弉諾尊曰、我所生之國、唯有朝霧而薫滿之哉、乃吹撥之氣、化爲神、號曰級長戸邊命、亦曰級長津彦命、是風神也、とある古實もて、級戸之風ともいへるなり、○御霧は眞霧、佐霧など云ふに同じ、

大津邊爾居大船乎、舳解放艫解放氏、大海原爾押放事之如久、

大津は、船の多く泊る湊をいふ、其邊に泊り居る大船の泊り居るほどは、舳艫を繫ぎおきたるを、縄を解て大津の澳へ放ち出して、跡なきがごとくなり、

彼方之繁木本乎、

彼方は、打見渡したる所をいふ、俗にあなたといふことなり、繁木は小木の茂れるをいふ、本とは其木どもの株つ方をいへる也、

燒鎌乃敏鎌以氏打掃事之如久、

燒鎌は、たゞ鎌の事なり、刄は燒て利くするものなるによりてしかいへり、今も燒刄といふなり、利く切るゝを稱へて、燒鎌の利鎌といひかけたり、萬葉集十八卷の歌に、夜伎多知乎刀奈美乃勢伎と枕詞によみかけたるも、燒太刀の利鋭き由なるにおもひ合すべし、○打掃事之如久は、かの繁木が株より伐り拂ひ盡して、遺なきが如くとなり、さて物の譬

て、これより下も、舊はみな此神事に預れる上卿だちたる人の、宣る詞ときこえたり、○天津神波云々、天磐門は天神のまします宮の門なり、磐とは上文なる天磐座の磐に同じく、堅固よしの祝言なり、御門の神の御名を石眞門神と申すも此意なり、○天之八重雲平云々、此文上にもありて、そこに注へるが如し、但上なるは、皇御孫命の彌重雲をしば／＼別け淩ぎて、天降り給ふさまをいひ、こゝなるは天神の御稜威もて、彌重雲を千別に押霽して、祝詞言を滯なく聞食納受給はむといへり、

國津神波高山之末短山之末爾上座氐、

高山は高き山、短山は低き山なり、山に短きといへる例は、榮華物語疑卷に、此山のいたゞきを平げさせ給ひて、高き所をばけづり、みじかきところをば、土をおきなどせさせ給ひといへるこれなり、さてかく高山短山と雙べていへるは、文のあやなり、天智紀に、卑地(ミジカキトコロ)の古訓、○末は山の上方を云ふ、麓を山本といふに對へたる言にて、萬葉集十三巻に、三諸者、人之守山、本邊者、馬醉木花開、末邊方云々、とある末これにて、古事記に、大山咋神の亦名山末之大主神にとみえたる山末も、その義なるべし、

注大和物語に、かゝる山の末にこもり侍りて云云、濱松中納言物語に、何をたのみどころにて、いとかうたづきなうわびしき山の末には、すぐすべからむ云々といへる山の末は、山の奥をいへる言ながら、おのづから山の上方をいふにも通ひてきこゆ、

高山之伊穗理短山之伊穗理平搔別氐、所聞食武、

伊穗理は雲霧の立ふたがりたるをいふ、煙などのいぶるといふも同言なり、○搔別氐の搔は、かきやぶる、かきさがすなどのかきにて、詞のいきほひにそへて云ふ詞なり、上の文の天神波云々、天之八重雲平、伊頭乃千別爾千別氐云々、と對へたる文にて、此搔別氐も千別とおほかた同じ意ばえにて、國つ神の御稜威もて、いぶりを押霽かして、聞召納受たまはんとなり、

如此所聞食氐波、

如此聞食而有者にて、諸人の都美の多少に随ひて、祓物を出させて、天つ傳へのまゝに、太祝言申し祓わざする事を、天地の八百萬の神たち、明に聞食

詞どもは、太古より中臣の家にて掌りて、次々に申し傳へたる重事なりければ、其職に委ね給ひて、式の書どもにも記しとゞめられざりつるにやあらん、さて今論へる大祓の宣命の詞も祝詞も、後の御世にはともに中臣の申す事となりたるなり、其は神祇令に、中臣讀二祓詞一と注されて、祝詞とはあらず、當時既に宣命の詞も、ともに中臣の申す事となりたるが故に、其宣命のかたを主として、讀二祓詞一とは記されたるものなるべし、其は上にも引出たる如く、西宮記大祓の條に、祝師着レ座、讀二祝詞一先讀二宣命一訖云、云起レ座、と見えたるは、首の二段をば宣命として讀別けて、以下を祝詞と心得たるにて、實の祝詞申すことは、廢たる上の事ながら、しかすがに首の二段をば、なほ宣命といへるにもおもひ合すべし、さて又その宣命を祝詞式に載られたるは、其祝詞申す時の神事の詞にして、しかも古語のまゝに申す例なりければなるべし、出雲國造神壽詞も、祝詞にはあらざれども、同式に入られたるにもおもひ合すべし、さて其祝詞はいかなりけん、今知るべからねども、此祓の宣命の詞により、古實に稽へておもふに、天津神、國津神、及ことさらに瀨織津比咩、速開都比咩、氣吹戸主神に申て、諸人の都美を祓ひ清め、天下の幸祥を求る由を請ひ申たまへる趣のうるはしき詞なりけんかし、さて此大祓の詞、中昔よりの私の本には、下の文を改て、諸聞食といへる諸字を去て、そこゝと文をもかへたり、そは此詞を私の祓に用ひむとせるより、直に申祝詞にせんとかまへたる私わざなり、さて白川家、藤波家、吉田家、その外世に神道者といふ人の傳也とて、御禊祓といふ祝詞めけるもの、くさぐさありて、互に異なる處々はあれども、大むねは神の御名を申て、諸の罪穢を祓給へ清めたまへと申趣なる事は同じ、これらは後世に作りたるものにて、意詞もとゝのはぬものながら、意ばえはおのづから、かの漏たらん祝詞にかよふめり、よく改めて用ふべきことわりにこそ、

如此久乃良波、天津神波天磐門乎推披天、天之八重雲乎、伊頭乃千別爾千別氐所聞食武、

如此久乃良波、今按に上に論らへるごとく、諸人に祓せさせ給へる由の、太祝詞言を告らばといへる

天津祝詞乃云々と言を重ねたるは、古言の文なり、能理斗碁登とは、告曉き辭の義なり、すべて能流と云ふも、斗久と云ふも、上へ申すにも、下へ言ひ聞すにも用ふ言なり、宣、說などの字義に泥むべからず、神代紀に、大諄辭と書て、諄字を能里等に當られたるは、說文に、諄告曉之熟也と注へる義に用ひられたるなるべし、天津といふ由は、上に云へるが如し、太はめでたきを美稱云ふ詞にて、たふときといふ言のふともこれにて、たは添へたる言なり、さて神はことに、詞のうるはしきを感給ふ事なる故に、凡て祝詞は詞をとゝのへ、美麗くつゞるものなれば、太祝詞事といふなり、さてこゝに云へる太祝詞言は、則大祓に中臣の宣る詞の事なり、神代紀に、素盞雄尊に解除を科せ奉れるところに、乃使下天兒屋命掌二其解除之太諄辭一而宣上之焉、これ祓の祝詞を中臣の告ることの本なり、萬葉集十七卷に、「奈加等美乃、敷刀能里等碁等、伊比波良倍云々」、神祇令に、凡六月晦日大祓云々、百官男女聚二集祓所一、中臣宣二祓詞一云々、延喜四時祭式にも、六月晦日大祓云々、中臣讀二祝詞一事見二儀式一云々、とありて、卽儀式にもしかあり、普通の延喜式に、中臣を卜部とあり、こは後人思ふ處ありて、私に卜部と書かへたる本のありしが、傳はれるものにして、いみじきみだりことなり、大祓の祝詞を卜部のよむことはさらになきことなり、○宣禮とは、なべては仰する言なれども、こゝはさにあらず、然れども必かくいふべき語のはこびなりとぞ、○今云此宣禮といふ詞の前の說いかゞあらむ、按ふに、以上の詞云々事乎諸聞食止宣とありて、さて云々して、天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮とありて、次に如此久乃良波云云、諸聞食止宣とある文段を、つら〳〵考るに、もと此詞は、大祓せさせ給へる由を、諸人に聞せ給ふ宣命の詞なり、そはまづ諸人に云々の由にて、大中臣に天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮と仰給へる詞までを、此神事に預れる上卿とある人などの宣おきて、さて中臣のうけ執て神たちを拜み奉り、今集へる諸人に祓をせさせ給ふ由の太祝詞を申し訖て、如此久乃良波云々と、又宣命を宣る式なりけんが、其中臣の祝詞は、いかなる故にか載られざりしなるべし、大嘗會の中臣壽詞にも云々、天津詔戸乃太詔刀言遠以氏告禮、如此告波云々、とあるも同例にて、これもこの祝詞は、記されざりしものなるべし、但し壽詞なるは、古事を語る言の中にて、その祝詞を記されざるなり、大祓なるは、たゞ今申す祝詞のあるべきを載られざるなり、ともに本書をよくよみ見てしるべし、かくてなほつら〳〵考るに、其祝

天津菅曾乎、本苅斷末苅切氏、八針爾取辟氏、

菅曾は、菅を割たるをいふ、曾は佐緒の約りたる詞にて、その本語の佐は、眞に通ふ例の稱へ詞なり、さて麻をも曾といひて、則某麻とも書くは、麻はむねと緒に用ふるものなる故に、然いへるにて、則乎ともいふと同じ、〇本苅斷末云々、上の金木には、本打切末打斷氏といひ、こゝには云々と言を對へて、木には打云々といひ、菅には苅云々といひてあやなせり、〇八針爾取辟氏、針は借字なり、菅などの茂く生たるを波里といへる事古實なり、それより轉りて、菅の葉を細く數條に割くを、彌波里に割とあやなし云へるなり、針もてさくよしにはあらず、さて菅を用ひたる事は、按に、萬葉集三卷ノ長歌に、木綿手次、可比奈爾懸而、天在、佐々羅能小野之、七相菅、手取持而、久堅乃、天川原爾、出立而、潔身而麻之乎、また六卷ノ長歌に、其佐保川丹、石爾生、菅根取而云々、解除而益乎往水丹、潔而益乎云々、また神樂歌に、「中臣の天のこすけをさきはらひいのりし事はけふの日のため」云々などある是なり、古へ祓の時、ゆふ手次をかけ、割たる菅を取持て、身に着たる塵などを打拂ふごとくして、穢氣を祓ひ清め、さて身滌をもせし事ときこゆ、世に紙を細く斷たる塵拂ふ具をさいはいといふを、若狹の國人は、さいはらひともいへり、そはもと割拂にて、かの天の小菅をさきはらひとよめるごとく、菅を割きて穢を打拂ふものより出て、轉れる名なるべし、又軍將の持つさいはいも、同じさまなるをおもへば、これも同じものゝ轉ろへるにて、もとは軍場にて、神を拜む意にて持たるが、例となれるなるべし、さて菅は須賀ともいひて、そは素より清淨きよし有て名には負へるか、又は淸と言の通ふ故か、いづれにまれ、清き意にとりて用ふる故實なるべし、神に調進るものにも、菅もて作り進るものゝ何くれとあるも、清淨きものなるが故なるべし、されば身滌祓の時は、云ふまでもあらず、常に神事を行ひ、神に詣る時なども、菅曾もて、穢氣を拂ふべき事にこそ、さて此次に此菅を取持つ事をいふべきに、略けるは例の古文の體にて、上の金木を置座に造る事をはぶけると同じ、

天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮、

直に神と君との御中を執りて奏し請ひ、或は卜事(ウラワザ)行(マカナ)ひて、神の御慮を問ひ奉るなど、幽事の宗源を掌る職なるが故に、中臣ども又稱(タヽ)へて大中臣ともいへり、故後には、その人に新に中臣といふ姓を賜ひ、又そが中に、大中臣と改め賜ひたるもあり、さて後に、漢ざまの官職をまねび置るゝ時に至りては、中臣てふ職をとり分て置るゝ事はなく、神祇の副祐史などに、必中臣の氏人を任らるゝ事となりて、神事仕奉らしめ給ひ、又卜事は、其族人の中にて、持分て仕奉らせ、其部(ムレ)を卜部(ウラベ)といひ、そを後に姓に賜ひたるもある事、中臣と同じ、これ古書古實に稽へたるおもむきなり、かくの如く、中臣も卜部も、もとは職名なるが、姓にも賜ひたるから、後に至りても、職をいふと、姓を云ふとの差分ある事をわきまへ知るべし、さてこゝにいへる大中臣は職名にて、則大中臣の氏人なり、

天津金木乎、本打切末打斷氏、千座置座爾置足波志氏、(アマツカナキヲ、モトウチキリスヱウチタチテ、チクラオキクラニオキタラハシテ)

天津とは、天つ宮にて用ひらるゝものに准へたる稱へ詞なる事、既に云へるが如し、下なるも同じ、金木は、細木のすべての名なり、○本打切云々は、本末をば切捨て、中間の佳き處をとりて、置座に造るよしなり、切も斷も同じほどの事なるを、かく言をかへていふは、古文の章(アヤ)なり、さてその置座に造る事を、いはでは言足ぬ如くなれども、造ると云はずして、たゞに千座置座爾云々といひつゞけたるは、古文にて例多し、○千座置座爾云々、置座は、人々の出したる祓物(ツ)を取集て居置く臺なり、そはいはゆる金木をならべ編みて、机などの如く造りたるものなるべし、千座とは、その置座の段のいと多きをいふ、○置足波志とは、置滿(オキミツ)足るをいふ、但し置とは、たゞ居置意にはあらず、いにしへ神の幣獻るを、幣を置といへると同意にて、そは今物を質(シチ)に置といふ置に同じ意ばえなり、新撰字鏡に、賖(ツ)を於支乃利とよめる於支もその意なり、こゝは祓物に出すを置といへり、神代紀に、科レ之以二千座置戸一遂促徵云々とも見えたり、延喜木工寮式に、この料の木を束ねおきて、八座置四座置といふよし載られたるは、上にも論へる如く、祓わざの實はいたく衰へて、名目のみに、公より設置るゝ事となりたる上の事なり、

の道によりて、幽事を恐れつゝ、しむ行にして、專私にすべきわざなるを、猶公よりも、諸人に仰て惰たらず爲させ給へるなるが、卽天下治め給ふ重き御政事となれるなり、よく／＼おもひわくべし、〇延暦に注進の伊勢大神宮儀式帳、伊須々川上に、大宮定奉る事を記せる處に、亦祓乃法定給支、天津罪止所始志罪波、敷蒔、畔放、溝埋、樋放、串刺、生剝、逆剝、許々太久乃罪乎、天津罪止告分天、國津罪止所始志罪波、生秦斷、死秦斷、己母犯罪、己子犯罪、畜犯罪、白人古久彌、川入、火燒罪乎國津罪止定給氐、犯過人爾、種々乃令ニ祓物出ㇾ天祓淸止定給支、とあり、これを此大祓詞に考るに、天津罪の條は、またく同じ、國津罪は、これには母與ㇾ子犯罪、子與ㇾ母犯罪、昆蟲乃災、高津神乃災、高津鳥乃災、蠱物爲罪ならで、川入火燒罪といふがあり、こは大御神、伊須々宮に鎭坐す時、別に祓せさせ給へる時、出たる國津罪の條々なりしを、則祓の法と定給へるものなるが故に、大祓の罪條とは、異なるもあるなり、これをもて、大祓の詞の國津罪の條々も、始て出たりしそのかみの都美の名目を擧て、後世までも祓の法と定給へる、古の重厚き意ばえを思ひ合せてよ、さて川入とは、水におち入、溺れてほとほと死て息出たるは、腹内にさし入たる水の、鼻口又尻などより出て穢らはしく、火燒は、火に傷ひたる燒痕の焦爛れたる穢の都美なるべし、

如此出波、天津宮事以氐、

上に擧たる類の、こゝだくの都美の、如ㇾ此出ばなり、〇天津宮事とは、高天原に坐す天つ神の大宮の朝廷にして、行はせ給ふ法にならひて、そのごとく行ひ給ふ事をいふ、下文に、天津祝詞といへるも、意ばえ同じ、凡て此御國にして、皇御孫と坐す天皇の朝廷の儀式も、何も皆かの天の朝廷のにならひて、行はせ給ひし事なり、下文に天津金木、天津菅曾などあるも、天つ宮にて用ひらるゝものに准へ據りたる稱詞なり、

大中臣

按に、天兒屋命の天にして、幽事の宗源を掌り奉仕しより始て、皇御孫命の御天降に從ひて奉仕り、その子孫代々相傳て、神事を掌る職仕奉るを中臣と稱ふ、中執臣の約まりて、奈加登美といふなり、これ

及蓄產ニ、則定ニ其療レ病之方ニ、とも見えて、上代には畜をも重くせし事なり、〇蠱物は、まじなひもの丶意にて、人を凶からしめむとて、のろひ詛ふわざなり、さて畜仆志せると、蠱物せるとは一類にして、此二つは、上なる奸の類とは、都美のさま異なるが故に、中間に災の類の都美をへだて丶、こ丶には擧たるなりとぞ、なほこの都美の事は、次にいふべし、

許々太久乃罪出武、

こは上にもいへるが如く、都美の條目の多きをいふにはあらず、大祓を行はれむとして、まづ諸人に犯たる都美を採り求むるま丶に、多くの都美どもの類はれ出來むとなり、今の俗語に、吟味すれば段段出て來るといふ意ばえなり、古人は心直く、身に犯あるものは、問はるれば、大かた隱さずして顯し白しけん、然顯はし申て、祓物を出して、大祓にあへば、其都美は除こり清まりしなり、これ上代の祓の眞の趣なり、さて此國津罪の條々、生膚斷より胡久美までは、穢の都美なり、己母犯より五條は、奸の都美なり、昆蟲災より三條は、災にあへる都美なり、末の畜仆蠱物爲る都美は、惡行の罪にはあれど、惡行の罪を擧んには、猶外に重き罪は、あまた有事なるに、此二條を擧げ、すべてわづかに十條あまりの都美の中に、奸の類ばかりを五つ擧げ、古事記に見えたる大祓にも、國つ罪五條を擧たる、悉奸の罪にして、他の罪はなく、又奸の類にては、己が同胞を犯し、又人の妻を犯したらんなどは、殊に重き罪なるべきに、かれにもこれにも、それらの罪を擧げざるなどをもておもふに、上にいへるが如く、そのかみ大祓の有し時に、始て出たりし條々の都美を、國つ罪といへる古事のま丶に唱へ傳へたる詞ながら、事のさまによりては、加へたらむ事も有べきを、右に論ひ辨へたる趣なるは、かにかくに、祓には惡行のかたをとるいはれにはあらずとぞ、故按ふに、畜仆志蠱物爲る類は、人の爲に凶しからしめんとて、邪神の靈に憑りて爲る術なれば、其邪神に觸れたるをもて、都美とせるにて、上に論へる高つ神高つ鳥の災にあひたる都美の類なるべし、かくておもへば、惡行を刑なふは、顯世を治むる爲の公の御政なり、諸の都美を祓ひ清むるは、神

き事爲るを、をり／＼聞ける事あり、

昆虫乃災(ハフムシノワザハヒ)、

儀式には、昆地虫と書り、虫は這ふものなる故に、すべて虫を然云ふなり、さてこれより下三條は、災をもて都美とするなり、其よしは、下に云ふべし、さて此虫の災の事は、神代卷に、昆虫の災異を禁厭といふ事見え、大殿祭詞(オホトノホガヒ)にも、はふ虫の禍なくと見え、十種の神寶の中に、蛇比禮、蜂比禮などあるも、それを拂はむ料なり、上代にはことに民のすみか、野山にまじりて、かりそめなるかまへなりしかば、虫の害多かりしなるべし、今の世とても、蛇、蜈蚣、蜂など、その外虫の災にあふものなきにあらず、

高津神乃災(タカツカミノワザハヒ)、

高とは空を云ふ、この高神(ツ)とは、雷をいふなるべし、又世俗に、天狗といふ神に取らるゝ事ある類なども、高津神の災と云ふべし、これらの災にあひたるを都美とする也、

高津鳥乃災(タカツトリノワザハヒ)、

高は上に云へるに同じ、こは空飛鳥といふ意にて、たゞ鳥の事なり、大殿祭詞に、天(アマ)のちたり飛鳥の禍なくとある即是にて、其ちたりといへるは、上代人の家の屋上の竈處の上の煙を出す處の名なり、その上を飛渡り、又下り居る鳥どもの毒などある糞、又異物など咋持來て、竈の上へ落す事などありて、其毒にあたれる類の災ありしなるべしとぞ、今按に、世俗に天狗と云ふ類の卑しき神の中に、鳥のごとく翼ありて、大空を飛ありくが、人を勾引し、或は人家に入來りなどして、怪き目見すること、いにしへにもきこえ、いまもをり／＼聞くことなり、さる災に逢たるをいへるにもやあらん、然れば高津神の災と同じ類にて、ともに卑き穢き神に觸れ、災に遭たるをもて、都美とせるなるべし、

畜仆志蠱物爲罪(ケモノタフシマジモノセルツミ)、

按に、畜仆と蠱物せる都美なり、畜の事は、上に說へるが如し、仆志は令レ仆にて、上代人の家に養へる牛馬雞犬などの類を、忽に仆れ死なしむる術などありて、行ひし事ぞありけん、そは其主を恨み憤る事などありて、仇なふ所行にて、蠱物も同じ類なり、神代紀に、大己貴神と少彦名神と、爲ニ顯見蒼生

云者也、之良波太とあるもの丶類、その外、世に白子といふものなどの類を云ふなるべし、胡久美は、同書に、瘜寄肉也、瘜肉、和名阿萬之々、一名古久美とあるこれなり、阿萬之々は贅肉なり、附贅、懸疣なども同じ類なり、かくて此類は、共にきたなき物なる故に、穢はしきをもて都美とする也、されば すべてきたなき瘡などの出來たるも、准へて都美となるなり、

己母犯罪、己子犯罪、

己が母に奸けたると、己が子に奸けたるとの二つの都美なり、犯とは上にもいへる如く、つ丶しみて爲まじきわざなるを、大よそにするなれば、もとより犯すといふべき事也、

母與子犯罪、

まづ一人の女に娶て、又其女のさきに他人に嫁て生たる女子のあるを、後にそれに娶へるが犯なり、母とは其女子に對へて云ひ、子とはその母に對へていへるにて、己が母、己が子にはあらず、上條に己といへるにて、是は己がにはあらざる事あらはなり、さて其母にまれ、子にまれ、一方に娶ふは常なるを、母と子とつらねて娶ふぞ犯しなる、

子與母犯罪、

先或女子に娶て後に、又女子の母にも娶るが犯なり、上の犯の罪の一條と、この犯の罪と一つにいひても有べきを、かく分ていへるは、古文のあやにて、母と子とを下と上とに置かへたるのみにて、其事の二つによく分れて聞ゆるは、後世人の及ばざる文なり、意をつくべし、○なほ按に、上の己母犯罪より、これまでの四つの犯罪、古事記の國之大祓の條に、上通婚、下通婚とあるに當れり、そは、カミタバケ、シモタバケとよむべく書れたるにて、四つの犯の都美どもを、惣ていへるそのかみの言なるべし、しかるを傳に、件六字引合て、オヤコタバケとよまれたるは、前後の文體にもうちあはず、ものどほきよみざまとこそおもほゆれ、

畜犯罪、

畜は氣母能とよむべし、牛馬雞犬の類、人の家に畜ひ置ける鳥獸を云ふ、さて此都美を、古事記國之大祓の罪條に、馬婚、牛婚、雞婚、犬婚とあるにあたれり、今の世にも、賤しきもの丶中には、さるまさな

體言となる例なり、たとへば今の世に、人殺し、火つけ、關所破りなどいふ言ひざまの如し、

許々太久乃罪乎、天津罪止法別氣氐、

許々太久とは、物の數の多かるを許らずして、大よそにいふ言なり、さてこゝにこゝだくのつみを云云といふは、大祓の時に求むるに、右の類の都美どもを、諸人の犯したるが多く出むを別にして、これこれは天津罪と宣別てといふ意なるを、出武といふ詞をば、こゝには省けるなり、そは下文の國津罪のところに出武とあるに准へて心得べし、法は宣の借字なり、さて天津罪、國津罪と別てることは、實は一つにて、差別あるまじき事なれども、かの須佐之男命に、祓を負せたるぞ祓の起原にてあれば、かの神の、そのかみ天にて犯給ひし類の罪をば、此國にても、天津罪と名づけて別いふなり、さる故に國つ罪の方には、此法別といふ詞なし、意をつくべし、公ならぬ後世の私の本どもには、國津罪の方にも、宣別氐とあるは、事の意をもわきまへずして、謾りにくはへたるものなり、

國津罪止八、

こは此國にしていふ言なれば、天罪をば別云ふとも、國つ罪とは云ふまじきことわりなれ共、天つ罪を別云ふにつきて、それに對へて、其外の罪どもを姑くいふなり、○止八は、天罪の方には、止とのみいひて、こゝにはかくいへるは、まづ天つ罪を宣別て、さて國罪といふは某々といふなり、○大神宮儀式帳には、國津罪止所始志罪波、とありて、罪條は異なるも同じきもあり、但し所始志罪波、の五字、無き本もあり、今古寫本のあるに據て引り、

生膚斷、死膚斷、

二つの斷は用言なれども、體言にして、罪名としてよむべき事、既に天つ罪の處にいへる畔放などの例の如し、さてこは生人にもあれ、死屍にもあれ、其膚を斷り、又疵つくる穢をもて都美とするなり、穢も即都美なる事、既に辨へたるが如し、人を殺し、又人の身を傷ふ惡行の方を以て、都美とするにはあらず、されど己が身に疵つきたるも、准へて同じ都美となるなり、

白人胡久美、

白人は、和名抄に白癜、人面及身頸皮肉色變レ白云

いふ意なるべし、令レ生ながら剝ぐだにあるを、逆剝にせんは、いと情なき暴行なり、今の世にも、鳥獸などをむごくして殺す、暴行するものなきにしもあらず、

注按に、いけはぎといへることの證は、著聞集に、粟田口大納言の官貶され給はむといへる事をいへる條に、定てはがれ給ひなんと世に云ひけるに、其儀なかりければ、縣召のあした、普賢寺入道殿、彼卿のもとへつかはされける、「人よりも皮一物に見ゆるかなこのいけはきにせられさりけり」、と見えたるも、生かせおきてはぐの心ばえによめるなり、又七十一番職人歌合、かはかはふを、月の題にて、「いけはきの皮かはふときなかむれはあかはたかにもすめる月かな」、とよみ、又畫にも、皮を枴たちたるものに結ひつけて、もてるさまを書きたるを思へば、そのかみ牛馬の皮を買ひありくもの、ありしときこえ・〔た脱カ〕るに、牛馬などのおのづから斃たるは、その皮宜からず、いまだ斃いらざるほどに、剝ぎたるが宜きといふを思へば、そのかみ、牛馬など使ふに堪ざるをば、皮かはふに賣たりけんからに、いけはぎにせることのありしなるべし、かの普賢寺殿の歌に、皮一物にみゆるかな、この生剝云々とよみ給へるも、其御心ばえときこえたり、さてまた皮買の、かならず夜中に買ありくならひなりしときこゆるも、生剝はさらにて、としごろ飼置てつかひたる牛馬の皮剝ぐを、見るに堪がたきわざなるが故に、おのづから夜ものするならひなりしなるべし、

屎戶、

これも古事記に、於下聞二看大嘗(オホニヘノトノ)一殿上屎麻理散、とあるこれなり、戶は借字にて、閇とは、閇(ヘ)理(リ)の理を略けるにて、例ある言づかひなり、古言に、屎比里、また尻比流などいひ、また今も小き虫などの卵を生出して、物につけおくをヘリツクル、ヒリツクルなどいふもこれなり、さてこはもと須佐之男命の犯たまへるは、大嘗の殿を穢し給へるによりての都美なれど、此國土にして人の上にても、穢すまじき所を、此わざをして穢すを都美とはするなり、〇右七條みな用言なれど、都美の名にいふ故に、やがて

按に、東寺に所藏、應德三年五月、東寺領伊勢國大國庄庄司僧圓順が解狀、權禰宜延能が妨行を停止むる事を申請ふ文に云々、他人耕作下レ種後、以二四月廿八日一反二播殖期一、号（号は別字の古體なり、）古作庄田重押蒔、年來庄田四町七反、籠作、不レ致レ弁、恣振ヨ行不善不安二云々、右件禰宜籠作庄田、毎年官物致二未進一云々、耕作違期之刻、下レ種之上、重押二蒔種一致レ妨、爲二停止一言上如レ件云々、とあり、この押蒔といへる、すなはち頻蒔にて、そのころなほ重播種子の惡行したるものゝありしなり、籠作(コメツクリ)とは、重蒔して苗の籠り生ひ蒸れ枯などするをいへりときこゆ、田沼善一云、前に或國の百性、恨むる事ある人の耕作を妨げむために、苗代に種を下したる上に、窃に稗種を蒔たる人の事を、公さまに訴申せるを糺して、苗代に稗蒔せる由に、罪名を定られし事ありときけり、これ古へにきこえたる頻蒔なるべしといへり、按ふに、こは其惡行の殊に巧なるしわざといふべし、

串刺(クシサシ)、

神代紀に、素盞嗚尊之田、亦有二三處一、號曰二天樴田(アメノクシダ)、天川依田(カハヨダ)、天口鋭田(クチトダ)一、此皆磽地、雨則流之、旱則焦之、とあり、樴も串も同じければ、かの天樴田といへるは、田の泥中に樴ありて、おりたちがたかりけん、その田の如くにせむとて、大御神の御田に、杭串などを刺て、田人の足を害はせ、おりたゝせじと妨給ひしなるべし、またさらでもありなん、紀の一書には、挿レ籤とあり、さて今の世にも、恨ある人の田に、木竹の切くひを埋みて、妨をなす事まゝある事なりとぞ、

生剝逆剝(イケハギサカハギ)、

古事記に、須佐之男命穿二其服屋之頂一、逆ヨ剝天斑駒一剝而所墮入、とあるこれなり、今按に、生剝は伊氣波岐(ケハギ)とよむべし、イケハギとは、獸の皮を令レ生(イカセ)ながら剝ぐよしなり、逆剝とは、皮をさかさまに剝ぐをいふ、おのれ屠者に問きけるに、すべて獸の皮を剝ぐには、腹の皮を竪ざまに割きて、毛並に隨ふが如くしつゝ、左右へ剝ぐものなるを、尻の方よりさかさまに、頭の方へ剝ぐときは、宍、皮につきて便わろく、身の宍も荒れて居るに便あしきものなりと云へり、さてこは生剝にし、其を逆剝にもしと

過犯の事は上に注せり、さて此諸の罪條の中には、おのづからなる穢、おのづからなる災などもある、そは過犯とは云べからざるに似たれども、其身にこそ過犯たるにはあらね、他より言へば、それも同く過犯せるに當れり、かく言ひて、惣ての都美を包たる事、古文のあやなり、○雜々罪事波、罪は都々美なる事、上にいへるが如し、此罪事、卽都々美事の意なり、なほ此罪てふ意は、下に罪條を解けるに考合すべし、雜々は種々にて、卽次なる天罪國罪をまづ一つに合せていふ也、

天津罪(アマツツミ)止(ト)、

此條の七の罪は、須佐之男命の、天にして犯し給ひし暴行の都美にして、卽この都美によりて、祓を負せ奉れる事、古事記、日本紀等に載られて、其事の始なるによりて、此類の罪をば、後に此御國人の犯せるをも、天津罪といふ、延暦注進の伊勢大神宮儀式帳に載たる祓の法には、天津罪止所始志罪波とて、此七條の罪を擧たるをもおもふべし、なほ其全文は下に擧べし、○止とは登氐といふ意なり、こゝは常に言ひならへるよしを以て言ふ故に、とてといふなり、といひてといはんが如し、

畔放(アハナチ)、

畔は、田と田との間の界とし、又水を引き貯る料也、またアゼともいふは畔畝(アゼ)なり、畝とは田の境界につけて言ふ詞なり、放とは、その畔を毀ち放ちて、界をみだし、水をも湛へしめぬなり、

溝埋(ミゾウメ)、

溝は遠く水を引て、田にうけん料なるを、そを埋めて水を引べきよしなからしむる也、ウメはうづめの略也、

樋放(ヒハナチ)、

この樋は、溝にまれ、池にまれ、搆へて常には板などもて塞て、水をたくはへ置て、其水を田に引用ふべき時に、彼塞(セキ)をば放つ事なるに、水の用なき時に放ちもらして、田に水を溢れしめ、且用ある時の貯を失はしむる也、

頻蒔(シキマキ)、

頻は重なり、神代紀に、これを重播種子と書る意なり、稻種を一度播置たる上へ、又重ねて播ば、苗籠り生て莖だちよろしからず、いたく妨となるなり、

て、たゞ高き事を稱へたるなり、〇千木は氷椽とも云ふものにて、上代の家造に、屋の左右の端にありて、其本は前後の軒よりして上りて、棟にて行合ふを組違へて、其末を長く上へ出したる物にして、其棟より上へ高く出たる處を、ヒギとは云ふなり、高知は、そのヒギの棟の上へ高々と聳えたるをいへるながら、主の其宮を知りますを係て、祝ぎたる事、宮柱太敷立と祝ぎたる意ばえと全同じ、

皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉氐、

皇御孫之命は、いづれの天皇をも申奉るなり、〇美頭は物のうるはしきをほめていふ言なり、御舍は御殿なり、〇仕奉、こゝにては御殿を造營奉るをいふ、

天之御蔭日之御蔭止隱坐氐、

天之御蔭云々、御殿の屋上の日を覆ふさまもて、かく言ひなせるは、古文のあやなり、〇隱とは、御殿の蔭に覆はれて、奥深く坐しますを云へり、人に見えじとかくれたまふ意なり、

安國止平氣久所知食武國中爾、

上に水穗國平安國止平久云々、とある、その天下四方の國々の中になり、この安國止平氣久所知食武國、といふまでは、天皇の此大皇國を知食す尊き故實を稱へ擧て、其國中に云々といへるなり、

成出武天之益人等我、

成出武は、生り出むなり、〇天之益人は、古事記に、伊邪那美命の人草を、一日に千頭絞り殺さむとのたまへるに、伊邪那岐命の、吾は一日に千五百産屋立てむと、のたまへる古實のごとく、世中の人は、やうやうに多くなりもてゆくによりていへるなるべしとぞ、さて凡て天之某といふは、もと天にて出來たる物をいふはさらなり、叉天の物にならひて造れるもの、ならひてする事にいへるが廣くなりて、必しも然らぬものにも事にも、たゞほめていふ事となれるなり、この天はほむる意なり、〇今按に、千五百産屋の古實は、この御國のうへにての事なれば、天にならひて云々といへる說はいかゞ、天にして人草の彌益に生出る事實にならはんと祝ぎて、天之益人といへるにやあらん、しからばアマノマスヒトと體言にいふべきなり、

過犯家牟雜々罪事波、

は令レ放の意にて、下文の天降志といふに照應かせたる文なり、

天之八重雲乎・伊頭乃千別爾千別氐、

皇御孫命の天降り給ふ狀なり、○天之八重雲は、大虛空の雲の彌重たてるを云、○伊頭乃千別云々、伊頭は稜威にて、御威勢の進速きを云ふ、○千別は、彌重雲千重になびける雲路を凌ぎて、稜威々々しく天降り給ふ御有狀也、

天降依左志奉支、

天降は、皇祖神の詔命をもて、天降らしめ給ふかたより云ふ詞なれば、こゝは天降志といへり、依志奉支は上に注せり、又こゝにも云ひて結むるは古文なり、

如此依左志奉志四方之國中登大倭日高見之國乎安國止定奉氐、

かく寄託し給へる、大御國の中央なり、○大倭は畿內の大和國也、さて大和を都とし給ひしは、神武天皇よりの事なれば、卽當御世より大祓の詞に、かくいひ始たるを傳へたるものなるべし、當御世解除せさせ給ひし事、古語拾遺に記して上に引たるが如し、○日高見國とは、山遠くして打はれて廣き地をいへり、山の近き地にては、山と空の日との間近く見えて、日を見る事低きを、うちはれて廣き地は、山の遠き故に、山と空の日との間遠くして、日の高く見ゆるものなれば也、こは大和國內の廣く平らなる地をかくいへり、この外、古書に日高見の國といへる處、皆同じさまの地をいへり、○安國止云云、この安國は、別に大和國を稱ひて、大宮敷いまして、安らけく天下治給ふ國と定給ふ由なり、上文に安國止云々といへるは、廣く天下しろしめすを云ひ、こゝなるは宮敷います國をいへり、さす所は異なれども、意ばえは同じ、

下津磐根爾宮柱太敷立、高天原爾千木高知氐、

こは神武天皇よりこなた、大和國に敷坐る大宮を稱へ申せるなり、○下津磐根爾云々、凡て上つ代には、神宮も人家も、伊勢の神宮などの製の如く、地を掘て柱を立る故に、地底なる石根まで深く掘て立る義にて、其は柱の太く深く立るが、堅くして動無きよしを、其宮の主へも係て祝たるなり、○高天原爾云々、こは下津磐根爾云々、といへると對へ

の神議は、俗に御評議といふが如し、さて神集々神議々など重ねいふは、古文の文にて、此外にも例多かり、

我皇御孫之命波、

我とは、神漏岐、神漏美の神たちの御自己のうへより、皇御孫之命を愛み親みて詔へる御言なり、我皇御孫之命とひきつゞけて、よく申すべし、さてこゝに皇御孫之命と詔へるは、天照大御神の御孫、邇々藝命を詔へるなり、

豐葦原乃水穗之國乎、安國止平久所知食止、事依奉岐、

豐葦原乃水穗之國とは、此大御國の稻穀の美き由もて、天にて皇祖神たちの稱へて、負給へる國號なり、○安國止平久云々とは、御國を安らけく穩に領しめせと、其事を寄託し給へるなり、

如此依志奉志國中爾、

かくの如く、寄託し給ひつる國中に也、

荒振神等乎波神問志爾問志賜、神掃爾掃賜比氐、

荒振とは、疎々しきを云ふ古言にて、こゝは國つ神の中に、いまだ天神に歸順依り來ずして、疎々しき神たちを云、○神問の問は、問ふを延べていへる古言なり、○神掃は追拂といふに同じ、○捴て此文の意は、疎ぶる神たちに、天つ神の詔命を告て、歸順奉るべきや否と、和らかに問はしめ給ひ、さても不歸順神たちをば、追拂ひ給ひてなり、

語問志磐根樹立、

語問志は、もの言ひしなり、○磐根は、按に、磐の事なるを、其土に深く沒りたる狀につきて云、○樹立は、木の切杙の衝立たる狀もていへり、

草之垣葉乎毛語止氐、

草の葉のいさゝかばかりなるを、かき葉といふ、○語止氐は、もの言しを令止てなり、○按に、そのかみ磐根樹立までも、かの疎ぶる神たちの靈によりて、もの言ひさはめきて、まが〳〵しかりつるをも令止てなり、かく萬を平治て、御國中にいさゝかのあやしげもなくして、皇御孫之命を天降し申せるなり、此わたりの事、古事記、日本紀等に委く記されたり、よく見て事實を知るべし、

天之磐座放、

天磐座は、皇御孫命の天におはしませる御座所を稱す、體言にアマノイハクラとよみつゞくべし、放

り、かく同じさまの事の重なりて、其文のいたく異なるは、此段は上代よりの詞をそのまゝ用ひ、首の段は、また後に加へたるものなるが故なり、○さて次の詞の高天原爾といふより以下は、諸國の大祓の詞なるを、朝廷百官の大祓にも、兼用ひられたるものなり、そのよしは下に云ふべし、

高天原爾神留坐、

これより祓の詞なり、○高天原は、天神たちの坐す神の御國なり、神留のツマルハ、即とゞまるなり、神とは、神集神儀などの類にて、凡て神の御うへの事に云ふ言なり、カムと慥に唱ふべし、カンとは云べからず、皇御孫命の高天原を離れて、この皇國に降り坐るに對へて、降坐さぬ神たちを神留坐とは申せるなり、世間に旅へ出立行たる人の、舊の國人をさして、國に留れる人といふと同じ意ばえなり、されば此言は、皇御孫之命の、新に天降坐つる比より申し、言の傳りはたるものなり、○この高天原云云より、下の天降依左志奉支、といふまでは、天皇のこの大御國を知食せる始の謂にて、上なく重く尊き故實なり、なほ古事記、日本書紀をよみて、心得奉るべき大事也、

皇親神漏岐神漏美乃命以氐、

皇親云々、皇親は天皇の御祖神たちを、御親ましみの意にて詔へる御言なり、親は神漏岐神漏美命と申すへ引つゞけて唱ふべし、神漏岐、神漏美は、按に、神漏は、神伊呂の約まりたるなり、伊呂は親み崇めていふ古言にて、例ある稱なり、岐美は伊邪那岐、伊邪那美など申す岐美にて、男に岐、女に美と稱へる言ときこゆ、されば神漏岐、神漏美は、男女の御祖神等を、なべて親み崇め給へる御言ながら、古傳の趣にては、こゝは高御產巣日神、天照大御神の御うへに當れるを、かく申せるは、古文の妙なるところなり、○命以氐とは、詔命を以て仰せつけらるゝをいふ、此言下の止事依奉岐といふへ應けり、

八百萬神等乎、神集々賜比神議々賜氐、

御祖神たちの詔命もて、八百萬と多くの神々を令レ集給ひてなり、神議は議り給ふなり、神といふ言を加へていふは、神の御所爲を尊みていへるなり、下文に、神問、神拂などいへる神も同意なり、こゝ

伴男能云々は、百官をすべいへり、さてかく言を重ねいへる、これも古文のあやなり、○乎始氏云々とは、その部々の長を始として、その部下にありて、仕奉る官人等までなり、

過犯家乎雜々罪乎、

過とは、ことさらに心もて爲せるにはあらで、おぼえず爲たる惡事なり、○犯とは、愼て爲まじき事を、なほざりに凡ろかにおもひて爲たる、これらの類の雜々の都美をいふ、

注おかす、をかすのおをの假字、古書に見およばず、萬葉集六卷、聖武天皇賜酒節度使卿等御歌に、丈夫之、去跡云道曾、凡可爾、おもひて行くな、丈夫の伴、とよませ給へる凡可と、もと同意の言ときこゆ、おかすとよみてあるべし、天平勝寶三年、東大寺奴婢帳の奥に載たる官符に、凡寺爾入訖奴婢者、以指毛指犯佐奴毛乃止云、また拾遺集の長歌に、大原野邊のつぼすみれ、つみおかしあるものならば云々などあり、

かくいひて、摠ての都美を包たるは、古文の妙なる所なり、なほ下に云ふをむかへ見るべし、

今年六月晦之大祓爾、祓給比淸給事乎、諸聞食止宣、

以上また一段なり、○朝廷より大祓の御政行はれて、諸人の都美を祓ひ淸め給ふ事をかく申すなり、○諸とは、上に擧いへる親王諸王を始、祓に集りたる人々をさしていふ、○聞食止宣は、上に注へるが如し、○大祓詞は、此次なる高天原爾といふより首にて、以上の二段は、祓の詞にはあらず、百官の大祓の時、別に加へて、まづ初に宣る詞なり、さてこの二段には、たゞ官々の事のみをいひて、天下四方國などいふ詞なきは、朝廷にして、百官の大祓の時の詞なるが故なり、かくて此二段のうちに、天皇朝廷爾と云ふより一段は、文ことに古く、いと〴〵美麗し、これ上代に百官の大祓の時、加へて宣たりし詞ときこゆ、されば此段の文の古きを以て、百官の大祓も、上代より有けん事を知るべきなり、但今年六月晦之といふ詞は、後に二季の大祓と定まりたりし時より、加へたるなるべし、さて又集侍親王云々、諸聞食止宣とある首の一段も、其時に加へたる詞なるべし、そも〳〵此段と首の段とは、たゞ文詞の異なるのみにして、官々をすべ擧たるは同じ事な

先讀二宣命一云々、訖起レ座、とある宣命これなり、○集侍は、
云々の多くの人々の、大祓の所へ集り侍ふ狀をいふ
言なり、○親王は皇子、○諸王は、皇子より五世ま
での御子の稱なり、○諸臣百官人等、諸百官人卽諸
臣なるを、かく云ふは古文のあやなり、諸は各とい
はむが如し、上へ屬て讀きるべし、○聞食は、聞入
有つ意なり、今の世に聞食せとは、重き人につきて
のみ云ふめれど、古へは上下通じて云へり、○宣は
詔勅を奉たる人の、下へ云聞すを云ふ言なり、

（二段）

天皇朝廷爾仕奉留、

天皇、こゝにては須賣良とよむべし、須賣良美古登、
また須賣良乃機瀰、また須賣良機瀰、また須賣良藝
とも、須賣良なども申奉れり、又須賣良朕と、御自
も詔たまへり、又須賣とのみ申す事もあり、この須
賣を、後世に須倍といふは、訛れる言にて正しから
ず、さて須賣とは、上もなく尊む言ときこえて、天
皇を申す外には、神に申せる事あるのみなり、天皇
がのがは、之と云ふにおほかた同じ辭なり、君が代
のがもこれなり、○朝廷は御門の意にて、天皇の天
下の事、治め給ふ大御許を直にさして申すを憚り
たる詞なり、後世になりて、天皇をミカドと申奉る
は、又それより轉れるなり、

比禮挂伴男、手襁挂伴男、

比禮は、肩巾、領巾など書て、女の裝服なり、そは白
絹一幅のまゝにて、頂より左右の肩へ掛て、前へ長
く垂るゝ物にて、ひら〳〵とうち振らるゝなり、こ
は饌をつくり、又殊さらに手わざする時、手襁にた
すきて、ものする料の物ときこゆ、○手襁は、今も
いふたすき、○伴男は借字にて、部の長なり、さて
こゝにいへるは、御饌造り仕奉る釆女等が部の長
膳夫の部の長と、御饌に預る女男の部を對へて、か
くいへるなり、

靫負伴男、劒佩伴男、

靫負ひ、弓執り、太刀佩きなどして、宮門を衞る
部の長にて、後世の衞府の類の、武事もて奉仕る官
人をいふ、○以上四箇の部長は、多くの中より擧出
していへり、かく云ひて、諸の部長もこもりてきこ
ゆる古文のあやぞ、

伴男能八十伴男乎始氏、官々爾仕奉留人等乃、

て、後には此詞、卽祓なりと意得ひがめたる事も出來たるなり、安居院(アグヰ)が神道集といふ書に、（延文の頃、佛意をもて、神の事を習合書たるみだり書なり、）中臣祓經とて、佛經と等しなみに云へるは、いとも惡き醜髮長が狂言なりけり、

注神に申す祝詞は、ことに語聲をとゝのへ、いかにも美麗くた太くよみ申すべき古實なるを、近世の神道者などいふ輩が、此祓詞などを神にむかひて、ひたよみにをりかへし、數遍誦まむとのみして、あやなく口利く物、さるは髮長らが佛經の轉讀とかする如くきこえて、いとつきなし、中臣祓經などさがな言せられんも、口をしかるべし、また東鑑卷一、治承四年八月十六日の下に、爲二明日合戰無爲一被二始行一住吉小大夫昌長、奉二仕天曹地府祭一、武衞自取二御鏡一、授二昌長一給云々、永江藏人賴隆勤二一千度祓一、承久三年十二月三日、讃岐中將室、懷孕之間、於二大倉亭廊一行二千度祓一、また百練抄卷十一、土御門建永元年十一月二日、今日於二院御所一、可レ有二千度御祓一、依二上皇御目不豫一也、と見えたり、又古語拾遺の古寫本ト部兼敦朝臣の奧書に、應永四年四月十五日、千度御祓勤修、修中此讀合畢、また同五年十月十七日の奧書に、爲二御祈一始二千度御祓一、修中此一卷讀合畢、とも見えたり、千卷多羅尼、千部法花經など佛者のするにならひたりときこえて、いとかたじけなし、又文明十二年十一月廿六日の中御門宣胤卿記に、吉田のト部兼倶卿、禁裏にて日本紀御談義の事を記されたるところに、先中臣祓御傳授、他人不レ聞レ之、と見えたり、すべて吉田ト部家の神道といへるすぢの、古へにかなはざる事は、いまの世にしては、いふも更なる中に、この兼倶卿の諸説の、ことにいかゞなるにはあはせて、その御傳授といへる説もおもひやるべし、

（初段）

集侍(ウコナハリサモラヘル)親王(ミコタチ)諸王(オホキミタチ)諸臣(オミタチ)百官人等(モヽノツカサヒトタチ)、諸(モロモロ)聞食(キコシメセ)止(ト)宣(ノル)、

以上一段なり、この一段と、次なる天皇朝廷爾仕奉留云々、諸聞食止宣までの一段と合せて、二段の詞は、祓詞にはあらず、この大祓を爲させ給ふ由の詔命を、中臣の奉(ウケタマハ)りて宣聞す詞にて、いはゆる宣命なり、西宮記六月大祓の條に、祝師(ノリトシ)着レ座、讀二祝詞一、

ぬきとるばかり、あがなひ出し、祓物として其罪は除り清まるなり、故惡き行して、富るもの、忽滅る事は、言までもあらず、たま〳〵おもはざる幸の重り逢て、富る事ありとも、件の意をわきまへて、彌が上につみ蓄へむとは爲べからず、己が身にふさはしきほどに事たりたらんには、乏しきものに分ち與へ、或は世の爲になるべきすぢに用ひ拂はむぞ、おのづから祓の意ばえに叶ふかた有げなり、たゞに寶をつみたくはふる時は、おもほえぬ都美となることわりありと見えて、みだりに財寶を蓄ふるものは、おもひの外なる凶事の出來て、早く衰へ亡びなどし、貧しきものぞかへりて家門の事なく、八十續なるがおほきをおもふべし、

○此詞の事を、古へ稱へるやうとりぐ〳〵なり、神祇令に、中臣讀祓詞と見え、儀式にも、祓詞所レ云云々などあれば、大祓のには、大祓詞といふべき事論なし、又延喜祝詞式に、六月晦大祓と標られたれど、首に祝詞と標られて、おの〳〵其祝詞の所には、たゞ其祭などのみありて、其祭祝詞とは無き例なるが中に、出雲國造神賀詞のみ詞とあれば、其をおきては皆祝詞なり、然れば大祓祝詞とも云べし、儀式にも、四時祭式にも、これを讀二祝詞一ともあれば、かた〴〵おもひ合すべし、これも神に申す詞なれば、然云ふべき事なり、又萬葉集十七巻の歌に、中臣の太祝詞言云々とよめるもこれなり、續日本紀廿九巻に、神語有レ言二大中臣一とある神語とは、此祝詞の事をいへるなり、神に申す語の義ときこゆ、又古語拾遺には、中臣禊詞といへり、西宮記、左經記などにも然あり、大神宮年中行事、朝野群載等には、中臣祭文ともいへり、さて此詞を今世に、中臣祓とのみいへるは誤なり、されどしかいへる事も、むげに近世よりの事にあらず、宇治大納言隆國卿の記し給へりといふ、今昔物語集に、元興寺を造る材の槻木の本にて、中臣祓讀たる由見えたり、此段の語は、虛事ときこゆれど、そのかみの風俗言おもひやるべし、隆國卿は、承保元年の頃まで、世におはしければ、其世の頃推て知るべし、又後法性寺兼實公の玉海に、陰陽師讀二中臣祓一、また光明峯寺道家公の玉蘂に、讀二申中臣祓一などあれば、はやくさもいひし事とはきこゆれど、あまりに省き過たるいひざまに

を惡しとして停べきにあらず、祓と詞との差別を意得辨へ居て、誦む事は、世の例にしたがひてよろしかりぬべく、又神官たちの奉仕る神に向ひて、世間の爲によみ奏さむは、大祓の意に叶ふ理あれば、例のまゝにてあるべきなり、（即此祓詞の罪の條目を始、いと上代のまゝにて、詞を改めざる、いにしへぶりの意にもかよふべし、）さはいへど、今は今の世のさまにしたがひ、世にあまねく祓行（ハラヘワザ）の行はれまほしき事にこそ、或人、今私の祓せんさま、いかにせばよけんといふに、己こたへかたらく、私の祓に、大祓の詞をよみては、もと公私の差別異なるが上に、事實に叶はぬ事のあまりに多く、又禮なき事にしもあれば、たゞ我祓する由を神に申すべきなり、そは清き川邊へ出て身滌し、菅麻もて身を拂ひ、祓物を流し弃べし、又時のさまによりては、我家の庭などにて、水あみ清まはりて、祓物を人にもたせて、川へ流し弃てもよかるべし、さてその時、神に申さむ祓の詞は、掛麻久畏伎、天津神國津神、諸乃大前乎拜天、姓名恐美恐美母白久、某今度犯世留云々乃都美、又過犯家牟雜乃都美事乎拂比清牟止之天、祓物置天、如レ此祓須留狀乎聞食天、瀬織津比咩乃神、速開津比咩乃神、氣吹戸主乃神、相宇豆奈比賜比弖、都美止云都美乎遺事無久、失比給倍止、某恐美恐美母白、などやうに申べきわざなり、されど口なれぬ事を、たど／＼しく言ふときは、こゝろもいらで、かへりて眞ならぬかたもいでくめれば、此意ばえを、尋常尊き人にもの申す如く、謹て平言（タヾコト）にも申すべし、拍手うつうたぬも、これに准ふべし、すべて神の御前にもの申すには、この意ばえにてあるべきなり、（この祓の主意は、なほ此大祓詞の解を見て悟るべし、）但しおのれも、かくおもひ行ひつれど、人々の眞心のまゝに、とにもかくにも、よく祓の主意に叶ふべく、こゝろをいれて行ふべきわざになむありける、

注穢に觸たるものを脫捨て、祓物とする意はきこえたり、罪の輕重によりて、購に祓物を出すに、多少の差別あるは、惣ての人の持る衣服、調度、金銀、もろ／＼の寶、おの／＼其身にふさはしきほど持べき事なるを、罪犯ある身に滿足もてるは、あるまじきことわりにて、神の惡み給ふ事と窺えたり、故そを減す意ばえにて、罪重きものは、その所藏（モテル）有りの限出し、手足の爪をさへに

注麻は神に奉るものなるに、祓の時の麻をまた頒ち賜はるなど、かつて古實にかなはず、○因に、麻といふよしを、一わたり云はむ、上にも引たる古事記の國の大祓に、取ニ國之大奴佐ニ云々、とある大奴佐は、神に手向るものをも、祓物をもいへり、さて奴佐は禱布佐(ネギフサ)にて、事を乞禱(コヒネ)ぐとて出すよしなり、祓の奴佐も、その都美を除き清めたまへと、禱ぐ意をもて出すなれば、神に獻りて禱ぐと意は元一つなり、さて布佐は麻(アサ)なり、麻を古は布佐とも云ひしなり、神に手向るも、祓に出すも、其物は種々ある中に、殊に麻をしも名に負へるは、あるが中に主とする一種に就てなり、卽奴佐といふに、麻の字を用ひ來れるも此故なり、また中昔より以來、神事に榊枝に麻と紙とを垂たるをも、奴佐と云ふ、紙は木綿(ユフ)の代りなり、木綿は加知(カヂ)の木にて、穀また楮の字を訓り、この木の皮をいへり、これ今紙に製るもの也、さて神社より授くる御祓大麻といふものは、この木綿と麻とを串に挾みたる形にて、これも紙を代りに用るなり、

これ令、儀式、延喜式などに載られたる趣をもて論へり、かくてそれより後の御世々々に至りて、諸國の大祓は廢(タエ)はて、朝廷にてたゞ其遺式ばかりの如く行はれしが、又其のちつひに廢はてたり、いともいとも慷慨(ナゲカハ)しき事なりかし、そも〳〵大祓は、上にもいへる如く、人別に祓物を出さしめて、朝廷を始、天下の穢をはらひ清めたまひ、又一人の上におきても、都美の色によりて、祓を負せたまへる法(ノリ)にして、もとより己つからも祓して身を清め、凶事をまぬかれ、幸祥(サチハヒ)を求る神の始給ひし道なれば、今も神の道を信け尊まむものは、身に犯せる都美あるときはさらなり、あやまち犯しけん都美のあらんもかしこければ、今は今のさまにしたがひて、をりをり私の祓すべきなり、○上に辨へたる如く、大祓は公事にて、諸人に祓せさせ給ふ時、其祓の事を行ひて、其由を神に申す詞なるを、後には此事衰へて、つひに其祓のわざをばせずして、尋常神にむかひて、ひたよみに誦む事となりたるは、いたくうつろひたる事ながら、しかなり來れるも久しき事にて、世にあまねき例となれる事なれば、今これを誦む

にしては恒例として、毎年の六月と十二月との晦日に行はれ、

注閏月あれば、其晦日に行はるゝ例なる事、玉海、小右記、山槐記等に見えたり、江次第首書にも、六月十二月晦日、若有二閏月一、其月行レ之、とあり、家持集といふものに、「七夕の天の川原は七もとり後のみそかに御祓をそする」、此歌集疑はしきものにて、家持卿のにはあるべからねど、古き歌とはきこゆ、

其ほか重き神事の時、また内裏に穢事の有たる時なども、大祓行はるゝ例なりき、○古もろ〳〵の罪を治たまふ御政に、刑(ツミナヒ)と祓(ハラヘ)と有て、刑ふべき罪と、祓を負すべき罪との異ありときこゆ、その異は、或は重きは刑、輕きは祓にやときこゆるもあり、又其重くて刑ふべきを宥めて、重き祓を負せられたりとおもはるゝも有り、又輕き重きにはかゝはらず、罪の色(シナ)によりて、或は刑ひ、或は祓を負せたりときこゆる事もあり、また神事にかゝれる罪は、重きにも祓を負せ、又神事ならねど、神の祟などによりても、其罪をば祓を負せられたりときこゆるもあり、

これら古の史錄(フミ)どもに記されたる跡を、なほよく考わたして知るべき也、さてこの大祓詞に擧られたる都美の色は、もろ〳〵の罪の中にて、刑ふべきかたの罪にはあらで、必祓ひ清むべき都美のしなじなとぞきこゆる、然るに、漢國の制度をよろづにまねびうつさるゝ世となりて、後世の人意も、漸次に化(ウツ)りかはりて、直からぬが多くなりもてゆくままに、刑のかたしげくなりて、祓を負することはすくなくなりて、祓の法は、たゞ神事に預れることにのみ用ひられ、はた其もとの神事も、その古の如くには、重厚(アツ)からずなり來しまに〳〵、祓の古實は殊に衰へて、諸國の大祓にも、その國々の人別に、祓(ツ)物出さしむる事は廢て、郡毎に祓物(ツ)の料の品目を定めて出さしめ、朝廷の大祓にも、祓物(ツ)の料の品を定め置て、たゞ司より設置るゝ式となりて、すべて祓に參り會ふ人々の身より、祓物(ツ)出す事は廢て、ただその式ばかりになりゆきて、祓のまことの主意は、無きが如くにぞなれりける、さて後には、大祓の時、頒二切麻(キリヌサ)一、また行二大麻(オホヌサ)一などいふ事も出來たり、

さてこの大祓は、諸國に課せて、萬民の戸別人別に爲しめたまふと、朝廷にて、親王、諸王、諸臣等、其家族男女に至るまで、爲しめ給ふとがありて、共に一人のには非ず、廣く諸人も課せて、爲させ給ふ祓なるが故に、大祓とは云ふなり、さてこの大祓行はるゝ時、諸人各身に犯たる都美あるものは、もとよりの事にて、おもほえず受たる都美の在らむほどほどの輕重を、みづから思惟さだめて、さらに隱む事なく、眞心に祓物を出して、その祓に會ふが故に、その諸人の都美除て清まり、世間おしなべて新に清まるが故に、神の靈、彌益に幸ひ給ひて、世の凶事、出來る事なき幽き理なり、しかればひとり〳〵の身にとりても、祓の功を得る事言ふまでもあらず、さて平常都美ある時は、素よりの事にて、私の祓する事、古の常なり、これ神代に始たまへる眞實の道にして、天下を治たまへる天皇の重き御政にぞありける、かくて今信友さらに按ふるに、此大祓詞、もとは此神事に關れる上卿だちたる人の宣る詞なるべし、其由は此祓詞の半ばかりに、云々して天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮、といへる下に論ふべし、○祓詞に罪といへるは、罪字の義の惡行の事のみにはあらず、穢の都美を祓ふを要とするなり、さて其都美といふ言は、惡行のみならず、穢に觸れ災に遭たるなど、摠て世に惡み厭ふ凶しき事を云ふなり、此都美といふ義を、よく辨へ知りて、惡行の事のみとおもひ誤るべからず、此大祓詞に、天罪國罪とてある條目の天罪とは、神代に、須佐之男命の、天にして犯し始給ひし都合にて、其時、祓を負せたるぞ祓の起にてあれば、彼神の、そのかみ犯し給ひし類の都美をば天罪と云ひ別ち、國罪とは、皇御孫命、この大御國に天降まして、始て大祓の有し時に、出たりし都美の條目なるを、かの天罪にむかへて、姑國罪と云ひたる古事のまゝにて、詞をかへず唱傳ふる例にて、有來しものときこゆる證あり、これ萬の事、古實に因准て、たやすく改る事なく、おほらかにして、眞ある神の御國の風俗にぞ有ける、故祓する上におきては、此祓詞に擧たる都美の條目のみに局らず、なべてさる類の都美を、はらひ清むるわざにして、上に云へる如く、天下を治めたまふ嚴重き御政なりければ、古は天下諸國に詔して、度々萬民の大祓せさせ給ひ、又朝廷ばかりにても大祓せさせ給ひ、其後朝廷

大祓詞

これ所レ謂中臣祓の詞なり、こは延喜の祝詞式に、六月晦大祓十二月准レ之、と標て、此祓詞を載せられたり、延喜式、今の板行本誤字あるを、古寫本どもに挍合せて、その可きをとれり、さて此詞を解むとするには、まづ祓の大旨を知るべきなり、抑祓といふは、身の都美を（都美と云ふ事の由は、下に説ふべし、）拂ひ清むる嚴重き行にて、其根原、其神代に始まれる故實也、そは古事記、日本書紀等に錄されて、伊邪那岐命、黃泉國に行まして、穢れたまへる都美を清め給ふとて、筑紫の橘小門にして、御身に着坐る物を、悉脫ぎ棄たまふとある是祓なり、穢の都美を拂ひ却らふよしなり、次に海水に浸て、御身を滌ぎ給ふとある、是身滌なり、身の都美を滌ぎ去る義なり、此二つ祓、身滌の故實の根源なり、また須佐男命、惡事餘多ありし都美によりて、祓物、餘多出させて、なほ足らざりとして、神逐に逐ひ奉れる事あり、こは彼伊邪那岐命の御自御身に着ませるものを脫棄給へるも、須佐男命に他より責りて、祓物出させ奉れるも、祓の主意は同じ、故この二神の御故實どもをもて、祓身滌の法として、人の世までも行へるなり、さて伊邪那岐命は、祓身滌し給へるによりて、貴き大神たちを生し給ひ、須佐男命は、祓物を出し、御身逐はれたまひて後、清々しき神心になり給へるをもて、眞にこのわざの大功あることを窺ひ知り、信受ならひ行ふべき事なり、さてわけて言へば、穢れたる物を棄、また祓ッ物を出すは祓、身を滌ぐは身滌なるを、廣くいふときは、其三つの事にわたりて、身滌をも祓といふべし、身を滌ぐも、はらひすつるわざなればなり、○大祓といふは、上件に云へる神代の故實に習へる祓わざを、上より諸人に仰て爲させたまふをいふ、その書に見えたるは、古語拾遺に、神武天皇令三天兒屋命之孫天種子命解二除天罪國罪事一、と見え、古事記、仲哀天皇段に、天皇既崩訖、爾驚懼而坐二殯宮一、更取二國之大奴佐一而、種々求二生剝、逆剝、阿離、溝埋、屎戸、上通婚、下通婚、馬婚、牛婚、雞婚、犬婚之罪類一、爲二國之大祓一而云々、とあり、此時の事を、書紀神功巻に、皇后傷下天皇不レ從二神教一而早崩上、以爲知レ所レ祟之神一、欲レ求二財寶國一、是以命二群臣及百寮一、以解レ罪改レ過云々、と記されたり、これ卽大祓なり、

中臣祓詞要解

中臣祓詞といふは、延喜の祝詞式に載られたる大祓詞なり、此祠の注釋の書、むかしより數多あれど、ことごとく一家の私說にして、まづ祓といふ事の主意を始めとして、その祓詞の傳來の由緣、また其詞の意を解る趣など、すべて國史實錄等に見えたる趣に符(カナ)はず、又その詞の意を解たるも、かつて古意ならず、ここに岡部眞淵翁、祝詞考といふ書を著はして、其中にこの大祓詞をもとかれたるによりて、古意の解始て世に知る人もいできたり、さし續て本居宣長主、その解を訂し補ひて、大祓詞後釋といふを著はされてより、祓といふ事のゆゑよしを始て、祓詞の意もますます世に明かなり、然るに其後釋には、先岡部翁の說を擧記し、さて其說の誤れるところあるをば訂し、足らざるをば解添などして、それに何くれと古書の證を引出て、ねもごろにくはしく物せられたるを、古書の解說書に、いまだめなれざる若人たちは、かへりてまどはしくて、たど／＼しきを、いかで目安く、その要とある意詞を書約めて見せてよと、霜月の始よりふりはへて、たび／＼請ふ人のあるに催されて、かくは物せるなり、然るにこは岡部翁の說、こは本居主の說ぞなどわきて注さむは、くだ／＼しくて、なかなかにまぎらはしき故あれば、二大人の說を打合せて地の文につゞり、またをり／＼、己が考出たる說は、今按になどいひて分たむとす、されどその先生たちの說に本づきて、いさゝか己が考を加へ、或は替へたる處などもあるを、ひとつ／＼ことわらむとする時は、それもくだ／＼しくて、なか／＼に紛らはしければ、云はである所も多かり、其は彼後釋をよくよみ見たらむうへには、其けぢめあきらかに見ゆるわざなればなり、そも／＼此すさびよ、かの請ふ人々のために、まなびがてら、かくは書つゞれる物から、己すらなほ心のかぎりものせりとは思はれぬを、かゝるすぢのかたらひは、待遠におぼゆるならひなるに、こよみのをりめもかぎり近くなりぬれば、すゞろに心いそがれて、まづ中書のまゝにてもと、しばらく筆をさしおきつ、來む春いとまあらむとき、よくたゞして書とゝのへもしてんかし、

文政六年十二月二十二日

とゝひて たつをまそてにつゝみてそ見る」、私云、或人云、伊勢大神宮にみつの柏をとりて、占ふことあり、なぐるにたつは叶ふ、たゝぬはかなはぬなり、この故に、逢ふことを占ふに立つは逢ふべければ、取て袖につゝみて悦ぶなりといへるは、その引出たる俊頼卿の歌、また或人の説も、三角柏の故實には合ざる、疎なる考なり、このほかにも、俊成卿の五社百首に、「うれしくも袖につゝまむ思ふこと三角柏に今日そ言問ふ」、實治百首に、衣笠内大臣、「神風やみつの柏のうき沈み問ふにつけてもぬるゝ袖かな」、など見えたり、そも／＼この三角柏の占は、大神宮三節祭のとき奉る柏葉を占へ取るわざにて、なべての占事にはあらざれば、こゝに載すべきにあらざるを、むかしの歌人たちの中に、たゞの占事のごとく、戀の歌によみあはせられたるは、いかにぞや思はるゝにつきて、ことわりがてら書そへつ、

ときこえたり、その考説は、別に記せるものあり、ところせければこゝにはいはず、

○三角柏占(ミツノガシハノ)、　夫木抄に、鴨長明、「みわそゝくみつの柏のしたり葉の長々し世をいはひ來にけり」、左注に伊勢記云、この國にみつの柏といふものあり、小侍從が歌に、「神風やみつの柏に問ふことの沈むにうくは涙なりけり」、とよめり、（この歌、續古今集に、初句をおもひあまりとして載せられたり、）これにて占ふことあるにや、年ごろおぼつかなくおもふことを、此たび人々に尋ぬれば、え聞およばぬよしをのみいふ、いかなることにか、この柏、輔親卿集に、（系圖云、大中臣輔親、伊勢祭主、長曆二年薨、）御裳濯川の岸に生る（新千載集に、御裳濯川と云ふ處に、齋宮とゞまりたまひて、御祓したまふに、女房を立隱れつゝ見るに、三角柏といふ柏をおこせて、此は何とかいふと云へりければ、申しつかはしける、祭主輔親、「吾妹子か御裳濯川の岸に生る君をみつのゝ柏とを知れ」、）とよみ侍れば、そのわたりにあるかとて尋れば、昔やありけむ、今の世には志摩國の内に、とぐの嶋といふ處にあり、木のうへにかつらのやうにて生ひたるを、（拾玉集に云、神宮中、禮典之間、爲二永例一有二長柏一、謂二之三角柏一、件柏者、志摩國吉津嶋堺、土貢嶋ノ内ノ山中ニ生二木上一也、また神鳳抄に、志摩國答志郡土具、）のぼりてきりおろす時、平に伏て落たるをば取らず、竪さまに落たるばかりを取る、その落やうにて、卜問ふ事のありとかや云傳へたる、これは神宮四度の御祭の時、かならず入物なり、御前の御遊(ミアソビ)はてゝ、四の御門の腋に、とぐらのこと云ふおほみわを設け、祉のつかさこの三角柏を、各一葉づつ持てよれば、そのうへに此みわをそゝぐ、ことさら是を腰にさして出るなり、長柏ともいふにや寂阿法師百首の歌の中に、「思ふこととくの御嶋の長柏なかくそ頼むひろきめぐみを」、と云ゝ、かやうにきけど、いまだそのすがたをば、見ず、この日、或人のもとより贈れり、柏のやうにて、廣さ三四寸、長さ三尺ばかり、まことに常の木草の葉には似ずと云々、と見えたり、（是は長明のしろせる伊勢ノ記といふ書の中に、三角柏の事を記して、みわそゝぐの歌よみて書おけるを、抄には主とその歌を載せて、その本文をも捨ずして、左に注し置るものなること、件の文中の言にて知られたり、）家隆卿の四季百首に、「よろつ世もなほ長月の占に逢ふ三角柏に神酒(ミキ)たてまつる」、とよみたまへるも、この説に合へり、（いはゆる土具嶋は、今は伊勢の度會郡に屬て、東宮村といふ、いまも六月、九月、十二月、大神宮の三節ノ祭に柏を奉れり、長柏は絶たるにや、尋常なるを奉れり、いにしへは其處より奉れる柏に、神酒をそゝぎたりしが、今は異處より酒柏を奉ることゝなりぬとぞ、）然るに袖中抄に、輔親集の歌また端詞を擧て云、中納言俊忠卿の家にて、戀十首の中に、逢ふことを占ふといへる題を、俊頼詠云、「神風やみつの柏にこ

四人以二孔子賦一可レ被レ定云々、など見え、また世に花營三代記と稱へる、室町將軍家の應安の頃より、北朝の永德の頃までのことをしるせる記の、正月評定始の條に、孔子某と記せるがあまた見えたり、こは每年正月評定始といふ式あり、その時くじをとり當りたる人、評定の言を發す例にて、その人の名を擧て記せるなり、さてそのくじを出す人を孔子役といへり、其くじといふに、みな孔子の字を借りて書り、上に論へるごとく、そのかみいまだ鬮字をば用ひざりしなるべし、但しその記の應安五年正月の條に、たゞ一ところ、鬮子とかけるは、後の書ざまにひかれて、ふと誂りたるものなるべし、鬮の下に、子字を書るをもて推し知るべし、さて右に引出たる孔子の用ひざまは、今の世にも事ありて、人と人と互に爲べきことのあるを、誰爲むと定めがたきことなどのある時、鬮拈(クジトリ)して定むるも、おほかた同じ趣にて、皆この久慈の占より轉れるなり、

○依瓶水占(ヨリベノ)、　奥義抄に云、「神さひてよりへにたまる雨水の水草ゐるまて妹を見ぬかも」、これは神社に瓶を置て、それなる水を、無き事などおもひたるものは、神水とてこれをのむなり、糺の社などに今もあり、和泉式部の歌にも、「神かけて君はあらかふ誰かさはよるへにたまる水といひけむ」、また源氏物語葵上の卷の歌に云、「さもこそはよるへの水に影たえめかけし葵を忘るへしやは」、これらもかの瓶の水をよめるなりと見え、袖中抄にもよりべの水と擧て、さもこそは云々の歌を出して、よりべの水とは、神社に瓶を置たるにたまれる水なり、その瓶をよりべといふは、神にはよりといふことあり、託宣とは神の人の口によりてつきのたまふことなり、よりきと巫を申すも、神のつきてものおほせらるゝ者なり、さればよりべの水といふも、この瓶の水に、神の立よりたまふを、神水とて飲つれば、有事無事の憢(ルキ)にあらはるゝ心なり、また物つきをよりましといふも同じ心なり、また寄占と書てよりうらとよめり、神のよりたまふ占にこそ云々、故左京兆(顯輔卿なり)は、よりべの水とぞ侍りし云々、とも見えて、なほ論へる說どものあるにつきて考ふるに、よりべの水といふが本名にて、または潰見(カヾミ)の水ともいひて、その水に影を臨(ウツ)して占問し、また神水(ジンズヰ)とも云ひて、その水を飲て誓盟(チカヒ)をも爲しこと

たまひぬ、勝定院と稱號申す、おもひよらずいと淺まし、今は御子もなければ、御相續のいかゞと沙汰あり、管領畠山諸大名評定して、勝定院の御連枝の御中を、八幡の寶前にて御鬮を取けるに、青蓮院門主に勝定院舍弟、御くじおりて、將軍になし奉りぬとみえ、また此事を南朝紀傳に、將軍不例日を經てたのみすくなきにより、御家督御讓あるべきの評定まち〳〵なり、或は連枝のうちの僧を、還俗して家を續しめ、或は鎌倉の持氏世を治めむ器量其人に當れり、異見いづれを分がたきにより、德を神慮に任せむとて、畠山滿家、石淸水に詣でて御くじを取けるに、青蓮院義圓大僧正將軍同腹舍弟御鬮にあたりたまふ、同十九日、義圓かねてのあらましにより、青蓮院を出、三月十二日に終に俗に還り、左馬頭に任じ、從五位下に叙す、とし三十五、義宣と號す、勝定院は、義持朝臣の御こと、義宣は、のちに義敎と改めらる、また永享十年ノ康富記に、八月十五日、中山相公被レ參ニ石淸水一、被レ取ニ御鬮一、また伊勢大神宮長享三年ノ御祭日記に、延德二年十二月山田火災のことによりて、外宮にて御くじを取りたてまつれば、くじおりざるあひだ云々、同明應六年ノ記、神宮朽損のくだり、に、假御殿をいとなみ作らむことを、くじ取りてさだむべしと議定ありて、御鬮を三本つくり、時の一禰宜、神前にまゐりて鬮一本取りかへり來て、開き給ふところに、假御殿つくりたてまつれとの御くじなりなど見えて、今も諸社の神前にてする占事なり、

注占わざにはあらで、くじをもて事を定めたることの、ものに見えたるは、西行の山家集の歌の端書に、庚申の夜くじくばりて歌よみけるにといへるは、題を短籍に書き、捻り置て、一座の人々に配りたるにて、上に擧たる天平二年に、令レ採ニ短籍一とあるに、おほかた同じ趣なるべし、さらば今の世にもするわざなり、詩作る人の會りて探題、また鬮韻などいひてものするも、おのづから同じ趣なり、また吾妻鏡印本脱漏の卷、元仁二年三月廿一日の下に、於ニ御所一取ニ孔子一、致ニ經營一云々、明月記貞永二年正月廿一日の下に、昨日小弓云々、以ニ孔子賦一分ニ左右一、また文曆三年十一月三日、興心房語給、實有左衞門尉智通能經光、殊請ニ孔子賦卜筮一、また吾妻鏡康元二年八月廿一日、大慈寺供養、曼荼羅供大阿闍梨等事有ニ評議一云々、任ニ建長例一云々、某々等也、

の一つを拈り開き見て、やかて吉凶を決むる法なりけむを、紀にはその義を得て、然は訓るにて、これすなはちくじの占なるべし、續紀に、天平二年正月辛丑、十六日踏歌の人々、皇后宮にて酒食を賜へる因に、令レ採ニ（一本また日本紀略には、採を探と作り、）短籍一、書以ニ仁義禮智信五字一、隨ニ其字一而賜レ物、得レ仁者絁也、義者絲也、禮者綿也、智者布也信者段常布也、とあるは、占事のくじに效ひて興ぜられたるものなり、（こは今の世にもするわざなり、なほ下に論ふべし、）さてくじといふ名、古書には見えざれど、そはおのづから記すことの無かりつるにて、これも古き卜法なるべし、いまだ文字無かりし世よりありたらむには、方圓縱橫などを物に畫つけなどして、はからひたりけむを、あまねく文字を用ふる世となりては、短紙に字をかきてすることゝせるなるべし、さてそのくじといふ名義は、いまだ考へず、もしくは卜庭に祭らるゝ久慈眞知神と申す御名の久慈と同言にて、卜問ふ意の言にはあらぬか、こはせめていふなり、さて今もくじといふは、上に擧たる平家物語に見えたると、おほかた同じ趣にするはつねにて、神道名目類聚抄といふ書に、御鬮は竹筒に、一二三の文を記せる串三本を入れて、吉凶を神にたゞす時、愼て曰、其事吉ならば其何、其事凶ならば其何を賜はらむと請求て、吉凶を定む、また御祓鬮は、吉凶または所願を紙に書て、是をたゝみまろめて、愼て神に祈り、祓の小麻を以てこれを撫で、四手に付たる紙を得て、事を是に定む、今諸社に此事ありといへるがごとく、おほかたこの趣にものすめり、さて其くじを、上に擧たる五代帝王物語、また吾妻鏡、明月記などにも、孔子と借字に書けるをおもへば、そのかみ漢字の鬮に當てゝ書くことは無かりしにや、それより後のものには鬮と書り、さて此字を字書どもに考合するに、正くは所、俗には鬮と書く、門に从て書くはまた俗なりなど云ひ、字義は鬪取也、或は拈レ鬮也など見え、また鬥は戰爭也など見えて慥にくじに當る義はきこえず、もしくは漢國にもくじに似たる卜事のありて、人各卜の合はむことを爭ひて、龜に命せて、籍にまれ籤にまれ拈る意にて、制れる義のあるによれるにはあらざるか、漢學する人に尋問ふべし、さてその鬮のことの書に見あたりたるは、上にいへる吾妻鏡、明月記などの後には、正長元年の椿葉記に、正月十八日内府鬮じ

ふることの同じ趣なるなど、歌占するさまによく似てきこゆるは、よしあることとなるにか、こは因にいふ、

○久慈（クジ）、長門本平家物語（得長壽院の導師を定めらるゝ條、）に、公卿僉議ありて、一同に申されけるは、彼十三人の僧たちの面々に、くじを取らせせられ候べし、云々くじは如何樣にかあるべき、一を導師と遊ばされて、十二をば白紙にて候べしと申さる、法皇（後白河天皇、）仰有けるは、白紙と導師と十三のくじをとらすならば、一定一人は取あたらむずらむ云々、されば今一つくじを加へて、十四になすべし、十三の白紙と、一つのくじと、都合十四のくじを取らすべしと仰下されき云々、御定にまかせて十四のくじを出されたり、十三人の僧徒、面々取たまふに、みな白紙なり、御導師になるべきくじ一つは殘りたりと見えたり、こはたゞしき神事にはあらざれど、もとよりくじといふ占事のあるによりたまへるなるべし、また五代帝王物語、仁治二年の條に、四條院の皇統を、北條泰時が計らひて定奉らむとせるところに、泰時運すでに極まりたり、此事を計らひ申さずして、京都の御沙汰ならば、散々のこと出來ぬべし、計ひ申さむとせば、小量の身あるべき事にもあらず、進退きはまりたりとて、三日三夜寢食を忘れて案ろじけが、何ともあれ土御門院の御末をこそとは心中におもひけれども、所詮神明の御計ひに任すべしとて、若宮社へ參て、孔子（クジ）をとりたりけるに、土御門院の宮ととりたれば、さらばこそ愚意の所案相違なしとおもひて云々、と見え、またこれより前のことにかけて、後鳥羽院御位すべらむと思食けるころ、七日御精進ありて、毎夜石灰の壇にて、神宮の御拜ありて、土御門院と、光臺院の御室俗名長仁親王とて御座す、繼體いづれにてかおはしますべきと、孔子（クジ）をとらせたまひたりければ、土御門院なるべしととらせたまひぬともみえたり、これらの御事につきて、つらつら考るに、齊明紀に、四年十一月、有間皇子の逆事を記されたる下に、或本云、有馬皇子、與二蘇我臣赤兄、鹽屋連小戈、守君大石、坂合部連藥一、取二短籍（ヒネリブミヲ）一卜二謀反事一、とみえたる短籍（ノ）、これくじのことゝきこえたり、古訓にヒネリブミとよめるは、短紙（チヒサキカミ）に卜問ふことの吉凶を知るべき文字をかきて、其をいくつも作り、捻りまかなひ置て、さて神に祈り申して、その中

る水はちりかゝるをや曇るといゆらむ」、（古今集）「末の露もとのしつくや世の中のおくれさきたつためしなるらむ」、（新古今集）「もの丶名も所によりてかはりけりなにはのあしは伊勢のはまをき」、（こは延文の頃、宗祇が輯めたる、莬玖波集に見えたる連歌の本末を合せて、一首としたるものなり、）「篭のかひこの中のほとゝきすしやか父に似てしやか父に似す」、（萬葉集九巻なる長歌の、初の五句をとりて作れるなり、此歌かの歌占の謠詞にもあり、）「千早振よろつの神も聞しめせ五十鈴の川の清き水おと」、「北は黄に南は青くひかし白にしくれなゐにそめ色の山」、（この北は黄にの歌は、かの謠に見えて、四句西くれなゐのといへり、）「ぬれて干す山路の菊の露の間に散そめなから千代も經にけり」、（古今集に、下句いつか千年を我は經にけむとあるを、作りかへたるなり、）と書きたりと記せり、（おのれ前に由ありて、伊勢の其處近きわたりの人に逢たる時、この事を問ふに、いさゝかも違へることなし、いつの頃よりか、さる業は絕てすることなしといひき、）歌占の謠曲は、件の家次が、その占事に名高かりつるによりて作れるなり、合せ見てそのかみの占へざまを、おもひやるべし、さて歌占のことのものに見あたりたるは、上に擧たるがごとく佛敎の意にて、こちたく占合（ウラフ）る趣なるは、もと佛者の始たるものなるにか、但し弓弦を引鳴してものするは、いにしへ琴を彈て神下しせるなごりなるべくおもはるゝにつけておもへば、もとは占問ふ人の心にうかびたる古歌にまれ、あらたによみたるにまれ、そを唱ふるによりて、卜者その歌の意、その詞などによりて、判（コトワ）り卜合たりしにもあらむ、

注 巫の口よせといふことをするが、中むかしよりきこえたり、建保職人歌合の書に、巫女と名書して、嫗の左手に小弓を持、右に楚だちたるものを持て、弦を搔鳴す狀をかき、また左のかたに、今の猿樂に用ふる小鼓といふものあり、歌に、月に寄せて戀のこゝろを、「君とわか口を寄せても寢まほしき鼓もはらも打たゝきつゝ」、とよめり、これそのかみの口寄のさま知られたり、古くこのものゝことのきこえたるは、榮花物語、後悔大將卷、萬壽元年のくだり、内府敎通公の北方の、物恠にて薨たまへるにつきたるところに、神のまことそらごと聞かむとて、左近のめのともなく／＼御口よせにいでたつ云々、かうなぎをば御車の口の方に乘せたりと見え、久壽二年台記、八月廿七日の下に、帝崩後寄二巫（アツサミコ）口一など見えたり、今の俗に口よせ、また梓巫ともいふが、小弓を鳴してものするがありとぞ、弓を用

ヲ賜ハリケリと云るせり、此書はすべていと譲語を記せるものながら、文和延文の頃作れる書なれば、そのかみの歌占のさまを、かたへにおもひ合すべし、

また猿樂の歌占といふ謠詞に、加樣に候ふ者は、加賀國白山の麓に住居する者にて候、又是に渡り候人は、いづくともなく某を賴む由仰られ候間、賴れ申て候、こゝにさてもいづくとも知らぬ男神子の、小弓に短冊をつけ、歌占を引候が、けしからず正しき由を申候ほどに今日罷出、歌占を引かばやと存じ候云々、いはゆる何處ともなく賴むといへるもの、父を、歌占に問むといふ由なり、○歌占する男神子出來る、伊勢國二見浦人、神職二見大夫度會家次と後に名告す、○加賀人がいふ、さらば歌占を引申し候べし、こゝにて、歌占を引くといへるは、みづから占問ふをいへり、○家次がいふ一番に手に當らむずる短冊の歌を承候べし、判じて參らせ候べし、加賀人が讀む、「北は黃に南は靑く東白西くれなゐのそめいろの山」、加樣に候、家次が云是は父のことを御尋候な云々、佛道の意にて判の言云云、歌占の言葉賴もしく思召れ候へ、幸菊丸がいふ、それがしも占を引申候はむ云々、「鶯のかひこの中の郭公しやか父に似てしやか父に似す」、家次が云是も父のことを御尋候な云々、これは合たる占にて候云々、と判じて、幸菊丸の家次が子なることを知りて、連歸れり、と云へり、こははかなき樂詞(アソビコトバ)ながら、これ作れる頃の歌占の趣を知るべし、さて是は歌書たる短冊を弓に付て、卜者の引鳴してあるほど、神降に琴を彈くわざのなごりなるべし、さて謠詞を考るに、卜者の弦を鳴らすを引といひ、また卜問人のそれせさするをも、つがて歌占を引くといへり、新猿樂記に、巫女に寄弦といふことの見えたるも、これなるべし、卜問ふ人の、手まさぐりに取あたりたる短冊の歌を讀擧れば、その歌によりて、卜問ふことを判(コトワ)るわざなりときこえたり、近き頃記せる或書に、伊勢國度會郡二見鄉三津村に、かの謠詞の歌占に、いはゆる度會家次が裔なりとて、家號を北村と云ふ者の家に、歌占の弓と云ふものを藏傳(モチツタ)へたり、三尺ばかりなる丸木弓の、柄を赤絹にて纏(マ)きて、上を絲にて卷たり、その弓の本末に、短冊一枚づゝ付て、本なるには、「神心たねとこそなれ歌占の」と書き、末には、「ひくもしらきのたつか弓かな」と書きたり、この本末の歌、歌占の家次が謠詞の中にもあり、また弦には、短冊八枚つけて、歌一首づゝ書きたり、その歌、「ますかゝみ底なるかけにむかひゐてしらぬ翁にあふこゝちする」、こは拾遺集の旋頭歌の、見る時にこそと云ふ詞を省きたるなり、「年を經て花のかゝみとな

然而依レ仰奠レ之、於ニ其前ニ書、女房二人大夫公尼也、花見天、男五人、師任、師仲、舞人忠方、男近方、男當時、依ニ來合ニ也、事畢結調納置、後知ニ口此事ニ之人語云、件歌等都合作ニ造帋一帖ニ也、自ニ其夜ニ至ニ明年七夕ニ、納ニ置東面戸上ニ、七夕取出問レ占也、若其間爲レ風爲レ嵐之吹落者、不レ待ニ七夕ニ開レ之、問事例事也、各百首中有ニ同歌ニ、又無ニ事妨ニ云々、とみえ、平治物語に、鳥羽院法皇、熊野御參詣の條に、權現を勸請し奉らばやと思召て、まさしき巫やあると仰ければ、山中無双の巫女を召出す、御不審の事あり、占申せと仰ありければ、權現すでにおりさせたまへりと云へるところのことを、鎌倉本に、巫心細きやうなる歌占少々仕りて、申けることとこそ淺ましけれと記し、京師本、杉原本には、巫よに心細げなる聲にて、「手にむすふ水にやとれる月影のあるか無きかの世にもすむかな」、此歌を二三度詠じ云々、半井本には、巫、法皇に向進らせて、歌占を出したり、「手にむすふ水に宿れる月影はあるかなきかの世にはありけり」、とありて、下文に、さて云々と申たまへば、巫女取あへず、「夏はつる扇と秋の白露といつれかさきに置まさる〜き」、夏の終秋の始とぞ仰られける、仰とは、神託としていへる言なり、とこまかに記せり、參考本に、この御參詣の事を、實錄どもに證して、すべて妄說なりと論へるは、然ることながら、この物語しるせる頃、はやくより世にあり來れる、歌占のさまを知る證とはすべければ、諸本の文の異なるをも、取あつめて引記せるなり、また古事談に、惠心僧都、金峯山に正しき巫女ありと聞て、たゞ一人令レ向たまひ、心中の所願うらなへとありければ、歌占に、十萬億の國へは、海山隔てゝ遠けれど、心の道だに直ければ、つとめて到るとこそきけ これは今樣歌なり、と占ひたりければ、涕泣して歸たまふと云々、

注 十訓抄にもかく載たり、また安居院が神道集といふ書に、和歌抄云、白河院御時、御兩所市阿波ト云御子ヲ召、御□ニ云事ハ、何樣ナル事アラント、銀ノ壺ニ乳ヲ入テ、此ヲ亦物ニ入ツ、蓋ヲシテ、帝ト后トノ二人御心ニテ、亦人ニ不レ知レ之、サテ此中ナル物ヲ占ト、御子ノ前ニ差出レバ、度計跟蹡ナル歌占ニ、「シロカネノツホヲナラヘテ水ヲ入ハフタシテカタク見ルヘクモナシ」、ト□ニ出、御涙ヲ流給テ□ニ勇事哉ト思食サレタリケリ、□ニ銀共

らず、さてその後頼朝臣の歌に、「なぞもかく別れそめけむ常陸なる鹿嶋の帶のうらめしの世や」、新續古今集に載られたり、

○山菅占、　藻鹽草占部に云、山菅占、山菅の葉を結ひ合せて、その末をかむなぎに結はするとかや、奥義抄常陸帶の卜の條に云々、山菅占などのやうなることゝぞ、（この上は擧て記せるを考合すべし、）本草和名に云、（和名抄にも、）麥門冬、也末須介、和名抄に、菅、唐韻云、菅茅屬草也、音姧、字或作レ簡、和名須介、と見えたるごとく、也末須介とは別なれど、萬葉集などに、也末須介を、たゞ須介ともいひて、菅字を用ひたり、

注萬葉集十二卷、相聞、正述心緒、歌の中に、淺葉野、立神古、管根、惻隱誰故、吾不戀、とあるは、神占の菅にて、この山菅占と同じ占にて、その菅の根のといひて、序とせるなるべし、さて此やますげを山菅と書き、たゞスゲとのみいひて、菅と書るも古のつねなり、さてまたこの歌の二句の立神古、はやくより訓がたきことゝしてあるを、今おのれが考て、古を占字の訛なるべくおもひて、然よみてそれにしたがひて、結句をワレコヒザラムとよみて、この占におもひあはせたるなり、さはいへど、あまりにしひたりや、

○苗占、　藻鹽草占部に云、苗占久道にあるか、なへの都などといへり、と見えたり、久道きこえがたし、都とかけるは誤寫とみゆ、この占、他書どもにいまだ見及ざれば、考ふべきよしなし、

注但し萬葉集十四卷、上野國歌に、可美都氣努、佐野田能奈倍能、武良奈倍爾、許登波佐太米都、伊麻波伊可爾世母、と見えたる歌を、畧解に、一二の句は、上つ毛野の國の佐野なり、其所の田なり、苗代は、所々に一むれづゝ作るものなれば、群苗といひて、それをうらなひに云ひかけたるべし、占は言の通へば、むらとも云ふべし、我戀の成むやと占どへば、成まじきと占に定まりぬ、しかれば、今はいかにしてましと歎くなり、世母は將爲なりといへり、この考あたれらば、苗占なるべし、

○歌占、　長秋記（長承二年の下、）に、七月六日己未晴云々、自二女院一被レ仰云、七月七日當二庚申一時、於二乞巧奠前一不レ論二男女一、七人會同、各書二舊歌百首一、都合爲二一卷一、用二歌占一、如レ指不レ違云々、早可二書進一者、此事未レ聞、

語格の混れたる世といひ、またしどけなき卜事の判斷言なれば、難むべきにあらず、さて八重の汐路の云々の合せざまは、本書に見えたり、

○水占、萬葉集（十二卷、大伴家持卿、鳳至郡渡二饒石河一之時作歌、こは越中守にて、在國の時の歌なり、）に、伊毛爾安波受、比左思久奈里奴、爾藝之河波、伎欲吉瀨其登爾、義奈宇良波倍底奈、と見えたる美奈宇良は、水占なるべし、然れども他に證考たることとなし、波倍底奈は、しひて按ふるに、延てむにて、淸き河瀨の水中に、繩を延わたし置て、それに流れかゝりたるもの、或は其物の數などによりて、卜ふる事にはあらざるか、

注釣するに長き繩に鈎をいくつもつけて、河中に延てものするを、はへ繩といへり、結句を一說に、水之占相を延たるなりといへど、然る語格のあるべくもおもはれず、水占延てなは、水占延てむにて、然して鄉なる愛婦の、恙なくてありやなしやを問はむとなるべし、こはせめていふなり、

○灰占、正治二年百首に、小侍從「手すさひに問ふ灰占の明るまで埋めと消ぬおもひなりけり」、按察使大納言長方卿集に、寄レ占戀、「おもひわひすさひにもする灰占もあふてふことはうれしかりけり」、

○帶占、袖中抄（常陸帶の條、）に、奧義抄云、常陸の國には、男女の中らひを占なはむとては、苧といふものを帶にして、ひとつにはけさうする男の名を書き、ひとつには我名をかきて、彼神の御前にて、（彼神とは、鹿嶋の神をいへるなり、その由は、下に注ふべし、）祝詞を申て、帶を折かへして名をばかくして、末を禰宜に結ばするなり、それにわろかるべきなからひには、はなれ〲に結ばれ、よかるべきは、かけ帶のやうに、まろに結びつながるゝを、さもと思ふ男なれば、やがてかけ帶のやうにうちかけつ、山菅占（この占のこと、次にいふ、）坏のやうなることとぞ、ある人は申侍りし、

注此文に引つゞけて、さて無名抄の義をば、ひがことゝぞ或人は申されしと記せり、さて件の文の中に、彼神の御前にてといへるは、無名抄に、鹿嶋明神と申社の祭の日云々と、いへるをうけて云へる言なり、無名抄は、俊賴朝臣のなり、俊賴口傳ともいへり、信難き說をも多くしるされたり、この袖中抄に、その無名抄の說をも載せ、また童蒙抄、綺語抄などをも引載せたれど、浮たりげなることもきこえ、また顯昭の說も信がたきことあれば

しまし候べし、めでたき御占にこそ候へどぞあはせける、八歳にて壇の浦の海に沈みたまひてこそ、八重の汐路の波のよせしゞも、思ひ知られたまひけれと記して、此文につゞけて云、一條戻橋といふは、昔阿倍の晴明が、天文の淵源をきはめて、十二神將を使ひけるが、其妻職神（シキジム）の顏に恐れければ、かの十二神將を橋の下に咒し置て、用事の時は召使ひけり、是にて吉凶の橋占をたづね問へば、必職神人の口にうつりて善惡を示すと申す、されば十二人の童べとは、十二神將の化現なるべしといへり、晴明が職神といふものを使ひ、又妖術を行ひたりときこゆると、中昔の書どもに見えたれば、然ることもせしなるべし、されど橋占は、晴明が所爲によりて、戻橋のみにて爲るにはあらず、橋は人の往來繁き處なれば、衢にて夕卜（ユフケ）を問ふと、同じ心しらひにて、ものせる卜事なるべし、そも〳〵盛衰記は、實錄ながら、中には造說を交へて、はえあるべくかきなせるものにして、實事虛說選びとるべき書なれば、この橋占のくだりなどは、當時の風俗のまゝに云へる孟浪說（アトナシゴト）に、潤飾を加へて書たる文ときこえたれど、そのかみの橋占（大鏡集下に、寄橋戀「こひすてふゆふけの神よまさしかれ橋占とはむ里わたりして」、此集誰人の集にか詳ならず、三鏡の中の大鏡とは別なり、）のさまを知る證とはすべきなり、さてその童の諷詞をもて、卜合たりといへる意を推考ふるに、まづ榻（シヂ）は、車の榻なるを、男兒の陰をシヾといふに合せたるなるべし、類聚名義抄に、朘ハ赤子ノ陰ナリ、シ、マル、また玉篇にも同義に注せるを、古訓にシヾ、

注今物語に、少輔入道蓮寂ときこえし歌よみ、ありまの社にまうでゝ、社の前なるものをみて、「此山のしゝいかめしくみゆるかないかなる神の廣前そこは」、とよめりける、いと興ありてこそきこえけれ、びんなきさまにてぞ聞ゆる、また新撰狂歌集下卷に、又ある時、女院の御所、御庭のまへとて、此人の地をとりて、御庭のまへをひろげたまへば、女院のおまへのひろくなることは、きやう月ばうがしぢの入ゆゑと見ゆ、私地（シヂ）に朘（シヾ）を兼たるなり、

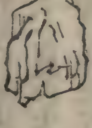
とあるこれにて、今も男兒の陰をいふ名なり、榻は何楊國王の榻といへるを、いま誕（ウマ）れたまはむ御兒（ミコ）、男皇子（ヲトコミコ）に坐して、すなはち御位に卽たまふべきよしに合せて、時忠卿のめでたき御占に候ふとはのたまへるなり、但しシヂとシヾと正音（タヾシキコヱ）は違へれど、そのかみ

もちてあふことのかたき戀とは思ひ知りにき」、とよみたまへるは、こゝに擧たる萬葉集の、夕衢占問、石卜以而、とよめる歌詞によりたまへるのみにて、此卜の證とすべきにあらず、上にも論へるごとく、ゆふけとふにては、石卜にて夕卜を問ふとのごとくきこえていかゞ、　し夕卜とひと書たる本あらばことともなし、

○足占、　萬葉集（十二卷）に、月夜好、門爾出立、足占爲而、往時禁八、妹二不相有、また（四卷）月夜爾波、門爾出立、夕占問、足占乎曾爲之、行乎欲焉、（上の歌によく似たり、同人のかくもよめるにやあらむ、）　また（四卷）夕占問、足卜乎曾爲之、續古今集に、（別、權中納言定賴、）「行きゆかす問はまほしきは（一本聞かまほしきは、）何方に踏定むらむあしうらの山」、（細川玄旨法印、九州道の記に、「かならすの旅のゆくへはよしあしも問はてふみ見るあしうらの山」、この山丹後國熊野郡に在、そのかみ此ぬしの領れる所なりしとぞ、）　この占合ざまも詳ならぬを、あしうら山の歌詞によりて推考るに、俗に童子などのする趣にて、まづ歩きて踏止るべき標を定めおきて、さて吉凶の辭をもて歩く足に合せつゝ、踏わたり、標の處にて踏止りたる足に當りたる辭をもて、吉凶を定むるわざにもやあらむ、さらばこれももはら道路などにて爲べければ、岐神に申してするなるべし、上に擧たるがごとく、萬葉集に、夕占と足占と兩度せし趣にきこゆるをも、おもひ合すべし、但しその萬葉集に足占と書るは、歌詞の調によりて、アウラとよむべけれど、本語はアシウラなり、

○橋占、　寶治百首に、（前内大臣、）「なくさめて占問ふ橋よまさしかれつれなき中を待もわたらむ」、夫木抄に、（家長、）「おもひかね占問ふ橋よまさしかれ世のひとことをたのみわたらむ」、源平盛衰記（十二卷中宮御產の事の條、治承二年、）に、十一月十二日寅の時より、中宮御產の氣おはしますと訇りけり云々、二位殿心苦しく思ひたまひて、一條戻橋にて、橋より東のつめに車をたてさせたまひて、橋占をぞ問ひたまふ、十四五歲の禿なる童べの十二人、西より東に向ひてはしりけるが、手をたゝき同音に、榻は何榻、國王の榻、八重の汐路の波のよせ榻と、四五返うたひて、橋をわたりて、東をさして飛がごとくして失にけり、二位殿歸りたまひて、せうと平大納言時忠の卿に、かくと仰られければ、波のよせ榻こそは心得候はねども、國王の榻と侍れば、皇子にておは

社に丸き石を置くは、石神歟と云へる答に、道祖神なり、故に路の旁に祝ひ奉る、此神に祈て、事の實否を問ふ時、石につけて輕重を定むるか、事の實否を問ふ時とは、吉凶を問ふ時と云ふに同じ、石の輕重につけて、吉凶を卜合定むといへるなり、かはもと疑の辭ながら、こゝなるは、人に對ひて、いさゝか謙りたる中昔より後の俗語なり、路ゆき人を護る神なり、道祖神の徳をいふ、石は神にはあらず、問者の、さへの神の社に、まろき石を置は石神かといへるに答て、石は神體にはあらずと云へるなり、石は路頭に便宜の物なれば、置始たるなるべし、石は路頭に云云は、答者の推案なり、實は故あることなるべし、日本紀に、伊弉諾尊の捨たまへる杖の岐神は、道祖神なりと云へり、本書に、道祖神を、黄帝の子遠遊を好み、路頭にて死けるを祝ひたる由と、伊弉諾尊の御杖に成ませる岐神を、混らはしく定かれたることをもいひて、その記しざまの拙く、きこえがたき處あるを、今その漢國の謾說をば除き、また無益なる文をいさゝか畧き修らひて、こゝにその說を擧たるなり、なほいかにぞやおもはむ人は、本書に就て見よ、此說石卜に據ありてきこゆ、中昔の繪巻に、辻社だちたるものゝ内に、圓(マロ)げなる石を置たる狀を畫きたるが、かれこれ見えたる中に、福富(フクトミノ)双紙といふものには、朱の鳥居に神墻しめぐらしたる社内に、例の石を畫り、かくのごとし、



その左右にこま犬あり、その社の前に、翁跪(ヒザマヅキ)て幣(ヌサ)を捧(グ)れり、繪の旁なる詞書に、朝風のいみじう面にしむかな、堪がたや、老の身もてかくたへがたきに、おもひしのびてまゐるは、あはれといかで、さへの御神もおぼさゞらむ、次にあなかしこ〱、さい拜〱、高向の秀武と申す、けふよりはじめて、たかみてぐらを捧て奉らむずることは、老のさいはひあれと惠みたべと、かしこみ〱申事、かならずかならずしろしあらためたまへと申とあり、此は卜事せる由にはあらざれど、道祖神(サヘノ)の社内に、石を置る狀など、まさしき證とすべし、然れば埃嚢抄に、道祖神に祈りて、石の輕重につけて、卜問(ウラトヒ)すといへるは、すなはち石卜にて、夕卜を同神に因りてものすること著しく、また歌の趣の、夕卜と同度に卜へたりときこゆるも、所のさまもなにもよくうちあひてきこゆるかし、さはいへど、その石につきて、輕重をいかに定めて、占へたりけむ、いまだ考へず、

注 猿樂の狂言に石神と云ふがありて、出雲寺の堂の旁に、石神といふ石の在るに祈りて、その石を持扛(アゲ)て、卜問事のあるに、可否につきて其石の輕く上り、また重くて上らざれど、誓言してその輕重によりて、卜ふる趣に作れり、まさなき態ながら、その狂言作れる頃のならはしにして、古の石卜のなごりなるべきを、せめておもひあはせらるゝなり、わすれたり、夫木抄に行家卿、「ゆふけとふ石卜

などよめるも見みえたり、大鏡（五の巻、冷泉院の女御、三條院の御母超子の母、攝津守中正朝臣の女の事をいへるところ、）に、いかにおぼしけるにか、いまだわかうおはしけるをり、二條の大路にいで丶、ゆふけ問ひたまひければ、白髮いみじくしろき女の、たゞ一人ゆくが、立とゞまりて、なに わざしたまふ人ぞ、もしゆふけとひたまふか、何事なりとも、おぼさむことかなひて、この大路よりも廣く長く榮えさせたまへよ、とうち申かけてこそまかりにけれ、人にはあらで、さるべきもの丶しめしたてまつりけるにこそ、といへることゝ見えたり、但しこは例の占とは異にて、神の道行人に託きて、ことさらに告たまひたる趣なり、

注夫木抄に、清愼公、「ゆふけとふ道のほとりの人たにもことのいらへはせぬとやはきく」、こは道行人の答せざりつる趣に、よみなしたまへるなり、また基俊朝臣、「たはれにしいもにあふやと道のへに問ひしゆふけそ人たのめなる」、こは卜合（ウラヘ）たるごとくに正しからぬ由なり、ともに男のものせる趣なり、○因に云、道に迷へる時に、紐（ヒモ）もて卜ふるわざのありしにや、六帖紐の題の歌に、よみ人なし、「奥山のしけりにたちてまとふとも妹か結ひし紐を解かめや」、と見えたるは、人げとほき野路山路などの長手にて、道に迷ひたる時、衣の紐を解きて兩端の中をとりて、片端を前と定めおきて、そを投げて、前の向ひたるかたを、行べき道とすべく神に申て、卜ふるごときわざにもやあらむ、そは古事記に、かの投たまへる御杖の船戸神と成ませる次に、投棄（ナゲウツルミ）御帶（オビニ）所成（ナリマセル）神（カミノ）名（ミナハ）道之（ミチノ）長乳齒（ナガチハノ）神、（神代紀一書にも、）と見えたる物實（モノザネ）の御帶によりて、道の長手に由ありて、岐神に似たる趣あり、夫木抄に爲相卿、「めくりあはむ契の末は長乳齒の神のしるへを賴むはかりそ」、と見えたるは、この紐の占をしたに含て、よみたまへりときこゆ、然らばこの占は、道之長乳齒神に卜問ふ法にぞあるべき、此は既に古事記傳にいはれつる說なるを、いさゝか考を加へて云へるなり、

○石占、夕占（ユフケ）の下に擧たるごとく、萬葉集（三卷長歌）に、夕衢占問（ユフケトヒ）、石占以而（イシウラモチテ）云々、と見えたり、埃囊抄（文安二年、觀勝寺僧行譽が記なり、）の道祖神事といへる條に、さへの神とて、小

トの、吾に告らく、吾妹子や、汝が待君は、沖つ波、來依る白玉、邊つ波の、依する白珠、求むとぞ、君が來まさぬ、拾ふとぞ、君は來まさぬ、久ならば、いま七日ばかり、早からば、いま二日ばかり、あらむとぞ、君は聞し丶、勿戀そ吾妹」、こは紀伊國に行たる人の妻の、夫を戀わびて、いつ歸來むと、夕卜を問たるに、道行人の語る言を、吾に告る答として、合せたるなり、そは吾妹子やよりはじめて、その占合たる道行人の語をもて、やがて歌詞によみ結めたるに、よくきこえたり、いとめづらしきよみざまにて、めでたくあはれなる女歌なり、

注この反歌に、「杖衝毛、不レ衝毛吾者、行かめども、君が來まさむ、道の知らなく」、とあり、この條の上に、來名戸之神を、夕卜の神とせる由を論へるところに、萬葉集三巻なる長歌に、「杖策毛、不レ衝毛去而、夕衢占問云々」、とよめるをもて、來名戸之神の、もと御杖に成ませる故實によりて、夕卜を問ふには、杖を仗て、行てものする事なるを、石田王の病の危篤しきによりて、そを占へむとて、心のあはたゞしくて、杖を仗とも、つかずとも、おぼえずして、衢へ行たる由にきこゆといへるに、この反歌の一二句も、同言ながら、こは長歌によめる夕卜にはかゝはらず、夫の歸り來む道の知られたらむには、杖をつくとも策ずとも、おぼえぬばかりに急ぎて、迎に出べきものを云々、といふ意ときこえたり、遠き處へ行くには、女はことに杖をつくべきなり、夕卜を問ふとして、衢に出むには、さばかり遠き處へ行べきにあらざれば、女とはいへど、杖の事を言だてゝ云べきにはあるべからぬものをや、こゝにその歌どもを擧たるに因みて、又前の考説をのべて、ならべて論ふものぞ、

また「玉桙の路往占に占なへは妹に逢はむと我に告つる」、とよめるは、上に論へるごとく、夕卜にはあらざれど、卜問へる趣は同じ、また拾遺集に、(戀、よみびとしらず、)男の來むといひ侍りけるを、待わづらひて、ゆふけを問はせけるに、(人に仰せて、問はせたるなり、)よに來じとつげ侍りければ、心ぼそく思ひて、よみ侍りける、「來ぬまでも待たましものをなか〳〵にたのむかたなきこのゆふけかな」、清輔集に、人をまつとて、「來しといはゞ、待たて寢へきにあらねとも思ひあまりてとふ夕占かな」、

多きかたに從ひて、定むるわざなるべければ、これに准へておもへば、四辻にては、四人分れ居て卜ふるなるべし、されど卜ふる人の心々にて、一人にてもありしなるべし、またこの占は、女のする占のごとくきこゆれど、女にはかぎるべからず、上に擧たる萬葉集の、夕占の歌に、家持卿のほかに、男のよめるも見えたり、後世には、此占を、はかなきすさびのごとく思ひなりて、おのづから男の爲ることは、をさ〳〵あらで、たゞ直情なる女のする行のごとくなりつる、後の世のさまにあはせて、然かけるものなるべし、さて午歳女、午日問ㇾ之、と注せるは、心得がたし、卜ふる女の生年と、卜ふる日と、同じ支を用ふる由を、一かたをもて示す意にて書るにや、こはいづれにも、干支によりてものすることは、古意にあらず、また作ㇾ堺散ㇾ米とは、卜問すべき衢の境を心に定置て、その境内に米をうちまく由なり、此米を散くは、邪神を攘ふ術にて中昔の書どもに見えて、古よりのわざときこえたり、今俗の女詞に、米をうちまきといふも、これより出たる言なり、儀式の大殿祭儀に、御巫子等殿内にて散二米酒一、とみえたるこれにて、式に同祭の祝詞の、屋船豐宇氣姫止、御名乎波奉稱利氐、といへるところの注に、俗謂二宇賀能美多麻一、今世産屋以二云云束稻一置二於戸邊一、乃以ㇾ米散二屋中一之類也、と見えたり、（當時もはら産屋にてするわざとなりし趣なり、中昔の書に見えたるも、然見えたれど、中には妖物を攘ふ時のことにも見えたり、）また鳴二櫛齒一三度云々とは、岐神を迎ふるわざにして、その後、境の内に來經る人を、内人と定めて、それが言語を、神の答へて告たまへる御言として、卜ふる由なり、但し月夜爾波、門爾出立、（我家の門に出て、立なりてなり、）夕占問足占乎曾爲之、ともよみたれば、かならず衢に出て、ものするにはあらで、家の門にまれ、いづくにまれ、所にしたがひて、往來の繁きところを求めて問ふわざなるべし、また萬葉集卷十一に、玉桙、路往占、占相、妹逢、我謂、とよめるは、夕卜にはあらざれど、道を行ながら、往來の人の語をもて占へたるにて、占問ふ事は、これも同じかるべし、さてその占合たる趣の、書に見えたるは、萬葉集（十三卷、相聞作者未詳、）の長歌に、「紀の國の、濱に寄るてふ、鰒珠、拾はむといひて、妹の山、勢の山越えて、行し君、いつ來まさむと、（いつ歸り來むとなり、）玉桙の、道に出立、夕卜を、吾問ひしかば、夕

合せ判斷る術にて、そを由布氣としもいふは、夕來經なり、夕に來經る人の言をもて、占ふるをもて、此占の名とせるにて、來經の約り氣なり、歌に、「道行人ヨウラマサニセヨ」よなり、卜正に爲といひ、また境內來人答爲二內人一、言語聞推二吉凶一、といへる是なり、また夕にものすることは、萬葉集に、夜占問、吾袖爾置、白露乎云々、久安百首に、大炊御門右大臣、「玉鉾のゆふけをとはむこの暮に山時鳥聞くやきかすや」、とよめるにて知らる、がうへに、夕占、夕卜、夕衢占、など作るをもおもひ合すべし、また持二黃楊櫛一云々は、下文に、鳴二櫛齒一三度ノ後云々、とあり、卜問に、神の正しく告あらむことを、黃楊と云に詮て祝たるにて、夫木抄に信實朝臣、「あふことを問ふやゆふけの占まさにつけの小櫛もしるし見せなむ」、と見え、續後拾遺集に、物名、しもつけのはな、崇德院御製、「刺櫛もつけの齒なくて吾妹子かゆふけの占を問ひそわつらふ」、とよませたまへる意なり、顯季卿集に、占ッ戀、「こひ〳〵てつけの小櫛の占をしてつれなく人を猶たのむかな」、是も夕占をよみたまへりときこゆ、また女三人向二三辻一問レ之といへるは、もとはたゞ辻にて、ものせる例なりけるを、後に卜字を象りて、三辻といふべき處を求出せる、さかしらわざにはあらざるか、

注辻は和名抄十字の注に、今按十字者、東西南北相分之道、其中央似二十字一也、俗用二辻字一、都无之、本文未レ詳、といへり、又俗に四辻ともいふこれなり、八雲御抄、占の條に、つぢと記したまへるは、辻占の由にて、此占なるべし、或雜書に、辻占と云ふは、四辻に出て、手に黃楊の櫛を持ち、心に道祖神を念じて、歌を唱ふ、其歌は、「辻や辻四辻か內の一の辻占まさしかれ　辻占の神」、これを三返し、見え來る人の語を以て、吉凶を定むと記せり、また或書に、辻占を問法、何にても、占はむとすることのあるとき、四辻へ出て、「百辻や四辻かうちの一の辻占まさしかれ辻占の神」、この歌を三かへり唱へて、待ほどに、道行人の三人めにあたる人の言を聞て、思ひ合せて占ふなり、但し三人めにあたる人、物いはざれば、その次にものいふ人の言をとるなりとも云へり、これらは三辻といへるよりは、古風にきこゆ、

なほ推考るに、此占必しも、十字の衢ならずとも、便よく人の往來する衢に出て、卜合せたるなるべし、また女三人といへるも、三辻に分れ居て、卜合たる驗の

神、と見えたる神にて、道饗祭祝詞に、大八衢爾、湯津磐村之如久塞坐、皇神等之前爾申久、道の衢ごとに、磐群の如く塞り坐す神の由にて、その在状を申す詞なり、皇神とは、尊稱なり、八衢比古、八衢比賣、久那斗止御名者申氏、と申すも是なり、さてこの祝詞に、八衢比古云々、と申せるによりて、來名戸之祖神は、この男女二柱神を並せて申す御名なること知られ、また大八衢に磐村の如く塞坐と云へるによりて、祖神と申す義も明に知られたり、

注上に擧たる萬葉集三巻なる、石田王卒之時、丹生女王の長歌に、杖策毛、不衝毛去而、夕衢占問云云、とよめるは、夕占を問ふには、杖を策て、行てものする事なるを、王の病の危篤しきに心あはたゞしくて、その杖策くこともわすれての意ときこえたり、然らばその杖つくも、岐神の、もと御杖に成ませりしいはれによれる、故實なるべし、

衢に塞りまして、凶神を追退けて、世を守護たまふ神に坐せり、

注扶桑略記に、外記記云、天慶二年九月二日丙午注之、近日東西兩京、大小路衢、刻木作神、相對安置、凡厥體像、髣髴丈夫、頭上加冠、鬢邊垂纓、以丹塗身、成緋衫色、起居不同、遞各異貌、或所作女形、對丈夫而立之、臍下腰底刻繪陰陽、搆几案於其前、置坏器於其上、兒童猥雜拜禮、慇懃捧幣帛、或供香華、號岐神、又稱御靈、未知何祥、時人異之、と見えたるは、いと淫なる祭事ながら、故實に據れる趣あり、今もなほ邊鄙には、道祖神とて辻祠に祭れるがあるも、其なごりなり、さてまた和名抄、鬼神部に、道祖、風俗通云、共工氏子好遠遊、故其死後、祀以爲祖神、漢語抄云、道祖佐倍乃加美、また岐神、日本紀私紀云、岐神布奈斗乃加美、とある訓ざまはさることながら、二神に別て擧られたるは、違へるがうへに、佐倍の神を、共工氏が好の死たるを祀れる名に牽合せられたるは、あまりに漫なり、序になほいはゞ同書に、日、造天地經云、佛令寶應菩薩造日、また月、造天地經云、佛令吉祥菩薩造月、などいへる妄誕をさへに、載られたるは、きこえたる物識人の、いかなるこゝろぞや、

さてこの占を、由布氣といふは、夕に衢に出て、往來人の言を聽て、その言をもて神教として、占問ふ事に

代紀なる一書の傳へには、黄泉より現國に歸りたまふときの事とせり、御名の義をおもへば、神代紀のかた、したしくかなひてきこゆ、

道饗祭祝詞に、大八衢爾、湯津磐村之如久、塞坐皇神等之前爾申久、八衢比古、八衢比賣、那久斗止、御名者申弖、稱辭竟奉久、根國底國與里、麁備疏備來物爾、相率、相口會事無弖云々、守奉齋奉禮止、云々、こは御門祭祝詞と併考るに、すべての意、凶神は黄泉國より出來り、又その黄泉の穢に因りて、成りたまへるなれば、然る凶神たちに、相まじこり、相口會をなくて守護給へとなり、神祇令道饗祭の義解に、謂卜部等、於京城四隅道上而祭之、言欲令鬼魅自外來者、不敢入京師、故豫迎於路而饗遏也、と見え、鬼魅とは、いはゆる根國底國より、荒びうとび來む凶神をいふ漢文なり、また臨時祭式、蕃客入京の時、また送堺時の、神祭の條に、京城四隅爲障神祭、

注こは蕃客、都に參上りて、罷歸る時に、その蕃客等に、厲來れる蕃神の、京城に入らむことのあらむを惡ひて、京城の四隅にて、岐神を祭りて、障しめたまへるなり、さて蕃神は、黄泉神とは異なりといふべけれど、素より穢き國なれば、その國神も、黄泉神に類へて、惡ひたまへるにて、こはいと上代よりの式なるべく、いとも理なる御政なるべし、然るを、古は蕃人どもの、みだりに歸化るを許して、御民とせさせたまへることの、御世々の中には、數しらず多く、また官職をさへ賜ひて、朝廷にしも仕奉らせたまへるはた、數知らずきこえて、姓氏錄に載られたる蕃別の氏々すら、皇別神別の三が一ばかりも見えたるは、障神祭の故實には、いたく背きたることのごときこゆるは、いかなることにか、いつもいつも身滌祓せさせ給ひたりしにや、おぼつかなきことなり、然るに近き御世におよびては、稀々參上れる琉球、朝鮮の國の使、また阿蘭陀國の商人の、江戸に參上れるをおきては、蕃人どもに、大皇國の土だに踏せたまはぬことゝせさせたまへるは、おのづから故實にもかなひて、いともめでたき御政にこそはあるべけれ、まことや此は、こゝにいふべきことならぬを、因におもひよりたるを、すてもえやらで、しばらくこゝに、と見えたる故實を、稽へ合すべし、されば、フナドサへは、かの神代紀一書に、來名戸之祖神、古事記に、船戸神、神代紀のまたの一書に岐

三辻ニ問レ之、又午歳女午日問レ之、今按三度誦ニ此歌一、作レ堺散レ米、鳴ニ櫛歯ニ三度後、境内來人答爲ニ内人一言語聞、推ニ吉凶一と見えたるぞ、萬葉集の歌どもに見えたる、夕衢占の遺風なるべき、故いまこの抄の趣につきて、おほかたを知り、そを古へにめぐらして考ふるに、まづ歌に、フナドサヘと云へるは、衢神なり、そは古事記に、伊邪那伎大神黄泉國より歸坐して、御身滌の時に、於投棄御杖所成神名、衝立船戸神、と見え、また神代紀の一書には、同神黄泉國より歸りましけるとき、自レ此莫レ過、即投ニ其杖一、是謂ニ岐神一、岐神、此云ニ布那斗能加微一、又一書に、投ニ其杖一、曰ニ自レ此以還、雷不敢來一、是謂ニ岐神一、此本名號ニ來名戸之祖神一焉、とあり、

注古事記傳に、この來名戸祖神の事を、後人の書加たる非事なる由、論はれつれど、己がおもふところは、書紀を撰ばるゝときの、原本の一書の中に、來名戸之祖神と書たるが在けるを、紀の本文の例に、岐神とは作たまひつれど、なほ舊傳をも失はじと、此本名云々と書たまへるものなるべし、いづれにもこの名の古傳に合へること、下にいふがごとし、

さてまた神代紀一書に、經津主神、以ニ岐神一爲ニ郷導一、といへることも見えたり、

さてこの來名戸之祖神と稱す御名義は、來勿戸之塞之神なり、そは自レ此以還雷不敢來と詔りて、御杖を投棄たまへるが、其處の界を戸として、塞坐す神と成り坐る由なり、古事記に、衝立船戸神と稱せるは、投たまへる御杖の衝立て、神と成坐る狀なれば、衝立居て、黄泉神に、こゝの戸を經て來勿、と塞りたまふ由にて、その時の狀は、いさゝか前後の違ひあれど、御名の義は異ならず、

注古事記に、塞坐黄泉戸大神、と申す御名にもおもひ合すべし、さてたま同記の船戸神の下の傳に、船の布は、經にて、久那斗の久は、來なり、古歌に、來ることを、來經禮婆、また來經行などありて、來と、經と、重ねても云へれば、布那斗も、久那斗も、同意なる由、説はれたり、また布と、久と、通はし云へる言の例あれば、此もその例とすべくや、いづれにも同義の名なり、さてこの神の化りませる趣、古事記なるは、伊邪那伎大神の、黄泉より現國に歸り坐て、御身滌の始つかたに、なり出たまへりとし、神

ど、古きト法ときこゆれば、かた〲につけて、因にこゝに記せるなり、

○夕占、　萬葉集巻四に、月夜爾波、門爾出立、夕占問、足占乎曾爲之、行乎欲焉、夕占を、ユフケとよむべき由は、下に擧る歌どもによりて、おのづから意を得べし、足占は、此の下に引く歌の中にもあり、その足占のことは、この下に標て云ふべし、また十一巻に事靈、八十衢、夕占問、占正謂、妹相依、

注事靈は、言靈にて、人の言に、神靈の依來ますといふ古語あり、委しきことは、別に考あり、八十衢は、方々へ行く、多くの衢をいふ、占正は、占の正しく合ふをいふ、占にまさしといふ言のある、みなこれなり、鎚のますらとよめるも、正トなり、さてこの歌を、拾遺集に、「まさしてふ八十のちまたに夕占とふうらまさにのれ妹にあふへく」、と改めて載られたり、

また十六巻の長歌に、卜部座、龜毛莫焼云々、母之御事歟、御言歟なり百不足、八十衢爾、夕占爾毛、卜爾毛曾問云々、卜爾毛曾問のトは、龜トなり、この反歌にて知るべし、反歌、卜部乎毛、八十乃衢毛、夕占問、卜雖問云々、龜トと夕占の兩なり、また三巻、石田王卒之時、丹生女王の作る長歌に、杖策毛、不衝毛去而、夕衢占問、石卜而以云々、夕衢占と、石トの兩なり、

さて夫木抄に、行家卿、「ゆふけとふいしうらもちてあふことのかたき戀とはおもひ知りにき」、と見えたるは、もはらこの歌詞によりてよみたまへりときこゆるに、然ては石占にて夕占を問ふことのごとく通えて、いかゞ、また十三巻長歌に、玉桙之、道爾出立、夕卜乎、吾問之可波、夕卜之、吾告良久、吾妹兒哉、汝待君者云々、また十一巻に夜占問、吾袖爾置、白露乎、また、不相爾、夕卜乎問常、幣爾置爾、吾衣手者、又曾可續、また十七巻に思多戀爾、於毛比宇良夫禮、可度爾多知、由布氣刀比都追、吾乎麻都等、奈須良牟妹乎、安比底早見牟、また十四巻東歌に、由布氣爾毛、許余比登乃良路、今夜と告らろなり、和賀西奈波、阿是曾母許與比、何ぞも夜なり、與斯呂伎麻左奴、倚り來まさぬなり、さて夕占、夕トなど書きて、由布氣とよむべきこと、この二の假字書を證とすべし、また十一巻に夕卜爾毛、占爾毛告有、今夜谷、不來君乎、何時將待、たゞ占といへるは、そのかみの龜トか、また鹿トとなるべし、いづれにも、夕トとまた別なる占と、兩うらへたる由なり、また四巻大伴家持、和坂上大孃歌に、夕占問、足卜乎曾爲之、夕占と足トの兩なり、

など見えたり、かれこれをかよはして、おほかたその趣を推考ふべし、猶考ふるに、拾芥抄に、問夕食歌、「フナトサヘユフケノ神ニ物問ヘハ道行人ヨウラマサニセヨ」、この歌、既く袋草紙に見えたり、さてこの歌の初句、抄の印本に、フケトサヤとあるは、誤寫なり、いま古本と、袋草紙の本どもと、訂し合せたるなり、兒女子云、持黃楊櫛、女三人向

りともいふべきにや、靈異記に、延暦十七年之比頃、禪師善珠、臨ニ命終時ニ、依ニ世俗法ニ、問ニ飯占(イヒウラ)ニ時、神靈託ニト者ニ言云々、延暦十八年之比頃、丹治比夫人誕ニ生一王子ニ云々、號ニ大德親王ニ、然經ニ三年許ニ在レ世而薨、向問ニ飯占ニ時大德親王之靈、託ニト者ニ言、我是善珠法師也云々、といへること見えたり、この書は、語中につきて考ふるに、諸樂藥師寺僧景戒、弘仁十四年の頃、記せる書なり、その記せる事狀は、例の僧徒の浮說ときこえて、信(ウケ)がたけれど、そのかみの世俗の事は、證とすべし、但し件の文にては、この飯占、人の命終の時にする業のごと、きこゆれど、そは命終の時の事に係たる語なるが故に、二度ともに同狀なる時占たる由に見えたれど、もとはたゞなべての一の占方なりしなるべし、さてこの飯占、古の米占のなごりにもやあらむ、米を炊きて、飯として占へむには、いづれにもいふべきなり、今の世、諸國の中の神社にて、粥もて占ふ神事を行ふ由、きゝおよべる中に、三河國八名郡、石卷神社にて、毎歲に正月十五日、粥占神事あり、神前にて粥を煮て、年中の水田種(タナツモノ)、陸田種(ハタツモノ)の、豐凶を占ふに四五寸ばかりの竹管を、十七本設て、大麥を始にて、蕎麥を終として、十七種の次第を定て、その數字を竹管に記し、別に惣管とて、徒(タヾ)に管一本を加へ、合せて十八本を束ねて、釜中に入れ、さて米を入れて、粥に煮調へてのち、管を取上てその管中を見るに、粥の充滿(ミチ)たるを大吉とし、半ばかり入たると、汁ばかり滿たるをば、ともに中吉とし、粥も汁も入らで空しきを凶と占ふとぞ、こは國人中山美石に誂へて、石卷社人に尋合せたる趣なり、また八丈嶋人、服部義高が、その嶋の事どもを誌せる八丈裁衣織(キレコオリ)といふ書に、正月十五日、卜部粟粥を煮る、鍋の中へ竹筒を入て、年中の吉凶を卜ふとありと云へり、また河内國枚岡社記に、正月十五日卜田(ウラヘタノ)祭、當日於ニ神供所ニ、燒(タク)ニ小豆粥ニ、粥上五寸掛ニ竹管ニ、管中納ニ百穀署ニ、依ニ蒸氣強弱ニ、占ニ年穀之吉凶ニ也、蓋當社第一神事、水速(ミツハヤ)氏神主之外、無レ有ニ相承ニ、といへり、また越後國小丹生神社にも、粥占神事ありとぞ、また遠江國城東郡高天神にても管粥(ツヽカユ)とて、卜ふことをすとぞ、おほかた同じ趣ときこえたり、これらいはゆる米占なるべくさだむべきにはあらざれ

た祕藏抄といふ書に、「かうなきのかやゝこ鳥にことゝはむ我思ふ人にいつかあふへき」、この祕藏抄、躬恒の著せる書なりといへるは信がたけれど、むげに後世のものとは見えず、歌林樸樕拾遺にも此歌を載て、三の句ものとはむとして、かやゝことりは、豆鵐を云ふといへり、これも鵐の占の事ときこえたり、されどいかにして卜ふるにか知る由なし、また竈輪占もさだかならぬを、これも強て考ふるに、俊頼朝臣の散木集に、としのくれによめる、「さらひする室の八嶋のことこひに身のなりはてむほとをしるかな」、顯昭注に、さらひとは、擢と書り、掃除することなり、室の八嶋とは、竈戸を云ふと古髓腦に書り、下野なる室の八嶋も、烟の起つ處なれば、それに思ひ寄せていひはじめたるにや、此も除夜に民の竈戸を擢へて、來む春、年の中の事の吉凶みな見ゆと云へり、火を日にあてゝ、消ゆ消えぬを見て知るなども申めり、ことこひとは、見むと思ふことを乞ふなり、それに吾身のなりはてむほどを知ると讀なりとあり、袖中抄には件の說を、おろおろ注せり、藻鹽草占條にも、件の歌を擧て、三句を、ことゝひにとして、下野國室八嶋それにてはなし、かまどを室の八嶋とよめるなり、しはすの晦日の夜、田舍のげすの、かまどの灰をさらへて、熾(オキ)をとりおきて、つぎの年のあらむずる事を待とかや云々、今も此うらなひはすることなり、雨をも相するなり、又或說に、この身のなりはてむとあるを、世のなりはひのと云へり云々といへり、此書の撰者、宗碩は、永正大永の頃の人なれば、顯昭とは、はるかに後の說ながら、おほかた合ひてきこゆるをあはせて、その卜ふる趣は、知られたり、米占、これも強て考ふるに、權中納言俊忠卿集に、占戀、「きねかとるそのくましねに思ふことみつてふ數をたのむはかりそ」、とよみたまへる歌見えたり、くましねは、和名抄に、糈米を、精米所ヲ以享レ神也、久萬之禰、とみえたるこれなり、思ふことみつとは、思ふことの滿足るといふに、數の三を兼たる詞ときこえたるにつけて考ふるに、神前にて神司、糈米(クマシネ)を二粒と三粒とを分ち賜はりて、ものに包はからひ置て、神慮を問ひて、三粒あるかたを拈(ト)りあたりたるを、吉と卜ふ趣の卜なるべし、然らば、米占のなご

是以知也」、同二月一日の條に云、又今日水量幷去年晦夜破立、及卯杖所ニ取退一也、水量占木ハ政所給、傳士木ハ由貴殿出納、○この事、延暦儀式帳には見えず、拾芥抄歳運部に、懸象躰倒云とて、正月十四日十五日夜半時、以二一丈竹一而立レ之、度二其月影一得二九尺八尺一云々、得二七尺一云々、得二五尺一云々、得二三尺二尺一云々、とある占事にて、漢ざまなるしどけなき事ときこゆれば、こゝには採らず、但しこの水量神事、いまも行ふとぞ、

○神依板、　こは因に、上の琴占の條に論へり、

○片巫、肱巫、附志止々鳥ノ占、竈輪ノ占、米占、及飯占、粥占、管占、　古語拾遺云、昔在神世大地主神營レ田之日、以二牛宍一食二田人一、于レ時御歳神子至二於其田一、唾レ饗而還、以レ狀告レ父、御歳神發レ怒、以レ蝗放二其田一、苗葉忽枯損似二篠竹一、於是大地主神令下片巫志止鳥肱巫竈輪及米占也、占中求其由上、御歳神爲レ祟、宜下獻二白猪白馬白雞一、以解中其怒上、依レ敎奉レ謝、御歳神答曰、實吾意也云々、

注片巫、肱巫は、此時の卜者をいふ稱號とは通ゆれど、こゝよりほかにきこえたる事なく、いかなる由の名なるにか考得ず、しひておもふに、片は肩にて、肱に對たる言のごとくきこゆるをもておもへば、俗に頼もし人を、手足のごとくおもふなどいひ、漢國にて股肱臣などいふこゝろばへに似て、巫もて神慮を問てものするうへより、肩肱を動かしてよろづの業をものするごときこゝろばへより、卜者二人を請せて、然稱へるにはあらざるか、なほ考ふべし、さて注に、志止々鳥、また竈輪云々といへるは、素よりの古傳説なるにか、廣成宿禰の聞ところありて注せるにか、何れにも古傳説なるべし、さて志止々鳥は、天武紀に、攝津國貢二白巫鳥一、自注に巫鳥此云二芝苔々一、しとゞは青みがちなる毛色にて、俗にアヲジとも云ふ、黒燒にして金創などの血をよく止め治る藥なり、こゝに白巫鳥とあるは、毛色の白きが珍しみて貢れるなり、また和名抄に、鵐鳥唐韻云鳥名也、音巫、漢語抄云、巫鳥、之止々、新撰字鏡には鵐字をよめり、また名義抄に、鵐をカウナイシト、と訓り、この鵐字、漢の字書どもに見あたらず、斯方にて制りたる字なるべし、其訓のカウナイは、巫の音便にて、巫しとゞと云ふ義なれば、片巫の志止々鳥の占に由ありてきこえ、漢字に鵐と作き、又巫鳥ともいへりときこゆるも、おのづから片巫の占に相似てきこゆ、また枕册子の、鳥はと云條に、みこどりといへるも、巫鳥ときこゆ、ま

（言なば、此度は申さぬなろべきを、歸御と申すがらには、其意を得べければ、別てことわらであるなろべし、）さてこの御占の事を、内官の神官に尋問たるに、この御占神事、今も御占神態とて、わづかにかたばかり行ふに、琴板とて、凡長二尺五寸ばかり、幅一尺餘、厚一寸餘なる檜板を用ふ、其を笏にて敲く態を爲と云へり、そは後に琴を板に代へ、笏もて敲くこととせるなるべし、さてまた鈴屋翁の説に、萬葉集（九巻相聞）に見えたる、神南備、神依板爾、爲杉乃、念母不過、戀之茂爾、とよめる神依板の事を、今の世にも古神社には、琴の板とて、杉の板をたゝきて、神を降し奉るかたを行ふ事、往々あるにおもひ合すべしとて、この琴占の神事のことを、引出られたり、（續後拾遺集、戀歌に基俊朝臣、「はふりこが神依板にひく杉のくれゆくからにしげき戀かな」、）但し己がおもふところは、萬葉集に載たる歌のころ、はやくより琴を杉板に代へて、神依板と呼てものすべくはおもはれず、歌に過といふ序に、神依板に爲る杉と定めてよめるをおもへば、古よりかならず杉板をもて造る例ときこゆるはたおもひ合すべし、然れば神依板は、もとより別なる卜事なり、大神宮の琴占に、事略ぎて板もてものするは、おのづから似たるにて、古神社にて琴の板といふは、大神宮にてことそぎてするを、まねびたるものなるべし、（その板を敲きて、音によりて卜ふる術なるべし、）さてまた荒木田經雅神主の、延暦大神宮儀式帳解に、この琴占の事を論ひて、儀式帳造宮使造奉物の中に御琴一隻と記し、寶殿物の中に鵄尾琴一面とあるを合せおもふに、一隻と書る御琴は、既に琴板なりし故なり、然るを式に和琴一面と記されたるは、古儀のまゝを記されたるならむといへれど、中臣本系帳に、神琴師弟雄、神琴師豐道などあれば、重き事なり、建久の年中行事の頃までも、まさしく琴を搔たる由記せるがうへに、寛正加筆に、當時御占勤仕次第云々、中琴置、大物忌父搔レ之とあれば、寛正の頃までも、琴を搔たること決し、儀式帳に、御琴一隻と書たるは、造宮使調進にしか書來れる例なれば難なしといへり、

注 内宮年中行事に、正月十二日水量柱奉レ採事、自二長官一食料百文給、由貴殿出納奉レ伐レ之也、禮長一丈三尺、皮削切口三寸也、占木謂レ之、又四尺許細木一本、是謂二博士木一、十四日夜水量立事、政所物忌父一人、御巫内人等、光吉、占木酒殿前置石北端立、月影、九丈殿西軒、酒殿西軒同通指時、（是夜牛也）占木影指所博士木立也、件中間遠吉知、近不吉知也、歲善惡

らるゝはいかゞあらむ、なほ考ふべし、さてまた此占事、天照大御神の命を請奉る由なるに、歌にその大御名を申し奉らぬは、もとより大御前にて供奉る業なれば、ことさらに大御名を稱すまでもあらず、歌に唱ふる諸神は、神議のために集ひたまへる故實のあるに、依れるなるべし、

于レ時大物忌父、正權神主、不淨不信疑以二人別姓名一、爲二某神主一若有二不淨事一申、御巫內人以二同詞一又申御琴搔內嘯、件嘯音鳴以淸知、以レ不レ鳴不淨知也、其後御饌調備之輩、內外物忌父、並荒祭瀧祭大內人、物忌、及思刀、御筥、櫃、桶、杓、御机、陶土師御器、又可二供用一所々御贄等疑占定也、丙合輩悅、不レ合輩成レ恐、

注嘯は、ウソフクとよむべし、神代紀下卷に、兄入レ海釣時、天孫宜在二海邊一、以作二風招一、風招卽嘯也、如レ此則吾起二瀛風邊風一云々、弟居レ濱而嘯之、時迅風忽起云々、と見えたるこれなり、字書に、嘯吹聲也、また蹙レ口而出聲といへり、類聚名義抄そのほか古書どもにも、ウソフクとよめり、いはゆる口を蹙めて、笛のごとく出す聲にて、鷽と云ふ鳥も、其聲の似たるをもて、名着けたるべきはたおもひ合すべし、然るにそのウソフクを、新撰字鏡に、嘯宇曾牟久とよめるは、フの牟に轉りたるかたの言なり、此言の事、なほこれかれ證を引て、委しく考たる說ありて、既に別に注せり、さてこの占事に、內嘯といへるは、その嘯の吹息を內へ引て音を出すをいへるなり、然ればウソフキとは云ふまじきことわりなれど、嘯と云言を居て、內へ引を內嘯といへるなり、この行事の條の末に、但當時御占勤行次第、各參候之後、大物忌父、兄部內人丙嘯內吹也、とありて、この嘯を內吹といへるも是にて、おのづから內吹ともいひつべきいきほひの言なり、あぢはひて意得べし、さてまた丙合といへるとは、江家次第、齋王卜定の條に、卜レ之了、封上書二乙下合、若丙合等字一、若不レ合者可レ注二其由一、と見えたり、永曆二年山槐記にも見あたりたり、丙合とは、官の龜卜に、吉兆の由をいふ、後世の名目と聞ゆ、

其後又御巫內人三度御琴搔、警蹕之後奉レ上レ神、御歌如レ本、但所レ奉レ下神御名申、今度歸御申云々、と見えたり、神下の歌に、於利萬志萬世、と申たるを、この神上の度には歸御と申す由なり、さて案ふに、阿佐久其仁と云

くなどいふも、たゞ朝の事ばかりにはあらで、更めて清におもしろき意ありて、おのづから朝と云ふ言の義にも通ひてきこゆ、此意にて、神座を阿佐久良とはいふなるべし、朝倉橘廣庭宮、また長谷朝倉宮と申す、朝倉の倉は、字のごとく物を貯置るゝ倉によれるなるべくもきこゆれど、朝はこゝにいへる阿佐の義ときこゆ、此宮號のことは、古事記長谷朝倉宮段の傳の解によりて考たる事あれど、こゝにはつくしがたし、わすれたり阿佐久良は、沙庭のことながら、神座のかたを主といへるなるべし、かくておもへば沙庭も、阿佐庭の約りたるにか、あまりに強ひたりや、さて於利萬志萬世は降り坐ませなり、もはら天津神にかけて申すごとく聞ゆれど、なべて神を請せまつるには、尊びて降すとは申すべきなり、以上一首、

阿波利矢、遊波須度萬宇佐奴、安佐久良仁、奈留伊賀津千毛、於利萬志萬世、

【注】奈留伊賀津千は鳴雷にて、雷神の、いま天降ます神の御前後に立て、御嚴威を補け奉らむとして招降すなるべし、首の歌には、天津神國津神、於利萬志萬世と云ひ、この鳴雷と、次の歌なる上津大江下津大江には、名の下に毛といふ言を附たるにて、天津神國津神を主とおろし奉れる意を推察るべし、以上一首、

阿波利矢、遊波須度萬宇佐奴、阿佐久良仁上津大江、下津大江毛、摩伊利太萬江、

【注】摩伊利太萬江は、參賜なり、摩爲利太萬閇と書くべきを、假字の違ひたるは、そのかみ既に口語の訛ありて、假字の混ひもありしなり、さて上津大江、下津大江、詳ならず、強て考ふるに、まづ大江は、おほかた大兄の意にて、天津神國津神と稱へ奉る神神に亞たらむ神を、御子神の列のごとき意にて、主と坐す神々に對へて、親しみ崇まへて、申慣ひたる神宮の諺なるべし、さて此歌三首の中、この上なる二首の天津神國津神、また奈留伊賀津千には、於利萬志萬世といひ、此大江には、摩伊利太萬江と、やや劣しめ、又この歌を終に唱ふも、上にいへるごとく第一の歌には、天津神國津神、於利萬志萬世といひ、第二と、此歌には、名の下に毛といふ言を附へたるも、尊卑次第ありてきこゆるを、おもひ合せ

正卜考三卷

後附

雜占

此くさ〴〵の占事は、正卜考をかきあらはしてみむとする因に、古書どもの中に見あたりたるかぎりを、こゝにかき集めて、おろ〳〵考たる説のあるをば、かきそへたるなり、但しそのくさ〴〵の中には世にあまねくものせるにはあらで、大神宮の神事にのみきこえ、また一社の神事にかぎりて行ふ例ときこゆるもあり、また女わらはの、はかなきすさびわざのごと、爲ならひたりけむとおもはるゝもあれど、すてずしてしるせり、されど、もと外國ぶりにもとづきたりときこゆるはとらず、

○琴占、暦延大神宮儀式帳、六月例の中に、以二十五日夜乃亥時一、第二御門仁、御巫内人仁御琴給弖、大御事大御命なり、請祭弖、以二十六日一從レ宮西原仁退出云々、

注九月例神嘗祭條にも、以二十五日一云々、以二同日夜亥時一、御巫内人乎第二御門爾令レ侍弖御琴給弖、以二十六日一請二天照坐大神乃神教一云々、また職掌雜任の下に、御巫内人云々、職掌三節祭十五日夜以二亥時一、第二御門令レ侍、木綿蘰御琴給弖、請二大神乃御命一云々、三節とは、六月、九月、十二月をいふ、と見えたるは、御琴を掻きて卜ふる神事なり、さてその六月の例祭を、同宮建久年中行事に委しく注して云、但し延暦のころとは、おのづから後ざまに革りたる事もありぬべきなり、其意して見るべきなり、六月十五日御占神事云々、御巫内人衣冠自二外幣殿一鵄尾御琴請、件御門外東方候、御殿向先詔刀申、其詞云、云々等不淨事疑於二御前一御占清々令二占定一給恐々申、次以レ笏御琴掻三度、度毎有二警蹕一、次奉レ下レ神、其御歌、阿波利矢、按に㤼怜やなど、歌ふ聲ぶりのまゝに書注せるものなるべし、神樂歌、東歌、催馬樂歌などに、然る例あり、遊波須度萬宇佐奴、樂遊者爲と不レ申、と聞えたり、御琴は掻はべれど、樂遊にはあらずと、眞情に歌ひ出せりときこえて、あはれなり、阿佐久良爾、天津神國津神、於利萬志萬世、

注阿佐久良の久良は座にて、神々の坐ますべき座なり、かくて阿佐は、もと更めて清なる趣なるを云ふ言にて、鮮明のアサも、これなるべく、朝夕の阿佐も、夜の明てあらたに清なる義なるべし、朝日よ

の櫻皮用レ之と注されたると、おのづから同意におつめり、されば萬葉集なる櫻皮纒は、字のまゝにサクラマキとよむべく書るにてもあるべし、尋常の櫻皮にても纒たるべければなり、（そは釉前などを纒堅め、かつ飾としたるなるべし、）さておのれ前に樺皮を燃し、また鹿胛をも灼試つるに、本草綱目にいへる趣にて、黒油烟甚しく、忽ものに粘き黒むなるが、胛も忽眞黒にきたなげになりて、火坼は見えあらはれず、後に水に浸して漸に洗磨きてぞ、火坼はあらはれたりき、五雜俎に、樺皮燒レ之易レ燃而無レ烟、といへるはさらに合はず、無字は多の寫誤にはあらざるか、さてまた袖中抄に、「梓弓はるの山邊に煙たちもゆともみえぬひさくらの花」、（此は近江御息所歌合のひざくらの花の題の歌にて、古今六帖にもひざくらの題の下に載たり、）と見えたるひざくらのことをさだせる說の中に、既に引出たるごとく、朱櫻と書て、かはざくらとよめり、色もすはう色なりといへるはさることなるを、其をひざくらとよめるにやといへるはたがへり、此ひざくらの歌は、近江御息所の歌合に、かにはざくらの外に、別にひざくらの花とある題の歌なれば、かにはざくらと別物なることは明白なるものをや、なほいはゞ、かは櫻のすはう色なるは然ることなるを、其を緋櫻といふべくもあらず、

注もし緋色ならむには、火にたとへつべければ、もゆともみえぬといふべからず、この歌の意は、ひざくらを火櫻といふにとりなして、名には火といへど、烟もたゝず、燃る色も見えぬ由なり、新撰六帖のひざくらの歌どもは、たゞ古今六帖の題によりて、しらずよみによみ給へりときこゆれば、こゝに論ふまでもあらず、今世緋櫻とて緋色にさく櫻まれまれありて、つぎ木などにして翫ぶ人あれど、古ありけむものとはおもはれず、殊に山などに有べきにはあらじかし、

しひておもふに、上にいへるごとく、樺をむねと炬などに用ふるかたより、火櫻ともいへるにもやあらむ、そも〳〵この樺を加仁婆とも加婆ざくらとも稱ふが、波々迦の一名を、加仁波ざくら、また加八ざくらともいふに、おのづから名の相似たるがうへに、並に火を燃す具にさへ用ふるにつけて、同物のごときこえて、混らはしき說のこれかれきこゆれば、くだ〳〵しけれど、かく言別て辨へつ、

革りありときこゆれば、件の色目は證としがたし、今の世に樺といふ色ぞ、かへりてそのもの、皮色に近しとはいふべくや、また槇嶋昭武が書言字考に、樺焼俗炙ニ鰻鱺一則色紅黒、有レ似ニ樺皮一故云レ爾、と云へるは然ることなり、中むかしの書に、大根のかばやきと見えたるも同じ、武家の古實とする古書弓法秘書に、的矢かばはぎたるべし云々とみえたるを、矢本秘傳に、かばはまゆみの皮なり、白かばと是をいふ、また藤の皮をも用ふるなりとみえたり、樺と混らはしければ、これをも引出つ、すべて此色につきては、混らはしくきこゆるかたあれば、はかなき物の名をさへにとりまじへて、かくはわきまへつ、

但し樺の幹の皮上の白みたるもありて、其をわきて白加牟婆といふところもありとぞ、さて此木、甲斐信濃の山には殊に多く、皮を剥て水に浸し、炬と爲るにいとよく燃て、雨風にも堪るものなり、故鸕鷀飼が篝にも主と用ふとぞ、民部式年料別貢に、信濃國樺皮二園とあり、上野國にも見えたり、また此皮もて器を綴ぢ、物を纏きなどすることは、古よりきこえて、今も人知るがごとし、

注 新撰六帖、爲家卿の歌に、「梓弓矢はきの里のかはさくら花にのみいるわかこゝろかな」、また知家卿、「から竹の笛にまくてふかはさくら春おもしろく風そふくなる」、また光俊朝臣、「近江なる檜物の里のかはさくら花をはわきて折る人もなし」、などみえ、七十一番職人歌合に、檜物師を、「逢ふとはそれそとちめのさくらかはかはかりとこそおもはさりしか」、此三四句の詞、加婆と、波を濁る證ともすべし、

和名抄に、和名に連ねて今櫻皮用レ之、と注されたるは、玉篇の文に、可ニ以爲一レ炬者也、とあるかたに依れる注にはあらで、物を綴ぢ纏などするに、尋常の櫻皮を用ひても、なほ加婆といふ由なるべし、今世にもなべて櫻をも用ふるを、めぐらしておもひやるべし、さて件の用之の用字、諸本有と作るを、いま或一本に依りて訂して引り、今櫻皮有之にては、さらにその義通えがたし、但し玄か用字に訂したれど、上文に物を綴などする用の事無くては、文義調ひてはきこえがたし、既く文の脱たるにもやあらむ、さてまた萬葉集に、櫻皮纏作流舟と書る櫻皮を、カニハとよみ來れるも、か

皮名なり、加婆は迦爾婆の約りたるなり、さて皮を專ら用るから、迦爾婆櫻と木名にもなれるなり云々、さて此に此木を取は、皮を燃して彼鹿の肩骨を灼む料なり、からぶみ五雜俎といふものに、樺皮燒レ之易レ燃而無レ烟也、…云りと云はれたれど、おのれが考たるところは、上件に論へるがごとし、さて樺は、和名抄木具部に、玉篇云、樺木名、皮可ニ以爲レ炬者也、和名加波、又云加仁波、今櫻皮用レ之、と見えたり、但し通本樺木皮名とあるを、今一本に從ふ、そは字書どもにも樺を木名として、皮可レ爲レ燭と見え、本草綱目にも、喬木部に藏器曰、樺木似ニ山桃一、皮堪レ爲レ燭、また時珍曰、以レ皮卷レ蠟可ニ作レ燭點一、といひ、また其皮を燒てその黑烟を用ひ、或は器財を纒き裹みなどせるおもむきなども見えたり、（文長く煩はしければ引に堪ず、本書に就てみるべし、なほ他の漢籍どもにもこれかれ見ゆ、）此木いまも加婆とも加牟婆とも稱ひてかくれなし、古歌にかば櫻、白かば櫻、さくらかば、ひざくらなどよめるもこれなるべし、葉は三角に尖りて、白楊に似て、花はおほかたつねの櫻のさくころ、白く白鳥華といふものに似て、穗のごとく多く聚り開くものなり、（夫木抄に仲正朝臣、「御園なる白かば櫻ちりかゝり春の垣根にうの花さく」、）幹の皮は厚く軟柔にして、色は淡紅にいさゝか黑みて、黃を帶たりとやいふべからむ、さて小き斑あり、染色に樺といふは、おほかた此皮の色に比ていへるなるべし、

注但し桃華蘂葉に、弓を卷くことの條に、後鳥羽院仰云、隨レ年卷ニ紅梅一非ニ正義一、何モ可レ卷ニ眞加波一、其色薄紅梅也、と記し給へるは、樺皮もて弓矢を纒く製のあるを、織物に換へたるうへにて、いさゝか其色に准へて、薄紅梅を眞加波と稱ひて用ふる例となれるなるべし、なにくれの裝束抄などいふ類の書どもの色くさに、樺櫻といへるも、淺蘇芳を主として、他の色をさし、また襲の色あひにつけていへるもありときこえて、とり〴〵なり、さる中に、新撰六帖に信實朝臣、「妹が着るむへむらさきのかはさくら花のゆかりの色もなつかし」、とよまれたる紫の樺櫻は、藻鹽草に樺櫻衣、表紫、裏青とある色あひにや、こはことにものどほし、蘇芳の色によれば、朱櫻の一名を加八櫻といへば其色にて、樺と書くは誤れる例なるべくもおもはるれど、すべて裝束の色あひは、そのものゝ色に似たるをもいひ、また染種の名もていふもありて、其色も漸に沿

にも用ふるは、龜甲を得ることのたやすからぬによりてのわざなるべし、かくて其穴の中を灼かむには、波々加の皮を用ては灼がたきが故に、その木を皮ごめに細く割きて用ふること〻は成たるものなるべし、さてまた上に記せるごとく、かの鹿嶋神宮の物忌初任の時の卜法は、龜甲二枚に二人の女子の名を分記し、熾炭もて灼に、物忌に任べき方は、龜甲灼損ぬることなく、任まじき方は、焦れて灰となる、是をもて物忌を卜定むといへるは、坼によりて卜ふるにあらざれば、違へるがごとくなれど、すべて二方なるとを一方に卜定むる時には、然するも古の一法にぞあるべき、

注延文の奏狀に見えたる歲山祭は、今も正月四日に行ふが、此日正殿の四方に神木なりと稱ふ椎木の在るを、其年の明方といふに當れる方の椎が本にて燎を燒き、木簡の圭角に削りなしたるものに、十吉合の三字を書き、椎枝を折持副へて、其火にさしかざし、其を大宮司の宅の明方の簷に挿しおくことをすとぞ、これも時鄰がかたれる趣なり、さて件の木簡の頭の圭角あるを火にかざせるは、なべての龜卜の龜甲の作りざまを、まねびてするわざなるにかともおもはるれど、十吉合と書るは、もろこしの道家の咒符に、立春大吉、日旦太火など書て、門戸に揭る類のことなれば、論ふにも足らず、

さて今、櫻の類の木を、後の龜卜法のごとく、細く割きて鹿胛を灼き試みるに、火氣弱くて坼がたきを、櫻の皮また枝などを燃して、其上へ胛をさし覆ひて灼けば、能く火とほりて坼るをおもへば、古はかならず然ぞ爲たりけむとおもひ定めつ、さて卜問せむには、いはゆる波々迦に淨火を揚して、胛を灼き、登、保、加微、衣微、多米の五位の中に就て、驗はれたる坼の體に依りて、神諭を卜定むべき、わざにこそはあるべけれ、

附論

古事記傳、天波々迦の注に、和名抄に朱櫻波々加、一云邇波佐久良、また木具部に、樺木皮名、可ニ以爲レ炬者也、和名加波、又云加仁波、今櫻皮有レ之、とみえ、萬葉集に櫻皮纒作流舟とよみ、古今集物名に、迦爾婆櫻あり、源氏物語などに加婆櫻といふもこれなり、これを合て思ふに、此木の本名は波々迦にて、迦爾婆は

のなるべし、かくてつら〳〵考ふるに、古は波々加木の皮、或は枝を薪として、龜甲を燒たるなり、そは上にも引たるがごとく、式に、年中御卜料波々加木皮と載られ、また鹿嶋の注進狀（この古案鹿嶋大神宮ノ宮司の家に存り、）に、天葉若木事云々、爰奉ニ行神事一之刻、採ニ用件木枝一事多レ之、所レ謂正月四日歲山、幷每月廿七日吉凶御占、及物忌初任之時、以ニ彼木一爲レ薪燒ニ龜甲一、就ニ其驗一令ニ撰補一者也云々、といへり、さて其卜事どもは、既く廢たりけるに、物忌の（內藏寮式に、鹿嶋社宮司禰宜、各一人物忌一人、）初任をト定るときにのみ、其卜事かつ〴〵遺れりとぞ、其は神道名目類聚抄に、鹿嶋神宮に物忌といふ女官を定むる時に、龜甲を灼く事あり、女子の七八歲以上、十二歲以下、いまだ經水あらざる者を撰びて、物忌に定む、あらかじめ件の女子二人をもて、一百日神事をつとめ、滿ずる日、神前に鼎をたて、龜甲二枚を設、（龜甲は、剝たるまゝに用ひたりと云傳ふと、時鄰いへり、）各女子の名を記し、是を鼎に盛て、早朝より暮に及ぶまで是を灼く、物忌に定むべき女子の名を記せる甲は、少も灼損ずることなし、物忌になるまじき女子の名を記せる甲は、焦れて灰となる、是を以て物忌を定むといへり、おのれ前に此事を時鄰にたづねあはせたるに、違へることとなし、但し龜甲は剝たるまゝにて、炭火を熾して灼來れり、（近世となりては、いと省畧てかたばかり行ふことゝなりぬ、）といへりき、もとはかの延文の奏狀にいへるごとく、葉若木の枝を採りて、薪として灼たりけるを其木枯亡せて後、炭に換へたるものなり、此に據りて推考るを、むかしの公家の御卜には、龜甲一枚をよきほどに削蒻めて、かの物忌定の卜事のごとくものして、波々加は、其皮をもて灼たるものなるべし、そは齋宮式、野宮主神司所レ請月料の中に、龜甲一枚、波々可五枚、（龜甲波々可者、神祇官所レ行、）とあるを、臨時祭式に見えたるところをもて考るに、野宮云々卜料に、龜甲を別に十三枚備置て、月每にそを一枚と、（年料十二枚なるべきを、十三枚なるは、事あらむ時の儲に、餘したるものなるべし、）波々可は、年中御卜料波々加木皮云々、令ニ採進一とある中より五枚づゝとを充らるるなり、（臨時祭式、齋宮式に、波々可と書て皮字無きは、用ふうへもていふ稱なればなるべし、）これ月每に一度づゝ定れる御卜の料にて、件の波々加木皮五枚を以て、龜甲一枚を灼く料に充たるなり、（此外、式を考るに、一度の御卜に、龜甲一枚を用ふる例ときこえたり、）證とすべし、後の龜卜の傳のごとく、龜甲一枚に小さく穴をいくつも鑿り置て、いく度

之、所㆑謂正月四日歳山、幷毎月廿七日吉凶御占、及御物忌初任之時、以㆓彼木㆒爲㆑薪燒㆓龜甲㆒、就㆓其驗㆒令㆓撰補㆒者也云々、自㆓去七月㆒枯乾畢云々、とあり、此靈木を除きて、同種の木無かりしかばせむすべなくて、既くより社内にあり來し木犀(モクセイ)といふ木を、其跡に植つぎたりと語つたへたるが、今も在りと其神官北條時鄰話れり、さて其注進狀に、本朝中限㆓當社㆒在之歟、他社全無㆓此種類㆒と云へるは、まことは、そのかみ其鹿嶋わたりにて、見聞およびたるところをもて、然おもへるがうへに、世に卜事も衰へて、波々迦といふ名も廢れゆきて、おほくは人知らぬことゝなりたりしによりて、然はひとむきに心得たるものなるべし、そも〳〵波々迦の木は、根本天上(モトアメ)より傳はりて、卜事に用ふる幽(フカ)き由緣ある靈木なれば、鹿卜の卜法(ウラワザ)と、もに、皇御孫尊の大御國に傳はりて、其木種の絶えはつまじき理なるを、漸にまぎらはしくなりて、つひに其木はそれとだに詳(アカ)ならずなりぬるがくちをしくて、かくはたづね證せるなり、さて卜事に用ふる波々迦のことは、本篇正卜考に擧たるごとく、對馬の龜卜の傳どもに、一種ならずとり〴〵に聞ゆれど、多くは

櫻の類ときこえ、同じ元文傳には、はゝかと稱ひて櫻の皮を、長き楊枝のごとく削り用ふと云ひ、〔但し圖には、櫻に似たる一種の形狀を畫きたり、本篇に寫せるがごとし、〕また伊豆國伊古奈比咩神社の緣起に、龜卜のさまを云へる中に、櫻の木の皮に、火をつけて燒べしと見え、〔古へ伊豆壹岐對馬の卜部、御卜に仕奉りしこと、本篇に委く論へるがごとし、〕同國に隸(ツケ)る八丈嶋に、今も卜部と稱ふ者のありて、それが傳には、櫻木の枝の東へさしたるをとりて、龜甲を燒く木に作る、其を波々加と稱ふとぞ、〔其嶋人、高橋閔愼(字は與市)云へり、〕また松永貞德の歌林樸樕に、はゝかの木は櫻木なりといへるは、當時きくところありて云へるなるべし、また元文傳、龜卜壇場の圖にも、甲、佐麻志竹、櫻など注したり、〔また越後國伊夜日子神社の、社家に傳へたる龜卜の書に、波々加木占甲を燒薰具也、とのみ記せり、其書は、其社司高橋國彥が書寫して見せたるなり、〕これらを合せ考ふるに、既く神代紀纂疏、太占卜事の條に、龜卜のことにつけて、以㆓櫻木皮㆒灼㆑甲決㆓其吉凶㆒、櫻木、此名㆓波々加木㆒、猶㆓唐法用㆑荆也、と注されたるごとく、眞の波々迦は、多からざるにあはせて、卜料には、便にまかせて、櫻の類のよく燃(モユ)る木を擇び用ひても、なほ古實のまゝに波々加と云へるによりて、つひに其木もそれとさだまらざるがごとく、まぎらはしくなりたるも

因謂二天山一也、とみえたり、上に引たる古歌に、天降就神乃香山とよめるも、此古事なり、其はかの天上にして、卜事の時の物どもを とり給ひし天香山を、殊なる神の御はからひにて天降し給へる、いとも奇靈しき神山なれば、波々迦も共に生し降し給へるにもやあらむ、さらば此山の佐久良は、もとは波々迦にて、いはゆる加爾波佐久良なりけむ、式に年中御卜料波々加木皮、仰二大和國有封社一令二採進一と見えたるも、大和に其木の多かりけむと、はたおもひ合せらるゝなり、また書紀允恭卷に、八年春三月幸二于藤原一密察二衣通郎姬之消息一云々、明旦天皇見二井傍櫻華一而歌之曰、波那具波辭、佐區羅能梅涅云々、和餓梅豆留古羅、とみえたり、郎姬の事は上文に、容姿絕妙無比、其艷色徹レ衣而晃之、是以時人號二曰衣通郎姬一也、とありて、その容艷きを櫻華の美麗に比へて賞給ふ義なり、加仁波櫻ならむには、ことに似つかはしかるべし、上に引出たる源氏野分卷に、紫の上の容姿を賞て、おもしろきかばざくらの、さきみだれたるをみるこゝちす、といへるをも思ひ合すべし、さて藤原も十市郡にて、香山に近き地なり、さて此時を、書紀に二月とあるを、類聚國史の一本に三月とあるぞ、書紀の好本の文なるべき、隨ふべし、時の合ひてきこゆればなり、さて又松岡玄達の著せる櫻品といふ書に、櫻はいづれの國にもあれど、とりわき畿內の國々に多き由いへり、今も香山わたりに、加仁波櫻の在りや否しや、土人によく尋問まほしきことなり、但し佐久良は諸所の山にもあるものなれば、件の香山の櫻をよめる歌もて、論ふべきにあらずと、人はいひおもふべけれど、古實たづぬるこゝろならむには、然もやとおもひよりつるおもむきのすてがたくてなむ、

これかれ證し考合せて、波々加、加爾波佐久良、加八佐久良、同物なることを知るべし、しかるに鹿嶋神宮の宮司等が、延文元年の注進狀に、（此全文は、本篇正卜考に引り、）鹿嶋太神宮天葉若木事、（波々迦を言便に、波和加と云ひなれたるまゝに、然書るなり、此ほか後のものには、然書るがあり、）右靈木者、明神降臨之時令二隨逐一以來、卜二在所於社壇之傍一、連枝繁葉之榮、經二億載之星霜一畢、而彼神樹、本朝中限二當社一在レ之歟、他社全無二此種類一、仍社內奇瑞之隨一也、爰奉レ行二神事一之刻、採二用件木枝一事多

注予前に、伊勢の白子人光大夫といふが、海中にて大風にあひて、船を吹放たれて、北ざまの外國に漂蕩着て、諸國を留連て、おろしやといふ國の王が在所まで至りて、歸來れるに謁て、その歷て見聞つる諸國の事どもを、語らせて聞けるとき、櫻を見たりやと問ふに、野にも山にもさらに見えたることなし、但しおろしやにて、その小さき一木の鉢に植たるが、花さきたるを見たり、殊なる希物として賞るさまなりき、皇國より木種の轉傳はりたるものなるにかと語りき、

かくて波々迦は、加爾波櫻とも稱ひて、佐久良なれば、漢國の櫻桃、朱櫻などいへるものに、全く當るべきにあらず、そのかみおほらかに當たる和名なるべければ、漢名になづむことなく、上に引たる顯昭の古今集注、かにはざくらの條の、古き首書に、頁宗案ニ、月令ニ仲夏天子羞先以ニ含桃一云々、五月に熟する菓なり、渡唐したりし人の語りしは、櫻桃は日本には無きものなりと云へりと書るが見えたり、波々迦の一名加爾波佐久良なることを、むねと證とはして、おもひ定むべきなり、かくておもへば、波々迦は天上より傳はり來ぬる卜法に備はりたる靈木にて、あるが中の佐久良の本種なるが故に、上に云へるごとく、其花もことに美しきにぞあるべき、鈴屋翁の古事記傳の中に、佐久良と稱ふ義は、萬の木の花の中に勝れて美しければ、開光映といふ名をおへるなるべしとて、委くわきまへ注されたるがごとくなるべし、されば波々迦と稱ふは、天上より傳はれるもとよりの名、佐久良といふは、その花を賞るうへよりよべる名なるを、なべての佐久良の世に多くなれるにあはせて、本種の佐久良をば、加仁波佐久良と言別てよぶことゝなりしものにぞあるべき、

注なほおもふに、萬葉集三卷に、天降付、天之芳來山、霞立、春爾至婆、松風爾、池波立而、櫻花、木晚茂爾云々、また或歌とて、天降就、神乃香山、打靡、春去來者、櫻花、木晚茂云々、とも見えたるは、大和の十市郡なる、天香山の櫻をよめるなり、この香山は、大和國風土記に、天上有レ山分而墮レ地、一片爲ニ伊豫國之天山一、一片爲ニ大和國之香山一、伊豫國風土記にも、伊豫郡、自ニ郡家一以東北在ニ天山一、所レ名ニ天山一由者、倭在ニ天加具山一、自レ天天降時、二分而以片端者、天ヨ降於倭國一、以片端者、天ヨ降於此土一、

にはさらに合はず、本草和名に載たる櫻桃の一名朱櫻、朱桃などみえたるに、白花如ㇾ雪といへるものにはいと似つかず、また麥英、麥桃などいへるも、四月を麥秋といへるごとき意にて、四月かけて花開く意の名なるべきに、春初開二白花一といへるも合はぬこゝちす、さればかの國にして、明世、時珍が頃、はやく櫻桃のものざね混らはしくなりたるにて、綱目の中に諸家注、異同甚多、と注へる物かれこれ見えたれば、此も然る類のものなりけるを、時珍がしひて推定たるにて、本草倭名なるぞ、はやく唐世頃、かの國より傳はりたる説によりたるにて、かへりて正しかるべき、但し其一名どもの中に、釋藥性を引て、胡頽子凌ㇾ冬不ㇾ凋、とあるはいぶかし、そは別に胡頽子、出二馬琬食經一、和名久美と出し、また和名抄にも馬琬食經、養生秘要等を引載て、和名久美、一云毛呂奈里、と見えたり、胡頽子をもて櫻桃の一名とせるは、はやく釋藥性の誤なるべし、さて又文選に載たる梁沈約が詩句に、野棠開未ㇾ落、山櫻發欲ㇾ然、とある注に、翰曰、棠櫻皆果木名、而發二其花一也、花朱色如二火欲一ㇾ然也、といへる櫻も、此櫻桃なるべくきこゆ、縱や件の漢名の定はたがひたらむにも、波々加、加爾波同物なる證の考は、上にいへるごとくなれば、うごきなし、

さてまた草木などの漢名は、いにしへ彼國人の皇國に參渡來れるが、まのあたりにて示へたるも、また皇國人の彼國にまかりて、見聞て定たるもありぬべけれど、たゞかの國籍にみえたるものゝ趣を、おほかたにおもひやりて、推定たるはた多かりぬべく、又同類のものながら、此と彼との土地がらにて、異なるところありて、全く同じからぬもおして定たるもありぬべければ、眞の漢名には當らざるも多かりぬべきなり、かくて佐久良も、むかしより漢國の櫻にあてゝ、あまねく其字を用ひ來つれど、近き世になりては、其當らざるおもむきを、考へさとれる説のきこゆるに、また近きころ、漢人どもの參來れるに、見せて問ふに、彼國の櫻といふものとは別にて、佐久良は己が國には無きものなりといひ、また外國々をわざとして往めぐる、おらむだの國人も、いづれの國にても、見も聞もせざるものなりといひて、みな其花の美しきを、かぎりなく賞あへりとぞ、

べての櫻におくれて、三月の下旬、或は年によりては四月かけてさかりに咲ものなり、實はよのつねの櫻に異ならず、多く結れり、顯昭の古今集注に、きぬの色にさくらといふは、表は白くて、裏を薄色にするなり、かばざくらといふは、表を蘇芳にて、裏は薄色なるなり、しかれば朱櫻とかけるにあはせて、花の色のすこしあかゝるべきにやといひ、また襲(カサネ)の色あひのこと記せる古書に、天文二年、卜部兼長朝臣書寫の奥書あり、表紙に尙衣志と題したれど、後人のわざにて、もとよりの題名とはおもはれず、かばざくら、おもてすはう、うら赤花、櫻がさね、おもて白く、うら赤花と見えたる、このかばざくらの色あひも、おもひ合すべし、かくてこの花のちりかたになりて、藤の花はやう〳〵にさきそむるなり、これ右に引出たる幻巻の文どもに、いとよく叶へり、また近江御息所醍醐天皇の御息所、周子、歌合に、かには櫻、此歌合、種々の木草を題にて、花櫻、かには櫻、ひざくらの花、には櫻などありて、かばざくらといふはあらず、「ふかれくるかには櫻そそひてちる春をおくれるにほひなるへし」、とよめるも、よくかなひてきこゆ、

注かには櫻を、香には櫻ぞとかくしてよめり、春を送れるといへるにて、暮春のおもむききこえたり、意をつくべし、此歌通本には、三四の句、そへてちる春におくれぬ、と書るは誤なるべし、今佐理卿の手なりといへる臨本(ウツシマキ)によりて引つ、さて此かには櫻の名、おのれが若き頃は、あまねく然いへるを、此頃なほ故鄕人にいひ合するに、おぼ〳〵しげなれば、同國のかたゐなか人どもの、この江戸に來居(キヲ)れるが中の、これかれにたづね合せたるに、おのれがおぼえたるにつゆたがはず、なほこまかにかたれるおもむきをも加へて注せるなり、さてその中の一人がいふ、かにはざくらといふは、かにはにさく櫻なれば、名にも然はいへりと祖父がいへるを、おもひ出侍りといふに、其かにわとはいかなるをを云ふにかと問へば、春にまれ、秋にまれ、季(トキ)の末になりたるをかにわになるといひなれたりといへり、此言聞なれず、書どもにも見及(バ)ざれど、古言なるべし、但しかにわのわは、はの訛れるなり、その本名を加爾波佐久良と書るにて明なり、かくてぞ名義もさだかなる、然るに本草綱目櫻桃の下に、時珍云、櫻桃樹不ㇾ甚高ㇾ、春初開二白花一、繁英如ㇾ雪、葉團有二尖及細齒一、結ㇾ實一枝數十顆、三月熟時須二守護一、否則鳥食無ㇾ遺也、といへるは、加爾波佐久良

り、さてその加八佐久良は、源氏物語野分巻に、見とほしあらはなるひざしの おましに居給へる人、ものにまぎるべくもあらず、けだかく清らに、さとうちにほふこゝちして、春の曙の霞のまより、おもしろきか°ば櫻°の、さきみだれたるを見るこゝちすと云へるこれなり、紫の上の、簾中に居たまふ狀をいへる文なり、河海抄に、朱櫻和名かばざくら、

注かく注して、「淺みどり野邊の霞はつゝめどもこほれて匂ふかは櫻かな」、といふを引歌にのせられたれど、此歌新撰萬葉集に載給ひて、終句(ハテノ)花櫻鉋(ハナサクラカナ)とあり、六帖、拾遺集などに見えたるも同じ、然れば此抄に、かは櫻として引れたるは誤なるべくや、但しこの物語の詞、きはめて此歌詞をふくみてかけりときこゆ、霞のまよりこぼれてにほふかばざくらは、ことにはえありておもしろかるべければ、かばざくらとある引歌もすてがたくきこゆ、もしくは然書る本の ありしにもやあらむ、さてかばざくらの花のさまは、下にいふべし、

細流には、かば櫻とは、うす紅梅の花なるべし、古今にいへるかには櫻のことなりなど見えたり、古今集物名に、かにはざくら、「かつけとも波のなかにはさくられて風ふくことに浮しつむ玉」、また幻巻に、きさらぎになれば、花の木どものさかりになるも、まだしきも、花の木とは、梅をいへりときこゆ、木末をかしう霞わたれるに、かの御かたみの紅梅に云々、春ふかくなりゆくまゝに云々、山ぶきなどの、こゝちよげにさきみだれたるも云云、ほかの花は、一重ちりて八重さく、花櫻さかり過て、かば櫻はひらけ、藤はおくれていろづきなどこそはすめるを、其遲く速(ト)き花のこゝろを、よくわきまへて、色々をつくし植置給ひしかば、時をわすれず匂ひみちたるに云々といへり、このかば櫻、すなはちかには櫻にて、古名波々迦なると、上に引たる書どもに證し知るべし、さて其かには櫻は、諸國なるはいまだよくも尋ねず、予が生土(ウブスナ)の若狹の國には、まれ〳〵にありて、かに°はのは°を、わのごとく呼べり、カニハと三言ともに去聲に唱へり、そのあるさまをいはゞ、此木、葉はなべての山櫻に比べてはまろきかたなり、花は彌重に咲て、蘇枋(スハウ)のやゝ薄き色したるが、漸もえ出る若葉に色はえて、ふさふさと咲みちて、匂ひわたれるさま、目もあやにうつくし、源氏物語野分巻に、紫上の容姿を稱美て、おもしろきかば櫻の咲みだれたるこゝちす、又允恭紀に、天皇、衣通郎女の容姿を、櫻華に比へて御歌よみたまへること、下に擧べし、こゝにもめぐらして、思ひ合すべし、かくて此花、な

を奉りて、もはら先祖より記傳へたるものにより
て、撰進れるなるべし、故順ぬしも世を同くしたる
人の撰書なれども、その傳の古く正しきに依りて、
引書に採用ひられたるなるべし、

櫻桃一名朱櫻、胡頽子凌レ冬不レ凋一名朱桃、一名麥英、一名楔革黏反一名荊桃、已上四名出二釋藥性一、梂子、味酸、出二崔禹一、一名含桃、一名荊桃、一名麥桃、已上三名、出二兼名苑一、和名波々加乃實、一名加爾波佐久良乃美、と見えたり、顯昭法橋の古今集注、かにはざくらの下に、櫻桃をば本草には、かにはざくらとよみ、又はゝかともよめりといへるも、此本草ときこゆ、また色葉字類抄に載たる櫻桃の、漢名和名全同じ、此書を取載たるものなり、醫心方丹波康頼宿禰撰、に載たるも、また同じ、

注然るを和名抄に朱櫻、本草云櫻桃一名朱櫻、和名波々加、一云邇波佐久良、とありて、加邇波の加字脫たり、然るは撰者の、加字を書脫(オトサ)れたるにか、又既く傳寫の人の脫せるにか、いづれにまれ、その加字は脫たるにて、邇波佐久良とあるは誤なり、近江御息所歌合に、種々の木草を題にて、かにはは櫻、には櫻を別にせられたるはた證とすべし、然るを或人、本草倭名に、加爾波佐久良とあるかたを疑ひて、順抄爾上無二加字一、似レ是と注へるは、なかなかに誤なり、色葉字類抄に取載たるも、又心醫方に載たる本草藥物の漢名も、全く此本草和名に據りたりと見ゆるに、しか櫻桃の和名の同じきは、もとより加字の衍れるにはあらで、和名抄なるぞ脫たるにはありける、

類聚名義抄にも、朱櫻ハ、カ、一云カニハサクラとあり、壒嚢抄に、朱櫻と書て庭櫻とよむも、すはう色なりと云へるは、和名抄の誤をうけたるものなり、顯昭の袖中抄に、はゝかびとは朱櫻桃火ともかき、又たゞ櫻桃火とも書けりといひ、また古今集なる物名の、かにはざくらを、同人の注に、朱櫻とかけりなど云へるは難なし、また白氏文集櫻桃花下歎二白髮一、と題せる詩句に、紅櫻といへり、當時櫻桃の一名を、紅櫻とも稱へりしなり、かくてまた本草和名傳抄此書、表紙にのみかく題して、下に丹家累代秘本とあり、又和氣氏の奥書あり、普通本には丹波康頼撰といへる、いと拙劣き序あり、故レ家賴本草といへり、こは後人のさかしらわざなり、此書の事は、別に論ひ記せるものあり、には、櫻桃、味甘主レ調レ中、四月採レ實、和名加八佐久良乃美(カバザクラノミ)、和氣氏の後注に、波々加乃美、加爾波左久良乃實、とありて、加八佐久良をも、はゝかの一名とせり、袖中抄に、ひざくらのことをさだせる說の中に、朱櫻と書て、かば櫻ともよめり、朱櫻、櫻桃、同物なること、上の引書にみえたるがごとし、色もすはう色なりといへるも合へ

の御卜といふことあり、卜部氏の者、はゝかの木にて、龜の甲を灼て占ふなりまたそれがやうに、鹿の肩の骨をやきて、うらをすることあり云々、笛吹の社より、はゝかの木をきりて、都に奉りぬれば、神司龜の卜するごとにぞ侍りけるとかやと見え、（此抄の作者、藤原清輔朝臣は、天治の頃二十歳ばかり、治承元年、七十四歳にて卒れり、）宮主秘事口傳抄、御卜始儀の下に、官掌進二波々賀木一、此木官掌自二笛吹社一請二取之一、とみえたり、笛吹神社は、今大和國忍海郡笛吹村笛吹山に在とぞ、此神社、神名式に見えず、（文明十一年の寫卷、大和國東大寺戒壇院神名帳に、笛吹大明神あり、）かの大和國有封社とある中の社にてはあるべからざるを、後に笛吹神社あたりに、波々迦の多く在りて、便よきにつけて、其社より奉らしめる丶格となりしなるべし、（康和太郎百首に、鹿を題にて、大江匡房卿、「香山のはゝかゝ下にうらとけくかたぬく鹿は妻こひなせそ」、袖中抄に、仲實朝臣の戀の歌と て、「はゝかひにちかへる龜のうらくしやためとはしろはきみか逢るか」、とよめる歌など見ゆ、）しかるに此木、いま世に詳ならず、故今考ふるに、本草倭名に、

注和名抄序に、大醫博士深江輔仁奉レ勅撰集新抄和名本草、と稱ひて、書中あまたところ引用られたる書これなり、但し新撰本草、和名本草とて引れたるところもあり、また單に本草云とて引れたる中にも、此書なるべくみゆるが少からず、さて輔仁の氏、はじめは深根なりけるを、深江と改め、醍醐天皇より朱雀天皇の御世かけて、仕奉られし人と聞ゆ、日本紀略、左丞抄、法曹類林などに見えたるを、考合せて知られたり、なほまた考ふるに、この深根姓は、續後紀に、承和元年六月辛丑、和泉國人正六位上蜂田藥師文主、同姓安遊等、賜二姓深根宿禰一、其先百濟人也、とみえたり、そは姓氏錄和泉國諸蕃漢部に、蜂田藥師、出レ自二吳主孫權王之後一也、また蜂田藥師、出レ自二吳國人都久爾理久爾之後一也、（古記云奴久利、）と見えたる後孫なるべきを、其先百濟人也とあるは、吳孫權が後孫の百濟に來入居り、其が子孫の歸化來れるなるべし、然るを姓氏錄には、その遠祖をもて記し、續後紀には歸化來れる人の、本國を載られたるなり、さてその蜂田藥師は、醫疾令に、凡醫生云々、先取二藥部及世習一、義解に、謂藥部者、姓稱二藥師一者、卽蜂田藥師、奈良藥師類也、とみえたるこれなり、輔仁すなはち其蜂田藥師の後孫にて、上祖より世々藥部にて仕奉り來り、此本草の倭名も、勅

之、癸巳食卜、仍取ニ平旦時一、警蹕既動、百寮成レ列、乘輿命レ蓋、以未レ及ニ出行一、十市皇女卒然病發薨ニ宮中一、由レ此鹵簿既停、不レ得ニ幸行一、遂不レ祭ニ神祇一矣、

注癸巳は七日なり、朔日に卜へて、七日におよびて食卜たりと記されたるは、なべてならぬ載されざまなるをおもふに、其卜ふる事の卜に出ざるによりて、日を累ねて度々卜なへど、なほ出ざりつるを、七日の日におよびて、しひて吉さまに卜合なして、吉と奏せる趣を、隱括して然記されたるものなるべし、然るは警蹕既動云々と云ばかりの時に、臨みて、皇女の卒然に薨りたまへるを察ひ奉るに、實は此御祭せさせたまはむとの、神慮に叶はざりつる御祟の、驗なるべくおもほして、さばかり思ほしたゝせたまへる、重き御祭事を停めて、遂に行ひたまはざりつるなるべきを、こゝにことわり記されたる、これはた推量り奉らるゝなり、さて又その神の御祟なるべく、おもひ合せ奉らるゝ由ありて、既に著せる長柄山風の中に注へることあり、

○同紀曰、五年八月丙戌神官奏曰、爲ニ新嘗一卜ニ國郡一、齋忌(齋忌此云ニ論既一)則尾張國山田郡、次(次此云ニ須岐一)丹波國訶沙郡、並ニ食卜、十一月乙丑朔、以ニ新嘗事一不ニ告朔一、(神官は後の神祇官なり、古語拾遺に、至ニ難波長柄豐前朝一、白鳳四年、以ニ小華下諱一、齋部ノ首作賀斯一拜ニ神官頭一、自注に、今神祇伯是也、と見えたり、さて齋忌次の國郡卜定の事の史籍に見えたるは、是はじめなり、)

○同紀曰、朱鳥元年六月、卜ニ天皇病一、祟ニ草薙劍一、即日送ニ置于尾張國熱田社一、(同年の紀に云、九月丙午、天皇病遂不レ差、崩ニ于正宮一、)

波々迦考

波々迦を卜事に用ふることは、古事記石屋戸隱の段に、内ニ拔天香山之眞男鹿之肩一拔而、取ニ天香山之天波々迦一而、令占合麻迦那波而云々、(波々迦の波ノ字、本どもに婆と書るは誤寫なり、今應永の古寫本による、)と見えたる故實にて、その根源、天上より傳はり來ぬる、いとも尊き卜事に備りたる、重事になむありける、然るはその波々迦を燃して、牡鹿胛を灼て卜ふる事なりけるを、後に鹿胛を、龜甲に換用ふることゝなりぬれど、(此事は、本篇に委しく論ひ述へるがごとし、)なほ波々迦以て灼く事の遺れるものなり、其は臨時祭式に、凡年中御卜料波々加木皮、仰ニ大和國有封社一令ニ採進一、と載られたるこれなり、然るに奧義抄に、公家に龜甲

海底、深六十尋則割レ鰒實眞珠有二腹中一、其大如二桃子一、乃祠二嶋神一、而獵之多獲レ獸也、唯悲二男狹磯入レ海死之一、則作レ墓厚葬、其墓猶今存之、

○同紀曰、二十四年夏六月御膳羹汁凝以作レ氷、天皇異之ト二其所由一、卜者曰、有二内亂一、蓋親々相奸乎、時有レ人曰、木梨輕太子、奸二同母妹輕大娘皇女一、因以推問焉、辭既實也、

○欽明紀曰、五年十二月、越國言、於二佐渡嶋北御名部之碕岸一、有二肅愼人一、乘二一船舶一而淹留、春夏捕レ魚充レ食、彼嶋之人言レ非レ人也、亦言二鬼魅一、不二敢近一之、嶋東禹武邑人、採二拾椎子一、爲レ欲二熟喫一云々、有レ人占曰、是邑人必爲二魃鬼所一レ迷惑、不レ久如レ言被二其抄掠一、於レ是肅愼人移二就瀨河浦一、浦神嚴忌レ人、不二敢近一、渴飮二其水一死者且半、骨積二於巖岫一、俗呼二肅愼隈一、

○加茂緣起曰、この緣起正しき書なり、既に己が注せる瀨見小河に、委しく論へり、其祭祀之日、加茂祭のことなり、乘レ馬者、志貴嶋御宇天皇之御世、欽明天皇天下擧國風吹雨零、百姓含レ愁、爾時勅二卜部伊吉若日子一令レト、乃卜奏二賀茂神之祟一也、仍撰二四月吉日一祀、馬係レ鈴、人蒙二猪頭一而駈馳以爲二祭禮一、能令二禱祀一、因レ之五穀成就、天下豐平也、乘レ馬始二于此一也、こは欽明紀に、二十八年、郡國大水飢、或人相食、轉二傍郡ノ穀一以相救ふ、と見えたる時の事なるべし、

○敏達紀曰、四年是歲命二卜者一、占二海部王家地、與二絲井王家地一、便襲吉、遂營二宮於譯語田一、是謂二幸玉宮一、襲吉は、左氏哀公傳に見え、注に、襲ハ重也といへり、崇神紀に命二神龜一と書れたると、同趣の漢文の潤飾なり、

○同紀曰、十四年二月、蘇我大臣患レ疾、問二於卜者一、卜者對言、崇二於父時所一レ祭佛神之心、大臣卽遣二子弟一奏二其占狀一、詔曰、宜下依二卜者之言一祭中祠父神上、大臣奉レ勅、禮二拜石像一、乞レ延二壽命一、大臣は馬子なり、父とは、其父稻目宿禰なり、佛神とは、すなはち佛をさしていへるなり、また崇字を、タヽレリとよめるはわろし、父神とは、父稻目の祭りし佛神の事なり、さて今この條の、前後の事の趣を合せ考ふるに、馬子が佛を信み祭らむとする智巧にて、竊に卜者に誂へつけて、云々と言はせたるにて、正しく卜たるにはあらず、能よみ辨へて察るべし、

○天智紀曰、元年四月鼠產二於馬尾一、釋道顯占曰、北國之人將レ附二南國一、蓋高麗破而屬二日本一乎、この占、鼠を子に象りて、北方に配て、馬を午に象りて、南方に配てたりときこゆ、道顯さかしらに、漢風の占法を用ひたるなるべし、さて占の効驗とおもはるゝ事、史籍どもに見えたることなし、

○天武紀曰、七年正月、是春將レ祠二天神地祇一、而天下悉祓禊之、竪二齋宮於倉梯河上一、夏四月丁亥朔欲レ幸二齋宮一、卜

心、爾祟出雲大神之御心、故其御子、令拜其大神宮將遣之時、令副誰人者吉、爾曙立王食卜云々、時自那良戸遇跛盲、自大坂戸亦遇跛盲、唯木戸是腋戸之吉戸卜而出行云々、

○垂仁紀曰、二十七年八月、令四祠官卜三兵器爲二神幣一吉之、故弓矢及横刀ヲ納二諸神之社一云々、蓋兵器祭二神祇一始興二於是時一也、

○景行紀曰、三年二月、卜下幸二紀伊國一將上祭二祀神祇一、而不レ吉、乃車駕止之、遣二屋主忍男武雄心命一、令レ祭云々、

○同紀曰、十二年七月、熊襲反之不二朝貢一、八月乙未朔己酉、幸二筑紫一云々、十月云々、天皇更返二城原一、而卜二於水上一、便勒レ兵、先擊二八田於禰疑野一而破、

○肥前風土記曰、基肄郡、長岡神社、纏向日代宮天皇景行天皇自二高麗行宮一還幸、御具甲鎧光明異レ常、仍令レ卜二問卜部殖坂一、奏云此地有レ神、甚願二御鎧一、天皇宣、奉レ納二神社一、（景行紀十八年に、筑紫國に巡幸の條に、肥前肥後の地へ行幸の事あり、此度の事なるべし、）

○常陸風土記曰、信太郡の條、古老曰、大足日子天皇景行幸二浮嶋之帳宮一、無二水供御一、卽遣二卜者一訪占、所々穿レ之、（景行紀に、五十三年八月、東國に幸して、十二月に還幸ませり、此時の事に當れり、）

○神功紀曰、攝政元年二月、皇后之船直指二難波一、于時皇后之船廻二於海中一、以不二能進一、更還二務古水門一而卜之、於是天照大神誨之曰、我之荒魂不レ可レ近二皇居一、當レ居二御心廣田國一、卽以二山背根子之女葉山媛一令レ祭、

○履中紀曰、五年九月天皇狩二于淡路嶋一、是日河内飼部等從レ駕執レ轡、先レ是飼部之黥皆未レ差、時居レ嶋伊弉諾神託レ祝曰、不レ堪二血臭一矣、因以卜之、兆云、惡二飼部等黥之氣一、故自レ是以後頓絕、以不レ黥二飼部一而止之、

○允恭紀曰、十四年九月、天皇獵二于淡路嶋一、麋鹿猿猪、莫々盈二于山谷一、焱起蠅散、然終日以不レ獲二一獸一、於レ是獵止以更卜矣、嶋神祟之曰、不レ得レ獸者、是我之心也、赤石海底有二眞珠一、其珠祠二於我一、則悉當レ得レ獸、爰更集二處々之白水郎一、以令レ探二赤石海底一、海深不レ能レ至レ底、唯有二一海人一、曰二男狹磯一、是阿波國長邑之海人也、能勝二於諸海人一、好二深探一、是腰繫レ繩入二海底一、差頃之出曰、於二海底一有二大鰒一、其處光也、諸人皆曰、嶋神所レ請之珠、殆有二是鰒腹一乎、亦入而探之、爰男狹磯抱二大鰒一而泛出之、乃息絕以死二浪上一、既而下レ繩測二

皇乃沐浴齋戒、潔二淨殿內一、而祈之曰、朕禮レ神尙未レ盡耶、何不レ享之甚也、冀亦夢裏敎之以畢二神恩一、是夜夢有二一貴人一、對二立殿戶一、自稱二大物主神一曰、天皇勿二復爲一レ愁二國之不一レ治、是吾意也、若以二吾兒大田々根子一令レ祭レ吾者、則立平矣、亦有二海外一之國自歸伏云云、天皇曰、朕當二榮樂一、乃卜下使二物部連祖伊香色雄一、爲中神班物者上吉、卜三便祭二他神一不レ吉、十一月云々、然後卜レ祭二他神一吉焉云々、於是疫病始息、國內漸謐、五穀既成、百姓饒之、

○祝詞式曰、龍田風神祭云々、志貴嶋爾、○崇神天皇の大和國磯城瑞籬宮をいへり、大八嶋知志、皇御孫命乃、遠御膳乃長御膳止、赤丹乃穗爾聞食須五穀物始氐、天下乃公民乃、作物乎、草乃片葉爾至萬氏、不成一年二年爾不在、歲眞泥久傷故爾、百能物知人等乃、卜事爾出牟神乃御心者、此神止白止負賜支、此乎物知人等乃卜事乎以氐卜止毋、出留神乃御心毋無止白止聞看氐、皇御孫命詔久、神等乎波、天社、國社止、忘事無久、遺事無久、稱辭竟奉止思志行須乎、誰神曾、天下公民乃作作物乎、不成傷神等波、我御心爾止悟奉禮止宇氣比賜支、是以皇御孫命大御夢爾悟奉久、天下乃公民乃作作物乎、惡風荒水爾相都々、不成傷波、我御名者、天乃御柱乃命、國乃御柱乃命止御名者悟奉氐云々、龍田乃立野乃小野爾、吾宮者定奉氐、吾前乎稱辭竟奉者、天下乃公民乃作作物者、五穀乎始氐、草乃片葉爾至萬氏、成幸閇奉牟止悟奉支、是以皇神乃辭敎悟奉處爾、宮柱定奉氐、此乃皇神能前爾、稱辭竟奉止云々、

○垂仁紀曰、二十五年の下、一云、丁巳年二十六年云々、是時倭大神云々、則俾二中臣連祖探湯主而卜上レ之、誰人以令レ祭二大倭大神一、卽渟名城稚姬命食レ卜焉、因以命二渟名城稚姬命一、定二神地於穴磯邑一、祠二於大市長岡岬一、

○古事記曰、垂仁段是御子本牟智和氣御子、八拳鬚至二于心前一、眞事登波受云々、於是天皇患賜而御寢之時、覺御夢曰、修理我宮如天皇之御舍者、御子必眞事登波牟、如此覺時、布斗摩邇々占相而、求何神之

るが中にも神事にとりては、殊にあるまじきことなりかし、かへすがへすも、古傳の淳朴して簡なる趣と、後世の漢意にまじこりたるさかしら意を、よくよく腹にあぢはひて、古傳の遺れる趣と、後の世人のさかしらを加へたる謾說とを悟り明めて、ものすべきわざにこそはあるべけれ、

古事記日本書紀に載られたる卜事の條々（またその御世の間に當りて、古書に見えたるも、）

○古事記曰、（伊邪那岐神、伊邪那美神御子生の條、）二柱神議曰、今吾所生之子不良、猶宜白天神之御所、卽共參上、請天神之命、爾天神命以、布斗麻邇爾卜相而詔之、因女先言而不良、亦還降改言、

○神代紀一書曰、（伊弉諾尊、伊弉冉尊、御子生の條、）遂爲夫婦、先生蛭兒云々、故還復上詣於天、具奏其狀、時天神以太占、而卜合之、乃敎曰、婦人之辭其已先揚乎、宜更還去、乃卜定時日、而降之云々、太占此云布刀磨爾、

○古事記曰、（石屋戸の條、）故於是天照大御神見畏、閇天石屋戸而刺許母理坐也云々、召天兒屋命布刀玉命而、內拔天香山之眞男鹿之肩拔而、取天香山之天波々迦而、令占合麻迦那波而云々、故天照大御神出坐之時、高天原及葦原中國、自得照明、

○神代紀一書曰、（大物主神歸順の條、）且天兒屋命主神事之宗源者也、故俾以太占卜事而奉仕焉、（主神事之宗源とは、太占卜事もて神慮を窺知りて、天皇に告奏して、仕奉ることを主る由なり、然仕奉るが神と君との御中執て仕奉る職なるが故に、中執臣の義にて、中臣と稱ひて、此神の子孫の職として、神事仕奉り、やがて氏の名にも、呼ふこととなれるなり、）

○同紀一書曰、（鹿葦津姬御子產の條、）時神吾田鹿葦津姬、以卜定田號曰狹名田、以其田稻、釀天甜酒嘗之、又用淳浪田稻、爲飯嘗之、

○崇神紀曰、七年二月詔曰云々、今當朕世數有災害、恐朝無善政、取咎於神祇耶、盍命神龜、以極致災之所由、於是天皇乃幸于神淺茅原、而會八十萬神以卜問、是時神明憑倭迹々日百襲姬曰、天皇何憂國之不治也、若能敬祭我者、必當自平矣、天皇問曰、敎如此者誰神也、答曰、我是倭國域內所居神、名爲大物主神、時得神語、隨敎祭祀、（命神龜云々は、布刀麻爾に卜合て云々、と詔へる由を、漢文の潤飾もて作れたるなり、からぶみ尙書大禹謨に、命于元龜、周禮大卜の注に、命龜告龜以所卜之事也、史記に、神龜者天下之寶也、また人用、莫如龜、など見えたる、龜卜の事とは、心得べからず、）然猶於事無驗、天

本傳に注せるがごとし、そも〳〵此詞に、かばかり鹿を劣しめて、龜のこよなく勝れる由に言擧せるは、そのかみ猶諸國の中には、鹿を灼く者のありて、龜を用ふることを、信ぬもの丶ありけるによりて、如此る虚詞を作り置て、人にも示し、私の卜事には告言がほしして、唱へきかせたりしものなるべし、然らずは、何のために、神世より傳はれる、いとも尊き卜事の物實とある鹿を劣しめて、由もなき龜の勝れるよしを言擧すべきには、あるべからぬものをや、さてまた此詞を作れるは、在都の卜部の、宮主などのわざなりけむ、そは對馬卜部の傳に、つゆきこえず、はた今も鹿の肩骨をもても卜ふ、といへるをもて、推考ふべし、○釋紀件の文の末に、大問云、此卜者龜卜歟、先師說云、此時卜鹿卜也、龜卜者皇孫天降之時、太詔戸命、進而述二龜誓一之後出來者也、但異朝モ始者鹿卜之由有二所見一者、とみえたるは、上に論へるごとく、鹿骨を用ふることを廢て、龜甲をあまねく用ひしめむとて、作りたる僞說におちいりたるなり、また異朝モ始者鹿卜由之有二所見一者、とばかりいひて、その本書を擧ざるは、慥ならぬ說なり、漢籍北戶錄といふ書の雜卜の中に、灼骨卜といふは見えたれど、何の骨なるにか、知らずと或人いへり、

○朝野群載に載たる、承曆四年六月十日、中臣、大中臣惟維、宮主、卜部兼宗、御體御卜仕奉れる奏詞に、自二來七月一至二于十二月一、御在所平久御坐止供奉留御卜火數、百六十火中、直卜百十火、災卜十一火、地相卜六火天相卜十二火、神相卜八火、人相卜六火、心相卜七火、御卜ノ火數百六十火ノ中といへるに、某卜幾火といへる火數あへり、以レ是卜求仁云々、と見えたる康和五年六月十日の奏詞も、同例の文なり、此某卜と稱へるが七卜あり、神相卜は、江次第に載たる卜兆名に、神カミ、また木神カミと見えたるに當り、人相卜は、人エミ、また金人エミとあるに當り、また袖中抄に、ためは人と云ふ字をかく、といへるにも當りてきこゆれど、餘の五卜の名は、當りてもきこえず、また五兆の數に合せては、二卜あまれり、この御卜仕奉れる承曆は、次第を記されたる、匡房卿のおはせる頃なるに、さばかり卜法の異ざまに區なるがごと、きこゆるは、はやくの世より、とにかくにこちたき漢ざまにうつりたるさかしらもて、かたばかりのごとく、ものせりときこゆるは、あ

之千別千別ニ、天降坐立ニ御前ニ下來、吾八十骨本注に云、甲也、乾ニ曝日ニ、以レ斧打ニ云、小斧、本注に甲上甲尻ニ眞澄鏡取作之、以ニ天刀ニ掘レ町判掃之本注に云、穴體似レ町、〇釋の此の下文に云、先師說云、太占讀ニ太町ニ、據ニ甲穴體ニ者也、採ニ天香山之布毛理木ニ造ニ火燧ニ、擢ニ出天香火ニ、吹ニ着天母鹿木ニ、取ニ天香山之无節竹ニ、折ニ立卜串ニ問レ之、

注〇吾八十骨よりこゝまでは、甲を作りて灼き、卜串を立ることを、古言めかしく書なせるなり、本傳の旁證に引注せる是なり、判掃の判字、印本に判と作り、判は古書に刺字を然書り。いづれにてもよみがたし、布毛理木いかなる木にか知らず、尋考ふべし、无節竹は、ヨナシダケとよむべく書るなるべし、そは六月十二月の公事に、節折といふは、公事根元に、卜部竹のよを庭中の席に置く、節折の命婦、竹をもて參りて、御たけより始て、所々の寸法をとりはて丶、宮主に切あてがはせて、御祓をつとむるなり云々、節折を、よをりといふ、竹にて御たけの寸法をとりて、其ほどに折あてがへばなりと見ゆ、始の詞に、竹のよといへるは、實は人の長にあまるばかりの長き竹なるべきを、よをりといふ名稱につきて、竹のよといふ例なるべし、江次第にも、進ニ置竹夜於庭中席上ニと、夜と借字を用ひられたるをもおもひ合すべし、竹のよといふは、もと兩節間をいふ名なるを、事の狀に依て、轉して節字をヨにあて丶用ひ來れるなり、此文の无節竹もそれにて、實は兩節を斷たるをヨナシタケといへりときこゆ、但しそは宮主のする節折のことをおもひて、作れる言にてもあるべし、

曳レ土者、下津國八重將レ聞、曳レ天者高天原八重將レ聞、灼ニ神方ニ者、衆神之中天神地祇將レ聞、正青山成ニ枯山ニ、枯山成ニ青山ニ、青川成ニ白川ニ、白川成ニ青川ニ、國者限ニ退立ニ、天雲者限ニ壁立ニ、青雲者限ニ棚曳ニ、白雲者限ニ向狀ニ、日正縱日正橫將ニ聞通ニ焉、陸道者限ニ馬蹄之所ニレ詣、海路者限ニ船艫之所レ泊焉、灼ニ人方ニ者、心中欝悒之事將聞正知、故如ニ國之廣ニ曳ニ高天原ニ無レ所レ隱、

注〇曳土者より以下は、上に問之と云へる卜問の詞を、祝詞のごとく作れるものながら、いと拙劣くて、遠き世の雅士の、寐言するを聞らむやうにて、何事ともきこえず、但し灼ニ神方ニ、灼ニ人方ニと云へるは、いはゆる五兆の中の名に當りてきこゆ、そは

を、旁證として、本傳にいさゝかばかり擧注しつれど、又さらに、その全文を抄出して、條々に論説を注して、かれこれの考に備ふ、さて釋紀は、卜部兼方宿禰の、文永の末より正安の頃までに、著せる書とみゆれば、その考證は、別に云へり、この龜兆傳の、そのかみ既く在しものなること知られたり、さてまた釋紀の印本、誤字多かる中に、傳の文は、殊に誤字多きを、いま古き寫卷三本に挍訂し、また云々と書て省きたる文を、三本の中の一本に依りて補ひ、そをまた神龍院梵舜の、龜卜の傳書に祭文とて、この龜兆傳の文を載たるにも依りて、挍訂せるなり、この梵舜の傳書のことは、凡例に云へるがごとし、さてその訂せる字どもは、わづらはしくて、ひとつ〳〵擧るに堪ず、印本に合せ見て知るべし、

龜兆傳曰、凡述二龜誓一、高天原仁神留坐須、皇親神魯岐神魯美命、本注に云、天照大神之謚也、○此本注のごとき謾説は、すべて論ふにも足らざればいはず、下なるもおなじ、本注に云、高御産巣日神之謚也、荒振神者掃平、石木草葉斷二其語一、詔二群神一吾皇御孫命者、豊葦原水穗國安平知食、天降事寄之時、誰神皇御孫尊朝之御食夕之御食、本注に云、尋常之御膳也、長之御食遠之御食聞食之間、本注に云、聞二食大嘗會昬曉御膳一故事也、已上皆以トレ可二仕奉一、神問々賜之時、住二天香山一白眞名鹿、本注に云、一説白眞男鹿、吾將二仕奉一我之肩骨内拔々、出レ火成レ卜問之、問給之時、已致二火僞一、鹿の云ふまゝに、卜合たまへるに、卜合たることの合ざる由を、かく云ひなせる虚説なり、火僞とは、肩を灼たる兆の、實事に合ざる由の文なり、太詔戸命進啓、

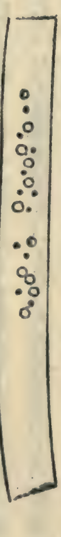
注本注に云、天櫛待神女、住二天香山池一龜津比女命、今稱二天津詔戸太詔戸命一也、○白眞名鹿云々致二火僞一、といへるまでは、上代の卜法の鹿の肩骨を、用ふることを廢めて、龜甲をあまねく用ひしめむために、まづ眞名鹿の致二火僞一といひ、さて龜津比女命といふ神を作り設けて、龜甲の卜の勝れる由をこしらへたる虚説なり、また天櫛待神の女を龜津比女命、一名を太詔戸命といふ由にいへるは、卜庭に祭らるゝ太詔戸命、久慈眞知命に當て、作れる虚説なり、また天櫛待神女住二天香山池一云々、とは、帳に天香山坐櫛眞知神社、とあるをおもひて、附會たるなり、

白眞名鹿者可レ知二上國之事一、何知二地下之事一、吾者能知二上國地下天神地祇一、況復人情之憤悒哉、但手足容貌不レ同二群神一、故皇御孫命放二天石座一、別二天八重雲天

わたり領たまへる、安中の板倉殿の家人、松原茂岡を中人にて、彼社司にかへさひ問尋ねて、云おこせたる趣を書つく、上野國の一宮、甘樂郡貫前大明神、神祇式に、甘樂郡貫前神社、臨時祭式には拔鉾社、或作貫前、とあり、續文粹、康和二年の文には、獻御劔於拔桙社、と見えけり、今拔桙とも書て、常には字音にバツムと唱ふとぞ、年中七十五度の祭事の中に、種々古儀なる事ありとぞ、卜鹿神事といふがあり、卜鹿と書てウラワカと唱ふ、正しくはウラハカと云ふべし、またウラヤキとも云ひて、字には卜燒と書く、其は毎年二月と十二月の上の申日より中の卯日までに、恒例として同郡秋畑村より捕りて獻れる鹿の、肩骨を拔き、長四五寸許、幅三四分許に制り、磨き置て、翌る辰日の曉に、神人等川流に降りたち身滌して、午刻におよびて、神前にて卜事を行ふ、そは盤上に件の肩骨を置て、忌火にて錐を燒て、骨を突て卜ふるなり、さてその錐は、豫て忌火をもて、長四寸五分、五寸ばかりに制り、其數五本を設て、柄に一より五までの數字を書て記得とす、かくまかなひて、世間の吉凶、また殊さらに問ふべき村里の吉凶、其ほかくさぐの事どもをも、ひとつぐ其由を告して、錐を以て骨を突て卜ふるに、錐の能く貫きたるを大吉とす、通り難たるを凶とし、小吉として、すなはち凶を除くの祈禱す、錐の立ざるをば大凶として、深く畏み謹めり、卜問の時、諸村の名を告すに、今呼ふ名の改りて、古と變れるは、其舊の名を申す例なり、いま南蛇井村と呼ふを、吉田里と申し、七日市村と呼ふを、黑川の北と申すがごとき、その舊名をもて申すなり、とぞ、さてその卜事に用ひたる敗骨二枚を得ておこせたるを、またくかき摹して、こゝに添ふ、

錐の痕○は貫たるなり、◐は通り難たるなり、●は立ざるなり、

長四寸許幅三分許兩面ともに磨き骨色白し



いま一枚は、少し短し、すべてこれと同じ、

これ古の一の卜事にて、もとは布刀麻邇の鹿卜によりて、設たる卜法なるが、この社傳に遺れるものなるべし、

○龜兆傳の事、釋日本紀第六卷述義、太占の釋に、引載たる龜兆傳と云へる詞は、卜事に鹿の肩骨を用ふることを廢て、龜甲を普く用ひしめむために作れる虛說にて、さらに信べきものにはあらざれど、しかすがに古く書るものなれば、そのかみの龜卜に遺れる古傳なるべく、ほのかにきこゆるとの、無にしもあらぬ

少も灼損ずることなし、物忌になるまじき女子の名を記せる甲は、焦れて灰となる是を以物忌を定む、物忌に立ては、必長生なり、然れども一生經水を見ずといふ、と見えたり、今竊に考ふるに、件の卜は、延文元年鹿嶋神宮の注進狀に、全文は、本傳に擧注せり、葉若木の枯たる由を申せる文に、爰奉レ行神事ニ之刻、採ニ用件木枝ニ事多之、所レ謂正月四日歲山、並每月廿七日吉凶御占、及御物忌初任之時、以ニ彼木ニ爲レ薪燒ニ龜甲ニ、就ニ其驗ニ令ニ撰補ニ者也、と云へる、その物忌初任の時の、卜事の遺れるなり、但し葉若は既に枯たりければ、他木を薪として、龜甲を灼くなるべし、これをおもへば、此占事は、其宮の占部の執業にして、龜甲を鼎に盛れて、波波迦の枝を薪として、灼て例のごとく町の驗に就て、卜合たりと知られたり、然ればこれも上古は、鹿肩を灼たるを、例の龜甲に代へたるものなるべし、

【注】本傳の卜法は、龜甲に穴を穿りて、其中を、波々迦木を割て灼くを、此は全甲の一鱗を磨りて、さながら鼎に盛れて、波々迦木を薪として、灼たる趣なり、これをおもへば式に、御卜料波々迦木皮とあるも、其を薪として、甲をうちくべて、灼たりしにやあらむ、さらば鹿の肩を用ひむには、殊に便宜かるべくおもはるれば、如此して灼くぞ、太占の法なるべきを、一枚の龜甲を度々に用ひむとて、穴を穿ることとせるにもやあらむ、本傳と考合すべし、さてまた名目類聚抄に、龜甲を鼎に盛りて、早朝より暮に及ぶまで、是を灼云々、と記せることは、神異測りがたしとはいへど、傳聞の誤にはあらざるか、尋常のうへもていはゞ、一刻の半にも及ばぬ間に、焦れて灰となるべきものをや、さて近世となりては、かの初任の時も、いはゆる正月四日歲山祭も、龜甲だに用ふることはせで、木札の頭を圭に削りて、かたばかりともいひがたきことを、ものすることゝはなりぬとて、前に社人某が、慷慨言して語りき、なほその神事の衰へて、古ざまを失ひたる趣をも聞たれど、さのみはかゝず、

○卜鹿　武藏國人橘三喜が一宮順拜記と云ふ書に、元祿九年上野國の一宮、貫前大明神社に詣たるに、神司の語りけらく、當社の古傳に、鹿の肩骨を拔て、薄く磨て、淨火もて灼て、占ふる事ありといへる由、記したるを見て、なほよく聞かまほしくて、彼神社近き

委記ヽ、同郡の條に、慶雲元年國司釆女朝臣、卜率二鍛師佐備大麻呂等一、採二若松濱之鐵一以造レ劒之、また信太郡の條に、古老曰、大足日子天皇、幸二浮嶋之帳ノ宮一、無二水ノ供御一、卽遣二卜者一訪レ占所々穿レ之、と見えて、香嶋大神に仕奉る占部の多かりし趣なり、その占部のことは、續紀に天平十八年三月、常陸國鹿嶋郡中臣部廿烟、占部五烟、賜二中臣鹿嶋連之姓一、といへることみえ、（中臣、占部、出自同氏なること知るべし、）鹿嶋大宮司の系圖に、天兒屋根命十世孫、臣狹山命御子、狹山彦命、中臣鹿嶋連初祖也、とありとぞ、（續紀に、寶龜十一年二月、授二常陸國鹿嶋神社祝、正六位上中臣、鹿嶋連大宗二外從五位下一、三代格に、天安三年二月、鹿嶋神宮寺の事を、撿二舊記一件寺、元ノ宮司從五位下中臣鹿嶋連大宗云々、所二建立一也、今所レ在禰宜祝等、是大宗之後也、累代所レ任二官同一、亦是同氏也、）さてその中臣ノ狹山命の、香嶋大神に仕奉れること、風土記にみえたり、續紀に、栗原勝子公が奏言に、先祖伊賀都臣、是中臣遠祖、天御中主命二十世孫、意美佐夜麻之子也、（全文は、本傳に注せり、）とみえたるに併考るに、いはゆる常陸の中臣部も、占部も、共に伊賀都臣の兄弟の中より、別れたる流にて、卜法を傳はりて、神宮の占部となりて、仕奉りしなり、然るに天平の度、占部五烟に氏姓を改賜し時、そのほかにもなほ占部氏の同族のありて、その神宮の古文書どもに、占部の氏人これかれみえたる中に、延文元年の注進狀に、太宮司を始め連署の中に田所權ノ祝占部右重、物申權ノ祝占部常顯、といふがありて、上古より在りて年中卜料に採用ひ來れる天葉若木の枯たる由を、申せることも見えたり、（全文は、既に本傳に、擧注せり、）今も神宮に、占部氏三家ありて、家號を吉川、松岡、坂戸と呼ふとぞ、さて後の世となりては、占部の卜事仕奉ることは廢て、物忌ノ女子を定る時、神官ども龜甲を鼎に盛れて、灼て、卜定る事のありけるに、近世となりては、龜甲だに用ひずして、かたばかりにものすとぞ、（近世物忌定の卜の事は、下の雜占の下にいへり、）あぢきなきことなりかし、

卜法異傳

鹿嶋神宮物忌定の卜事、神道名目類聚抄といふ書に云、（或人云、卜部兼右朝臣の著されたる書なりとぞ、）鹿嶋神宮に、物忌と云女官を定る時に、龜甲を灼事あり、女子の七八歳以上、十二三歳以下、いまだ經水あらざる者を撰びて、物忌に定む、（信友云、內藏寮式に、鹿嶋社宮司、禰宜、各一人、物忌一人云々、大神宮雜例集に、大同本紀を引て、以二女子乃未二夫婚一、物忌止爲天、令二供奉一、とみえたる類ひなり、）預件の女子二人を以て、一百日神事を勤め、滿する日、神前に鼎をたて、龜甲二枚を設、各女子の名を記し、是を鼎に盛りて、早朝より暮に及ぶまで、是を灼、物忌に定むべき女子の名を記せる甲は、

上卜部宿禰中興事、右得ニ神祇官去七月十三日解ニ偁、龜卜長上直全連轉ニ任春宮宮主ニ之替、以ニ件中興ニ依レ例請レ補之狀、申送如レ件者云々、依レ請、などみえたり、此餘直氏の卜事仕奉れること、彼此の書どもにあまた見えたり、

○壹岐卜部、今は絕て、そのかみの卜術も、絕て傳はらずとぞ、（此嶋内の神社にて、龜卜することありときゝて、やがて此嶋の事預れる人に就て、よく〳〵問尋れけるに、古の卜術は、はやく絕はてにしを、元祿の頃、橘三喜といふ人より、龜卜の術を傳はりけるものありて、後世風の龜卜を、かつ〳〵傳たるものなり、と憶しり云へり、）

○四國卜部と云へること、祝詞式の大祓詞の末に、四國卜部等云々、（四の下に、毛ノ字あるは衍なり、式の古本には無し、）四時祭式（大祓御贖條、）に、召ニ中臣ノ、稱唯牽ニ文部四國卜部ニ入云々、（儀式同條にも、）宮內省式に、四國卜部等云々、中臣壽詞にも、四國卜部等などあるを、大祓後釋に、四國卜部とは、伊豆、壹岐、對馬の三國の卜部に、京に在るを加へて云ふなるべし、臨時祭式に、卜部取ニ三國卜術優長者ノ、伊豆五人、壹岐五人、對馬十人、若取ニ在レ都之人ニ云々、これにて在京の卜部もあることを知べし、京ならば國とはいふべからざる例なれども、三國並在京卜部などいはむは煩はしければ、三國に合せて、四國とはいふなるべし、と說はれたるは然ることなり、職員令集解に、讚曰、或云、古記云別記云、津嶋上縣京卜部八口、下縣京卜部九口、伊伎京卜部七口、伊豆京卜部二口云々、とみえたるも、いはゆる別記注せるころ、三國の卜部の、都に上り留りてある人數を、記せるものにして、漸に令制の革りたる後のことなるべけれど、なほ古にめぐらして考ふべし、また元曆の頃記せる神祇官年中行事、御體御卜の條に、卜部官人氏人等、參ニ本官ニ始レ之、とみえたるは、當時はやく三國より卜部の參上ることは、をさ〳〵あらず、もはら在都の卜部のみ仕奉りし趣なり、さる趣、他書どもにも見えたり、それより後の御世々々はさらなり、

○常陸の卜部の事、常陸風土記（和銅の度奏進の書なるべし、別に考證あり、）香嶋郡の條に云、年別四月十日、設レ祭（香嶋神宮のなり、）灌レ酒卜氏（卜氏は、占部のことを、漢文様に作るなり、）種屬男女集會、積レ日累レ夜飲樂歌舞、其唱曰云々、神社周匝卜氏居所、地體高敞東西臨レ海、峯谷犬牙邑里交錯、山木野草自屏ニ內庭之藩籬ニ云々、可レ謂ニ神仙幽居之境□異化誕之地ノ、佳麗之豐不レ可ニ

直姓とは異なるべし、

また對馬なる直氏は、文德實錄(天安元年六月の下)に、對馬嶋下縣郡擬大領直浦主、三代實錄(天安二年十二月の下)に、對馬嶋下縣郡擬大領外少初位下直氏成、上縣郡擬少領無位直仁德、(此二人の直ノ字印本眞に訛、)など見えたり、此上縣下縣の直は、顯宗紀に、三年日神云々の事の下に、對馬下縣直侍ㇾ祠、とある人の後にて、姓氏錄(未定雜姓攝津國)に、津嶋直、天兒屋根命十四世孫、雷大臣命之後也、また(河內國神別)津嶋直、大中臣同祖、(大中臣は、兒屋根命の後なり、)と見えたるも、同族なるべきこと決きを、徒に氏の名を直とのみ稱ふこととなりしものなること、壹岐直と相對へて、互に思ひ證すべし、(古事記に、天菩比命之子、建比良鳥命ハ津嶋縣直之祖也、とみえたるは他氏にて、卜部の祖にはあらざるなり、)かゝる由緒によりて、其二嶋の直の族の中に、卜事に堪たるものを選擧て、卜部職仕奉らしめたまへるなるべし、大神宮雜事記、延暦十年の條事に、卜部長上從八位上直宿禰宗守、といふがみえたり、また三代實錄に、貞觀九年八月廿二日丁亥、太皇大后宮、宮主外從五位下直千世麻呂、齋院宮主大初位下直伊勢雄等五人、賜ニ姓直宿禰ー、とみえたるは、かの宗守とは同祖ながら、いまだ賜姓に預らざりつる族なるが故に、此時さらに骨を賜ひたるなるべし、これらより前に、直氏の卜事に仕奉れること、書どもに見あたらざれど、なほ前の御世よりの事にてありしなるべし、さて件の千世麻呂、伊勢雄の中、一人は壹岐、一人は對馬の直にて、其族五人に、宿禰を賜ひたるにてもあるべし、いづれにまれ、たゞに直宿禰と稱ひて、卜事に仕奉れるから、出自の二嶋の別は、考知るべき由なし、又これより後に、直氏の書に見えたるは、符宣抄に載たる官符に、天暦三年に應ㇾ卜ニ貢中宮職戸座ー事」、使卜部、蔭孫從七位上直宿禰全連云々、とみえ、安和二年に、龜卜長上直全連、春宮宮主に補され、永延元年に、散位直宿禰是盛、春宮宮主に補され、應和三年に、內御宮主正六位上直宿禰常純、右人轉ニ任大史ー、仍如ニ舊例ー兼補」、中宮宮主正六位上卜部宿禰兼延、右人轉ニ任權少史ー、仍如ニ舊例ー兼補」、春宮宮主正六位上直宿禰氏茂、右人轉ニ任少史ー、仍如ニ舊例ー兼補、と見え、また補ニ卜部ー官符に、康保二年に、太政官符ニ式部省ー、(外印承知ニ下ニ神祇ー、)應ㇾ補ニ卜部ー從七位上直宿禰延忠事、右得ニ神祇官去二月十一日解ー偁、延忠奉ㇾ試及第、仍卜部直宗貞死闕之替所ㇾ請如ㇾ件者云云、依ㇾ請、安和二年の符に、應ㇾ補ニ龜卜長上ー正六位

中略乃兼政叙爵、と見えたり、當時卜術の衰へたりしさま、推はかるべし、彼氏者面々稱レ雄、此事偏但輕王者汝知二此事一云々、此間欲レ習、存二其旨一可レ勘二見文簿一也者、予申云、更無二知事一、先朝堀河院御宇、自二對馬一來ル金師知二此事一、仍召二御前一令二尋問一之間、侍二其座一如レ形聞二兆名許一、而近日常依レ仰卜レ之、誠不レ知二案内一作ス事也、於二兆名許一大略可レ令レ申歟、といへること見えたり、此事とは、龜卜の事なり、金師は、古は對馬に銀多くありて、貢れる地なり、其銀を採ることを、業とせる者なりしなるべし、この金師、もとその國の卜部の族にて、龜卜事をいさゝか聞知りてありし趣なり、さて國史に、卜部の氏人の名の見えたるは、文德實錄天安元年六月の下、に對馬上縣郡擬主帳卜部川知麻呂、三代實錄貞觀十二年六月の下、に、對馬下縣郡人卜部乙屎、

○直氏の、卜部に補されて仕奉ること、官職秘抄に、直氏或任二神祇官一、或任二官主一、江次第軒廊御卜の題下、古人の加注に、神祇官ノ卜部、直氏卜レ之、此文、印本本文とす、などあり、この直氏、もと雷大臣ノ後にて、壹岐對馬の卜部氏の族なり、そはまづ壹岐の直氏は、姓氏錄右京神別に、壹岐直、天兒屋根命九世孫、雷大臣之後也、とあり、應神紀に、壹岐直ノ祖ノ印本、この祖字脫たり、眞根子、といふも見えたり、顯宗紀に、見えたる壹岐縣主も、雷大臣の後ながら、伊伎宿禰の祖にて、この壹岐直とは、流別なり、さて此壹岐直は氏にて、骨にはあらず、對馬下縣直顯宗紀に、見えて下に擧ぐ、といへるごとく、壹岐なる直氏の上に、其嶋名を複ね呼びたるなり、そは對馬にも、同じ直氏のありて、これも嶋名を複ねて、對馬直と呼て、二嶋の直氏の族を別たるなり、然るを其二嶋の名を除きて、徒に直とのみ稱ふ例となりたりしによりて、後世にては、其別詳ならず、はた卜部氏とは、他氏のごとくにさへおもはるゝとはなりぬるなり、さてその壹岐なる直氏は、續紀寶龜三年十二月の條、に壹岐嶋壹岐郡人直玉主賣、といふが見え、また玄蕃式に壹岐嶋ノ直氏ノ寺ヲ爲二嶋分寺一、と載されたるなど證とすべし、

注萬葉集十五卷に、天平八年、新羅へ遣はさるゝ使人の中に、雪ノ連宅滿といへるが、壹岐嶋に渡りて在る間に、卒りたりけるを、哭イタめる歌どもあり、古は壹岐を由伎とも云へり、懷風藻の作者、上總守伊伎連古麻呂を、目錄には雪ノ連と作り、宅滿の族なるべし、こは姓氏錄諸蕃の漢種に、伊吉連二姓ありて、共に長安人劉家楊雍が後とあり、天武天皇十二年ノ紀に、壹岐史賜レ姓曰レ連、と見えたる族にて、壹岐

為二神祇官之卜部一、揚レ火灼レ龜決二義疑一多レ効、承和之初遣レ使聘レ唐、平麻呂以レ善二卜術一備二於使部一、とみえ、また平麻呂、前に業基と稱し時、雄貞と二人、共に占部の姓を賜はりしをもて、推考るに、雄貞に業基を合せて、兄弟と稱へるにて、その兄弟の次序は、享年をもて推考るに、雄貞の卒年卌八とあれば、弘仁二年の生れなり、卌八とあるによれば、弘仁十二年の生れにあたれり、平麻呂の卒年は七十五にて、大同二年の生れなれば、いづれにても雄貞の兄に當れり、然るに、雄貞は弟ながら、位階の高かりしかば、業基の上に、載られたるなるべし、さてこの因に云ふ、三代實錄に、貞觀二年十二月十六日の下に、進二正四位下行神祇伯橘朝臣永名ノ階一、加二從三位一、とあるを、印本また類本に、卜部宿禰平麻呂と作ける本あり、そは印本に、校者も論ひ訂せるがごとく、本史に載たる二人の官位にも合はず、いみじき僞說なるを、いかなるえせ人の、書換へたりけむ、

○古事談に、龜甲御占仁波云々、伊豆大嶋ノ卜人八、皆此占ヲスルナリ、堀河院御時、件嶋ヨリ卜人三人上洛ス、召テ被レ占之處、皆奉二仕此事一者也、といへり、古は八丈嶋を大嶋と云ひ、今の大嶋は、それに屬たる嶋にてありしこと、古書に證あり、今も八丈嶋に、龜卜の傳を得て、業とするものありて、其を職名として、卜部と云へり、その卜事の趣は、本傳の中に加へて記せるがごとし、さてまた職員令集解に、伊豆ノ京ノ卜部二口とみゆ、下の、四國の卜部のところに云へり、○對馬卜部の、御卜仕奉れる人名、古書に見あたらず、令のごとく、此嶋の卜部も、都に參上りて、仕奉りたるべきを、殊に遠く世ばなれて、鄙びたる嶋國なれば、卜事はさるものにて、神事の禮儀のかたにはつきなきにあはせて、宮主長上などに補されたるも稀なりしかば、おのづから史に載さるばかりの人の無かりしなるべし、但し職員令集解に、津嶋上縣ノ京卜部八口、下縣ノ京卜部九口、といへることは見えたり、此京ノ卜部のこと、下の四國ノ卜部の下に云へり、また天承元年の長秋記に、八月十二日依レ召參レ院、以二師行一被レ仰云、龜卜長上卜部兼政神祇大祐也、死去後、系圖を按るに、平麻呂七代孫なり、○因に云、嘉保三年の中右記に、正月五日叙位の日、神祇官少祐卜部兼政を、從五位下に叙せられむや否の事を僉議のところに、兼政の事など、近代傳二龜卜一只一人也、若被二叙爵一離二本官一之人難レ參、中略繼傳二龜卜一只兼政一人耳、預二臨時賞一何事カ在ン哉、

注伊豆國にて生れ、幼より龜卜を習ひたるにより
て、神祇官の卜部の長上に爲されたる由にて、もと
より卜部の氏人なると、おのづからきこえたり、
長上は、職員令神祇官の雜任に、卜部二十人、義解
に、長上約在ニ其中一、寶龜六年の格に、勅卜ノ長上、
右簡ニ定卜部等ノ中一推ニ卜ノ尤長二人一、以任ニ長上一、
永爲ニ恒例一とみえたるこれなり、神祇官に在りて、
長に上へ奉るをいへり、

承和之初遣レ使聘レ唐、平麻呂以レ善ニ卜術一備ニ於使部一、使還之後、續後紀を按ふるに、承和四年、遣唐大使藤原常嗣卿發遣、同六年歸京、爲ニ神祇大史一、嘉祥三年轉ニ少祐一、文德實錄に、嘉祥三年九月庚子、神祇權少祐卜部業基向ニ尾張大神社一、告以ニ賀瑞之由一とみゆ、此後是年中に、正官に任されたるなり、同書齊衡三年九月に、神祇少祐正六位上卜部業基等に、賜ニ姓占部一と見えたるに合へり、齊衡四年、授ニ外從五位下一、この四年は、二月己丑天安と改元あり、文德實錄に、天安元年正月丙午、正六位上占部宿禰業基授ニ外從五位下一、とあるこれにて、實は天安と改元以前の正月のことなれば、こゝに齊衡四年とあるに合へり、天安二年、拜ニ權大祐一、兼爲ニ宮主一、文德實錄に、天安二年三月己巳、外從五位下占部宿禰業基爲ニ神祇權大祐一、とみえ、同年七月丙子、神祇權大祐占部宿禰業基兼爲ニ宮主一、とあるに合ふ、また是年四月辛丑、占部宿禰雄貞卒、この人のことは、下にいふべし、貞觀八年、遷ニ參河權介一、

注三代實錄に、貞觀八年二月十三日己未、外從五位下神祇大祐卜部眞雄爲ニ參河權介一、とあるに合へり、業基この頃、既に名を眞雄と改め、氏の占字を、卜に復して、卜部と改めたり、是より後、皆卜部と書り、さて件の貞觀八年の、眞雄の神祇大祐に任されたること、本史に見えず、上に擧たるごとく、天安二年に拜ニ權大祐一とみえたり、其後正官に任されたるを、記し漏されたるなるべし、すべて國史とはいへど、然るあやまりは、をり〳〵あり、

十年授ニ從五位下一、三代實錄に、貞觀十年正月七日壬寅、外從五位下行參河權介卜部宿禰眞雄授ニ從五位下一、とあるに合へり、さて上に擧たるごとく、貞觀十四年十二月十五日の太政官符に、平野社預、從五位下卜部宿禰平麻呂、と見えたるに當れば、その頃既に、また眞雄を、平麻呂と改めたりしなり、累歷ニ備後丹波介一、この二國の介に任されたること、三代實錄に見えず、これも漏されたるなり、但し此傳の首には、從五位下行丹波介卜部宿禰平麻呂卒、と丹波介を先途として載られたり、卒年七十五、○文德實錄云、天安二年四月辛丑、是日、宮主外從五位下占部宿禰雄貞卒、雄貞龜策之倫也、兄弟尤長ニ此術一、帝在ニ東宮一時爲ニ宮主一、踐祚之日爲ニ大宮主一云々、時年卅八、

注或本卅八、○この兄弟尤長ニ此術一とみえ、大宮主に任されたるに、平麻呂も、幼而習ニ龜卜之道一、

下ニ、雄貞本姓卜部、齊衡三年改ニ姓占部宿禰ニ、性嗜レ酒、遂沉湎卒、時年卌八、印本卌八」同年七月丙子、是日神祇權大祐外從五位下占部業基、印本また類本に、平麻呂、兼爲ニ宮主ニ、○三代實錄に云、貞觀八年二月十三日己未、外從五位下行神祇權大祐卜部宿禰眞雄、印本類本に平麻呂、爲ニ參河權介ニ、同十年正月七日壬寅、外從五位下行參河權介卜部宿禰眞雄、授ニ從五位下ニ、○類聚三代格貞觀十四年十二月十五日の太政官符に云、應レ充ニ正一位平野神社地一町ニ事、四至云々右彼社預、從五位下卜部宿禰平麻呂解狀偁云云、謹請ニ官裁ニ者、右大臣宣、奉レ勅依レ請、此符文、本朝月令に、延喜格を引て載せ、又類聚符宣抄に載たるも全く同じ、○また職員令集解に、伊岐京ノ卜部七口、といへることも見えたり、この京ノ卜部と云へることは、下の四國ノ卜部の下に、考ていへることあり、○また伊豆卜部は、三代實錄に云、元慶五年十二月五日己卯、尾張國中嶋郡、從五位下行丹波介卜部宿禰平麻呂卒、平麻呂者伊豆國人也、幼而習ニ龜卜之道ニ、爲ニ神祇官之卜部ニ、揚レ火灼レ龜、決ニ義疑ニ多レ効、承和之始遣レ使聘レ唐、平麻呂以レ善ニ卜術ニ備ニ於使部ニ、使還之後爲ニ神祇大史ニ、嘉祥三年轉ニ少祐ニ、齊衡四年授ニ外從五位下ニ、天安二年拜ニ權大祐ニ、兼爲ニ宮主ニ、貞觀八年遷ニ參河權介ニ、十年授ニ從五位下ニ、累歷ニ備後丹波介ニ、卒年七十五、○右に擧るところの雄貞、業基、眞雄、平麻呂の事歷、いと混らはしくきこゆるを、その三名の官途、また其を平麻呂の傳に併せて、つら〳〵按合するに、平麻呂は、卜部雄貞の兄ときこえて、もと伊豆國の卜部の氏人なり、平麻呂初名を業基と稱ふ、其頃齊衡三年九月、雄貞と共に、氏の卜部の字を改て占部として、始て宿禰の骨を賜ひ、其後天安二年の春より、貞觀八年の春までの間に業基名を眞雄と改め、其後また氏字を改て卜部に復し、同十年の春より、十四年の冬までの間に、また名を平麻呂と改たるなり、今その本文を擧て、其證を考注す、

文德實錄云、齊衡三年九月庚戌、外從五位下卜部雄貞、神祇少祐正六位上卜部業基等、賜ニ姓占部宿禰ニ、この業基、後に眞雄、また平麻呂と改む、雄貞は弟ときこゆれど、位階の次第によりて、雄貞を上に載られたるなり、其由は、下に次次にいふべし、○三代實錄云、元慶五年十二月五日己卯、尾張國中嶋郡、從五位下行丹波介卜部宿禰平麻呂卒、この尾張國中嶋郡は、卒れる所を云へるなり、封戸の地の在りて、行て在し間なるにか、または上に擧たるごとく、文德實錄に、業基と云し時、尾張大神社に遣はされたることみゆ、大神とは、熱田大神なるべし、その大神ノ社に由ありて、後に其國の中嶋郡に住つきて、在し間の事にもやありけむ、平麻呂者、伊豆國人也、幼而習ニ龜卜之道ニ、爲ニ神祇官之卜部ニ云々、

九月七日丙申、壹岐嶋石田郡人、宮主、外從五位下卜部是雄、神祇權少史、正七位上卜部業孝等、賜二姓伊伎宿禰一、其先出レ自二雷大臣命一也、同十四年四月廿四日癸亥、宮主從五位下、兼行丹波權掾伊伎宿禰是雄卒、是雄者壹岐嶋人也、本姓卜部、改爲二伊伎一、始祖忍見足尼(オシミノスクネ)命、始レ自二神代一供二龜卜事一、厥後子孫傳二習祖業一、備二於卜部一、是雄卜數之道尤究二其要一、日者之中可レ謂二獨歩一、嘉祥三年爲二東宮宮主一、皇太子卽位之後、轉爲二宮主一、貞觀五年授二外從五位下一、十一年叙二從五位下一、拜二丹波權掾一、宮主如レ故、卒時年五十四、と見えたり、さてこの是雄、業孝の傳を考るに、まづ姓氏錄右京神別に、壹岐直、天兒屋根命九世孫、雷大臣之後也、とみえたると同祖なり、但し此是雄業孝は、雷大臣の後忍見足尼命の裔にて、（忍見足尼は、顯宗三年紀に、月神著レ人謂之曰云云、宜下以二民地一奉中我月神上、若依レ請獻、我當二福慶一云々、奉二以歌荒樔田一、壹岐縣主先祖、押見宿禰侍レ祠、）世々卜部の職に備りて、すなはち卜部を氏として、神代に始れる卜事もて仕奉り來れるを、（龜卜事と記されたるは、漢文の潤飾にて、既に論へるがごとし、）此時二人の本土の名に依りて、改て伊伎氏として、宿禰の骨を賜ひたるなり、（姓氏錄なる壹岐直と同祖ながら、氏は別なり、又伊呂波字類抄に引載たる本朝事始に、賀茂祭の事に係て、志貴嶋御宇云々、勅二卜部伊吉ノ若日子一令レ卜云々、と見えたる人もあり、其時の事は、既に著はせる瀨見小川、賀茂緣起の下に云へり、又政事要畧に引たる官曹事類に、養老五年九月十一日、齋王新造宮に移りたまふ時の從の中に、伊吉卜部年麻呂と云ふも見えたり、）さてまた宮主は、臨時祭式に、凡宮主取二卜部堪レ事者一任レ之云々、（宮主職の古く書に見えたるは、續紀に、養老三年五月丙子、令下神祇官宮主等始把上レ笏焉、と見えたり、神祇令集解に、寶龜五年格云、宮主一人從八位官とあり、また長上は、養老の度より五十餘年後、寶龜六年の勅に、簡二定卜部等中、推卜尤長二人一、以任二長上一、永爲二恒例一、と三代格に見えたり、）○また文德實錄に、（今こゝに擧る文は、古本どもに依りて訂せるにて、印本また其類本と異なるところあれど、わづらはしければ、ひとつ〳〵にいはず、但し其中に、辨へ論ふべきことあるところのみ、其異なる由を注ふべし、）嘉祥三年九月壬午、遣下宮主正六位下卜部（印本占部）雄貞某々等、向二攝津國一祭中八十嶋上、同年同月庚子、神祇權少祐卜部（印本また類本に占部）業基向二尾張大神社一、告以二賀瑞之由一、齊衡二年正月戊子、加二卜部雄貞外從五位下一、同三年九月庚戌宮主外從五位下卜部雄貞、神祇少祐正六位上卜部業基等、賜二姓占部宿禰一、天安元年正月丙午、正六位上卜部宿禰業基授二外從五位下一、同二年三月己巳、外從五位下卜部宿禰業基爲二神祇權大祐一、同年四月辛丑、是日宮主外從五位下占部宿禰雄貞卒、雄貞者龜筮之倫也、兄弟尤長二此術一、帝在二東宮一時爲二宮主一、踐祚之日爲二大宮主一、齊衡二年正月叙二外從五位

神祇官ニ由、兼所ニ申請ニ也、其故如レ此神事先可レ用ニ本官御卜ニ之故也、また大神宮雜事記に、保安二年十月十六日宣命に、豐受大神宮神主等解狀偁、去八月廿五日爲ニ洪水ニ偁、正殿下乃天平賀、瑞垣乃邊偁流出利、而件天平賀以レ舊天可ニ安置ニ歟、將新偁可ニ造改ニ歟止言上世利云々、爰仰ニ神祇官陰陽寮ニ天令ニ卜問ニ給偁、官波以レ舊天安置世牟可レ宜止之、寮波造改天供進世牟可レ宜止之申世利、事在ニ兩端ニ天暗難ニ一決ニ之、但於ニ神事ニ者、龜兆乎爲レ先、仍如レ本偁以レ舊可ニ安置ニ止所念行天奈牟、故是以吉日良辰乎撰定云々、などなほ此趣にものせられたりしこと、かれこれの書どもに見えたり、さてかく龜卜を重きものとして、神祇官に屬られて、卜部の執業と定られたるは、もと神世より傳はりつる卜事にて、鹿胛を龜甲に代へたるのみなり、もはら神事に用ひらるゝが故なり、また筮占は、もと漢國の占法なるが故に、陰陽寮に屬られて、陰陽師の執業と定られたるものながら、漢國にて大事の卜には、龜筮ならべて卜ふる例のきこゆるに倣ひて、尙書大禹謨篇、洪範などに見えたり、斯方にても、官寮並に卜合させたまへるなるべけれど、もとより官卜の重き故實のまゝに、寮占は合ざれど、官卜を用ひらるゝ例にてはあるなりけり、

注官寮の卜並に合たらむはことも無し、寮は合ざれど、なほ官を用ひらるゝ例なれば、寮占は無用事なるを、官寮共に供奉らしめたまへるは、たゞ漢樣を擬びたまへるのみなり、春秋僖公四年の左氏傳に、晋獻公云々、卜レ之不レ吉、筮レ之吉、公曰從レ筮、卜人曰、筮短龜長、不レ如レ從レ長、と云へることも見え、洪範に、立ニ卜筮ニ人ニ、占則從ニ二人言ニ、といへるを、孔安國の注に、龜曰レ卜、蓍曰レ筮、考ニ正疑事ニ、朱熹の注に、有ニ龜從筮從ニ、而無ニ筮從龜逆ニ者、龜尤聖人所レ重也、などもいへるをおもへば、漢國にても龜卜を重とせるにて、おのづから斯方に似たるなり、但し周禮に、國大事先筮而後卜、といへるは、龜よりも筮を重するごとくにもきこゆ、とまれかくまれ、深く論ふに足らず、

○卜部は職員令に、神祇官の雜任に、卜部二十人、長上六約在ニ其中ニ、臨時祭式に、卜部取ニ三國卜術優長者ニ、伊豆五人、壹岐五人、對馬十人、若取ニ在レ都之人ニ者、自レ非ニ卜術絶群ニ、不レ得ニ輙充ニ、と見えたり、三國の卜部を、重く用らるゝ例なること、心をつくべし、

○壹岐卜部の書に見えたるは、三代實錄に、貞觀五年

む、もし久志といふが正しからば、櫛と書るは借字にて、奇の意なるべし、また元名の大麻等乃知天神と申すは、大は稱辭、麻等は麻知の通音、乃は辭、知は男神を稱へて申す例の言なるべし、然らば久慈眞知と申すに、おほかた同じ義の稱言なるべし、武藏の大麻止乃豆乃天神と申す豆は、知に通はしたる唱なるべし、さてまた書紀神武卷に、天皇戊午九月大和國に御坐せる時に、天皇自祈而寢、夢有二天神一訓之曰、宜下取二天香山社中土一、以造二云々一敬祭中天神地祇上、亦爲二嚴咒詛一、如レ此則虜自平伏、天皇祇承二夢訓一依以將レ行云々、乃使二椎根津彦一云々、又使二弟猾一云々、而勅レ之曰、宜下汝二人到二天香山一潜取二其巓土一而可中來旋上、基業成否當二以レ汝爲一レ占云々、二人得レ至二其山一、取レ土來歸、於レ是天皇甚悦云々、と見えたる天香山社、巓に在し趣なり、若くは此天香山坐櫛眞知神社にはあらぬか、當二以レ汝爲一レ占と詔へるはなべての卜事にはあらざれど、神慮を卜定たまへる趣あれば、卜事のかたに由ありげなり、崇神紀に、武埴安之妻、吾田媛密來之、取二倭香山土一、裹二領巾頭一、祈曰、是倭國之物實則反之、と見えたるも、神武紀にも見えたるごとく、巓の土なるべし、さて其社を大和志に、在二香山北麓一、屬二南浦村一、乃稱二北浦神一とあり、後に麓に移したるなるべし、大和國には海は無きを、南浦北浦などいへるは似つかずきこゆ、もしくは卜神といへるより、訛れる地名にはあらざるか、さて其天香山は、古傳説に、天上より降着たる山なりと云へるに、そはもと、かの天上にして、卜事の時の物どもを採たまひし山なるを、殊なる神の御はからひにて、天降したまへる時、この天香山を、天降の古事は、此書に添たる波々迦考に云へり、ここにめぐらして見るべし、彼卜事の時に幽き因縁ありて、此神も共に天降りて、やがて其神山に鎭坐せるにもやあらむ、大麻等乃知天神と、ことさらに天神と稱へ申せるも、さる由ありげにもきこゆ、但しこはせめて云ふのみ、

○禁祕抄御卜條に、官寮不レ同之時用レ官也、と記させたまへるは、御卜の時、神祇官の龜卜と、陰陽寮の著筮と仕奉りて、官寮不レ同時は、官の龜卜のかたを用ひたまふ由にて、これ古の例なり、そは日本後紀に、大同元年二月丁亥の條に、上略上以爲、所レ定山陵北近二賀茂神一、疑是神社致二災火一乎、卽決二卜筮一果有二其祟一上曰、初卜二山陵一筮從龜不レ從也、今災異頻來、可レ不レ愼、故卽自禱祈、火災立滅、また天永三年十一月朔日中右記に、昨夜川合社燒亡によりて、二日の相嘗可レ被レ行哉可二延引一哉、と官寮に卜へさせられむかと議ある條、予申云、早被レ行二御卜一可レ決レ事歟、神慮難レ知、人力不レ可レ及云々、事已分二兩方一、但若二官寮相異一者、可レ被レ依二

は東大寺に藏る古文書の繇紙に遺れる、天平二年の大倭國大税帳、十市郡の條に、久志麻知神田一町とあり、證とすべし、但しこの神名上に擧たるごとく、三代實錄にも、久慈眞知と作たるに、その久慈を、この十市郡なるは、帳に櫛と作き、天平の大税帳に久志と書て、慈と志と清濁の異なるは、其社家てにおのづから、まち〳〵に唱へ來れるまゝなりしなるべし、

注言の清濁は、みだりにすべからぬわざながら、はやく萬葉集にすら、清濁二さまに聞ゆる言も見えたれば、一むきに定がたし、さて又この神名、右の外、書どもに見えたるとなし、たゞ尊卑分脈なる藤原氏の祖神、兒屋命の上祖の系圖の中に、神魂尊の子に、櫛眞乳魂命と云ふが見えたれど、此系圖の遠祖は、いと疑はしく信がたきこと多かれば採らず、度會の系圖にも、同じさまに記せるも見えたれど、此も信がたし、

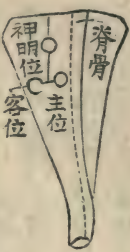
また帳に、元名大麻等乃知天神とあるかたの名は、三代實錄に、貞観元年正月廿七日、授二大和國天香山大麻等野知神從五位上一と見えたるこれなり、さて帳に元名をしも注されたるは、元の官帳に載られたりし神名なるを、延喜の官帳に更めて、一名の櫛眞知命と申すかたをもて載られたるが故に、元名を存して注されたるなり、帳に武藏國多磨郡、大麻止乃豆乃天神社と見えたるも、同神なるべし、さて此神を卜庭に祭らるゝは、卜事につきて殊なる由ありての事なるべけれど、知るべき由なし、但し布刀麻邇の考の下にいへるごとく、天神壽詞に、神漏美命の言依ざしに、天津詔戸乃太詔戸言遠以豆告禮、如此告波、麻知波云々、と詔へるは、卜事にはあらざれど、太詔戸言をもて告らば、神の麻知を顯はしたまはむものぞ、と教したまへる趣の、太詔戸命にこの久慈眞知命を卜庭の神として、並に祭らるゝに合せ考れば、由ありてきこゆるを、ふかく思ひあはすべし、さて御名の久慈、久志の清濁、いづれ正しからむ知がたけれど、はやく三代實錄にも慈と書たれば、久慈眞知と申かたや正しからむ、御名の義、眞知は、上に論へる麻邇と同言なるべし、久慈は、強て考るに、神慮を問ふに鬮といふ事あり、此ことといと古くは書に見えざれど、中昔よりこなたの書にはかれこれ見え、今の世にも神社にて卜問ふ事のさま〲ありて、御鬮を上る御鬮の下るゝと云ひ、また御鬮を拈るなども云へるをおもふに、久慈はもと卜問ふ意の言ときこえたれば、事ありて、人と人と互に爲べき事の、定がたきことなどのある時、鬮拈して定むる事をするは、この鬮の卜問より轉れるなり、久慈眞知神と稱へたるにもやあら

官㆒迎㆓太詔戸明神㆒、古事談に、龜甲御占仁波、春日南、室町西角仁御坐須流社乎波、太詔戸明神止申、件社乎此占乃時波奉㆑念、と見えたるをもて證とすべし、

注春日南室町西角仁御坐須流社とは、帳に左京二條㆓坐神社とある所なるべけれど、今詳ならぬを、己さきに京に在りし時、波伯部百樹に問ひ尋けるに、答けらく、都城の古圖どもに就て考ふるに、古春日と云へるは、今の二條丸太町わたりに當り、其所よりは南、二條よりは北の間の町々、今は二條に屬りとおもはるゝに、此社の事を、山城志に、在㆔三條坊門㆒北城東司政所㆒と云へるは、今の東町奉行所と聞え、古春日南室町西角といへる所なるべくおもはるゝにつきて、よく尋合するに、其郭内に春日大明神の社ありて、奉行所を建られざりし前より在來れる社なり、と語傳へたりといへり、然れば既く山城志に記せるは、決く此社の事なり、さて春日大明神としも申すは、大和の春日神社に兒屋命を祭られて名高く坐すに、其命を太詔詞命とも稱へ申すべき由ある神に坐せば、太詔戸神社を、春日神社とも申し、其より轉りて、坊名に呼ぶこととも なれるなるべしといへり、

さて太詔戸命と申すは、兒屋命を稱へたる一名なるべし、其は古事記、書紀神代巻に見えたるごとく、天石屋戸隱の時、此命麗美き太詔詞申て、天照大御神を招禱出し奉れる大功坐し、また神代紀に、使㆘天兒屋命主㆓神事㆒之宗源㆒者也、故以㆓太占之卜事㆒奉㆑仕焉、と記されたるごとく、神事宗源を主りて祝詞を申し、また卜事もて仕奉りたまひて、生子の八十續に、中臣の職として、祝詞申て仕奉れること、古書どもに次々見えたる中にも、大祓詞に、其ほかの祝詞にも、大中臣天津祝詞乃太祝詞乎宣禮と見え、萬葉集十七巻に奈加等美乃敷刀能里等基等、伊比波良倍、ともよめるごとく、名に負ふ中臣の祖神に坐し、はた卜事行ふにも、神に向ひて、その占問ふ狀を祝詞する例なるにあはせて、卜庭に祭る時は、太詔戸命と稱へ申せるにぞあるべき、また久慈眞知命は、神名帳に、大和國十市郡天香山坐櫛眞知命神社、大、月次、新嘗、元ノ名大麻等乃知天ッ神、〇この元名、印本誤字あり、古本に依りて正せり、と見えたると同神にて、諸本ともに眞の下に知字脱たるなり、そ

戎用ニ羊卜一、謂ニ之跋焦一、卜師謂ニ之厩乾(シヘイト)一、反、必定以レ艾(ヨモギヲ)灼ニ羊髀骨一、視ニ其兆一謂ニ之死跋焦一、其法兆之上爲ニ神明一、近レ脊處爲ニ坐位一、坐位者主位也、返レ傍處爲ニ客位一、蓋西戎之俗、所レ居正寢、常留ニ中一間一、以奉ニ鬼神一、不ニ敢居レ之、謂ニ之神明一、主人坐ニ其傍一、以レ此占ニ主客勝負一、と云へることも見えたり、



（但し髀骨は、後足の股骨にて、丸く、脊と云べき骨處はあらず、いはゆる神明主客の坐を定むる法に合はず、元史に見えたるごとく胛骨ならむには、その兆體、おほかた圖のごとくなるべし、然れば、髀は胛の訛にて、元史に見えたる鐵木眞が用ひたる、蒙古の羊胛骨と、相似たるト法なるべし、）これらおのづから鹿卜に似たる趣なり、釋紀に大占の條に、先師說云、異朝モ始(タノミ)者鹿卜之由有ニ所見一、と記したれど、書名をいはざれば信がたし、（から籍に見えたる、獸をもてするトは、北戶錄に、虎卜、牛蹄卜、灼骨卜、など見えたり、なほあるべし、）

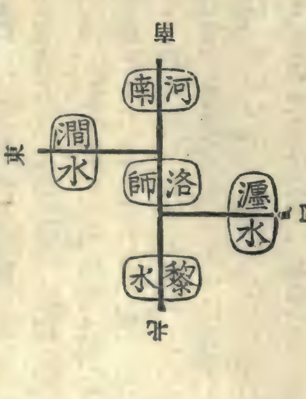
○卜庭神の御名を詳に記せる書なし、今考るに、神名帳京中坐神三座（並小）とある中に、左京二條坐(ニス)神社二座、（並月次、相嘗、新嘗、）太詔戶命神、久慈眞知命神、と載られたる二神に坐り、此二神のことは既く三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、授ニ左京職從五位上太詔詞神、久慈眞知神並正五位下一、と見えたり、然るを四時祭式に、相嘗祭神名を載られたる第一(ハジメ)に、太詔戶社二座、坐ニ左京二條一、と載られたり、其は二神同社に坐すが故に、主たる太詔戶神の名をもて稱せるなり、（すべて二座以上の神社には、主たる神一座の名をもて社號のごとくに稱す例なり、其委しき說は、既に記せる神社私考に論へり、）貞觀の後の叙位は、日本紀略に、延喜三年五月十五日、奉レ授ニ左京太詔戶神從四位上一、承平元年六月一日、奉レ授ニ左京正四位上（此叙位のことも紀略に載たるべきを、今缺たる本あれば詳ならず、他の古書どもにも見あたらず、）太詔戶神從三位一、天慶三年七月五日、奉レ授ニ左京從三位太詔戶神正三位一、と見えたるも、二座に係て稱せる例なり、（このことも、神社私考に論へり、）さて御卜の時、此二座を卜庭神と稱して祭らるゝなり、そはまづ弘仁神祇式に、（本朝月令に引たり、）卜御體、卜庭神祭二座云々、自ニ朔日一始十日以前卜訖奏聞、（儀式奏御卜條にも、）四時祭式に、卜御體卜庭神祭二座、御卜始終日祭レ之、（祭ノ料物の中に、龜甲一枚云々、已上卜料、）また祈年祭の神名を擧られたる中にも、卜庭神二座と載られ、また齋宮式に、每月晦日卜庭神祭、齋王參三時祭、卜庭神祭准レ之、（三時祭とは、同式を按るに、五月、八月、十一月の晦日に禊したまふことあり、其三度の祭なり、）など見えたるに、江次第に、御體御占、神祇官人自ニ朔日一籠ニ本

範の稽疑に、龜卜の事につけて、曰雨、曰霽、曰蒙、曰驛、曰克、といへることの見えたるを、孔安國が傳に、五者卜兆之常法也、と注へり、町體の縱橫に、ト、ホ、カミ、エミ、タメ、のごとき、五位の名あるに似たり、袖中抄に、龜甲卜に五兆と云事あり、ためは云々、周禮に、卜師掌レ開ニ龜之四兆一、一曰方兆、二曰功兆、三曰義兆、四曰弓兆と云へることも見ゆ、注はしどけなし、字書を考ふるに、開は契刻鑽彫に通用の義ある字なり、○周禮宗伯禮官之職、に、大卜掌ニ三兆之灋一、一曰玉兆、二曰瓦兆、三曰原兆、注に兆者灼レ龜、發ニ於火其形一可レ占者、其象似ニ玉瓦原之釁罅一、是用名レ之焉、其象以下十四字通えがたし、訛脱字あるべし、上古以來作ニ其灋一、可レ用者有レ三原、原田也、杜子春云、玉兆帝顓之兆、瓦兆帝堯之兆、原兆有周之兆」、原兆の原を原田と釋たるが當らば、田兆とも云べき體なるべければ、田字形象の古體かく書くに比たる兆體によれる名ならむか、然らば彌彦傳に、町體を或はかくものせるに似たり、○龜甲を燒く木は、周禮宗伯禮官之職、に、菙氏掌ニ共燋契一、注に燋謂下所レ爇ニ灼龜一之木上也、故謂ニ之燋一、また龜策傳に、史記褚少孫補、灼以レ荊、など見えて、定たる木のことはきこえず、○龜甲を堀ることは、周禮燋契の注に、契契レ龜之鑿也、字彙に、契鑽レ龜之鑿也、また鑽穿也、毛詩に、契ニ我龜一、龜策傳に灼レ鑽、また灼ニ所レ鑽中一、など見えたり、斯方の龜卜に町を堀るは、漢のに傚へるなり、その由は、既に本編に論へるがごとし、さて上件のほかにも、かれこれ漢籍どもに見えたれど、同じ趣なることは擧ず、そもそも世の事は、天下の萬國、おの〳〵別なるものにあらず、おほかた人のうへにありとある事どもの中には、おのづから相似たることもある例なるが、此卜法も、そのたぐひにて、おのづから彼が龜卜法の、斯方の鹿卜法に似たること、魏志に記せるによりても、ますます明なり、よろづに漢風のまじこりたるを厭ふ心ならひに、ひたすらになづみて棄ることなく、正しき古傳の遺れるをよく選び探りて、世に明らかに傳へまほしきわざになむありける、

○因に云、元史に、太祖以ニ耶律楚材明ニ天文之占一屢有レ問、莫レ不ニ奇中一、故每ニ征伐一、必令ニ楚材預卜ニ吉凶一、大祖亦燒ニ羊ノ胛骨一以符レ之、然後行、と云こと見えたり、大祖といふは、北狄蒙古部の酋長にて、姓を奇握溫、名を鐵木眞と云へり、鐵木眞、己が國俗の羊胛骨卜を用ひたりしなり、また皇宋事實類苑第四十九に、西

○○○ラシムと云ふ意なり、天神壽詞に、四國卜部等、太兆乃卜事持弖仕奉、と云へるも同じ、本に、太兆仁云々とあれど、仁は乃の誂なるべく思はるゝ由、既に論へるがごとし、故こゝには訂して引り、本のまゝならば、太兆ニトフル事モテ供へ奉ルとよむべけれど、文のさま、然よむべくはおもはれずかし、

○鹿骨に換たる龜卜法に、漢國の龜卜の相似たることは、本編に擧て論へるごとく、はやく魏志の倭傳に、其俗擧事行來有所云爲、輒灼骨而卜以占吉凶、先告所卜、其辭如令龜法、視火坼占兆、といへるをもてもはら其證とすべし、なほ彼國籍に龜卜の事の見えたるを擧て併考るに、まづ神祇令義解に、卜者灼龜也、兆者灼龜縱橫之文也、と注されたるは、說文に、卜灼剝龜也、象灸龜之形、一曰象龜兆縱橫之文也、といへると同趣にて、いはゆる町體を縱橫之文と云ひ、その町體を兆と云へるなり、但し說文には、卜字に龜兆縱橫の象形、卜によりて制れる由を說へるなり、また同令に、卜者必墨畫龜、然後灼之、兆順食墨、是爲卜食、こは尙書洛誥篇に、洛食と云へることを、孔安國が傳に、卜必先墨畫龜、然後灼之、兆順食墨、また孔穎達が疏に、卜之者必先以墨畫龜、要坼依此墨、然後灼之求其兆、順食此墨畫之處、と注へる趣にて、まづ墨にて町を書き、其を灼きて火坼の町に食るをもて卜合るを、食墨といへる由なり、食蝕通用字なり、說文に、蝕敗創也、劉熙が釋名に、日月虧曰蝕、稍小侵虧、如蟲食草木之葉、通作食、春秋に日有食之、さて其洛誥に、召公既相宅、周公往營成周、使來告卜云々、至洛師、我卜河朔黎水、我乃卜澗水東瀍水西、惟洛食、孔安國が傳に云、我使人卜河北黎水上、不吉、又卜澗瀍之間南近洛吉、今河南城也、卜必先墨畫龜、然後灼之、兆順食墨、我又卜瀍水東、亦惟洛食、伻來以圖及獻卜、孔安國が傳に云、今洛陽也、將定下都、遷殷頑民、故並卜之、遣使以所卜地圖、及獻所卜吉兆、來告成王、といへるによりて考るに、いはゆる龜兆の縱橫の形に、澗水東、瀍水西、黎水北、瀍澗二川之間南近洛、洛師この五所を定置て、灼きて卜たるに、二度兆の中央に火坼の食りたる由と通えたり、本文に、洛師を卜へたる由はいはざれど、至洛師といへば、其地を兆の中央と定たるものなるべし、然考たる趣のおほよそを、今試に目安く書したゝめつ、

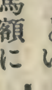


○尙書周書の洪

こゆ、ことのまゝとかやいふ社のほども、道いとおもしろくて、（はやく枕草子に、ことのまゝの明神いとたのもし、）などなほ多く書どもに見えたり、おもひ合すべし、又天神壽詞に、（古文なり、台記康治元年大嘗會の別記に載られたり、）天押雲根神の、御膳の水請に天上に上りし時、神漏美命の事依さしに、此玉櫛遠刺立弖、自二夕日一至二朝日照一、天津詔戸乃太詔戸言遠以弖告禮、如此告波、麻知波若韮仁、由都五百篁生出牟云々、と見えたる麻知も、麻邇と同言にて、こは神の麻知の驗に、若韮のごとくに齋しき五百篁の生出む云々、と詔へる意ときこえ、（こは卜事にはあらざれど、太詔戸言を告らば、麻知の驗を顯し賜はむと敎したまへる趣なり、○太詔戸命、久慈眞知命を、卜庭神と祭らるゝも由ありてきこゆ、これをおもへば、太占卜事も、牡鹿の肩骨を拔て、しかぐ\して、太詔戸言をもて告らば、神の麻知を顯したまはむものぞと定て、敎しおきてさせたまへるなるべし、あなかしこ、）また下文に、四國卜部等、太兆仁卜事持弖仕奉留、（太兆の下の仁は、乃とあるべきところなり、草體の相似たるによりて、寫誤れるなるべし、）と書るも、麻知に兆字を當たるにて、（朝野群載に載たる、承暦康和の御體御卜の奏文にも、率二卜部等一大兆爾卜へ供へ奉レ留狀乎奏、また宮主祕事口傳にも、太兆卜事と書けり、）かの灼驗爲レ兆と注へるにも合へれば、かたぐ\太兆をフトマニとよむべきこと、はたおもひ合すべし、またトといふ名の義は、宇良は、表裏と對へて云ふ裏ながら、事の趣によりては、心ざまの表に顯はれず、深く裏に幽れたるにおよぼしていふ、その宇良の意なるべし、（萬葉集などに、うらなく、うらもとなく、うら解ケ、うら戀し、うら悲し、うら泣き、などいへるうらこれなり、）神慮の幽れたるを問求る術なるによりて、宇良和謝といひ、其を又たゞに宇良とも云ふを、體言として、其事を行ふ名とせるなるべし、

注後世の歌に、心のうらの正しきなど、心の裏と、卜をかねてよめるも、おのづから似かよへる趣あり、さて此卜といふ言の活きざまは、古事記傳四卷に、宇良といふは、其事の體言なるを、其宇良を爲を用言に活すときに、宇良布と云、これ宇良阿波須といふことなるが、阿を省き、波須を約て布となれるなり、さてその本の言の合すは、合さむ、合せ、などゝ活く故に約りたる布も活きて、宇良波牟、宇良閇などとも云なり、又其用言の宇良閇を居て、體言に爲たるもあり、萬葉十五に、保都手乃宇良敝乎、可多夜伎弖、とある是なり、云々と見えたり、

されば神代紀なる、以二太占一而卜合之は、布刀麻邇々（いはゆる町形なり、）卜ヲ合セテの意なり、俾下以二太占卜事一而奉上仕者也は、布刀麻邇ヲモテトフルト事ヲモテ奉仕

の縱横を、耕人(タツクリビト)の任意(マチマチ)に行反するうへより、麻知とはいへるなるべし、和名抄に、蒼頡篇云、町田處區也、和名末知(マチ)、區字をマチマチとよむも、町々なり、また字彙に、町田區畔埒(ハノ)也、といへるこれなり、また田法に町といふは、孝德三年紀に、班田既訖、凡田長三十歩爲レ段、十段爲レ町、と見えたるを始にて、令制に田長三十歩、廣十二歩爲レ段、十段爲レ町、など見えたる田處の方量を定らるゝ時、舊より田區の畔道を麻知といへる名に倣ひて、令制一町の間をも麻知といひ、其を積て若干町と云ふこととなれるなるべし、漢國世々の田法に、町といへること無しと識者いへり、さて城市邑里の通衢を町といふも、田制より出て、沿革たるにて大旨同趣なり、さてその畔道の麻知は、かれこれ便よく作るべければ、十 かくさまにのみ作るべきにあらず、かならず縱横貫通してかくさまに作れるも多かるべきと、今世なべての畔道のさまをもて推はかるべし、本編に記せるごとく、彌彦傳の龜甲の町に田かく畫ろが見えたるは、然ものせることもありしなるべく、こゝに論へる町ノ形にも、おもひ合すべし、姓氏錄大和神別に、額田部河田(ヌカタベノカハタノムラジ)連云々、允恭天皇御世、獻二額田馬一、天皇勅、此馬額知(ノヌカシ)二田町(タマチ)一、仍賜二姓額田連一也、また左京神別に、同祖額田部湯坐(ユヱ)連の譜にも、允恭天皇御世云々、獻二御馬一匹一、額有二町形廻毛一、天皇嘉之賜二姓額田部一也、といへるも、その馬額にかゝる狀なる廻毛の有ともいへるにて、おのづから卜事にいふ麻知と相合へり、十 かゝる形ならむには十字廻毛など書べきわざなり、よしや 十 の形ならむにも、こゝに考たる說は動きなし、釋紀に、太占讀二太町一(フトマチ)、據二甲穴之體一者也、といへるは、右の田町の形に據れるものぞと意得たる說にて、本義には合はざれど、町體を田町の形といへるは、己が考どもの旁證とすべきなり、さてまた麻邇も、麻知も、麻々も、同言なる證は、上に擧たるごとくマニマといふに、任字を用ひたるに、マチまたマヽといふにも、任字を當たる例あり、其は文德實錄に、嘉祥三年七月、遠江國任事、鹿苑兩神、授二從五位下一、と記されたる任事神を、神名帳に、遠江國佐野(サヤ)郡、己等(コト)乃麻知(ノマチ)神社、と載られ、また此神名を、ことのまゝ、と申せり、歌枕名寄に、澄月撰、應永卅三年藤戒記に、此書のこと見えたり、佐夜の中山の口なる、任事と云ふ社にて、鴨長明、「またも來むわかねきことのまゝならはしはし散らすな木々のもみち葉」、十六夜日記に、冷泉爲相卿の母、阿佛尼の記行、佐夜の中山を

の長歌に、事任(萬爾)と書るも、任を麻邇に當て書るなど、これにて、又その麻邇の下に麻を助へて、麻邇麻と云へるかたの、多くきこゆるは、詞の調にたゞ加へたるなり、そは萬葉集(五巻)に、神乃末仁麻仁、また(十一巻に)君之隨爾、(二巻に)引者隨意(九巻に)成任爾、(十一巻に)君之任意、また續紀(天平神護二年)の詔詞に、法(乃麻爾麻)收給牟、また心(乃麻爾麻)世與、などなほあり、

注 詞の下に、麻を助へたる例は儀式、宮内省の奏詞に、御體(辭云於保美麻)、御卜供奉禮留事云々、と見えたる於保美麻も、大身に麻を助へたるなり、四時祭式に、卜御體、辭曰二於保美麻一と注されたるは、卜御體の三字の唱のごときこえて混はし、また神代紀に、顯露を阿羅幡貳と訓る貳も、助へたる言なるにか、また歌、物語書などに、懲りずをこりずま、逢はずをあはずま、などいひ、書紀の古訓に、佷をイスカシマ、囂をヒスカシマ、愎をクスカシマ、なほあるべし、

さて彼神の麻邇の顯はるゝ處と定たる卜の體を、卜術の傳に麻知と云ふは、麻邇を通ふ音に轉していへるなり、其は釋日本紀に、神代卷御子生の段なる太占の下に、私記曰、(延喜の、矢田部公望の、書紀の私記なり、)問是何占哉、答是卜謂也、上古之時未レ用二龜甲卜一、以二鹿肩骨一而用也、謂二之フ止マ爾一、また先師云、(是は釋の編者、卜部兼方宿禰の先師なり、)太占讀二太町一、據二甲穴體一者也といひ、又龜兆傳といふ文を擧て、(この龜兆傳は、妄作にて取べき書にあらざれど、龜卜するさまのかたには、證とすべき事ありて、既に論ひ辨へたるがごとし、)以二天刀一堀レ町とある下に、穴體似レ町と注せるは、甲穴中の體に卜かく畫くを町といふによりて、此占の名を太町ともいふ、と云へるなり、是古き一傳說ときこえたり、但しその太町を據二甲穴體一と云へるは、田町に似たる由なりといへるにて、そは本義を盡さゞる說なれば、下に論ふべし、こゝには布刀麻邇を或は布刀麻知といひ、甲穴中に畫く卜の體をも麻知と云へる、證とすべきなり、卜庭に祭る久慈眞知神も、この麻知に由ある御名なるべし、さて釋紀の師說に、卜の體を似レ町といへるは、本義には當らざれど、おのづから同意に通ふ趣あり、そもそも田處に麻知といふは、畔道を便宜く縱橫に作りて區をなし、或は水を引する便ともせる爲に設るものなるを、その畔道

別記

布刀麻邇

書紀神代上卷大八嶋成出段に、伊弉諾伊弉冉二神、復上詣於天、具奏其狀時、天神以太占而卜合之、乃教曰云云、宜更還去乃卜定時日而降之云々、太占此云布刀磨爾、古事記天石屋戸段に、召天兒屋命、布刀玉命而、内拔天香山之眞男鹿之肩拔而、取天香山之天波々迦而、令占合麻迦那波而、と見えたるは、神代に、高天原にしての故事なり、また神代紀下卷に、天兒屋命主神事之宗源者也、故俾以太占之卜事而奉仕、と見えたるは、大物主神、事代主神を祭らることにつきて、高天原にて天神の定めたまひて、皇國におよべる故事なり、皇御孫命天降まして、天皇の御世となりては、古事記崇神天皇段に、布斗摩邇邇卜相而、求何神之心云々、と見えたり、相通はして併考るに、太占の卜事は、男鹿の肩骨を灼て、ものする卜事の稱にて、其原は高天原にして、天神の始たまへる卜事になむありける、さて其布斗麻邇と云ふ義は、布斗は稱辭、麻邇は尋常に、麻々と云ふと同じほどの言にて、此にては、神慮に任せ、神慮に随ふ意なり、また布刀は太にて、萬葉集に、眞木柱太心者、（眞木柱は、枕辭なり、）とよめるがごとく、麻邇にかけて稱へたるなり、さて布刀麻邇に卜へてとは、鹿肩を灼きて神慮を卜へ問ふに、卜 如此體を畫て、（いはゆる町體なり、その町は麻邇と同言なり、其由は下にいふ）（たまちて心得べし、）其に繫れる火坼に依りて、神慮を問決むるによりて、やがて、其體を神の麻邇の顯はる處を定めて、布刀麻邇に卜へてといへるなり、神代紀に、布刀麻爾に太占の字を當られたるも、深く其義を得て、占字を麻爾に當られたりときこゆるを、よく腹にあぢはひて悟るべし、さてその麻邇は、寛平熱田縁起、（一本に宮簀姫命、倭武尊の御歌の末を續たまへる御歌に、）吾大王の、此大刀を置たまへれば、岐美能、美古止乃麻爾、（命の隨なり、）したひ守り云云、岐美毛美古止乃麻邇、勿たがへましそ、守りおはせよ、萬葉集（卷六）に、吾大王者、君之隨、所聞賜而、また行幸之隨云々、また新撰字鏡に、態、他載反、去、意志恣也、保志支萬爾、とも見え、また續後紀、嘉祥三年の下

ど、朴略にして詳ならざるを、系圖に書とゝのへむとして、古系圖、古書どもに依りて、强て牽合せもてつけて、系圖を作り、さかしらなる妄説をも書加へて、作れるものなること、古書どもに證して著しきものなり、かくて其をそのかみ在り來し系圖の上に加へ、又在來し系圖にもさかしらを加へたるものなり、さはいへど、さすがに古にかよへる由ありて、めでたげにきこゆる事はた無きにしもあらねど、しひて作れるものにして、あふさきるさに信がたき書なれば、今それらの系圖をばとらざるなり、

○藤原齊延は對馬人にて、字を藤佐助と稱へり、志厚く、古書どもに心をよせて學びたりとぞ、すべて此人のことは首に記せるがごとし、そも〳〵この卜術は、かの卜部が家には、もとよりはか〴〵しく書記せるものもなく、たゞ言傳へたるのみなりと聞ゆるを、齊延がうちぎゝに、かばかりも書とゝのへたるは、はやく此傳を記せるおや書にて、こよなきたまものなり、これより後に記せる傳どもに見えて、これに漏たるをば補へて心得べく、又さかしら

説加へて記したるは、選びて採るべき由などは、既に論へるがごとし、

抄物に、上に擧たるがごとく云々といひて、卜庭神は雷命なり、龜卜を傳へたまへる祖神なり、故に昔は朝鮮人本朝に來れば、皆この社に謁すといへりと記せり、卜部の龜卜の、韓國の法ならぬ由は、既に具に辨へたるがごとくなれば、論ふまでもあらず、縱や然あらむにも、さる由にて、朝鮮人の、雷命神社に、ことさらに詣づべきことわりはあるべからぬものをや、按ふに韓國人の降服奉りて參渡り始ける頃、雷命其嶋に在りて、韓國の宰れる時、その廳取に參入たるなごりにて、薨りて後、祀れる神社へ、忠心もて詣けるが、又後には其由をばわすれゆきて、何となくその神社に詣づる例となりてありしを、卜部の家に、然語繼たるものとぞきこえたる、當初神國と畏み奉れる朝廷の稜威、おもひやり奉るべし、さてまた帳に、上縣郡に太詔詞神社、(今郡名革りて、下縣郡與良郷加志村に在りて、加志大明神と申すとぞ、)下縣郡に能理刀神社(今郡名革りて、上縣郡嶋郷西泊村に在りとぞ、)あり、この神は、公家にて祭らるる卜庭神に坐すこと、上に云へるがごとし、これも神事卜事に由ありて、此嶋にて祭られたるなるべし、

注祭神は、雷命の上祖兒屋命なるべし、其由は下の別記に論へり、○卜部の系圖を正しく誌せるものいまだ見およばず、尊卑分脈に載たる、藤原氏玄古神代大祖禀系圖とて、天御中主尊より居居登魂命に至り、また別に、居々登魂命長男天兒屋根命より、藤氏諸流元祖として、大織冠鎌足公に及びて、繼々に記せる間に、跨耳命といふを載て、其譜に雷大臣命、足中彥天皇之朝廷、習ニ太兆之道一、達ニ龜卜之術一、賜ニ姓卜部一、令レ供ニ奉其事一云云、と記して、此子孫に系て清麻呂の子諸魚をもて、卜部の祖として、今の吉田卜部の系圖をも載たり、但し一寫本に諸魚以下無きがあり、又別に卜部氏の系圖ありて、鎌足大臣より系りて載たり、もはらかの藤氏諸流元祖といへる系圖の下に載たると同じ、又松尾社家系圖あり、歌荒洲田卜部伊伎氏本系帳と題して、天兒屋根命を上祖として記せる間に、雷大臣命、日本大臣、忍見命、また雪連宅滿を伊伎宿禰として載たり、さて右の系圖どもをつら〳〵よみ考ふるに、上祖の傳說、また書記せるものも、いさゝかありたるめれ

たりしにもやあらむ、

さて又上に云へるごとく、雷命は中臣烏賊津使主にて、兒屋根命の裔なり、仲哀紀扇の條下に、大臣に亞て四大夫と稱へる中の上首にて、中臣と稱へるは古の例にて、職名をもて、やがて氏のごとく呼べるなり、さて其中臣は中執臣の義にて、延喜中臣本系帳に、高天原初而、皇神之御中、皇御孫之御中執持、伊賀志桙不傾本末、中良布留人稱之中臣、といへるこれなり、神功紀に云々の御事にとりて、皇后神主となりたまひて、烏賊津使主をもて審神者として、神誨を問はしめたまへる事の見えたるも、いはゆる中臣職に仕奉れるなり、上に擧たるごとく見林抄物に、卜庭神をさには神とよむ、對馬の龜卜の傳にありと云へるも、古傳說ときこえたり、さるは此使主、上祖兒屋根命天上にして、天照大御神石屋閇の時の占事を行ひ、また神代紀に、天兒屋命主神事之宗源者也、故俾以太占之卜事而奉仕、此は大物主神、事代主神を祭らるゝ事につきて、天上にして定たまへる由を云へる文ながら、原よりの職なる由、古事記傳十五巻に神籬の事を論らはれたるところに、委しく說はれたるがごとし、と見えたる神事の宗源を主り、太占の卜事をもて仕奉れるが故なり、一傳に、雷命龜卜術、祭祀法を遺したまへり、といへり、

かくてこの雷命、新羅征伐の時云々といへる事實を、上に擧たる卜部の傳どもに、書紀及續紀なる栗原子公が奏言を併せ考るに、雷命はじめ仲哀天皇筑紫へ熊襲征伐に幸しける時より、皇軍に仕奉り、其處より皇后の新羅征伐に仕奉り、三韓降服奉りて凱旋したまへる時、百濟に遣されて、其國を治め、此間に、その國の女に婚て、日本大臣を生し、對馬に還留りて、下縣郡の西面、佐須浦の阿連村に住み、韓國の事を宰り、卜へまかなひて、仕奉りしなるべし、子を生し、卜事を傳置るが、但し傳どもに龜卜といへるは、後をもて云へるなり、その子孫卜部となりて、その阿連村に住て、昔は十家ありしと云傳ふ、さて雷命神社は、豆酘鄉豆酘村に在るを祖神として、卜事の時も、もはら此神を祭れりといへる趣なり、但しこの雷命、對馬に卜術の傳を遺し置て、後に本土に歸りたまへるがごとくにもきこゆれど、傳書どももとより口傳の趣を、とりどりに書とりたるものにして、記しざまはたとひのはざれば、詳かには知りがたし、さて雷命の對馬にしも卜術を遺傳へられたるは、韓國はもと神の御教に隨ひて、得たまへる財國なれば、殊によろづ神慮を問ひて、ものしたまひぬべければ、神功紀に、爰卜吉日而臨發有日云々、從和珥津發之、その渡に近き對馬に、卜部を置て仕奉しめたまへるなるべし、見林が

事記に見えたる國栖人の歌に麻呂賀知とうたへるも我が知なり、欽明紀に、秦大津父と、知に父字を當たるも其意をもて書るなり、これをおもへば、父母の父は、その知を疊て、親しみ尊める稱ときこえたり、比古遲、袁遲の遲も、その知を連語の文にて濁れるなり、

○臨時祭式云、凡宮主取二卜部堪レ事者一任レ之、其卜部取二三國卜術優長者一、伊豆五人、壹岐五人、對馬十人、○類聚三代格に、天安二年三月十三日の太政官符に、應レ減下筑紫防人十二人便充中在京及府卜部斷丁上事、とある文中の、太宰府の解文に、延暦弘仁承和嘉祥齊衡の度度の、此卜部の條事を載たる中に、弘仁十四年の對馬嶋の解に、今商量、以二筑紫人一分二配防人一者、依二兵不レ足也、以二當嶋人一差二送斷丁一者爲レ恤二卜者一也、夫卜者雖三能知二未然一、而防禦之備尙不レ如レ兵、望請特被二言上一減二筑紫防人百十二人之内十二人一、便充二在京及府卜部斷丁一、其代以二當土人一永相二補之一云々と、此嶋の卜部を特に恤たまへる趣きこえたり、○神名式に云、對馬嶋下縣郡雷命神社」、この神社、本傳また神名帳考證にも、下縣郡豆酘鄉豆酘村に在といひ、又元文傳に豆酘鄉にて問ひ申時は、たけの大明神と申て御座候、其社にて云々、とひあげ申候と云へるも、同社の事ときこえたり、

注然るに玉勝間五卷に、對馬人のおこせたりといへる、國中の式社の在所、神階を記せる中に、雷命神社、下縣郡佐須鄉阿連村にあり、神階從五位下今は八龍殿と申すとあり、本傳また神名帳考證にも、佐須鄉阿連村は、雷命の在留し處にて、卜部の世々住着て在る處にて、上に注せるがごとくなれば、差ひてきこゆ、今推考るに、本傳其ほか卜部の家說に云へる、豆酘鄉豆酘村なる社は所社にて、佐須鄉阿連村なるは、雷命の在留し蹟本といひ、卜部が住所なるによりて、後に私に祀りたる祠なるを、本社ぞと心得たる謬說にやあらむ、さて佐須鄉、和名抄民部式などに見えず、日本後紀弘仁三年十二月の下に、對馬嶋言云々、下縣郡佐須浦と見えたり、八幡愚童訓に文永十一年十月五日、對馬の西面佐須浦に蒙古の賊船多く着て、人家を燒拂ひ、いたく暴びて、人民を害ひたると見ゆ、卜部も、もしくは此時の害に遭ひて衰へ

伎宿禰是雄卒、是雄者云々、本姓卜部改爲ニ伊伎一、始祖忍見足尼命、始自神代供龜卜事、厥後子孫傳ニ習祖業一備ニ於卜部一、是雄卜數之道尤究ニ其要一、日者之中可レ謂ニ獨歩一云々、

注姓氏錄右京神別に、壹岐直天兒屋根命九世孫、雷大臣之後也」、書紀顯宗卷に、三年二月、阿閇臣事代銜レ命出使ニ于任那一、於レ是月神著レ人曰云々、事代由レ是還レ京、具奏、奉以ニ歌荒樔田一、壹岐縣主先祖押見宿禰侍レ祠、○忍見足尼命始自神代供龜卜事の文、意得がたし、此人顯宗紀に見えたれば、始レ自ニ神代ニ云々とは云べからず、又然る名の神の、神代にあるべくもあらず、こは供字、始字の上に在て、供下始レ自ニ神代一龜卜事上とあるべきを、文字の倒置なるか、又はやくより寫誤れるにか、諸本みな如此あり、さて龜卜は漢國の卜法なるを、神代より始れる龜卜事と書るは、いみじき僻言ながら、當時神代より始れる鹿卜を龜に換へ、又漢ざまなる事をもてつけたりけるにあはせて、文の潤飾に過て、事實を誤れるなり、龜字は無くてあるべきものをや、下文に卜數之道、日者など云へるも、其たぐひなり、まことや崇神紀に、命ニ神龜ニ云々とあるは、たゞ卜とあるべきを、文章の飾に然は書るなり、

書紀仲哀卷に、九年二月天皇崩の條に、大臣武内宿禰に次で、四大夫と稱へる中の上首に、中臣烏賊津連、神功紀におよびて、三月皇后齋宮に入て、親ら神主と爲りたまひ、中臣烏賊津使主を（此人の骨、上には連とありてこゝに使主と記されたるは、骨の序を進られたりしなるべし、但し此は是より後の御世の例をもていへり、いづれにも同人なることは決し）審神者として、神諭を請問はしめたまひし事見えたり、（古事記に、此時の事を、健内宿禰大臣に係て記せるは、烏賊津使主の事をわすれたる傳なり、この事上にも論へり、あはせ見て心得べし、）かの子公の奏言に、伊賀津臣と見え、姓氏錄なる雷大臣も、此人の事にて、神功皇后の御世、韓國に遣はされたりといへるもよく符ひてきこゆ、

注但し雷字、伊加豆知とこそは訓め、伊加都といふには借用ふべきにあらず、然れば烏賊津の下に知を加へて、伊加都知といふを、連語の文にて、伊加豆知大臣と、都を濁る音に呼ひならへるなるべし、さてその知は、男を尊みて云稱にて、古

神功皇后、三韓征伐の時、當國卜部の始、雷命皇軍に從ひ、三韓より歸り、當國下縣郡佐須鄕阿連村に留り、龜卜術祭祀法を遺したまへり、其子孫卜部として今に卜術を傳へたり、其卜部上古十家あり、其家絕て中古五家あり、今僅に一家存せり、○雨森東が橘窻茶話に、對馬卜部の事を、相傳神后征レ韓、留二卜者十家於此地一云、今僅存二二家一、（上に擧たる一傳には、一家とあり、）其人乃畎畝之家、既無二書籍一、口々相傳、其詳不レ可二得而知一焉、○神名帳考證に云、（度會延經神主著、）對馬國下縣郡雷命神社、今在二豆酘鄕一、豆酘雷大明神といふ、今豆酘村にて龜卜をする佐岩氏、正月に豆酘村なる社に詣で丶、此神を祭り、卜をするなり、龜卜は雷命より傳はれり、雷命は卜部の祖にて、神功皇后に從ひ三韓に渡り、當國阿連村に住たまへりと云へり、阿連村に雷神占と云て、今阿連村より出すなり、○松下傳に、對馬にて卜部が龜卜する時、始に祭二卜庭神一、卜庭神をさには神とよむ、對馬の龜卜の傳にあり、又卜庭神は雷命なり、龜卜を傳へたまへる祖神なり、○續日本紀云、天應元年七月癸酉、右京人正六位上栗原（クリハラノスクリ）勝子公言、（勝は村主と同じ骨にて、須具利とよむべし、加知とよめるはあらず、別に考へあり、）子公等之先祖、伊賀都臣、是中臣遠祖天御中主命二十世之孫、意美佐夜麻（オミサヤマ）之子也、伊賀都臣神功皇后御世使二於百濟一、便娶二彼土女一生二二男一、名曰二日本大臣一、大臣遙尋二本系一歸二聖朝一、時賜二美濃國不破郡栗原地一以居焉、厥後因レ居命レ氏、遂負二栗原勝（スクリ）姓一、伏乞蒙レ賜二中臣栗原連一、於レ是子公等男女十八人依レ請改賜之」、姓氏錄未定雜姓右京部に、中臣栗原連、天兒屋根命十一世孫、（印本七世、一本十世、今志ばらく古寫一本に依る、）雷大臣之後也、

注此ほか雷大臣の後に、中臣志斐連、壹岐直、神奴連、生田首、中臣連、村山連、津嶋連、津嶋直、三間名公、中臣藍連、中臣大田連、中臣酒屋連、川跨連あり、雷大臣命と書るところもあり、但し兒屋根命よりの世數は、區（マチマチ）にして同じからず、又常陸の中臣部、占部も、雷大臣の兄弟の中より出たるを、後に二氏共に中臣鹿嶋連と改賜へり、この事は、別記常陸占部の條に云ふべし、

三代實錄（貞觀五年九月の下、）に、壹岐嶋石田郡人、宮主外從五位下卜部是雄、神祇權少史正七位上卜部業孝等賜二姓伊伎宿禰一、其先出レ自二雷大臣命一也、また（同十四年四月の下、）伊

ふに、上に擧たる武藏野の歌の、和へ歌としてよくきこえたり、もしくは、かけ歌と別に傳はりたるにはあらざるか、さてこの眞柴のことは、さきにある田舍人どち、密にかたらひたりときこゆる事を、ぬしをおきては、木にも草にも語りたることとなしと云ふを聞たりき、其をおもひ出て、この考におよべるなり、

また十五巻 天平八年雪連宅滿が新羅に遣さるゝ時、壹岐嶋にて死けるを、六鯖と稱ふ人の、傷みてよめる長歌の句中に、由吉能安末能、保都手乃宇良敝乎、可多夜伎弖、由加武土須流爾云々、

注保都手は、相撲人の上首を冣手といふがごとく、卜術に優長たるよしの稱なるべし、萬葉集に冣末枝を、保都依とよむべく書るも、木の冣末を保にあて、都は加へてよむべく書るにて、今も田舍人の、枝の末を保衣といふにもおもひ合せてかくはいふなり、さて由吉は壹岐にて、古は然もいへり、安末は海人なり、古此嶋の卜部を、京へ召るゝ例なりしかば、其卜部の黨の、卜へたるべきを、海人としも云へるは、此嶋人多く海邊に住て、漁を業とせるによりて、しかよめるにて、嶋人といふがごとき意ばへなるべし、由吉の海人の冣手のとよみきりて、卜合を肩灼てと云ふ意に心得べし、由加武土須流爾は、新羅へなり、卜合て吉かりければ、出たゝむとするほどに死れるを、六鯖が伴ひ居て、傷みてよめるなり、此歌詞、ふとはきこえがたき趣あるを、一首のうへ、又この反歌、またこの度の人々の歌どもにもおもひ合せて、かくは考へたるなり、

○龜甲を用ひずして、鹿肩骨を用ふること、本傳作ニ龜甲ノ次第の條に見え、なほその條下に、其證を引注せるを、たちかへりて合せ考へて知るべし、

卜部年中所レ卜之龜甲ヲ制作シテ、正月雷命社ニ參詣シテ、其神ヲ祭ル、（雷命神社、在ニ下縣郡豆酘ノ郷豆酘村ニ也、）雷神ヲ祭ル故ハ、對馬ニ龜卜ヲ傳ル事ハ、神功皇后新羅征伐之時ニ、雷命對馬國下縣郡佐須郷阿連村ニ坐シテ傳ヘ玉フナリ、依レ之祭レ之也ト、當國卜部ノ說也、元祿九年五月日、對馬國惣宮司定之男、藤原齊延、

年始に龜卜する事、元文傳の加筆にありて、上に注せるがごとし、○一傳云、當國卜部家說に云、在昔

る證あり、其證どもは、事長ければこゝにはいはず、委しくは中外經緯傳にいへり、又按ふに、神功皇后の御世、韓國臣服奉れる後、韓國よりもろこしに聞およびたるにもあるべく、また韓人にたぐひて、もろこし人の密に參渡來て、見聞およびて、記せるにてもあるべし、

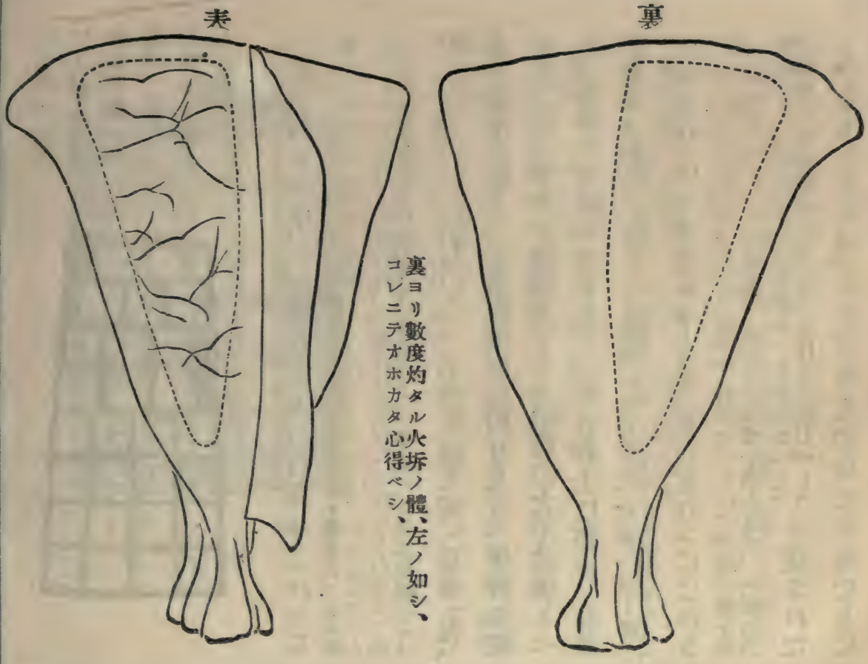
但し此餘、記せる事どもの中には、彼國の例として、虛たる事も見えたれど、又此方の實事に合ひ、また古風を考合せて、かたへの證とすべき事も見えたれば、この灼レ骨云々の卜法の、彼が龜卜法に似たりと云へるは實事にて、鹿の肩骨を灼く卜事を見て、記せるものなると決く、傍への證とすべきなり、○萬葉集十四卷に、武藏野爾、宇良歛可多也伎、麻左弖爾毛、乃良奴伎美我名、宇良爾低爾家里、

注宇良歛は占合にて、占令レ合の意なり、可多也伎は、奧義抄に此歌の解におろ〳〵論はれたるごとく、鹿の肩を灼てなり、萬葉集に、卜部座、龜毛莫燒曾、とよめるは、其甲を灼く由にて、後世にはたゞに甲を燒ともいふがごとく、卜には鹿の肩骨を灼くが例なりつるが故に、うちまかせてたゞ肩とばかりいへるなり、古事記にも眞男鹿之肩といひて、骨と云はざるも、其卜法の行はれたる世の言のまゝに云傳へたるものなるべし、

宇良爾低爾家里は、卜に出たる由にて、肩を灼き卜合て、兆の顯れ出るを云、龍田風神祭祝詞に、卜事爾出牟神乃御心者、また卜事乎以氐卜止母、出留神乃御心母無、

略解の此歌の注に、東國の神社の中に、今も鹿占の有を得て、東麻呂翁のもたりしは、骨の斑にこがしたるなりとぞといへり、また萬葉集同卷東歌、未レ勘レ國相聞部に、於布之毛等、許乃母登夜麻乃、麻之波爾毛、能良奴伊毛我名、可多爾伊弖牟可母、

注この可多も肩なり、此歌、一二の句は序辭にて、麻之波は眞柴なり、いま二人が中の密事は、他人はさらなり、山に生たる心なき、眞柴にさへも告らぬ妹が名なれど、人の肩灼て卜へたらむには、その卜に出て顯はれなむか、さらずば、人の知るべきにあらずとことわりたるなり、此は忍びて婚たりける女の、名に立たるを恨たるによりて、男のよみたる歌ときこえたり、また按



裏ヨリ數度灼タル火坼ノ體、左ノ如シ、コレニテオホカタ心得ベシ、

○古事記天石屋戸段に、內拔天香山之眞男鹿之肩拔而、取天香山之天波々迦而、令占合麻迦那波而云々、○もろこし籍、魏志東夷傳に、倭人云々、其俗擧事行來有レ所レ云爲一輙灼レ骨而卜以占二吉凶一、先告レ所レ卜、其辭如二令レ龜法一、視二火坼一占レ兆、と云へり、此書著せる陳壽は、西晉の元康七年、六十五にて死れりと晉書に見えたり、書紀の紀年をもて推考るに、吾朝應神天皇廿八年に當れり、然れば此書の成たるは、おほよそ神功皇后の御世の末より、應神天皇の御世の始つかたに當るべし、そのかみ既く、もろこし人の皇國に參渡り來て見たる趣を、記せる書の有けるを取りて載たるものなるべし、魏志の此事を記せる東夷傳に、魏毋丘儉遣二偏師一、踐二肅愼之庭一、東臨二大海一、遂周觀二諸國一、采二其風俗一、ともいへり、

注然れば魏志に載たる皇國の傳は、神功皇后の御世の半よりこなたに、記せるものにはあるべからず、但しその傳記せるところを、國史に依りて考れば、いまだもろこし人の、皇國に參渡來まじき頃なれど、其はうけばりて朝にこそはきこえざりつらめ、いとはやくより西の國々より參渡來、また此方よりも往來したりけむとおもはる

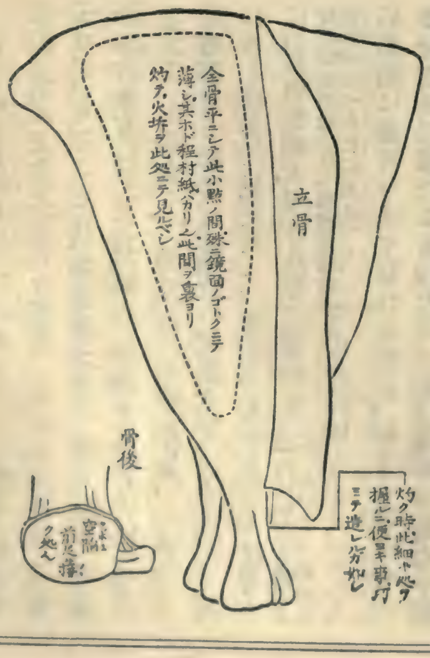
○信友云、此敗甲は、對馬人齋藤某ガ藏ルヲ借得テ、搨打シ火坼ヲ書寫セルナリ、



○鹿の肩骨の事、伊勢貞丈主の自寫せられたる鹿の肩骨の圖注に云、太占料鹿肩骨圖、信友云、この圖いますこしあかぬかきざまなるがうへに、卜事には無用なる注などありて、かへりて目安からざれば、こゝには省きて、予別に全骨を摸圖して、この下に載て云へるとあり、其を此にもめぐらして意得べし、右鹿骨或人所ニ秘藏ー也、予一覽作レ圖了、天明四年甲辰四月九日、伊勢平藏貞丈、注に骨大さ圖のごとし、牡鹿の左肩の骨を取て、百日許土に埋め、臭氣を去り、又雨を灌ぎて後用レ之、信友云、清流に漬し置けば、はやく臭氣去るなり、脂氣有れば、卜文現れずと云、太占を行ふには薄き所を切て用ふ、信友云、全骨を灼試みつるに、中間の薄き所火坼廣く亘れり、全骨一枚をもて、一度の用に充べし、切て用ひなば坼離るゝこと多かるべし、また灼にも便わろかるべし、なほよく試むべし、と注されたり、そも〳〵此は、いかなる人の秘たる傳なるにか、いとめづらしきを、注しざまの疎にして卜法のわづかにだにきこえぬはいとくちをし、

○牡鹿左肩全骨摸圖、此はいま予が新にものせるなり、この肩骨を見て、上に論へるごとく龜甲に代たる趣を識り、その卜法に遺れる故事を溫ねて、なほよく選びとゝのへたらむには、廢て久しき正しき卜法の、世に現はれぬべきものぞ、

表



ルナリ、

佐麻志竹五本

是ハ水ノ上ニ并ベ置、甲ヲ摩テ後、此竹ニカケ置、

料紙硯箱　火爐一 ワタリ尺餘、土ニテモ金ニテモ作、神前ニ置、

波々加木 占甲ヲ、焼薰ス具ナリ、　大占箱

龜甲ハ、年老吉トス、山川海ニ晒スト云々、三箇日也、裏表トモニ能摩アゲテ、神ニ祭納置也、

波加留事如レ此、占事有二心用一、凶毛吉登取事也、以上彌彦傳畢、

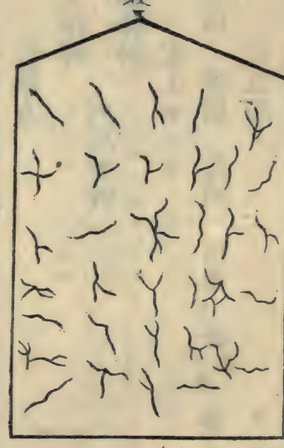
〇口授に載たる敗龜甲圖、

裏



此ハ穴ノ中ニ、町形ヲツケタル處ナリ、

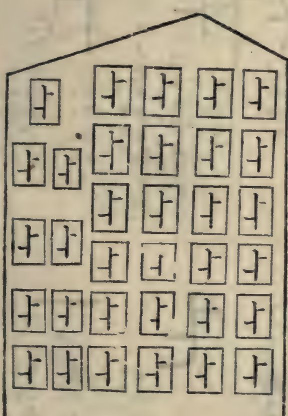
表



此ハ裏ノ穴ヲ灼テ、ヒヾレノ出來タル處ナリ、コレヲ町形ニ照シ見テ、兆ヲ知ルナリ、

〇元文傳ノ後附に載たる龜甲の圖、　元文傳ノ後附ニ云、此圖、龜卜行ヒタル燒跡ナリ、對馬ヨリ來ル甲ヲ寫ナリ、對馬ニテ他所ヘハ容易ニ不レ出ナリ、大小ハ依レ時ナリ、六寸許ナルモアリ、

元文三年四月朔日書レ之　磯波翁正利



長三寸五分許横二寸三分許


外タメ付モノアリ、

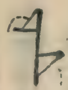

トサク、

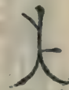

カミ内ノツキモノ、


トシイタ、

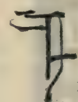

ホ切タ、


エミ中タヘ、

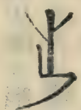

エミ落モノ、
エミクシムトモ云、
ホチチモノ、

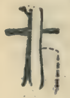

ホサク、

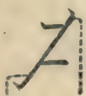

カミ外ノツキモノ、


ホカグメタ、

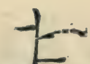

トノミチキツタ、


リヤウツタ、


スキ添モノ、


ホミタ、
ユルス、


ヨスル、
ホサラピタ、


エミノ上ノツキ物ト云、
エミミヅカイ、

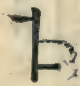

ユルス、


タメ狭イト云凶、

以上


キレ占ト云、
速ナリト占、


ヨスル、


タメ廣イト云吉、

行事方

天津神　天思兼神

國津神

案上ニ

幣帛　御饌　造酒　白米一盛也一升　鹽一盛也一升　水鉢

一　薦五筋

此四種、占甲ニ火ヲアテムシテ後、米鹽各一勺ヅヽ、水鉢ニ和シテ甲ヲ摩レバ、燒切ヨク見ヘ分



此占、大吉也、



此占ハ、ヱミクシウテ、我身ユハシ、神ハ大神ナリ、



此占ハ、タメヌキ通シト云、ヱミチレテ、ホクシウテ大凶ナリ、三日ノ内大事オコル、



此占ハ、大凶也、ヱミサカリ、ホクシウテ、カミ（タメカ）ミジカシ、萬事早シ、

世々行事記文



ヱミ引ノマ、、
めメマタメ、
カミ引ノマ、、



此占ハ、ホサキクシウテ大悪、外ノ神ノ告カ、



此占ハ、火本クシウテ半吉、ホウルハシウ、カミイキシウ切タルニ仍テ、萬吉ナリ、



此占、萬事吉ナリ、



此占半吉、我身大事也、神ノ告、カミイキシイニ依テ、高キ所ニ通ズル也、



吉兆

ヱミカ、ヘテ居ル、ヱミイキツラトモ、
カミカ、ヘテ居ル、カミイキツラトモ、



切占

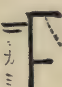
タメノチシ物、



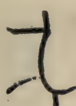
火先クシミタルユヘ、高キ神ノ告シメ、トユルス故ニ、病ニシテハ、ヤガテ平愈ト占フ、女ノ占ニシテハ、アシ、ト知ベシ、



タメヌキ通シ、ホミジカイ、トナガイ、



トチレタ、
カミニ添モノトモ又付モノアリトモ云、



外タメ、



吐尻付モノアリ、上モ下モ同占ナリ、



ヱミチタシイ、カミチタシイ、チレタトモ云、



タメヌキトホシ、ホナガイ、トミジカイ、

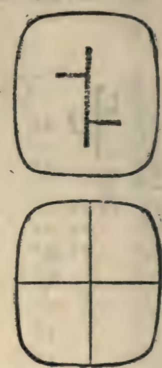


内タメ、



ヱミヨリホニ付モノアリト云、

土　タメ　心中央黄土用
金　エミ　人西白秋
木　カミ　神北黒冬
火　ホ　地南赤夏
水　ト　天東青春



一ハフ也、二ハカミ也、三ハヱミ也、火當様ノ事、一ノフノ下ヨリ、上ノ方ヘアツル也、其時願文ニ、

吾願吉キ事アラバ

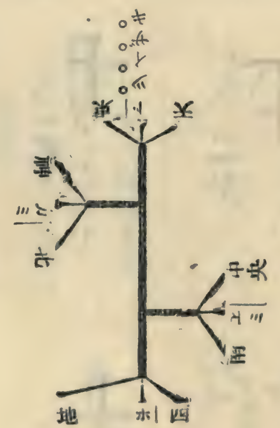
ホウルハシウ、カミイキシウ、ヱミタヲラシウ燒キレヨ、

吾願惡キ事アラバ

ホモ、カミモ、ヱミニテモ、クシウテ切ヨ、

是ニクシウト云事ハ、朱引ノ如ク、ヒヂヲレニヲルル事、書付ノ如シ、

ホトハ、天地國土山海江河ナリ、カミトハ天神地祇神明諸神ナリ、ヱミトハ、蒼生我身ノ事ナリ、天地ノホヲ竪ニシテ、左ハ諸神ノカミ、右ハ蒼生ノヱミトスル也、



蒼生我身也、エミタヲラシヅトハ、少シモサハリナク、イカニモスクヤカニ、燒キレタルヲ云ナリ、

火モト、云、天地國土、ホウルハシウトハ、眞スグニ、毛ヲ引タル如、ヤキ切ルヲ云也、

神明諸神也、カミイキシウトハ、上ノサキタカ〳〵ト切ノボリ、ヒヅミナク、ワキニ燒切モナキヲ云也、

○信友云、此傳町體のトホの位、諸傳と反さまに差へり、又燒目なとこの傳には燒切と云へり、さてこの傳書、町體燒切の畫ざま訛ありと見ゆれど、本のまゝに書く、

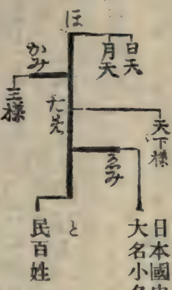
燒切八箇圖　此八箇所ノ燒切ハ、上代ヨリ指南ノ爲、シルストコロナリ、

しき心もて、上古の鹿卜に復して卜へば、卜なはるべき事なるを、それたやすきやうなれば、しばらくいはず、

○元文傳卷首に云

杉浦氏加筆
「如レ此年始ニ龜トシ、天子將軍ヨリ末々マデ吉凶ヲ占、祈禱仕候由、此書付ハ、則豆酘村ヨリ出ス處也」、

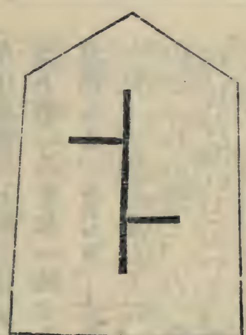
占之圖



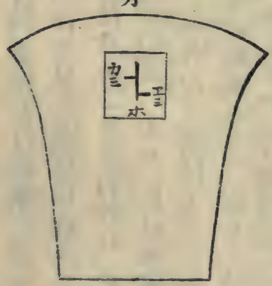
○白濱緣起に見えたる町形、こは因に上に寫出せり、おぼつかなき書ざまながら、いさゝか考には備ふべし、○八丈傳の龜甲の灼ざまの事、これも上に書カキしるせり、よく考ふべき趣なり、

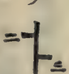
○彌彥傳、こは越後國蒲原郡、伊夜日子神社の神官行事方と稱ふ職に、古より傳はれる太占箱と題せる箱中に、龜甲ウハガキ一枚、帛に裹み納れたり、相傳て云、上古の鹿の肩骨の太占の卜を、後世龜甲に代て用ひたる、その龜甲なりと云へり、其龜甲に添たる卜法の書なりとて、其神官高橋國彥（字は齋宮）が寫して、去イニし文政三年三月見せにおこせたるを寫せるなり、此は既に本傳の條々にも選び擧つれど、對馬傳と異なる趣もあれば、全くこゝに寫し添て、後の考に備ふ、（但し此書、誤寫ありと見ゆれど、本のまゝに寫せり、又卜へ辭等の右旁に白點をつけ、句讀に黑點をさしたるは、更に予がものせるなり、）

卜甲圖



亦



角ノ内ニ朱ヲ以テ、カチテ  如レ此書ヲクベシ、甲ノ裏ニ　　如レ此（是ハ彫ルコトナリ）ヱリホカス、甲ノ厚サ半分ヲ過シテ堀ル、見ヘスク程ニシテ吉、

出官寮、次撤座、予退出門之間、藏人辨追來云、關白宣云、當方角何神哉、問寮可令申者、仍召歸家榮仰此旨、申云、往古以下當方角之神祇指一二又被卜、然而近代無此事、只付方角可被祈謝也云々、また大治四年十月六日ノ同記、軒廊御卜（大神宮御戸不開事、）の條に、神祇官燒甲、卜部兼長書之加署、盛筥以本解、入蓋以卜形、予開之多メタリ云々、今夜卜處依神事不信不淨、本所及天下可有疾病之由卜申、○按に、上に引たる袖中抄に出せる歌に、ためあひたり、ためとはしるとよめるは、アヒタリといふは卜辭なり、ハシルと云ふも卜辭なるべし、（上にも擧たる、此歌の下にいへるがごとし、）また長秋記に、タメタリとあるは、本傳の形名に、タメキレクシミタリ凶とあるをおもへば、タリの上に脱字ありげにきこゆ、また神火兆共ヒラヒタリとあるは、カミも、ホもサラヒタリといへるにて、これも卜辭なり、本傳形名にホサラビタリ凶とあるこれなり、（但しカミには、サラヒタリと云へる卜辭は見えず、）又按ふに、卜辭は上代よりおほかた定まれる辭の趣のあ

りはしつらめど、卜ふる人の心々、また國所の言の風々などに依りて、おのづから異なるも交れるが、世々にうつりかはりつゝ、繼々に傳へたるすぢのありぬべきを、近き世におよびて、こちたくさかしら言せりとさへにきこゆるは多かれば、今は本傳の卜辭のほかには、東がたはれ草に記せる卜辭のみを加へ注せり、合せ見て大旨は准へて意得らるべきなり、上にも注せるごとく口授に、兆を見て吉凶を定むるは、古者の意にあり、此は本書のひゞれの圖と、占の辭とを考合て熟得すべし云云、其吉凶のとりやう、深々の意味ありて定ることなしと云へり、清原宣賢卿の神代卷抄に、（此書大永六年七年の間に書とゝのへたまへる由、奥書に見ゆ、）卜氏の秘說なりとて、龜卜の灼めによりて、一萬五千三百七十九卦出來る、これ神代の字なり、其字聲明のはかせに似たり、（こは本文を約めて、大意を摘て引り、）としるされたるは、いかなるえせ人の妄說ぞや、さらに信がたし、上古の在狀は、よろづ淳朴におほらかなりしかば、然るこちたきことのあるべくもあらぬものをや、今こゝに拾ひあつめたる傳どもをよみわたし、よく〳〵えらびとゝのへて、直く正

爾、將告登波、益爲爾知而、我二人宿之」、また古今六帖に、「かくこひむものとはわれも思ひにき心のうらそまさしかりける」、寶治百首に、「なくさめて占問ふ橋よまさしかれつれなき中を待もわたらむ」、などいへるごとく、そのほか數しらず多く、卜正しなども云へり、龜卜にのみいふことは心得べからず、

注此師時卿の龜卜をよまれたる歌、上の袖中抄に見えたると、二首見え、又此次に引く同卿の長秋記に見えたる文ども、又別記の對馬卜部の下に引く同記の文を見るに、龜卜に心をいれたる人と知られて、前にも後にもきこえざる、希人にてぞおはしましき、

○上に記せる町形の火坼につきて卜へたる狀を書るもの、件の傳書どもをおきては、古書にをさ〳〵見およばず、たゞ長秋記（源師時卿の記）にしるされたる、軒廊御卜條に見えたるを、こゝに擧て、因にその御卜の次第を寫出せり、なほ上件の事どもの中にもめぐらして考合すべきなり、其は保延元年四月廿二日長秋記に云、軒廊御卜事（霖雨）參內着陣云々、卜部未參云々、相待間已及夜陰適參云々、（こは卜部の怠りて、遲くなりたるなり、）貪信着軾仰云、霖雨渡旬有何咎祟哉、令官寮卜申者、（官とは神祇官、寮とは陰陽寮なり、）此次同辨仰可令敷座之由、辨云、近來砌下南向儲座（東上、）而其處擔溜下也、爲之如何、予云、從便宜常事也、西壁下北上東面可儲座也、卜部神祇祐兼長朝臣（北上着、）陰陽寮家榮朝臣云々、（南上着、）予正笏召云兼長朝臣、微稱居軾、仰事趣、又召陰陽頭家榮朝臣、仰畢、各歸座、兼長座前置辛櫃、開之取出手文、取紙先書事趣、次折立細竹東向、次葉若木遠入火、次取甲、其次左右指入水、次呪、（呪とは、神降の祝詞を申すべきを、かたばかり微音にものせる由なるべし、然あらば、いたく故實に違ひたる行なり、）次燒縱橫了、（町體の縱橫をなり、）以葉若木無火方入水、滴甲上見兆、次置甲、書卜形、次圖燒目、次加禮紙置座傍云々、予取之開見、兆如此、狀云、巽艮方大神依不淨不信致祟也者、予密々問云、見兆形丑寅方其旨可然、於辰巳方付何卜申哉、答云、以向方指申一説也、又神火兆共ヒラヒタリ、是又成祟之方也者、留卜形云々、令罷

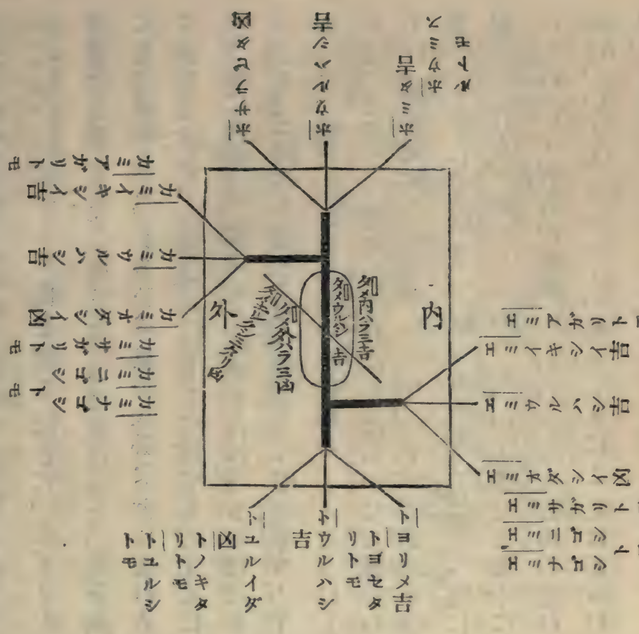
秘傳なりと云ひて、古きことと傳はらず、惜むべしといへるは、卜部の一傳なるべし、

注此ほかにいへる事どもは、もろこしの古の龜卜の遺法なりと心得たる、東が儒見より附會說なればとらず、さてこゝに採り載たる粁の卜辭も、いかに卜合る由なるにか詳ならざれど、せめて擧おけるなり、なほ考ふべし、また同人の橘窓茶話に、これも對馬の卜部の事を云へるところに、以二卜字一爲二象形一、亦不レ曉二其意一、余到二對馬一、始見二其法一、參レ之以二五行說一、方知二其故一、可レ謂レ奇、といへり、以二卜字一爲二象形一云々とは、町形のを見て、卜字の象形に依りて制れる事を知れる由なり、こは然ることながら、大に論ふべき事あり、別記にいふべし、五行の說のことは、本傳に見えず、後の傳の中には、其を交へたる說見えたれど、多くは記者のさかしら說ときこえたり、但しはやく江次第にも、五行に依れる說の見えて、下に注せるが如くなれば、卜部も然るさかしら說したらむも知べからねど、いづれにも本傳には、古傳のまゝなる法を傳へたるものなるべきこと決し、

○江次第軒廊御卜條、云、龜卜必具二五行一、水灌レ之、火放レ之、木立レ之、金爲二懸レ水器一、土以二龜甲一撒レ之、」また水ト、火ホ、神カミ、人エミ、」また土多女、金人エミ、木神カミ、」今按に、此次第の撰者大江匡房卿は、後三條、白河、堀河の三朝に仕奉られたる人なり、當時はやくより五兆に五行を附會たる說の、かくとりどりにありしと知られたり、

○袖中抄云、龜甲卜に、五兆と云事あり、ためは人と云字を書と云々、ために人を當たるは、江次第なる說どもとはまた異なり、仲實朝臣戀歌に、「はゝか火にちかへる龜の卜串やためとはしるは君かあへるか」、はゝか火とは、中略ためにはあふと云事あり、相字をかけり、龜の卜をばかめのますらともよめり、師時卿の歌云、「おもひかね龜のますらにことゝへはためあひたりと聞そうれしき」、○龜のますらとよめるは、堀河院御時太郎百首に、これも源師時卿の夢の題にて、「かなふやと龜のますらにとはゝやな戀しき人を夢にみつるを」、とよまれたり、ますらは正卜にて、すべて卜の合ふを正しといふ、萬葉集卷二に、大船之、津守之占

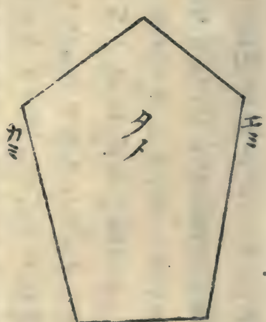
表顯ニ形名ニ ○龜甲を灼たるうへにて、町の表より火坼（ヤケメ）につきて、卜形の名を顯はし視す由にて、すなはち卜辭なり、



此卜形の趣、諸傳にも見えたれど、かたへばかりいさゝか記し、また異なる辭ども見えて、記しざま備（キコ）はらず、又寫誤などもありと見えて、何ごとゝも通えがたく、なかなかなるものぞこなひなれば、省きて注さず、但し○對馬の儒士、雨森東（享保の頃、みさかりなりし人なり、）が記せる、たはれ草といふ書の中に、此國に傳へし（此國とは、東が在る吾對馬をいへり、下なるも、）龜卜は、古の遺法ならむとおぼゆ、吐（ト）ウルハシ、普（ホ）ウルハシ、加身（カミ）ヒキノマ、依身（エミ）ヒキノマ、多女（タメ）マツタシといへるは、卟（イハヒ）の正しきにて、（卟は字書に同レ兆と注へり、こゝにイハヒと訓をさしたるは、卜部にていふ古言に、此字を當たるものなるべし、）クシミ、ツケアガリ、ヤウシタといへるは卟（イハヒ）の變なり、細にいへば、トユルイダ、トヨリメ、トキレタ、トサク、トソレタ、トツイタ、トシヒタ、と云へるは吐（ト）の變なり、ホサラヒタ、ホミタ、ホキレタ、ホサク、ホソレタ、ホツイタ、ホカクメタといへるは普（ホ）の變なり、カミイキシイ、カミオダシイ、カミキレタ、カミナカタエ、といへるは加身（カミ）の變なり、エミイキシイ、エミオダシイ、エミキレタ、エミナカタエといへるは依身（エミ）の變なり、タメウチトヲレタ、タメホカトヲレタ、タメキレタ、タメヌキトホシ、ツキタメ、といへるは多女（タメ）の變なり、凡卜法は卟（イハヒ）を見て吉凶を知るなり云々、此國にては、口授

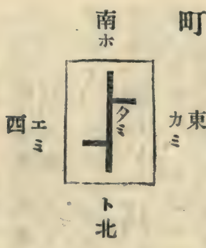
風を擬(マネ)ばるゝ、例なるにあせはて、鹿肩骨をばあかぬことゝして、龜甲に代へさせたまひしなるべし、古歌には、萬葉集十六巻に、戀ニ夫君ニ長歌に、憶ヒ病、吾身一ッ曾、千磐破ル、神爾毛莫負、卜部座、龜毛莫燒曾云々、反歌に、卜部乎毛、八十乃衢毛、占雖レ問云々、と見ゆ、かくて世を經るほどに、ますく漢樣なる事を擬(マネ)ぶ慣(ナラヒ)となれるにあはせて、其卜術にも、陰陽五行、あるひは易の八卦などに依れるさかしら説(ゴト)を、とりぐ\にもてつけてものするほど、漸に古傳の趣はかくれゆきけむ、さるははやくより、三國の卜部を京へ喚さるゝ事はをさくあらず、遂に在都の卜部のみ仕奉ることとなりにしかば、ますく古傳の淳朴(スナホ)におほらかなる風をわすれ、漢意漢風にものせるから、たゞかたばかりの業のごとくなりゆき、三國なる卜部は衰微(オトロヘ)て、遂に絕はてたるが如くなりぬるを、いと遙なる海中にはなれたる對馬の嶋國に、かつぐ\も古傳の遺れるは、いともめでたく、尊きことにこそはありける、

制ニ作龜甲ヲ之圖



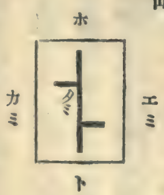
右龜甲ハ、卜部常ニ作リ置テ、トスル時ニ臨テ、其裏ニ町ヲ鑿テトレ之、

町



裏ヨリ見ル處如レ是

町



表ヨリ見ル處如レ是

トノ方ヨリ火ヲ指初テ、ホノ方ニ指テ通ル事、三度、

トヲ北トシ、地トス、

ホヲ南トシ、天トス、

カミヲ東トシ、陽トス、

エミヲ西トシ、陰トス、

タメヲ土トシ、人トシ、中央トス、或ハタミト唱フ、

用ひがたかるべきを、龜卜は海邊によりて求むるに、かの浮甲とて、海水に浮れて依り來るといひ、又漁人に誂へて得むも、便宜かるべきに、一頭の龜甲を剝て、切て用ふれば、數度の卜料にも宛べく、

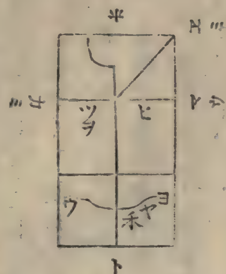
注卜部を定置れたる壹岐、對馬は嶋國なり、伊豆は海中にさし出て、これも嶋國ともいふべきところにて、共に海邊に便あり、式に龜甲を紀伊、阿波、土佐、志摩の國々より貢らしめらるゝ由見えたり、この國々も、海邊ひろきところにてあり。

又上に擧たるがごとく、對馬傳の中に、鹿肩骨を用ひずして、龜甲を用ふることは、灼たる響目の龜甲にては見易き故に、骨を不レ用といふとも云へれば、かた〴〵につけて、鹿骨を龜甲に代たる卜法なること明確なり、さて其龜甲を用ひ始たるは、對馬ぞ始なるべき、然るは韓國に近くて、毎行交ふ間に見てぞ倣ひたりけむ、さて其韓國の龜卜は、もともろこしより傳はりたるものなるべし、さるは漢籍を考ふるに、その國殷世衰へて亡びむとするを見て、箕子と云ふが國を避りて、韓國に行留りける間に、周武王、紂王を弑して世を知りけるが、箕子いかなる意にか、本國に還來て、武王に洪範と云ふ事を傳へたる中に、稽疑とて龜卜筮占の事をも傳置て、又韓國に往留りて、遂に其國の王となりたりと云へば、はやくより龜卜は、傳はりたりしなるべし、さらでもよろづに、もろこしの事を受まねべる國がらなれば龜卜をも、はやくより傳はりけるにてもあるべけれど、箕子に由あれば、かくは推察りて云へるなり、　さて又斯方にては、龜甲を用ふる事をこそ倣ひたらめ、卜法はなほ古傳のまゝに用ひたりけむことは、波々迦を用ふる古實の傳はれるがうへに、上に擧たるごとく古書どもに、龜卜のごとく、鹿肩骨もて卜ふる由これかれ見え、卜部の家說にも然云傳れば、鹿を龜に代たる、古傳の卜法の遺れるものなることあきらかなり、さて又鹿を龜に代ても用始たるは、古世よりのことなり、其は既く職員令神祇伯の職掌に、卜兆とあるを、義解に、卜灼レ龜也云々、凡灼レ龜占二吉凶一者、是卜部之執業、と注されたるがごとくなるべければ、當時龜に代へて、御卜仕奉らしめたまひたりしなり、令は大寶二年に撰せたまひ、養老二年に删定させ給へり、　さるはよろづに、漢

また齋宮式に、龜甲十二枚、志摩（この國々を定められたろは、皆廣く海に沿へろ國にて、浮甲を進らしめ給へろに、便よろしきが故なるべし、）○かくてつら／＼推考ふるに、卜部の龜卜は、もとより神代に始りたる鹿の肩骨を拔て、灼てものする正卜の法なりけるを、漢國にて龜卜とて、龜甲を灼てものするをまねびて、鹿肩に龜甲を代用ひたるものになむありける、然るは上に擧記せるごとく、かの魏志に、灼レ骨而卜以占二吉凶一、先告レ所レ卜、其辭如二令レ龜法一、視二火坼一占レ兆、（告とは、祝詞申す狀を云へるなり、）といへるは、もとより彼國の龜卜の、おのづからこなたの鹿卜に似たりしなり、然るに鹿は捕ること易からぬ時もあるべく、又其肩を拔取ることの煩はしきを、厭へるにもあるべく、注今按るに、古事記に、內二拔天香山之眞男鹿之肩一拔而、とことさらに記されたるをおもへば、卜料に牡鹿を捕りて、やがて其肩骨を拔取て、波波迦火にうちくべて灼く法なりときこえたり、其は鹿嶋神宮の卜事に、鼎に波々迦の枝を燒きて、龜甲をうちくべて灼たる由、その神宮の古文書に見え、又上野國甘樂郡、貫前神社の神事に、卜鹿とて、鹿の肩骨を、錐もて刺して卜ふる事あり、其鹿は同郡秋畑村にて捕りて獻る例なりとぞ、思ひ合すべし、さてその鹿嶋、貫前の卜事のことは、別記にいふべし、さて又下に寫せる鹿肩骨圖注に、脂氣あれば、卜文現れずと云へり、おのれは、脂氣あるは、いまだ試ざれど、火にうちくべて灼むには、脂氣ありとも妨あるべからず、前に或人、己が此考說を聞て、皇國は獸肉を穢とするによりて、鹿骨をも忌て、龜甲に代たるなるべしと云へるはあらず、もと天上にして定たまへる卜法なるがうへに、皇國の神世より、上古の世人は、なべて獸肉を喰ふならはしにて、後世のごとく穢とはせざりしなり、其は委しく獸肉論に論へるがごとし、○史記龜策傳に、太史公曰、略聞夏殷欲レ卜者、乃取二蓍龜一、已則弃去之、以爲二龜藏則不レ靈、蓍久則不一レ神、至二周室之卜官一、常寶二藏蓍龜一云々、又龜卜のことを評して云く、爲下昆蟲之所レ長、聖人不上能二與爭一、其處二吉凶一、別二然否一、多中二於人一、と云へるは、おのづから鹿卜の道にかなふべくや、

又その肩骨は、一枚をもて一度の卜料にならでは

びきの出くるなり、此を兆として卜するなり、たとへ如レ此燒目の先の多くなるを吉とし、先ば の裂ざるを凶とす、そのほか時に應じて判斷するなり、これを卜部の口傳とする處なり」、信友問云、穴の內に、縱橫に筋を付るとありや、答云然る事なし、叉問、穴內を灼とき唱ふる言ありや、答さることはきこえず、但し心內に念唱ふるか知らずといへり、○白濱緣起云、占カタヲシメス文ヲ、七日七夜敎ユ、



雨ツミノ龜ノカフニテ燒ベシ、其アメツミト云フハ、甲ノ中ニアルナリ、此ヲトリテ、彼占カタノヤウニコシラヘテ、櫻ノ木ノ皮ニ火ヲ付テ燒ベシ、サテ敎ツルヤウニハカラフベシ、是ヲ燒時ハ、占ノ神ト、白濱ノ神ト、御子神タチヲ請ジ奉ルベシ、此白濱ノ神ニ物問ヒ奉ル時ハ、イツモ如レ此シテ燒ベキナリ、

注雨つみの龜の甲とは、八丈傳にいへる大波の事なるにか、叉此町體の□は、甲をおほよそ、圖の大きさばかりに作る由なるにか、八丈傳のごとく縱八分、橫六分ばかりに穴をほるを、圖には大きく書るにか、さて叉町體のカミエミを內外に通し、ホを外へ斜めたるは、對馬傳と異にて、其體の名のエミの位も叉異なり、そのほか對馬傳と異なる事どもの見ゆるは、寫たがへたるもあるべけれど、いづれにも對馬傳とは異なる處あり、これも叉伊豆卜部の傳の、いさゝか遺れるものなるべし、

○彌彥傳は、町體の名、對馬傳と差あり、また體の異なるもあり、其餘對馬傳にはきこえずして、古傳とおもはるゝとあり、何事ともきこえがたき事もあり、叉後にさかしらに加へたりときこゆることもまじりなどして、本傳の條々に配りて注しがたく、漏せるも多かりつれば、別に此本傳の末に、坌く書添へつ、たちかへりて參考ふべし、○臨時祭式に、卜庭祭神二座云々、凡年中所レ用龜甲、惣五十枚爲レ限、紀伊國中男作物十七枚、阿波國中男作物十三枚、交易六枚、土佐國中男作物十枚、交易四枚、

左右へさはらぬやうに、縦横に如レ此、小刀の先にて筋をつくる、これを町を付るといふ、此町を付るは、灼てひゞきの入る道じるしとするまでなり、墨にて町を書とも傳ふれど、さては灼たるひゞきわろし、さて龜甲の全體を、うすくすべくおもはるゝに、さては一枚の甲を度々用がたく、又灼にも大きくて便あしき故に、灼處ばかりをすきて、町を付るなり、○から籍魏志東夷傳に、倭人云云、其俗擧レ事行來有レ所二云爲一、輙灼レ骨而卜以占二吉凶一、先告レ所レ卜、其辭如二令レ龜法一、視二火坼一占レ兆、といへり、

注此卜の事を、後漢書に、灼レ骨卜用決二吉凶一、晋書に、其擧二大事一、輙灼レ骨以占二吉凶一、と云へり、後漢書は、いはゆる南北朝の頃、劉氏の宋文帝の世に、范曄が作き、晋書は、唐大宗の作る書にて、魏志より後れていできたる書なり、共に魏志に依りて、略ぎて記せるものなること決く、證とするに足らず、

もろこしの龜卜も、おのづから皇國の鹿卜に似てありし趣なり、然るを後に其もろこしに傚ひて、龜甲に換へても用ひたるに創まりて、彼國風の龜卜の法をさへに交へたるが、漸につのりて、遂に眞の古傳の鹿卜法は、廢果たるがごとくになむなりにたるを、しかすがに對馬卜部の家に、はづかに遺り傳はれるに、伊豆越後にもいさゝか傳はりきこえたるを、とりあつめて、上にも下にも注せるなり、なほその鹿卜に、龜卜のまじこりてうつりかはれる趣は、下卷に注すべきを、こゝの因(チナミ)にまづ一わたりいふものぞ、○八丈傳云、龜卜には大龜の甲を用ゆ、大なるは五尺ばかりなるもあり、甲の眞中脊通り、竪に大鱗五枚あり、これを大なみと云ふ、これを剝ぎ、裏の骨を刮りとり、一枚ごとに厚さ二分許にすり置なり、其中へ竪八分横六分許に穴をほり薄くす、その大なみの大きさに應じて、穴はいくつもほりて用ふ、

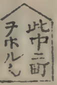


卜部別火して卜を行ふ、櫻の木の東へさしたるを採り、かの穴へゆるく入るほどに削り、甲を灼く木に制る、これを波々加といふ、さて其波々加を火に燃し、甲をば臺に置て、波々加を穴にさし入れ、息にて吹熛(オコ)せば、その火氣にて、穴の內にひ

を取て、卜に用る時、大きさ五六寸許、圖の如くに斷て用ゆ、

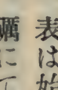


又云、鹿の肩骨の事、鹿の肩に平骨あり、龜甲の卜に用る時の寸法ほどに作らるゝ骨なりと云へり、今骨を不ν用して、龜甲を用ふるとは、灼たる響目(ヒヅレメ)の、龜甲にては見易き故に、骨を不ν用といふ、肩骨にて今も卜なはるゝことなりと云へり、又前に遠江國豐田郡大谷人、內山眞多豆翁語りけらく、おのが弱(ワカ)きころ、荷田東麻呂の云、武藏國豐嶋郡卜方神社の神體は、鹿の肩骨を灼たるなりと其社司の話れり、萬葉集なる、武藏野に卜へかた灼きの歌にもおもひ合すべしと話れりといへり、なほ下の鹿肩骨の圖を寫出し、又その處に記せる事どもに考合すべし、○度會傳云、阿連村の神人其役として、海濱におのづから漂ひよる大龜の甲を取拾ひて、每年正月例として卜部に渡すなり、(每年正月の卜の事、元文傳に見えて、下に記す、)卜部この甲を受取て、刀を以て其甲を削、長三寸許、廣二寸許に切、頭を圭のごとくに削て、表を砥石にて磨く、其圖如ν左、



○奥義抄云、公家に龜甲の御卜といふことあり、卜部氏の者の、はゝかの木にて龜の甲を灼(ヤキ)て卜ふなり、またそれがやうに、鹿の肩の骨をやきて、うらをすることあり、萬葉集云、「武藏野にうらへかたやきまさてにものらぬ君か名うらに出にけり」云々、笛吹の社より、はゝかの木をきりて、都に奉りぬれば、神司龜の卜することにぞ侍りけるとかや、また奥のえびすの龜の甲を燒がごとくに、鹿の肩の骨を、はゝかの木してやきて、うらなふなり、その肩をぬきて取るなりと人は語り侍りし、(越後國彌彦神社の神官に、龜卜の書ありて、下に寫出せり、古は鹿肩骨もて卜事せりといひ傳ふとぞ、古は陸奥より越後わたりをかけて、蝦夷の在りければ、それらが鹿卜をならひて、ものしたりけむことの、かたへに思合せらるゝなり、)

○歌林樸樕拾遺云、鹿の肩骨の事、龜甲と同じく薄平にして板のごとし、龜卜に同じく町をほるなり、制法全く龜卜に同じきなり、○見林傳に云、對馬龜卜の傳に、龜甲



表は始荒礪にて磨き、其上を剃刀礪にて磨く、裏は手斧にてすき、二分ばかりの厚さにするなり、さて卜ふ時に、四分ほどを鑿にて、厚紙の厚さほどに、すきとほるやうにほる、但し四分ほどほると傳ふれど、さては町のけがたし、五六分にほりてよし、さて其內へ、上下

國と定めて、兆吉なれば美濃國を用、また病などは、兆吉なれば吉、凶なれば凶と見る、其吉凶のとりやう、深々の意味ありて、定ることとなし、○八丈傳は、穴の内に町形を畫ずして、櫻木を以て灼てトふ法なり、此は因によりて、作龜甲次第の下に備て注るせり、

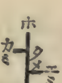
トシ終テ、初ノ如クニ、兆竹ト、甲鑿刀ト、波々加ノ木ト、墨トヲ龜甲ニ持添テ、神揚ノ祝詞ヲヨム、讀終テ兆竹ニ付キタル水ヲ、手ヲ以テ三度拭フナリ、拭ヒヤウ、本ノ方ヨリ末ノ方ヘ拭フナリ、

作二龜甲一次第

龜甲ノ表ヲ磨滑ニシテ、裏ノ方モスキテ如レ圖作レ之、トスル時ニ、其裏ニ町ヲ鑿ルナリ、町ヲホル處、定ル處ナシ、表ニ瑕モナキ處ヲ見テ、其裏ヲホルナリ、或ハ鹿ノ肩骨ニテモスルナリ、作ル事同前ナリ、

元文傳云、龜の甲を取、いかにも清き所に置、雨露にうたせ、一年にても二年三年にてもしやらし、（曝しの方言なり、）入用の程に、鋸にて引切、しやらしあげ、占を問ひ申樣に、こしらへ候事、○口授云、龜甲のこしらへやう、龜甲を放ち、其甲を用ゆ、其甲の表の皮をとる、皮をとらずに磨けば、瑇瑁の如くになる、それにては用にたゝず、其瑇瑁のごときを去るに習あり、甲に水をかけて、屋上に上げ置て、日に晒して（上に擧たる元文傳に、しやらしと云へるは、如レ此晒す由ときこゆ、）乾かし、乾けば又水を灌ぎ、如レ此數度なれば、自然に端よりむくれてとるゝなり、其むくれたる跡を、砥にてよく磨げば鏡のごとくになり、磨ぎ惡ければ、さけ目見えぬものなり、（龜兆傳に、吾八十骨（甲也）乾二曝日一以レ竿（小斧）打云々、甲尻眞澄鏡ニ取作之、）○一傳云、山にある神龜、海にある大龜を用ゆ、海に死して其甲の磯へよりたるを、浮甲と云ふ云々、山に在を用ひば、下腹の黄なる飴色の龜ぞ、黒きはくそ龜と云て不レ用云々、（こゝに云々と書たるは、本書に日取の事を記せるにて、江次第など、同趣なれば、省けるなり、）造りやう、裏を斧にて削り、荒砥にておし、表を青砥にて磨ぎ、後に合せ砥にて研て、其上を砥の粉にて琢て、鏡の如くする也、甲の厚さ [redacted] 如レ此ほどの薄みにして用ゆ、○元文傳に、卜法を記せる終に、鹿の肩の骨にても、とひ申候事、○聞書云、龜甲の事、生たる龜甲を放し用るにあらず、うかれ甲を用ゆ、浮甲とは、自ら放れたる龜甲の、大きさ四尺餘五尺に及ものゝ、浪に浮て流寄來る

なり、何度も甲のハッチリとひゞれのわれるまで燒く事なり、ひゞれ入ると其まゝ、兆竹にて水を漑ぐ、裏からすべし、さめて表面の方より、其ひゞれの處に、硯の墨を筆にて塗て、それを紙にて拭ひてとれば、ひゞれの内に墨を含むなり、是を卜食(ウラバミ)といふ、墨を食すれば、ひゞれめはきと見え易し、其文を兆とも町ともいふ、〇一傳に、火をさす内は、トホ　カミ　エミ　タメを唱ふるなり、〇神祇令義解に、卜灼レ龜也、兆者灼レ龜縱横之文也」、縱横文とは、 如此(コノ)町體(マチガタ)をいへるにて、いはゆる兆なり、同集解に、灼レ龜爲レ卜、灼驗爲レ兆、といへる灼驗は、すなはち義解に縱横之文と云へるを釋けるにて、灼て驗を見るべき設(タメ)に、然る體を畫く由なり、（但し此いはゆる縱横文と、町體との事は論ふべき事あり、別に下に云ふべし、）釋日本紀に、先師説云、太占(フトマチ)讀ニ太町ニ(テ)據ニ甲穴體一者也、といへるこれなり、また天神壽詞に太兆卜事と書るも、マチに兆字を當たるなり、さて此マチといふは、マニと同言にて、フトマニともフトマチとも云へり、其委しき事は別に記せり、こゝに考合すべし、〇

一傳云、穴は時に臨て裏からほる、 小刀目を外へ通らぬほどにきず付る、（見林傳に、如レ此筋をつけ置て云々、）〇本傳に、波々加ノ木ニ火ヲ付テ、町ノ中ニサスナリ、と云へるは、右に擧たるごとく口授に、甲の裏をほりたる處に、かねて墨にて、 如レ此書て置云々、と云へるところにて、その町體の本體は、 なるを、裏より反(カヘ)さまに然書置て、灼て後、表より坼(サケメ)の方位を見る便とする爲の設なり、□(カコミ)は空を鑿たる域(カギリ)なり、こゝにては其穴ごめに町と云へるにて、其中の町を灼く由なり、さて其穴は、堅横ともに、凡五六分より三分ばかりにほる趣なること、上にいへるが如し、〇鹿嶋神宮の古の卜法を考るに、龜甲に穴を鑿る事をばせで、さながら波々迦の枝を薪として、灼て卜(ウラ)へたりときこえたり、其は別記、卜法異傳の條、鹿嶋神宮の卜の下に委く論へり、〇口授云、兆を見て吉凶を定むるは、占者の意にあり、此は本書のひゞれの圖と、占辭とを考合せて熟得すべし、（本書のひゞれの圖、占辭どもは、下なる制作龜甲之圖とあるを云へり、）又云、占法は先、大底大嘗會などの時、國を占ふは、本より近江國と極て、兆凶なれば、また美濃

○はしるは火のはしるにて、もとは火の外へはね飛ぶをいふ言ながら、こゝにては火の勢つよく、甲の坼たるをいふト辭なるべし、下に注す口授に、甲のハッチリとひゞれる云々、といへるをもおもふべし、かゝるめづらしき事をよめるは、此歌主の口つきにて、ための位をさして、燒目のはしりたる狀を、卜串に書せるは、すなはち君に逢ふべき驗なりと、歎べるおもむきなり、○仁安三年愚昧記軒廊御卜の條に、中臣參進、大臣給ニ卜串一と記されたるは、卜合ざる前の儀ときこえたり、すべて記されざま疎にて、其次第心得がたし、なほよく考ふべし、

おもひ合すべし、但し卜竹に、然卜形を書て、ゐやゐやしくものせらるゝ事は、漢ざまを擬ばれたるにて、古傳とはおもはれずかし、周禮華氏條に、凡卜簭既事則繫レ幣以比ニ其命一、注に杜子春云、繫レ幣者、以レ帛書ニ其占一繫ニ之於龜一也云、謂既卜筮史必書ニ其命レ龜之事及兆ヲ於策一、繫ニ其禮神之幣一而合藏焉、

サテ波々加ノ木ニ火ヲ付テ、町ノ中ニ指スナリ、火ハ以前ニ、鑽ナ設置也、指シヤウハ、トノ方ヨリホノ方ヘ指シテ通ル事三度、次ニカミノ方ニ火ヲ指ス也、是モ內ヨリ初テ外ヘ指ス也、指テ通ル事是モ三度ナリ、次ニエミノ方ニ火ヲ指スナリ、是モ內ヨリ初テ外ヘ指テ通ルナリ、是モ三度ナリ、其後ハ幾度ナリトモ、甲ノ破レ響マデ指ス也、時ニ依テトホノ一筋バカリニテモ、甲破ル、事アリ、此時ハカミエミノ火ヲ指スニ及バズ、トホノ一筋ニテ吉凶ヲハカルナリ、サテ破レ響タル上ニ墨ヲ付ルナリ、墨ヲ付ル故ハ、破目ニ墨ヲハミ入テ、破レヤウヲ見ン爲ナリ、龜甲ノ破目ヲ甲ノ表ヨリ見テ、吉凶ヲハカル也、

元文傳云、占をとひ申時は、さましの竹を前にたて置、はうかに火を付、ほり申所を上に三返引あげ、扨たてに下りなりとも、よこになりとも、火をあて申候へば、いかやうにもたへ申候、たへは斷の意にちかくて、拆の事ときこゆ、又云、占のたへやうにより、はかりやう色色に御座候事、○口授云、火のさしやうは、葉若の木を一本赫りたる火の中へさしこみ、火を燃しつけ、それを吹滅して、甲の裏ほりたる處から、さすなり、甲の裏ほりたる處に、かねて墨にて卜如レ此書て置、それを我手前より、向ふへフッと吹て燒なり、左右へも然り、吹くは火氣を熾にせん爲

ものゝ事きこゆれど、いかなるものにか、詳に知られぬを、宮主秘事口傳に、平兆竹といふものに、卜合たる狀を書付る由を記して、此卜串、局務大外記書以二少納言一令レ進レ之、卜合以前號二卜串一、卜合書付之後號二卜形一也、と見えたるにて知られたり、江次第軒廊御卜下に、天慶八年七月二日、九記を引て云、依二早魃一被レ行二神祇官卜方二枚一、一枚有レ祟坐二巽坤一大神成レ祟一枚、巽方大神者伊勢大神宮、幷豐受神宮歟、推レ之依二神居不一レ宜有二此早一、坤方大神者八幡宮歟、有二怨氣一依二神社破損一歟、又住吉神祟歟、依二神社破損一、と見えたる卜方これなり、然るに開二奉幣使卜串一儀の下には、上卿著二仗座一云々、召二外記一被レ仰下可レ持二參卜串一之由上、外記入二卜串三枚筥一、參二膝突一覽レ之、と見えたるは、いはゆる卜合書付之後のなるを、なほ卜串と云へるなり、さてまた保延元年四月廿二日長秋記(源師時卿記なり、軒廊御卜條、)に、霖雨渡レ旬有二何咎祟一哉、令下二官寮一卜串上、折二立細竹東向一云々、次取レ甲云々、次燒二縱橫一了、以二葉若木無レ火之方一入レ水滴二甲上一見レ兆云々、書二卜形一、次圖二燒目(ヤケメ)一、次加二禮紙一、(細竹云々以下、卜部兼長朝臣の所業なり、)予取レ之開見、兆如レ此、狀云、巽艮(タツミウシトラノ)方大神依二不淨不信一致レ祟也者、と見えたるは、卜部卜合了て、やがて紙に書つけて進れるを、卜形と云へるなり、然れば宮主秘事口傳に記せるは古儀にて、既く此頃は事省て然行ふ事となりしなるべし、かの仲實朝臣の歌に、「はゝか火に誓へる龜の卜串やためとはしるは君かあへるか」、とよまれたるは、いづれにもこの卜串なり、

注歌の意は、龜兆傳に、凡述二龜誓一云々、吾八十骨乾(ホシサラシ)二曝日一云々、擿(モミ)二出天香火一、吹二着天母鹿木(ハヽカ)一、取二天香山之无節竹(ヨナシタケ)一、折二立卜串一、問レ之云々、といふ說に依られたるにて、一二句は、龜誓といへるに母鹿の火をかけ合せたるなり、又上に擧たる如く宮主秘事口傳どもに、兆竹を除レ節と見えたるに、件の龜兆傳に、无節竹を折二立卜串一、といへるに依りておもへば、古は兆竹を卜串ともいへるを、後に卜形をかく便に、いさゝか廣く平めて作れるを平兆竹といひ、其を卜串と呼分つ事とせるにもやあらむ、さてためは町(マチ)の名なり、

部前之列ニ折立、卽申ニ立畢狀ヲ還ニ着本座ニ、卜食人等列進就ニ本座ニ、（卜食人は、旣に卜に合たる人々にて、此時卜へたるにはあらず、宮內省式に、凡供ニ奉神事ニ小齋人云々、宮內錄申ニ諸司ノ名簿進了之狀神祇官ニ、其詞曰、宮內省司司能兆人能名著進了登申云々、と見えたる兆人も同じ、兆人古訓に、カタヒト○○○○とよめり、）副命云、兆竹折箸事祓淸仕奉メテ、共稱唯退出、また齋宮式に、（六月、九月、十一月、十二月、更卜之、）其寮吏卜食旣訖行列就ニ版位ニ、于レ時中臣官人命云、兆竹折箸事祓淸仕ヘメテ奉レ、共稱唯退出、また儀式（奏ニ御體御卜ノ儀）に、六月（十二月亦同、）祭ニ卜庭神ニ座ニ、中臣二人、（折ニ卜竹ニ）宮主一人、卜部八人、並着ニ明衣ニ、など見えたり、其いはゆる兆竹も卜竹も同物ときこえ、また折箸と云へるも、折卜竹といへるも、同事ときこえて、民部式に、凡神祇官卜竹云々、仰ニ畿內ニ令レ進とあるは、其料の竹なるべし、さて其兆竹また卜竹の事は、宮主秘事口傳に、御體御占ハ第一之重事也云々、平兆竹五、丸兆竹一、小兆竹百許、近代五十也、令ニ用意ニ參ニ本官ニ云々、また其圖を書て云、

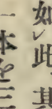


此兆竹ニ所如レ此付ニ刻目ニ也、（折ニ卜竹、また折箸などいへるは、此刻目より、折る事のあるにや、）切兆竹等皆作ニ調之ニ、長八寸除レ節、（龜兆傳に、取ニ天香山無レ節竹ニ、折ニ立卜串ニ、といへり、）また同形の圖を書て云、丸兆竹削レ皮云々、此兆竹ハ、マロクシテ、スコシフトク作ルベキナリ、長八寸」、小兆竹、

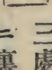
是又七八十バカリ作ニ調之ニ、或ハ百廿作ニ調之ニと云へり、長秋記に、軒廊御卜のところに、宮主云々、折ニ立細竹東向ニ云々、と記されたるは、此小兆竹ときこえたり、（此處の記の文、下にさ引べし、考合すべし、）て又、同口傳に、別にまた平兆竹五枚と記して、卜問の事を漢文ざまに書り、さて右の兆竹卜竹は、四時祭式卜御體の卜料に、竹廿株と見え、また民部式に、凡神祇官卜竹仰ニ畿內ニ令レ進、とあるも、ともにこれに當れり、（さまし竹の料は、臨時祭式に、凡年中御卜料兆竹者、宮中植ニ於閑地ニ、臨レ事採用、と見えたるに當りてきこゆれば、この卜竹にはあらず、）しかれば此件の兆竹は、さまし竹とは別なれば、卜竹と書るに傚ひて、ウラダ○○○ケとよみてあるべし、さて此兆竹折箸は、卜食（ウラニアヒ）て神事に仕奉る人の爲にする、古傳の遺れる儀なるべくきこゆれど、いかにするわざなるにか詳ならず、なほよく考ふべし、又中昔の家記などに見えたる、公事の御卜に、卜串と云ひ、また卜形といふ

ときこゆ、○白濱縁起云、是ヲ龜甲をいへり、燒時ハ、占ノ神ト、白濱ノ神ト、御子神タチヲ請ジ奉ルベシ、此白濱ノ神ニ物問ヒ奉ル時ハ、イツモ如此シテ燒ベキ也、こは白濱の伊古奈比咩神社にて、卜事せるさまなり、伊豆卜部の傳に、ものせるなるべし、○宮主秘事口傳、御體御卜條、近代略次第の條に云、應永十一年六月十日注レ之云、永德當家奉行之時注ヲ出之一、中略次詔戸師申ニ詔戸一云々、次又詔戸云々、詔戸在ニ拾遺錄一、此拾遺錄見まほし、○大神宮年中行事六月十四日御琴占條に云、御巫内人自ニ外幣殿一、鵄尾御琴請件御門東方ニ候御殿向先詔戸申、其詞云、云々等不淨事疑、於ニ御前一御占清淨令ニ占定一給恐恐申、次以レ笏御琴搔三度、中略次奉レ下レ神、其御歌、阿波利矢、遊波須度萬宇佐奴、阿佐久良仁、天津神、國津神、於利萬志萬世、阿波利矢、遊波須度萬宇佐奴、安佐久良仁、奈留伊賀津千毛、於利萬志萬世、阿波利矢、遊波須度萬宇佐奴、阿佐久良仁、上津大江、下津大江毛、摩伊利太萬江、また御巫内人以ニ同詞一、又申御琴搔内、中略其後、○中略奉レ上レ神御歌如レ本、但所レ奉レ下神御名申、今度歸御申、こは卜事の物實は異なれど、祝詞申し神降神揚に申す詞の趣、おもひやるべし、

兆竹ヲ左ノ手ニ持、龜甲ヲ右ノ手ニ持テ、龜甲ノ頭ニ水ヲ付テ、龜甲ノ頭トハ、ホノ方ヲ云、圖見ニ于下一、兆竹ノ上中下三處ニ、三度水ヲ付ル也、水ハ陶器ニ入テ、以前ニ設置也、水ノ付ヤウハ、上ヨリ中、中ヨリ下ニ付終ル也、サテ兆竹ヲ土ニ刺立置也、家ニテトスル時ハ席ニ刺立ル也、元文傳云、占を問ひ申時は、さましの竹を前にたて置、はうかに火をつけ云々、○口授云、さまし竹云々、こしらへやうは、細く割て、指にて三つに折也、其折たる形



如レ此、其折たる處にて水を灌ぐ、一本を三度づゝ用れども、何本もこしらへ置也、○一傳にも口授の如く兆竹の圖を書て、青竹ヲ用ユ、指二ツニテ三度折、○松下傳云、サマシ竹ハ、二指ヲ双ベテ三折シテ、ソレニテ水ヲスクヒ、



三處へ水ヲソヽギ、神ヲウツシ、向フニ裏サマニシテ立テオキ、コヽニテ祭文アリ、○上件の傳どもにはきこえずして、別に卜竹兆竹と云ふものを立る儀のありときこゆる事のあるを、こゝに書つく、其は儀式神今食儀に、宮主起レ座西向跪申レ立ニ御兆竹一、副云立之、稱唯進ニ於卜

えざるは、わすれたる傳なり、さて又件の紀文に審神者と書るは、初學記に、神諗神之審察、卽ト兆也、問ニ神諗ー以ニ休祥ー、なと云へる義なるべしとぞ、○太神宮年中行事に、琴御占仕奉る時の下神の歌に、阿佐久良仁、天津神國津神於利萬志萬世、といへる阿佐久良も、卜庭の事ときこえたり、その考たる由は、雜占の部に説へり、

龜甲ノホノ方ヲ先ニシテ、トホカミエミタメ圖見レ下、

トホカミエミタメ、此は龜甲の町の五位の名なり、袖中抄に龜甲のトに五兆と云ふ事あり云々、といへるこれなり、下に製ニ作龜甲ー之圖と云へる處に見えたり、こゝにもめぐらして心得べし、此五位の卜辭、假字書にて、地の文と混はしければ、その字の右の傍に｜の目じるしを付たり、

兆竹ヲ龜甲ノ裏ニアテ、甲鑿刀ト、波々加ノ木ト、墨ト、此三ヲ、龜甲ノ表ニアテ、、龜甲ノ表ヲ上ニシテ、各左右ノ手ヲ以テ持チ、

口授云、これより前に、龜甲の裏より五六分四方に、甲掘を以て町をほるなり、○此町の大きさ、下に載たる圖なるは凡三分ばかりに見ゆ、さてこの町を穴とも云へり、其事は下に云べし、○口授頭注云、龜甲ハト部常ニ作リ置テ、トスル時ニ臨テ、其裏ニ町ヲ鑿テ、トレ之、○一傳云、トスル時ハ、東面ニス、○江次第軒廊御占條云、向レ東ト、

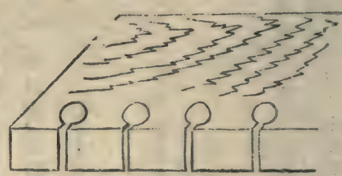
祝詞ヲ讀ミ、次ニ神降詞ヲ讀ム、

元文傳云、占とひ樣の事、日本國中六十餘州大小之神祇を申おろし候、扱いづくにてとひ申共、在所に有レ之ほどの佛神無レ殘申おろし候事、在所にあるほどの佛神を殘無く請し降せるは、佛をも神と心得たる直情あはれなり、又云、豆酘の鄕にてとひ申す時は、たけの大明神と申候て、神御座候、是は式に載られたる、下縣郡雷命神社にて、豆酘村に在りて卜部の祭神なり、此神のこと下に委しく云へり、其社にて、一七日淸き水をくみ、うち火を仕、水をかゝりしやうじんを仕、とひあげ申候、一座に占二つあり、外にとひ不レ申候事」、一七日云々、いはゆる前齋七日なり、占二つあり云々とは、いかなる事にか詳ならず、又云、占問ひ申道具の事云々、此道具の事は、上の卜器どものところに注せり、右のうち、甲、かたほり、はうか、さましの竹、四色をとりそへ、かうべにいたゞき居候て、右書立のごとく、諸佛神をくわんじやう申奉り候、惣而占神の敎一萬六千躰にて御座候事、又云占を問ひ申者、生來之間、四足二足を不レ被レ下候事、四足二足は、禽獸のこと

蓋を脇に置て、（柳箱に入るゝ卜具は、異一傳に見えて、上に記せるがごとし、）土間にてとふなり、○口授云、まづ東向に土壇を設、壇の中央に甲を置、○四時祭式云、卜御體、卜庭神祭二座、（御卜始終日祭之、）布二端、庸布二段、木綿八兩、麻一斤、鍬二口、酒一斗、鰒、堅魚、海藻各四斤、鹽二升、盆一口、杯二口、匏一柄、槲四把、食薦二枚、席一枚、（已上祭料）龜甲一枚、竹廿株、陶椀四口、小斧二柄、甲掘四柄、刀子四枚、（已上卜料）右所司預申官、官頒告諸司、若有侵土者、具注移送云々、齋宮式云、毎月晦日卜庭神祭、（齋王參三時祭、卜庭神祭准之、）また祈年祭の神名を載られたる中にも、卜庭神二座とあり、○江次第云、御體御占、神祇官人自朔日籠本官、迎太詔戸明神、○古事談（第六卷）云、龜甲御占波、春日南室町西角仁御座須流社平波、太詔戸明神止申ス、件社平此占乃時波奉念、伊豆大島ノト人ハ、皆此占ヲスルナリ云々、○神名式に、左京二條坐神社二座、（並月次、相嘗、新嘗、）太詔戸命神、久慈眞智命神、この二座を合せて太詔戸神とも申せり、此二神の事は、別記に云へるが如し、（宮主秘事口傳に、御體以下の次第を記したるに、本官にして八神殿を祭る由見えて、太詔戸神を迎祭る事見えず、此書記せる卜部兼豐宿禰の康安二年の頃、既く廢たりしにこそ、）○古事記（仲哀段）に、建内宿禰大臣居於沙庭請神命云々、とある記の傳に、沙庭は神を降し請せ奉て其御命を請場にて、齋清めたる由にて、清場の切たる名なり、居とはたゞに居るのみを云にはあらず、清庭に居て神の命を請奉り、其命を受賜はり、又推復して問奉るべき事あれば問奉りなど、凡て神に對ひ奉て物するを云なり、請神之命とは、云々の事の吉さ凶さ如何と問奉りて、敎諭したまはむ御言を乞求奉るを云、と説はれたるに依りておもふに、卜庭も沙庭も同趣なり、松下傳に、對馬にて卜部が龜卜する時、始に祭卜庭神、卜庭神をさには神とよむ、對馬の龜卜の傳にあり、又卜庭神は雷命なり、龜卜を傳へたまへる祖神なりといへり、然ればなべて卜庭神と書るをも、さには神ともよむべし、

注 上件の沙庭の時の事を、神功紀に、喚中臣烏賊津使主、爲審神者云々、請曰云々、乃答曰云々、亦問之云々、答曰云々と記されたり、さて對馬卜部の雷命神を祭るは、此烏賊津使主なる事、下に云へるがごとし、古事記に烏賊津使主の事の見

かりに圓く凹(クボ)めおきて、臼の儲とす、又其凹(クボミ)より外の木口を、竪さまに下まで、深さ二分ばかりに細く切目をつくるなり、この杵、臼、藁、ともにきはめてよく枯れ乾きたるを用ふべし、さて火を取る時、まづ臼板の動かざるべくはからひ堅めて、杵を臼の凹にさしあてゝ、錐(キリ)を揉(モ)むごとくたゆみなく揉めば、互に碾(キシ)り合ふにあはせて、漸々に火氣出くるほどに、杵の竹も、中の藁も、臼の中の木も、共に粉になりて臼を溢れつゝ、外の木口の切目よりつたひこぼるゝ頃、火氣いやましに募りて、焦れ熏(フスモ)るきはみ、その焦れたる粉すなはち火口となりて、火の燃着くを、やがて着木の流黃(ユノアワ)に移取りて用(ツカ)ふなり、さて其臼焦れ損ぬれば、かの凹をいくつも儲置て、度々更用ふと云へり、おのれ其敎のまゝにものし試つるに、辛くして火を得たりき、尋常に



板の竪横はよきに計らふべし、臼は板の四面を度々に用ふべし、一處にて二三度も用ふべし、切目深さ二分許板厚さ五六分、

用馴(ナレ)ぬれば、さばかりはあらず容易くおぼゆ、と春雄いへり、その後出雲人中村龍輔が云けらく、おのれが産土わたりにて、ものするも同趣なるか、杵には溲疏(ウツギ)を用ふ、臼板は櫻、また松の板をも用ふといへり、伊勢外宮にて大神宮御饌炊く燧の摸(ウツシ)を造りて、橋村正兌神主の贈遣(オクリオコ)せたるも全同じきが、臼板は檜にて、杵は山枇杷と云ふ木をもて作れり、但し其杵を、工人(コタクミ)が轆轤錐(ロクロギリ)といふものゝ如くにものしてあり、是は揉むに便宜きが故なりとぞ、これをも試るに、かの箸竹にはこよなし、古事記に見えたる、海布の莖(カラ)の燧臼、海蓴(コモ)の燧杵はいかなりけむ、おのれ前に浦人に誂(アト)らへて、海布莖(ガラ)の太きを得て、乾堅(ホシカタ)めたるに、くね〱しく小さくなりて、さらに臼杵などに用ふべくもあらざりき、そも〱かの火鑽の故實は、あるが中にも具(ツブサ)に傳はりて、臼杵の物實(モノサネ)さへに聞えたるを思ふにも、いとも殊なる、貴くめでたき神事にこそは、ありしなるべけれ、

トスル次第、

一傳云、卜事を席上にてする は略なり、土間に圓座を設て自ら其圓座に上り、柳箱を土間に置き、

八中候、◯彌彥傳云、佐麻志竹五本、是ハ水鉢ノ上並置、甲ヲ摩テ後、此竹ニカケ置、◯臨時祭式云、凡年中御卜料兆竹者、官中植ニ閑地一臨レ事採用、（兆竹、印本に訓假字無し、古本兆字の假字にサマシとあり、本傳の注にいへる式の訓ざまは、印本ならぬ本に依りて、いへるなるべし、又こゝに引る式文の官字、印本宮と書るを、古寫本に依て訂して書り、官とは神祇官なり、）◯四時祭式卜御體のト料に、龜甲一枚、陶椀四口、（この本傳に、陶器一口、）宮内式に、神今食新嘗會所レ須、卜坏二十口、◯彌彥傳云、料紙、硯箱、火爐一、ワタリ尺餘、土ニテモ金ニテモ作、神前ニ置、（元文傳壇圖に爐あり、）◯口授云、道具は水を入置器、火を赫し置器、やきものにても金物にても用ふ、葉若木、兆竹、甲を鑿るのみ一、小刀一、

注一本此處の傍書に、此四品ヲ水火木金土トス、龜卜ハ必五行ヲ具スト云、然ルニ土ヲ缺ク、故ニ必土間ニテ行フとあり、こは江次第軒廊御卜の條に、龜卜必具ニ五行一水灌レ之、火放レ之木立レ之、金爲ニ懸レ水器一、土以ニ龜甲一撤レ之、と見えたる附會の妄說に依りて、別人の加筆せしなるべし、

また硯、幷筆墨を備ふ、◯一傳に、陶器（徑五寸許デンボト云、土ニテ作、）◯異一傳云、柳箱ハ、龜甲、波々加木、兆竹、水ヲ入ル、陶器、鑯、墨、硯、筆、已上ノ具ヲ納ル也、◯按ふに、燧は尋常の火打なるべし、古事記倭建命段に、解ニ開其姨倭比賣命之所レ給囊口一而見者、火打有ニ其裏一云々、以ニ其火打一而打ニ出火一云々、（書紀に、以レ燧出レ火、）

因に云、鑽火の事は、古事記（大國主神國避段、）に、鎌ニ海布之柄一、作ニ燧臼一、以ニ海蓴之柄一、作ニ燧杵一而、鑽ニ出火一云、是我所レ燧火者、とあるところの傳（十四卷）に、上代より忌て清くする火は皆鑽出すことにて、今に至るまでも、大神宮の御饌炊く火などは然なり、玉葉に、神宮之習不レ用ニ火打一用ニ火切一、と見えたり云々、と委しく辨注されたるがごとし、なほ其火切の具、また其火を取るすべを、見聞こゝろみたる趣を云ふべし、其は糟屋春雄云、己が遠江なる產土わたりにて、神事はさらなり、尋常も火を鑽て用ふ家あり、其火切の杵は、篁竹の圍一寸二三分（切たる小口の徑り四分、）ばかりなるを、上下の節を切去りて、笯間一尺ばかりなるを、本方を先とすべくかまへて、笯中に藁をさし籠るなり、臼の板は、厚さ五六分許、檜また杉の心を撰て、圖のごとくに造り、杵を受くば

め、見ずめなどいふ、また犬櫻ともいふは、つねの櫻とは、花のいたく卑りたるによりて云ふなるべしと、山里の刀禰らがいへるを、既に聞たりき、

○白濱縁起に、雨ツミノ龜ノカフニテ燒ベシ、中略櫻ノ木ノ皮ニ火ヲ付テ燒ベシ、○八丈傳に、櫻の木の枝の、東へさしたるを採りて、龜甲を燒く木に作る、其をはゝかと云といへり、○神代紀纂疏一條兼良公撰、太占卜事の條に、龜卜の事につけて、以二櫻木皮一灼レ甲決二其吉凶一、櫻木此名二波々加木一、猶二唐法用一レ荊、史記に補へたる龜策傳に、灼以レ荊、○歌林樸樕云、松永貞德著、はゝかの木は榊にあらず、合歡にもあらず、櫻木なり、太平記、壒囊抄等に、石屋戸隱の卜事をいへる處に、はゝかに、合歡木なあてゝ書るは、いみじき漫說ながら、古き說にてはあるなり、○彌彥傳に、波々加木占甲ヲ燒薰具也、○鹿嶋神宮の宮司が、延文元年の注進狀に、鹿嶋太神宮、天葉若木事、右靈木者、明神降臨之時令二隨遂一以來、卜二在所於社壇之傍一、連枝繁葉榮經二億載之星霜一畢、而彼神樹、本朝中限二當社一在レ之歟、他社全無二此種類一、仍社內奇瑞之隨一也、爰奉レ行二神事一之刻、採二用件木枝一事多レ之、所謂正月四日歲山、幷每月廿七日吉凶御占、及御物忌初任之時、以二彼木一爲レ薪燒二龜甲一、就二其驗一令二撰補一者也、每二奇異之祭禮一令レ受二用之處、自二去七月一枯畢、天下重事何事如レ之哉、古今更未レ聞レ如レ此之所例一、尤可レ有二御怖畏一者歟、然則社家一同、各抽二丹誠一雖レ祈二請斯木之本復一、曾無レ驗之間依レ令二驚歎一、粗注進言上如レ件、延文元年十月□日」、大宮司散位中臣朝臣□□」、大禰宜正六位上中臣高親」、大祝正六位上大中臣貞景」、撿非違使大中臣忠繼」、押領使大中臣景滋」、益田祝中臣貞廣」、田所權祝古部右重」、和田祝大中臣政家」、宮人行事中臣弘久」、物申權祝占部常顯」、案主散位三田久于、この注進狀の古案、太神宮司家に藏てるを、由ありて寫おけり、其靈木の跡に、木犀を殖繼たりと云傳ふるが今に在り、と同神官北條時鄰談れりき、○波々迦の事、かくとりどりに混らはしく聞ゆるを、さきに辨試たる說あれど、ところせければ、其は別記として、こゝには說はず、

兆竹一本、相傳云二佐麻志竹一、然不レ知二文字一處、延喜式兆竹訓二佐麻志竹一、故取レ之、定ル寸法ナシ、大概長五寸餘許、本ヲ尖ニ削リ、末ヲ圭ノ如ク切ル也、トスル每ニ新ク作レ之也、墨壹挺、陶器壹口、鑱壹具、

元文傳云、さまし竹と申候て、長七寸二分にこしら

波々迦、出羽國村山郡邊にてアヅサ、南部北郡にてこんがうの木といふ、武州多摩郡、相州津久井縣邊にて、ヨモソザクラといふ、根皮を以て、とび色の染くさに用ふ、所によりてミズメザクラと云ふ、蘭藥キナ〳〵を代藥とす、花徑(ノワタリ)三分、或は五分ばかり、朝顔の花の如くに、萠(ハナカヅキ)の上は一瓣(ヒラ)にて、櫻花の形に、五亞ごとに瓣の尖に刻(キザ)あり、花色白し、櫻に後れて開くなり、櫻は花開く頃葉も生出るを、此木は葉生出て後に花開くなり、大坂蒹葭堂所藏の、唐山の彫刻板を見るに、卽此アヅサなり、盲巫のあづさ弓の古制を見るに、此木を幅一寸ばかりに薄く削り、七枚合て弦を張たるを見たり、○口授云、はわかの木、又母鹿木とも書、古說に庭櫻と云へり云々、犬櫻と云ふが正說なり、こしらへやうは、皮をつけながら割て、楊枝ほどにして用ふ、五十本許作るべし、皮をつけ置くは、凡櫻の皮は横に筋ありて裂るものなるに、木の理(スヂ)は縱なり、縱横に氣の通ふもの故に、はゝかの木を用ひ來れり、○一傳の頭書に云、牟田榮庵云、はゝかは山櫻なりと云々、○一傳云、はゝかの木十本許、筆の軸ばかりに割削り、皮つきにして、兼て拵へ、能く乾し置て、皮ながら割くなり、○新井君美主の東雅に、龜卜のはゝかの事を載られたる一說に、對馬の平倫久に問ひしに、ははかは犬櫻といふ木に似て、花さかぬものゝ、若葉の赤きものなりと云へり、櫻桃とは見えず、

〔註〕倫久の花吹ぬものなりといへるは、能くも心得ざりつるにか、又は君美主の聞訛られたるにてもあるべし、○或傳の頭書に、對馬にて、はゝかを、俗にはハウカといふ、また葉若とも云ふ、又タラともいふ、○諸說を合せ考ふるに、犬櫻、山櫻、よもそ櫻、あづさなどいふも、所々の方言にて、いづれにも同類の木ときこえたり、又おのれが見聞およべるは、下野わたりにてみねばりといひ、若狹にてみぬめ櫻、みずめ櫻、また徒にみぬめ、みずめとも、又みずともいふ、これなるべし、花葉形狀など、元文傳また憶內が寫せる圖に見えたるはゝかに合へり、實(ミ)も尋常の櫻にいたく異ならず、鹽漬にして、酒飯の菜にも飡ふものなり、この木の花、櫻のごとく多くは咲かず、葉間にありて、目にたちて賞(メヅ)べきものならねば、見ぬ

抜天香山之眞男鹿之肩抜而、取天香山之夫波々迦而、令占合麻迦那波而云々、波々迦、諸本婆々迦と書ろを、應永本に波々迦と作るに據る、○臨時祭式に、凡年中御卜料波々加木皮、仰ニ大和國有封社一令レ採ニ進之一、また齋宮式野宮主神司所レ請月料、に、波々可五枚、龜甲波々可者、神祇官所レ行、○奥義抄に云、藤原清輔朝臣著、此書一寫本、又袖中抄に引たると併訂して採れり、下に引も同じ、公家に龜甲の御卜といふ事あり、卜部氏の者の、はゝかの木にて、龜の甲を灼て卜ふなり、またそれがやうに、鹿の肩の骨をやきて、うらをする事あり、萬葉云、「武藏野にうらへかたやきまさてにものらぬ君か名うらに出にはり」云々、笛吹の社より、はゝかの木をきりて、都に奉りぬれば、神司龜の卜する事にぞ侍りけるとかや、また奥のえびすの、龜の甲を燒がごとくに、鹿の肩の骨を、はゝかの木して燒てうらなふなり、その肩をぬきて取るなりと、人は語り侍りし、○堀川院初度百首に、匡房卿、「香山のはゝかゝ下にうらとげて肩ぬく鹿の妻戀なせそ」、又袖中抄に、仲實朝臣、「はゝか火にちかへる龜の卜串やためとはしるは君かあへるか」、○宮主秘事口傳、御卜始儀の下に、官掌進ニ波々賀木一、此木官掌自ニ笛吹社一請ニ取之一、いま大和國忍海郡笛吹村笛吹山に、笛吹大明神の社ありとぞ、○元文傳に云、

對馬國葉若木圖、

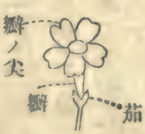
寫生



以上元文傳

○最上憶内圖說云、此人本草學に精し、木は其木を削て小板とし、其に其木の形狀を寫生し、別に其考說を書記してもたるを、借りて寫せるなり、

波々迦　漢名梓



爲二神主一云々、喚二中臣烏賊津使主(イカツオミ)一爲二審神者(サニハビト)一云々、而請曰、先日敎二天皇一者誰神也、願欲レ知二其名一、逮二于七日七夜一、乃答曰云々、鎭火祭祝詞に、夜七日晝七日云々、山城風土記に、神集々而七日七夜樂遊、靈異記に、少子部栖輕が死の事を、雄略天皇の痛(カナシミ)給ひて、留二七日七夜一誄(シヌバシメ玉フ)二彼忠信一、また洞物語藤原君ノ巻に、七日七夜とよのあかりして、うちあげ遊ぶなどなほあり、何事にまれ、日數を重ねて、懇切にものする限のごとき、いと上古よりの例にて、今世にも七日潔齋とてする事あるこれなり、七日といふに、夜も其中にこもれり、

龜トヲスルノ具

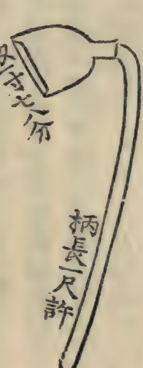
龜甲一枚、制作之圖見二于下一、

此圖、下に作二龜甲一次第の條下に見えたり、此ところへめぐらして見るべし、

小刀一枚、町ヲ鑿ル刀ナリ、甲鑿ト云、今用レ鑿、

四時祭式、卜御體條の卜料に、龜甲一枚、竹廿株、陶椀四口、斧二柄、甲掘(カタホリ)四柄、刀子四枚、また木工寮式に、卜鑿(ウラノミ・ワリノミ)四柄、钁(テヲノ・スキ)二口、右十一月新嘗會御卜料、充二神祇官一、六月十二月神今食亦同、件の器どもの中の旁の片假字、右なるは古本、左は印本、下に見えたる卜料の器どもを、考合すべし、〇元文傳に云、占とひ申道具の事、かたほりと申候て、鐵にて廣さ三分、長さ三寸ほどに打、柄を三寸ほどに仕、うらをほり申候、うらとは、龜甲の裏なり、下の作二龜甲一次第の條の圖に見えたり、〇口授に云、甲ほり鑿は、常の鑿よりは薄くして、三分計の幅なるを佳とす、〇口授に、又卜器の圖を記して云、

小斧一柄



小刀一枚

七寸許



兆竹ヲケズリ、甲ニ町筋ヲ付ルニ用

甲掘(カタホリ)一柄

刄四分半　長五六寸



甲ヲトルホキ用

右イヅレモ定ル寸法ナシ

指火木、四五十本許、定ル數ナシ、波々加木ヲ用フ、長四五寸許、定ル寸法ナシ、

古事記石屋戸隱段に、召二天兒屋命布刀玉命(アメノコヤネノミコトフトタマノミコトヲヨビテ)一而、内(アメノ)

正卜考一巻 本傳

伴信友稿

對馬國卜部龜卜次第

龜卜ヲスル者、前齋七日、

卜事を行ふには、卜庭神を迎祭りて卜問するに依りて、其を行はむとする前に、七日齋するなり、○元文傳に、豆酘の郷にてとひ申す時は、たけの大明神と申候て御座候、其社にて一七日清き水をくみ、うち火を仕、水をかゝり、しやうじんを仕、とひあげ申候、○太政官式云、凡御體御卜者、神祇官中臣率ニ卜部等一、六月十二月一日始齋、卜レ之九日卜竟、十日奏レ之、（神祇官侵レ土、諸司可レ令ニ勘申一狀、預申レ官、官召ニ諸司一仰レ之、）また四時祭式云、（六月祭、十二月准レ之、）卜御體、（辭云於保美麻）卜庭神祭二座、御卜始終日祭レ之、（祭料、卜料、云々とあり、）右所司預申レ官、須ヨ告ニ諸司一、若有ニ侵レ土者一、具注移送、（侵土とは、上に擧たる太政官式に、侵レ土諸司、可レ令ニ勘申一狀云々、とも見えたるこれにて、土とは、卜庭の土なり、殊に齋清まはる卜庭なるが故に、諸司の人の入ることを、かたく禁しめらるゝよしなり、）卽中臣官二人、宮主一人、卜部八人、並給ニ明衣一、（中臣細布、宮主以下調布、）自ニ朔日一始十日以前卜訖奏聞云々、（この二式の文、本朝月令に引たる弘仁神祇式と全同じ、又儀式奏御卜儀にもかくあり、さて儀式に、宮内省の奏詞に、御體（詞云於保美麻）御卜供へ奉禮留事ヲ云々、と見えたれば、卜御體と記されたるを、於保美麻乃美字良と唱ふべきなり、）また江次第に、御體御占、神祇官人、自ニ朔日一籠ニ本官一、迎ニ太詔戸明神一云々、（卜事の時、此神等を卜庭に迎祭る事、下に云へるがごとし、）宮主秘事口傳に、御體御卜第一重事也、自ニ六月朔日一於ニ本官一始ニ行之一、以ニ此日一名ニ甲割一、（近代於ニ本宮一不レ破レ甲龜甲於ニ里第一破レ之、）など見えたる自ニ朔日一云々とあるも前齋にて、もとより七日七夜の古例なりけむを、卜庭神を迎祭る儲、甲割などものすとて、朔日より始て本官に齋籠れるから、八日の齋にて、九日に御卜仕奉る事となれるものなるべし、○白濱緣起に、古カタヲシャクス文ヲ、七日七夜教フと書て、次に龜甲の町體を載たり、此言いと拙くてきこえがたきを、つらつら推察るに、七日齋の間に、卜問する卜形を定むる事を釋すと云へるにて、さて其卜辭を唱へなどして、一道に心を致して在る由なるべし、○按るに、七日の日數を用ふることは、上古よりの例にて、すなはち神功紀に、皇后選ニ吉日一入ニ齋宮一、親

年の頃、社僧に怙山といふえせ僧の在りて、神主の幼弱(イトキナ)きにあはせて、おのれ神主の上にたゝむことを謀りて、社傳のことゞもよろづ心のまゝに改めて、舊記どもを奪ひ失ひて、在來れる縁起をとり合せて、新に此縁起を作り、舊の縁起をば、いかにしたりけむ今傳はらずと、嘆(キ)して語りき、さてその今の縁起を見るに、いとも拙劣(ツタナ)き文(コトバ)もて、佛ざまの妄說どもを、しどけなく書たるが中に、此社にて卜事せる趣を、いさゝか記せり、そはかのえせ僧が、ゆめにも知るまじき事なれば、此は舊の縁起にありて、當國の卜部の、卜事せることを記したりけむをとりて、かたはに書なしたるものなるべきこと著し、故その文をさながら拾ひとりて、本傳の條下に配り注せり、その縁起の中に、古風の神樂歌數首ありて、めづらしきを別に寫して、古唱集に載おけり、卜事のことも、これと同じさまに、舊文の遺れるものなり、

一八丈傳といふは、伊豆國八丈嶋人、高橋閔愼云、此閔愼、江戸に來住て、八丈絹の商人になりて、字を八丈嶋屋與市と稱へり、もはら漢學しつゝも、皇國の古事にも心よせある人なりき、己前に八丈嶋人の其嶋の事誌せる、八丈裁衣織と云ふ書に、其嶋に卜部と稱ふ者のありて、神事に預る由を記せるを見て、いかで其嶋人に逢て、尋問まほしく思ひわたれるほど、閔愼が事をきゝて、訪ひて問聞たるなり、八丈嶋の村毎に、卜部と稱ひて、龜卜を行ふ者一人づゝありて、神事にも預ることあり、古はいかなりけむ、今は定まれる家門はあらず、卜事を好むもの其傳を承て、卜部といふになるなり、おのれ其傳を承たるにはあらねど、年頃見聞およべる事ありとて語りたるを、打聞に記おけるを、これも本傳の條下に書加へつ、さて此卜事も、古の伊豆卜部の傳の、遺れるものなるべき事決(ウツナ)し、古事談に、龜甲の御占には云々、伊豆國大嶋の卜人者、皆此占をするなり、堀川院御時、件嶋より卜人三人上洛、召て被レ占レ之、所レ皆奉レ仕二卜事一者也と見えたり、古は今の八丈嶋を大嶋といひて、今の大嶋は、それに屬たる嶋にてありし事、古書に證あり、しかれば古より伊豆卜部の、今の八丈嶋にも住たりしなり、

一彌彥傳、こは越後國蒲原郡、伊夜日子神社の神職の家に、太占とて傳たる龜卜の書なるを、此は全く寫して、本傳作二龜甲一次第の條下に載て考に備ふ、選びとるべし、さて此傳書の由來は、其處にいへり、

一世間(ヨ)に吉田家、萩原家の龜卜の傳なりといふが、これかれ見えたり、眞僞は知らねど、其はもとより秘(ヒメ)事とせらるゝ道なりときこゆれば、はゞかりてひとつも論ふことをせず、おのれはたゞ、此道の世に顯はれむことを思ひて、かくはものせるにこそ、

天保十五年九月廿九日

る書なり、新井君美主の紳書に、對馬人雨森東五郎の話に、牟田榮庵は、對馬領肥前の田代人なり、田代にて龜卜を得たりといへり云々と記しおかれたり、然れば此口授は、田代にて得たる龜卜ながら、もとは對馬の傳なるべきに、其國に來りて、さらに卜部にも問合せて、書記せるものなるべし、さて此書に頭注あり、同人のなるべし、いま口授頭書といふこれなり、さて此口授に私說ときこえて、古意ならぬは省きて採らず、

一また一傳といふは、對馬龜卜傳或傳といふも同名題にて、いさゝか同傳を記せる書なり、また異傳といふは、對馬龜卜法なり、聞書といふは、龜卜聞書なり、これら記者詳ならず、又度會傳といふは、度會延經神主の對馬龜卜傳といへる筆記なり、此は、上に舉ていへる古語拾遺句解の序に、齊延が久在二度逢一と云へる時に、傳へたる聞書なるべし、これらみな對馬傳ながら、しどけなき記しざまなるがうへに、さかしら說も交りてきこゆれど、しかすがに古傳なるべくきこえて、本傳にそへて意得べき事のあるをば、選びて採れり、これらのほかにも、對馬傳なりとて、かたはしばかりをとりて、漢風に合ふべく作り記せりと見ゆるがありて、そが中には、さばかり遠き海中(ワタナカ)の嶋國に住着て、鄙びてある卜部に對ひて、えせたる漢學者などの、さかしらなる强言して、汝が家の傳なりとて、しかいふはかゝる事なめり、然るはかゝる理なるものをなど、あながちに推量り云ひさだめて、かへりて彼が家のおほらかなる古傳をさへに惑はせりやと、おもはるゝ事はた無にしもあらず、いづれにも古傳ならぬことの著るきはとらず、

一見林傳といふは、京人松下見林が自筆の抄物の中に、對馬の龜卜の傳なりとて、いさゝか記しおけるを、見出して採れるなり、此人齊延と親しくて、古語拾遺句解の序を作(カ)き、太玉命の社記を撰びて附へたるをおもふに、齊延に其傳を聞たるなるべし、

一白濱緣起は、伊豆國加茂郡白濱なる、伊古奈比咩神社のつねには、白濱大明神と申す、緣起の中に見えたる、龜卜の事をとれるなり、此緣起は、其神社の禰宜、藤井昌幸が寫して見せたるなり、昌幸が云、此緣起の原書は、神主原氏の家に、古より藏傳(モチツタ)へたりけるを、寛保元

味へば、おほかたはさとるべきなり、

一此考は、對馬國卜部龜卜次第と題したる傳書を擧て、しばらく本傳として、其中の條事(クダリ)につきて、自餘の傳書どもの説を對注(ヘ)し、また他の古書どもに見え、また古傳の遺りときこえて、證とすべき事どものあるをも、因に合せ注しつけて、舊の鹿卜の趣にたちかへりて意得べく、採集めて、たやすくおし定めたるさかしらごとはいはず、

一いはゆる本傳の對馬國卜部龜卜次第は、奥に元祿九年五月、對馬國掿宮司定之男藤原齊延(マサノブ)と識して、其國の卜部の傳説を、打聞に記せるものなり、此人、字を藤佐助(トウサスケ)と稱ひて、古學に志深ききこえありと其くに人云へり、古語拾遺句解二卷を著せるが印本にてあり、松下見林が其序文の中に、對馬嶋下縣人藤原齊延、有レ志ニ于本朝舊記一、久在ニ百傳度逢(モヽツタフツタラヒニ)一、既而來ニ京師一、叩ニ余環堵一、深玩ニ古語拾遺一作ニ句解一云云、余嘉レ信ヨ從好書一、樂ニ用レ心之勤一、因爲ニ之序一云云、元祿十一年三月三日、

一いま元文傳といふは、その本書の首に、元文二年對馬老臣杉村采女、就レ在ニ江戸一、毎度參會問ニ龜卜之事一、翌年歸國而差ヨ遣此書付、並龜甲之殼、葉若木(ノ)圖、且葉若之葉一、決ニ數年之疑一矣、豆酘(ツヽ)村則杉村氏之領分也、以ニ其書付一記ニ于此一」、卷尾に、元文三年四月朔日書レ之、磯波翁と記せり、こは卜部の書記せるものなれば、全文其圖も殘すことなく、本傳の條下の首に配注せり、上にいへる龜卜次第と、この傳と二部を併せて、正傳として心得べし、（磯波翁、本名は岡田正利といへり、此人龜卜に心を入れて、吉田家、萩原家の傳、伊勢祭主の對馬傳、對馬の牟田氏傳、合せて四家の傳を受たりとて、集め記せる書あれど、信がたき説多く、しどけなきものなればとらず、察ふに、此傳を得ざる前に、集記せるものなるべし、）

一龜卜傳といふは、これも齊延の筆記にて、對馬龜卜傳と題して、龜卜の事をあら〳〵と記せり、此はいま本傳とせる、龜卜次第より前に記せりと見えて、古意ならぬ事も交れり、されど次第に加へて意得べき事の見えたるをば、選び採りて條下に載せたり、又上の二傳なると異ならぬ事どもはさらにいはず、こは下に擧ていふ書どもに見えたるも、又この例とすべし、

一件の三部のほかに、採載たる口授といふは、對馬龜卜口授なり、此は對馬の宗殿の醫、牟田榮庵の記せ

正卜考

序例

遠つ神世に、高天原の神事よりきこえ來れる、牡鹿の肩骨を灼て卜ふる卜事は、皇孫尊の天降の時より傳はりて、神事の宗源として用ひさせ給へる、重く尊き故實なりければ、公事は更にもいはず、世間にあまねく用ひ來れりけるを、朝廷には卜部と稱ふ職を定めて、もはらその卜事を執業て、神祇官に仕奉らしめらるゝことゝなむなれりける、然ありけるに、はやくよりその鹿の肩骨を、龜甲に代て用ふる事となりぬるは、漢國の龜卜といふ卜法の、おのづから鹿卜に似たる趣なりけるにあはせて、龜甲を用ひむかたの便よきに、よろづ彼國風をまねびとらせ給へる世の心ならひに、龜甲を代へて用ふる事となりぬれど、しかすがに卜法は、なほ舊のままなりけむときこえ、邊鄙にはなほ舊のまゝに鹿卜せし由の、古書どもにも見えたるを、後世におよびては、漸に漢意にうつりさかしだちて、太古のおほらかなりつる趣を、ものげなくおもひなりて、彼國の龜卜の諸說、或は周易、陰陽家の說などを、とりどりに交へたりときこゆるに、近世になりては、ます／＼さかしら言せる傳書めきたるものゝいできて、漢國の龜卜法の、その國には絕たるが、皇國に傳はり遺れるものなりと、たけき事の如く思ひいふ人さへにきこゆるは、いと嘆かはしくあたらしきわざになむありける、然るは今も對馬に古の卜部の裔の、代々龜卜法を傳へたるが在りて、もとよりはか／＼しき傳書はあらず、たゞ古よりおほらかに語繼いひ敎へて、其家業とせりといふを、其家の傳說を聞て書記せる書どものあるを見るに、その卜事のもとの由來、卜法のおほらかにして、正しき古風の遺り傳はりたるものなるべきことの決くきこえて、めでたく尊きにつけて、かれこれの古傳書どもに考合せて、書しるせるをとりすべて、先かくはいふなり、但しその卜部の傳說とはいへど、代々語傳ふるほどに、訛れる事もありぬべく、又おのづから後世風にうつりかはりたりけむと、思はるゝ事の無にしもあらねど、古意にたちかへりて

有ける、しかるを後に漢國の龜卜とて、龜の甲を灼て爲なる卜法の、牡鹿の肩灼くに似たりけるを見て、そをまねびて、鹿を龜に換ても用ひたりけるを、中つ世の比より、萬漢ざまをまねぶ世の慣にまじこりて、上古の卜事の直くおほらかなるを、漢のこちたくさかしだちたる風に比べてば、かへりてものげなくおもひとりて、さかしらにかの漢ざま說をも加へ交へ始たりつるを、つぎ〳〵いやましにもてそへ、又近世になりては、周易てふ卜法をさへにとり混へたる事などもあるにまぎれて、つひに原の眞の傳事は、有としもなきがごとくになむなりにたるは、いとも〳〵口をしく慨はしき事なりかし、さて然漢ざまをとり交へたる事の、神の御心にかなはねばにや、中つ世より其卜事は、たゞ式ばかりのごとくになりて、實に用ひ給ふ事無く、卜部の家は漸々に衰へ行て、今は其卜法もほと〳〵世に廢ぬるにやと、おもはるゝばかりなるを、しかすがに神の道の廢はつまじきことわりのまに〳〵、對馬に遺れる古の卜部の家に、今は龜卜と云てかつ〴〵ひめ傳へたる卜法ありて、はやくこれかれの人の寫し傳へたる、また打聞に書おけるものゝあるを、年ごろあつめ見るに、龜卜とは云へ、まことは上代の鹿卜法の遺傳はれるものなる事の著ければ、其傳事にもとづきて、なほ古卜部の在し國々にあなぐりて、同じすぢの卜法のかつ〴〵遺り傳はれるを考合せ、はた何くれの古事どもに徵し考へ、かのかきまぎらはしたる漢ぶり說のさかしらを、古實もて撰りすつるときは、まことの上代の卜法のそれと知らるゝを、今試に辨へ證せる此書になむある、さす竹の大宮人の御職として、太占てふ龜卜法を傳へ給へるがありと聞わたれど、そはいさゝかもうかゞひ知らず、はたかしこければ今論ふ事なし、凡て今の世に、卜事といへば、漢國のこちたくいさゝけき卜法をこそもてはやすめれ、さしも嚴重く尊き神の傳の卜法の、廢々になりにたるを知る人のともしきが、かへすがへすもなげかはしくて、かくはゑらびつゝしれるなり、いかで同じ意に思ひ起して、なほつら〳〵に考へ訂し、漏おちたらん事を補ふ人しあらば、末つひに此道のあらはれて、あまねく世に行はるゝ時の來なむかし、

正卜考

正卜考大意

卜事は、顯身の世の人の、かにかくに心に思ひ決めがたき事、又吉凶よろづにつけて、幽事の何の故、誰の所爲と、顯に知られざる事あるとき、すべて己がさかしらを用ひず、神に祈請、布止麻邇に卜合て、其御教を受行ふわざにしあれば、まことに神事の宗源にして、いとも嚴重く尊き道になむありける、故神に仕奉るうへは云ふもさらなり、上ッ代には、天ノ下知しめす萬の御政にも、主と用ひ給ひ、なべての世の人も、ほど／＼に用ひたりし事にぞありける、さればたかきみじかき世の人みな、神の道を奉けおこなはんとするともがらの、依らではえあるまじきわざになむありける、そも／＼此卜事の道は、遠つ神世より始りて、天神たちの用ひ給へるみわざにして、天地の初つかた、伊弉那岐、伊弉那美、妹兄二柱の大神の御中に、良はぬ御兒生したまへるとき、天神の命もちて、ふと麻爾に卜合て、その故を悟しめし、すなはち神の御教を受行ひ、いとも尊き御子たち生給ひし事聞えたり、その後高天原にして天照大御神、天石屋戸にさし隱り坐ましけるとき、招き出し奉らん狀の可否を、天兒屋命卜事のこととりて、眞牡鹿の肩を空拔にぬきて、天波々迦の木もて灼きて、布止麻邇に卜合て事なく招出し奉り、めでたき御世となりぬ、故レ兒屋命におほせて、その卜事もて、神事の宗源を主掌り仕へ奉らしめ給へりき、そのゝち天照大御神、御言依し給ひ、高天原に事始て、皇孫邇々藝命を大御國の大皇として、天降し給ふ時、兒屋命を副て降し給ひ、かの神事の宗源を主掌りて、皇神たちと、天皇との御中とり持て仕奉らしめ給ひき、かくて其御子の繼々その職掌を承傳て、天皇の御世々々に仕奉り給へり、さて後に其職掌を稱へて中臣とめされ、後に氏の稱にも負せ賜ひけり、又其中臣の中にて、卜事を特別傳習ひて仕奉る事と革れる族を卜部といへるを、やがて其を氏稱に負せ賜ひたるもありて、主トヽ事もて仕奉らしめ給ふ事とはなりにたり、故其卜部の傳へたる卜法は、もと高天原に始りて、兒屋命の主掌り給へる法を承傳へたるにて、いとも／＼有がたく、尊き傳事にぞ

饗、冉伯牛、仲弓、冉有、季路、宰我、子貢、子游、子夏、と見えたるこれなり、さて其祀式を載られたるなかに、亨日未明五刻、郊社令、率二其屬及廟司一、各服二其服一、升設二先聖神座於廟室內中楹間一、南向設二先師首座及閔子騫、冉伯牛、仲弓、冉有座一、於二先聖東南向西上一、設二季路、宰我、子貢、子游、子夏座於先聖西一、南向東上、

注亨日、在下園韓神並春日大原野等祭之前、及與二祭日一相當上、停レ用二三牲及菟一、代レ之以レ魚、又若上丁、當二國忌及祈年祭日蝕等一、改用二中丁一、其諒闇之年、雖レ從二吉服一停、といへる事見ゆ、

また大祝、持レ版進二於神座之右一、北面跪讀二祝文一曰、旁注に、已下皆音讀、維某年歲次月朔日子、天子謹遣二大學頭位姓名一、敢昭告二于先聖文宣王一云々、以二先師顏子等一配、尙饗、また大祝、持レ版進二先師首座之左一、西向跪讀二祝文一曰、維某年云々、昭告二于先師顏子等十賢一云々、と見え、又雜式に、諸國釋奠式を載て、釋奠二座、先聖文宣王、先師顏子、但太宰府者、先聖、先師、閔子騫三座、とあり、國守祭主となりて祀る例なり、祝文は、維某年歲次月朔日守位姓名、敢昭告二于先聖文宣王一云々、以二先師顏子一配、尙饗、また維某年歲次月朔日守位姓名、敢昭告二于先師顏子一、爰以二仲春（仲秋）一云々、從レ禮配神尙饗、と見えたり、但し太宰府の祝文は見えず、さて孔丘が事を、令には孔宣父とあるを、大學式に文宣王とあり、こは稱德天皇の御世、神護景雲二年七月、大學助教膳臣大丘、奏議によりて文宣王の諡號に改用ひ給へる由、續紀に見えたり、其は唐玄宗が諡せる號なるを用ひ給へるなり、かくてこの孔丘廟は、儒道を用ひ給へるによりて、其道の祖として、大學寮にて祀らしめ給へるにて、並ての神社の列にはあらざれど、蕃神をさだせる因によりて、いさゝか記しそへつ、

蕃神考終

神と稱して、名神の列に入れ給へるなるべし、故其後は三代實錄に、貞觀二年正月十六日、授二遠江國敬滿神正四位下一と記され、神名帳にも靈字を除きて書載られたるなるべきを、おもひ合すべし、續後紀、承和十四年八月の下に、遠江國蓁原郡人秦黑成と云ふが見えたり、もとこの國に在ける秦氏人の祖神として、私に祭り來りし神にやあらむ、

注いま武藏國高麗郡に、村名はわすれたり、其わたりの鎭守神に、高麗神と稱へる社あり、むかし高麗人の己が國より持來れりと云傳たる兵器を、重き神寶とせりとぞ、按ふに、其は續紀に、靈龜二年五月に、以二駿河、甲斐、相摸、上總、下總、常陸、下野七國高麗人千七百九十九人一遷二武藏國一始置二高麗郡一焉、とみえたるをおもふに、その高麗人等が、本國の神を祭たるなるべし、但しこの神の事は、古書どもにも見えず、神名帳には、此郡の神社は載られず、高麗人を置るゝために、始て建られたる郡なりければ、もとよりむね〳〵しき人里だにあらで、古しへの正しき神の社は無かりしなるべし、

○大學寮に、もろこしの孔丘が廟を建て、顏囘を配祀り、又閔損をはじめ九人の弟子を從祀らしめ、諸國の學校にては、孔丘顏囘二人を同じさまに祀らしめ給へり、釋奠と稱ふこれなり、其を祀り始め給へる事は、懷風藻の序に、天智天皇を賛まつれる文に、旣而以爲、調レ風化レ俗、莫レ尚二於文一、潤レ德光レ身、孰先二於學一、爰則建二庠序一、徵二茂才一、定二五禮一、興二百度一、憲章法則、規摸弘遠、夐古以來未二之有一也、といへり、これ學校を建られたる始にて、此時よりぞ釋奠も始められたりけむ、國史には、續紀に、大寶元年二月丁巳、釋典と見えたるぞ其始なる、但しこの時は中ノ下なりき、さて其祀らるゝさまは、學令に、凡釋二奠于先聖孔宣父一、以二春秋二仲一日用二上丁一、とみえ、

注義解に、謂釋釋レ菜也、奠奠レ幣也、祀二其先聖一、以示レ敬レ道、宣父是孔子諡也、集解に、釋云、魯哀公十六年、孔子卒、公誄曰二尼父一、漢平帝、封二孔子後孔均一爲二褒成侯一、奉二其祀一、進二諡孔子一曰二褒成宣尼公一、然則此令稱二宣父一者、蓋魯漢諡歟、古記曰、孔宣父哀公作二其誄一曰二尼父一、至二漢高祖一之曰二宣父一云云、開元令云、釋奠爲二中祀一、州縣釋奠、亦准二小祀例一、

大學式に、釋奠十一座、二座先聖文宣王、先師顏子、從祀九座、閔子

し、文明本の東大寺戒壇神名帳に、秦天神、大酒大明神、と載たるもこの神なり、さて大酒はもと地名なるべし、其は嘉祥年中の山城國の文書の署名に、高田郷長六人部大酒麻呂と云ふが見えたり、太秦は、此高田の郷中なり、今太秦に隣りて高田村もあり、人名の大酒は、其わたりの地名に因れるなるべくおもはるゝにつけて、合せて然は考いへるなり、廣隆寺は、秦始皇が裔功滿王が子、融通王が後、秦川勝公が創建たる寺にて、その別院の桂宮院といふに、今も此社あり、件の後の緣起の說しかるべし、續後紀に、嘉祥二年九月丙寅、奉レ授二葛野郡大辟神(オホサケノ)從五位下一、緣下屢〻有二靈驗一所レ祈必應上也、とみえ、

注朝野群載に載たる承和三年の此寺の緣起に、檀越太秦宿禰永道、少別當道昌、その外署名あり、後緣起に、道昌は、俗姓秦氏、秦始皇六代孫、融通王苗裔にて、天長五、從二空海一登二灌頂壇一受二眞言大法一云々、貞觀十七年二月九日寂、七十八とみえ、時の帝のもて崇め給へる僧なりき、秦氏にてさへありければ、公ざまにこしらへ申して、嘉祥に始て神階を賜はりたるものなるべし、又件の檀越太秦永道は、川勝の公の裔にて、大酒神を氏神として仕祀たりしなるべし、

後緣起に、朱雀院御宇授二從三位一、同御宇天慶四年辛丑五月十五日、授二正三位一、後冷泉院御宇、天喜三年乙未十一月廿日、授二正二位一、同御宇、治曆四年戊申四月廿五日、授二正一位一、宣旨在二寺庫一、といへり、又帳に、遠江國秦原郡敬滿神社、名神大、とある神は、既く文德實錄に、仁壽三年十一月癸丑、以二遠江國敬滿神靈一預二名神一、と注されたり、(この社、いたく衰へて、其郡谷口村敬滿森といふ森中に存りとぞ、遠江國の古圖秦原郡に、初倉、大日、西島を鏡滿大菩薩ノ領地なりとしるせり、)今按るに、此敬滿といへるは、姓氏錄、漢部大秦公宿禰の譜に、秦始皇帝三世孫、孝武王之後也、男功滿王、足仲彥天皇八年來朝、と見えたる其功滿王なるべし、功と敬との字音通用の格にはあらざれど、(興字を吳音にコウ、漢音にキヨウと唱へる例はあり、)漢音のコウを、吳音にキャウとも呼ふ格の訛音もて、東語にキャウマンと唱へて、字をも然は書たるなるべし、さて文德實錄に、敬滿神靈と記されたるは、もとより天神地祇にはあらで、凡人の靈を神として、氏人の私に祭りたるが故なるを、當昔何ぞの故ありて、公家より更て

神一階の度をもて推し計るに、元暦二年に正一位に極り給へり、その社のある地は、河内志に、在二古市郡駒谷村一、一座稱二山神一、一座稱二水神一、式には屬二安宿郡一といへり、

○蕃神附考

公家にて蕃神を祭給へりと聞ゆるは、上に擧たる山城の平野社に祭らるゝ中なる今木神、またその因に說へる河內の飛鳥戸神、又上件の當宗杜本兩神あり、其ほかにいとはやく書に見えたるは、古事記に、新羅の天日矛が妻とせる女の皇國に渡來れるを、阿加流比賣と謂て、難波の比賣碁曾社に祭れる由みえたり、（この女の事は、上に一わたり注せるが如し、委しき事は記傳に見えたり、）こは帳に、攝津國東成郡比賣許曾神社（名神大、月次、相嘗、新嘗、）と載られたるこれなり、かくて日矛、その妻を追て渡來れるが、その將來れる八種の神寶を、但馬國に伊豆志之八前大神とて齋ける事、これも古事記に見えて、帳に、但馬國出石郡、伊豆志坐神社八座（並名神大）とみえたるこれなり、また古語拾遺に、卷向玉城朝（垂仁天皇の御世、）云々、此御世新羅王子海檜槍來歸、今在二但馬國石出郡一、為二大社一、といへり、今考ふるに、帳に、出石郡御出石神社（名神大）とみえたる社なるべし、此社今水石村にあり、一宮大明神の祭の時、其神輿行向ひて、一夜逗留て還り給ふ神事ありとぞ、其一宮大明神と申は、伊豆志坐神社八座とある神社なりといへば、御出石神の然る由ある神事のあるをおもふにも、日矛を祭れる社なるべき事決し、

注伊豫國風土記に、宇智郡御島坐神、御名大山積神、一名和多志大神也、是神者、所レ顯二難波高津宮御宇天皇御世一、此神自二百濟國一度來坐而津國御島坐、とみえたり、百濟神を大山積神と稱ふべきにあらず、信がたし、こは他神と混へたる謬傳にこそはありしなるべけれ、

又其ほかにも、蕃神ときこゆるを、因にこゝに論ひ試むべし、神名帳に、山城國葛野郡大酒神社（元名大辟神、）と載られたる神の事を、太秦廣隆寺後緣起に、大酒大明神者、秦始皇之祖神也、仲哀天皇御宇、功滿王來朝而奉レ渡レ之、神驗無雙、（また拜殿一宇、御子屋一宇、御供所一宇、華表、瑞籬等有レ之、）とみえ、日工集に、太秦桂宮院主云、鎮主大裂明神、而元是所レ祭レ石也、といへる事見えたり、功滿王が本郷より由ありて持來れる石を、靈實として祀りたりしものなるべ

（神の考と併せ思ふべし、）さて其高祖が裔の歸化たる氏々は、姓氏錄にあまた見え、後紀、大同四年二月の勅に、倭漢惣歷帝譜圖、天御中主尊、標爲二始祖一、至レ如三魯王、吳王、高麗王、漢高祖命等、接二其後裔一、敢垢二天宗一云々、と咎め給へる事あり、漢高祖命と稱へるも、當時神として祭たりげなる、はたおもひ合すべし、また杜本神は諸神記に、文德仁壽三癸酉公家遣二內藏寮使一、令レ供二奉祭事一、祭自二此時一始レ之、（この仁壽の度の事、文德實錄に見えず、記し洩されたるなるべし、此事古記に見えたるが、又その社傳なるにか、いづれにも正しき事と通えたり、）この傳に依るときは、當宗よりも前に祭始られたりしなり、その祭始られたる事は、仲野親王の請奏し給へるによりてなるべし、然考たる由は、此親王は、桓武天皇の皇子にて、平城、嵯峨、淳和の天皇たちの御弟、文德天皇の御父、仁明天皇の御伯父に當り給へり、上に云へる如く、此親王の室當宗氏なりければ、其祖神なるをもて、殊更に請奏し給へる由ありての事なるべし、

注書どもを案ふるに、其仁壽三年は、親王六十二歲にて、四品になされておはし丶時なり、親王の御父桓武天皇、御外戚和氏の祖神とせる、百濟神を平野神と稱して、重く祭らせ給へる例に、請奏し給へるにやあらむ、この後、宇多天皇の當宗神を祭り始給へるは、もはら平野神を祭りはじめられたると、同じ事の例なるべし、

三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、授二河內國從五位下杜本神正四位下一、とみえて、五階を越て進給へるも、なべてならぬ事なりしなるべし、（前位の從五位下に敍されたる事、史に見えず、其は當宗神の下にいへる如く、嘉祥の諸神一階の度、既に大社の列にて授給ひたりしなるべし、）當宗の神は、それより後に、仁和五年四月、宇多天皇の御外祖母、當宗氏の氏神なるよしにて、公家にて祭りはじめ給ひしなり、そは上に委しく證し辨へたるが如し、然るに上に引たる諸神記の杜本神を、仁壽三年に祭り給へるよし記せる條の次に、或曰仁和五年四月始祭レ之、とも記せるは、かの仁壽に祭り始められたりしが、中絕たりけるを、仁和五年四月、當宗神を祭始めらる丶とて、まづ杜本の祭を再興して祭使を立られ、その便に當宗の神をも、祭り始められたりける時の事を、然いへるにて、事實よく符合ひてきこえたり、（公事根源、杜本祭の下に、午の日使たつ、仁和五年四月に祭はじまると記されたるは、當宗祭と同じ時に、四月十四日に始れりと、おもほせる說なれば疎なり、）さてこの神位は、貞觀元年の正四位下の後、天慶三年より諸

か、（色葉字類抄、末部諸社の條に、當宗マサムネと注せり、）なべての地名に似ず、しひて考ふるに、もしくは劉氏の祖宗の義にて、當宗神靈など稱ひて字音に唱たりけるを、後に皇國ざまにものすべく、たゞに字の訓にすがりて、マサムネと唱て、やがて氏にも用ひたるにもやあらむ、

注姓氏錄に、清宗宿禰、唐人正五位下李元環之後也、とあるを、續紀に、天平寶字五年、此李元環に、姓李忌寸を賜ひたる事見えたり、清宗は、其後孫に賜へる氏なるべし、當宗と相似たるさまの名なり、准らへて又考ふべし、

さて此神社は、河內志に、在₂譽田村北王水町當宗垣(カイ)內(ツニ)₁、といへり、

○杜本神は、上に引出たる如く、仁和五年四月に、當宗神と同じ度に、始て祭られたりときこえ、其後もはら相並て祭り給へるは、當宗神と同じ由緣の神なるべく思はるゝが上に、此神は當宗神よりも旣く、仁壽三年に始て公家より祭り給ひ、（此事は、下に擧べし、）貞觀元年從五位下より五階を越て、正四位下に敍されたる事、三代實錄に載られたるに、（此敍位の事、下に擧ぐべし、）當宗神には、位を授給へる事史に見えず、其後の書どもにも見當らず、又此神は、帳にも名神の列に載られたるに、當宗神は然らず、又其祭らるゝ趣を比べ見るに、當宗よりは重し給へる神としられたり、そはまづ內藏式に載られたる幣物も、杜本よりは當宗のは劣りたるがうへに、四時祭式に、杜本には、右夏四月、冬十一月、並上申祭ㇾ之、預前裏₂備幣物₁、使等進發、とありて、當宗には、右夏四月、冬十一月、並上酉祭ㇾ之、預前裏₂備幣物₁、杜本祭使便參、とあり、是にて杜本の方を重くせらるゝ事、ます〳〵著るし、かくて又杜本の神は二座、當宗は三座[illegible]るに、內藏式に見えたる、祭の幣物の配數を按へ考るに、杜本には五色絁各二尺、安藝木綿(アキユフ)四枚、曝布一丈とあるに、當宗の方には、絁を六尺、木綿を十二枚、布を三丈とありて、杜本に倍(マサ)れるをおもへば、杜本は二座とはいへど、此祭には一座を祭らるるが故なるべし、此によりて思へば、此杜本神社、もとは漢高祖が後裔の歸化たるが中に、其が始祖とある高祖を祭りたりけるを、後にかの山陽公秋が裔にて、皇國に歸化來りて、始て公民(ミタミ)となりたる某(ナニ)を加へて、二座として祭りたるによりて、それをば劣しめて、此祭には預らしめ給はざるにやあらむ、（上にいへる當宗三座の

に、實は胡賊に逼られ、堪がたくて死たるさまにこしらへ欺て、本國を去りて、兄の阿智王を便りに、皇國に遁れ來れるにもやありけむ、然らば當宗氏の祖は、皇國にて生れたる秋が子なるべし、なほ目安く系圖を作るところかくの如し、

○孝獻帝（後漢靈帝中子 山陽公）
- 某（爲二太子一早卒）—康（山陽公 西晋大康六年卒）—瑾（山陽公）
  - 秋（孝獻帝曾孫爲二瑾嗣一 山陽公 當宗祖 西晋永嘉中、爲二胡賊所一レ殺國除、今按永嘉終二六年一、其元年當二應神天皇御世三十八年一、）
- 延王—石秋王
  - 阿智王（應神天皇御世二十年九月、與二子都賀使主一、率二黨類及十七縣民一歸化、住二大倭國一、當二本國西晋大康十年山陽公瑾世一、）
  - 秋（爲二山陽公瑾嗣子一）

さて前後の漢書を考るに、孝獻帝は、漢高祖（唐堯王が後といへり、）が十六世後にて、第廿四嗣の王なりき、かくてその當宗氏人等の河内に在しが、其祖の漢劉氏を祖神として祭りたるにて、其三座あるは、漢高祖に、當宗氏の祖とせる孝獻帝、及山陽公秋などを、並せ祭りたるにやあらむ、（又上に推察りていへる如く、秋が本國を遁れ來りたるならむには、三座は孝獻と康瑾と三人を祭れるにもやあらむ、）其は下に云ふ杜本社の祭神を考たる説と、互に合せ考べし、さてまた此當宗神は、國史に載られたる事見えず、かの仁和五年の詔より、古き書には見當らず、件の詔の御緣によりて、官社の列として祭始られたりしものなるべし、然れども此神に位を授られし事、書どもに見えず、今しばらく仁和の後、天慶三年より建治元年までに、天下諸神增一階の事、九度ありしをもて推計ふるに、正三位までに叙されたるに當れり、

注こは文德實錄に、嘉祥四年正月庚子、詔ありて天下諸神增位階の度の官符を三代格に載て、いまだ公簿に載られざる小社も、五位より下は位の有無を論はず、正六位上に叙さるゝ由、見えたる列に入て推計へたるなり、但し嘉祥の度、もし既に大社の列ならむには、同じ度の官符に、大社並名神は無位にても、從五位下を授給へる由みえたれば、建治元年の度に、正一位に極り給へるなり、

さて當宗を、マサムネと唱來れるは、いかなる由に

（終れり、其元年は應神天皇の御世の三十八年に當れり、）と見えたる秋が事なり、其を姓氏錄には、孝獻帝より計へて、四世（高祖よりは二十世、）に當れる秋を、單に山陽公と云へるなり、當宗忌寸は、其秋が殺されて國亡びたる後、其子孫の歸化れるが後なるべし、猶考るに、丹波氏系圖に、（尊卑分脈に載たり、印本なるは名の脫たるや、字の誤多きを、或寫本と、また別に群書類從に收たるとに依りて、さきに訂しおける本をもて引たり、）後漢靈帝子延王、その子に石秋王、その子に阿智王と系り記して、應神帝廿年日本來朝、住大和國、と注し、さて阿智王の弟に、山陽公當宗祖と系り注せり、その阿智王が事は、應神紀に廿年九月、倭漢直祖阿智使主、其子都賀使主、並率己之黨類十七縣而來歸焉、また續紀（延曆四年六月の下、）に、坂上忌寸苅田麻呂等上表言、臣等本是後漢靈帝曾孫阿智王之後也、

注この阿智王を、姓氏錄木津忌寸の譜に、靈帝三世孫とあり、曾孫といへるも同じ、又同書火撫直の譜に、四世孫と書るも、靈帝より數へたるにて、異なるにはあらず、姓氏錄の世數の計へざま、祖より計ふると、祖を除きて其子より計ふると、交へ記せること例多し、他書にも例あり、

漢祚遷魏、阿智王因神牛之教、出行帶方、忽得寶帶瑞、其像似宮城、爰建國邑、育其人庶、後召父兄告曰、吾聞、東國有聖主、何不歸從乎、若久居此處、恐取覆滅、卽携女弟廷興德及十七縣民歸化來朝、是則譽田天皇治天下之御世也、と見え、延王が事は、姓氏錄に、坂上大宿禰、出自後漢靈帝男延王、と見えたり、いま件の系圖に、後漢書に見えたる孝獻帝が世次、また上に引出たる書どもの說を併考るに、延王は孝獻帝が二男にて、太子某が弟なるべく、秋は石秋王が二男にて、阿智王が弟なりけるが、瑾が嗣子となりて、山陽公と爲りたるなるべし、かくては時代も世數も合ひてきこゆるを、丹波氏の系圖には、阿智王が統を主として記せるが故に、混らはしくきこゆるなり、また苅田麻呂の表言に、阿智王が召父兄とあれば、兄もありつと通ゆれど、其は本國に止まれる人なれば、此系圖には略きて載せざるなるべく、又女弟廷興德を携て來れる由見えたれど、こは女子なるが故に、これも載せざりしなるべし、山陽公秋は、本國にて卒れる人にてあれど、其子孫の歸化たれる當宗氏の祖なれば、族の出自を顯はさむが爲に、系圖に載たるものなるべし、但しこの秋が事は、また察ふ

の生にて、仁和五年は十五の年齢の時なり、御記に、朕之外祖母と記させ給へるに違ひあるべからず、さて杜本當宗兩社を祭らるゝさまは、內藏式に、其寮屬一人を幣使に差して、四月と十一月の上申に杜本、上酉に當宗を祭らるゝ由見え、其幣物及使裝束をも載られたり、

注公事根源にも、四月當宗祭、上酉日云々、午日使たつ、杜本當宗は、程ちかき故に、一人の使兩社のために下向す云々、また十一月の下に、四月に同じとあり、

幣使午日發遣の例なる事は、既に引出たるが如し、また本朝月令に、延喜九年七月七日の官符を載て、四月上申杜本、上酉當宗兩社祭事、太政官符、左右馬寮、應下以二一寮御馬一交供中奉杜本當宗兩社上事云々、杜本當宗二社祭皆供奉、兩社相去其間不レ遠、而左馬寮云々、牽二御馬十匹一、申日供二奉杜本社一、右馬寮如レ此、酉日供二奉當宗社一云々、請准二云々二一人供二奉二社一云々、官裁、左右馬寮夏冬相替、以二一寮御馬一、供二奉二社祭事一者、右大臣宣、奉レ勅依レ請云々、と見えたり、さて當宗神を、宇多天皇の外祖母の氏神と詔へる御外祖母は、桓武天皇の御子仲野親王の御妻なり、大鏡裏書に、皇太后班子女王御事、光孝天皇后、宇多天皇母儀、式部卿仲野親王女、母贈正一位當宗氏、（群書類從本には、宗を麻と誤れり、また諸陵式に、河島墓、贈正一位當宗氏、在二山城國葛野郡一、墓戸一烟とあり、）とあるこれなり、その御系かくのごとし、

御外祖父 仲野親王（桓武天皇皇子 贈太政大臣）
御外祖母 當宗氏（仲野親王室 贈正一位）
御父 光孝天皇
御母 皇太后班子
―宇多天皇

その當宗氏の祖は、姓氏錄、河內諸蕃漢部に、當宗忌寸、出レ自二後漢孝獻帝四世孫山陽公之後一也、と見えたり、（また左京諸蕃漢部に載たるも、當宗忌寸の譜と全同じ、又孝獻の獻字、印本には脫たり、又陽ノ字を湯と書るも誤なり、）その山陽公といへるは、後漢書に孝獻皇帝、諱協、靈帝（孝靈帝とも見ゆ、）中子也、延康二十五年十月乙卯、遜二位于魏一、魏王丕稱二天子一、奉レ帝爲二山陽公一、邑一萬戶、位在二諸侯王上一、都二山陽之濁鹿城一、魏青龍二年三月薨、年五十四、謚二孝獻皇帝一、太子早卒、孫康立、五十一年晉太康六年薨、子瑾立、四年太康十年薨、子秋立、二十年永嘉中、爲二胡賊一所レ殺、國除、（以上本書の文を摘て記す、此永嘉は西晉の懷帝が年號にて、六年にして

喜式内の神名の中には載せずして、式外の神の中に、當宗、在二大和一、光孝天皇御宇始有レ祭、と注せるは、仁和は光孝天皇の御世の年號なるが、その四年は、宇多天皇の御世に侚れるを忘れて、しか注せるは疎なり、又式外に載て在二大和一とあるは、共に誤なり、

然るに世紀に、四月七日始て幣帛使を奉遣し給へる由云々と見えたるに、御記に十四日の條に云々と記させ給へるは、後に其事をおもほし出て、自二今年一云云と記し置せ給へるなるべし、さるを公事根源に、仁和五年四月十四日に祭を始行はるとあるは、御記に依りて記されたるものながら、十四日に云々と注されたるは疎なり、さて杜本神は、當宗神と同じ由縁にて、既く文德天皇の御世、仁壽二年に祭始られたりけるが、中絶たるを、此時再興したまひて、當宗と兩社に幣帛使を立て祭り給ひたりしなり、其杜本の事は言別て下に云ふべし、かくて二社の幣帛使、上午日に發遣て、上申日に杜本、翌酉日に當宗の祭に參る例なるを、(此杜本祭の事は、下に論ふを、こゝにもめぐらし心得べし、)件の寛平五年の初度には、四月七日上辰日に發遣せて、上申日の十一日に杜本、翌酉日の十二日に當宗を祭らしめ給ひたりしなるべし、また御記に、四月十四日乙亥、詔云々、自二今年一云々と記させ給へるは、前に詔ありし事をおぼし出て、後に然記し置せ給へるなるべき事、上に論へる干支の相當にても明なり、

注然るに公事根源の當宗祭の下に、宇多御門の御外祖母は、當宗氏なるにこそ、仁和五年四月十四日に、祭をはじめ行はるとあるは、御記の十四日の條に、自二今年一云々とあそばされたるをのみ疎かに見て、其日の事として記されたるものなり、

また此事世俗淺深秘抄にも、寛平法皇御外祖母氏神、在二河内國一、所レ謂當宗社也、仍自二仁和五年一被レ祭之、或說、曰實御母儀也、御母儀、仲野親王女、班子女王由雖レ記レ之、其年齡頗不レ可レ然、爲二後見一如レ此雖レ注、實當宗氏女也、大概見二寛平御記一歟、といへり、大概見二寛平御記一歟とは、上に擧たる御記の文をさしていへるなり、歟字疑のにはあらず、謙遜ごとき意ばへにて、言きらぬ中世の一の文法なり、さて件の或說の實御母儀也といへるは、いかにも然るべからず、宇多天皇は、貞觀九年に降誕たるに、班子は仁壽三年

本は、當宗よりも前に祭始給ひ、當宗は後に同じさまに祭り給ふ事となりぬるが、杜本はやゝ重きかたの御あへしらひなるも、然るべきいはれありときこえたり、かくて今其考たる由を試に述むとするに、その證しとせる引書の趣によりて、まづ當宗神の事を證し辨へて、杜本神におよぼすべし、

○當宗神の事は、年中行事秘抄四月の下に、當宗祭事、上酉日當宗氏祭事、（午日使立）寛平御記云、元和五年、（宇多天皇御世の二年なり、）四月十四日乙亥、詔朕之外祖母當宗氏神、在二河内國一、自二今年一可二祭始一之狀仰畢、本朝世紀云、（本朝の二字、師光の年中行事に依る、この本書には又とあり、）寛平、（この寛平は仁和の誤なり、其由は下に辨へしるすべし、）五年四月七日戊辰、是日始奉二遣河内國志紀郡當宗氏神幣帛使一、國司一人專二當其事一、使食薑等並用二國正稅一、永爲二恒例一、當宗社、天皇外祖母之氏神也、と見えたり、（件の二條の引文、師光年中行事にも載たり、）神名帳頭注、諸神記には、件の寛平御記の文をば、新國史云とて引載たり、

注新國史には、寛平御記の文を、全く載たるものなり、その新國史の事は、おのれ別に考論ひて記せるものあり、又神名帳頭注、諸神記に引たる本朝世紀の文は、中間の國司云々の廿一字を略けり、又上に引く處の書ども、これもかれも寫し誤りあるを、異本とも、又師光年中行事なるをも校べ見て訂して引り、

今按るに、件の本朝世紀の文に、

注此書藤原通憲朝臣の撰にて、宇多天皇の御世の紀なり、今絕て世に傳はらず、この書の事も、新國史と並べ考へ注しおけり、

寛平五年とあるは、仁和五年の誤なり、然定め論へるは、寛平五年四月は己巳朔にて、是月の内に戊辰日はあらず、御記に、仁和五年四月十四日乙亥云々、自二今年一可二祭始一之狀仰畢、と記させ給へるに、其月は壬戌朔にて、七日戊辰に當りて、其祭始給へる事の由相合へれば、寛平は仁和の誤なる事明確なり、さるは秘抄の撰者の疎にして、世紀の年立の仁和を寛平と前後(カヘサマ)に誤り引注せるを、師光年中行事、諸神記等には、みな其誤を受て、記せるものなるべき事決し、世俗淺深秘抄にも、當宗祭の事を、自二仁和五年一被レ祭レ之云云、大概見二寛平御記一とあるをも、はた證とすべし、

注廿二社注式奥入にも、此祭を宇多仁和五四始祭レ之、と注せり、然るに色葉字類抄末部諸社の條、延

○神名式に、河內國安宿（アスカベノ）郡飛鳥（アスカ）戸（ベノ）神社（名神大、月次新嘗、）とある神も、都慕王より出たる百濟氏の韓神なり、其は三代實錄に、元慶四年九月廿九日、河內國飛鳥戸神社賜二田一町一、以充二春秋祭禮之費一、緣二氏人百濟宿禰有雄、御春朝臣有世等之請一也、（同書に、貞觀四年九月廿八日、河內國安宿郡人百濟宿禰有世、貫二附左京職一とあり、）とありて、御春朝臣は、承和六年に、御春宿禰春長、改二宿禰一賜二朝臣一、是百濟王之種、飛鳥戸等之後也、と續後紀に見え、三代實錄に、貞觀五年八月十七日、右京人飛鳥戸造豐宗等男女八人、賜二御春朝臣一、其先出レ自二百濟國人現伎一也、とみえたるを、併考へて知るべし、飛鳥戸社、今古市郡飛鳥村に在り、此地古しへは、安宿郡の內なりしとぞ、（郡名の安宿は、飛鳥部にて、此氏人の部の此地に多く在りけるに因れるなるべし、）社號の飛鳥戸も、元其族の氏名なり、姓氏錄、河內國諸蕃百濟の下に、飛鳥戸造、出レ自二百濟國王比有王男現伎王之後一也、と見え、三代實錄に、貞觀四年七月廿八日、飛鳥戸造彌道、賜二姓百濟宿禰一、百濟國現伎之後也、また同五年十月十一日、右京人飛鳥戸造清貞云々、河內國高安郡人飛鳥戸造有雄等、並賜二姓百濟宿禰一、其先百濟國人比有之後也、など見えたり、其比有王現伎王は、都慕王が後なる事、上に云へるが如し、

注また姓氏錄、右京諸蕃百濟部に、飛鳥戸造、出レ自二百濟國比有王之後一也、また左京諸蕃百濟部に、飛鳥戸、出レ自二百濟國人木吉志之後一也、とも見えたり、この木吉志も比有王の後ときこゆ、

然れば此神社も都慕王か、さらずは比有王、現伎王などの中を、其氏人の祀始めたるにぞあるべき、この神、上に擧たる元慶四年の度より前に、貞觀元年に八月十三日、授二河內國無位飛鳥戸神正四位下一、同二年に十月十五日、河內國正四位下飛鳥神、列二於官社一、と三代實錄に見えたり、

○神名式に、河內國安宿郡杜本神社二座（並名神大、月次新嘗、）志紀郡當宗神社三座（並大、月次新嘗、）と載られたる、兩社に祭れる神、またその兩社に、公家より殊更に幣使をさして祭らるゝ由緣を考ふるに、この兩社もと、もろこしの國にて、漢高祖と稱へる王名は、劉邦が族の靈を、その裔の皇國に歸化たれるが、氏神として祀れる社なりけるを、其後孫當宗氏の女の、宇多天皇の御外祖母にておはしけるに依りて、兩社に幣使を差して、同じさまに祭らるゝ事となりたりとぞきこえたる、但し杜

平野神四座考證目安

雙系と字な圖みたるは推し考へたるなり

○都慕王（於百濟國河伯女感日精所生）——十六世 貴須王——盖鹵王（本名加須利君）

武寧王（雄略五年於筑紫各羅島生）——聖明王（或稱明王）［今木神］（元名純陀太子繼體十八年即位欽明十五年爲新羅被殺）

斯我君

威德君（餘昌）

法師君（於皇國生 武烈紀云倭君之祖）——和ノ史某

平野歌所謂白壁の皇子の御母の外祖父こそ平野の神の曾孫なりけり 皇太后之外祖父聖明王之曾孫則當其和ノ史某十二世孫

外祖父 高野朝臣乙繼（贈正一位 本姓和ノ史）

○天穗日命——可美乾飯根命

某——土師部臣某（土師氏始祖）［久度神］

此間未詳——某

外曾祖父 大枝朝臣某（本姓土師宿禰）

［古開神］外曾祖母 毛受氏［合殿比賣神］

大枝朝臣眞（本姓土師宿禰）

外祖母 母毛受氏（贈正一位）

大枝朝臣（本姓土師宿禰 大枝字後孫改稱大江）

某三人（各別腹 賜秋篠朝臣菅原朝臣等姓 各本姓土師宿禰）

◉光仁天皇（父）（諱白壁）

天高智之子姬尊（母皇太后 高野朝臣諱新笠本姓和ノ史延曆八年十二月乙未崩）

桓武天皇

△乙繼公子某——和朝臣家麿（母未詳）

△土師氏族

大枝朝臣眞仲（本姓菅原朝臣）

同 菅麻呂（本姓土師宿禰）

同 諸士（本姓土師宿禰）

木大神從三位、從五位上古開神、久度神、並正五位下、无位合殿比咩神從五位下、凡て書どもに、久度古開神と連れ記せる例なるに、此にのみ反さまに別ち書されたり、諸本みなかくあり、文德實錄に曰、仁壽元年十月乙卯、遣ニ使者一向ニ平野神宮一、策命曰、天皇我詔旨止、平野大神等爾申給倍止申久、大神等乎彌高爾彌廣爾、崇奉牟止那毛所念行須、故是以正三位今木大神乎波從二位爾、正五位上久度古開等二前乃神乎波四位下爾、合殿坐須比咩神乎波正五位下乃御冠爾上奉利崇奉流狀乎、參議從四位下左大辨兼行左近衞中將陸奧出羽按察使藤原朝臣良相乎差レ使底、申奉出須云々、

注この度四神の本位、さきの嘉祥元年の度の加階より、一階つゝ進て記されたるは、文德實錄の嘉祥四年正月の詔に、天下諸神不レ論ニ有位無位一、共叙ニ正六位上一と見えたる事を、同じ度の官符に斷り示されたる中に、有位更增ニ一階一と三代格に見えたり、その時の詔によりて、既に一階進みたまひつるがゆゑなり、

三代實錄に曰、貞觀元年清和天皇正月二十七日甲申、京畿七道諸神進階及新叙總二百六十七社、奉レ授ニ云々山城國云々從二位平野今木神此より前には、今木大神とあり、此後は大字を加られず、平野と稱ふを加られたり、正二位云々、平野この平野も、此度より加へられたり、從四位下久度古開神、並此並字、諸本に脱たり、今一本に依りて補ふ、從四位上云々、平野此平野も、此度より加られたり、その字諸本に脱たるを、或一本によりて補ひたり、正五位下合殿比咩神正五位上一、同年七月十四日丁卯、授ニ平野正二位今木神從一位、從四位上久度神、古開神、此二神を並べて申せる處には、何れの書にも、久度古開と連れ記せる例の如くなるに、此よりかく尋常の例に記されたり、並從三位、正五位上此上字、本ども多く下と書るを、今二本に據りて訂せり、合殿比咩神從四位下一、

同五年五月二日甲子、平野從三位久度神、古開神、並加ニ正三位、從四位下合殿比咩神從四位上一、

同六年七月十日甲午、進ニ平野從一位今木神階一加ニ正一位一、

國史に見えたる處、かくの如く四神の位階、今木神は遂に正一位を授給ひ、久度古開二神は從三位、合殿比咩神は從四位下までに叙されたれど、この後天慶三年より永德元年までに、天下諸神增一階の事、九度ありけるに依りて計れば、久度古開二神は、永保元年の度に、正一位に極り給ひ、比咩神は建仁元年の度に、正一位に至り給へるなり、それ諸神增一階の事は、別に考記せるものあり、

實錄天安二年八月までの事を記し畢られたり、までは載られずして、「三代實錄、天安二年八月より記し始められたり、におよびて天安二年十一月三日庚申、停二平野春日等祭一焉と見え、

注印本に平野を、大原野とあるは誤寫なり、古本又一本に平野とあるぞ正しき、同月十日丁卯、停二大原野祭一、とあるをもても、其誤なる事著るし、さて此時平野春日の祭を停給へるは、明年八月までの諒闇の中なればなり、

翌貞觀元年十一月九日庚申、平野春日神祭如レ常、既に諒闇とありて、此より年々四月十一月上申日の祭を載られたり、

注但し貞觀元年の四月の祭の頃も、なほ諒闇なれば、祭を停られたるべきを、其由を載られざるは、記し漏されたるにか、又既くより寫し脫せるにもやあらむ、また公事根源平野祭の條に、延暦にこの神社をば造立ありて、貞觀にかの祭禮を始行せらると記されたるは、たゞこの三代實錄の文に見えたる處をもて、定め給へる說にて疎なり、

祭儀の事は、江次第に委しく見えたり、また臨時祭の事は、百練抄に、寛和元年華山天皇の御世、四月十日甲申、平野臨時祭始、日本紀略に、此時の事を載て、四月十日甲申、平野祭、左大臣參二仗座一、始レ自二今年一、被レ奉二舞人走馬一、左衞門權佐藤原朝臣惟茂爲レ使、有二宣命一、と見えたり、恒例の四月の祭に、別に舞人走馬を奉らるゝを、臨時の祭とは稱へるなり、江次第に、此祭儀を記して祝詞に、去寛和元年與利始天奉出給布、宇都乃御幣遠、官位姓名遠差使天、令二捧持一天、東遊走馬遠調備天奉出給布久遠、掛畏支、大神平介久安久聞食天云々、とあり、拾遺集賀に、はじめて平野祭に男使たてし時、うたふべき歌よませしに、大中臣能宣、「ちはやふる平野の松の枝しげみちよもやちよも色はかはらじ」、と見えたるは、件の寛和の初度の事なり、

〇平野に坐す四座の神等の位階は、上に論へる處々におほかた擧つれど、更に國史どもの文を次第(ツイデ)て記す、續日本紀に曰、延暦元年桓武天皇の御世、十一月丁酉、叙二田村後宮今木大神從四位上一、山城へ遷都より前、大和にての事なり、續日本後紀に曰、承和三年仁明天皇十一月庚午、從四位上今木大神奉二正四位上一、從五位下久度古開兩神、並從五位上一、この叙位の事は、上に論へるがごとし、同十年十月壬申、平野社一前、預二之名神一、今木大神をなり、嘉祥元年七月壬午、奉レ授二正四位上今

此天皇也、といへり、此書は、後伏見院の御世まで記せり、其御世遠からぬほどに記せる書とみえたり、又續古今集に、家隆卿、「難波津に冬こもりせる花なれや平野の松にふれるしら雪」、と見えたるも、同じ訛説を受られたるなり、又新續古今集に、縣宮を、大外記中原師光朝臣、「わかたのむ縣の宮のます鏡曇らぬかけをあふきてそまつ」、とよまれたるは、縣の神と申すを、中原の氏神なりといへる一説によられたるなり、中原の家系を考ふるに、安寧天皇の御後なるが、菅原有象、次に同姓致時、相續て其家を嗣て、更に中原姓を賜はりたる子孫なれば、本姓につきたる氏神と心えて、然はよまれたるなり、家隆卿、師光朝臣ともに、後堀河天皇の御世に在りし人なり、さてまた東寺の觀智院に藏る、諸神禁忌と題したる古卷物に、平野社、本地一神殿大日、二神殿觀音、三神殿地藏、四神殿不動、前神祇大副卜部兼衡宿禰注レ之、と記せるものあり、兼衡宿禰は、平野預とありながら、いかでさる僞妄説をしも注し出されけむ、又同院に藏る嘉曆三年十一月十一日、前伯三位仰ニ吉田宮神主一注レ之、と奥書せる、廿二社の本地を注せる、康永二年の寫本に記せるも又同じ、件の吉田宮神主とは、卜部兼夏宿禰ときこえたり、これらは殊に論ふにも足らぬ禍々しき僞妄説ながら、かたはらいたく思ふよしありて書そへつ、

そも〳〵此平野神に既くより然る由もなき事どもを造り出て、八姓の祖神など云べくもあらぬ事なるを、いかなる混ひによりてか、然る説の出來たりけむと考ふるに、中むかし平野の社司などの説に、皇太后の御ゆかりの和、大江、秋篠、菅原の四氏に、桓武天皇の御後の平、長岡、良峰、久賀の四氏合せて、件の氏の事は、上のよしある處にいへるが如し、八氏の祖神に坐せりといへるを、後に其氏々の稱をばわすれゆきて、たゞ八姓の祖神といへる事のみ傳はりたりけむを、又後にさかしら人のよくもたづね考へずして、とり〴〵に誣妄説せるにぞあるべからむ、

○平野神の恒例の祭式は、延喜の四時祭式に載られて、夏四月冬十一月上申日祭レ之と見えたり、その祭始給へるは、平野に社定め給へる延曆四年よりの事なるべきを、この神を祭給へる由緣、また祝詞の趣によりても、推し量り奉るべし、史には文德

跡ト申、或ハ又仁德ノ御弟トモ申、舊記不レ詳と注し給ひ、兼良公の公事根源には、平野の祭神を、第一の御殿は源氏、第二は平氏、第三は高階氏、第四は大江氏、すべて八姓の祖神にてましますなるべしなどしるされたり、さるは當昔社家などの說なるべけれど、仁德天皇なりと申し、或は源氏、高階氏の祖神を加へたるは、由もなき誣妄說とこそきこえたれ、

注但し高階氏は、天武天皇の御裔なれば、さらに緣なきを、茂範眞人の世に及びて、在原業平朝臣、齋宮恬子内親王に密通て、生給へる師尙を子として、世を嗣しめたりしより、實の系統の絕たること、其家の舊き系圖、その餘の古書どもにも見えたり、此說正しからば、業平は桓武天皇の御孫、阿保親王の子なれば、師尙よりはじめては、預るまじきにあらずとも云ふべけれど、もとより在原氏の預れる事もきこえたる事なく、また然る奸行(ミソカワザ)によりて、生れたる師尙が、高階の異姓を嗣たるが、うけばりて平野を祖神とすべきよしは、更にあるまじきことわりなるをや、

また八姓の祖神の名を備へて記たる說は、諸神記に平野祭神四座、第一今木神、日本武尊、源家氏神、第二久度神、仲哀天皇、平家氏神、第三古開神、仁德天皇、高階氏神、第四比賣神、天照大神、大江氏神、第五縣神、天穗日命、神氏之神、（平野神四座と擧て、第五縣神といへるはいかゞなり、）また四姓氏神、中原氏、清原氏、菅原氏、秋篠氏ともあり、此書永祿の頃なるべし、卜部家にて書集たるものと見ゆ、（廿二社次第に載たるもこの說とおなじ、）中にも古書古傳の取るべき說も見えたれど、なべては誤れる事也、僞說の多かる中にも、此平野の祭神の事は、殊にあとはかもなき誣妄說なり、公事根源に載られたるも、此說なるべきを、信がたくおもほせるから、おぼめかしく記されたるものなるべし、また水無瀨殿奉納百首に、平野社を勸修寺藤原敎秀公、（明應五年に薨、七十一歲、）「あふけなほ宮居も近きかみや川流れたえせぬ八つの氏神」、と詠給へるも、同じ說を信給へる兼良公と、世を同じくし給へる公なりき、また新千載集（神祇部）に、平野、後宇多院御製、「今もなほ民のかまどの烟までまもりやすらむわか國のため」、とよませ給へるは、仁德天皇と申す訛說に據らせ給へるなり、

注帝王編年記、仁德天皇の條に、今平野大明神、

條に、當社、源氏長者管二領之一、正統（此神主を云也）、等祠官長者宣補レ之、藤氏長者、春日等祠官、如レ被レ補也、以レ之思レ之、源氏神也歟、とおぼつかなげに注されたり、また平野の社職の源氏長者宣なる事のありしは、さきに其古案の寫二通を見て、寫し置るをこゝに擧ぐ、從一位源朝臣（御判）」、御判長者鹿苑院殿」從四位上行神祇權大副兼左京權大夫卜部兼敦」被二長者宣一偁、件人宜レ爲二平野社預職一者」、明德元年八月四日、別當右兵衛權佐藤原朝臣重房奉」、いま一通は御判」、權禰宜正五位下行縫殿頭卜部朝臣兼村」、祝正五位下行刑部權少輔卜部宿禰兼音」、被二長者宣一偁、件等人宜レ爲二平野司職一者」、明德元年八月四日、別當右兵衛權佐藤原重房奉」、とあり、此長者は、清和天皇の御後の源氏、足利の義滿公なり、又文明十三年三月廿五日の中院源通秀公記に、（此公も、村上天皇御裔の源氏なり、）兼倶卿參會、平野奉加等事也、凡源氏神、以二平野一爲レ正也、於二八幡宮一、清和源氏義家以來事也云々、往古以二八幡一爲二氏神一之條、不レ可レ有二所見一云々、此事猶不審事也、など見えたり、然れども、源氏の平野に預れる事は、太政官式等にも無き處にして、さらに其謂もある事なし、故いま推察るに、桓武天皇の後孫の平氏のみ、かの祭に預りて、なべて皇子等に賜はる例となりたる、諸源氏の氏人たちの、その祭に預らざる事を、もとの由緣をば、よくも正さで、たゞ不足ことの如く思ひて、公に奏請て、平氏と同等に預る事となりたるなるべし、

注 さるはかの太政官式に、桓武天皇之後王とある下注に、改レ姓爲レ臣者亦同とあるも、本文とひきはなちて、しひに並ての皇子たちに賜へる源姓の、後孫に係たる議のいできたりけむ、

かくてしか諸氏の預るにあはせて、平野神を八姓祖神と稱へる事の出來れるなるべし、上に引出たる如く續世繼に、平野はあまたの家の氏神にておはすなれど云々、といへるこれなるべし、

注 氏神とは、もと己が祖の靈を、社に祭れるを稱ふ號なり、外戚に係れるをば、然は云まじき義ながら、中世より通はしても稱へり、近世に產土神をしも然云ふは、また轉れるにて、ことに由もなき空言なり、

然るに廿一社記に、平野社、常ニハ仁德天皇ノ御垂

にきこえたり、そは檜垣集に、香椎宮の祭の使にさゝれたる少貳の、その日いみじく歌よむべかなり、さることあらばいかゞせむとて、わざと肥後にたづね來て、をりは知らず、つかひつべからむ歌ひとつといひたるに、題もなければ、たゞおもひやりに、「ちはやふる香椎の宮のあや杉はいくよか神のみそきなるらむ」と見えたるこれなり、この歌、新古今集神祇の部に、香椎宮の杉をよみ侍る、よみ人しらずとて、下句を、神のみそぎにたてるなりけり、と載られたり、みそぎは御衣木（ミソギ）なるべし、宗祇が筑紫紀行に、香椎宮に詣てたる條に、神のみそぎにといへる杉のさかえて、いかきの外にひろごりたるぞめでたき、此枝を少し折て、「ゆくすゑの身をふたゝびとおもはねと香椎の杉になほやちきらむ」、といへるも、そのあや杉ときこえたり、八幡宮記といふものに、香椎宮の神木は杉なり、神功皇后三韓よりかへらせ給ひ、異國に携へ給ひし三の兵器を地に埋み、そのしるしに、杉の枝をさゝせ給ひしが、生ひ茂りて木だちうるはしく、その葉つきあやしく、よのつねの杉に異にして、綾のもむをおれる如くなれば、綾杉と名づけたるなりと見えたり、平野にありしも、然る形狀したる木なりしなるべし、

また寛仁四年の左經記に、（宇多天皇の御後、参議左大辨源經頼卿の日記なり、）四月三日、申刻、參㆓平野祭事㆒如㆑例、兼官之後、未㆑參㆓結政所㆒、雖㆑然初任辨人、未㆓初參㆒以前、間々著㆓氏祭㆒云々、（上とは上卿なり、此ぬしは、補任を考ふるに、醍醐天皇の皇子源高明公の四男にて、權中納言經房卿なり、）上源中納言と見え、元久元年六月九日の仲資王記に、平野社の事を云ひて、當社無㆓遣水㆒云々、今度始㆑之云々、（此文さきに、平野神の事を論へる條の末に、因ありて引出たり、）于㆑時長者源大納言通資（此卿は、村上天皇の御後の源氏なり、）被㆓參會㆒、社頭修造猶以優美也、山水之條、依㆓此事㆒出來歟、殊可㆓悅申㆒之由、可㆑觸㆑予之旨、源亞相有㆑命云々、など見えたるも、源氏長者の平野社に預れる事を、司り給へる趣なり、また新葉集の正平八年内裏千首歌の中に、平野中院入道一品、「むかし見し平野にたてるあや杉のすきにけりとて我なわすれそ」、とよみ給へる入道の公は、准后源親房公の御事なり、此公も村上天皇の御後なるが、かくよみ給へるは、平野を氏神とおもほせる趣なり、されど此公の著はし給へる廿一社記には、平野社の

代ニと見え、仁安三年十一月三日の中納言平信範卿の記、平野祭に、自奉行を勤仕給へる事どもを記されたる中に、大理云、今日雖ニ缺日一勤ニ神態一、中納言後 嘉保元年十一月十日、左大臣辨官初度、此祭奉行之日缺也、被ニ示合一任ニ中納言一時、氏神事不レ可レ准レ他由、度々有レ例之上、納言昇進之後、初勤ニ此祭庭事一之由被レ申、仍令ニ奉行一云々、准ニ彼年例幷江家跡一、所ニ勤仕一也云々、是神態初度例也、嘉保元年云々は、辨官補任を考るに、左大辨正三位大江匡房卿、今年六月十二日權中納言に任、同月十三日正四位下、藤原季仲朝臣、左大辨に任されたる度の事なり、 など見え、また壽永二年七月の吉記に、傳聞、平家公卿連署、以ニ日吉社一爲ニ氏社ニ云々、棄ニ平野社ニ用ニ氏社一、神慮有レ恐事歟と云へる事もみえたり、續世繼に、平の氏の國母 桓武天皇御後、贈左大臣平時信公の女、高倉天皇の御母建春門院、 かく榮えさせ給ふ上に、同じ氏の上達部、殿上人、近衞司など多く聞え給ふ云々、平野はあまたの家の氏神にておはすなれど、御名もとりわきて、此神桓の榮え給ふ時なるべしといへる事みえ、御名もとりわきて云々とは、平野の平ノ字の、氏の平ノ字にかよふ由を言ほげるなり、此書は高倉天皇の御世に記せるものにて、今鏡ともいへり、 また藤原清輔朝臣集に、此ぬし治承元年に、七十四にて卒れり、 平家の人の、つかさなれるよろこびに、「おひのほる平野の松は吹風の音にきくたに涼しかりけり」と詠る歌見えたり、これらも證とすべし 臨時祭式に、凡平野神殿守者、以ニ山城國徭丁一人一充レ之と見えたり、他社に例なき事なり、 かくて諸の源の氏人の、平野の祭事に預り、また平野を氏神とせる趣きこえたり、其は江家次第祈年祭の下に、藤氏公卿頒ニ春日幣一之後、或早退出云云、源氏若、江氏、頒ニ平野幣一之後、可ニ退出一歟と見え、拾遺集神樂歌、に、源遠古朝臣、子うませて侍りけるに、元輔、「おひしけれ平野の宮のあや杉よこき紫に立かさぬへく」 此歌普通本には、二句平野の原とあり、今異本また家集とを考合せて訂せり、 と見えたるも、源氏の神としてよめる趣ときこえたり、

注この遠古朝臣の源氏の出自、いまだ考へず、元輔朝臣は、朱雀天皇の御世、二十歳ばかりにて、永祚二年に卒られたり、其世のほどにて、おほよそ推量るべし、さて平野の宮のあや杉といへるは、神木なるべし、其は社を今の地に遷されたる後は、その舊地織山の下、平野の地に遺りて今も在り、その葉尋常なるとは異にて、綾の如く組重なれりとぞ、また新葉集の歌にも見えて、下にひくが如し、又因に云、さる名の杉の神木は、香椎宮

を、既に大和にして、新に祀り始られたるが故に、やがてその本社を平野社に遷して、合祭られたるなるべし、然れば大江の氏人の見參に預る事は、もはら此二神に係れる由縁なるべきにこそ、

○相殿比賣神は、考るに由なし、今しひて久度古開神たちに准へて推考るに、かの大枝某の妻の毛受氏も、その夫の狀に連れて、諱まるゝ事などのありて、世を盡されたりけむを、（桓武天皇には、外曾祖母、）さてあるべからぬ事におもほして、後に平野にして、始て相殿に祀られたるにやあらむ、然るは祝詞にも、今木、久度、古開の三神は、乞の隨に、平野に祭り給へる由見えたれど、此比賣神は、さる事もきこえ給はず、詔詞だに除きて申され給はず、

注按ふに祝詞は、始平野に三神を祭り給へる時のまゝに、例として申させ給へるにて、當昔四柱同じさまに鎭坐ましたらむには、比賣神一柱のみ除き給ふべきにはあらざるべし、

また無位にておはしけるを、嘉祥元年におよびて、始て從五位下を授給ひ、又策命にも、史にも、式にも、合殿比賣神と記されたり、かくこれかれ品卑（オト）れる御あへしらひなるをもて、然もやと試に推量說はするなり、

○太政官式に、平野祭に桓武天皇之後王（改レ姓爲レ臣者亦同、）云云、預二見參一とある事の由は、上に云へるを、なほ委しく論ふべし、そもそも桓武天皇の御世、皇子に姓を賜へるは、延暦六年岡成王に長岡朝臣を賜ひ、（續紀に見ゆ、）同廿一年安世王に良峯朝臣を賜ひたる（姓氏錄、公卿補任に見ゆ、）ばかりなりけるを、天皇崩り給ひし後、その後王たちには、嵯峨天皇の御世、弘仁九年、明日香親王（桓武天皇の皇子、）の子某に、久賀朝臣を賜ひ、（日本紀略、續後紀、扶桑略記に見ゆ、但し名詳ならず、）淳和天皇の御世、天長二年、高棟王（桓武天皇の皇子、葛原親王の子、）に始りて、平朝臣を賜ひ、（公卿補任に見ゆ、）これより後並て平朝臣を賜ひたりき、然るに久賀氏は、後にきこえたる事なく、長岡良峯の氏人は多（ヒロ）からず、その平の氏人は、漸に蕃茂（ヒロゴリ）榮えたりければ、此天皇の後孫にては、おのづから平氏のみ見參に預る事となりて、遂に平野をその平氏の社と稱へる事ともなりたるなり、（但し仁明天皇の後王に賜へる平氏は、預るべきにあらず、）其事の書に見あたりたるは、日本紀略に、寛仁三年十一月八日庚申、平野祭、以二氏人平理義一爲二辨

地名なるべし、

注祝詞に、久度古開乃宮爾之氐、仕奉來皇御神、と見えたるをもて、二社ともに地名なる事を知るべし、されど古開と云へる地名、書どもに見當らず、今も聞およばず、山邊郡に布瑠(フル)村、宇陀郡に安騎野(アキノ)、また河紀(アキ)神社などは、古くきこえたり、こはせめていふなり、

この神社、他の書どもに見えず、神名式には載られず、今其とおぼしき社も知られず、然る地名もきこえずとぞ、また平野祭に、大江氏の見參に預る由縁は、今木大神に和氏の預る例に准らへおもふに、此二神の中一神は、大枝(本姓土師)の祖神なるべし、(土師氏は、次々別氏にも別れて、殊に大和におほかりしときこゆ、)今一神は、しひて考ふるに、上に論へる如く、紀に皇太后の御母を、大枝朝臣眞妹とのみ記されて、御父(土師宿禰)の名を顯はし擧られざるは、何事にか諱まるゝ謂ありて、既に其家門も絕たりけむを、上に擧たる延曆九年の詔のごとき叡念より、深く哀み思ほしめして、その大枝(本姓土師宿禰)某の靈を祀り慰め給へるにやあらむ、此考の如くならむには、久度神は上にいへる如く、既に延曆二年從五位下に叙して、官社と爲されたる事、續紀に見えて、大和なる本社にての事なるに、古開神の事は、大和にてはきこえ給はず、されど續後紀に、承和三年十一月庚午、授二從五位下久度古開兩神從四位上一、と見えたり、此度の久度神の本位の從五位下は、上に擧たるがごとく、延曆二年に叙されたる事、續紀に見えて、大和にての事なるに、古開神の本位も從五位下にて、久度神と並に從四位上を授られたるをおもへば、古開の神も、既に大和にして、從五位下を授られたりし事著るきを、史に見えざるは、現在本に寫脫せるにか、さらずば、素より漏されたるなるべし、かくて久度神は、靈を平野に遷し祭られて、本社は舊まゝにて、延喜の神名式にも載られたるを、古開神社の式に載られざるを思へば、此は其本社を平野に遷して、合祭られたるなるべし、然るは久度神は、もと久度にありて、土師の祖神なりけるを、(野見の宿禰を祭れるにもやあらむ、久度はもと、竈を竈(クド)によれる地名にはあらぬか、土師に由ありげにきこゆ、)皇太后の御緣によりて、もはら大枝の氏神として、平野にも其靈を遷して、合せ祭られたるなるべく、古開神は、上に說へる由緣にて、皇太后の御父(桓武天皇には、外曾祖父、)大枝朝臣(本姓土師宿禰)某の靈

あ、不義のやつばらかなと云ひて行過けるを、從なりける辨慶が、後にさとりていへる言に、たとへば夫婦の中に男女二人の子ありて、其男子は母おやに通じて、男子一人を生み、又女子はその父に通じて男子一人を生む、其父と娘と嫁してうめる子と、その母と男子と嫁して生める子と、二人寄ていふ時は、すなはち兩方ともに、をぢをぢなりといへるよし見えたり、此說まことしくは思はれず、むかしの造り物がたりとはきこゆれど、そのめぐらしいへるおもむきの、又いさゝか似たる心ばへの遺りたりげなり、但し此二說は、件の歌さまの例しとすべきばかりの事ならねど、ふとおもひよせたるをすてもやらでなむ、○上に引出たる如く、朝鮮史略に、百濟王立二東明王廟及國母廟一とあるに例ひて、その百濟王の子孫の歸化れるが、氏神として祀れるが、今木神ならむかと、さきにはおもひつれどさてはかの神歌にも合はず、また平野四座の神に當りがたき事あれば、あらずおもひなりぬ、

○久度古開二神は、久度神の本社は、續紀に桓武天皇の御世（遷都より前なり）、延曆二年十二月丁巳、大和國平群郡久度神敍二從五位下一、爲二官社一と見えたり、神名式にも載られたり、祝詞考に此神社、今も同郡龍田の立野の社近き所の、大和川の河邊に、久度村といふ里ありて、其氏神と齋ふを、平野に坐すと同神なりと、國人の語りたるよし云はれたるそれなるべし、この神社より、平野にも移し祭り給へるなり、

注或書には、久度村、今は葛下郡に屬れりといへり、また久度神と稱す神名は、三代實錄に貞觀六年二月五日、授二淡路國久度神從五位下一、元慶八年九月廿一日、授二淡路國從五位下久度神從五位上一と見えたり、式に三原郡に、久度神社と載られたるこれなり、此社今も三原郡國衙村の内、中久度といふ所にありとぞ、猶よく考合すべし、

古開神の開の字、書どもに閞また闗とも書たるがあれど、それらもまた偏の本には、開と書り、彼此見合せたるに、とりすべて閞闗と書るかたは少にて、開と書るぞ多き、（古書どもに、開を閞と書るは例多し、その閞を闗と書なせるも又例あり、開と書くはよのつれなり、）唱は臨時祭式の古寫本に、古開とかきて、フルアキと訓假字をさしたり、しばらく古開と定めて、フルアキと唱てあるべし、此神社も大和に在て、古開も其國の

へるに當れり、然考たる由は、今しばらく年立をさだめて考ふるに、まづ桓武天皇の誕(ウマ)れ給へる天平九年を御母皇太后の二十歳の時とすれば、皇太后は養老二年の誕れに當り給ひ、其年御父の乙繼公を四十七歳ばかりとする時は、天武天皇元年の生に當れり、また聖明王純陀太子(いはゆる)が新羅のために殺されたる、吾朝の欽明天皇十五年より、その天武天皇の元年まで百十二年なれば、聖明王が曾孫某が、乙繼公の父某に當つれば、世數年歷のほどよく相叶へり、かくさだめて、猶こまかに推考ふるに、聖明王より乙繼公の父某まで四世なるを、上に擧たる武烈紀七年に、百濟王、遣二斯我君(シガキシ)一進レ調云々、遂有レ子曰二法師君(ホウシキシ)一、是倭君之祖也、とある年歷のほどをもて推考るに、斯我君は、聖明王が若き頃の子なるべし、さて斯我君が子の法師君、すなはち聖明王の曾孫に當りて、歌に平野の神の曾孫なりけれ、といへるに當れり、然ればその世系も、おほゝしからず、平野の本神(ツ)の聖明王なることも、ますます證明なり、

注聖明王は、皇國に歸化りて、御民となれる斯我君が父なれば、殊さらに氏神として、祀れるなるべし、又平野の歌の意、さばかりものどほくよみなせるは、その祀れる本神(ツ)の韓人なるを、諱むこゝろばへありて、詞を廻邏して、秘說の如くよみなせるにて、其は古しへの一つの文藻にもやあらむ、また仁賢紀に、有二女人一、居二于難波御津一、哭之曰、於母亦兄(オモニモセ)、於我亦兄(アレニモセ)、弱草吾夫何怜矣(ワカクサアガツマハヤ)云々、菱城邑人鹿父(カヽソ)聞而向レ前曰云々、女人答曰、秋葱之轉雙(アキキイヤフタ)納可二思惟一矣云々、と見えたる女人の言を、鹿父が悟りたる言に、難波玉作部鯽魚女(フナメ)、嫁二於韓白水郎(カラマノ)嘆(ハタケ)一生二哭女一、哭女嫁二住道人山寸一、生二飽田女一、韓白水郎嘆與二其女哭女一曾既俱死、住道人山寸上二奸玉作部鯽魚女一、生二麁寸一、麁寸娶二飽田女一、於レ是麁寸從二日鷹吉士一發二向高麗一、由レ是其妻飽田女、徘徊顧戀、失レ緒傷レ心、哭聲尤切、令二人腸斷一、といへる由見えたり、上文に女人とあるは、飽田女が事なり、件の平野の歌、この女の辭の趣に、いさゝか似たる心ばへあり、また塵塚といへる昔物語に、源義經、吉野わたりにて、ある民屋の前に、十歲あまりの童、三四歲なる子を負ひたりけるが、彼負はれたる子と、其を負へる童と、互にをちといふを聞て、

る歌によりて、推考て知られたり、

注この歌印本一本などに、二句みかどのおやのと書き、結句をこゝろなりけれ、また一本の初句を、しら川のなど書るは誤寫なり、今二句はある寫本に據り、結句はまたのある本と、山城名勝志に引ると、夫木抄とに據りて、えらびとゝのふるときは、その義とほりてきこゆれば、かく訂して引出たるなり、但し夫木抄に、初句しら玉のとあるは、これも誤なり、左注にこれは平野の神の御歌となんとあり、此は事もなし、さて本書に此歌を解て、今按に、白壁は光仁天皇なり、其曾祖父は舒明天皇也、其曾祖父は欽明天皇也、是平野明神云々とあり、おほちとは祖父の事なるを、曾祖父とせられたるはいかがなるうへに、其曾祖父は云々とかさねいへるも、又いかゞなり、また其曾祖父は欽明天皇なりといへる事なき本もあり、又明神の下の云々を、也と書る本もあり、この按詞の文、いかにしてもきこえがたきかきざまなるは、記者のこゝろえがてに、なほざりにものせられつるにか、またはつぎ〳〵轉寫のほどに、あやまりをかさねたりしにてもありなむか、

其はまづ此歌は、古しへ平野社の祭の時などに、詠ひ(ウタ)たる神歌なりけむを、後に神のよみ給へる歌なりと謬傳へたるものなるべし、かくて歌詞に、白壁とは光仁天皇の御名なり、みことは其天皇の皇子、桓武天皇を申し、皇子(ミコ)のみおやとは、其桓武天皇の御母皇太后を斥(サシ)て申せるなり、

注古しへは父母にかぎらず、遠祖までを通しても、みなおやと云へるを、後世父母にのみ稱ふは、あるが中に父母は、殊に親しき故に、おのづからしか云ふ事となれるなるが、それと同じ心ばへにて、その父母の中にて、又母を親しみておやと呼べるなり、いまも田舍にて父をてゝ、母をおやと呼びならへる處のあるにも、おもひ合すべし、

さて白壁の皇子の御母(ミオヤ)のおほぢとは、皇太后の祖父(オホヂ)に當れる、乙繼公の父某を斥(サシ)て云へるにて、その祖父ぞ、すなはち平野の神の曾孫なると、廻還(メグラ)して神語の如くよみなせるものなり、一首の意旨をとりすべていふ時は、平野の神は、乙繼公の父某の曾祖父(オホヂ)なりといへるなり、これによりて推考ふるに、其平野の神は、上に擧たる百濟の純陀太子卽位して、聖明王と云

おもひ合すべし、この今木を、古寫本の訓、イマキノアヤ、と假字をさしたるは、さかしらなるべし、地名にイマキノアヤとは、稱ふべくもあらず、もとは地名のイマキといふに、新漢の字を塡(アテ)られたるなるべし、然るを私記などによりて、二字引合せてイマキと假字さしたる本のありけむを、後人のさかしらに、別に漢の字にアヤといへる訓あるに例ひて、假字を増へたるものなるべし、

今木の地今詳ならず、いま吉野郡に今木村といふがありとぞ、古しへ其わたり廣く呼べる地名なりしなるべし、さて今木神は、和氏の祖の百濟より歸化れるはじめ、其今木に住て、此和氏の祖の百濟人を、安置給へる地なるが故に、今來と呼べりしにやあらむ、祠を建てその遠祖神を祀り、やがて今木ノ神と稱ひて、世々崇め來りけむを、其氏人和乙繼の女、新笠姫命たゞ人にて、光仁天皇いまだ二世の諸王にておはしましける時、御妻(ミメ)となり給ひたりけるが、夫王(セキミ)の光仁天皇は、天智天皇には御孫、施基皇子の御子にて、御壽六十二の時に、御位に即かせ給へり、御位に即せ給へるにあはせて、御后となり給へる御歡の賽に、其仕せ給ひける大和の田村の後宮に移祭たまひ、

注田村は、姓氏錄吉田連の譜に、奈良京田村里とあり、此地名、萬葉集四卷、田村大孃の傳にも見えたり、續紀に、孝謙天皇の御世、天平寶字元年五月辛亥、天皇移二御田村宮一、爲レ改二修大宮一也、また光仁天皇の御世、寶龜六年三月己未、置二酒田村舊宮一云云、とも見えたるをおもへば、その舊宮を修理て、後宮とし給ひたりしにもやありけむ、

もとより和の氏人の仕奉り來れる由緒に因りて、平野に移されても、和の氏人を祭日の見參に預らしめ給へるなるべし、また外國人の歸化れるが、其祖神を祀れる例は、齋部廣成が奉れる古語拾遺に、秦漢百濟內附之民、各以レ萬計、足レ可二褒賞一、皆有二其祠一、未レ預二幣例一、と云へり、

注但し此書は、大同二年に上りたれば、かの延暦元年に、田村後宮今木神に位を授給へる後の議(サダ)なれば、未レ預二幣例一と云へるに合はぬが如くなれど、其は並てのうへをいへるなれば、此考に害(サマタゲ)なし、また今木より移して祭來れる平野の本神は、藤原清輔朝臣の袋草紙に、平野の御歌、「白壁のみこのみおやのおほちこそ平野の神のひゝこなりけれ」、といへ

も、今木大神一前をのみ、殊に名神に列されたるなり、

注神名式に、平野祭神四座、並名神大云々、と載られたり、自餘の三前の名神に預給へる事、國史にみえず、然るに延喜式にかく載られたれば、承和十一年より其式撰とゝのへらるゝ間までに、餘の三前も名神に預へ給へるなり、さて又國史を撿ふるに、今木大神は、延暦元年大和にして從四位上を授給ひ、平野の社にしては、承和三年十一月より度々加階ありて、貞觀六年正一位に極り給ひ、久度古開二神は、共に從五位下にて坐しけるを、平野にしては、これも承和三年の度より次々に加階ありて、貞觀五年に正三位までに叙され、比賣神は、嘉祥元年無位より從五位下を授給ひ、貞觀五年に從四位上に叙され給ひたりき、

また上に擧たる貞觀十四年の官符に、正一位平野神社とある正一位は、今木大神の神階なるを、平野社にかけて稱せるは、本神と坐すが故なり、

注文德實錄、仁壽元年十月乙卯の策命に、平野大神等爾申給倍止申久、今木大神乎波云々、久度古開等二前乃神乎波云々、合殿坐須比咩神乎波云々、などあり、此平野大神等とあるも、今木の大神を主(ムネ)とし給へる詞なり、

これかれおもひあはせて、平野社の本神は、今木大神に坐す由を知るべし、

注因にいふ、後の事ながら、元久元年の仲資王記に、六月九日平野社の事をいへる條に、當社無ニ遣ニ水一、去頃招ニ仁和寺石立僧一立レ石、又遣レ水了、年來無ニ此事一、今度始レ之、件水荒見川水也、入レ田之流也、穿ニ北築垣一、入ニ水於社內一也、即內侍屋前渡レ橋云々、其尻出ニ南水門一歟云々、といへること見ゆ、この荒見川の事、上に引たる延喜格の官符に見えたり、

○今木神と稱す由は、今木は大和の地名にて、欽明紀に、倭國今來郡と見え、齊明紀に、今城谷御歌に、伊磨(イマ)紀(キ)なる云々と見えたる處なり、此地古くは雄略紀に、新漢(イマキノ)槻本南丘と見え、孝德紀に、今來大槻とあるも同じ地にて、其は戎人(カラヒト)の歸化(マキタ)れるを安置(オカ)れたるにて、今來の義なるべし、

注隼人式に、番上隼人、今來隼人とある、今來にも

祝詞式、平野祭の祝詞に、天皇我御命爾坐、今木與利仕奉來流皇大御神乃廣前爾白給久、皇大御神乃乞志給乃任爾、此所能底津石根爾宮柱廣敷立氏、高天乃原爾千木高知氏、天能御蔭日能御蔭登定奉氏云々、と見え、

注此祝詞、本朝月令に載たるに、挍べ訂して引り、下なるも同じ、因に云、儀式の平野祭儀に、この祝詞申より前に、山人廿人執賢木、入列立机前、以申神壽詞、と見ゆ、この神壽詞、書どもに見あたらず、但し江家次第には、件の神壽詞の事を、山人廿人云々、立机前申祝詞、とありて、祝詞の處には、神主讀祝とありて、記されざま疎なり、

神名式に、山城國葛野郡平野祭神四座、並名神大、月次、新嘗、と載られたる是なり、その四座は、儀式の平野祭儀に、毎神机四前、自今木神始焉、次久度、次古開、次相殿比賣、また四時祭式に、平野神四座祭、今木神、久度神、古開神、相殿比賣神、と記されたる神たちにて、其久度古開の二神に申す祝詞は、件の祝詞の次に別に載て、天皇我御命爾坐、久度古開二所能宮爾之仕奉來流、皇御神能廣前爾白給久、皇御神能乞比給比之任爾、此所能底津石根爾宮柱廣敷立云々、と見えたり、この久度古開の二神、大和にしては各別宮に坐ましけるを、平野に移祭らるゝ時、今木大神を本神として、其に此二神を合せて祭られたるなり、

注なほ下に云ふべし、また件の祝詞どもに、三柱の神たちの乞給ひし任に、平野に移し祭られたる由にて、神託ありしごときこゆれど、御卜にて神慮を問定られしにてもあるべし、

さてその四座の神等の品に差別ありて、今木神をば、史どもに大神と書き、但し三代實錄には、大字なし、祝詞には、皇大御神また皇大神と申し、久度古開二神をば、史にはたゞ神と記し、祝詞には皇御神と申し、神階も今木大神は高く、久度古開二神は、相共に卑り給へり、又相殿比賣神は、大和より祭來れるか、平野にて祭始め給へるにか、詳なる證を見ず、久度古開の二神より神階も卑り、また祝詞をも申し奉らせ給はず、又言別て相殿と稱せるも、品ことなるが故なるべし、又儀式には、今木にのみ神と稱して、自餘の三前をば、神と稱さゞるも、品を別たる書ざまなり、これら故ある事なるべし、此事、猶下に論ふ趣に據て、考合すべし、又續後紀に、承和十年十月壬申、平野社一前預名神、とある

も、女王の坐す由は、平野に神社を建て祭始給へる時、皇太后の御腹桓武天皇の御妹にておはし、、酒人内親王を皇太后の御手代として、神主の如く近く侍らしめ給ひ、又皇太子親進レ幣とある事は、これも同御腹同天皇の御弟、の早良皇子の皇太子と坐し、時、天應五年太子に立られ、延暦四年十月に廢され給ふ、天皇の御手代として、ものし給ひけるに始りて、もと今木ノ大神と申て、祭給へる時よりの例なるべし、その大和にての事は、下に云ふべし、次々の例とし給ひけるが、後の御世々々の例となりしものなるべし、また大江和等の氏人を預らしめ給へるは、ともに御母皇太后の御ゆかりに係て、おもほし入たる御制なるべし、なほ考るに、北畠准后源親房公の二十一社記、平野社の條に、當社、源氏長者管ニ領之一、正統自注に云、此神主ヲ云也、等祠官、長者宣補レ之、と記されたるは、そのかみ既くより、此社の神主を、正統と稱へりしなり、然るはもと和氏の正統の人をもて神主に定め給ひ、世々相繼て仕奉るによりて、正統とも稱ふ例となりたりしものなるべし、

注此正統等祠官と記されたるをもおもふべし、又此社の神主に、和氏の人ありし事、書どもに見えず、今も其氏人はあらず、既く其氏人の家は絶たりけむを、なほ神主をば例のまゝに、正統と稱へりしなるべし、さて源氏長者宣の事は、後世に始れる例なり、下に論ふべし、

かくてこの神社、もとは大和國に在けるを、此事も、下に論へり、後に平野に移し祭給へるなり、其は延喜格、貞觀十四年十二月十五日の太政官符に、應レ充ニ正一位平野神社地一町一事、在ニ上林郷九條荒見西河里廿四坪一、得ニ彼社預從五位下卜部宿禰平麻呂解狀一偁、謹撿ニ舊記一、延暦年中立ニ件社一、點ニ定四至一、奏聞既訖云々、と見え、其いはゆる延暦年中といへる年紀は、諸神記、平野祭の下に格を引て、延暦四年造ニ立件社一之日、點ニ定四至一、と見えたり、こは弘仁格の文ときこゆ、ともに正しき證とすべきなり、和漢合運にも、延暦四年とあり、然れば此神社を平野に移し祭始給へるは、桓武天皇延暦三年長岡に遷都せむとして、まづ其處の大宮に移幸坐しける翌年の事なり、同じ十三年の十月におよびて、今の平安の都を定めて遷り給へり、是より前には、大和にして祭り給へり、其は續紀に、延暦元年十一月丁酉、叙ニ田村後宮今木大神從四位上一、と見え給へる、その今木大神を本神として、平野に移祭り給へるにて、

二月壬辰云々、の文を載せたり、（年中行事秘抄にも、大江和加㆑祀由縁國史云、延暦母后外家也とあり、）これらに據て考ふるに、もと天皇の外戚につきて、和氏大江氏の祖神を宗と祭り給へるが故に、其氏人を見參に預らしめ給へるなり、

注月令の平野祭の條に、弘仁太政官式を引て、皇太子親進㆓奉幣㆒、又貞觀の春宮式を引て、前式云々、奉㆓平野祭幣帛㆒、とのみ見えたれば、弘仁貞觀の式には、桓武天皇の後王の事、又大江和の氏人の事をば、載られざりつときこゆるを、延喜式に至て、委しく載られつるものなるべし、但し儀式には、平野祭儀に、皇太子親の奉幣、王氏見參の事、又氏人貢㆑馬事みえたり、

掃部式に、凡四月平野祭、神殿前舍北第一間南面設㆓女王座、某々座㆒、南二間舍設㆓皇太子御座㆒、南舍北面東上設㆓親王以下某々座、西壁下東面勅使座㆒、南舍北面東上設㆓四世以上王某々五世以下王座、（かく皇太子親王諸王たちまでも、見參に預らしめ給へる事、他の社に例なき事なり、）其後和大江等氏人某々座㆒、

注江家次第平野祭の條にも、外記云々、召㆓正親司㆒、仰㆓王氏見參事㆒、とありて、傍書に、近代不㆑見可㆑催と見ゆ、また上卿參入、相揖率著㆓神殿座㆒云々、若㆘爲㆓氏人㆒者㆖、先奉㆑幣後著、以上北座、外記史幷有官氏人一列、無官氏人一列云々、以上南屋、また若㆘爲㆓氏人㆒者㆖、有㆓奉幣事㆒、先於㆓舞殿東卯酉屋㆒洗㆑手、次著㆓舞殿㆒奉㆑幣、自注に、執㆑幣先後各兩段再拜、訖付㆓社司㆒、社司申㆓返祝㆒、また歌舞聞燎㆓庭火㆒、次舞、先神主、次侍從、次氏人、次内舍人、次大舍人各二人、相比舞云々、とあり、

また四時祭式平野祭の條に、物忌王氏、和氏、大江氏に、齋服を給ふ事も見えたり、

注三代實錄に、貞觀元年七月十四日丁卯、遣㆓使諸社㆒、奉㆓神寶幣帛㆒云々、大枝朝臣音人爲㆓平野社使㆒とみえ、この日平野神四座に加階のことも見えたり、

さて上に擧たる太政官式に載られたる如く、平野祭に桓武天皇の後王を見參に預らしめ給へる事は、長く其天皇の御手代に奉仕らしめ給ふ御慮なるべし、また太政官式に、桓武天皇後王の改㆑姓爲㆑臣者亦同とは、その後王たちの中に、王姓を改て、氏姓を賜へる者をも、同に預らしめ給へる由なり、さて又此祭の時あるが中に、神殿にいと近き、前舍の第一間にし

六位上土師宿禰諸士等、

注諸士の士字、名にはめづらし、姓名錄抄に、ノリ、とまたダヾとよめり、一本に諸主とあれど、諸主は同紀に、此より前、延曆四年八月癸亥朔、右京人土師宿禰淡海、其姉諸主等、改二本姓一賜二秋篠宿禰一、と見えて、既に改姓の後なれば、土師とあるに合がたし、諸主とは別人なり、

賜二姓大枝朝臣一、其土師氏惣有二四腹一、中宮（中宮とは、皇太后の御事なり、）母家者、是毛受腹也、故毛受腹者、賜二大枝朝臣一、自餘三腹者、或從二秋篠一、或屬二菅原朝臣一矣、と見えたり、（姓氏錄右京神別天孫部に、菅原朝臣、土師宿禰同祖、乾飯根命七世孫、大保度連之後也、秋篠朝臣同レ上、大枝朝臣同レ上と見ゆ、）大枝は則皇太后の陵地なり、諸陵式に、山城國乙訓郡大枝山陵（和名抄乙訓郡の鄕に、大江ハ於保江、）とあり、後に此地名を取て、氏に賜へるなるべし、この大枝氏、後に枝字を江と改めたり、其事は、三代實錄淸和天皇の御世、貞觀八年十月十五日の下に、先レ是參議正四位下行右大辨兼播磨守大枝朝臣音人、散位從五位下大枝朝臣氏雄等上表曰、去延曆九年十二月勅書云、春秋之義云々、謹按二春秋一曰、國家之立也、本大而末小、漢書曰、枝大二於幹一、不レ折必摧、是知枝條已大、根幹由レ其摧殘、譬猶二子孫暫榮、祖統從レ此窮盡一、然則以二大枝一爲レ姓、誠非二本枝長固、子孫無レ疆之義一也、但此姓已生レ自二先皇之恩給一、不レ欲下在二遺氏一變革上、望請不三敢改二稱謂一、但將下以二枝字一爲上レ江云々、至レ是許レ之、と見えたるこれなり、（上に擧たる如く、和名抄の鄕名に、大江と載たるは、姓字を改たるに倣ひて、地名の字も改られたるにやあらむ、）かくて上に擧たる如く、諸陵式遠墓の中に、牧野墓、太皇太后之先和氏云々、次に大野墓、太皇太后之先大枝氏云々、と幷載せられたるも、此皇太后の御母のなり、また皇太后の母家毛受氏は、其出自いまだ考へず、古事記に履中天皇の御陵在二毛受一、（書紀には、百舌鳥耳原、）また反正天皇の御陵在二毛受野一、（書紀には、たゞ耳原、）とあり、そを共に諸陵式には、百舌鳥耳原と載て、在二和泉國大鳥郡一と見ゆ、此地に因れる氏なるべし、

注近世の武士に毛受氏ありて、メンジュ、或はメンジャウと呼べり、こは訛れるものなるべし、

○平野祭神は、太政官式に、凡平野祭者、桓武天皇之後、改レ姓爲レ臣者亦同、及大江和等氏人、並預二見參一、とみえ、（四時祭式平野祭の祭服料の下に、物忌王氏、云々、和氏大江氏云々、正親司式に、凡參二平野祭所一官人並諸王見參歷名進二太政官一、とあり、）本朝月令平野祭の條に、大江和加レ祀由緣國史云とて、上に擧たる續紀の延曆八年十二月乙未云々、同九年十

事も見ゆ、この百濟永繼は、公卿補任、紹運錄を併考るに、正五位上飛鳥部奈弖麻呂の女なり、姓氏錄に、飛鳥戸造三姓載たり、これを本書また雄略紀を併考るに、都慕王の後比有王、その子混伎王、その子末多王（又名東城王、）より出たり、故桓武天皇、百濟王等を、朕之外戚也と詔ひ、又飛鳥部永繼は、百濟氏に改たるなり、河内國に、飛鳥戸神社ありて、其を百濟氏の祖神として祭來りし趣、三代實錄に見えたり、（この事下に説ふべし、それを見てこゝにも考合すべし、）

○皇太后の御母を、大枝朝臣眞妹（眞のよみ、サネか、マコトか、未考へず、姑くサネとよみてあるべし、）と記して、御父を擧られずして、兄名を擧られたるは、諱る、謂のありしなるべし、（續紀を撰ばれたる、延暦十六年の頃にしられざる事は、きはめてあるまじき事なり、）さて此大枝朝臣姓は、もと土師宿禰にて、姓氏錄右京神別に、土師宿禰、天穗日命十二世孫可美乾飯根命之後也、また山城神別に、土師宿禰、天穗日命十四世孫野見宿禰之後也、と見えたるこれなり、

注垂仁紀三十三年七月の下に、天皇厚賞二野見宿禰之功一云々、卽任二土師職一、因改二本姓一謂二土部臣一、是土師連等云々之緣也、所謂野見宿禰、是土部連等之始祖也、とあり、これ土物を作れる功を賞給へるなり、今按るに、件の文に、改二本姓(カバネ)一云々とあるに依れば、野見は氏、宿禰は骨の如くきこゆれど、當昔いまだ氏骨の制嚴ならず、野見は名、宿禰は崇稱なり、然るを改二本姓一と書るはいかゞなり、賜レ姓とこそは書べけれ、記者の失なるべし、さて土部を後に土師と改たりときこゆ、かくて宿禰の骨に改め給へる事は、天武紀十三年十二月に、土師連に賜レ姓(カハネ)曰二宿禰一、また續紀に、神護景雲三年十二月、河内國志紀郡人土師連智毛智賜二姓宿禰一、など見えたり、

大枝に改給へる事は、續紀に、延暦九年十二月壬辰朔詔曰、（此時桓武天皇いまだ平城の京に坐まし、皇太后は崩給ひし後なり、）春秋之義、祖以レ子貴、此則禮經之垂典、帝王之恒範、朕君二臨寓内一、十二年于茲、追尊之道、猶有二闕如一、興言念レ之、深以懼焉、宜下朕外祖父高野朝臣、外祖母土師宿禰、並追二贈正一位一、其改二土師氏一、爲中大枝朝臣上、夫先秩(ツイヅルコト)二九族一、事彰二常典一、自レ近及レ遠、義存二曩籍一、亦宜二菅原眞仲、土師菅麻呂等、同爲二大枝朝臣一矣、と見え、同辛酉、外從五位下菅原宿禰道長、秋篠宿禰安人等、並賜二姓朝臣一、又正

レ當下配以二他國之母一而別祀中其母上也、といへるは、こちたき說なり、さてかく朱蒙が生れたる趣もなにも、專相同じくして、都慕王が事にうち合ひてきこゆるを思へば、朱蒙といひ、東明と云へるは、決く都慕王が別名なり、なほ此別名どもに、件の書の說につきて、つら／＼考るに、扶餘にては朱蒙といひ、高句麗にては東明といひ、百濟にては都慕といへりときこゆるを、後に傍より記せる故に、混らはしく通ゆるなるべし、○古事記垂仁天皇の段に、昔有二新羅國主之子一、名謂二天之日矛一、是人參渡來也、所三以參渡來一者、新羅國有二一沼一、謂二阿具奴摩一、此沼之邊、一賤女晝寢、於レ是日耀如レ虹指二其陰上一、亦有二一賤夫一、思レ異二其狀一、恒伺二其女人之行一、故是女人、自二其晝寢時一妊身、生二赤玉一、爾其所レ伺賤夫、乞二取其玉一、恒裹著レ腰、此人云々、遇二逢其國主之子天之日矛一云々、解二其腰玉一幣二其國主之子一云云、將二來其玉一、置二於床邊一、卽化二美麗孃子一、仍婚爲二嫡妻一云々、其國主之子、心奢詈レ妻、其女人言、凡吾者非下應レ爲二汝妻一之女上、將レ行二吾祖之國一、卽竊乘二小船一、逃遁渡來、留二于難波一、此者坐二難波之比賣碁曾社一、謂二阿加流比賣神一者也、といへる事みえたり、かの朱蒙が古事も、これに似かよひたる事ながら、此は新羅國の別なる古事なり、かくては韓の國々も、こと／＼く日耀に感て生れたる人のいできて、遂に皇國に參渡來れるなりけり、然るはもはら、天照坐日大御神の大御靈を託給へる御行によれることとなるべく思はれて、いともいとも奇しく妙なる事になむありける、かくて件の日矛、かの女人を追て、皇國に參渡り來留りて、但馬の俣尾が女、前津見に婚て、生りし子の裔、多遲摩比多訶が女、葛城高額比賣命は、神功皇后の御母に坐し、皇后、新羅をはじめて、韓の國々ことごとく征給ひたりき、これも古事記に見えたるを、とりすべていへるなり、

さて續紀に、桓武天皇の御世、延曆九年二月、授二百濟王玄鏡從四位下、百濟王仁貞從五位上、百濟王鏡仁從五位下一、是日詔曰、百濟王等、朕之外戚也、今所下以擢二一兩人一加中爵位上也、と見え、又從四位下百濟王敎法、從五位下百濟永繼を女御とし給ひ、百濟王武鏡が女敎仁、同敎德が女貞香を幸して、共に從五位下に叙されし

百濟一、と云へり、また、後漢書に、高句麗をも、夫餘別種と云ひて、魏書には、高句麗者、出二於夫餘一、自言、先祖朱蒙、朱蒙母、河伯女、爲二夫餘王一、閉二於室中一、爲レ日所レ照、引レ身避レ之、日影又逐、既而有レ孕、生二一卵一、大如二五升一云々、其母以レ物裹レ之、置二於暖處一、有二一男一、破レ殼而出、及二其長一也、字レ之曰二朱蒙一、其俗言、朱蒙者、善射也云々、夫餘之臣、又謀レ殺レ之云々、棄二夫餘一東南走、中道遇二一大水一、欲レ濟無レ梁、夫餘人、追レ之甚急、朱蒙告レ水曰、我是日子、河伯外孫、今日逃走、追兵垂レ及、如何得レ濟、於レ是魚鼈並浮、爲レ之成レ橋、朱蒙得レ渡云々、遂至二普述水一云々、至二紇升骨城一遂居焉、號曰二高句麗一云云、北史にも如レ此あり、梁書には、高句麗、其先出レ自二東明一とて、かの後漢書なる、夫餘國の東明が事を記せり、此ほかのから籍どもにも見えたれど、おほかた同じ趣なれば、擧るにたへず、但し件の引書どもよりは後ながら、明の洪武の頃撰べる朝鮮史略に、東扶餘王金蛙、（扶餘王解夫婁老無レ子、求レ嗣祭二山川一、所レ御馬至二鯤淵一、見二大石一、相對而涙、轉レ石有二小兒一、金色蛙形、喜而養レ之、名曰二金蛙一、及レ長立爲二太子一、）得二河伯女柳花于太白山南優渤水一、幽二于室中一、爲二日影所一レ炤而娠、生二一卵一、蛙欲レ剖レ之不レ能、母裹置二暖處一、有二男子一、破レ殼而出、骨表英偉、七歲自作二弓矢一、發無レ不レ中、名二朱蒙一、（扶餘俗謂二善射者一爲二朱蒙一、）蛙七子、忌欲レ殺レ之、朱蒙乃與二烏夷陜父摩離等一行、至二淹淲水一無レ梁、祝曰、我天帝子、河伯外甥、今日逃レ亂、追者將レ及、奈何、於レ是魚鼈成レ橋得レ渡、橋解追兵不レ及、至二毛屯谷一遇二三賢一、（麻衣、衲衣、水藻衣、）俱至二卒本扶餘一、其王無レ子、妻以レ女、生二沸流及溫祚一、王薨、朱蒙嗣自稱二高辛之後一、國號二高句麗一、因姓レ高云々、高句麗王母柳花卒二於東扶餘一、其王金蛙以二太后禮一葬レ之、立二神廟一、また高句麗朱蒙薨、（號二東明王一、）と記せるは、委しき一傳ときこゆ、かくて件の傳どもを相通はし考ふるに、東明王と云ふは、朱蒙が一名にて、扶餘、高句麗、百濟の王、みなその朱蒙が後にて、其を上祖とせるから、ともに其同じ古事を傳へたるが、その國々にして、とり〴〵に異なる傳へ言のいで來りしものなり、又これも朝鮮史略に、百濟王立二東明王廟及國母廟一、といへり、國母とは、東明王の母にて、いはゆる河伯の女柳花が事ときこゆ、件の文の注に、史臣曰、百濟與二高句麗一、自別爲レ宗、立二東明之廟一、則不

○武寧王が遠祖都慕王の事は、皇太后の御傳の餘にも、延暦九年七月辛巳、津速眞道等が上表に、眞道等本系出レ自二百濟國貴須王一、貴須王者、百濟始興第十六世王也、夫百濟大祖都慕大王者、日神降レ靈、奄二扶餘一而開レ國授レ籙、惣二諸韓一而稱レ王、降而及二近肖古王一、遙慕二聖化一、始聘二貴國一、是則神功皇后攝政之年也、と云へり、

注古事記傳に、この表文の近肖古王と云へるは、肖古王と混れたる誤なり、近肖古王は、東國通鑑などに據るに、仁德天皇の三十四年に當りて、遙に後なり、肖古王は、東國通鑑に據れば、百濟第六世の王にして、其元年は成務天皇三十六年に當り、神功皇后の新羅を征給ひたる年、此王の三十四年に當れりとて、委しく論はれたるが如し、但し第六世の六は五、卅六年の六は七、卅四年の四は六とあるべきを、誤られたりと見ゆ、肖古王が事は、神功紀四十六年、四十九年の下に見え、同五十五年に薨とみえたり、古事記應神段に、百濟國主照古王とあるも是なり、さて百濟の世々の國王の事、書紀、姓氏錄などに見えたるを、東國通鑑等に校合する時は、都慕王より後の世繼も、おほかたは知らるれど、又混らはしきかたもありて、事長ければこゝには擧げず、

そもそも、此百濟の大祖都慕王は、上に擧たる皇太后の傳に、河伯之女、感二日精一所レ生と見え、皇太后即其後也、因以奉レ謚とありて、天高知日之子姬尊と稱へ奉り給へるに、件の眞道等が表文に、日神降レ靈、奄二扶餘一開レ國、と云へるも相符へり、其はもとより、彼國の正しき古傳説にして、かけまくも畏き天照坐日大御神の殊さらに、大御靈を託て奇しく生せ給へるなるべし、

注この事、後漢書に、夫餘國云々、初北夷索離國王出行、其侍兒於レ後姙身、王還欲レ殺レ之、侍兒曰、前見二天上有レ氣、大如二雞子一、來降感、因以有レ身、王閉レ之、後遂生レ男云々、名曰二東明一、東明長而善レ射、王忌二其猛一、復欲レ殺レ之、東明奔走、南至二掩滯水一、以レ弓擊レ水、魚鼈皆聚浮二水上一、東明乘レ之得レ渡云云、至二夫餘一王之焉、とみえ、北史百濟傳に、件の後漢書に載たる趣をしるして、東明之後有二仇台一、篤二於仁信一、始立二國於帶方故地一、漢遼東太守公孫度、以レ女妻レ之、遂爲二東夷强國一、初以二百家一濟、因號二

朔、百濟王子餘昌嗣立、是爲二威德王一、とみえたり、また武烈紀に、七年四月、百濟王、遣二斯我君一進レ調、別表曰、前進調使麻那者、非二百濟國王之骨族一也、故謹遣二斯我一、奉レ事二於朝一、遂有レ子、曰二法師君一、是倭君之祖也、と見えたり、また其子の法師君を倭君之祖也と武寧王が後なり、斯我は百濟國王の骨族なれば、あれば、乙繼公は、決く其後孫なるべし、この事、下に平野の神の事をよめる歌のところに、委く論ふべし、さて其和といへる氏は、和名抄大和國城下郡の鄕に、大和於保夜末止とある處にて、古書どもに倭と見えたる一區ときこゆ、斯我を其處に居しめ給ひ、子の法師君も、相繼て居みたるによりて、其地名をもて、子孫の氏と爲したるなるべし、

注續紀に、天平九年、改二大倭國一、爲二大養德國一、同十九年、改二大養德國一、依レ舊爲二大倭國一と見え、和名抄の國名鄕名共に大和と書て、於保夜末止と注したれば、此氏の和も、然唱たりけむともいふべけれど、其はもとより夜末止と呼べる地名に、稱言をそへたるにて、古しへよりつねには、たゞ夜末止とも呼び、殊に此氏には、和の一字を書れば、たゞにかく夜末止と唱たりしなるべし、又上に擧たる如く諸陵式に、牧野墓、太皇太后之先和氏、在二大和國廣瀨郡一と見えたるは、乙繼公の墓にて、その廣瀨郡は城下郡に隣れり、

また其和氏を改賜ひたる高野は、續紀の神護景雲三年八月の下に、大和の添上郡佐貫鄕高野、と見えたる地にて、乙繼公は、和より其處へ移り住給ひたりしにか、いづれにも、その地に由ありての事なるべし、

注姓氏錄右京諸蕃百濟部に、高野造、出レ自二百濟國人佐平余自信之後一也、とあり、書紀を按ふるに、余自信は、齊明天皇の六年九月、新羅人、唐人を引搆せて軍を起し、百濟を侵せる時、功ありけるが、天智天皇の二年九月、百濟遂に唐の爲に亡されければ、力なく國を去て、同月廿五日、皇國の御救の船師の還るに隨ひて、余自信等國民を率て參渡り來り留れり、同八年、以二佐平余自信、佐平鬼室集斯等男女七百餘人一、遷二居近江國蒲生郡一、とみえたり、佐平は官名なり、この余自信、百濟の王種ときこえたり、はじめ高野に居かれたるによりて、子孫の氏と爲したるにもやあらむ、これも由縁ありげにきこゆれば、因に注しそへつ、

弟嗣之孫也、弟嗣は乙繼なり、字を換へても書るは、古書に例多し、其先百濟國人也、爲レ人木訥無二才學一、以二帝外戚一、特被二擢進一、蕃人入二相府一、自レ是始焉、可レ謂二人位有一レ餘、天爵不レ足、其雖レ居二貴職一、逢二故人一者、不レ嫌二其賤一、握レ手相語、見者感焉、時年七十一、と見えたるこれなり、家麻呂卿の父は、弟嗣公の子にて、皇太后の兄弟の中なるを、其名を載られざりつるは、公卿補任にも見えず、庶人にて世を早くせられしか、何ぞの故ありしなるべし、かくて家麻呂卿は、さばかり擢進られしかど、高野氏は賜はらずして、なほ素の和氏にてありしをおもへば、此高野氏は、むねと皇太后に改賜ひたるにて、その御父の乙繼公におよぼして、贈賜へるのみなりしなり、又御傳に、皇太后姓和氏と記されたるは、まづ其本姓を擧られて、次に改姓の事を記されたるなり、諸陵式遠墓の中に、牧野墓、太皇太后之先(ミチ)和(ヤマト)氏、在二大和國廣瀨郡一、兆域東西三町、南北五町、守戸一烟、次に大野墓、太皇太后之先(ミハ)大枝氏、在二大和國平群郡一、兆域東西三町、南北四町、守戸一烟、と雙べ載られたるは、この御外祖父母なる事著し、

注大野墓の條に、改姓の如く、大枝氏としるされたるは、然る事なるに、牧野墓の條に、高野氏とは記されずして、なほ舊の和氏をもてしるされたるは、記者の疎なりしなるべし、

○和乙繼公の祖、百濟武寧王、及其子純陀太子の事を按ふるに、まづ武寧王は、上に擧たる如く、百濟の都慕王十八世の孫なり、雄略紀五年四月の下を按るに、百濟の蓋鹵王、比有王の男、いまだ加須利(カスリ)君(キシ)と稱へりし時、妾の孕みたるを、云々の事によりて、弟の軍君(コムキシ)姓氏錄飛鳥戸造の譜に、比有王男混伎王と見えたるはこれなり、に嫁せて、相並に皇國に參渡したりけるが、同年の六月朔日、その女筑紫の各(カ)羅(ハラ)島にして、その子を產り、これを嶋君(セマキシ)と名づけて、本國に送りたるが、後に蓋鹵王が代を嗣て、武寧王と稱へり、繼體紀十七年の下に、夏五月、百濟國王武寧王薨とあるこれなり、いま生年を以て數ふるに、六十三歲なり、また同紀に、十八年春正月、百濟太子明卽位とあるは、武寧王が子にて、いはゆる純陀太子にあたれり、この明王は、欽明紀に、十五年十二月己卯、新羅の軍士にうたれたる由見えたり、明王を聖明王とも、紀中にしるせり、

注東國通鑑には、聖王名明穠と書せり、又この明王が子を餘昌といふ、欽明紀に、十八年三月庚子

蕃神考

○山城國平野社坐神及河内國飛鳥戸、杜本、當宗神社、

平野の神等の事は、續日本紀延曆八年桓武天皇の御世、の下に、十二月乙未、皇太后崩、光仁天皇の后、丙申云々、明年延曆九年正月十四日辛亥、中納言正三位藤原朝臣小黒麻呂、率二誄人一奉レ誄、上レ謚曰二天高知日之子姫尊一、壬子、葬二於大枝山陵一、皇太后姓和氏、諱新笠、贈正一位乙繼之女也、母贈正一位大枝朝臣眞妹、后先出レ自二百濟武寧王之子純陀太子一也、皇后容德淑茂、夙著二聲譽一、天宗高紹天皇光仁龍潛之日、聘納焉、生二今上桓武皇早良親王、能登内親王一、寶龜年中、光仁天皇の御世、改レ姓爲二高野朝臣一、今上即レ位、尊爲二皇太夫人一、九年延曆追二上尊號一曰二皇太后一、其百濟遠祖都慕王者、河伯之女、感二日精一所レ生、皇太后即其後也、因以奉レ謚焉、と記されたる御傳に本づき、これかれの書どもを撿べ證して論ふべきなり、

○件の皇太后の御祖の事は、和氣清麻呂傳に、清麻呂練二於庶務一、尤明二古事一云々、奉二中宮教一、撰二和氏譜一奏レ之、帝甚善レ之、と云ふ事見えたり、中宮とはこの皇太后の御事にて、光仁天皇の御世のほどの事なり、此和氏譜に據りて、記されたるものなるべし、さて皇太后の御父和乙繼公は、姓氏錄左京、大和のなり、諸蕃百濟の部に、和朝臣出レ自二百濟國都慕王十八世孫、武寧王之後也、と載られたる氏人なり、其は續紀に、延曆二年四月丙寅、左京人外從五位下和史國守等三十五人賜二姓朝臣一、と見えて、桓武天皇、大和の都に坐ませるほどの事なり、乙繼公は此族にて、既に薨給ひ、寶龜年中、皇太后其時は、光仁天皇の中宮、に賜姓の時、その御父なるが故に、和氏を改て件の族の改姓より前に薨給ひたれば、和ノ史姓にておはしゝなり、また此公の孫に、和ノ朝臣家麻呂と云ふがありて、下に擧るがごとし、高野朝臣を贈賜ひたりしなり、其證は續紀延曆九年十二月壬辰の詔に、朕外祖父高野朝臣、外祖母土師宿禰、並贈二正一位一、其改二土師氏一爲二大枝朝臣一云々、此全文なほ下に引べし、とある中の高野朝臣は則乙繼公にて、其子孫は、かの延曆二年に、和史國守等三十五人賜二姓朝臣一と見えたる中に入たるなり、そは日本後紀に、延曆廿三年四月辛未、中納言從三位和朝臣家麻呂薨、贈二從二位一、大納言家麻呂贈二正一位一高野朝臣

蕃神考

山城國平野に祭られたまへる四座の神たちを、中むかしより、いとあやしきかたに、申なせる事のきこゆるを、そのまことは、いかならむと心にかゝるにつけて、先にいさゝか考そめたる趣を書さしておけるものなむありけるを、此ごろ或人の、そはいかなるにかと、しひてあなぐり問ふにもよほされて、書つらねたるなり、さるは此神たちを、殊更に祭らせ給ふことのもとは、桓武天皇の大御母高野新笠姬御謚天高知日之子姬尊の、御ゆかりによらせ給ひたるいはれなりけむと、推はかりたる考にぞありける、故その姬尊の御うへ、またその御おやの事より書きはじめ、はた因におもひよれるすぢのあるをも、かのあなぐり言にこたへむ心しらひに注しこめつれば、本の考のとほりときこえがたきが如く、見ゆべくなりぬるがうへに、こゝにいはでもあるべき事をも、こころやりに書そへたるさへに多く交れるなどは、ぬきすてゝかきとゝのへむとおもひなりぬれど、またさらにものせむ事の、しかすがにものうくなりて、さてあるなり、さてまた平野の神の傍證に、河內國飛鳥戶神のさたにもおよびたりつるに、また平野神に類ひたる河內國社本當宗の二社の神の由緣をも、考じるせる下書のありけるを、それをしもはふらさじと、因に書そへたるに、なほおもひつのりて、さらに奧に書くはへたる事さへにいできて、おのづから、もはら、から國の神のさだめのことなりにたれば、これが名をしばらく蕃神考といふべし、

の古書どもに參考て、正しく聞ゆる說を採りて、かくは引出たるなり、さて當若狹に坐す八幡神を、その國なる神名帳に、八幡三所大神と記し、祭神を社傳に、譽田天皇、神功皇后、玉依姫に坐りと云へること、郡縣志にも記せるがごとく、この比咩神を玉依姫なりと云へる事、中昔の書にも見えたる一說にはあれど、決く謬傳なるべき事、上に擧たる傳ともに考合て悟るべし、

かくて後、宇佐八幡大神を諸國に祭るには、必三所を配せ祭る事となれるなり、さて件の說によれば、宇佐の八幡宮と申は、西の第一殿と申は八幡大神に坐し、帳に八幡大菩薩宇佐宮名神大とあるこれなり、譽田別尊、亦御名大鞆和氣命、或胎中天皇、御諡應神天皇、中央の第二殿と申は、田心姫命、湍津姫命、市杵島姫命の三柱神に坐し、帳に比賣神社名神大とあるこれなり、然るを、帳に三座と記されざりつるは、故ある事なるべし、さて此社を左經記には姫宮といへり、第三殿と申は、帳に大帶姫廟神社息長帶比賣命と申、御諡神功皇后、とあるこれなり、是を合せて八幡三所大神と稱なり、實は神は五座ましませど、三女神は相共に第二殿に坐すをもて、これを一所とし、第一第三の二殿と合せて、三所と申すなり、さて考ふるに、上に引たるごとく、天平勝寶元年十二月、梨原に迎へ祭給へる八幡宮に行幸の時、大神に一品、比咩神に二品を授給へるは、本社の宇佐に坐す神たちへ奉られたるにて、即梨原に坐す神も預り給へるなり、比咩神とは、大帶姫をもこめて申せるなり、さて文德實錄に、天安二年五月辛未、八幡比咩神授二一品一と見えて、これより三所とも、並に一品に至り給へり、かくて諸神記、石淸水八幡宮の下に、御位記曰、天平勝寶元年十二月、八幡託宣向レ京、是日奉レ授二大神一品、比咩神二品一、天安二年五月、比咩神一品と見えたる、天平勝寶の度の叙位は、上にいへるごとくなれば、天安の叙位も、決く宇佐の神に奉られたるにて、其は貞觀二年に始て、石淸水に請せ祭れる前の事なるを、其本社の位記を、石淸水にしても用ひたるなり、かくて當國の八幡三所を正一位と申も、石淸水の例にて、本社の位記を用ひて、其一品を正一位と稱せるにや、又別に授り給ひしにや詳ならず、同神にても、社によりて位階別なるは、例多き事なり、さて此若狹なる八幡三所の大神は、宇佐と同じく心得奉るべきなり、

さて事代主神は、甘南備に祭られて、式にいはゆる飛鳥坐神社なるべき由は、古事記傳に辨へられたるに隨ひておもひ合すべし、さて又宮崎宮の社傳にも、祭神三座とも、宇佐と同じと云へる説もあり、後に二座を合せ祭りたるものなり、諸神記上卷二十五丁オに、弘安元年頃、戸次地頭左衛門尉藤原基秀、奉レ禱ニ彌陀三尊於尺鏡中一、令レ進ニ當宮一之間、御前權撿校不レ申ニ惣官一、不レ觸ニ諸官ニ云々、奉レ懸ニ第一殿之壁一、爰五月會神事之日、權擬大宮司宇佐宿禰敦輔昇殿之時、申云、此尊像者、何方令レ進レ宮哉、稱ニ本地一歟、誰人許容、當宮之異ニ餘社一者、本地幽玄、神體難レ測、只依ニ神勅一、裹ニ御枕一、奉レ仰ニ尊神之御驗一之許也云々、若仰ニ本地一被レ進ニ神前一、不レ可レ然之由申レ之、諸官一同奉レ取ニ出之ニ云々、とあり、こは宇佐宮の舊記ときこえたり、此事、玉葉、文治元年十月九日の條に、藏人左衛門權佐親雅來傳ニ院宣一云、宇佐宮黃金或稱ニ御體一、或稱ニ社寶一之間、事條々可ニ計奏一者云々、外記勘申黃金事、當宮之習、以ニ薦御鈴幷黃金一、奉レ稱ニ御正體一之由、上洛之神官等所レ申也、然而寛治之比、有ニ汰沙一事不レ切之由、見ニ外記勘文一、と見えたり、御正體に黃金をも用ふといへる事は、切ならざる說なりと勘へ申せりしなり、さてその御正體は、のち〳〵までも、年毎に宇佐の菱形池の薦を刈て編て木枕を裹み調へ、三社の神殿別に居置奉る例にて、これを御驗とも、御正體とも稱す、年々新調の時、三神殿に在す去年の御驗をば、下して新殿に移し、新殿なりしをば、第一の末社に移し、最末に小山田神社と稱ふ末社に移し、さてその舊物をば、空虛舟を造りて、これに載せて海へ流放つに、伊豫の海中に、御杌石といふが在る石上に流れ寄り坐て、朽給ふ事、古よりたがはずと、彼宮人の語れりと、松下見林が筆記にしるせり、そも〳〵八幡宮に祭られ給へる神の名を、正史に記されたる事なく、いと混らはしきがうへに、上にも云へるごとく、古より佛ざまに誣なしたる妄說のみ多く聞え給へるは、いといと畏く慷慨しき事なりかし、その外、八幡宮に祭神たちの事を、社記と云へる類の書どもに、いと混らはしく記したるが多きを、今ひとつ〳〵擧て論はむは、わづらはしければいはず、今何くれ

事なるを書誤れるなり、さて雍熙は、永觀二年に當る宋の年號なり、

譽田天皇とは、應神天皇の別稱、大帶姫命とは神功皇后の別稱なり、さて八幡宮と申は、八幡本紀（筑前人貝原好古著）に、三所神殿相並東西中坐南面也、西爲第一殿八幡宇佐宮也、中爲第二殿比賣神、是田心姫命、湍津姫命、市杵島姫命也、號道主貴、此三神先八幡宮鎭坐此地、仍爲地主神、是宇佐大宮司家說也、第三殿大帶姫命也、（大宮司宇佐公、姓宇佐津彥命之後也、祠官四姓アリ、宇佐、大神、田部、漆島といへりとぞ、）と云へるぞ正しかるべき、彼此考合するに、比賣神は、宗像神三座を祭れるにて、本より宇佐に鎭坐し、譽田天皇、大帶姫命の二社は、後に同地に祭りたるなり、但譽田天皇は、既に八幡大神と申て、馬城峯に祭り奉れるを、後、宇佐に遷し祭來れるなるべし、其は三代實錄、貞觀十二年二月十五日、新羅の賊を拒却給はむ事を祈給ふとして、勅使を差て奉幣八幡大菩薩宮、及香椎廟、宗像大神、甘南備神、とある告文に、八幡宮に大菩薩波、我朝乃顯祖止御坐天、食國乃天下護賜比助賜布云々、こは應神天皇を申給へるなり、（香椎廟は筑前にあり、神功皇后に坐せること、古事記傳にくはしく辨へられたり、）宗像大神は、式に、筑前國宗像郡宗像神社三座、（並名神大）とある神にて、告文に我皇大神波、掛毛畏岐大帶日姫乃彼新羅人乎降伏賜時爾、相共加力倍賜天、我朝乎救賜比崇賜多利、とある宗像神は、田心姫命、湍津姫命、市杵島姫命の三柱に坐し、天照大神と須佐之男命と御誓の中に生り坐して、筑前の宗像に齋祭れる事、古事記神代卷等に見えたるがごとし、此神たち皇后の新羅征伐の時、殊に御力を加へ給へる事の坐し由なり、（此事、古事記、日本書紀等に記し脫されたり、）故此度新羅の賊を拒却給はむ事を祈給へるなり、八幡比咩神と稱すは、すなはち此三神に坐して、もとより祭られたまへるを、かの征伐の時の因緣によりて、後に應神天皇、神功皇后を相並て祭り給へるが、應神天皇を顯祖神と重じ給へるより、おのづから三所の中にて、主とあるがごとくにはなり給へるなり、

注 甘南備神に奉幣の事は、新羅の賊の來らむ事を、託宣給へるによりてなり、此甘南備神と申は、式に、大和國高市郡飛鳥坐神社四座とある中に、主に祭らるゝ事代主神なるべし、此神も、新羅征伐の時、殊に御力を加へ給へる事、神功紀に見えたり、

る事なく、いと數箇所同じさまに祭られ給ひ、はた亂世の武夫等に軍神と崇まれ給へるも、いとあやしき事になむありける、

しかるを當國なるは、古はさらなり、今の世に及(イタ)るまでも、菩薩と申たることなく、さばかり僧徒が係(アヅカ)る事なきは、いとめでたくなむ、菩薩號を惡(キラヒ)て、正八幡宮と稱ふも諸國にあり、唯一神道など云ふたぐひにて、をかしき唱ながら、その意ばえはめでたし、さて當社の本宮宇佐の八幡宮に祭ル神は、諸神記に、宇佐宮三所、一座八幡大菩薩、宇佐宮、二座(ノハ)比賣神社、三(ハ)大帶姫廟(ノニ)坐、と見え、神名帳頭注に、八幡三所者、一(ハ)八幡、二(ハ)比女神、三(ハ)大帶姫命也、頭注三代實錄、元慶三年三月十六日丙午、豐前國八幡大菩薩宮、前殿東ノ一神功皇后御前瓶云々、

注三代實錄、貞觀七年四月十七日、石淸水八幡宮に神財を奉らるゝ事の告文に、大菩薩、大帶命比咩大神と御名を稱し給へり、さて上に引たる梨原に祭り給へる八幡宮には、大神比咩神と二名のみ申て記されたるは、大帶姫命をば、比咩神と申に總(スベ)たるなり、

豐前國宇佐郡菱形山、廣幡八幡大神(ヒロハタノヤハタノ)、

注續日本紀、天平勝寶元年十一月の告文に、豐前國宇佐郡に坐廣幡乃八幡大神と申給へり、廣幡とは、枕詞のごとくに蒙(カケ)たるにて、神名にもしか申す事例あり、さて今この引たる本文なるもそれにて、旣(サキ)の告文の詞に效(ナラ)へるものなり、

坐二郡家東馬城(ウマキノ)峯(ミネ)頂一、後亦人皇四十代聖武皇帝御宇、神龜四年、就二此山一奉レ造二神宮一、名曰二廣幡八幡大神宮一、と見えたり、これそのかみの社記を採りて、記されたりときこゆ、さて八幡大神宮と申は、准后親房卿の廿一社記の石淸水八幡宮の條に、宇佐宮は譽田天皇の御靈に坐す、我は譽田の八幡麻呂なりと勅し給ひしより、八幡と申奉るとあり、

注又同書に當宮の祠官には、紀氏の輩を補す、武内大臣の子角宿禰の後胤なり、神功應神の御代、專棟梁の臣として、補佐し申されし往因なりと記し給へり、すべては例の佛ざまの說をも、多くとり給へれば、引に足らざれど、此說どもは、古の傳說ときこゆれば、要を採りて引り、さて又宋史に雍凞元年、皇國の僧奝然が、宋へもて行たる皇國の王年代記に記せりとて、記せる中に、應神天皇云々、今號二八番大菩薩一、有二大臣一號二紀武內一、年三百七歲とあり、八番は八幡、紀武內は武內宿禰の

御トなどせさせて、若狹なるその神宮に御使を遣し、かつ其國にむねと坐しませる彥神にも、およぼし給へるなるべし、

かくて八幡（ヤハタ）の本宮（モトツミヤ）は、帳に、豐前國宇佐郡三座、并八幡大菩薩宇佐宮、名神大 比賣神社名神大 大帶姬廟神社名神大と並べ載られて、此三所同地に坐すを、惣ても八幡神と申し、八幡宮とも、又八幡三所神とも申來れり

注上に引たる孝謙天皇紀に、八幡神とあるこれなり、帳に、筑前國那珂郡八幡大菩薩、筥崎宮名神大と在るは、宇佐の八幡大菩薩の別宮なる由、筥崎宮記に見えて、朝野群載に載たり、諸神記、二十二社注式等に、延喜廿一年六月廿一日託宣によりて、筥崎松原に宮をたてゝ祭始給へりといへり、例の佛ざまの說を交へ記せり、さてその筥崎の宮は、延喜廿一年に祀られたりといへば、當社の聞え給へる神護景雲四年よりは、百五十年餘り後の事なり、

此神の古く史に見え給へるは、續日本紀、聖武天皇の御世に、天平九年四月乙巳、遣ニ使伊勢神宮、大神（オホミワ）社、筑紫住吉（スミノエ）八幡二社、及香椎宮一、奉レ幣以告ニ新羅無禮之狀一、又同十二年十月壬戌、勅ニ大將軍東人一、令レ祈ニ請八幡神一焉、同十三年三月甲戌、奉ニ八幡神社、秘錦冠一頭、金字最勝王經、法華經各一部、度者十八人、封戶馬五匹一、又令レ造ニ三重塔一區一、賽ニ宿禱一也、とあり、又菩薩號を唱られ給へる事の書に見えたるは、大同三年七月丙申の太政官符に、應レ令ニ國司出ニ納八幡大菩薩宮雜物一事、右得ニ太宰府解一偁、太政官去延曆十八年十一月五日符偁、府解偁、太政官去年十二月廿一日符偁、大菩薩並比咩神封云々、類聚國史に、天長六年淳和天皇の御世、五月丁酉、令ニ僧十口轉ニ讀一切經、八幡大菩薩宮寺一、同十年四月壬戌云々、八幡大菩薩宮云々、とあるなどを始て、此後もはら菩薩號を唱（ツケ）られたり、石清水なるは類聚三代格、貞觀十八年八月十三日の太政官符に、石清水八幡宮の事を、去貞觀二年、故傳燈大法師位行敎云々、祈ニ請大菩薩一、奉レ移ニ此山宮一、また貞觀七年四月十七日の告文に、石清水に坐八幡太菩薩三代實錄と見えて、もはら菩薩號を唱られたり、

注いかに佛道を好み給へばとて、やごとなき大神を菩薩としも唱し給へるはいかにぞや、そもそも此大神は、ことに旣くより、かにかく佛ざまにあへしらひ給へるまゝにて鎭り坐し、又各國におつ

皇、太上天皇太后同亦行幸、是日云々、奉二大神一品、比咩神二品一云々、

注この品位は、宇佐の本社の神へ奉られたるにて、即此梨原に迎へ給へる神も預り給へるなり、また神護景雲元年九月乙丑、始造二八幡比賣神宮寺一、其夫者便役二神寺封戸一、限二四年一令レ畢レ功と、これも續紀に見えたり、このほか此梨原坐八幡神宮、又宇佐の神宮にも、さま〴〵佛ざまなる事のあへしらひいと多し、本紀につきて見るべし、そは道鏡奴が申行ひたる事の多からむとおもはれて、いと〳〵腹ふくるゝ論説あれど、こゝにはいはず、さて此梨原の神宮は、後に東大寺八幡宮と稱すこれなり、とある度よりは、かの神護景雲四年は、廿二年後れて史には見えたれど、其祭られたる始は詳ならず、おもふに、彼梨原に祭られたる因に祀られたらむには、例の僧ばらが關りて、其祀れる由などをも、紀にも記さるべき時粧なるに、何事も聞え給はぬは、その度とは、別事にて、素より當國に祀られたまひたりしにぞあるべき、

注後の駿河風土記鳥渡郡の下に、八幡宮、神護三年、太宰主神阿曾麻呂、五畿七道、各置二譽田先君宮社一、故此亦譽田天皇舊宮也、といへり、神護は景雲を略きていへるなり、かくさまに記せること、古書に例あり、五畿七道各云々とは、畿内に一社、七道に一社づゝは、八幡宮を置れたる由ときこゆ、此説による時は、當國なるは、その度北陸道に就て置れたる宮社なるべし、然らば神護四年の官幣は、鎮座の翌年なり、されど此風土記は、後に、別に記せる書にて、信がたき説も交れゝど、正しき事も多かりと其國人もいへり、件の八幡宮の事は古傳説なるべし、さてこゝに引記せるごとく、神護景雲四年八月朔日、御使を遣して、伊勢大神宮と若狹國の彦神八幡神宮に幣帛神馬を奉られたるに、中間二日ありて四日に、天皇崩給へり、此天皇道鏡に欺れ給ひて、前に宇佐八幡神を迎て、大和の大宮近き梨原に祭り給ひ、ことさらに信給へる趣、續紀に見えたり、これによりて推考ふるに、此時天皇、惱ませ給ふ御事のまし〳〵たるによりて、其御禱のために、伊勢大神宮、またかの去年諸道に置れたりし八幡神宮にも、ものし給はんとして、

八幡考

伴信友稿

若狹國遠敷郡

正一位八幡三所大神

若狹志に、在二小濱後瀬山麓一、郡縣志に、小濱工商同祭レ之爲二産神一也、當社創建、未レ詳レ爲二何年一、といへるがごとし、當社の古く書に見え、朝家にきこえ給へる事は、續日本紀に、稱德天皇の御世、神護景雲四年八月庚寅朔、（此月癸巳十六日、年號を寶龜と改らる、）遣二某々一奉二幣帛及赤毛馬二匹於伊勢太神宮一、遣二若狹國目從七位下伊勢朝臣諸人、内舍人大初位下佐伯宿禰老一、奉二鹿毛馬於若狹彦神、（若狹の下に、國の字脱たるなり、補ふべし、其說は此國の宮社私考にいへり、）八幡神宮各一匹一、とあり、さて山城國なる石清水八幡宮は、朝家にて重みしたまひ、世に名高き神宮なる事は云ふもさらなれど、其は貞觀二年に僧行敎が、豐前國宇佐郡八幡神を移し祀り奉れる宮なるに、

注三代實錄に、貞觀十八年八月十三日、石清水八幡護國寺申牒偁、故傳燈大法師位行敎、去貞觀二年奉レ爲二國家一、祈二請大菩薩一、奉レ移二此間一、望二請准二宇佐宮一、永置二神主一、卽以二從八位下紀朝臣御豐一爲レ之、敕從レ之、とあり、三代格、貞觀十八年の太政官符にも、此趣を載られたり、又三代實錄に、貞觀三年五月十五日戊子、遣二使者於近レ京名神七社一、奉レ幣祈レ雨、告文曰云々、八幡大菩薩乃廣前爾申賜倍止申久云々、自餘社告文准レ之、とあるは、石清水のなり、これ行敎が移祭れる翌年にして、近レ京名神七社とあるが中にも、最初にあへしらひ給へりとさへきこえ、其後の御世々々今にいたるまで重みし給へり、されどいかなる事にか、延喜神名帳には附け給はず、式外の神にて坐しませり、

當社は其よりも百年以前、神護景雲四年に、しか官幣に預りたまひたれば、それよりも前に祭り來りし社なる事、著くめづらしき神社なり、（されどこれも、延喜式の神名帳には附られず、）さて八幡神の古く書に見え給へる事は、續日本紀に、孝謙天皇の御世、天平勝寶元年十二月戊寅、遣二云廿八一、迎二八幡神於平群郡一、是日入レ京、卽於二宮南梨原宮一造二新殿一、以爲二神宮一、請二僧卌口一悔過七日、丁亥、大神禰宜尼大神朝臣社女（其輿紫色、一同乘輿、）拜二東大寺一、天

穏も萬民愁をやめむには、怪異をしづめてまゐらするにはしかず、これ朝敵をしづむるにあらずや、勸賞あるべしとて、清盛を安藝守になさると記せり、この事は長門本平家物語にも見えたり、いま清水の三年坂の下路のひがしに、鼠堂屋敷といふは、件の毛朱の塚ありし所の舊跡なりと云ひ傳ふとぞ、そのかみ然る怪しき鼠をしも、神のごとくもてなして、あまつさへも勅使をもたてられしと云へる事、もしまことならむには、あまりにもめづらしき御事にこそはありしか、

かくこたへたりしおもむきを、かの問へる人の請ふまゝに、さらに委しく書つゞりて見せたるを、おなじくはこの考の後にとすゝむるまゝに、なま〳〵に書そへつ、

名努賀毗古、妹名奴賀毗咩、時妹在室、有人不知姓名、常就求婚、夜來晝去、遂成夫婦、一夕懷妊、至可産月、終生小蛇、明若無音聞、與母語、於是母伯驚奇、心挾神子、即盛淨杯、設壇安置、一夜之間已滿杯中、更易瓮而置之、亦滿瓮内、如此三四、不敢用器、母告子云、量汝器中自知神子、我屬之勢不可養長、宜從父所在、不合在此者云云、爰子含恨而言不吐之、臨決別時、不堪怒怨、震殺伯父、而昇天云々、畢因留此峯、所盛瓮甕今在片岡之村、其子孫立社致祭、相續不絕、といへる事見えたり、古人の神なるをば神なりとして、祭れりしこゝろざまおもひやるべし、ことに麻多智麻呂等が雄々しき眞心なる所爲に、意をつくべき事なり、

注續紀寶龜十一年十二月の下に、勅左右京、如聞比來無知百姓、搆合巫覡、妄崇淫祀、蒭狗之設符書之類、百方作怪、塡溢街路、託事求福、還涉厭魅、非唯不畏朝憲、誠亦長養妖妄、自今以後宜嚴加禁斷云々、但有患禱祀者、非在京内者許之、と勅したまへる事見えたり、誠に然

るべき御掟なるべし、但し此より前にも後にも然る趣なる勅ありし事、書どもに見えたれど、よくも行はれざりしときこえたり、又源平盛衰記に、平清盛公のなりたちの事を記せる條に云、夜半ばかりにおよむで、南殿に鵼の聲して、一の鳥ひゝめきわたりたり、藤の侍從秀方おりふし番にておはしけるが、殿上より高聲に人やさぶらふ〳〵と召れけり、左衞門の佐には間近くさぶらひければ、清盛と答ふ、南殿に朝敵あり、まかり出て搦めよと仰す云々、畏てさぶらふとて、聲に付てをどりかゝるところに、この鳥さわいで左衞門佐の左の袖の内にとび入る、則とりてまゐらせたり、叡覽あればまことに小さき鳥なり云々、よく〳〵見れば、もうしゆうなり、毛朱とは鼠のから名なり、かやうのものまでも皇居に繫念をなしけるにや、博士召せとてめされたり、占ひ申けるは云々、さては希代の吉相にやとて、南臺の大竹をめして、中にこめて清水寺の岡に埋まれたり、御惱の時に勅使立て宣命をふくめらるゝ時、もうしゆう一竹が塚といふはこれなり、公卿詮議ありて、天下安

事をかたらひけるに、己が國にては今も谷際を夜刀と云ふといへり、しかればこゝにいふ考ますますよくあたれり、

相群引率、悉盡到來、左右防障、勿令耕佃、俗云、謂蛇為夜刀之神、蛇身頭角アリ、率似兎、難時有見人者、破滅門子孫不繼、凡此郡側郊原、甚多所住之、於是麻多智大起怒情、着被甲鎧、自身執仗打殺、駈逐、乃至山口、標杭置堺堀、告夜刀神云、自此以上聽為神地、自此以下須作人田、自今以後吾為神祝、永代敬祭、冀勿祟勿恨、設社初祭者、即還發耕田一十町餘、麻多智子孫相承致祭、至今不絶、其後至難波長柄豐前大宮臨軒天皇世、孝徳天皇の御世、壬生連麻呂、初占其谷、令築池堤、時夜刀神、昇集池邊之椎槻、經時不去、於是麻呂擧聲、天皇令修此池、要活民、何神誰祇不從風化、即令役民云、目見雜物魚虫之類、無所憚懼、隨盡打殺言了、應時神蛇避隱、所謂其池今號椎井也、

注神蛇は於箇美とよむべし、其は萬葉集注釋に引たる此國の風土記の文に、新治郡驛家名曰大神、所以然稱者大蛇多在、因名驛家と見えたり、大神は於箇美と訓べし、神代紀に、斬軻遇突智為三段云々、一段為高龗、注に龗此云於箇美、豐後風土記に、球珠郡球覃鄉、此村有泉云々、即有蛇龗、曰於箇美など見えたるもこれなるべし、萬葉集の歌に、「吾崗の於可美にいひて降らせたる雪の摧し其處に散けむ」なども見えて、龍蛇など稱ふたぐひのものなり、さて又神代卷に、素戔嗚尊蛇を可畏之神とのたまへるが、遂に斬殺したまへる事見ゆ、又欽明紀に、膳臣巴提便が、百濟にて小兒を虎に食はれて報せる事を、至巖岫拔刀曰、敬受絲綸、劬勞陸海、櫛風沐雨、藉草班荊者、為愛其子令紹父業也、惟汝威神愛子一也、今夜兒亡、追蹤覓至、不畏亡命、欲報故來、而其虎進前、開口欲噬、巴提便忽申左手執其虎舌、右手刺殺、剝取其皮還、といへる事も見えたり、萬葉集に、「から國の虎ちふ神を生捕に八頭捕りもち來云々」とよめる長歌も見えたり、

また那賀郡茨城里の條に、古老曰、有兄妹二人、兄

り、あるが中には、かゝる狀にて御名の知られざる神を祀れる社も多かりぬべし、さて其名神の本紀今世に傳はらず、いとあたらしき事なり、

まづ獸の殊に神なりし事は上に擧たる如く、欽明紀に伊呂具公の祖ときこゆる、秦大津父が狼の鬪を見て、馬より下り口手を洗漱、祈請て曰く、汝是貴神而樂二麁行一云々と云ひて、鬪を抑止めたりけるが、（萬葉集に、大口の眞神之原とよめる歌のあるも、古へ狼を眞神と云へるから、然はよみかけたるなり、）狼その報に、天皇の幼くて皇子におはしましける時の御夢に見え奉りて、寵二愛秦大津父者一、及二壯大一必有二天下一と申せるによりて、大津父を召出て優寵たまひけるが、果して御位に卽きたまひき、かくて大津父を大藏省に拜されたる由見えたり、（察ふに大津父この報賽に、その狼を神として祭りたりしにもやあらむ、かの大龜谷わたりに、然る社は今なきか、）また今丹後國加佐郡に大川大明神の社あり、此神社式に載られたり、狼を使者としたまふと云ひ傳へて、（或は狼大明神とも呼べり、）其わたりの山々に狼多く棲り、さらに人の害をなす事なし、諸國の山かたづきたる處にて、猪鹿の多く出て田穀を害ふ時、かの神に申て日數を限りて、狼を貸したまはらむ事を祈請ば、狼すみやかに其鄕の山に來入り居りて、猪鹿を逐ひ治むとぞ、又武藏國秩父郡三峯神社あり、其山に狼いと多し、これも其神に祈請ば、狼來りて猪鹿を治め、又其護符を賜はりてある人は、其身殃害に遭ふ事なく、又盜賊の難なしといへり、かゝる趣なる事は、なほ聞もちたれどもらしつ、（古事記に、大穴牟遲神に教言申せる、稻羽の素菟の事を菟神と云へる由見ゆ、今因幡國高草郡の海邊、氣多崎の內海村に、白菟大明神といふ社あり、件の故事の地理によく合へれば、その菟神を祭れるなるべしと國人いへり、此は神世の事なり、）また常陸風土記、行方郡の條に、古老曰石村玉穗宮大八洲所馭天皇之世、（繼體天皇の御世なり、）有レ人箭括氏麻多智獻二自レ郡西谷之葦原一、墾二開新治田一、此時夜刀神、

注 田沼善一の云、相摸の鎌倉わたりにて、山の谷際を夜刀といふ、鎌倉の某ノ谷と書ところを、他國人は某の夜都と呼ぶを、土人は某夜刀と稱ひ、その谷と稱ふ所の八所あるを、惣て夜刀八鄕と稱へり、これ東言にて、此夜刀神といへるも、谷際の葦原に住るをもて稱へるなるべしといへり、此考しかるべし、故此章の谷字をも准へて夜刀とよめり、かく記しおける後に、常陸の人西野宣明に此

え給はず、いとはるかの後の世の、大同の頃に顯はれて祭られたまへる故事をおもふに、伊呂具公がしかじかの事によりて、怪み恐懼りて祭れるが始にて、後々然ばかり狐に因ありてきこえたまひ、社地の狐の巣の如くなるを思ふにも、誠は狐ならむも測りがたし、いかにといふに、答けらく、其はいかにも測りがたきことなり、さるは鈴屋翁の説に、神とは古の御典どもに見えたる天地の諸神たちを始めて、其を祀れる社に坐す御靈をも申し、又人はさらにもいはず、鳥獸木草の類ひ海山など、其餘何にまれ、尋常ならずすぐれたる德のありて、可畏ものを神とは云ふなり、さて其神には貴きもあり賤しきもあり、又強きも弱きも善きも惡きもありて、心も行もそのさまざまに隨ひて、とりどりなれば、おほかたひとむきに定めては云ひがたし、さらに人の小智もて、ちへのひとへも測り知らるべきわざにはあらず、たゞ其尊きをたふとみ、可畏きを畏みてあるべきものぞと、示されたるがごとし、この説委しくは古事記傳に注されたり、また事にふれてかれこれの書どもにも、記しおかれたるをよみあぢはひて悟るべきなり、今汝のいへるごとく、よし狐神ならむにも、はやくより因ありて祭來れるを、公家にも祭りたまひ、また世の人もなべて崇め祭る事となりたるうへは、その秘れたまへる神身を、あながちにあなぐりもとめて、證もなき推量說すべきにあらず、たゞ神とも神と心えてあるぞ、まことに神の道に隨ふわざなるべき、又問て云、神世はよろづ殊なる事なれば、鳥獸木草云々のものにも神なるがありつらめど、人の世となりて後、古しへもさるいやしきものを神なりとして、社を建て祭りたる例ありや、答けらく、古しへよりさるたぐひの神を祭れる社もありげにきこゆれど、すべて古書どもに何と稱す神を、何時いかなる由ありて祭れりといへる事を記せるは、いと希なれば、今さだかにその證とすべき故事多くは見あたらざれど、

注類聚三代格に載られたる、寛平十七年の官符に、大和國丹生川上雨師神、右祝禰宜等解狀偁、謹撿二名神本紀一曰、不レ聞二人聲一之深山吉野丹生川上、立二我宮柱一以敬祀者、爲二天下一降二甘雨一止二霖雨一者、依二神宣一造二件社一、自レ昔至レ今奉レ幣奉レ馬と見えた

胸を切て病せたまひしかば、何なる事にかと思ひ候し程に、御目を拔き被レ仰樣、己は別と事にも不レ候、この晝三津濱にて、殿の俄に京より下らせ給ひけるに會奉たりつれば、逃候つれども、否不レ得レ逃で被レ捕奉たりつるに、被レ仰樣、汝今日の內我家に行着て云む樣は、客人具し奉てなむ俄に下るを、明日巳時に馬二匹に鞍置て、男共高島の邊に參り合へといへ、若今日の內に行着て不レ云ば、辛き目見せむずるぞと被レ仰つるなり、男共速に出立て參れ、遲く參らば我勘當蒙なむとて、怖て騷給ふれば、事にも候ぬ事なりとて、男共召仰候つれば、立所例樣に成せ給て、其後馬と共に參りつるなりと、利仁頬咲て五位に見合すれば、五位奇異と思ひたり、物坏食畢て急立て行程に、暗々にぞ家に行着たる、中略飯食などして靜りて後舅の有仁出來て云く、此は何に俄には下せ給ひつるぞ、御使の物狂はしき上、俄病し給ふいと不便の事なりといへば、利仁打咲て、試むと思ひ給へて申たりつる事を、實に詣來て告候ひけるにこそといへば、舅も咲て、希有の事なりとて、中略然る間向ひなる屋の檐に、狐の指臨き居けるを利仁見付て、御覽せよ、昨日の狐の見參するをとて、彼れに物食せよと云へば、食はするを打食て去りけりと云々と、記されたり、おもしろければ因に書そへつ、

この考どもは、はやくよりいたく書みだしたる、下書めくものゝありけるを、或人のいかで書つらねて見せよとて、度々請ひたりけるを、うけがひつゝ過しきつるを、いぬるきさらぎ初午の日、世の中ゆするばかりなるをちこちの鼓の音にもよほされて、ものしそめたりけれど、なにくれと打まぎれて、又すぐしつるほど、うづきも、ちかづきぬ、上卯の日までにはとことさらにおもひおとして、まづかく書つゞりをへたるは、すなはち其日にあたれるふつかの日、としは天保六年なり、後によく考へさだめたらむときにぞ書ととのふべき、伴信友識す、芰道按、信友斷攷也、頗有下與二史傳及玉襷一相庭徑者上、亦足三以廣二異聞一、故附載二于此一云、

追加

ある人この下書を見て云、伊奈利神は神世にはきこ

て引返し給ふ時、まづ稻荷の社にまいり、各杉の枝を折て鎧の袖にさして、六波羅へぞ着にけると、見えたる趣の おもひ合されてなむ、此陀天とは所謂陀祇尼天の略語なり、また今昔物語集に、藤原利仁朝臣若き時、戯に或五位の侍を欺きて、東山わたりに湯涌したりとて、ともに馬に乘りて越前の敦賀に在ける、舅有仁の家に率て行ける語の中に、關山も過て三井寺に知たりける僧の許に着ぬ、中略然ども湯有り氣も無し、五位何ぞ湯はと云へば、利仁實には敦賀へ將奉るなりといへば、五位いと物狂はしかりける人かな、京にて此く宣はましかば、下人なども具すべかりけるものを、無下に人もなくて然る遠道をば何かで行むと爲と、怖し氣に云へば、利仁あざ咲ひて、おのれ一人が侍るは千人と思せと云理りなるや、此て物など食つれば急ぎ出て、利仁其にてぞ胡錄取て負ける、然て行ほどに三津の濱に狐一つ走り出たり、利仁是を見て吉使出來にたりと云て、狐を押懸れば、狐身を棄て迯といへども、只責に被レ責て否不ニ逃遁一を、利仁馬の腹に落下りて狐の尻足を取て引上つ、乘たる馬いと賢しと不レ見とも、極じき一物にて有ければ、幾も延さず、五位狐を捕へたる所に馳着ければ、利仁狐を提て云く、汝今夜の內に利仁が敦賀の家に罷て云む樣は、俄に客人具し奉て下るなり、明日の巳時に高島の邊に男共迎へに、馬二匹に鞍置て可ニ詣來一と、若此を不レ云ば汝狐只試よ、狐は心ある者なれば、かならず今日の內に行着て云へとて放てば、五位廣量の御使哉といへば、利仁今御覽ぜよ不レ罷では否有じと云ふに合せて、狐實に見返々々前に走て行と見程に失ぬ、然て其夜は道に留ぬ、朝に疾く打出て行程に、實に巳時許に二三町に凝て來る者あり、何にか有むと見るに、利仁昨日の狐罷着て告侍にけり、男共詣來にたりといへば、五位不定の事かなと云程に、只近に近く成てはら／＼と下るまゝに云、此見よ實に御ましたりけりといへば、利仁頰咲て何事ぞと問へば、長しき郎等進て來るに馬は有やと問へば、二匹候ふとて、食物など調へて持來れば、其邊に下居て食ふ、其時に有つる長しき郎等の云く、夜前希しき事こそ候ひしかと、利仁何事ぞと問へば、郎等云く、夜前□時許に御前の俄に

べて思ひとりてありけるおもむきを、更に又よく思ひしりてあるべきなり、又神の使者ならむには、鳥にまれ獸にまれやがて其神の如し、良人の使人を、その君とある人のほど〳〵につけて、會釋ふ心ばえにて、事のさまによりては、使ざねの尊卑を論ふべからざるに似たり、

但し巫祝などの徒が、さるならはしにことつけて、神とも神といひなして、愚民どもを欺き惑はかす事のあらむには、上件の趣をよく意得おきて、すみやかにうちきためむはことにもあらず、さらでも獵場などに駈出して、射たふし刺とりなどせむは、ますら男の興あるわざなりかし、

注文德實錄に、齊衡二年四月壬辰、有㆑狐晝見、命㆓近侍㆒駈、走㆓過御前㆒、帝射獲㆑之と見えたり、をゝしくもめでたくぞあそばしたりける、又三代實錄仁和三年の條、文屋卷雄朝臣の傳に、卷雄幼有㆓勇力㆒、不㆑好㆑讀㆑書、便㆓習弓馬㆒、尤善㆓馳射㆒云々、身體輕捷甚其有㆓意氣㆒、背戲騰躍、脚踏㆓駕車牛領㆒、超㆓越立㆓於車後㆒、及㆑為㆓少將㆒、白晝有狐、走㆓東宮屋上㆒、卷雄奔登、拔㆑劔斬㆑之、凡其驍勇過㆑人、皆此之類也といへる事も見えたり、亦源平盛衰記に、清盛公の貧しくておはしけるほどの事を記せる中に、或時蓮臺野にて大きなる狐を追出し、弓手にあひ付て、既に射むとしけるに、狐忽に黃女に變じて、につこと笑ひ立向ひて、やゝ我命をたすけたまはゞ、汝が所望を叶へむと云ければ、清盛矢をはづし、いかなる人にておはすぞと問ふ、女答て、我は七十四道の中の王にてあるぞと聞ゆ、さては貴狐天王にておはしますにやとて、馬より下りて敬ひ屈すれば、女またもとの狐となりて、こう〳〵鳴て失ぬ、清盛案じけるは、我財寶にうゑたる事は、荒神の所為にて、荒神をしづめて財寶を得むには、辨財妙音にはしかず、今の貴狐天王は妙音の其一なり、さてはわれ陀天の法を成就すべきものにこそとて、彼法を行ひけるほどに、又かへして案じけるは、まことや外法成就の者は、子孫に傳へずといふものを、いかゞあるべきと思はれけるが、よし〳〵當時のごとく貧者にてながらへむよりは、一時に富て名を擧むにはとて、行はれけるよし見えたり、上に引注せる如く、平治物語に、熊野詣の途にて、都の亂をきゝ

は類すくなく、世の爲人の爲に力を盡して、まめやかに命死たるさへきこえたるもありて、愛しくあはれなるかたもあるものなり、然るをまた希には心虚なる痴人などに託き、おびやかしなどせる事のあるによりて、おしなべていとまが〳〵しき惡き獸なりとのみ、いひ思ふは情なし、人に託きおびやかしなどするは、もと故なく彼を厭ひ憎み苦しめなどせるによりて、其を怨みて報せるぞ多くはきこゆる、さる中には其怨むる人をおきて、傍の人に報せる事などのきこゆるは、かれが愚なるかたの所爲なり、但しもとより性わろきやつは、えせわざするもあるめれど、其はなべてのうへのさだにはあらず、人にすらわろきはあるぞかし、あながちにおしなべていとひ憎むべきものにあらず、近世の如く、稻荷神をあまねく祭りあへる事となりて、狐を其神の使者なりと、人皆の云ひおもふならひとなりたるも、やがてもとの伊奈利神の御慮なるべければ、事のさまによりては、春日の鹿、八幡の鳩など丶、同じ趣に意得てあらむも、はた神道にしたがふわざになむあるべき、

注神代に高天原より大神たちの、雉を御使者に天降したまへる事、古事記書紀等に見え、その外鳥獸魚などの、神に仕へまつりし事見えたれど、神代の事は今しばらく論はず、書紀景行卷に、日本武尊平國したまふ條に、至二膽吹山一山神化二大蛇一當レ道、爰日本武尊不レ知二主神化レ蛇、之謂是大蛇必荒神之使也、既得レ殺二主神一、其使者豈足レ求乎、と曰へる事みえ、又皇極卷に、四年春正月、或於二峯嶺一、或於二河邊一、或於二宮寺之間一、遙見レ有レ物而聽二猿吟一、或一十許、或二十許、就而見レ之物便不レ見、尙聞二鳴嘯之響一、不レ能レ獲レ覩二其身一、時人曰、此是伊勢大神之使也、といへる事も見えたり、また太平記に、弘安四年蒙古の賊兵の來れる時、神助の有ける由をいへる文に、神名帳に載る所の三千一百三十二座の社、乃至山家村里の小社、櫟社、道祖の小神までも、御戶の開かぬはなかりけり、此外春日野の神鹿、熊野山の靈鳥、氣比宮の白鷺、稻荷山の名婦、比叡山の猿、社々の使者悉く虛空を西へ飛去と、人每の夢に見えたりなどいへる事も見えたり、但し此は撰者の附たるかざり言、また其頃の妖僞言も交りたるめれば、もはら信べきにはあらねど、當時すでに世人のな

おもとゝて、いみじうをかしければ、かしづかせたまふと見えたり、こは一條院の御時をいへるにて、帝の殊にあはれがらせたまへる牝猫は、然はめしたまへるよしなり、但しかうぶり賜はりてとは、草紙の文にて、位を賜へりとにはあらず、狐を命婦と呼ならひたるも、おのづから心ばえ似たり、命婦とは職員令義解に、婦人帶二五位以上一曰二内命婦一也、五位以上妻曰二外命歸一也、と見えたるがもとにて、中世より其稱の沿革いできて、其例同じからず、委しくはこゝにつくすべくもあらず、おほかた五位ばかりの女官の、つかへざまによれる稱と心えてあるべし、また太平記に、稻荷山の名婦といへるは、狐をさして云へるなり、此全文は下に引くべし、また稻荷山の命婦の社ある事は、上に云ふが如し、

かくて上に考證して論へる如く、空海がはからひて、稻荷神社に狐の寄來べくものせるにつきては、もとより靈獸なれば、漸に其社邊に寄集る事となり、奇しき事もあるに合せて、世人ももてはやせるまにまに、ます／＼所えたるものなり、然るは伊呂具が祭始めたる伊奈利神、もとより狐を使者としたまひたりけるを據として、おのれが佛法を弘むる方便(タバカリ)に、狐神を使ひて痴人(シレビト)に奇しき事を示(ミ)せ、はた神號の附會說(モテツケゴト)したりしにこそはあるべけれ、そも／＼稻荷神は、古しへは山城なるをおきては、國史にも記されたる事なし、神名帳にも載られず、其後の古書どもにもをさ／＼きこえたまはず、

注但し吾妻鏡に、文治五年奥の泰衡征伐の時、平泉寺の衆徒が出せる、寺塔の注文の鎮守の祭神の中に、稻荷社とありて、悉以摸二本社之儀一とみえ、又弘長元年五月一日の條に、大倉谷稻荷社壇云々といへる事も見ゆ、大倉谷は鎌倉の内なり、賴朝卿の山城より移し祭られたるにやあらむ、

然るに近き世となりて、國々所々に稻荷の神殿を建て、祭りあへる事の漸に甚しく、いともあやしきまでになむなり來れる、かくて然る中には、より／＼狐の依來れるも、また正しく狐をものせるもありげなり、さても此獸は犬にもとらるゝばかりなる弱きものにて、たぶてにしも擲殺(ナゲコロ)しつべく、愚なるかたにとりては、油熬鼠の罠などには、しる／＼も嬰(カカ)りて命奪(ト)らるるばかりなるものながら、又奇(クス)しく神々しきかたに

せて、互に推察るべし、

かくてたうめといふ言のもとは、和名抄老幼類に、專日本紀私記云、專領二字讀ニ太宇女乎佐女一、今按專訓ハ毛波良、專一之義也、太宇女者、毛波良之古語也、俗呼ニ老女一爲ニ太宇女一故、次ニ於負一耳、と見えたり、

注土左日記に、おきな人ひとりたうめひとり云々、このたうめも老女をいへるにて、下文に淡路のたうめといへるは、件のたうめの事ときこえたり、さて太宇女は神武紀に、非ニ敢自專女者一と訓るをおもふに、太宇女の本語太久女なるを、言便に太宇女といひ、さて老女は、家内の事をもはらまかなふもののなるが故に、太宇女とも稱へるなり、こゝに次ニ於負一耳と注されたるは、件の上條に、劉向列女傳云、古語謂ニ老母一爲レ負、今按俗人謂ニ老女一爲レ負云々、和名度之、とみえて、太宇女、度之ともに老女を稱ふ名號なり、

次ニ於負一とは、太宇女は度之に次て、賤しききはの者を稱へる由ときこえたり、又宇治拾遺物語に、狐の人に託て粢食ひたりと云へる語に、紙たまはりてこれつゝみて、たうめや子どもなどにくはせむと云ひければといへる事みえたり、此たうめは狐のうへをいへる言ながら、かれが子に對へて、それが母をさしていへる言なり、さて又狐をたうめといふは、牝牡によらず、かれが形勢を老女にたとへたるにて、其はもと女童などのあらはに彼が名を呼ぶ事をおぢて、然も呼びならへるものなるべし、東屋の巻に、辨の尼のおれが事にかけて、伊賀專女にやといへるは、もと老女の稱なるによりて、いへる詞のあやにて、おもしろく書きなせり、そのかみ齋宮にては、殊に然稱ひたりけむ事おして知るべし、また命婦とも云へる由は、壒嚢抄に、命婦の御前と云ふは、何事ぞと問へる答に、漢には宮女を命婦と云ふ云々、狐を祝ふ社も女神にて坐ませば、女官に准て命婦といふ、呉音にみやうぶと申せるにや、また元來其名ある神の使者なれば云ふ歟といへり、其は專女と云へるに依りて、又あがまへて命婦ともいひなせるなり、

注元來其名ある神とは、稲荷神をもとより命婦ともいへば、其使者の狐をも、やがて命婦といふかといへるなり、但し女神と決めいへるはいかゞ、そは專女と稱ひ、命婦といふによりて女神と稱へりときこゆ、また獸をしも命婦といへる事は、枕草紙に、うへにさぶらふ御猫は、かうぶり賜りて命婦の

射たる者ありといへるなどを思へば、當時既くより齋宮にて、かの倉稻魂神を御饌津神と稱し、三狐神また專女神とも稱ひて、やがて其神を狐なりとして、いみじく重き獸とせる例なりける事著し、

注上に引たる如く、中右記に、神專女と崇めていへる稱さへもきこえたり、心をつくべし、又河海抄の東屋の巻に、齋宮寮部女是狐也と注されたる事見ゆ、但し部女とはいかなる事にか、もしくは此所に字の脱誤などあるか、いまだ其由は考得ず、又伊勢の度會郡小俣神社は、延曆の止由氣宮儀式帳、延喜の神名式に載られたる官社にて、今も小俣村に在すを、一説に宇加乃御魂神を祭れりといひ、一名を專女大明神と稱ふとぞ、かの齋宮の事に似たる趣に通えたり、

これ上に論へる如く、空海が造説の稻荷神よりうつりたるものなる事、互に相證して察られたり、漢籍朝野僉載に、初唐時百姓多事二狐神一、時有レ諺曰、無二狐魅一不レ成レ村といへり、此ほか彼國に狐神の事多く通ゆ、かへす〴〵もいとあるまじき、凶怪き禍事にこそはありしか、さて又狐を專女と呼へる謂を按ふに、まづ源氏物語東屋の巻に、辨尼が薫大將の爲に媒せむといへる詞に、さらば承りぬ、近きほどに御ふみなどを見せさせ給へかし、ふりはへさかしらめきて心しらひのやうに思はれ侍らむも、今さらにいがたうめにやつくまじくてなんときこゆと書るを、河海抄に、伊賀伊勢にては白狐をたうめ御前といふ、今稻荷の神前に白狐を置は、このいはれなりと注されたり、かの辨ノ尼が、伊賀專女といへるは、狐の人をたぶらかす意を、おのれがうへに准へ、さればみていへる趣なり、そのかみの俗諺なるべし、伊賀伊勢にて云々とあるをもても、伊勢の齋宮にて狐を專女と云へるに合ひ、また稻荷の神前に白狐を置くいはれなりと注されたるは、上に論へる説にも相通ひてきこゆるなり、

注前にも引たる明衡朝臣の新猿樂記に、野干（キツネ）坂ノ伊賀嫥（タウメ）之男祭、叩二蚫苦本（アハビクホチ）一舞ヒ、稻荷山ノ阿古町之愛法ニ、鶂二鰹破前（ウセリテカツヲハゼテ）一喜、といへる事見えたり、こは兩地の牡狐牝狐相對たる祭事と聞ゆ、此狐坂は、山城愛宕郡松崎より北岩倉に越る路にあり、阿小町の事は上にいふが如し、又うつぼ物語俊蔭巻に、なりとしたうめといへる事も見ゆ、これも云々の由ありて、狐を呼べるなり、なほ稻荷神社に關て、狐の事のきこえたるは、上の稻荷五社の條の末に加へ注せる、稻荷神主秦清賢の注文、其ほか古説を擧たるを見合

玄道按、飲羽本ニ于漢李廣事ニ、見ニ漢書ニ、首丘見ニ禮記ニ云、狐死首丘也云々、叡ニ覽此筆ニ之後、叡感之餘剩被レ許ニ近習ニ畢、と見え、續古事談にも此事を記して、古しへ野干を神の體となしたる社のほとりにて、御倉ノ神社なかくいへりときこゆ、意をつくべし、狐を射たる者ありけり、此ものとがありなしの事、陣のさだめに及て、諸卿さま〴〵に申ける中に、帥大納言經信卿申ていはく、白龍之魚服シテ懸ニ豫且ガ密網ニ、とばかりうちいひて居られけり、いみじき神なりとても、狐のすがたにてはしり出たらむを射たらむは、何のとがかあらむといふこゝろなり云々、又或人申ていはく、其野干まさしく死たるを見ずば、とがおもからずと申す、此日の定文は、宰相中將隆綱ぞ書ける、此人のかたちをかくに、雖レ聞ニ飲レ羽之號ニ、未レ見ニ首レ丘之實ニ、といふ秀句はいでくるなり、後三條は此定文を御覽じて、あまりに感じさせたまひて、隆綱が宰相中將を過分に思ひけるは、ゆゝしき僻事なりけり、伊勢太神宮正八幡宮いかゞ思召けむとぞ仰られけるともいへり、

【注】此事十訓抄には、後三條天皇御宇、或武士伊勢齋宮寮の中にて、狐を射たるによりて、太神宮より訴有て奏聞に及間、仗議有けり、隆綱宰相にて筆を取て定文を書、その詞云、雖レ有ニ飲レ羽之號ニ、未レ見ニ首レ丘之實ニ、と有によりて、中將を許されて兼字をたまはられけり、その時の參議中將などは、ことにをしまれけるとかやとあり、

愚管抄にも此事を記して、射たれども射殺したりと云事はたしかならず、又其罪はいかゞならむと申す人々ありけるをとて、件の隆綱の文詞を載たり、狐の死たる事の慥ならざりしにすら、遠流に處分られたれば、まことに死たらむには、辟ス罪にや當らるべき、そのかみ伊勢の神宮にて、狐をいみじく重きものとせる例なりし事しるべし、此後こも百練抄に、治承二年高倉天皇の御世、五月十三日、於ニ齋宮御在所近邊ニ射ニ殺白專女ニ、院下北面下﨟源競所從所爲云々、閏六月五日の條に、有ニ仗議ニ、五月十三日於ニ齋宮御在所邊ニ、院下北面下﨟源競所從、射ニ殺白專女ニ罪名定也、といへる事見えたり、此度は正しく射殺したる由なるを、いかなる罪にか定められたりけむ、他書どもにも見及ばず、延久の度の定文の趣に據る時は、辟罪にもや當られたりけむ、件の三度の狐の事、みな齋宮に關りたるは、いはゆる御倉神を三狐神と稱ひて、齋宮專女此緣也、また號ニ齋內親王專女神ニ、とあるに相合ひてきこえ、かの延久に齋宮の邊にて、狐を射たりし事を、續古事談に、野干を神の體となしたる社のほとりにて、狐を

かる妄説も、空海が徒の妄談によりて加上たるものなるべし、稲荷神の附會説も同じ意ばえなり、あぢはひしるべし、又因に云、今山城葛野郡松室の西の路傍に、狐齋といへる小社あり、狐字を書てケツネとよめり、山城わたりの里人、また京人にも賤しき者の中には、狐をケツネともいへり、他國にても然いふ處ありとぞ、

また狐を専女と呼ふに依りて、専女神とも稱ひ、それによりて又命婦とも稱ひ、（専女命婦の事、下に論ふべし、）又宇賀之御魂神、一名専女、亦號二白狐一とさへ、あらはに轉し稱へる事ともなれるなり、其はもと伊奈利神の顯はれたまへる時、稲の成生たりといへる故事を據にて、空海が稲を荷ひ杉を持たる老人に逢て、云々といひなし、其を伊奈利神なりとして、（杉を持りといへるは、所謂しるしのすぎに合へたるものなる事、上にいへるが如し、）字を稲荷と書作し、其神は則稲靈倉稲魂神なりととりなして、東寺の鎮守と定め祭り、其説を本の伊奈利神社にもおよぼしたるものなり、（最澄空海等が徒の、神の御上につけたる僞妄説、みなかゝる趣にて、其説の通りがたきところをば神秘なりとし、又本地垂跡の説を造りて、佛をもて神の本地に當たり、その稲荷の本地の佛名は、上の稲荷の五社の事を擧たる條に、因に引注せるが如し、）かくてその僞妄説を、既く伊勢の外宮の神官も信受傳へて、御倉神をその倉稲魂神なりとして、かけてもあるまじき、専女三狐神なといへる稱をさへに、倭姫世紀の類の書どもにも、書載たるによりて、ます〳〵其説のひろごりたるを、其類の神書どもにも、書記せるものなる事決し、いとも畏く禍々しき事なりかし、さて件の説に據れりときこえて、伊勢の神宮にて狐を専女と稱ひて、いみじき神の如くしたりし事、書どもに見えたり、其はまづ長承元年（崇徳天皇の御世、）の中右記に、四月十七日、今日有二軒廊御卜一、（中略）伊勢怪事、神専女死事云々、同六月廿四日の記に、齋宮寮嫥女子死事、一箇度（中略）官寮卜申、公家御愼云々と見え、又百練抄に、延久四年（後三條天皇の御世、）十二月七日、藤原仲季勘二罪名一配二流土佐國一、於二齋宮邊一依レ射二殺白専女一也、と云へる事見えたり、（此事扶桑畧記にも記して、前大和守藤原成資男三郎成季、於二伊勢齋宮邊一依下射二殺白靈狐一罪科上、配二流土佐國一、とあり、また上に引きたる古老口實傳に、多氣郡神服機殿乃邊爾、狐於祭留社有利云々、今ノ三狐ノ神是奈利、といへるおもひ合すべし、齋宮はもと多氣郡に在りしなり、）此度の事は古事談に、後三條院宇治大納言隆國卿の子三人を試させ給ふ處に、宰相中將隆綱を令レ相二待事次一給之處、齋宮寮射二殺狐一陣定之時、隆綱卿執筆書二定文一、其詞云、雖レ有二飲レ羽之號一、未レ見二首レ丘之實一、

號二齋内親王專女神一此緣也、元々集にも、御倉神ハ專女也とあり、と見え、鎮座傳記にも、御倉神宇賀美多麻神、名二專女三狐神一などいへる事見え、又大神宮禰宜の類聚大補任に、文永六年九月廿五日、神麻續織殿鎮守神殿云々、攝社四宮、上宮、三狐神社御鏡幌紛失云々、と見えたるに、外宮禰宜度會家章神主本の、二所皇太神宮古老口實傳に、多氣郡神服機殿乃邊留狐於祭留社有利、每度出天村里乃人於妖之奴、其村里乃者此於知天、彼狐於打殺侍奴、其後毛此狐人留付狂之奴、仍又再宮社於立天、村民敬拜須、今乃三狐神社是奈利と見え、類聚神祇本源にも、專女三狐神など見えたり、此趣なる説なほあれど、これもことごとくは引ず、然るすぢの書どもを見合せて考へ知るべし、件の神名の説どもを併せ考るに、もと延暦の豊受皇太神宮の儀式帳に見えたる、天照大御神の、豊受大神を我御饌津神と詔ひ、書紀神武巻に、諸神を祭たまふ嚴瓮の粮の名を、爲二嚴稲魂女一と見え、又延喜式なる大殿祭祝詞に、屋船豊宇氣姫とある、注に是稲靈也、俗詞宇賀能美多麻など見えたる古事に、倉稲魂神と申が、保食神の別名の如く通えたまへるをもとりあはせ、又倉稲魂の倉の字をとりて、稲倉の義とし、かの伊呂具公が稲粱を積りといへる故事にひゞかせ、また御饌津といふかたの神名に合へて、三狐神とも稱ひ、

注神祇拾遺に、倉稲の縁に依て、陶器黍粟等を求るを第一とすと云へり、又延喜式は、空海が卒りし後に撰ばれし書なれど、件の注は古傳説なるべければ證にとれるなり、また延喜式は、前の弘仁式のまゝに載られたる文の多かるべくおもはるゝ事、右書どもの引文によりて、證し知らるゝにつけて思へば、件の文はもとより弘仁式にありけるを、空海則その文によりたるにてもあるべし、又吉見幸和が五部の書説辨に、此五部の書どもは、中古外宮の祠官僞作りて、調御倉に納ありし古書なりと、僞言せるものなりと説ひ、其中の御鎮座傳記の説辨の中に、祠官等外宮の祭神の豊受神におはしますを忌て、僞て天御中主神又名國常立尊なりと稱ひ、また古傳に豊受神を御饌津神とも申すにことよせて、天御中主と申すは、天水中主の義にて水神に坐す、水より五穀を生せば御饌津神とも申す、水氣津の義もこもれる由にいひなして、内宮は火徳を備へたまひて日神なり、外宮は水徳ありて月神なり、故に二宮同等の神に坐す由にいひなせるものなるよし、明かに辨へたるは宜なる事なり、か

經を勤めよ、我はこれ稻荷の神なりとて失せたまひぬ、貞崇此よしを奏聞し侍りけりといへる事もみえたり、この事元亨釋書にも載たり、又林道春ぬしの本朝神社考に、李部王記云、延長年中稻荷明神告ニ貞崇法師ニ曰、讀ニ誦大般若經ニ、消ニ災難ニ云々、と記されたり、此李部王記いま全本あるを見ず、おのれが見たる缺本の中には見えざりき、この貞崇が事狀に意をつけて推し察るべし、（玄道按、謂李部王記缺本、則醍醐雜事記也、延長年中文見ニ于花鳥餘情ニ、余嘗欲レ輯ニ諸書所ニ散見ニ、作ニ吏部王記纂ニ而未レ果也、）

上に空海が事にかけて論へる、稻荷の事に引合せて、件の隱藏語をよみあぢはふるに、彼が稻荷と稱ひて勸請せるも、むねと狐神をものせる趣なるをおもふに、其を眞の伊奈利神社におよぼせるものとはきこえたり（扶桑略記に、僧淨藏が事を、或ハ居ニ稻荷山ニ、護法隨レ形採レ花汲レ水、また眞言傳の壹演僧正が傳に、稻荷山僧正ノ峯は、此僧正の行ひける跡なりと云へり、これらの行をも思ひやるべし、淨藏が云々の事は、元亨釋書にも記せり、（玄道按、此委見ニ淨藏傳ニ、））然るは稻荷の本神の事を記せる書どもを考るに、神名帳頭注に、本社倉稻魂神也云々、播ニ百穀ニ神也、故名ニ稻荷ニ、また二十二社注式にも然しるして、一名豐宇氣姬命、大和國廣瀨大明神、（帳に、大和國廣瀨郡廣瀨坐和加宇賀ノ賣ノ命神社、とあるに引合せたる說なり、）伊勢外宮同體也、下社命婦といひ、色葉字類抄には、中宮命婦とあり、（上に引注せるが如し、）また建永元年の明月記には、八月十六日御ニ幸稻荷ニ、於ニ鳥居內ニ御禊、了入御奉幣、了命婦御幣了と記されたり、この命婦は別社の如くにきこゆ、（此御幸したまへるは、後鳥羽上皇に坐しませり、）今上社の右に命婦社あり、白狐社ともいへり、（この上ノ社の前の石階の右に、弘法大師堂もあり、）豐葦原卜定記といふ書に、辰巳乃方仁當天、倉稻魂乃垂跡安利云々、と記せるは、稻荷の神社をさして云へるなり、又神祇拾遺に、上宇賀御魂、（別に載たる一說に、又豐宇氣傳有レ之ともいへり、）中伊弉諾尊、下伊弉並尊、專女三狐ノ由緣ニ依テ、木狐ヲ安置也、また源氏物語（東屋卷）河海抄に、伊賀伊勢にては白狐を專女御前といふ、稻荷の神前に白狐を置は、此謂なりとも見えたり、（專女の事は、此文をも引て下に注すべし、上件の說ども他書にも見えたれど、わづらはしければことごとくは引ず、諸神記には、日吉廿一社の神名の一說を載たるに、中七社の中の聖女といふを、稻荷也と注せる事も見ゆ、）かくて又稻荷神社の後の丘に、御倉神の社あり、此神伊勢大神宮の攝社にありて、倭姬命世紀內宮の條に、御倉神專女也、保食神是也といひ、神名秘書に、御倉神宇賀之御魂神是也、一名專女、亦號ニ白狐ニ、又倭姬命世紀外宮の條に、調御倉神、三狐神、齋王專女是緣也と云ひ、神名秘書にも、倭姬命御世、亦

レ是無二復噉レ心之害一と見えたるは、所謂噉食人心の荼吉尼の邪術を行へるにて、空海が傳へたりしものなるべし、其妖巫を罰(ツミ)なひたる天長四年は、空海が唐より歸來れる大同元年より、二十二年に當れり、○尊意贈僧正傳に、延長三年十月廿一日、以二寛明親王一登二儲君位一云々、貴女一人云々、左手取二唐裳一、右手取二差羽一、屏レ面云々、爲レ申二慶賀一、自二稻荷一來也、といへる事見えたり、そのかみの世の趣おもひやるべし、此書は智積院の什物の臨本にて、文義字體ともに古き書と見ゆ、又因にいふ、此傳の中に、延長八年六月廿六日、內裡に霹靂して、清貫希世のぬしたちに事あり、依レ勅候二於禁中一、稍及二百日一、每夜獻二于加持一、といへる事は見えたれど、太平記などに見えたる、菅丞相の靈に遇ひたる事は見えず、此尊意は延暦寺の座主にて、第十三代にあたれり、(玄道按、貴女一人事、又見二曜元記一、而作二延長四年五月十六日一、)また古今著聞集に、知足院殿望たまふ事ありて、大權坊といふ僧に、吒祇(ダキニ)尼の法を行はせ給けるに、狐來りて供物を食ひ、また夢に美女をとゞめむとして、とりつきたまへる髪の、切れたりと見て覺たまへるに、御手に狐の尾有し驗ありて、明日望叶ひたまひけり、やがて其法を習ひてみづから行ひたまひ、護法殿といふに、其狐尾また本尊も在けるを、冷泉東洞院に徙り給へる時、ほこらをかまへて、福天神(一本には福大神と書り、下なるも同じ、)と稱していはひたまひけるが、其社今もあり、此福天神の不思議多かる中に、寛喜元年の頃狐託(ツキ)のありて、藤馬助といふもの丶音樂を愛聽(メデキ)けるが、犬の來れるを恐れけるによりて、かの福天神の所爲と悟りて、犬を追のけければ、やがてけしき直りけるよし記せり、(文長ければとりすべて記せり、委しき事は、その六の卷にみえたり、)また京の事記せる書に、福天神社、今一條北堀川西に福大明神とてあり、稻荷の末社なり、白狐(タウカ)社とも稱ふ、白狐と書てタウカと唱ふといへり、是をもおもひ合すべし、(東寺の古文書の中、寛正六年四月十六日の廿一口方評定引付帳に、野狐乘レ馬恠祈禱日次ノ事、致二披露一候處、來十九日可レ被レ行レ之といへる事も見えたり、)さてかの眞言徒の密書なりといふものに、陀祇尼天の別號を、白晨狐王菩薩とも稱ひ、稻荷の神體是なりと云へり、

注 著聞集に、延長八年六月廿九日の夜、貞崇法師勅を承りて、清涼殿に候して念佛し侍りけるに、夜やうやう更て云々、小人の歩みくるおとす、近くなりて女聲にて云々、此由を奏聞して大般若經の御讀

さて又上に論へるが如く、史に嘉祥三年までは、たゞ稲荷神とのみ記され、天安元年より始て稲荷神三前、或は三名神と記さるゝ事となりたるは、もと伊呂具が祭始たるは一社なりけるを本社として、二社は後に副祭れるが故に、公家には本社のみきこえたまへるを、其後天安の頃におよびて、三座相並に祭りたまひ、延喜の式にも三座と載られたるにぞあるべき、そのかみ上中下の人々、空海を仰ぎ貴びあへる世なりけるにおもひ合すべし、或人空海が幻術を行へりときこゆる趣を論ひて、狐仕といふ者の所爲に似たり、專稲荷神にことづけて、吒吉尼とか云へる法をもて、狐神を仕ひたるなるべしと云へり、空海釋迦が弘法の故智を、熟く悟り得たりときこゆれば、然るわざをも行ひたりしなるべし、故なほつら／＼推し察るに、東寺守覺法親王の（後白河院天皇の皇子、建仁二年御齡五十三にて薨給へり、）拾葉抄に、東寺夜叉神事、大師御入定後、於西御堂授檜尾僧都給條々有之、（この僧都、名は實惠と云ひて、空海が弟子にて、東寺の附屬を受たる僧なり、）摩多羅神其一也、大師云、此寺有奇神、名夜叉神、摩多羅神是也、持者告吉凶神也、其形三面六臂也、（中略）彼三面者三天也、中面金色、左面白色、右面赤色也、中聖天、左吒吉尼、右辨財也、天長御記云、東寺有守護天、稲荷明神使者也、名大菩提心使者神也と記したまへり、空海が入定後授けたりと云へるは、信がたき説ながら、然る趣に云なせる事は、彼徒の常談なれば難むるにも足らず、空海が然る神をものしおきたりし事は實説にて、天長の御記にも然は記させ給へるなるべし、

【注】天長御記とは、淳和天皇の御記なるべし、空海は承和二年に卒り、此天皇は天長十年に讓位せさせたまひ、承和七年御年五十五にて崩たまへり、正しく空海が事を知食て、記し給へる者なるべし、○又吒吉尼の事を、谷響集に、大日經第四説茶吉尼印、眞言演密抄云、此茶吉尼是夜叉趣攝、能以自呪術盗取人心食之、茶吉尼有二、謂實類與漫茶羅衆、實類茶吉尼名噉食人心、雖業通自在祭者得福名邪法、曼茶羅中茶吉尼如來應迹、故噉盡心垢住大涅槃、といへり、また文德實錄、仁壽二年二月の下に載られたる、藤原高房朝臣の傳に、天長四年春拜美濃介、席田郡有妖巫、其靈轉行暗噉心、一種滋蔓民被毒害、古來長吏皆懷恐怖、不敢入其部、高房單騎入部、追捕其類、一時酷罰、由

明元年の條に、五月十六日寶泉院の鎭守三社の事、充永僧都（于時坊主）今朝寶殿を開て拜見ありとて語給ふは、西の方は稻荷並十禪師、中は熊野十二所權現、東の方は春日四所大明神、三社の樣如レ此と記せり、中と東の方といへる二社は、後に祭れるなるべし、又同記の同年十二月廿一日の條に、稻荷中門の御供別當へ送ル分餅折一合、（三百十五切定）、クキウ一膳雜羹、梅干、コブノリ、御箸又一膳、小折四合、（クシガキ、カンシ、花油物、小餅、）御盞薄折敷ニ置也、といへること見えたり、○つきていふ、世に稻荷の神の像なりとて、老翁の稻を荷ひ、杉の枝を持たる形を畫き傳へ、又木像などに造りて、神體とせる祠ありと聞けり、さるを空海の僞妄說して、其に合レへて然る神像をさへに、造出せるものなるべし、其はおのれ都に在りし時、東寺にて一宗の識者ときこゆる僧に親しく逢たりけるに、大黑神といふもの丶像の事を問へるに、かの僧みづから書て贈りたる書に、或書云と書出して、此書依レ爲ニ密部一不レ詳ニ書名一、抄主者長寛仁安頃人、と注せり、語て云、この密部といへるは、眞言宗秘密の書、中に種々の佛像を圖し、各々の相恰を注たるを抄出したる密書なるが、其書中より此大黑神の相恰を寫し出せるなりと云へり、其因に稻荷神の像はあらずやと問ふに、其は大かた世に畫き來れるさまにて、古雅なる趣ありとおぼゆと語りき、かくて又近ごろ肥後人より、其國益城郡柚木村東福寺に、空海が畫きて板に彫つけたりといふ大黑神の像を、摺寫しておこせたるを見るに、かの密部なる大黑の相恰にもはら合へり、然らば空海が畫けりといへるも、虛言にはあるべからず、これを證として、稻荷神像の相恰を語れる趣におよぼして、又證とすべきなり、さて其大黑の相恰の文に云、大黑天神膚色悉作ニ黑色一、頭冠ニ烏帽子一、悉黑色也、袴者令レ着、駈霊不レ垂、令レ着ニ狩衣一、衣裙短袖細、右手作レ拳、令レ收ニ右腰一、左手令下持ニ大袋一、從レ背合懸中肩上上、其袋之色爲ニ鼠毛色一、其垂ニ下臀一餘ニ臀上一、切云、裾擧鼻反、衣後也、裙欺文反、裳也、臀徒降反、（井佐良比）、又云、裙裳釋名云、上曰レ裙、唐ロ云、與レ群同字、又作レ裙、又云、裾音居（古呂毛乃須曾）、又（支奴乃之利）、とあり、この訓は、今おのれがつけたるなり、此文をこゝに記せるは、いたづらにきこゆめれど、おもふ處ありて書そへつ、

衞、八省、親王、京城等、戮レ力竭レ誠各曳一味(中略)僧等徴願如レ是、天慈允許、宣二付諸司一、と見えて、其東山といへるは、天長の宣命に、稲荷の神社の樹伐れりと詔へる地に當り、又上に引たる壒嚢抄に、東寺の杣山また東山といへるに合へり、一わたりの意にては、空海祭ばかり計らひて、東寺の鎭守として祭れる稲荷神社の樹を、憚もなく其寺の塔材に、伐るべきわざにはあらじとも云ふべけれど、もとより肝心ふとく智ふかき大夫なりければ、其神山わたりのいはゆる東山にて、材を伐取りたりけるが、時にあひたる御惱にことつけて、密にさはこしらへすまして、公家にて祭らるゝ神社の列に、入奉らむと計らひたるものなるべし、さるは件の宣命に、云云爾依豆占求留爾云々、今萬成レ祟利止申我故爾云々、實爾神乃御心爾志坐波云々、縱比神乃御心爾波不レ在止毛云々、と詔へるも、實に稲荷神の祟なりとは信たまはざりつる趣なり、さらずば神慮を占求めて、奏せるによりてものしたまふに、實に神の御心にし坐ば云々、縱ひ神の御心にはあらずとも、など二途かけて詔ふべきにはあらざるをや、これかれおもひ合せあぢはひて、空海が姧智を推察るべし、また稲荷神を東寺の鎭守とせる事は、おのれさきに東寺の古文書どもを多く見たりける中に、其寺家の奴、また寺領の百姓等が起請文には、必ず鎭守稲荷大明神をかけて誓盟たる文あり、證とすべし、又神輿を東寺に昇迎へて、供御を獻ると云へるは、空海に東寺を賜りたる弘仁十四年より、十三箇年に當れる承和二年に卒れり、其間にかくは計らひたるものなりけり、今も昔よりの例なりとて、稲荷の祭に神輿を東寺の南大門より金堂の前にふり居ゑ奉り、僧どもの出てこと〴〵しき祭儀あり、但し古しへは二階屋とて、二階に造りたる家にて、秘密の祭りしたりけるが、その二階屋廢れて後金堂の前にてものするを、なほ二階祭とも稱へりとぞ、其二階屋の事、上にも擧たる東寺の古文書の中、永德二年の市町指圖に、梅小路猪熊西に、稲荷二階政所と注せり、また拾芥抄古本に載たる東京の指圖に、同處に稲荷社と注せるは疎なるべし、また宣秀卿記に、稲荷二階五社敷地云々と見えたるは、此二階屋の敷地の事なるべし、又東寺の僧宗義が見聞雜記、文

て、更に信がたき事、上に論へる說どもにつきて辨へ知るべし、

かくて上件に擧たる諸說どもの趣、もとより空海が僞妄說をもてかまへたる所爲なる事も、論ふまでもあらねど、然ものしたりける事は實にて、其門徒等の書きも傳へ語りも來れる趣なるを、世々經るほどに、とり〴〵に乖離(タガヒ)もいでき、又後の有さまに合へて、さかしら說そへたりと通ゆる事も交れるを、今其諸說を併せて推考へとりすべて云はむには、弘仁十四年に空海東寺を賜はりたるによりて、比叡山の延暦寺に、日吉神を鎭守とせるに傚ひて、旣くより三箇峯に祭れる伊奈利神を、我寺の鎭守にせむと巧みて、稻を荷ひ杉葉持たる老人老嫗の、子を連れ來れるに逢て云云と契約りたるが、則伊奈利神なりといひ、（上に擧たる古き傳說に、稻成生たりといへるに據りて、老人の稻を荷ひたるが云々といひ、驗ノ杉の事を思ひて、杉葉を持と云へるなり、）さて三箇峯の麓にちかき藤尾の神社の地をもて、公家わたくしをこしらへて、峯上の三社を其地にうつし、かの老夫老嫗また其子を三座に配當て、さて社號を伊奈利と稱すに、かの老人の稻を荷ひたりと說ひたるにことつけて、强ひて稻荷の字に叶へ書るを、公ざまにも用ひらるゝ事となり來れるなるべし、かくてその稻荷神三座を、東寺の鎭守といふになして、每年の祭の時に神輿を東寺に迎へ、いはゆる中門の供御を獻る式をも定めたるものとぞきこえたる、

注上に擧たるが如く、史にはじめて見えたる天長四年の宣命に、稻荷と書されたるは、空海が東寺を賜はり、又稻荷ひたる化人の東寺の門に來れりと說へる、弘仁十四年より五年に當れり、そのかみの文字づかひをおもふに、伊奈利といふに、稻荷とは書べきにあらざる事、上に論へるが如し、又これも同じ天長の度の宣命に、淳和天皇の御惱坐ますによりて、占求るに、稻荷の神社の樹を、東寺の塔の材に伐れるによりて、祟りをなしたまへりと申すによりて、禮代に從五位下の冠授たてまつりたまへる由見えたる事を、今つら〳〵推考るに、まづ其塔材伐れる事は、性靈集に天長三年十一月廿四日、空海が爲レ奉レ造二東寺塔一、勸三進人夫曳二運材木一奏狀に、空海等謬代二良匠一叨預二御願一、馳二驅日夕一經二營東西一、今塔幢材木近得二東山一、僧等從二今月十九日一與二夫曳運一、木大力劣、成功太難、（中略）今望令二六

で、殊更には其山上の中社に詣で、七度詣といへる事をもする例なりしなるべし、さるは伊奈利神の本社なるが故にこそはありけめ、又拾遺集雑戀に、いなりのほくらに女の手にて書つけて侍りける、讀人しらず、此集の撰は、承保三年藤原通俊卿の後拾遺和歌集の序に、花山法皇は、さきの二つの集に入らざる歌をとりひろひて、拾遺集となづけたまへりと見ゆ、拾芥抄には、長德の頃公任、或云花山法皇御自撰、或云長保寛和五年以前頃とあり、此作者の名は知れざれど、かの集より前の世なりし事知るべし、「瀧の水かへりてすまはいなり山七日のほりしるしとおもはむ」と見えたる、詞書のほくらも、山上なる中社にて小社なるが故に、ことさらにほくらとはいへるなるべし、歌によるに、此ほくらに七日詣する例ありしときこえたり、かの七日詣にも思ひ合すべし、山城名勝志、稲荷の條に、本社奥十町許、房崖有ニ瀧跡一、今水涸小水而已、此流至ニ社頭北一曰ニ祓川一といひて、件の歌を擧たり、瀧の水のすむとは、その祓川の水の事なるべし、蜻蛉日記の歌にも、「神や堰く下にや水芥積るらむ思ふ心の行ぬ御手洗」とよめるも、此川の事なるべし、又上に擧たる台記の稲荷詣の文に、歸路用ニ還坂一と記されたるも、山上の中社に詣たまへるが故なるべし、そは今東福寺の東南より、三箇峯に上る坂路を稲荷坂といひ、又其峯より同寺内の今熊野へ下る坂路を、還リ坂といふをも推考ふべし、件の二の坂古くものにも見えたり、今は共になべては車坂と呼べり、又一本應仁記、文明三年の事を記せる條に、醍醐山科は三寶院の御領分なれば、合力として赤松武田相扣たり、爰に目付に多賀豐後守高忠が從者、骨皮左衛門尉道源、山科より稲荷山へ打越、社務羽倉出羽守と示し合せ、山上の社に陣を取り、伏見、木幡、藤森、三栖、深草、淀、竹田、鳥羽、法性寺、小路迄、目の下に見おろし有ければ、大略郷人降參すといへる事みえたり、此陣取せる山上の社といへるも、決く舊の中社なるべし、

注今の社地より二十町ばかり山中に、右の三社の趾なりと云處ありて、年毎に正月五日、神司其處にいたりて、しめ繩を引わたす神事ありとぞ、但し其處は山上とはきこえず、世を經るほどに革りたりしにもやあらむ、然る例他の神社にも聞及べる事なり、また稲荷鎭座由來記に、敎令院刑部前大僧正長嚴時、五社同山下勸ニ請之一と記せり、此書は至德三年に記せる由跋あれど、いかゞあらむ、すべて例の論ふにもたらぬ妄説ときこえたる中の一説に

るを、女の答ふる樣云々、而る間異舍人共此事を不レ知して、上の岸に登り立て、何ど田府生は後れたるぞと云て見返たれば、女と取組て立てり、舍人共彼れは何に爲る事ぞと云て、走り返て寄て見れば、妻に打ち被レ口て立けり云々、重方烏帽子の萎たるを引統などして上樣へ參りぬ、(上ノ社の方なり、)女は重方に已は云々と云て、下樣へ行にけり、(下社の方へなり、)と見えたり、こは三社ともに、既に山下に在し趣にきこえたり、(この物語書あつめたまへる宇治隆國卿は、後一條天皇の御世の始の頃、若くおはして、承保四年に薨たまへり、)また山上の舊社のありさまは、枕草紙(うらやましきもの丶條、)に、稲荷におもひおこして參りたるに、中の御社のほどわりなく苦しきを、ねむじてのぼるほどに、いさ丶かくるしげもなく、おくれて來と見えたるものどもの、たゞゆきに先だちて詣ずる、いと羨まし、二月午の日の曉に急しかど、坂のなからばかりあゆみしかば、巳の時ばかりになりにけり、やう／＼あつくさへなりて、まことにわびしう、か丶らぬ人も世にはあらむものを、何しに詣でつらむとまで泪おちてやすむに、三十あまりばかりなる女の、つぼさうぞくなどにはあらで、たゞ引はこえたるが、まろは七度まうでし侍べるぞ、三度はまうでぬ、四度はことにもあらず、未には下向しぬべしと、道にあひたる人にうちいひてくだりゆきしこそ、たゞなる所にては、めもとまるまじき事の、かれが身にたゞ今ならばやとこそおぼえしか、(こは清少納言の宮仕せろほどの事ときこえたり、その世ごろは、北村季吟ぬしの此草紙の抄に、此書にあらはせる人々の官などを考へ侍れば、一條院の長德年中、長保元年二年などの事どもにて、其後の事の見えざるにやとしるされたり、)といへる中社は、決く山上にありし社にて、今の山下の社地とはきこえず、

注上に引注せる如く、台記に山上に三社あり、山下にも又其社ありて、下社といへりときこえ、又其山下なる中社を本社といへりときこえたり、清少納言は、件の台記の頃よりは、百年あまり前の人なり、そのかみ既にしかありけむ事、おしのぼせてこれをも證とすべきなり、また安法法師の集に、稲荷山の影の池にうつるを見て、ゑじの君よませ給ひけるに、人々よむ「池の面にかけをうつせばいなり山三つの御垣に波やよすらむ」ともみえたり、この法師は天元寛和の頃の人なり、

件の文を考るに、そのかみ此中社にのみ、七度詣せる例なりし趣なるをおもへば、尋常には山下の社に詣

之由、天氣所レ候也云々、と見えて、此記の文前にも引出たり、件の五條以南とあるは、五條より九條までの事なり、五社とあるは後に加へたる社數にて、空海が頃は三社なりしなり、これらも證とすべし、

大師敷地借用爲ニ報謝一、將來佛舍利三國傳來之旨、被レ染ニ空海自筆一、相ニ副本尊大日像一被レ奉レ寄、當社宮中舍利堂是也、同年五月五日、於ニ當社寶前一空海修ニ法味一、隨ニ奇瑞一初而被レ申ニ三所天王御本地一、本社藥師、西御前十一面、東御前本地事、眞言將來以後、傳敎弘法兩大師、始而被レ定レ之矣、といへる事見えたり、（この諸神記は、永祿の末より天正の頃までに、次々に書記せるものと見えたり、）また山城名勝志に、（寶永の頃大島武好撰集なり、）稻荷神社今在ニ藤尾一、元藤杜社在ニ此處一、稻荷社從ニ山上一被レ遷ニ山下一時、藤杜社移ニ今地一、（大和大路ノ東伏見ノ北、）故藤杜社縁起云、山城國紀伊郡藤尾之靈地垂ニ跡云々、然則藤尾社藤杜神也、（同書に、稻荷社家ノ說云、舍人親王墓、在下稻荷大島居與ニ樓門一間北方上、近年建レ社號ニ藤尾ノ靈社一、）とあり、また久壽元年四月九日の台記の、稻荷ノ祭の日に、使を發られたる條に、（此文上の稻荷の條に引て論へる事あり、此にもめぐらして考知るべし、）使乘尻不レ登ニ山上一、於ニ下社一廻レ車畢分散、但小使下家司登ニ山上一奉ニ幣三社一、其幣三串也云々、

と記されたるに據て推考るに、こゝに下社と稱へるは、所謂上中下の社にはあらで、山下の社にて、山上には舊よりの三社在し趣なり、（使乘尻不レ登ニ山上一、於ニ下社一云云、小使下ツ家司登ニ山上一奉ニ幣三社一、其幣三串云々、と記されたるにてしられたり、）然ればもとは山上の三社の神を、山下にも別に遷して、又三社を建て祀れるなり、さるは山上の社には、仕奉る事の容易からざるが故に、常にはもはら其山下なる社にて祭り仕奉り、且は詣る人にも、便宜からむとての計らひにこそはありしなるべけれ、但しかくて後はおのづから、山上の社は漸におとろへゆきて、つひには山下の社のみ、榮えます事とはなりつるものなるべし、今その證として考合すべき事の、古き書どもに見あたりたるは、今昔物語集の、近衞舍人共稻荷詣茨田重方値レ女語に、今昔衣曝（キサラギ）の始午（ハツウマ）の日は、昔より京中に上中下の人、稻荷詣とて參り集ふ日なり、其（ソ）れは例よりは人多く詣ける年ありけり、其日近衞官（ツカサ）の舍人共參りけり云々、中の御社近く成る程に、參る人返る人樣々行違ひ（ヒ）けるに、艶（エナラ）ず裝（サウ）ぞきたる女會たり云々、重方は本よりいろいろしき心有ける者なれば云々、重方中にすぐれて立留りて、此女に目を付て行く程に、近く寄て細に語

宮稲荷大明神、二人女人者下中宮云々、とも見えたり、此文諸神記にも載たれど、今ある本どもには脱字多し、これも上件の二説と同じ事にて、空海が事なるを、智證としも書るは違へり、智證が傳を案ふるに、弘仁五年の生にて、其十二年はわづかに八歳なれば、年頃も合はず、もとはたゞ大師と書るを、智證が門徒などの、さかしらにかれが名を、書かへたるものなるべし、公事根源稲荷祭の條に、一説を擧て、弘法大師の東寺の門前にて、稲おひたる老翁に逢ひたまひけるを、東寺の鎭守に勸請申されたりと申説も侍るなり、さていなりとは、稲を荷ふと書たるとかやと記されたるも同説なり、さて伊奈利神を、三箇峯より今の地に徙し祭れる事も、もはら空海がはからひとぞきこえたる、さるは諸神記に載たる藤森社縁起の中に、弘治二年に、書寫の奥書あり、謹勘二舊記一、當社三所天王者、神護景雲年中、山城國紀伊郡藤尾之靈地垂跡也云々、弘仁七年弘法大師、稲荷大明神爲レ勸二請藤森天王敷地之内一、所望之由被レ達二叡聞一、被レ伺二中當社神慮一之處、可レ奉レ借之由依レ有二神託一、三峯之麓勸二請之一、自レ爾以來號二彼所於稲荷一矣、五十町四方依レ爲二天王之敷地一、近郷並京中、自二五條一至二九條一住民等、悉以爲二當社氏子一、稲荷社人等同前也、雖レ然於二京中氏子一者、被レ寄二稲荷之社一云々、

注今昔物語集に、七條邊にて産れたりければ、産神に御とて、二月の初午の日、稲荷へ參らむとて云云といへる事見え、又古今著聞集にも、前大和守藤原重澄が、賀茂の上社の師に申付て、成功によりて除目にあはむ事、祈請せさせけるほどの夢に、稲荷より御使とて參りたるものゝ申ける詞に、重澄が所望殊更に任せらるべからず、我ひざもとにて生れながら、我を忘れたるものなりといへる由見えたり、また永久二年四月十日の中右記に、行二向七條一稲荷祭之間、辻々可二固衞一也云々、と見え、又東寺の古文書の中、文明十七年廿一口方評定引付帳に云、今度稲荷地口之事、於二寺領一少々打立催役之間、公方樣申入御奉書申出間、卽到來、仍披露之處、早々社家可二申送一旨衆議了、御奉書云、東寺領五條以南所々地、當社祭禮之事、先々免除云々、糺明候間可レ被二催役一由候也、仍執達如レ件、文明十七年四月二日」、稲荷社司」社家奉行松田對馬數秀判、」相判布施下野美基判、と記せるが見え、また忠富王記、永正二年三月七日の記に載られたる、稲荷社祭禮役、勅裁案に、稲荷五社敷地、五條以南祭禮役事、任二先例一致二其沙汰一、可レ遂二無爲節一之旨、可下令レ下二知社家一給上

寺ニ佛法を守たまへと宣ひければ、承諾坐す、仍て大師與ニ此神ニ同道ありて、勝地を擇て今の所に鎭坐といふ、卽東寺を鎭守と云々、毎年祭祀には東寺へ入りたまふ、中門の供御とて寺家供レ之、また太まかり（太は餢飳（フト）、まかりは糫餅（マカリ）なり、）とて必供レ之、大師の御時の舊儀也云々、稻を荷ひたまひしより稻荷神と申す、中古以來官社に列し、加ニ上七社ニ無上神坐也、本社事は猶可レ尋レ之と記したまひ、壒囊抄には、（文安三年僧行譽著、）弘仁七年丙申四月、大師（弘法なり）斗藪の時、紀州田邊の宿にて化人に逢給ひて、大師曰、靈山に有し時面拜せし時の誓約未レ忘、予に密敎紹隆の願あり、神に佛法擁護の誓坐す、帝都九條一坊に伽藍あり、東寺と號す、其まで可レ奉レ待と約束ありしに、同十四年正月、東寺を賜て密場と成たまひし其年の四月十三日、紀州にて約束の化人、稻を荷ひ杉を持て、兩婦を伴ひ二子を率て、東寺の南大門に來り給へり、大師まづ大門にして暫息め奉りて供物を備へ、八條二階坊を旅宿として、遂に奏聞を經て、東寺の杣山東南峯に勸請申させたまへり、共に卯日に當ると云へり、卯は是東方三支の正方なり、東寺に來りたまふにも、是より又東山に鎭坐あるも、尤相應の日なり、二人の女人は下中宮、二子は田中明神、稻荷五社といふ是なりといひ、

【注】東寺の杣山東南峯に勸請せりと云へるは、伊奈利山に當りて、かの三箇峰の事ときこゆ、こは鎭坐の始の事に混へたる一の僞說なり、又弘仁十四年の四月十三日を、卯日に當れりといへるも、妄說なり、其年の四月は乙酉朔にて、十三日は丁酉なるをや、又東寺の杣山といへるは、上に擧たる天長四年の宣命に見えたる、東寺の塔木に用ひむが爲に、樹伐りたりしわたりの山を然いへりときこえ、又其所を東山といへるも、性靈集に載たる奏狀に、塔幢材木近得ニ東山ニとあるに合ひてきこゆ、その奏狀の文は下に擧べし、又こゝに稻荷五社といへる說は違へり、其五社の事は下に論ふべし、

また二十二社注式に、或記曰、弘仁十二年夏、智證（智證と書るは弘法の誤なり、其說下に論ふべし、）大師參ニ熊野ニ、以ニ顯密法ニ又奉レ飾ニ三所威光ニ、（此三所とは、熊野の三所をいへるなり、）還向之時、過ニ紀伊國石田河下稻羽里ニ之間、一人老翁多苅レ稻荷レ之、二人女亦戴レ稻、不レ知ニ行方ニ失訖、其夜大師夢、一人老翁者上

ひけるに、いと暗き夜なりければ、御供に候ひける人々も、いかにせむとわびあへるを聞せたまひて、こゝはいづくのほどにやと、尋ねさせたまひければ、忠房の侍從、いなりの御社の前にこそと奏したまへば、御歌、「むは玉のくらき闇路に迷ふなり我にかさなむみつのともし火」、此歌前にも引出たり、とて、ふしをがませたまひければ、御社のうへより、いと赤き雲一むら立出きて、臨幸の道を照し送りて、大和の内山に入らせたまへば、雲はかねのみたけのうへにて消うせにけり、まさしく御供に侍らひて、見し事にこそと見えたり、此書は正平十四年己亥春、隱士松翁の著せるよし、古本の奥書に見ゆ、松翁は吉房朝臣の僞名なり、後醍醐天皇に忠に仕奉りし人にて、後に此書を著したまへりと、野山集に見えたるよし、尾崎雅嘉いへり、

○稻荷神に種々の僞妄の說ある事、　いにしへ最澄空海等が徒、おのれが佛道を人に信しめ、世に弘めむ謀に、神に本地垂跡と云事をたてゝ、皇國の神たちを、佛ざまに混へ引入れむとかまへて、其神々の故事、或は御名の緣語、又その字などにもすがりて、さまぐ僞妄の强說を造り出して、世人を誑かし、其神々の社司をさへに欺きひきいれて、其說におとしこめて、其僞妄をおほひ隱さむ爲に、神秘と稱ひて、おく深く奇妙げなることを遁どころとしたりけるを、世人なべて其僞妄說を信て世々經るほど、ますぐさる類ひの妄說なむ世にははびこりぬるを、然てもおほらかにおはします神たちの御慮は、測り奉りがたき者にこそはありけれ、かくて此稻荷神は、空海がはからひに起りて、殊にその甚しき妄說どもを、とりぐにもてつけたりと聞ゆるがうへに、かつは怪しきかたにさへきこえたまへる趣を、一わたり證し奉らむとす、其はまづ廿一社記、准后源親房卿著、稻荷社、常說には弘法大師東寺に住たまふ時、御弟子檜尾僧都實惠と云人、東寺南大門に被徘徊、老翁老嫗の異體なるが、數多の男女眷屬を率て、稻を荷ひて自遠行疲れたる氣色にて、南大門に被休息事の體、直也人と不見、成奇異思大師に告申す、大師出たまひて此人々を招請し、中門の下にて在御物語、何所へと尋ねたまへば、比叡阿闍梨、自注に云、傳教大師ノ御事也、我寺を守護し坐ませと在招請と答たまふ、彼には比叡神專鎮守し坐ませり、坐當

し、（其由緣は詳ならず、今も初午詣、稲荷參などいひて、初午祭とはいはず、）書に見あたりたるは、紀貫之家集に、延喜六年月次の御屛風、八帖の料の歌、宣旨にてこれを奉る廿首とある中に、二月初午いなりまうでしたるところ、「ひとりのみわか越えなくに稲荷山春の霞の立かくすらむ」、又承平二年左大臣殿の五郎のじゞうの御屛風の繪に、いなりまうで、「春霞たち交りつゝ稲荷山こゆる思ひの人しれぬかな」、源順家集に、二月初午稲荷の社にまうづる人に、「稲荷山峯の上にたてるすき〳〵にゆきかふ人のたえぬけふ哉」、（此歌上にも引出たり、）又二月初午のところ、「いかにして花をはつまむ花の香を袖につみつる罪もこそあれ」、（こは初午をはつまといひて、よみ隱られたるなり、當時然もいひなれたるなるべし、）新撰六帖に、中の春、光俊朝臣、「きさらきやけふ初午のしるしとていなりの杉はもとつ葉もなし」、（此歌も上に引たり、）大中臣能宣朝臣家集に、初午「さしてゆく稲荷の山のすきかたみ花のあたりのうつり香により」、（すぎがたみは、杉筐といふものにかけてよめり、げにもきこゆ、猶考ふべし、）永久四年の百首の題には、稲荷詣とありて、其さまを大かたよめり、なほ他書どもにも多かり、但し杉をよみ合されたるは、上に擧たる風土記に、中家が古事に依りて、今殖二其木一蘇者得レ福、と見えたる處に注へる如く、云々の説（フルコト）により、この日此神社にまうでゝ、祈願して社邊の杉葉を採りて還る例なりしなるべし、合せ考ふべし、

○稲荷神社を、臨時官幣二十二社の中に定められたる事、こは康保三年（村上天皇御世、）八月廿一日、止雨官幣十六社の中に入りたまひたるを始にて、正暦二年六月廿四日、祈雨官幣十九社、同五年二月十七日、祈年穀官幣二十社、長徳二年二月廿五日、臨時官幣廿一社、長暦三年八月十一日、臨時官幣廿二社と、次々に社數を増て、廿二社をもて、永く恒例と定められたりける中に、うごきなく入りたまへり、（件の社數を増しさだめられたる度々の事は、これかれの記錄どもに見えたり、こゝに委しく引き注すにたへず、こは別に記しおけり、）

○行幸の始は、百練抄に、延久四年三月廿六日、始行二幸稲荷祇園兩社一、（扶桑略記、帝王編年記、拾芥抄にも見ゆ、但し拾芥抄には、或云、延久三年正月廿六日とあり、）後三條院天皇の御事なり、

注因に記す、百練抄に、建保六年四月廿六日、上皇幷女院御二參一籠稲荷社一、可レ爲二七ケ日一云々、後鳥羽天皇の御事なり、又吉野拾遺物語一の卷に、後醍醐天皇の御事を記せる處に、同じ帝花山院をひそかに出御ならせたまひて、大和の方へ赴かせたま

祭之後、先例如レ此云々、但依ニ先例ニ不レ被レ下ニ宣旨ニ云々、○忠富王記に云、明應十年四月十三日辛卯、稲荷祭禮、仍ニ内祭ニ如レ形沙ニ汰之ニ、文龜四年後三月六日記云、稲荷祭勅裁事、申入勅許之間、頭辨守光付ニ了、今月十五日午日神事也、永正二年三月七日記云、稲荷社祭禮役、勅裁案、稲荷五社敷地、五條以南祭禮役事、任ニ先例ニ致ニ其沙汰ニ、可レ遂ニ無爲節ニ之旨、可下令三下ニ知社家ニ給上之由、天氣所レ候也、仍上啓如レ件、三月七日謹上、伯二位殿、左少辨尚頭、同月廿日丙午記云、稲荷社 御輿迎云 々、同四月六日辛酉記云、稲荷社令三内侍殿御太刀、仕丁持ニ遣之ニ、○永暦二年の山槐記に云、四月十三日乙卯、稲荷祭如レ例云々、院於ニ三河守定隆朝臣宅ニ、七條北東洞院東角、有ニ御見物ニ、○藤原 明衡 朝臣の明 衡往來にも、今日稲荷祭也、密々欲ニ見物ニ、到ニ七條大路ニ云々、頭中將小舍人童、行事後乘之者太以衆多也云 々、件馬長等所爲、甚以非常也云々、鏤ニ金銀ニ餝ニ衣裳ニ云云、とあり、此明衡朝臣は□□の頃の人なり、そのかみ此祭に然る事もありしにこそ、○又百練抄に、建長六年三月廿一日甲午、稲荷社御輿迎延引、依ニ使相論ニ也、といへる事も見ゆ、○稲荷の旅行の事は、これも百練抄の治承二年三月廿四日の條に見え、また嘉祿二年二月十三日の記には、午時稲荷上中兩社旅行、八條坊門猪熊、燒亡云々、御禮同燒失、と見えたるは、拾芥抄なる東京圖に、稲荷社とある所に合へり、今も其地に稲荷古御旅所とて小祠あり、今の旅所は五座一所に、針小路南、油小路西、九條坊門の北に社あり、

さて此祭亂れ世に衰へたりけるを、安永三年より舊儀に據りて再興せり、

注また因に云、明月記に、安貞三年三月十四日壬午、稲荷祭馬頭、毎年五月五日、指ニ六條以南富有下郎ニ云々、去年被レ指者稱ニ日吉末社神人ニ、扱ニ桙櫛ニ弃レ之、社家山門頻訴申云々、と見ゆ、いかなる事にか、また鴨長明四季物語の五月の段に、八日の日は稲荷の神拜、祇園の神わざはじめとて、つかさづかさ行かふに云々といへり、此八日の神拜の例は、いまだ考へず、

○二月初午詣の事、 こはもと稲荷神社の祭にはあらず、故ありてこの日人々の詣る例となりしなるべ

考るに天慶三年正月、諸國諸神に一階を增奉られたる事、古記どもに見えたれば、其度一階進て正二位になりておはしけるを、同年の九月、殊さらにまた一階を進めて、從一位を授たまひたりしなり、かくて又永保元年二月、諸神に一階を增奉られたる事、古記に見えたり、此時一階進みて、正一位に極りたまへるなり、

注殊に正一位を授たまひたるにはあらず、さて諸神に一階を增奉られたる事、件の兩度の後にも度度ありて、古記どもに見えたり、委しき事は、おのれが書記せる官社私考の中に云へり、また諸神記に、天慶二年八月廿八日の從二位の位記を擧て、此後諸神一階度々也、極位勿論也とて、天慶三年九月四日に、殊に從一位を授たまへる事を擧られざるは疎漏なり、

○稻荷祭の事、年中行事秘抄に云、四月上卯日稻荷祭二宮使立事、春宮使必用二六位ノ進六位ノ屬一、師光年中行事にも然記して、有二三卯一時用二中卯一、松尾祭後云々、色葉字類抄、諸神記などに、使四位一人、幣三前、宣命黃紙と注せり、但し此祭延喜四時祭式に見えず、公家の例祭にはあらず、

注この祭に關れる類の事ども、古き書に見あたりたるは、寬治八年四月九日の中右記に、今日稻荷御靈會也と見ゆ、此祭を御靈會といへる事希らし、いかなる故にか、○安貞三年三月十六日の明月記に云、稻荷事云々、自今以後可レ差二彼神人一由給二御敎書一云々、○百練抄に、天福元年四月十七日辛卯、稻荷祭也、神主淸列、依二馬上事一自レ院蒙二譴責一、以二權禰宜重長一忽被二改補一了、○永亨元年の薩戒記別記に云、稻荷祭料地口事、以二消息一仰二遣頭中將一記二其狀一云、稻荷祭禮料敷地役事、任レ例可下令二仰下一給上之由、被二仰下一候也、恐々謹言、三月九日頭中將殿、定親、○仁安二年の玉海に云、四月十二日己卯、今日稻荷祭延引云々、松尾祭延引、依テ二七條人等申一事由一令二延引一、四月五日の記に、穢に依て松尾祭延引の事見えたり、先々松尾祭以前行レ之、天下不レ靜之由申云々、但此條公家不二知食一、仍只職事仰二七條人一、同五月六日癸卯、今日稻荷祭云々、去月依レ穢松尾祭延引、件祭之後可レ行レ之由、七條人等申、今日祭レ之也、文治四年四月十三日己卯、今日稻荷祭延引、必可レ在二松尾

使者なるよしいへり、此由來記なべて論ふにもたらぬ妄書ながら、其命婦といひ、小芋と稱へるなどは、かの淸賢の注せる說にかなひてきこえ、阿小町といへるは、新猿樂記に、野干坂伊賀嫥之男祭二云々、といへるに合へり、又近ころ梅宮神主橘經亮が橘窓自語に、今稻荷の上社といふは、命婦社といふが本名にて、狐を祭れる社也、阿古町、黑尾、尾薄の三狐を祭れる社なり、阿古町、黑尾、尾薄の三狐を祭たるを、稻荷三社なりと心得る人あり、惑ふべからず、又白狐社といふは、土祖を祭れる社の下に、白狐の住たるによりていへるなりといへり、件の三狐の名、今も云傳ふるにこそ、なほそれらの狐に係りてきこゆるは、下に論ふべし、又本朝神仙傳の泰澄が傳に、向二諸神社一問二其本覺一、於二稻荷社一數日念誦、夢有二一女一告曰、本體觀世音云云、といへり、泰澄は神護景雲元年、八十六にて死たりし僧なり、按ふに此僧が頃は、いまだ本地などいふ妄說の起らざる前なれば、こは後の妄說をして、泰澄にめぐらしていへる妄談なり、もしくは最澄が事を、泰澄と誤れるにはあらざるか、最澄はもはらさる妄說せる僧なりしかば、然も思はるゝ也、

また吉野拾遺に、延元元年後醍醐天皇、故ありて吉野へ遷幸の時、闇夜に稻荷の神社の前にて、「むは玉のくらき闇路にまよふなりわれにかさなむみつのともし火」と、御祈の御歌よませたまへる由見えたるは、當時既に五所祭れる事とはなりたりしかど、いまだ官には知られ給はざりしにか、さらでも旣くよりみつの社とよみなれたるまゝに、よませたまへるにてもあるべければ、此御製をもて、三社五社のさだかなる證とは申しがたし、この後の御世の人の歌にも、三つの社とよめるがきこえたり、

○稻荷神の神階を國史に載られたるは、上に擧たる如く、貞觀十六年三前神從三位までに叙されたまへり、其後は扶桑略記裏書に、延喜元年九月十五日癸亥、從三位稻荷三箇所大明神奉レ授二正三位一、（此叙位日本紀略にも見えて、從三位稻荷ノ神とあり、）諸神記稻荷社の條に、御位記、天慶二年八月廿八日、從二位と見え、日本紀略に、天慶三年九月四日、奉レ贈二正二位稻荷神從一位一、とあり、但しこの前の正二位に叙されし事は、書どもに見えず、今

ひて、着てまゐりにけり、還向のほどに晴にければ、そのあを丶返しとらせてけりと見えたり、この事古今著聞集にも見ゆ、今愛宕郡東福寺門前田中町に、田中神社あり、地理も合ひて通ゆれば、これなるべし、稲荷神社に近き所なり、古の伊佐彌里はこゝなるべし、此神を里俗稲荷の叔母神といへり、この神を別に稲荷社に合せ祭れるなり、また四大神と稱へるは、いかなる由にて稱へるにか、意得がたし、四大神とは四座の神を合せて稱へるにか、又第四の神と云ふ由なるか、上に擧たる神祇拾遺の説、また社家の説に御諸といへるも共に信がたし、今稲荷山の中峯の麓御前谷といふ處に、四大神の社趾ありとぞ、はやく其處にもうつし祭れるを、又其處より遷して、田中と共に稲荷社に合せ祭れるにもやあらむ、東寺に藏る古文書の中に、永徳二年官人兼治出レ之、と注せる市町指圖に、六條堀河西に稲荷四大神政所あり、所謂旅所なるにか、色葉字類抄には稲荷三所と擧て、下宮田中、中宮命婦、四大神、黒鳥、上宮小薄と注せり、かくても五所の如くきこゆれど、混らはしき書ざまなり、

注東寺の觀智院に秘藏る、廿二社の本地を記せる古書に、稲荷下宮大宮如意輪、命婦文殊、田中不動、中社千手、上社十一面とあり、此書の奥に前伯三位仰二吉田宮神主一注レ之、嘉暦三年十一月十五日、又康永二年二月十日、於二東寺增長院一以二花嚴院御本一書寫畢、權律師法橋上人位と書り、件の吉田神主は、神祇大副卜部兼夏宿禰に當れり、いかで然る妄説を注し出されけむ、又これも同院に藏る、諸社禁忌と題せる古巻に、稲荷本地、下宮如意輪、命婦文殊、田中不動、中宮普賢毘沙門、黒尾彌勒、上宮聖觀音、小薄普賢、神主秦清賢注レ之、とあり、此清賢は、上に注せる伊勢小朝熊神鏡沙汰文に載て、寛喜二年の連署に見えたる下社禰宜なり、そのかみ既く姧僧等が然る妄説したりけるを、此神を祭始て、世々神司となりて仕奉れる秦氏人の、いかでか其妄説を信て注し出したりけむと、いとあさましくぞおぼゆる、又三社の神名も、上に擧たる證文に合はざれば、これも信がたし、但し字類抄に、中宮に黒鳥とあるを、諸社禁忌に黒尾と書り、又至徳三年に、權律師融然が記せる、稲荷社鎭座由來記といへる書に、稲荷明神の本地を、十一面觀世音なりといひ、命婦の事を記せる處に、牡狐を小芋、牝狐を阿小町と稱へて、上下の神の

書るが見えたり、然るに神祇拾遺、稲荷本緣の下に、本殿宇賀御魂、父地主素盞烏、母大山祇女、大市姫、又豐宇氣傳有レ之、第二殿素盞烏尊、第三殿大市姫、已上祕々中甚深事、田中社大己貴神、四大神、五十猛命、大屋姫、抓津姫、事八十神、已上二神を加て五座と稱す、已上二神とは、田中ノ社四大神をさして云奉るなり、弘長三年に告有て、文永丙寅文永三年なり、正月十六日に併奉る、上中下三座は、和銅四年二月戊午日、三峯に出顯也といへり、祭神の事はさらに信がたき說にて、古傳に其證ある事なく、又出顯といへる月日は妄說なり、この年二月に、戊午ノ日なきことゝ上に注へるが如し、又文久三年に、二神を加て五座とせる由いへるは、台記に稲荷詣の事を記されたる事、久安四年より百十年餘りの後なれば、いかにぞやきこゆ、すべて信がたき中の一說なれば信がたし、此ほか類聚神祇本源、二十一社記、諸神記、二十二社注式、諸社根元記などの類の書に、とりどりに注せる說ども、みな多くは例の姧僧家、卜部流等の妄說と通えて信がたし、なほ下にも論ふべきを、こゝにもめぐらして辨ふべし、また或書に社家の說なりとて、神告も併祭も同じ年月に係て、田中社の下に飛鳥田としるし、四大神の下に三諸と注せり、その飛鳥田、三諸の說も信がたし、山城志、紀伊郡の部に云、延喜式云、飛鳥田ノ神社（柿本社）在ニ横大路村ノ南ニ、其東曰ニ柿内ニ、上梁文曰、飛鳥田大明神造脩、應永廿五年九月十五日、別當伴清貞、神主清廣、また御諸ノ神社在ニ伏見ニ稱ニ御香宮ニ、天正中遷ニ大龜谷八科嶺ニ、以爲ニ城隍神ニ、慶長八年復鎮ニ故地ニ、見ニ西方寺古圖ニ云々、とあり、治承二年の山槐記に、十一月十二日辛未、中宮告ニ御産氣ニ、着ニ召使幷諸人從者等ニ、奉ニ神社佛寺等ニ、神社四十一箇所ノ內、稲荷三所田中、云々と記されたり、稲荷三所田中とありて、五社の中の四大神を除かれたるは、故ありし事なるべし、按ふに四大神と申す四大の字音の、死胎と云に通ひてきこえ、また四大神の死大人なども聞ゆれば、諱たまへるにもやあらむ、さて公家ざまにて、打まかせて稲荷五社と稱へる事の書に見あたりたるは、永正二年の神祇伯忠富王記、三月七日のくだり、稲荷祭禮役勅裁案に、稲荷五社云々、享祿四年の宣秀卿記の御敎書案にも、稲荷三階五社敷地五條以南、祭禮役事任ニ先例ニ宛催、可レ遂ニ祭禮無爲ニ云々、と見えたり、さて其稲荷社に併祭れりと云へる、田中神の本社は、三代實錄に、貞觀五年五月廿二日甲申、勅遷ニ山城國廣幡神田中神於愛宕郡伊佐彌里ニ、以ニ舊社近ニ於汙穢ニ也、と見えたり、舊社は詳ならず、下鴨の南賀茂川の東に田中村あり、舊社もしくは此所なりしにか、さて此神社神名帳には載られず、十訓抄に、和泉式部忍びて稲荷へ詣でけり、田中の明神の西のほどにて、時雨のしけるにいかゞすべきと思ひけるに、田刈ける童のあをと云ふものをこ

この僧は寛和の頃の人なり、また百練抄に、壽永二年八月廿一日、武士亂入大原野、打開神殿云云、稲荷社奉取御正體弃之、と見えたり、三社ともに然せしにや、又いづれか一二社の内の事なりしにや、其は詳ならず、さてその御正體といへるも、後に顯はれたまへるなるべし、あなかしこ、

〇稲荷五社の事　三座にまた二座を加へて、五座として祭れるなり、其祭始たる頃は詳ならず、久安四年の台記に、四月廿六日壬申、晴宿衣詣稲荷、下の注に對へ考ふるに、上ノ社になり、自注に、田中四大神、兩社幣加奉之、中社下社同以參詣、田中幣於下社、奉幣時取加、四大神幣於中社、奉幣之時取加、歸路用歸坂、と見えたれば、久安の頃既く三社の外に、田中社四大神社ありて、田中は下社の攝社の如く、四大神は中社の攝社の如くにて、合せて五社在りし趣なり、また同記に、久壽元年四月九日辛卯、今日稲荷祭也云々、使乘尻不登山上、於下社廻馬、畢分散、

注此頃山上に三社あり、山下にも又その三社ありて、其を下社と稱へて、尋常は其社に詣でたる趣なり、其山上山下の社の事は下に辨ふべし、さて此使とあるは、賴長公の稲荷の奉幣使散位重範なり、乘尻とは此時奉らる丶神馬にて、用平文移とあり、其神馬に使の乘りて行くうへより、乘尻といへりときこゆ、廻馬とは、その神馬を牽て社を廻りて奉れるなるべし、同じ記の明る久壽二年にも、四月十五日辛卯、奉幣稲荷使賴憲云々、乘尻平文移三幣三串、乘尻參本社、と記されたり、此本社は稲荷神の本社、山下の中社にて、前に下社としるされたると同社なるべし、本書を見て知るべし、

但小使下家司登山上、奉幣三社、其幣三串、自注に云、政所儲五串、於河之原取留二串不奉、奉幣訖歸亭、自注に云、至河之原時使前駈ス、と記されたり、幣五串儲たるを取分て、三串を山上の三社に奉らせ、二串を取留て、山下の下社の田中神と、中社の四大神に奉らせられたる趣なり、然れば田中社、四大神は、山上の舊社に祭れる事なく、山下の社にして合せ祭れる事著し、件の兩度の記を相證して推て知るべし、さて其をまさしく五社五所など稱へる事の、書に見あたりたるは、東寺の古文書の中、長祿二年、寛正六年の起請文に、稲荷五所大明神、また康正二年、長祿二年、寛正五年の文に、稲荷五社大明神とも

もにやみくつつもるらむ思ふ心のゆかぬみたらし」、又此間に中のにと云文のありけるを、今の本には寫し脱せるなり、そは此前後の文を讀合せて察るべし、「さかき葉のときはかきはにゆふしてやかたくるしなるめなみせそ神」、また上のに、「いつしかも〳〵とそ待わたるもりの下より光り見むまを」、また「ゆふたすきむすほゝれつゝ歎くことたえなは神のしるしと思はむ」、などなむかみ此處に脱字ありげなり、のきかぬところにきこえごちけるといへり、この日記、文詞も歌もしどけなくて、さだかに通えがたき處もあれど、しかすがに古き書にて、ほかにも考合さるゝことあれば、ひき出づ、また枕草紙に、この作者清少納言は、一條院の時皇后宮の女房なり、猶下に云べし、稲荷におもひおこしてまゐりけるに、中の御社のほど、苦しきをねむじてのぼるほどに云々ともいへり、さて其三社の中、いづれか本の伊奈利神の社ならむ詳ならねど、件の枕草紙に、殊更に中社にのみ詣でたりときこゆるをおもへば、中社ぞ本社なりけむ、

注中社と稱すは、神尊卑などの次叙にはあらず、三代實録に、上中下三名神と記されたるも、たゞ連語のうへの唱へなり、賀茂社を後世には、なべて下上賀茂、また下上社など稱ふ例の如くなれど、古くは上下といへり、なほ下の伊奈利の舊社の事を論ふ處にもいふべし、考合すべし、

さてこの三社を歌にては、拾遺集に、雜戀詞書に、いなりに詣で、あひて侍りける女に、ものいひかけ侍りけれど、いらへもし侍らざりければ、平定文、寛平延喜の頃の人なり、「稲荷山社の數を人とはゝつれなき人をみつと答へむ」、壬生忠見集に、稲荷にて「神のやと三つの社にいのりすとけふより君か坂はゆかなむ」、なほ多かり、

注惠慶法師集に、いなりによみて奉るとて、下の社に、「いなりのやみつの玉かきうちたゝき我ねきことを神もこたへよ」、此歌後拾遺集には、いなりによみて奉り侍りけるとて、初句稲荷山とあり、此みつの玉がきは、三社のよしにはあらで、瑞の玉垣といへるにか、又その集には、下の社に詠て奉れりといへば、三の玉垣といへるにはあらず、同じ集の此次の中社の歌に、「稲荷山みつ杉なかにます鏡我ことたてゝたのむかひあれ」、此歌さきにも引出たり、とよめるも、瑞杉といへるなるべし、おもひ合すべし、さて其次に上の社に、「おもふことならさらめやはちはやふる神のみまへのみくまくさなり」、と詠る歌あり、結句詳ならず、こは三社の宮ごとに、よみて奉れる歌なれば、因に書そへつ、猶考ふべし、

廿三日、稲荷上中下社御遷宮日時定、寶治元年正月廿六日、稲荷社正遷宮日時定、二月四日、稲荷社正遷宮丑刻、と見えたり、是も殊なるよしありて、公家より造營したまへるなるべし、

さて此社の禰宜等が申狀、上に擧たる風土記と考合せて、その古實を證し知るべし、延喜神名式に、山城國紀伊郡稲荷神社三座、並名神大月次新嘗、と載られたるこれなり、（延喜式は、延長五年に撰擧て奏上られたり、）○稲荷神社三座の事、（上に引たる史どもに、三前とあるも同じ、）風土記に記せる趣は、三社とはきこえず、又上に擧たる如く、史どもにも嘉祥三年までは、たゞ稲荷神と記されて、一座ときこえたるを、天安元年の度より、始て稲荷神三前、また稲荷上中下三名神とも記されたるは、和銅の後さらに二座の神を同じ山に祭り、本神と合せて、稲荷神社三座と稱して祭りたりしを、此頃官に知え（きこ）て、本神と同等に祭られたるなるべし、

注但し嘉祥の度に、稲荷神に授㆓從四位上㆒と記されて、次の天安の度に、從四位上稲荷神三前に、各授㆓正四位下㆒と、前の從四位上を三前に係て記され、又承和十二年に、稲荷神預㆓名神例㆒とあるに、貞觀十六年の度に、稲荷上中下三名神と記されたるは、共に後に加へたる二座をばことたてずして、本神と同等に預らしめたまふ事となされたるものなるべし、さる例の他の神社にも通えたり、その證事長ければこゝには論はず、

かくて其合せ祭れる二座の神名は、これも詳ならず、本神の請たまへるよしありけるなるべし、（但し其神名に後世の說はあり、下に注すべし、）さて其三座の社を、上社中社下社といへり、蜻蛉日記、康保三年の事を記せるところに、九月になりて世の中をかしからむ物まうでせばや、かうものはかなき身のうへも、申さむなどさだめて、いとしのびたる處に（稲荷社になり、）ものしたり、一はさみのみてぐらに、かう書つけたりけり、まづ下の御社に、「いちしるき山口ならはこゝなから神のけしきを見せよとぞ思ふ」、（二三ノ句、麓より山上の社に向ひてよめる趣ときこゆ、）中のに、（中ノ社なり、）「いなり山多くの年を越にけり祈るしるしの杉をたのみて」、はてのに、（上ノ社になり、三社に詣づる次をもてはてといへり、）「神かきをのほりくたりはわふれともまたさかゆかぬこゝちこそすれ」、また同じつごもりに、あるところに、（これも稲荷の社になり、）同じやうにて詣でけり、二はさみづゝ、下のに、「神やせくし

に通はして書るものなり、古書に山城の荊羽井を榫井、荊幡を盤幡とも見えたる例あり、但し和銅の頃祭始たる神名なるを、この御世の頃、殊更にしか物どほく混はしく書成せる事いとにつかず、然るはもと空海が僞妄説を造りて、それに叶へて書成せるを、公家にも用ひたまへるなるべし、その考は下に云ふべし、

次々には續日本後紀に、仁明天皇御世、承和十年十二月戊午、奉レ授ニ從五位下稲荷神從五位上ー、同十一年十二月此十二月印本に脱たり、今古本に據る己卯朔とあり、丁亥、奉レ授ニ從五位上稲荷神從四位下ー、同十二年十二月庚辰、從四位下稲荷神預ニ名神例ー、文德實錄に、嘉祥文德天皇三年十月辛亥、進ニ山城國稲荷神階ー授ニ從四位上ー、天安文德天皇元年四月乙酉、在ニ山城國ー從四位上稲荷神三前各授ニ正四位下ー、三代實錄に、貞觀清和天皇元年正月廿七日甲申、奉レ授ニ正四位下稲荷神三前並正四位上ー、同十六年閏四月七日乙丑、山城國正四位上稲荷上中下三名神、並奉レ授ニ從三位ー、告文ニ曰、天皇我詔旨止稲荷神乃前爾申賜部止申久、京都爾近久公私爾、崇仰禮坐須御德高支仁波、御冠猶卑爾依利天奈母、殊爾有レ所ニ念行ー天、從三位乃御冠爾上奉利、崇奉流此狀乎、神祇大副從五位下大中臣有本乎差使天、御位記乎令ニ捧持ー天申奉出須、神奈可毛聞食天、天皇朝廷乎寶祚無レ動久、常磐堅磐爾護幸倍奉賜比、天下平安爾之天、水旱之災疫癘之憂無レ聞久、風雨順レ時比、五穀豐登世之女給波波、彌高彌廣爾榮飾利崇奉無止申賜止波久申、と載られたり、さて件の史どもを考わたすに、天長四年靈驗によりて始て官幣を奉りたまひ、承和十二年名神の列に入たまひ、天安元年の度より、稲荷三前と記されたるを始にて、貞觀十六年の度には、稲荷上中下三名神とも記されたり、この後の神階の事は下に記すべし、○相次延喜八年、故太政大臣藤原朝臣、修ニ造始件三箇社ー、こは醍醐天皇の御世、太政大臣藤原時平公の宣にて、殊更に公家より始て、三箇社を修造したまへる由なり、

注上に擧たる如く、これより前にも貞觀十六年の告文に、云々世之女給波、彌高廣爾榮飾利崇奉無、と申さしめたまへる事ありき、又百練抄に、寛元三年三月廿二日、稲荷社假殿遷宮日時定、同四年二月

蘇也、などいふ文なりけむが、既く字を寫し脱せるにもやあらむ、○卽彼氏人等、爲ニ禰宜祝ー、供ニ仕春秋祭等ー、仕ノ字秘抄には給とあるを、師光の年中行事、また諸神記にも仕と書るに從ふ、この文にては、彼氏人等といへるは、中家より始りて、其氏人等が事の如く聞ゆれど、實は伊呂具より祭始たりし事、風土記の文にて明なり、今も社司の中に、秦の氏人相繼て仕奉れるがあり、然るに此申狀上に、その伊呂具が事を擧ずして、かく云へるは疎なり、

注もしくは原の申狀の文には、伊呂具が事の有けるを、既く寫し脱せるにか、○伊勢の小朝熊社神鏡沙汰文に、寛喜二年十二月廿六日、稻荷社送文の連署に、總官下社禰宜從四位下秦宿禰清賢、上社禰宜從五位下秦宿禰公時と見ゆ、なほ此氏人の書どもに、これかれ見えたり、又東大寺に秘藏る、文書の料紙の裡面に見えたりと云ふ、天平十年の駿河國正稅帳に、當國使安倍郡散事と稱へる人數の中に、伊奈利臣牛麻呂、伊奈利臣千麻呂といふがみえたり、此は伊奈利山に因れる氏なるにか、又外に由ある氏なるか、知るべき由なけれど、希らしければ此に書つく、

春秋祭とは、年中の祭といへる文詞なり、春秋二季の祭と云へるにはあらず、恒例の祭は、上に擧たるごとく、四月上卯日なり、○依ニ其靈驗ー有レ被レ奉ニ臨時御幣ー、此神の事の國史に始て見え給へるは、類聚國史に、天長淳和天皇四年正月辛巳、詔曰、天皇詔旨止稻荷神前爾申給止申佐久、頃間御體不レ健大坐須、占求留爾、稻荷神社乃樹伐留罪祟爾出太利止申須、然毛此樹波、先朝乃御願寺乃塔木爾用牟我爲爾止奈利、今成レ祟止利申我故爾、畏美毛内舍人從七位下大中臣雄良乎差使天、禮代爾從五位下乃冠授奉理治奉留、實爾神乃御心爾志坐波、御病不レ過ニ時日ー除愈給倍、縱比神乃御心爾波不レ在止毛、威神乃護助給牟波天力爾依之、御躬波安萬利平支給止牟所念食止、奉レ憑倍止申給布云々申須、とあり、

注この神社の樹伐れる事は、はじめ嵯峨天皇の御世、弘仁十四年空海に東寺を賜ひ、此淳和天皇の御世、天長三年におよびて、東寺の塔建たる事書どもに見えたり、其時の事なり、さて伊奈利を稻荷と書るは、此詔旨の文に始て見えたり、かく書てはうちまかせては、伊奈爾と讀るゝを、爾を利

風土記をば、見られざりしなるべし、件の文、大外記中原師光朝臣の、年中行事抄に載たるも全同じ、諸神記には、たゞに元明天皇和銅年中云々と書出し、二十二社注式にも、人皇四十三代、元明天皇和銅四年辛亥、始顯ヨ坐伊奈利山三箇峯平處ニ云々、と書出して、下文はこの禰宜祝等の申狀と全同文なり、また諸神記に、別に天暦勘文云、秦氏人爲ニ禰宜祝一、供ヨ仕春秋祭ニ云云、秦氏人爲の四字脱たる本もあり、と記して、此申狀と同文なり、此記には諸說を撰なく載たれば、件の勘文といへるは、此申狀の事にて、其を他書に抄出して記せるまゝを、採り載せたるものなるべし、然らば此申狀は、天暦に禰宜等が進れる勘文にぞありける、さて此申狀には、和銅年中とあるを、注式に四年辛亥と書るは、かの申狀の正本に依れるにか、又一說を書加へられたるにか決めがたし、

注和漢合運にも、四年に係て稲荷神現と記せり、又卜部兼倶卿の神名帳頭注には、和銅四年辛亥二月十一日戊午、始顯ヨ坐伊奈利山三箇峯平處一、とあり、今推撿るに、その年の二月に戊午はあらず、十一日は丙戌なり、神祇拾遺にも同じ、月日干支に係て云へる妄說あり、下に論ふべし、察ふに其初午祭の起源にせむとて、謾に日と干支を加へたる說なるべし、但し諸社根元記に、此神の鎭座を、和銅四年二月九日とあり、九を七の寫誤とすれば、七日は壬午なり、然らば件の帳の頭注に、十一日戊午とある、十一日は七日、戊午は壬午の寫誤にて、實は二月七日壬午なりしによりて、其月の初午の日をもて、社司の殊更に拜祭るによりて、諸人も詣る例日となりしにもやあらむ、こはせめての論ひなり、

○始顯ヨ在伊奈利山三箇峯平處一、風土記に、伊呂具が云々の事によりて、白鳥の飛飜(リテ)居ニ山峯一、伊禰奈利生、遂爲ニ社名一、と見えたる處に相合へり、其は既に論へるがごとし、此に考合すべし、○秦氏祖中(ツ)家等、拔レ木殖蘇也、拔を祓、木を來と書る本あり、又諸神記には、拔を後、殖を垣と書る本あり、ともに誤寫なり、この事風土記に、至ニ其苗裔一悔ニ先過一、而拔ニ社木一、而殖レ家禱祭(イノリマツリキ)之、とあるに當れる事、既に辨へ證せるが如し、但し拔木殖蘇の四字脱字ありげなれど、風土記の此事を記せる下文に、今殖ニ其木一、蘇者得レ福云々、とあるによりて、推考へて其義を得べし、しばらく木を拔(ネコジ)て殖ければ、蘇(オヒツ)きと訓てあるべし、試にいはゞ、本書秦氏祖中ッ家等、拔ニ社木一殖レ家祭

善果數究、漸貧且死絶、水田復無耕者、と記せり、これも又同じ事の一傳ときこえたり、○壒囊抄に、年の始に人ごとに餅を賞翫するは何の心ある、餅は福のものなれば、祝に用ふる歟と問へる答に、昔豐後國球珠郡に、廣き野有所に大分郡に住む人、其野に來て家を作り、田をつくりて住けり、有るに付きて家富み樂しかりけり、酒呑み遊びけるに、とりあへず弓を射けるに、的のなかりけるにや、餅をくゝりて的にして射けるほどに、其餅白き鳥になりて飛去にけり、其より後次第に衰へて迷失にけり、跡は空しき野と成たりけるを、天平年中に、速見郡に住ける訓邇と云ける人、さしも能く賑たりし所のあせにけるを、あたらしとや思ひけむ、又爰にわたりて田を作りたりける程に、その苗皆失けれぱ、驚恐れて又作らず捨にけりと云へる事あり、餅は福の源なれば、福神去りける故に衰へけるにこそ、福の體なれば年始にもてなすべし、二人向ひて餅をひきわるを、福引と云ひならはせるも、故なきにあらざる歟、また內裏には、餅の名を福生菓と云へりなど記せるも、同じ古語の一說なり、

よく讀あはせみて、神の御慮御所爲の、奇しく測知りがたきことわりを思ふべきなり、

注伊呂具が苗裔の、悔先過而拔社之木、殖家禱祈之、と見えて、深く神咎を畏みたりし眞心のおもひやらるゝなり、また出雲風土記にも、島根郡法吉鄉云々、神魂命御子、宇武賀比々賣命、法吉鳥化而飛度、靜坐此處、故云法吉、と記して、法吉社と云ふを載たり、この神社、延喜神名式にも載られたり、この社今もありて、なべては大森大明神と稱へりとぞ、此神を祭り始たる古傳をもおもひ合すべし、

○年中行事秘抄云、此書の奥書に云、永仁之頃被書始之處、自然被閣之畢、嘉曆令終寫功者也云云、四月上卯日、稻荷祭事、件社立始祭始之由、慥無所見、但彼社禰宜祝等申狀云、此神和銅年中、始顯在伊奈利山三箇峯平處、是秦氏祖中家等、拔木殖蘇也、卽彼秦氏人等、爲禰宜祝、供仕春秋祭等、依其靈驗、有被奉臨時御幣、相次延喜八年、故贈太政大臣藤原朝臣、修造始件三箇社者、件社立始祭始之由、慥無所見、但彼社禰宜祝等申狀云、此神和銅年中、この秘抄の撰者、此に擧たる山城

臣祖菟名手ニ云々、垂仁紀に、豐國國前郡、又國造本紀に、豐國造、志賀高穴穗朝御代(成務)云々、宇那足尼定ニ賜國造ト、と見えたるは、宇那手足尼なるを、手字の脫たるなるべし、

遣レ治ニ豐國ー往ニ到豐前國仲津郡中臣村ー、于時日晩僑居、明日昧爽忽有ニ白鳥ー從レ北飛來翔ニ集此村ー、菟名手卽命ニ僕者ー遣レ看ニ其鳥ー、鳥化ニ爲餅ー、片時之間更化ニ芋草數千株ー、株(株下の株一本に花と書り)、葉冬榮、菟名手見レ之爲レ異、歡喜云、化生之芋未ニ曾有ーレ見、實至德之感、乾坤之瑞、旣而參ニ上朝廷ー、擧レ狀奏聞、天皇於茲歡喜之在、卽勅ニ菟名手ー云、天之瑞物、地之豐草、汝之治國、可謂豐國、重賜レ姓曰ニ豐國直ー、因曰ニ豐國ー、後分ニ兩國ー、以ニ豐後國ー爲レ名、と見え、

注 但し豐國の名は、神代に此國の名を、豐日別と謂へるに依れりと通ゆれば、件の勅に依れりといへるは、謬傳ならむかとも論ふべけれど、なほ按ふに、可謂の可字は所の誤にて、汝之治國、所謂豐國、重賜レ姓曰ニ豐國直ーならむか、さるはもとより豐國と名に負へるに相合ひて、豐草の出來たる由に賀ぎ歡喜びたまひて、既に國の宰に任したまひたりけるうへに、重て豐國直といふ姓を賜ひたる由なるべし、然らば此は國號の緣にはあらざるを、因曰ニ豐國ーと書るは、記者の疎なりしなるべし、或人前に此說を聞て云、こはいはれたり、但し可謂は本のまゝに、豐國なりと謂ふ可しとてと訓べし、汝が治る國は旣くより名に負へる如く、まことに豐國と謂ふべき國ぞとての意と通ゆといへり、この說穩かにて可からむか、さてこの考どもの當否は、いかにまれ、白鳥の神異は舊き傳說なり、

また速見郡田野、在ニ郡ノ西南ー、此野廣大、土地沃腴、開墾之便無レ比ニ此土ー、昔者郡內百姓、居ニ此野ー多開ニ水田ー、餘レ糧宿レ畝、已富太奢、作レ餅爲レ的、于時餅化ニ白鳥ー、發西南飛、當年之間百姓死絕、水田不レ造、遂以荒廢、自レ時以降不レ宜ニ水田ー、今謂ニ田野ー其緣也、と見えたるこれなり、

注 近年豐後國岡の人、唐橋君山の注せる、豐後風土記解の田野の下に、豐日志曰、和邇部藤彥、仲哀帝朝人、神功皇后三韓凱旋之後、稱レ疾隱ニ于此ー、其孫大開ニ土田ー致レ富、呼ニ田野長者ー、其後數世、驕奢日盛無レ狀、嘗作ニ餅數千ー、以爲ニ地磚ー、盛レ米爲ニ假山ー、

多かり、

注六帖、山の題、よみ人なし、「稻荷山杉のむら立おしなへて木のもとことにくるよしもかな」、と見えたり、杉の多かりつるさま思ひやるべし、また惠慶法師集に、いなり三社によみて奉れる三首の歌の中に、中の社、「いなり山みつ杉なかにます鏡我ことたてゝたのむかひあれ」、と見えたる、みつ杉は瑞杉にて、こはしるしの杉ごめに、なべて多かる杉むらを稱へたるなるべし、みつ杉中といへるをもてしるべし、又永久四年百首、源忠房朝臣、稻荷詣の歌、「いなり山さかしくとまる心かなみな杉の葉をふけるいほりに」、とよめるは、そのかみ初午に、杉の葉もて屋上を葺くならはしもありしなるべし、又菅原孝標女の更科日記に、長谷寺に詣でたる條に、「三日さぶらひて曉にまかでむとて、うち眠りたる夜さり、御堂の方よりすはいなりより賜はるしるしの杉よとて、物を投げいづるやうにするに、うちおどろきたれば夢なりけりといひて、長谷末に夫の身まかれる事をいへるところに、にてまへの度は、稻荷より賜ふしるしの杉よとて投出られしを、いでしまゝにいなりに詣でたらましかば、かゝらずやあらましといへる事見ゆ、又平治物語に、平清盛公熊野詣の途にて、都の亂を聞て、引返したまふ時の事を記して云く、大貳清盛はまづ稻荷の社にまゐり、各杉の枝を折て、鎧の袖に差して六波羅へぞ着にけると、いへる事も見えたり、

なほ下の二月初午詣の事の條にいへると、合せ考ふべし、○南鳥部里云々、伊奈利社の條の文に、相合ひてかくれたる事なし、但しかの白鳥の飛翻居二山峯一、伊禰奈利生とある、後に此所の森に飛去來て居れりしなるべし、飛去の去ノ字に意をつくべし、鳥部里は、和名抄に山城國愛宕郡の郷に、鳥部倍止利又東寺に藏る長保四年の文書に、鳥部鄕四至限二西愛宕野一、限二北公田一、と見えたり、山城志に、愛宕郡鳥部山、在二清水寺ノ南、蓮華王院ノ東一、絕頂曰二阿彌陀峯一、麓曰二鳥部野一、と云へり、○件の風土記の古事に、いとよく似たる趣なる古事あり、豐後風土記に、豐後國者本與二豐前國一合爲二一國一、昔者纒向日代宮御宇大足彥天皇、景行天皇、詔二豐國直等之祖菟名手一、

注古事記孝靈段に、日子刺肩別命者、豐國之國前臣祖、景行紀十二年の下に、幸二筑紫一云々、先遣二國前

り、小野は宇治郡の里にて、其處なる殿の南面より、かの山のしるしの杉は、西南の方の峯上に見わたされたりしなるべし、また源順集に、二月初午いなりの社にまうづる人に、「稲荷山をのへにたてるすき〳〵にゆきかふ人のたえぬけふかな」、峯の上にたてるとよまれたるに意をつくべし、すぎ〳〵は、杉に次々をかれたり、つぎをすぎとも通はしいふは古言なり、なほこの稲荷詣の文も歌ども、下にひくを見て考合すべし、永久四年百首に、稲荷詣藤原顯仲朝臣、「稲荷山しるしの杉をたつね來てあまねく人のかさすけふかな」、

注しるしの杉を尋ね來てとよまれたるも、三社の内ことさらに、中社をさせる意ときこゆ、又風葉和歌集に載たるまつら物語に、龍吟出家し侍りて、又のとしの春、こぞのむつきに稲荷の御幸の御供つかうまつりて侍りける、かざしの杉に雪の降か丶りたりしなど、おぼしめしいでられければ、あまのもしほ火の院御歌、あまのもしほ火とは、例を考るに、この物語の中の巻ノ名ときこえたり、「いのりこし神さへつらしいなり山いつらたのみのしるしありける」、などよめる歌見えたり、初午ならでも、杉を挿す例なりしなるべし、

源俊頼朝臣、「いなりにもおもふ心のかなはすはしるしの杉のをられましやは」、千載集雜下物の名、みつのみの題、に、僧都有慶、「いなり山しるしの杉の年ふりて三の御社神さひにけり」、新撰六帖に、なかの春を題にて、藤原知家卿、「いなり山杉の青葉をかさしつ丶歸るはしるき今日のもろ人」「又藤原光俊朝臣「きさらきやけふ初午のしるしとて稲荷の杉のもとつ葉もなし」、などよめるをあはせ思ふに、そのかみ神の白鳥と化りて居りたまへる、山峯の杉木を、しるしの杉と稱へ、其處に社を造りて後にいはゆる、中ノ御社なり、祭りたりけるを、伊呂具が苗裔其社の邊なる、同じ木種の杉を拔きもて來て、己が家に殖たりしを、世人もそれに傚ひて、其社の邊の同じ木種の杉苗を拔て、おのれ〳〵が家に殖て幸福を求めたりけむ、かくて山上の社を、今の地に遷せる時、此今の地に遷せる事は、下に云ふべし、舊の山上のしるしの杉の木種の木を、今の中の社邊に移し殖て神木とし、それをもやがて、しるしの杉と稱へりしなるべし、しか名を呼ふ杉今もあり、又むかしは同じ木種の杉の多かりけむを、それをもしるしの杉と呼ひならひて、其苗を家に引殖もし、なべては其を事のもと丶して、其枝を採りて挿して還向る例なりしなるべし、今もこの社地に杉

なり、但し年中行事秘抄に載たる、稲荷社禰宜等が申狀の中に、秦氏祖中家等、拔ㇾ木殖蘇也、卽彼秦氏人等、爲二禰宜祝一供二奉春秋祭一、と見えたるに（全文は下に引べし、）併考るに、此に至二其苗裔一といへるは、伊呂具が苗裔にて、中家等が事に當り、また拔ㇾ木殖蘇也とは、此次の文に、今殖二其木一蘇者得ㇾ福云々、と云へる縁の證に合へり、（さるは伊呂具が裔漸に衰へ、貧しくなれるによりて、なほも祖の過を悔畏まりて云々、仕奉りければ、さらに福ありて富榮えたりしなるべし、此記の文簡古に過て、調ひては通えがたきを、なほ件の申狀にも考へ合せて、その故實を察るべし、）

○今殖二其木一蘇者得ㇾ福、殖二其木一枯者不ㇾ福、今も件の古事に傚ひて、此神に禱願事して、社邊の木を拔持來て、己が家に殖うるに、其木蘇ば福を得、枯るれば福あらずと云へるにて、これによりて禱願事の成否をトる由なり、上に注せる如く、禰宜等が申狀に、中家等拔ㇾ木殖蘇也、と云へる古事に相合へり、

注 蘇字うちまかせては、よみがへると訓なれたれど、此にては然訓むべきにあらず、さはいへど訓べき古言はおもひ得ず、俊賴卿の髓腦に、二條東洞院に伊勢が家にてありけるに、子日の松のありけるを、さきを結びてありけるが、おひつきてまことにおほきなる松にて、ちかうまでありしが云々、又青蓮院尊朝法親王の、天正十九年に記したまへる唐崎松の記に、新庄直賴の、さきに唐崎の松のたふれたるをあたらしみて、更に別木を植たる事を記されたる文に、松はやうもなく生ひつきて、春ならぬ梢も今一しほの緑にて、千年の根ざしいちじるき事、神慮ありがたく覺え侍りなど見えたるによりて、おひつけばと訓みてあるべし、今の世にはたゞにつくとのみいへり、

さて件の社の木といへるは杉にて、いはゆる稲荷山の驗の杉なるべし、蜻蛉日記に、稲荷詣して中社にてよめる歌に、「稲荷山おほくの年を越えにけりいのるしるしの杉をたのみて」、とよめるをも證とすべし、又大鏡の小野宮實賴公の傳に、小野の宮の南面には、（此公の家號なり、十訓抄にはたゞ小野と書り、）御もとゞりを放ちて出させたまふことなかりき、その故は稲荷の杉のあらはに見ゆれば、明神御覽ずらむに、いかでかなめげにては出むとのたまはせて、いみじく謹ませたまふに、おのづからおぼし忘れぬるをりは、御袖をかづかせたまひてぞ、おどろきさわがせたまひけると見えたる杉これな

りしを、後世におよびて、神世の典どもにきこえたまへる神の御名を、もとめいでゆゑづけて、それの神ぞ、くれの尊ぞなどさだめ稱さむは、いと畏きわざにて、あるまじき事なり、おほかた神の御上より人にむかひては、御名を秘したまへるにや、古しへより神のみづから御名を告顯はしたまへることは、いと〳〵希なり、諸社の中にも此伊奈利の神などの如く、御名は知られねど、たゞ其靈驗を畏み尊びて、祭來れる神も多かりぬべし、故公家ざまにも、諸社に祭れる神名を正したまへる事の、古書どもにをさ〳〵見えたる事なく、其ほか古書どもにも、然る事のきこえぬを思ひ合すべし、然るを近むかしより、卜部家などの書どもに、みだりに諸社の神名をさだめたりと聞ゆるが多かるにあはせて、またとり〴〵にさだめいふは、いともかしこくあるまじき事なり、上古より神をば、八百萬神としも語繼て、その神名も御德も、人の世にきこえ傳はりたまはぬが、いく千萬神ともしられずおはしますべきものをや、御名のきこえたまはねばとて、さらに劣しめ奉るべきにあらず、御名のさだかならぬ、すなはち其神の御慮なれば、たゞ社號のまゝに心えて、尊び齋祭り奉るべきなり、然はいへど正しき古傳のあらむには、よく正しく證し奉るべきことぞかし、

注なほ論はゞ、古書どもを考ふるに、すべて神々の御名は、人のうへより美稱へ奉り、或はその情狀に依りて、名づけ奉れるを受おはしまして、神の素よりの御みづからの御名ときこえたまへるは、をさをさあらず、まれ〳〵もとよりの御名ときこえたまへるも、多くは美稱ときこゆるをおもひ奉れば、神どち傍より稱へて負せたまへる御名なるべし、又人に託け告たまへる御名も、其時のさまによりて、御名を儲けて宣へる趣なり、然れば神の御うへには、御みづから定めたまへる御名は無き事にやあらむ、人の世におよびても、上古は多くは然る趣にきこえたり、よく〳〵あぢはひて心えおくべきことなり、

○至㆓其苗裔㆒悔㆓先過㆒而拔㆓社之木㆒殖㆑家禱祭之、伊呂具が子孫相傳へて、件の神社に仕奉りたりけるが、なほも先の伊呂具が時の過を悔畏まりて、彼社の木を拔持來て、己が家に殖て神慮を和め禱祭りし由

には、少男（ワカキ）などのよばふをば、乳母の兒を愛み養（ヒタ）すごとき心しらひのありて、いへる意をふくめるなるべし、

注 こはあまりにこちたきときざまなれど、此集に見えたる歌に、「ひとつかひならはさりけるをし鳥のみつからきたるものとしらなむ」とよめるも、ひとつがひは、鴛の匹偶に人使をかね、ならはざりけるは、雙ばざるに習はざるをかね、をし鳥に啞をかね、みづからは身自に自水をかねてよめりと通ゆると、口つき心ざまの相似たるをも思ひ合すべし、すべて此女の歌は、おのづから遊女の心ざま見えて、口とくものをかしくよむとはすれど、心ふかきにすぎて、いひおほせざる處ありてきこえ、又口さとくかくし題をよめるも多かり、よみ見て其口つきをさとりて、今このいなりこその歌をも、解きこゝろみたるなり、

萬葉集相聞の歌に、「綠兒（ミドリゴ）の爲こそ乳母（オモ）は求むといへ乳飮めやきみか於毛もとむらむ」、又「悔しくも老にけるかも我せこか求る乳母に行かましものを」と見えたるに、心ばへ似て聞ゆる趣あり、これをもおもひ合すべし、但し此神の故事を、上のくだりの如き、たはれ事によりて申さむはたやすげなれど、しかすがに古しへのかたり言に傳はりたりけむと思はれて、かたへの證ともすべければ、すてがたくてなむ、かくて其伊奈利の社地、また其社建立たる時の事は、年中行事秘抄、稲荷祭の下に、彼社禰宜祝等申狀（ガ）云（ニ）、此神和銅年中始顯（テ）在伊奈利山三箇（ミツガ）峯平處（ノ）と見えたり、平とは山上の平かなる處をいふ、諸國の地名に、某平某の平とてある平も、其平によれりときこゆ、さるは此山に、峯三並（ツ）べる中の、一峯の頂の平處に、神の顯れ坐しけるを、やがて其處に社を建て祭始たる由にて、これ後にまた二峯に二座の神を祭りて、其を加へて稲荷神三社と稱し、但し三ッ箇峯とは、三ッ峯あるが故に、とりすべて山の名の如く呼べる後世の名なるを、古しへにめぐらしてかく云へるが、文の調はざるが故に、ふとはきこえがたし、風土記にも考合せて、よくよみあぢはひて其意を得べし、其峯を上中下と呼別ち、其社をも別ちては、上社中社下社と申し、此上中下の社の事は、下の稲荷神三座の條に論ふべし、其中峯の中社に當りて、三座の中の本神とぞきこえたまへる、なほ件の禰宜等が申狀の全文を、下に擧るを見合て辨ふべし、そもそも此伊奈利の神は、上件の靈驗を畏みて祭始たる神にし坐せば、もとより其主神（カムサネ）の御名は知られざ

のかたに、

注 いなりも 遊女のともがらと通ゆ、そのかみ遊女にも、人の懸想書をやり、又其を別女に譲る事もあるならはしなりしなるべし、さて檜垣がかくものしたるは、前に元輔のざればみて、ことかよはしたる事のありけるによりて、いひつかはしたりときこゆ、こどものせうそこしたるにといへるも、元輔をあそびがたきとしたる詞なり、此ころ元輔は、七十九歳ばかりの時に當れり、檜垣は三十歳にたりたらずの頃なりけむ、おのれさたすぎにたる年頃なるがゆゑに、みづからの詞には、いたくさかり過たるきこえあるにといひて、元輔にいどみきこえたる詞なり、下の條に、元輔の檜垣に、今はわれも人もおいにたりといへる詞の見えたるにも思ひ合すべし、

「いなりこそ人のおもひはなすときけ今は我身はふるのやしろぞ」といへり、此歌いなりといへる女の名におひたる稲荷の神の故事にかけてよめるなるべし、さるはまづ一首の意を解き辨へていふべし、さて上句は、稲荷の神こそは、人の兒を養育(ヒタ)す淤毛飯(オモイヒ)を成(ナ)したまふと聞けと云へるにて、その淤毛飯を約めて、さて淤毛比(オモヒ)ともいふを、想にかけてよみなせるなり、さて淤毛とは、もしと兒を養育(ヒタ)す事(ワザ)をする婦人を凡て云ふ稱(ナ)にて、乳母(チオモ)といふもこれなり、その中に乳母は、殊に主とある者なるゆゑに、淤毛とのみも云なり、また親母も、むれと兒を養育すものなるゆゑに、淤毛ともいへり、さてこの淤毛のことは、鈴屋の翁の説をとり、すべていへるなり、しる粥の薄きを淤毛湯といふも、兒に乳に換へて、漸に飯を食ひならはしめて、養育す料の由の名と通ゆるにつけておもふに、その淤毛湯のやゝ厚(カタ)きを、淤毛飯といふべきなり、古しへにたゞ粥ともいへるは、今の飯に當り、しる粥と云へるは、今の粥に當れり、但しそのしる粥に對へて、粥をかた粥とも云へり、なほ委しくいはゞ、飯粥の製りざまによりて、名もとり〴〵に通ゆれど、此につくすべきにあらず、かくて此歌によめる意は、稲荷の神の稲を、生したまひたりし由のかたり言によりて、其御めぐみを飯にもおよぼして、萬葉集に、「佐保川の水をせきあけて殖し田を刈る早飯はひとりなるへし」、とよめる歌も見えたり、其を淤毛飯のかたにとりて、さて或人のおのれに想をかけたるよしにて、けさう書おこせたるをいなりにゆづりて、我は今年老たればかひなしといふ意を、今はわが身はふるのやしろぞといひなして、いなりこそしか〴〵人のおもひをば、成就(ナ)すべけれといへるにて、裏(シタ)の心は、ねびすぎたる遊女のうへ

爲二社名一、白鳥はシロキトリと訓むべし、シロトリ、シラトリなど訓ては、體言となりて、一種の鳥の名のごとく通ゆればなり、伊禰奈利生とは、

注この伊禰奈利生の五字、諸本伊奈利山の四字とし、山城名勝志に引たるには、伊奈利生子かく書り、又二十二社注式の卜部兼見卿自筆本には、子生の二字とし、一本には伊奈利の三字とす、かくまちまちに書て、いづれにても其義きこえがたし、これもかれも誤脱をかさねたるものなり、然るに諸神記に、この風土記の文を、片假字に轉寫してイナリ生と書き、一本にはイチナリ生と書り、此一本なるぞ正しかるべき、上に擧たる書どものかきざまを併せて考るに、本書には伊禰奈利生と書るを、とりどりに誤り寫し傳へたるものなり、故に今訂して書り、

稻に穗の結りて生ひたる趣なり、

注天智紀三年十二月の下に、是月淡海國言、坂田郡人、小竹田史身之猪槽水中、忽然稻生、身取而收、日々致レ富、栗太郡人、磐城村主殷之新婦床席頭端、一夜之間稻生而穗、其旦垂穎而熟、明日之夜更生二一穗一、新婦出レ庭、兩箇鑰匙自レ天落レ前、婦取而與レ殷、得二始富一といへる事見えたり、似たることなり、

さて化而成二白鳥一とあるより、こゝまでは神の御所爲なり、伊呂具が稻粱を積たる富裕に心驕奢て、餅をもて的とせるを警戒しめたまふとして、その稻粱にも彌倍りたる稻實を、結生して示せたまへるなるべし、遂爲二社名一とは、伊呂具この神の咎を畏み過を悔て、遂にその地に其神の社を造營て祭奉り、その靈驗を稱へて、稻成と云ふ言をもて、神社の名と爲る由なり、言便にイネのネを省きて、イナリと云へるなり、この條の首に、伊奈利社稱二伊奈利一者と書出して、下文にかく伊禰奈利生と、さらに假字もて書たるは、社號の義を明せる心もちひの書ざまとぞ通えたる、なほ其故事の、世に語言にもしたりけむときこゆる事は、檜垣歌集に、この書諸本、とりどりに寫誤あるを、互に讀合せて詞のとゝのひて、通ゆるかたをとれり、この檜垣は、肥後國の遊女なりと、袋草子にみえたり、清原元輔國守にて下りたるに、歌仙傳に、寛和二年任二肥後守一とみえたり、その傳によりて考ふるに、この年七十九歲の時なり、いたくさかりすぎたるきこえあるに、檜垣がうへの事をなり、こともの或人の由なり、せうそこしたるに、いなりといふなる人、同じ里にすめるに、ふみをゆづりて元輔

驍富一、及レ至ニ踐祚一拜ニ大藏省一、と見えたり、深草里は則伊奈利山近き處にて、今もかくれなく、（山城志に、稲荷舊深草管内也といへり、又倭名抄に、紀伊郡深草郷と見ゆ、）又深草より大津に越る山中に、狼谷と云がありて、その山下に狼谷村といふもあり、（今なべては大龜谷と書り、）大津父が狼に逢たりし所なるべし、（別本山城風土記、久世郡の下に、秦賀瀬川袖野目良川之末也とあり、此秦氏に由ありて負たる川の名にもやありけむ、）これかれ考合するに、伊呂具は大津父が裔にて、代々深草わたりに住て、稲粱を積と稱へる如く、富裕榮えて在けるなるべし、（この伊呂具が云々の事は、和銅年中の事なり、なほ下に注すべし、欽明天皇の幼くおはしましゝころより、二百年ばかり後の事に當れり、）秦は波陀とよむべし、（秦ノ酒公を始にて、その後孫は秦禹豆麻佐と唱へし、もと同氏ながら、秦字の唱の別なる由ある事、その說長ければこゝには盡しがたし、因ありて瀬見の小川と題たる書の中に、委しく論へり、）さて又秦中家忌寸といへる、中家は名なり、

注秦中家と複たる氏にはあらず、中家の訓さだかならず、姑くナカツヘと唱てあるべし、この中家が遠祖伊呂具が骨は公なるに、中家を忌寸といへるは、伊呂具が後和銅の頃、既に忌寸の骨を賜はりたりしなるべし、天武紀に、秦連云々、姓氏錄、山城國諸蕃に、秦忌寸秦始皇帝五世孫、弓月王之後也と見ゆ、これ歟、弓月王は、應神天皇十四年歸化れるよし、同じ書に見ゆ、

年中行事秘抄に、稲荷社の禰宜祝等申狀云とて、載たる文の中に、秦氏祖中家等云々といへるこれなり、（中家が事、またこの氏人の、世々稲荷ノ神社の禰宜祝と成て仕奉れる事、その禰宜等が申狀にみえたり、下に引べし、）○積ニ稲粱ニ有ニ富裕一、粱は和名抄に、崔禹錫食經云、粱米一名芑粟云々、和名、阿波乃宇留之禰と見ゆ、漢文に穀の事を、ひろく稲粱とも書る例あれば、（說文に粱ハ稲、穀名也とも注せり、）ただ稲穀の類を、すべて云へる文と見て、姑くイネとよみてあるべし、（粱を梁と書る本あり、此に依らば、稲粱を積にて、古しへ稲を貯ふるには、稲穗を整ながら稲木に掛置ならひなりけるを、然して多く積貯へたる由ならむか、豐後風土記の田野の古事の文に、多開ニ水田一、餘ニ糧宿レ畝、己富大奢、と云へるに似たる趣なるにも思ひ合さる、その風土記の文は下に擧ぐべし、富裕一本に富祐と作り、字書に、裕は物饒也寬也、祐は助也など注せり、）裕とあるかた然るべし、二字引合せてトミとよむべし、

○仍用レ餅爲レ的者、伊呂具富裕たるに心驕奢て、射る時餅をもて的とせる由なり、的はマトと訓むべし、（古言にイクハともいへど、其は射食義の名に通ゆるに、マトは萬葉集に、伊勢の的形ノ浦を、射流圓方波と訓る歌も見え、和名抄にも、的は萬斗と訓て、これもまた古言なり、其はイクハの形の圓なるによれる名と通えたるに、こゝには餅の形の圓なるによりて、かたがたマトと訓むべきなり、）○化而成ニ白鳥一、飛翔居ニ山峯一、伊禰奈利生、遂

字あり、また文龜三年卜部兼倶卿の神名帳頭注、また諸神記にも、件の文を引載たり、また年中行事秘抄、二十二社注式、諸社根元記等にも、この文を採て載たりと見えたるに、その書どもの異本をも按べ見るに、いづれもとり〴〵に誤脫あり、今それらの本どもを按べ見て、おほかたその義の通りてきこゆるかたを選びとゝのへて、こゝに擧げ記せるなり、かくてその諸本の異同をひとつ〴〵擧げむには、あまりにわづらはしければ、おほくはいはず、論ふべき事のあるはそのところ〴〵に注ふべし、

源氏物語空蟬巻 河海抄云、山城風土記云南鳥部里稱ニ鳥部一者、秦公伊呂具的餠、化レ鳥飛去、居其所森云ニ鳥部一、

注この風土記の文は、上に擧たる脫簡本には見えざれど、文脈を按ふに、決く同記の文なり、よみ合せて知るべし、さてこの河海抄の撰者、四辻內大臣源義成公は、明德の頃みさかりにおはしゝ人なり、當時ものゝ證にも引注るされたるをもても、この風土記の古き書なる事を知るべし、

今件の文によりて考ふるに、秦中家忌寸遠祖伊呂具秦公、秦は氏、公は骨、伊呂具は名なり、秦氏はもろこし秦始皇が裔にて、應神天皇の御世より、次々に歸化たりて支流いと多し、日本紀、姓氏錄、其餘古書に見ゆ、秦公は姓氏錄に、秦始皇帝孫孝德王之後也と見えたり、さて伊呂具秦公と、如此氏骨を連ねて名の下に置て記せる事は、書紀姓氏錄などに、秦公酒を酒秦公ともしるされ、廣隆寺緣起、またそれに載たる秦氏の系統にも、みな某秦公と記せり、他氏人にはをさ〳〵例なき事にて、秦氏人にかぎれる事の如くきこゆるは、故ありし事なるべし、但し件の風土記の南鳥部里の條には、尋常の例に秦公伊呂具と書り、もしくは後人のさかしらに書改めたるにはあらざるか、さて伊奈利山は紀伊郡にて、伊呂具は其わたりの人ときこゆるに、欽明紀に、天皇幼時、夢有レ人云、天皇寵ニ愛秦大津父者一、及ニ壯大一必有ニ天下一、寤驚遣レ使普求、得レ自ニ山背國紀伊郡深草里一、姓字果如レ所レ夢、於レ是忻喜遍レ身歎ニ未曾有夢一、乃告之曰、汝有ニ何事一、答云無也、但臣向ニ伊勢國一商價來還、逢ニ二狼鬪汚一レ血、乃下レ馬洗ニ漱口手一祈請曰、汝是貴神而樂ニ麁行一、儻逢ニ獵士一見レ禽尤速、乃抑ニ止相鬪一、拭ニ洗血毛一、遂遣放、倶令レ全レ命、天皇曰、必此報也、乃令ニ近侍一優寵日新、大致ニ

しるしの杉

山城國紀伊郡に鎭り坐します、稻荷の神の御事を、既くよりいとあるまじきかたに申しなし奉る事の、とりどりきこえたまひつゝも、御社はみさかりにたち榮えたまひ、ことにちかき世となりては、國々こぞりて大きくも小さくも、神殿をつくりて祭りあへるならひとなり來れるは、いとあやしきまでなるに、その神のもとの故事のおぼゝしきを、いかでとおもひたちて、ふるき書どもに據りて、かつ〴〵も證したてまつり、因にこの神に由ある事どもをさへに、なにくれと書しるして見むとてするなり、

いなり山しるしの杉のすきし世の
まことをいまにたつねてを見む

信友

驗の杉

稻荷神考證

○山城風土記云

注この風土記は、もとより脫簡本なるを寫せるよし、永祿元年十二月三日、熊野山僧良快の奧書あり、此は左丞抄、朝野群載などに載たる、延長三年に太政官符にて、諸國司に仰せて召されたる、そのかみ在來し風土記にはあらで、その頃更に撰びたる書と見えたるが、古書どもにもこの風土記の文を引載たり、そはこの下に擧しるすが如し、さて風土記どもの事はとりすべて論へる書あり、說長ければ此にはつくしがたし、

紀伊郡伊奈利社稱二伊奈利一者、秦中家忌寸等遠祖伊呂具秦公、積二稻粱一有二富裕一、仍用レ餅爲レ的者、化而成二白鳥一、飛翔居二山峯一、伊禰奈利生、遂爲二社名一、至二其苗裔一、悔二先過一而拔二社之木一、殖レ家禱祭之、今殖二其木一蘇者得レ福、殖二其木一枯者不レ福、

注この文異本三部を挍べ見るに、互に寫し誤り脫

故伴信友翁所著瀨見小河四卷得子息信近之許借傭人令書寫自遂一
挍了
弘化四丁未年七月廿日　　　　　　　　谷森種松

創の事、時は延暦の末に當り、君は桓武の治天に始れり、此寺いまだ立ざりしさきに、聖主國を治たまふ事相續で五十代、曾て異國にも侵されず、妖怪にも惱されず、君巍々の德を播し、民堂々の化に誇る、是をもてこれを憶ふに、有て無益のものは山門なり、無くてよかるべきは山法師なり、但し山門なくては叶ふまじき故候やらむ、白河院も朕が心に任せざるは、雙六の采、賀茂川の水、山法師なりと仰られ候けむなる、其儀まことにいぶかしくおぼえ候、御物語候へ、次手の才學に仕りさふらはむとぞ申されける、と見えたるはいはれたる論なるを、玄惠が讒説を述たる趣を聞て、將軍左兵衞督を始奉り、高上杉頭人評定衆に至るまで、さては山門無くて天下を治る事あるまじけりと信仰して、すなはち舊領安堵の外に、武家ます／＼寄進の地をぞ副られけりと記せり、いと云ふがひなき事にこそはありしか、

しかるを、其日吉の神山に鎭坐す大山咋神に由緣ありて、世々仕奉れる祝部氏の、神主と有ながら、然る惡僧徒が僞説を信け、つひに其奸計に與して、己が仕奉れる神をも神としらで、過し來ぬるはいかにぞや、さてその祝部氏の行丸が秘密記に云、記錄新調之事、行丸再調者、所レ調前代之抄物炎上之間、以ニ新調一末代宜レ備ニ龜鑑一、於レ是社頭燒滅之事、元龜二辛未年九月十三日辛未、早旦依レ放ニ火織田彈正忠信長一、山上坂本破滅也、社中之記錄紛失也云々、此度信長公の武勇にあひて、いはゆる愚鈍無才の惡僧等殘り少なく討殺され追退られ、相續で豐臣秀吉公の威權に壓されて、いたく衰へてあるほど、天下の亂を安國と靜謐て、大御政まをし行ひ給ふ御世となりて、大將軍家の御令を畏み奉りて、再惡僧等世の亂をなす事あたはず、神社はそのかみにも立勝るばかりに、もて興じ榮えます事となり給ひぬるは、いとめでたき事ながら、なほ僧徒はもてはなされず、世には坂本山王とのみ申て、その日吉神社なる事の詳に聞え給はぬが慷はしく、はたおもふところありて、かくまでは證し辨へたるなり、今向後漸に禍津比の禍事遠ぞき盡て、上代のごとく清淨く正しく、齋き祭る神社となりたまはむ時は來ぬらむかし、

は文人に仰て詔詞を作らしめ給へるにもやあらむ、また佛法王法牛角故名ニ比叡山一云々と云へるは、太平記に載たる延暦寺の奏狀に、比ニ叡運於當山一と書る事見え、また後醍醐天皇この山門に遷幸の時、定宗といふ僧が御前にて奏したる言に、眞に佛法と王法と相比する故、比叡山と云事、人として知らずと云者候べからず云々、と記せるも、その意なるべし、いとも〳〵おふけなき事なりかし、此餘かゝる妄說奸計なほ多かり、よく意得おくべき事なり、○要記にまた云、衆徒武門起事、慈惠大師御治山之時也、彼御釋云、無レ文則無ニ親レ上之禮一、無レ武則無ニ威レ下之德一、故文武相兼治ニ天下一云々、爰以拔ニ愚鈍無才之僧侶一、成ニ武門一片之衆徒一云々、是依下有ニ法之闕一無中正法之具上故也、また夫以僧法上古者世擧崇レ法專レ信、澆薄下機者人而疎レ信褊レ法、然者於ニ此高峯一特無ニ三寶住持資縁一者、何有ニ久住不退之學侶一矣、仍如下奉ニ四天衆一擁中護天帝釋上、携ニ兵具一鎭ニ施入田園之違亂一、以ニ武勇一誡ニ邪義張行之諸宗一、致ニ正法之擁護一、可レ令レ學ニ修學之禪徒一矣といへり、此慈惠大師と云へるは、天台座主定心房良源が事なり、康保三年八月廿七日座主に任され、永觀三年正月三日七十四歲にて滅れり、治山十九年と座主記に記せり、いかに己が寺榮やかさむ爲なればとて、かゝるたぶれ言して、惡逆の法を定置けむと、白髮も逆立ばかりに憎しとも言はむはさらなり、かゝりければこそ、此山寺愚鈍無才の惡僧どもの巢窟となりて、ともすれば三千の大衆など訇りて、謾に神威を假り、うしろだてにして、都へ神輿を昇出しなどして、朝家を輕蔑しめ奉り、或は軍を起して世の亂を引出したりけれ、これ彼寺にていはゆる帝都の艮鬼門の凶方にありて、おのれいはゆる其邪鬼の凶惡を行ひ、邪義張行の基を立たるは、あるが中にも、こよなき禍寺にこそはありけれ、

注太平記に、上杉重能等が延暦寺の事を、玄惠に問議れる語に、抑山門每年の祭禮に洛中の人民を煩し、三千の聖供共に國土の庄園を領する事、世の爲費多しといへども、公家武家是を止めざる事は、只御祈禱を專にし、天下の靜謐を仰ぐ故なり、然に今武家の爲に怨を結び、朝敵の爲に懇祈を致す、是當家の蠹害、釋門の殘賊なるべし、風に聞く比叡山草

有一法師議一味教云々、今明典所云、中央有王氣者是紫雲也、果建帝都、東岳現寶幢者、一流寶幢口東岳上而蝙蝠（蝙蝠は、翩翻の訛なるべし、）終落山上、埋之以所立相輪橖名寶幢院云々、二百餘歲后聖皇者桓武天皇也、大師密契而果立法華宗、一法師者傳教大師也、四明安全義云、桓武天皇者靈山聽衆、傳教大師者一會同聞、合芳契於靈山席、覆利生於扶桑之境、聖德太子者南岳之后身也、傳教大師者聖德太子之再誕也、故快遂寶幢之意願矣、○要記に云、山門開闢延曆四年乙丑夷則朔日丙寅、十七日壬午忽出神宮寺初登山、（高祖大師、今年十九歲、）入崇巒云々、廿四日北行巒林逢一靈童、大師問曰化人誰人、童子答曰、我是天地經緯靈童、衆生本命同生神也云々、廿六日東踰秀嵩云々、一化人現、身長丈餘頂佩金光、化人問曰云々、大師問曰、化人何權者乎、神答曰、吾此山王日域冥神也云々、自延曆四年七月、至翌年丙寅三月、陟崗峯凝嶽之嶮云々、神屑紦寸軀疲蛙隙、また云以猿猴爲使者事、釋尊往昔爲猿身聽妙法受人身、依之世世以猿爲眷屬、是一經說也、又云北天竺石藏之山王、大日經緣起以猿習祕密大事也、かゝる妄說なほ多し、○要記に淨刹結界章を引て云、弘仁元年依太上天皇勅以日枝山改比叡山矣、就傳教大師奏、改山背國號山城國焉、是則山是建帝山也、城又護山城故也、竊謂之佛法護王法、王法扶佛法、佛法王法牛角之故名比叡山、比叡山云有讀也、四明安全義云、平安城本有四德之城也、比叡山修得四德之山也、修性一如而事理不二也、暫不可相離、といへり、

注件の山城云々の事は、日本紀略に載たる、延曆十三年十一月丁丑詔に、此國山河襟帶自然作城、因此形勝可制新號、宜改山背國爲山城國、と見えたるを、然僞說せるなり、又按ふに件の新號の詔ありしは、其年十月桓武天皇平安京へ遷都し給へる翌月の事なるに、既く其九月三日比叡山根本中堂の供養に、天皇臨幸の事要記に見えたり、是もしまことならむには、弘仁元年依太上天皇勅とあるは、傳說の誤にて、實は紀略に記せる延曆十三年十一月の事ならむも知るべからず、然らば最澄が云々奏して、實は山城の新號の事をも、陰に勸め奉りしに従ひ給へる旨を、彼寺に語傳たるにて、陽に

二年十二月廿六日、太政大臣請二天台座主圓珍一令二修法一也云々、爰朕請三引彼法師二奏曰、天台阿闍梨所レ寫一切經未二校正一也、於レ是大比叡小比叡明神等、現二可レ挍之事一已及二數度一云々、朕聞歡喜信受云々と記せり、圓珍此次の年十月七十八にて死れり、生涯妄言して天皇の御前にても、なほかゝる妄言奏して欺き奉れり、

注歷代皇紀裏書に、古德傳云、傳敎大師以二去延曆年中虛空藏院自倒木一以二本切、自誓願手自彫二藥師佛像一體、牛金色長五尺、又以レ末切、彫二毘沙門天像一、長五尺初建二二宇御堂一、以二藥師一安二置南堂一、以二毘沙門一安三置北堂一、以二南堂一爲二一切經藏一、又奉レ造二文珠像一體一、安座長二尺五寸、安三置毘沙門堂一、爲二護持主一、又奉レ造二大黑天神ノ像一安三置大炊屋一、爲下滿山守二護伽藍一神上也、號二中堂一之緣在レ此耳、智證大師代壞、改三造一堂一棟一同爲二三堂一也、燒亡之後同不レ造レ之、又以二同木中一切彫二釋迦像一、安座高三尺半金色、安二置西塔講堂一、今呼二釋迦堂一是也云々、又請二他ノ佛師一奉レ造二觀世音井像一、安二置隨自意堂一、是大師御願者、と見えたり、こはおほかた眞の傳なるべくきこゆ、此寺初のほどは、かゝる趣にものしたりけるが、圓珍より始て、もはら甚しく奸謀を行ひ、妄言したるなり、

○要略記に云、日吉八十五座神事、口決云、天照大神兄弟八十五座云々、此以二小五月會曉天一於二大宮內陣一備二八十五前之神膳一、左右方差二符役一也、○要略記に云、當山爲二帝都艮一事、四明安全義云、帝都之艮者鬼門之關、鬼門者邪鬼通入之往路、波旬往還之凶方也、故大師始住二魍魅之塗一、卒踐二無人之境一、黜二邪魅一夷二巖磊一、禁三固其關一、令三陰邪不二通入一、

注山海經に、東海度朔山有二大桃樹一、蟠屈三千里、其東北曰二鬼門一、萬鬼處レ聚也云々、史記の顓頊本紀の注にも如斯云へり、比叡山、都の東北に當れるに依りて、件の漢土の説を牽强したる奸巧憎むにあまりあり、いはゆる度朔山は、碣石の東海にありと聞ゆれば、皇國よりは西方に當るべきことわりなるを、然云へるはた笑し、

又云、寶幢院事、此名者相輪樘也、此安二如意珠一也者、上宮太子之明典云者、推古天皇卽位二年十月廻二駕於諸良邑一、遠望二四方一、中央有二王氣一、必建二帝都一、東岳現二寶幢一、終興二佛法一、今二百餘歲後有二一聖皇一崇二佛法一、

立塔婆一、仰二崇神明一云々、仁壽年中立二總持院一安二佛舍利一云々、塔中三聖後立板色紙形銘云、二宮本尊御座、半疊上敷二赤地錦一、權現從四位上に比叡大明神、法號花臺菩薩、花臺菩薩讃四言、遊二心法性一、稱二號花臺一、乘如實道、三身一體、晦二跡天台一、持法顯密、護レ人擁レ人、大宮本尊御前如レ前、權現正一位勳一等大比叡大明神、法名法宿菩薩、（相應和尙傳には、寬平二年法宿大菩薩託宣云、如二小比叡ノ寶殿一爲レ我可レ造二寶殿一、不レ經二幾日一造立といへり、）法宿菩薩讃五言、月輪占二法宿一、日域號二眞神一、偏愛二圓融子一、兼容向二大賓一、不思議力用、碎二破怨家倫一、本迹之高下、凡夫豈可レ陳、比叡大明神聖眞子菩薩、本尊御前如レ前、聖眞子菩薩讃云五言、聖眞子誰祖、諸法本無レ生、佛口所レ生子、亦斯法化成、已上三尊安置次第、四面柱圖二梵天四天日月光一、四維壁圖二十大弟子十羅刹觀音菩薩一、佛後壁圖二千體阿彌陀千體地藏胎藏金剛兩部曼荼羅一、塔內奉レ安二置三聖俗體五智如來一、新所レ奉レ加者釋迦三尊地藏三尊、奉レ圖二繪心柱山王廿一所御本地一、四本柱奉レ圖二繪法華曼荼羅及三尊像一といへり、さて根本塔を根本中堂ともいへり、同記に、延曆寺者根本中堂也、弘仁十四年二月廿六日官符宣也、止二止觀院之號一永號二延曆寺一云々、元亨釋書に云、珍（圓珍なり）詣二紀州熊野一、適風雨晦冥失レ路、俄大烏飛來爲二前導一、（こは八咫烏の古事をぬすみて、かゝる僞言せるなり、）已而至レ祠、衣上之蓑不レ遑レ解、便講二法華一、神排二殿戶一、自レ此熊野一乘八講、雖二晴天一置二蓑講師座上一以爲レ式、珍叡山房有二山王明神座一、或曰二山王受戒時坐一レ此、故人呼二珍房一曰二山王院一云々、初傳敎於二叡山一構二三宇一、北置二多聞天王像一、號二毘舍門護世堂一、南庋（オキテ）二經律論一、名二一切經藏一、中安二藥師佛像一、曰二一乘止觀院一、以二其居一レ中稱二中堂一、久稍朽壞、珍合二三宇一爲二一堂一、今之中堂也、尙存二昔號一、或曰不レ乖レ本乎、對曰始之三宇者三諦也、今之一堂者一諦也、三諦卽一、我豈戾二祖意一乎、また圓珍和尙傳に云、（奥に延喜二年冬十月廿日、翰林學士善淸行記レ之とあり、圓珍寬平三年十月廿九日入滅、年七十八、仁壽三年七月十六日入唐、天安二年六月歸朝、延長五年十二月廿七日、勅書贈二法印大和尙位一、賜二知證大師一、）於二松尾明神一發願誓曰、願我每年五月八日、十月八日、於二比叡明神社頭一、講二演法華佛名等大乘經一、以爲二一生之事一、卽於二彼社一始修二講事一云々、嘉祥三年春夢山王明神告云、云々と云へり、松尾神と比叡神と近く因緣あるによりて、かゝる妄言をも云へるなり、さて嘉祥に山王明神云云といへるは、入唐以前の事にて、旣くさる事を云出おきつるなり、また扶桑略記に寬平御記を引て、寬平

さて云山王七社北斗七星云事、嚴神靈應章、山家御釋、在陽名七星宿、在陰名七明神矣、婆羅門僧正北斗圖曰、七星皆女形垂髮而立像也、などいへり、さて諸神記に、竊要略記曰、（注に云、此說日吉之社家記之、）靈應記曰、扶桑明月集曰、（注に云、神位記等匡房記之、）大比叡明神御垂迹事、上七社大宮大己貴神、三輪明神也、天台而者金毘羅神、唐而者胡僧天台無作三身山王」、二宮國常立尊地主權現也、天台而者病則消滅山王」、聖眞子大山咋神八幡大菩薩也、天台而者一心三觀之山王」、八王子權現、國狹槌尊、天台而者一念三千山王」、客人大明神、伊弉諾尊白山權現也、天台而者十界幷具山王」、十禪師大明神、天兒屋根尊也、天津彥々火瓊々杵尊十禪師也、天台而者法界慈悲山王」、三宮大明神、面足尊五男三女也、天台而者第一義諦山王」、中七社大行事、牛御子、新行事、下八王子、早尾、王子宮、聖女、下七社小禪師、大宮竈殿、二宮竈殿、山末、琴御舘社、巖瀧、氣比、（注に云、竹ノ宮劔ノ宮ナリ、）凡日吉山王二十一社本地垂跡如此、私曰此書立之分、社家神主注進之と記せり、（件の引書に、靈應記といへるは、要略記に、嚴神靈應章とて引る書と同書なるべし、さて匡房卿の扶桑明月集は、要略記にも引たり、）又諸神記に載たる一說には、上七社は同じくて、中七社を大行事、早尾、下八王子、王子宮、聖女、（稲荷也）氣比、小禪師、下七社を惡王子、岩瀧、新行事、劔宮、牛尊、若宮、護因、山王廿一社眷屬百八社ともあり、さて其二十一社の神號の他書に見あたりたるは、兵範記に、保元三年二月三日云々、日吉明神眷屬牛豆、依御邪氣靈驗奉授叙爵云々、進位記云々、件位記正六位上牛豆明神、今奉授從五位下と見えたるは、所謂牛御子なるべし、又百練抄に、安貞二年十月廿四日、日吉社聖眞子、八王子、客人、十禪師、三宮等可奉授一階之由被宣下と見え、又諸神記に、御位記にとて建長二年件の五社に正一位を授給へる由見えたり、かゝる淫祠に位階を授給へるはいとかたじけなし、さて又秘密記に護因社は僧形有髯といふ事も見えたり、○要略記に曰、日吉根本塔緣起事、谷阿闍梨明賢記承平七年歳次丁酉年、將門爲造惡之帳本云々、律師明達天慶三年歳次甲子二月十日、殊被勅宣奉修調伏法云々、跪山王廟前發大誓願曰、此法成就止彼逆亂、大比叡大權現之東、小比叡大名神之坤建立一基妙塔、奉安置三聖之靈像云々、行法立成滿將門被摧拆畢云々、第五年歳次壬寅三月五日、皇帝抽十善之叡念云々、造

意和尙記云、當寺主三聖者、釋迦多寶無量佛、聞定王如來垂跡也、口聞云、山王三聖者一體異名神也、所レ謂山家御釋云、山王一等思同ニ給孤ニ、又云山王三聖譬如ニ天目ニ矣、是故大和三輪社壇只掛ニ三之輪於杉梢ニ、是則山王三聖者一等之靈神之故如ニ天目ニ云也、一品三輪也、天目也、當流最秘口聞也、○要略記に云、八王子僧形、撿封記を引て云、俗體坐像、御衣束帶、各兩方御袖合持ニ御笏ニ、御齡三十有餘、また崇神天皇元年小比叡東山天降、また天照大神所レ生五男三女等八王子也、國狹槌尊、また法華經に、是八王子威德自在各領ニ四天下ニ、とある八王子なりとも云へり、○要略記に云、客人宮唐女形、撿封記を引て云、女體坐像、御衣唐裝束、御髮結ニ御頂ニ、兩方御袖合持ニ孤輪ニ、御齡二十有餘、また延曆元年天降、また齊衡二年相應和尙貴女に逢て其を勸請せりと云ひ、また白山妙理大菩薩、また伊弉諾尊とも云へり、○要略記に、十禪師若僧形童子形、撿封記を引て云、僧形坐像、御衣法服各袖横披、右御手擎ニ一卷經ニ、また延曆二年天ヨリ降地主宮前ニ天兒屋根尊也、また神祇宣令云、天照大神之皇孫、正哉吾勝々速日天忍穗耳尊子、天津彥々火瓊々杵尊、號曰ニ皇孫命ニ、治ヨ護寶祚之隆ニ、退ヨ去蒼生之災ニ、國常立尊天副以下十禪師之故名ニ十禪師ニ、禪師者是法號通稱也、御廟大和尙記曰、天皇孫明神、法號十禪師云々、延曆五年自造レ之、爲ニ根本中堂鎭守ニ、（御廟大和尙とは良源、諡慈惠大師が事なり、）本迹二門相卽集、惠心先德御釋一卷書也、引ニ玄義ニ云、凡十謂ニ假諦ニ、名レ之爲ニ十禪ニ云々、衆生卽是十禪師也云云、又云十禪師者諸神之總社、衆生五體也云々、又十禪供私記云、又名ニ宇賀神ニ云々、本地地藏虛空藏菩薩神明也、又云ふ、口決云、十禪師卽荒神安鎭之靈神也、なほかゝるとりどりなる妄說多し、壬二集に、十禪師を、「あはれとはとなのひしりもかぞへしれ今年も冬のなかはすきぬ」と、よみ給へる歌見えたり、いとあさまし、○要略記に云、三宮唐女形、撿封記云、女體坐像、御衣唐裝束、御髮結ニ頂上ニ、金天冠、兩方御袖持ニ唐打輪ニ、御齡二十餘、また延曆六年從レ空乘ニ紫雲ニ、女人形八王子、金大巖傍天降、手持ニ法華經ニ、大師奉レ見レ之崇ニ三宮權現ニ、永曆元年日吉社御安置、神祇宣令云、日吉三宮者天照大神所レ生八王子中三女也、相對法則集云、言レ三者正了緣之三ニ、種熟脫之三也云々、言レ宮者諸佛住處、秘密藏義也、かゝる妄說なほあり、以上を日吉山王七社とす、

照ニ大王一次照ニ金剛寶山一、然後普照中大地上、日光不レ作ニ是念一、但地有ニ高下一、故照有ニ先後一、如來亦然、など説へる事もみえたり、日吉山は東南湖の方いと廣くうちはれたれば、朝日たゞさしていとめでたく見ゆ、日吉の山と稱ふもその義なるべし、かゝるおもむきによりて、山王といふ事をもおもひよせたるなるべし、

また云、山王ヲバ元小石ノミマレコト申ケルニヤ、其故ハ天神七代ノ中、國常立尊安内石ト成リ、此山王也云々、

注比叡山の頂に建たる相輪樘の銘に、葦茅開廓、天主下生、短歌長歌、未レ防ニ魔兵一、第三十主、（欽明天皇を稱し奉る、）初開ニ梵甍一沈レ像燒レ舍、法鼓未レ鳴、聰耳（厩戸ノ皇子を稱せり、）立レ憲乃信ニ三明一、使歸ニ南嶽一、請ニ經野郷一、（小野妹子か事なり、）因果冷然、開ヲ悟群盲一、時機未レ熟、淘汰五驚、天王出家（聖武天皇）感得、天平受ニ菩薩戒一云々、豈若下先帝（桓武天皇）憑ニ天台評一、新立ニ圓宗一、永塡中火坑上云々、叡嶺秀聳、朝影ニ北都一、神岳嵯峨、夕臨ニ東湖一、山王一等、思存ニ給孤一云々、于レ時弘仁十一年歳次庚子九月中旬、沙門最澄撰、と作るがいまも存りとぞ、山王と稱へる事、最澄がみづからしるせる明證なり、

○要略記に云、二宮小比叡明神、俗形僧形、また撿封記を引て、僧形坐像、御衣香染衲横披、金剛合掌、國常立尊、地主權現、法號華臺菩薩、最澄奉レ授又云月神、又曰天照大神、日本國地最初者小比叡峯云々、小比叡大明神者爲ニ吾國之地主一爲ニ吾山之山王一、○要略記に云、聖眞子唐老僧形、撿封記を引て云、僧形坐像不レ帶レ劍、御衣香染衲横披、右御手持ニ首ヒ一、左御手持ニ首ヒ柄一、御齡五十有餘、天武元年近江國滋賀郡垂跡、八幡一御前、八幡大菩薩、賀茂大明神一體、正哉吾勝命、舍利弗垂跡也、從ニ佛口一生之佛子也、法號聖眞子最澄奉レ授、また比叡大明神聖眞子菩薩とも連稱へる處もあり、（其は大比叡、小比叡の神號に比へて、徒に比叡大明神と稱へる稱なり、惑はさるゝ事なかれ、）さて件の大宮、二宮、聖眞子を合せて山王三聖と云へり、三聖同ニ三輪大明神一云事、山王院御記云、昔傳敎大師欲レ弘ニ圓安佛法於叡山一之時、詣ニ金峯山一奉レ請ニ圓宗守護神一之處、權現託宣曰、吾是非ニ大乘鎭護之器一、是可レ祈ニ三輪明神一、大師詣ニ三輪社一祈請、于レ時金輪環三現ニ大師項上一、大師得ニ冥感一歸ニ叡山一、卽輪環直平而留ニ叡山東麓一、點レ跡奉レ崇ニ彼神光一、今三聖神是也、長

治の頃までに記せるものなり、そのかみ大宮の事を然も云ひなしたりしなり、

また要記に、大宮緣起云とて載たるには、卅九代天智天皇元年云々、自大和國三輪山降臨、經滋賀山越給、遇一老翁、於是尋可佛法繁昌之地、翁答曰、古仙靈崛福相地、左々名質長等山云、向北差指、神聖重問曰、汝住此所經幾年哉、翁曰我住此所自拘留孫佛之時也、故此湖水及七度見成桑原云云、以下大抵廣繼記と同じおもむきにて、宇志丸が事を書り、いとしどけなき狂言どもなり、また云、今社司等宇志丸之末葉也、山末之社者彼牛丸也といへり、また要略記に云、山王法華宗鎭守事、顯密內證義云、傳聞日吉山王者、西天靈山地主明神、則金毘羅神也云云、五大院口聞云、金毘羅神者宮毘羅神也云々、宮毘羅神彌勒垂跡云々、また云、山王者唐天台山鎭守云事、三寶行記云、先師於求法歸朝之海中、遇暴風逆浪之巨難、至心發願祈念平着、一人童子化現船頭、先師問曰、童子是誰耶、童子答曰、吾是天台山鎭守圓宗擁護明神、隨使佛法之東漸、將屆聖人之本國云々、先師問童子曰、如何稱號耶、童子曰下竪三點加橫一點、横三點加竪一點云々、（下略）先師とは最澄を云へり、また云、山王御名事、山家御釋、嚴神靈應章云、山王者萬法之名、一圓全體、不縱不横一心、三德永之爲名矣、

【注】この山家御釋といへるは、最澄が釋と云ふ事なり、さて元亨釋書に、釋行圓治曆三年死れり云々、入園城寺剃髮遊智靜、（勸修之論也）、常與山王明神淸談、明神曰、我名山王公委之乎、表三諦即一也、山字竪三畫者空假中也、横一畫是即一也、王字横三畫者三諦也、竪一畫又一也、二字三畫而有一貫之象、故我立爲號也、一心三觀一念三千亦復如是、是以我護持台敎、鎭覆國家、我身外無名、名外無身、即身而名、即名而身、名外無法、法外無名、即名而法、即法而名、身與名法、無二無三、是名一乘、我名義也、と云へる妄言も見えたり、

又顯密證義云とて、山王の山は須彌山の義、王は佛法王の事なりとも云へり、また云ふ、相應和尚御記云、當寺鎭守山王權現者云々、利他無窮也、照遠近之故又名日吉、

【注】華嚴經性起品に、譬如日出先照諸大山王、次

天智天皇の御世、生魚供御、人天晴光、田中恒世と云ふもの、各船に乘て近江の湖上に出たる時、神人出來りて、飢たりとて食を乞ふに、粟飯を覆盆子の葉に盛りて上れり、さて彼神人を恒世舟にて辛崎の松下まで送れり、此時神人琴御館宇志丸に曰、以上いたづらに文長ければ、今其意をつゞめて書り、此處有大乘敎法流布之靈地乎、宇志丸答曰、湖上常五色波起、耳聲唱一切衆生悉通佛性、如來常住無有變易云々、不知其幽致云々、神人乘宇志丸舟泛湖上、又歸館使舟上松梢、於是始知神化、則神人、大友能、三津能濱邊遠、宇知佐羅之、與世久流浪能、由久江志羅須裳、爾后經比叡辻至石占井、有一人女神、卽神人問曰、此山麓有流布大乘敎法之靈地乎、女人答曰、西麓有一驗、御彼處、神人依女神告到御、今大宮靈地、先占問垂迹之靈地、故號此處名石占井、神人所踐之靈石今猶在矣、また云ふ、祝部廣繼記曰、注に、件ノ廣繼雖宇志丸之餘徹、時代不詳云々、當社大明神三輪影向之時爲天神云々、故邑人雖造社不垂迹於社壇、則天神虛空之儀也、當社垂迹之時者、於八柳濱勅田中恒世、到辛崎謁宇志丸、彰靈體現奇瑞、神勅曰、垂我跡之處、結枌楡宜爲其驗云々、宇志丸趁神幸之跡詣枌楡之社、卽靈神所携持之槁杖立枌楡前、而神人不見矣、宇志丸所誠云、化人定而爲神人者、感懇誠而今一般彰靈體御云々、于時神人大如日輪現虛空、其後宇志丸懸圓鏡於枌楡前、此緣也、以上大比叡大明神奉名大宮事、撿封記曰、眞言敎中有四種曼茶羅、所謂大三法羯也、初言大曼茶羅者、尊像曼茶羅也、大者形讀也、言貌彰云義也、是以大宮權現、三輪影向之時、不彰神體、當山鎭座之今、正以現靈貌、故號大宮、貌彰之儀也、

注日吉山王利生記に、叡山に陰陽堂の僧都慶增と聞ゆる碩學ありけり、大宮の寶前に通夜して云々、翌日參詣して、をさなきものどもを集て、さきのごとくひゝくめなどいふあそびを、すゝめらるゝうへ、我身も同じく交りつゝ、今樣を一ツ作て、見聞の雜人にぞ歌はせける、其言葉に云、大宮權現は、おもへば敎主釋迦ぞかし、一たび此地をふむ人は、靈山界會のともとなると記せり、こは大宮を釋迦なりといへり、此書は文中を考るに、文永の末より建

範獨依々、寂寞精禪處、俄爲ニ積草墀一、古樹三秋落、寒草九月衰、唯餘兩楊樹、孝烏朝夕悲、と作れるに考へ合するに、題詞に稱へる藤江守は、武智麻呂公の二男、仲麻呂の近江守にて在りし時を稱へるなり、此人君寵を蒙て高官に任され、後に惠美押勝と改たり、先考舊禪處とは、武智麻呂公の傳に、淹留彌レ日と記せる室なり、さて詩句に寶殿臨レ空搆と云へるは、日吉神社の榮え坐しませるさまをいへり、梵鐘入レ風傳と云へるをおもへば、そのかみはやく佛ざまの鐘をものせりときこえたり、さて詩に其禪處のことを、俄爲ニ積草墀一といへるは、もとは公の薨給ひて後荒れたる趣を述へるにて、實にその舊禪所の、亡なりたる由とは通えぬにや、さらば押勝謀叛し亡びて後、その舊禪處のいたく衰たりしに縁りて、最澄がもて興して、住始たるにやあらむ、釋書に縛ニ草舍一と作るは文なり、押勝が亡たる天平寶字八年より、二十年ばかり后の事なれば、其禪所の遺りたるべきなり、さらずば其禪所の舊趾のわたりに、舍を作りて住始たるにてもあるべし、

○山家要略記、山家要記、淺略目錄等に載たる延暦寺の古記錄、叉傳說どもを書集たる中に、日吉神を後立にして、佛道を弘めむと結搆たる僞說奸計の、あるが中にも見過しがたき事どもを、いさゝか抄出し、採集めてこゝに附注し、因に他書に見えたる事をも、いさゝか引出てしるす、

日吉二十一社と號たる僞妄神名、また雜の妄說奸計の事ども

要略記に云、大宮、大比叡大明神、俗神形老翁體、欽明天皇元年、大和大三輪神天降、天智元年、大比叡山ニ顯御、此國地主也、天照大神分身、亦名ニ日神一、法號法宿菩薩、最澄奉レ授ニ大宮一、大多勝之三義、空假中之三諦、また相應和尙撿封記といふを引て、七社の神體を記せる中に、大比叡大明神、俗體坐像、御冠非ニ普通一如ニ寶冠一、御衣淺衣朱衣也、無ニ衿頭一、兩手合持ニ御笏一、其容儀宛如ニ大權修利菩薩一、口御髭於兩方、御齡四十許とあり、（此撿封記は、延喜十五年乙亥八月五日庚午、小僧相應謹記とあり、）また當社第三禰宜祝部安國、康保二年四月廿日記せりと云へる、大比叡明神垂跡緣起文を引たるに、大比叡大明神は、

僧徒が爲に穢されかき紛らはされ給へるは、例少かるべし、しかるをそれ和やかに聞直し給ひつゝ、なほ稜々威々しく鎮坐します神慮は、いとも測りがたき事なりかし、

附言

延暦寺の事

元亨釋書最澄傳に、（此傳文諸書を參考るに、正しく備りてきこゆれば、今文を摘て採れり、）三津氏、近州滋賀郡人、東漢獻帝之孫云々、父百枝、延暦四年七月、上二叡山一縛二草舍一年十九、

注按に、寶龜十一年十一月十日の最澄が度牒に、三津首廣野、年拾伍、茲賀郡古市鄉、戸主正八位下三津首淨足、戸口云々、得二近江國解一偁、國分寺僧最寂死闕之替應二得度一云々、依レ例得度者云々、また延暦二年正月廿日の同人の度緣に、沙彌最澄年十八云々、黑子頸左一、左肘折上一云々、同四年四月六日の受戒牒に、最澄年廿云々とあり、傳に七月上レ山縛二草舍一、年十九といへれど、件の度牒等に據るに、廿歳の時に當りて、受戒せる後の事なり、

七年於二山頂一創二一字一、名曰二一乘止觀院一、自刻二等身藥師佛像一安レ之、延暦二十三年七月發入唐、（今年十月、平安新都に遷幸、）二十四年五月、歸二至長門國一、秋入洛、弘仁十三年六月四日寂、五十六歳、（上に引たる度牒等に、五十五歳なり、）十四年二月、賜二寺額一配二紀元一曰二延暦一、（寺額を賜へる事、天台座主記にも記して、廿六日とあり、さて此後の世の古文書に、比睿寺と書き、又印に捺たるをも見たり、字に然も稱へりしなり、）遵二先皇之宗建一也、貞觀八年七月、敕諡二傳教大師一といへり、

注藤原武智麻呂公傳に、和銅五年徙爲二近江守一云云、至二八年正月一叙二從四位上一、於是國中省レ事百姓多レ閑、公欽三仰無爲之道一、咀三嚼虛去之味一、優遊自足、託二心物外一、遂登二比叡山一淹留彌レ日、爰栽二柳樹二株一、謂二從者一曰、嗟乎君等令三後人知二吾遊息之處一焉、と見えたるを、懷風藻に、麻田連陽春、和下藤江守詠二禪叡山先考之舊禪處柳樹一之作上、近江惟帝里、禪叡寔神山、山靜俗塵寂、谷閑眞理等、於穆我先考、獨悟闡二芳緣一、寶殿臨レ空搆、梵鐘入レ風傳、烟雲萬古色、松栢九冬專、また日月荏苒去、慈

桂ノ枝參ル時ニハ、葵トカツラニシテ、モロカヅラトテカクル也、ソレニ比叡ノ祭ノ延引ノ年ハ、桂ノ枝マキラズ、故ニモロカヅラヲカケヌ也、六花說夏部ニ見ユ、とありと記せり、（六花とは、かの古寫本の中に、六花抄もと書り、）又日吉二ノ宮の神輿には、古より葵を紋につくる例なりとぞ、（二ノ宮は小比叡明神なり、祭神は別雷ノ神なるべき由は、既に說へるがごとし、）これら賀茂祭に、葵桂を用る古事にかよひて聞ゆ、必由ある古實なるべし、秘密記に、山末社社頭有レ之社司上祖琴御館宇志丸云々、また大宮（中略）宇志丸御遷宮、依ニ神感御詠歌一東より琴御館にさそはれて、此山末にとまる松風、依ニ御詠歌ニ琴御館神位號ニ山末明神一、社壇大宮ノ東脇建レ之、然後（中略）山末社下ヘ引レ之、下八王子ノ西方、東向ノ社成シヲ、後ニ北ヘ引上テ、南向ニ建立也、また山末、俗形衣冠、摩利支尊天、拜殿アリ、琴御館宇志丸神位是也、上古大宮廻廊內御殿東建レ社、ともいへり、又山末社兩石埣と記せる處あるは、かの大宮の東脇なりし、山末社の舊蹟と聞ゆ、今按るに、此山末社は、大山咋神の亦ノ名、山末之大主神と申すを、故ありて別社に祭り、本社の東脇に在しなるべし、其は荒魂を別に祭りたるにか、又異なる因緣の在しにもあるべし、かくて大山咋神を本社として祭來りしを山王と號し、大宮、或は本社、大社なども稱ひ、山末社にも、摩利支尊天など稱ふ佛名を稱したるを、又後に社司の上祖、宇志丸が神位也など誣言して、あらぬ妄說云ひ出たるものなるべし、さて其山末社、始は大宮東脇建レ之と云へるに、祭の時大榊幸鉾を大宮の東脇に安置まつる例なるは、由ある事なるべし、これらを思ひ合せて、日吉神の賀茂の神等と、相親しく祭られ給へる由緣をしるべし、そも〳〵日吉大神は、上にも論へる如く、延暦の頃最澄が日吉の神山に佛寺を建て、此神を後立にして佛ざまにもてなし奉り、何くれと妖妄の僞說を造りて、奸計を設置たるを、繼々の僧等其志を繼て、いやましにもてつけ、さま〴〵の淫祠どもをも、繼々に造り加へて、さまざまの附會言して、神威を假て佛道を弘めむとかまへたるを、朝廷にも聞しめし納れ給へるによりて、おびたゞしき勢を得て、前後さへうち合はぬ邪說の、何事ともきこえがたき緣由を、いともこちたく作爲出たる事、かぞへも盡しがたし、すべて此神ばかり、

四月三日の夜、大榊とて、いと大なる榊の樹に、紙の垂着たるを、大津の四宮に、總政所とて搆置たる處に渡す、此時幸鉾とて、大なる鉾に、早尾大行事と呼ふ畫像を掛て、大榊の先に押立、大なる炬を燃し列ねて行く、かくて其路次の家ごとに庭燎を燒く例なり、さて祭日、かの大榊を幸鉾と共に、日吉山の麓なる上坂本に、榊宮とて在る處に入れ、宮仕等幣を奉げ祝言奏す、然ものする間、大宮日吉の本社なり、より榊宮へ、大榊を迎の使七度來る、八度にあたる使の來る道にて、往逢ふべくはからひて、大榊幸鉾を出して、大宮の東脇に移安置くとぞ、此處は此記にいへる山末社の在し蹟なるべし、此事は次ニ述ふべし、さてその途中、神人三人衣冠を着、馬に騎り童一人裝束して、これも馬に騎る、其外神人あまた行列て仕奉る儀式あり、すべていと稜威々々しく、嚴重なる神事なりとぞ、又秘密記に騎鈴社祭禮、人以レ鉾馬場渡、騎馬、と云ふ事も見ゆ、この祭式は、今廢たりときこゆ、按ふに神事に榊を用ふるは恒の例なれど、さばかり大なるをことさらにものし奉るは、かの舊記に、別雷神を天降しまつる時の、阿禮立し古事に符ひてきこえ、又幸鉾といふをしかくするも、鉾を擎げたりしに由ありげなり、さて此二種を大津まで出し仕奉るは、賀茂をさし上り給ふ由の、古式の遺れるにやあらむ、又其二種を中申日云々の儀式にて、大宮の東脇山末社の跡處ならむとおもはるゝ處に此事は下に云べし、安置まつり、また大なる炬を燃し、家々に庭燎を燒きて奉るなども、かの舊記に見えたる古事に通ひてきこえ、又騎鈴祭と云へる事も、緣起に馬係レ鈴云々とある祭式を眞似びたるにやとおぼし、これらの事、舊記、緣起等の古事に相照して稽へ見るべし、又秘密記に云々、桂木アリ神木之隨一也、御枝差置給フ御垂跡之始也、故祭禮中日、內陣へ桂ヲ進上ス、則社家中一枝宛冠之角ニ差レ之、禁裡へ進獻シ、座主へ進上ス、七社神輿以レ之莊嚴、諸人頂ニ戴之ト、と見え、風雅集に、天台座主にて侍りける時、日吉ノ祭の日、禰宜匡長がもとより、かざしのかつらをおくりて侍りければ、二品親王尊圓、「ひさかたの天つ日吉の神まつり月のかつらも光そへけり」、橘經亮が書置る香杲備志といふ書に、伊呂波言葉部類無レ名古寫本抄出、と記せる中に、た部、竹祭、卯月中申日、比叡ノ祭ニテ、其日過レバ桂ノ枝ヲ賀茂ヘ參セ玉フ、次酉日賀茂ノ御アレ過レバ、葵ヲ日吉へ參セ玉フ、

より日吉神社の禰宜に補されたるなり、

注 要略に、祝部廣継記と云ふ書を引たる下に、件廣継雖宇志丸之餘徹、時代不詳、自宇志丸至康國十八代、父子之系圖不分明、唯擧名字矣、といへり、又同書に、康保二年四月、第三禰宜祝部安國が記せりといへる縁起あり、こは上に引たる文に康國とあると同人なるべし、又同書に寺家行事と云ふ記を引て、延久三年十月廿九日、後三條聖主始臨幸日吉社、日補僧官云々、社司六人各蒙勸賞、禰宜祝部頼永、（譲與惟宗實後、叙従五位下、）神主祝部成信、祝凡河内成任、權神主祝部惟成、權祝祝部惟房、小比叡禰宜凡河内頼任、以上五人叙従五位下、とみえたり、此度始て日吉臨幸の事は、扶桑略記に見えて、上に擧たるがごとし、さて行丸が秘密記に、祝部系圖とて、國常立尊、神皇産靈尊、活魂命、（祝部氏始）宇志丸（記録之始、社氏始也、）當裔孫行丸、行廣、（相傳三十七代、）とあり、此遠祖の事信がたし、但し神皇産靈尊を上祖といはむは、建角身命の本祖神に坐せば、違はずとも云ふべけれど、國常立尊、活魂命を加たるは、いたく古傳に違たる謬説なり、其はもと系圖も在つらむを、かの元龜の兵火に失ひて、新に行丸が書調たりといへば、暗記の誤か、又さかしらを加へたるにても有べし、相傳三十七代とはみづからも既に云へるがごとく、宇志丸より行丸までの世嗣の數なり、

又日吉祭は、古より四月中申日にて、賀茂國祭と（御あれの日、）同じ日なり、其はもと賀茂の大神等と同じさまに、親しく祭りし故なるべし、（後成卿の、五社百首の中に、日吉、「よそながらけふの日吉の祭にも賀茂のみあれはあふひなりけり」、）又秘密記に、祭禮の古實を記して、卯月祭禮、神幸者琴御館（琴御館は、社司祝部宇志丸が別號なり、上に引たる行丸が此記の題名に見えたり、）以大榊奏神幸祝言、といへり、此祭式今もありて、

注 元龜二年九月十三日、織田信長公、比叡の僧徒が暴威を憎み、軍を發して彼寺を焼討し給ひけるによりて、社家僧房ことごとく焼亡され、其火社頭に延びて焼け給ひけり、此時世々の舊記多く焼亡せ、或は放れ失せ、また祭も廢たりけるを、天正十年の頃より、漸にもて興されたりとぞ、されど此時より廢れもし、變りもしたる事のありときこゆ、

度者三人云々、一人可レ習ニ學仁王經一云々、右爲ニ地主山王一切神祇一、とあり、此記中、官符を多く載たり、いづれも實のものと見ゆ、これは寺家の申狀に據り給へるにて、此外公家にて山王と稱し給へる事書に見あたらず、古き家記どもにも、日吉社又比叡社或は大宮など記して、山王と書る事はおさおさ見えざるを、百練抄、長和元年六月の下に、山王御祟云々、近世になりては、坂本山王とのみ申て、日吉神社なる事は知れる人もなきが如くになり給へるは、かへすがへすもかしこき事なりかし、さて其日吉の神山の西の方ニ大崩と云處に、賀茂の御阿禮木採れる處なるべくおもはるゝ處ありて、そは賀茂の御蔭山に近き處ときこえ、さて其御蔭山に御蔭社ありて、そは彼八尋屋の蹟所なるべくおもはるゝ事、上の御蔭山の條に考て云へるが如し、山門堂舍記に、仁和四年二月、比叡の横川なる、根本觀音堂燒亡、材木運上と云へる條に、禰宜相ニ催社領ノ人夫一、多以運上とあるも、もと賀茂神の因緣によりて、事ある時は互に助ヶ合たる、古例のなごりなりしなるべし、さて然遠からぬ山接續の日吉山に大山咋神の鎭坐し、又小比叡神も鎭坐して、そは別雷神を祭れるときこえ、彼是賀茂の神たちに由緒ありて、相近く鎭り坐せるは、もとより神ながら御親みの深く坐ますが故なるべし、故なほ考るに、日吉の社司は、賀茂氏より出たる祝部氏の代々仕奉り、又祭日も賀茂と同じく、其祭式も賀茂と同じさまなる事の聞ゆる相證あり、まづ其社司の事は、賀茂縣主系圖に、建角身命より十三世、大伊乃伎の二男伊多足尼より九世の裔宇志丸、大津朝祝仕奉而、庚午年籍負ニ祝部姓一爲ニ山王最初社司一、大津ノ宮庚午ノ年は、天智天皇の御世の九年なり、とありて、宇志丸より三十七世行丸と云まで載せり、日吉社神道秘密記の撰者の題名に、日吉神社社務上祖、琴御舘宇志丸三十七世裔、禰宜正四位上大藏卿祝部宿禰行丸、天正十三年七十一歳、とあるに符へり、さて系圖に爲ニ山王最初社司一と書たるは、日吉神社の社司に補されたる由なるを、後世の唱によりて山王と書たるものなり、さて祝部氏人の日吉社の社司となりたるは、上に說へる乙訓坐火雷神社の社司の祝部氏なると同等例にて、建角身命の裔の別雷神の神緣にて、はやくより大伊乃伎の子孫は、賀茂の神等に仕へ奉り、二男伊多ノ足尼の子孫は、日吉ノ神に、世々仕奉り來りしを、天智天皇の御世の庚午年籍に、氏姓を糺して、宇志丸に祝部宿禰姓を賜ひ、遠祖伊多足尼とあれば、既に宿禰の姓なりしなり、古くは宿禰を足尼とも書けり、さらに朝家

幣㆒、或云延久四年、或云延久六年とみえ、師光年中行事には、延久四年四月廿三日壬申、今日比叡祭也、自㆓今年㆒始被㆑立㆓官幣㆒師遠年中行事には、延久六年三月始令㆑預㆓奉幣㆒、又師光年中行事裏書に、弘安五年大外記良季注進長暦三年八月十八日奉幣、御樂御祈以㆓日吉㆒始被㆑加㆓二十二社㆒、但其以後奉幣或加或除、永保元年十一月十八日奉幣、春日行幸御祈、以後毎度被㆑入㆑之云々、兩儀可㆓勘決㆒、同六年三月十九日始令㆑預㆓奉幣㆒と見えたり、公事根源の說も疎なり、百練抄なるぞ慥には聞えたる、また行幸の始は、これも扶桑略記に、延久三年十月廿九日庚辰、始行㆓幸日吉社㆒と見えたり、（後拾遺集に、後三條院の御時、始て日吉ノ社に行幸侍りけるに、東遊にうたふべき歌、仰ごとにてよみ侍りける、大貳實政「あきらけき日吉の御神君かため山のかひある萬世や經む」、とみえたるは此度の事なり、）又祭日に別に臨時祭を奉り給へる例は、建暦三年より始れり、柱史抄に、中申日、日吉臨時祭の策命を載て云、天皇我詔旨止掛畏支、日吉乃大神乃、（大神を天神と作る本は誤なり、下文なるも同じ、）廣前爾、恐美恐美毛申賜久止申久、去建暦三年與利始天、限以㆓永代㆒天、毎年乃恒例乃祭日爾、東遊走馬神樂遠調備志弖、官位姓名乎差使弖、禮代乃御幣遠令㆓捧持㆒弖、奉出賜古度遠、掛畏支大神、此狀乎平久安久聞食弖、天皇朝廷乎寶位無㆑動久、常磐堅磐爾、夜守日守爾護幸賜比天、天下安穩爾、人民快樂爾、護恤給倍止、恐美恐美毛申給波久止申、とみえたり、めづらしければみながら擧つ、さてかの大宮二宮を本として、末社五社を作りて上七社と稱ひ、又其後七社を作り加へて中七社とし、又七社を加へて下七社と呼び、いづれも佛ざまのあらぬ名どもをもてつけて、合せて山王廿一社と稱へり、そはかの要略記、又諸神記等に見えたり、さて小比叡神は、要略記に、二宮小比叡神とて、例の諺なる名を擧たる中に、亦雷神と記せるは古傳說にて、其は別雷神に坐すべし、然らば父神の緣にて、同じ神山の小比叡に祭られ給へるなり、（今日吉の大嶽を大比叡といひ、西塔と横川の間なるを小比叡といふとぞ、小比叡ノ神もとは其小比叡に坐しを、後に大比叡神の社近く移祭れるなるべし、）然て右の證どもをとりすべて考れば、日吉神社は、（大比叡ノ神とも申て、）今の山王大宮、小比叡神社は、今の山王二宮なる事明かなり、かくて此神社を、公家にて山王と稱し給へる事の、古く物に見あたりたるは、山門堂舍記に載たる、延喜十二年五月五日太政官牒㆓延暦寺㆒符に、年分

社七字づゝ、兩度に加し造りて、日吉山王二十一社とさへに稱ひて、比叡神社に耦へたる趣も同書に見ゆ、この事なほかつぐゝ下に云ふべし、いとなめしく忝けなき惡所爲になむありける、

さて大比叡小比叡の神位、上に引たる元慶四年に授給へるに符へり、（其神社の上に、權現と置たるまた憎し、さて又同書に、相應和尚祕記と云ふ書を引て、大比叡ノ神殿內納ニ大坪終坪ニ又高屏風ノ下ニ有ニ雙枕と記せり、こは僧等が所爲にはあらず、由ありて上代より神殿に、有來しものなるべし、）また諸神記、日吉神社の下にも、大宮號ニ大比叡と記し、又位記を引て大宮正一位元慶四とあるも、上に引たる三代實錄なる、元慶四年の度の位階と符へり、又同書に二宮號ニ小比叡と見え、位記に二宮正一位壽永三と記せり、其は百練抄に、壽永三年三月廿七日の下に、日吉幷北野神位記請印云々、日吉神位記行ニ神祇官ニ畢、とある度の事に當れり、こは去年の九月十五日、上皇御ニ幸日吉社ニ、去七月廿四日御登山之間有ニ御願之旨ニ云々、被レ奉レ增ニ神位ニ、又有ニ僧侶官賞ニ、と同書に見えたる增位の事を遂げ給へるなり、（上皇は後白河院の御事なり、百練抄此御登山の日の條に、上皇密々出ニ御法住寺殿ニ、臨ニ幸叡山ニ、院中ノ男女不レ知レ之失レ度、翌る廿五日、平氏黨安德天皇を擁奉りて都を落たりき、）又日吉社神道秘密記に、社頭上下兩祖之神威之事云々、兩神輿初者大宮二宮兩神也、申日祭禮也云々、酉日神事皆以兩社計也、といへる事みえたり、公家よりの恆例の祭の始は、年中行事秘抄に、四月中酉日、日吉祭事、件社長久四年六月八日、權中納言資平着ニ右仗ニ、召ニ大外記師任ニ被レ下毎年可レ立ニ內藏寮幣之宣旨、又今日奉幣、初加ニ日吉ニ爲ニ二十二社ニ、と見えたり、此宣旨のごとく明る長久五年（是年十一月廿四日寬德と改元あり、）四月より祭始給へるなるべし、（但し件の度、始て臨時奉幣の列に加へて、二十二社と定られたる如く記せるは誤なり、其由は下に辨ふべし、）また臨時奉幣は、扶桑略記に、長曆三年八月十八日丁巳、被レ奉レ獻ニ官幣于二十一社ニ時、加ニ日吉社ニ、と見えたり、此後も同じさまに官幣を獻られたる事みえ、百練抄に、永保五年十一月十八日、以ニ日吉社ニ永被レ加ニ廿二社ニ、と見えたり、

注件の年頃、延曆寺の僧徒日吉の神輿をふり出し、軍を起しなどして、殊にいたく暴惡たる事記錄どもに見えたり、さて又日吉社を加へて、永く廿二社と定られたる事は、早くより紛らはしかりつと聞えて、年中行事抄に、長久四年六月八日始立ニ官

依違不言、默而至此、自彼以來冥崇稍繁、遂不言恐明神怒、且夫毘盧遮那經者云々、又佛頂輪王經者云々、仍於延曆天子聖躬不豫之時、依經修法、奉資寶祚、山家之開泰、莫不賴此功、是以東西弟子至今勤修、圓珍伏見、佛法中興、莫過承和之聖代、山神膺慶、偏仰當時之鴻慈、伏望蒙加度者二人、爲兩神之分、解地主之結恨、增護國冥威云々、又受戒之後、每日讀金剛般若經各一卷、誓願兩山、奉護天云々者、至此從之、須云々永以行之、と云へる事見えたり、此文類聚三代格に挍て訂して引り、件の文に、兩神、兩山、山神など云へるは、大比叡小比叡二神の事なり、其を又主神、地主なども稱し、又畏くも法主とも稱して、己が佛寺の後立にとりて、神崇ありなど僞りて、遂不言恐神明怒など畏みがほにもてなして、公家を欺き奉り、神社をも佛ぶりにあへしらひ奉り、つひに佛場にせむと巧み結構たる裏心いと證明なり、これ圓珍が表文とはいへど、かの祖師最澄が奸意の旨を、善く遵行ひたるなり、この後の僧等繼々に此意をおしたてゝ、終に全き佛場のごとく成就しものなりけり、さてその後延喜式の神名帳に、日吉神社臨時祭式に、日吉ノ神社一座、と載られたるは、所謂大比叡神一座にまして、小比叡神は載られず、小比叡神の事は、下に云ふべし、かくてかの僧等が所爲として、大比叡神社を大宮、小比叡神社を二宮と稱ふ事となれり、そは山家要略記に、大比叡大明神奉名大宮、小比叡大明神奉名二宮、ともに祭神の名を佛ざまにくさぐさ謗言せれど、其は彼僧徒ノ例のわざなれば、今引き出て論ふまでもあらず、さてこの二ノ宮の稱、朝野群載に、承曆二年、大江匡房卿の、日吉ノ大神に依病祈平愈文に、二ノ宮の寶前に云々と見えたり、また日吉根本塔中、此塔、天慶五年勅によりて建たる由いへり、これ今云ふ根本中堂なり、三聖後立板色紙形銘云とて、二宮本尊御座、半疊上敷赤地錦、權現從四位上小比叡大明神」、大宮本尊御前如前、權現正一位勳一等大比叡大明神」、比叡大明神聖眞子菩薩本尊如前」、以上三尊安置次第、とあり、

注三聖とは、此三前を云へるなり、さて此は大宮を中にして、二宮と聖眞子を左右に位たる書ざまなり、さて比叡大明神聖眞子とは、比叡の神の御子といふ意にて、私に儲たる僞作佛の名也、いとも憎むべき惡所爲なり、さて其が上に、また十禪師、客人など、あらぬ名稱ひて、各その社を作り合て、日吉山王七社と云ひ、又後に同じさまにものして、

良爾、之女波也之、以川支以波比之之留久、止支爾安戸留可毛」とあるは、この神をよめるなるべし、

○因に日吉神の、賀茂大神たちに由ありて、親く祭られ給へりと聞ゆる事どもをもいはむとす、此神は古事記に、大山咋神、亦名山末之大主神、此神者坐近淡海國之日枝山と記されたるごとく、今も比叡山に鎮坐り、神名帳に、近江國滋賀郡日吉神社、名神大と載られたるこれなり、（日枝を、日吉、比叡、比睿、裨叡など昔よりとり〴〵に書來れり、後世ヒヨシと呼ふは、日吉の字に據りたるものにして、正しからず、住吉をスミヨシと呼ふと同じためしなり、）さて此神社は、延暦の頃、僧最澄この神山に佛事を建立て、此神をしも後立にして、本地垂跡と云ふ說を設けて、佛ざまの僞名を稱し、或は山王といふ名などを作りて負せ奉りなどして、とり〴〵に佛ざまにもてなし奉りけるが、しかすがに、そのかみは本の御名は混ひなくおはしましけるを、かの徒の僧等が代の繼々、僞說加へて、もてなし奉れるほどに、終に山王と云ふ佛の如くなり行て、日吉神社と申ては、世に、知る人も無きがごとくになむなり給ひぬるは、いとも畏き事なりかし、故今古書どもに據りて其混ひを考へ證し奉るべし、其はまづ三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、近江國從二位勳二等比叡神授正二位、また從五位下小比叡神授從五位上と載されたるは、彼延暦よりは六十年餘りの後の事なり、（貞觀より前に、神位を授け給へる事、史どもに漏されたり、）さて然比叡神に偶ひて、小比叡神と稱すもおはしませり、また同書に、元慶四年五月十九日壬申、奉授正二位勳一等大比叡神正一位、從五位上小比叡神從四位上と見えて、此度は比叡神を小比叡神に對へて、大比叡神と稱し給へり、かくて又同書に、仁和三年三月十四日戊子、勅加試延暦寺年分度僧二人、其一人大毘盧遮那經業、爲大比叡神分、其一人一字佛頂輪王經業、爲小比叡神分、先是彼寺座主、前入唐尋教釋法眼和尙圓珍上表言云々、故祖師法印大和尙位最澄、延暦末年奉使入唐求法云々、當寺法主大比叡小比叡兩所明神陰陽不測造化無爲、弘誓亞佛、護國爲心、所傳眞言灌頂之道、所建大乘戒壇、之撿祖師創開、專賴主神、若不然者何立此業、永鎭國家、頃年度僧總八箇人云々、就中一人爲賀茂明神分、一人爲春日明神分、主神獨無其分度僧、實是闕禮者也、去貞觀二年、擬奏斯由、

松尾本社二本、月讀一本云々と見えたり、拾芥略要抄に、月讀社、松尾社有之と見ゆ、東寺に藏てる長祿二年三月の文書に、松尾社官等謹言上云々、連署に、御師相言、神主相行、正禰宜相長、正祝相忠、權禰宜相胤、權祝相敦、以上松尾の社官なり、月讀禰宜重富、櫟谷禰宜相友、月讀祝重康、櫟谷祝重房、三宮禰宜相久とありて、月讀、櫟谷、三宮の三社の社官、松尾に隷て署せり、衣手社はいまだ古書に見あたらず、松尾社家の傳說に、此社むかしは本社の東の山足に在り、衣手森と云ふも在りしに、後拾遺集に、藤原顯輔「秋毎に誰かそむらむねししらぬから紅の衣手の森」、洪水に流されて、社地こと〴〵く荒れたるによりて、本社の南側の、同じ山上なる今の處に移し祭れりしと云へり、三宮は上に擧たる長祿の文書に見えたり、四大神社これも古書に見あたらず、但し稻荷神社五座の中にこの神を祭れる事、上田中社の下、に云へるがごとし、その四大神の事は、稻荷神の古實を考記せる、驗の杉と題たる書の中に論へる事あり、さてこの三宮、四大神の二社は、ともに本社の北方に在とぞ、

注因に云ふ、上に引出たる三代實錄に、近於葛野鑄錢所某々とある五神の中、櫟谷、宗像の二社は上にいへり、其をおきて、清水神は今葛野郡葛石村に在りて、水本社とも稱ふ、松尾の末社なりとぞ、三代實錄に、貞觀十二年四月三日、授山城國正六位上澄水神從五位上と見えたるこれなるべし、澄水はシミヅなるべし、また堰神は、いま同郡大堰川の北邊、臨川寺の西に、大井神とて小社在り、これも松尾の末社なりとぞ、按に此社は、上に引たる秦氏本系帳に、秦氏等が遠祖、秦昭王が造樣に習ひて、種類を率て、葛野の大堰を造たりとある時、祭りたる川神なるべし、又もしくは、かの昭王が靈にてもありなむか、小社神は詳ならず、川合の小社宅神を移祭れるにはあらぬか、さて其はいはゆる七社の中なる、三宮、四大神など申すが其ならむか、いまだ考得ず、また久安百首に、待賢門院安藝が歌に、「ちはやふる君かちとせを松の尾にかゝりて咲る藤生野の神」、とよめるをおもふに、藤生野の神と申すは、松尾神に由ある神のごとくきこゆれど、いまだ考へず、藤生野神社、今葛野郡松尾山の麓上山田村、また下山田村にも在とぞ、催馬樂藤生野の歌に、「不知不乃乃可多知可波

正五位下に叙され給へり、三代實錄しかるを松尾の末社としも申すはいかなる由にか、祭神は詳ならず、諸社禁忌に此書の事、上に云へり、に、松尾幣本數、本社二本、月讀一本、櫟谷三本、神主秦頼康注レ之と見えたり、此書に注せるところ、一前に幣一本奉る例とみえたるに、櫟谷三本とあれば、三前祭れる社なり、さて櫟谷は地名なり、和名抄に、櫟以知比、爲家卿貞應三年の百首に、「大井川しくろゝ秋の櫟谷山や嵐の色をかすらむ」、此社松尾の山下、大井川の南の岸邊に在とぞ、東寺の古文書の中に、天文二年十二月廿八日、櫟谷神主梶原神五郎信吉等が連署したる文書に、賣渡申松尾櫟谷社神田作職事、合壹段小者在所ハ、東ハ西ノクシケ、西ハ櫟谷ノ社、北□比少路、南ハ七條限、字號ニ神田、右田地者西七條、北尾、與八、重政、爲ニ櫟谷ノ社造營料ニ新寄進被レ下地也云々、といふ事も見えたり、仁治二年櫟谷宗像兩社ともに燒失たりしこと、上に引たるがごとし、そのかみより同地におはしゝなり、さて宗像社は、上に引たる秦氏本系帳に據りて考ふるに、もとは松崎日尾、又の名日崎と云へる處に、筑紫胸形中都神として祭りたるを、大寶元年秦忌寸都理が、松尾に大山咋の神矢を祭れる時に、移し祭りたる、その舊の日尾の神社なるを、後にその日尾また日崎と稱へる地名は亡せて、櫟谷と呼ことゝなれるにか、又は後に今の櫟谷に移し祭れるにてもあるべし、東寺の古文書の中、文和四年の劵文に、上久世ノ庄、宗像名田といふも見ゆ、又康安元年十月、僧覺遍が文書に、賀茂ノ瓦屋二階堂、並坊ノ敷地、田苑、山林、本尊、道具等ノ事、右件ノ地者、筑紫社務奉レ請ニ三輪上人ニ、從ニ草創已來ニ、至ニ于覺遍ニ七代相承云々、と云へり、筑紫ノ社は此宗像ノ社の事なるべし、又月讀社は、帳に葛野郡葛野坐月讀神社、名神大、月次、新嘗と載られたるこれなり、顯宗紀に、月神着レ人謂之曰、云々、奉以ニ歌荒櫟田ニ、荒櫟田在ニ山背國葛野郡ニ、壹岐縣主先祖押見宿禰侍レ祠と、見え給へる神社にて、度々位を授給ひて、貞觀元年正二位に進給へる事、三代實錄に見え、それより前齊衡三年三月、移ニ山城國葛野郡月讀社ニ置ニ松尾之南山ニ、社近ニ河渡ニ爲ニ水所レ嚙、故移レ之、と文德實錄に見えたり、社は今松尾社より山つゞき南方二町許にあり、齊衡に移されたる處なるべし、百錬抄に、永承元年七月廿五日、諸卿定下申貴布禰社爲レ水流損、可レ被レ改ニ立他所ニ哉否事上、松尾社月讀社有レ例と見えたり、月讀社の例とは此時の事なるべし、同じ山上に近く坐すが、上にいへるごとく、松尾社司秦氏より月讀の社司の職を繼しより、おのづから松尾の攝社のごとくなり來りしなるべし、上にも擧たるごとく、諸社禁忌に載たる、松尾神主秦頼康が注せる幣本數に、

廿三日御敎書有レ之、と見えたるをおもへば、賀茂の大神たちに縁ある神なるべし、（賀茂の御影山の事は、上に云へるが如し、）又崇神紀に、遣三吉備津彦與二武渟河別一以誅二出雲振根一、故出雲臣等畏二是事一、不レ祭二大神一而有レ間、時丹波氷上人名氷香戸邊、啓二于皇太子活目尊一曰、己子有二小兒一、而自然言之、玉萎鎭石出雲人祭云々、是非二小兒之言一、若有二託言一乎、於レ是皇太子奏二于天皇一、則勅之使レ祭、と見えて、かく出雲の杵築大神に關れる事を、丹波にして氷上人に託言し給へるは、此國の出雲神の出雲の杵築大神に、由縁ありての事なりしにもやあらむ、（續紀に、承和十二年丹波國無位出雲神奉レ授二從五位下一、依二國司等解狀一也、また元慶四年正四位下を授奉られたる事、三代實錄に見え、日本紀略に、延喜十年授二丹波國出雲大神正四位上一とありて、ことに大神と崇めて記せり、）しからば出雲杵築の大神に由ある神號にて、一宮記に、出雲井於神社、大己貴命妻三穗津姫也、といへるも由ありてきこゆ、（これ正しき傳ならむには、神伊賀古夜日賣ノ命、もしくは大己貴命の御女にて、御母は三穗津姫ノ命にもやあらむ、）さて徒然草に、丹波に出雲と云ふ處あり、大社をうつしてめでたく造れり云々、いざたまへ、出雲拜みにかいもちひめさせんとて具していきたるに云々、神官をよびて云々と記せり、地名の出雲は神社の在るによれりときこえたり、かくてこの出雲井上神社は、件の丹波の出雲神と同神にて、賀茂の大神たちに縁ありて、御祖神社に近く祭れるなるべく、井上に鎭坐せるは、殊なる謂ありての事なるべし、さて鄕名の出雲は、これも此神社によれるなるべし、

○松尾七社とは、社家の說に、松尾を本社として、月讀社、櫟谷社、三宮、宗像社、衣手社、四大神社等六社を末社とすと云へとぞ、（嘉吉三年ノ康富記に、四月十三日戊戌、昨日松尾國祭也云々、神幸時駕輿丁ト神人等及二喧嘩一云々、依神輿或射二立矢一、血氣穢二神輿一、總六基也、六基悉奉レ振二路次田頭一、とみえたり、これみな末社の神輿なりしが、また本神二座に末社神四座なりしか、）三代實錄に、貞觀十二年十月十七日、近二於葛野鑄錢所一宗像、櫟谷、淸水、堰、小社五神社奉二鑄錢所新鑄錢一、と云ふ事見え、（告文もあり、）百練抄に、仁治二年八月七日、今夜丑刻、櫟谷、宗像、兩社燒亡、御體同燒亡了、是松尾末社也、また寛元二年三月廿六日、松尾社司注進、去正月廿七日辰時、近邊山頹落、大井河塞潰之間、末社宗像社鏡石頹落、など見えて、宗像、櫟谷を松尾の末社と云へり、（神名帳頭注にも然云へり、）さてその櫟谷神社は、帳に、葛野郡に載られ、旣に嘉祥元年十一月、無位より從五位下に叙され、（續日本後紀）貞觀七年閏十二月、

るべし、爲家卿歌集に、文永六年七月二十八日、賀茂橋本社百首あり、徒然草に、賀茂の岩本橋本は云云とて、岩本社を在原業平朝臣、橋本社を藤原實方朝臣を祭れりといへる説を擧たれど信がたし、そのかみの俗説なるべし、

○神名帳に、山城國愛宕郡に鴨岡本神社、三井神社、久我神社、賀茂波爾神社、相樂郡に岡田鴨神社、大和國宇陀郡に八咫烏神社、丹波國氷上郡桑田郡に神野神社、また桑田郡に松尾神社あり、賀茂大神たちに由緒ありてきこえ給へる事、因に上に云へり、○また帳に、愛宕郡に須波神社あり、此社今上社の門の東南に在とぞ、これも由緒ある神なるべし、帳に、丹波國何鹿郡に、須波岐部ノ神社あり、もしくは伊可古夜姫ノ命に因ある神にや、また三代實錄に、貞觀十一年十二月八日、授丹波國正六位上物部簀掃ノ神從五位下、又下社の北に末刀神社ありて攝社とすとぞ、こは帳に載られたる、愛宕郡末刀神社なるべし、又帳に、同郡賀茂山口神社と稱すもあり、この餘山城にも諸國にも賀茂大神なちに因ありげにきこえ給へる神社のあれど、あまりにいりほかになれゝばしばらく擧げず、

○出雲井於神社　御祖神社の東側の井幹の上の社これなりと云へり、帳に、愛宕郡出雲井於神社、大月次相嘗新嘗、○別雷神社の次、御祖ノ神社の上に載られたり、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授山城國從五位下出雲井於神從五位上と見えたり、和名抄當郡の鄕名賀茂の次に、出雲以都毛在上下とあり、御祖神社のわたりなべて出雲鄕なりとぞ、帳に、同郡に出雲高野神社とあるも、高野村の東の山下に在り、其處も出雲鄕の內なりとぞ、此地名の出雲は、神社の號より出たるなるべし、其考は下に說ふべし、本朝世紀久安四年の下に、一條ノ北邊出雲路と呼ぶ地名見え、寛元四年四月廿九日ノ賀茂御幸記に、御路一條ヲ東行、經出雲至下ノ社南二ノ鳥居下、同御幸次第に御幸ノ路ハ次出雲路ヲ北行、道祖神ノ前ヲ東行、至于下ノ社など見えたり、井於は井上に坐す由なり、唱へは、和名抄に、河內國志紀郡の鄕名に、井於は井乃倍とあるに准ふべし、因に云ふ、古書どもに宇閉といふ言に於ノ字を當たるが多し、その義詳ならぬを、契沖が說に、法相宗の僧の古よりの讀法に、於云々と書る文の於字を、云々の宇閉爾と訓る例あり、其訓なるべしと云へり、然ることなるべし、四時祭式には、出雲井上神社と書り、祭神は、帳に、丹波國桑田郡出雲神社とあると同神なるべし、其は帳に、同郡に神野神社氷上郡にもありて、上にいへるがごとく、神伊賀古夜日賣命を祭れるなるべきに、其國の事記せる書に、出雲社者、元明天皇御宇、和銅元年被立社壇、神領所々、御影山一條入道太政大臣被下知畢、天福二年三月

○河尾社は、上社の末社にて、上社の新宮と片岡との間の川邊に在とぞ、本朝世紀に、久安二年五月十二日、洪水、川尾明神並餘御前　禿倉二所流去、と貴布禰社司言上の事見えたり、（百練抄にも見ゆ、）これも貴布禰に由ある神にこそ、

○棚尾社は、玉葉集に、西行法師が歌の詞書に、そのかみよりつかうまつりなれけるならひに、世をのがれて後、賀茂社に參りけるを、年たかくなりて四國の方へ修行しけるに、又歸りまゐらぬ事もやとて、仁安三年十月十日の夜まゐりて、幣まゐらすとて、たなをの社のもとにて、しづかに法施奉りけるほど云々、此社今上社中門の右の傍に在とぞ、

○木宮、（又稱二半木ノ宮一、）江記に、寛治八年四月十四日甲申、關白師通公賀茂詣の事を記されたる中に、川合奉幣使相分向二木宮一、また追從の女房の事を記せる條に、木宮幷片岡、貴布禰等三前打レ幣也、と見ゆ、さて又此木宮を、なから木の宮とも申せりときこゆ、其は宇治拾遺物語に、式部大輔實重は、賀茂へ參る事ならびなきものなり云々、ある夜、下の御社に通夜したる夜、上へまゐるあひだ、半木（印本には、なから木、）のほとりにて、行幸にあひ奉る云々、夢すなはち覺ぬとぞ、（夢がたりとはいへど、地名の證とはすべし、此事古事談にも見ゆ、）十訓抄に、賀茂社司の女の歌とて、「僞のことはたゞす神もきけさやは契りしなから木の宮」、など見えたり、此社賀茂上下の社の間十六町ばかりある、その中間ばかりの處を中賀茂といふ、其わたりの田面の道中の小森の中に小社ありて、今ながれ木宮と稱ふこれなりとぞ、然ればながれ木は半木の訛れるなり、また賀茂氏系圖に、中社禰宜と云ふが見えたるも此社の事なるべし、按ふにもと上下社の道の中間に、傍爾の木をたてゝ、半木と稱ひしを、其處に社を造て上下社の靈をまつりなどして、木宮また半木宮とも稱ひ、また中社とも稱へるにやあらむ、實重の半木のほとりにて、行幸にあひたてまつると云へる、すべてのさまも打あひて、興ありて聞ゆ、（夫木抄に、文應元年七社百首、爲家卿、「氷ゐし川瀨も今はなかれ木の森の木蔭にもゆるさわらひ」と見えたるは、そのかみはやく訛れるうへの名によりてよみ給へるなり、）

○岩本社、橋本社、岩本社は、今奈良社の東北にあり、橋本社は、上社の内、土屋の西にありて、共に上社の末社なりとぞ、これも賀茂の神たちに因縁ある神な

のなるべし、柿本ノ紀ノ僧正眞濟は、紀氏系圖を考ふるに、石清水神主紀ノ御豐が弟、同別當安宗の兄なり、柿本と稱へるは、石清水に近き紀伊郡なる此柿本の地名なるべし、眞濟は貞觀二年二月卒と、三代實錄に見えたり、又眞幡寸神社は、横大路村の北、下鳥羽村に隣なる中島村に、城南神と稱して、城南森の中に在り、その東北竹田村に、眞幡寸辻と云ふ處もありとぞ、上に擧たる古文書に、飛鳥里、眞幡寸里と並書せるにも合ひてきこゆ、然れば今の中島村竹田村わたり、古の眞幡寸ノ里なりしなるべし、安樂壽院記に、安樂壽院ノ莊園、山州眞幡木、芹川、上三栖云々、已上、見二文明天文ノ綸旨一とも見えたり、かくて件の二社ともに、風土記に健角身命隨二山代川一下坐、葛野川與二加茂河一所レ會至坐云々、とある賀茂川の下の東にありて、本篇に論へる主殿村と川を隔て斜に相向へり、因ありて此わたりに祭れるなるべし、

○田中社、西行が山家集に、そのかみ心ざしつかうまつりけるならひに、世をのがれてのちも、賀茂にまゐりけり、としたかくなりて、四國のかた修行しけるに、又歸りまゐらぬこともやとて、仁安三年十月十日の夜、まゐりて幣まゐらせけり、内へもまゐらぬことなれば、田中の社にとりつぎてまゐらせ給へとて心ざしけるに、木間の月ほのぐと、常よりも神さび哀におぼえてよみける、「かしこまるしてに涙のかゝるかな又いつかはとおもふ心に」、と見えたれば、賀茂の大神たちに由緒ある神におはすべきを、さる由ありてきこえ給へる事、いまだ他書には見當らず、さてこの社は、三代實錄に、貞觀五年五月廿二日甲申、勅遷二山城國廣幡神、田中神、於二愛宕郡伊佐禰里一、以三舊社近二於汙穢一也、と見えたり、東福寺門前田中町に田中大明神とあり、これなるべし、十訓抄に、和泉式部忍びて稲荷へ詣けり、田中の明神の程にて時雨のしけるに、いかゞすべきと思ひけるに、田かりける童の、あをといふものをこひて着てまゐりけり、還向の程ははれにければ、そのあをを返しとらせてけり云々と見え、此事著聞集にも見えたり、地理合ひてきこゆ、帳に、山城國紀伊郡稲荷神社三座と載られたるに、後に田中神四大神二座を合せて、五座として祭れる事書どもに見え、久安四年の台記に、賴長公、稲荷詣の條に、田中四大神兩社幣加奉レ之、とも注されたり、此田中神を更に合せ祭れるなり、さて四大神は、松尾七社の中にて下に擧るがごとし、賀茂に由ある此二神を、稲荷神社に合せ祭れるは、故ありし事なるべし、

あり、二社を竝て、神主を置れしにこそ、永昌記嘉承元年四月十二日の下、にも、新宮の禰宜みえたり、さて件の奈良社、澤田社、新宮みな上社の攝社なる事上にいへるがごとし、由緒ある神たちなるべし、

○椙尾社、本朝世紀に、仁平三年十月廿七日、賀茂別雷社司言、去九月廿日申時大風、御寶殿前奉レ祝椙尾明神、木口五尺顛倒時被二打破一損二舎屋等一、とみえたり、此神社上社の坤、權殿の前にあり、

○飛鳥田神社、眞幡寸神社、帳に、山城國紀伊郡に飛鳥田神社、一名柿本社、眞幡寸神社二座、日本紀略に、弘仁七年七月乙酉、山城國紀伊郡飛鳥田神、眞幡寸神、預二官社例一竝鴨別雷神之別也、とみえ、別とは、子孫の族を稱ふ古言なり、令集解に、眞幡寸神社加茂別雷神也、蘇神也と見えたり、蘇ノ神といへる事、上の御阿禮の條に粗考へていへり、二柱ともに別雷神に因縁ある神に坐り、さて飛鳥田神社は、いま紀伊郡横大路村南に在り、其社の棟札に、飛鳥田大明神造脩、應永二十五年九月十五日、別當伴清貞、神主清廣、下司藤林光政、また文明九年八月三日、伴清貞重脩、また天正四年四月重脩、また文祿五年七月二十五日葺脩、また慶長十九年二月十九日重脩、など書るがありと云へり、飛鳥田を今アスカダと呼ふとぞ、然るに東寺に藏る寺領の古文書の中に、年號は記さゞれど、同類の文書を擬ふるに、今より五百年ばかりも、前に書たるものと見ゆ、山城國紀伊郡拜師庄内に、眞幡寸里、飛鳥里と記し、また其を草假字にまうたき里、眞幡寸の音便なり、とぶとり里と書たるがあるをおもへば、飛鳥はとぶとりと唱へて地名なり、社はその所の田面に在けるによりて、とぶとりの田神社と稱せるを、後に大和の地名の飛鳥に倣ひて、さかしらにあすか田と呼ぶ事となりしなるべし、然るたぐひの例、諸國になり／＼ある事なり、さて帳に、一名柿本社とある、柿本も地名なり、其は京八坂寺に藏る古文書に、私領田舍貳段、但稻荷御油、段別壹升進レ之、大江左衞門業倚、先祖相傳私領也、在二山城國紀伊郡柿本里一、自二大和大路一西云々、貞應二年四月十六日、左衞門尉大江判とありとぞ、今飛鳥田神社のある横大路村、すなはち大和大路伏見の町の西に當れり、又その神社の南に柿内と呼ふ所ありとぞ、柿本と相對ひたる地名なるべし、しかれば今の横大路は古の飛鳥里にて、柿本は其里の内の小名なるを、其處に神社の在によりて、柿本社とも稱せるなるべし、さて其柿本の地後に一里に分れたりけるを、かの貞應の文書に、柿本里と書せるも

給ふ時に、給二比々羅木之八尋矛一とあり、柊は新撰字鏡、和名抄等に、杜谷樹、比々良木とよめり、儀式、正月上ノ卯ノ日の御杖の料木の中にも、比々良とあり、此社號に比良木と云へるは略言なり、今の社邊にも柊多くありて、神木なりといへり、舊の社地より移し殖たるなるべし、

○上社氏神社、また小森社上社の賀茂氏人の注進略記に、氏神祭四月初申日社司五官云々、騎馬參ニ向于氏神社一奉幣、下ニ向小森社一、有二舞樂一、と見ゆ、此氏神社、上社の坤十町ばかりにありて、大宮殿といふ、大宮森といふもあり、小森社は其大宮森の巽の方一町ばかりに、今は小社にて在り、玉依比古を祀るといへり、

○奈良社、澤田社、新宮は、ともに上賀茂にありて、奈良社は岩本社の東南、澤田社の西南にあり、其後の川を奈良の小川といふ、六帖に、「みそぎする奈良の小川の川風に祈そわたるしたにたえしと」、此川今はなべて御手洗川と云へり、さて社號の奈良は地名なるべし、和名抄に、久世郡の郷に、那羅とある地に、欽明紀に、二十六年五月高麗人云々、置二山背ノ國二今畝原奈羅山村ノ高麗人之先祖也、とある處なるべし、いにしへ此社の在けるを、後に今の地に徙祭れるにか、又もとより此處の地名なるか、なほよくたづぬべし、好忠集に、四月、「榊とる卯月になれは神山のならのはかしは本つ葉もなし」、賀茂祭に檜の葉を綴合たる上に、神供を盛て奉るを、檜の葉とぢと稱ふとぞ、此社に由ありげなり、左經記に、齋院女房曰、朝夕散飯等、至二神宮一奉二難良刀自神一、と云へる事見ゆ、なほ考べし、澤田社は、本朝世紀に、康治元年十二月七日、行二軒廊御卜事一、是依ニ賀茂別雷社司言ニ上澤田明神傍池蛇出來事一也、と云へる事見ゆ、澤田は地名なるべし、新宮は、嘉承元年永昌記に四月十二日、別雷社燒亡の注進に、御體を奉レ渡ニ貴布禰新宮一畢、と見えたる社これなるべし、其は上に舉たるごとく、同書に其翌る十三日、別雷社の御體を奉レ移ニ貴布禰寶殿一、と見えたるをもて明なり、然るは此社今も上社と片岡との間にありといへば、燒亡の時、御體をまづ此社に置奉り、翌日におよびて貴布禰社に移し奉れるなり、新宮には奉レ渡といひ、貴布禰には奉レ移と云へるにも意をつくべし、また本朝世紀に、久安元年七月廿二日、被レ行ニ御卜一、依ニ別雷社言ニ上貴布禰新宮寶前栢木一本火出來倒臥、幷云々事一也、とも見えたり、貴布禰に由ある神ときこえたり、傳奏奉書案といふ書に、新宮奈良社神主貞久と

保五年四月こゝち例ならず、ことに大事に侍りけるに、思ひかけず、隣家に侍るきねに託宣ありて、大田社にこよひのうちに歌合して奉りたらば、平愈あるべきよし申侍しかば、奉り侍き、社頭述懐、「ふして思ふ心もくるしあすよりは大田の杉のしるしあらはせ」、此歌合病のむしろにしづみながら詠じ進て、次の日より平愈侍りき、（俊成卿ノ五社百首に、「神山や大田の澤のかきつはたふかきたのみそ色に見ゆらむ」、今大田神社の側に、大田ノ池といふがありて、燕子花生ひたりとぞ、）

○比良木神社は、下社氏神社、また地主明神とも稱す、帝王編年記に、元永二年十一月一日、鴨御祖社寶殿已下燒亡、（失火）御體先奉レ渡二御讀經所一、其後奉レ移二地主明神殿一、（號二比良木明神一、）また長秋記に、賀茂下社氏神社（件ノ社本社ノ外回廊ノ西南也、）など見えたり、此社今も下社の西南に在り、下ノ社の地主神にて、社家賀茂氏の氏神なりといへりとぞ、或人云、此神社に女人の服を調進る例なりと聞りと云へり、これ眞ならば、玉依媛命を祭れるにやあらむ、但しこの媛命を、賀茂の氏人の氏神と稱はむは謂なきにはあらざれど、なほいかにぞやおもはる、建長六年賀茂御祖皇大神宮御幸記に、比良木禰宜云々、下鴨古文書、正慶二年四月十九日、御蔭山御行に參れる祠司氏人と云へる中に、比良木權禰宜祐尙、また延文二年正月十四日、御結神事の時の社司交名の中に、比良木禰宜祐與見ゆ、此社の禰宜なほ見えたり、

注此社の神を素盞烏尊なりといふ傳說も有とぞ、賀茂の氏人の氏神なるを、しかいふは由もなき事也、されど後世地主と稱ふ神には、旣く其處に坐ましゝ神をいふならひなるが多きを思へば、素より素盞烏尊を祭れる社の在り來しを、後に賀茂の氏神を合せ祀れるにも有べし、なほよく證し考べし、

或書に、此社古は同じ愛宕郡の、いま一乘寺村と云へる里の西に、柊森と云ふがある其處に有しを、後今の處へ遷しまつれると云へり、（こは古傳說なるべし、元永の頃は旣に今の處に在しとき）こゆ、さて其柊の森に柊樹ありて、古は殊に多かりしとぞ、四季物語に追儺の事をいへる條に、ひゝらぎは吾神の社、或はみぞろの池のあたりより奉る事、定まれる故實とかやといへる事見えたり、續紀に、大寶二年四月秦忌寸廣庭、獻二杜谷樹八尋桙根一、と見えたるも、（上に云へる松ノ尾の神司の祖、秦ノ忌寸都理が近族にもやありけむ、）その柊森の大木を賜はりて、獻りしにもやあらむ、（古事記景行ノ段に、倭建ノ命に東國の征させ

どいへる事も見ゆ、さて片山は地名にて、後に片岡とも稱へるなり、片岡社今上社樓門外、川の東南にありて、上社の攝社とす、其處に片岡山一ノ名鶴が岡、片山森と呼ふもあり、

注袖中抄に、中賀茂は片岡社なりといへり、詞花集、紫式部が歌の詞書に、十月ばかり、ほかの紅葉みなちりはてたりしころ、賀茂にまうでたりしに、中の社のときは木の中より、もみぢいとはなやかに見えしに云々、赤染衞門家集に、十月に賀茂に詣でたるに、ほかのもみぢも、みな散たるに、中の御社のは、まだちらでありしに、「しめのうちの風たによらぬ紅葉かな神の心はかしこかりけり」、などいへる中の社も、此社の一名なるにか、一説に上社の西に大なる樗木ありて、其處に小社あり、中社これなりといへり、太平記に、糺の前にて百餘騎の勢十方に分れて、下松(サガリマツ)、藪里(ヤブサト)、靜原(シツハラ)、松ガ崎、中賀茂、三十餘箇所に火を掛て、云々と云へる中賀茂は里ノ名ときこゆ、なほよくたづね考ふべし、◎以上注文

上件、川合、貴布禰、片岡の三社は、ことに賀茂の大神たちに由緒(ヨシ)ありてきこえ給へることは、中右記

嘉保二年四月十五日賀茂行幸の條の裏書に、賀茂行幸上下社司勸賞、上社司九人、神主從五位下賀茂縣主成繼云々、片岡禰宜從五位下同成定、同とは、上の賀茂ノ縣主ノ姓を受たるなり、下なるもおなじ、同祝この同は、上の片岡を受たるなり、下なるもこの例に見るべし、從五位下同成頼、貴布禰禰宜從五位下同成忠、同祝從五位下同成氏、下社司五人云々、川合禰宜從五位下同經貞、同祝從五位下同惟輔、已上十四人倍ニ加一階ヿ、など見えたるがごとく、上社の社司に片岡、貴布禰の禰宜、祝あり、下社の社司に川合の禰宜、祝あり、これ其上下の社の神たちに由緒ありて、攝社となり給へるなるべし、台記に、久壽元年六月貴布禰ノ禰宜助平、賀茂權ノ禰宜に轉され、賀茂ノ氏人久敎、貴布禰ノ禰宜に補されたる事見ゆ、かゝるさまに補されたる例、これかれの書どもに見えたり、

○大田神社は、帳に愛宕郡大田神社、大字一本太とあり、神名帳頭注に、元永三年官符預ニ案上官幣ヿとあり、百練抄に、建長四年十一月八日、賀茂大田社壇鹿斃、件鹿氏人於ニ大田山奥ニ射ル之云々、賀茂注進雜記、年中神事次第の條に、大田社御神樂、毎月十日夜陰大田社之御子參向執ヲ行之ヿ、などいふ事も見えたり、社は上社の東南五六町ばかり、大田山の麓にあり、光經家集に建

貴布禰ニと見ゆ、新古今集に、社司ども貴布禰に參りて、雨ごひし侍りけるついでによめる、賀茂幸平、「大御田のうるほふはかりせきかけてゐせきにおとせ河上の神」、この神を河上神としも稱せるは、貴布禰神社木船川の川上に坐すによりてなるべし、後拾遺集にも、藤原時房、「おもふことなる川上にあとたれてきふねは人をわたすなりけり」、二十二社注式に、貴布禰の末社、奥深、吸葛とあり、この二社今もありとぞ、[illegible]奥深吸葛の社、此二社今木船に在とぞ、本朝世紀に、仁平三年六月廿六日の下に、貴布禰社言上、今月五日申時、奥深明ノ神新宮ノ禿倉ノ前向ニ羆羊立リシ事也、ともに地名ときこゆ、私市社と稱ふもありとぞ、祭神はいまだ知らず、山城名勝志に、梶取明神、貴布禰社ノ末社也、坐ニ一瀬村北端ニ云々、元龜二年の古文書を擧て、貴布禰谷山(限ニ南梶取明神ニ)事、賀茂社領云々、

○若宮の事は、因に上の貴布禰の條に云へり、

○片岡神社、また片山神社とも稱す、文德實錄に、齊衡三年五月戊辰、以ニ山城國片山神ニ列ニ於官社ニ、兼預ニ相嘗祀ニ、また三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、山城國片山神奉ㇾ授ニ從五位上ニ、帳に愛宕郡片山御子神社、大、月次、相嘗、新嘗と見え給へるこれなり、又寛仁元年野府記に、十二月一日、大閤云、行幸日賀茂になり、此度の事本朝世紀に見えて、上の河合神の下に引るが如し、河合、片岡、貴布禰、三座ノ明神可ㇾ奉ㇾ增ニ神位ニ云々、三日の條に大外記文義申云、河合、片山、貴布禰、被ㇾ奉ㇾ增ニ正二位ニ、と見えたり、さて件の文に、片岡とも片山とも通はし記されたるをもて、同社なる事明なり、然るに後世には、片岡とのみ申すごとくなり來れり、嘉保二年賀茂行幸の度、上下社司勸賞の中に片岡禰宜あり、その餘の書どもにも見ゆ、本朝世紀、久安六年八月廿四日の下には、被ㇾ定ニ平野社假殿遷宮、賀茂片岡社遷宮等日時ニ、平野八月廿九日、片岡九月七日、とも見ゆ、さて片山御子神と申せるは、片山に坐す御子神の由にて、其は賀茂の大神たちの御子神なるが故なるべし、天平十九年勘錄せる、法隆寺流記資財帳なる納物の中に、片岡ノ御祖ノ命納賜と記せる事あり、此片岡ノ神に由緣ある事にかと考ふるに、其は大和の片岡ノ僧寺に關て稱へりときこゆる事ありて、賀茂のにはあらず、彼書なるを見て、ふと此神の事ならむかと思ひまどふべからず、夫木抄に、賀茂祐擧、「片岡やいかきかはらの一本にいかきのはしの、又一本に、みかきかはらの、あふひ草今日かさゝてはたれかかさゝむ」、千載集に、片岡の祝にて侍るを、同じ社の禰宜にわたらむと申ける比よみて書付ける、賀茂政平、「さりともと賴そかくるゆふたすきわか片岡の神とおもへは」、增基法師が庵主といふ書に、片岡の杉にむすびつけて侍りし、「片岡のいかきの杉しるしあらは夕くれことにかけてしのはむ」

奉りたるをおもへば、貴布禰の社の神は、別雷神の靈を、由ありて別に木船の地にも祭奉れるにか、さらずば別雷神の子孫神にてぞ坐すべき、しからば、若宮は、いづれにも別雷神の子孫神にこそおはすらめ、三代實錄に、元慶五年十月九日甲申、授二飛驒國正六位上賀茂若宮神從五位下一と見えたるは、この若宮神なるべし、其はいかなる由にて移祭られたるにか、さて二十一社記に、貴布禰社は、賀茂之攝社也と見ゆ、日本紀略に、弘仁九年六月癸酉、山城國愛宕郡貴布禰神奉レ授二從五位下一、神名帳頭注にも、類聚國史を引て、此叙位を載られたり、類聚國史に、弘仁十年五月辛卯、山城國愛宕郡貴布禰神爲二大社一、

注二十二社注式に、日本後紀を引て、此文を約め記して、其文に連續きて、造東寺長官藤原朝臣伊勢人、奉レ勅雖レ造二東寺一私願未レ遂、聿建二一堂一、然間夢洛陽北有二一深山一云々、宜レ望二地形一爰老人出來、齡八十、卽相語云、汝知二此地一否、伊勢人答云、目見耳所レ不レ聞、老人重云、斯地之勝甲二于天下一、建二立道場一尤得レ地、我是王城鎭守貴船大明神也とあり、こは扶桑略記に、緣起とて載たる文にて別條なるを、後に後紀の文に引つゞけて寫したるものなり、さてその夢語は、帝王編年記に、延喜十五年の下に、今年伊勢人依二貴布禰明神敎一造二鞍馬寺一と見えたると同じ妄言とぞきこえたる、

續後紀に、承和十年十二月癸亥、奉レ授二從五位下貴布禰神正五位下一、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、授二正五位上正五位上に叙されし事、史に見えず、漏されたるにか、又上ノ字は下の誤寫か、貴布禰神從四位下一、十五年五月廿六日、授二從四位下貴布禰神正四位下一とあり、又寛仁元年十二月二日、貴布禰、片岡、河合の神、ともに正二位を授給へる事、本朝世紀に見えて、上上河合神の下、に引たるがごとし、神名帳頭注に、弘仁九年六月從五位下に叙されし事を載せて、其後位階及二度々一、人皇七十五代崇德院治十七年、保延六年七月十日正一位とあり、この神社今木船に在て隱なし、今上下二社ありて下ノ社と稱ふは遙拜所なり、其より五六町奥に上ノ社あり、本社なり、文安四年中原ノ康富記に、六月廿日詣二貴布禰御社下上一者也、於二彼川一浴了詠二一首一云々、但し百練抄に、天喜三年四月廿六日、貴布禰社爲レ水流損移二立他所一、扶桑略記に、同年の五月八日に、發二遣奉幣使賀茂貴布禰兩社一、是則貴布禰本宮爲レ水流損、仍被レ移二立他所一之山也とあり、百練抄に、これより十年前、永承元年七月廿五日、諸卿定二申貴布禰社爲レ水流損、可レ被レ改二立他所一哉否事一と見えたり、しかればむかしは、今の社地とは異なりしなり、

注帝王編年記に、弘安九年十月十三日、新院御二幸

がたし、又奉ニ大神幣帛之時、先奉ニ此神、と云へるは故ある事なるべし、文徳實錄に、天安二年八月己丑朔丁未、在ニ山城國従五位下鴨川合神預ニ名神、上に引たる官符に、彼社ノ祝申云、天安二年八月七日云々、とあるは此度の事なり、丁未は七日なり、さて従五位下の下の字を、印本に上とあるは誤なり、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、授ニ従五位下鴨川合神従五位上、四年十一月廿五日授ニ従五位上鴨川合坐小社宅神社ノ字印本寫本ともに祖と作るは誤なり、今或一本に據れり、上に云へるごとく、帳にも小社宅と作き、其社傳にも然書きて、チコソヤケと唱せりとぞ、正五位下、と見え、本朝世紀に、

注少納言藤原通憲朝臣の記せる書なり、其中に宇多天皇の御世の紀は、古く聞えたれど今世に傳はらず、今在るは其後の御世々々の紀を撰ぶべき料の草稿にて、世々の記錄どもを書集めたるものなり、しかればうけばりて、本朝世紀とは稱ふべきにはあらぬごとくなれど、其書に題名を記したれば、今隨ひて其名を擧て引り、或書に此書を外記日記なりといへるは非なり、なほ此書の事の考は、別に記しおけるものあり、

寛仁元年十一月廿五日、天皇行ヨ幸賀茂社ニ云々、十二月一日詔授ニ貴布禰、片岡、河合等正二位、依ニ行幸之賞也、と記せり、

注此事野府記にも記されたり、下の片岡の下に引べし、百練抄に、安元元年十月廿六日、强盗亂ヨ入河合社内、廊壁射ニ立矢、小鳥明神前血落、と云ふ事も見ゆ、小鳥社今も河合社囘廊の内にありとぞ、○後山城風土記殘缺本、久世郡の條ならむとおぼしきところに、神社の號は缺て、健角身命也、又座綴喜成田井異本井を弁とあり、神、土人四時四度祭也、當郡三宮也、とあり、こは後世の記にて謬傳も多く、みながらは信がたき書ながら、後の考の助にもやと、因にこゝに引出おきつ、

○貴布禰神社は、帳に愛宕郡貴布禰神社、名神大、月次、新嘗と載られたり、嘉承元年永昌記に、四月十二日、去夜寅刻別雷社寶殿燒亡云々、御體奉レ移ニ貴布禰寶殿、貴布禰御體奉レ渡ニ若宮寶殿、と云ふ事見えたり、若宮は上社に近くありて攝社なりとぞ、按ふにそのかみ別雷ノ神の御體を貴布禰ノ社に移し、貴布禰の御體を若宮に渡し奉りけるとき、若宮なば更に假宮建てぞ移し置まつりけむ、さて後に別雷命の御體は本社に還り給ひ、貴布禰の御體もその本社に還り給ひけるに、その跡の社にしても、なほ別に貴布禰ノ神を祭り、若宮はその時の假宮を、やがて本社と定めて鎭り坐せるなるべし、さて然別雷神の御體を貴布禰の寶殿に移し、貴布禰の神の御體を若宮の寶殿に渡し

る古弓の中に、賀茂幣本數、下社本社二本、比々良木一本、河合一本」、上社本社一本、片岡一本、貴布禰一本、大田一本、若宮一本、神主賀茂幸平注レ之、と見えたり、

○川合神社神名帳に、愛宕郡鴨川合坐小社宅神社名神大、月次、相嘗、新嘗と載られたるこれなり、社家の傳記に小社宅を、ヲコソヤケと唱しならへりとぞ、（内宮儀式帳未官帳入ニ田社ニの中に、小社神社大水上ノ兒高水上命、また川相ノ神社、大水神ノ子ノ兒細川水ノ神と云ふがみえたり、小社、古本にチゴソと訓をつけたり、なほ考へ合すべし、）いづれ正しからむ未考へず、年中行事秘抄に、川合神、件神社立始祭始之由無ニ所見一、但依ニ天安二年八月七日太政官符一預ニ大社一、又云延喜元年十二月廿八日太政官符偁、得ニ神祇官解一偁云々、件川合神是御祖別雷兩神之苗裔之神也、加之此神靈驗顯然而貴賤歸仰奉ニ大神幣帛一之時、（大神とは、賀茂の大神たちなり、）先奉ニ此神ニ云々者、左大臣宣、奉レ勅依レ請者、預ニ相嘗祭一云々者、（以上の文、本朝月令にも引たり、）若朔日當ニ酉日ニ者中酉行レ之、依ニ國忌一後西也、當日使參ニ内藏近衞府ニ云々、（若より以下廿六字、下文河合奉幣事の條に、又此官符を引て、預ニ相嘗ノ祭ニ云々者に、引續て記せるを採りてこゝに補へ、今新に其下に云々と書けるなり、）件神社立始、又祭始之由無ニ所見一、但彼社祝申云、去天安二年八月七日預ニ四度官幣一、又去寛平五年九月十三日預ニ相嘗祭一、自レ爾以降社祝奉レ仕者、また次に舊記云、貞觀元年十一月九日祭ニ件社一とも記せり、（此舊記も、賀茂ノ舊記なるを、本文なれば擧ずして、祭始たる年月のみ記せるものなるべし、）この神社今下賀茂社の南、川合の糺杜の中に在りて隱れなし、（六帖に、「ちはやふる糺の神の前にしてそらなきしつるほときすかな」、）そは賀茂川の川上にて、二川の落合ふところなり、此わたりを糺と云へり、故糺社とも稱す、拾芥抄に、只洲鴨社有レ之、と見えたるこれなり、（風土記に、葛野川と加茂川と、會ふところと云へる處にはあらず、）さて糺は、多々須玉依媛と申す多々須に由あり、古事記開化天皇段に見え給へる、丹波彥多々須美知能宇斯王と申す、多々須は、地名と聞ゆるにつけて按ふに、玉依媛の母を、丹波國神野神伊可古夜日賣とまをす、この神野、丹波地名なるをおもへば、多々須ももと丹波の地名なるを、母の本鄕に因ありて、多々須玉依媛と申したりしより、又この媛命の住給へる地名にも呼ことゝなりたるにやあらむ、さて此川合社に祭れる神は、上にも引たる年中行事秘抄にみえたる神祇官の解に、御祖別雷兩神之苗裔之神也と云へり、そのかみ既に兩神の中、いづれの神の苗裔ぞとは詳ならざりしなり、（或書に、玉依姫を祭れりといへるは、信

家の現しき傳説なるべくきこゆる由は、既にいへるが如し、

瀬見小河四之巻

別記

賀茂大神等の苗裔神たち及由緒ある神等また日吉（ヨシ）神の事

賀茂大神たちに縁ありて聞え給へる神たちの事の、今因に書に見あたりたるを擧て、いさゝか考たることのあるをば説はむとす、その神々の名は、寛元四年四月廿九日戊子賀茂御幸記に、御幣を奉らるゝ社を、下社、松尾、河合、また上社、若宮、貴布禰、片岡、大田と見え、建長六年十月廿八日丁酉賀茂御祖皇大神宮御幸記に、川合禰宜、同祝、比良木禰宜代官、同祝、貴布禰禰宜、同祝代官奉仕れる事見えたり、（上文に、今度御幸、比良木禰宜秀成、依輕服不參、貴布禰祝祐經、依所勞不參とあり、）又賀茂注進雑記に古記を引て、賀茂氏人の社司補任の次第をしるしたるに、片岡、貴布禰、大田、若宮、奈良、澤田、新宮、氏神社と見え、（賀茂系圖どもに載せたる、社司の補任の次第を按ふるに、この定に見えたり、）色葉字類抄に、賀茂社、鴨御祖社、河合社、別雷社、片岡社、貴布禰社、大田社、若宮社ともあり、東寺の觀智院に藏る諸社禁忌と題（ウハガキ）せ

ものなれば、よく讀わきまへてもの、證にもすべき書なるを、此説などはとるべきにあらず、かゝるおほやけざまの事をさへに造言して、是乃父母子愛之義云々など、なほもうべ〳〵しげにいひなせるは、もはら己が蕃種の卑姓なるを匿して、建角身命の神別とし、かへりて賀茂の氏人の社家の上に出むとかまへたる巧には、神をも神とおもひ奉らず、祖をも祖とおもはざる、いともにくむべき僞説になむありける、

注文體も此條のみ、別に後ざまにて拙劣し、諺に木に竹を接たるがごとゝいふがごとく、似もつかぬをもおもふべし、さて此ほかに松尾の社家のなりとて、歌荒洲田卜部伊伎氏本系帳と云へる書あり、因に上に擧て論へるがごとく、近世に作れるものと見えて、これもいみじき僞説したるものなり、但し其本系帳まことに其社家のなりや、僞書なるにや其は知らず、

さて然る趣に氏祖を僞れる事は、いとはやくよりも有來しことにて、書紀に、允恭天皇の御世に、盟神探湯せさせて、姓氏の詐僞を正し定め給ひ、其後の御世にも、たび〳〵姓氏の僞説を誡禁給へる事、史どもに見え、弘仁五年に及て新に姓氏錄を撰ばしめ給ひき、さて其姓氏錄の序に、姓氏を正されたりし趣を辨へられたる中に、使云々蕃俗和俗氏族相疑、萬方庶民陳高貴之枝葉、三韓蕃賓稱日本之神胤、（三韓とは、上ノ句の萬方と相對へたる文にて、實は諸蕃の事なり、）時移人易、罕知而言、また新進本系多違故實、或云々、或巧入他氏以爲己祖と云はれたるなどは、既にも件の一云のごとき僞説のありけるを、正されたりしなりけり、そも〳〵秦氏の祖は、上に委く注せるがごとく、姓氏錄の諸蕃に載て、秦始皇が後なる事詳にして、今舊史に合せ見ても混なく、又本系帳も上に論へるごとく、元慶五年の頃奏上れる書にて、今其全書は傳はらざれど、古書どもに引たるを見あたりたるかぎりは、上に擧たるがこどく、正しき傳説ときこゆるに、たゞ件の又云一條のみ、いみじき僞説なるは、舊く傳來れる本系帳に、後に狡黠なる氏人のありて、書加たるものなる事著し、よくせずはなか〳〵に舊説をしもおしこめて、僞説のごとおもふ人のありなむをや、かへす〴〵もにくむべき所爲にこそありしか、（但しその僞説の中に、戸ノ上ノ矢者松ノ尾ノ大明神也、といへるのみは、しかすがにそのかみ社

秦氏奉レ祭ニ三所大明神ノ而鴨氏人爲ニ秦氏之聟ー也、秦氏爲レ愛レ聟以ニ鴨祭ー讓ニ與之ノ故今鴨氏爲ニ禰宜ー奉レ祭此其緣也、鴨祭之日、楓山之葵挿頭、當日早朝松尾社司等令レ賚ニ挿頭料ノ參ニ候内藏寮ノ祭使既來置ニ楓山葵於庭中ー詔戸申、使等各挿頭出立、禰宜祝等賜ニ祿物ノ又走馬近衞二捧謝幣與禰宜祝ノ倶參ニ松尾神社ノ是乃父母子愛之義、芬芳永存之心也、とあるこれなり、此文なべては緣起に依り、言をかへて造りたるものなるが、まづ首に初秦氏女子出ニ葛野川ニ云々と書出したるは、玉依日賣の賀茂川にての云々の事を秦氏の女子と稱ひて、秦氏すなはち建角身命の裔なりといふべく、巧みこしらへたるものにして、これぞ此僞說せる事のもとゐなりける、かくて賀茂川を松尾に近き葛野川に換へて云々といひ、さて別雷神の天に升り給へる事、又賀茂上下の社の事をいひ、又戸上矢者云々と云ひて、是以秦氏奉レ祭ニ三所大明神ーと云へり、三所とは松尾と上下の社を總べたる言にて、云々の所以によりて、秦氏三所大明神の禰宜となれりといへるなり、(年中行事秘抄に抄キ書せるには、三所を二所と書たる本あれど、文意を按ふるに、二所とせるは誤なり、)而鴨氏爲ニ秦氏之聟ー也云々、此其緣也とは、後に云々の親によりて、鴨氏に賀茂上下社の禰宜職を讓與へりたりといへるにて、悉く僞說なり、(上に注せる證文に考合せて知べし、)また鴨祭之日云々、倶參ニ松尾神社ニ、

注 楓山之葵といへる楓山きゝなれず、桂里は、松尾に遠からぬ地なるにあはせて、ことづけたるにはあらざるか、夫木抄に、行家卿の歌に、「みあれひく時は來にけりけふもかもかつらの山に葵とるらむ」、とよみ給ひたれど、御阿禮の日の料にかつら山の葵とることその例きこえず、そはこの松尾の楓山葵の妄說を、なま〳〵に聞おきて、賀茂祭の歌を、一ふしめづらしくよまむとして、誤り給へるにぞあるべき、古人といへど、然るあやまちはをりをりきこえたり、

この事、式の書、そのほか古書どもに見えたる事なし、これも例の僞說ときこえたり、

注 こゝに論へる本系帳の又云の說の中に、鴨上社云々より賜ニ祿物ーまでの文を、年中行事秘抄、年中行事抄に省略て引載たり、但し此類の年中行事の書は、當時の式を主と記せるにはあらで、たゞ古記に見えたる事どもを、何くれと選びなく書注せる

授従五位上、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日に、正五位下乙訓火雷神に、從四位下を授給ふ由見えたり、これより前正五位下に叙さられたる事、國史に見えず、これも今本には洩たるにや、さて此度松ノ尾ノ神にも位を進め給へる事みえたれど、餘多の神たちと共に授たまへれば、相たぐひてもてなし給へりとも申がたし、かくて神名式に、乙訓郡乙訓坐火雷神社名神大、月次、新嘗、と載られたり、

注印本に火字を大と誤れり、さて日本紀略に、應和三年七月十五日乙丑、祈雨の爲に伊勢石清水賀茂云々十六社の外に、龍穴、木島、乙訓、水主、火雷云云等の十二社を加へ、合て廿八社に幣帛使を立られたる事みえ、安和二年七月十八日癸亥、祈雨として、龍穴を除きて、應和の度と同じく、木島、乙訓、水主、火雷云々等の十一社に、奉幣の事みえて、其後祈雨の時は、件の十一社に奉幣ある例とはなされたり、拾芥略要抄にも、祈雨十一社、應和三年七月十五日、火雷、水主、木島、乙訓、已上山城云々とみえたれば、其が中の火雷は、山城國乙訓坐火雷神にて、同神社なるべきを、乙訓と火雷とを別社とせられたるは心得がたし、神名帳にも、臨時祭式なる祈雨神祭八十五座の中にも、山城國に大雷神と申すは在らず、さて

この火雷を、略要抄印本に、天雷とあるは、紀略等にも合ざれば誤寫なり、

さて中右記大治二年二月の條、に、山城國乙訓社祝部眞茂と云ふ人見えたり、祝部は、姓氏錄に、建角身命之後也とある氏人にて、乙訓社に奉仕れるは、因緣ある事なり、日吉ノ神社の社務も、祝部氏にて緣由ある事、下に注すべし、おもひ合すべし、

秦氏本系帳の中の僞說

本朝月令に引たる、秦氏本系帳の中に、いみじき僞說のあるをこゝに擧て辨ふべし、さて其僞說といふは、本系帳に、上に擧たる賀茂緣起の文乘馬始二於此一也と云まで、を載て、次に、又云、初秦氏女子出二葛野河一澣二濯衣裳一時、有二一矢一自レ上流下、女子取レ之、還來刺二置於戸上一、於是女子無レ夫姙、既而生二男子一也、父母怪レ之責問、爰女子答曰レ不レ知、再三詰問、雖レ經二日月一遂云レ不レ知、父母以謂、雖レ然無レ夫而無二生レ子之理一也、我家往來近親眷族隣里鄕黨之中、其夫應レ在、因レ玆辨二備大饗一、招二集諸人一、令二彼兒執一レ盃、祖父母命云二父止思人爾可一レ獻レ之、于レ時此兒不レ指二衆人一、仰觀行指二戸上之矢一、卽爲二雷公一拆二破屋棟一、升レ天而去、故鴨上社號二別雷神一、鴨下社號二御祖神一也、戸上矢者松尾大明神是也、是以

給へる勅語なり、此天皇はかの本系帳等に、大寶元年秦都理が奉レ勸ニ請松尾一、始立ニ神殿一云々、始テとは、都理が上より云へる文なる事、上に云へるがごとし、と云へる時より、二十年ばかり以前、みさかりにおはし坐しければ、神矢は其御世より以前に、既に松尾に坐まし、なり、しかれば風土記進れる頃は、既に松尾に坐ませるを、今所謂丹塗矢者乙訓郡社坐、と云へるは、そのかみ緣起に依りて記せるものにして、正しあへざりしものなるべく、亦緣起も、記せる時は知られざれど、神矢を松尾に遷しまつれる後のものなるべきを、そのかみ舊く書記したるもの、在けるに據りて、書整へたるものなるべし、上に注せるごとし、釋日本紀廿二社注式に云々と記せるは、風土記によりておほかたに記せるものなり、かくて本系帳に、戶上矢者松尾大明神也といへるは、その當時の祭れる上をもて云へる文なり、又公事根源に、別雷神を記されたる件は、上に引たり、全く風土記の文をとりて、假名に書なし給へるものなれば、神矢の事も、記のごとく乙訓社に坐すとしるさるべきを、いはゆる丹塗の矢は、松尾の大明神と後にあらはれ給ふにやと記されたるは、當今に合へてとりなほして記し給へるものなり、後にあらはれ給ふにやとあるに意をつくべし、東寺に藏てる古文書の中に、元久元年三月五日、左辨官下ニ山城國松尾ノ社ニ云々、當社者鴨ノ御祖社之御同體、朝家第四之靈社也云々、大史小槻宿禰と書たるものあり、そのかみいかなる混說によりてかゝるものを下ひけむ、いとくあやしきまでになむ、さてしか神矢を松尾に遷し祭りて後、火雷神は別雷神の一名なり、上に注せる義淳の考に依るときは、大山咋神の一名なり、なほ舊のまゝに乙訓社に鎭まり坐しませるなり、

續紀大寶二年六月癸酉の詔に、在ニ山背國乙訓郡一火雷神、每レ旱祈レ雨、頻有ニ徵驗一、宜レ入ニ大幣及月次幣例一、と載られたるこれなり、神矢はこれより前に、松尾に遷り坐しませる事、上に云へるがごとし、また同紀に寶龜五年正月乙丑、山背國言、去年十二月於ニ管內乙訓郡乙訓社一、狼及鹿多、野狐一百許、每夜鳴、七日而止、また六月壬申、奉ニ幣於山背國乙訓郡乙訓社一、以ニ豺狼之怪一也、など云ふ事も見え、また延曆三年十一月丁巳、敘ニ賀茂下上二社從二位一云々、敘ニ松尾乙訓二神從五位下一、以ニ遷都一也、乙丑、遣レ使修ニ理賀茂下上二社及松尾社一と見えて、賀茂松尾の神たちに比へてもてなし賜へり、日本紀略に、延曆十三年十二月庚戌、遷ニ置山城國乙訓ノ社ノ佛像於大原寺一、初西山採レ薪人、休ニ息此社一、便刻レ木成ニ佛像一、稱レ有ニ神驗一、衆庶會集驚ニ耳目一、故ニ遷と云ふ事も見えたり、其後には、文德實錄に、嘉祥三年七月丙戌、進ニ山城國火雷神階一

内藏寮式諸祭幣帛條には、賀茂祭、下社、上社、松尾社、右四月中酉祭レ之ともあるは、賀茂を主として、松尾の祭日をば引て注されざるなり、其由下文にて知れたり、然るに嘉吉三年康富記に、四月十一日丙申松尾祭也、十三日戊戌、昨日松尾國祭也といへるは、上申の翌日、上酉日にも祭るを、國祭と云へる趣なり、公家の重き祭にもあらぬを、國祭としも云へるはいかなる由なるにか、其例他書にはいまだ見あたらず、おぼつかなきこゝちす、

さてまた上の賀茂臨時祭の條に擧たる、寛平御記文の中に、先拜二松尾一次第拜レ之、心存二彼託宣一、また捧二幣三裹一置二案上一、松尾鴨社上下料也、と次第て記させ給へるは、鴨明神の託宣し給へる、神慮の趣によりて、まづ松尾の大山咋神、次に上社別雷神次に下社御祖神と次第てものし奉り給ひつる御行なりけむ事をおもひ合せ奉るべきなり、さて此神社に行幸の始は、日本紀略に、寛弘元年十月十四日甲午、天皇行二幸松尾社一、と（帝王編年記にも、）見えたり、此度の事を後拾遺集に、一條院御時始めて松尾の行幸侍りけるに、うたふべき歌つかうまつりけるに、平兼盛、「ちはやふる松尾山の蔭見れば今日ぞ千歳の始なりける」、さて此御社、今も葛野郡松尾に在りてかくれなし、但し百練抄に、永承七年七月廿五日、諸卿定下申貴布禰社爲レ水流損、可レ被レ改二立他所一哉否事上、松尾社月讀社有レ例、と見えたれば、永承より前に社地を改られたる事はありしなり、○縁起に、所謂丹塗矢者乙訓郡社坐火雷神在、（釋日本紀に、賀茂別雷命ノ父ノ丹塗矢乙訓坐火雷ノ神社是也、廿二社注式にも、丹塗矢ハ乙訓社是也、）とありて、神矢の鎭坐所違ひて聞ゆるを、熟考るに、其最初に神矢を乙訓郡に、社を建立て安置奉り、別雷神をも配へて、火雷神と稱して祀りたりけるを、（縁起の傳によりて云ふ、）其後神矢を離ちて、松尾に遷し安置まつり、（古事記によりて云へり、此下に論ふべし、）又その後大寶元年、秦都理更に神殿を建て、大山咋神の靈形として祀り始め、また此時胸形中都神をも相殿に祭れるなり、（大寶元年より以下の事は、本系帳等によりて既に委しくいへり、）

かく考へ定たる故は、まづ神矢を安置奉れる所の最初は、縁起に所謂丹塗矢者、乙訓郡社坐火雷神在とあるにて明なり、しかるに古事記に大山咋神云々、坐二葛野之松尾一用鳴鏑神者也とあるは、（用ノ字よむまじき由は、上に論へるがごとし、）既に松尾に遷しまつれる上をもて、天武天皇の詔囑

と云へる事みえたり、此傳希らしければみながら引出つ、

注公卿補任を考ふるに、從二位右大臣多公は、仁明天皇の御子にて、仁和四年十月十七日、五十八の齡にて薨給へり、さて此文を考ふるに、かの皷は承和十四年に大神社に奉り、其皷經レ年破損とあるを、假に承和十四年より三十餘年を經たらむ元慶五年とするときは、多公五十歳の頃なり、所謂秦眞足秦興主も其時の人なれば、秦氏の本系帳を進れる世に在し人なり、さて此二人もかの疑はしき系圖には見えず、

○上にも引出たる齋宮式新造炊殿忌火庭火祭に、卜戸座一人、取二山城國愛宕郡鴨縣主氏童子一、火炬二人取二同國葛野郡秦氏童女一、と載る秦氏は、決て松尾の社司の秦氏の童女なり、さて其を賀茂氏の童子とともに、齋宮にしも取るゝは、賀茂松尾は皇都の鎭護神に坐せば、其神司の氏人を、齋王の御爲に取るゝ因縁ありての事なるべし、○松尾大神は、延暦三年桓武天皇長岡へ遷都の時より、同十三年又今の平安京へ遷都の時まで、賀茂大神たちと大かた同じ度々に御使を立られ、位階をも授給ひ、從四位上勳二等までに叙されたり、そは既に賀茂大神たちの條に因に注せるが如し、其後の加階は、續後紀に、承和十四年七月己丑從三位を授給ふ、此條には松尾大神とあり、又文德實錄に、仁壽二年五月丁卯朔に正二位、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日に從一位、同八年十一月二十日正一位に叙されしことみえたり、（同書仁和二年八月七日の告文に、松尾大明神と載られたり、）しかるに、勳位はなほ二等に坐せるを、元慶五年の秦氏本系帳に、正一位勳一等と見えたるは、件の叙位の後、元慶の始つかたまでに授給へるなるべきを、今現在る三代實錄には見えず、（記し漏されたるにか、但しこの實錄は今世に在る本ども、互に文を省略たる處、なりなり見えたれば、その省ける中に在たらむも知るべからず、さて其省略の事の考は、別に說へるものあり、）今社傳にも正一位勳一等に坐すと云へりとぞ、これ上にも引たる嵯峨隱君子の語に、桓武聖主監二此地一、久可レ爲二帝都一之故所レ營給一也、東有二嚴神一、（謂二賀茂一）西有二猛靈一、（謂二松尾一）南開北塞、又見二地宜一足レ可レ爲二帝都一、永代不レ可二變易一と稱はれ給へる神社なり、四時祭式に、松尾祭云々、夏四月上申日祭レ之とあり、今も同じ、

注賀茂祭は中の申酉なる事、上に記せるがごとし、

その秦氏なる事をいはざるはいかにぞや、此ほかにも疑はしき事はいと多かるを、こは因にたゞひとつふたつ論へるなり、忘れたり、經亮の考にいへる相元は、系圖の世繼の中にありて、父を兼元とす、相元、大治四年五月十二日卒七十一と記し、嫡子兼政、久安三年七月十日卒五十二と記し、その男を元信と記せるのみにて、月讀社司に緣ある事を記さず、相元の卒れる年月も月讀社司の秦系圖と違へり、かくてこの相元より上の等行の人々、又其譜などにも、いと疑はしき事あれど、こゝには辨はず、さて又姓氏錄山城國神別に、秦忌寸饒速日命後也と見えて、蕃別ならぬ秦氏は、唯この一氏のみ載られたり、按ふに此はかの葛野郡なる秦の地名を氏とせるなるべし、然るはやごとなき神の裔とありながら、漢種と同じ氏骨なるは混はしき事なりかし、此神別の秦忌寸姓の事は、意得おくべき事なり、そもそも此秦氏の事は、かばかりこゝに論ふべくもあらぬ事ながら、事實を證辨へむとて、殊さらにものしたるを、捨むもさすがにて、しばらく注しおけるなり、

○本朝月令に、國史云、承和十四年六月、霖雨止息、先是左相撲司伐葛野郡家前槻樹作大鼓、有祟、由是奉幣及鼓於松尾大神以祈謝、用鼓牛皮十二張、一面六張、以上類聚國史を引るにて、もと續日本後紀にある文なり、其は六月丙申大風發屋折木、雨亦降、入夜彌猛、丁酉遣使奉幣於松尾大神祈之、甲寅霖雨止息、先是云々と續きたり、口傳云、松尾社禰宜秦眞足、祝秦興主、依犯用大鼓輪鐵、解却見任、興主男、一人大膳職掌、一人沙彌住神宮寺也、眞足無子、初深草天皇仁明天皇の御事なり、之御時、伐葛野郡家前槻木作相撲司之大鼓、明神忿怒託宣云、此樹者我時々來遊之木也、而伐取不可然云々、其伐木國人多死去也、行事官人墮馬傷身也、時人云、嘉祥元年洪水爲流彼材所出來也、神明之祟猶不休止、奉爲公家數々有現、遂牽彼鼓進神社、其鼓經年破損、眞足興主竊取彼輪鐵、作雜釘馬鞶等充賣買料、于時神明示祟、公家仍勘發、解却禰宜祝之職、又右大臣源多卿、爲奉幣參神社見此鼓管無皮、意得將張此鼓可善、後日大臣病患之時、令占祟由、陰陽家告云、有神明之祟、心中反覆是尤鼓事也、將張無輪、因以釘張之、張鼓之後、音樂之奏百倍他時云々、

に見えたる卜部仕奉れる、伊伎氏人を載せざるはた多く、すべて信がたきものにて、今考たる古傳の徵とすべき事さらになし、さるはもといさゝか書傳へたるものゝありけるに、いかなる人のしわざにか、國史、姓氏錄、尊卑分脈などの中より採出て、强て牽合せ、又附會などして、書綴りたるものとぞ見えたる、但し其系圖の中に、政道と云ふを載て、寛喜二年卒卅八と記し、其子元信、母松尾社務秦相賴女と載て、其子武元、松尾社務秦相久爲レ子、因レ玆爲ニ秦氏一とありて、その武元が孫にて系を止めたり、されど此系圖中、こゝにのみ松尾社務に秦氏といへる事のみえたるは、古傳のまゝならむかとおもひなりて、歷名土代を撿ふるに、松尾社秦相賴、天正二年正月廿二日正五位下に叙されたれば、其女の夫の政道が卒たる寛喜二年より、件の相賴が叙位の天正二年まで、三百四十餘年を經たれば、甚しき時世の違なり、又此相久が事は東寺に藏る、長祿二年三月に、松尾社官等謹言上とある舊き歎狀案のみえて、御師相言、神主相行、正禰宜相長、正祝相忠、權神主相胤、權祝相敦、月讀禰宜重富、櫟谷禰宜相友、月讀祝重康、櫟谷祝重房、三宮禰宜相久と連署せり、系圖に政道が卒りたりとある寛喜二年より、相久が署名せる長祿二年までは、二百二十年に多く餘れり、いかにしてもその政道が孫の武元が、相久の子となるべきにあらざれば、これもまた合はず、かくてまたかの長祿二年に、松尾社官等の署名十人が中に、かの相久をおきては、系圖に一人だに見えざるもいとぶかし、又歷名土代に載たる松尾社司に、秦相房、永祿十一年正五位下までに叙され、秦相慶、秦相文、永祿二年從五位上に叙され、同五年八月相慶卒などある人々も、系圖にあることなく、また序に此系圖を訂正せりといへる、重種等が曾祖、重賴以下を加增して記せりといへる、此系圖の重賴が譜に、永祿二年四月十八日叙ニ從五位上一とあるを、土代には松尾社秦重賴と記して、永祿二年四月十八日從五位上、同十一年三月四日正五位下とあり、系圖に記せるところ從五位上の年月日は合へど、正五位下に叙されたる事を記さず、また公ざまにて記されたる土代に、しか慥に秦重賴とあるを、卜部伊伎氏本系帳と題して、

永久、廣氏、春成、古仁、恒築、彌人、豊根、安土、粳守、冬魚、倉吉、直豊、廣雄、福吉、垣主、春風、木繼、繩子、春成、貞成、波多麻呂、永成、岡滿侶、雄貞、安吉等廿九人見ゆ、多く官位あり、又延喜承平の同古文書にも、秦忌寸氏人多く見ゆ、この人々も都理と同族にて、高田郷大秦わたりに蕃息り住たりしなるべし、さて山城國梅宮神主橋本經亮の筆記に、松尾社司の秦氏は、押見宿禰の裔にて、もと押見氏なりと云へりとぞ、そは葛野の月讀神社の社司の、秦氏なるによりて混ひたる謬傳なり、月讀の社司は、顯宗紀に月讀神の請の依に、葛野の歌、荒樔田を奉り、壹岐縣主先祖押見宿禰を祠に侍へしめ給へる由記されたる如く、押見宿禰の裔相續て奉仕しが、中世松尾の秦氏人を聟にとりて、家職を讓りしより、秦氏となれりと云傳たり、永久三年、松尾の社司たちの書たる佛經の奥の題名に、聟月讀禰宜秦相元とあり、此相元月讀社司秦氏の系圖にも見えて、久安三年八月七日卒とありて、時世もよく符へり、此相元彼の家の聟となりて、社司の職を繼しより、秦氏と改たるなるべし、そはともあれ松尾の秦氏よ

り、月讀の社司押見宿禰の裔の家を、承繼ぎたる傳はかくれなきを、反さまに心得て、松尾の秦氏を、押見宿禰の後なりとしも云めるは謬なり、そはもと秦氏の漢種なるを嫌へる下心より、しか云なしたる事のありしが、終に實の傳のごとくなりしものなりといへるはさる事なり、近ごろ松尾社家系圖といふ書を見れば、首に歌荒洲田卜部伊伎氏本系帳と題して、序中に、今此本系帳者、世々所ㇾ藏ニ歌荒洲田卜部家一之秘本也、其初起ㇾ自ニ天兒屋根命一、雖ㇾ及ニ數千萬歲一而孫枝子葉ㇸ、名姓爵祿粲然如ㇾ指ㇾ掌也、雖ㇾ然舊本或罹ニ蠹魚之災一、或有ニ亥豕之誤一、因ㇾ玆家兄從五位下式部少輔重種、同主殿頭重康等、謹訂ニ正之一、且加ニ增曾祖重賴以下舊本不ㇾ載者一、新寫ニ一本一以藏ニ家塾ニ云々、とありて、系圖に天兒屋根命より始て、十八世に忍見命あり、さてその曾孫卜部伊吉宿禰若彥より系りて、支流に至るまで誌せるさまにて、月讀、松尾、また其末社ときこゆる社官をあまた載たり、よみ見るに、上代の事はさらにもいはず、中世よりこなたの事にも、いとおぼつかなき事多くうちまじれるがうへに、古書ども

も、其氏人の脈の、多くは絶亡せたりしなるべし、よしや其遺りたらむも、又其氏を換て他氏に入てあらむも、多くの世を歴ぬるほどに、今は蕃種の卑きすぢのなごりは、おほかた失せ清まりたりけむかし、そも〳〵上古は殊なる趣ありて、外國よりよろづの事どもを奉らせて、それ選びてとり用ひさせ給ひたりける中には、善からぬ事はたまじこらざることとえずなむありけらし、さればにや、近むかしより外國人をば、いたく遠退け給ひて、既に御許かゝぶりて長崎津まで、參渡來なる、唐土於蘭陀の國の商船のほかには、海邊にだにも寄せ給はぬばかりの令となりぬるは、あなかしこ、又さらにたふとく、めでたき御政申なるべし、

さて都理が名の唱、津利か止利か詳ならず、都字古書どもに多くは津に用ひたれば、（風土記神名帳などには止にも用ひたれど、）例多きによりて、津利と唱てあるべし、本朝月令に、松尾社禰宜秦眞足、祝秦興主と見えたるは、按ふに元慶の本系帳進れる頃の人ときこえたり、（月令の文は、下に引てなほいへる事あり、考合せて知る）べし、又上にも引たるごとく、齋宮式新造炊殿忌火庭火祭に、卜戸座一人、取二山城國愛宕郡鴨縣主氏童子一、火炬二人、取二同國葛野郡秦氏童女一、とある葛野郡の秦氏は、松尾の社司の秦氏にて、都理が裔なるべし、秦氏人今に相承て、松尾社司となりて仕奉れりとぞ、いとめでたし、但し其氏名の秦を今は波陀と呼へりと聞つれど、すべて地名氏唱などは、字にすがりてかはれる事もある例なれば、今己が禹豆麻佐と呼ぶべしと論へる考には妨なし、

注葛野の秦の氏人は、上に擧て考いへる續紀寶龜八年の下にみえたる、山背國葛野郡人秦忌寸箕造、又其ほかに、延暦三年山背國葛野郡人秦忌寸足長、と云ふがみえ、又日本後紀弘仁五年の下に、興福寺傳燈大法師常樓が事を、俗姓秦公忌寸山城國葛野郡人也、と見えたるも同氏人にて、秦の下の公字は衍なるべし、元亨釋書には秦氏と書り、又東寺に藏る古文書の中、嘉祥二年、同四年、齊衡二年、葛野郡高田郷長が解の、賣買家地立劵文中及連署に、秦忌寸氏人の名あまた見えたり、高田郷は今高田村存りて、大秦村に隣れる事上にいへるがごとし、そのかみは大秦も高田郷中なりしなるべし、さてその秦忌寸氏人の名、冬守、子大野、また殿守、永岑、

姓氏錄に載られたるところ、京畿の內にすら、始皇が後裔四十餘氏みゆ、そのかみ畿外に在て此撰に入られざりつる同族の氏々、天下にいかばかりか蕃息りて在けむ、かの融通王が率て來れる秦民百二十七縣の佰姓といひ、小子部雷が捜括せる秦民九十二部一萬八千六百七十人とみえ、欽明紀に秦人戸數七千五十三戸と見えたり、これら多くは扶蘇が從人どもの裔、また蒙恬が從人のもあるべく、然らぬ韓人どもの雜り來れるもありしなるべし、さてその秦氏人等其徒衆を率て蠶織の業を仕奉り、そのほか功しく仕奉りける事、古書どもに見えたるがごとし、此もと神誨によりて、神功皇后の韓國を平伏をさめ給へるに據りてなる事は、いふまでもあらず、秦氏の歸來けるさまにても、そのかみの御稜威のほど推量り奉るべし、さて此秦氏の謂は、古事記應神天皇卷の傳に委しく論はれたる事あり、多くはそれにゆづりてこゝにいはず、併せ考べし、さて伊勢神官の記せる永正記に、神宮法不レ知レ姓職掌號ニ秦氏一例也といへり、同神官の古老口實傳にも此文を載て、其儀相ニ叶本紀一といへり、本紀とは大同のなるべし、撿ふるに、これ皇別神別に蕃別の混あらむ事を畏るゝ故の定なるべし、これをもても蕃種人の神に仕奉る事を、さのみは惡ひ給はざりし趣の測られたり、さて又上に擧たる秦民の外に、國史に諸蕃人の歸化來りし事數多載られ、其が中に、其人その子孫どもに、姓を賜ひたる事も多く見え、弘仁の姓氏錄に載られたる、畿內の諸蕃姓の中に、秦の族姓三十三氏、そのほかの蕃姓三百三十八氏みえたり、此餘畿外の諸國に蕃息りたる蕃種の、その後の御世かけて、いかばかりかは多かりけむ、さはありけれど、今京よりやゝこなたの御世のころより、韓唐人の參渡り來り、又その國々に御使遣はす事も、漸に疎遠になりゆき、又それらの外國々人の歸化來れるを入レ給へる事、はたをさ／＼あらず、たま／＼僧徒の來れるを、留止らしめ給へるばかりの事となりつるほど、延喜の御世より遣唐使を停給ひにけり、かくてまた世を歷るほどに、さばかり多かりつる蕃別の氏人の、其名きこえたるが漸に少くなりて、今の世にはおほかたきこえぬがごとなりぬる

其は後漢書東夷傳に、辰韓耆老自言、秦亡人避ニ苦役ニ適ニ韓國一、馬韓割ニ東界地一與レ之、其名レ國爲レ邦、馬爲レ弧、賊爲レ寇、行酒爲ニ行解一、相別爲レ徒、有レ似ニ秦語一、故或名レ之爲ニ秦韓一、とあるをおもふべし、新井君美主の説に、吾國に秦始皇が裔の歸化して秦氏あるは、始皇が嫡男扶蘇が後なるべし、始皇扶蘇を惡む事有て、北方の匈奴の鎭に遣せる、蒙恬が兵三十萬人の監軍として、上郡に出し置ける間、始皇出遊して沙丘にて死す、趙高秘して喪を發せず、始皇が命なりと詐りて、二男胡亥を立て嗣とし、蒙恬を殺し、扶蘇に死を賜ふ、故に自刄して死せる由史に見えたり、按ふに扶蘇大兵の監軍たり、然る疑しき命を聞て、いたづらに自刄すべきにあらず、されど其遁るまじきを悟りて、僞て自刄せりと稱し、從士等を率て韓地に入り、難を避たりしなるべし、上郡は遼東に隣りて韓地に近し、朝鮮の邊に扶餘國とてあるは、扶蘇が遁れたる地に、其子孫の餘り蕃息りて住る國なるが故に、扶餘と稱たりけるが、其裔の韓地より吾國に渡來れるなるべし、晉世大康の後、辰韓の朝貢絶たりと云へるも、功滿王融通王が、我國に來れる時と大かた合へり、また辰韓馬韓辨韓の外に、秦韓といへる一種のありしも、扶蘇が子孫にて、其裔の徒來れるにてもあるべし、さらでは始皇が子孫の吾國に渡來るべきにあらずと云はれたるも然る事なり、考合すべし、但し辰韓と秦韓と別にせられたるは、上に引たる漢書には合はず、さて件の考にもとづきて考るに、姓氏錄大和諸蕃に、己智出レ自ニ秦太子胡亥之後一也、また三林公、長岡忌寸、櫻田忌寸等を、己智同祖、諸齒王之後也、と見え、山村忌寸を、己智同祖、古禮公之後也、と見ゆ、胡亥はいはゆる二世皇帝なり、世を知る事わづか三年にて、趙高がために弑さるゝ、年二十二といへり、其子の在けるが、これも遁れて扶蘇が在ける韓地に入りたりけるが、其子孫も同族とともに歸化來れるなるべし、但し右京諸蕃に、御池造出レ自ニ百濟國扶餘地卓斤國主、施比王之後一也、と見えたるは、續紀に天平寶字五年、三韓の人ともに姓を賜へる中に、百濟國人卓果智等二人に、御池造を賜へる事見えたると同祖にて、こは秦氏の族にはあらざるべし、さて

仕奉りたるも、やがて其神の御慮なるべし、別本山城風土記に、紀伊郡伊奈利神社を、秦中家忌寸が遠祖、伊侶具秦公が祭ﾘ始て、すなはち彼秦氏人等、禰宜祝となりて仕奉れる由見えたるも同例なり、さて此伊呂具が姓の秦公は、姓氏錄に、秦始皇帝孫、孝德王之後也、と見えたれば波陀と唱ふべし、伊呂具は紀伊郡人ときこゆれば、上に引たる欽明紀に見えたる、山背國紀伊郡深草の里人、秦大津父と同鄕に住りし同族の子孫なるべし、但し伊呂具が伊奈利神を祭始たるは、和銅の頃ときこゆ、其考事長ければ此にはつくしがたし、別に記せるものあり、わすれたり、天武紀に朱鳥元年八月辛巳、遣㆓秦忌寸石勝㆒奉㆓幣於土左大神㆒、といへる事見えたり、因に云ふ、後廣隆寺緣起に、大酒大明神者秦始皇之祖神也、仲哀天皇御宇、功滿王來朝而奉ㇾ渡ㇾ之とあり、此社今太秦の桂宮院にありとぞ、文明本の東大寺戒壇神名帳に、秦天神、大酒大明神、と載たるもこれにて、延喜神名式に、葛野郡大酒神社、元名大辟神、と載られたる社なるべし、さてその大酒はもと地名なるべし、東寺なる嘉祥年中の山城國の文書の署名に、高田鄕長六人部大酒麻呂といふがみえたり、太秦はこの高田の鄕中なり、今太秦に隣りて高田村存り、人名の大酒は、其あたりの地名に因れるなるべきをおもひ合すべし、然るを紹運錄に、安閑天皇の皇子豐彥王の譜に、現ㇾ神播磨國大僻大明神是也、秦氏祖也云々、とあり、この神社は神名帳には載られざれど、彼國の觀應二年の文書に見え、明德三年の文書には、大さけの宮とも書けり、まこと豐彥王を祀れる神名にや、いまだ其證を得ず、もしくは葛野郡なる大酒神を徙祭れるにもやあらむ、皇子を秦氏祖也といへるは由もなき妄說なり、察ふに秦氏人の中に、その漢種なる事をいとひて、かしこくもさる僞說を作り出たるものなるべし、日本後紀に、大同四年にかゝる僞說を禁め給ふとして、倭漢雜糅敢テ垢㆓天宗㆒云々、と敕ありし事もあり、紹運錄に、秦氏祖と云へる妄說を採られたるはいかにぞや、もしくは後人のさかしらに書加へたるにもやあらむ、さてまた因に云、秦氏人の皇國に歸化來れるは秦始皇が族の、韓國に遁れ來て仕けるが子孫なるべし、

秦公宿禰も、秦酒公の後にて、かの雄略天皇の御世、賜レ號曰二禹都麻佐一と云へる古事を載たり、此大秦公は、續紀に天平十四年八月丁丑、詔授二造宮錄正八位下秦下島麻呂從四位下一、賜二大秦公之名、幷錢一百貫云云、綿二百屯一、以レ築二大宮垣一也、とある度に賜ひたる嘉名にて、大字を加へても、なほ禹都萬佐と唱びたるを、後に氏として、宿禰の骨を賜ひたるなるべし、これも上に云へる秦の嘉名を氏と爲ると同じ例なり、續紀延曆十年の條に、大秦公忌寸姓も見えたり、

注大秦を禹都萬佐とよむべき由は下に云ふべし、さて姓氏錄なる大秦の大字、本ともに太とも大とも區に書き、今地名には太秦と書ならひてあるを、件の續紀、また承和廣隆寺緣起にも、大秦公と書り、また東寺に傳藏てる古文書どもの中に、延喜九年、又承平二年の劵文ありて、其にも右京三條四坊、戶主前豐後大目從六位上大秦公宿禰相益と書き、また歷名に同じ氏人四人見えたるも、皆大秦公と書たり、その氏人のみづから書たるものなれば、正しき證として、大秦とある本をとれり、されば上に引たる續紀なる大秦公之姓とある大本も、通本には太とあれど、古本に據りて引つ、

かくて其を上に引出たる、秦氏本系帳に載たる秦氏等、種類を率て葛野の大堰を造れる文の趣により、また寶龜に、葛野郡人秦忌寸箕造等九十七人云々、と見えたるによりて倂考るに、秦都理等は、河勝が後にて、相繼ぎて葛野に住たりけるが、因緣ありて其近き松尾の神に仕奉り始しものなるべし、

注書紀に河勝が事の見えたるより、都理が松尾に神殿を建立たる大寶元年まで、五十年餘り後の事に當れり、都理はもし河勝が孫にもやあらむ、さて都理が卑しき漢種にて、神事に仕奉れる事は、うちまかせてはいとあるまじきことわりのごとくおもはるれど、神慮には然はおもほさぬなるべし、すべて上世より、外蕃人の歸化來れるをば棄給ふことなく、矜み惠み給ひて、皇國の民となされ、或は擢で官爵を賜ひて、仕奉しめたまひたるがありけるも、いひもてゆけば、神の御慮にて召し給へるなるべきに、中にも秦氏の族は上に擧たるごとく、種種の事を功しく仕奉りたりけるが、其裔等の葛野わたりに多く蕃息りたる中に、都理が松尾神社に

ふがあるを加ふれば、十五世孫といへるに合り、かくて其河秦公は、上に引たる本系帳に、葛野川の大堰を造れりとある時、主といさをしく揆らひたる人にて、河といふ號を賜ひて、其川の事を掌しめ給ひたりしにはあらぬか、名の趣によりて然もやとおもはるゝなり、さて右にいふごとく、すべて始皇が後孫の人名世數など、姓氏錄に載られたるところ、互に合ひがたきがあり、諸書に見えたるも又差ありて、いと混らはしきを、暇あらむ時とりすべて、別に考記してむ、さて又後緣起に、其寺の事を在二山城國葛野郡楓野大堰鄕一と云へり、此鄕名、和名抄にもみえず、其餘の書にも見あたらねど、かの大堰を作れるわたりなるによりて、さる大名にも呼たりけむ、楓野は此地に楓林ありし由、又別院に桂宮院といふがある事、これも後緣起に見えたれば、其桂によれる字なるべし、葛野の桂里世にきこえたる處なり、

皇極紀に、三年秋七月、東國不盡河邊人、大生部多、勸二祭レ虫於村里之人一曰、此者常世神也云々、葛野秦造河勝、惡二民所レ惑、打二大生部多一、其巫覡等恐休二其勸祭一、時人便作レ歌曰、禹都麻佐波、柯微騰母柯微騰、枳擧曳倶屢、騰擧預能柯微乎、宇智岐多麻須母、とある禹都麻佐は、河勝をさしていへるにて、釋日本紀に、河勝之姓也と云へるが如し、其はかの酒公よりはじまりて、氏の唱を禹豆麻佐と改め賜はりたりけるが、なほ舊のまゝに秦字を用ひて、世々葛野に住めりしなり、かくて欽明紀に、元年八月召二集秦人漢人等、諸蕃投化者一、安二置國郡一編二貫戸籍一、秦人戸數摠七千五十三戸、以二大藏掾一爲二秦伴造一、と見えたる大藏掾は、決て河勝の事ときこえたり、

注祖酒公蠶織の功ありて、大藏長官に任されたる事、上に擧たるがごとし、世々大藏の者に奉仕れりときこゆ、但し欽明紀に、天皇いまだ幼く皇子にましけるとき、御夢の告によりて、山城國紀伊郡深草里の商人、秦大津父と云へる者を、近く侍よせて優寵給ひたりけるを、及レ至二踐祚一拜二大藏省一と見えたるは、時しも闕ありて、大津父を大藏長官に拜されたるなるべし、

件の虫祭を戒めたる頃は、河勝既に秦伴造に補されて在しなり、さてまた姓氏錄左京諸蕃に見えたる大

十一年冬十一月己亥朔、皇太子上宮王謂二諸大夫一曰、我有二尊佛像一誰得二此像一將二以恭敬一、秦造河勝進曰臣拜レ之、便受二佛像一因以造二蜂岡寺一者、謹撿二案內一、十一年冬受二佛像一小墾田宮御宇推古天皇卽位壬午之歲、御世の三十年なり、奉ヲ爲聖德太子一、大花上秦造河勝所レ建ヲ立廣隆寺一者、但本二舊寺一と見えたり、河勝の位階の大花上は、孝德天皇の大化五年に定られし冠位十九階の中の一なれば、いはゆる壬午之歲より、二十八年の後の事なれば合ざれど、此主の事推古紀十一年より、皇極紀三年の條に見えたるによりて推考るに、大化五年の頃世に在りて、新制の冠位をか授りたらむを、前にめぐらして記せるものとするときは難なし、かくて此緣起の末に、去弘仁九年逢二非常火災一、堂塔步廊、緣起雜、公文等悉燒亡云々、今爲二後代一粗注二其由一、留ヲ置寺家一以爲二累劫龜鑑一、承和三年十二月十五日、寺主を首として、僧徒及檀越太秦宿禰公永道の署名あり、この永道すなはち川勝の後なるべき事決し、かくて此寺今も廣隆寺、字を太秦寺と稱びて、葛野郡太秦村にあり、此地舊は蜂岡といへりしを、川勝が住居りしによりて、禹豆麻佐と呼ぶと今も語傳へたり、また同寺の後緣起に、

注此緣起、後嵯峨天皇の御世の比の事まで見えたり、僧家の例として、謾說もすくなからねど、又古傳說とおもはるゝ事もあれば、其はこゝに引出てしばらく後緣起といへり、さて此緣起に、漢文を潤飾あらためて、山城川葛野郡楓野大堰鄉廣隆寺由來記と題して、明應八年七月上澣記、權僧正濟承と奧書せる一本あり、群書類從に收たるこれなり、其本は今こゝに引く人名の中に誤寫あり、

河勝が遠祖より代々の系統を載たるに、秦始皇帝、胡亥皇帝、孝武皇帝、竺區王、宋孫王、法成王、功滿王、始來朝ス融通王、普洞王、酒秦公、意美秦公、忍秦公、丹照秦公、河秦公、國勝秦公とあり、此系統もしくは、かの秦氏本系帳に據りて記せるものにはあらぬか、

注此氏人の世系を記せるもの、この餘にはいまだ見あたらず、今姓氏錄なる此同じ氏々の譜に據りて、世次を連ね考るに、互に乖て合がたきがあり、又國史の中に見えたる傳どもにも合がたきところあり、件の世系にも合ひ合はざるをおもへば、既くよりその混はありしなり、件の代々の中に、河秦公といへるは、姓氏錄には秦忌寸の祖として、始皇帝十五世孫とあり、件の世系にては十四世に當れるを、姓氏錄の中に、融通王の子に眞德王と云

又號二膳臣余磯一曰二稚櫻部臣一、とあるを、古事記には、於二若櫻部臣等一賜二若櫻部臣一とあり、此若櫻部も嘉號にて、若櫻部臣の姓とせるは後の事なり、准へ知るべし、但し古事記に若櫻部臣等とあるは、後の名をもて始を語る言なり、此若櫻部の事は、由ありて若狹國舊事考の中に委しく説へり、事ながければこゝには盡しがたし、

かくて然氏を改めたれども、なほ舊のまゝに秦字を用ひて、禹豆麻佐と唱ふ事とはなりにしなり、

注上に擧たる秦忌寸の譜に、普洞王、大鷦鷯天皇御世賜レ姓曰二波陀一、今秦字訓也、とあるは、そのかみ波陀と云へるも、今の姓の禹豆萬佐に用ふる秦字の訓なりといへるなり、意得わくべし、さてかゝる由來あるによりて、姓の秦字を普洞王より始めて、上等の後孫は波陀と唱ふべく、酒公より其子孫は禹豆麻佐と唱ふべく、又其酒君の後孫の中に、天平十四年大秦公姓を賜へるがあるを、大字を加へても、なほ禹豆麻佐と唱ふべきなり、其由はこれも下に注すべし、さて又功滿王等が國に歸て率て歸化來れる秦民の秦は、かの國の號なれば、字音にシンとよむべし、此差別いと混はしければ、今とりすべてさらに辨へつ、さて件の秦民の唱は、其氏人といへど、既くより混ひのありけむと思はるゝ事あれど、今その古實につきてかくは論へるなり、さてまた波陀、禹豆麻佐と唱へる二の名義、ともに其緣の詔詞の文に因るときは、其語意調ひても通えざれど、其はもと天皇たちの賞嘉び給ふまに〳〵、ふと詔へる御詞にて、たゞ御言便に任せておほらかに詔給へるを、すなはち承賜はれるものなるべければ、今深く論ふべきにあらず、風土記などに見えたる地名の緣などにも、さるこゝろばえなるがあり、又近むかしやむごとなき公の、ふと宣まへる御詞を、家號にも名にも負たるに、然るおもむきなるがきこゆるを、はた思ひ合すべし、

さて其酒公の後に、秦造河勝と云ふがありて、推古紀十一年に、蜂岡寺を造り、一名を葛野秦寺と云へる由見え、また此河勝を、皇極紀には葛野秦造とも記されたり、朝野群載に載たる承和の廣隆寺緣起に、字秦公寺、一名蜂岡寺、謹撿二日本書紀一云、推古天皇

遺にも、蠶織貢調充積庭中、因賜姓宇豆麻佐、といひ、自注に言隨積埋益也といへり、賴政家集に祈佛戀、「人心うつまさになほ祈り見む戀のやまひもやまさらめやは」、とよめるも、積畜の意に、大秦の神をかねたる詞づかひなり、續紀九卷に、坂本朝臣宇頭麻佐といへる人の名見えたるも、もとより然る古言のありしを、名とせるなるべし、

役諸秦民構八丈大藏於宮側納其貢物、故名其地曰長谷朝倉宮、是時始置大藏官員、以酒爲長官、（以上の古事どもは、應神、仁德、雄略の天皇三御世の紀、又古語拾遺等にも見えたるを、參へ考へて委しく知らるゝなり、）秦氏等一祖、子孫或就居住、或依行事、別爲數腹、天平二十年在京畿者、咸改賜伊美吉姓也、（此度の事を、續紀に五月己丑、右大史正六位上秦老等一千二百餘烟、賜伊美吉ノ姓、）と見ゆ、この骨は、續紀に、天平寶字三年十月、天下諸姓伊美吉爲忌寸、と見えて、後に字を改賜ひたるなり、かくて續紀に是より先、寶龜七年十一月、山背國葛野郡人、秦忌寸箕造等九十七人、賜姓朝原忌寸、と見えたり、都理は此秦忌寸等の前の同族なりしなるべし、

【注】松尾は葛野の地にあれば由あり、但し秦の忌寸の骨は、天平二十年に賜ひたれば、天寶の頃の都理は、いまだ骨を賜はらざりつれど、本系帳には後の骨をめぐらして書るものなるべし、此帳をおきては、たゞ秦都理と書て、上に擧たるが如し、さて又寶龜よりも前、天武紀に十二年九月、秦造に賜姓曰連、十四年六月秦連に賜姓曰忌寸、持統紀に十年五月、秦造綱手賜姓爲忌寸、など見えたるは、同氏ながら、かの老等が族とは別なり、

さてまた謂ゆる秦酒公に、賜號曰禹都萬佐と云へるは、氏にはあらで、嘉號を賜へる由なり、然るに雄略紀十五年の下に、件の事を載られて、秦民分散、臣連等各隨欲駈使勿委秦造、（古語拾遺に、此條の事を載て、秦ノ民分散寄隷他族、とあり、事ノ狀よく通えたり、）由是秦造酒甚以爲憂以仕天皇、天皇愛寵之、詔聚秦民賜於秦酒公、公仍領率百八十種勝部、奉獻庸調絹縑、充積朝廷、因賜姓曰禹豆麻佐、と見ゆ、さて此に賜姓云々と記されたるは、（古語拾遺も同じ、）後に其嘉號をもて、氏と爲る上をもて記されたるものなり、

【注】大秦公氏も始は嘉名なりけるを、後に氏として骨をも賜はりたるにて、同じ例なる事下に云べし、また履仲紀に、改長眞膽連本姓曰稚櫻部造、

死せり、わが朝孝元天皇の五年に當れり、

功滿王、弓月王、（弓月王は大秦公宿禰の譜に、融通王の一名とす、）譽田天皇（諡應神）十四年來朝、上表更歸國、率百二十七縣佰姓歸化、幷獻金銀玉帛種々寶物等、

注 三代實錄に、仁和三年七月十七日、時原宿禰春風賜朝臣姓、春風自言、先祖出自秦始皇十一世孫功滿王也、帶仲彥天皇四年歸化入朝、奉獻珍寶蠶種等、また元慶七年十二月廿五日に、左京人秦宿禰永原、秦公直宗、山城國葛野人秦忌寸永宗、右京人秦忌寸越雄、左京人秦公直本等、男女十九人賜姓惟宗朝臣云々、と見え、又永原等自言、秦始皇十二世孫、功滿王子融通王之苗裔也云々、率百二十七縣人民、譽田天皇十四年歲次癸卯是焉內屬焉、天皇嘉之、賜大和朝津間腋上地居之、男眞德王、次普洞王、（古記云浦東君、）大鷦鷯天皇（諡仁德）御世、賜姓曰波陁、今秦字之訓也、

注 姓氏錄に、大秦公宿禰、秦始皇帝三世孫、孝武王之後也、男功滿王、足仲彥天皇（諡仲哀）八年來朝、男融通王、（一云弓月王、）譽田天皇（諡應神）十四年來朝、率百二十七縣百姓歸化、獻金銀玉帛等物、大鷦鷯天皇（諡仁德）御世、以百二十七縣秦氏、分置諸國、卽使養蠶織絹貢之、詔曰、秦王所獻絲綿絹帛、朕服用柔軟溫煖如肌膚、賜姓波多、とあり、古語拾遺自注にも、所貢絹綿軟於肌膚、故訓秦字謂之波陀、云々、といへり、但し此事を雄略天皇の御世に、賜姓宇豆麻佐、とある下に、混に云へるは疎なり、

次雲師王、次武良王、普洞王男秦公酒、大泊瀨稚武天皇（諡雄略）御世、秦公倆、（酒が奏せる由なり、）普洞王時、秦民摠被劫略、今見在者十不存一、請遣勅使檢括招集、天皇遣使小子部雷、率大隅阿多隼人等、搜括鳩集得秦民九十二部、一萬八千六百七十人、遂賜酒、爰率秦民、養蠶織絹盛篚、詣闕貢進、如丘如山積畜朝廷、天皇嘉之、特降寵命、賜號曰宇都萬佐、是盈積有利益之義、

注 此上に引注せる大秦公宿禰の譜の連續にも、秦公酒大泊瀨幼武天皇（諡雄略）御世、絲綿絹帛悉積如岳、天皇嘉之、賜號曰禹都萬佐、とあり、雄略紀にも此事を云々と記されて、充積朝廷、因賜姓曰禹豆麻佐、注に一云禹豆母利麻佐、本盈積之貌也、とあり、此紀の本文は下に擧ぐべし、また古語拾

湍津島姫命中津宮に坐、市杵島姫命邊津宮に坐と云ひて、混らはしく聞え給へれど、上に引たるが如く、古事記に、市寸島比賣を中津宮に坐と見え、又松尾社傳の一説にも叶へるによりて、市寸島比賣ならむとは説へるなり、よしや奥津宮、中津宮、邊津宮に坐す神の名には混ひありとも、胸形坐中都大神と申せば、三女神の中には違ひあるべからず、

さて松尾神二座、男女の神に坐す事の、なほ證とすべき事は、建久二年十二月七日の玉葉に、松尾行幸、後鳥羽院に坐せり、神寶御覧、寶殿二所云々、一所金銀幣一具、無二御鏡一是男體之故也、又女體之御劔不レ付二平緒一、と見えたり、

注男體とは大山咋神、女體とは市寸島比賣命にあたりてきこえ給へり、さてこは神殿二所の神寶を御覧給へるなり、幣御劔などを靈寶と思ひ奉るべからず、本朝世紀久安五年八月廿日、松尾行幸の時の宣命に、金銀御幣、御劔、御鏡、其外種々の神寶を奉り給へる由、載せられたるをもおもひ合すべし、靈寶の事にはあらず、しかるに長秋記長承元年六月一日の下に、松尾御社二動、有二光明一、中略智證大師所二造立一之神宮寺御座、御正體御笏又落、於レ是無二御ト一、只可レ奉レ直之由宣下云々とみえたるは、智證が作れる御正體なりけり、いとおふけなき所爲憎むべし、また神名帳丹波國桑田郡に松尾神社あり、其國の事記せるものに、此社今在二保津村一、號二浮田大明神一、傳曰即松尾大明神也、祭二大山咋神一、といへり、上にいへる如く、帳に同國桑田郡、また氷上郡に神野神社あり、神野神伊可古夜姫命に由ありて、後に祭れるにやあらむ、

○秦忌寸都理が氏の事どもを考るに、此秦をウヅマサとよむべき由は、下にいふべし、もろこしの秦始皇帝と稱ひし王が後なり、其はまづその秦氏本系帳に、此文は惟宗ノ允亮の政事要略に引たるを採れり、造二葛野大堰一葛野川のなり、後世に大堰川といふこれなり、於二天下一誰有二此揆一、是秦氏率二種類一所二造構一也、昔秦昭王秦ノ始皇が祖父なり、塞二堰洪河一、通二溝澮一、開二田萬頃一、秦富數倍、所謂鄭伯之沃、衣食之源者也、今大井堰様則習二彼所レ造也、と云事見えたり、其秦氏の事は、姓氏錄山城諸蕃に、秦忌寸大秦公宿禰同祖、大秦公宿禰は在京諸蕃に收たり、こゝに引けると大略同じ、此譜に徴して下に注ルすべし、秦始皇帝之後也、始皇は顓頊が裔にて、姓は嬴、名は政といへり、實は呂不韋が子にて呂姓なり、其か世の三十七年に

ず、こゝにいはゆる日尾は松尾山の內の岑なるべし、其考は下に云ふべし、さて中むかしよりこなたに書たる神社の緣起などに、山上に神の顯はれ給へるを、天下坐と書るものあり、神代などの事をほのかに聞傳へて、さる事ならむと思ひとりて語繼たるもあるべきなり、こゝの天下坐と云へるも、さるおもむきなりけるを、よくも心得ずしてしか書なせるものなるべし、

さて其後大寶元年に、都理が更に松尾に神殿を建立て、かの神矢を祭始むる時、既に筑紫より日埼岑に祀り置る胸形中都大神をも移し請せ、合殿に祀奉れる由なり、筑前國宗像社家の藏てる古文書に、山城國松尾社、當時既神事等及二退轉一候由、被二歎思召一者也、然者筑前國宗像社者、爲二當社（松尾神社なり）、一體一之事候間、彼社家中（筑前の宗像のなり）、別而勵二興隆之志一相二勸國中一、奉加等令レ運二送於本社一者（これも松尾神社をいへるなり）、可レ爲二神妙一候由、可下令二下知一給上者、天氣如レ此、仍執達如レ件」、天正五年十月廿四日」、謹上伯中將殿」、左中辨（花押）」とあり、證とすべし、かくて其胸形神の日埼岑の社も、なほ舊のまゝに祀れりと聞ゆ、其は三代實錄に、貞觀十二年近二于葛野鑄錢所一宗像某々五神云々と見え、拾芥略要抄に、有二行幸並勅使一起とある條の諸社部に、宗像本社筑前國とあるも、此山城の宗像神社をいへるなり、百練鈔に、その山城の宗像社を松尾末社也ともいへり、おもひ合すべし、（なほ下の松尾の末社の事を辨へたる處に述ふを、合考ふべし、）

そもそもこの胸形坐中都大神と申せるは、上に云へるごとく市寸島比賣の事と聞ゆるに、其を松尾に祭れる大山咋神の靈形と合殿に請せ祀れるは、いかなる緣由なるか、測りがたし、「當時神託のありけるにか、又都理が慮ふところありてのわざなるにか、（いかなる緣由とも測られぬ神の、合殿にます事、此ほかにもこれかれ例あり、）又神族をもて稽れば、もと胸形坐三女神は、共に大山咋神の伯母に坐り、（三女神たちの弟大年神、其子大山咋ノ神に坐り、）其中にとりて中津宮に坐す市寸島比賣は、殊に大山咋神に幽契ありて、相共に鎭坐せるにもやあらむ、或書に社傳の一說とて、松尾神社二坐の中一坐は市杵島姬なりと云へるは、件の古傳に符へり、

注三女神の中、日本書紀には、市杵島姬命、是居二于遠瀛一田心姬命是居二于中瀛一と見え、社說には

こは古事記によりて云へり、此事下の松ノ尾神社の條に述ふべし、此時都理始て供奉り、更に神殿を建立て知麻留女を齋子に居ゑて、かの別雷神の天降の時の古實によれる、賀茂の祭式に例ひて、阿禮を立て殊更に祭始たる由なり、さて既に日埼に祭たりし胸形中都神市寸島比賣をも遷し請せて、二座同殿に祭り始たる由なり、諸神記にも、松尾神社二座、大山咋神、見二賀茂一　一座胸形中都大神、市杵島姫素盞烏ノ御子、といへり、見二賀茂一とは、賀茂社の條に、大山咋神丹塗矢是也と云へるをさせるなり、本書を見て知るべし、○知麻留女之子秦忌寸都駕布、自二戊午年一爲レ祝、子孫相承祈二祭大神一、按に都駕布を知麻留女之子と云ひて父を云はざるは、これも本系帳の上文に載たらむを、こゝには母の知麻留女、始て御阿禮を立て仕奉りたる因に縁りて、其子都駕布が祝となりたる謂を、主と記せる處の文なればなり、これも今其父の名、は考ふべき由なし、○自二戊午年一爲レ祝云々とは、都駕布養老二年戊午より松尾社の祝となされ、子孫相承て仕奉れる由なり、始て神殿を建立たる大寶元年辛丑の後の戊午は、養老二年なり、大寶元年より十八年に當れり、知麻留女が子都駕布が時なれば、よく合へり、さて此祭始たる事を、上に引出たるごとく、何の書にも始建二立神殿一とありて、社をいへる事なきを、天平二年預二大社一と記せるは、按ふに始は主と神矢を遷し安置奉れる殿なるが故に、神殿と稱ひたりしを、養老二年に都駕布が祝となりて祭始たる頃より、社とは稱したるなるべし、その後天平二年官社になされ、大社の列にさへ預されたるものなるべし、○自レ其以降至二于元慶三年一二百三十四年こは誤寫あり、至二于元慶五年一百六十四年。と訂正すべし、其由は上に辨へたるがごとし、○件の本系帳の最初に、筑紫胸形坐中都大神、戊辰年三月三日天ヨ下坐松埼日尾一、又云二日ノ埼岑一、とある戊辰年は、上にいへる如く、かの大寶元年より前の支干を考るに、天智天皇の御世の七年にあり、其年を云へるにやあらむ、大寶元年より三十四年前なり、さてこゝに干支のみ記せるは、本書の前文に、御世の宮號年紀を記したるを受て、如レ此記せるを、此文のみ抄書せるが故なるべし、かくて天ヨ下一坐松埼日尾一云二日ノ埼岑一、と云へるは信がたし、こは神靈の奇じくして、其處へ顯れ給へるを、始て祀りたる由なり、

注 筑前風土記に、宗像大神自レ天降居二崎門山一之時云々、と云ふ事も見えたれど、其の時の事にはあら

名抄山城國葛野郡の郷、川邊、加波乃倍とあり、この地名より出たる氏なるべし、姓氏錄右京皇別に、川邊朝臣、武内宿禰四世孫、宗我宿禰之後也、日本紀合とありて、孝元天皇の御胤なり、また天武紀に、川邊臣賜レ姓、曰ニ朝臣一なども見ゆ、此の下文に田口腹女とあるも同義なり、さてかく某腹と云へる事は、姓氏錄秦忌寸の譜に、秦氏等が一祖子孫、或就ニ居住一或依ニ行事一別爲ニ數腹一とあるにうちあひてぞきこえたる、

注かく某腹といへるは古言なり、次に見あたりたる例をいはむ、續日本紀延暦四年八月の下に、土師宿禰淡海、其姊諸主等云々、其土師氏總有ニ四腹一、中宮母家者毛受腹也、故毛受腹者賜ニ大枝朝臣一、自餘三腹者、或從ニ秋篠朝臣一、或屬ニ菅原朝臣一矣、また中臣本系帳に、中臣御食子大連公云々、山部歌子連女那爾毛古娘腹などなほあり、また清寧紀に、吉備上道臣等云々、思レ救ニ其腹一所レ生星川皇子一とも見ゆ、此皇子は吉備稚媛の腹に生れ坐り、又欽明紀に、的臣が言に、臣深懼之佐魯麻都雖ニ是韓腹ニ云々、といへる事もあり、佐魯麻都は的臣の子にて、韓人の女の腹にいできたる子なれども云々といへるなり、

かくて件の文に、父名をいはず、母のみ擧て某腹としもいへるは、此帳の上文に、父名を掲げて、其條にこれらの譜せる文なりけるを、上文を略きて引たるが故に、此には父の名のみえざるなるべし、其名は、今考ふべき由なし、

○又田口腹女秦忌寸麻留女云々、田口氏は、姓氏錄右京皇別に、田口朝臣武内宿禰大臣之後也、蝙蝠臣豐御食炊屋姫天皇謚推古御世、家ニ於大和國高市郡田口村一、仍號ニ田口臣一、日本紀漏とあり、この氏人にや、さて此より以下は、神矢を松尾に遷し、大山咋神の靈形として祭り始たる事を云へる文なり、上文の大寶元年は、此條まで係て云へる文なり、秦忌寸知麻留女は、都理が異母姊妹のうちなるべくきこゆ、

○始立ニ御阿禮一乎、この乎字衍字として よむべからず、其由は上にいへるがごとし、さて始立ニ御阿禮一とは、本朝文集に、大寶元年秦都理始建ニ立神殿一、立ニ阿禮一居ニ齋子一供奉ともあるに、また既に擧たる古傳說どもを、とりすべて合せ考ふるに、これよりさき神矢を乙訓郡社よりはなちて、葛野の松尾に安置き奉り、大山咋神の靈形として齋き祭りたりしを、

り十八年にあたれる養老二年ならむかとおもふに、さては百十二年なれば年數合はず、又本のまゝに、二百三十四年を推上せて算れば、大化二年丙午に當りて、大寶元年云々とあるより五十餘年以前なれば、これも叶はず、故熟考ふるに、三代實錄に、元慶五年三月廿六日甲戌、制令五畿七道諸國神社祝部氏人本系帳三年一進と見えたる度に、此本系帳を進れるものなるべし、此度の太政官符、類聚三代格に、應三年一進諸神社祝部氏人帳事云々、六位以上社祝部氏人帳毎年勘造附朝集使進官云々、望官裁准郡司譜圖、一紀一進以備勘會云々、奉敕、宜三年一進、諸國准此、元慶五年三月廿六日とあり、しかれば元慶三年とある三は五の誤寫にて、五年とすべし、これも月令に、上に引て辨へたるごとく、大同二年五月を三月と誤れる例あり、さて養老二年戊午より、元慶五年までの年數、百六十四年なるを、本に二百三十四年とあるは合はず、故考ふるに、その二百の二は衍字なり、その衍れる由は、この原本に、至于元慶三年百云々年と書たりし年ノ字の傍の二の字の助假名を誤て、本文の百字の上に攙入寫したるものなり、此上文に立御阿禮平と書る平字も、助假字の乎を片假名のヲを、古くは乎とも書り、誤て本文に攙入寫し、其をまた平と誤寫たるものにて、これと同じ趣の誤なり、上の古事記に、用鳴鏑と作る用ノ字の訛を辨へたると、互におもひ合すべし、また三十四年の三字は、六の誤なり、草ノ手より六三互に誤り寫せること毎多かり、かく訂して、至于元慶五年百六十四年とする時は、總て事實符ひてきこゆ、また上文に戊辰年とあるは、かの大寶の以前には、天智天皇の七年に當れり、此年ごろを云へるなるべし、すべて此帳の文記しざま拙なし、いとまぎらはしき書ざまながら、しかすがに古文のめでたき事もあり、熟よみ味はひて、その意を得て解べし、○筑紫胸形坐中都大神、都ノ字、群書類從に收たる本に、部とあるは誤なり、古事記に、天照大御神と須佐之男命と御誓の間に生り坐して、須佐之男命の御子なりと詔別給へる、胸形の奥津宮に坐す多紀理毘賣、同中津宮に坐す市寸島比賣、又ノ名狹依毘賣、同邊津宮に坐す田寸津比賣と見え給へる、三女神の中の胸形中津宮坐市寸島比賣をかく稱せるなり、この三女神は、胸形君等之以伊都久三前大神者也と古事記に見え、筑前風土記にも其古事みえたり、さて上件の三女神は、帳に筑前國宗像郡宗像神社三座、并名神大とあり、○戊辰年三月三日天下坐松埼日尾云々、この事は下に說ふべし、○川邊腹男秦忌寸都理とは、此人の事、本朝文集その他の書にもみえて、上に引きたるがごとし、父は秦忌寸某の妻の、川邊氏の女の腹に出來たる男と云へる由なり、川邊氏は和

云へると合へり、但し此本系帳の中に、この一云の一條は僞說にて下に辨ふるがごとし、然れどもこの戸上矢者云々といへるは、古傳に合ひてきこゆ、釋日本紀に、秦氏大赤帳者、戸上矢者松尾大明神是也、松尾大明神者大山咋神用鳴鏑也とあり、大赤は本系の字を割て誤寫たるにて、すなはち此文を引たるなり、さて復ねて書る松尾大明神者より、鳴鏑までの十四字は、こゝに引たる本系帳の文にある事なし、いづれにも古事記に據りて書るものなり、用字を書たるをもて知るべし、但し鳴鏑也を、印本に鳴鏑木と作るは誤なり、今寫本に據りて引り、かくて件の戸上矢者云々と云へるは、しかすがに當時社家の現しき傳說なるべければ、これをも證とすべきなり、されどなべて僞說の中に交れる文なれば、信がたしとおもはむ人は、此說は捨つべきなり、然ても緣起と古事記の說を合せて、松尾に神矢を祭奉れる事は明なり、

今件の古傳どもを相證し考るに、かの大山咋神の奇しき御靈を憑給ひたる、丹塗の鳴鏑の神矢を、賀茂の大神たちの古語には、丹塗ノ矢また美箭などありて、鳴鏑と書る記はなけれど、古事記に鳴鏑とあれば、丹塗の鳴鏑矢なりけむ事決し、始は乙訓郡神社に安置て、崇祭りたりけるを、後に松尾に神殿を作りて遷し奉り、すなはち大山咋神の靈形として鎭め祭れるなり、此委き證はなほ次々に說ふべし、さて上に引注せる嵯峨ノ隱君子の言に、賀茂を嚴神、松ノ尾を猛靈といへるは、相對たる文とはいへど、松ノ尾を猛靈と云へるは、神矢を靈形として祭れるをおもひて云へる文にやとも聞ゆなり、そはまづ本朝文集に、色葉字類抄に引り、松尾社、大寶元年、秦都理、始建立神殿、立阿禮、居齋子供奉、天平二年預大社者と見え、江次第首書にも、大寶元年、秦ノ都理始造立神殿、天平二年預大社とあり、但し印本には秦を奈と誤れり、本朝月令、松尾ノ祭の條に引たり、秦氏本系帳には、正一位勳一等松尾大神御社者、筑紫胸形坐中都大神、戊辰年三月三日、天下坐松埼日尾、又云日埼岑、大寶元年、川邊腹男秦忌寸都理、自日埼岑更奉請松尾、又田口腹女秦忌寸知麻留女、始立御阿禮乎、乎は平の助假字を寫誤りたるなり、なほ下に辨ふべし、知麻留女之子、秦忌寸都駕布、自戊午年為祝、子孫相承祈祭大神、自其以降至于元慶三年二百三十四年とあり、さて此本系帳の文を稽ふるに、まづ其帳の由來を考へて、さて證とはすべきなり、さるはまづ此文に、云々と記して、自其以降云云とある年紀は、秦忌寸都駕布自戊午年年為祝、とある時より以降と云へる文にて、其戊午年は大寶元年よ

神社二座の事又社司秦氏の事又乙訓坐火雷神の事

縁起に、今所謂丹塗矢者乙訓郡社坐火雷神在、と見えたる丹塗矢は、大山咋神の、玉依比賣に逢給はむ料に、御靈を憑給ひたる物實なりけるを、始は乙訓郡社に安置まつり、後に葛野の松尾に、神殿を造りて移し安置せ、大山咋神の靈形として祭り來れりときこゆるを、いまこゝに委く證し辨へむとす、さてそを辨へむとするに、まづ松尾神社の古事よりはじめて述ふべし、此社神名帳に、山城國葛野郡松尾神社二座、並名神大、月次、相嘗、新嘗と載りて、祭神は古事記に、大山咋神、亦名山末之大主神、此神者坐近淡海國之日枝山、亦坐葛野之松尾、用鳴鏑神者也とあり、然るに此用字いかにしても訓がたきを、傳に、成または化などの誤か、又丹ノ字の誤ならむとて考られたる説あれど、予が此考にては隨ひがたし、今つらく考るに、用は助假字に爾と書添たるを用に誤り、さて其を脫字を書補たるものぞと意得ひがめて、本文に書入れたる本の、世には弘まりたるものなるべし、

注古寫本に、訓假字助假字を、片假字眞假字書交へたるがある例にて、其假字の本文に攙入たるがをりをりある事なり、すなはち古事記にも然る例ある中に、仁徳段に、謂字の訓の助假字に、止申と附たりしを、本文にまじへたる本あり、又その止ノ字を上に訛りたる本もあにるおもひあはすべし、又下に引く秦氏本系帳にも、然る趣なる訛ありて、其處に辨ふべし、それをもこゝにおもひ合すべし、さて此用字は、舊事紀、本朝月令、釋日本紀などに引たるもみな、然書たれば、はやくより誤りきたれるなるべし、凡て古書どもの誤字の中に、おもひの外に古くより誤來れるもあることぞかし、

然れば今この用字を削て、亦葛野の松尾に坐すは鳴鏑の神なり、とよみてあるべし、但し件の誤字の考は當らずとも、神矢の松尾に坐す由は、傍證によりても疑なし、文意は松尾に坐すは、鳴鏑矢を、大山咋神の靈形として祭れる由なり、

注今こゝに靈形と申せるは、内宮儀式帳に、天手力男神の靈御形弓坐、萬幡豐秋津姫命の靈御形劍坐、など記せるに效ひたるなり、さてまた件の神矢の事を、秦氏本系帳にも、一云云々、此兒別雷神なり、云々、指戸上之矢、卽爲雷公升天去、鴨上社號別雷神、鴨下社號御祖神、戸上矢者松尾大明神是也と

山なり、古はこゝにて御阿禮の木の料の賢木を採れる事決し、これ大山咋神の鎮坐す比叡の神山の中にて、西を大比叡、北を小比叡と分ち稱ふなる、その小比叡といふ方に屬たる處ときこえ、さて其處に坐す小比叡神は、別雷神を祭れるにかとおぼしき由ありて、(そは下の比叡ノ神の下にいふべし、)かたがた因縁ありてぞきこえたる、

注御蔭山といふにまた一つの考あり、其は持統天皇紀に、元年三月甲申、以二華縵一進二于殯宮一此曰二御蔭一とあるに據りて按ふに、まづ此華縵は、天竺國の俗に、男女貴賤をいはず、首また身の莊嚴とするものなる由、翻譯名義集などに見えたるものを、僧等が申行ひて進られたるものなるべし、しかるに此曰二御蔭一とは、皇國にもゝとより華などを美しく飾好て、縵とする俗にて、其を御蔭といへるが、かの華縵も其に似たるによりて、皇國の名を負せて進られたる由なるべし、さて其御蔭としもいへるは、御は眞に通ふ稱辭、蔭はその縵の垂て面の蔭らふ由なるべし、しかれば御蔭は縵の一名の如く通はしてもいふめれば、賀茂祭の料の、葵楓の縵を御蔭ともいひ、其をもはら採る地なるが故に、御蔭山といへるにもやあらむ、夫木抄に藤原清輔朝臣、「葵くさとるや御蔭の山邊には月の楓もことに見えけり」、又上にも引たる中原師光朝臣、そのかみの御蔭の山のもろは草云々などよめるは此地にて、葵楓を採る例をおもひてよめるにやときこゆるにも、おもひ合さるゝなり、しかるに此山を、日蔭山ともよめる歌どものあるは、天御蔭日御蔭といへる古語をおもひて、ふとよみ出たる人のありけるに、效ひたるものなるべし、さる例此ほかにもある事なり、日蔭山ともいへるにはなづむべきにあらず、此考も棄がたくて書そへつ、但し此考にても、葵楓を此地にて採る事は、そのかみ御祖神等の八尋屋を造り給ひ、別雷神の天上に上り給ひし靈蹤ならむといへる考の證ともすべし、さて中昔よりこなたの歌に、此山を、もろ葉山、二葉山などよみなしたることのきこゆるは、葵をもろは草、ふた葉草などよめる歌人の口氣にて、また山の名のごとくにもよみなしたるものなり、

神矢を乙訓より松尾に移し祭れる事又松尾

り、下鴨康正三年、又永正五年の古文書にも、御蔭山神幸云々とあり、さて御蔭山の古事は、小右記寛仁二年十一月廿五日の下に、昨日下社司下賀茂のなり、久清進ニ解文一、尋ニ舊記一、皇大神初天ヨリ降-給小野鄕大原、御蔭山ニ也とみえたり、さて其皇大神と申せるは、下賀茂の社司の申せる言なれば、御祖神をさして申せるならむと思はるれば、御祖建角身命は、はじめ日向の曾之峰に天降坐しゝ古事の正しき傳說ありて、上に擧たるがごとくなれば、御蔭山に天降り給へりとは云べきにあらず、其は緣起に、建角身命造ニ八尋屋一、堅ニ八戸扉一云々、七日七夜樂遊云々とある時、御子神、屋甍を分穿て天に昇り給へりと云へる、八尋屋の靈蹤なるを、御祖神の天降坐し所と誤傳たるなるべし、さてその御蔭山を日蔭山ともいひ、夫木抄に、中原師光、「そのかみの御蔭の山のもろは草長き世かけて我やたのまむ」、とあるを、現存六帖に、同人の、「そのかみの日蔭の山のもろは草けふのみあれのしるしにそとる」とよめるは、上ノ句は全く同じくして、御蔭を日蔭とかへたるのみなり、このほか中昔より、御蔭とも日蔭ともよめる歌みえたり、そこなる御蔭社を、或說に天御蔭日御蔭を祀れりといへれど、然る神名古書に見えたる事もなくおぼつかなし、故按ふに大宮の深く籠りかなるを稱へたる古語に、天御蔭日御蔭、大祓詞に、皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉氐、天之御蔭日之御蔭止隱坐氐云々、

大殿祭祝詞に、皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止造奉仕禮流、瑞之御殿云々などなほ多かり、といへることゝろばえにて、彼八尋屋を然しも稱へたる古語の名の殘れるにて、御蔭山なる御蔭社すなはち其靈蹤なるべく、其處に行宮造てゝ、中午日に御祖神の臨行し給ふ神事ぞ、今も供奉る御蔭祭なるべき、臨時祭式に、凡住吉社ノ長門國ノ封ノ租穀者、令ニ封戸ノ徭夫運送一、除ニ運功之遺一、令レ進ニ徭分一、用ニ修レ社料一、但豐浦郡ノ封戸ノ徭夫者、便留充ニ御蔭ノ社一とある御蔭社は、住吉ノ社の攝社なるべし、さらばいかなる因ありて然は稱ふにや、よくたづねて、なほ考合すべし、さて其臨行の行列に、鏑箭を執りて奉仕り、還行の時には御阿禮木字には御生木と書ならひたりとぞ、そは後世の說によれるものなるべき事、上に論へる說によりておもひわくべし、とて賢木に紙の志氐かけたるを捧て、仕奉れる式あり、其はかの別雷神を天降し奉らむ料に、奥山の賢木を採りて、阿禮に造りたりし古實の例にて、御蔭山なる賢木を御阿禮木と申て、持て還り給ふ祭式とこそ察はるれ、そは延暦寺の山家要記に、弘仁九年四月廿一日最澄義眞が書たる、比叡延暦寺の結界の地を記たるを載せたる中に、西神聖影山とある注に、大崩賀茂神事する木也、御影山の外と云、とあり、如此注はこゝの外にもあり、こは此書の撰者春全がわざにて、奥書に加レ詞といへるこれなり、こは舊記に、取ニ奥山賢木一立ニ阿禮一と見えたる古跡にて、御蔭山の方より云ふ時は奥

昔の傳說、また神事のさまのおもひやらるれば、文を略かずして因に此に記せるなり、長明方丈記を建暦二年に記したる由にて、文中に年老たる趣をいへり、此物語も老の世に書たりときこえたれば、暗記の訛りもありぬべし、さてこの四季物語世に二本あり、今板本にてあるかたは僞書なり、此に引たるは永祿元年三好長慶が傳寫せる由、奥書せる本をとれり、さて本居翁の說古事記傳に、下上賀茂社、今京となりて、皇朝の尊崇坐す事、伊勢に亞て比なき故に、かの別雷命には非じかと嫌ひて、或は秘事なりと云ひ、或は上は瓊々杵尊、下は神武天皇など申す事の聞ゆるは、由もなき事なり、信友云、神武天皇の御母を玉依姫と申すに、建角身命の女も玉依日賣といふから、混らはしく言出せる說なり、公家の尊崇ます事の重きは、皇京の守神に坐す故にこそあれ、必しも其神の本の尊き卑きにのみよる事には非ず、かの崇神天皇の御世に、大倭大國御魂神をも、皇女をして祭らしめたまひし、思ひ合すべし、又皇太神と申す號の事を云などは、いよ〱俗のさたなり、信友云、皇太神と申すは、天皇の親みたまふ由なり、天皇等の御靈を稱すと云へる俗說は論ふにもたらぬひがことなり、萬葉祝詞式などを見よといはれたるがごとし、

御蔭山御蔭社また八尋屋の跡所

下賀茂御祖神社より北東の方二十町ばかり、日吉山の西麓、高野村の東、御蔭山の麓、小右記に小野ノ郷、大原ノ御蔭山とあり、下に引が如し、みあれ川の東みあれ野の北に、御蔭社とてあり、下賀茂の攝社なり、四月中午日、午二ッなれば二の午日、御祖神その御蔭社に臨行ありて、卽日還行給ふ神事あり、これを御蔭祭又御蔭山祭、といふ、此祭いと上世より有もぞしけむを、國史はさらなり、古書どもにをさ〱見あたらず、新古今集に、賀茂の社の午日にうたひ侍りける歌云々とあり、其歌は既に引たり、これ御蔭祭の時のなるべし、此集は元久二年撰進られたれば、それより前の歌なり、これら書に見えたる中にては古からむか、その後のものに見あたりたるは、下鴨社家古文書の中に、此文書或家に藏り、文明三年卯六月日注文案と目して、正慶二年四月十九日、是ノ月午ノ日二ッありて、下の午に當れり、天晴、御蔭山御行、戌刻參祠司氏人禰宜祐爲、權禰宜祐富、此禰宜は下鴨のなり、比良木權禰宜祐尙、自餘略レ之、祝光重この祝も下鴨のなり、河合祝光俊、兼二權祝代一、自餘略レ之、右神事之次第、今日遲々入レ夜、神馬以下事、御山儀、諸事如二先例一無爲、近來如レ此御出入レ夜事無レ之、乍レ去別御事無レ之條殊勝之次第云々、こは正慶の引付帳などを抄出せるものと見ゆ、さてその正慶二年は、北朝光嚴院の年號にて、後醍醐天皇の御世元弘三年なり、いたく世の亂れたるときなりき、康富記に、嘉吉三年四月廿一日丙午、午ノ日二ッありて、下の午なり、鴨御蔭山祭也、如レ例、など見えた

の天の磐舟の僞說に始りて、みあれ野わたりを神代浦といひ、又船着(フナツキ)など云ふ處もありて、その古蹟なりなどいふめるは、ともに論ふにも足らぬ謾說なり、賀茂皇太神宮注進略記に、神詠とて、「千早振別雷山に住宮之氏天くだること神代よりさき」、と云へる歌をさへに載せたるは、あまりなる事なりかし、また鴨長明が四季物語四月の段に、當社はむかしやまあとの國高鴨にものし給ひしに、天武のすべらぎの六とせにあたるきさらぎの頃、此都にうつされたまひ、みづがきいかめしうたゝせおはしましぬ、仁和のはじめのとしになん、もろ〳〵の國に一の宮を定め給ひし時、此御瑞籬を山城の國の一の宮に定められ、かけまくもかしこき御事よ、一人の御まがきの御國をまもらせ給ふにこそ、御形(ミアレ)の御いそぎには、中の酉の日にて、關白の御詣いみじう見わたしぬ云云、小夜におよんでおの〳〵みあれ山にて、神拜やむごとなくなし奉れるに、晝のほどにつけたるあふひもかつらの枝も多くはしぼみぬ、かつらの枝は松尾の御社の御託宣おはして、けふにさしそへ給ひぬ、あふひはもろ葉草とてこゝになん二葉のあふひありて、よその里にはなきとかや、むかし松尾の宮居に此神社ふかき御うけひおはして、なべての鳴神のわざはひやらはせんとの御事にて、もろかんなぎも是をゐぼうし淨衣の腰にもかけ、又御内をはじめ奉り、何くれの宮公卿の御家にも、たふばりて、あるは御簾のもかうにはさみ、あるはもや中殿のかもゐなどにかけられおかれぬ云々といへり、件の文中に、大和の高鴨より此都に移され給へる由にいへるはいみじき謬說なり、其は上にわきまへたるが如し、但し天武のすべらぎの六とせにしか〳〵といへるは、あとなし言にはあらず、それも上に辨へたるが如し、此書の附言の、賀茂緣起の條に引出たるごとく、長明の抄に、當社の緣起にありとて、「石川や瀬見の小川」と歌にもよみたる由記せるに、など其緣起の正しき傳をばとらずして、いかでかゝる妄說を記しけむと、いとあやしきまでになむおもはるゝ、又みあれは中申日(ナカノサルノヒ)にて、關白の詣給へるも其日の例なるを、中酉日(ナカノトリノヒ)といへるも違へり、こは申を酉と寫誤たるものなるべし、假字にて書たらむには、さる、とり、混はし、さらでもふと書誤りもすべし、又御形(ミアレ)の字もいかゞなれど、やゝ古くも書なれたればさしてとがむべきにあらず、これももとは假字にて書たるを、後人のさかしらに然書なしたるにてもあるべし、よしや件の條々(チヂ〳〵)は妄說を信たるにもせよ、しかすがに其社司とありし氏人の記せる書にして、當(ソノ)

り、此祭足利將軍家の大政申せる間の御世より、廢て久しかりつるを、享保十三年八月廿五日、靈元院太上天皇、上下賀茂社に御幸の時、上ノ社に奉り給へる法樂の御制の中に、「あとゝめて今も見てしかみあれ野に霜おく冬もありし祭を」、とよませ給ひけるとぞ、去にし文化十二年十二月廿三日、とより再興し奉らるゝ事となりぬるは、いめでたき御事なり、

賀茂大神等の事を誣たる妄說

上下賀茂社の祭神の事、むかしよりいと紛はしき說どもの多かる中に、賀茂皇太神宮記と云ものに云、應永廿一年書寫の奥書あり、ちはやぶる神代のむかし、天の八重雲を押わけて、日向の國襲の高千穗の峯に天くだらせ給ひて、宮柱太敷たてゝぞ、久しうとゞまります、それより大和國かつらぎの峯にやどり給ひて、これより山城の岡田の賀茂に遷坐し給ふ、北の山のふもとよりふたつの小川流れ下りし、此所にて落合へり、此川波靜にして、ほそうせばく底清かりしかば、御神これをめでたまひて、石川せみの小川となむの給ひて、按に以上は風土記の說に、言をそへて書なしたるものなり、みだり御手をすゝぎ給ふ故に、みたらし川とも申なり、久かたの天のいは船こぎよせて、御神のかたちをあらはし給ふが故に、御生所とは申奉るなり、賀茂の御社の御事は、天降り給ふて、天皇の御祖神なれば、御惠の深き故にあがめうやまひ、おもんじ給ひて、二十二社の内にも、殊に例年神事祭禮度々なり云々、王城の鎭守として御惠ふかくまなじりをめぐらし給ふ云々と云へり、こは建角身命の天降給へる由の風土記の文を、いさゝかになひ出て、饒速日命の、天磐船に乘て天降ませし古事に混らはせ、又建角身と申す名をばかくして、一所もいはで、御祖神と稱す唱をとらへて、かけまくも畏き天皇の御祖神なりとさへに誣ひ僞り、はた其御祖神すら、神なりとして祭り給へる別雷神の御事をば、一言だにいはざるは、いとも〳〵惡むべき妄說にこそはありけれ、さてさる僞說をたくみ云出たる事も、中昔よりの事にて、世に弘まれりときこゆ、そは新古今集此集は、元久二年三月撰進られたり、賀茂の社の午日うたひ侍ける歌、作者しらず、「やまとかも海に嵐の西ふけはいつれの浦に御舟つなかむ」、大和は海なき國なり、すべてとのはぬ歌なり、また風雅集に、賀茂氏久、「神山に天の磐舟こきよせてつなきとめしも我君のため」、上に引たる此歌主の、みあれ木に云々とよめるは、古傳ときこゆるに、此歌の故事は信がたし、顯昭集に、「久かたの天の磐舟こきよせし神代の浦や今のみあれ野」、この外彼僞說に本づきてよめる歌かれこれきこえ、またか

託宣曰、他神明皆一年得二二度祭一、我只一度而已、汝秋時當レ奉二幣帛一、答曰身賤不レ任二此事一、又答宣曰、必當レ有レ可レ任二此事一之由、然則神明託宣徵驗如レ此、即位之年是諒闇也、次年卒然有レ穢不レ能二果行一、今年僅得レ奉レ供、所願已足也、先拜二松尾一次第拜レ之、心存二彼託宣一、但件處險阨、仍進二男方一令レ牽二走馬十匹一、次賜二所レ騎鴾毛馬十匹并衣袴各一襲於舞人一、令三内藏寮穀倉院并後院儲二辨所々酒饌一、子三刻時平朝臣還參曰、宇豆廣御幣平安奉畢、人々皆被酒而言曰、觀者如レ堵墻一、車馬不レ能二廻入一、之後院辨備最一、賜二別當善祿一云々と記させ給へり、大鏡にも件の御事を記して、

注 元慶六年ばかりにや侍りけむ、式部卿宮の侍從と申しゝ寛平の天皇、常に狩を好ませおはしまして、御ともにはしり參りて侍りしが、賀茂の堤のそこそこなる所に、侍從殿鷹つかはせ給ひて、いみじう興にいらせ給へるほどに、俄に霧たちて、世間もかいくらがりて侍りしに、東西もおぼえず、くれのいぬるにやとおぼえて、やぶの中にたふれふして、わなゝきまどひ候ほどに、時中ばかり侍りけむ、後にうけたまはれば、賀茂の明神のあらはれおはして、侍從殿にもの申させおはしましけるほどなりけり、その事はみなよに日記しおかれて侍るなればなか〳〵申さじ、知しめしたらむ、あはそか申すべきにあらず、さてのち六年ばかりありて、賀茂の臨時の祭始りけむ、位につかせましゝ時とぞおぼえ侍る、其日酉の日にて侍りければ、やがてしも月のはての酉の日にては侍るぞ、はじめたる東遊の歌、敏行の中將ぞかし云々、古今に入りて侍り云々といへり、但し此祭の始を、位につかせましゝ年とぞおぼゆるといへるは誤りなり、御記の正しきを證とすべし、

此祭の時の東遊歌を藤原敏行朝臣、よみて奉りけり、「ちはやふる賀茂の社の姫小松萬代ふとも色はかはらし」とあり、古今集東歌に、冬のかもの祭の歌とて、此歌を載られたり、政事要略に外記日記に云、寛平三年十一月廿四日庚午休也、此日於二賀茂明神一有下奉二幣帛一并走馬事上、敕使右兵衞督藤原朝臣高經、牽二遊男廿人一參二上下社一、中略 昌泰二年十一月十九日己酉、自二内裡一奉レ遣二鴨使一、是朱雀院太上天皇宇多天皇御讓位の後、當時朱雀院におはし坐しけるに依りて、かく申奉れるなり、恒例奉レ遣二臨時使一也、今上醍醐天皇を申奉る、相傳始レ自二今年一被レ行也と記せ

レ勸ニ院宮公卿大夫等一、各令ニ書寫一也、また永久四年六月廿日、申刻雨、此日賀茂別雷社御塔供養也、件塔但馬守家保朝臣蒙ニ敕命一所ニ造立一也など見え、此ほかかゝる佛ざまなる事どもを、御世々々に奉られし事、書どもに多く見えたり、また賀茂の齋院式に載られたる忌詞は、伊勢の齋宮式に、內七言、外七言、別忌言とて有が中の、外七言に、死稱レ直、病稱レ息、泣稱ニ鹽垂一、血稱レ汗、宍稱レ菌、打稱レ撫、墓稱レ壤といへるをのみ用られて、內七言の、佛稱ニ中子一、經稱ニ染紙一、塔稱ニ阿良々岐一、寺稱ニ瓦葺一、僧稱ニ髮長一、尼稱ニ女髮長一、齋稱ニ片膳一、又別忌詞の、堂稱ニ香燃一、優婆塞稱ニ角筈一とあるを用ひられざるは、はやくより佛ざまの事を、まじへ奉られつる故とぞ聞えたる、そも〳〵天竺國の佛といふ客神をも入れ給ひ、又其かたの敎法をも聞しめさむとならば、皇朝の神事とは、きよくもてはなれて物し給はむぞ、佛ざまの方にとりても、僧等が信たるむねにもかなふべきを、いかに妖僧等が巧みこしらへて勸め申せばとて、神事にまじへさせ給ひしは、いとあぢきなき事なりかし、然るを時の來ぬれば、近世になりて賀茂の兩社には、すべて佛ざまなる事を交ふる事を忌停めらるゝ事、嚴なりとぞ、是すなはち大神たちの御慮なるべし、

賀茂臨時祭の事

賀茂臨時祭は、宇多天皇寛平元年十一月廿一日己酉、始て行ひ給へり、寛平元年御記（宇多天皇の御記なり、大鏡裏書に引たるを擧ぐ）に云、朕未ニ登祚一之時、鴨明神託レ人曰、自餘之神一年得ニ二度之祭一、只予一度而已、其自ニ弘仁一始得ニ齋女幷百官供奉一、不ニ敢所レ怨、只極寂寞然秋時、欲レ得ニ此幣帛一、是所ニ以囑レ汝也、掌侍答云奉幣之事不レ難也、但君御德不レ堪ニ其勢一云々、仍去年調ニ備馬十匹一令レ馳、又習ニ東舞一而選下衞府官人之中堪ニ歌曲一者上爲ニ陪從一、內藏寮儲ニ幣帛一、依レ穢止、令下藤原滋實與ニ宮主一於ニ彼河邊一祓祈上、十一月廿一日己酉辰二刻、走馬幷舞人等奉レ向ニ鴨社一、以ニ時平朝臣一爲レ使、爰時平朝臣於ニ寢殿巽隅一設ニ御座一、預掃部寮立ニ高机於御座東方一、是幣案也、內藏寮進捧ニ幣三裹一置ニ案上一、松尾鴨社上下料也、內藏寮置ニ解除物於御座前一、而令ニ宮主豐宗言一曰、近衞聞レ有ニ死人穢一雖ニ殊潔齋一、而下人等若有ニ觸犯者一哉、今愼令ニ祓申一、而令ニ時平朝臣捧レ幣、念願曰、朕徵下時

嵯峨源氏之類歟とあり、今按るに、紹運録に嵯峨天皇の皇子源信公の兄に、淳王と御名のみ載て傳無し、此王をさして云へりときこゆ、これをおきて此王の事、書どもに見えたる事なし、隱者となりて世を終し給ひしなるべし、大日本史に同天皇の御子源清、僧となり給ひて、秋篠禪師と稱へるを、其ならむと記されたるはいかゞあらむ、（〔頭注〕種松云、紹運録醍醐天皇の皇子の最後に童子と擧てそのもとに、號嵯峨隱君子白髮童形云々と見えたり、）

そも／＼賀茂の大神の、かく尊ばれ給へる因縁を、上に擧たる古書どもの傳によりて、つら／＼稽へ奉るに、神武天皇中洲に行幸し給ふ時、天照大御神、高御産巣日、神産巣日の神たちの御計として、神産巣日の神の御孫と坐す、建角身命を天降し給ひたりけるが、八咫烏に化りて大和へ導き奉り、しか／＼功をたて、天皇橿原宮に初國知しめして後、終に山城の賀茂に到り住りて、子もたらし孫別雷神と共に其處に鎭坐まし、（此神の御裔の賀茂ノ氏人、今に相繼で禰宜奉仕れり、）許多の年歷て、桓武天皇山城に遷り坐し、萬世易らぬ大宮所と事始給へる時より、皇京の近き守護神となり給ひ、御世々々朝家の御榮とゝもに窬き尊崇ばれ給へるは、邇々藝命の天降ます時、天照坐大御神の御靈實を副て天降し賜へりしに、猿田毘古神の啓行仕奉りて、後終に伊勢に到り住りて、數萬歲の後、垂仁天皇の御世に至りて、大御神の御靈實の、其伊勢國に鎭坐すを待つけ給へる趣の如く、いとも／＼奇しく妙なる事になむありける、かくて賀茂神社に行幸の始は、日本紀略に、天慶二年四月廿五日丙申、天皇行幸賀茂社、又同五年四月九日壬午、天皇幸賀茂社、奉神寶幣帛走馬、禰宜等加給爵位、依兵亂平和之賽也と見えたり、朱雀院天皇の御事なり、（扶桑略記、帝王編年記にも見ゆ、中右記、愚管鈔、諸神記等には、此五年の度をもて行幸の始といへり、）前の度の行幸は、將門純友等が逆亂を治め給ふとしての御祈なるべく、後の度はその二賊を亡し治め給ひたる御謝の賽なるべし、

〔注〕續後紀に、天長十年十二月癸未朔、道場一處在山城國愛宕郡賀茂社以東一許里、號岡本堂、是神戸百姓奉為賀茂大神所建立也、天長年中撿非違使盡從毀廢至是、敕曰佛力神威相須尚、今尋本意縁神力、宜彼堂宇特聽改建、帝王編年記に、永承七年四月七日僧綱以下、於賀茂社為禳疾疫奉供養大般若經四部、先是依夢想告奉

も授給ひたりしなり、又類聚國史に、淳和天皇天長元年四月甲午、以二祝部牧麻呂一補二正一位勳一等鴨別雷大社祝一、乙未以二從八位上鴨縣主淨益一爲二正一位勳一等鴨御祖大社祝一と見えたり、二社いづれも相共に位を給へる例なれば、大同二年五月よりさきに勳一等をも授給ひたりしなり、四季物語に、賀茂の社の事を云へるところに、仁和の始の年になんもろ〳〵の國に一の宮を定め給ひし時、此御瑞垣を、山城の國の一の宮に定められ云々といへり、かくて又嵯峨天皇弘仁九年正月、皇女有智子內親王をトへ定て、齋王を進り始め給ひたりき、齋王の事は、二ノ卷に禮乎止賣の條に既に說へるがごとし、かくの如く上下二社同等に位階を授給ひ、延喜式神名帳愛宕郡に賀茂別雷神社、亦名若雷、名神大、月次、相甞、新嘗、次に賀茂御祖神社二座、並名神大、月次、相嘗、新甞と載られて、平安の皇京の近き守護神として、天皇の尊崇坐ます御事なれば、都人は云ふもさらなり、天下の蒼生、たれも〳〵殊に仰ぎ尊崇奉るべき事なりかし、玉海治承四年八月の下、に、大外記清原賴業眞人の、福原遷都の事を議したる言を載られたる中に、嵯峨隱君子算道命期勘文、不レ可レ改二平安一之由有二所見一、貞觀之頃依二大極殿炎上一、時人可レ有二遷都一之由謳歌、且是古昔之例、大途經二八十年一有二遷都一、延曆已後及二八十年一、疑其期至歟云々、隱君子聞レ之云、桓武聖主鑒二此地一、久可レ爲二帝都一之故所二營給一也、東有二嚴神一、謂二賀茂一西有二猛靈一、謂二松尾一南開北塞、又見二地宜一足レ可レ爲二帝都一、永代不レ可二變易一之趣、具被二勘錄一了、と記されたり、

注吉記に、或古記云、平安京者百王不易之都也、東有二嚴神一、西仰二猛靈一、嚴神者賀茂大神宮、猛靈者松尾靈社是也、依二二神之鎭護一期二萬代之平安一、と記されたるは、件の隱君子の勘文の趣なるべし、さて此二社は皇京の守護神と坐す故に、都わたりの人はことに尊崇まつれる事、古書どもに見えたるがごとし、梁塵秘抄口傳集に、仁安四年二月七八日の頃、大雪ふりたりし日、さとをかへむいとま申しに、賀茂へまゐりきとみゆ、古は都人の宅地をかふるにもしかありけりと聞えて、理なる例にこそはありしか、さて因にいふ、嵯峨隱君子は、續世繼志賀の御禊の段に、嵯峨の帝の御子に、隱君子と申ける御子は云々、よろづのふみをひらき見給ひければ、身の御才人にすぐれたまひておはしましけるに云々、また江談抄に、橘廣相朝臣のもの問たる事を載て、その隱君子の名を或人の問へる答に、淳歟

あり、これ賀茂祭使の事の、書にみえたる始や、已上の式文希らしければ悉引出づ、に史には、續後紀に、承和三年四月己巳朔、乙酉中の酉日なり、天皇御ニ紫宸殿ニ閲ニ覽賀茂祭使等ノ鞍馬調餝、並從者ノ容儀ニ云々と見ゆ、此度の事を、文永の賀茂祭繪詞に、承和四年の事とせるは、これも誤なり、これより中間十三年經て、文德實錄に、嘉祥三年九月戊子、遣ニ參議左兵衛督正四位下藤原朝臣助ニ向ニ賀茂大神社ニ策命曰云、先爾禱申賜倍留、御馬幷神財乎潔捧天奉出須、但御馬波馬寮內爾有ㇾ穢爾依豆、此度波不奉出、來年乃四月乃祭爾設備天奉出無云々とありて、翌る四年四月辛酉中の酉日なり、今年六月年號を仁壽と改め給へり、遣ニ使者ニ向ニ賀茂大神社ニ奉ㇾ祭、一本祭を幣とあれど、類聚國史にも祭とあり、但齋內親王未ㇾ盈ニ齋限ニ故不ㇾ得ㇾ侍ㇾ祭、あくる仁壽二年四月辛酉、中の酉の日なり、修ニ賀茂祭ニ如ニ常儀ニと見えて、これより毎年に中ツ酉日祭の事を載られたり、延喜式なるは、上件の例どもに據りて定られたりときこゆれば、ここには引ず、○その式の古本に祭日を擧たるに、中ツ子日、中ツ酉日などツの字を助假字に點したるは、古の唱へさまなるべし、倣ふべし、拾芥略要抄に、四月中酉日賀茂祭、酉二下酉とあり、中ツ申ノ日も此例なり、又下にいふ御蔭祭の中ツ午ノ日もこの例なりとぞ、賀茂大神等を山城の都の守護神として殊

更に尊崇坐す事

賀茂の兩社、奈良朝廷までは、いまだ神階を授られつる事も聞えざりしを、桓武天皇山城へ遷都の時より、二社相並に殊さらに尊崇坐り、そはまづ延暦三年六月壬子紀朝臣船守を遣はして、幣を奉りて、乙訓郡長岡に遷都の由を告し給ひ、十一月丁巳、當月戊申、天皇長岡宮に移幸せ給ひき、その九日前なり、また船守を差して、遷幸に以りて、始て從二位の高爵を授奉給ひ、此度同じ由にて、松ノ尾乙訓ノ二神に始て從五位下を授給へり、此二社の神の、賀茂の大神等に由ある事は下に云べし、乙丑御使を遣はして、御社修理の事を申さしめ給ひ、松尾乙訓にも、翌四年十一月庚子、愛宕郡にして封戸を奉り給へり、同五年十二月辛巳、松尾ノ神に從四位下を授け給へり、また同十二年二月、壹志濃王等を遣はして平安ノ京に遷都の由を告し給ひ、以上續日本紀、同十三年十月辛酉、遷都ありて、中間六日おきて、丁卯の日遷都の故をもて從一位を授賜ひ、本文には加階とのみあれど、月令に引たる或說の大同二年五月の文に、すでに從一位とみえ、また此後正一位を授給へることも見えて、位階の次第も合ひたれば、決メてかくは引り、平城天皇大同二年五月庚寅、正一位を授給へり、以上日本紀略、月令に或說を引て、大同二年五月一本三月とあるは誤なり、上に引たる如く、紀略にも五月とあり、從一位勳一等賀茂御祖神奉ㇾ授ニ正一位ニとあれば、是よりさきに勳一等を

めて、祭禮と爲る由なり、（走馬を飾りて奉仕れる事は、この御時よりもいとはやくより有けむ事、上に擧たる縁起の傳にて證なり、）さてすべて神祭の日は、上世には大凡に時を定めたるのみにて、豫て某の日と定めおく事はあるべからず、卜へて定たるなるべし、この撰四月吉日祀とあるぞ古ざまなるべき、（出雲ノ國造神賀詞に、八十日日波在止毛、今日能生日能足日爾、出雲國ノ國造姓名、恐美恐美母申シ賜ハ久とあるをもおもひ合すべし、神樂弓立の末歌に、「皇神は吉き日祭れば明日よりはあけの衣を褻衣にせむ」と云へるも古意なり、）また續紀に、文武天皇二年三月辛巳、禁山背國賀茂祭日會衆騎射、又同じ御世大寶二年四月庚午、禁祭賀茂神日、徒衆會集、執仗騎射、唯當國之人不在禁限とあり、その後、天平十年四月廿二日の敕に、比年以來祭加茂神之日、會集人馬悉皆禁斷、自今以後任意聽祭、但祭禮之庭勿令鬪亂、と弘仁格に見えたり、

注これ古の祭禮に復し給へるなり、此後寛平九年四月十日の太政官符に、應科決被差加茂祭騎兵致拒捍土浪人事、右得山城國解偁云々、件祭騎兵擇土浪人堪事者差進既畢、而寄事高家不順國仰、若不言上恐有後責、仍注拒捍人交名申送者、國撿案内承引之輩不及廿人、陣列之儀當到闕怠、望請官裁、如此類不限土浪人不論蔭贖、行齋之外決笞五十、以懲將來者云々、可贖之色國司先勘其過依法責贖、自餘依請と云ふ事、延喜格に見ゆ、

また續紀に、和銅四年四月乙未（按に中ッ申ノ日の前日、）の詔に、賀茂祭日、自今以後國司毎年親臨撿察焉、（此度の事を、文永十一年の賀茂祭の畵詞に、和銅七年の事としたるは誤なり、さて萬葉集六ノ卷に、天平九年夏四月、大伴坂ノ上ノ郎女、奉拜賀茂神社之時、便超相坂山云々、こは奈良都より四月の祭に逢はむとて詣たるなるべし、）など云ふ事見えたり、さて中の酉申の日の祭の事の慥しく古き書に見えたるは、弘仁神式に、凡四月中申酉祭賀茂二社、（齋内親王向社、史一人、左右史生各一人、官掌一人、向祭所撿挍諸事、）山城國司預申祭日、即錄狀少納言奏、可差敕使令奉幣、並有走馬、（事見内藏及左右馬寮式、）其日宮闕門々立仗守衞、前一日大臣侍殿上、召諸衞府於殿前庭、而仰警固事、後日解却亦准此、また同内藏式に、賀茂祭、上社下社（社別禰宜祝各一人、上下ノ兩社各物忌一人、）云々、使等裝束料云々、右當日平旦內侍以下退出、於寮廳前與使官人等共解除訖、松尾社幣便附禰宜祝等、即使等再拜兩段退出就座、寮家供饌行酒、乃發山城國司騎兵等於京外路、前駈祗承、また貞觀主稅式に、凡賀茂祭使食稻四百束、以山城國正稅宛之と

を題にて、人々によませ給ひたりしなるべし、しかればこの歌類も、おのづから下社の祭神の證とぞきこえたる、

又按ふに、本は賀茂の地を上下に分ちて、上賀茂下賀茂と呼へるから、（今もしか呼て、中賀茂と云ふ處もあり、）轉りて社をも上下と呼ならへるにてもあるべし、いづれにも上下は尊卑の謂には非ず、しかるを後世になりて、かならず下上と稱す事のごとくなれるは、廿一社記に下上と云事は、依二御祖儀一歟とのたまへる義なるべけれど古意に非ず、上に引出たるごとく、古はもはら上下といへり、然れば兩社の上下の稱の次第に依り、或は祖子の序などによりて、兩社の尊卑をさだし奉らむ事は古實にたがへり、神の御上は人の世とは各別なるおもむきもある事なれば、唯古實のまゝに心得奉るべきなり、さてこの神社の事を上に引たるごとく、史に大神宮とも記され、禰宜の款狀の文には、御祖大社と奏せるまゝに記され、此餘史どもに賀茂大神、賀茂大神社、またたゞに賀茂神、賀茂神社など、とりどりに記され、又皇大神、皇大も記されしと稱し給へる事もものに見えたり、延喜の神名帳には、たゞ賀茂別雷神社、賀茂御祖神社と載られたり、さて上にも引出たる如く廿一社記に、賀茂社云々、今下上二社有レ之、下は鴨御祖、上は賀茂別雷と號ス（注に鴨賀茂音通歟、今下上各別に用也、）云々と記されたる如く、鴨賀茂各別に書く事とせられたるは、後世官府にて混れざるやうにおきて給ひたる事もありしなるべし、されど必しもしか定めて書たりとも見えざれば、いづれにても有るべし、

注國史、また古書どもには、元よりさる差別ある事なし、然るに姓氏錄に、賀茂縣主云々、また鴨縣主賀茂縣主同祖とあり、同じ氏人ながら故ありて字を書別たりしなるべし、また賀茂神記に或書云、神龜年中迦毛字作二賀茂一也とあり、こは出雲風土記に、鄕名字者被二神龜三年民部省口宣一改レ之、とある度にかなひて聞ゆ、然ることもありしなるべし、

賀茂神社祭の事の舊く書に見えたる

緣起に、祭祀之日乘レ馬者、志貴島御宇天皇之御世云云、撰二四月吉日一祀、馬係レ鈴人蒙二猪頭一而馳驅以爲二祭禮一能令二禱祀一云々、乘レ馬始二于此一とあり、こは欽明天皇の、御世の事にて、四月の吉日を撰びて馬に鈴を係け、人は猪頭を造りて蒙て、その馬に乗り馳驅し

りければ、舊式のごとく嚴めしく造替奉らるゝに堪へず、しばらく假殿と稱して、略式に造營れたらむ事決し、かくて元應の文書に、正殿壹宇、三所社壹宇とあるを、貞和の假殿の注文に至りては、取總て御殿二宇と書き、調度もなにも二社を合せ注せるなり、此文書に三所社と云へるが混らはしければ、其をことわりがてら、二社の古の調度のさまをも、今因に抄出して記せるなり、さてまた賀茂兩社を上下と別ちて、別雷神社を上社、御祖神社を下社とも稱す事は、元慶五年の秦氏本系帳に、鴨上社號ニ別雷一、下社號ニ御祖一と見え、准后親房卿の廿一社記に、賀茂社云々、今下上二社有レ之、下は鴨御祖、上賀茂は別雷と號、注に、鴨賀茂音通歟、今下上各別に用也、雖レ爲ニ鴨賀茂各別一、以ニ賀茂一爲レ本、以ニ賀茂一爲レ本とは、二社の中にとりては、別雷ノ神社を本と爲る由なり、また鴨賀茂各別とは、御祖ノ神社には鴨と書き、別雷ノ神社には賀茂と書別る由なり、中世より然るさまに書りと見ゆるもあれど、かならずしも然のみはあらず、いにしへはさらなり、但下上と云事は依ニ御祖儀一歟と記し給へり、但し下上と云事の由はいかゞなり、下に辨ふべし、さて兩社を上下と稱す事は何の頃より始りけむ、續紀延暦三年十一月、又七年十一月の下ともに、賀茂上下二社と見え、印本には共に下上とあり、今古本を引り、まてこの延暦三年は長岡の都に遷幸せ給ふや、前日の事なり、また弘仁內藏式に、賀茂祭上社下社云々、また上下兩社、續後紀承和十一年十一月の條に、鴨上下大神宮、此文印本には脱たり、三代格に見えたる同年十二月廿日の官符にも然あり、延喜齋院式に、賀茂兩社の事を下上ノ兩社とあるを、古本には、これも上下兩社と書り、かくて上下と稱ふ由は、地名に上下を呼ふ例のごとく遷都より前に國府より、道の便近き方の社を上と定め、それに對へて下と呼たりしなるべし、

【注】諸國の地名に、其國の府、或は其邊の主とある處に近き方を上と定たりときこゆるが多し、神社にかけて稱へるもその例あり、さてまた素性法師集に、しまのかも、やたがらすを題にて、歌奉れとおほせらるれば、やたがらすを句のかみにすゑ、しまのかもを句のしもに居て題のこゝろを、「やまくらしたひの雲のまかりかねのらうたにもあるかすみかかはるも」、と見えたり、按ふに此題は、下の賀茂八咫烏と仰下されたりけるを、その下の賀茂を何のこゝろもなくしまのかもと聞ひがめて、歌にも然はよめるにぞあるべき、さて此題は、下社ノ本神建角身命におはしますを、その八咫烏に顯形給へる故事に、かけあはせてよましめ給へるにて、さるは此歌のみならず、かゝるおもむきに神社神名

とあるは、御祖と云ふ言に泥みて、別雷神の父母と心得たる推量説なる事決し、古事記に大山咋神の事を、此神者坐二近淡海國之日枝山一、亦坐二葛野之松尾一用鳴鏑神者也とありて、賀茂に坐す由は記されざるをや、頭注は卜部兼倶朝臣先達之秘記を摘て注されたるよし、跋に見えたれど、あるが中に、祭神の事には殊に謬説多ければ、件の説は信がたし、

とあるをもて、建角身命、玉依姫命二柱を御祖神と申して祭れるならむ事を察るべきなり、

注御祖神社に、公家より男女の服一具づゝ奉らるる例なりと、或人聞傳へて語れり、さて建角身命の妻伊賀古夜日賣命は、別雷神の外祖母に坐せば、共に御祖と申して、建角身命に偶て三柱神同社に坐しますべきを、其妻命の此に祭られ給はぬは、うちあはぬこゝちせらるれど、緣起、風土記等の傳を併せ考るに、その三柱の神をば三身社と稱して、蓼倉里に祀れる由見えたるをおもへば、御祖三柱神は、もはら三身社に鎮祭り、下社には別なる由緣ありて、二柱を祭り奉れるなるべし、

下鴨社家の古文書に、鴨御祖太神宮造替遷宮、正殿壹宇分要木云々、三所社壹宇分要木云々、都合要木千三十八物云々、右御材木者於二阿波國那賀山庄内大由郷杣一云々、任二預文一差レ之間、可レ被レ付二進河尻一之狀如件、元應二年(庚申)八月日とありて、社司の名を署せり、さて此正殿壹宇とあるは、御祖神二座の社なる事は云ふまでもあらず、三所社壹宇と云へるは、上に擧たる風土記の三身社(後に訛りて三井ノ社、)と稱す社なるを、其三身の由にて、三所社とも稱へるなるべし、又貞和三年十一月の同文書に、鴨御祖大神宮注進、假殿二宇、御調度並御金物已下事、御殿二宇云々、御帳二基、黒漆土居八角、濱床子二脚、(弘三尺、高五寸三分云々、)御几帳二基、土居、(長九寸八分、厚三寸二分、弘六寸九分、高三尺一寸七分、平長五尺六寸八分、)同帳、(各四幅、面薄物、裏上品生絹、長三尺三寸五分、弘五尺六寸八分、四幅(右筒木)云々、)御座、(繧繝四枚、面京筵、裏生上絹、並紙、中部細美布、大長六尺六寸、弘三尺五寸、小方二尺五寸五分、)御茵二枚、(面青地唐錦、緣赤地唐錦、裏白唐綾、中部入レ綿、)御簾二間、(長四尺三寸八分、弘五尺二寸云々、)雜具云々、幕柱(百廿本、各六十本、在二肱金一)云々とあり、今按ふに、元應二年より貞和三年まで二十八年の間に、元弘建武の大なる世の亂起りしかば、元應に催されたる造替事成らずして、貞和に到りても猶亂世の間な

注續後紀に、承和十五年二月辛亥、賀茂御祖大社禰宜、鴨縣主廣雄等が款狀に、去天平勝寶二年十二月十四日、奉レ充ニ御戸代田一町一、自レ爾以來未レ被レ奉レ加、因レ之年中用途乏少、望請准ニ別雷社一加ニ增御戸代田一町一、勅許レ之、といふことと見えたり、そのかみ兩社の中にて、別雷神をやゝ重くあへしらひ給ひたりげなり、さて鴨縣主系圖、大山下久治良が譜に、右人時神戸十四烟、神田一町八畝[字缺]年充奉とみゆ、全文は上に引たるがごとし、久治良は推古天皇より孝德天皇の御世の頃まで在りし人ときこえたり、さてこの神封、兩社いづれか詳ならねど、賀茂大神に神戸神田を充奉られたる事の、古く書に見えたるは、これや始なるべき、然るに、廣雄等が款狀の旨にては、そのかみの神封ははやく廢れたりしを、天平勝寶二年に、更に御戸代田一町を充奉られたりときこゆ、

惣て上代は、事のさまによりては、父母より上祖(カムツオヤ)をも、ひろく於夜(オヤ)と稱ひ、また生(ウミ)の子より裔(スヱ)をもなべて古(コ)と呼ぶ例にて、こは別雷神の外戚の祖父建角身命と、母玉依比賣命二柱を、並(トモ)に美於夜(ミオヤ)（字には御祖と書ならへり、）と稱せるなり、そは舊記に、御祖多多須玉依媛命云々、また別雷神の、吾天神御子、乃上レ天、于時御祖神等戀慕哀思夜夢、天神御子云、各將レ逢レ吾云々、御祖神卽隨ニ夢敎一令ニ彼神祭一、

注この御祖神等といひ、又各と曰へるも、下に御祖神とあるに應きたる記しざまなるに意をつくべし、さて公事根源に、賀茂祭云々、下鴨の御祖、上賀茂の別雷、二の神の神祭なり、この御祖をば玉依姫と申すと記し給へるは、下文に風土記の瀬見小川にて云々の古事を記さむために、書出られたるにて、まことは建角身命、玉依姫命二柱を、御祖神とせる古實に據り給へりときこゆ、御祖神二座ます事は、帳にも載られて明なるを、玉依姫命一柱のみを、御祖神と申すべき由なきをも思ひ合すべし、廿二社注式賀茂本緣の條に、別雷神の天に上り給へる事を記して、母亦同時上レ天成レ神、御祖神是也とあるは、舊記の傳說には合はざれど、これも一說にて御祖神是也といへるは、これも玉依姫命一柱の事を語れる文なるが故なり、然るに神名帳頭注に、御祖一社者大己貴子大山咋神、一社者玉依日女也

瀬見小河三之巻

別　記

賀茂大神等の鎮座

賀茂大神たちの鎮坐せる次第を推稽るに、往昔御祖神等御阿禮を立て、別雷神を天降し祭始たまひたる處は、縁起に、御祖神卽隨ニ夢ノ教ニ令ニ彼神祭一、卽今の上賀茂みあれ山なるべし、其は舊記に、山本坐天神御子稱ニ別雷神一と見えたる山本は、みあれ山の山本にて、今の上賀茂別雷神社に當りて、縁起に建角身命定ニ坐久我之國北山基一、從ニ爾時一名曰ニ加茂一也とあると同じ山本にて、此地の事は上に辨へり、合せ考ふべし、後に御おや建角身命、多々須玉依比賣命二柱を鎮坐せ祭れるが、今の下賀茂御祖神社にぞあるべき、本朝月令に、右官史記云、天武天皇六年二月丙申、令ニ山背國一營ニ賀茂神宮一とみえたるは、兩社を總て云へるなるべし、さてこは始て神宮を造られたるにはあらず、公家より其國に令せて、更に經營しめて奉られたるなり、

注群書類從本月令に、神武天皇六十年二月丙丁とあるは誤なり、年中行事秘抄にも、天武天皇六年令ニ山城國一營ニ賀茂神宮一と見え、二十二社注式にも天武天皇白鳳六年丁丑二月丙申、令ニ山背國一營ニ賀茂神宮一と記せり、但し白鳳の年號の事は別に考說あり、さて此事國史には見えざれども正しき傳なるべし、しかるに此事を、鴨長明が四季物語に、當社はむかしやまあとの國高鴨にものし給ひし事、天武のすべらぎの六とせにあたるきさらぎの頃、此みやこにうつされ給ひ、みづかきいかめしうたゝせおはしましぬといへり、此書は長明年老て、日野の山中の隱棲にて記せる由いへり、大和の高鴨にかけていへるは、老の上の暗記の誤を、交へ記せるものなるべし、

此兩社神名帳愛宕郡に、賀茂別雷神社、亦名若雷、名神大、月次、相嘗、新嘗、賀茂御祖神社二座、並名神大、月次、相嘗、新嘗、と載られたり、さてその御祖神と申す由は、首に擧たる古記どもに記せる如く、御子別雷神の、殊に奇靈に坐して天に上り給ひけるを、御祖神等の祭り給ひたりけるによりて、御子ながら別雷神はおのづから主とあるごとくなりければ、その御子神に對へて御祖の神と稱せるなり、

畢、就レ中大明神御馬御覽者、一年中僅所レ被二點置一、今日許也、依レ之雖レ不レ開二御戶一、唯奉レ牽二立寶前一畢、凡神事之作法、禮奠之儀式、往昔以來未聞不見事歟、當社之群歎爭不レ被レ垂二嚴重之叡察一矣、仍社司等勒二巨細連署狀一、謹奏如レ件以解、

文永六年正月七日

澤田禰宜從五位下賀茂縣主久幸（久家一男若宮祝久幸也）
奈良祝從五位下賀茂縣主景久（氏久二男神主景久也）
奈良禰宜從五位下賀茂縣主主平（彌平三男今次郎主平也）
若宮祝從五位下賀茂縣主重茂（太田禰宜長男若祝重茂）
若宮禰宜從五位下賀茂縣主遠久（氏久三男神主遠久）
太田祝從五位上賀茂縣主延平（世平男正禰宜延平）
太田禰宜從五位上賀茂縣主能季（神主能繼四男正禰宜能季）
貴布禰祝正五位下賀茂縣主能重（同三男片岡祝能重）
貴布禰禰宜正五位下賀茂縣主久政（同二男正禰宜久政（元太田禰宜））
片岡祝從五位上賀茂縣主久世（氏久一男神主久世）
片岡禰宜從四位下賀茂縣主能直（神主能繼一男片岡禰宜）
權祝從五位上賀茂縣主久茂（季久男權祝久茂）
權禰宜從四位下賀茂縣主康家（神主久繼三男神主康家（山本神主ト云七ヶ年））
祝從五位上賀茂縣主保盛（祝保高一男祝保盛）
禰宜從四位下賀茂縣主康繼（神主久繼二男神主康繼（神主三年川ハタ神主））
神主從四位上賀茂縣主氏久

右從官務殿令恩借書寫畢

寬永十一年六月二日　華押

右以甲斐守敦直畢寫之本臨寫訖

處、御封米獻之事、時刻推移而及深更之上、奏事依不可輙、翌日（廿日）令言上綷次第處、如被仰下者、令見知道者、可加修治於御服者、以明日朝御殿開之次可進也、但注子細可觸付職事、爲可被行御占之也云々、仍即日勤奏狀、令付進職事畢、氏久罷歸于社家、召銅細工〇〇〇〇〇〇如申者、御鎖内已破損歟、然者取之可令修治云々、而今日可爲日供〇〇歟之由令評議之處、當番氏人重有（正祝重通三男）、以御料備進之次、奉差入御鎰於御鎖内歟之處、不慮令開畢、御鎖内敢無相違歟、事之趣尤以不審也、爰正祝保盛（正祝保高一男）、且爲散昨日不審、且爲勤明日之役、一兩度差御鎰奉開之處、更以無其滯引、此等之次第即重馳申上卿畢、此上不及子細事歟、仍翌日（朔日）任例調供膳、又開調納之御服、樂人揭亂聲、社司凝信心、祝保盛故致潔齋、帶御鎰令參勤之處、猶又如小祭而不令開給之間、上官社司少々雖參、猶以無治術之條、神慮彌難測、祠官殆但顏、爰神主氏久申云、此上可爲何樣哉、倩案此勝事之趣、始自御服調進之日歟、謂其役人者、至于織手打殿幷御扇繪師等、皆是洛中之住人等也、此中若有穢氣之輩、神慮成祟之所示歟、若又御服所女房從類等、中如月水事有不淨之至歟、付是非疑心出來者哉、然者止御服進納之儀、可備式日祭會之神供許歟、可然者正祝今一度可令參勤歟、其儀若相叶神慮者、雖爲莫大之經營、爭不調進替哉、若者又社司猶面々可令參勤歟、其上不叶者、就先日不慮儀、重有可參試歟云々、社司等申云、不令開給之趣、非凡慮之所及、此上輕欲奉開之條、有其恐事歟、仍云社司云重有、參勤之條可有猶豫歟、但暫奉取置御服備進節供神饌許之條、爲令覺綷嚴重可宜云々、付之祝保盛重雖參勤、猶以不令開給之上者、非御服不淨之條、自令露顯者歟、此等之子細即日雖可令言上歟、元日夜陰之奏事無骨之企、還又似可有其恐、翌日（二日）令申子細於上卿之處、神慮難測之次第也、然者推欲奉開之條、不可然事歟、且七日御神事在于近云々、仍可期彼日、件日令開哉否、社司等企列參可申入也、其時可經奏聞云々、仍今日（七日）任例社司等令參勤之處、猶以不令開之間、於若菜御節供者、又以備御戸之外

し、

○蘰(カヅラ)この字今在る漢の字書どもには見あたらず、萬葉集に玉蘰(タマカヅラ)、葉根蘰(ハネカヅラ)など書り、カヅラと訓むべし、古事記に迦豆良、萬葉集にも可頭良、可豆良など、多く濁音の字を用ひたるがうへに、今もしかいへば、加豆良と云ふぞ雅しかるべき、かくて蘰は、髮面(カミツラ)にて、髮の表(ツラ)面を餝(カザ)る義なるべし、髮を分て結縮ぬるを、美豆良といふも、髮面の面と同じかるべし、但し美はいかなる意にか、いまだ考得ず、又後世に鬘頬結ふたる童子、又びんづらを垂たるなどいふも、鬘の面なるべし、一説に蘰は髮葛にて、もと蔓草を頭の飾にかくるより出たる名なりと云へり、いかゞあらむ、古事記に、黑御鬘(クロミカヅラ)、眞拆鬘(マサキカヅラ)などあるをはじめ、古書どもに、花鬘(ハナカヅラ)、菖蒲鬘(アヤメノカヅラ)、柳鬘(ヤナギノカヅラ)、木綿鬘(ユフカヅラ)、玉鬘(タマカヅラ)などなほあり、○嚴飾はイックシクカザリテとよむべし、イックシとは、靈異記に、儼然伊豆久之ビ、色葉字類抄に、嚴イックシ、またカザリと訓み、書紀神代巻に、嚴勅(イツクシキミコトノリ)、また肅整(イツクシクトヽノフ)繼體巻、凝峻(イックシ)安閑巻などよめるにて意得べし、慈愛などの字を、イツクシとよむは、ウツクシのウのイに轉りたるにて別なり、さて餝は、上の取二奥山ノ賢木一立二阿禮一云々より、こゝの造二葵楓ノ蘰(カヅラ)一までに係る言なり、さてまた此葵楓を蘰とする事は、別雷神ノ託(ミコト)によれる重き神事(カミワザ)にて、古今集物名の題に、あふひかつらとならべていへるもこれなり、今も四月の祭に仕奉る人、悉ものする例なること世にもかくれなし、但し古歌などには、もはら葵をいひ、そのほかにも葵をむねとせるごとく聞ゆるは、葵のかたを重くせる例となりしなるべし、西宮抄に、加茂ノ祭使の事を、四月祭ノ時近ゴロ以レ桂爲二挿頭一、と記されたるは、中ごろ桂を略かれたりつるを、舊例に復されたる由ときこゆ、千載集に、みあれにまゐりて、社の司おの〳〵葵をかけゝるによめる賀茂重保「あとたれし神にあふひのなかりせば、なにゝたのみをかけてすきまし」と見えたるは、此古實をよめるなり、初の句くちをし、あまくだると云はまほし、

賀茂社司解狀寫 文永六年正月御鎖不開之時、

賀茂別雷社、

謹重奏、寶殿不レ令二開給一神事違例重疊子細ノ事

右舊年十二月廿九日者、當社恒例御服調進、幷御封(ミ)米以下神供等奉レ備之御神事也、仍任レ例正祝欲レ奉レ開二御戸一之處、御鎖相滯、自二戌刻一至二亥時一、依レ之迄(マデ)二子神主以下末社等、人數交名見二于連署一相二替正祝一、皆悉雖レ欲レ奉レ開レ之、遂以不二相叶一之間、於二供膳一者令レ備二進御戸外一畢、御服者專依レ獻二御內一、暫所レ奉レ納二置社庫一也、凡勅願御神事違例出來之上者、即時可レ經二奏聞一之

又本草和名傳抄に、楓香脂、加川豆乃也仁、三月生レ花白色、又實ハ如二鴨卵一、加豆豆乃阿不豆、和名抄には、楓を乎加豆良、桂を女加豆良、類聚名義抄に、桂、メカツラ、カツラ、古事記に湯津楓、また湯津香木とも書て、訓二香木一云二加都良一とみえ、玉篇に楓ハ香木、新撰字鏡に、楕、加豆良、楕ノ字今在る漢國の字書には見およばず、香木を合せたる字なり、また萬葉集に、向岡之、若楓木、下枝取、花待伊間爾云々と見え、神代紀には、社木、此云二加豆羅一、などあり、日本紀は、清濁の字定かならぬも交りたれば、この豆ノ字の清濁定がたけれど、古事記に都ノ字を書たれば、清て讀べし、和名抄などは、清濁の字の差別なければ據るにたらず、さて上に引たるごとく、漢字はとりぐに書來れど、何れにてもよく當れりとはおもはれず、賀茂の事記せるものには、楓また桂の字を書なれたり、源氏物語花散里ノ巻に、さゝやかなる家の木立などよしばめるに云々、大きなるかつらの木のおひ風に、祭のころおぼし出られて、又處女ノ巻に まつりのころは、おほかたの空のけしきこゝちよげなるに、前齋院はつれぐとながめたまふ、おまへなるかつらの下風なつかしきにつけても、若き人々は思出ることゞもあるを云々なども見ゆ、さてかつらは漢の楓のごとく然しも香ぐはしきものにはあらねど、四月の頃の新葉は、いさゝかかをりありといへば、祭の頃の風情をいはむとて、しか力をいれてあやなしたる文なるべし、さて小右記寛仁二年の條に、栗栖野可レ爲二下社之山一、有レ採二桂葵一山之由、先年給二官符一と云ふ事見えたり、されど舊は御蔭山にて採るべき古實ならむと思はるゝ事あり、そは下御蔭山の條、に云ふべし、

注四季物語賀茂祭のくだりに、かつらの枝は松尾の御やしろの御たくせんおはして、けふにさしそへたまひぬ、あふひはもろは草とて、爰になん二葉のあふひはありて、よその里にはなきとかや、むかしより松の尾の宮居に、此御社ふかき御うけひおはして、なべての鳴神のわざはひ、なゐふるに、御わざはひやらはせむとの御事にて、もろかむなぎもこれをえぼうし淨衣の腰にもかけ、又御内をはじめ奉り、何くれの宮、公卿の御家にも給はりて、あるは御簾の帽額にはさみ、あるは母屋の中殿のかもゐなどにかけおかれぬといへり、さて桂を松尾神の託宣にかけていへるは、一傳なるべし、また此葵桂を日吉神祭にも用ふ、其は賀茂に因縁ありての事ときこえたり、下の日吉神社の下に云ふべ

よめるも、御阿禮日に用ふる由なり、
造二葵楓蘰一嚴餝待之
葵は今も賀茂祭に用ふるものにてかくれなく、人みな知れるがごとし、みあれ山に多くあり、俗に賀茂あふひとも、二葉あふひともいふ、和名抄に、葵、阿布比、味甘寒、無毒者也、新撰字鏡には、葵、阿保比ともあり、

注催馬樂歌、淺緑に、安支波支、奈天之己、可良保比、とある可良保比は、本草和名に落葵、また蜀葵を加良阿布比とよめるものなるを、阿を略きて可良保比と歌へるなるべし、漢籍に葵傾レ葉向レ日とも見えたり、又本草和名に冬葵子、阿布比乃美、葵根、阿布比乃禰ともあり、新後撰集に、「いかなれは日かけにむかふあふひ草月のかつらの枝をそふらむ」、とよめる歌もあり、此あふひは漢國にて、杜衡、杜葵などいふもの丶類にて、葵とは異なりと云ふ人あり、そはいかにまれ、古より葵字を用ひ來れり、さて阿布比、阿保比、二ざまに云へりとはきこゆれど、其は二種にて別なるべくおもはる丶考あり、こ丶には盡しがたし、別にいふべし、そはともまれ此のあふひは、古今集物名に、あふひかつらと云ふ事をよめる歌に、かくばかりあふひのまれになる人をいかゞつらしとおもはざるべき、いま一首あり、ともにあふひを、逢ふ日といふにかけてよめるを始め、みなあふひとあるに從ふべし、

注此あふひをみあれ草ともいふ由は、旣にいへるが如し、又後世の歌に、もろ葉草、二葉草などよめるは、葉の形狀もて云へるなり、下に引く四季物語の文を見て考知るべし、源大府集に、「山人のもろかつらとはいふなれとけふのみあれにあふひなりけり」、と見えたるは、そのかみ山人などは葵を、もろかづらともいへりときこゆ、そは祭の時、蘰とするものなるによりて、もろ葉蘰の意に、然もいへりしなるべし、

○楓は、加都良と都を濁て呼ひならへり、やゝ大きにもなる木にて、葉は白楊に似て、兩葉づゝ相對へり、もみづる事なし、花は大角豆の花に似て白く、三四月の頃開くものなりとぞ、月詣和歌集に、後綱朝臣、伏見の家に植むとて、桂をこひて侍りければ、つかはすとてよみて侍りける、賀茂成助、瑞籬のかつらをうつす宿なれば月見むことぞさみしかるべき、楓は、爾雅郭璞注に、樹似二白楊一葉圓岐、有レ脂而香、今之香楓是也、本草和名に、楓香脂、一名白膠香、五月斫レ樹爲レ坎、十一月採レ脂、楓樹、一名欇、一名格栕、音炬、出二兼名苑一、已上和名加都良、醫心方に、楓香脂、加都良乃安不良、

御阿禮の考の因にふとおもひよりたるにて、あまりに泥める強說ならむか、可しや否しや、われだにおぼつかなけれど、しばらくこゝに書そへつ、

又上賀茂別雷神社の後の神山を、みあれ山とも云ふは、賀茂皇大神宮注進略記に、往古此神降臨坐處有岩根、是謂降臨石云々、河海抄に、賀茂祭前日、（中ッ申御阿禮ノ日なり、）於垂跡石上有神事、號御形、（注進略記の中の說は信がたき事いと多かれど、降臨石といふ事の古實は、正しき傳なるべし、）とある所にて、往昔かの賢木の阿禮立て、別雷神を天降し給へる蹟處にやあらむ、さて御阿禮といふに、御形と書けるは後世意のさかしらなり、又顯昭法橋の和歌色葉集に、今日のみあれとは、祭の前の日、大明神（別雷神をさす）前の山の上の旅所に御を云ふなりとぞ、賀茂の案内者は申ける、猶可尋といへり、又鴨長明が四季物語（四月の條、賀茂祭の事をいへるくだり、）に、小夜におよんで、おの〳〵みあれ山にて神拜やむごとなくなしたてまつれるに、晝のほどにつけたる葵も、かつらの枝も多くはしぼみぬ云々とも見ゆ、今別雷神社より一町ばかり北に、御旅所とて在り、道の西なる岡を御あれ所の壇と稱ひて、祭の時其處に假宮建て祭儀ありとぞ、此處まことに太古天降の跡處なるにか、又後に便宜につきてかはりたらむもしらず、いづれにても、別雷神の天降り坐しは此わたりにて、其古事の祭儀なる事は疑なし、賀茂氏久の歌に、「みあれ木にゆふしてかけし神山のすそ野の葵いつか忘れむ」、（此歌上に引て說ひしごとく、賢木の阿禮にゆふ垂でゝ、別雷ノ神を天降し坐さしめたりし神山と、その跡處なる由までを、上の句によみこめたりときこゆ、）正治百首に、賀茂季保、「みあれ山いく世の雲は峯こめてしらぬ昔のけふに逢らむ」、とよめるなど、天降の古事をよめるなるべし、又そのみあれ山の西北の麓に、みあれ野といふがあるは、みあれ山より名に負ひたるなるべし、又御あれ川といへるは、みたらし川の別名にて、水源みあれ山より流出る故に、名づけたるなるべし、

〔注〕河海抄に云、みたらし川は神山より流れ出て、賀茂の社、貴布禰片岡の社の中より、流れとほれる川なりと見ゆ、夫木抄に、「みあれ山岩根を出るみたらしにやとる月さへ神さひにけり」、又曾根好忠集に、「みあれ川賀茂のみとしろひき植ゑつ今はとしのみ祈るはかりそ」、（此歌ども、とり〳〵誤寫ありと見ゆるを、互にくらべ見て訂して引けり、）此ほかみあれ川をよめる歌これかれきこえたり、又祭日に採り用ふる葵を、後世の歌にみあれ草と

今日鎭魂祭也云々、御巫小童結髮着青闕腋袍、表袴、帶云々、御巫以桙柄、合琴笛音突槽上とあり、按ふに此はもと古語拾遺に、閉磐戸の時の神遊に、天鈿女命手持着鐸之矛、而云々、覆誓槽云々、と見えたる遺式にて、（委き事は本書、また古事記、書紀の神代紀等につきて見るべし、）實の物實は桙なるを、其桙に賢木を持添へてものする例なりけむを、見る人のうへよりは賢木とも、桙ともいへるなり、（鎭魂祭は、天皇の御魂を鎭め、御壽を長からしめ奉る神術なり、此事おのれ別に考へ記せるものあり、）按ふに上つ世は、其賢木に阿禮を着る例にて、阿禮木なども稱ひたりけむを、持統天皇の藤原大宮にて、鎭魂奉仕巫女の、其をもて宇氣槽の上を衝を見て、安禮衝といへるにてもあらむか、（其は賀茂の故事に因れるにはあらず、おのづから阿禮を用ふる古儀の相似たるなり、）但し然ものして槽を衝く由ならむには、槽衝と云べきがごとくなれども、桙杖などを衝といへるごとく、衝くもの丶方を主としていへるにて、阿禮を着たる賢木を立るを、阿禮を立るといふも同じ言ざまなり、一首の義は、天皇の御魂鎭の奉爲に、御巫の處女等が云々して奉仕るよ、かくては御壽も期なくおはしますべきにこそと、賀ぎ奉れりときこゆ、（儀式大嘗祭儀の條に、風俗歌人云々、舞人八人着布帶末額、各執阿禮木、といへる事みえたり、但しその阿禮木、多くの本どもにはみな阿禮末とあるを、たゞ一本然書るを見て引出づ、されどその木とあるかたの本、かへりて誤寫ならむもしらず、いづれにまれ、よく考合べき事なり、さて此阿禮木の事、延喜式には載られず、既に廢られたりしか、又事そぎて記されざりしにもあるべし、）又萬葉集（卷六）讃久邇新京歌に、吾皇、神乃命乃高所知、布當宮者云々、八千年爾、安禮衝之乍、天下所知食跡、百代爾母、不可易、大宮處とあるも、かの安禮衝して御魂を鎭め奉りて、御壽遠長に、彌千年も天下知ろしめし、かくて百代も易動なく、御子の繼々坐しますべき大宮所ぞと、賀ぎ稱せるなるべし、（こは聖武天皇天平十三年五月、山城國恭仁の新京に、遷り給へる時の賀歌なり、その遷都の事は、續紀に見えて其大宮を布當ノ宮とも稱せしなり、）さて此二首の安禮衝を、生繼の義なりといへる説あれど諾がたし、又奉仕齋くなりといひ、或は祝ひ齋くなりなどいへる説ども丶聞ゆれど、あまりにものどほきこ丶ちして諾ひがたし、（神樂歌に、わがあれはみやびも（一本みやひと）しらず父がかた、母がかたとも神はしるらむとあるあれば、此考に由あらむかと案ふれど、思ひよれることなし、此初句、もとは若かればといへるを、歌ひ訛れるものなるべし、其考は別に説へるものあり、）さはいへど、今この己が解試たる説も、

茂の社役人の中に忌子とてあるは、賀茂の氏人の女子を撰ひて居うる例なりとぞ、これ上代の齋子なるべし、かくて齋王を進らるゝ事となりぬる時より、齋と稱ふ言を避て、忌子と稱へるなるべし、

なほ此事は松尾神社の下に說ふべし、

其に換へて齋王を進られ、主と御阿禮祭に侍奉らしめ給へる由にて申す稱なるべし、

注弘仁神祇式云、四月中申日祭、賀茂二社齋內親王向レ社、史一人云々、向二祭所一撿二挍諸事一とあり、然るに延喜齋院式に、凡齋王每年四月中酉日、參二下上兩社祭一、注に先參二下社一云々、事畢出二社外一、駕二牛車一參二於上社一云々とありて、中申日の國祭にものし給はざるは、舊式を停給へるにて、古實にはたがひたる御事なるべし、又文德實錄嘉祥四年辛酉、遣二使者一向二賀茂大神社一奉レ祭、但齋內親王未レ盈二齋限一、故不レ得レ侍レ祭、とみえたり、齋王の主と預給へるおもむききこえたり、

また朝野群載中酉日の祭の宣命の例文に、宇都乃大幣乎內藏頭、若クハ助位姓名爾令二捧持一天、阿禮乎止古、阿禮乎止女、走馬進良留止申、十一月臨時祭用二此狀一と見えたり、阿禮乎止古と云へる稱は、此宣命をおきては、いまだ書に見およばず、其は阿禮乎止女と申すに對へて、神官の中の、祭主となれる人を稱へる例なりしなるべし、

○因に云ふ萬葉集卷一に、藤原之、大宮都加倍安禮衝哉、處女之友者、之吉呂賀聞、結句の之ノ字は乏の誤、呂は呂の誤なるべしと、田中道麻呂が說へる宜し、とある安禮も、賢木に阿禮と鈴を着たるものならむかと思ひよれる事のあるを、今試に云べし、其は江家次第、十一月中ツ寅ノ日、鎭魂祭の條に、此條の文印本寫誤あり、今古本に據る、此祭式、延喜四時祭式に載られたれど、此考說によりては疎ければ引かず、東第一ノ間立二楉棚一置二祭物一、又倚二付鈴賢木一、其西安二木槽一覆置云々、女官持二御衣匣一置二東第二間一云々、次神祇、雅樂、次御巫衝二宇氣一衝二槽上一也、注に、神琴師彈二和琴一、○傍注に、衝二宇氣一神遊ノ儀也、神代ノ上卷ウケ船フミトトロカス義也、以二賢木一衝二槽ノ上一也、結レ糸自レ一至レ十、宇麻志麻治ノ命十種ノ神寶振レ之返レ死之緣也、用レ糸自レ一至レ十計レ之也云々とあり、次神祇官一人進結二糸於葛筥一、自レ一至レ十此間女官齋人開二御衣筥一振動畢云々、次云々、神樂畢、次有二倭舞事一、南庭敷レ筵、其前置レ机、机上置二賢木一云々、とある賢木の事を、薩戒記に、深山御記曰、長寛二年十一月十六日、

云ふ、中申日をのみ別て國祭と稱ふ例となりたるなるべし、さて中酉日の祭をば、うちまかせて賀茂祭と云ひ、又たゞに祭とのみも云ふ事となりこしまに〳〵、中昔よりこなたの書どもに數しらずみえたり、公事根源中ノ申ッ日關白賀茂詣の條に、この事は必賀茂祭の前の日ある事なりとも記されたるを思ふべし、これ今いはゆる葵祭なり、此日を主とある重き祭のごとく心得むは、古實には乖ふべし、さて賀茂齋王を阿禮乎止賣と稱したる事あり、其は類聚國史に、天長八年十二月壬申、替ニ賀茂齋ノ內親王ニ、其辭曰云々、皇大神乃阿禮乎止賣爾、內親王齡毛老、身乃安美毛有爾依ㇾ、令ニ退出ニ留代爾、時子女王乎卜　定ㇾ進狀乎云々、三代實錄に、貞觀十九年二月二十四日、賀茂齋內親王を定め給へる告文に、敦子內親王乎卜定天、阿禮乎度女爾進狀乎云云、又朝野群載に、此書の撰者三善ノ爲康主の自序に、永久三年抄せる由見ゆ、賀茂齋王卜定の宣命の例文を載たるに、某內親王波、前太上天皇乃皇大神乃阿禮乎止女止、御杖代仁令侍之內親王奈利云々、替仁某內親王乎卜定天進留など見えたり、

注齋王の御事は、官位令集解に、弘仁九年五月九日太政官符、定ニ新置ニ齋院司官位職員ニ事、長官一員從五位下官、次官一員從六位上官、判官一員從七位上官、主典二員從八位下官、宮主一員准ニ從八位下官ニ、右被ニ中納言兼左近衞大將從三位行春宮大夫陸奧出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣ニ、奉ㇾ勅宣ニ依ㇾ件定ㇾ之、弘仁九年五月九日とあり、月令にも弘仁格を引て、此符文を少し略きて載せ、類聚國史にも始置ニ齋院司ニ云々、と符旨を約めて載られたり、また賀茂齋院記云、嵯峨天皇與ニ平城天皇ニ昆弟之情不ㇾ睦、故爲ニ祈願ニ特設ニ齋院ニ、使ニ皇女有智侍ニ焉、有智子內親王嵯峨天皇第八皇女也云々、貴女抄に、弘仁元年賀茂齋王と爲たまへる由見え、齋院記に、天長八年十二月辭ニ齋院ニ、次に時子內親王、仁明天皇第一皇女也、天長八年十二月卜定云々とありて、後鳥羽院皇女禮子內親王元久元年卜定とあるに止まれり、此齋王、順德天皇御世建曆二年退下給へる事、百練抄、一代要記等に見えて、其後齋王を進らるゝ事廢たりときこえて、書どもに見えたる事無し、

按に齋王を進られざりつる以前は、舊より齋女の在りて、主とかの阿禮奉る神事の重き由緒をもて、阿禮乎止賣と稱ひけむを、

注本朝文集に、松尾神社の古實を、始建ニ立神殿ニ立ニ阿禮ニ居ニ齋子ニ、とあるをも思ひ合すべし、今賀

御身殊神事自ニ申日一是故實也、とも記し給へり、又拾芥略要抄に、賀茂祭爲ニ中祀一諸司齋レ之云々、御阿禮限ニ賀茂一社一と見ゆ、こは祭の事を御阿禮といふは、賀茂の社にのみ稱ふ由なり、公事根源に、四月中申日、關白賀茂詣、初度には日次を撰びて此事あり、天祿二年九月廿六日、攝政右大臣謙德公賀茂詣の事あり、是攝關の人の賀茂詣の始なるべきにや、此事は必賀茂祭の前の日ある事なり云々と記されたり、祭の前の日とは中申日にて、御阿禮日の事なり、

此ほか御阿禮の日と云へる事の、古くものに見あたりたるは、貫之家集に、「人もみなかつらかさしてちはやふる神のみあれにあふひなりけり」みあれに逢ふ日といふに、葵をいひかけたるなり、新古今集に、藤原實方朝臣、はやうもの申ける女に、「かれたる葵をみあれの日つかはしける、「古しへのあふひと人はとかむともなほそのかみのけふそわすれぬ」、榮花物語つぼみの花の卷、長和三年の條に、四月みあれの日より云々、夫木抄に公朝、「年毎に見るもめつらしみあれ日のあふひかけたるかざり車は」、また俊成卿五社百首に、「よそなからけふの日吉の祭にも賀茂のみあれはあふひなりけり」、日吉ノ祭も中ノ申ノ日なり、などあり、新古今集に、賀茂重保、みあれにまゐりて社の司おの〳〵葵をかけゝるによめる云々、堀川百首に顯季、「むかしよりけふのみあれにあふひくさかけてそたのむ神のちかひを」、現存六帖に、中原師光「そのかみの日かげの山のもろ葉くさけふはみあれのしるしにそとる」、後の歌にはいとおほかり、さて其御阿禮日を國祭と稱ふは、公事根源に、四月中申日賀茂國祭、欽明天皇の御宇、四月に吉日を撰びて祭らるゝ由所見あり、こは緣起の傳へなるべし、又和銅に詔ありて、山城國司是を撿察す、此本文下に引べし、と見えたり、「けふの國祭は加茂の本祭なるべきにや、酉の日の祭は公家より使を立られ、走馬を獻らる、あひかはるべき也、岷江入楚に、賀茂大神は山城國地の主にておはしませば、中ノ申ノ日は國より奉る祭なり、中ノ酉ノ日は內裏よりの祭なりとあり、と記し給へり但し續紀和銅四年四月乙未の詔に、賀茂神祭日、自レ今以後國司每年親臨撿察焉と見え、弘仁神祇式に、凡四年中申酉日祭、賀茂二社山城國司預申とも見えて、中の申酉の兩日ともに國司の預り申す由なれば、もとは兩日ともに國祭とも稱しなるべし、さて國祭と稱ふ由は、山城の國內の重き祭にして、國司の親臨撿察すばかりの祭なる故なるべし、かくて後に中酉日に祭使を遣らるゝ例と定まりしより、祭使の始詳ならず、承和三年の度より國史どもに記されたり、なほ下に

茂の神社の祭儀をまねびて、阿禮を立て祭り始たるにて、後までの祭式とせるにはあるべからず、始建二神殿一立二阿禮一云々とあるをおもふべし、さて此文集なる全文は、下の松尾神の條に擧て説ふべし、故上に引たる如く、式に阿禮の料物をば下上社に奉られて、松尾社には奉られず、そも／＼賢木を立て神を齋き祭る事は、神世より傳はれる嚴重き禮儀なるを、別雷神の御慮として、其賢木を阿禮に取なして立てたらむには、神ながら天降り憑來まさむの御敎なりけるを、舊記の證文によりて窺るべし、いつのほどよりか、さる主とある重き祭式の廢たりときこゆるは、いとも畏き事になむありける、さて今の四月中午日御蔭神事に、御祖神還行の時、御生木とて賢木に白紙の垂かけたるを備へ奉仕るは、此古事の式のかつ／＼遺れるものなるべし、猶下の御蔭祭の事の處に云ふべし、さて賀茂の祭の日を、御あれの日とも、たゞにみあれとも云ふは、かの阿禮立て祭るが、主とある重き神事なるが故に、然もいひならはしたるにて、年中行事秘抄に、四月中申日賀茂國祭、今日奉幣とあるこれなり、そは百練抄に、承保三年四月廿六日、此日中の申に當れり、行二幸賀茂社一、白河院ノ天皇の御事なり、自二今年一以二御阿禮日一

可レ爲二式日一之由、被レ載二宣命一、此後爲二毎年事一とあるにて、中申日を御阿禮日と云へる事あきらかなり、扶桑略記にも、此度の事を記して、毎年四月中ノ申ノ日爲二賀茂行幸式日一、榮花物語布引瀧ノ巻に、白河院の御世の事を記せる中に、行幸は此御時には、年毎にみあれの日せさせ給ふ、源氏物語藤のうら葉、に、たいの上、みあれに中ノ申ノ日の國祭、すなはちみあれの日、まうで給ふとて云々、祭の日翌る中ッ酉ノ日の祭をいふ、暁にまうで給ひて、かへさにてもの御らんずべき御さじきにおはします、

注中申日のみあれに詣で、翌る中酉日に、公家ざまよりの御使を見むよしなり、さて六百番歌合に、賀茂祭、右、「ゆふたすきかけてそたのむ玉かつらあふひうれしきみあれとおもへは」、俊成卿の判に、みあれは一兩日さきなるべけれど、けふの祭故の事に侍れば、同じ事に侍るべしとあり、みあれは祭の前日なるを、一兩日さきなるべけれどとは、わざとおぼめき給へるにて、そは定まれる祭式なれば、賀茂祭を、ひろくみあれともいひなれもしつらめど、賀茂祭といふ題にむかひて、うちまかせてみあれといへるを難め給へるなるべし、と云へるをも思ひ合すべし、

注建暦御記に、賀茂祭云々、自二一日一雖レ爲二神事一、

の神事のさまは聞しりて、よめるにてもあるべし、さて慈鎮僧正の拾玉集一本に、「年を經て あふひは賀茂の みあれくさかけてそ 神のしるしをそ見る」とよめるは、葵は御あれの頃採りて神祭するによりて、しか歌詞によみなしたるものなり、しかるに歌にみあれ木とよめるは、楓なりと云へる說あり、葵をみあれ草といふに對へては、ことわりはさることなれば、近世には然よみたる人もありぬべけれど、其はさかしらなるべし、風雅集雜部に、題知らず、從三位氏久、「みあれ木にゆふしてかけし神山のすそ野の葵いつか忘れむ」、とよめるみあれ木は、阿禮の賢木に木綿をもかけたるか、又賢木に木綿を垂たるを、みあれ木といへるにてもあらむか、さらば後に五色の帛を木綿に代へたりけむ世にありて、然はよめるにもあるべし、今賀茂の御蔭祭に、御祖神の還行の時、御阿禮木と稱ふを捧て仕奉る式あり、下のその祭の條に云べし、こゝにもおもひ合すべし、さてまた件のみあれ木の歌ぬしの氏久は、作者部類に、賀茂氏とみえ、賀茂系圖にも見えて、堀河鳥羽の天皇などの御世に 在し人なるべくきこえたり、

然考たる證は、台記の久壽二年四月、左大臣藤原賴長公、賀茂詣の事を記されたる、廿日丙申（下の中にて御阿禮の日なり、）の條に、自今曉天晴、（中略）次殿上人已下、余出南門之後隨身、（中略）依馬場舍顚倒、如去年着關白宿舍、（中略〇これまで下社に詣給へる事を記されたり、）卽詣上社、（中略）着馬場舍如下社、（中略）馬場立榊付鈴木綿、庶人或鳴之と見えたり、この馬場立榊云々と記し給へる狀、上のくだりにいへる御阿禮の趣に考合すべし、かくてなほ考るに、阿禮立ることは、もと別雷神の請はし給へる古の 神事なれば、上社にてものすべき行なるべくおもはるゝに、台記にも前に詣給へる下社の條には記し給はで、後に詣給へる上社の條に、立榊云々と記されたるをおもひ合すれば、阿禮立ることは、上社にてのみ行ふ神事にこそはありしなるべけれ、然れば下社に奉らるゝ幣物の阿禮は、上社に准らへてたゞ奉らるゝ例なりしものなるべし、然るに本朝文集に、松尾神社の事を、大寶元年秦都理、始建立神殿、立阿禮居齋子供奉云々、祈祭大神とあるは、此時松尾に始て神殿を建立て、別雷神を天降し奉りし古事に因れる賀

虎鈴經、淵朝樂事などいふ書どもに、帥府にて旗纛神を祭る事見えたり、件の集解に纛神と書たるも、阿禮に由ありげにきこゆ、

かくて貫之家集に、延長六年中宮の御屛風の歌、「あれひきにひきつれてこそちはやふる賀茂の川浪うちわたりけれ」、順家集に賀茂の祭の中の日みあれひく、「わかひかむみあれにつけていのることなる〳〵鈴もまつきこゆなり」、中務家集に、四月みあれひく、「君をのみいのりおきてはうちむれて立かへりなむ賀茂の川波」、爲忠家百首に爲業朝臣、「はふりこかもろかつらして神山のみあれの鈴をひきならすかな」、西行が山家集に、月の夜賀茂にまゐりてよみ侍りける、「ねかふことみあれのしめにひく鈴のかなはすはよもならしとそ思ふ」、夫木抄に、慈鎭、「ほとゝきすみあれのしめに引こめて外にけかさぬ聲を聞かはや」、など見えたる歌どもを、とりあつめて推考ふるに、あれひきとは、祭日に詣(マヰデ)て、かの阿禮の賢木に延(ハヘ)たる綱に、注連(シメ)着けたるを曳(ヒク)を、御阿禮曳(ヒ)くと云ひ、體言にあれひきとも云、さて其御阿禮を曳(キ)て、鈴の鳴(ナル)をもて、祈事の成就(ナ)る表(シルシ)とト(サダメ)たりときこえたり、其鈴はかの賢木に着たるなるべし、

注 御阿禮の注連を曳くに、鈴の鳴(ナ)り鳴らぬばかりなるをもて、その賢木の大きなる、また綱を堅く張固たらむさまなど、おもひやらるゝなり、さて順朝臣の歌の意は、いまわが祈事ありて、御阿禮を曳むとするに、その事の成就(ナリ)ぬべき表(シルシ)とて、成就(ナル)といふに詮(カケ)の吉(ヨ)しき、鳴鈴(ナルスヾ)の音のまづきこゆるが、こゝろゆきて、ことにかたじけなくおぼゆる義(ヨシ)ときこえたり、神に祈りたる事の叶ふを、かゝるさまに、なるといへる詞は、枕草子こゝろゆくもの章に、物詣してものまうさするに、寺にてはほうし、社にては禰宜などの云々、きゝよくまうしあげたる、まことにおもふ事なりぬべきやうにおぼえてこゝろゆけ、此ほかの書にもなけあり、また西行が歌は、端詞の趣、みあれの日に詣でたるにはあらず、たゞ賀茂の社邊へ行たるときよめる由なり、歌の趣は、みあれの日に詣たる人の、祈願事するさまをもて序として、さておのれ心に願ふ事のあるを、かなはずば、鈴の鳴る事あらじといふにいひかけたるなり、さて西行が世に在ける頃、神事に御阿禮立る事のありけるにや、また既に廢(タエ)たりしかど、しかすがにそ

阿禮料帛の配當によりて推てしるべし、さてその阿禮を、二座まします下社に二本進り、たゞ一座ます上社に四本進らるゝは、もと別雷神の奉爲に進りたりしものなるが故に、其を主として進らるゝ由縁なるべし、また布綱十二條料調布一端一丈四尺とあるは、按ふにかの阿禮を着て立たる賢木の、風などに倒れざらむ備に、阿禮一本ごとに、布綱二條づゝ結ひ着て、張固むべき料とせるなるべし、然ては都て六本の阿禮に、綱二條づゝと配り當て、十二條とある數も符合へり、さて其綱の様はいかなりけむ、これも今推量りて考ふるに、まづ綱料の調布一端一丈四尺は、すべての長六丈六尺、廣二尺四寸なるを、これも賦役令に、布一端の長五丈二尺、廣二尺四寸とあるに係る、經に四幅に裁分て、廣六寸、其を二絞の綱十二條に製れば、一條一丈五六尺ばかりとなるべし、この綱二條をもて、阿禮一本を張固めたるなるべし、

注 東大寺に藏る古文書の中に、造圓堂所牒二造東大寺司一、請畫機二具長一丈、廣五尺、備張麻繩一、右依二仁部卿宣一所レ請如レ件故牒、天平寶字七年十二月廿日、正七位下鼓吹大令史賀陽臣兄人、外從五位下右虎賁佐葛井連根至、奥に依レ請判許と書るが見えたり、件の請目に、機と書るは、幢など書くべきを、ハタといふ言にひかれて、ふと書誤りたるなり、この備張麻繩とあるものおもひ合すべし、

また盛二阿禮一料筥八合を、下社に三合、上社に五合とあるは、阿禮一本の料の帛一具を、筥一合づゝに盛れて進られけむ、しからば下社に二合、上社に四合なるべきを、兩社ともに一合づゝ餘れるがごときは、かの綱料の布を盛るゝ料なるべし、

注 しかるに中宮より奉らるゝかたには、阿禮三具に、筥も三合にて餘なきは、いかにといふに、中宮の幣物のかたには、阿禮料の帛と筥とのみありて、綱料の布を載られざるをおもへば、阿禮料の帛を奉らるゝのみにて、其を立る事は無き例なるがゆゑに、阿禮の筥のみあるなるべし、かくてまた日本紀略に、弘仁七年七月乙酉、山城國紀伊郡飛鳥田神、眞幡寸神預二官社列一、並鴨別雷神之別也、と見えたるに、令集解に、眞幡寸神社賀茂別雷神之纛神也、とあるを並せ考ふるに、此神もしくは、當初の阿禮を齋ひ祭れるにもやあらむ、漢籍の三才圖會に、纛以二犛牛尾一爲レ之、大如レ斗在二乘輿衡上一と見え、また

るべし、其五色の帛一匹づゝ、合せて五匹、を、阿禮一具の料として、中宮式に、五色絁各三匹阿禮三具料、とあるをもてしるべし、下社に二具の料五色各二匹づゝ、合せて十四、上社に四具の料同じく四匹づゝ、合せて二十四、頒ち奉らるゝ由なり、かくてその奉るさまは、舊記の取二奥山賢木一立二阿禮一、垂二種々綵色一、と云へる古實に因りて稽るに、まづ阿禮と云へるものは、上古の幡の類にて、なべては布帛などを竿に捧げ垂たるものなるを、そのかみ別雷神の御敎によりて、種々の綵れる帛を數條の阿禮に製り、綵色は、もとはいはゆる五色には限らず、種々の色をつくして綵れるなるべし、大なる賢木に美麗しく垂餝りて、祭らしめ給ひたりけるを、舊記に垂二種々綵色一とあるを、おのれ既には、綵色の下に帛ノ字脱たるか、又色ノ字は帛の誤ならむかなど思ひしかど、熟考れば上に立二阿禮一とありて、その阿禮はもとより帛などもて製るものなる故に、たゞに垂二種々ノ綵色一と記せるが、かへりて備ぎたる古文の體なるべくおもひなりぬ、後世までも、おもき祭儀として供奉り來れるなるべし、かくて式に載られたる阿禮の料物によりて、其製れるおほよその狀を試に推はかり考ふるに、まづ阿禮の料の帛一匹の長五丈一尺なるを、但し延喜の頃の布帛の端匹の制、いまだ詳に考得ざれば、しばらく賦役令に、絹絁一匹の長を五丈一尺、廣サ二尺二寸とあるによりていへるなり、四つに裁分て一丈二尺七寸餘づゝなるが、四條あるべきを、五色おの〳〵其さまにものして、合せて二十條を一具として、大なる賢木に美麗しく垂餝りて立たるなるべし、なほ按ふに兵庫寮式に凡大射正月十七日なり、建二羅幡一者、烏羅十二旒、旒別張二竹二株一、着二鈴二口帛巾二條一、六旒縹、六旒緋、各長八尺廣八寸、阿禮幡十二旒、各着レ柄左第一紫色、次深緑、次緋、次緑、次黄、次淺緑、右方准レ之、以上儀式にも見えたり、又掃部寮式に、觀二射豐樂殿一、設二阿禮幡北一丈一、云々とあるも、此時の事なり、さて件の阿禮幡、六色六旒を左右に建並べたる美麗しさ、おもひやるべし、と見えたる阿禮幡も、上古の阿禮の遺製なるべし、

注常陸風土記に、黑坂命征二討陸奥蝦夷一、事了凱旋云々、赤旗青旗交雜飄颺、雲飛虹張、瑩レ野耀レ路、時人謂二之幡垂國一、と見えたるも、赤と青とのみにはあらで、種々の綵色の旗を垂たる由の文なるべし、其旗どもの云々といへる如く、いと光映ありて美麗しかりつるによりて、其處の名に負せ呼たりけるありさまの、阿禮の美麗しかりけむに、おもひ合されてなむ、

さてその賢木は、社司の採り調ふる例なりしによりて、式には載られざりつるなるべし故レ帛を着べき料の竿の類のものは、式に載られざるなり、かくてその賢木に垂たる阿禮を、上社に四本、下社に二本、進らるゝ例なるべき事は、上に舉たる

を、祭禮と爲る事は、此欽明天皇の御代より始れる由なり、（走馬は、別雷神の御祖神の御夢に教(ミサト)し給へるに始りたるなる神事なる由、舊記にみえて、此上にも說へるがごとし、）

取二奥山賢木一立二阿禮一垂二種々綵色一（因に御阿禮日といふ事）

こは別雷神の御祖神たちに、吾を天降し逢はむと爲(セ)ば云々、又奥山の賢木を採り來て、種々の綵色帛を垂(シデ)て阿禮とし、これをさし立設て待給ふべしと告(サト)し給へる由なり、賢木(サカキ)は按に榮木にて、何の樹にまれ、葉の榮てみづ〳〵しき樹を云ふ稱ときこゆ、此は遠き神代より今の世まで、專(ムネ)と神事に用ふるものなる事說ふまでもあらず、

注賢木は常葉(トキハ)なる樹をいふ稱なりと云へる說あれど、一偏なるべし、必常葉なる樹を用ふるは、葉の枯れ落る秋冬、いまだ榮えぬ春の始の頃などこそはあらめ、春の末より夏かけて、みづ〳〵しく若く榮ゆる樹ならむには、處により、又樹のさまによりては、何にてもありなむ、此は秋ももみぢぬ常葉樹なりとて、夏のほどに選び採らむは古の風にはあらじ、今も邊鄙にては、さる意ばえなる處も聞ゆるを、後世には常葉樹の中にても榊と名づけ定めたる樹さへに出來にたり、

かくて其賢木を奥山にしも採るは、清淨を撰べるなり、さて其阿禮とは、內藏寮式諸祭幣帛の下の賀茂祭の條に、阿禮料五色帛各六匹、下社二匹、上社四匹、（下ノ社は賀茂御祖神社二座、上ノ社は賀茂別雷神社なり、）盛(イル)二阿禮一料筥八合、下社三合、上社五合、並方一尺六寸布綱十二條料調布一端一丈四尺云々、已上官物、また中宮式同祭の條にも、五色絁各三匹、阿禮三具料、楊筥三合盛二阿禮一料と載られたるものにして、舊記に取二奥山賢木一立二阿禮一垂(シデ)二種種綵色一と云へる古事を旣くより祭式として供奉り來しを、公家(オホヤケ)の御祭となりて其料を進(タテマツ)り給へるなり、

注此二條ともに賀茂下上兩社、及(マタ)松尾社に進(タテマツ)らるる幣物を合て載られたるに、この阿禮をば松尾社を除きて、下上兩社にのみ進らるゝ事は、かの古事の因緣の祭儀なること察(オモ)ふべく、また他社の幣物に阿禮と云ふものを進らるゝは、一所もある事なきをもおもひ合すべし、

さて內藏式に、阿禮料五色帛各六匹とあるは、五種の色帛を各六匹つゞといへるにて、（五色捴べ合せては三十匹なり、中宮式なるも准へてし）

和名久良閉字麻、故古書どもに競馬をもなほ走馬と云へるは、しかすがに舊の稱をも失はざりしものなり、弘仁内裏式 五月六日觀二馬射一式に、選二左右馬寮駿馬各十匹一、令三左右近衛一騎レ之競馳上、當二第三的南一建二標木一、到二此標木下一定二馬遲速一、若持者終而更始、大舍人寮用二去年五位已上走馬所レ負物一、纔二整食一宛二此日饌一、また類聚國史奉獻物部に、天長四年十月丁未、御二紫震殿一、右衛門府寮獻二走馬輸物一云々、同七年十月庚申の度には、右諸衛府奉三獻競馬負物一云々など、走馬競馬相通はして記されたるをもても知るべし、徒に走らしむるのみならむには、貢物を獻るべきにあらず、さて兵部省式彈正臺式などに、五月五日の騎射の料の馬の事を、走馬と記されたるは、其馬をさして云へるにて別なり、

馬係レ鈴人蒙二猪頭一而驅馳以爲二祭禮一云々

乘馬始二于此一

乘馬に鈴係たる事書に見えざれど、唐鞍具に鈴あれど、其は漢ざまなるべし、驛馬にすら鈴係たる趣、萬葉集の歌に見えて、今も然り、此古事に依れる俗にもやあらむ、蒙二猪頭一とは、獅子舞といふものゝ、蒙る、獅子頭のさましたる假面なるべし、

注上に云へるごとく、猪頭を諸書に猪影と書るに依りていはゞ、著聞集に樂の拔頭の假面の事を面影と云ひて、一條の中に三ところあるをみな然書り、印本にはみな面形と書たれど、古本どもには面影とあれば、これ正しからむか、然らば面影はおもかけとよむべく書るなるべし、此によりておもへば、猪影と書るかた正しくてヰノカケとよむべきにや、なほ考べし、

さて其猪頭を蒙る事は、いかなる緣由なるにか、いとめづらしき事なり、

注雷の雲に乘るけだものに、雷獸と云ふがあり、猪に似たるものなり、此もの深山に棲(スミ)て在るが、雷の雲に飛乘る事ありとぞ、雷墮(カミトケ)したる時、まれ〳〵その獸の墮落止(ヲチトマ)まれる事あるを、捕へて飼置くに、いと穩にて晝もおほくは鼾(イビキ)して眠り居るものなるが、雷鳴の時はまだきより毛を竪て、眼を嗔らして猛り騷くとぞ、己も前にみたる事ありき、いと奇しき獸なり、もしくは別雷神の奇しく雷のごとき威勢にて、天上に昇降し給へる時、此獸を牽ゐたまひし緣由にて、其獸の狀をまねび、馬に乘りて走めぐる態を行ひたるにもやあらむ、

さて乘馬始二于此一とは、馬係レ鈴云々して馬に乘る

て、鳥虫などの羽、また矢の羽、木の葉ひら〳〵と搖く意より云なるべし、など、此ほかにもいひもてゆけば、同義なるが多かるべし、天字アマノとよむべし、按にすべて天上の物を云ふには、アメノ某といひ、其を體言に、アメ某とも稱ひ、或は天上の物を摸して造れるもの、又某よりうつりて物を稱へて云ふ時は、アマノ某と云ふ例ときこゆ、其證どもは別にいへり、さて此羽衣羽裳は、天上の物を摸す上よりいへるなり、さて此國にて造り設たる羽衣羽裳を、天上にて着具へて降り給はむ事の、いかにぞやといひ思ふ人もありぬべけれど、すべて神の上はいと〳〵奇しきものにて、此處にて奉るものを彼處にて領せど、此處なるはなほさながら在るがごとき事多かり、人の上もて疑ふべきにあらず、

炬火擧鉾又餝走馬

炬火擧鉾、神事に火を炬き鉾を擎る事は、書紀神代石窟閉の條に、天鈿女命則手持茅纏之矟云々、而火處燒云々、古語拾遺同條に、令天鈿女命云々、手持着鐸之矛、而於石窟戸前覆誓槽、擧庭燎云々、と見えたるを始にて、神遊には必庭燎炬く例なり、齋宮式新造炊殿忌火庭火祭に、卜戸座一人取山城國愛宕郡鴨縣主氏童子、火炬二人取同國葛野郡秦氏童女、とあり、この庭火祭に、賀茂秦の氏人の童を取るゝは、由緣ある事なるべし、秦氏の事は松尾神の下に云べし、神樂歌次第に先人長庭火乃前仁出來云云々、仰云御火白呂久獻津禮云々、また取り物九種の中に鉾あり、又鉾を神の大庭に擎げ、或は建る事、いづれの神事にも恒の事なるが中に、續紀に大寶二年四月庚午、禁祭賀茂神日、徒衆會集執仗騎射、唯當國之人不在禁限、字書に、仗ハ兵器刀戟ノ總名、と見えたるは、擎鉾餝走馬とある古式なるべきを、執仗騎射とあるは、遷轉たるなるべし、走馬の事は本朝月令中酉日祭賀茂二社の條に、弘仁神式云、凡四月中申酉日祭賀茂二社、卽錄狀少納言奏、可差勅使、令奉幣、幷有走馬、事見内藏及左右馬寮式、と見え、延喜左右馬寮式に、凡賀茂二社祭走馬十二匹、松尾二匹在此内也、云云、馬別韁鞚料調布四尺二寸、表腹帶七尺、結額髮絲二兩、内藏寮式に、緋ノ絲とあり、其使五位以上官人、皇后宮走馬二匹、馬裝同上、並寮遞供奉云々、と見えたり、公事根源賀茂祭の條に、酉の日の祭は、公家より使をたてられ、走馬を獻らる云々、さて走馬とは、もと馬に乘りて疾く走らしむるを觀とする事なりけるを、其は馬の足疾をおもしろしとするわざなれば、後に馬二匹を相共に走らしめ、遲速を競べて勝負を定むる事とはなれるものなるべし、此いはゆる競馬なり、和名抄に、本朝式云、五月五日競馬、

一人留レ身云々、皇字沙汰文にも、此風土記の文を少引たり、又帝王編年記に、古老傳云、近江國伊香郡與胡郷伊香小江、右郷南天之八女、倶ニ白鳥ー自レ天而降浴ニ於南之津ー、于レ時伊香刀美在ニ於西山ー遙見ニ白鳥ー、其形奇異因疑ニ若是神人乎ー、往見レ之實神人也、於レ是伊香刀美卽生ニ感愛ー、不レ得ニ還去ー、竊遣ニ白犬ー盗ニ取天衣ー、得レ隱ニ弟衣ー、天女乃知其兄七人飛ニ昇天上ー、其弟一人不レ得ニ飛去ー、天路永塞卽爲ニ地民ー、天女浴浦今謂ニ神浦ー是也、

注こは風土記の文なるべし、好忠集に「餘湖の海にきつゝなれけむ少女子が天の羽衣ほしつらむやも」とよめるも、此故事ときこえたり、又竹取物語に、かくや姫を天より迎へに來る處に、天人のなかにもたせたる箱あり、天羽衣入れり云々といひ、さて姫の天上へ歸るとて、帝に獻れる歌に、「今はとて天の羽衣着るをりぞ君をあはれと思ひいてける」云々、ふと天の羽衣を打きせ奉りつれば、翁をいとほしかなしとおぼしつることもうせぬ、此きぬ着つる人は、物おもひなくなりにければ、車に乗て百人ばかり天人具してのぼりぬといへり、これ神の天に往還し給ふに、羽衣を用ひ給へるといへる古諺によりて、かく物語に作りなしたるものときこゆ、此ほかに天女の羽衣の事、中むかしよりこなたの書どもに見え、歌にもよみたれど、中には漢國の古事によれりときこゆるが多かり、そは捜神記に、豫章新喩縣有レ鳥、化成ニ美女ー遊與焉、取ニ其所レ脱毛衣ー、於レ是不レ能レ飛遂伴還レ家、成ニ夫婦ー生ニ三女ー、後潜獲ニ己毛衣ー飛去、などなほ何くれの書どもにも見え、又佛書にもこれに似たる事あり、何れの國にも、上古にはさる狀なる事のありけむ、さて江次第大甞會主殿寮供ニ御湯ー條に、仁和記云、御ニ東方小床ー着ニ天羽衣ー供ニ御湯ニ了、御ニ中央御帖ー、また建武年中行事神今食條に、御舟に御ゆかたびらめしていらせ給ふ、三杓きこしめして、あまのは衣注に、御ゆかたびらをいふなり、舟の中にぬぎすてゝ、更に内藏寮の御ゆかたびらをめしてあがらせ給ふ、などいふ事もみえたり、伊勢物語に「これや此天の羽衣うへしこそ君かみけしとたてまつりけれ」、天羽裳といへるものは、いまだ書に見あたらず、古く衣裳の事のきこえたるは、古事記に、伊邪那岐命の御祓物に御衣御裳あり、また應神天皇ノ段に、上下ノ衣服、鎭御魂齋戸祭祝詞に、奉ル御衣波上下備天などあるも衣と裳なり、さて羽は薄くて輕く飛ぶ物を云ふ稱に

不レ忍令レ差レ吾、吾還令レ差レ汝、仍践二大虚一登二子御諸山一といふ事も見えたり、神の御上にはかゝる御ありさまなりし事なほあり、

或時は龍神のごとくに化りて現はれ給ひ、また龍神を召し率ゐ坐せる事もあるべし、御祖建角身命の八咫烏に化り給へるを、やがて八咫烏神と申て、社定て祭り給へるなども思ひ准ふべし、神の身實は人の上とはおもひの外なる事の多かれば、あなかしこ、探り極むべきにあらず、さて別雷神の別名を火雷神とも申す、其は縁起に乙訓郡坐火雷神とあるこれなり、帳にも載られたり、(下に委く云ふべし、)天に上りますとき、火光を赫やかしたまへりし由なるべし、

注 神名帳に、和泉國大鳥郡火雷神社、異本に大雷、又大電など書るは誤なるべし、上野國那波郡火雷神社、大和國忍海郡葛木坐火雷神社あり、同國廣瀬郡穂雷神社、こは三代實錄に保沼雷神とあり、また宇智郡にも火雷神社あり、同書伊勢國に火雷神あり、此等の中に別雷神を祀れるもあるべし、内宮儀式帳に、湯田神社一處、稱二鳴震雷一とある湯田神社は、大神宮式所レ攝二十四座の中に在りて、これを神祇本源に、別雷社在二離宮坤方一といへり、由ある事にや未考へず、三代實錄に武藏國若雷神と申があり、電字もしくは雷の誤にはあらぬか、

また蹇驢嘶餘に、賀茂上社を天雷と申すと見え、拾芥略要抄に、應和三年七月十五日、古式を略て定給へりといへる、祈雨十一社の中に、天雷とあるも同神の御事なるべし、臨時祭式祈雨祭神八十五座の中に、別雷社御祖社あり、十一社の中には御祖社は除かれたり、

天羽衣天羽裳

天神御子云、各將レ逢レ吾造二天羽衣天羽裳一云々、とある事どもは、別雷神の吾に再逢まく思ほさば、云々して待給へと告たまへるなり、此種々の請給へる御慮は測り知らるべきにあらねど、いさゝか思ひあはせらるゝ事を次々試にいふべし、天羽衣天羽裳は、別雷神の天降の料にし給はむとなるべし、丹後風土記、(元々集、また古事記裏書に引たり、)に丹波郡郡家西北隅方有二比沼里一、此里比沼山頂在レ井、其名云二眞名井一、今既成レ沼、此井天女八人降來浴レ水、于レ時有二老夫婦一云々、此老等至二此井一、而竊取二藏天女一人衣裳一、在二衣裳一者皆天飛上、但無二衣裳一女娘

○又世に別雷神の身實(ムザネ)を、龍神に坐すと云ふは、宇治左大臣賴長公の台記(康治元年五月十六日の條、)に、今夜御物語之次、及ニ法皇(鳥羽院の天皇の御事なり、)誕生時事ニ云々、朕在レ孕時、贈后母祈ニ生レ男於賀茂明神一、明神夢中居ニ衣袖一通ニ言語一、他日又夢、當レ生レ男、可レ取下在ニ間木(マキ)一之物上、夢驚探ニ間木一得ニ銀龍一、其龍傳在ニ朕許一、

注 間木はまきと訓べし、續古事談に此事を假名にとりなして書たるに云々、又そのまきなるものをとれと見て、驚きてまきをさぐるに、つくりたる龍ありけり、それをとりてつたはりて、鳥羽院にたてまつられにけり云々とあり、さて此間木と云ふものゝ事を考ふるに、宇治拾遺物語に、左京屬紀用經、贄殿にて淡路より奉りたる鯛の苞苴(アラマキ)をものせる條に、贄殿の預よしずみに、二卷用經かひとりて、まきにさゝげて置とて、よしすみに云ふやう、これ人してとりに奉らむをりに、おこせ給へと云ひおく、これをまきにさゝげて云々、やりつる童、木の枝に苞苴(アラマキ)二つ結ひつけて持て來り云々、此わがぬしたちのまきにさゝげられたる苞苴こそあれ云々、すべきやうありとて、とりおろして、鯛をばみな切りまゐりて、かはりに云々などをこそ入れて置かると聞侍りつと語れば云々とあるを思へば、まきとは岐ある木の枝の事にて、今俗にまた木、あひ木などいふものときこえたり、この考はここにいはでもあるべきを、因にすてがたくてなむ、

又以ニ夢中明神所レ居之衣一爲ニ御體一作レ社、在ニ坊門亭一、朕于レ今進ニ御供一、又女人入ヨ來贈后家一逢ニ女房一曰、將レ生レ男、貴不レ可レ言、右尻可レ有レ疵云々、以ヨ爲神一、不レ經ニ幾程一生レ朕、右尻有レ疵(アザ)、其疵于レ今尚在、如レ此奇異事多云々、と記しおかせ給へる御事などによれる説なるにか、こは賀茂とのみ記させ給ひたれど、上下の賀茂二社に祈り給へるなるべければ、その謂なしと云ふべからず、されど別雷神の身實(ムザネ)を龍なりとは申すべきにあらず、

注 書紀崇神卷に、大物主神の御妻倭迹々姬命、夫神の夜のみ來通ひ給ひければ、明るを待て御容顏を視むと請ひ給ひけるに、吾明旦入ニ汝櫛笥一而居、願無レ驚ニ吾形一云々、待レ明以見ニ櫛笥一、遂有ニ美麗小蛇一、其長大如ニ衣紐一云々、忽化ニ人形一謂ニ其妻一曰、汝

柱に雷落かゝりけるが、其柱の拆間に挿りて捕へられたる事を記せり、又これも同天皇記に、河邊臣安藝國の山にて、舶木を伐らむとせる時、有レ人曰、霹靂木也、不レ可レ伐、河邊臣曰、其雖ニ雷神一豈逆ニ皇命一耶、多祭ニ幣帛一遣ニ人夫一令レ伐、則大雨雷電之、爰河邊臣案レ劔曰云々、待レ之云々、卽化ニ小魚一以挾ニ樹枝一、卽取レ魚焚レ之、遂修ニ理其舶一、など見ゆ、此餘古記どもにも近世の物語にも、雷神と云ふものゝ、いとあさましかりつる事どもきこえたり、

又緣起に、乙訓郡坐火雷神と申せるも、此大神の別名なり、此名の事下に云ふべし、あなゆゝし、古事記の豫美段に、八雷神と見えたる中の、若雷火雷などにも、勿おもひたぐへ奉りそ、

注古事記傳に、雷は伊邪那美大神の大御身に成て、豫母都國より起れる物なり、甚く怒りて死し人などの、後に雷になりてむくいする事も多きは、是故ぞと說はれたるは然る事なるべけれど、いちはやき神たちも、時によりては天雲を踏あだし、鳴はためき給ふ事もあるべきを、豫美に成出たるかたの雷神をのみ、必其としも云はむは一概なるべし、まことや禁裡へ雷落したる時、別雷神社を標結ひ幽めまゐらする例なり、これ雷神に坐すが故なりと、聞傳へたりと云ふ人あり、あなかしこ、別雷の大神の、かけまくも畏き大宮わたりに、濫に暴び給ふべきものかは、四時祭式五月の下に、霹靂神祭三座、坐ニ山城國愛宕郡神樂岡西北一、また臨時祭式にも、霹靂祭の料物を載られて、右荒魂和魂各中分並煮レ粥而祭、若新有ニ霹靂神一者、依レ件鎭祭移ニ棄山野一、など云ふ事は見えたれど、別雷神の關り給ふ事のきこえ給はぬをも思ふべし、古にはかつてきこえぬ事なるを、四季物語にあふひかづらの事を云へるさし次の文に、むかし松尾の宮居に、此御社ふかき御うけひおはして、なべての鳴神のわざはひなゐふるに、やはせむとの御事にても、もろかんなぎもこれを烏帽子淨衣の腰にもかけ、又御内をはじめ奉り云々といへるは、かの雷神なりとおもひ奉りたるに依れる讒說を信たるなり、すべて近むかしよりこなたには、神の御上につきてさるたぐひの讒說を、なにくれといひはやすが多かるは、いともかしこき事なりかし、

言に吾天神御子と告たまへるによりて、稱へてかく語つたへたるなり、

注姓氏錄に、須佐之男命の御後を、神別地祇部に收られたるは、其祖神のつひに定坐す處をもて、地祇に收られたるなり、今論ふ說とおもひ混ふべからず、但し神祇令に、凡天神地祇者云々、義解に天神者伊勢、山城鴨、住吉、出雲國造齋神等也云々、とある山城鴨は、建角身命は然る事にて、別雷神にかけても、天神と謂ふべき由なきにもあらねど、住吉また出雲國造齋神を天神とせるは、いかなる由にか、いとも心得がたし、

別雷神又別名の事

別雷神は和紀伊加豆知乃神とよむべし、帳に賀茂別雷神社、亦名若雷、名字印本には脫たるを、古寫本に依る、とも在によりて按ふに、別は若の義にて稱へたるなり、古事記に宇遲能和紀郞子とあるを、書紀に菟道稚郞子とあるなどおもひ合すべし、

注狹衣物語に、篠のわき葉とあるも若葉なり、此餘なほ例あり、さて此神名世に和計伊加豆知と唱なれたるにあはせて、かの分穿屋甍而升於天、とあるにより、或は鳴神となりて、雲を分て天に上りませる由などより、別雷の義なりと云はむは古意ならず、但し此神名別も若も同唱ならむには、亦云とは注さるまじきことわりなりとも論ふべけれど、山城の大酒神社の下に、元名大辟神と注されたるも同例にて、たゞ字を異にも作く由なるべければ、此考に難なかるべし、

雷とは、正しく鳴神の雷となり給へる由にはあらず、威勢の嚴めくし鳴はためきて、天上に昇り給へるをもて、畏み稱へたるなるべし、伊加豆知と云ふ伊加は嚴なり、豆は例の之に通ふ助辭の都を、連語に濁音に唱へるなり、知は美稱にて、神名人名に例多し、書紀に中臣烏賊津使主とあるを、續紀に伊賀都ノ臣と書き、其姓氏錄には雷大臣とあるをも思ひ合すべし、鳴神を伊加豆知と云ふも同義なり、あなかしこ、大虛を鳴はためくものを、直に此大神と勿おもひ混へそ、

注書紀雄略天皇卷に、天皇詔少子部連蜾蠃曰、朕欲見三諸岳神之形云々、蜾蠃答曰云々、乃登三諸岳捉取大蛇、奉示天皇云々、其雷神虺々、目精赫々云々、使放於岳、仍改賜名爲雷、靈異記にも此事の異傳を記して、蜾蠃卒て後、墓の碑文

神者也、用字は衍字としてよむべからず、其說は下に云ふべし、と見えて、此鳴鏑神者とは、かの云々の時の鳴鏑の神矢なり、其を大山咋神の靈形として松尾に祀れる由を、因にこゝに擧られたるなり、但し玉依日賣に婚給へる事を語はで、たゞ鳴鏑神者也とあるは、うちつけなるこゝちす、もしくは阿禮が遺れて誦み脫せる事のありしにもやあらむ、かくて此神矢を松尾に遷し坐せまつれる事は、下の松尾の條に云べし、さて古事記神武天皇の段に、大物主神、勢夜陀多良比賣を見感給ひての所爲を記して、其美人爲ニ大便一之時、化ニ丹塗矢一、自レ下其爲ニ大便一之溝上流下、突ニ其美人之富登一、爾其美人驚而立走伊須々岐伎、乃將ニ來其矢一、置ニ於床邊一、忽成ニ麗壯夫一、卽娶ニ其美人一、生子名謂ニ富登多々良伊須々岐比賣一云々、と見えたるは、似たる事ながら、こは大物主神の身實の矢に化りて、云々して形を顯はし給へるなり、この大山咋神は、舊記の詳なる傳の趣にては、靈を矢に託て云々し給ひ、さて夜になりて、其靈の美男に成て婚し給へるをり、

注上に論へるがごとく、緣起には感孕とおほらかに記せるなり、かくて舊記に、有ニ美箭一流來依レ身、卽取レ之挿ニ床下一、夜化ニ美男一到相副とあり、化ニ美男一とあれば、矢の美男に化りたるが如くきこゆれど、此神矢はさながら存りて、後に松尾に鎭坐して動き給はねば、身實の矢に變化給へるにはあらず、たゞ靈の美男に成給へりときこゆ、

相似たる神の所爲にぞありける、

別雷神の吾天神御子と曰へる事

別雷神の御言に、吾天神御子なりと告たまへること、一わたりおもふには、御父大山咋神は、須佐之男命には御孫、大年神の御子に坐して、此國にて生れ給へれば、大山咋神を天神とは申まじく、さては別雷神の天神の御子とは告給ふべきにあらずと論ふべけれど、熟くおもふに、御父大山咋神の祖父須佐之男命は、天神伊邪那岐伊邪那美命の御子に坐せば、彼八尋屋に集ひたりけむ、國神などに對ひては、同等からぬ由にて、元來稜威々々しき御意のすさびに、天に上らむとし給ふきはにて、しか言擧して告給へるなるべし、古事記に、鵜草葺不合命をも、神武天皇をも、天神御子と稱せる處あるは、天神の御末なる由を言擧する意の含れるに思ひ合すべし、又神武天皇の詔に、吾者爲ニ日神之御子一云々とのたまへることもあり、子とは生の子はさらにて、古は孫裔までにわたる稱なり、かくて山本坐天神御子稱ニ別雷神一とは、自の

注古事記傳に、阿遲鉏高日子根神を、今謂ニ迦毛大御神一者也とある注に、山城風土記を引て、此建角身命にまぎらはしき事あり、そは姓氏錄賀茂朝臣の祖、大賀茂都美命と名のよく似たること、又右の山城風土記に、建角身命の女に、玉依日賣あると、賀茂朝臣の祖、陶津耳の女に、活玉依毘賣あること、此外もかの風土記に見えたる名どもと、右の先祖の名どもと似たるあり、又伊須氣余理比賣の御祖の事に、丹塗の矢の事あり、かの風土記にも其事ありてよく似たり、凡て建角身命の事と、賀茂氏の先祖の事といとまぎらはし、なほよく考べきものぞといはれたるはさる事ながら、今此書に考あつめたる説の當らむには、件の武茅渟祇の女、活玉依媛といへる一説の餘(ホカ)には、其混ひ鮮(ナ)かるべくや、又丹塗矢の事は神の所爲にして、彼と此レと相似たる事も、同じ趣なる事もあるべければ、疑ふべきことなし、こはなほ下に論(イ)ふべし、○北畠親房卿の二十一社記に、山城の賀茂、葛木の賀茂とて坐、各別の神なり、葛木の賀茂(鴨とも申)都波八重事代主神と云、賀茂家陰陽道の輩の祖神とも奉レ齋也、是は地神にて坐す、山城の賀茂は天神にて坐す、伊豆の賀茂郡に坐三島大明神、伊豫國に坐三島神同體にて坐すと云々、とある三島神のことは、いと混らはしき傳ながら、いさゝか由ありげにも聞ゆれど、いまだ考得ず、さて葛木の賀茂を、賀茂家陰陽道の輩祖神と云はれたる事はいかゞ、尊卑分脈の賀茂系圖に、吉備朝臣眞吉備者元下道臣也云々、其先大日本根子彦太瓊天皇之皇子、吉備彦之孫也、(下略)一説孝謙天皇天平勝寶四年、賜ニ賀茂朝臣姓一云々、掌ニ天文暦數一一家兼兩道、而保憲以ニ暦道一傳ニ其子光榮一、以ニ天文道一傳ニ弟子安倍晴明一、自レ此以後兩道相分云々、また別本の賀茂氏の系圖には、吉備麻呂と云を上祖として、七世に當れる保憲より世々陰陽道を傳へて奉仕れる趣を記せり、世にいはゆる陰陽家の賀茂氏是なり、

丹塗神矢の事

丹塗矢云々、遂感(ケミテ)孕生ニ男子一とある丹塗矢は、大山咋神の玉依日賣に婚(アヒ)給はむ料(タメ)に、神靈(ミタマ)を憑(ツケ)給へる物實(モノザネ)なり、其は古事記に大山咋神、亦名山末之大主神、此神者坐ニ近淡海國之日枝山一、亦坐ニ葛野之松尾一用鳴鏑

若狹國神名帳遠敷郡に賀茂大明神あり、今賀茂村にあり、又小野賀茂明神と稱ふもあり、和泉國神名帳大鳥郡に賀茂社前、駿河國神名帳有度郡に賀茂天神、廬原郡に賀茂地祇、上野國神名帳山田郡に賀茂明神あり、なほあるべし、これらの中には建角身命の大和より賀茂へ到りますほどに、諸國を經歷給へる事のありて、其因縁によりて祭りたる社もあるべく、或は山城の賀茂社より移來れる社はた多かるべく、又神田神戸御厨などの在けるによりて地名となり、又其地名を神名に稱せるも在べきなり、

注上に擧たる餘に、今世諸國に賀茂てふ地名、又賀茂神社とて立給へるがいと多くきこえて、國といふ國におつる國はをさ〳〵無かるめり、かくこの賀茂の神の立榮え給ふは、幽き契ある事なるべし、但し賀茂神と稱せる中に、上に辨へたる大和土佐の賀茂神を祭れる社もありぬべし、上に擧たる若狹の賀茂大明神も、社傳に事代主神を祭といへり、こは大和より祭來れるなり、賀茂神とだに申せば、いづくに坐すもみな山城のなりと、ひとむきにおもひ奉るべきにもあらず、

さて書紀崇神天皇卷に、大田々根子が言に、父曰二大物主神一、母曰二活玉依媛一、陶津耳之女也とある注に、亦云奇日方天日方武茅渟祇之女也、此注印本本文に引接て書るは誤なり、今古寫本に據る、さて大田々根子の祖の事、本文も注も紛たる傳にて、古事記なるが正しき由、師の其處の傳に委く論れたるに從ふべし、とある亦云の文意は、父は奇日方天日方古事記には、父を櫛御方とあり、と曰ひ、母は武茅渟祇之女也と曰へるなり、亦云父曰二奇日方天日方一母武茅渟祇之女也、とあるべきを、字の脱たるこゝちす、さて武茅渟祇の祇は、大山祇などの例によりて、都美とよむべし、又祇字を、加美とよむべく作るにて、其加を畧きて、タケチヌミと連ね讀むべきにや、此建茅渟祇といへるは、建角身にて、其女の玉依媛と此活玉依媛とを混へたるにあはせて、父をも誤りたる傳にはあらぬか、

注建角身命は天神にて、姓氏錄にも此命の後を天神の部に收られたり、しかるを地神の例に祇字を用ひ給ふべきにあらざれば、此考はいかゞなれど、すべて日本紀には、頭八咫烏と云ふをおきては、此建角身命の事を載られず、撰漏し給へるなり、さればこの亦云の說も、詳ならぬまゝに記されたるべければ、字の用ひざまは正しあへ給はざりしなるべし、

なほよく證考ふべし、

とも見ゆ、

注此神戸、和名抄には能義郡にあり、此郡は後に意宇郡を割て置れたるなり、今安來宮內村といふに賀茂神社あり、此わたり古賀茂の神戸の地なりしとぞ、又石見國に鴨山といふがある事、萬葉集柿本人麻呂が歌にみえたり、其地の來由はいまだ考へず、

又姓氏錄左京皇別に、鴨縣主とあるは、攝津國皇別に鴨君とあると同祖にて、彦坐命後也とあり、こは帳に攝津國河邊郡に鴨神社見えて、此社今も加茂村と云ふにあり、賀茂神を祭れりと云傳て、社司山城の賀茂に詣るに、殊さらには火を忌事なしとぞ、此加茂の地名によれる氏ときこえて別なり、又同國神別に鴨部祝賀茂朝臣同祖、大國主神之後也、とあるは、上にいへる大和の賀茂に由れる氏なり、おほかた上件に云へるごとく、賀茂てふ稱の本にとり〴〵の差別あるを、よく辨へて混ふべからず、また賀茂と云ふ地名の和名抄に見えたるは、參河、播磨、安藝、佐渡に賀茂郡ありて各賀茂郷もあり、伊豆、美濃に賀茂郡あり、又參河の設樂郡、寶飫郡、安房の長狹郡、越前の丹生郡、丹波の氷上郡、隱岐の周吉郡、美作の勝田郡、苫東郡、備前の津高郡、安藝の山縣郡、淡路の津名郡、阿波の名方郡、伊豫の新居郡に賀茂郷あり、又讃岐阿野郡の鄉に鴨部、加毛寒川郡にも鴨部あり、鴨縣主系圖禰宜祐俊の譜に、建長六年十月廿八日、當宮御幸之時、讃岐國鴨鄉祐俊子孫可ニ相傳一由、被レ下ニ宣下一とあり、また伯耆の會見郡、伊豫の越智郡にも鴨部鄉あり、又神名帳諸國に賀茂又鴨とも書、と稱す神社多し、其は上に擧たる山城、大和、又土佐なるを除て、河內國石川郡に鴨習田神社、高安郡に鴨神社、此上に御祖神社と申すもあり、又澁川郡に鴨高田神社あり、攝津國島下郡に三島鴨神社、河邊郡に鴨神社あり、此鴨神社の事は因に上に云へり、伊豆國賀茂郡に加茂神社二座、此社下賀茂村に在とぞ、上野國山田郡、加賀國賀茂郡、淡路國津名郡に賀茂神社あり、和名抄津名郡に、加毛郷と云も見ゆ、美濃國安八郡に加毛神社、備前國赤坂郡に鴨神社三座あり、又津高郡に鴨神社、こは加茂鄉加茂村に在とぞ、又兒島郡にも鴨神社あり、阿波國美馬郡鴨神社、こは加茂村に在とぞ、又讃岐國阿野郡に鴨神社あり、隱岐國周吉郡に賀茂那備神社、和名抄當郡賀茂郷あり、此社今鴨村に在りて鴨明神と申すとぞ、又三代實錄貞觀九年の下に、遠江國鴨神、伯耆國鴨神みゆ、又

此葛城に迎へ鎮奉れる事は、續紀に天平寶字八年十一月庚子、復ㇾ祠ニ高鴨神（土佐よりなり）於ニ大和國葛上郡一、高鴨神者法臣圓輿、其弟中衞將監從五位下賀茂朝臣田守等言、昔大泊瀬天皇獵ニ于葛城山一、時有ニ老夫一、毎與ニ天皇一相逐爭ㇾ獲、天皇怒ㇾ之流ニ其人於土左國一、先祖所ㇾ主之神化爲ニ老夫一、爰被ニ放逐一、於ㇾ是天皇乃遣ニ田守一迎ㇾ之令ㇾ祠ニ本處一と見えたり、

【注】本處とは葛城の賀茂になり、さて古事記傳に、此土佐の高賀茂神を風土記に一言主神なりといへるを誤なりと說はれつれど、此田守等が言へる趣も、又風土記曆錄等にいへる一言主神の古事に符ひ、又曆錄に奉ㇾ迎ニ鎮於葛城山東下高宮岡上一といへるは、すなはち帳に葛城坐一言主神社と載る社にて、今も葛城山の東麓の岡上に坐すといへば、社地も符へり、同書に初坐ニ加茂一といへる加茂は、此地にて、後にまた舊地に復祠らしめ給へるなるべし、風土記の一說に、味鉏高彥根尊也といへるぞ、かへりて誤なるべき、

さて件の田守等が姓の賀茂朝臣は、上に擧たる姓氏錄に見えたる大和神別大國主神の後なるにか、いまだ考得ず、これも葛城の賀茂に因れる氏とはきこえたり、かくて其賀茂氏を後に高賀茂に改賜へり、續紀に、神護景雲二年十一月丙申、從五位上賀茂朝臣諸雄、從五位下賀茂朝臣田守、從五位下賀茂朝臣萱草、賜ニ姓高賀茂朝臣一とあり、（曆錄にこれより前の寶字八年の事に係て、田守を高鴨朝臣とし從五位上とせるは、後に名稱をもて記せるなり、）かくて土佐高賀茂神を葛城に復祀れたる後、其和魂を留祭れる社は、帳に土佐國土佐郡都佐坐神社大とあるこれなり、此社今土佐郷に高鴨大明神と稱して坐すとぞ、續紀に、神護景雲二年十一月戊子、土左國土左郡神依田公名代等四十一人賜ニ姓賀茂一とあるも、此神社に因れる地名を、氏に賜ひたるなるべし、和名抄に、土佐郡鴨部郷とあるも、彼賀茂の氏人の部の住めりし里の名より出たる名なるべし、源平盛衰記に、土佐國高賀茂郷と見えたるは一名なるべし、（帳に同國幡多郡に賀茂神社と申もあり、又土佐郡に葛木男ノ神社葛木咩ノ神社とあるも、由ありて大和の葛城より遷したる神なるべし、）又丹波國に賀茂郷、また鴨社あるも、伊可古夜日女に由ある事、本篇に云へるがごとし、又出雲風土記意宇郡の下に、賀茂神戸云々、阿遲須枳高日子命、坐ニ葛城賀茂社一、此神之神戸、故云ㇾ鴨

舊事紀四に、大田々禰古命の孫、大鴨積命、此命磯城瑞籬朝御世賜二賀茂君姓一、などみえたり、姓氏錄に、賀茂朝臣と載るは、天武紀に十三年十一月、鴨君賜レ姓曰二朝臣一、と見えたる後の骨なり、令集解仲冬相嘗祭の事を云へる條に、釋云とて諸社奉幣の人を記せる中に、葛木鴨鴨朝臣とあり、

彼此合せ考るに、大和の賀茂は、葛城の内の地名にて、其を神名にも社號にもかけて稱し、また氏にも負たるものなる事明なり、かくてその賀茂と云ふ地名は、緣起に賀茂建角身命、宿二坐大倭葛城山之峰一とある跡處なるをもて、此神の御號の賀茂と申によりて起れるなるべし、同書に、此神定二坐久我之地山基一、從二爾時一名曰二賀茂一とあるは、山城愛宕郡の賀茂の地名の因緣なる由なるに准へて知るべし、また緣起の右の文の上に、山代國岡田之賀茂とあるは、相樂郡にて、愛宕なるとは別地なり、これも建角身命の號に因れるならむ事、愛宕なると思ひ合すべし、又帳に愛宕郡鴨岡本（異本に本を太とあり、）神社とあるは、續後紀天長十年の下に、道場一處在二山城國愛宕郡賀茂社以東一許里一、本號二岡本堂一、是神戸百姓奉二爲賀茂大神一所二建立一也云々、とあるに准へて考るに、岡本に賀茂の神戸ありて、其處に賀茂の大神たちを祭れるなるべし、（此社今詳ならず、岡本は賀茂神記に、岡本鄕とある地にて、今西賀茂に、錦部村中村などいふわたりなるべしといへり、）また土佐風土記に、土佐郡郡家西去四里、有二土左高賀茂大社一、其神名爲二一言主尊一、其祖未レ詳、一說曰、大穴六道尊子味鉏高彥根尊也、曆錄曰、雄略天皇四季庚子春二月、天皇獵二于葛城山一、忽有二長人一云々、長人曰、僕是一言主神也云々、或說云、時神與二天皇一相競有二不遜之言一、天皇大瞋奉レ移二土左一、神隨而降、神身已隱以レ祝代レ之、初坐二加茂之地一、後遷二于此社一、（葛城の賀茂より土左に遷し祭れる由なり、）而高野天皇寶字八年、從五位上高鴨朝臣田守等、奏而奉レ迎二鎭於葛城山東下高宮岡上一、其和魂者猶留二彼國一、于レ今祭禮云々と見えたり、

注留二彼國一とは、土佐國になり、此は曆錄の文にて、風土記の地の文にはあらず、上に移二土左一とあるを受て彼國といへるなり、さて今こゝに引たる風土記は、釋日本紀に引たる文なるが、曆錄曰より以下は他の引書にて、風土記の文にはあらじと、既にはおもひたりしが、よくよみわたし考るに、なほ風土記の文にて、曆錄はそれに引たるなり、

む、これも因に書記しつ、○上にいへる鴨系圖の一部に、男床と云ふを始に擧て譜に、弘仁二年賀茂大神宮爲二禰宜一とありて、其子廣友より子孫の名々を具に載たり、されど職位などの譜はいと疎々しく見ゆ、廣友は續後紀承和十一年十月の下に、賀茂上下大神宮禰宜、外從五位下賀茂縣主廣友とみえたり、此職位をも載せず、さてその男床をはじめ子孫の名、かの二部の系圖に見えず、其は同氏ながら家門の別れたりしによりて記し漏し、此は男床が一門の祖より記したるものなり、賀茂注進雜記に、弘仁二年賀茂ノ男床、賀茂大神宮禰宜となる、此男床より以來、社家の系譜歴名など明に今につり來れりといへるは、この系圖の事にて、注進雜記は、此氏人の注して進れるものなるべし、さて此系圖はこの考の證に引くべき事の無けれど、後の考のたよりならむかと、因に記しおくのみ、

大和の賀茂そのほかも

賀茂と稱す神名、地名、また氏につきていと混らはしき事どものあるを、今その大概を辨てむとす、まづ山城なるにさきだちて、大和に賀茂と云へる地名あり、其は出雲國造神賀詞に、大國主神の子、阿遲須伎高孫根命乃御魂乎、葛城乃鴨能神奈備爾坐、（出雲風土記にも坐二葛城賀茂社一、）とあるは、帳に大和國葛上郡に、高鴨阿治須伎託彦根命神社四座とある神社にて、葛城の鴨と云ふ地に鎮坐せる由なり、古事記に、此神を迦毛大御神とも申とあるは、この由なり、（高鴨の高は稱辭なるべし、此社今神通寺村といふに在て、かくれなしとぞ、）此社地に近く高鴨山と云ふも在りて、帳に載られたる同郡鴨山口神社も、今其山の麓の老松の下に小社にて在とぞ、又帳に同郡鴨都味波八重事代主命神社二座とあるは、姓氏錄に、大和國神別地祇部に、賀茂朝臣大國主神之後也、大田々禰古命孫大賀茂都美命、（一名大賀茂足尼、）奉レ齋二賀茂神社一（また攝津國神別、鴨部祝ハ賀茂朝臣同祖、大國主神之後也、）と見えたる賀茂神社にて、大和國大三輪神三社鎮座次第（嘉祿二年の奥書あり、）別宮小社の下に、葛城賀茂神社八重事代主命也云々、瑞籬宮御宇天皇御世、大田々根子命孫大賀茂祇命、承レ勅立二社於葛城邑賀茂地一、奉レ齋二事代主命一、仍賜二賀茂君氏一と云へるこれなり、

注此は本社の緣由を錄せるなり、さて件の賀茂氏の事は、古事記に意富多々泥古命者、神君鴨君之祖、神代紀に大三輪神、此神之子即甘茂君等云々、

除、近江大津宮庚午籍不レ除などみえたり、續紀などに、うちまかせて庚午籍云々といへる事の多く見えたるも、件度の戸籍の事なり、
爲二山王最初社司一とみえたるによりて、其時世を考るに、賀互は宇志丸より七世の祖なれば、大凡崇峻天皇推古天皇の御世あたりの人なるべし、然るに此人鴨縣主姓にてありたらむには、上に云へる寶龜十一年、鴨禰宜眞髮部津守十一人に、賀茂縣主姓を賜ひたりとあるにかなはざれど、其は上に論へると同じ、混に書記せるものなるべければ難(サマタゲ)なし、さて宇志丸より始て行丸まで、祝部宿禰姓にて日吉神社の社司なる由、日吉神道秘密記と云ふ書にも見えて、（此事下の日吉の條に云べし、）系圖と符へり、但し年中行事秘抄、賀茂祭例の下に、天暦御記を引たるに、天暦四年に鴨下社禰宜是秀、上社禰宜祝部春里とあり、祝部氏にても賀茂社の禰宜仕奉れりしなり、また中右記（大治二年二月の條）に、山城國乙訓社祝部眞茂と云ふ人の事見えたり、乙訓社も賀茂に由縁あること下にいふがごとし、これら姓氏錄山城國神別に、祝部鴨縣主同祖、建角身命之後也、とあるに合へり、
注舊事紀、饒速日尊天降の時の従者の神に、神立命山代久我直等祖也とあるは、上に論へる久我地久我社に由縁ありて聞ゆ、そは姓氏錄河内神別に、役直高御魂命孫、天神立命之後也、續紀に、養老三年七月、従六位上賀茂役首石穗、正六位下千羽三千石等一百六十八人、賜二賀茂役君姓一と見え、又姓氏錄雑姓に、葛城直天神立命後也、などある葛城も、建角身命の古事に因ありげなり、神立命を高御魂命孫とあるを、神魂命と相通はして見る時は、もしくは建角身命の兄弟の際の神にもやあらむ、又系圖に天神玉命とある玉は、立の誤寫ならむかともおもはるゝなり、こはことにおぼつかなけれど、おもひよれる事の棄がたくて因に書出つ、但し姓氏錄に、いはゆる役直の下の天神立命を、印本には天押立命とあり、今は古本によりて引り、○古事記崇神天皇段に云々、遣二旦波國一令レ殺二玖賀耳之御笠一とある御笠は、其國の渠帥ときこえたるに、風土記に、建角身命娶二丹波國神野神伊可古夜日女一云々とあるは、玉依日子玉依日賣の母なるをおもへば、これも賀茂大神たちに縁ある族の、山城の久我に由ありて、玖賀を氏の如くにして、丹波に住しにもやあら

―五世――宇志丸 大津朝ニ祝仕奉而庚午ノ年ニ籍貢ニ祝部姓一爲ニ山王最初ノ祀司一
―三十七世――行丸

とあり、これによれば、建角身命は神皇產靈尊の孫、天櫛玉命の子なり、右一本系圖の外に、鴨系圖二部を見たり、一部は大伊乃伎命より記し、一部はたゞ男床と云ふ人より記せり、共に上祖を記さゞれば、こゝには採らず、云べき事あるときは、其處に注ふべし、舊事紀に、天櫛玉命鴨縣主等祖とあるに合へり、然るを姓氏錄に、上に引り建角身命を、神魂命孫とありて、一世足はぬがごとくなれど、古記どもに世次を記せるに、孫曾孫などの後かけて、子とも孫とも書る例あれば、其より混れたるにて、此系圖によれば、實は神魂命の曾孫にあたり坐せり、さて櫛玉命を、姓氏錄左京神別天神部に、小山連、高御魂命子櫛玉命之後也、

注攝津國神別天神部にも小山連あり、同じ、さて櫛玉命は、帳に大和高市郡櫛玉命神社四座、並大、月次新嘗、三代實錄に、貞觀元年正月授ニ大和國櫛玉神從五位下一とみゆ、又帳に大和國添下郡矢田坐、久志玉比古神社二座、並大、月次新嘗、三代實錄に、櫛玉神と同度に從五位上を授給へるよし見ゆ、又帳に大和國廣瀬郡櫛玉比女命神社と中も載り、もしくは櫛玉命の姉妹の内にや、又妻にてもありなむか、又姓氏錄未定雜姓に、日置部天櫛玉命男、天櫛耳命者不レ見ともあり、

とあれば、御祖高御魂命と神魂命と、差ひて聞ゆれど、古記どもを熟々よみ稽ふるに、天地の初の時、高御魂命、神魂命相並て生り出給ひ、同等の產靈の神靈坐す神と坐ますも、其御上の事を記せるには、二神並出給へる處は無くして、かた〳〵一神のみ出給へり、其御名は異れども、唯同神の如く通ゆるは、二神相並に產靈の神靈を具へ、夫婦のごとく偶ひ坐して、萬の功業の根本を創給へる、いとも〳〵奇靈に妙なる御間にて、幽き由緣ある事なるべし、あなかしこ、此趣は、既に古事記傳にも云はれたるを、なほおもふ處ありて、畏かれどかくまでは述ふなり、さて件の一本系圖の宇志丸の譜に、大津朝祝仕奉而、庚午年籍負ニ祝部姓一、

注大津朝、庚午年籍とは、書紀に天智天皇九年庚午二月、造ニ戸籍一斷ニ盜賊與ニ浮浪一とある度の事なり、姓氏錄序に、至ニ庚午年一編ニ造戸籍一、人民氏骨各得ニ其宜一、戸令に、凡戸籍恒留ニ五比一、其遠年者依レ次

と詔ありけるも、そのかみなほ白髮部氏にてあるが多かりけるを、前代に津守等が、御名を諱て眞髮部と改めたる理に准らへて、さらに詔して改させ給へるなるべきを、めぐらしておもひ合すべし、

注姓氏錄右京皇別なる眞髮部は、孝靈天皇の御裔なり、山城神別に眞髮部造と見えたるは、神饒速日命の後とあり、未定雜姓の眞髮部は、天穗日命の後と見ゆ、これらも、もと白髮部の御名代をもて氏としたりけるが、此延曆の度、眞髮部と改賜へるにやあらむ、

故賀茂縣主姓、これより前の古記どもに見えたる事なし、（姓氏錄左京皇別に、開化天皇の皇子、彥坐命の後にも鴨縣主あり、混ふべからず、）又舊事紀天神本紀に、

注舊事紀は古きものながら、僞書にて信がたき事多かれど、天神本紀、天孫本紀、國造本紀などは、そのかみ古書ありてとれるものなるべし、いまも依用ひて助くる事多きよし、鈴屋翁の辨へられたるが如し、

饒速日命天降の時の從者の神に、天神魂命葛野鴨縣主等祖、亦云三統彥命、（亦云以下は、一本に據て引り、）こは正しき古傳と聞ゆ、また同書神代本紀に、神皇產靈尊兒天神玉命葛野鴨縣主等祖とも見ゆ、これも古傳なるべし、然らば姓氏錄に、神魂命孫武津之身命とあるは、神皇產靈尊の兒（舊事紀に、）とある、天神玉命の子に當りて聞え、（さらば神皇產靈尊の適しき御孫なり、）葛野鴨縣主等祖とあるも由緣あり、（葛野に因ある事は、既に云へるがごとし、）然るに賀茂縣主系圖の一本に、

注この系圖の跋に、大伊乃伎命四十六世孫、比羅木社禰宜正五位下賀茂縣主祐之、天和二年五月朔とあり、古傳の書をもて系圖に述したるものなるべし、此ぬし神道を尊重び、古學に志深く、大八洲記、日本逸史など稱ふ書を述して、世に弘まれり、後に御祖神社の禰宜となりて、從三位までに進されたりとぞ、

神皇產靈尊――天神玉命――天櫛玉命

鴨建角身命――建玉依彥命――十一世

大伊乃伎命――阿波伎乃命（此子孫于今連續焉）

弟伊多足尼命――伊賀多足尼――鴨縣主賀互

鴨縣主系圖に、上祖鴨建玉依彦命十一世苗裔、大伊乃伎命より八世に當りたる、麻呂といへるが子にて、その譜に從七位上主水司水部四十年仕奉とあり、さてその津守等は賀茂建角身命の裔にて、遠祖より鴨神社の禰宜奉仕り、白髪部の御名代負て其を氏と爲て在けるが、光仁天皇の御世、寶龜元年即位、御名の白壁と申すを諱て、眞髪部と改めて在けるを、

注此事史には見えざれど、其は漏されたるか、又寫脱せるにてもあるべし、さる例をり〳〵見えたり、さて白髪部といふ稱は、古事記雄略天皇の段に、天皇の御子白髪皇子の御名代として、白髪部を定め給へる由みえ、書紀淸寧天皇卷に、二年二月天皇の御名代として、諸國に三種の白髪部を定め給へる事もみゆ、此度の事繼體天皇紀にも見えたり、又孝德天皇紀に、白髪部連、天武天皇紀に白髪部造と云ふ姓もあり、さて御名代とは、天皇及皇子后妃等の御名を、後世に廣く遺し傳へ給はむために、某部と稱て諸國に其部の民を定め置るゝを云ふ、上世に例ありし事なり、委しくは古事記傳に說はれたるが如し、さて古記どもを稽ふるに、御名代の稱をやがて氏とし、或は地名に號し處もありと聞ゆ、津守等も件の二度の內、いづれか白髪部の御名代負ひて、後に氏とせるなるべし、

寶龜十一年に賀茂縣主を賜ひたるなるべし、但し系圖には始白髪部なりし事も、また眞髪部氏にて、賀茂縣主姓を賜はりし事をも漏し記さずして、大伊乃伎命の弟、伊多足尼命の孫二人を載て、兄を鴨縣主賀氏と書て、祝部姓の祖と注し、弟を鴨縣主爲氏と書て、中島縣主等祖と注して橫行に系りて書載たり、この二人寶龜よりははるかに前の人ときこゆるを、鴨縣主と殊さらに書べきにあらず、其記しざまを思ふに、この二人は別なる系圖傳記などに後の姓をめぐらして、書記せるものゝありけるを、後に書加へたるものなるべし、此二人の事なほ下にも云べし、また大伊乃伎命より四世、小止知乃命の譜に、鴨禰宜白髪部腹中とあるは、これも別なる系圖傳記などに然いへるを、己等が舊氏なる事をわすれ、よそ〳〵しくこゝろえて、然は記せるなるべきを、これはたこの考の旁の證とすべし、また續紀に桓武天皇の御世、延暦四年五月、先考光仁天皇の御名白壁を避しめたまふ由にて、改㆓姓白髪部㆒爲㆓眞髪部㆒

命祉齋奉、又主殿寮主水司爲名負仕奉と見えて、建角身命の後なる事、上の縁起の文の條に辨へたるがごとし、

注但し主殿寮主水司爲名負仕奉とはいかなる由にかと考ふるに、これより下の族の譜に、主水司水部仕奉、また主水司水部祝仕奉といへるが見えたると同じ事ときこえて、この氏人の中に、由ありて主水司の水部に補さるゝ族のありて、其を水部と名に負ひて在るがありしなるべし、職員令に、主水司に水部四十人とあるこれなり、但し水部祝とは、祝にて水部仕奉たるなるべし、又主殿寮の名負は、同令に、主殿寮に殿部四十人とあるに當りて、神武紀に、頭八咫烏の苗裔を、葛野主殿縣主部是也と見えたり、此は三代實錄に、元慶六年十二月廿五日、聽主殿寮殿部十八、以異姓人充加、補其闕先是宮内省言、主殿寮申請、撿職員令殿部四十人、以日置子部車持笠取鴨五姓人爲之、今代或氏擧家絶、或氏無心直寮、因茲差役雜事、常煩人乏、爲濟公事假補異姓、功積勞成移式部省、而稱不載考帳常事勘却、望請承和六年八月十四日、補異姓白丁五人之外、充補十人、其遺二十五人待五姓五人以補之、從之、とてえたる五姓も、いはゆる名負の氏人にて、鴨氏その中にあるに合ひてきこえ、又類聚國史職官部造酒司の條に、天長八年二月甲申、通取他氏二十人、補造酒司名負酒部闕、見直少數供事多闕也、また囚獄司の條に、同年同月乙酉、囚獄司物部定額四十人、依無名負氏入色人、通取他氏早補四十人之員、とみえたるは、造酒司の酒部、囚獄司の物部も名負の氏人の仕奉れる例なりつるに准へて、主水司の名負の水部も推して知るべし、古は諸司の下部に名負の氏人の、これらのほかもありけむことはた推して知るべし、

かくて按ふるに、上古は後世のごとく諸人の氏骨を、きはやかに定て、呼ことのあらざりければ、この神別の人々は、祖神たちの、御名に係て稱せる加茂をもて、おほらかに名にかけて呼きたりけむを、後に白髮部の御名代を負て氏とし、後に眞髮部と改たりしを、又後に賀茂縣主と改めたりときこえたり、其は續日本紀に、寶龜十一年八月山背國愛宕郡人、鴨禰宜眞髮部津守等十一人、賜姓賀茂縣主、とみえたり、津守は

瀬見小河二之卷

別記

賀茂建角身命玉依日子命裔の氏々

建角身命、玉依日子命の祖、また其裔の氏々の事を考るに、いま古書どもに見えたる、苗裔の氏々の上祖を記せるを引て、證し考へたるが故に、ふとは本末紛芸しくきこゆめり、心を着て讀み看るべし、まづ緣起風土記本系帳等、に、賀茂建角身命、娶丹波國神野神伊可古夜日賣、生子名玉依日子、次曰玉依日賣云々、妹玉依日子者、今賀茂縣主等遠祖也と見え、姓氏錄山城國神別天神部に、賀茂縣主神魂命孫武津之身命之後也、

注武津之身は、角の奴を略きて津と云ひ、之を加へても稱へるなるべし、和名抄に、近江國高島郡の鄉名に、角野都乃、土佐國長岡郡の鄉名に、大角於保都と云る例もあり、既には角を都乃とも云へば、其意にやとおもひしかど、てにをは辭ならで、之を乃の假名に用ひたらむ事例も無く、はた似つかぬここちすれば非じ、また鴨縣主賀茂縣主同祖、二十一社記に、上ノ祠官ハ賀茂縣主、下ハ鴨縣主ト云、本同祖也とあり、神日本磐余彦天皇諡神武、欲レ向ニ中州ニ之時云々、於是神魂命孫、鴨建津之身命、化レ如ニ大烏ニ翔飛奉レ導遂達ニ中州ニ時天皇嘉ニ其有功ニ特厚褒賞、天八咫烏號從レ此始也、古語拾遺にも、賀茂縣主ノ遠祖八咫烏云々、また矢田部、鴨縣主同祖、鴨建津之身命後也、次に丈部同レ上、また西泥部、鴨縣主同祖、鴨建玉依彦命之後也、こは緣起に云へると同じ、さてこゝに引たる姓氏錄の文、印本とも誤字多し、故異本どもに校へ、また釋日本紀に引きたるをも、校へ訂して採れり、など見ゆ、さて西泥部は、帳に愛宕郡賀茂波爾神社とあるに由あり、こは泥部の氏人の、もと埿部は、西東と別れてありしなるべし、玉依彦命を祀れるなるべし、波爾ノ神社今詳ならずとぞ、今下賀茂御祖神社の攝社に、土師尾ノ社とて坐すと云ふは、もしくは其ならむか、又姓氏錄に、件の西泥部の次に、祝部、同祖建角身命之後也ともあり、こは山城乙訓神社、また近江日枝神社の社司に、祝部氏ありし事、ものにみえて、賀茂に由緒ありて聞ゆ、其は下に說ふべし、又書紀神武天皇卷に、頭八咫烏云々、其苗裔卽葛野主殿縣主部是也とあるは、上にも引たるごとく、鴨縣主系圖一本に、鴨建玉依彦命十一世苗裔、大伊乃伎命の弟、小屋奈世命の子、大二目命の譜に、子孫等鴨建津身

○山城風土記曰、蓼倉里三身社、稱二三身一者、賀茂建角身命也、丹波伊可古夜日女也、玉依日女也、三柱神身坐故號二三身社一、今訛云二三井社一、

此は上に擧たる縁起に記せる三井社の事ながら、縁起の文にはあらず、此文、神名帳頭注に引たるには、建角身の建を武と書り、又三柱の柱字脱ちたり、○蓼倉里は、和名抄愛宕郡の郷に、蓼倉、多天久良とあり、此地、山城志に、已廢有二下賀茂田中二村一といひ、京都古圖に、蓼倉、田中里と記して、此邊總て蓼倉郷也とあり、○三身社云々、三身は下文に三柱神身坐故號二三身社一とあり、美々とよむべし、但し幾柱と云ふべきを、幾身と云へる例はいまだ考ざれど、然云へるも古言なるべし、歌に吾身一つ、物語書に身二つだにあらば、など云へることは見えたり、三井は、其美々の訛言にて、美爲とよむべし、神名帳に愛宕郡三井神社、名神大月次神嘗、と載られたるこれなり、さて其を臨時祭式には、御井神社と書り、これも三井を美爲とよむべき證なり、又この訛言の美爲をもて、三身を美々とよむべき證ともすべきなり、下鴨社家古文書に、三所社とあるも決く此社の事なり、其は下賀茂大神等鎮坐の條、に其文を擧て論ふべし、又同じ古文書の中に、延文二年正月十四日、御結神事、禰宜代祐房、比良木禰宜祐與、自餘略レ之、祝代秀世、三所權祝光冬同ともあり、さて此神社もと下賀茂の東北、高野川の西、蓼倉に在しを、後に遷しまつりて、今下賀茂に三井社と申て立給へりとぞ、山城名勝志に、河合社南方坐、三座、北向といへり、

きこえ給へり、委き説は別記に辨ふべし、○天神御子とは、上に見えたるごとく、もと別雷命の自稱御言なるをもて、崇へて申せるなり、○擊鉾の擊字、本書には祭、一本には草の手に[illegible]と作るもあり、ともに誤寫なるべし、そはもと擊字を草に[illegible]と書たるを、祭字と見錯へて、寫誤れるものと見ゆ、靈異記に小子部栖輕が雷を捕れる時、擊赤幡鉾乘馬云云、また尾張國の農夫が鳴雷に遭たる時、擊金杖而立、卽雷墮於彼人前、とあるなど因ありて通ゆれば、かたがた祭字は、擊の誤とおもひ定めて改めつ、此事なほ別記に說ふべし、

又餝走馬、取奥山賢木立阿禮、垂種々綵色、

此件の事は、別記に委くいふべし、○垂字、本どもに悉、また志、また迭と草の手に作るもあり、いま一本に據る、○綵色の綵字、一本に絲とあるは誤とすべし、綵色イロドリタルヲとよむべし、阿禮の帛の美麗綵色たるを垂よと宣へるなり、但し綵色の字、彈正式に、以綵色編竹成文爲簾とあり、この綵色は簾の編糸の事ときこゆ、そのもの〻さまによりては糸をも帛をもいふべし、各將逢吾よりこゝまでの文、三十二字、文集には略きて云々と書り、

又造葵楓蘰、嚴餝待之、吾將來也、御祖神郎隨夢敎、令彼神祭、用走馬幷葵蘰楓蘰、此之緣因也、

來の下の也字、本ともに之と書り、文集に也とあるを取れり、也字を艸にくと書たるを、之に寫誤たるなり、○吾將來也とは、然ものして待給はゞ、別雷神の天降來給はむとなり、○令彼神祭とは、別雷神をなり、御祖神たちの然ものして天降しまつり、禰宜を定めて令祭給へる由なり、祭字、漢文の格にては、令字の下にあるべきを、如此ざまに書けるも、古文の例なり、なほ此段の事も別記に云ふべし、

山本坐天神御子、稱別雷神、

山本は、緣起に健角身命の事を定坐久我國之北山基、と見えたる同じ山本なり、其處に別雷神の鎭坐せる由にて、これ今も動きなく坐ませる上賀茂別雷神社に當れり、かくて後、建角身命、玉依日賣の靈を御祖神と申て、今の下賀茂に祭りたるなるべし、天神御子と申す由は、別記に說ふべし、○此舊記の傳說、いと希らし、上に擧たる緣起と、互に精粗相交れり、併せて其事實を窺識るべし、

一章段にて、始に賀茂の神たちの古事を述て、其祭祀之日乘レ馬者云々、乘馬始二于此一也、と終めたり、次には別事を記したるものにてやありけむ、

○賀茂舊記曰、御祖多々須玉依媛命、始遊二川上一時、有二美箭一流來依レ身、卽取レ之挿二床下一、

此より下の云二吾天神御子一乃上レ天とあるまでの文、上に掲げたる緣起の文に引合せ、相證て其實の趣を知るべし、○多々須玉依媛命、多々須は多字の疊の々を久と書たる本もあるは誤なり、賀茂の地名にあり、其地名を負せたる名にや、又素よりの名なりしを、地名に呼ならへるにや、其は詳ならず、なほ別記にいふべし、○有二美箭一云々、美箭はいはゆる丹塗矢なり、依レ身とは脚方に流れ來りて依り止れる由なり、こは緣起に記せるとは委しくして然ぞありけむとぞ聞ゆる、其は既に論ひたるがごとし、○挿二床下一の下は、似つかずきこゆ、上字の誤ならむか、これも上に論へるがごとし、

夜化二美男一到相副、

相副の二字、年中行事秘抄に引たるには脱たり、本朝文集に在るに據る、古事記應神天皇の御歌に、伊蘇比袁流迦母、丹後國風土記に、元々集に引たり、天女云々、逐許卽相副など見ゆ、夫婦の間に今も云語なり、

旣知二任身一、遂生二男子一、不レ知二其父一、於レ是爲レ知二其父一、乃造二宇氣比酒一、令下子持二杯酒一供上レ父、此子持レ酒振二上於天雲一而、云二吾天神御子一、乃上レ天、

任身の任は、妊と通用ふ字なり、雄略紀、出雲風土記飯石郡熊谷郷の條、にも見えたり、舊記に任を化に誤れり、今文集に隨ふ、○造二宇氣比酒一、その子の父を知らむと誓ひて、飮しめむがために、造れる酒なり、○持二杯酒一は、杯と酒とを持せてとよむべし、杯と酒器とを執り持せたるなるべし、人に酒を獻る古の禮なるべし、今の世にも土器に銚子を執り添へてものする禮儀あり、さて此文を色葉字類抄に、文集を引て載たるに、於レ是より而云までの三十字を、略きて云々と書り、○天神御子とは、別雷神の自稱御言なり、其宜へる由は別記に云ふべし、○以上の文、緣起等の文に併せて、其實を知るべし、

于レ時御祖神等、戀慕哀思夜夢、天神御子云、各將レ逢レ吾、造二天羽衣天羽裳一、炬レ火擎レ鉾、

御祖神等とは、もはら建角身命玉依日賣に當りて

也、

若日子は、壹岐卜部にて、伊吉を氏とせるなるべし、注式に伊吉を住吉と訛れり、（すべて卜部の事は、正卜考に委しく說へり、）乃の下の卜奏二字、諸本には無きを、本朝事始、また詞林采葉に存り、之字諸本になし、舊本緣起、又事始にあり、今これらをとりて補ふ、

仍撰四月吉日祀、

仍字諸本になし、事始また采葉に有り、祀字も諸本に無きを、事始、又注式に有るに據る、吉日を注式に中日と誤れり、○公事根源に、四月中申日賀茂國祭、欽明天皇の御宇四月に、吉日を撰びて祭らる、由、所見ありと記し給へるは、此緣起に據り給へるなるべし、

馬係鈴、人蒙猪頭而、駈馳以爲祭禮、能令禱祀、因之五穀成就、天下豐平也、乘馬始于此也、

鈴字、緣起印本に艸の手して給と書り、誤なり、猪頭の頭字、諸書に引たるには、影と書たれど、舊本緣起、また一本には頭とあり、また賀茂注進雜記にも此文をとり合せて、假字にて記せるにも猪頭とあり、しばらく猪頭と書るに從ふ、祭禮の禮字、緣起印本に祠、同一本、本系帳などには祀と書り、今舊本緣起、注式等に據る、因之の因字、舊本緣起にのみ自と作り、其もあしからねど、多きかたに從ふべし、但し之字注式には是とあり、成就、注式一本に茂訖とあり、誤なり、又孰字、月令に熟と作り、字書に孰の俗字なりと云へり、天下を一本、また本朝事始に太平と作るは誤なり、豐平の平字、本系帳、書始、注式等には年とあり、それも通えはすれど、しばらく緣起の諸本、又采葉などに據る、也字、緣起印本、本系帳、また注式に無きは脫たるなり、乘馬の乘字、緣起印本に柴と書り、誤なり、始于の于字、諸本於とあり、いづれにても可けむ、今舊本緣起をとれり、也字の下、似閑の引たるには、云々の二字あり、中世よりの文例にてトイヘリの意にて置るなるべし、（以下の文を略ける由にはあらず、）袖中抄其餘の書どもに例多し、馬係鈴、人蒙猪頭云々の事は、別記に說ふべし、○已上袖中抄に引載たる緣起文なり、しかるに本系帳にも全く此文を載せ、又諸書に見えたるも、已上の文の中のみを抄出して記せるをおもへば、已上緣起の全文なるにや、然らずば已上緣起中の

さて長兄玉依日子者云々と云ふ意なれば、うちまかせてはミコノカミとか、ミアニとかよむべく思はるゝ處なれども、妹字を然は訓べくもあらず、また徒に勢とのみよまむはつきなし、伊呂勢とよむべくおぼゆ、伊呂も人を愛み親みて男女にわたりて云ふ古言なり、此の文の妹は、俚言に他の上を語るに、某兄サンといふがごときこゝろばへなり、但しかくざまに妹と書たる希らし、こはいと古き語言のまゝを書記せるものと聞えてめでたきこゝちす、さて玉依日子の賀茂縣主等の遠祖なりと云へる事の證どもは、別記にいふべし、○已上の文の次に、下に擧る賀茂舊記なる、于時御祖神等と云より、此之縁因也と云までの傳説を加へて見るときは、事實詳にきこゆ、

其祭祀之日乘レ馬者、志貴島詞林采葉有宮一字、御宇天皇之御世、天下擧國、風吹雨零、百姓含レ愁、

祀字、縁起印本、又似閑が引たるには祠とあり、いま舊本縁起、又一本、また本系帳に祀とあるに從ふ、乘馬の下、縁起に矣者字あり、他書には互に一ツづゝあり、其はもと者字なりけるを、矣と誤りたる本のあるを訂して、傍に者と書たるを、本文に攙寫したりしより、又とりどりに寫し誤れるものなるべし、然る誤古書にをりをり見えたり、故今は衍字として舍て取らず、さて志貴嶋の下に、宮字脱たるなるべし、古書どもにおほく某處宮御宇天皇と書けり、されどまれには、宮字無きもあり、御宇字、詞林采葉には脱たり、零字、印本縁起、又一本には降とあり、今舊本縁起、及本系帳、采葉等に據る、百姓含愁の四字、諸本に無し、舊本縁起にあり、志貴嶋御宇天皇の御世は、欽明天皇の御世なり、天下擧國風吹雨零云々とは、書紀此天皇の卷に、二十八年郡國大水飢、或人相食、轉二傍郡穀一以相救、と見えたる時の事なるべし、

注 但し郡國の郡字穩ならず、もしくは諸の誤か、さて此祭祀之日云々の文を本朝事始に載たるに、欽明天皇之御世と作るは、後に御謚に書改たるなり、又二十二社注式に、此の文を載たるに、欽明天皇御宇二十八年丁亥と書るは、書紀によりて、其年を考定て書改たるものなり、

爾時勅二卜部伊吉若日子一令レト、乃卜奏二賀茂神之祟一

驚奇心挾二神子一、卽盛二淨杯一、設レ壇安置、一夜之間、已滿二杯中一、更易レ瓮置レ之、亦滿二瓮內一云々、爰子舍レ恨而事不レ吐レ之、臨二決別時一、不レ勝二怒怨一云云、而昇レ天云々、所レ盛瓮甕今存二片岡之村一、其子孫立レ社致レ祭、相續不レ絕と云ふ事見えたり、

此の古事に似かよひて聞ゆれば、因に引出づ、

賀茂建角身命也、丹波神伊賀古夜日賣也、玉依日賣也、三柱神者、蓼倉里三井社坐也、

賀茂また伊賀古夜の賀字、風土記には可と作り、同書此處の建角身の下の命字脫たり、建角身命の下の也字、緣起に脫たり、印本には也字三處みな脫たり、又三柱を二柱と誤り、者を有に誤れり、也字風土記に無し、さて此三柱神の事を、釋紀に別に山城風土記を引て云、蓼倉里三身社稱二三身一者、賀茂建角身命也、丹波伊可古夜日女也、玉依日女也、三柱神身坐、故號二三身社一、今訛云二三井社一とあり、下に擧て注べし、

妋玉依日子者、今賀茂縣主等遠祖也、

妋字、緣起舊本、又一本に妹に誤り、印本には姉に誤り、風土記には脫たり、今本系帳に依る、妋字古くは鎭火祭祝詞に奈妋命、また名妋命と書り、其上文に妹背二柱とある背字も、釋紀元々集等に引るには妋とあれば、舊はしか書たりしなり、名義抄にも妹妋、イモセと訓めり、古より勢とよみ來れる字なり、

注和名抄に、備中國賀夜郡庭妹爾比世とあるは、今庭瀨といふ處にて、其國人賀陽氏のもてる古文書にも、庭妋とありとぞ、和名抄には妋を妹と誤れるなり、又吾妻鏡に備中國妋尾鄕とあり、印本には妋を妹と誤れり、今妋尾村といふが有り、近世なべては妹尾とかきて、なほセノヲと呼へり、其處に源平盛衰記にみえたる平家の侍、妋尾太郎兼康が宅趾なりと云傳ふる地ありと國人云へり、

さて勢とは、古書どもに多く夫兄字をよみて、もはら女より男を愛み親みて呼ふ稱なるが、又轉りては男どちも互に呼び、また傍より他のうへを云ふにも、時の事狀によりて廣くわたりても云ふ稱なり、此に妋玉依日子者とあるは、上に建角身命、伊賀古夜日賣、玉依日賣の三井社に坐す由を云て、

背國岡田乃賀茂仁遷幸有利、山代川爾下坐天、葛川止賀茂川烏見廻天羅之宣久、狹久少也止云毛登、石川乃清幾流也天止、石川瀨見小川止號久、川上爾宮所於定給天、北山乃麓仁住給利、其時此所烏賀茂止云也、建角身命、丹波國伊賀古夜日咩止云布於娶利、所レ生子於玉依比子止云、其次玉依日咩止云布、一日洗二衣鴨川一、一箭流來、鴨羽加レ箸、女取歸レ家挿二簷牙一、已而女娠產レ男、父母問二其夫一、女云レ無、父母以爲二匿不一レ言、兒三歲時父母議以爲、有レ母豈有二無レ父之兒一哉、于レ時神魂尊具二酒膳一宴二里父一、令二兒持一レ杯外祖父建角身命試告云、置二汝父前一、兒云、吾父有レ天也、穿二屋甍一而便登レ天、別雷神是也、母亦同時上レ天成レ神、御祖神是也、丹塗矢乙訓社坐是也、と見ゆ、さて此引書を日本書紀一書曰とあれど、此文書紀にあることなく、もとより書ざまもいと拙くして、さらに似もつかぬものながら、其記せる事は、もはら緣起風土記などによりてとれるものときこゆるに、一日洗二衣鴨川一といふより以下は、文法別にして異說ときこゆる事交れり、別なる古記のありけるによりて、

書つらねたるものなるにか、其中に矢の事に鴨羽加レ箸といへるはめづらしきこゝちす、遠射の矢を鴨羽もて矧ときは、遠きに至ぶ事のことなきものなるに、由ありげにきこえ、又その青羽ごめに矧たる丹塗矢ならむには、舊記に美箭といへるもことにかなひてきこゆげなり、又この時神魂尊の事のきこえ給へるも由緒ありて聞ゆ、其は上の八咫烏の古事の條に說へるを考合すべし、母亦同時上レ天成レ神と云へる母とは、玉依姬の事なり、同時上レ天とあるは、緣起舊記等の傳に合はねど、こは後に天に上り給へりといへる說を見誤りなどして、かく書なせるにてもあらむか、すべて此異說たやすく信べきにはあらねど、捨もやられで注しおけり、さて諸神記にも此注式の文の趣を、あら〳〵と片假字書にして載たり、〇常陸風土記、那賀郡晡時臥之山の條に、古老曰、有二兄妹二人一、兄名努賀毘古、妹名努賀毘賣、時妹在レ室、有レ人不レ知二姓名一、常就求レ婚、夜來晝去、遂成二夫婦一、一夕懷妊、至二產月一、終生二小蛇一、明若レ無レ言、闇與レ母語、於レ是母怕

雷と稱して祀れるも在ます由なり、在ノ字、上文に石川ノ清川在と訓る例に、那利とよみては、さらに通えがたし、故此一段の本末を考擒とほして、火雷神もますと訓り、すべて此縁起の文法の同じからざる事、またよみざまの事は、前に論へるが如し、火雷の火字、本系帳、縁起印本に大と書り、誤なり、さて其神矢を後に同國松尾に徙し祀れるが、松尾神社なり、其委き説は、別記の松尾神の事を辨へたる條に論ふべし、吾友佐原義淳此考を見て云く、此本文の火雷神の下の在字、上文の例にナリと訓て、丹塗矢は乙訓郡に坐す火雷神也と引つゞけてよむべし、其は丹塗矢をやがて大山咋神の靈實として、此にしては火雷神と申せるなり、然るは下に別雷神の御名の義を説るがごとく、大山咋神は別雷神の父神におはせば、もとより威勢の嚴めしく、時としては光をも顯はし給ひたるによりて、一名を然は稱へ奉りたりけむ、かくて彼神矢を松尾に遷祭れる後も、なほ其御靈を乙訓社に留奉れるなるべしといへり、此考まさるべくや、猶よく考べきなり、

注公事根源賀茂祭の條に、下鴨の御祖、上賀茂の別雷、二社の神祭なり、この御祖をば玉依姫と申す、賀茂建角身命の女なり、或時瀬見の小川のほとりに遊びけるに、川上より丹塗の矢一すぢ流れ下る、玉依姫此矢をとりて、我家の屋禰にさしはさむ、それよりして程なくはらみて男子を生む、然れども父を誰とも知らざりき、或時はかりごとに酒もりをして、いまの兒に盃を持せ、汝が父にさせと敎へければ、ちご其盃をば虚空になげて、家の屋禰を蹈やぶりて、我は天神の御子なりとて、天上をさしてそのぼりける、則別雷命これなり、いはゆる丹塗の矢は、松尾の大明神とのちにあらはれ給ふにやとあり、此は縁起にまれ、風土記にまれ、いづれにも上件の文に依りて記されたるなり、中には本文を解たがへ給へりと見ゆる處もあれど、又今傳はれる本文の謬を正すべき處もあり、又松尾の神の事は、其當時にかなへて記されたり、これらの事は、其條々に論ふが如し、亦二十二社注式に、加茂本縁事、日本書紀一書異本に、一書を或説と作り、曰、日向國曾峯天降坐須神於、賀茂建角身命止申す、神日本磐余彦天皇御前仁立坐而、大倭乃葛木峯仁宿里坐す、彼與利漸久山

駒、穿殿甍而投納とあるは、屋脊よりものし給へるにて、此とは上下のたがへるにて、穿ちたる趣は同じきを思ひ合すべし、○乃因取外祖父之名號賀茂別雷命、外字、釋日本紀に此文を二所引たる中、一所には脱たり、因取二字、縁起に自の一字とす、誤なるべし、今風土記に據る、取字、本系帳に無し、脱たるなり、乃因取の字、よみがたきこゝちす、今しばらくスナハチ外祖父之名ヲチナミトリテとよむべし、（またスナハチチナミニ外祖父之名チトリテとよむか、）此事の意は、外祖父の名の賀茂建角身と申す賀茂を因取て、賀茂別雷命と號す由なり、（別雷と申す由は、下に說ふべし、）さて此賀茂と申す稱は、後世の氏に似たり、故此神裔も因て賀茂氏となれるなり、

注 元亨釋書釋行圓が傳に、古老傳言、昔城北出雲路有小女、臨鴨河浣衣、一箭沿流、而女取見之、鴨羽加笴、女携還家插簷牙云々、兒取杯云々、置簷上鴨箭所云々、相議曰、是箭屬鴨羽、宜姓此兒為賀茂氏云々、と記せり、此は賀茂と云ふを鴨羽箭の由に牽合せたる僞說なり、

また大和の葛木の賀茂も、又此記の上文に岡田之賀茂とあるも、また愛宕郡の賀茂、また賀茂川（共に山城）なり、など云へる賀茂も、建角身命の稱の賀茂に因たる地名なり、此縁起上文に云々、從爾時名曰賀茂とあるに准へ思ふべし、（此上文に岡田之賀茂、又賀茂川など云へるは、後の名をむかしにめぐらして云傳へたるなり、）其ほか諸國に賀茂と云ふ地名の多かる中に、建角身命の宿り給ひしに因れるもあるべく、又賀茂の大神等の神戸御厨地、或は遷祭れる其神社の在る地などによりて名づけたりときこゆるもあり、（また中には、賀茂の氏人の住居るによりて、地名となりしにやと思はるゝもあり、又いかなる由とも知られがたきもあるめれど、そは既く其傳說の絶えたるもあるべきなり、）其地名の、書どもに見あたりたるをば、別記に擧ぐべし、

今所謂丹塗矢者、乙訓郡（○郡字詞林采葉に無、）社坐火雷神在、

今字、風土記には脱たり、さてこの今といへる言は、下の乙訓郡社坐と云にかけたる言ときこゆ、（古文の一の體なるべし、）上に謂はゆる丹塗の神矢は、今山城國乙訓郡に社造りて安置まつり、別雷神をも配へて、火

より誤來れるものなるべし、又升字、風土記、本系帳には昇と書り、升昇同義の字なり、於字、縁起、本系帳に脱たり、風土記に依りて補へつ、此ところは、舊記に云二吾天神御子一乃上レ天とあり、今按に、此吾は天神の御子なりとのたまへる由の文にて、分穿の上に在けるを、既く寫脱せるにやあらむ、公事根源に、家の屋根を蹈やぶりて、我は天神の御子なりとて、天上をさしてぞ上りける云々とあり、甍は伊良加とよむべし、其は屋脊を云ふ名にて、もと草もて棟を葺合せたる處を云ふ、今世にては、瓦葺にのみ云ごとく思ふめれど、然らず、和名抄に、甍釋名云、屋脊曰レ甍、音萌、和名伊良加、言在レ上覆二蒙屋一也、兼名苑云、甍一名棟、多貢反、訓異、故別置レ之、次に棟爾雅云、棟謂二之桴一、音敷、和名無爾、唐韻云、檼於斬切去聲、棼也、棟也、屋極也と見ゆ、萬葉集に、我屋戸、甍子太草、雖生、戀忘草、見未生、この甍子太草、舊訓、のきのしたくさ、古今六帖にもしかあれど、甍をのきとは訓むべからず、故按ふに、甍下草にて、甍のそゝぎの下より生出たる草をいへるなるべし、延喜大甞祭式に、悠紀主基の二院の造ざまを載られて、正殿一宇、長四丈、廣一丈六尺、棟有二南北一、以二北三間一爲レ室、以二南二間一爲レ堂、南開二一戸一、蔀蓆爲レ扉、甍置二堅魚木八枚一、着二高榑風一、搆以二黒木一、葺以二青草一、以二檜竿一爲二天井一、とあるにても、甍の有さまを知るべし、

注悠紀主基の二院は、天神地祇を請せ祭り給へる所にて、古代の屋の造ざまの式の遺りたる事多し、いはゆる八尋屋にも考合すべければ、かくまで引出づるなり、さて伊良加と云名義は、伊良は和名抄に、苛王篇云、苛小草生レ刺也、和名伊良、とある、この伊良の言の義に近くて、草を檐より葺上て、棟にて葺合せたる極みの、伊良々々としたる處なるによりて、刺處と云へるなるべし、かくて榑風堅魚木は、其伊良加の上に置なり、さて榮花物語駒競巻に載たる、善滋爲政が作る高陽院行幸和歌序に、すぐれたるところに、新らしきはなのいらかをつくりつゞけ、玉のうてなをみがきなしてといへるいらかは、宮づくりのさまを稱へたる文にて、俗に棟を作り連けといふに同じ、

分穿とは、其甍を分穿ちて、御子の天上に升り給へるなり、草を葺合せたる處なるによりて、分穿ちてと云へるなり、神代紀に、剝二天斑

條に、日七夜七以爲二遊樂一、哀泣歛二於天上一、此くだりの事は、正しき古傳ときこゆ、又うつぼ物語藤原君卷に、すべて七日七夜とよのあかりして、うちあげあそぶなどみえたり、古は何事にまれ重キ事には、七日七夜其事を行ひしなり、

注今の諺にも、晝夜事を功しみ爲るを、七日七夜も云々と云へり、古諺の遺れるなり、又神事に、前齋七日七夜とて爲なるも、古風なるべし、さて古事記に、天若日子の死たる時、妻子ども喪屋を作りて、日八日夜八夜以遊也とも見ゆ、書紀には、八日八夜啼哭悲歌と記るされたり、

樂遊は宇多宜阿曾備とよむべし、酒を飲咲らぎて、手拍などして、管絃歌舞して樂しむ狀を云へり、○然與レ子語言、子とは玉依日賣の生給へる子なり、此文建角身命を主としたる記ざまなれば、孫と云べき處なるべく思はるゝを、かく大らかに云るぞ古文なる、今世人の物語するも、かゝる意ばへあり、さて然與レ子語と云文にて句べし、こは子のいちはやび坐る神性なるによりて、子の心をとり和さめ給へるさまときこゆ、さて此文風土記本系帳も同じきを、縁起の印本に、然子語言、また一本に、然與語言と作るは、共に誤なり、○汝父ト將レ思人、令レ飮二此酒一、縁起印本、一本、汝の上に與字あり、與二汝父將レ思人一とも訓べけれど、諸書にある事なし、上文の與字の脫たる本の、挍字の錯亂て、こゝに入たるものなるべし、舊記に、不レ知二其父一、於レ是爲レ知二其父一、乃造二宇氣比酒一、令下子持二杯酒一供上レ父とあり、御子の父の此集ひ給へる神々の中に坐さむを、父と思はむ人に、此酒を令レ飮よと仰て、宇氣比給へるなり、此宇氣比の爲に、釀たる酒なるが故に、造二宇氣比酒一と云へるなり、舊記に、○卽擧二酒杯一而向レ天爲レ祭、舊記に、此子持レ酒振二上於天雲一而云々とあり、こゝの文の義は、御子酒杯を把りて、天に向ひ神を祭る事を爲給へる由なり、杯字、風土記に汖と書るは誤なり、神名帳頭注に引たるには坏とあり、縁起印本本系帳には抔と作り、字書に、杯は酒器也とありて、坏抔は義異なれど、皇國の古書に三字通はして用ひ來れり、さて杯の下の而字、諸本に脫たり、風土記に據りて補ふ、○分二穿屋甍一而升二於天一、分字、諸書卽とあり、今風土記に依る、此文の上にも下にも、ちかく卽乃の字ありて、文もとゝのはぬがうへに、分とあるかた義もよくきこゆ、分を分、卽を卽、と書ける草體の相似たるによりて、はやく

屋ニ而遊行一、と云ふ事も見えたり、○醸ニ八醞酒一、此四字、書紀神代八俣大蛇段に見えて、永和寫本に、ヤシホヲリノサケヲカミと訓り、古事記には、醸ニ八鹽折之酒一と書り、度々絞り返して厚酒に醸れる由なり、委くは記ノ傳にみゆ、さて此醞字、他諸本腹とあり、書紀神代上卷に引たる件の一書に、可下以ニ衆菓一醸上酒八甕上、とある酒八甕を、古本どもにサケヤハラと訓り、醸ニ八腹酒一と書るも捨がたきこゝちす、注式祈年祭祝詞に、瑶閉高知、瑶腹滿雙氏とある、瑶腹云々は、瑶の腹のふくらかなるに、酒を滿て足らはして、數多雙へたる由なり、○こゝに以ニ衆菓一醸ニ酒八甕一といへる古事を記せる因に、思出たる事を記す、己さきに或人の深山に入て仙とか稱ふべき異人に誘はれて、山住せし間の事どもを語れる中に、その異人の衆の酒を醸るを見たり、さるは深山の清冷なる巖洞に壺の如く凹なる處を作りおきて、梨、柿、栗など種々の菓を積入れ置に、漸に熟みはてゝ、冬を歴るほどに水の如くなりて浮べるを、酌とりて酒とせるをくれたり、これを飲むに酒氣ありて酔り、その甘美き事はたたぐひなし、さて其滓を煮凝らして煉調ふれば白みたる飴のごとくなれるを貯へ置て甞るなり、これも又甘美き事たとひなし、これらの物をくへば、さらに饑る事なしと云へり、おのづからかの古説に符合ひてきこゆ、

○神集集而は、建角身命の外孫の上につきて云々下ノ文にあり、せむとて、神々を令レ集給へるなり、深き御慮ありける事なるべし、此時建角身命の御祖、神産巣日神も天降り坐て、集ひ給へるよし、二十二社注式の傳に見えたり、下にひくべし、神集と云ふ事は、祝詞式六月晦大祓詞に、皇親神漏伎神漏美命以天、八百萬神等乎、神集集賜比、神議議賜氏云々、○七日七夜樂遊、神功紀に、皇后選ニ吉日一入ニ齋宮一、親爲ニ神主一云々、喚ニ中臣烏賊津使主一、爲ニ審神者一云々、而請曰、先日敎ニ天皇一者誰神也、願欲レ知ニ其名一、逮ニ于七日七夜一、乃答曰云々、鎭火祭祝詞に、夜七夜晝七日云々、靈異記に、雄略天皇の御代に雷を取へし小子部栖輕が事を記せる條に、栖輕卒也、天皇勅留七日七夜、詠ニ彼忠信一、又雷落て栖輕が碑に攝りたるを捕へたるを、七日七夜留在、又舊事紀、天神本紀に、饒速日命の甍りませる

○遂感孕生二男子一、感字、風土記に脱たり、加麻氣と訓べし、孝德紀に然訓り、萬葉集に、「はしきやし老人の歌におほゝしく九兒らや蚊間毛而をらむ」とあり、感孕引合せてカマケハラミテと訓べし、さて舊記には、此矢を持歸て挿二床下一と云下に、夜化二美男一到相副とありて、事狀詳に聞ゆ、かくて此丹塗矢は、大山咋神の、玉依日賣に娶坐む料に、御靈を憑給へる物實なり、古事記に、大山咋神、亦名山末之大主神、此神者坐二近淡海國之日枝山一、亦坐二葛野之松尾一、用鳴鏑神者也、とあるこれなり、此大山咋神の御娶の趣、松尾に坐す鳴鏑神の事、又日枝神の事は別記に云ふべし、

至レ成レ人時一、外祖父建角身命、造二八尋屋一堅二八戸扉一、釀二八醞酒一而、神集集而、七日七夜樂遊、然與レ子語、言、汝父將レ思人令レ飮二此酒一、即擧二酒杯一而向レ天爲レ祭、分二穿屋甍一而升二於天一、乃因二取外祖父之名一、號二賀茂別雷命一、

成人の人の字、緣起印本、又一本には無し、脱たるなり、成人はヒト、ナリと訓べし、天武紀に、長字を訓り、その他の書どもにも見えて、今も云ふ語なり、但し神の御上に、成人といはむは、いかゞなる如くなれど、語り言なればおほらかに然はいふべきなり、○外祖父の父字、風土記に脱たり、但し神名帳頭注に引れたるにはあり、和名抄に、九族圖云、外祖父、和名母方乃保知とあれど、こゝにてはたゞ大らかに美於保知とよむべし、母方といはでも、總ての文にて然きこゆるなり、○造二八尋屋一、堅二八戸扉一、堅字、緣起、風土記に堅とあるを、神名帳頭注に引たる風土記、また本系帳に堅とあるに據る、加多米とよむべし、扉を鎖し堅むる由なり、伊勢集に「よる越ゆと誰か告けむ逢坂の關かたむめり早く歸りね」、とよめるこれなり、今下野ノ人は、戸を鎖す事を、加多牟といへり、さて其他の國人の言にもきゝたることありき、古言の遺れるなり、さて此八尋屋を造られたりし地は、今の御蔭山、御蔭社の邊なるべくおもはるゝ事あり、別記に云ふべし、古事記、書紀に、八尋殿とみえたるも、大かた同じかるべし、かくて此に云へる趣は、四面ともに八尋許に造りたる御屋の、面別に戸二つづゝ開たるを、その扉を鎖し堅めたる由なり、さて然扉を堅めたるは、御子のいちはやびたる御稜威の甚しくおはしけるを、放らさじとの結構なるべし、履仲紀に、鷲住王、爲レ人強力輕捷、由レ是獨馳二越八尋

て讀べし、○此の於石河云々の上に、疊りたる玉（神名帳頭）依日賣の御名、緣起本系帳に、一かた脱たり、（注に、云々と作るは、疊字を誤れるものなり、）今風土記なるを採て補へつ、無くては、文調はず、必あるべきなり、○於石河瀨見小川之邊為遊時、緣起、本系帳、釋紀に引たる風土記等には、於石川瀨見小川遊為時とあり、また遊為を、緣起印本、又一本に遊給とあり、又一本には遊為給とあり、（給の字は、傍訓の攙入たるなり、）此は神名帳頭注に引れたる風土記に、為遊とあるかた、文もとゝのひて正しく思はるれば、其を採り、公事根源（藤原兼良公撰、）賀茂祭の條に、もはら此より以下の文を、假字書にうつして書給へりと見ゆるにも、瀨見の小川のほとりに遊びけるにとあり、（其全文は、下に注せれば、引合せ見て知るべきなり、）○丹塗矢自川上流下、舊記には、有美箭流來依身とありて、下に擧るが如し、さて此は鳴鏑をすげたる矢なり、其由は下に說ふべし、○乃取挿置床邊遂感孕生男子、感字、風土記には脱たり、こゝの文を釋紀に、いま一所引たるには、床を屋とあり、決て誤寫なり、床邊は登許能辨とよむべし、古事記倭建命の御歌に見ゆ、さて床邊を舊記に、挿床下とあり、下は上の誤寫にて、床上なるべし、床邊床上いづれにてもいたく違ひてはきこえず、（此緣起に、瀨見小川之邊とあるを、舊記には川上とあり、邊も上も事のさまによりては、大かた同義に用ふ字なり、）古事記に、大物主神丹塗矢に化りて、勢夜陀多良比賣に逢はむとして、入坐し時に、乃將來其矢置於床邊、忽成麗壯夫、即娶其美女、生子云々、故是以謂神御子也、とある趣にいとよく似たり、

注 但件の古事記には、床邊に置とあるを、此には床邊に挿置とあり、挿とあるによれば、床上とあらむかた、事狀詳にきこゆ、かくて本系帳なる一傳には、刺置於戸上と見ゆ、これも床邊の戸上なるべければ、違へるにはあらず、但し此一傳には論ふべき事あり、下に云ふべし、公事根源にも、玉依姫此矢をとりて、我家の屋禰にさしはさむ、又二十二社注式にも、此矢の事を、女取歸家挿蒼牙とあり、さは古事記に、新羅の天の日矛が事を、將來其玉置於床邊、即化美麗孃子、仍婚為嫡妻と見えたるも、その本國に在し時の事ながら似たる趣なり、

賀茂の二字、今風土記に據りて補ふ、曰字、縁起一本には脱たり、○丹波國神野神伊賀古夜日賣、神野の二字、風土記に據りて補ふ、諸本共に脱たり、神名帳頭注に、此風土記を引れたるにも脱たり、賀字なべては濁音に用ひたれど、此は賀茂と書たる例にて、清音に用ひたるなるべし、風土記には可と書り、又日賣を風土記には日女と書り、さて神野は地名なり、神伊賀古夜の神字は稱辭なり、男女ともに神名に例多し、女神にては、神大市比賣、神屋楯比賣命、神阿多都比賣などあり、加牟伊迦古夜比咩とみな清音に稱すべし、神名帳に、丹波國氷上郡神野神社あり、頭注に建角身命婦、伊賀古彌日賣命也とあり、こは正しき傳なるべし、又帳に、同國桑田郡にも神野神社あり、同神を祀れるなるべし、帳に同郡に、松尾ノ神社もありて、由緒ありてきこゆる事、下松尾の條に論ふがごとし、中右記に、元永二年十二月五日、右中辨惟兼來云、鴨社今度遷宮、件御服裝束事、被レ問ニ本社司ニ之所、申云、以ニ丹波御厨ノ年一度所ニ調供來ニ也、而自ニ故禰宜惟季時ノ被レ立ニ加美乃御厨ニ之間、二季調ニ進之ニ云々、加美乃は神野なり、と見えたり、彼此並せ考るに、丹波國氷上郡神野は、此日賣命の本土なるが故に、其處に社を建て神野神社と稱し、又其地を賀茂の御厨に定賜ひたるにて、和名抄に、氷上郡賀茂郷と見えたる處なるべし、下鴨古文書に、社領、丹波國氷上郡三和庄、とみえたり、桑田郡にも、神野神社あるは、其地にも賀茂の御厨の在し故ならむか、さて此姫命は、山城風土記に、蓼倉里三身社に祭れるよしみえて、下に擧るが如し、○生子名、曰ニ玉依日子ノ次曰ニ玉依日賣ノ名の字、風土記に在るを採れり、日子の子、本系帳には、古と作り、生子は、ナシマセルミコノミナヲ云々、ツギヲ云々トマヲスとよむべし、ナシマセルとは、上に娶とありて、夫神の御上より語る文なればなり、萬葉集に、父母が成のまに〳〵、竹取物語に、なさぬ子なれば、また神代紀の古訓に、汝所レ生兒を、ナガナサムコ、推古紀の歌に、おやなしになは奈理けめなとあり、子をなすとは、今も云語なり、下文に、玉依比賣云々、遂孕生ニ男子ニとある生字は、ウミキとよむべし、其は玉依日賣の上より語る文なると、對へても悟るべし、玉依日子、玉依日賣の事は、下に云べし、

玉依日賣於ニ石河瀬見小川之邊ノ爲レ遊時、丹塗矢、自ニ川上ニ流下、乃取挿ニ置床邊ノ遂感孕生ニ男子ノ

此より以下の古事は、次に擧る賀茂舊記に記せる傳說と、互に引合て、事狀詳にきこゆ、意をつけ

たるは、此久我神にて、久我を興我とも稱へるなるべし、嘉承元年の永昌記に、桂河胡加邊とあり、今久我と書てコガと唱へり、既くより久我をコガとも通はし唱へりしなり、さて此乙訓郡の久我は、愛宕郡なるとは別處にて、愛宕郡なる久我神を、こゝにも徙し祭れるから、地名ともなりたるなるべし、さて三代實錄に、興我萬代繼神とある萬代繼は、いかによむにか知がたきを、しひて考ふるに、萬代も繼も共に地名にて、萬代は和名抄に、葛野郡の鄕名に、緜代とある處なるべし、緜は綿の古字なり、緜を免の音に用たるにて、免之呂と訓べし、今同郡木辻村の東に、馬代と書て、マシロと呼ふ地ありとぞ、其地名なるべし、また京の室町の一名を、馬代小路といふ、この馬代は、メシロと呼へりとぞ、かの木辻わたりの馬代に由ありて、呼來れる名ならむか、メシロ、マシロ相通はして唱ふべきなり、又繼は、都豆岐と訓べし、和名抄に、山城國綴喜郡、綴喜鄕ありて、豆々木と注せり、萬代は上にいへる如く馬代にて、その二所、葛野、綴喜の二郡、ともに乙訓郡に相隣れり、興我の萬代繼神と地名を複て唱ふるごときこゆるは、因緣ある事にか、なほ考べし、又古事記崇神天皇段に、日子坐王者遣旦波國、令殺玖賀耳之御笠、とある玖賀は、もしくは此緣起の下文に見え給へる、丹波國神野神伊賀古夜日賣に由ありて、此久我より移り住たりし人の後にもやあらむ、山城の愛宕乙訓の郡は丹波の桑田郡に隣れり、桑田郡に、神野神社ありて、賀茂の神達に緣ある事、下に注ふべし、さてまた此賀茂建角身命、神武天皇の御前に立て、大倭の葛木山に宿坐と云へる古事を、姓氏錄大和國神別に、賀茂朝臣大國主神之後、大田々禰古命之孫也、大賀茂都美命、一名大賀茂足尼、奉齋加茂神社、とあるなどに思ひよせて、大和に坐す鴨某と稱す神たちを、賀茂建角身命に係ていと紛らはしき說の聞ゆれど、其は別なる由、委く古事記傳の迦茂大御神の注に辨へられたるが如し、なほこの別記にも論ふべし、

賀茂建角身命、娶丹波國神野神伊賀古夜日賣、生子名、曰玉依日子、次曰玉依日賣、

隱坐て、後に御靈の鎭ります宮なりと注はれたり、此健角身神も、始は御妻伊賀古夜日賣と、この久我國の北の山本宮に住坐して、後に今の下賀茂社に御靈の鎭り坐せるは、似たる趣なり、

○從二爾時一名曰二賀茂一也 也ノ字、風土記本系帳に依りて今補へつ、 とは、其久我國の北の山基に定住坐せる時より、神の御稱の賀茂に因て其わたりの地名を賀茂と云へりとなり、此事、下の賀茂別雷命と申す御名のところに考合すべし、和名抄愛宕郡の郷に、賀茂とある本郷にて、今上賀茂、西賀茂、下賀茂など別ち呼て、古よりまぎれなく、世にしられたる處なり、さてこゝの久我國と云へる地名、他書どもに見えおよばず、釋日本紀に、賀茂建角身命、大和國八咫烏神社、山城國愛宕郡久我神社、三井神社、 此三井神社、本名三身神社と申せり、下に注すべし、 以上鎭座三箇所とあり、いはゆる久我神社は、當初建角身命顯身にて、久我國の北の山基に在住給ひし御舍の跡所にも社を建て、舊地名もて久我神社と申して祀りしなるべし、 本靈は、下賀茂の御祖神社に鎭坐せり、其由は下に注ふべし、 神名帳に、愛宕郡久我神社あり、卜部兼倶朝臣ノ本の書入に、建角身命也とあり、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、授二山城國正六位上久我神從五位下一、 此神社今詳ならずとぞ、今御祖神社 所レ謂下賀茂社、 の北に、久我神社とて攝社あり、本社のおとろへ給へるを徙し來て祀れるにやあらむ、さて久我國と云へるは、古の大名の地なりけるに、賀茂といふ神地の出來、はたやごとなき其大神等の鎭り坐せる御社の二所まで、立榮え坐ませるにあはせて、其地名の漸々に廣ごりて、久我といふ名は廢れゆきて、後世に聞えずなりたるなるべし、

注神名帳に、乙訓郡にも久何神社あり、此社今乙訓郡桂川の末の西面に、久我村鴨川村とて並びたるが、その久我村を上下と分てる上久我に在て、菱妻明神と申す、村人の生土神として、毎年四月巳日に祭事を行ふ、此社の森を久我森といふとぞ、六帖に大伴郎女、「いとはやも鳴つる雁か久我の森木にはふ蔦ももみちあへぬに」、夫木抄にも光俊朝臣、「木々にはふ蔦もみちせり久我の森淀のわたりや時雨しつらむ」と見ゆ、久我村淀に遠からぬ所なり、三代實錄に、貞觀八年八月、授二山城國正六位上與我萬代繼神從五位下一、また同十六年閏四月、從五位上を授給へる事見え

雖狹小の三字、引合せてサクホソカレドと訓てあるべし、されどいさゝか穩ならぬこゝちす、故按るに、小は川の誤ならむか、然らばサキカハナレドと訓べし、然字は漢文ざまに似たり、よまずてあるべし、これもめでたき古文ときこゆ、鴨長明が抄に、光行賀茂社歌合とてし侍りける時、予月の歌に「石川や瀬見の小川の清ければ月もなかれをたつねてそすむ」、とよみて侍りしを云々、後に顯昭に逢たりけるとき、此事語りいでゝ、是は賀茂川の實名なり、當社の縁起に侍り云々、といへるこれなり、賀茂川今は小からねど、當昔は然ぞありけむ、川の大小淺深は、古とは變るならひなり、此川も葛野川も、昔はたび／＼水泛溢て、ともすれば都にさへおよびて、世の害となれり、故防鴨河使、防葛野川使を置て、其害を防がせ給ひたりけるに、近き御世となりては、をさ／＼其害なきは、河道を大に堀廣められたるがゆゑなりとぞ、此川今も石川の清川と稱ふべき流なり、在の字、奈利とよむべし、奈利はもと爾在の約りたる言なれば、しか書るなり、萬葉集に例あり、瀬見小川としも名けたるは、淺きよしにはあらで、並べての淺川の、瀬の底の見ゆるごとく、石川の底まで清く澄みて見ゆる由なるべし、○自ニ彼河ニ上坐云々、上坐の坐字、風土記に依りて補へつ、自ニ彼河ニ上坐とは、かの石河清川在と曰ひし、賀茂河に沿ひて、川上へ向ひて上り給へる由なり、上文には隨ニ山代河ニ下坐と云ひ、こゝの賀茂河には、自ニ彼河ニ上坐と云へるは、もとより河に沿ひてものし給へる道のほどを、其河の流れによりて、下坐上坐と語ひ分たる古文いとめでたし、○定ニ坐久我國之北山基ニとある地は、按ふに久我國の北なる山の麓と云へるにて、其處に御舍造して、定坐しける由なり、其は今の愛宕郡上賀茂の神山のみあれ山ともいふ、山本に坐す、別雷神社所レ謂上賀茂社、の在るわたりこれなるべし、

注然らば古事記に、須佐能男命の大穴牟遲神にのたまへる御言に、意禮爲ニ大國主神、亦爲ニ宇都志國玉神ニ而、其我之女須世理毘賣爲ニ嫡妻ニ而、於ニ宇迦能山之山本ニ於ニ底都石根ニ宮柱布刀斯理、於ニ高天原ニ氷椽多迦斯理而居、と見えたるを傳に、大國主命天下をうしはきいませるほどは、此宇迦山本宮にぞ住ましけむ、下に多藝志之小濱に御舍を作りてとあるは、現御身は八十坰手に

ひしなり、また書紀に、頭八咫烏の苗裔を、葛野主殿縣主部是也とあるは、鴨縣主系圖に、（此系圖、上祖より古代のところは、おほらかに記せる舊記、また傳說などをとりあつめて、はやく記しおけるに、繼々に近世まで書加へたるものと見えたり、）鴨建玉依彥命之十一世苗裔とて、（建玉依彥命は、建角身命の子にて、下に委しく注すがごとし、）大伊乃伎命より系圖を作りて、其弟に弟小屋奈世命の子、大二目命の譜に、子孫等鴨建津身命社齋奉、又主殿寮、主水司、爲二名負一仕奉、また大伊乃伎より六世、大山下久治良の譜に、小治田朝□岡本朝飛鳥板蓋朝、主殿寮□難波長浦朝祝仕奉、齋祝子淨刀自女合三年、右八時神戸十四烟、神田一町八畝□年充奉などあるに由緒ありてきこゆ、かくて此の文に、葛野河與二加茂河一所レ會、といへるわたりに近き、賀茂川の下の西、葛野川の東の河內に主殿村存り、里人等訛りて、なべては塔森村と云へり、（上鳥羽、小枝橋の西に當れり、）今は紀伊郡に隷たれど、昔は葛野郡の部內なりしとぞ、葛野主殿縣主等の住し處なるべし、（上に引たる賀茂系圖、大二目ノ命の譜に子孫等云々、主殿寮の爲二名負一仕奉と云へることの見えたるも由あり、その名負の事は下にいふべし、）是によりておもへば、上古葛野といひしは、上に考說へる如く、葛野乙訓二郡のわたりにて、主殿村わたりかけての大名なりしなり、（其主殿村の東の、賀茂川を斜に隔て丶、飛鳥ノ田神社、眞幡寸ノ神社あり、共に賀茂別雷神之別也と日本紀略に見えたり、因ありて此わたりに祭りたるなるべし、なほ此二神の事は別記に擧て論ふべし、）迴見二賀茂川一而言とある迴字、波留加爾とよむべし、（干祿字書に、迴、迵、上ハ俗、下ハ正、增韻に迴ハ寥遠也、）類聚名義抄に、トホシ、ハルカナリなど訓り、かの川所會の處より、迴に賀茂川を見度し給ひてなり、（いま其見度しの間に、里家のいでき、また都城を建られたりけるによりて、隔となれるうへの地勢もて、上古の傳說をおもひまどふべからず、）さてその賀茂川の水上は、貴布禰の山奧より出で丶、上下兩社の西を經て、下社の南にて、高野川と會て、其末葛野川と會て、淀川に流出るなり、

注續日本後紀に、承和十一年十一月壬子、鴨上下大神宮禰宜、外從五位下賀茂縣主廣友等が款狀に、所レ謂鴨川經二二神社一指レ南流出、而王臣家人及百姓等、取二鹿鳧一於二北山一便洗二水上一其末流來觸二神社一云々、勅宣下仰二當國一迄二河原一嚴加中禁斷上とあり、さて續日本紀に、天平十五年八月丁卯朔、幸二鴨川一改レ名爲二宮川一と見えたり、されども爾後しか改め稱し事きこえず、

雖二狹少一然石川淸川在、仍名曰二瀨見小川一、この

長、辛田種麻呂と署し、和名抄にも、相樂郡賀茂郷あれば、後に賀茂を郷に定されて、かへりて大名の地とはなりたるなり、然るを延喜の神名帳に、相樂郡に岡田鴨神社（大月次新嘗、）と載るは、上古の唱の隨にものせられたるなるべし、かくてこゝにいはゆる賀茂は、賀茂健角身命の御稱號の賀茂と申すを、此古事に因りて地名とせる上にて、昔を語る文なり、さて愛宕郡なる賀茂も、健角身命の鎮坐せる地なるによりて地名とせるなるべし、（此は、なほ下にも論ふべし、）さて岡田鴨神社は、此古事の時、因縁ありて健角身命を祀れるにぞあるべき、此神社今木津川渡の東方二里計に、賀茂郷鴨村（また鴨里村、）と呼ふ處に小社にて在り、賀茂明神と申すとぞ、中右記に、元永元年閏九月、留二賀茂上號所一、從二泉木津一及二三四十町一也とあるも、その鴨村わたりの事なるべし、（賀茂上とは、愛宕郡の賀茂に對へて、後に唱へ別たるにもやあらむ、上賀茂の貞和三年の古文書には、加茂庄と見えたり、）山代川は、古事記に、仁德天皇の大后、石之日賣命の御歌に、都藝泥布、夜麻志呂賀波袁云々、とよみ給へる川なり、（書紀にも、至二山背川一而歌曰とて、此御歌を載られたり、）淀川の川上にて木津川といふ、むかしは泉川とも云ひし川なる由、古事記傳に委く辨へられたるが如し、（本書につきて見るべし、）さて隨二山代川一下坐とは、川の流に隨ひて來坐せるを云へるにて、（下文に、自二其川一上坐云々とは、賀茂川の邊を流に向ひて、ものし給へる趣なり、）これもめでたき古文と通えたり、葛野川與二賀茂川一所レ會至坐とある葛野川は、拾芥略要抄に、（此書、普通本には、拾芥抄と題せるを、古本にも挍へ合せて、いま正しく稱へるなり、）今號二下桂一とありて、今呼ふ桂川なり、此川葛野郡の中を流れて、末は葛野と乙訓と二郡の中間を經て、賀茂川と會て、淀川に落るなり、（三代實錄、貞觀三年三月十三日の下に、防鴨河、防葛野川二使ヲ隷二山城一、）今此川の西面葛野郡の部内に、上野村桂村などいふわたり、古の葛野郷なりとぞ、和名抄に、山城國の郡に、葛野、加止乃、同郡の郷に葛野とある處なるべし、葛野を、古は加豆怒と云へり、古事記應神天皇の段に、御二立宇遲野上一、望二葛野一歌曰、知婆能加豆怒袁美禮婆云々、とみえたるこれなり、書紀垂仁天皇卷に、竹野媛者云々、到二葛野一自墮レ輿而死之、故號二其地一謂二墮國一、今謂二弟國一訛也、とあるをもておもへば、上古は後の葛野乙訓の郡のわたりを、なべて葛野とい

ろにか、若しくは其神の教によりての事なりしにか、神名帳に、宇陀郡八咫烏神社、今鷲家村に、おとごろすの社とて在とぞ、

自彼漸遷至山代國岡田之賀茂、隨山代河下坐、葛野河與賀茂河所會至坐、迥見賀茂川而言、雖狹小、然石河清川在、仍名號石河瀨見小川、自彼河上坐、定坐久我國之北山基、從爾時名曰賀茂也、

山代を秦氏本系帳には、山城と書り、日本紀略に、延暦十二年十一月丁丑、詔曰云々、此國山河襟帶、自然作城云々、宜改山背爲山城國とあり、古は山代山背など、字には定りなく書たりけるを、此時始て山城と書べき由、制め給ひたるなり、元慶に、本系帳奏進りし時は、既に山城と書べき制なりしかば、しか書たるものなり、（この文を、山城名勝志に引たるには、遷至の下に給ノ字あり、傍訓に書たるが、攙り入たる本なるべし、）岡田之の之字、緣起に无し、風土記本系帳に據りて補へつ、至坐の至字、緣起本系帳ともに立とあり、然てもきこえはすれど、風土記に至とあるかた優りてきこゆ、（山城名勝志に、風土記を引たるには、立とあり、）迥見を、緣起本系帳ともに見廻とあり、風土記に迥見とあるが、優りてきこゆれば、それに據れり、賀茂川の川字、本系帳に河と書り、その下なる石河二つ、また彼河の河字、風土記にはみな川と書り、いづれにてもあるべし、名號を風土記には、曰と書り、上坐の坐字、風土記本系帳によりて補ふ、また曰、賀茂也の也字、緣起印本一本には脫たり、○石河瀨見小川、自彼は既に宿り給ひつる、葛木山之峯よりなり、漸遷は下文の定坐久我國之北山基、といふまでにかゝりたる、いとめでたき古文ときこゆ、山代國、上古は今の相樂、綴喜、久世等の三郡のわたりなりと、京人波伯部百樹が、山城國號考に委く辨へたるが如し、岡田之賀茂は、續紀に、和銅元年九月戊寅、行幸山背國相樂郡岡田離宮、賜所經國司目以上云々、各有差云々、特給賀茂久仁二里戸稲三十束とありて、岡田は大名の地なり、さて賀茂と久仁は、里なりしなり、故岡田之賀茂とはいへるなり、同紀に、同四年正月岡田を都亭驛と定め給へる事もみえたり、然るを東寺に藏てる承和三年二月の古文書に、相樂郡賀茂郷、戸主、秦忌寸黑人、郷

今年の三月橿原の地を、大宮所と定給ひ、辛酉年正月大宮成就たる由見えたり、皇軍結二葛網一、而掩襲殺レ之、因改二號其邑一曰二葛城一と見えたる所なり、葛城山古歌どもにもきこえたり、和名抄に、大和國の郡名に、葛上ハ加豆良岐乃賀美、葛下ハ加豆良木乃之毛宿坐とは、建角身命天皇に供奉り、功業遂て罷り申、且葛木山の峯に宿り坐る由なり、さて八咫烏は、書記に、頭八咫烏と書されたるに據りて、頭の幾箇もありける故の稱なりと云へる説あれど、宜なひがたし、己が考はまづ書紀に、咫字を七咫八咫とも用ひ給へるを思へば、咫は阿多の借字にて、古事記には、八尺鏡、訓二八尺一云二八阿多一、とある尺は、書紀に按るに、咫字の誤なり、古は物の度を計るに、なべて手もて幾尋幾束など云ひて物せる習なりしときこゆるに、今も片山里人などは然ものして、小さきには食指と中指とを開きて、其指間もて計りもするを思へば、古は然ものするがならひにて、其指間をもて、幾阿多と計りたるなべし、さて其一阿多今の度の一寸計なり、阿多は、阿比多の比の略りたる言なるべし、これらの事、別に考記せるものあり、かくて書紀に、頭八咫烏と書されたるをおもふに、烏の頭頂のいと大きくて、八咫度尺の八寸ばかりに見えたる由の稱なるべし、此八咫烏の事を、古事記の序に、大烏と作き、姓氏錄にも化レ如二大烏一云々、八咫烏之號從レ此始也とあるにも思ひ徵すべし、

注伯耆卷と云ふ書に、後醍醐天皇御事ありて、隱岐國に遷幸ましけるが、元弘三年の春、忍て伯耆國に行幸し、村上又太郎源長高に仰つけて、船上山に行幸の時、危き行路をたどり給へる御事を記せる條に、君の御供申たりと覺しくて、天にも地にも、烏幾千萬とも知らず數多かりけり、其中に七八尺ばかりなる烏一つあり、まことに希代の事どもなりといへり、此七八尺といへるは、翼をひろげて飛さまをいへりときこゆ、然らばおほよそ大鷲の大さなるべきを、然ても其頭頂の八寸ばかりあらむには、そのほどいと大きなりしなるべし、頭八咫烏もさる狀にもぞ見えたりけむ、いはゆる船上山の大烏も、事の趣さへ似かよひてぞきこえたる、あなかしこ、

續日本紀に、慶雲二年九月、置三八咫烏社于二大倭國宇多郡一祭レ之とあり、此御世におよびて、殊さらに然祭り給へるは、いかなる由ありての事な

鴨縣主の譜に、賀茂縣主同祖、神日本磐余彦天皇、（諡神武）欲レ向二中州一之時、山中嶮絶、跋渉失レ路、於レ是神魂命孫、鴨建津之身命、化レ如二大烏一、翔飛奉レ導、遂達二中州一時、天皇嘉二其有功一、特厚褒賞、天八咫烏之號從レ此始也、（八咫烏の上の天ノ字、印本に脱たり、）この事を古事記神武天皇の段に、於レ是亦高木大神之命以、覺白之、（神武天皇の御夢になり、）天神御子（神武天皇を貴て、詔たまへる御言なり、）自レ此於二奥方一莫レ使二入幸一、荒神甚多、今自レ天遣二八咫烏一、故其八咫烏引導、從二其立後一應二行幸一、故隨二其教覺一、從二其八咫烏之後一幸行者、到二吉野河之河尻一云々と記されたり、高木大神と申は、高御産巣日神の又の御名なり、八咫烏すなはち建角身命なり、又日本書紀神武天皇の卷に、此度の事を皇師欲レ趣二中州一、而山中嶮絶無二復可レ行之路一、乃棲遑不レ知三其所二跋渉一時、夜夢天照大神訓二于天皇一曰、朕今遣二頭八咫烏一、宜以爲二郷導者一、果有二頭八咫烏一、自レ空翔降、天皇曰、此烏之來自叶二祥夢一、大哉赫矣、我皇祖天照大神欲三以助二成基業一乎云々、蹈レ山啓行乃尋二烏所一レ向、仰視而追レ之、遂達二于菟田下縣一云々、また皇師大擧將レ攻二磯城彥一、先遣二使者一徴二兄磯城一、不レ承レ命、更遣二頭八咫烏一召レ之、乃彎レ弓射レ之、烏卽避去、次到二弟磯城宅一而云々、因以隨レ烏詣到、告レ之曰云々、天皇定レ功行レ賞云々、頭八咫烏亦入二賞例一、其苗裔卽葛野主殿縣主部是也とあり、さて件の三傳を合考るに、此時の御夢に覺し給へる神は、書紀に、天照大神、古事記に、高木神とあるは、互に一方を語り傳たへるものにて、まことは天照大御神、高御産巣日神の御慮もて、神産巣日神の孫の建角身命を、豫て天降し置て、（高御産巣日神と神産巣日神とは、相偶ませるが如く、いとも奇き御間に坐ますに思ひ合せ奉るべし、かくて此二神の、建角身命の御祖に系りて、きこえ給へる氏々あり、因に下に擧ぐるを見て、それをも思ひ合せ奉るべし、）供奉せ給へる由を、天皇の御夢に告覺し給へりしなり、此事を古語拾遺には、賀茂縣主遠祖八咫烏者、奉レ導二宸駕一、顯二瑞菟田之徑一、妖氣既晴無二復風塵一といへり、（二十二社注式に、鴨健津命、武津見とも云、化二成大烏一云々、天皇其功を褒めて厚賞給ふ、天の八咫烏と號す、彼苗裔奉レ仕二此社一云々とあり、こは姓氏錄に據りて注せりと聞ゆるに、建角身命の名の唱の異なるは、餘書どもにいまだ見及ざれば引出づ、）

○宿二坐大倭葛木山之峯一、葛木は、書紀神武天皇卷に、己未年春二月云々、高尾張邑有二土蜘蛛一云々、

瀬見小河一之巻

證　文

○賀茂縁起曰、賀茂大神御社、稱二賀茂一者、日向曾之高千穂峯天降坐神、賀茂建角身命也、神倭磐余比古天皇之御前立上坐而、宿二坐大倭葛木山之峯一、

發端の文、舊本袖中抄に、考二賀茂縁起一云、大神御社、賀茂者云々とあり、いま山城風土記に、可茂社、稱二可茂一者云々、秦氏本系帳に、正一位勳二等賀茂大神御社、賀茂社者云々とあるを採合て、大神の上に賀茂の字を補へ、下の賀茂の上に稱の字を補ふ、風土記には、賀茂二ところともに可茂と作り、いづれにてもありぬべし、下文には、賀茂可茂交へ作り、○高千穂の三字、山城風土記、秦氏本系帳に脱たり、神倭磐余比古は、神武天皇の御名なり、磐余を、風土記、本系帳には、石寸と書り、いづれにても、古書に例ある書ざまなり、御名の下に、天皇とあるべきを、諸本ともに无きは、既くより書脱せるものなり、二十二社注式に、賀茂本縁ノ事とて記せるは、もはら此條に據りて書りと見ゆるが、それには天皇とあり、其全文は下に注すべし、ここに天皇の御名を徒に書はなち奉るべき理なければ今加へつ、立の下の上字、風土記、本系帳には脱たり、下文の葛木山之峯と云ふに、照應せたる文なり、○大倭は、大和國なり、此國名の字、古は大倭と書たるを、天平勝寶四年十一月より、寶字二年二月までの間に、改て大和と書べき御制ありしなるべきよし、鈴屋翁の國號考に、委く辨へられたるが如し、古の書ざまなり、縁起ノ印本、一本、本系帳ノ一本に、大和と書るは後人のわざなり、○日向曾之高千穂之峯は、古事記に、竺紫日向之高千穂之久士布流多氣、日本書紀に、襲之高千穂峯、また日向高千穂峯など記されて、皇大御祖邇々藝命、始て天降坐し處なり、高千穂宮は、邇々藝命、穂々手見命、鵜草葺不合命、三代を經て、神武天皇天津日嗣知食せる御世の初までの大宮所なり、此所、後に大隅ノ國内と隷れる由、古事記傳に委く辨へられたるが如し、さて此建角身命の天降の事は、高御産巣日、神産巣日の神等、また天照大御神の御慮にて、いとも深秘く奇く妙なる幽契ありける事なるべし、其由は下に次々に注ふべし、今按に、此時の建角身命の古事は、姓氏録山城國神別天神部に、賀茂縣主神魂命孫、武津之身命之後也とありて、

なるものなり、さて件の三部の書、みな比叡神を佛ざまにとりなして、いと〳〵誣妄なる僞說ながら、たま〳〵舊の傳のいさゝか遺れるを、古に證して採れり、また神を佛ざまにとりなせる誣妄說の祖ともいふべき書なれば、比叡神の事を辨へがてら、思ふところありて、其妄說もいさゝか引て擧注せり、かくて右にいへる三部の書の餘に、山門堂舍記と云ふが一卷あり、延曆寺の堂舍の雜事を記せるものなり、中間に嘉元三年十二月廿四日夜書寫了、自二或山僧許一傳借之處、搆レ爲二急要一歟、返レ之間、爲二後見一兩夜馳レ筆畢、仍緣起官符等悉以略レ之とあり、然れど下文に、堂舍の緣起官符などをも記して、同じ書體なり、然れば後に再原書を得て寫繼だるものと見えたり、此記延曆より文永の頃までの雜事を注せり、文永より此本寫たる嘉元は、三十年ばかりの後なれば、此記書たる近きほどに寫せるものなり、今己が見たるは、應永廿四年傳寫の奧書ある本なり、さて此記堂舍に關る事のみを記して、比叡神社の古實の證とすべきばかりの事はあらねど、いさゝか引出て注せる事あり、

一今此書に記せるすぢの考說などは、あなかしこ、ことにたやすく言きりて、さだむべきわざにはあらねど、それことごとく疑の詞を用ひては、あまりに考說のうきてとほりがたければ、おのづからいひすぐしたるごときところあり、また此書にいはであるべき事も、因におもひよれる事は、こゝろやりにさしすぐしたる、またさばかりくだ〳〵しくいはでもありぬべかりつるものをと、後にこゝろづきたれど、然てあるが多かるを、いとまあらむときえりすてゝむかし、

事にもあらざれば、かの三部を分ち擧む事の煩はしければ、然集めたる後の題號のまゝに、山家要略記とて引り、（此書林道春主の、神社考日吉神社の下に少引れたり、）又山家要記淺略目錄は、天地と分て二卷とせり、ともに僧春全が記せるものなり、これも卷首又奥書にて考れば、二度に記せる物にて、其地卷とせる方は、前に出來たるものなり、その地卷の卷首には、勘進山家要記肝要淺略目錄地と題して、奥書に、右要記依二貴命忝一、拔二記錄一略二出篇目一、蓋是、拔レ要加レ詞、取レ詮貽レ決而已、于レ時應永十六年己丑六月十九日庚申、梶井末流法眼春全謹書とあり、傳寫の奥書に、文明六年甲午五月廿六日、以二師御本一謹令二書寫一畢、法務大僧正實助、右記錄詮用、當社口決拔レ要加レ詞大綱也、授二與實助大僧正御房一了、四明末流公承示とあり、さて天卷は、卷首に山家要記淺略目錄天、おく書に、右要記依二貴命忝一、拔二記錄一略二出篇目一、頗拔レ要取レ詮貽レ決而已、于レ時永亨五年九月八日書寫畢、法眼春全謹書とあり、地卷を書る應永十六年より、廿四年後に記したるものなり、（この傳寫の奥書には、天文十二年三月廿八日、於二東山一遂二書寫一訖、（下略）、覺永金剛とあり、）かくて地卷の尾に、此記錄二卷者、青蓮院宮於二御寶藏一雖レ爲二秘本一借二求之一、於二正門無動寺口乘蓮房學窓一、律師乘詮書レ之、于レ時慶長十三年戊申二月十二日とあり、此時既に二部を合せて一部と爲てありしものなり、（春全が此書作れる年次もて云はゞ、應永に作れるを天ノ卷とし、永亨に作れるを地ノ卷と定むべきわざなるを、みだりに卷を定たるものとみゆ、さて山家とは延暦寺の別稱にて、嘉祥三年彼寺ノ僧圓仁が表に書たるが、類聚三代格にも見え、又三代實錄にも、此稱みえたり、）

又日吉社神道秘密記は、又名行丸記と記して一卷あり、作者は日吉社社務上祖、琴御舘宇志丸三十七世裔、禰宜正四位上大藏卿祝部宿禰行丸とあり、其書に云、記錄新調之事、行丸再調者、所レ謂前代之抄物炎上之間、以二新調一末代宜レ備二龜鑑一、於レ是社頭燒滅之事、元龜二辛未年九月十三日早旦、依レ放二火織田彈正忠信長一、山上坂本破滅也、社中之記錄紛失也、然後七箇年以後、天正五丁丑年三月中旬、於二伊香立鄕一記レ之、社頭再造刻、以二此記一可レ令二演說一者也、さて奥に、天正十三壬午年十一月、行丸七十一歳にて記せる由あり、しかれば此書は行丸が暗記（ソラオボエ）を記せるなり、山家要略、山家要記は、かの元龜の燒滅の時他にありたるが、世に傳はれるなるべし、さて行丸記の說も、並（ナベ）て要略要記等と同じ趣

座主になされ、建久三年六十二にて入滅とあり、とありて、承安四季歳次甲午十月七日、以眞筆本、於瀧禪院學窓書寫畢、延暦寺沙門仁全記、正應三年歳次庚寅三月廿八日、以仁全法印之眞筆本、於梶井房三明之學窓謹書畢、天台沙門義源判、又追つきに、右要文者、嚴神之精魂靈應之軌範也、是以爲一流相承之秘事、未及散在流布之傳說、縱雖義源門弟、不得口決押以披之、不受正說妄覽之輩者、山王七社王子眷屬、忽加證罰矣、加之義源卑成佛道者、以佛智照見之、若墮惡趣者、以惡心治罰之、依誓記之狀如件、文保二年歳次戊午八月朔日記之、總持院十四禪師、三部灌頂阿闍梨位、眞如金剛義源とあり、これ一部の書なり、此義源が言意を認て見るべし、第三、第四、第五の三卷は、件の義源が作れる一部の書なり、其第五卷の奥書に、正和四年乙卯仲夏上旬、當流記錄中、秘口決一卷、奉授秀範大德既訖、斯雖違先聖之嚴命、依感信求法之懇志、竊面授如件、天台山慈覺門流、三部都法阿闍梨義源在判とあり、かくて此奥書に、秘口決一卷とあれば、もとは一卷なりしを、分て三四五の卷としたるものと見えたり、さて又第一卷の奥書には、于時康永二年大歳癸未五月十八日、於臼井圓宗寺、且爲三寶寺後云々、とありて記者の名なし、こは慥に記者の奥書とも決がたけれど、しばらく年の序をもてこゝにまはして云ふなり、かくて件の文の又奥に、于時天正十七年己丑十月吉日、竪者舜慶とみえて、是また一部の書なり、いづれも其寺の舊記を引、又傳說なりとて載たり、さて又件の第五卷の奥書の正和四年は、顯眞が造記せる、第二卷承安四年より百四十四年にあたりて、義源が造れる書なり、又それより二十八年を經て、康永二年の比某の記あり、さて其記の奥にも、天正十七年舜慶が傳寫せるよし記せるを思へば、そのかみは是も一部にて在しなり、さて其後上件の三部をとり集めて一部と爲し、山家要略記と題せるものなり、さていはゆる舊の三部の其引書などは、大かた相同じく、又此にも彼にも同事を載たるもあり、又其引書といたく異說もあるは、また後に造りたるなるべけれど、もと最澄が造り始たる妄說に效ひたるものにて、今其書の出來たる前後をもて、論ふばかりの

之苗裔也と見ゆ、上に擧たる秦氏本系帳は此家にも傳藏りけるをもて、この月令、また允亮の政事要略にも採り載せたりけむ事、ことに縁由ありけり、

一弘仁式、貞觀式、延喜格、これも今世に傳はらぬを、本朝月令に引たるを採れり、

一下鴨古文書、こは或秘庫に、下鴨の社家の雜の古き文書ども、數十通在が中より抄出せるなり、

一右に擧たるほかの引書の中にも、撰者の名、また著せる時代を注せるがあるは、其撰主、またその書どもの成たる時代などにつきて、考按ふべき事のあればなり、但し世に普き書にてかくれなきは注さず、

一松尾神は、賀茂の神等に、殊に因縁ありておはしませば、並に考證して記せり、其餘賀茂の神たちに因縁ありて聞え給ふ神等の事も、因に止がたくなりて、別記にかつがつ記せれど、其ははじめより思ひかけざりつる事なれば、殊に考漏せる事、また僻說もぞ多かるべき、

一すべて引書の名を、度々全く記さむはわづらはしければ、上文の因によりて、紛れなく聞ゆるところは節ぎて標たり、其は日本書紀を書紀、續日本紀を續紀、本朝月令を月令などいひ、また山城風土記、賀茂縁起、秦氏本系帳等をたゞに、風土記、縁起、本系帳とのみも稱へるたぐひなり、

一比叡神は、大山咋神に坐して、賀茂別雷神の父神に坐り、賀茂の山隣き比叡山に鎭り坐て、賀茂の大神たちを親しく祭られ給へりと、思はるゝ事の有るを、はやく僧最澄が徒の凶惡所爲の、佛ざまにまじこられて、いと紛らはしくきこえ給へるを、また因に考證して、別記に附錄せり、さて古く比叡の神の事を記せる、正しき書ある事いまだ聞もおよばず、誣妄說書は多かる中に、古き書にて己が見たるは、かの最澄が門徒の記たるものに、山家要略記、山家要記淺略目錄、日吉社神道秘密記といへる書三部あり、まづ其要略記は、奥書によりて按ふるに、もと三部の書のありしを集めて、しか題たるものなり、今其古き方の次によりて、其奥書を寫出す、第二卷の奥書に云く、承安四年歲次甲午八月廿九日、於二蕭寺禪菴一、沙門顯眞記レ之、天台座主記に、法印顯眞、文治六年三月

るに、和銅より以來、繼々に風土記を注進りしなり、この山城の風土記は、延長の度に勘て進れるものと見ゆ、猶それらの委き考は、別に記せるものあり

たま〳〵釋日本紀に（卜部兼方宿禰撰、此書圓明寺入道實經公の問を大問と記し、一條攝政家經公の問を攝問といへり、其公たちの傳、また奥書によりて考ふるに、文永の末つかたより、正安の頃までの間に著せる書なるべし、）援（ヒキ）たるを採（ト）り、神名帳頭注に（文龜三年卜部兼倶朝臣撰、）引たるを校合せて採れり、

右三書を表章（アゲアラハ）して、此考說の證文とす、

一秦氏本系帳、此秦氏は松尾神社の禰宜なり、此書全篇現世（イマノヨ）に在るを見ず、いま本朝月令中酉賀茂祭條に引載たるに、釋日本紀、年中行事秘抄、年中行事抄、廿二社注式等に、いさゝかづゝ引たるをも校訂して採れり、（但し其を釋日本紀見行（イマ）ノ本には、秦氏大赤帳と書り、大赤は、本系の二字を混へ訛れるなり、）此書にも、山城風土記なると同文あり、これももとは賀茂縁起の文なり、又惟宗允亮（ノマサスケ）の撰べる政事要略に、（此書の事は、因に次に云べし、）此本系帳なる造ニ葛野大堰一云云の文を引たるをも採れり、さてその本系帳は、三代實錄に、元慶五年三月廿六日の制に、令ニ五畿七道諸神社祝部（ハフリ）氏人本系帳三年一進（タビ）ラと見えたる度（トキ）に奏上（タテマツレ）る帳なるべし、（なほ本篇松尾の下に、委く說ふべし、）

一本朝月令、全篇今世に在るを見ず、四月より十二月までの缺本一卷あり、

注本朝書籍目錄に、本朝月令六卷、或四卷、記ニ年中公事之本緣一公方撰と見え、藤原通憲藏書目錄にも載せて、四弓とあり、さてその撰者公方の傳いまだ知らず、また撰べる時世も詳（サダカ）ならぬを、既（ハヤ）く政事要略に此書を引載たり、要略の撰者は、惟宗允亮にて、その文中に、今上正曆四年と記せる處あり、一條天皇の御世なり、此天皇寛弘八年六月崩給ひたれば、その撰べる頃推て知るべし、かくて考ふるに、公方は藤原兼良公の源語秘決に載られたる、延長四年の勘狀に、明法博士兼左衞門佐惟宗朝臣公方と見えたる人にて、明法博士權左衞門佐と要略に記して、公方と同じ官職なりしをも思ひ合せらるゝなり、さて此惟宗氏もとは秦氏なりき、三代實錄に、元慶七年十二月廿五日、秦宿禰某々、秦忌寸某々、秦公某々等賜ニ姓惟宗朝臣一云々、秦始皇十二世孫、功滿王子融通王

るに、その文一條もある事なく、またその記せる事も、書ざまも、いと拙陋く信がたき說どもにて、さらに似もつかず、僞書なる事疑なし、河海抄、四辻大納言善成卿撰、永和の頃、撰者の中書を寫したる由、奥書あり、詞林采葉貞治元年僧由阿撰には、或記云とて引り、又諸神記廿二社注式ともにト部家の古記なり、には、たゞに此文を注せり、上にいへる如く、緣起は秘書とせるによりて、これらの書どもにも、書名をあらはさゞりしにか、又その本書より然ありしにてもあるべし、賀茂注進雜記には、此文を假名文にとりなして記せり、今これらの書なるをもまた挍合て、正しとおもはるゝかたを採れり、さて此緣起文に挍合たる書どもにも、またとり〴〵異本のありて、參差に字の異なる、又誤れるがあるを、それひとつびとつに擧てことわらむは、あまりにくだ〳〵しくなりて煩はしければ、いはであるところもあり、但しいづれともことさりて、定めがたきをば舍ずして、必その下に注せり、すべて此考に援用ひたる書ども、此定にて、異本に挍合せて正しくきこゆるかたを採れり、見む人普通本のみにすがりて、それに異なるところありとて、なあやしみそ、

一賀茂舊記と云ふは、年中行事秘抄編者詳ならず、跋に永仁頃被二書始一之處、自然被レ閣レ之畢、嘉曆令レ終二寫功一者也云々とありて、建武元年源相公國資卿書寫の由記されたるを始、繼々傳寫の奥書あり、四月中酉日賀茂祭の條に、舊記云とて載たる文なり、色葉字類抄にも、賀茂の下に、本朝文集云とて、件の文を抄略記せるを比挍て訂し採れり、たゞに舊記と云はむもつきなければ、しか稱へるなり、字類抄に、此他にも、本朝文集云とて、河原院記、又薗城寺、鞍馬寺、金剛峯寺、粉河寺、四天王寺等の緣起ならむとおぼしき文なども載たり、かかる記文どもを何くれと集めて、本朝文集と題せる書の、そのかみ世にありしなり、此集現世に存る事をきかず、この舊記いと舊き文と見ゆ、これも賀茂緣起の一種にぞあるべき、

一山城風土記と云ふは、全篇は現世に存るを見ず、

注諸國の風土記は、朝野群載に載たる延長三年十月の太政官符に、既に諸國に在ところの風土記を覆勘て、注進るべきよし、宣給へる事みえたり、今按ふるに、それより前、和銅六年五月の制に、諸國の產物土地の沃堉、山野の名號の所由、古老相傳へたる舊聞異事等、史籍に載て言上べき由勅ありし事、元明天皇紀に見えたり、仙覺が萬葉集注釋に、和銅六年に注進れる風土記といへるは、此度のなるべし、その外書どもに考合す

きがうへに、記せる事のさまをおもふにも、緣起の文に似つきてきこゆ、はた其記せる事實も備はりたれば、緣起をもて本書とし、風土記、本系帳をもて、傳寫の誤を挍訂して、此考の證文とす、似閑、見林は、山城風土記を擧げて、賀茂緣起をもて補ふべくおもへるなり、そは緣起は、風土記の文を採り載たるものと定たるにて、己が考とはかへさまなり、かくて挍詰に舊本緣起と稱ふは、舊本の袖中抄なるをいふ、印本の袖中抄なるをば、たゞに印本といひ、印本と同じ書ざまなる寫本をば、一本といへり、さて此緣起文をつら〳〵よみ見るに、文法同じからず、古文ときこえてめでたきところあり、また文のつたなげなるところ、またゆくりなく漢文ざまなる字づかひに書るところなどのうち交りたるは、はやくより神官などの傳藏てる古記どもの中より撰び出し、また語繼たる古傳說などをもとりあつめて、書つらねたるが故なるべし、諸國の風土記の中の文にも、然るさまに見ゆるところあり、おもひ合すべし、然るはうちみるにはあかぬこゝちせらるれど、新にうるはしく文を成へむとて、なまじひにさかしら言加へたらむには、はるかにまさりて、かへりてめでたくたふとし、かくて其文をよむに、もとより古文ときこえてめでたきもあり、また文のつたなげなるところは、古言のさまには訓とゝのへがたければ、しばらく字にすがりて、おほかたに訓て、事實を知るべきなり、さて此緣起の文を抄出て、色葉字類抄に、

注此書編者詳ならざりしを、近頃古寫本を得たるに、跋文ありて、自二天養比一至二于治承一卅餘年、補綴无レ隙、部類如レ舊、更加二星點一、訛謬雖レ多、愚昧難レ直、學者每レ見可レ揩二改之一、抑誂二貢士有成入道一、詞字少々加二朱點一、爲二要文不レ迷也、件人久學二杏壇之風一、忽入二桑門之月一、稽古有レ勤、其說不レ信哉、仍爲二後見之不審一、粗所二注付一也、內膳典膳橘忠兼撰と見えたるにて、その編撰たる時代も作者も、さだかに知られたり、

本朝事始曰とて引載せ、

注本朝書籍目錄雜抄部に、本朝事始二卷とあり、通憲藏書目錄に、本朝事始略抄二号と見ゆ、此書今世に存ることをきかず、然るに今世に本朝事始とて上下二卷あり、散位萍給事法官信西撰と署し、跋に建武二年橘季茂寫レ之と記せり、事始の文、古書に引たるをだにいまだ見あたらねど、今此字類抄には、あまたどころ引たるをもて挍み

て顯昭法師に判せさせ侍りし時、此歌のところに判していはく、石川せみの小河いともきゝおよび侍らず、たゞしをかしくつゞけたり、かゝる河などの侍るにや、ところのものに尋ねてさだむべしとてことをきらず、後に顯昭に逢たりけるとき、此事かたりいでゝ、是は賀茂川の實名なり、當社の緣起に侍りと申しゝかば、驚きて、かしこくもおいて難せず侍りけり、さりとも顯昭等が聞およばぬ名所あらむやはと思ひて、やゝもせば難じつべく覺え侍りしかど、誰が歌とはしらねど、歌ざまのよろしく見えしかば、所をおきてさやうに申て侍りし也、これすなはち老の功なりとなむ申侍りし、其後此事を聞て、禰宜祐兼大に難じ侍りて、かやうの事をば、いみじからむ晴の會、もしくは國王大臣の御前などにてこそはよまめ、褻ごとによみたる無念なることなりと、申侍りしほどに、隆信朝臣この河をよむ、又顯昭法師左大將家の百首歌合の時これをよむ、祐兼いはく、さればこそ吾いみじくよみ出したりとおもはれたれど、世の末にはいづれか先なりけむ、人はいかでしらむ、何となくまぎれてやみぬべからむめりと、ほいながら侍りしを、新古今えらばれし時、此歌いれられたり、いと人もしらぬことなるを、とり申す人などの侍りけるにやと記しおけり、當社の緣起とは、此緣起の文に、石川瀨見小川と稱へる古事のあるをいへるにて、これ正しき證なり、さて顯昭は、此長明が歌の論によりて、瀨見小川の古事の、賀茂緣起にある由を、初て聞たるなれば、此のち其緣起を、長明などに請ひ借りて、見る事を得て、袖中抄には載たるものなりけり、普通本に考ニ或書ニ云と記せるは、かゝる緣起などは、おほく秘書とせるならひなれば、後に障る事などのいできて、其書名を匿して、然は書改たるかたの本なるべし、此緣起文、他書どもに引たるも、みな書名をあらはさゞるは、秘書とせるが故なるべし、その他書どもの事は下に云べし、故今こゝに引くところの袖中抄を舊本とさだめ稱へる也、かくて其緣起の文を、本朝月令にも、秦氏本系帳云、正一位勳ニ等賀茂大神御社、賀茂者日向云々と書連續けて全く載せたり、彼此考換合するに、上に論へる如く、袖中抄に載たる上件の文は、賀茂緣起なる事著く、風土記本系帳なるは、ともに其緣起を採載たるものなること決

凡例

一此賀茂大神たちの古事の考は、もはら賀茂緣起、賀茂舊記、山城風土記等を表章し、秦氏本系帳を挍へ合せ、古事記、日本書紀、姓氏錄、延喜式、そのほか古書どもに、見あたりたるかぎりを考證して、其故實を注せるなり、但し其古實どもにつきて、總括て辨ふべき說、また事物のうへにつきて、考說の長く、又因にいはまほしき事などは、末へまはして別に注して別記と云ふ、かくてこの考說の引書の中に、世に普からぬが上に、其由來をいひおかまほしき事のあるをば、まづこゝに擧ぐ、

一賀茂緣起と云ふは、顯昭法橋の（文治建久の頃みさかりなりし人なり、）袖中抄舊本十七卷、（瀨見の小川の條、）に引たるかぎりの文を採れり、但し普通の本どもには、件の賀茂緣起を或書と作るを、今或本に、舊本とて挍注しおけるに據りて舊本と稱ふ、其文は釋日本紀に、山城風土記を引て、可茂社稱可茂者云々、玉依日子者、今賀茂縣主等遠祖也、といへるまで載たるともはら同くて、件の緣起には、其文に連續けて、其祭祀之日乘馬者云々、乘馬始於此也、と云まであり、今井似閑が萬葉緯の諸書所引風土記文の部に、かの釋日本紀なる件の山城風土記の文を載て、細書に、袖中抄十七、謂賀茂緣起曰、而引以上文、次云とて、いはゆる其祭祀之日乘馬者云々、乘馬始於此也、と云へるまでの文を加へ引たり、また松下見林が公事根元集釋に、賀茂祭の條の、せみの小川のほとりにあそびて云々とある文の傍に、此より以下別雷命の事、山城風土記賀茂緣起に出たりと注せる賀茂緣起も、共に袖中抄に引たるをいへるにて、今己が得て舊本と稱ふと同本なること決し、猶その緣起なる事の證は、鴨長明が抄に、（此書題名なし、奥に鴨ノ長明ガ抄ト云々、本云元亨三年五月十八日、於久我殿とありて、以下字缺たりけなり、無名抄と題せるは、後人のわざなり、長明は、鴨ノ縣主系圖に、從五位下應保元年十月十七日、中宮叙爵、號菊大夫とあり、）光行賀茂社歌合とてし侍りける時、予月の歌に「石川やせみの小河の淸ければ月もなかれを尋ねてそすむ」とよみて侍りしを、判者にて師光入道、かゝる河やはあるとて、負になり侍りにき、思ふところありてよみて侍りしかど、かくなりにしかば、いぶかしく覺え侍りしほどに、其たびの判すべて心えぬ事多かりとて、又あらため

瀬見の小河

賀茂の大神たちは、皇都を近くて守らせたまふやむごとなき大神にしおはしますを、いかなればにか、史どもに其古事を記しもらされたるにあはせて、はやくよりまぎらはしく聞え給へる事の多かる中に、いとあるまじきかたに申しなせることさへもきこゆるを、おのれはやゝより、古記どもの中に、此神たちの御上にかゝれる古事を、見あたりたるかぎり、何くれと書つめおきつるを、こたび取出てさらに考證して、書つらねて見むとす、そも〳〵中昔よりの世のみだれに、神の御社のあれはてゝ、其跡所だにさだかならぬさへあるに、しかすがに、此御社はまぎれなくうごきなくぞ鎮り坐ましける、されど亂世のかなしさは、御社はいたくあれまし、祭式も衰へゆきて、公家の御祭は三百年にもあまるまで廢め給ひつるを、時のゆければその亂世も安國としづまりて、寛永五年といふに、御社いかめしく修理ひ直され、元祿七年より酉日の大御使もむかしに立てかへされ、其ほか何くれの神事も、次々にもて興じ齋きまつり給ふ大御世となりぬるは、いともめでたき事なりかし、されどしかあまたの亂世を經しほどに、大神たちの正しき古事は、ます〳〵かくろひて、あらぬひが説のみあさましきまで世に聞え給へるを、其神づかさの人々も、大神たちの御慮に習ひてや、のどかに聞過してぞあめる、然るを今をぢなきおのれらが、その遠き神世の古事をたづねあかし奉らむとするは、さし過したるつみもやえなむ、またあやまりたがひたらむ事、はた多かるべければ、かた〴〵おほけなくかしこきわざながら、年ごろ心ざしたるすぢのすてがたくて、ふりはへてかくものしそむるは、文政四年の四月中の申といふ十六日なり、

石川や瀬見の小川の清かれと
　みよをまもりの賀茂の神垣

かくいひてこのふみの名とす、

右式内

○此國帳、當郡式内佐支神社、伊牟移神社見えず、此帳注せる頃、既く社の衰へ給ひたるにあはせてしるし漏せるか、この二柱の事は、官社の部にいさゝか考たる由なれば注せり、また神號の變り給へるまゝに注せるによりて、今其れと知られざるにてもあるべし、なほよく尋ね考へて顯はし奉らまほしき事にこそ、

この神社詳ならず、郡縣志に、地神社在二早瀬浦一、未レ知レ爲二何神一也、正月三日祭日、有二流鏑馬之儀一、神階記所レ載二方郡 正五位林明神者是乎、志の説も同じ、といへり、按に、當國人の家號に林と書て、方言にハヤセと唱習たるがあり、しかれば此地名の早瀬ももとは林にて、神號はその地名にもやあらむ、

正五位菅竈明神 帳に須可麻、

右式内

正五位常神外尊明神

正五位常神島尊明神

此二座の社の事は、式内常神の社ノ條に云へり、

正五位清水明神

今社詳ならず、すべて考なし、

正五位賀留間明神

按に、この社今式内常神ノ社と同所に坐せる これなるべし、其は常神ノ社の下に注へり、

正五位須波明神

郡縣志に、諏訪明神在二上野村一云々、古來無二神殿一、唯存二瑞籬一耳、毎歳七月廿七日倉見、白屋、上野、成願寺、岩屋等五箇村之土人同祭レ之、此外三方郡中神子 浦郷市村等有二諏訪明神社一、神階記、有二正五位諏 訪明神一、未レ知レ爲二何處一也といへるを、志には、件の上野村なるを擧て、蓋此といへり、從ふべし、さて此上野村なる神は、むかしより神殿はあらず、白蛇の纏ひたる形の神石を、瑞籬を作りて圍みて祭り來れり、井上氏の者の今は農民となりたるが祀に預れり、此神千三百年餘已前に、信濃國より諏訪明神を祭來れりと云へり、岩屋村瀬尾氏が家記に、織田信長公此神に祈願の事ありて、靈威の事も見ゆ、そは式内闇見神社の下に引たるを見るべし、諏訪ノ神は建御名方ノ神に坐せり、上の美奈方明神の下に説へるがごとし、さて當郡神子浦にも諏訪明神ノ社あり、又郷市村にも同神伊矢宮明神の相殿に坐ませり、其祭日は十一月初寅ノ日なり、この二所は古き由ありてもきこえず、此上野村なるは古く聞え給へれば、帳に載たるは是なるべし、

正五位仁部明神 帳に仁布

谷村の民等、時の國君の恩澤を辱み、その君の官名をもて其現世に讃岐權現と稱して、私に祠を建て祀りたるが、今に在りて、正月九月の廿五日を祭日とせり、

正五位丹生明神

正五位山津明神　帳に、山都田神社とあり、此なるは田ノ字脱たるなるべし、

右二座式内

正五位氣山泉明神

志に、氣山泉神祠在二氣山村一と云へるがごとし、但し神社は小名を牧口村といふ地にありて、今なべてはたゞに泉大明神といへり、里人和泉とも書くは、國名の書ざまにならひたるさかしらなり、

注里人の説に、この神は、於世神の御母にます、白髮の老嫗にて顯形給へることありしと云ひ傳へたり、その社の側より清泉涌出たりけるが、前年地震てその邊崩れてのち、泉も出ずなりぬとぞ、この村にいま泉原菴といへる小寺もあり、もとこの泉によりて社號とせるなり、寛文年中干潟觀音堂建立の時の差圖の内に、その社また泉をも記せるがめづらしければ、こゝにぬき出て寫せり、



正五位木野明神

正五位竹波明神

右二座式内

正五位林明神

所の下文に、利劔宮ノと書るもこれなり、

正五位於瀨明神

右式内 於世と作り、

正五位於瀨河中明神

今按に、氣山村の内中村一名水口村、と云處に、川中權現、今はもはら川崎權現とも稱ふ神社これなり、八月十五日祭事を行ふ、里人の說に、昔上瀨河の宇波西神社の前を北ざまに流る、河上此處を流れたりし時、其川中へさし出たる崖に在し社なるによりて、上瀨川中權現、又川崎權現とも稱へり、寛文年中太く地震たる時、志に、寛文二年夏五月朔、地大震、三方ノ湖涯土砂爲二堆地一、川流失レ道テ洪水橫流ス、と云へる時の事なり、河の流變りて、今は地のさま替りて、川中といふ由を知る人少なりと云へり、祭神は詳ならず、

正五位國津明神

今按に、向笠村に國津大明神ノ社あり、祭神は詳ならず、

正五位布勢明神

今神社詳ならず、帳に、出雲、備前、越中、二社讃岐に、布勢神社ノ、信濃に布制ノ神社、近江に布勢立石ノ神社あり、

正五位丸部明神 帳に和爾部、

正五位酒部明神 帳に須部

正五位織田明神

正五位耳明神 帳に彌美

右四座式内

正五位民部明神

右神社詳ならず、

注民部いかによむべきにか、もしくは官名ならむか、しからばむかし民部省の官人の、此國の民に惠ふかく政ごちたるが在けるを、民どもが歡び貴びて、私に祭りたりしにもやあらむ、さもあらば民部よのつねの如く字音にてあるべし、和名抄に、民部省の唱、多美乃都加佐と見えたれど、神號ならむには、しか唱へたるべくはおもはれず、寛文のころ遠敷郡新瀧ノ

江州坂本ニ勸請云、南前川北前川二村生土神也、神階記ニ、正五位前河明神卽此也と云へり、四月初申日祭あり、

正五位天利劍明神

志に、利劍神社在ニ世久見浦一と云へるこれなり、神名の舊訓アメトツルギと注せり、今里人尋常には利劍大明神と稱へり、帳に、越前國敦賀郡天利劍神社、續日本紀に、承和七年八月乙酉、奉レ授ニ越前國從二位勳一等氣比大神御子、無位天利劍神、天比女若御子神、天伊佐奈彥神、並從五位下一と見えたり、氣比大神社の社司の記に、天利劍神社坐ニ氣比社內一、七社之御子神第五王子宮是也といへり、

注夫木集神祇部に、行遍「山を切る劍を峯に殘し置て神さひにける氣比の古宮」、とよめる歌あり、此神の古事なるべく年ごろおもはれつるに、此頃或人越中の立山に詣でたりとて、其處の事ども語れる中に、立山の峯をばわきて劍の峯といひて、立山權現の社あり、又麓の僧房のあるあたりに、氣比宮と稱ふ小社ありといへり、故按ふに、此山いま立山と書て、たて山とはいへど、舊はたち山と云へり、萬葉集十七卷に、越中守大伴家持宿禰、立山賦一首、幷短歌、此山者有ニ新川郡一也、「すめ神のうしはきいます新川のその多知夜麻に」云々、と見えたるこれなり、又その權現と稱すは、件の歌に、「新川の多知山にうしはきいますすめ神」とよめるこれにて、氣比大神御子天利劍神の、山を切て遺し置給ひし劍を祭れるにて、麓なる氣比宮は、歌に氣比の古宮とよめるこれにて、天利劍神に坐し、多知山といふは、太刀山の由なるべく、今劍の峯といふも同じ由の名なるべく、神名の利劍は、其山を切給へる御稜威を稱へ奉れるなるべし、また氣比の社司記の中に、氣比神宮七社御子と云ふは、第一御子劍神社、第二御子金神社、第三御子林神社、第四御子鏡神社、第五御子天利劍神社、第六御子天伊佐奈姬神社、第七御子天伊佐奈彥神社とありて、今七社ともに氣比大神社の攝社なりといへり、此中第一、第五、第六、第七の御子神社は、式內にて同郡に坐り、その敦賀郡より移し祭れるなるべし、さて此神名敦賀郡なるも、旣く天を省て利劍宮とも云へり、同郡手浦刀禰と號ふが藏る、康永二年 大神宮按に、氣比大神宮なるべし、政

正五位能登河中明神

いま能登野村能登野川の川上に、龍天神と稱ふ小社あり、これなるべし、里人神身は大蛇なりと云ひ傳へたり、此外此村に大將軍ノ社あり、祭は十一月廿三日なり、また山王ノ社あり、祭は四月初申ノ日なり、

正五位梶生野明神

いま社詳ならず、梶生野は地名なるべけれど、未その處をきかず、

正五位常神三皇明神

この神社常神浦常神社の傍に在り、式内常神社の條に云へり、

正五位夏子明神

今神社詳ならず、

注夏子の由も考なし、〇主計式に、凡貢二夏調絲一者云々とて、諸國の絲品を擧げ、その量を若干絇と定めて、並二七月三十日以前納訖とあるは、歌などに「夏引の手ひきの糸と」よくみなれたるこれにて、手引といへる手調布を天都久利といふが如く、手業の由なるべし、さて絲は春養蠶して、夏その繭絲を引出し取るものにて、もはら其繭作る頃の蠶を夏蠶と云へり、かくて養蠶する女ども、蠶を神々しきものとして、穢惡を避け詞忌などして齋ひ養ひ、ほどほどに神にも祈りて、ものする慣ひなる處多し、もしくはその夏蠶の守りのために祭れる神にはあらざるか、神代紀の一書に、稚産靈の神の御うへの事を、此神頭上生二蠶與桑一云々、またの一書に、食保神の事を、其神之頂化爲二牛馬一云々、眉上生レ蠒云云、口裏含蠒便得二抽糸一、自レ此始有二養蠶之道一焉と見えたり、

正五位三方明神

正五位田結明神

右二座式内

正五位前河明神

志に云、山王祠在二北前川村一、相傳大同元年創建、自二

右二座式內

從四位善智明神

今神社詳ならず、善智いかによむべきにか、おもひ得ず、

注あやしき神號なり、竹波村ませ谷と云處に、十善大明神社あり、もしくはこれならむか、なほよく索ね考ふべし、○陸奧國外濱にうとふと云ふ鳥のあるを、善知鳥と書來れる事は猿樂の謠にも見えて、俗人知るがごとし、その書ざまの書に見えたるは、運歩色葉集に、善知鳥、惡知鳥と擧げ、注に觀世方書レ之、又虛八姿と擧て、金春方書レ之、昔自二異國一虛舟藏レ人而流、其幽魂化而成レ鳥也、依レ之如レ此書也云々と注せり、件の書は、天文十七年の頃著はせるものなるに、既くさる俗說はありしなり、松永貞德の歌林樸樕拾遺にも此說を載たり、かくて其鳥には由なくて、宇登宇と呼へる地名の諸國の中に古くきこえ、今も木曾路の御嶽と細久手の間に、うとう村といふがあり、うとう坂と云もありて、字には善知鳥と書くといへり、當國にももしくはうとうと云ふ地名のありて、其れによれる神名にはあらぬか、せめて記し置て後の考にそなふ、

正五位能登明神

右式內

正五位伊奈美明神

今社詳ならず、

注伊奈美は地名ならむか考ふべし、○和名抄、播磨國印南郡あり、萬葉集の歌に、伊奈美國原、伊奈美野、稻見の海などよめるもきこえ、續紀には、加古郡伊南郡とみえて、もとは加古郡に屬たる大名の地なるを、後に郡に立られたりときこゆ、東寺の古文書の中に、永仁六年の播磨國の實撿帳に、若狹野といふ地名見え、また觀應二年の同國の文書に、若狹守と云ふ稱の人見えたり、相合せて由緣ありげにきこゆ、なほよく考ふべし、

正五位闇見明神

右式內

御輿神、瘡神、荒神等の社あり、御輿神と云へるは、上に擧たる車持の職に由縁ありてきこゆ、三月二日、九月八日に祭を行ふ、此社もしくは鞍道明神にはあらぬか、此外に笠掛大明神社もあり、また西神社とてあるは、式內香山神社なるべくおもはるゝ由は、既に云へるが如し、又上車持村に牛頭天皇社ありて、六月九月の十四日に祭あり、猶よく考べし、

なほよく尋ね考ふべし、

正五位馬立明神

今社詳ならず、

注しひて考るに、當郡に馬居寺村と云ふがあり、此地舊馬居と云へるを、馬居寺と稱ふ寺の在るによりて、しか呼ふ事となれり、其寺は天喜五年に建たりと云へり、今は其寺は廢て鎭守神なりしといふいと小き神祠あり、かくておもふに、此神名の馬立の立字、もしくは居の誤寫にて、馬居にはあらぬか、立と居の草書[illegible]かくさまに書たらむには、混ひもすべきなり、然らばその鎭守神と云へるが、馬居明神にて、そのかみ例の僧があらびにあひ、傍によりておはしゝが、其寺廢て後、しか形ばかりにておはすにもやあらむ、さて其他に熊野權現社ありて、祭日は六月十三日なり、猶よく尋ね考ふべし、〇郡縣志、大飯郡神社部に、杉森明神社在二六路谷村一爲二產神一、未レ知レ爲二何神一、正月四日、九月七日有二祭禮一、若狹國神階記、大飯郡正五位椙森明神云々、と記したれど、國帳今本大飯郡に、此神名はあらず、大飯郡坐神二十所とある社數も、本のまゝにて合ひ、首に諸神合百四十五所と云へる三郡の總數も合ひたれば、脫たるにはあらず、故おし考るに、遠敷郡に正五位山井椙杜明神とあるを、誤て混へたるなるべし、大飯郡六路谷村杉森明神社今もありて、祭日もなにも郡縣志にいへるが如くなれども、國帳には載られざる神と知るべし、

三方郡坐神三十六所

從二位勳三等於瀨大明神

從二位常大明神

訓サカタレとあり、酒を垂し注ぐ器ときこえたり、中昔の文書に、樋と書たる器見えたり、東寺寛正四年の引付帳に、樋また折樋など書き、文明十七年の同書に、攝津國垂水庄を樋水庄と書るなどこれなり、此字漢籍に見及ばず、タリとよむべく皇國にて製りたる字なるべし、林逸が節用集にはタルとよめり、古事記の雄略天皇の御歌詞に、本陀理とあるを、宣長翁の説に、本陀理は秀罇にて、罇はもと酒を盃に注ぎ入るゝ器なり、多理とは其口より酒の垂出るよしなるべし、そを後世には多流と云ひ、又酒を入置器を云事となれるは、ともに轉へるものなりといはれたるが如し、この神名も、その酒垂に由ある事にや、こはせめて云ふのみ、

正五位鞍道明神

社今詳ならず、按に、鞍道は當郡の地名なり、そは東寺に藏る古文書の中、大治元年二月、源某名を署さず所領の田畠山林等を、丹生二郎隆清に讓る公驗狀に、青郷六ヶ所云々、海一所字鞍道浦とある處なるべし、青郷に並べて記せるさま、決く當郡ときこえたり、又件の公驗狀をもて、仁平元年三月、隆清が嫡子丹生若丸に、其繼祖父平某祖母小槻氏が附屬狀には、鞍内浦と書り、其地に依れる神號なるべし、然るに今その地名ある事をきかず、

注車持と云へる村はありて、今上下二村に分てり、その下車持村の地におよべり、按ふに鞍道鞍内共にクラチとよむべし、かくて車持ももとはクラチと唱ひたるを、後に字訓のまゝにクラモチと呼ふ事となれるならむか、但しクラチは、もと車持を約めてクラモチと云ひなれたるを、またチ◎今按チ當作モ、を省ける言なるべければ、クラモチといふぞ言の義にはしたしきを、二かたに呼來つるものなるべし、さて車持といふ稱は、書紀履中天皇五年の下に、車持君行於筑紫國而悉挍車持部云々、姓氏錄に、車持公云々、雄略天皇御世、供進乘輿仍賜姓車持公などみえ、和名抄、上總國長柄郡、越中國新川郡に車持鄕みえたり、さて今下車持村に十六所大明神と稱ふ社あり、此社の事は、里人の古記に、丹州天日八王子御前、并吉野藏王十六所大明神、曆應二年上棟とあり、こは棟札の寫なるべし、末社に

ばしとて相殿にものし置奉れるなるべし、なほよくたづぬべし、○和名抄、越中國婦負郡の郷に、小子知此佐古といふ處見えたり、（雄略紀六年三月の下に、螺蠃に小子部ノ連ノ姓を賜へる事見えたり、古事記によるに、神八井耳ノ命の後なり、）もしくは此地名に由あらむか、（少小ノ字通はして用ふるは古の例なり、）さて少子舊訓チイサゴと書たれど、古言の格によりてチヒサゴと訓して唱ふべし、

正五位賊椋明神

此神社、郡縣志に、在二川上村一爲二産神一、未レ知レ祭二何神一、正月十三日、八月晦日、九月七日有レ祭といへるが如し、今川上村の東の山中に、あたぐら谷と云ふがある其山口に、賊椋大明神社在り、これなり、里人或は棟梁大明神とも云へり、按ふに、そはアタグラを盗椋とも書て、字音にも呼たるを、字の好からぬを惡みて、さかしらに棟梁の字にかへたるものなるべし、（今ゆくすゑは、木工の守リ神とや云ふべからむ、）

正五位日置明神

正五位靑海明神

右二座式內

正五位金劒明神

郡縣志に、金劒明神社在二小和田村一、高野、中山、高屋、今寺等爲二産神一、六月十四日、九月九日、十一月三日有レ祭、（六月の祭日記漏せるを補ひて引り、）といへるがごとし、この神號土人金劒をカナギと唱へ來れりとぞ、カナツルギの約りたるなるべし、舊訓にも劒字にキの假字をさしたり、然るを近世になりては、土人カネツルギと呼ふは、むかしの唱をわすれて字になづみたるさかしらときこゆ、遠敷郡虫生村にも金劒明神あり、（祭日は、三月三日、九月八日、）さてその金劒は神體をさして稱するか、又神名か地名か考得ず、

正五位酒垂明神

志に、酒垂神祠在二小黑飯村一といへるが如し、里人神號の酒垂をサカダレと唱來れり、但し今なべては天神と稱へり、正月元日、九月九日、十一月十日を祭日とす、帳に、但馬國城崎郡に酒垂神社あり、

注延喜齋宮式、その外にも酒垂と云ふ器見えて、古

土人爲産神、九月十日有祭といへるが如し、今村人舟府大明神と云へど、正しくは布奈保と稱ふべし、和名抄、筑前國淺口郡の郷に船穗、（布奈穗）下總國印幡郡にも船穗郷あり、此神號も地名ならむか、（されど今其名ある事をきかず、）

正五位黑駒明神

正五位法海明神

志に云、黑駒神祠在飯盛黑駒邑、又法海神祠在飯盛法海邑、といへるがごとし、里人の説に、此二社は、むかしこの飯盛八社八寺とてありける中の社なり、此外の六社は廢給へり、（按に、飯盛村の内に荒木、田德、黑駒、岩熊、法海、伏本、久保とて七處の小邑あり、いはゆる八社八寺は、舊は飯盛を加へて、八村に一社一寺づゝ在し由なるべし、）かくて黑駒神は、元德二年九月九日甲斐國一宮神を、（一宮記に、八代郡淺間神、）故ありて祭れるなり、（其社地の森を黑駒ノ森と云ふ、）其後延德年中、圓滿院宮より、社領廿二石六斗の地を寄附の狀あり、秀吉公威權の時に及びて其地を亡ひ、神主も（樹村掃部ノ介が子内匠に至りて、）絕たり、法海神は、寶治二年二月九日海中より出顯し給へる神なりといへり、此餘に黑駒法海の神を相對へて、（この神々の、甲斐の黑駒を乘替給へりといへる趣なる、）いと謾りなるをさなき説もきこゆれど、とるにたらず、さて黑駒神を黑駒柴立宮ともいへり、さるは帳に、伊勢國奄藝郡久留眞神社、（今白子村の南に在とぞ、久留眞地ノ名なるか、親長卿ノ記に、伊勢國栗間ノ庄、）鈴鹿郡に志婆加支神社、（今楠原村に天神ノ社と云ふ此レなりとぞ、）また淡路國津名郡に、伊勢久留眞神社などあるをおもふに、もと伊勢の久留眞志婆加支の二神を移し祭れるにもやあらむ、然らば甲斐の一宮の神を祭れるといへるは謬説なるべし、祭日は二月九月の九日なり、西勢村、東勢村、長井村にも同神の社あり、（但し西勢村なるは、小屋立事明神とも云へり、いづれも祭日は黑駒村なると同じ、）黑駒村なるは本社ときこえたり、（地名神名相同じきをもおもふべし、）さてまた法海をノリカイとよむ事は、此國帳の舊訓にもあれど、古言のさまならず、穩ならぬ唱なり、（里人の説に、海中より出現給へる神なりといふも、信がたき説なり、近世には乘海とも書て、ます〳〵謾説する事きこえたり、）古言のさまにはホヽミなどよむべし、されど然唱ふべき證しなければ、しばらく舊訓によりてあるべし、

正五位少子明神

今此社詳ならず、或説に依居明神の相殿に坐すといへり、此説正しからば、社の衰へ給へるによりて、し

名抄に載たる遠敷郡志摩郷にて後に當郡に屬たるなり、（その委しき考は、當國の舊事考志摩ノ郷の下に説へり、）さて此神社の事を村人の舊記に、天元元宍人影平建立、勅書燒失と記せり、但し建立とは新にものせる由にはあらず、造替の事なるべし、（天元は、圓融院天皇の御世なり、此村の長樂寺に藏る、正長二年三方若狹ノ守惟宗ノ範次が、此寺造營の棟札に、天元元年建立、願主宍人氏影平朝臣再興云々とあり、此社の造替と同時の事なるべし、範次は當國の守護代なり、）また郡縣志に、當社の下に、此邊之領主三方若狹守範次再興之營神殿、永享二年十二月三日有遷宮、使小濱明王院權大僧都賢海為別當、兼知長樂寺事云々、と見えたり、（志に、大島の内宮富村八幡宮の下に、本國守護職記云、永享元年守護代三方範次修造とあると同事の事なるべし、此前年正長二年の長樂寺の棟札にも、此人の名ありて、上に引たるが如し、）祭神は、中央は天照大神、熊野大神、左は春日大神、住吉大神、右は八幡大神、遠敷上下宮神、合せて六所の神なりと云傳へて、（遠敷上下宮ノ神をば一所とせるなり、さて古より件の六所を祭れるか、後に合せ祭れるか詳ならず、）此村の生土神とす、祭日は九月十九日廿日なり、（この六所明神社の舊の神體なりとて、衣冠着たる如く見ゆるいと古き木像を、故ありて此村内西村の常善庵にある不動明王と相殿に置りとぞ、いかなる事にかいとあるまじき事ならずや、）末社に余永大明神社あり、

【注】此神の事を、志に、大島の内宮富村八幡神祠の下に、社務長樂寺の僧が曰とて、神階記所載正五位島山明神蓋是也、と云へる説を載たれど、その長樂寺に藏る文和四年守護細川清氏の寄社領狀、また其臣右衞門尉義幸が證書にも、大島八幡宮と書て、そのかみはやく八幡宮といへり、余永大明神の事は、式内須可麻神社の下に、かつ〴〵云へるが如くなれば、彼寺僧が考は信がたし、○因に云、大島村の古記に、當島は御内裏御知行所、其御一代の御帝御すべり、其後為御慰廿四名の百姓共に諸官位御免、凡元慶三年の頃と記せるものあり、いと拙劣き記しざまなるが上に、傳説の誤もありげにて、何事とも聞えがたきを推量りて考るに、むかし官位たかき公家の人の流され給へるか、又は流離ひて此島に在し時の事を、しか訛語り傳へたるものなるべし、郡縣志に、天神社在大島村、安菅神像於社中、其長八寸、傳言古菅丞相寓此地之時、自所刻之像也云々、斯像始在長樂寺、寛文年中建社納焉と云へるは、さる公家ざまの人の像ならむか、

正五位船穗明神

郡縣志に、船穗明神社在長井村、未詳所祭之神、

従三位赤松明神

志に、赤松神祠在立石村と云へるがごとし、國帳遠敷郡に、文室前赤松明神あり、

従三位垂水明神

今社詳ならぬを、しひて考もとむるに、志に、父子瀑在父子村、流落直下五丈餘、巖如牆壁、古樹繁茂、雖盛夏亦風色凄愴、瀑傍有巖洞、其内置小祠、とある祠これなるべし、さて垂水とは俗にいふ瀧なり、山などの高みより垂落る水の義にて、古は垂水といへり、萬葉集の歌に、「石ばしる垂水の水」とよめるなどこれなり、かくて父子村なるは、その垂水に由ある神を、其巖洞に社を建て祀れるによりて、垂水明神と稱へるなるべし、姓氏録に、垂水公云々、孝元天皇御世、天下旱魃河井涸絶、于時阿利眞公造作高樋、以垂水岡基之水、令通宮内、供奉御膳、天皇美其功、便賜垂水公姓、掌垂水神社也、此文印本誤あり、古本によりて訂して引り、と見えて、其は帳に、攝津國豐島郡垂水神社、名神大月次新嘗と載られたり、萬葉集巻七に、攝津作とて、「命を幸くあらむと石はしる垂水の水をむすひて飲つ」、とよめる歌も此垂水なるべし、事は異なれど、この垂水の神といへるに、おもひあはさるゝ趣あれば引出つ、

従三位碎道明神 帳に佐伎治、

正五位伊射奈木明神 帳に伊射奈伎、

正五位香子山明神 帳に香山

正五位志津子明神 帳に靜志

正五位大飯明神

以上五座式内

正五位島山明神

今按に、此社大島村の内東村と云處に坐す大島の明神、又六所或は六社大明神とも稱ふ社これなるべし、この神社、舊は同處の大山といふ山の麓に在しを、後に今の處に遷したりと里人いへり、然考たる由は、此大島古は島山と云へり、其は天平十九年に勘録して奏上れる、大和國大安寺流記に載たる墾田地の中に、若狭國乎入郡島山佰町四至、四面海とあるこれなり、これ和

さるべき事の由あるが故にこそはあれ、其事の正しく古史どもに見えざりとて、無き事とは云ふべからず、上代には何くれと、私に道をつくれる事はをさ〳〵ある事なく、道といふ道は神の道、神の道は即天皇の行はせ給ふ道にて、天下の蒼生も身のほど〳〵にかなへて、其天皇の道に據り行ふ習俗なりつる趣を悟りては、さる疑ひはあるべからずと對へたりき、但しさはいへど、この玉布利神は、鎮魂の神ならむかと云へる考は、さらに推定めていふにはあらず、いさゝかおもふ處あれば、因にこゝに記しおきて、なほ後の人の好き考への出來むを俟つになん、

正五位美奈方明神

今社詳ならず、美奈方舊訓ミナカタとあり、古事記大國主神の子に、建御名方神と申すがおはしたる其古事見え、其神社は續日本後紀に、承和九年十月の下に、奉授信濃國无位健御名方富神前社、八坂刀賣神並從五位下と並記され帳に載られたるこれなり、（又水内郡に、健御名方富命彦神別神社名神大、とあるも同神なるべし、）この美奈方明神、もしくは建御名方富神ならむか、（この神、御名方と申が素よりの御名にて、健も富も美稱なるべければ、省きても申し奉るべきなり、さて此神は信濃の諏訪を除きて、他處には祭らるまじきいはれなる古實の由は、宣長翁の既に論はれたる説ありて、首卷に擧たるが如し、さて此國帳に、三方ノ郡に正五位須波明神と申すもあり、）

大飯郡坐神二十所

從三位依居明神

郡縣志に云、依居明神在岡安村、未知爲何神云、土人之產神、而三月二日祭之、又九月八日有神事能、と云へるが如し、村人の古記に、此社の事を文應元年八月十二日造營畢、其後大野式部丞、大永元年霜月二日再興、爲宮田一町二反と有とぞ、文應に造營といへるは、創て社を建たるにはあらで、造替の事を然は書し置るものなるべし、さて又此神號の依居を、今なべて村人は惠古と書けど、そはさかしらにて、村人も素より此國帳と同じく依居と書けりとぞ、さて依居は地名ならむか、當郡に馬居といふ地もあり、（むかし馬居寺といふ寺の在し時より、馬居寺村と云ふ事となれり、此寺今は廢たり、）又廣岡村にも依居大明神社ありて產神とす、（祭日岡安村なると同じ、）岡安村よりうつし祭れるなるべし、

載られたる神は、宇多天皇の御外祖母當宗氏の祖、もろこし漢高祖が裔の劉氏の靈を祭れりときこゆる事ありて、委しく蕃神考に注せり、當國なるはその杜本神を移し祭れるにはあるべからず、

正五位玉布利明神

今社詳ならず、

注本書玉布の二字にタマフと假字をさしたり、利ノ字引合せてタマフリとよむべし、さて玉布利神と稱ふは書に見えず、しひて按ふに、もしくは鎮魂に祭る神にはあらじか、鎮魂の事は、職員令に、神祇伯掌ニ鎮魂ー義解に謂鎮安也、人陽氣曰レ魂、魂運也、言招ニ離遊之運魂ー鎮ニ身體之中府ー故曰ニ鎮魂ーとあり、鎮魂祭を延喜四時祭に、一オホムタマフリと訓み、令集解鎮魂祭の下に、問ニ布利之由ーといひ、天武紀に、招魂をミタマフリともよめり、この祭は、人の運魂は身體の中府に鎮れるものながら、時としてその處を離遊るゝ事のありて、病の出來、また魂の運用弱くなるめれば、その離遊れたらむを、招復して中府に鎮むる方を行ひて、神の御助を請ふ事ときこゆ、かくものして魂を鎮むるが、卽魂の威の活き震ふ基なれば、魂震といへるなるべし、さて天皇の鎮魂祭には、神祇官の西院坐ニ神魂神、高御魂ノ神、生魂ノ神、足魂神、魂留魂神、大宮女ノ神、御膳神、辭代主神、この八神に大直神をも祭り給ふ例なり、庶人もその方を行はむとならば、件の神々に祈請てものすべき事なるべし、この鎮魂の事は、別に考記せる書ありて、こゝに云へるはその大旨なり、かくて此考の如くならば、玉布利の神と申すは、もしくはいにしへ人鎮魂の方を行ふにつけて、件の九柱神を合せ祭れるにもやあらむ、或人予がこの説をきゝて、鎮魂祭の説はさもありなむ、されど其は朝家の御祭わざにこそはあれ、庶人の此祭して鎮魂の方を行へる事、かつて古書どもに見えたる事なし、其を庶人などの私に行はむ事はあるべくも思はれず、いかゞと云ふに答けらく、古書どもに其事の見えざるは、おのづから其記すべき事のなきが故なり、また國史どもは朝家の御書なれば、此事に限らず、庶人のよろづの風俗を記されたる事なし、たまたま庶人の風俗の聞ゆるは、其記

方猿陪淵の水中に坐すと云傳て、川中に小き鳥居あり、土人の説に大刀自といふ龍女なりと云へり、郡縣志に、猿陪淵、志には猿邊と書り、在下賀茂村大戸與上野木村之間山下、又其山突出之處謂猿陪鼻、淵底有小石、名冠石、傳言賀茂大明神降臨之時、白猿供奉而現于茲、又小石神冠之所化也、旱魃之歲抱擧斯石而祈雨則必有驗矣、と云へるこれなり、此神名此帳の舊訓に、カムツチダイトジとあるは、そのかみの唱なるべけれど、今も大刀自はオホトジと云ひて、其古言なれば正しくはオホトジと申べきなり、按ふに、大戸と云ふ地名に依りて、もとは大戸々自と稱したるを、言の約りてはやくより大戸自と稱しならへるにやあらむ、さて大戸自とは、もはら家内の事とる長しき婦を呼ふ稱なるを、その意ばえよりもいへる例あり、この刀自の稱の事は、別に考記せる書あり、こゝにはつくしがたし、さてまた上津知と云ふ由はいまだ考得ず、もしこれも地名にはあらざるか、

正五位穗積姬明神

いま社詳ならず、神名もいまだ書に見あたらず、穗積はうちまかせては保都美とよむべきを、舊訓ホツとあり、美を略きてさも唱へならへりしにや、

注 またミの假字の脫たるにてもあるべし、萬葉集に、帛叫、楢從出而、水蓼、穗積至云々、とある穗積は、大和の地名なり、天武紀に、穗積皇子と申も見え給へり、和名抄、攝津國島下郡の郷に、穗積保都美、又尾張國丹羽郡、美濃國本巢郡、播磨國賀茂郡等にも穗積郷あり、姓氏錄左京神別に、穗積朝臣神饒速日命五世孫、伊香色雄命之後也、などあり、なほ考ふべし、

正五位玉井明神

郡縣志に、玉井明神社、在遠敷村之內中村山王社南民家後園云々、と云へり、この神の事、式內若狹比古神社の下に、因に說へる事あり、

正五位杜本明神

今社詳ならず、杜本は當國の地名ならむか考ふべし、

注 郡縣志に、高森明神社在賀茂村之內高森、未知爲何神、二月十一月初午日、供米獻醴而祭之、とある神社、もしくはそれかあらぬか、せめて引出つるなり、杜本舊訓モリモトとあり、〇神名式に、河內國安宿郡杜本神社二座、並名神大月次新嘗、と

明神、按、神階記、正五位大幡彦明神、正五位大幡姫明神云々、然則祭大幡彦大幡姫二座于茲者乎、正月五月九月初五日爲祭日、相傳新保村城主上杉金吾、粟屋右京亮元隆、武田中務、同五郎等崇敬之、又天文十九年武田五郎修補斯社、令內藤和泉入道爲奉行矣、と云へり、今なほ里人どもに尋ぬるに、其姫彦明神を下宮とも呼ひて、熱田大神を移し祭れるなりと云へり、又當村に、別に山姫神とも山神とも稱すが、大なる森中に坐せりといふ、今社は無し、此森のあたりに神の山田と稱ふ田地もあり、さて彦姫明神の祭日には、此森の山姫神をも祭る例なりといへり、按ふに、むかし此森に大幡姫神の社の在けるが、破壞衰へ給へるを、造替べき力なくて、神體を彦神の社に移し合祭りて、彦姫明神と申し、さて其姫神の社の跡處を山姫、また山神とも申て、祭來れるならむ事決し、又今の彦姫明神の社を下宮といふは、舊姫神社の在りし時、所のさまの便にて姫神社を上宮、彦神社を下宮と云へる唱の遺れるにぞあるべき、さてかの山姫神の森の奧に、觀音堂あり、昔の寺跡なりとて、大幡寺と銘ある古き鐘の遺れるをおもへば、此處を新保村と呼ふは後の名にて、舊は大幡村とぞ稱ひたりけむ、しからば神名の大幡は、地名を負せ稱へたるなり、

正五位後机明神

志に、後机神祠、或稱聖宮、在國分村、（舊は國分寺村と稱へり、）村民相傳、祭聖武天皇云々、清水御前祠、櫻姫祠下宮在此村、古建國分寺之時、（志の佛寺の下に、國分寺有國分村、聖武天皇天平九年、毎州置國分寺、又十一年建國分尼寺、式所謂料一萬東、卽此歷年衰廢、今營草堂、存國史所載丈六佛、堂西在毘沙門像、此古所在護摩堂者、尼寺僅爲草庵、存其古佛、今稱之尼寺庵、庵藏佛語一軸、傳言聖武天皇、光明皇后、僧慈覺等所筆と云へり、）與聖宮共爲四方鎭護神云、（郡縣志に、後机明神社在國分寺東、また清水御前社在同村西田間、社傍有清泉、故稱之、櫻姫明神社在同村民家傍古松下、下宮大明神社在同村南、所祭一座、則遠敷下宮神豐玉姫也、毎歲八月亥日祭之、）と云へるがごとし、後机は此記の舊訓ウシロックヱとあり、今里人ウシロックヰと云ふは訛れるなり、

正五位上津知大戸自明神

この神賀茂村大戸と云處に、小社にて坐せり、大刀自明神、また賀茂の雨乞宮とも稱す、神の現身は其西の

正五位山井椙杜明神

今社詳ならず、或說に杉山村なる藏王權現これなりと云へり、上の上津々彥、下津々姬明神の下に云へるを合せ考ふべし、

正五位竹上石神明神

竹上古訓シノカミとあり、此社今詳ならず、

注委道云、竹長村なる宮河狹野明神を、土人雨乞ノ宮といふ、其社に並びていと小き社あり、これなりと聞りと云へり、いかゞあらむ、又郡縣志に、岩神社在二加福祿村一爲二產神一、正月十一日、九月九日祭日也、又按に、三田村に石神あり、社はなし、又河內村に白石大明神社ありて、其處の山の河內谷と云ふに神石あり、志に、此谷在二一大石一、其形直立、俗稱二明神一、立石其高六丈餘、廣二丈五尺許とあり、その二村ともに當郡の內なり、もしこれらの中にはあらじか、なほ竹上と云處探ぬべし、

正五位鄉中明神

社今詳ならず、

注郡縣志に云、府中村在二上竹原村東一云々、斯邊國之中央也、相傳上古之國府在二此處一矣、至レ今或稱二國府一と云へり、和名抄に、若狹國國府在二遠敷郡一、といへるに合へり、さて其府中村に總社權現の社あり、府中を鄉中とも云べければ、もしくは此社鄉中明神にはあらぬか、郡縣志に、總社權現在二府中村一二月廿五日祭日而有二神事能一稱二伊佐々祭一といへり、さてこの伊佐々と云ふは、同書の土產に、魦此謂二伊佐々一、頭書四ノ卷常神社ノ下、イサザクモリ云々ノ處可二見合一、於二府中村一季春臨二河流一而取レ之、其味堪レ食、又貫二之細竹串一、而日乾名曰二目刺一云々、傳言古府中村土人、每レ春取レ魦貢二朝廷一矣云々、といへり、其魦を漁る土人十二家古より定まれり、さて總社權現の祭二月廿五日、かの魦を漁り始る頃にて、必其魚を漁りて神に供ふる例なるが故に、魦祭とは云ふなり、

正五位大幡彥明神

正五位大幡姬明神

郡縣志に、大幡明神社新保村爲二產神一也、或稱二彥姬

奏し、おのれら賞に預りて有けるに、兼家命死なずして家に歸りしかば、兄等耻恐れて迯去りぬ、故ニ兼家おのづから兄の所領を得て勢在りけるに、平ノ將門が謀叛の時の軍に功ありければ、其賞として近江國甲賀郡を賜はり、後に伊賀半國をも賜はり、佐耶具に住りといへり、此說も本書には種々疑はしき事ありて、悉くは信がたけれど、もはらあとなし事ともきこえず、また羅山文集に、大岡寺觀音堂在ニ水口一、余一見ニ緣起一甚卑俚不レ足レ云焉、曰昔甲賀三郎兼家、與ニ兄太郎次郎一共遊ニ衆山一、兼家入ニ若州高懸山窟一射ニ殺鬼輪王一、時太郎次郎陷ニ掩兼家一、兼家化爲レ蛇、其窟通ニ於信州木葱松原一云々、と記されたり、此巖窟今も在り、高き巖の懸崖山にて、たやすく攀躋て至りがたし、此山今は字音にカウカケ山と呼へど、タカ、ケ山といへりけむ、さて土人も甲賀三郎が入りし窟なりと云傳たり、

其はともあれ此神名の昔の書に見え給へるを、見すぐしがたくて引出つるなり、(因に甲賀が事も此國の語り事なれば、あらあら引出て注せり、さて田中ノ神と申は、帳にもその他にも、諸國に多く聞ゆれど、諸國にいと多き地名なれば、證に引べくもあらず、)さて郡縣志、志等に熊野村なる田中明神(祭日正月朔日)を、此田中氏明神乎といへれど、日笠村なるはこゝに云へる如く證あれば、彼考は當らず、又堤村にも田中權現祉あり、これらは日笠村より移祭れるにもあらむか、

正五位山井明神

委道が云、大飯郡東勢村に、七面大明神とてある社これなり、(甲斐國身延山の堂を摸したりといふ)此村人なべて日蓮宗の佛道を崇ぶ習俗にて、彼徒が崇ぶ七面菩薩と呼ふを相殿に祭り、後本社の神名は隱れ給へり、むかし此里は井水汚濁りてわびしかりけるに、此里の德によりて好き山井を給りて祭りたりしを、此社しか衰給へる後は、再井水汚濁出てわびしくなりぬれど、なべてかの七面を崇ぶ意の止がたくて然て在るを、今は知る人も稀なめりと、其里の老人の語れるを聞り、さて其七面明神の祭は、正五九月の十九日にすなりと云へり、その東勢村今大飯郡の內なれど、遠敷郡の境に隣りて、古は遠敷郡の內に收たりけむとおもはるゝ事のあれば、件の傳說もすてがたし、猶よく尋ぬべきなり、

へたるによりて、おのづから神事もその田中が掌る事となれり、かくて後に吉田殿に請して、禰宜のごとくなりたりと云へり、然れば其六所大明神と申すが、すなはち此田中氏明神にて、其田中が氏の遠祖を祭れる神なる事あきらかなり、田中氏、古くは姓氏錄右京皇別に、田中ノ朝臣ハ武内ノ宿禰五世ノ孫稲目宿禰ノ後也、天武紀十三年の下に、田中ノ臣賜姓朝臣とみえたれど、こゝの氏神に係てさだすべくもおもはれず、三方郡宮代村蘭林寺に藏る古文書に、貞和二年領家田中得王丸の寄進狀あり、當國の人なり、同じ氏人にやありけむ、さて安居院が神道集と云ふ書に、この書安居院作とありて、文和延文の頃書たるものなり、その說いと〳〵謾なる佛ざまの造言にて、採にたらぬものながら、中にはそのかみの書どもに見えたる事、また古傳說などのありしを據として云へる事もあれば、事によりてまれ〳〵考に備ふべき事あり、甲賀權守諏胤が子に、甲賀太郎諏致、甲賀二郎諏任、甲賀三郎諏方とて、三人の兄弟あり、三郎信濃國蓼科嶽の人穴に入て、數年奇しき國々を巡れる間、兄二人して三郎が所領を犯し奪へるが、二郎なほ惡逆あるによりて、太郎はそれを避て所領下野宇都宮へ下りて後神となり、宗現太郎大明神と云、其後數年經て三郎信濃に歸來りて諏訪明神となる、二人の兄は信主明神の計によりて、三郎と中睦まじくなりて、衆生擁護の神となる、中にも二郎は先非を悔て、若狹國にて田中明神となれる趣を記せり、其本文に、甲賀次郎先非罪科悔悲御忩狀有ケレバ、北陸道守護神ト成、若狹ノ國田中ノ明神トテ立玉ヘリ云々、そも〳〵此神道集は、上に論へるごとく、すべては論ふにも足らぬ謾說ながら、甲賀次郎が田中ノ神となれりとしも云へるは、元來甲賀某と云ひし人の由緣ありし古傳說を、下心ありてかく作りなしたるものときこえたり、

注 さらでは世にも聞えぬ當國の田中明神と引出べきにあらず、さて又神道集に、信主明神の事をいへるに、當郡三宅村に信主明神社あり、此神の事は、志に、延喜四年六月廿四日降臨、九月八日創建祠、其明日異人來拜書信主明神字於祠柱而去云、と記せり、これ里人の傳說なり、又三方郡上野村に諏訪明神ありて、即件の田中神の因に載たるは緣ありげなり、又伊賀志に、甲賀家傳を引て、醍醐天皇の御世、信濃國人諏訪左衛門源重頼が嫡子、望月太郎重家、二男諏訪二郎貞頼、三男望月三郎兼家、若狹國高懸山の強賊を誅伐べき旨勅を奉り、即賊を平ぐ、兼家殊に武勇を勵みて功ありしを、二人の兄猜みて密に兼家を深谷に押落し、討死したる由を

此記の下に載たる山井杉森明神にて、地主と呼ひ、上津々彦明神を後に相殿に祭り、また藏王權現を合祭れりときけりといへり、いかならむ猶よく正すべし、

正五位文武百官明神

いときゝつかぬ神號なり、委道が家記の說に、青井村熊野山神明宮の末社に、今三寶荒神社とてあるこれなり、古役小角大和國勝手の小宮に、文武天皇及百官人を修祭せる事ありといへり、小角は文武天皇御世三年に、罪ありて伊豆に流されたり、時の天皇の後の御謚を申すべきにあらず、此は文武百官と云ふ唱だに知らぬをこ人の云出せる說にて、論ふにもたらぬ事ながら、中世の修驗者などが、さる妄說を作出て神社を建たらむを、又移し祭れる事の有まじきにもあらず、さて同地に十二所權現社とてあり、熊野十二所權現なりといへり、郡縣志に、一箇之社長連造之、左祭二六所一、右亦祭二六所一、毎二一所一以レ板遮二隔之一、左右十二所之間安二役小角之像一、といへるごとき社もあり、これ十二所の神は、いにしへ筑紫の王孫と云ふ者の女、神感によりて十二人の子を生るを祀れりといへる、いと謾なるたさなき傳說もあり、

正五位伊津伎明神

郡縣志に云、齋明神社在二井上村一、爲二産神一、二月六日、三月三日、九月六日祭日也と云ひ、又齋明神社在二有田村一、神階記云々、未レ知レ爲二何處一也といへり、志にも井上村なるに決て載たり、今按に有田村なるは、或は玉齋大明神とも稱して、正月八日に祭を行へり、里人此神を女神なりと云ひ傳へたり、さてその二所の內、いづれをそれと定がたけれど、しばらく志の說に從ふべし、

正五位田中氏明神

日笠村の老人の云く、己が里內に田中氏の民數家あり、其宗家を別て後に上田中と呼へり、遠祖の事は詳ならねど、いと古くより家門を續來れり、さて其上田中が世々傳へもてる山の麓に、むかし遠祖を祭りて建たりと云傳へたる神祠ありて、田中明神といへるを、今は六所大明神と申す、すなはちその上田中氏世世神事を掌り來れり、祭日は八月十八日なり、然るに近頃家衰へて、傳へもてる山を支族の田中氏に沽與

降臨、假建二社於此一、後移二今地一、其跡置二小祠一亦稱二比古神一とあるは、若狹比古神社の下に云へるが如し、此長尾明神とおもひ混ふべからず、

正五位小出雲明神

神社今詳ならず、三方郡世久見浦に五社明神社あり、舊名小出雲明神といへりとぞ、五月廿七日祭を行ふ、そは當郡なるを彼處に移し祭れるにか、また別に祭れるにてもあるべし、さて上に上出雲明神、下出雲明神あり、ともに由縁ある神たちなるを、しか唱分たるならめど、考べき由なし。

正五位宮戸明神

正五位永和明神

右二座神社今詳ならず、永和の唱もいかならむおもひえず、

正五位羽賀彦明神

正五位羽賀姫明神

羽賀姫明神社は、郡縣志に、在二羽賀村一國富庄内なり、民家畔平林中一、正月十一日有レ祭云々、神階記載二正五位羽賀彦明神一、斯社昔在二此村一今絶云、と云へるがごとし、羽賀寺舊記に、大永八年戊子歲此夏大旱、國富莊內トシテ雨請之事依レ有二競望一、先於二寺中佛前姫宮等一、般若法樂祈念三日、其後先例之嶽へ上リ持念ス、此七月十日也云々、下文に雨降りたる事を記せり、又同寺に藏る國主武田信豐の下書に、國富羽賀村姫宮禰宜云々、天文十八年など見えたれど、彥神の事は見えず、はやく彥神の方は衰へ給へりと聞ゆ、當村に太子ノ社といふがあり、もしくは彥神の社などいふ社もあり、これらの内にてもやあらむ、ならむか、その外五所社、また藏王權現、大上權現さて神號は地名をもて稱せるなり、今も姫神は姫宮大明神と申し、また姫大明神とも稱へり、

正五位多太彦明神

正五位多太姫明神

右二座神社今詳ならず、祭神の考は、式內多太神社の下に云へるがごとし、

正五位上津々彦明神

正五位下津々姫明神

右二座今詳ならず、委道云、杉山村なる藏王權現社、

て世々相繼で祭來れるものなるべし、帳に、周防ノ國都濃ノ郡に二俣神社あり、さてその村の生土神は、若一王子といふがあり、其ほかにも小祠四座ありて、むかしより村人のなべて祭來れるに、二俣神をば別に海山氏が家にて、ひとり預りて祭れるにはたおもひ合すべし、さて今その處の字を二俣といふは、神社の名によりて呼來れるなるべし、そはいづくにも例多き事なり、さるを兩の岬のさし出て二俣なるによりて地の字に呼ふといへるは、えせたる村ぎみなどのいひ出せる強説なるべし、

神社私考六

若狹國神名帳私考

正五位長尾明神

志に、長尾山在ニ神宮寺村ニ高山也、在ニ長尾神祠ニといへるこれなり、

注然るを志に、この長尾祠を神廟の部に收れず、國帳に載たる由をも云はざるは疎なり、また神願寺の條に、寺記の説とて養老年中この寺を建たる事を云ひて、さて和銅八年、僧滑元以ニ鈴降ニ於ニ長尾山ニ爲ニ神之降臨預所ニ應、先祭ニ其鈴ニ號ニ長尾明神ニ、又立ニ精舍ニ號ニ鈴應山神願寺ニとしるして年代の前後にして合ざる事を論へるは然る事なり、件の神願寺といへるは神宮寺の古名なり、神之降臨とは、若狹比古神の事をいへるなり、さてその寺記は、例の取がたき説ながら、長尾山に長尾明神社の古より在來りし一證には立べきなり、また同寺の條に、寺域長尾山麓在ニ神祠ニ、靈龜元年 若狹比古神

ものにはいまだ見あたらねど、古き大名の地とき
・こえたり、

正五位虫尾明神

名田庄中村に虫尾大明神ノ社あり、土人訛りて虫王大明神とも云へり、これ
なり、一村の産神とす、二月四日九月四日に祭あり、郡縣志また志にも然云へり、

正五位坂本明神

志に云、在二坂本村一名田ノ庄内なり、蛇頭谷ニ郡縣志の説も同じ、

正五位宇賀彦明神

一説に、名田庄下田村の内鹽瀬と云處に、今稲荷大明
神ノ神社とてあるこれなりと云へり、さろは俗に、稲荷ノ神を倉稲魂なりと云へるより、宇賀彦を稲荷神とかしらに稱かへたるにや、猶よく尋考ふべし、

正五位二俣明神

神社今詳ならず、然るに寛文年中に書る三方郡中の
差圖に、海山村の潮邊にことさらに鳥居の形を書
て、二俣明神と申すを記しつけたり、郡は異なれど
神名の同じければ、その郡の事とれる人にたづね合
せけるに、中湖の西の湖灣に沿ひたる海山村といふ
浦里の部内の北のかたの、岬のこなたに五十鉢とい
ふ小邑あり、そこより六七町ばかり北に二俣明神と
いふ小さき祠あり、平常には辨財天の社といへり、も
とより村人のなべて祭來れる神にはあらず、海山村
に海山某といふ百姓のあるが、むかし其が祖黨類を
率て、他郡よりこの地に移り來り、家を九戸にたて、
住はじめたりけるが、漸に戸口の增て一村となれり、
件の祠はその海山が家の守護神として、六月十五日
幣帛を捧げ、神酒餅强飯を供へて代々祭來れり、然わ
たくしの神なればにや、はやくよりうけばりたる郡宰
の帳にも載せずしてある祠なり、さて二俣としもい
ふ由は、その地兩の岬の湖中へさし出たる中間の濱
邊なるが故に、其處の字を二俣といへりと、村人のい
へりといひおこせたり、これに依りて考ふるに、其二
俣明神社もと當郡に在て、亂世のころほひなどにい
たく衰へ給ひ、其社預れるもの丶ありけるが、故あ
りて海山村に徙住むとて、神社をも其處に轉移し奉
り、おのれその海山の村名を氏によびて、それが家に

前は未考へず、フミヤサキとよみて地名なるべし、郡縣志に、六所明神社在ニ尾崎村一爲ニ産神一二月廿三日祭日也、又八月廿三日有ニ神事能一と云へり、國帳、大飯郡に從三位赤松明神ありしは、此神を移し祭れるにか、

正五位矢波前賀茂明神

郡縣志云、在ニ田村一此村を上下に分ちて、當社はその下田村と呼ふに在り、二月二日有レ祭、又九月二日有ニ神事能一、田村和多田村等土人爲ニ産神一也とあるが如し、矢波前はいま山左近また山迫とも書り、と云處にて社も其處にあり、里人は山崎賀茂明神とも云へり、山左近山崎など云ふは、ともに矢波前の訛れるなり、さて當社は山城の上賀茂の神を移し祭れり、上賀茂は帳に、愛宕ノ郡賀茂別雷ノ神社とありて、大山咋ノ神、賀茂建角身ノ命の女、多々須玉依日賣ノ命に娶て生給へる子なり、此神たちの由縁は、既くより混らはしくきこえ給へるを、己レ古記どもを挍へ訂して別に辨へたる書あり、神主は西脇氏相續て奉仕れり、また巫女もあり、故ありて今に上賀茂より神税を頒ちて當社に授る例なり、〇納田終村にも矢波前賀茂明神ノ社あり、二月三日祭あり、郡縣志に、神階記に載たるは、この田村なると、納田終村なると、何れならむ知らずと云へれど、地名の詳なる事上に云へる如くなれば、當社が本にて、納田終なるは後にこゝより移祭れるものなる事決し、

正五位小濱明神

今詳ならず、委道が説に、小濱八幡三所大神の攝社に、いま高良大明神社といへるこれなりと聞傳へたりと云へり、なほよくたづね考ふべし、

注舊事大成經といふ僞妄書の神祇本紀といふに、當國小濱神社といふを載せて、いと孟浪なる神名を擧、またその續部の神社本紀といふにも、小濱神社を載て、又別に妄なる神號を注せり、さて其書の別名を先代舊事本紀とも稱ふ、先代を前代と作る本もあり、此書は、上野國舘林廣濟寺の潮音と云ふ惡僧、志摩國伊雜宮祠人長野采女と相謀りて、姧巧にてあらぬ事どもを妄作し、板にも彫り始たりけるを、天和元年公ざまより嚴しく禁め給ひ、かの兩人は罪せられき、此事知らぬ人ありて、其書を見て惑ふ事なかれ、さてこの小濱といふ地名の古きものに見えたるは、東寺に藏る元弘四年正月太良庄百姓等古文書に、若狹國小濱住人石見房覺秀と見え、太平記十七卷延元元年の條、同三十五卷延文五年の條に、小濱の地名見えたり、それより古き

ばかりあり、蛇木は池水の中にあり、圍六七尺許、長一丈二三尺もある木なり、一方に枝一本あり、これを角といふ、古は此角二枝ありけるが、前に奇しき事ありて折れたりけるを、社中に藏めおけり、旱に祈雨の神事をするに、近村の民ども集りて彼池水を汲干し、さて彼蛇木を引上げて、森中の大木に繩もて縛ひ著て、三日の間日に干すなり、其間三四寸許なる小蛇の、頭は黄に背は紅く腹は白きが、二つも三つも出來て蛇木を蚊巡事必あり、さて三日を經て、蛇木をもとの如く池へ下し安置て神祭を行ふに、必其近村まで雨降りて、彼池水も滿るなり、さて彼池に泥鰌といふ魚の大なるが多く在りて、中には一尺ばかりなるもあまたあり、かの水を汲干す時、泥と共に汲上たるを田へ流せば、其ほどは田にあるが、漸に無くなりて舊の池に歸り住むとぞ、

正五位善積河上明神

名田庄納田終村に社あり、(いま里人吉澄とも書り、)郡縣志に、或ハ稱二御靈宮一爲二產神一、九月五日有二神事能一、按に和名抄近江國高島郡の郷に、善積川上と並載たり、もしくは此兩所の神を祭れるにや、

注しからば帳に、近江國高島郡阿志都彌神社とある阿志都彌は、善積の舊の地名にて、阿志と云ふを忌て、善に改たるなるべし、今弘部村と云ふ邊を善積の庄といふとぞ、しかれば阿志都彌神社も、後に善積神社とぞいひけむ、但しこの神社今在る事を聞かず、さて川上郷は今同郡酒波村、北仰村と云ふわたりを川上庄といひ、其處に角大明神社ありて、其祭を川上祭といふとぞ、由ありてこれらの二神を祭れるにもやあらむ、

正五位文室前赤松明神

此社いにしへは、尾崎村(古は小崎とも書たり、)の西面を流る丶名田庄川の向の山麓に在りて、赤松明神とて川神を祭れりといへるを、後に尾崎村に遷して、今六所(また六社とも、)明神と稱ふ社これなりとぞ、さて其舊蹟なりといふあたりに赤松多し、社號の赤松もそれなるべし、今その邊の谷を堂谷といひ、其山麓を赤松といひ、又其前の川に赤松淵あり、これらおもひ合すべし、但し文室

林中ニ祭二一言主神一者乎、産神二月朔日有レ祭と云へり、また上野木村にも一言大明神あり、今社なし、森中に神石なりとてあり、中野木村なるを移せるなるべし、三方郡坂尻村にも一言明神あり、郡縣志に、祭二一言主神一者乎、九月廿五日有レ祭、と云へるがごとし、

正五位事美奈波美明神

今社詳ならず、

正五位小野賀茂明神

名田庄坂本村に小野と云ふ小邑あり、其わたりに賀茂大明神の社あり、これなり、

正五位水谷神庭明神

郡縣志に、在二青井村高成寺門前一、傳言古此邊高成寺之封境也、則鎮守而十境所謂熊野廟是也、といへり、此社今も熊野權現とてあり、

注委道も里人のしか云ふを聞およべりといへり、當郡虫鹿野村の内に、永谷と云ふ小邑ありて、廣峯天王また山口の社あり、郡縣志に、祭二素盞嗚尊稻田姫八王子等一爲二産神一、九月八日有二祭禮一、といへるがあり、此帳に見えたる水谷もしくは此か、又は木谷の誤ならむか、然らば知見村に木谷といふ小邑に、南宮高岡明神とも、高山明神とも稱ふ神社ありて、此村の産神として正月と十一月の五日に祭を行ふ、水谷は木谷の誤寫にはあらざるか、これらの永谷木谷の地名につきて考ふべく、既にはおもひたりき、此なほおもひすてがたくて書つく、

正五位末多戸坂本明神

郡縣志に云、末多徒坂本明神社在二坂本村森條一、未レ知レ祭二何神一也、正月十八日九月十八日有レ祭、志に云へるも同じ、

正五位宮河狹野明神

宮河保竹長村に狹野大明神社あり、又佐野とも書く、里人常はたゞに明神とのみ云へり、これなり、郡縣志に云、未レ知レ祭二何神一也、正月三日有レ祭云々、斯社傍池中有二枯木一、形似二龍蛇之蟠屈一、故名二蛇木一、相傳炎旱之歲村民動二此蛇木一祈レ雨、必有二效驗一云、

注里人云ふ、この神の森中に池あり、深さ二尋三尋

事を、かく云へりときこゆ、

正五位泉岡一言明神

郡縣志に、在二中野木村一、祭二一言主神一者乎、正月初午ノ日爲二祭日一、又八月朔日有二神事能一、延寶の頃書寫せりと見ゆる郡村帳に、中野木村泉岡一言大明神、神名帳ニ入、正五位大社也、但シ社無レ之玉垣計リ、といへるがごとし、泉岡は東寺に藏る古文書の中に、上略若狹國遠敷郡平庄打開輩次第、元者新武藏守源朝高、其子息上野介朝國云云、此間十一代の名あり、其子息二郎大夫國友、如レ是之輩無二別子細一領知仕候了、曩祖朝高より打開候次第勤之口四至之樣者、東者泉岡より横尾を限、北者水流七尺五寸ヲ限、西者國富境ヲ限、南向テハサ、尾ヲ河ヨリ南二丁三反メヲ限る、ソレヲ東ヘムケテ、ヲヘワラノ南ハヅレヲノボリニ、東マツナシシナウテ松無縄手なり、縄手をナウテと云へるなり、ヲカケテ、ノヘノテ野木の手なり、イケノ池之なり横ナウテヲサカヒ候テ、石ハシヘムケ候テ、ヒトコトノ一言のなり、明神の御前ヲサカヒ候、此内田數百二十三町七反に、此平庄ヲバ朝高ヨリシテ國友マデ讓渡候事顯然候、正安二年五月七日源國友判とあり、泉岡は地名なり、一言ノ明神ノ御前と云へる處など、なほ後の考にもなるべくや、と煩しけれど寫出せり、さて一言主神と申すは、古事記に、雄略天皇大和の葛城山にて逢はせ給へる神の、吾者雖惡事而一言、雖善事而一言、言離之神葛城之一言主之大神者也云々、故是一言主之大神者彼時所顯也、見えたり、この事日本書紀、雄略天皇御世四年二月の條にも見えたり、さて此神を大物主ノ神なりとも、事代主ノ神なりとも申す說あれど、何の證もなき妄說なり、また靈異記に、葛城山にて役小角が、一語主ノ大神を咒縛たるよし記し、歌にもそを古實としてよみなれたり、こは小角が妄說に依りて、其徒が言擧せる虛說なり、さて其神の御言に云々と詔へる意は、凶事にても吉事にても、一言にて事解け、一言にて事離り給ふ由にて、一言主大神と御名に負て、葛城に坐す由なるべし、いとも／＼畏き神性なる大神にぞ坐ましける、帳に、大和國葛上郡葛木ニ坐一言主神社、名神大月次相甞新甞、とある御社の神の顯はれ給へる古事なり、この大神の御名、神代の典どもに見え給はず、その御社は雄略天皇の御世既に在し趣なり、文德實錄に、嘉祥三年に正三位を授給ひ、貞觀元年に、從二位を授給へる事三代實錄に見ゆ、また同書に、同十五年肥前ノ國に坐す葛木一言主ノ神に、從五位下を授られし事も見えたり、又帳に、越前ノ國大野ノ郡坂門ノ一事神社みえたり、これも一言主ノ神なるにや、さて當社は葛木より移し祭り來れるなるべし、又當郡次吉村に泉一言明神社あり、郡縣志に、在二次吉村山下

奈胡村耕月寺と云ふ寺の傍の林中に、地主社とて小祉あり、これなりと委道がたづねき、ていへり、按に例の僧等が寺を建るとて社地を侵掠し、神社をば傍に移して地主と呼へるなり、當村に姫宮大明神と云社あり、この彦神に偶ひて後に祭れる神ならむか、

正五位石掠彦明神

式内に石掠彦神 社あり、此國帳に従四位石掠彦明神とあり、當社は大鳥羽村に岩倉明神、また岩倉彦明神とも、瀧倉彦明神とも申すがありて、三月十六日に祭を行ふ、此社なるべし、其考は式内石掠比古神社の下に、因に辨へ注せるがごとし、

正五位石掠姫明神

右二座式内

正五位大宮明神

大飯郡加斗庄本所村に、黒駒明神とて在る社これなりと言傳ふ、九月九日の早朝、ことさらびたる祭式ありと云へり、按に、この本所村いま遠敷郡の西界に在り、そのかみ遠敷郡に隷たりしなるべし、さて黒駒明神と云ふは、同じ加斗庄飯盛村の内黒駒と云處に、黒駒明神社あり、此帳にも載たり、當庄内にては榮えたまへる社なり、この神社の事は、大飯郡の部にあり、そこに云べし、其を本社として庄内の村々に祭れるつま社あり、この本所村なるは旣く其を移し祭りて、大宮と稱へたるかたの社號を、もはら稱す事となれるなるべし、さる例處々に多し、さて黒駒明神は處々なるも、皆二月九日に祭あり、この社の祭は九月九日にて別なり、

正五位幸山明神

今神社詳ならず、幸山の唱は佐知也末か、

正五位土宮明神

大飯郡加斗庄西勢村に、妙見大菩薩宮とあるこれなり、法華宗の僧がわざとして妙見を合せ祭りたるか、其が名のみ呼ふことゝなれり、九月十五日に祭あり、當村古より此地の土をもて土器を作る、故陶作多し、もと此神の敎に依りて土の宜しき事を知り、其職を得たりと言傳ふと聞りと委道云へり、土宮と稱ふも其由なるべし、鄕帳に、此妙見宮を天正三年長源寺此寺法華宗にて今小濱に在り、十代開基とあり、此時妙見を合せ祭りたる

從四位石掠彥明神

右式內

從四位池邊明神

此神社今詳ならず、唱はイケべかイケノべか、

正五位小浴明神

右式內但し原本浴を谷と書り、今訂して寫せり、その說は式內小浴神社の下に云へり、

正五位大谷石神明神

天德寺村に岩神明神社あり、志に、天德寺村舊稱二大谷村一云々、神階記大谷石神蓋此也、と云へるが如し、社は大溪山今なべては寶筐山と稱ふ、西ノ方に寶筐權現ノ社あるが故なり、その山上の北麓の林中にあり、六月十五日祭あり、當村に天德寺と稱ふ寺あり、志に、天德元年創建山號二大谷一後二改二寶筐一傳言フ養老年中越智ノ泰澄刻二觀音佛一置二寶筐山窟一得レ之、以安二于此一村上天皇寄二齋田二十町一云々、此寺號をもて後に村ノ名に呼へるなり、

正五位阿奈志明神

右式內

正五位御垣明神

若狹浦椎崎御垣明神山王宮同社に祭れり、式內椎村神社の下に注せるがごとし、

正五位大歲姬明神

今神社詳ならず、加茂村の大戶と云ふ處に、三輪ノ大歲彥明神と稱すがありて、式內彌和神社なるべき由上にいへるが如し、その大歲彥に偶ひ給へる神ときこゆ、もしくは彥神に併せ祭られ給ひしにや、式內彌和神社の下考合すべし、

正五位小林明神

今社詳ならず、

正五位大戶明神

加茂村の內大戶といふ處に坐す、大戶を大處とも書く、和名抄近江ノ國高島郡に大處ノ郷あり、郡縣志に云々、二月六日供二米醴一而祭レ之、此社近き頃いたく衰微給へりと里人いへり、

正五位奈胡彥明神

從四位帶刀明神

今神社詳ならず、○帶刀は、東宮の侍官に帶刀あり、古今集詞書に、たちはきと書るこれなり、たてわきと云ふは後世の訛言なり、此神名の義は知るよしなけれど、ほかによむべき詞あるべくもおぼえず、

從四位大歳彦明神

今神社詳ならず、式内彌和神社の下にいへる、三輪大歳彦明神考合すべし、

從四位雨師明神

今神社詳ならず、上に同神あり、

從四位丹生明神

右式内

從四位下出雲明神

今神社詳ならず、上に上出雲明神と申があり、

從四位荒掠明神

從四位鎌掠明神

右二座今神社詳ならず、但し大飯郡に、上鎌倉下鎌倉の二村あれど、郡界いたく違ひたれば、考ふるに由なし、當國に某掠と稱ふ神社これかれあり、

從四位大永田明神

この神社今詳ならず、

從四位國津尊明神

此神社も詳ならず、神名の唱の片假字原本に、クンツマツとあり、しばらく此假字に從ひて、雅しくはクニツマツと稱してあるべし、尊をマツとよめるは、此帳下に、三方郡常神外尊明神、常神島尊明神の尊をも然よめり、式内常神ノ社の下に因に論へることあり、

從四位國津大眉明神

これもまた詳ならず、神名の眉字は、戸自の合字なり、負とも作と同例なり、此たぐひの字の事は、おのれ別に負專考に論ひ記せり、又唱の假字原本に、クンツタイトジとあり、クニツオホトジと稱すべし、

べし、この下にも從四位雨師明神あり、それも今詳ならず、

注加納諸平此雨師の說をきゝて論ひおこせらく、所々に雨師神を祭れる社ありて、土人皆あめし明神と呼へり、雨師の師は、土師(ハニシ)鑄物師(モノシ)などの師と同義にて、師の字義にはあらず、其爲(ス)ることをいへる義なると同例にて、雨を司る(シ)よしの神號なるに、雨師の字義も合ひて似つかはしきをもて當たるにてもあるべし、もとより漢國の雨師の號を用ひたらむには、所々の雨師神、ことごとくあめしとはいふまじく覺ゆ、かくてあめしの神は雨を司る(シ)神號とするときは、諸國に雨師神と申すかぎり、みな丹生より移しまつれりとも定がたくおもふよしありといへり、なほ考べし、

從三位上出雲(カミイツモ)明神

今神社詳ならず、下に下出雲明神、また小出雲明神と申すも見えたり、それらの社も今詳ならず、相共に由縁ある神たちなるべし、帳に丹波出雲周防の國々に出雲神社、信濃に伊豆毛神社あり、

從三位苅田彦(カリタヒコノ)明神

從三位苅田姫明神

以上二座式內、

從三位山前明神

今神社詳ならず、

注田村に山崎賀茂明神あり、其わたりに宇山迫(ヤマサコ)と云ふ處あり、山崎を訛れるなるべし、これならむかとおもひしかど、そは此帳に、矢波前賀茂明神とある社なれば、其にはあらず、今その村に熊野權現、本宮權現、福大明神等の社あり、もしくは此中に山崎の地名によりて、この山前明神の社あらむか、なほよく探ぬべし、

從三位氣比(ケヒ)明神

今神社詳ならず、上にも同神あり、

從三位筥(ハコ)明神

右式內

かくて式より後の書どもには、多くはたゞに丹生社とのみ見えたるに、新葉集に、芳野の行宮にて雨師の社へ止雨の奉幣使などたてられける頃、後醍醐天皇、「この里は丹生の川上ほど遠し祈らばはれよ五月雨の空」、と記されたり、さて雨師とはもとよりの神名にはあらで、漢神の名をもて稱せるなるべし、其は晋干寶が捜神記に、赤松子者神農時雨師也、服冰玉散以敎神農、能入火不燒、至崑崙山常入西王母石室中、隨風雨上下、炎帝少女追之亦得僊俱去、至高辛時復爲雨師遊人間、今雨師本之焉、また風伯雨師星也、風伯者箕星也、雨師者畢星也と云ひ、また抱朴子に、十二支を日に配りて辰日雨師者龍也ともいへり、著聞集に、保延五年五月朔日、祈雨の奉幣ありけり、大宮の大夫師頼卿奉行せられけるに、大内記儒辨さはりありて參らざりければ、宣命を作るべき人なかりければ、上卿しのびて宣命を作りて、少内記相永作りたりとぞ號せられける、此宣命かならず神感あるべきよし自讃せられたりけるに、はたして三日おびたゞしくふりたりけるとなむ、裏書云、彼宣命詞、上略大神日域爾垂跡多末倍留、遂窟雨師傳名太末倍留靈祠奈利、然則名山大澤與利興雲之致雨之天、赤土得潤澤之應、濟疇誇收穫之功牟古止波、大神乃无限支冥助爾可有止所念行天奈牟云々、禮代乃大幣乎令捧持天、黑毛乃御馬一匹乎牽副天奉出賜布云云とみえ、本朝世紀稿本に載たる仁平三年七月廿日、祈雨奉幣の宣命にも、就中大神者日域爾垂跡禮雨師爾通名須、遂窟乃靈祠興雲仁有便、名山乃幽壖降雨仁無煩之云々、と見えたるは、丹生川上の雨師神に申給へるなり、これらの宣命の詞によれば、もと漢國にて雨師と稱へる神を祭られたりときこゆれど、あなかしこ、然にはあらで、いはゆる此神の爲天下降甘雨止霖雨と宣へる趣の神德を讃美るとて、後に陰陽家などの附會して雨師の號をしも稱せるを、八幡大菩薩、酒列磯前藥師菩薩などと同じ例に、公ざまにも用ひさせ給へるなるべし、但し雨師の稱は上に引出たる如く、史にははやく弘仁の頃より見えたるに、延喜式に其稱なきは、議ありて除かれたるにやあらむ、其はいかにまれ、雨師は漢說に據れる附會の稱なる由を辨へ奉るべき事なりかし、かくて當國雨師明神は、かの丹生川上神を移祭たりしなる

從三位曾味明神
從三位椎村明神
以上二神式內
從三位雨師明神

今この神社詳ならず、さて雨師と稱ふ神名は、日本紀略に云、弘仁九年四月丁丑、大和ノ國吉野郡雨師神ニ奉レ授ニ從五位下ヲ、以レ祈レ雨也、こは後紀の文なるべきを、此年の卷缺て傳はらず、と見えたるを、續後紀に、承和七年十月己酉、奉レ授ニ正五位下丹生川上雨師神ニ正五位上ヲ、此度より前に、正五位下を授られたる事、後紀に載られたりけむを、其卷の缺て今傳はらぬなるべし、と記されたるを始にて、文德實錄には、大和國丹生川上雨師神と記され、そのほか三代實錄に至るまで度々載されたる、みな丹生川上雨師神としるされたるこれなり、續紀以下の史に、神名を記せるに、なべて國名を擧て記せる大かたの例ながら、毎きこえて名だたる神には、國名を記されざる處もあり、此雨師ノ神もしかり、かくて此神の事は、類聚三代格、寛平十七年六月廿六日の官符に、應ニ制禁一大和國丹生川上雨師神社ノ界地ノ事云々、右得ニ神祇官解一偁、大和神主大和人成解狀云、別社ノ丹生川上雨師神、右祝禰宜等解狀偁、謹撿ニ名神本紀ニ曰、不レ聞ニ人聲一之深山、吉野丹生ノ川上立ニ我宮柱ヲ以敬祀、爲ニ天下ノ降ニ甘雨一止ニ霖雨一者、依ニ神宣ニ造ニ件社ヲ、自レ昔至ルマデニ今奉レ幣奉レ馬云々と見えたり、廿二社注式、此神社の下に、天武天皇白鳳四年御垂跡と云へり、さて此神を大和神主の解狀に別社といへるは、仁安二年の大倭神社注進狀に、別社として丹生川上神社一座在ニ同國吉野郡ニ此神者雨師神也云々と載たり、祭神の名は見えず、然るに神名式の帳には、吉野郡に丹生川上神社名神大月次新嘗と載られ、臨時祭式祈雨神名を擧られたる中にも、其外にも帳に記されたるがごとく雨師の字なし、此神社今丹生ノ庄丹生村にありとぞ、さて此神は所謂名神本紀の說の如く、雨を掌り給ふ神に坐て、即祈雨また霖雨不レ止神として中にも重く祭られ給へり、さるは此神臨時祭式に、祈雨神祭八十五座の中に載られて云々、座別絹五尺云々、丹生川上社、貴布禰社各加ニ黑毛馬一匹ヲ、自餘社加ニ庸布一段ヲ、其霖雨不レ止祭料亦同、但馬用ニ白毛ヲ、また凡奉ニ幣丹生川上神ニ者、大和社神主隨レ使向レ社奉レ之と見えたり、大和社は、帳に、山邊ノ郡大和ニ坐大國魂ノ命の御子大、年神の子にして、大和ノ國にして殊に重く祭られ給ふ神に坐り、故ある事なるべし、

二社共に松永庄三分一村なる紅梅谷といふ地にいと小社にて坐せり、

注郡縣志云、紅梅姫ノ明神ノ社、在二三分一村紅梅谷一云々、古同處有二紅梅彦神社一、今絶矣と記し、志には俱在二三分一村紅梅谷一、二祠已廢と云るは共に疎なり、さて紅梅谷といへるは、古しへ紅梅の在しによりて名とせりとぞ、麻生野村海士坂村に紅梅明神ノ社あり、これもこの紅梅彦姫の中を祭れるか、又彦姫の二神を合祀れるにもあるべし、○紅梅は上ツ世より有來しものにや、萬葉集などにも見えず、中むかしよりきこえて漢名に云習たり、貫之ぬしの筆なりといふ堤中納言集の詞書に、前栽にこうばいをうゑて云々、又さうしよりこうばいをおくりて侍りける云々と書れたり、しかるに拾遺集物名の歌に、紅梅を隱して、子をばいかでか生まむとすらむとよめるは、字音のまゝにコウバイとよみてはつきなければ、紅の韻を乎に轉して、御國言の如く云なせるにて、芭蕉をバセヲと云ふと同じ例なり、此神號は、その歌言に傚ひてコヲバイと唱へ奉るべし、向若錄に、當國の主武田信光朝臣の傳に、天文二十年八月十七日卒、系譜云、贈二三品一稱二發心寺天源宗勝一、發心寺今在二後瀨山東麓一、寺庭在二老梅樹一、呼二綸旨梅一、昔梅花盛開聞二達紫禁一、賜二御製倭歌及綸旨一、故傳二呼之一、待人ノ手折ノ梅ハ若狹ナル後瀨ノ花ノ色シ濃ナケハ」と記せり、御製は後奈良天皇のなるべくや、さて發心寺伏原村にあり、今もその門内にそのかみの紅梅なりと云傳へて、すぐれて艷はしき花開くが、いと老木にてたてり、當國にて紅梅をなべて綸旨梅と呼ひ、又徒に綸旨ともいふは、此木種の木を呼名のうつれるなり、さるはむかし紅梅谷と名におふばかり其梅の殊に艷はしきが在けるを、發心寺に移し殖たりしにもやありけむ、因に考るに、紅梅の古くきこえたるは、拾芥抄に、紅梅殿五條坊門北町西、北野御子家或天神御所、建曆御記に、中殿東臺云々、同梅在二瀧口南砌一、天德四年十二月十八日、栽二紅梅於中殿艮角一、康保二年十二月廿五日御記曰、式部大輔直幹獻二梅一株一、卽栽二仁壽殿東北庭一、以前日所レ栽仁壽殿木也、また梅壺西白梅、東紅梅之由、在二淸少納言記一、など記し給へり、

藤原朝臣時平公議一也云々、二月二日如二筑紫國一、同
三年二月廿五日薨二于太宰府一、于レ時春秋五十九云々、
延長元年四月廿日贈二正二位一復二本官一、右大臣正曆四
年五月廿一日贈二正一位左大臣一、同閏十月十九日贈二
太政大臣一云々、安樂寺學頭安修奏狀云、太宰府安樂
寺者贈大相國菅原道眞公喪葬之地也、十一面觀世音
大菩薩靈應之處也、延喜五年八月十五日、味酒安行
依二神託一、立二神殿一稱曰二天滿大自在天神一、北野社家
者說曰、天慶五年七月十二日降神、著二右京七條坊婢
文子一託曰、我菅丞相之靈也、欲レ居二右近馬場一可レ造二
神殿一也、其女賤而不レ能二營作一、奉レ齋二家邊一、天曆九
年三月十一日、亦著二近江比良神人良種子年七歲一
託曰、我昔任二右大臣一、先夢下松生二我身一而便折上、
是以我知下昇二三公官一、又逢二左遷一、既爾上、以レ故我欲
レ居二之地一必當レ生レ松也、一夜之中松數千本生二北野一、
於レ是朝日寺僧最珍、與二良種婢文子一勠レ力一レ心造二
立神殿一、六月九日奉レ遷二于北野神殿一、天德三年二月
廿五日、右大臣正二位藤原師輔造二增神殿屋舍一、獻二上
神寶數品一、外記日記曰、一條天皇永延九年八月五日、
始行二北野聖廟祭禮一、宣命云、掛畏岐北野爾坐、天滿宮

天神云々、天滿天神之勅號始起レ此哉、寛弘元年十月
廿一日始有二行幸一奉二幣帛一、そも〳〵この公の御靈に
つけては、後世とり〳〵に附會說せる事どものきこ
えて、信がたきことはた多かるを、御傳記は古事記
どもに據りて撰記せるものなれば、其說に隨ひてあ
るべし、かくてその御傳記に、延喜五年神託によりて、
安樂寺に神殿を立たりといひ、また天慶五年に神託
ありけるによりて、天曆九年に神託をうけて、北野に
神殿を造奉れりといふに、それよりもはやく延喜四
年に、當國にしてさばかり神驗ありて、勅によりて社
を建たりといへるは信がたし、社司も其祭り始たる
時は、詳ならずと意えてあらむぞまさりぬべき、

從二位多太大明神

從二位久須夜大明神

從三位御和大明神

以上三座式內

從三位紅梅彥明神

從三位紅梅姬明神

るに、此社弘仁九年に祭れりと其里人の舊簿に見ゆ、祭は八月十五日にすといへり、○帳に、但馬國氣多郡、因幡國氣多郡、能登國羽咋郡、越中國射水郡に氣多神社、加賀國江沼郡に氣多御子神社あり、

正一位天滿自在天神

郡縣志云、在竹原牛頭天王社南、祭菅神靈、社傳云、延喜十四年二月十三日、靈光出久須夜嶽、至千種森而止松梢、然託天王祠官第二世大中臣近俊、示爲菅神靈、近俊爲奇異之思、到帝都奏之、於是勅建社於雲濱祭之、且令羽賀寺羽賀寺は志に云、在羽賀村、靈龜二年春云々、爲勅願所云々、寺藏天曆三年云々綸旨云々、下略僧六口二月八月於社頭講大般若、志に云、羽賀寺僧云々、誦般若於祠前、因藏應安、永和、永德年間稅所代源久家、及右衛門尉信泰、加賀守某、左衛門尉某、沙彌某等、社領寄附文數章於羽賀寺、近世厭往返之勞、建一宇於社邊、供僧住焉、後遂號松林寺、住僧知社事、初所現之靈光唯似月之出雲端、故號雲月宮云々、今社前國主京極忠高造立之、又寛永元年六月建鳥居、正保二年酒井忠勝公依有祈願事、而修補神殿、萬治二年酒井忠直公改造鳥居、元祿三年酒井忠囿公亦造營焉、淺野長吉、羽柴勝俊、京極高次、及忠高等附社領十石、酒井忠勝公及忠直公、忠囿公、亦從舊例授神領寄附之狀于社僧、每歲正月二十五日有神事能、○按に、此天滿自在天神を、延喜四年に靈驗ありけるを帝都に奏し、勅ありて社を建て祭れりといへる說は、後人の附會說ときこゆ、いま其を證しがてら、菅家御傳記嘉承元年道眞公六世左京權大夫師長朝臣の嗣子大外記陳經朝臣の撰、に記せる公の顯幽の傳を抄出してこゝに記す、菅原太政大臣諱道眞、參議從三位行刑部卿是善三男也、母大伴氏也、少而好學、博涉經史、及壯工文、兼詠和歌、師事文章生田口達音門弟之中己爲貫首、貞觀四年四月十四日、式部省試賦賛、五月十七日及第、此日補文章生、二月廿九日授正六位下云々、この中間に、寛平六年八月廿一日、爲遣唐大使、九月十四日上狀請令諸公卿議定遣唐使進止云々、同七年五月十五日、勅止遣唐使進と見えたり、みづから其大使の勅を蒙ながら、その遣唐の御使を止らるべき議を請奏し、つひに永くその事を止め給へる事におよびたりけるは、此公のあるが中に、いとありがたきめでたき功績にこそはありけれ、昌泰二年二月十四日爲右大臣云々、延喜元年正月七日授從二位、廿五日任太宰權帥、罷右大臣右近衛大將、依左大臣正二位兼行左近衛大將

創建之、また當社を一ノ宮ともいひ、上野村の天神社を二ノ宮といふは、二社相對へたる稱なりといへり、松原村、志津見浦村、志津見浦なるは、四月中ノ申ノ日祭禮あり、遠敷村、の内中村にあり、四月三日祭禮あり、安賀里村、四月二日祭禮あり、郡縣志に、元久年中安賀ノ高賢者勸二請日吉ノ神ヲ于玆一矣、等にもあれど、太良庄村なるは古くより聞え給ひ、ことに稜威稜威しく立せ給へればかく說へり、なほ尋考べし、

正一位氣比大明神

委道云、大谷村の山中に山神と稱して社はなくて、處定て祭を行ふ處あり、これ昔の氣比神社の在し地なりと里人云へりと語へり、然れば社は旣く廢給へるなり、さて氣比の本社は、帳に、越前國敦賀郡氣比神社七座、並名神大とあり、社司の說に云、祭神は本宮三座、東方保食大神、中央足仲彥天皇、御諡仲哀天皇、西方氣長足姬尊、御諡神功皇后、東殿日本武尊、總社譽田天皇、御諡應神天皇、西殿武內大臣、平殿玉妃命、一名淀姬命、玉妃命は、神功皇后の御妹に坐す、式內常神社の下に說へり、右四社坐二于瑞籬內本宮之四隅一、合五祀祭神七座是也といへり、

注古事記仲哀天皇の段の末に、應神天皇の高志前之角鹿の行宮に坐し事を記せる下に、其處に坐す伊奢沙和氣大神云々の事あり、此神の御名を稱へて御食津大神と申す、今氣比大神と謂すとあり、社說に、祭神の中に保食神と申せるは、この御食津神を混へたるなるべし、但し社家の說には、氣比の攝社の內に、伊佐々別大神社あり、保食神の荒魂を應神天皇の祭り給へるなりと言傳ふといへり、さて其越前の氣比神の事は、官社三方郡常神社の下に、因に論へるを見るべし、なほ委しき事は、彼國敦賀郡の官社私考に注ふべし、

當社は其越前國より移し祭れるならむ事決し、國帳、當郡に氣比明神今一所載たり、今つま社には、大飯郡日引村、音海村、神野浦にも氣比大明神の社あり、帳に、但馬國城崎郡氣比神社あり、又續後紀に、承和六年二月戊寅、播磨國印南郡佐突驛家ニ依レ舊ニ建二立越前ノ國氣比ノ大神宮一雜務停レ預二國司一隷二神祇官一とみえたり、然れどこの神社、延喜式なる帳には載られず、

正一位氣多大明神

委道云、此神社里人の說に、大谷村の內字を大澤寺といふ處に、貴布禰大明神とて在るこれなり、貴布禰は後に合せ祭たるなりと云傳ふと云へり、今なほ考

郡縣志に云、毎歲正月九日奠菜供醴、是謂五穀祭、同十六日有御種會、奉幣、獻米醴及鮮物二十四種、供神樂、又有駒會、射二人 是流鏑馬之儀也、二月六日有齋院祭、同十日有駒會、射六人 是謂奉射祭、四月朔日有葵祭、奉幣供米、又有神事能、九月九日有相撲會、十一月朔日獻米醴、供神樂、是謂阿加羅賀志波祭、いま按に、この祭禮の中、齋院祭、葵祭、阿加羅賀志波祭などは、上にいへるごとく、賀茂の社司等が來れるところ、おのれが奉仕れる賀茂の神事をまねびてもて、つけたるが遺れるものなるべし、 また正保二年酒井忠勝公有祈願事、而修補神殿、

正一位勳三等比叡大明神

今按に、郡縣志に、山王社在多良庄村、所祭之神與日吉十禪師同矣、志に云へるも同じ、と云る神社なるべし、さて山王といふは、帳に、近江國滋賀郡日吉神社名神大と載られたる神社を、既くより佛ざまにとりなして山王社と云ひ、また日吉十禪師などいふが如き、いともゆゝしき名號をもてつけ奉れるが、かへりて世に聞え給へるなり、かくて日吉社の祭神は、古事記に、大山咋神亦名山末之大主神、此神者坐近淡海國之日枝山云々、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、近江國從二位勳一等比叡神授正二位、元慶四年五月十九日壬申、奉授正二位勳一等大比叡神正一位、とある神これなり、委しき事は、予別に考たるものあり、さて當社の事は、郡縣志に、四月初申日有祭、斯日神輿遊行、土人舁之行時、偶遇汚穢不淨之處則速爲祟、又村人論田地或家屋之境界等、有未決是非之時、必遊行於其地、神輿踟躕而不進、故卸神輿于其處而供神樂、且邑長集會而議是非、以正直決之則神輿動搖而遂遊行于他、又西有御旅所、於其處有神事能、其間置神輿於草茅之上云々、正保二年酒井忠勝公依有祈願、而修補神殿云々、小野寺僧知社寺といへるが如し、東寺に所藏る古文書の中に、太良庄むかし東寺領なりし事、式内丹生神社の下に注へるが如し、建武元年太良庄の沙汰人百姓等が盟書に、當庄三社宮といへるは、丹生神社と當社と、いま若宮とてある社とを合せて云へりときこゆ、建武より已後の盟書になほ多し、又當社を太良宮とも稱へり、東寺に藏る貞和四年の文書に、太良宮禰宜職云々と見えたるこれなり、そのかみ禰宜職の者も在りしなり、さて當郡右の外にも山王社は、谷田部村、奧田繩村、東市場村、大興寺村、郡縣志に、大興寺山王ノ社ハ正應年中

賀茂君氏などゝ見えたるこれなり、帳に、また大和國高市郡高市御縣坐鴨事代主神社とあるも、葛城の賀茂の地名を添て申せるなり、この事己なほ別に委く辨へたるものあり、

當社は此より移し祭れるにて、村名も神社の在るに依れるなるべし、里人の云、此里人の中に宮方と稱ふ部ありて、古より斯神社に奉仕として家門を繼げり、かくて其部の中にて、齡七十五六歳にもなりて、心直きものを選りて禰宜とす、これを老持といふ、民部式に、凡諸社神主禰宜祝者、擇八位以上及六十以上堪祭者補之、雖元來定氏之社幷神戸百姓、而先盡八位及六十以上、然後及壯年白丁、即免課役、とある式に似て古風のこれるなり、さて此禰宜農民なれども、祭には素袍烏帽子を着るなり、また村人尋常火を忌む事嚴重なり、婦の月水ある時、又産子時などは、家の庭に下し置て火を別ち、或死者あれば里遠き地へ葬る例にて、その葬るまでは家内の火を淨むる事なし、さて葬事に關りたる者どもは、其歸さに川に降て身滌して、棄べきかぎりのものは流し棄て、然るべからぬ物は川水に淨し持て歸るなり、さて已後に家内を清め、殊さらに火を改め淨めて、いよいよ嚴にす、さて三十日あまりたちて、その凶事に預りたる人を招きて饗すなるが、猶主方はつゝしみて火を別にし、其のち常に復す例なりと云へり、

【注】里人また說ふ、此神社むかしは神田もむね／＼しくありて、山城の賀茂の社司來り居て、神事供奉れる事あり、秀吉公の權柄つよき頃、神田も沒收られて衰へたるにあはせて、賀茂の社司も來らずなりぬといへり、そも／＼山城の賀茂は、上社は別雷神、下社は御祖賀茂建角身命、玉依日賣ノ二座を祭れる社なるに、事代主命を祭れるこの賀茂社に、山城の賀茂の社司の預るべき由緣なきを、社號を賀茂と云へるによりて、己が奉仕れる方の賀茂の神と同神なりと謬言して、村人を欺ものしたりしなるべし、但し山城の賀茂社の祭神は、既くよりとりどり混らはしき說あれど、事代主神といへる事は、さらにあることなきを、此賀茂社の祭神を、事代主命なりと申す傳說のしかすがに傳はりて、社記にもしるしおけるはめでたし、さて諸國に賀茂と稱ふ神社の多くきこゆる中には、當社の如く事代主命を祭れるもあるべきを、多くは山城のなりといふめり、意得おくべし、

其所レ鑄之鐵南蠻之所レ產也、一日蠻船之檣流二來于小濱之海面一、以二其檣所レ環之鐵一而作レ之、其長二尺七寸、雕下年號匠名及以二蠻鐵一作レ之數字于刀心上而貼レ金、且命二田中好安一令レ作二太刀記一併納レ之、同十一年七月廿五日、忠直公賜二境內禁制之證狀一、貞享五年四月七日、酒井源忠圓公亦從二舊例一而賜二禁制之狀一矣云云、每歲八月十五日祭祀之日有二神事能一云々、傳言古祭禮之日有二放生會流鏑馬等之儀一、中世以來斷絕、其器至レ今存矣、渡邊氏爲二社司一とあり、攝社は梅ノ宮、粟島ノ社、庚申ノ社、貴船ノ社、松尾、井蛭子ノ社、藏王ノ社、若宮、水無月ノ社、新羅大明神、上高良大明神、下高良大明神、以上四神一社、稻荷二社、內外宮一社合せて十一社、本社の東西に在り、考に、當社古は谷田部村に在りけるを、後小濱後瀨山の麓に遷せりと云傳へて、今其跡處なりとて、若宮八幡宮といふ社あり、郡縣志に、谷田部村ノ田間に、在二若宮八幡ノ社一、二月十五日祭レ之、延寶三年社司渡邊某城主に書て上れる案に、往古の社記數通、谷田部村谷田寺に置たりける時、彼寺火災の事ありて燒失ぬる由を記せるにも合へりと云へり、守護職次第に、應永十六年小濱八幡宮ノ上の山にて云々と記したれば、そのかみ既く谷田部村より小濱に移せりしなり、さて按に、八田部と稱ふ地名は、諸國の中にも聞えて、民に依れる名ときこゆれど、當國なるはもしくは八幡邊の訛れるにもやあらむ、郡縣志に、社地の事を淺野長吉爲二國主一之時、以二社地一接二近于城郭一、而移二社于後瀨山北麓一、慶長年中京極高次領國之時移二于此地一、是古斯社之所レ在也といへるは、谷田部村より遷坐し後の事を云へるなり、

正一位賀茂大明神

志に云、在二加茂村一、社記云、祭二事代主命一、靈龜元年降臨其後造レ祠、郡縣志には、傳云靈龜二年降臨之時白猿供奉ル、然シテ指二東方一以二其所レ指爲二靈地一、養老元年建二社于其處一而祭レ之、といへるが如し、按に、事代主命は、大國主命又名大己貴ノ尊、此ほか別名多し、の子なり、事代主ノ命は、天皇の大御世のいたく御功績ありて、大御世の守神となり給へり、委しき事は古事記日本紀を始め、古書どもに見えたり、帳に、大和國葛上郡鴨都味波八重事代主神社二座名神大月次相嘗新嘗、と載り、この鴨はもとよりの地名にて、卽加茂神社とも稱せるなり、

注姓氏錄、大和神別に、賀茂朝臣大國主神之後大田田禰古命之孫也、大賀茂都美命奉レ齋二賀茂神社一と見ゆ、又大三輪神三社、鎭座次第、嘉祿二年に寫したる奧書ある古記なり、別宮小社の下に、葛城賀茂神社八重事代主命云々、瑞籬宮御宇天皇御世、大田田根子命孫大賀茂祇命、承レ勅立二社於葛城邑賀茂地一、奉レ齋二事代主命一、仍賜二

宇佐の菱形山を文なせる詞ときこゆ、淨鎮は守護一色詮範の代官小笠原参河守なり、今富稅所次第に云、應永七年六月八日、八幡宮御新造に御遷宮有レ之、其時勅使海部衞門五郎理泰、（注に稅所代也云々、○以下守護詮範の時なり、）守護職次第に、信將（詮範の法名、）逝去之後云々、三河入道明鎮、（淨鎮の子にて代官なり、）同子息三郎、共に應永十三年十月一日に、京都一色道範の（道範は、守護一色滿範剃髮したる上の法名なり、今年六月父詮範の跡を襲て守護となれり、）屋形に於て召禁せられ、丹後國石河と云所に被二籠者一畢、依レ之舍弟安藝守同一族等、幷若黨以下數十人三河國に於て、同十五年十二月廿六日討死畢、同十六年三月に、明鎮父子石河城にて被二切腹一畢、此併小濱八幡宮上の山にて鹿をからせられし御祟とぞ、大方風聞ありし事なり、今富稅所次第に云、應永十二年二月十三日云々、八幡宮大鳥居大風に被二吹倒一了、（郡縣志に、應永十二年八月十五日、有二祭禮ノ流鏑馬一、一色兵部少輔範貞來二于茲一而行レ之、稅所代田所新三郎安倍忠俊爲二勅使一といへるは、舊記によれるなるべし、志にも然記せり、按に今年八月十六日、遠敷兩社にて臨時祭禮の事ありて、若狹比古神社の條に記せり、同ジ度の事なるべし、）同十四年二月廿七日、八幡宮大鳥居被レ立レ之畢、同十七年庚寅八月廿五日に、小濱八幡宮塔立始られ・（脫字カ）りなど云事見えたり、（郡縣志に、大永元年有二多寶塔之供養一、其勸進帳曰、考二創建之時一、應安年中也、雖レ歷二百五十之星霜一、未レ及二供養之儀一とありと云へり、志にも同じく引たり、按に應安は、此應永十七年より三十年餘り以前なり、しかれば應安年中より所謂勸進して、此應永十七年に成就たるなるべし、其が損れたるを、大永に再興さむとて勸進したるなり、此塔廢て今は在らず、かゝるまがまがしきものゝ亡くなりたるはめでたし、）郡縣志に云、天文十七年武田信豐爲二守護一之時、造二立大鳥居一、永祿二年九月朔日當社炎上矣、天正十三年丹羽長秀領二當國一之時、禁下止伐二採山林竹木一及牛馬闌入上、而立二制札於宮前一、天正二十年九月、淺野長吉領國之時、族臣淺野家次造二營當社一、（其棟簡曰、若州小濱津請願成就云々、其右ニ曰、尾張ノ國住人父子淺野彈正ノ少弼藤原長吉、淺野右京ノ大夫藤原長繼、願主尾張ノ國住人淺野八郎左衞門尉藤原家次、其左ニ曰、天正二十年壬辰九月二十七日記焉云々トアリ、長繼ハ長吉之子也、蓋祈二長吉父子朝鮮征伐之役一、族臣家次造營之者也、社中有二弓箭一、相傳淺野氏兄弟所レ持之物矣、）寬永二年國主京極忠高建二舞臺一、忠高以二蒼鷹逸飛不一レ返、禱レ之而捕二得之一、故建レ之而爲二報賽一、正保二年國主酒井源忠勝公有二祈願之事一、依レ之建二立拜殿一、寬文七年天皇下二賜紫宸殿之御簾一、而懸二社中一、是依二御匣殿之執奏一也、若狹國一女仕二于御匣殿一、故及二此儀一云、（後水尾天皇の御製なりとて書集めたるものに、「忘れしの契にかへる後瀨山動きなかりしうさそかひある」とよませたまへるは、もしくはその寬文の度、この八幡宮に、うち〳〵御祈せさせ給へる事のありけるによりての御歌にもやありけむ、うさぞかひあるの御詞、宇佐を裏に念し入られたりげなり、寬文七年の頃は、仙洞に坐ましけるほどなり、）同年三月國主酒井源忠直公、令下二鍛匠近江守久道一製中太刀一口上奉二納之一、

敎が石淸水宮にして、大菩薩號を唱奉れるが始にて、宇佐宮にもおよぼして、公家にても唱らるゝ例となりしものなるべくきこゆるを、當國なるは古より今に至るまで、菩薩號もて唱たる事なく、後世におよびて鐘を奉り、又塔を建たる事はありしかど、今に至るまで僧徒の預る事なきはいとめでたし、然るは石淸水宮よりもいとはやく祭られたりしによりて、石淸水宮とはもてはなれ給へるが如くにて、おのづから菩薩號をまぬかれ給へるにこそはあるべけれ、

注八幡神の御事は、いと混らはしくきこえ給へるを、委しくは別に考へて辨へ記せるものあり、說長ければこゝにとりすべていへるなり、さて中世より八幡大神を、普く武家の守護神の如く心得る事のもとは、源義家朝臣の字を、八幡太郞と稱へるいはれに發れりときこゆ、そは尊卑分脈に載られたる此主の系譜に、父賴義朝臣參二詣八幡宗廟一、於二社壇一得二三寸之劍一之由蒙二感夢之告一、旦晨於二其枕牀一得二一柄小劍一、仰二神德一拭レ淚、卽安二置此靈寶一爲二珍璧一焉、自下蒙二彼靈夢一月上妻室懷胞、卽令レ出二生男子一畢、今義家朝臣是也、仍七歲春於二祖神社壇一依レ加二首服一、號二八幡太郞一と見えたり、此事これかれの書どもにもみえ、石淸水八幡宮にての事として世にきこえたかき事なり、これより其子孫の氏人八幡大神を尊びあへる事となりたるが、漸におしうつりて軍の道に預る人は、其氏人ならぬも、なべて今の世まで此神の御守護をたのみ奉りて、弓矢八幡と誓言たつるばかりの慣となりぬるは、いと奇しき神の御威になむありける、かくて又賴義朝臣の二男義綱朝臣は、父の命にて賀茂神社にて首服して賀茂次郞と稱ひ、三男義光朝臣は新羅明神の社にて、首服して新羅三郞と稱はれたりけれど、その二神はさらに八幡大神のごときこえ給はぬも又あやし、

○今富稅所次第に云、應永二年乙亥八月廿一日、八幡宮大鳥居被レ立畢、此鳥居は雖レ有二昔近代無一レ之、再興にて武田方奉行之時被二造改一畢、守護一色詮範の時なり、武田方とは又代官武田右京亮重信なり、郡縣志に云、應永四年六月、小笠原三河守長房、入道淨鎭、懸二鳧鐘於社頭一、其銘地藏院僧長陰作レ之、此鳧鐘今存り、銘文に若狹ノ國遠敷ノ郡小濱ノ津八幡宮云々、豐嶺霜降而迎二朝晰一云々、應永三年丁丑六月五日、大願主三河刺史淨鎭とあり、豐嶺の

祀り奉れる宮なるに、（此事三代實錄貞觀十八年八月十三日の下に見ゆ、）當社は其より百年前の神護景雲四年に、しか官幣に預り給ひたれば、それよりも前に祭り來りし社なる事著く、めづらしき神社なり、

注後の駿河風土記、烏渡郡の下に、八幡宮神護三年太宰主神阿曾麻呂、五畿七道各置譽田先君宮社、故此亦譽田天皇舊宮也といへり、神護は神護景雲を略きていへるなり、かくざまに記せる事古書に例あり、五畿七道各云々とは、畿內に一社、七道に一社づゝ八幡宮を置れたる由ときこゆ、此說に依る時は、當國なるはその度北陸道に就て置れたる宮社なるべし、然らば神護四年の官幣は、鎭座の翌年なり、されど此風土記は、後に別に記せる書にて、信がたき說も交れど、正しき事も多かりと其國人もいへり、件の八幡宮の事は、古傳說なるべし、さてこゝに引記せる如く、神護景雲四年八月朔日御使を遣して、伊勢大神宮と若狹國の彥神八幡神宮に、幣帛神馬を奉られたるに、中間二日ありて、四日に天皇崩給へり、此天皇道鏡に欺れ給ひて、前に宇佐八幡神を迎へて、大和の大宮近き梨原に祭給ひ、ことさらに信給へる趣續紀に見えたり、これによりて推考ふるに、此時天皇惱ませ給ふ御事のましましけるによりて、其御禱のために伊勢大神宮、またかの去年諸道に置れたりし八幡神宮にも、ものし給はむとして、御卜などせさせて、若狹なるその神宮に御使を遣し、かつ其國にむねと坐しませる彥神にもおよぼし給へるなるべし、

さて又此八幡三所大神の本宮は、帳に、豐前國宇佐郡三座、并大と標て八幡大菩薩宇佐宮、（名神大）比賣神社、（名神大）大帶姬廟神社（名神大）と載られたるこれなり、此三所同地に坐すを、總ても八幡神と申し、八幡宮とも又八幡三所神とも申來れり、さて其三所の祭神は、古記どもを併考るに、八幡大菩薩宇佐宮と西第一殿とも申して應神天皇に坐し、比賣神社は、中央第二殿とも申て、田心姬命、湍津州命、市杵島姬命を並せて一座とし、大帶姬廟神社は第三殿とも申て、神功皇后に坐せり、さて八幡宮と申は、もと應神天皇の御魂神を稱す御號にて、大菩薩號を加へて唱られ給へるも、その八幡神に限り給へるを、後世には三所を合せても八幡大菩薩と稱す事ともなれるなり、さて其菩薩號は、かの行

若狹國神名帳私考

若狹國神名帳

本書此題を書さず、さるをかく題せる由は、首卷にいへるが如し、今此考注にはことそぎて國帳といふべし、

若狹國諸神合百四十五所

遠敷郡坐神八十九所

今此帳に見えたる神名八十七あるを、八十九所といへるは、八幡三所大神を合せて計へたるなり、

正一位勳三等若狹彦大明神

正一位勳三等若狹姫大明神

右二座は延喜式內の神にて、別卷に注せり、下に載たる式內の神々もみな同じ、其由は首卷にいへるがごとし、さて此二神、式の神名帳に、若狹比古神社二座とあり、○此帳に記せる神階は、勅授借位の差別詳ならざる事、首卷にいへるが如し、又此帳の神階從四位より位の上下を記すべきに、其をしるさゞるは、書寫せる人のわづらはしくて、省きたる本の傳はれるなるべし、他の國々なるはしらず、

正一位八幡三所大神

志に、在二小濱後瀨山麓一、郡縣志に、小濱工商同祭レ之爲二產神一也、當社創建未レ詳、爲二何年一と云へるが如く、當社の古く書に見え、朝家にきこえ給へる事は、續日本紀に、稱德天皇の御世、神護景雲四年八月庚寅朔、此月癸巳十六日、年號を寶龜と改らる、遣二某々一奉二幣帛及赤毛馬二匹於伊勢大神宮一、遣二若狹國目從七位下伊勢朝臣諸人、內舍人大初位下佐伯宿禰老一、奉二鹿毛馬於若狹彥神、若狹の下に、國ノ字脫たるなり補ふべし、其說は既に此國の官社私考にいへり、八幡神宮各一匹一とあり、さて山城國なる石淸水八幡宮は、朝家にて重みし給ひ、世に名高き神宮なる事はいふもさらなれど、其は貞觀二年に、僧行敎が豐前國宇佐郡八幡神を移

早ク御賓樂ヲ賴ト御信心ニ被ニ仰出一畏テ候、天神諏訪兩社ヘ御加持、武運長久ノ御誓願有リ、還而右之段被ニ申上一（中略）信長公打立ベシトテ、子息ニ父之役儀仰付、御カチニテ橋ヲ過サセタマヒ、御馬ニ召ス、其ヨリ皆々馬上ニテ佐柿ヘ御入、其ヨリ返ル橋ト申也、國士皆々御供ニテ粟屋ガ館ヘ御入、數萬之軍勢ニテ敦賀ヘ押寄、手筒山城主柴田勝家、木下秀吉、池田信輝擊レ之、金崎城主朝倉中務ヲ生捕勝時上ル、其後ニ粟屋逸見國中攻落セト御上意也、是ヨリ信長公若州西近江シヅメンタメ、小勢ニテ若州御歸、成願寺御泊、法印御對面有、目出度敬白、信長公貴僧武運長久之御加持ニ而、早速手筒城攻落、金崎生捕大悅甚（以下略）と記せり、

注當時（ソノカミ）成願寺、當社の社務にてありしなり、大坊は其末寺にて、これも社務に預りしと聞ゆ、其後成願寺は廢て、今社務の僧坊三字ある中に、大坊といふがあり、〇出雲風土記、意宇郡の下に載たる國引の古文（フルキコトバ）に、闇見國、佐伎國と云へる所を、岡部大人の文意考に、若狹國に佐支神社、闇見神社あれば、由ありて聞ゆと說はれつれど、共に其證とすべき事なし、さて其風土記、島根郡に椋見社みゆ、式に、久良彌神社とあるこれなり、この社今新庄村久良美谷と云ふ、また神功紀に、犬上の君祖倉見別といふ人名見ゆ、當國の闇見には由なきか、

山都田（ヤマツダ）神社

國帳に、正五位山津明神とあり、津の下に田の字を脫したるなり、此神社今詳ならず、今當郡佐古村の田地の字に山ちだと呼ふ處あり、これもしくは山都田を訛りたる地名の遺れるならむか、しからば此里に山王の社あり、もしこれにはあらぬか、（僧等が奸意巧に、山都田といふ山の字にすがりて、山王と云ひなすがごとき例まゝあることなり、）又天神社もあり、二社ともに祭日は三月二日なり、猶よく證考ふべし、

せ祭れるなるべし、祭日は三月五日なり、天満天神の祭日は、いづこもいづこも廿五日の例なるに、當社の三月五日なるは、本社の祭日なるべし、按に、古事記に、日子坐王孝元天皇皇子、の御子室毘古王は、若狹耳別祖と見え、またその王の御母を、沙本之大闇見戸賣と稱せり、上に云へる如く、彌美神社は耳別氏の祖神として、室毘古王を祀れるなるべくおもはるゝにあはせては、この闇見神社も、其御母沙本之大闇見戸賣を祀れるにやあらむ、然らば御名の大闇見は、此處の地名を負給へるにて、大は美稱なるべし、

注沙本は大和國添上郡の地名にあり、この大闇見戸賣、前に大和におはして沙本を御名に負ひ給ひ、後に御子の室毘古王の由緣によりて倉見に住て、その地名を複ねて名に負ひ給へるなるべし、此御腹に沙本毘古王、袁邪本王、沙本毘賣の命と申すが坐し、又室毘古王も、同國葛上郡に牟婁鄕あれば、其地名を名に負給へるなるべきにもおもひ合すべし、さて室毘古王の當國に由緣ある事は、彌美神社の下にいへるを合せて互に考ふべし、

さて闇見は今倉見庄とて、倉見村と云ふをはじめ十六村あり、倉見、白屋、成願寺、上野、能登野、横渡、井崎、黒田、田上、岩屋、常神浦、神子浦、小河浦、遊子浦、鹽坂越浦、世久見浦といふ、此神社の在る成願寺村は、倉見村に鄰れり、もと倉見村の內なりけるが、此社に預れる寺に、成願寺といふが在けるから、おのづから地名の如く呼あへりけるが、後に其寺亡びぬれど、舊の名を呼て、今は別なる一村の地となれりと里人いへり、又今井崎村に屬たる山に、大倉見山、小倉見山といふがあり、又田の字に大倉見坪、小倉見坪といふもあり、又世久見浦の內に倉見浦と云ふ小邑もあり、これら倉見庄の內ながら、倉見村とはいたく離りたるに、今も然云ふは、倉見は舊大名の地なりしが故なり、○岩屋村の農民瀨尾氏が國主武田家の臣、逸見駿河守昌經、法名永薰が子孫なり、家の古記に、當社の事を天神と申て記せる事あり、元龜元年四月廿一日、信長公經二西近江一、若州熊川へ御入泊、御供秀吉公、中略高濱城主逸見駿河守、同子息帶刀參上仕ト被二申上一、信長公中略天神馬場先、大槻ヘ御付被レ成候處ニ、御馬高鳴身振少モ先ヘ不レ行、諏訪ノ此諏訪明神ノ社、廐帳に見えたり、社は成願寺村に鄰れる上野村にあり、馬場先ニ而駿河守落馬腹痛窮動スルナリ、信長公御馬ヨリ御下リ有テ、兩社ノ御トガメト思召、別當ヘ御使立也、大坊早速參上被二申上一、畏テ御坐有時ニ、出陣之門出、ケ樣之儀神前トガメト存ルナリ、

づらしくたふとくめでたくてなむ、

能登神社

國帳に云、正五位能登明神、○志に云、在二能登野村一、今曰二八幡一、能登野、横渡二村生土神といへるが如し、國帳に、能登川中明神と申すをも載せたり、和名抄、當郡能登郷あり、今其郷名は廢て此能登野村あり、これ古の能登郷の本地なりと云へり、なほ舊事考に云へり、○祭神詳ならず、古事記に、大毘古命の從孫、大入杵命能登臣之祖と見え、國造本紀に、能登國造云々、大入杵命孫、彦狹島命定二賜國造一とあり、和名抄、能登國能登郡能登郷あり、續日本紀に、養老二年云々、割二越前國羽咋、能登、鳳至、珠洲四郡一、始置二能登國一とありて、能登はもと越前國の部内なりしなり、越前は當國に鄰れり、帳に、能登國能登郡能登比咩神社、また能登生國玉比古神社あり、當社も同じ縁にて、例の大毘古命に由縁ありて祀れる社ならむか、なほよく稽ふべし、能登野村は、闇見神社の坐す成願寺村に鄰れり、闇見ノ神は下に云ふ如く、室毘古王に由縁ありてきこえ給へるに、能登ノ臣祖大入杵ノ命は、崇神天皇の皇子にて、大毘古ノ命には從孫、室毘古王には從弟にあたり給へり、さて當社を八幡宮なりと稱ふは、例の後に合せ祀りたる方を表と稱ひ習れたるにて、今祭日を八月十五日と定たるも、八幡宮例祭の日に據れるなるべし、

闇見神社

國帳に云、正五位闇見明神、○志に云、在二成願寺村一、今稱二天神一、里民傳言、創建以後及二一千年餘一、奉祠僧云、社祭二菅公像一、此尤可レ疑、然以二創建年代一考レ之、則蓋後所二配祭一、倉見莊數村以二此社一歷世共二祭祀一、且外無下可レ稱二闇見神社一者上、則恐此也、故不レ疑以載二于茲一、有二奉祠僧房二宇一、正保二年我少將忠勝公造二立華表一、郡縣志に、此社を天神社と標擧て、毎歲三月五日、倉見、白屋、上野、成願寺、岩屋、能登野、横渡等之村民同祭レ之、而供レ米獻レ醴、斯日有二獅子舞並王舞等一、又有二競馬之儀一、神輿二基遊行、然則所レ祭之神有二二座一乎、未レ詳レ之也といへり、但し本社の考は、志の說しかり、さてそのいはゆる天神社二座ありて、平生には倉見の天神と稱し、また倉見の明神とも稱へるにてもまぎれなし、祭神二座ます事は、一座は素より祭來れる闇見神に坐し、今一座は天滿天神を後に合

命の御上の事は、氣比の舊記、また件の風土記、乾元記どもの傳を考合するに、與止姬命皇后とゝもに、角鹿津より海路を豐浦津へ渡り給ふ御船中にて、海神を祭給ふ神主となり給ひ、新羅國を征伐の時も、皇后と共に同じ狀にものして渡り給ひ、又潮滿珠潮干珠を得て、大功をたて給ひしなり、宇佐宮緣起に、借干珠滿珠於龍王云々、投此珠于海而三韓降服云、二珠奉納于肥前國佐嘉郡河上宮と云へり、河上宮すなはち與止日女神社なれば、古傳に符へり、但し龍王に借と書るは、もと海神の諭などのありて、海中にて得給へりし由なるを、動もすれば佛ざまにものする其世の文人の、然は作なしたるにぞあるべき、なほ按ふに、その兩顆珠は、仲哀紀に、皇后角鹿より豐浦津に泊給へる日、皇后得如意珠於海中とある珠にて、其は與止日女命の得て皇后に奉給へるにて、これ潮滿珠潮干珠ならむか、如意珠と作給へるは、佛經に說へる事の意ばえの似たるによりて、其字を用ひて然る奇靈珠に叶へ給へる文なるべし、いづれにまれ、かの兩顆珠を得て、云々の大功をたて給ひたりし事は決し、

氣比舊記に、玉妃命と申せるは、この大功を稱へたる御名とぞきこえたる、御名の玉妃は、社傳にタ。マ。ヒ。メ。と唱し傳へたりとぞ、妃字は集韻に、與姬同と注せり、又豐前國に豐比咩命と稱して祀れる事は、皇后韓國より還り給ひて後、此姬命に豐國を任して、韓國の戌とし給へるによりて、國名を負せて豐姬とも稱申たりけむ、此豐前國に、式に宇佐郡に八幡大菩薩宇佐宮、大帶姬廟神社、田川郡に辛國息長大姬大目命神社、豐比咩命神社、筑後國三井郡にも豐比咩神社坐し、又高良玉垂命神社あり、この神社は建內宿禰を祀れり、韓國征伐の度の事につきて、並に祀らるべき由ありてなるべし、文德實錄に、天安二年五月、高良玉垂神及比咩神等正殿云云、と記されたる比咩神は、豐比咩神を徒に申せるなり、この姬命の御上の事は、世に隱れてひろく聞え給はぬを、此常神の古事によりて因に考顯はし奉れるなり、

そも〳〵此常神浦は、當郡の西の終の海中にさし出たる島山の、其いや終に世ばなれたる賤しき海人の浦里に、神功皇后の古事の遺りてきこゆるは、いとめ

猶考べし、また常神三皇明神とて、皇字をヒコとよむも希らし、しひて考ふるに、こはなべて男子を稱へて彥といひ、天皇の御名にも彥と稱したるが多かるを、鄙び意におもひて、この社に三柱の天皇を祭れるから、ミヒコと申し、其ヒコと申すに皇字を當たるにもやあらむ、さらば仲哀天皇に、神功皇后、應神天皇の三柱を別に合せ祀れるにや、但し神功皇后は、まことは天皇にておはしまさゞりけれど、そのかみの御ありさまによりて、天皇の如く思ひ奉れるものとすべし、常陸風土記に、倭建天皇と書るにも准らへつべし、又は氣比神社七座の內、本宮には中央に仲哀天皇、東方に保食大神、西方に神功皇后を祀れりと社傳にいへば、此三社を三彥と稱して祀れるにもあらむか、但し氣比の祭神の中に、保食大神とあるは、古事記に、應神天皇の若くましゝける時、御名易し給へる神を、稱其御名號御食津大神、故今謂氣比大神也、と見えたる稱號の御食津大神を、神代紀に見えたる保食神の事なりと、さかしらに心得誤りて、然は書傳へたるものなり、又國帳に見えたる正五位加留間明

神も、郡縣志に考たる如く、常神社に屬たる神社なるべし、然れば本社の左右なる小社は、常神三彥明神と、加留間明神なるべきにや、また氣比大神社、舊記に玉妃命、一名空津媛、又名淀媛命、皇后妹也とあるは、氣比神社七座內本宮の傍に、平殿と稱ふ社に、玉妃命一名淀媛と申て祭れり、加留間明神、もしくは此玉妃命にはあらじか、此姬命は古事記に、皇后同母の妹に虛津比賣命と記せるのみにて、一名も何の傳も記されず、他の古書には、此姬命の事はすべて見えたる事なし、然るを式に、肥前國佐嘉郡與止日女神社とあるぞ、此姬命にはおはし在しける、そは神名帳頭注に、風土記云、人皇卅代欽明十五年甲申、冬十一月朔日甲子、肥前國佐嘉郡與止姬神有鎭座、一名豐姬、一名淀姬、乾元二年記云、淀姬大明神者、八幡宗廟之叔母、神功皇后之妹也、三韓征伐昔者、得干滿兩顆而沒異域之凶徒於海底、文永弘安之今者、施風雨之神變而摧幾多之賊船於波濤云々、河上大明神是也と注し、又豐前國田川郡豐比咩命神社、筑後國三井郡豐比咩命神社をも、同姬命を祀れる由注されたり、さてこの姬

の三皇明神といへるが錯ひたるなるべし、そはとまれ本社を正しくは、常神大明神と稱して、まぎれなく立せ給へり、さて因に按ふに、國帳に、正五位常神外尊明神、正五位常神島尊明神、と並べ記したる外尊明神は、上に云へるが如く社も定かなり、島尊明神は、これも國帳に、尊字にマツと假字をさしたれば、外尊に效ひてシマツマツとよむべし、此社今詳ならぬを、強て考るに、御神島に在るべし、そは上にもいへる如く、志の常神社の下に、海中有二一島一呼曰二御神島一、寛和二年丙戌、移二神社於其島一、天仁元年戊子十一月三日、復徙二今地一云、傳言古自二越前國敦賀郡常宮一社官者來預二祭事一、故自二常宮一到二于此一、今稱二管絃渡一、又其社官者來二御神島一盛服焉、故海人呼曰二小神島一、と云へる御神島より、天仁元年常神社を、復今の地へ移したる跡處に社を餘して、そを常神の島尊明神と稱へ申たりしなるべし、昔は此島に小社ありし由浦人云傳へたり、それなるべし、志に、御神島在二常神浦一、去二水涯一四五町在二海中一、島域周廻一里餘、綠樹森欝、有レ洞稱二觀音洞一、常神社舊在二此島一、因名二御神島一と記せる處なり、寛和二年社を此島に移し坐せたる後、此社より常宮の神を祭りたる古事によりて、此常神社を本社として、常宮の社官等も海路を此島に來て、祭事に預る例なりけるを、後復今の地に還し徙し坐せても、なほ舊例に據りて、社官等まづ此島に來りて、祭服を盛て、本社の祭に仕奉りたるなるべし、さて島尊神としも稱せるは、島に坐す由なるべし、また外尊明神と稱すは、本社の外に在る故の稱なるべきを、互におもひ合すべし、然らば外尊社は、いまだ社を島へ移さゞりし以前の社地にて、社を島へ移したる時、その舊地に社を餘して祭れるを、其後復今の地へ還し徙し坐せても、なほ其まゝに祀り置て、本社の外に在る由にて、常神外尊と稱せるなるべし、さはいへど、なほ尊をマツとよむ義も、又その詞意も、いまだおもひえず、もしくは字の如く尊む事を、マツといへる古き稱言ならむか、國帳、遠敷郡に、國津尊明神ともあり、孝昭天皇の御名を御眞津日子と稱し、又御眞津比賣、觀松彥色止命などいへる名、阿波國の御間都比賣神社などの眞津も稱言ときこゆ、

時の古事を慕ひまつり、神樂して仕奉來れるなごりにもやあらむ、さて今神名を常神大明神と稱し、其鎭坐地をも常神と呼ひ、又永萬元年神祇官御年貢進社の記に、諸神社を記せる例、阿奈志社、氣比社、向社など書て、某神社と書るは一つも無きを、當社のみ常神社と神字あるは、今も稱す如く常神の社と稱せるが故なるべし、帳に載られたる神社の號、なべては某之神之社と申すべき記しざまなれど、中には某神之社と申すべく記せるもあり、そは河内ノ國大縣郡石神ノ社など記せる類なほあり、常神社とあるもこれなりしかれば神名を常神と引合せて稱し奉るべし、神名も地名も、神を連言ながら清音に唱ひ來れり、浦人の平ノ言には常神さまともいへり、然るを國帳に、常大明神と書るは、大明神は神を崇めたる稱なれば、常と申にかけて唱へたるなるべし、今も浦人は常大明神ともいへり、同帳に、常神三皇明神、常神外尊明神、常神島尊明神と載せるは、常神の末社なるが故に、本神の號を冠て常神某明神と稱へるなり、思ひ合すべし、此浦里の東に鄰りて神子浦といふ小里あり、もと常神に仕へ奉れる巫女の住居りし處にはあらざるか、巫女を美古といふは、中昔よりこなたのつれなり、○此神の事の古書に見え給へるは、朝野羣載に、康和五年六月十日、卜部兼良宿禰奏二龜卜一御體御卜文に云々、又坐二若狹國一宇波西神、多太神、常神、某々神社司等、依三過穢二神事一祟給、遣レ使科二中祓一可レ令三祓清奉仕二事云々、また永曆四年六月十日、卜部兼宗宿禰の同御卜文に、坐二若狹國一若狹比古神、常神、某々神社司等、依三過穢二神事一祟給云々と見えたり、またかの永萬の神祇官御年貢進社の記に、若狹國常神社魚貝進とあり、當國にては此神社のみ載たり、魚貝進と見えたる魚は、かの海鯛魚の古實にはあらざるか、○神社はいま常神浦の海岸より一町餘り去て、山の足にある森中に山に據りて坐せり、

注左右の傍に小社あり、國帳に、所謂常神三皇明神、加留間明神なるべけれど、今詳ならず、三皇の皇字、國帳に、ヒコと假字をさしたり、希らしきよみざまなり、ミヒコなるべし、此二社の事は下に云ふべし、又其海邊の岸に、渡津松明神と額うちたる社あり、これ國帳に載たる外尊大明神なり、國帳、外尊にトッマッと假字をさしたり、外字をトとよむは事もなし、ッは助辭ときこゆ、尊をマッとよめる義は心得がたけれど、故あるよみざまなるべし、さて其三社共に常神の末社なり、然るに本社常神明神を、今三所明神とも呼ふは、か

にあひそめて浮てふ鯛は今もありとかし（結句夫木集に今もありけり）、とよみたるは、たゞ書紀の趣によりてよみ給へるなり、かの匡房卿のあぢかたの海とよみ給へるは、安藝の國豊田郡の味方、いまの名は能地といふ處の海に、三月のころ鯛のうく事あるを、擶網にてすくひとる事をす、もはら櫻咲くころを節とするによりて櫻鯛といふと、さきにその國人語りき、匡房卿はきこえたるもの識にておはしけるが、さるめづらしごとを聞およびて、あたらしくよみ出給へるものなるべし、皇后の古事におもひまがふべからず、

これかの其處之魚至二于六月一常傾浮如レ醉、と記されたる古事に符へる證とすべし、故おもふに、此浦の海人ども、其奇しき由縁の隨に六月に至れば、常海鯽魚を獲る事の多きを、聖王の贄として恩頼を辱なみ歡びて、その皇后の御靈を常神と言祝ぎ稱へ申して、祀り奉たりしなるべし、いはゆる皇后以レ酒灑二海鯽魚一云々、海人多獲二其魚一而歡曰二聖王所レ賚之魚一焉、と見えたる海人等が景迹おしはかられていとあはれなり、

注常は俗に、イツモカハラズニといふ意の言にて、顯宗紀に、不易をツネと訓るが如し、但しこゝに說へるは、言の義を情には論はずして、上古に海人などの賤しきが、眞心にあやなくうち出たる稱言として、おしはかりていへるなり、さてこの常神の常の義は、紀に至二于六月一常傾浮云々、と記されたるに據りておもひ得たる考ながら、其は古傳の本書ありて採られたる文なるべきが、おのづから常神と稱へ奉れる古事に合ひてきこゆれば、其意しらひしてかくは考たるなり、ひたすらにその常字にすがりて、强て說へるにはあらず、

志に、古は常宮の社官海路より管絃渡を經て、此神社に詣で祭を行ひ云々せるによりて、當社は神功皇后を祀れるならむと云へるは、末をもて本を考たる說ながら、今予が考と大旨は相同じ、（敦賀の常宮は、當社より移し祀れるなるべき事、上に云へるがごとし、）さて又上に考て云へる如く、皇后の渟田ノ門に到り給ひ、神樂して海神を祀り給へるは、おほかた六月十二三日の頃の事なるべくきこゆるに、上にいへるごとく、常神の祭日度々ある中に、六月十六日には不易猿樂の神事仕奉るは、もしくは其

ば、くだ〳〵しけれど辨へつ、渟田門を、言便にノタノトと訛れるなり、然れば渟田門といへる處は、常神崎と琴引が崎との間の海門なる事決くおぼゆ、志に、海灣南ニ向潮汐穩靜といへる如き處にはあれど、その二ツの出崎に觸れては、怒濤もことに起べければ、澳の方より見たるおもむきにて、その間の海門を渟田門と呼たるにやあらむ、さて皇后此渟田門に到りまして御食し給ひけるは、六月十一日に角鹿津を御船發し給へる其日の夕か、さらずば十二日三日のころまでの事なりしなるべし、上にいへる如く、角鹿ノ津より此處までの海路十里ばかり、皇后この海門に御船を留め、云々して海神を祭り給ひけるに、海神の慮なるべし、海鯽魚の御船の傍に聚りけるを、皇后以レ酒灑ニ海鯽魚一、海鯽魚即醉而浮之、時海人多獲ニ其魚一而、歡曰ニ聖王所レ賚之魚一焉、故其處之魚至ニ于六月一、常傾浮如レ醉、其是之緣也、と記されたるに合へる事は、今常神浦より大飯郡高濱の浦かけて、六月の頃小鯛の聚り漂蕩ふ如くにてあるを、海人等が窺ひて獲る事あり、此時に限りて其を麻杼呂小鯛と云ふと浦人等云へり、

注此麻杼呂小鯛の事も、おのれさきに聞たる事のありけるに、猶かの幸敦が浦人どもによく尋合せたる趣なり、按に、麻杼呂といふ義は睡るうへに、まどろむと云ふは目蕩むにて、俗言に目がトロトロとなる、トロトロと睡るなどいふトロもこれなるべし、かれが傾浮て漂蕩を、人の睡むさまに似たるをもてしか云へるなるべし、かく考たる後、敦賀人宸里この說を聞て云、己が住る津にて、六月のころ海原風和ぎ夕陽照りわたりて、暑さ堪がたきそらを、麻杼呂になりたりといへり、かくなりたる時、鯛のうくをうかゞひて網をおろして獲るなり、いま汝の說をきゝて思へば、まどろになりたる鯛をうべきそらになりたるよしを、轉していひなれたる方言なるべしといへり、若狹にて二月の末つかたより三月かけて、大空のかすみだちてうちくもるを、いさゞ曇りといへり、然る空になれば、鯋といふ小魚の川瀨を群れ上るを、纚さし設けて捕るならひなるにあはせて、空のけしきに然はいふを、このまんどろになるといふに、おもむき◎今按恐有誤脫なるをもおもひ合すべし、又新撰六帖に、鯛を題にて、藤原の知家卿、「水無月や君かなさけ

て、今も角鹿津より舟發して、長門の方へ乘出す海路にて、志丹生浦の下に、常神崎與琴引崎相距海口七里、海灣南向、潮汐穩靜又無巨巖、甚宜泊舟船、故他邦商船來息于此、と云へる處なり、これ彼舊記に、皇后玉妃命を神主として海神を祭り、親琴彈き給ひ、又神樂奏させて奉られし、所謂神樂崎なる事決く、また志に、傳言古自越前國敦賀郡常宮社官者來預祭事、故自常宮浦到于此、今稱管絃渡、といふといへる傳説も、其古事に合ひてきこゆれば、紀に、渟田門とあるは、きはめて此處なるべし、おのれ既に若狹に在りし時、小濱の市長に木崎幸敦、字は藤兵衞とて、古事慕ぶ翁のありけるに逢て、此事語らひければ、いたくめづらしがりて、みづからまめやかに常神浦に行逗留居て、渟田門と稱ふ海門やあると、浦人どもに問尋巡れるに、みな識らずといふ、尋わびたるに、いたく老たる翁のよろぼひ出て、此常神と丹生浦とのさし出たる岬の間を、むかしの老人の能多乃登と云ひしを聞もちはべり、今の若人は知りはべらじ、もし其處をや尋給ふと舌だみよゝみて語るに、まづよろこばしくて、其は渟田門にはあらぬか、さて字はいかに書にかと問へば、おらが名だに書得ぬもの、何しに字など知り侍るべきと、むつかしげに言さして這入にき、これ古の渟田門を訛れるなるべしと、歸り來て語れり、按に、當國の浦人等の詞に、波の太く起てうねるをヌタといひ、またノタともいひて、ヌタのたつ、ノタのうつなどいひ、また波の音をノタノオトなども云ふをおもへば、

【注】林逸節用集に怒濤、運歩集に怒濤、波ノ事ともにヌタと訓り、また和名抄毛群體の部、角の條に、唐韻云、紗角上浪皮也、和名沼太波太と見えたるは、浪膚の義なるべし、箭を糸にて纏たるうへに、ぬた筈ぬた卷などいふも、この紗に似たる由なるべし、又古歌に、猪の臥處につきてぬたうつとよめるは、泥土などを踏はらゝかせるさまをいへるにて、俗言にヌタクル、ノタクル、またノタヲウツなどいふは、然して猪の臥すさまにたとへたるなるべし、また鮮魚の宍を未醬もて韲製にするをも、ヌタともノタともいふは、泥土に塗れたるさまにたとへたるなるべし、こは世に昔からぬ言なれ

御坐し、時にて、皇后をば百寮とともに、角鹿に留守置き、御供人をいたく省きて、輕々しくかりそめなる御出立にて、南國に巡狩し給ひけるに、紀伊國德勒津にて、筑紫の熊襲が背き奉れる報を聞食し、其を征伐給はむとして、やがて其處より御船發して、此月日は紀に記されず、六月十日長門の豐浦津に泊給ひき、さて又天皇御船發の日御使を發せて、角鹿に留守給へる皇后の御許に、云々と詔ひ遣はしけるによりて、皇后百寮を率ひて、六月十一日氣比舊記に、六月辛卯とあるに據る、に角鹿津より御船發して、七月五日紀に七月乙卯とあるに據る、豐浦津に參逢給へるなり、

注本文に從二其津一發之逢二穴門一とあるをもて、海路より幸ますべく仰給へる由を知るべし、陸路ならむにはことさらに從二其津一とは記さるべきにあらず、なほいはゞ、上文に幸二角鹿一即與二行宮一而居之とありて、宮所には角鹿津と記されざるにも思ひ合すべし、但し天皇にも浮レ海云々と記され、皇后には下文に、從二角鹿一發而行之とありて、浮海とは無きによりて、陸路より幸ませりとも聞ゆれど、其は文の繁きを省きて、下文に到二渟田門一食二於船上一と云ふに應せたる文法なり、

其海路を幸ませる御ありさまは、上に引たる氣比の舊記の古傳説を合考れば、事實相符ひて其證ますます明らかなり、さるはまづ紀に、皇后從二角鹿一發而行之、到二渟田門一食二於船上一時、海鯽魚多聚二船傍一云云、海人多獲二其魚一歡曰云々、故其處之魚至二于六月一常傾浮如レ醉其是之緣也、秋七月辛亥朔乙卯、五日皇后泊二豐浦津一、と記し給へる日程文勢を考るに、角鹿津を御船發して、ほどなく渟田門に到り給ひ、海鯽魚の希事ありしぞ聞えたる、其は此時の奇緣由によりて、其處之魚至二于六月一、常傾浮如レ醉、と記されたるに、皇后六月十一日に角鹿を御發船し給へるに合せ考ふるに、渟田門に到給へるは、同月十二三日の頃なるべく、渟田門は三方の海中に在る所に當れり、其は角鹿津より海上舟路十里許に、三方の海中にさし出たる常神浦の海岸を、常神崎と云ふがあり、それに向ひて丹生浦の海岸のさし出たる岬を、琴引が崎といふ、その海門の間七里ばかりあり、これ氣比舊記に、三方郡海岸謂二神樂崎一處是也と云へる處にて、其海門の海面を管絃の渡といひ

の事を考て記せる後、既に當國小濱の商人板屋市助が書おきつるものに、かの匡房卿の「春くれはあちかたの海一かたに浮てふ魚の名こそをしけれ」の歌を論ひて、あぢかたは本に味かたと書て、當國の三方海の事なるを味をあぢとひがよみして、假字にあぢかた海のと書なしたるが、世に傳はれるなるべし、この歌神功皇后渟田門にて云々、海鯽魚の顋浮たりし古事を詠み給へるなり、此とき皇后は角鹿津より御船を出し、三方の海上より長門へ渡り給へるならむとおぼゆ、然れば三方の海の一かたに云々とよみ給へるは、渟田門にあたりてきこゆれば、渟田門は必三方の海に在べし、今も當國にて三月の末鯛の浮く事あり、其を獲りて三月の櫻鯛なりとてもてはやすは、かの顋浮の古事に叶へり、其櫻鯛といふをかくして、春くれば云々浮てふ魚の名こそをしけれと、花を惜む心の題をよみふせ給へるなり、みかたの海の一かたにゝと改て心得べしといへり、但しこは本文のくだ〳〵しければ、其意を約めて引けり、さて此渟田門の考はいはれたり、されど其證疎なり、又あぢかたの海の考はめづらしけれど、かの海鯽魚の古事は六月なるに、春の盡の花を惜しむ意によみなされたるなれば、かなひても通えず、新六帖に爲家卿「行春の堺の浦の櫻鯛あかぬかたみに今日や曳らむ」とある如く、たゞ春を惜む心を、櫻鯛をひき出て詠みたまへるなり、しか考奉る事は、まづ氣比大神社の舊記に、足仲彥天皇御宇二年癸酉六月辛卯日、十一日なり、皇后命二群臣一令レ艤發二此津一、舊跡今謂正面町海濱也、廼取二垂五百枝榊木綿一樹二舳艫一爲二和幣一、祭二海神一、皇后親彈レ琴、以二玉妃命一一名空津媛、又名淀媛ノ命、皇后ノ妹也、爲二神主一奏二神樂一、今若狹ノ國三方郡ノ海岸謂二神樂埼一處是也、とあり、こは決めて古き傳說と聞えたり、仲哀紀に、天皇德勒津に坐し、角鹿の皇后の御許に、從二其津一發之云々、氣比神社舊記に、皇后命二群臣一令レ艤發二此津一云々と見えたる是なり、今も敦賀津より發船して、三方海より丹後但馬伯耆出雲石見の澳を乘りて、長門の豐浦郡下關へ渡るなり、此海路大凡百六十里ばかりありとぞ、今推考ふるに、皇后此海路を御船より、天皇の坐せる長門の豐浦津に參逢給へるなり、仲哀紀の此條の文をつら〳〵考るに、本文は上に引り、此時既に天皇皇后と共に、角鹿の笥飯を行の宮處に定め

皇於レ是將レ討ニ熊襲國一、則自ニ德勒津一發之、浮レ海而幸ニ穴門一、卽日遣ニ使（普通本に使遣と書るは錯置なり、今古本に據る、）角鹿ニ勅ニ皇后ニ曰、便從ニ其津一（角鹿ノ津よりなり、）發之逢ニ於穴門一、（穴門は長門の古名なり、）夏六月辛巳朔庚寅（十日）、天皇泊ニ于豐浦津一、（今の長門國府中なり、）且皇后從ニ角鹿一發而行之、到ニ渟田門一食ニ於船上一時、海鯽魚多聚ニ船傍一、皇后以レ酒灑ニ鯽魚一、鯽魚卽醉而浮之、時海人多獲ニ其魚一而歡曰ニ聖王所レ賚之魚一焉、故其處之魚至ニ于六月一、常傾浮如レ醉、其是之緣也、秋七月辛亥朔乙卯（五日）、皇后泊ニ豐浦津一、云々、とあるに、氣比大神社の舊記を併て熟考るに、（此舊記の文下に引べし、）此時皇后百寮を率ひて、角鹿津より御船發して、海路を渟田門を經て、長門（穴門古ノ名）の豐浦津へ渡り泊給へるなり、さてその渟田門と云へるは、すなはち常神浦と丹生浦との岬の相對ひたる海門なり、此時の由緣に因りて、海人等皇后の御靈を常神と稱して、社定めて祀り奉れるが、この常神の社にて、此神の鎭座せる由にて、地名を常神浦といふなるべし、

注當國にて海邊の里を某浦と稱へる處多し、常神浦もそれなり、さて舊記に、渟田門を安藝國沼田郡の海門なりと云ひ、或は同國豐田郡味潟と云へる處の海邊にて、今も其海に三月の末に、鯛の多く浮く事あり、そを浮鯛とも櫻鯛とも稱ふ、詞花集に、花を惜む心をよめる、大江匡房、「春くれはあちかたの海一かたに浮てふいをの名こそをしけれ」、と見えたるもこれにて、「皇后の云々し給ひし渟田門は此處にて、其舊緣の今に存りといへるは、推量の說と聞えたり、安藝の海を經給はむには、角鹿より陸路を、攝津國播磨國わたりまで幸し、其より御船にて、海路播磨洋水島洋を經て、安藝の海に到り給ひ、さて周防洋を渡りて、豐浦津に泊給ふべきを、かの海鯽魚の希事のありしは、下にも論ふごとく、六月の初旬と聞ゆるに、其を安藝の海にての事とする時は、七月五日豐浦津に泊給へる事の、あまりに日數經て、御軍の爲の御舟路には、うちあひても聞えず、又角鹿を發せ給へるほどの遲りてもきこゆるかし、そはとまれ角鹿津より舟發して、安藝わたりの海路をば通り給ふまじきことわりなれば、渟田門を安藝なりといふ說は信がたし、なほ下に委しく說ふべし、○おのれ此渟田門

常神社

國帳に云、從二位常大明神、○志に云、在二常神浦一、創建年代不レ詳、郡縣志に云、傳言花山院寛和二年丙戌、移二當社於御神島一、天仁元年戊子十一月三日、又移二此處一、今所二併祭一之神伊勢內宮、石淸水、賀茂下上、春日、熊野三所、白山、遠敷上下、荒島、上瀨、新若宮、道祖神、大將軍、西宮、北野、山神、海神、水神、三社御神、若狹國神階記所レ載、三方ノ郡正五位常ノ神、三皇明神者乎、渡津松明神、同神階記所レ載、三方ノ郡正五位常神、外尊明神者乎、加留間明神同神階記所レ載、三方郡正五位加留間明神者乎、是也、正月朔日、三月三日、四月三日、五月五日有レ祭、又六月十六日有二神事能一、また志云、海中有二一島一、呼曰二御神島一云々、傳言古自二越前國敦賀郡常宮一、社官者來預二祭事一、故自二常宮浦一到二于此一、今稱二管絃渡一、又其社官者來二御神島一盛服焉、故海人呼曰二小袖島一、以レ是考レ之、則常宮常神、名義同而祭神亦不レ異乎、然則與二常宮一同祭二神功皇后一也、可二推知一矣といへり、越前國敦賀郡氣比大神社司石塚資元云、社傳に云、常宮は若狹の常神を移し祀りたるにて、古より氣比ノ宮の攝社なりと云へり、又氣比社傳の書に、一二謂二常宮皇后一、此訓ツネノミヤノキサイノカミ、右の考說どもに符ひて聞ゆ、さて越前の常宮は、敦賀郡常宮浦此地もとは沓浦の内なりと云へり、に在り、運歩色葉集天文十六七年の頃著したる書なり、に、常宮在二越前敦賀一、卽神功皇后之御廟也、廟と書るは、神功皇后を祭奉れる筑前ノ國香椎ノ宮を、續紀、續後紀に、香椎ノ廟と記され、式に、豐前ノ國大帶姫ノ廟ノ神社ともある唱に同じ、古より然云と傳へたりときこゆ、さて此皇后の廟號の事は、古事記ノ傳三十ノ卷詞志比ノ宮の下の注に、委しく說はれたるが如し、と見えたり、これ古の社傳なるべし、式外にはあれど、國人の一說に、帳に、敦賀郡天八百萬比咩ノ神社と載せられたる社これなり、祭神は神功皇后、後に仲哀天皇を相殿に祭奉ると云へり、天八百萬比咩神なりといへるはいかがあらむ、近國に名高き神社なり、常宮を字音に唱來れり、常神の坐すをもて常神浦といひ、常宮の在るによりて常宮浦といへり、同じ由の地名なり、さて當社を、志に、常宮の由緣に由て、神功皇后の祀れるならむと云へる考は然る事ながら、其證詳ならぬを、今おのれが考たる趣を說ふべし、其は書紀仲哀天皇二年の條に、二月癸未朔戊子、六日幸二角鹿一、卽與二行宮一而居レ之、是謂二笥飯宮一、角鹿は越前にあり、後に敦賀と書て郡ノ名ともなれり、和名抄の郡名に、敦賀は都留我とあるこれなり、角鹿の訛れる唱なり、笥飯は今氣比と書く、卽今の敦賀ノ郡氣比ノ大神の社地のわたりなり、三月癸丑朔丁卯、五日天皇巡二狩南國一、於レ是留二皇后神功及百寮一、而從二駕二三卿大夫及官人數百一、而輕行之、至二紀伊國一、而居二于德勒津宮一、當ノ字、今類聚國史に據りて補ふ、當二是時一、熊襲叛之不二朝貢一、天

をもて興しがほに、みだりに神佛を勸請して本神を侵し、或は他に移して、其舊址には小社を造置などして、其本神を地主の神と呼へる事、諸國の中に彼此聞えたり、こゝにも思ひ合すべきなり、然れば上にも論ひ辨へたるが如く、所謂二十八所大明神と云ふ社は、古の彌美の神社には坐せど、しか二十八所とて祭たるは、嘉祿二年再興の時よりの事なりけり、此神社今耳庄（興道寺村、佐野村、新庄村、寄戸村、伊佐谷村、安江村、宮代村、麻生村、中寺村、細工村、河原市村、和田村、木野村、佐柿村、坂尻村、十五村をいふ、）の内宮代村に在り、耳の明神とも申て、庄内十五村の生土神として祭來れり、志に、此村名の宮代を、或云本作御社といへり、此彌美の御社の在る地の由をもて、たゞに御社としも村名にも呼へるは、古しへ此わたりにて、殊に此神社をおもみしたる意ばえときこえたり、（闇林寺古文書ノ中、永仁二年の寄進狀に、奉二寄進ノ御社山畠ノ事云々、とうちまかせて御社とい）へり、さて社號は地名に依れるなるべし、延喜兵部式に、若狹國驛馬、彌美、濃飯各二匹、和名抄當郡鄕名に、彌美（今の印本彌を稱に誤れり、活字本彌とあるよろし、）とあるこれなり、○祭神は上に論へる如く、社務家の說信がたし、今按るに、古事記に、孝元天皇の皇子、日子坐王の御子、室毘古王は、若狹之耳別祖とあり、地名をもて某別と云ふは、其處を治る人を稱ふ古の稱なれば、（此別の事は、古事記ノ傳に委しく說はれたるがごとし、）古この耳地を領れる耳別の氏人ありて、室毘古王を祖神として祀れるにやあらむ、これをおもへば、室毘古王、此耳の地を領りて住居給へる時の御子耳別氏の、此地に住居りしなるべし、また此社より西南四里ばかり、當郡内倉見庄の内（成願寺村）に、闇見神社あり、こは室毘古王の御母、沙本之大闇見戸賣を祀れるなるべく、互に思ひ合さるゝなり、さて其はもと大毘古命に始まりたる由緒によれりと思はるゝ由ありて、上の和爾部神社の下に說へるが如し、又下の闇見神社の下にもいふをも合せ考ふべし、

於世神社

國帳に云、正五位於瀨明神、按に、今海山村に上瀨宮、常浦に上瀨大明神社ありて、ともに上に載られたる宇波西神（國帳には於瀨と書り、）と同神に坐と云へり、此二社の内國帳に載たるは、いづれならむ決がたし、さて於瀨と書るは、同郡に宇波西神社あるによりて書別たるにや、（そは上の仁布神社の下に注へるがごとし、）

烏居立、同四年丙午四月檜皮葺、文永五年戊辰三月埒地造營、同六年己巳三月瑞籬中間字剝丹二荷、墨十挺、執行沙汰也、中間剝たり十八日中ノ鳥居立、預所石見阿闍梨源譽、同十一年戊子三月埒地造營村々沙汰也、永仁七年巳四月一日御前ノ鳥居立、佐野殿自願勇圓中間剝く晦、中鳥居立、下司殿自願賴基、阿彌陀寺政所前建立、願主定中間剝く庚午八月、下司殿前渡御之處、大工宗吉重病三年、其後佛意中間剝く死去、其後孫太郎殿死去者七月、次年兵衞太郎兩所死去、次孫次郎殿死去、此は御堂祟也申之間、又社頭渡奉、乾元二年二月廿六日破渡、同廿九日鎔始、同三月棟上、願主阿一計也、と書るものあり、按ふに、こは嘉祿二年より乾元二年此年八月五日嘉元と改元あり、まで、七十八年の間の事を書たるなり、さて古文書どもの中、嘉祿より以前には、建暦三年大法師賢意が讓渡私領田畠狀、承久二年入道西念といへるが讓渡所領所從等狀あれど、この兩度の文書より前には、かの弘仁の文書二通あれど、其は僞作書なる事、上に辨へたるが如し、神社の事に關る書にあらず、嘉祿より後の文書には、二十八所の社、また明神とも書るがあまたあり、其中文永五年の禁制文に、山西鎭守二十八所大明神と書るもあり、東寺古文書の中に、文安六年五月、若狹國三方郡耳庄二十八所、東寺御修理奉加人數とて、僧名を多く載て、尾に二十八所年行事眞海（華押）と書るがあり、さて彼乾元の文書に、再興二十八所造立事と云へるは、これより前に二十八所神と云へる社の在けるを、再興せる如くきこゆれど、然にはあらず、舊より在し彌美の神社の衰へ給ひたりつるを、園林寺が眞言宗にて空海が流なり、神主山東氏は、はるかに後の家ときこゆ、計らひて、再興すとて多くの神々に、畏しこくも佛をさへ合せ祀り、總社の如くものして、始て二十八所大明神と稱ひ出せるものとぞきこえたる、さて本の彌美社の祭神は、其時既く詳ならざりつるが、又思ふ處の有けるにか、彼大寶二年日月の兩輪云々、廿八所名影を白旗に秘して云々、天降り給ひ云々、百年餘の後此地に祭れるなりなど、とかくにこしらへたりける妄說を、後に社記めけるものに書なしたるものなる事決し、かくて按ふに、同村に地主權現と稱ふ小社ありて、八月十五日を祭日とす、二十八所の祭日は、四月朔日七月廿日なり、こはいにしへ彌美神社、此處に在て衰へ給ひたりしを、嘉祿に再興して今の社地に移し奉りて、二十八所の神と稱し、其舊趾にも小社を建て、地主の神と稱へるなるべし、そもそもむかしより僧徒が惡行として、神社の域を侵して佛堂を建て、舊より鎭坐す神社を側に置き、或は本社の衰微給へる

も大旨同くして、毎年四月朔日祭日、有二王舞幷獅々舞等之儀一、又七月二十日有二神事能一といひて、所謂二十八所神社を彌美神社として載たり、さて今其社記を撿るに、大寶二年奉レ始二日月兩輪一、天照大神國家守護の靈社二十八所名影を、白幡に秘して耳の川邊帯て、深山の空地に天降らせ給ひ云々、此地を籠野といふ、百年餘の後御社村に祭る云々、此社記例の佛ざまにて、論ふにも足らぬ僞事漫言どもなり、今其僞説を辨へむとて、要とある文のみ摘出たるなり、と云ひ、さて二十八所の神名を擧て云、天照大神、八幡大菩薩、春日、丹生、平野、松尾、賀茂、稲荷、大原野、石上、大和、廣瀬、龍田、住吉、梅宮、吉田、廣田、祇園、天滿天神、氣比、熊野權現、金峯權現、白山妙理權現、熱田、十禪師、上下宮、日吉、三輪とあり、織田神社の下に論へる如く、佐田村なる二十八所明神は、此宮代村なるを移し祭れりといふに、神名二つばかりこれと違へるがあり、郡縣志に載たるには、其中の神名九ッばかりこれと違へり、さて此社記すべて古に符はぬ說どもにて、論ふまでもなく、さらに證とするにたらず、注中にも春日、平野、稲荷、大原野、梅宮、吉田、祇園の神々は、大寶より後に祭れる社なり、ことに天滿天神は、菅原道眞公の靈神なり、道眞公は延喜三年に薨り給へるに、其より二百餘年むかしの大寶二年に、その靈神を祭るべきものかは、但し所謂廿八所の神々を祭來れるにはあるべけれど、大寶二年にその神々の天降給へりといへるは、あまりなる妄說ならずや、

志どもに取用ひたるは、いと疎なる考なり、今彼園林寺に藏る百通餘の古文書どもを撿るに、あるが中に古きは、弘仁の年號書たるがあり、その書に云、御本地南天竺大日如來、當社奉レ始二天照太神正八幡宮一、二十八所勸請社壇也、依下可レ致二異賊降伏祈請一之旨上、前前被二仰付一之由所二聞食一也、然者且任二先規一、且專二時宜一抽二底露一、精誠可レ奉レ祈二凶徒滅亡之感應一之由、所レ被レ下二御敎書一也、早任下被二仰付一之旨上、可レ被レ致二御祈禱之忠勤一候、恐々謹言、弘仁庚寅十二月十六日、奉□□朝臣判、廿八所社僧衆中、弘仁の庚寅は、元年の支干なり、今一通は、奉二勸請一祭文、奉レ勸二請二十八所宮一意趣者、鎭二護國家一、御願圓滿、聖皇安體、國土安康、抽二忠誠一專所レ祈□□仍如レ件、弘仁元四月日別當阿闍梨、と書り、此文いと拙劣きが上に、さらに弘仁の頃の文體にあらず、論ふに足らぬ僞作書なり、さて其弘仁のを除ては、悉眞の古の文書なり、其中乾元二年の文書に、中興二十八所造立事、嘉祿二丙戌九月廿三日鍬始、十月十八日上棟、寛元元年癸卯三月馬庭埒地造營、中間字剝て詳ならず、

なし申さんとて、うちでのこづちおつとり、大地をはたとうち給へば、玉の盃こがねのてうし云々、山海のちんぶつ、さながら山の如くなり云々とありて、かの梅津が富貴になりたるよしを書とゞめたり、さて此書のさま、およそ今より四百年餘りさきに書たるものなるべしと鑑定者いへり、然るべし、まさなき作り物語とはいへど、當時世のならはしに、えびす三郎殿とて祭りたるおもむき、又其像のさまなど、おほかた今の世俗にことならず、但し二俣の大根は、今の俗には大黒に奉るならひにて、えびすに奉る事はきこえぬにや、そも〳〵此事は、かたへの證とすべきばかりにもあらざれど、いさゝか思ふよしあれば、すてもやらで因にこゝに記しおく、

されど當社は素よりの祭神は別におはして、蛭子は後に合せ祭りたるにぞあるべき、

頭注粟田金藏寺中、戎社アリ、世ニ九郎判官義經ガ門出ノ戎ト云傳フ、元三條白川橋以東夷町ト云ニアリシガ、故アリテ今ノ所ニ移スナリ、神體木像ニテ、烏帽子狩衣、手ニ釣棹ト鯛トヲ持カヘタリ、此像ノ古キ事、世上ニアル處ノ頓阿ガモノセシ人丸ノ像ヲ見ルヨリハ遙ニ古シ、

木野神社

國帳に云、正五位木野明神、○志に在二木野村一、今稱二二宮一、祭神不レ詳といへるが如し、（木野村は、今耳野庄といへる十五村の内なり、）今二宮大明神とも二王宮とも稱ふ、祭日は四月朔日也、

彌美神社

國帳に云、正五位耳明神、○今按に、當社の事いと紛はしきを、年ごろ考得たる趣を詳に辨ふべし、志に云、彌美神社在二宮代村一、大寶二年始祭ル二伊勢内外宮ヲ一、其後配二祭二十六所神ヲ一、故今稱二二十八所ト一、耳庄數村共ニ祭二祀ス之一、社域有レ寺曰二園林一、世知二社事ヲ一、寺藏二弘仁、建暦、承久、貞永、建長、弘安、永仁、乾元、嘉元、延慶、應長、正和、元應、元亨、正中、元弘、正慶、建武、康永、貞和、觀應、延文、康安、貞治、應安、至德、應永、文安、永正、大永以來領家、公文預所、下司、守護、國主等之寄附田、修理料、山林禁令、祈願之文、及令旨、御教書、奉書、凡一百通許一、正保二年我少將忠勝公、葺補、郡縣志之說

此物をもて大海を攪(カキ)探りて、食物を獲よと敎ふ、覺(サメ)て傍をみるに、舟の械(カヂ)一枚(ヒトツ)ありけり、夫婦敎のごとく、その械もて海を探りければ、白く淡だつ下より魚多く浮み出たり、これを捕て食物としたるが初にて、今の世まで傳はれり、此魚今世に云にしんなり、さて其夫婦の子孫蕃(ヒロ)ごりて島人は出來たり、かくて彼二人が住しエサシと云地に、老夫を神として祭れるを惠比須といひ、老婦を姥(ウバ)神といひて、ともに社を建て、今に島人崇め祀れりと、かの島國の譯者(ヲサ)が語れるよしみえたり、その惠比須、姥神などいふは、此本つ御國人のつけたる名なるべし、さて又惠毘須といへる義いまだ考得ず、夷また戎の字を書ならへるによれば、愛瀰詩(エミシ)の轉語にて、愛毘須なるべし、さはいへど雅(タダ)しき古言ともきこえず、其義もさだかならざれば、こゝには假字は引書のまゝにものしつ、梅津長者物語といふ、古き繪卷の詞書の中に、我朝にはえびす殿と申して福神おはします、信深ともがらには、福を與へ給はむとの御誓ましませば云々、其夜不思議の夢を見たりけり云々、汝朝夕祈るえびす三郎は我なりとて、かいけちて失給ふ、夢さめて枕のうへにひとつのえびすの像あり、不思議なる事かぎりなし云々、ありしえびすの像をば、いぬいのすみにをさめけり」と書て、畫に棚をつりてえびすの烏帽子をかぶり、狩衣のごときものを着、沓をはきて、ものにしりかたげて釣棹をもち、鯛をわきはさみたる像一軀(ヒトツ)を置き、灯をともし、二俣なる大根(オホネ)一探(ヒトツ)たてまつれるさまを畫せり、又詞書に、西の宮のゑびす三郎殿、いかめしき出立にて云々、貧乏神を追失ひたる事をいひて、又詞書に、色黑きせいひきく、づきんうちき、大袋をうちかたげ、手にはつちをもち給へるが、肥ふとりたるありさまにてたゝせ給へり、いづくよりと尋ね奉れば、我はさいちんにすむなる大こくてんといふものなり云々、えびす三郎殿云々、いかでかもてあそび奉らざらんとて、大きなる鉢に水を湛へ、つりばりをうかべ、棹をうちふり給へば、大きなる鯛を釣(ツ)り上げ給へりと書て、畫に、えびす風折烏帽子に、狩衣指貫そうぞきて、脛巾(ハヾキ)し沓はきて、鯛を釣あげたる狀を畫けり、又詞書に、大黑進出給ひ、ゆゝしき三郎殿のはからひや、われももて

祇伯資宗王の記、貞應三年十一月十一日、廣田神社に參詣給ふ條に、辰剋許乘輿云々、相具祿、先行於北宮社頭、先參廣田社云々、次參西宮戎夷三郎殿內王子等、次參松原社、歸宿所云々、今夜爲果女房宿願又參戎宮、別行御神樂於戎三郎殿御大敎前、有種々之事等、衣一領北宮給四條、絹一匹南宮兵庫一戎臺云々、巳上巫女等給了と記されたり、かくて諸神記、廣田社の末社に、戎社三所蛭子社也、今二所者海社也とみえたり、戎社三所云々とあるをおもへば、件の三神の社殿をすべて戎三郎殿と稱へるにやあらむ、又同書、同社の末社に、別に奥戎社といふもあり、また慈鎭僧正の拾玉集に、「西の海に風こゝろせよ西の宮あつまにのみやえひすさふらふ」、廣田社二十四番歌合に、安心法師、「世をすくふえひすの神のちかひにはもらさしものを數ならぬ身も」とよめる歌見え、藻鹽草に、西宮の海老主、世をすくふとよむといへり、後崇光院御記、應永廿六年六月廿五日の下に、抑大唐蜂起事有沙汰云々、出雲大社震動流血云々、又西宮荒夷宮震動、又軍兵數十騎廣田社より出て、西（一本に東と書るは寫誤なるべし、）方へ行、其中女騎之武者一人如大將云云、神人奉見之、其後爲狂氣云々、自社家注進、伯二位馳下尋實否云々、異國襲來瑞想勿論歟と記し給ひて、同八月十一日の條に、西國探題持範の、七月十五日蒙古高麗の賊船を退治したる注進狀を寫し載給へり、今上文を略きて抄す、いはく合戰難義の時節、いづくよりとは知らず、大船四艘錦の旗三流差たるが、大將とおぼしきは女人なり、其力量べからず、蒙古が舟に乘移て、軍兵三百餘人手取にして海中に投入、大將蒙古が弟、其外以下のもの廿八人、少々は卽時に斬弃、相殘七人は上意によてのぼすべし云々、注進狀如件、七月十五日、探題持範判、雖末代神明威力、吾國擁護顯然也、此注進狀正說也と記給へり、廣田神社は天照大御神の荒魂を祭奉れる事、神功紀にみえたり、其廣田に坐す大御神の荒魂の御社の末社に坐す荒夷神も、共に御稜威を顯はし給へりときこゆるは、故ある事なるべし、また正德の頃新井君美主の記されたるものに、蝦夷島の世の初、老たる夫婦來住て在けるに、食物のいと乏かりけるに、神ありて夢に告げらく、

須倍と須惠と假字格の違へるは、當時の書ざまなれば、上古の例もて難むべきにあらず、此須部の地名をもて神號に稱せるなり、此地今三方郡の西ノ界に鄰りて、遠敷郡に隷きたれど、古は三方郡の内なりしなるべし、（今宇波西神社の神主、三方郡中二十餘社の支配といふ事を掌れるが、此末野村なる西ノ神ノ社をかけて兼掌れるも、舊同じ郡内なりつるなごりなるべし、）さて此社の神、大飯郡香山の社の神と同神ならむかともおもはるゝ事ありて、既に彼神社の下に云へりき、猶合考ふべし、又此神社を西神と稱す由は、園林寺の古文書の中、應長元年の寺社領注文に、一丁八反二反小一反、西宮經田國來名分、と見えたる西宮これなるべし、攝津國廣田神社の末社に、西宮夷三郎殿と稱ひける事、中むかしよりきこえて今もあり、（廣田ノ神社にて、西の方の宮に在す、夷三郎殿といへる唱ときこゆ、）此神を西神と申すも、もと廣田にて西宮ともいへるよりうつりたる唱なるべし、（今の俗には惠毘須の事を、うちまかせて西ノ宮夷三郎殿と呼ひて、西ノ宮を氏の如く、殿をば敬稱の如く思ふめり、但し中むかしの書に、夷三郎殿を神ノ名として書り、）さて所謂祭神の蛭子を夷三郎殿、また惠毘須とも稱ひて祭れる事、中むかしよりきこえて、（郡縣志に、蛭子と惠美須を別なりとせるは、むかしの說とは違へり、又惠美須を事代主神に當たるは、近世人の作說なり、）今は殊に世に普き事ながら、神に夷三郎殿と申す事いとめづらしき稱なり、此神の事いぶかしく聞ゆれど、其名こそはあれ、いづれにも故ありて祭られ給へる神なるべし、

注 夷三郎殿の事の書に見およびたるは、平家物語劒卷に、蛭子は三年まで足立ぬ尊とて御坐ければ、天の石櫲樟船に乘せ奉り、大海原に押出して流されひしが、攝津國に流れよりて、海を領する神となりて、夷三郎殿と顯はれ給ひ、西宮におはします、また源平盛衰記に、成經、康賴、俊寛の流されて硫黃が島に在る事をいへる章に、かの島人の言とて、此御すみかより五十餘町を去て、一の離山あり、峯高うして谷深し、其名鷲岳と云、彼岳には夷三郎殿と申す神をいはひ奉て、岩殿と名づけたり云々、康賴の言に云々、況や此島は、扶桑神國の内の島なれば、夷三郎殿もなどか住給はざらむといへりと記せり、吾妻鏡、建長五年八月十四日、鶴岡上下宮爲二正殿遷宮一也、今度始而於二西門脇一所レ被レ勸二請三郎大明神一也、相州參給有二御神樂一云々、と見えたる三郎大明神は夷三郎なるべし、同六年四月、聖福寺神殿の神名を載たる中に、夷社見えたり、又神

居ヲ、毎歳三月二十三日、九月二十八日有レ祭、此ノ日土人結ニ束シテ杉葉少許一而賫ニ參詣之人一、相傳挿ニ此杉葉ヲ於屋內ノ或簷下一、則攘ニ惡氣ヲ一矣といへり、また次に瘡神社在ニ同村一、傳言、養老三年三月二十三日建レ之、而祭ニ大己貴命ヲ一云々とあり、（西ノ神ノ社を建たると同時とせる說なり、この社西ノ神ノ社の側にあり、）志にも同じ趣に記して、社家藏ニ養老三年乙丑九月所レ書社事記一軸一、卷ノ末敍ニ書政所公文等姓名花押ヲ一云々、愚按、以ニ此祠ノ來由ヲ一考レ之、則式所レ當レ載而今無レ所レ據、此村今隣ニ于三方郡ニ、或ハ其須部神社歟、といへり、今其社務山內氏に請て社記を撿るに、志には取がたき說をば撰すてゝ、漢文ざまにつゞりたるものにて、（社記には、西ノ神を飛留子の明神本地エビスなりと云ひ、また瘡神の明神は、本地大黑なりといへり、）其本書は、いと〱拙劣き佛說交りの俗文を、片假字草假字交りに書たるものなり、（政所公文などの署名せるもいとをこなり、養老の頃さる職名はかけても無かりつる事なるをや、）然るを養老三年乙丑九月吉と奥に書るは、いみじき作り言なり、（養老三年の支干は己未なり、本文に養老二年甲子とあるも違へり、戊午なり、志に、此心づきだになかりしは疎なり、）さてしか信がたき記ながら、むげに近世に書たるものならず、おほよそ應永のころほひに書たるものとは見えたり、そのかみいさゝか遺れる古傳說をとりつくろひて書たりげなれば、みながらは捨がたし、いづれにも古き社なれば、志の考の如く、此決く須倍ノ神社なるべし、此末ノ野村、舊は須部里といへりときこゆ、其證は園林寺古文書の中に、貞永二年預處法橋某が園林寺寄進狀に、明王寺領畠合漆段在ニ須部ノ里ニ一二坪といへるこれなり、（此外の寄進狀、又その類の古文書どもに見えたる地名、三方郡なるをもて、此須部も其郡中なる事おしてしるべし、）然るに康正二年、造內裏段引・付帳に、若州須惠野村とあるは舊は須倍と云ひしを、野につきて須倍野ともいへるを、後に村名に呼ふ事となりしなるべし、

注かの貞永二年の寄進狀に、須惠里と書る頃より、この須惠野村と書る康正二年は、二百十餘年の後なり、さて今末野村の地、三隅は山にて奥まりたる處ながら、山足の引なだれて裾野ある地なれば、その野をさしては須倍野といへるを、村名に呼ふ事となれるなるべし、當國にて然る例は、上に注せる如く、當郡能登神社、今能登野村に坐し、又田結神社、今田井村田井野と云ふ地に坐せるも、田井は手結の訛れるにて、これら地名の神號なるべきに、ともに其舊の地名に、野をそへて呼へる處のあるにも准へて思ひ合すべし、

祭に、出神の氏人預る式ありと云へり、○朝野群載に載する、康和五年六月十日、卜部兼良朝臣、奏二龜卜御體御卜一文に云々、又坐二若狹國一宇波西神、多太神、常神云々、社司等依三過穢二神事一祟給、遣レ使科二中祓一、可レ令二祓清奉一レ仕事といふ事見えたり、○宇波西は上瀬にて河に依たる地名なるを、神社の號に稱し奉れるなるべし、

注祭神を鸕鷀草葺不合尊なりと申すは、上瀬と云社號を、鸕鷀羽におもひよせたる說にはあらざるか、さる例世に多き事なり、さて此と同じ地名は、伊勢大神宮の事共記したる神鏡紀談といふ書に、度會郡湯田郷宇羽西村に、離宮院を移されたる事、延暦十六年八月三日の神祇官符に載たり、宇羽西村は、今の小俣村なるべしと云へり、大神宮諸雜例集、天喜四年の條に、伊佐奈岐宮物忌父宇波西員成と云ふ氏人もみえたり、

又下に於瀨神社と稱すを載られたり、

高那彌神社

國帳に、正五位竹波明神、○志に、在二竹波村一、今曰二山王一とあり、此社じけ谷と云ふにありて、山王御所大明神とも、御所大明神とも、又石上大明神とも申す、（郡縣志に、五所と書けるは誤なり、）祭神は詳ならず、六月廿一日、（近き頃は五月五日とす、猿樂能して祭る時は六月十九日、）十一月朔日を祭日とす、

仁布神社

國帳に、正五位仁部明神とある是なるべし、仁部は。ニ。ブと讀べければ、仁布も然唱たるにぞあるべき、此神社今詳ならず、（丹生浦丹生神社の外に、春日大明神、又天滿天神と稱ふ社ありて、ともに丹生神社と同日に祭あり、もしくは此二社の中、仁布神社ならむか、さらば二社ともに地名を負せたる社號にてあれば、わざと字を替たるならむ、當郡宇波西神社、於瀨神社と書別たると同じ例なるべし、此餘にも然る例ある事なり、されどそれにかゝはらざる例も多かり、）

須部神社

國帳に云、正五位酒部明神、○郡縣志遠敷郡の部に、西神社在二末野村一、傳言祭二蛭子一矣、一說當社祭二惠美須一云、未レ知二孰是一也、民間蛭子與二惠美須一爲二同體之神一者非也、（蛭子を夷三郎殿といふは古き說なり、下に云ふべし、）社說に、養老二年戊午九月二十八日、神靈現二末野村南面神谷櫻樹下一、同三年三月二十三日、建二社于此處一祭レ之、古有二神領田畠八段一矣、正保二年、酒井忠勝公依レ有二祈願一建二鳥

神也、正保二年、酒井忠勝公有ニ祈願事一、而造ニ營神殿一といへるが如し、その外に、天王愛宕山神等の社もあり、佐柿の地名は、宮代村蘭林寺古文書、應永三年惟宗貞廣が寄進狀に見えたり、これら後の考にもなるべきやとせめていへるのみなり、又出雲風土記意宇郡の下國引の古文に、北門佐伎國、また高志之都々乃美埼などあれば、此佐伎國と云へるは當國の地名にて、此佐支ならむかと旣にはおもひしかど、よく按へば、其は隱岐の島前をいへりと聞ゆれば、あらずおもひなりにき、また大飯郡佐支治神社の佐伎に、由緣ある事はなきか、なほよく考べし、同唱の神社は、式に、大和國添下郡に佐紀神社、（和名抄に佐紀郷あり、）伊勢國多氣郡に佐伎栗栖神社、加賀國石川郡に佐奇神社あり、（いづれも地名なるべし、）

宇波西神社（名神大月次新甞）

國帳に云、從二位勳三等於瀨大明神、（古書どもに、於ノ字を上に通はして宇倍と讀に用ひたり、例は帳に、山城攝津に井ノ於ノ神社、大和に於ノ神社、萬葉集の歌に、妹ガ於、和名抄、河内ノ國の郷ノ名に井於、井乃倍、大神宮儀式帳に、於不葺御門などなほ多かり、）○神名帳に載られたる、北陸道七國三百五十二座の中にて、月次新甞の祭に預り、又祈年祭の案上官幣に預り給へるは、ひとり當社のみ坐り、志に在ニ氣山村一、今稱ニ鵜羽瀨神社一、祭ニ彥波瀲武鸕鶿草葺不合尊一云々、社家說云、大寶元年三月八日鎭座、故每歲春三月八日行ニ祭儀一、菅原姓八世知ニ社職一、正保二年、我少將忠勝公架ニ板橋於社前一とあり、郡縣志の說も同じ、然て云く、始祭ニ神靈於金向山一、今社地是也、一ノ傳に、（始金向山の麓上野谷に鎭座、大同元年今の地に遷座、建武年中炎上といへり、）元龜年中罹ニ兵火一、社宇爲ニ灰燼一、其後建ニ今社一云々、三月八日有ニ師子舞幷王舞一、七月十九日有ニ神事能一、社前有レ河、名ニ上瀨河一云々と云へるが如し、（祭禮に、假殿を造置て、本社より小船に神靈を遷し奉りて、神人二人して捧て筵道をわたりて、假殿にて祭る式あり、これ此神降臨の古實なりといひ傳へたり、）今社號を、つねには上瀨と書り、志日向湖の下に、（湖邊の里を日向ノ浦と云ふ、此里に持傳たる文保二年の文書に、こゝの浦ノ名を書り、）其形曲圓周廻五十町、深四十四五尋、民家比ニ連曲塘一、寛永年中鑿レ塘、北通ニ海水一、今爲ニ潮汐一、里民云、古昔上瀨神、垂ニ跡於此民家一、後移ニ上瀨一、其日携ニ大刀一從ニ神輿一、故至レ今每春行ニ其儀一、又曰、垂跡日有ニ神託一曰、此地似ニ日向國坂山景色一、因名云々とも云へり、今日向浦の字を出神と云地に稻荷社とて在るが、いはゆる垂跡の時の社なりと云傳たり、これ宇波西の神を始て祭たる處なるべし、さて其稻荷の

の氏名などに由ありてきこゆる神號もあれど、其はもとよりの地名を、人の氏名に負ひたるも、又氏名の地名となりたるもある例にて、その本末詳ならぬも多かれば、社號をもてたやすく祭神を定むべきにあらず、又すべて古書どもに、社の祭神をいかなる神ぞといふ事を、殊さらにさだせる事はをさをさ見えず、あるが中には、たゞ神なるを神として祭來れるにも、官幣を奉りて國の鎮御世の護りとせさせ給へる例ときこゆれば、此神社の考に、祭神の事を考いへるも、たゞ古き傳說を擧げ、又由ありてきこゆる古事をめで試みにいへるにて、あなかしこ、必しも其神と定め申せるにあらずかし、こは上にいへるも下にいふも、みなこのこゝろおきてなるを、こゝの因にいふものぞ、

佐支神社

此神社今詳ならず、國帳にも見え給はず、そのかみ社號の異りたるか、又既く廢給へるにか、

注郡中井崎村あり、守護職次第には、伊崎と書り、この伊崎もし古名佐支とは云はざりしか、猶よく尋考べし、此村に稻荷社、熊野權現社、相殿社、田中社、山神社あり、又郡中佐柹村あり、この佐柹もしくは坂城の義にて、舊は佐支とは云はざりしか、古言に坂を佐とのみもいへり、然も考たる由は、佐柹の地は、當國の東方越前の國堺に近き驛道にて、平山の地なり、其中にやゝ高き處を椿峠とて、越前の地方へ向ひて嶮しく下る坂路あり、そを下りて坂尻と云里あり、其より海に沿ひ、又平地を一里ばかり行て佐田村あり、此地今越前の國堺なり、其佐柹椿峠、越前の方よりは山上にありて、當國の要害地なるべし、太平記に、細川清氏當國小濱にありて、將軍家に背きたる時、康安元年尾張左衞門氏賴討手として越前より椿峠へ向ひ云々とみえたる處なり、武田家當國領主の時、佐柹を要害處として、坂上に城を搆へて仇の押に備へたりしが、永祿の頃、越前の軍ども攻來れるを塞て、度々戰ひたる事もあり、其後打つゞきて當國の城主たちの要害處とせらるゝ地なり、これらをおもへば、古も當國の道の口の要害處として、坂城と稱へるにもやあらむ、此村に山王社あり、郡縣志に、四月十四日有レ祭產

り、野坂村に坐す、今六社大明神と稱す、其里の老翁のいふ、此社昔の人は織田ノ大明神と申たりつるを、いつとなくなべて六社大明神と申す事となれりといへりと、氣比ノ宮司石塚ノ資元語へり、敦賀郡は當郡に鄰れり、彼處なるは、この社より移し祭れるにはあらぬか、

和爾部神社

國帳に、正五位丸部明神、姓の和邇部を、續日本紀、姓氏錄などに丸部と書り、ワムの音を取て用たるにて、古の一種の書ざまなり、此社今詳ならず、○古事記其外の古書ども、を考るに、崇神天皇の御世に、越國おほかた北陸道、若狹、越前、越中、越後わたりの國々を總稱へる上古の大名なり、治めに遣はされたる孝元天皇の皇子、大毘古命の甥日子坐ノ王開化天皇の皇子に坐す、の御母を、丸邇臣之祖、日子國意祁都命之妹、意祁都比賣命とあり、此丸邇臣後に和邇部とて廣き姓となれり、さて其日子坐王、沙本大闇見戸賣に娶て、室毘古王を生し給ふ、此室毘古王を若狹耳別祖とあるを合せ按へば、丸邇臣は、此和邇部神社に當り、大闇見戸賣は倉見神社に、耳別は彌美神社に當りて、共に當郡の神社に由緒ありて聞ゆ、此ほかにも大毘古ノ命に係りて當國に由縁ありて聞ゆる事多かれど、此にはつくしがたし、其は別に記すべし、然れば當國に住りし和邇部臣等が氏神として、日子國意祁都ノ命を祭り奉りしにや、いづれにも然るかたにつきて由ある神なるべし、

【注】かくておもへば、若狹彥神を古く比古神とも稱せるは、もしくは大毘古命を越國治め給へる御恩を辱みて、國人の祭り奉りて比古神と申し、また若狹彥神とも稱美奉れるにはあらざるか、はやく祭神をも申傳へたるがうへに、かゝる推量するはいと畏けれど、此和邇部神の事を論へる因におしのぼせて、こゝの考に合せて獨ごつになむ、○すべて神ならぬ人の靈を神として祭る事は、もろこしにて廟といふに似て、其氏人の私の神として祭り、或はさらぬ人の靈をも殊なる由ありて、土人などの畏み祭れるもあるべく、又神の鳥獸などの類に顯はれて希怪を示し、又何となく物恠疫病などの行はるゝを鎭めむとて、在行はしむる神の社を造りて、和祭れるなどの類もありぬべし、それらは神世よりきこえおはし坐る天ツ神國ツ神の、朝廷より祭り給へるたぐひには非ざめれど、後世のさまにあはせて官幣を奉られ、或は神位を授らるゝ事となりしもありぬべし、さて又其神社の在る地名、又人

記に、西郷の耳の庄山東の地侍云々とも見ゆ、そのかみ織田庄といへるは、後に今彌美ノ庄といへる內までおよびたる世もありしなり、すべて庄號保號などは、公ざまにまれ、私領にまれ、政所などを置る所の地名をもて、領地のかぎりにおよぼして、某庄某保など稱ふ例なりしかば、必しも庄號のかぎりを、一むきに古の地名の證とは爲がたき趣あれど、いづれにも此織田は、所謂山西山東の鄕わたりの中間(ナカラ)大名の地とはきこえたり、今佐田村と坂尻村との中間の海邊を、廣く織田濱といへり、郡縣志には、織田ノ庄或稱ニ耳ノ庄ニといひ、山東鄕山西鄕を別に記せるは疎なり、志にも記せる如く、今耳ノ庄は十五村ありて、織田山西鄕、織田山東鄕とは別なり、然るに佐田村の傳說に、此村むかしは織田村といへるを、後に今の名に改たりといへど、いまだ證を見ず、其說の如くならば、織田の大名の本地なるべし、園林寺に藏る天文十九年の文書に、はやく佐田村とみえたり、

注其文に、於ニ在所ニ家役萬端之事御懇望候間、依レ爲ニ御社家ニ、末代用捨申候、爲ニ御禮ニ錢參百文爲□上は、牛馬を飼山林被ニ切取ニ候共、爲ニ百姓中與ニ是非之儀有レ之間敷候、卽參百文之代、今度貳十八所御社領、從ニ上樣ニ被レ成ニ御尋ニ候子細申分、御禮錢佐田村分失墜過候條、左樣之入目に被ニ召遣ニ候上は、於ニ後日ニ誰々莵角申候共、以ニ此一筆ニ可レ被ニ申分ニ事專一に候、依爲ニ後日ニ免狀如レ件、」天文十九年四月廿二日」、惣代鹽津垣內殿」、いけの脇物」、信次番頭十」、萬(花押)」、眞乘坊へまいる」、卷上に佐田村□分ゟ此方上ヶ口手形」と書り、さて眞乘坊といふは、この免狀に依レ爲ニ御社家ニ云々とあれば、此社を主(ムネ)と司れる僧房ときこゆ、今の廿八所明神の神主山東氏は、永祿の頃佐田村に山東十郎と稱レひて、武田の家士なりし者の裔なりとぞ、其が子孫の神主となりしものときこゆ、今も佐田村に住めり、十郎が事は、佐田村佐田半大夫が國吉城籠城次第記に見えたり、

上にも云へる如く、北田村は今も織田(オリタ)山東鄕の部內(ウチ)にして、慥(マサ)しく織田(オリタ)大明神の社ありて、混(マギ)れなく鎭坐せば、郡縣志に記せる如く、北田村に坐すぞ式內の織田神社なるべき、さて織田と書て、今里にも濱にもオ°ウ°タ°と促(ツヅメ)て呼(イ)へど、むかしはオ°リ°タ°と云へりと、其わたりの里人いへり、されば社號には正しく於ノ利多と稱し奉るべし、さて帳に、越前國敦賀郡織田神社あ

注今此二十八所神の緣起の中の、要とせりときこゆる文を抄てこゝに注す、大寶元歲辛丑、明年壬寅春於二此山一云々、有二奇服老翁一云々、老翁答曰、吾是紀州丹生ノ明神也、爲レ守二護此國一應三顯二此所一云云、與レ吾同廿八神者、國々搆二一社一共守二護天下一靈神也云々、朝使來二於此地一、速築二二十八神之社壇一、同營二造靈祠一經營畢、賜二號於二十八所大明神一云云と書り、これには織田神社と云べき由なし、但し奉勸請當社 事とある記には、夫當社之素神織田之明神者、當所開闢之莊主云々、年代深遠而具無レ記二其次第一、今左邊一社是也、右邊糟川大明神云 々、本社二十八所 大明神、勸二請此地一者、從二大寶年中一歷二一百餘霜一、後於二當社一有二瑞相一、又同宮僧得二靈夢一依レ之鄉里士庶民作二評議一、競參詣宮代奉レ迎二御輿一云々、宮代祭日者卯月初一、當初祭禮同第二之日何也、宮代祭禮日參詣奉二勸請一來、翌日還二御輿於社壇一、營二供事一勤二祭禮一、由レ之其以往吉例難レ改、從レ爾成二國家鎭護之靈場一、故號二寺於護國寺一云々、二十八所之神名幷本地、丹生大明神、伊勢大神宮、八幡大菩薩、加茂大明神、平野大明神、稻荷大明神、春日大明神、大原大明神、四大神、石ノ上大明神、大和大明神、廣瀨大明神、龍田大明神、住吉大明神、梅宮大明神、吉田大明神、廣田大明神、祇薗大明神、南無天神、氣比太神宮、熊野大權現、金峯大權現、白山大權現、熱田大明神、十禪師、上下大明神、日吉大權現とあり、但し佛説、又こゝに無益なる文は略て寫せり、すべて寢言などを聞く如くにて論ひ辨ふべくもあらず、よくよみあぢはひて おほかた其意を推はかるべし、さて此ほか社家に、享祿、天文、元龜の田宅の劵文など藏傳へたれど、祭神の證とすべき事はみえず、

さてこの社號の織田は地名なり、その織田は廣き大名にて、今織田山西鄕とて九村、今は西鄕とのみもいへり、海山、氣山、大藪、金山、早瀨浦、日向浦、久々子、松原、鄕市なり、織田山東鄕とて七村山上、大田、佐田、北田、菅濱、竹波、丹生浦、あり、今織田大明神とて鎭座す、北田村はこの織田山東鄕の部内なり、但し今當郡耳庄宮代村薗林寺に藏る古文書の中に、嘉元二年下司賴基が施行狀に、織田莊山西鄕薗林寺、また貞治元年仁和寺宮より下せる補任奉書に、織田庄内西鄕薗林寺とも書り、また佐田村半太夫が永祿の頃書せる、佐柿國吉城籠城次第

國帳に云、正五位丹生ノ明神、○志云、在ニ丹生ノ浦ニ、今稱ニ賀茂明神ト、蓋此レナリ、○按に地名を社號に負せたるなり、此地名扶桑略記に、延喜十九年十一月十八日、大納言藤原朝臣、令下ニ尹文ヲ奏中自ニ若狹守尹衡ノ許告來、渤海客徒來着之由上、廿一日客徒牒状ニ云、當ニ丹生浦海中ニ浮居云々、而無ニ着岸ニ之由云々と見えたり、當郡宮代村園林寺に傳へ藏る、永仁五年僧慶善私領田寄進状に、一所一段云々、在所長法寺大門白川西、四至東限ニ邇生河ヲ、南限ニ安住名ノ境ヲ、西限ニ國包名ノ境ヲ、北限ニ邇生河ヲ、とあるも、此地の川なるべし、さて其社は志にいへる如く、今賀茂大明神と稱へる神社なるべし、此里にてあるが中に重く祭れる趣あり、祭神は詳ならず、祭日は六月十九日、十一月朔日なり、但し其六月の時には、例として猿樂の能仕へ奉る、今賀茂ノ明神としも稱へるは、後に合祀れる神名なるを、例の主と申ならへるなるべし、（但しその賀茂大明神のほかに、木船明神、松尾宮、春日大明神、天滿天神、多賀大明神、住吉大明神、兒子神大明神、十谷ノ宮、御姥ノ宮、寄宮、今宮、八幡宮、若宮明神、神明、角權現などいふ小社、また山ノ神と呼ふ小社二所にあり、なほよく考ふべし、）

織田神社

國帳に云、正五位織田明神、○郡縣志に、在ニ北田村ニ、延喜式所謂若狹國ノ三方郡織田ノ神社是也云々、未レ知ニ所レ祭之神ヲ也、四月朔日有レ祭と云へり、此北田村は織田山東郷七村の中にて、今も織田大明神の社ありてまぎれなし、然るを志には、織田神社在ニ佐田村ニ、社家ノ説ニ曰、景行天皇六年創建、祭ニ國常立尊ヲ、延暦十八年配ニ祀、宮代村二十八所ノ神、（此二十八所神の事は、彌美神社の下に合知べし、）一説北田村稱ニ織田明神ト者、此其神社也、未レ詳ニ孰是ト、といへり、今按に、北田村に在すと云へるぞ正しかるべき、然るは佐田村二十八所明神社の縁起、又勸請記を見るに、（こは稻葉正義が志を撰せる時、延亭の頃、社司山東氏が出したる本を見る事を得ていふ、其書ざまいと拙劣く、何事とも通えがたきところあり、されど近き年頃書るものにはあらず、）凡て佛ざまの縁起なるが上に、前後あはぬ事どもさへにありて、信がたきものなれば採るに足らざれど、むげに無き事を僞作れるにはあらで、その大旨はもと紀伊國ノ丹生ノ明神を移し祭り、其後宮代村なる二十八所明神といふを祭りたりとは聞ゆ、さてその二十八所明神と云ふは、彌美ノ神社の混らはしくきこえ給へる神號にて、其はその社の下に委しく辨ふが如し、

注又按ふに、郷市村に伊屋山といふがありて、伊屋ノ宮大明神の社あり、又伊矢宮とも書り、三神相殿に坐す、一座は太神宮、祭日は七月廿七日、一座は八幡宮、祭日は八月十五日、一座は諏訪明神、祭日は十一月初ノ寅日なり、此中に太神宮と申が本社なりと云へり、この伊屋といへるが、もしくは伊牟移の訛れるにはあらざるか、これもなほ考べし、帳に丹波ノ國何鹿ノ郡伊也ノ神社、

多由比神社

國帳に云、正五位手結明神、○當社の在所詳ならず、按ふにかならず田井村に在るべし、そはまづ、式に越前ノ國敦賀ノ郡田結ノ神社とある社、田結浦坂本と云處に坐して、萬葉集に、大夫の手結我浦とよめるも、このわたりの事なるべし、今は八幡宮と稱へり、其は後に合せ祀りたるを、其神號の方をなべては主と申ならへるにて、今も手結神社に坐す由は隱れ給はず、さて此手結浦を土人等多井浦と訛りても呼へりとぞ、由比の約り井なり、又出雲風土記島根ノ郡に、手結埼、手結ノ浦とある處を、同書の抄に、今呼曰二多井埼、太井浦一とも見えたり、これらに准へおもふに、當國の田井も舊は田結にて、卽田結ノ神社も坐しけるを、これも訛言のまゝに田井と書なれ來つるにて、今田井村の內、小名を田井野と云ふ所に、田井ノ八幡と稱す社あり、これ田結ノ神社にやあらむ、然らば當國の田結ノ神社は、國も郡も隣りたる、越前敦賀ノ郡の田結ノ神を祭來れるにて、地名にもおよびたるが、ともに訛りて田井と呼ふ事となれるなるべし、越前なる手結ノ浦は上に引たる如く、萬葉集にも見えたる舊地なれば、神社も古からむとおしはかりてかくは云ふなり、かくて越前なる田結ノ神社を、八幡と稱ふ事となりたるに例ひて、此方なるも八幡を合セ祀りたるか、又然らでもおのづから同じきにてもあるべし、いづれにもその合セ祀れる方の御名のみ、もはら申ならひて、舊の御名はかへりて隱れ給ひ、つひに田井ノ八幡とのみ稱す事となりたるなるべし、旣く稚狹考に、當社は田井村の八幡なるべしとは云へれど、然考たる故よしはいはず、さて其祭日は八月十五日なり、八幡の祭日に依れるなるべし、又田井野に、この田井ノ八幡の外に、天神ノ社あり、祭日は二月廿五日なり、郡縣志に、三月三日神輿遊行、又有二獅子舞一と云へり、又此ほか此村內に、大髮大明神、白髭大明神、山ノ神、相大明神、權現、春日大明神、山王、稻荷大明神などの小祠あり、これらの社の中につきてもなほよく考ふべし、

丹生神社

くなりぬるにあはせて、須可麻と稱す本神號もなにもかたへになりて、麻氣、世永の神、二座の社の如くなれるにもやあらむ、さる混ひ諸國の中に例ありてきこゆる事なり、さて世永は、古事記に見えたる仁德天皇の御歌に、建內宿禰の命長くて在る由を、汝こそは齡の長人とよませ給へるをおもへば、もしくは太子の御禊の時に仕奉りし由緣によりて、彼宿禰を攝社に祭りて、世永神と稱へたるにもやあらむ、さて此のほかに今當郡世久見浦に、世長大明神といふ小社あり、夜長とも書り、濱の宮ともいへり、又大飯郡大島村東濱にも、余永明神といふ小社あり、ともに海邊にあり、こゝより移し祭れるにやあらむ、

御方神社

國帳に云、正五位三方明神、○志に、在二三方村一今稱二明神一蓋此也、祭神不レ詳、と云へり、今按に、當郡の古帳に、三方村に郡神明神といふを載たり、土人に問ふに、これ御方明神なりといへり、三方村は三方郷九村の內に在り、なべての例にては、郡鄕の名も此より出たらむとおもはるれど、此は此神社の在すによりて、殊さらに村名にも呼ひ來れるなるべし、其由は舊事考にいへり、社號は地名によれり、もとより當地につきたる重き神に坐すが故に、郡神とも稱へるなるべし、祭神は詳ならず、八月十二日祭祀あり、三方村の內に鳥濱といふ小邑ありて、其處にも郡神社あり、此三方村の本社より祭來れるなり、祭日も同じ、

伊牟移神社

此神社、國帳に見え給はず、そのかみ旣に社號の異りたるか、又廢れたるなるべし、伊牟移の移は也とよむべし、例は舒明紀に彌移居、仲哀紀に人名に爾波移、萬葉集に地爾意加米移母、帳に阿波國波爾移麻比彌神社などなほあり、○當社の在所數年尋ぬれども詳ならず、强に探索るに、三方ノ鄕佐古村の畠地の字に、いみやじあんと云處あり、口々相傳て定まれる字なし、按ふに、神號の伊牟移は其あたりの名にて、其處に伊牟移寺と云ふ寺のありて、後にいたく衰へて在けむが、廢たる跡處にもやあらむ、さるは土人の俚言に、寺の小きを庵と云へる例なれば、然衰へたらむには、伊牟移寺庵と複て云へるを、訛りては伊美移寺庵と云ふべきなり、今其佐古村に天神ノ社、山王ノ社あり、共に三月二日祭禮、もしくは此二社の中伊牟移神社ならむか、なほよく尋ね考べし、

じ國々なるが、由ありてきこゆるにも意をつくべし、さて又皇后の外戚の遠御祖天日槍が事の傳を、古事記、書紀を合せ考るに、新羅國の女人晝寢したるほど、天つ日の御光に感て、娠身て赤玉を產たりしが、其女子に化りて、其國主の子天日槍が妻となり、後に吾御祖の國に參らむとて、皇國に渡りけるを、日槍其妻を慕ひ參渡り來て、國々を歷視て、近江及當國にも逗住けるが、終に但馬に住處定めたりき、かくて其日槍が七代の裔の高額比賣命の腹に、神功皇后生給ひ、女子の御身として、大みづから御妹玉妃命を率て、其遠御祖の日槍が本國の新羅に渡りて、言むけ歸順へ給へるに始りて、高麗百濟をはじめ、御世々々に戎國人の參渡り來る事となりぬる、大御功業を立給へるは、悉く女子に關係りて、いとも〳〵妙なる幽契ありげなり、なほ論はまほしき事の、盡しがたくおぼゆばかりなる意には、この御禊せさせ給へるも、角鹿に假宮造らしめ給へるに便ある近き所がら、日槍が住りし近江若狹の跡處につけたる御由緣を、おもほしめす由ありて、當國にしては、御母かたの嘗竈由良度美姫を祭り給ひけむと察ひ奉らるゝなり、さらば御祖母よりも近き、高額比賣をこそ祭給ふべけれとも云はむか、其は御母命、いまだ世に坐したるにもあるべく、さらでも故ありて、殊さらに御祖母を祭り給ふべくおもほせる由ありての御事なるべし、さて當郡常神社にも皇后の古事を傳へ、また隣き越前の敦賀郡に氣比神社、また式外ながら常宮といふ舊き神社にも、皇后の古事傳はれり、そは常神社の下に注ふを考合すべし、

かくて今當社の神號を、麻氣明神、世永明神と稱して、二座なりといへど、もとより一座の社なれば、二座の内一座は後に合せ祭れるにか、又他神社の衰微たるが在けるをしばしとて、假に其神を遷して祀れるが、さておはすにてもあるべし、さて今其二座の神號につきてしひて考るに、麻氣は式に、越前國丹生郡、また足羽郡に麻氣神社あり、當郡に近き隣國なり、由ありて其神を攝社に祭り、又世永神社も同じさまにて在りけるを、後に其同社に祭りたりけるを、其社の損などせるによりて、ともに本社に遷し置て、別て麻氣、世永神と申せるが、かへりて本社の號の如

良度美姫を祭り給へるにもやあらむ、然思はるゝ由は、其遠祖天日槍、はじめ當國に逗住たりつる所縁にて、由良度美姫、この菅濱わたりに住て、地名をもて菅竈と名にも負給ひたりけむ、近江の鏡谷に、日槍が從人の留住たりしを准へ思ふべし、さるは上に擧たる如く、日槍が子多遲摩母呂須玖より、其住處の但馬の地名を名に負て、世々多遲摩某と稱ひ、多遲摩毛理が三男を清日子、其子を酢鹿之諸男、次に妹菅竈由良度美と稱ひて、みな須賀といふ言を名に負ひたるを准へ按ふに、須賀は菅濱のもとよりの地名にて、菅濱はその濱邊をいへるが、當國守護職次第に、應安四年云々、守護代西津を立て山東山西に押寄、菅濱に於て合戰有レ之と見えたるも、この海濱ときこゆ、後に里名をも菅濱と呼へるなるべし、清彥その須賀に住たりしが、又由ありて名にも負ひ、その男女の子の名にも負ひたるなるべし、但し由良度美の名に冠たる菅竈は、菅濱の約まれるなるべし、

注帳に須可麻と書る此神號を、國帳にはかへりてものとほく菅竈と書て、古事記と同じ書ざまなるは、其社にしていとはやくより然は書ならへるものなるべし、また古事記なるも、其傳しるせる本書の字を用ひられたるにやあらむ、唱をもつゝしみて、其竈字の下旁に上字を附たるは、竈を上聲に唱ふべく古傳を注せるなり、其にならひて此神號をも然唱へ奉るべし、

かくてその菅濱と呼ふ處、當郡の南の終方にて、北に向へる清き海邊なり、その地のさまは、志に其處の松崎といふところを擧て云、在下菅濱至二竹波一之間上海濱巉巘、宛如レ山、松樹緑茂、因稱焉、凡此海濱巨巖連立、行人進二歩於其間一、又多二奇景一、また菅濱村海濱擇用二碁石一者多、其形正圓而色極黑、毛吹草所レ謂黑碁石卽此レ也、といへるが如し、地名を須賀といふは淸々しき義にもやあらむ、さて菅濱の里の後の南山の嶺上を境にて、あなたは越前敦賀郡なり、敦賀津氣比へは、其山にそひて直路三里餘りなり、かの御禊しに、近江より若狹に入給ひ、皇后の由緣に依れる、この菅濱を撰び御禊し給ひて、さて敦賀の假宮には入ませるなるべし、

注上に引たるが如く、書紀に日矛が事を、自二近江一經二若狹國一云々とあるに、古事記に、この時太子のものし給へるも、經二歷淡海及若狹國一と見えて同

神社私考四

若狹國官社私考下

三方郡十九座 大一座 小十八座

須可麻神社

國帳云、正五位菅竈明神、○志云、在二菅濱村一、今稱二世永明神一、蓋此也、郡縣志には、菅濱村麻氣明神、世永明神此なりと云へり、今麻氣、世永明神と申て、二座一社に坐す、麻氣を馬氣とも書來れり、須可麻神社これなり、祭神の名詳ならずと、社務山東氏云へり、織田ノ神社の神主山東氏、此社の社務を兼ぬ、四月朔日六月十八日祭禮あり、其六月の時には、猿樂の能仕奉る例なり、○今按に、當社の祭神は、古事記應神天皇段、に、昔新羅國王が子、天之日矛參渡來たる傳を記して、其子多遲摩母呂須玖、その子多遲摩斐泥、その子多遲摩比那良岐、その子多遲摩毛理、次に多遲摩比多訶、次に淸日子、其子酢鹿之諸男、次に妹菅竈由良度美と見え、さてその比多訶、姪菅竈由良度美に婚て生る女子、葛城之高額比賣命、息長宿禰王の御妻となりて、その腹に神功皇后生れさせ給へる由みえたり、その御緣に由て、菅竈由良度美姫を祀れるにやとおぼし、其はまづ書紀に、垂仁天皇の御世、三年春三月、新羅王子天日槍來歸焉云々、初天日槍乘レ艇泊二于播磨國一云々、天日槍啓之曰、臣將レ住處若垂二天恩一聽二臣情所地一者、臣親歷二視諸國一、則合二于臣心一欲レ被レ給乃、聽之、於レ是天日槍自二菟道河一泝之、北入二近江國吾名邑一而暫住、復更自二近江一經二若狹國一、西到二但馬國一、則定二住處一也、是以近江國鏡谷陶人、則天日槍之從人也、自二近江一經二若狹ノ國一とあるは、全文を熟考るに徒に經通りたるには非らで、若狹にも又暫逗留住たる由の文なり、もしたゞ經歷たる國々を擧むには、丹波を經通らずしては、但馬には入りがたきものなや、かくて西の方但馬國に到りて、終に其國を住處と定たるなり、とあるに、古事記仲哀天皇の段、に、神功皇后忍熊王を亡し給ける後の文に、故內建ノ宿禰命率二其太子一、應神天皇の幼くおはし坐る時なり、爲レ將レ禊而經二歷淡海及若狹國一之時、於二高志前之角鹿一、此地後に云、越前ノ國敦賀ノ津なり、造二假宮一而坐、爾坐二其地一伊奢沙和氣大神之命、見二於夜夢一云々とあるをおもふに、此度皇后建內宿禰命に詔ひつけて、太子に御禊爲させ給へるに仕奉りて、若狹に坐まつれる時、皇后の御祖母太子には外戚の御曾祖母、菅竈由

自記せる覺書にいへる年齢をもて、しばらく八十一歳の事として推考ふるに、寛永十七年に當れり、かくて再の書翰にいはく、五月廿七日之貴報、七月十三日に京着致ニ拜見一候云々、然ば鰐口無事に着仕、五月廿五日首尾能被レ掛ニ神前一旨、扨々忝致ニ案堵一候、殊に御祈禱之御札幷社人衆よりの御洗米等御取揃被レ下、則去十五日に謹而致ニ頂戴一候、拙者一門之儀者不ニ申及一、召仕候下々迄戴せ申候、誠若年之砌其表退出、經ニ數十ヶ年一如レ斯之仕合、有難義と申事に御座候云々、因に記す、志に云、澤村吉重初稱ニ才八一、後改ニ大學助一、高濱村之產也、其父爲ニ高濱城主逸見家臣一、吉重亦仕ニ逸見昌經一、數有ニ戰功一、至ニ織田侯時一、丹羽長秀領ニ本國一、昌經屬ニ之麾下一、天正九年死、織田侯嘆ニ惜昌經之戰功一、欲レ立ニ其後一、然長秀將レ併ニ領昌經采地一、乃誣告レ無レ子、昌經之幼子源太虎清者流離、舊臣家族亦奔亡、吉重悲ニ其絕一レ嗣、欲レ得ニ織田侯愛憐一、自抱ニ虎清一到ニ江州安土城下一、親執ニ襁褓一奉養以期ニ其時一、窺ニ織田侯出ニ遊野外一、挿ニ訴牒於竹竿一、匍ニ匐街路一捧レ之、以解ニ情願於馬前一、織田侯感ニ其言一、將レ復ニ舊領於虎清一、時遇ニ明智之叛一其事不レ遂、虎清亦夭死焉、天正十年吉重入ニ丹後國一、仕ニ于越中守細川忠興一、自ニ步卒一進ニ騎士一、戰功數十回、後從ニ忠興之子忠利一、移ニ肥之後州一、寛永十四年、耶蘇之徒群ニ起于肥之前州一、吉重大有ニ戰功一、忠利賜ニ國俊刀一、其長子光尚亦賜ニ當麻腋刀一、以賞ニ其功一、吉重拜ニ生土神恩一、揭ニ金鼓於碎導神社一、今尙存焉、

屬の士、大橋三河守貞省を始、十一黨と云へる輩謀をまうけ、良王の怨敵臺尻大隅守を討むとて、津島祭の時、臺尻が船にて見に來れるを待うかゞひて討取たりけり、此後この祭の時、其まねび事して、臺尻討たと閙りはやす例となりたるよし見えたり、さて津島神は、午頭天王とも申に、此社の祭神三座と云へるも、世に午頭天王と申すと同じ神名なれば、そこをおもひて津島祭をまねびたるにて、其は淺野長政朝臣、天正十六年より文祿三年まで當國を領れる頃、己が生土の尾張の津島祭の風をうつせるものなるべし、小濱八幡神社に存れる祈願の簡札に、若州小濱津、諸願成就、如意滿足、所敬白、尾張國住人父子淺野彈正少弼藤原長吉、淺野右京大夫藤原長繼、願主尾張國住人淺野八郎右衛門尉藤原家次、天正二十年壬辰九月廿七日記焉とあり、かくことさらに尾張國住人と書るなどおもひ合すべし、さて長吉とは長政の前名なり、當國の社寺に藏る證書にもしかあり、長繼は幸長の前名ときこえたり、○當社に、肥後の細川殿の家人澤村吉重が獻れる鰐口あり、其銘に曰、扶桑海北路若州大飯郡、碎導大明神寶前、恭奉レ祝ニ獻鰐口一箇一、是雖レ道ニ微小之善一、掛以表ニ寸誠一矣、仰冀天下清平、國土泰寧、殊者氏子某甲、身家安和而子孫繁茂、乃綴ニ漫銘一以凝ニ丹祈一矣、銘曰、聽ニ一聲ニ忘レ境、消ニ衆罪一若レ霜、武名以莫レ朽、傳ニ子々一長昌」、此鰐口を寄進せる時の書翰、別當龍藏院に藏り、雖下未ニ申通一候上、一筆致ニ啓上一候、然ば云々、拙者儀其許之產生にて、碎導大明神之御氏子にて御座候、幼少之砌より逸見駿河守家に罷在候處、逸見家不續に付其許を立退、其後當家中へ參候、誠今一度其許ね罷越、御神前に致ニ參拜一、貴僧へも遂ニ面上一、昔今之御物語共承度儀に候へ共、隔ニ遠境一罷在候へば、存迄に而過申候、拙者儀若年之時より陣等へも罷立候へ共、無レ恙今以八十餘達者にて長命申事、偏に碎導大明神之可レ爲ニ加護一と有難奉レ存候、隨而唐鐵之鰐口一箇奉ニ寄進一候際、社人衆と御談合候而、可レ然樣に被レ成ニ御掛一、社人衆神樂を被ニ執行一候樣に賴存候云々、恐惶謹言」、五月朔日」、龍藏院机下」、澤村大學助吉重」とあり、此書翰中、年當年八十餘とあるを、吉重が

號云々、四月吉日と書り、さて此勘文の旨につきて論ふべき事あり、さるはまづ垂跡以來被レ增二一階一勘二年紀一既爲二極位之神一といはれたるは違へり、國史を勘ふるに、此神に、殊さらに叙位の事見えざれば、嘉祥四年天下諸神叙位の時無位に坐して、初て從六位上に叙され給へるなり、其後天下諸神に增一階の事、九箇度ありけるに依りて勘れば、永德元年正四位下に叙されておはしませるをや、然るを既爲二極位之神一と記されたるは、さらに當らざる事なり、さて又神の御うへに、垂跡といはれたるはいかゞなれど、こと舊りたれば、今さらに論ふまでもあらねど、極位の神なるによりて、神膳に殊に魚味を備奉るべしと、さだせられたるは何事ぞや、佛ざまに諂ひて、さる事をおきて給へる事いといま〳〵し、

また正保二年、我少將忠勝公、葺二補神社一華表基礎在二里中道路一稱二外華表路一社域有二龍藏院一預二神事一又有二神職者一といへるが如し、

注當社に古鐘あり、大旱の時雨を請ふに、神に祈言して其鐘を下し、海上に舩をかきてこれを置き、さて鐘を太繩もていく重も纏て、其繩の端を漁父八人して堅く取て、晝夜守る事なり、如レ此するほどに、海色變り風波起りて、暴雨降る事いつも違はず、されど此請雨を行ふ時は、雨多きに過てかへりて洪水の難ありし事もあれば、おほかたの旱には行はずとぞ、近くは文政六年三月より旱して七月に及べる時、この請雨行ひたりけるに、例のごとく雨降りて、此度は洪水の難も無かりき、

○志に、祭神三座、一曰素盞嗚尊、二曰稻田姬、三曰大己貴命とありて、今社家の説も然り、此說の如くならば、三座の中いづれか二座は後に合せ祭れるなり、又志に云く、創建年代不レ詳、傳云長寬年中改造、○志に、木津莊十村岩神、園部、笠原、子生、坂田、高濱、立石、畑、鐘寄、中津海をいふ、共二祭祀一と云へるがごとし、祭日は九月十二日、十三日なり、又七年に一度、六月上酉日三ノ酉あれば中ノ酉、大祭あり、

注此大祭の時、里人ども太刀振とて、刀を拔て擊合て後だいじりうつたと訇る事あり、こは浪合記と云ふ書に、南朝の御裔良王おちぶれ給ひ、尾張津島天王の神主となりておはしける時、良王に附

任二美作守一、文明十六年任二宮内少輔一、長亨元年叙二從五位下一、二年叙二從五位上一、三年任二左衛門少尉一、又爲二撿非違使一、長亨元年將軍義尙、將レ伐二佐々木高頼一發二江州一、政泰列二從軍一番隊一、見二佐々木征伐記一、將軍義植令三政泰悉領二本郷一、以レ有二勳功一也と注せり、將軍家譜に、政泰初名扶泰云々、永正七年四月義尹（足利義尹朝臣、初名義村、後義植と改給へり、）使三本郷扶泰安二堵若狹國本領一、依三大内義興執二申之一也ともみゆ、政泰が祖朝親より世々本郷の領主にて、同所に城を搆へ住、家泰が時に、當郡長薗保三方郡三方郷を併せ領りけるが、政泰が世に衰へたりけるを、此度再もて直して本領を全く賜ひたりしなり、但し文明三年の頃は、政泰いまだ本領安堵せざりつるほどなるを、舊簿に本郷領主と記せるは、後の身がらをもてめぐらし記せるなり、政泰再建してことさらに崇めたるも、もとの如く本領の本郷（舊名大飯）を領まほしき祈願して、其地に主とある神社なりしが故なるべし、此神今も本郷八村の生土神として祭れるをも思ひ合すべし、かくて政泰が子泰茂、子信富まで十二代相繼て本郷を領たりしなり、此子孫農民となりて、今もゆゑづきて本郷に住り、

○祭日は三月四日、九月十日十六日、

佐伎治神社

國帳云、從三位碎道明神、○志に、今作二碎導一在二高濱村一といへるがごとし、碎道と書て佐伊知と唱へり、里人の舊記に、永祿の頃高濱の領主二條殿より、當社に田七町七段寄附ありといふ、其後いたく衰へ給ひて、薗部村なる深田の中園池森と云ふに小社にて在しを、天正の頃、當國守護武田氏の家臣、高濱の領主逸見駿河守昌經、今の地に徙し祭れり、其後木下宮内少輔利房、高濱の領主となり再建す、又その後堀尾茂助吉晴建立の志ありけれども、未破損なきによりて鐘樓を建奉れり、緣起に上下大明神の御弟宮也とありと云へり、志に云く、今揭二正一位額一、相傳所レ勅、

注志に、件の文に連ねて云、有二元和三年卜部兼英文一曰、正一位碎導大明神垂跡以來、被レ增二一階一、勘二年紀一旣爲二極位之神一、殊神膳可レ奉レ備二魚味一云云といへり、予さきに其勘文の本書を見たり、年

國帳に、正五位大飯明神、○按に、いま大名を本郷と呼ふ所八村あり、市場上、下、下薗、小堀、芝﨑、山田、岡田、下車持、是を本郷組とも、本郷八村ともいへり、和名抄に、當郡に大飯郷と載たるは、おほかた此所なるべし、委しくは舊事考に云へり、さてその本郷の中、山田村と云ふに、大飯鍬立明神と稱すが坐て、本郷八村の本居神とす、これ決く大飯神社なるべし、祭神を、猿田彦ノ神なりと云へど、慥なる傳記はあらずとぞ、此社、里人つねには上の宮と申す、また七社大明神とも申すは、合殿の神あるを總ていへるなり、此社の本神、往古此わたりの田を開發給へる神なりと語繼て、鋤鍬を靈實として祭來れり、

注 土人田畠を作り始る事を、鍬を立てはじむといへり、おもふに往古此わたりの田を新墾せる時、殊に此神に祈りて恩頼か、ふりたるによりて、其時の齋鋤齋鍬を、やがて靈實として祭れるなるべし、又この社の傍に、御正作の森といふ古木の立る森あり、正作とはいかなる由の言にか、作田ことを俚言に、たゞに作ともいへば、もしくは作田の事に靈驗のありし古事に依れる由を、さとび言もて名づけたるにはあらざるか、

○當國もと遠敷三方二郡なりしを、天長二年七月、遠敷ノ郡を割て大飯ノ郡を建られし由、日本紀略に見え、和名抄に、郡名の大飯の唱、於保伊太と注せり、郷名も准へて然よむべし、名義は大飯田にて、美稻の生る田地を稱へたるなるべし、出雲ノ風土記に、天ノ御飯田とあるは、天上のごとき美稻の生る御田の事なり、和名抄讃岐ノ國香川の郷に、飯田ハ育多とあり、今も諸國に飯田といへる地多し、なほかの鍬立の古事をもおもひ合すべきなり、今も此わたりの稻穀殊れて美し、しかればもとは大飯田と書けむを、地名を二字に書べき式によりて、延喜民部式に、凡諸國ノ部内郡里等ノ名、並用二二字一必ズ取二嘉名一、田字を省き、二字に作て、なほ於保伊多と唱へるなり、然るを今なべて於保伊と呼ふは、大飯の字に泥みたるものなり、この地名の事、委くは舊事考に說へり、されば此社號、正しくは於保伊多乃神乃社と申奉るべきなり、さて山田村の舊簿に、當社文明三年、本郷領主本郷判官源政泰再建ス、と記せるものありとぞ、

注 政泰は、志に家傳を引て、本郷ノ地頭出自未レ詳とて、本郷源朝親貞應年中卒、子有泰、子虎王丸、次に泰朝、子隆泰、子貞泰、子家泰、子詮泰、子持泰、子政泰と序て、政泰が傳に、初稱二與三郎一ト

日置伴部等が云々の古事に殊さらなる由ありて、内日置田外日置田といふを一町づゝ、租税を除かれたるにやあらむ、國々にある日置てふ處々も、多くは出雲なると同じさまなる古事にて、地名となれるなるべし、又姓氏錄に、日置部天櫛玉命男天櫛耳命之後とある櫛玉命は、出雲國に由ありて聞ゆる事あり、說長ければこゝには述がたきを、其氏人出雲に在りて、日置伴部となりたるが、氏稱にも負たらむか、然らずとも其職仕奉れるによりて、氏には負たるなるべし、大山守命の裔の幣岐君も同じかるべし、又垂仁紀に、五十瓊敷命に、十箇の品部を賜ふとある中に、日置部あるもこれなるべし、又姓氏錄諸蕃に、日置氏あるは地名を氏としたるなるべし、帳に、近江國高島郡、信濃國更科郡、加賀國江沼郡、越中國新川郡等にも日置神社あり、これらの社號も地名なるべし、さて按ふに、日置と書く事は、上に論へるが如く、もとヘオキと云ふ詞を、ヘオの約まれる言便に、ホキとも呼へるから、字には火置と書たるを、地名に好字を用ふる令によりて、火字を日に換て、なほホキともヘキとも唱たるを、後に字にすがりて、ヒキとも、ヒオキとも唱ふ處の出來たるなるべし、地名には然る例をりをりある事なり、然らずは又別に故ありて、ヘキを日置と書るにてもあるべし、いづれにまれ地名の字定まりて、普くなれるによりて、氏の字も何も其を用ふる例となりぬるなるべし、和名抄に、伊勢の壹志郡の鄕に、日置比於木とある地を、今ヘキ村と呼ひ、なべては戸木と書て、上下を分ちて二村ありとぞ、かへりて古名の遺れるにこそ、又日置と書て、ヒオキと云ふ村もありとぞ、また同書尾張の海部郡の鄕に、日置とある處、今ヘキと云へり、日置流とてある射術の祖日置彈正政繼は、其地より出たりとぞ、又同國愛智郡にも日置村ありて、其はヒオキ村と云ふ、里人等常には訛りてヒヨキ村ともいへりとぞ、其國内の神名帳に、同郡日置天神と申すもみえたり、此外諸國の中に、日置と書てヘキといふ所ありとききつれど忘れたり、

大飯神社

り、さて志の傳によりて併考るに、舊日引村に在て、瑞泉寺といへるを、康永三年に、重成日置村に移し建立て、大成寺と改たるなり、志に、天文十八年武田元光造立といへるは、其後再建せられたるを、撰の委からで然は記せるなり、東寺に藏る古文書、寶德元年九月、諸國の寺號を記たる中に、若州遠敷郡日置大成寺とあり、寶德元年は、天文十八年より百年餘り前なるをや。

然れば大成寺を、日置村に移建るとき、神社の域を掠して寺を建たるによりて、却りて神社は寺域に入て衰へ給へるを、おのが佛ざまの荒神など呼ふ、穢き名を負せ奉れるものなるべきを、然すがに地主鎭守神と申稱の遺れるをもて、今本社號をかくは考證し奉るなり、さて日置てふ社號の唱は、國帳の舊訓にもへキとありて、地名もて負せたるものなるべし、村名の日置もむかしはへキと呼しを、近世になりては多くヒキと呼ひて、土人は引の字をも用ふれど、神社の號には古のまゝにへキと稱すべし、帳に、但馬國氣多郡日置神社、和名抄氣多郡の鄕名日置あり、この神社も、地名に依れるなるべし、

注按に、諸國に日置といふ地名いと多く、其をへキとも、ヒキとも、ヒオキともとり〴〵に稱へり、和名抄薩摩國の郡名に、日置其餘諸國の鄕名に、日置と云ふが十餘所ある中に、薩摩なる郡名と、伊勢越後但馬なる鄕名に、比於岐、能登なる鄕名には、比岐と唱を注して、其他なるは唱を注さず、然るに姓氏錄に、日置朝臣應神天皇皇子大山守王之後也とあるに、古事記に、大山守命幣岐君之祖とあるを合せおもへば、日置を幣岐とよむは古言なり、さて日置と云地名の諸國に多きは、何れも同義にて由緣あるべし、按ふに、出雲風土記神門郡の下に、日置鄕云々、志紀島宮御世、日置伴部等、所レ遣來宿停而爲レ政之所、故云二日置鄕一、といへる事見えたり、さてその日置は戶置にて、そのかみ國々に人を遣して、民の戶數を糺し置るる事のありて、其職に任られたる人を戶置といひ、其部を總ては戶置部とぞ云ひけむ、其が始て出雲に下り宿停て、政爲し廳の在けるによりて、後に其處を、日置と稱へる緣由ときこゆ、民部式に、凡出雲國置二内外日置田二町一とあるも、かの

を平言には、コウカと唱ふが、尿所を後架とも呼ふに似てきこゆるによりておぼめきたるなり、もと當國人の若犬養氏より出たる門號の、さばかり轉化たるはをかしき事なりかし、

靜志神社

國帳に云、正五位志津志明神、○此社いま詳ならず、

注但し委道が家記に、佐分郷父子村に山王宮と云ふ社あり、合殿に熊野權現を祭れり、此社を獅子宮ともいふ、祭日は九月五日なり、此社靜志神社なりと記せりと云へり、此傳説の如くならば、靜志を獅子と訛れるなるべし、さて村名の父子も、もしくは志津志の訛れるにやあらむ、なほよく考正すべし、又按に、神野浦の里人の傳説に、松尾の觀音の像造れる材、當浦の志津海と云へる處へ寄來れりといへり、此志津といへるは地名ならむか、靜志といふに據ありげなり、今その浦、又其浦に隣たる神野村に、ともに氣比大明神の社ありて、祭日は九月廿五日なり、神野村には若宮八幡宮と申も在り、これらの中に本神は靜志神にて、後に合殿に祭れるかたの神名を、主と申ならへる社はあらざるか、これもまた猶よく尋考ふべし、

日置神社

國帳に云、正五位日置明神、○志に、在二日置村一、今稱二荒神一、蓋此と云へり、按に、其は今日置村なる瑞應山大成寺の堺内に、杉谷荒神といふ小社ありて、地主鎮守神なりといへり、此寺の事は、志に、舊在二日引村一、號二瑞泉寺一、後移二日置村一、改二大成寺一、天文十八年武田元光造立とあり、若狹考には、當國の守護大高重成、高成寺と同時に建立して、ともに姓名の字を裁りて寺號とすといへり、

注遠敷郡青井村なる安國寺をも、康永三年に、同人再興して、これも姓名を裁り複ねて安國高成寺と稱へる由、志にみえたり、若狹考の説と併考れば、大成寺も康永三年の建立なり、重成は、志に、暦應元年至二觀應二年一、三任二本國守護一といへるがごとし、然るを村人の傳記に、當寺應永元年建立といへるは、康永三年の草書を誤り寫したるものな

來山といひ、其山に坐すをもて、香山神社と申せるなるべし、

○又按に、帳に、伊勢國多氣郡に天香山神社あり、天香山命は、姓氏錄吹田連の下に、火明命の男なりと見えたり、又尾張ノ連の下に、天ノ賀古山ノ命とも書り、火明ノ命は、古事記に、天ノ忍穗耳ノ命、高木ノ神の女、萬幡豐秋津師比賣ノ命に娶とて生ませる子にて、邇々藝ノ命の兄なり、しかるを舊事紀に、饒速日命の一名とせるは僞説なるよし、古事記傳十五卷に辨へられたるがごとし、もしくは此命を祀れるにや、然もおもはるゝ由は、拾芥抄宮城部に、或書云、延暦十二年正月甲午、遣ニ使於山背國葛野郡宇太村地一、爲レ遷レ都也、同年六月庚午、令ニ諸國一造ニ新宮諸門一云々、若狹越中二國造ニ皇嘉門一若犬養氏也、といへる事みえたり、日本後紀、大同三年に、四月丁卯、有ニ二烏一集ニ於若犬養門樹枝上一、接レ翼交レ頭倶死、終日不レ墜、遂爲レ人被ニ打墜一、時人以爲ニ北陸道觀察使從四位上藤原朝臣仲成、典侍正三位藤原朝臣藥子、兄妹招レ尤之兆一也、とある若犬養門これなり、さてその時人の爲る由は、此門造れる人の若狹越中の國方に依りて、北陸道に繫て兆せたるなり、さてその門造れる若犬養氏は、姓氏錄天孫部に、若犬養宿禰火明命十六世尻綱根命之後也とみえて、天香山命の後に當れり、その皇嘉門造れる若犬養の氏人の若狹に在て、御門造りて奉るばかりの勢ありけるが、其氏神香山命を祀れるにもやあらむ、しからば香山といふ地名の在りとせば、社號の地名にうつりたるものとすべし、

注拾芥抄一本に、皇嘉門を安嘉門とし、若犬養を海犬養と書るは誤寫なり、三善爲康の掌中歷に、門號起事、取ニ佳名一云々といひて、皇嘉門若犬養氏造レ之とあるをも證とすべし、○因に云ふ、かの若犬養氏の造れる門は、上に引たる後紀の若犬養門にて、後に皇嘉門と漢語に更め給へるなり、さるは若犬養の若の音にちかき字音に依りて、佳名を撰び定られたりしなり、他の門號も、みな然るおもむきにて名づけられたりき、拾芥抄なる件の全文を見て知るべし、○此門號の因にまたいふ、訓抄に、皇嘉門後にクワウカ門と唱ふ事となれり、そは十侍從大納言成道卿參りて、院號かうぶらせ給へる頃、宮の院號を問給ひければ、何とかやにつかぬやうなる御名にてさぶらふかといへるよしみゆ、皇嘉

國帳に云、正五位伊射奈木明神、○委道云、加斗莊飯盛村の内荒木と云ふ處に、伊射の森と云ふが在り、森中に大なる椎二株に、注連繩を曳き、山神と稱して正月と十月の九日に祭る、此古伊射奈伎神社の在りし所なりと聞傳へたりと云へり、○伊邪奈岐伊邪那美夫婦二柱大神の事は、古事記日本紀の神典をはじめ、古書どもに見え給ひて、神德の尊く坐ます事申さむもさらなり、○此大神の御名を申て祀奉れる御社は、帳に、大和國添上郡伊射奈岐神社二座、共大、月次新嘗、葛上郡城上郡伊射奈岐神社、出雲國杵築郡神伊佐那伎神社、淡路國津名郡淡路伊佐奈伎神社、名神大、

香山神社

國帳に云、正五位香子山明神、○按に、下車持村の內字高森本村と云ふ處の高森山の山足に、高森とて大なる森あり、山の名は此森により て負たるなるべし、其處に、高森明神と云ふ社あり、香山延毘須とも、夷三郎殿、又蛭子とも稱ひ、また西神とも瘡神ともいへり、これ決く香山神社なるべし、志に、西神祠在下車持正保二年我少將忠勝公修補といへる社これなり、祭日は三月廿三日、九月廿八日なり、稚狹考に、高森明神に詣るに限りて高森ざしといふ、丹波の小原明神に詣るを、山城にて小原ざしと云ふに同じと云へり、郡縣志に、遠敷郡栗田村なる西神社を擧て云、九月二十八日祭日也、民間詣此社謂佐須と云へり、同神ときこえたり、西ノ神と稱ひて、九月の祭日同じく、又此社に詣るをも佐須といふなどおもひ合すべし、さて三方郡須倍神社をも、西神とも延毘須とも稱ひて、攝社に猪神社と云ふもあり、共に祭も同日なるをおもへば、須倍の神と同神なるべし、なほその須倍神社の下にいはむ說を合せ考べし、さてまた香山と申は山名なるべし、

注今富税所次第に、守護大藏權少輔の又代に、加來下總權守、其代に、加來三郎入道定圓と云ふが見えたり、建武の頃の人なり、同書を按に、守護の代官又代等に、當國の地名古津、岡安、木崎、和久、三方、伊崎など氏に呼べるが多きをおもへば、此加久氏も地名を氏に呼へるならむか、しからば、社號の香山も其處の山ならむか、此考當らば彼高森本村といふ邊を、古しへは加來と云ひ、山を加

のときの權現と申神社をもて直して、ふたゝび許波伎の神と顯し稱さまほしき事にこそ、

苅田比古神社
苅田比賣神社

國帳云、從三位苅田彥明神、從三位苅田姬明神、○志に、比古神を在二小倉村一知見鄕數村（虫鹿野、知見堂本、志見ガ谷、横谷、小倉以上五村、屬二名田ノ庄一、又呼二知見ノ鄕一）共ニ祭祀ル、また比賣神を在二下村一（名田ノ庄の內なり、）といへるがごとし、（東寺の古文書、弘安十年當國太良ノ庄ノ雜掌申狀に、苅田料云々とあり、虫喰など有て、全文讀がたけれど、此神社料の事ときこゆ、）○按に、比古比賣相偶坐せる神とはおもはるれど、いかなる由ある神にや未考ず、（式、石見ノ國安濃郡苅田神社、陸奧ノ國白河郡苅田ノ嶺神社、和名抄、同國安積郡刈田、安藝ノ國高宮郡刈田、加無多、豐前ノ國京都郡刈田、日向ノ國臼杵郡刈田など、地名に多し、）○二社ともに、二月と九月の三日に祭あり、又三重村知見村にも苅田比古明神あり、祭日も同じ、

大飯郡七座　並小

青海神社

國帳に云、正五位青海明神、○志云、在二青村一、祭神不レ詳と云へり、青村は青鄕村十四中にあり、和名抄に、阿桑鄕とある處にて、鄕名も此青村より出たるなるべし、今青海大明神と字音に唱へ、又青大明神とも稱へり、日置、青横、津海、關屋、四村の生土神とす、正月と十一月の三日に祭あり、日置村にも青海大明神の祠あり、こは青村なるを祭來れるなり、○按に、青海神社、阿乎乃和多乃神乃社と稱すべし、青に坐す海の神なり、（青ノ大明神と申すをもおもふべし、但し帳に、越後ノ國蒲原ノ郡青海神社と載られたる青海は、和名抄に、青海（安乎美）と見えたる鄕名にて、兵部式に、滄海驛ともあり、今青海ノ庄といふに、其神社も在りといへば、そは地名を神社の名に稱せるにて異なり、又同國頸城ノ郡に、青海ノ神社あるは、蒲原郡より祭來れるなるべし、）帳に、筑前國糟屋郡志加海神社と載られたると、同例の神號なり、さて海を和多と云は、渡ると云義より出たり、海神は、古事記に、伊邪那伎命、伊邪那美命、御子生の條に云々、次生二海神大綿津見神一云々とあり、海を持給ふ神に坐り、この外海の神々の事、古事記日本紀等の神典どもに見えたり、

伊射奈伎神社

上村の老人のいへるは、今の丹波の強木村もとは此川上里の部にて、山の谷に在けるが遠きむかしの事なるべし、此里より分れて、かしこに遷りたりと語り傳へたりと云へり、然れば許波伎は、舊今の川上わたりの大名にて、此山谷より流出る川あり、郡中を衝て北の大海へ入る、これを佐分利川と稱ひて、當郡中の大川なり、川上村は其川上にあり、故村ノ名に呼べるなるべし、山をもすべて然稱ひたるが、今は一谷の名にのみ遺りて、當國の山里は、もと谷の名を山にも里にもかけて、大名のごとくに呼ぶ習俗あり、故山谷里、いづれ元の名にや知がたき處多し、舊の此方の大名は、山の彼方に稱ひ繼て、強木といふ里も出來しなり、

注今遠敷郡遠敷谷の上根來村の東南の山を越て、山城へ出る閑道に、針畑越と云ふが在り、其山の峯上を界て、彼方は近江國高嶋郡にて、其峯より下る坂道を小入谷といひ、小入村と云ふ、小き山里もありて近江の國に屬り、其は此方の遠敷谷てふ名の、彼方にうつりたるにて、許波伎の名の山の彼方に、丹波に屬てあると同例なり、さて遠敷をいにしへ小入と書たりし事は、上に云へるがごとし、古の書ざまさへに遺り傳はれるなり、此ほか地の大名の隣國、或は隣郡に跨りたる例諸國に多し、准へて辨るべし、

然ればもと許波伎は、今の大飯郡佐分利鄕川上村わたりの地名、許波伎神社は、其地名を負せたる社號なる事疑なし、今上に云る許波伎谷の中の山神谷の南ざまの丹波堺の山の峯、寛文の圖にあまぎ峠とあるあたりに山の神なりとて、とき權現といふ小社あり、威靈あり、社前に石の水盤ありて常に水湛たり、夏日の旱にも水絕ることなしと里人いへり、これぞこの許波伎の神の社なるべき、然るに今かの丹波の強木村に、強木の山神社、又名とき權現と稱ふがありて、生土神とすとぞ、案ふに古當國の許波伎より、今の強木に民居を移せる時、其神社をも遷し祭來れるにぞあるべき、さてかの川上ノ許波伎わたり、今は大飯郡佐分利鄕の部內なれど、當昔は遠敷郡佐分利鄕に隸たりしなり、この考は舊事考にいへり、そも〳〵此許波伎神社の地、いと奥まりたる遠山の峠に坐て、人里に疎きにあはせて、既くより衰へ給ひ、終に隣國の丹波に屬たる強木村にも、遷し坐せけるによりて、いよ〳〵御名の幽れ給へるなり、國帳に、當郡の式社十六座の中、十五座を載て、たゞ當神社一座のみ載ざるも、其帳記せるころ、既く衰へ給へるが故なるべし、いかでそ

は寛文四年に記せるゆゑづきたる圖と、それに添へたる注文に、こはぎといふ處の見えたるにこゝろづきたるなり、さてその圖と文書に、

寛文四年にしるせる大飯郡川上山の圖



圖に副へたる注文

一南 川上なかせ尾
一西 同山やけ谷
此間道法凡二里 但川上山あたくら谷と中處へ鹿を追出候積り

一西 川上山ひやうど
一南 同山こはぎ谷
此間道法凡一里半 但川上山たい谷と中所へ鹿を追出し候つもり

かく記せり、かくて其わたりの里人どもに尋あはせて考ふるに、今大飯郡佐分利郷川上村と云ふ山里に屬たる、川上山の西南の間に、許波伎谷といふ山谷ありて、寛文の圖に、川上山こはぎ谷と書り、今土人は、言便にコワキとも、又コワギともいひて、里ひ言定かならず、又定りたる字もなし、故いま古へをおもひて許波伎と書つ、其處に字を山神谷と呼ふ所ありて、小萩の杜と云ふもあり、かくて此上方の山の嶺上を界ひて、あなたは丹波國何鹿郡にて上林領と稱ふ、さて其西南の嶺上を丹波へ越る山路あり、京へも出る閑道なり、此坂路を明暦の頃の圖に、尼公坂と書るを、寛文の圖に、あまぎ峠と書り、今里人に問ふに、しかいふ名は今變たりげに聞ゆ、其處より二十町ばかり下りて、强木村言便に許和蕓、といふ小なる山里ありて、其わたりをなべて强木とも强木谷とも呼へり、此處も上林領の部内なり、さて川

兵主神社とある穴師も地名なれば、（萬葉集歌に、卷向之痛足の山、また痛足之川とよめる處なり、今穴師村ありて、件の神社もありとぞ、）今考たる地名の義にはあらじか、又帳に、和泉國和泉郡に、泉穴師神社二座、（玄蕃式には、和泉ノ國安那志一社、永萬記には、和泉ノ國阿那師と作り、）伊賀國阿拜郡穴師（又穴石と作る本もあり、）神社、伊勢國多氣郡穴師神社などある穴師も、其國々の地名か、または大和の穴師よりうつし祀れる兵主神ならむも知らず、しかれば當國の阿奈志神社も准へつべし、

曾尾（ツミ）神社

國帳當郡に云、從三位曾味（ツミ）明神、この曾尾神社に當れり、尾を味の音に用ひたるなり、（例は萬葉集に、和我尾、己尾、和名抄に蛇を反尾など書り、なほあり、）○當社の在所既くより詳（サダカ）ならぬを、いかでと年ごろ心を深めて尋求むれど、いまだ考あたれる事なし、なほよくたづね奉るべし、

注さきにたづねわびておもひけらく、今大飯郡大島村の內、小名を東村と呼ふわたりより東の海邊を曾伊（ツイ）濱といひ、字を曾伊といふ、陸田地（ハタケドコロ）もあり、永祿の頃、當國の主武田義統、家臣山縣下野守政冬に與へたる感狀に、於曾伊表（テニ）云々と見えたるも、其地の事ときこえたるをおもふに、其曾伊は曾尾の訛れるにて、其地名に依れる社號なるべし、大島村今は大飯郡の部內（ウチ）なれど、むかしは和名抄にみえたる遠敷郡の志摩ノ鄉なるべき證あれば、今も郡の違へるは、然るべきことわりなりとほこりがにおもひさだめて、其曾伊わたりの神社につきて尋るほど、たちかへりてなほよく思へば、國帳大飯郡に、島山明神と申があり、島山は大島村の舊名なる證あれば、國帳記せるころ、既く其島山は、今の如く大飯郡に隷（ツキ）たりし事決ければ、曾尾を大島村の地なりとしては、國帳に曾味明神を、遠敷郡に載たるに合はざれば、曾伊の地名に依れる考はあらずおもひなりにき、後にふとおのれが如く、おもひまどはむ人のありもやせむとて、記しおくものぞ、

許波伎（コハギ）神社

此神社はやくより詳ならず、年ごろ心にかゝりてことに尋わびたりつるに、此ごろ證し得奉れり、さる

年七月廿五日尼妙性が讓狀に、ゆづりわたすたらの庄わかさの國にふのあづかり所しきの事云々などなほあり、そのかみ丹生の郷名境界なども沿革りて、もはら太良保太良庄など呼て、丹生はおのづから小名の如くなりたりしなり、

地名をもて神社の名に申せるなり、祭日は〔〇以下缺文〕

阿奈志神社

國帳に云、正五位阿奈志明神、〇志に云、山王祠在奈胡村、社家說曰、天德二年戊午創建、祭大己貴命、社家藏康應二年三月十五日、沙彌大西寄神田之文、及文明九年丁酉九月十六日、武田家麾下彌五郎、粟屋國春、元龜二年辛未九月朔日、武田家麾下下野守山縣秀政、寄供米料之文、土人云、天應年中創建、舊稱阿奈志山王、〔郡縣志に至德二年改造とあり、〕據此說、則式所載阿奈志神社乎、然與社家說創建年代不合といへり、今按に、社家の說に、天德二年創建といへるは誤にて、〔天應を天德と混へたるか、また天德二年に社を改造れるか、又社地を遷替たりし事などのありしを、誤りて創建と云傳へたるにてもあるべし、〕土人の天應と云傳へたるぞ正しかるべき、〔天應二年は、桓武天皇卽位の二年にて、八月延暦と改元あり、天德はそれより百七十餘年の後、村上天皇の御代の號にて、延喜式の成たる延長五年より三十年許後なり、社家の說といへど、正しき舊記なくては一向には信がたし、〕かくて土人の傳說に、舊阿奈志山王と稱へりと云へるによりて、これ阿奈志神社なるべき事疑なし、さて阿奈志は地名なるべし、そは此神社の坐す奈胡村より東北に山を隔て、阿納浦と云ふ海邊の里あり、其所より西の方、阿納坂と云ふ山坂を隔て六七町許に、阿納尻村あり、さてその阿奈坂より奈胡へ通る山路ありて奈胡坂といふ、此間一里に足らず、これによりておもふに、阿奈志は今の阿納尻と同じ地名にて、古は奈胡の山までかけたる大名なりしなるべし、しかれば阿奈志は地名にて阿奈後の義なり、

注 後を志といへること古言に例あり、さて上にいへる地名の阿納の納字は、ナフの音なるを、奈の假字に用たるなり、今里人、阿納とは書ながら、口語にアノと呼ふは訛れるなり、さてこの阿納尻は、今富稅所次第に、永德三年より明德二年まで、山名時氏知行の時の地の中に見え、又羽賀寺舊記、天文九年の下に、阿納尻新田とも見えたり、

但し帳に、大和國城上郡穴師坐大兵主神社、穴師大

中に、左辨官下敎王護國寺、應任二品法親王家寄進狀、爲敎王停止勅院事大小國役郡使入部、宛置公家御祈用途若狹國太良保事」、右得彼寺三綱等今月十日解狀偁、當國者式乾門院之御分當保本是歡喜壽院之領也、一旦雖有彼國領事、申子細之間、可爲法親王御領之由、所被奉免也、以之被寄進當寺、以其地利宛寺用、勤行公家御祈云々、仁治元年十一月廿日、大史小槻宿禰（花押）、少辨藤原朝臣（花押）とあり、按に、二品法親王は、後高倉院の御子仁和寺道深法親王、式乾門院は同院の第三女利子、四條天皇の准母なり、歡喜壽院は未考得ず、さて此頃一たび太良保と稱ひしを、後に庄號に定られたり、同寺文書に、廳宣留守所、可早令如元立券庄號太良保事、右件保者歡喜壽院御庄也、而一旦雖被顚倒、依令申自御室御所、如元停止勅院事、大小國役萬雜事等、爲彼御領可令庄號之狀所宣如件、延應元年十一月日大介平朝臣」、また留守所可早任御廳宣旨、以太良保可令庄號事」、右御廳宣到來狀偁云々、任狀爲歡喜壽院領可令庄號之狀如件、延應元年十一月日、目代左衞門尉在判とあり、再庄號に復されたる由なり、さてこれも東寺の大治二年二月の文書に、處分所領田島山林等事」、中手東郷畠一所、加定山林字丹生村、また仁平元年三月、僧乘蓮が所帶證文案に、附屬丹生二郎殿田畠事合丹生村太良保二ケ所鞍內浦等、右云云、また建治二年七月の文書に、若狹國太良御庄內末武名主中原氏重言上、爲乘蓮女等引入云云、右當名者當國重代御家人丹生出羽房雲巖、先祖開發領也云々、同類の古文書どもを考るに、雲巖は太良保の公文職長田下野守平師末が二子、丹生次郎隆淸、其子忠政相續て同保公文職となりて、其子雲巖、治承四年二月廿三日、同保の公文職となれる由みえたり、丹生次郎は地名を家號に呼るなり、但し其は太良保いまだ東寺領とならざりし以前の事なり、むかしの文書の傳はりしものと見ゆ、又貞治六年六月九日、北田殿口入と書つけたる書に、とうじ（東寺）の御りやう（領）、わかさの國たら（太良）の庄にうのしゝう（丹生衆中）なげき申候ことと云々、又觀應二

べし、

この大戸なるも、それに例ひて後に社を造り奉らずなりにしものなるべし、上にいへるごとく、多太神社に意富多々泥古を祭れるならば、三輪神を祭りたらむこと、ことに由縁ありてきこゆ、さて又大飯ノ郡高濱村なる、逸見氏の城趾城山と云ふわたりに、三輪山といふ山あれど、郡界いたく違へれば、さしあたりて當社の神號の彌和には由なくきこゆれど、なほ考ふべし、かくて大歳彦と申すは、大戸の地名を加へて稱へ奉れりときこゆ、然るに歳字を書て登とよむは、地名の本名を意富登志といひて、大歳と書來れるを、後に意富登と約めて唱來れるまゝに、地名には大戸と書事となりぬれど、神名にはなほ大歳と書て、地名とゝもに意富登と唱ふるなるべし、また國帳當郡に、正五位大歳姫明神あり、此社いま詳ならず、御名によりて考ふるに、この三輪大歳彦神に偶ひたる女神ときこゆるにあはせておもへば、三輪の古事の語言にかくれなき大物主神の通ひて、御婚坐せる活玉依姫を、然申して同地に祭れるにもやあらむ、○帳に信濃國、備前國、上野國に、美和神社、下野國に三和神社、加賀國に三輪神社、三代實錄、貞觀十五年の下に、伯耆ノ國三輪山ノ神、若狹國に彌和山神社、若狹國、備中國に神神社、阿波國に大御和神社など見ゆ、これらも大和より祭來れるなるべし、

丹生神社

國帳に、從四位丹生明神、○志に云、有多良莊今稱一宮蓋此也、村民云、創建及一千二十年、按に、志を撰たる寬延二年より計たらむには、養老四年に當れり、相傳祭遠敷明神、故此亦稱一ノ宮、○今按、和名抄當郡の鄕名に、丹生三代實錄、貞觀十二年の條に、若狹ノ國言、遠敷ノ郡人丹生ノ弘吉云々、志に、丹生今曰多良莊、有坂猶存丹生名とあり、

注又云、丹生坂在竹長村、踰此則至多良庄、郡縣志に、丹生は多良庄之本名也とあり、多良庄村とて、今一村あり、たゞに多良といへり、○因に云、太良庄はむかし敎王護國寺、いはゆる東寺の領なり、故東寺に若狹國の事に係れる古文書あまたありて、中にも太良庄の事書たる文書いと多し、そのほか古文書數千通、百合の櫃に收て秘藏るを、予さきに京に在ける時、悉く見る事を得たりき、既に東寺に藏る古文書とて引たるはこれなり、さて太良庄東寺の領となりたる事は、かの文書の

波古神社

國帳に云、從三位筥明神、○志に云、在二堤村一、傳云、神初在二箱中一降二山上一、因名二其山一曰二箱嶽一、建二於社山下一稱二箱神社一、祭神不レ詳、また箱嶽、或稱二蜂峯一、一夜杜在二箱嶽麓一、林中有二箱神社一、傳言創二建社一時、一夜中林叢生、故名とあり、志に堤村、舊名婆賀といへり、○祭禮は八月朔日、

久須夜神社

國帳に云、從二位久須夜大明神、○志に云、在二堅海ノ浦此地康正二年造内裏段錢引付帳には、堅海村とあり、今は堅海浦といへり、久須夜嶽下一、相傳祭神大己貴命、志に、久須夜嶽ハ在二堅海浦ノ後泊山ノ東一、此レ國内北方第一ノ高山、而衆谷皆統二于一峯一、北垂二海面一、谷曰二鬼ガ嶽一、其ノ東曰二碁石濱一、躋二山巓一越前ノ州近ク在レ目ニ、といへるが如し、此山中奇靈き事どもありて、人の怕るゝ處なり、奇靈き谷の由にて久須谷といへるが、總ての山名となれるなるべし、社號は山ノ名に依れるなるべし、祭日は二月と九月の十一日、○當郡宇久浦にも久須谷大明神あり、祭日も同じ、勝海浦より徙シ祀れるなるべし、

彌和神社

國帳に云、從三位御和明神、○國人修驗者杉本院委道云、賀茂村の內大戸と云處に、三輪大歳彦明神大歳彦の唱、意富登比古、と申て、山の麓に神籬の形ありて社なし、今其神籬を疱瘡の護神なりと稱て、神名を識るものすくなし、こは里の老人に質問定メたる處なり、これ彌和神社なる事決かるべし、今考ふるに、大和の大三輪神をこゝにも祭れるなるべし、その大三輪神は、大己貴神の和魂に坐て、大物主神と申す、帳に城上郡大神大物主神社と載られたる御事なり、此古事は、古事記日本書紀に委しく見えたり、此神社、後世には御殿は無くして、拜殿より山に向ひて拜奉る事となれるは、いかなる故にかあらむ、

注 崇神紀の御歌、又日本紀略長保二年の下にも、此神殿の事きこえたり、しかるに嘉祿二年に記せる大三輪神三社鎮座次第に、當社古來無二寶倉一、唯有二三箇鳥居一而已といへるは、古の事をばよくも尋ね明らめずして、當時はやくより社のなかりつるを、上古よりの事と心得誤れるなり、長保二年より嘉祿二年まで、二百十年にあまれり、其ほどに社は壞れなどしたりけるを建られざりつるなる

ふ、椎樹多く叢生たり、その森中に在る社を椎宮といへり、祭神は椎崎御垣大明神と申す、山王は相殿に坐して御垣山王とも申す、されどもなべてはただ山王社と申なり、（御垣大明神は國帳にあり、下に注すべし、）古は此椎崎を西が浦ともいひて人里在けるが、一年神の祟にて、疫病のいたく行はれ、ほと〱も盡なむとしけるを、東浦に避け移り住て、佳名を新めつけむとて、やがて國の名を負せて若狹浦といふこれなり、さてこの神社の祭五月五日なり、暴神に坐まして云々の事ありとて、何くれと物語れり、

注その山王と呼ぶ神社のあたりに、王塚といふ塚あり、むかし異國より王ざまの人、舟にて渡り來て、此浦に住りけるが、身まかりたるを埋たる墓なり、かれが乘來れる舟の屋形の美麗しきをとりて、神の御輿を作りたりと云傳たるがあり、いと古びて何の木とも知られずどぞ、其ほか何くれの調度の殘れるが在て、藥師堂に入置たりけるが、百年あまり前火災に燒失たり、其王塚の前の坂を王の前坂といふ、今はオノマイ坂と訛りて稱へり、卽西が浦より若狹浦へ越ゆる坂なり、忠朝朝臣君、故ありて西が浦におはし、時、かの王塚を堀らせて見給ひければ、刀一口めづらしき花瓶の如きもの出たり、なほ在げなりけれど止させ給へり、其刀は今も神庫にあり、花瓶の如き物は、或僧がとり去て今はなし、さて王塚はさきに堀らせ給へるによりて、むかしとは低く小さくなりたりと云傳ふれど、今も高さ六尺ばかり、巡り三十間にもあまるべし、艸深く生茂りてあり、又かの塚の中に、黄金の雞を埋たりと語傳へて、をり〱それが鳴を聞ものあり、其を聞たるものは必幸ありといふ、其塚のあたりの田の字を雞がすと云ふも、かの雞の古事によれりと、これも同里の翁語れり、

然ればいま椎崎御垣大明神と申は、二神の名を連ねたる唱にて、その椎崎と申は、此椎村神に坐し、御垣と申は、國帳に正五位御垣明神と載る神を、合殿に祀れるにて、いはゆる御垣山王とも、たゞに山王とも申し、又後にはその二神ごめに、なべて山王と申しならへる事となりたるなり、さて又社號を椎村と申すは、椎叢の中に坐すよしなるべし、（又椎村といふは地名にてもあらむか、さるは椎樹の多きによれるにて、今も椎崎といふにもおもひ合さる、）

桜比古神に坐すなるべし、但しその二社の內、いづれ式社ならむ今知りがたけれど、タカイジョの森中に坐て、地主神と申すが其なるべし、（世に重く大なる神社の衰へて、傍の輕き小社の盛になりたる所にて、もとの重く大なりし方を、地主ノ神といふ事諸國に例多し、）また郡縣志に、岩倉明神社在二上中郡（遠敷郡を、領主の私に二郡に割て、上中郡下中郡と稱へり、）小原村一大同元年、自二山城國岩倉一勸二請之一、而同二年九月十六日、建レ社祭レ之とあり、（何の由緣ともなくて、たゞ山城國岩倉より勸請といへるは、たやすく信がたし、地名の同じきをおもひて、村民の推量說せるにもやあらむ、）此神の祭は、三月十六日に行ふ例なり、此は石桜比賣神社なるべし、（上にいへる如く、大島羽村なるを倉彥、また瀧倉彥明神ともいへば、彥神にて石桜比古神社なるべきに合せて、かくさだめごとするなり、）但し當郡山內村にも、岩倉明神社あり、此村昔は南小原ともいひて、小原の部內なりしとぞ、しかるにその山內村なる社も、小原村なると同神なりといひ傳ふといへば、これも比賣神の方なるべし、さはいへど、其中いづれ式社ならむ詳ならざれど、小原なるは社號も重く社傳もきこゆれば、これなむ式社にて、國帳に正五位石椋姬明神と載たる社なるべき、

○此石桜比古比賣の神未考へず、帳に大和國高市郡巨勢山坐石椋孫神社、能登國鳳至郡石倉比古神社、（このほかに、伊豆國に石倉命神社、三河國に石座神社、越前國に磐座神社、伊部磐座神社、大槻磐座神社、高於磐座神社、）見えたり、

椎村神社

國帳に從三位椎村明神、○文永二年に注進の當國の大田文に、（此大田文の事、上の若狹比古神社の下にいへり、）東鄕云々、寺社田六町八反四十步國分寺云々、上下宮云々、椎村宮二反秋里名とあり、當社の事此ほかには書に見あたらず、

○郡縣志に、山王社在二下中郡若狹浦椎崎一、斯處又稱二西浦一、祭日五月五日也、則神輿遊行、向若錄云、西浦在二若狹浦西一、無二民居一、唯有二一小祠一、椎林周匝自爲二瑞籬一、歲々枯葉落埋二小徑一、偶有二來遊者一、跫音響二于幽谷一、或稱二椎崎一、また椎崎云々、與二福谷村一隔レ海相向、斯處無二民屋一、唯耕種而已、山下椎樹繁茂爲レ陰、故名二椎崎一、といへる椎崎の山王社、決くこの椎村神社なり、若狹浦の老人に、椎崎の事を問ふに、郡縣志にいへるに同じ、但しその椎崎といふは、若狹浦（山副の海邊の里なり、）內ながら、東浦と呼て人里ある所より、西の方小山一つ隔たる一區の地にて、又の名を椎森ともい

たる小南行信が、突鐘を鑄たるよしいへるも金屋なり、今も鑄物師多く在りて、それが事をすなはち金屋といへり、

さて今其金屋村に、總社大明神と稱して坐すを、むかしは小南大明神と申て、遠敷大明神と同神に坐ませり、鎮坐てより千年に餘れり、遠敷明神に屬たる社なりと、遠敷神主の家の傳説なり、當村の産土神にて、上下大明神とも申、九月九日祭禮を行ふ、(遠敷明神の祭日は九月十日なり、わざと前日に定たる故あるべし、)村人米を出し集めて祭の供米とし、殘れる米を遠敷神主に贈る事、古よりの例なりとぞ、これ決て小浴神社なり、浴字は水あむる義にて、美奈美(みなあみの約)、とよむべく書たるなり、

注金屋村は、今の遠敷村に近く隣りて南に當れり、故小南といへるにもやあらむ、さて和泉國内神名帳に、大鳥郡に從五位上小南神社あり、コミナミ、コナミと兩訓をさしたり、又同郡に、大南窪氏社前、和泉郡に從五位上錦大南社、式に近江國伊香郡大浴神社といふも見ゆ、また紀伊國名草郡加茂谷に、小南と呼ぶ里ありとぞ、

石桉比古神社

石桉比賣神社

桉字式の印本、手に从て、按と作るは正しからず、今古本どもに木に从て作るに據れり、京極御本には鞍と作り、古書に桉鞍通用はして書り、いづれにても久良とよむべし、

注萬葉(巻三)にも、地名に高桉、姓に桉作村主など書り、(但し漢ぶみに、桉鞍通用はし書る例は未だ見及ばず、新撰字鏡に、桉ハ乘久良とあり、此字今ある漢の字書に見あたらず、)國帳當郡に、從四位石椋彦明神、(椋も久良とよむべし、例は帳に大和國巨勢山ニ坐ス石椋孫ノ神社、椋下ノ神社などなほあり、國帳にも荒椋明神、鎌椋明神、賊椋明神あり、はやく萬葉集に、椋橋乃山小椋山など書り、)また正五位石椋彦明神、正五位石椋姫明神とあり、此彦神二座の中、從四位とあるかたぞ式社なるべき、(神階の高きにつきてかくいふ、)○當郡大鳥羽村に岩倉明神社あり、倉彦明神とも、瀧倉彦明神とも申す、又同村字タカイジヨと云所のかみさびたる森中にも、岩倉明神と呼べる小社ありて、地主神なりと云傳たり、共に四月三日に祭りて、同神なりといへり、按に倉彦瀧倉彦などとも申せば、彦神なること著し、二社ともに石

覺寺殿へ無二先例一之由依レ申レ之、如二先規一可レ有レ之由守護代方へも被二仰付一畢、然間諸在廳直垂風折にて御供被レ申候了、此一條神宮寺舊記に載たる文によりて訂せり、など記せり、郡縣志に云、武田信豐領國之時、有二上下宮修理職證文一曰、若州上下宮御修理職之事、任二先例之旨一禰宜大夫慶繁申附上者、小破之時不レ能二由斷一加二御修理一、永代無二相違一可レ令二進退一之狀如レ件、天文七年十一月十六日、信豐、また淺野長政、羽柴勝俊、京極高次及忠高等領國之時、禁下止伐二採山林竹木一放中牛馬於境內上而立二制札上下宮前一、又寄二神領十石餘於兩宮一云々、正保二年酒井忠勝公依レ有二所願一修二理神殿一云々、

小浴(コミナミ)神社

按に國帳今現る本に、當郡正五位小谷明神とある、谷字は、浴の散水の蟲食などにて、缺たるまゝに寫傳へたるにて、決く小浴明神なり、さて當社の事、すべて書どもに見あたらず、○按に當郡金屋村、古は小南(コミナミ)とて遠敷村の部內(ウチ)なりしを、天正の頃より別に一村と定れりと云傳へたり、今金屋村に字を小南と呼ぶ處殘れり、古文書どもにも、小南と書けるものこれかれに見えたり、

注東寺に藏てる文安の頃書たりとおもはるゝ古文書に、西院突鐘今月廿一日鑄立申候云々、若州遠敷小南六郎權守行信(華押)とあり、又上にいへる遠敷の神庫なる、空海が手の大般若經の第一卷の奧に、此經卷修補の事を記せるにも、于レ時應永十九天壬辰、從二八月十日一至二九月廿日一、爲二卷舒一自在文字如法之作紙覆畢、社僧等敬白、經師山城國粟田口美濃房同外題、書寫之僧小南正照院住侶大法師長應良圓坊とあり、正照院は今金屋村萬德寺の舊號なり、此寺舊は極樂寺と稱しを、應安年中正照院と改め、慶長七年萬德寺と改む、寛文年中寺を山麓に移して、其趾を田地とせるよし郡縣志にいへり、當國三十三所觀音といふを、古く記せるものに遠敷正照院と書り、小南もと遠敷の內なりしが故なり、さて金屋(カナヤ)村といふ由は、近江國蒲生郡辻村より、金屋の來り住けるが、其職するものゝ漸に多くなりたるより、一村に剏てしか號たりとぞ、金屋とは鑄物師の事をいへり、今上に引

ろが、神風のいぶき蒙りて滅されたりし年より十二年に當れり、懲ずまにまたしも犯し來らむ事を厭ひ給ひたりしなり、又二十二社注式古本の奥入に、若狭國遠敷郡一宮大明神、社家注進、上宮者云々、號二彦火々出見尊一、今若狭大明神一、中宮者云々、下宮者云々、以上の云々と略きたる文は、上に引注したるが上に、こゝに用なければ略り、天文五年閏十月十三日、若州一宮禰宜三位笠朝臣慶繁、慶繁が事上に云へり、自二若州一以二土御門有春一粟屋右京亮源朝臣元隆云、當地ニテ鷹乎持天波、此社乃祟仁且悉久損死了、然者持且毛不レ若ヤウニ安鎮之札令二所望一之、社家申仁波、鷹當社神體之間、不レ持レ之云々、兼右此ぬしは卜部氏神祇權ノ大副、案レ之非レ鷹、神體之儀見二右注進一、此儀者鵜波鷹乎恐者也、當社之御子鵜羽葺不合尊也、依二此儀一歟など云へる事も見えたり、この鵜の鷹を恐るゝ由の案は、さらに當らぬ事なり、また鷹を持てば此社の神の祟給へる由は、當時の俗説なり、吾君の此國領しめしゝよりこのかた、殊に此神社わたりを鷹狩の場とし給ひつれど、さらに祟りありし事なし、○東寺に所藏る古文書に、若狭國注進」、文永二年實撿大田文内事」、合」、東郷八十七町五反二百八十歩」、除七十八町六十歩」、寺社田六町八反四十歩」、國分寺云々」、上下宮六反百五十歩云々、○守護職次第に、當社に關る事のみ今抄出せるなり、今富税所次第なるも同じけれど、此方委しきによりて事と引けり、應永十二年二月十三日、大風吹て遠敷二宮樓門吹倒畢、依レ之臨時御祭禮、兩社にて一番づゝ流鏑馬、東寺に藏る永和三年の古文書に、當國八幡宮并上下ノ宮流鏑馬役と云ふ事を、東寺領太良ノ庄へ負せたるを否みたる事見え、又八幡宮八月十五日、御放生會、并上下ノ宮九月十日、流鏑馬役ノ事、任二先規一可レ被二勤仕一狀如レ件」、明徳五年六月一日」、太良ノ庄政所殿」、沙彌判と書きたる文書もあり、沙彌は時の公文職なり、同八月十六日有レ之、御次男少輔殿本書古記等を考るに、此時當國ノ守護一色左京大夫源詮範の二男兵部少輔範貞なり、御下、同十四年九月八日に、上下宮大鳥居被レ立レ之畢、同十五年十一月廿一日の夜子刻、一宮假殿へ御遷宮、勅使役安倍新三郎、今富税所次第に、税所代田所新三郎安倍忠俊とあり、同十八年辛卯三月十八日、二宮内今富税所次第に内ノ字なし、鳥居被レ立レ之、同十九年壬辰二月廿七日、今富税所次第、日の下に壬午とあり、一宮御神殿釿始、總而御事始は、應永十四年に有レ之、今富税所次第には、十四年より有レ之とあり、同十九年四月十三日丁卯、一宮柱立、並棟上有レ之、同廿年癸巳三月十日己丑、一宮内鳥居被レ立レ之畢、同廿九年九月廿八日、本社へ上宮御遷宮有レ之、大覺寺殿御下向有レ之、御導師代金剛乘院被レ立了、守護代三方山城入道當國古文書を按に、本ノ名彈正左衛門範忠、應永十六年剃髮、法名常忻、下向了、道行管絃供僧中勤仕、社神子御傳供之時、宮人より上に可レ立違亂申出之處、勅使雅樂助本書を按に安倍氏、堅く大

た二十二社注式の奥入に、一宮大明神社家注進、上宮者云々、中宮者云々、下宮者云々とあるも、兩社を總て一宮大明神とも申せるなり、件の差別を辨へて、當國の一宮はもはら兩社を總て稱し、又別に兩社を相對へて、一宮二宮とも稱す由を心得わくべきなり、○郡縣志上宮の條に云、毎歳九月十日祭日也、漁人獻贄、又臨時之祭用卯日矣、下宮の條に、毎年二月十日有祭禮、土人傳言、此日若海藻者降于當社之畔矣、九月十日與上宮隔年有神事能、毎祭日西津郷堅海庄之漁人獻鮮魚、按に同書に、堅海ノ庄泊り浦に上下大明神あり、日ノ宮とも稱ふといへり、又臨時之祭禮用酉日、○寛仁元年十月二日糸束記参議經頼卿の家記、に云、早旦畿内七道並給太宰宇佐使祿、官符仁加署令渡外記、驛鈴東海道云々、北陸道若狹國若狹彦、比咩神もこもりたるなるべし、越前國氣比、能登國氣多、加賀國白山北陸道は此四國のみなり、云々、また朝野群載に載たる、永暦四年六月十日、神祇官より卜部兼宗朝臣奏龜卜御體御卜文に云々、坐若狹國若狹彦神これも比咩神をこめて申せるなるべし、常神云々、社司等依過穢神事祟給、遣使科中祓可令祓清奉仕事云

云、など見えたり、又東寺に藏る古文書に、若狹國一宮造營事、禰宜光景申狀、税所代光範注進狀、如此任先例相催役所等、可被終其功之由、可被下知之狀、依仰執達如件」、正應元年五月十三日」、越後守殿」、越後左近大夫將監殿」、前武藏守御判」、相摸守御判」、また若狹國一宮造營事、去五月十三日、關東御教書別禰宜光景が狀、並税所代注進狀、如此早守被仰下之旨、任先例相催役所等、可被終其功也、仍執達如件」、正應元年七月一日」、美作左近大夫將監殿、多伊良兵部殿、左近將監判」、越後守判とあり、また異國降伏御祈事、先々被仰畢、武藏、上野、伊豆、駿河、若狹、美作、肥後國一宮、國分寺、宗寺社殊可令致精勤之由相觸之、可執達卷數之旨、可令下知給之由被仰下候也、仍執達如件」、正應五年十月五日」、進上相摸守殿」、陸奥守御判」、また異國降伏御祈事御教書、如此任被仰下之旨、可致精勤之由、相觸若狹國中、可令執達卷數、可遂給之旨候也」、正應五年十月十三日」、工藤右衛門入道殿」、右衛門尉在判」、沙彌在判」、左衛門尉在判」、とあり、此度の古文書なほあり、但し異國降伏の御祈の事は、西戎の元と云ふ國の王が、前に弘安四年に皇國を犯し來りけ

上文の四年壬辰といへる悔過の始の年より數ふれば、今聞云々の文、仁平二年の頃に記せるに當れど、上文に記せる年數の違へるに合せては、こゝなる四百歳もおぼつかなし、さて此要錄は、嘉承元年舊記を拾錄せる由、卷首に見えたれど、後に書加へたりと見ゆる事も多かり、そを文明延德の頃寫せる古本の、其寺に藏るを影寫たるを得て、此文を見出たるなり、雖レ經ニ數百年一、其瓶內香水淸淨澄潔、飲者除レ患身心無レ惱、如ニ無熱池八功德水一矣と記せり、元亨釋書、實忠が傳に記せるも、もはら此文に據りて、漢文にとゝのへ記せりと見ゆる中に、旱スレドモ無シレ涸ルヽコト云々とあるを、旱歳ニ井涸、二月修中缺ニ閼伽一、其衆集ニ井邊ニ一、遙ニ向ニ若州ニ一持念スレバ、須臾其水盈滿ス、二月十二日ノ夜也、其若ノ神祠ノ前ニ在レ河、此時絕レ流無レ音、州民大ニ恠シム、蓋シ神送ニ河流一通ニ閼伽井ニ一也、爾後州人聞ニ此事一、名ニ其河一曰ニ音無河一と作り、今も寺僧此事を行ひて、めでたき例なりといひはやすとぞ、さて又これも要錄に、櫻會緣起ニ云とて載たる文ノ中にも、遠敷之神香水涌ニ於堂ノ邊一、皆是觀音之德施主之福也と書り、さて東大寺にて、はやくよりこの神の事にかけて、ことさらに言だてせるよりどころを推考るに、その東大寺の要錄に、天平勝寶四年十月廿五日、東大寺に封一千戶を宛賜へる牒狀を載たるに、若狹國伍十戶遠敷郡玉置ノ鄕とあり、此鄕名ははやく廢れたれど、今玉置庄とて、十村あるによりて地勢を考るに、そのかみ封戶の玉置ノ鄕、遠敷村に隣く接きたりけむ故、遠敷神にたより託ケて、實忠が云々の妄說を作り出したるものなるべき事決し、さるはかの六時行法を始たる時、遠敷明神の云々といへるも、玉置鄕を封戶に賜はれるも、ともに同年なるはたおもひ合すべし、かゝる妄說をかまへ出て、俗人を誑かしおもむくるは、僧徒の例なる事いふもさらなれど、今此神の御爲に、またさらに憎くぞおもはるゝ、

今此志に僧空海、爲ニ此神一所レ書大般若經六百卷、今藏ニ在于神庫ニ一といへる經今も全く在り、そも〳〵當社はかの私赤麻呂をはじめにて、僧等が何くれと穢し奉りけるを、近き世となりて然るかたの事は、大かた淸まり給へるときこゆ、いとめでたし、

さてこの兩社を、上下宮と申す事の古く書に見えたるは、文永二年の當國の大田文に見え、（此文下に引べし、）東寺に藏る建武元年東寺領若狹國太良庄人の誓盟書の罰文には、當國鎭守上下大明神と書り、また一宮二宮と申す事は、緣起又守護職次第、應永年中の下にみえ、また東寺に藏る若狹國なる寺領の事につきたる、應永十八年の古文書には、當國一二宮造營段錢之事云ともあり、さて上下と云ひ、一二と云ふは、ともに彥神姬神の序をもて稱し例へるなり、しかるになべては兩社を總て當國の一宮と稱せり、其は諸國に一宮と申が一社づゝ定まりてあるに預り給へるなり、當社はもと一社に二座ましまして、帳にもしか載られたる神社なれば、後に分れ坐しても、二座一社に坐しゝ例のまゝに今も供奉りて、當國の一宮と申す時は、兩社を總て稱すなり、正應元年の武家の御教書に、武藏國云々、若狹云々、肥後國一宮とあるも、その國々の一宮を指ていへり、（全文は下に引くべし、）ま

姫は、豐玉姫の女弟にて、鵜草葺不合命の后となり給ふ、神武天皇の御母なり、又郡縣志に、玉井明神社、在遠敷村之內中村中村山王社南民家後園、則遠敷上下宮之末社也、未詳所祭神、若狹國神階記、遠敷郡正五位玉井明神云々、土人傳言、彥火火出見尊、於海宮受潮滿瓊潮涸瓊、此神守其兩瓊、故或名玉守明神矣と云へり、〇志遠敷郡の條に、音無川源自上根來谷以下、至根來村白石曰根來川、白石以下至金屋村及遠敷村、謂之音無川、直截官道至高塚村、入于北川、此川在一巨石、按に、（群談には、有方丈餘之白石、今下根來村に白石大明神と云ふ小祠あり、かの白石につきて祭れる神なりといへり、）名白石、神名帳頭注、引遠敷神社記曰、靈河之源白石上始垂跡、卽此又白石下在淵、稱鵜瀨、且土人云、此水通南都東大寺二月堂閼伽井、元亨釋書曰、釋實忠修二月懺云々、此妄說何足心信乎といへり、これらの說は、はやく東大寺要錄第四卷、諸院章附神社の條、二月堂の下に記せる妄說に依れるものなり、其文に云、今此堂者實忠和尙之創草也云々、天平勝寶四年壬辰、和尙始行二十一而悔過、至于大同四年合七十年、（此年閏五十八年なるを、かく記せるは違へり、）毎年始自二月朔日、二七日夜修二毎日六時行法、始自天平寶字五年辛丑二月十五日、至弘仁六年合七十二年、（これも五十五年なるを、かく記せるは違へり、）奉供涅槃矣、今聞古人云、實忠和尙被始六時行法、時二月修中初夜之終、讀神名帳勸請諸神、由茲諸神皆悉影嚮、或競與福祐、或諍爲守護、而遠敷明神、恒憙獵漁、精進是希、臨行法之末晚、以參會其行法、隨喜感慶、堂邊可奉獻閼伽水之由、所示告也、時有白黑二鵜、忽穿磐石、從地中出、飛居傍樹、從其二迹、甘泉涌出、香水充滿、則疊作石、爲閼伽井、其水澄映也、旱無涸、彼大明神在若狹國遠敷郡、國人崇敬、具太威勢、前有大川、川水硏礦、奔波涌流、由獻其水、河末渴盡、俄無流水、是故俗人號音無河云々、然則二月十二日夜、至後夜時、練行衆等下集井邊、向彼明神在所、加持井水、以加持力、故其盈滿、于時汲取入香水瓶、不令斷絕、自爾相承遂爲故事、從天平勝寶之頃、至于今時、及四百歲、

またいたく年老て出來たる子なる由をも記し、又齢をもいたく長く書とゝのへて合せたるものなり、さこそいへ此系譜の中間より末の譜には、當國の古事の證となるべき事もこれかれ見えたり、こゝには用なければはぶきつ、郡縣志に、黒童子社、在二遠敷上宮鳥居之傍一、或稱二黒戸神社一、所レ祭彦五瀬命而爲二攝社一也云々、社家說曰、天平神護二年、現二神靈一故祭二斯處一矣、又曰、彦五瀬命上下宮神職元祖之神也ともあり、

かくて上に引たるごとく、類聚國史等に、比古神とあるに准へておもへば、若狹姫神をも、徒に比咩神とも申たりしなるべし、されば二神の御名にかけて若狹と申すは、國名をもて稱へ奉れるなり、又此神の坐します地名をもて、遠敷明神とも稱せり、東大寺要錄に載たる舊記、二月堂の條、に、天平勝寶四年の事に係て、遠敷明神と記し、全文は下に注すべし、また同寺戒壇院公用神名帳、文明十一年己亥正月日、爲二且ツ興隆一、爲二且ツ祈禱一、勸二諸人一令レ新二調之一所二寄附一也、とある其古本なり、にも、小入大明神と書り、但し此神名帳に、別に又若狹彦大明神と載たるは、僧等がよくも心得ずして書載せたるものなり、さて東大寺にて、當社の事につきて、おほけなき古事をいへる事あり、下に注べし、さて今神社は二所に在り、志に稱二若狹彦一曰二一宮一云々、稱二若狹姫一曰二二宮一、一宮在二龍前村一、二宮在二遠敷村一、俱在二遠敷郡一、故總稱二遠敷明神一、今按に、龍前村、遠敷村わたり、むかしの遠敷郷なりしといひ傳へて、今も其わたりを廣く遠敷といへり、しかれば其地の大名によりて、遠敷の明神とも稱へるにて、郡名によりたる謂には非ず、又名二上下宮一、此國第一鎭護神而攝社亦多といへるがごとし、但し上下宮とは、一宮を上宮と稱ひ、二宮を下宮と稱ふを合せて、上下宮と稱へるなり、いにしへ二座一社にて鎭坐し地、今詳ならず、緣起に、始より二神二所に坐しごとく書るは、古をわすれたるなり、里人の傳說に、今下宮の東南三町ばかりに、中宮と申があるを、上下宮の舊地なりといへり、さるは後に故ありて彦神姫神を今の二所に別ち祀れる頃、其舊社に玉依姫を祀りて、中宮と稱せるなるべし、

注中宮は、二十二社注式の奥入に載たる、遠敷郡一宮社家注進に、中宮者海龍神御女號二玉絡續姫一といへり、中宮は下宮の南口町ばかりに在りて、玉依姫を祭れりと云傳へて、一二宮の攝社なり、さて右の注進に、玉絡續と書る續字は、古書に續と通はして書る例あれば、絡續を縒の義に用ひて、玉依姫とよむべく書たるなるべし、さて玉依

五代
奉景 號二御前神一 寛德二年他界歲百九、

六代
守景 寛治七他界歲九十一、

七代
景正 仁平三年他界歲九十五、

八代
景遠 讓二禰宜職一之後、於二二十餘歲一先二立父一早世ス、仍无レ子、

九代
景安 景正八十ノ子也、嫡子景遠早世之間、大明神祈請申之處、忽有二夢想ノ告一、久安五讓二得神主職一、建保五他界八十、

十代
利景 安貞元年他界、

此間十九代略

三十代
紀文 式部

右去し文化二年の九月、神主紀文に請て寫したる大略なり、此笠氏の家號を牟久と稱へり、見聞諸家紋帳に、


若狹之
牟久

天文本には下の
傘二本黑し、

かくあり、さて又件の系譜は、景正が記せる緣起によりて書加へたりと見ゆる事あり、其は節文より奉景と云へるまで五代、いづれも齡百歲を超たる事信がたし、按ふに、もと節文より始て、後々の系統の傳はありけるを、緣起に、節文を靈龜養老の頃の人とせる說をとりたれば、年歷合ひがたきによりて、しひて長生の齡を作りて當たるものなるべし、さてかの緣起は、上に引たる類聚國史の若狹國比古神神主私宅繼が辭に、養老年中、曾祖赤麻呂が云々とある傳を據にして、其頃若狹比古若狹比咩の神の、始て若狹國に顯れ鎮坐せる事と心得て、かづ〳〵遺れる古傳說に、佛ざまや何やと、謾に附會して造り成したるものときこえたり、もしくは節文は、かの私赤麻呂が五代六代にも當れる子孫にはあらざるか、さらば私氏なるべきを、其ははやく絕て、笠氏と云傳へたるは、私の訛れる唱にもやあらむ、いづれにも緣起に、節文を靈龜養老の頃の人にとりなして記せるが故に、後に系圖を製る時、その緣起の年頃に合せむとして、任二神約一一代爲レ神、一代爲二凡夫一、などいひ、

節文のほかにも、光景慶繁なども、禰宜と書る文書ありて、下に記すがごとく見えたるは、中々なるものぞこなひなりかし、さて此注式の文は、なほ下に引て云べき事あり、また文龜三年に、卜部兼倶朝臣の注されたる、神名帳頭注といふ書に、若狹比古社記ニ、火々出見一座、豊玉姫一座、人皇四十五代元正天皇御宇、靈龜元年乙卯九月十日、當國遠敷郡西鄉内靈河之源、白石上始垂跡、と注されたるは、件の緣起をとりたまへるものなり、また同書に、又云瓊瓊杵也とあり、こは異説なり、また二十二社注式の古寫本の奥入に、若狹國遠敷郡一宮大明神社家注進、上宮者地神四代御神、御名號二彦火々出見尊一、今若狹彦大明神、中宮者海龍神御女、號二玉絡續姫一、下宮者號二豊玉姫一、今若狹姫大明神登申、上宮者靈龜元年乙卯九月十日御影向、下宮者養老五年辛酉二月十日御影向、上宮之御子彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、地神五代御神、御子號二彦五瀬命一、而有二今號二黒童子一、節文禰宜是也云々とあり、こは下文を考るに、天文五年十一月十六日、武田信豊の文書に、若州上下宮云々、禰宜大夫慶繁とある人にて、系圖にも見えたり、さてこの注進の文も、かの緣起と異ならぬが中に、中宮の事は緣起にみえず、こは式外にて今も其社あり、なほ因に下に云ふべし、さて此注式の跋に、此一冊者吉田神龍院兼見以二自筆本一寫レ之畢とあり、さてかの緣起に見えたる節文が子孫笠朝臣姓にて、世々相繼て今に及まで、神主となりて奉仕れり、其系圖云、

∴節文　號二黒童子神一　靈龜元年九月十日、一ノ宮（號二上ノ宮若狹彦一）御鎭座之時、爲二御眷屬一（形體童子）仍被二神約一爲二社務一、次養老五年二月十日、二ノ宮（號二下ノ宮若狹姫一）御鎭座、同參向、被二盟約一爲二社務一之後、天平神護二年、顯二神靈一號二黒童子ノ神一之以來、任二神約一一代者爲レ神、一代ハ爲二凡夫一、

二代　利文　養老五生、天平聖曆二年十歲而讓二得神主一、承和四年三月他界百十七歳、

三代　豊文　號二黒子神一、利文七十三ノ子也、延曆十二年生、延喜四年他界歳百十二、

四代　豊景　豊文七十ノ子也、應和二年五月他界歳百一、

奉安之、彼二神盟約曰、以節文子孫永爲社務、神主一代爲神、一代爲凡、以笠字可爲氏姓、迄後世罔改此儀云々、然後節文、天平神護二年丙午忽彰神靈、號黑童子神、子孫奕世爲社務官、故老相傳曰、一宮者天照太神、彥火々出見命顯化也、二宮者同大神姪豐玉姬應化也、亦謂節文者、同出見尊孫彥五瀨命垂跡也、本地宮毗羅大將云々、然者則被成下正一位勳三等若狹彥若狹姬大明神綸旨、爲一州三郡之鎭守、一宮者本地藥師如來、故有十二夜叉之神將、二宮者本地千手觀音、故有二十八部之使者云々、又有八使者號之吉祥、其形體靈龜養老呈之、彼威驗澆風季宋尤揭焉、以卯酉日爲兩社緣日、依爲最初降臨之年辰也、以二九月爲兩社祭月、依根本垂跡之要期也、爲恐後代之失墜、爲傳吾神之德輝、天永二年辛卯季夏己卯、七代社務朝散大夫笠景正、振舊記誌梗概矣とあり、此緣起すべて佛ざまに書成し、又本地垂迹の說によりて造りたる讒說ども多くて、いともいとも穢はしく、聞にも忍ぬ說ながら、しかすがに祭神の御名などは、此緣起造る時新に造設たるにはあらで、素よりの社傳なるべし、但し一ノ宮者天照太神、彥火々出見命顯化也と書るは、二神のごと聞えていかゞ、此は天照太神曾孫など書べきを脫したるなるべし、次に二宮者、同大神姪豐玉姬應化也、と書るはことに讒なり、こは海神の女とこそは書べけれ、さて此緣起の本書を觀るに、まことに天永二年に書たるものなるにか、其は疑なきにはあらねど、字書體また紙墨色の舊びなど、近世に書たるものにはあらず、猶證し論はまほしき事もあれば、かたがた捨がたくて、全くこゝに寫したるなり、さて件の文中の神主の二字は、舊字を削去て書改たりと見えて、字體全書とは似もつかず、墨色も新しく見ゆ、後人おもふ處ありて書改たるものなる事揭し、其は二十二社注式古寫本の奧入に、若狹國遠敷郡一宮大明神社家注進とて載たる文、全く此緣起の趣なるに、それに節文禰宜とあるをおもへば、素は禰宜と書たりしを、神主と書改たるものなり、然るは此笠氏、後世には神主と稱ひてあるに、禰宜といふは神主より下りたる職なりと、ひとむきに心得ひがめて、くちをしくおもひてのわざなるべし、さて

又日本後紀に載られたりけるが、其年ごろの本の今缺て傳はらぬにもあるべし、其後嘉祥四年正月庚子、天下諸神從五位下以上の神に增一階の時、比古神は從一位に、比咩神は正二位に進給ひ、天慶三年正月六日、天下諸神增一階の時、比古神は正一位に極り給ひ、比咩神は從一位に進給ひ、永保元年二月十日、同增一階の時、比咩神も正一位に極りたまへり、（諸神增一階の度々の事は、首卷に委しく論へるが如し、）國帳には、正一位勳三等若狹彥ノ大明神、正一位勳三等若狹姬大明神とあり、天永二年の緣起（この緣起の全文は下に注べし、文ざま拙く、又正しからぬ說も多けれど、古きものなり、猶下に論ふべし、）にも、被ㇾ成ㇾ下正一位勳三等若狹彥若狹姬大明神綸旨ㇳ云へり、○若狹比古神社二座並名神大と記されたるは、比咩神の名を省かれたるにて、其は相偶ひて、並に名神大社に坐す由なり、（伊勢國度會郡伊佐奈岐宮二座（伊佐奈彌命一座並大云々）とある、例のさまに記さまほしき事なるを、例さだまらぬ書ざまなり、）いま比古神、比咩神別社に坐せど、（今の社の在所は下に云べし、）舊は同社に坐ましゝなり、そは帳の記されざまの例にて明なり、さて名神大の上の並字、通本には脫たり、當社二座、ともに名神祭二百八十五座の中に載られたれば、並字在る本に據れり、さて當國三方郡宇波西神社（月次新嘗）を除ては、當社を始、皆祈年祭案下幣に預り給へり、○祭神は、緣起に若狹比古神を一宮とも、上宮とも申て、火火出見尊に坐し、若狹比咩神を二宮とも、下宮とも申て、豐玉姬に坐と云、

注火々出見尊豐玉姬の御事は、古事記、日本書紀にみえ給へり、さて緣起の全文は、若狹國鎭守、一二宮緣起、一宮（號上宮）元正天皇御宇、靈龜元年（乙卯）九月十日、當國遠敷郡西鄕內、靈河之源、白石之上始垂跡坐、其形俗體而如唐人乘白馬、今若狹彥大明神是也、眷屬八人之內、有持御劍童子一人、謂節文、於當鄕多田嶽艮麓、架草宿、蓋相葉、爲假御在所、是而歷七箇日、遂促龍駕、遍覽郡縣、擇神館之地、計靈祇之堺、然而歸本所、以爲勝區奇瑞與頻、一幕生數千株之杉木、正殿始祐永代奉安大明神之靈體、於最初假殿跡、建立精舍、今名神宮寺矣、次二宮（號下宮）同御宇養老五年（辛酉）二月十日、以前靈石上始垂跡坐、其形女體如唐人、同乘白馬、居白雲、今若狹姬大明神是也、眷屬八人亦在之、彼節文同參向、卽於當山麓、別建立社壇

赤麻呂歸心佛道、練身深山、大神感之、化人語宣、此地是吾住處、我稟神身、苦惱甚深、思歸依佛法、以免神道、無果此願、致災害耳、汝能爲吾修行者、赤麻呂卽建道場、造佛像、號神願寺、爲大神修行、厥后年穀豐登、人無夭亡云々とあり、

此文は日本後紀のなるべきを、此年ごろの卷缺て、今世に傳はらず、さて按に件の文に、若狹國の下に、若狹の二字脫たるにて、若狹比古神ならむかと思はるれど、元亨釋書に載たる神願寺の由來は、もはら件の文を取て記せるものなるに、若州神願寺者云々、比古神祠屬私赤云々、また比古大神化人來云々など、國名をはなちて書たれば、もとより徒に比古神と書たりしものなる事決し、さて此神願寺後に神宮寺と改て、當社に近き墨田村、今は神宮寺村と云ふに在り、志にその神願寺の下に、寺域長尾山麓在神祠、靈龜元年若狹比古神降臨、假建社於此、後移今地、其跡置小祠、亦稱比古神、といへる比古神祠今も存り、これをも證とすべし、そのかみたゞに比古神とも申たりし事明なり、この赤麻呂よ、いかに佛を信崇めばとて、然ばかり虚事かまへ出て神を評ひ、朝廷を欺き奉れるを、和みて過し給ひける神慮は、測りがたく尋きものにぞ有ける、又續日本紀に、神護景雲四年八月庚寅朔、是月癸巳年號を寶龜と改らる、遣若狹國目從七位下伊勢朝臣諸人、內舍人大初位下佐伯宿禰老、奉鹿毛馬於若狹國彥神八幡宮各一匹、此上ノ文に、伊勢大神宮に御使を遣はして、幣帛と赤毛馬二匹を奉り給へる事見ゆ、さてこの八幡宮は帳に載られず、志に在後瀨山ノ麓云々、國帳に正一位八幡三所大神とあるはこれなり、ともみえたり、さて此文なるも、原は若狹國彥神とありけるを、はやく國字を脫せる本の世に傳はれるなるべし、諸本國ノ字あるはいまだ見ず、さるは史どもに、かゝるところには某國某神と、國名を記さるゝなべての例なるに依りても、國字の脫たるものなるべき事決し、さらでは八幡宮も、宇佐ノ宮のごときこえて、ことに定かならざるをや、故今補へて引り、然れば此文なるもたゞに彥神と申せるにて、其證ますく明なり、かくて若狹彥神と申す御名は、若狹比咩神に對へて、三代實錄にはじめて見え給へり、其は貞觀元年正月二十七日甲申、京畿七道諸神進階、及新叙總二百六十七社とある中に、若狹國從二位勳八等若狹比古神正二位、正三位若狹比咩神從二位と載られたるこれなり、さて此二神に、これより以前に位階を授たまへる事、史書どもに見えず、記し洩されたるにか、

を祭れるなるべし、さるを社記に、祭神を大己貴神なりといへるは、かの神緣によりて、後に三輪より請せ祭れるなるべし、但し三輪に坐すをば、故ありて大物主神と申せど、もとは大己貴神の御事なり、神緣によりておのづから其尊きかたにつきて、大己貴神を本神の如く云傳たるにもやあらむ、當郡帳に、彌和神社と申すもあり、さて多太の地名は、當國の今富稅所次第に、多田二郎兵衞忠時、承久三年七月より寛喜二年六月まで、稅所なりし由見ゆ、又笠氏系譜に、十代利景が女、多田慈心坊に嫁て、多田太郎兵衞尉賓政を生るよしみえ、當國の守護職次第、貞治四年の條に、多田氏の人見えたり、これらの多田氏は、この地名より出たるなるべし、正しく地名の書に見えたるは、守護職次第、建武三年の條に、和久利多田云々とあり、此二村相近し、さて又今多田村に多田寺と云ふ寺もあり、東寺に所藏る永亨七年、嘉吉三年の古文書に、東寺領若狹國多田院、又文安六年三月、東寺修理奉加帳に、若州遠敷郡長照山多太寺とあるこれなり、

當國三方郡宇波西神社は名神大社にて、月次新嘗の祭に預り給ひ、又祈年祭の案上官幣に預り給ひ、其餘の神社は、ことごとく祈年祭の案下官幣に預り給へり、國帳に、當郡に此社のほかに、正五位多太彥明神、正五位多太姬明神といふを並べ載たり、由ある神なるべし、（按ふに舊事紀に、大直禰古の裔に、田々彥といふがみえたり、其を祭れるにや、さらば多太姬は其妻なるべし、其彥姬の神社今在所詳ならず、）

○當社の祭日は、二月十一日と九月十一日なり、（當郡久須夜ノ神社の祭日も相同じ、若狹考に、若狹彥神の祭九月十日なり、多太ノ神も同神にて、同日の祭なりしを、翌日にかへたりと古老の語れりと云へり、然らば國帳に載たる多太彥神は若狹彥ノ神、多太姬ノ明神は、若狹比咩ノ神にて、別に二社に祭りたりしにや、）

○帳に大和國葛上郡、攝津國河邊郡、近江國伊香郡、加賀國能美郡にも多太神社あり、但馬國七美郡に多他神社あり、なほ考合すべし、

若狹比古神社二座（並名神大）

此神の古くきこえ給へるは、まづ類聚國史に、天長六年三月乙未、若狹國比古神以二私朝臣宅繼一爲二神主一と見えたり、

注此連續の文に、宅繼辭云、據二撿古記一、養老年中疫癘屢發、病死者衆、水旱失レ時、年穀不レ稔、宅繼曾祖

神社私考三

若狹國官社私考上 延喜式卷第十神名下卷之中若狹國之部

北陸道神三百五十二座

大十四座 就中月次新嘗一座

小三百卅八座

新嘗二字普通本に脫たり、京極家御本にあるに據る、さて北陸道にて月次新嘗に預り給ふは、當國三方郡宇波西神社のみなり、

若狹國四十二座 大三座小卅九座

遠敷郡十六座 大二座小十四座

多太神社

國帳若狹國神名帳をいふ、に、從二位多太大明神、○志若狹國志を云ふ、に、多太神社在二多太むかしより多田とも書り、村一、社記曰、祭神大己貴命、天平神護二年創建とあり、但し此社記古きものには非ず、朝野群載に載たる康和五年六月十日、卜部兼良朝臣、奏二龜卜御體御卜一文に云々、又坐二若狹國一宇波西神多太神常神云々社司等、依二過穢二神事一祟給、遣レ使科二中祓一可レ令二祓淸奉仕一事云々、といふ事見えたり、

注按に當社の祭神、もしくは意富多々泥古ならむかとおもはるゝ由あり、其は古事記崇神天皇の段に、大倭國美和の大物主神の請しによりて、この神の裔意富多々泥古をもて、神主と爲給ひし事あり、この事日本書紀にも見えたり、さてその人の名の意富は大にて稱辭なり、多々は地名を名に負へるなるべし、泥古は泥も古も人の名に着ていふ美稱なるを連ねたるにて例多し、舊事紀に、大田々禰古命、亦名大直禰古命といへる、亦名は田々の下の田を濁音に唱へる傳のありけるを、亦名として記せるものなり、嘉祿二年に記せる大和の大三輪三社鎭座次第には、大直禰神社大田々根子命也云々、俗云二若宮一といへり、こは大直禰と古を省ても稱へるなり、かくてこの多太神社多太村に在りて、神號にも唱へきたれるをおもへば、意富多々泥古もとこの國人にて、名の多々は本居のこの地名を負へるにもやあらむ、さらば當社はその意富多々泥古

しぬれば、長き世にたえはつることも有るならひなれば、いかにも心を入れて、一日もはやく正さまほしと思ひたつべきなり、予はかく思ひとりたりければ、若き頃よりわが君の知しめす若狹國内は、おのれが産土なれば、上件の志を起して、書記しそめつれど、他の國々に合せてはいと狹き名ながら、さすがにかたきわざなるに、才智なく愚なるが、仕職さへいとまなくて年經つるほど、五十になる年、さる道を退きて、年來のまゝに此江戸に在りて、いとまある身となりぬれば、さらにまた思ひ起していたづきて、つねに國人にあひて問尋ね、よしある人には書かよはしなどしてものしつゝ、又年ふるほど、今は此上あきらむべきよすがもなきこゝちせらるゝに、合せて六十に五あまる齡になりぬるを、我ながらおどろきて、まづ清く下書をだにと、予が心知りの若人を雇ひて、まづ一わたり書したゝめてよみ見るに、又考のわろかりつるや、詞のとゝのはぬや、洩したる事や、なにかど書加へ書改めなどして、又舊の下書にをさ〳〵ことならぬがごとくなりにたれど、また直ししたゝめさせむもさすがにて、しばらく其まゝにてあるを、一人ふたりの心あひ人のかりもてゆくに、いまだかたなりにおぼゆる處無きにしもあらねば、たゞ見通してかへしてよ、勿うつしそと口かためつれど、しのびにうつしたりげなるもきこゆれど、それはた惡くしもあらず、その後また書なほしたる處もあれば、後に合せ見ば、いさゝかづゝことなる處もありぬべし、たとへ百年に餘るまで、世に在りとて盡る世あるべからねば、とてもかくても後の世にとゞまりて、此國の神社をもておこしたまふときの料にしもならば、あくがれあらむ魂の、いかにうれしからまし、さてその考書は、延喜式の神名帳に載せられ給へる神社の考二卷、國內神名帳なるを考たるが一卷あるを、此私考に附おけり、

天保八年十二月朔　　伴　信友記

此附言は師翁の自手して反古の裏に記して二卷の尾にさし挾おかれたるをそこかしこと書綴り書とゝのへてこゝにとぢそへつ

嘉永三年十一月廿日　　長澤伴雄

或は先祖の祭より省略せむとするはいかにぞや、抑今世上一同に、次第々々に華美になり、奢長じたる事なれば、それに准じて、神事をも次第に華美に丁寧にすべきはあたりまへなり、己が身のみ奢を增長して、神を祭る事をば增さずしてはいかゞなり、たとひ身分の事をば昔にかへして萬を省略すとも、神事のみは次第に加へ增さむこそ本意ならめ、又神事に風流俳優などをなし、或は酒を飲み樂み遊ぶを、無益の事と思ふも大にひが事なり、神に物を供して祭るのみならず、人も同じく飮食し、面白くにぎはしく樂み遊ぶを、神は悅び給ふ事なり、これらの子細は、通例の學者、又神道者なども夢にもしらざる事にて、世間共に大に料簡違ある事也、總じて世間の人のよき料簡と思ふは、みな唐流の理窟成故に、其中にはまことの道理にかなはざる事多し、領主たる方々、並事とる人々なども、國のためを思ひて、災害おこらず凶年なく、上下ともに安全に榮えて長久ならむことを願ひ給はゞ、これらの根本の心がけ大切なるべき御事にこそ、

本居翁のいはれたる說に屬(ツキ)てなほおもふに、今の大御世にては、神社の衰微給へるをば、其國郡を治め給ふ方々のもて起し給ひ、またかきまぎれて社號の詳ならぬをば、ねもごろに正し證し考へて、顯(アラ)し給ふべき御事なるを、それ仕まつる司人に、口もしき時もあるべく、又其所ぬしの御いきほひもて、あながちにたづねあなぐらむとする時は、かへりて外に故障(サハリ)出くる事もあるめれば、さるすぢの事は推かくして、態(ワザ)と知らぬかほつくるが多きならひなりとぞ、又ざえもありて、さるかたに志あるものゝ有なむにも、他國(ヨソグニ)の事は委しく知るべきよしなく、たま〳〵その國人の語れる事にも、中には混もあるならひなれば、とにもかくにも其國人、また其國に年久しく有つきて在(アラ)では、正し明めがたきわざなれば、いかで天下の國々に志はありながら、いたりすくなき人は、まづ此二卷の趣をだにこゝろえて、あふな〳〵志をいたして、其國其郡の神社を、よく正して書に記しおきて、それもておこし給はむ主たちのおこり給はむ料に、世に遺しおかまほしきわざなり、そも〳〵此道の事の中には、古傳說などを、けふまできゝもてる老人の、明日の日

廢し、祭典もすたれ、或は其社跡もなく絶はて、又存在せるもそれと分れずなど、總じて神社はいみじき衰微なるを、治平の御代にかへりては、御再興ありしもあれども、猶あまねくは御手の及ばざるにや、今に至るまですたれたるまゝなるが多きは、いともいとも歎かはしき事なり、今時總體大名の領內の神を祭り給ふさまは、たゞ戰國の頃の風にて、おろそかなる事なり、今の世國家の繁昌、諸大名の盛大なる勢に應じては、神社はいかほども興立し給ひても宜しき事なるに、神國の實にも似ず、神社の衰へたる事は、返す〳〵歎かはしき事也、そも〳〵神を敬ひ祭る事は、たれもよく知たる事にはあれども、まことの道の根本の子細をしらざる故に、世人の思ふところは、猶甚おろそかなり、別卷に其子細は委しく記せり、（信友云、別卷とは玉匣なり、）今かくめでたき治平の御代、久しくつゞけるに付ては、大名方はいよ〳〵領內々々の神社を興立し、厚くまつりたまひ、殊に式內の社などは、御自分もをり〳〵御參詣あるべき御事なり、殊に又尾張に熱田大神、紀伊國に日前國懸兩大神、出雲に杵築大國主大神などの類、其外もかやうの殊なる由緒まします大社は、なほさら其領主々々の、大切に厚く敬祭し給ふべき御事なり、むかし神領なりし地も、中頃の兵亂にみな奪ひ取られ給ひて、今は大名の領地となれる所多ければ、その御冥加のためばかりにも、なほざりには有まじき事なり、其外御武運長久の御ためにも、國內安全のためにも、五穀豐登のためにも、かならず神を厚く祭り給ふ御政あらまほしくなん、さて又領內村々の產神、城下町町の神社など、領主より祭り給ふほどの神社にはあらずとも、命令を出されて、其所々の神社を隨分大切に致し、神事を麁略に致すまじきよしを、つねづねねんごろに示し給ふべき御事なり、然るに當時は總じて神社神事などの、上（カミ）の取扱ひ甚おろそかにて、村々町々の神事などは、假令のいたづら事のやうに心得て、これを押へ輕くすべきやうにいひつけ、下々にても神事に物入多きは、無益の費のやうに心得る者もあるは、みな甚しきひがごとなり、何事も神の御めぐみ御守りにあらでは、世によき事はなし、困窮して苦しくば、いよ〳〵神をば厚く祭るべき事なり、然るを世に儉約といへば、まづ第一に此神事、

は川に入、或は薪となし、前代未聞の御様體と、書のせ出すのよしに候、是は卒度かたもや御座候はん、御心もとなく候、其子細は御分國において、往古以來近歳まで、他の妨なく寺社領歷々被宛行人給のよし、あまねく承り候き、中々利口過たる申事に候へども、源平以降祈佛神之加護、先立義理正路弓箭をとられ候とこそ申傳候、すでに本條にも神社佛寺の御沙汰をこそ、専に是をのせられ候之條、結句佛神を薪になされ候善惡は、生得愚痴の吾等しき分別におよばざる迄候、唯々日本は神國と申候間、是非公私御信心ありて、専順義にそむかれず、天道の様御覺悟なさるべき事、乍恐肝要に存候との儀」と云へり、信友云、此大友記は、宗麟いまだ世に在けるほど、其國人のひそかに記し置る書とみえたり、宗麟は大友豐前守源能直とて、頼朝卿の落胤なるが、其十八代に當りて左衛門督義鎭といふ、宗麟は法名にて後に宗滴と改たり、能直豐前豐後兩國を賜はりて、豐後府内に在住してより、世々を經九代の孫親世が時より、九州の探題となされて、宗麟に及ぶまで、豐筑肥六箇國の探題にて在しなり、宗麟が代に國衰へ、其子義統が代に、國家ともに失へり、そもそもきりしたんの惡むべき事は、はやく議ありて深く禁め給へれば、いはむはいまさらなり、さて宗麟が其宗旨を信みて、己が領國の神社を、しか亡し奉れる事にもおよびたりき、きりしたんをとゞめ給はざりつる前々の亂世に、其宗旨の入來れる國々の中には、さるおもむきに神佛をかろしめたてまつりたる事のありて、社の衰へ給へるもありしなるべし、かへす〴〵もにくむべき邪宗旨なりけり、今も何くれとてある佛の宗門の中には、わが佛のみ尊びて、神々をば尊ぶまじき由をしひをしへ、神社に詣づる事をとゞむるもありとか、これも又にくむべし、

○本居翁の故ありて記されたるもの、中に云、天の下の神社は、古へはほど〳〵に朝廷より祭らせたまふ御事にて、諸國の小社までも、その國守のうけ給はりて、祭禮ありし事なるに、今は天下の事、大將軍家の執行はせ給ふ御代にて、諸國の神社の御事、朝廷にては御力及ばせ給はねば、その國々を始めたまふ御方々の、ねんごろに祭り給ふべき御事なり、然るに中頃久しき兵亂によりて、天下の神社大に荒

魔なり、然れば國中の大寺大社一字ものこらず破却せよとて、一番に住吉大明神の御社、山森紹庵に被ニ仰付一、紹庵馳むかひ燒はらひ、玉體にちかく押掛うちくづす、紹庵三日を過ず死にけり、次に豊前の國彦山へ、清田鎮忠に三千の人數を相添つかはさる、山中三千の山伏身命を捨て防ぐといへども、死生不知の溢者、弓鉄炮を揃へ責入ければ、山中の衆徒山山谷々へ迯散けり、鎮忠上宮までせめのぼり、一字も殘さず灰煙となす、かゝりける處に、山伏二人高聲によばはり、大友七代までの怨靈とならむと罵詈しりて、腹かきゝり猛火の中に飛入けり、さて又萬壽寺破却の承りは橋本正竹にて、かの寺へ行向ひ、山門より火をかくる、中略只一片の煙となす、されば其とがにやありけむ、正竹俄に重病をうけ、中略病つきて五日にあたり、終にあがき死にぞしたりける、吉弘内藏助國中の佛神薪にせよと仰付られければ、山山在々に走りまはつて、佛神の尊容を、日々に五駄十駄宛とりよせ打わり薪となす、中略雷ほどの動搖してなりはためき、燃えさし一つ家の上に飛上り燃來り、折しも魔風焰を吹しかば、猛火既に盛にして、餘煙十方に覆ければ、心づよき内藏助も周章ふためき出むとするに、外方(トホウ)を失ひ身をもうで終にやけ死にけり、下略又云、宗麟公總人數三萬五千の着到にて、天正五年戊寅八月中旬に、府内を御立ある、日向の島津が陣を攻むとてなり、先戰場に向ふ門出に、由須原八幡宮へ矢一筋奉れと有ければ、足輕二三百打より、弓鉄炮を揃へ射かけ奉る、さて又道惡き所にては、佛神の尊容を取はめ〳〵、是を蹈て通りしは、前代未聞の惡行なり、いにしへ高越後守師泰が、石川河原に陣をとり、楠を攻し時、惡逆無道の者ども、塔の九輪を下し鑵子に鑄、また其後延文四年の夏のころ、畠山入道が楠を攻し時、其奴ども疲て神社佛閣に亂入、戸帳を下し神寶をうばひて、猥藉餘て不レ拘ニ制止一、獅子駒犬うちわつて薪とし、佛經卷を賣て魚鳥を買ふ、是ひとへに師泰が惡行に百倍して、希代の罪業かなと書置しに、是は猶それには千倍せり、淺猿といふもおろかなり、此軍宗麟いたくうちまけたり、又宗麟が家臣、戸次道雪名は鑑連、筑前に在陣せる時の事なり、後立花左近將監、が諫書に載たる中に、無ニ餘儀一宗徒の御方々を初申、老若男女ともに南蠻とやらむにならせられ、寺社を破却あり、佛神を或

などは、ひがさだめなるも、つひにそこにさだまりて、後のまどひとなるわざなりかし、

⊙大友記に云、南蠻國よりきりしたんと云宗旨わたりて、府内丹生島に一宇を建立し、其宗旨をとく、清田鎮忠、田原近江守、彼宗にすき日夜聽聞す、宗麟公御聞あり、近江守をめされ、吉利支丹宗の儀尋給ふ、近郷九國一の辨舌人なれば、吉利支丹外道の子細を、さも面白くこそかたりけれ、宗麟公被レ仰は、むかし頼朝公の仕置にも、佛神をしづめよとは第一に見えたり、大法なれば某も佛神を渇仰す、されどよき事は無くして世の禍多し、諸寺諸社を破却せむには、外道宗にあらずんばなりがたしとのたまひ、吉利支丹にこそなり給ひけれ、一年國中の社家人、義鎮公を調伏仕ことあり、此儀御耳に立、大きに御きげんあしく、予が武運長久の祈禱などこそ尤たるべきに、さはなくして某を調伏する事、手がひの犬にすねをくはるゝとほりなり、事をよくせむとて惡くするとは加樣の儀なり、一人も殘さず死罪に行はるべきよし仰出されけれども、吉岡宗観とゞめ奉り、御領内を拂、宗麟公其いきどほりを不レ散して、吉利支丹になり給ふとぞきこえし、豐後國の鎮守由須原八幡宮の御神事は、毎年八月十四日より明る十五日まで、放生會御祭とて、上古より取おこなふ、今年も恒例なればとて、八月十四日午の刻に由須原より、いくしの濱かんたんの湊へ御幸をなし奉る、中略見物の貴賤巷に充滿して、ゆゝしき壯觀かなとさゝめきあへる所に、恐怖なりし事こそあれ、御輿俄に重くならせ給ふ事、大磐石のごとくにして、御輿たちまちに土塵に落給ふ、貴賤きもをけし、供僧玉輿をあげ奉らむとしけれども、敢てうごき給はず、如何せむとあきれたる所に、老僧一人御輿の前に畏り、三度首をかたむけ御鬮をとりて、御神事を由須原へ還幸をなし奉りしは、たゞ事ならぬありさまなり、御神事の事爲體、宗麟公へ申上る、屋形きこしめし、さては世の障りなる祭をば渇仰すべきにあらず、但し祭禮をとゞめんにはしかじ、永くとゞむとぞの給ひける、夫祭は豐年にも不レ增、凶年にも不レ減とこそ聞くに、上古より此かた闕る所なかりける祭禮を、此時にいたつて永く捨りければ、神慮もいかゞとはかりがたくぞ思ひける、宗麟公夫佛神は我宗の

のぞこなひなり、又世に名高き所などをば、外なるをもしひておのが國、おのが里のにせまほしかるならひにて、たゞいさゝかのよりどころめきたることをも、かたくとらへて、しひてこゝぞといひなして、しるしを作るたぐひなどはた世に多きを、さる心してまどふべからず、書などはむげに見たることなき、ひたぶるのしづのをの覺えゐてかたることは、しり口あはず、しどけなくひがごとのみ多かれど、其中にはかへりておかしき事もまじるわざなれば、さるたぐひをも心とゞめて聞べきわざなり、されど又むかしなま〳〵の物しり人などの、尋ねきたるがひがさだめして、こゝはしか〳〵の跡ぞなど敎へおきたるを聞をりて、里人はまことにさることゝ信じて、子うまごなどにもかたりつたへたるたぐひもあれば、うべ〳〵しく聞ゆる事も、なほひたぶるにはうけがたし、又みづから其處のさまを行見てさだむるにも、くさ〴〵心うべき事どもゝあり、おほかた所のさまかみさびて、木立しげく物ふりなどしたるを見れば、こゝこそはと目とまる物なれど、それはたうちつけには賴みがたし、大かた何ならぬ所にもふるめきたる森はやしなどは多くあるものなり、木だちなど二三百年をもへぬるは、いと〳〵物ふりて見ゆるものなれば、古く見ゆるにつきても、たやすくは定めがたきわざなりかし、村の名山川浦磯などの名に心をつけて尋ぬべし、田どころなどのあざなといふものなどをもよく尋ぬべし、寺の名に古きがのこれるよくある事なり、しかはあれども、又すべて名によりて誤ることもあるわざなり、又寺々の緣起といふもの、おほかた例のほうしのそらごとがちなれど、其中にまれ〳〵にはとるべき事もまじれるものなれば、これはたひたぶるにはすつべきにあらず、古き跡は中ごろほうしどもの國人をあざむきて、佛どころにしなしたるが、いづれの國にも多ければ、佛どころをも其心して尋ぬべし、古キ寺にはふるき書物などありて、古き事ののこれる多し、むげに尋ぬべきたづきなき所も、思ひがけぬところより、たしかなるしるしの出來るやうもあれば、いたらぬくまなくよろづにおもひめぐらして、委く尋ぬべし、かくて尋ねえたりと思ふ所も、なほたしかには定むべからず、よにさるべき人の定めおきつる所

實の道明らかなりと説はれたり、

○又曰、古き神の社の今は絶たる、又絶ざれどもさだかならずなりぬるなど、いづくにも多かるは、いとかなしきわざなり、神祇官の帳に載れるなどは、かけてもさはあるまじきわざなるを、中ごろの世の亂に、天下のよろづの事も、古へのおきても、皆みだれに亂れ、絶うせにたえうせにたる、萬につけていとも〱かなしきは、亂世のしわざなりけり、さるを今の御世は、古へにも希なるまでよく治りて、いともめでたく天下榮えにさかゆるまゝに、よろづに古へをたづねて、絶たるをおこし、おとろへたるを直し給ふ御世にしあれば、神の社どもは、殊に古へに立かへりて榮ゆべき時なりけり、然あるにつけては、絶たるは跡をだにさだかにたづねまほしく、又今も有りながらさだかならず、疑はしきをばよく考へ尋ねて、たしかにそれと定めしらまほしきわざになむありける、次には神社ならぬも、古へに名あるところどころ、歌枕なども、今はさだかならぬが多かるは、かゝるめでたき時世にあたりて、尋ねおかまほしきわざなり、かくて神の社にまれ、御陵にまれ、歌まくらにまれ、何にまれ、はるかなるいにしへのを、中ごろとめうしなひたるを、今の世にしてたづね定めむことは、大かたやすからぬわざになむありける、其ゆゑをいはむには、まづ此ふるき所を尋ぬるわざは、たゞに古への書どもを考へたるのみにては知りがたし、いかにくはしく考へたるも、書もて考へ定めたる事は、其所に至りて見聞けば、いたく違ふことの多きものなり、よそながらさだかならぬ所も、其國にてはさすがに書もつたへ、かたりも傳へて、まがひなきこともあり、さればみづから其地にいたりて見もし、そこの事よく知れる人にとひき、などもせでは事たらはず、又たゞ一たびものして、見聞たるのみにても猶たらはず、ゆきて見聞て立かへりて、又ふみどもと考へ合せて、又々もゆきてよく見聞たるうへならでは定がたかるべし、さて又其ところの人に逢て、問ひきくにも心得べきことくさぐさあり、古への事をあまりたしかにしりがほにかたるは、おほくは書のかたはしを、なま〱にかむがへなどしたるものゝ、おのがさかしらもてさだめいふが多ければ、そはいと頼みがたく、なか〱のも

る、昔のほうしなども然にぞ有ける、そのかみなほ國々の民どもは、もはら神をたふとみあふげる故に、まづ其神を引こめて、おのが道の中のものにしなして、かしこくも佛の奴（ヤツコ）のごと說なして、人の心をうつさせたるものぞかし、ちかき世の兩部神道といふ名も、此心ばえをもてなり、

○又曰、兩部とは、佛の道の密敎の胎藏界、金剛界の兩部といふ事を、神の道に合せたるを兩部習合の神道といへり、かの兩部を以て神道に合せたるよしなり、部字にて心得べし、神と佛とをさしていふ兩にはあらず、（信友云、兩部の神道を造り、佛を本地、神を垂跡といふ事は、弘法、傳敎、慈覺、智證など呼ばれたる法師ばらが、繼々に云弘めたる狂言なり、）さて又唯一といふは、兩部神道といふもの丶あるにつけて、其兩部をまじへざるよしなり、されば神の道の唯一なるはもとよりの事ながら、その名は兩部神道ありての後なり、然るに、此名を兩部に對へたるにはあらず、天人唯一の義なりといひなせるは、いみじきひがごとなり、天と人とひとつなりとは、いかなることわりぞや、そはたゞ天をうへもなくいみじきものにする漢意より、いひなしたることにて、いたく古への意にそむけり、抑天（アメ）は天つ神たちのまします御國にこそあれ、人はいかでかそれと一つなることわりあらむ、世の物しり人、みな古へのこゝろをえさとらず、ひたぶるに漢意にまどへるから、何につけてもことわり深げなることを說むとて、しひてかゝることをもいふにぞ有ける、

注或人垂加流の神道の事を問へる答に、彼流の神道といふは、佛をば嫌ひて習合せざれども、其かはりに儒を合せて造りたる說なるが故に、實は是も儒道習合の神道なり、たとへば兩部神道は、所謂陽症の傷寒のごとし、熱に惱まさるゝ事あらはに見えたり、垂加流などの如き、唯一と稱へる流の神道は、いはゆる陰症の傷寒のごとし、表は唯一にて熱氣のみえざる故に、一わたりにては其病を知らず、實に唯一とおもへども、裏はことごとく儒の大熱におかされて、難治の病なるが如し、さて垂加流よりやゝ前にも後にも、彼此（カレコレ）少しづゝかはりたる神道あれども、かの陰症をまぬかれたるをきかず、眞實の神道は、古事記、日本紀等の上古の條に備りて見えたり、儒佛の習氣を淸くはなれて、古傳のまゝによみあぢはふれば、その眞

興せり、嵯峨の天皇これを叡感ありて、兩部神道といふを下したまふといへり、まづこれみなそらごとなり、さてその說ざまは、神儒佛の三敎の勝を取て劣を捨といひ、又今日目前の萬物の理をもて、天地の始終をも知るといへり、今論(サダ)めていはゞ、これみないみじきひがごとなり、まづ三敎の勝をとるとはいへれども、その說る事どもを見るに、たゞ儒と佛とのみ取て、神の道をとれることはさらになし、すべて佛の道をむねとして儒をまじへ、又天文の事を多くいへり、かくて神道は、たゞ書紀の神代卷の、天地のはじまりの所の潤色(カザリ)の漢文と、國常立などの御名を、をりをり出せるばかりにこそあれ、其道の意とてはつゆばかりも見えず、いかでかこれを神道と名づくることを得む、又天文の事もさらに道にはあづからぬことなり、さて勝を取て劣を捨といふ事こそいとをかしけれ、勝とも劣とも何によりて定めたるぞ、たゞみな己が心にかなへるを勝とし、己が心にかなはざるを劣とせるにて、みなわたくしの勝劣にこそあれ、其勝劣は何をもてか證(アカ)さむ、すべてまことの理は測りがたき物なれば、己こそ勝と思ひ、これ當然の理なりと思へども、あたらぬことのみ多かるを、凡人(タヾビト)の心もて、今日目の前なる小き物のことわりをもて、いかでか天地の萬の物を定むることをえむ、かの宋儒の格物窮理などいふたぐひ、いみじきひがごとなり、ことに此兩部神道といふ物は、たゞ己が心を主人(アロジ)として、神と聖人とを奴僕(ヤツコ)として、心にまかせてかりつかひたる物にして、神の御典(ミフミ)をも、佛の說をも、儒の言をも、己が心の如くに說なしがたきところをば、みな方便ぞ、假說ぞ、表事ぞなどいひなして、ひたぶるに思ふまゝに說たるは、佛の道にもあらず、儒の道にもあらず、まして神の道にもあらざることはさらにもいはず、たゞおのが私の新ばり道なるを、神道とも名づけたるは、いかなる故ぞといふに、儒の道佛の道は、あだし國よりわたりまうで來つる道にして、神の道ぞ皇國の本よりの道なれば、後の世といへども、世の人なほ他國の道によらむよりは、同じくは吾國の道をこそはたふとむべけれと、思ふ心もさすがに多くあるものなれば、さる世人をおもむけむために、わが國の道といふ名をかりたるものにして、此ともがらの祖とす

注又曰、事代主神と建御名方神とは、ともに大國主神の御子にて、ことに威勢盛なる神におはせしを、事代主神は、天神の詔命をかしこみて、すみやかに服從ひ給ひて、永く皇御孫命のやむごとなき守神として、大倭國に飛鳥、高市、葛城など所所に鎭坐て、朝廷より重く祀り給ひ、神祇官の八柱神の中にも祭り給へり、建御名方神は、大命にしたがひ給はざりしを、信濃の諏訪まで追攻て殺さむとせし時に、此所をおきて他處にはゆかじ、命たすけ給へとのみ申給へりき、さればこそ建御名方神は、古にはかの信濃の諏訪水內などをはなちて、他には祭れる社も、をさ〳〵聞えざりしか、然るに今の世の中には、諏訪と號て此神を祭る社、國々に此所彼所に有て、信濃なるはさらにもいはず、其社いづれもほど〳〵に榮え給ふを、事代主神を祭る社は、古のもみな衰へ給ひ、其外には後にいはへる社も、をさ〳〵聞えざるなり、そもそも天神の詔命にしたがひ給ひて、朝廷の御守神となり給へる神の御社は、みなしかおとろへ坐して、詔命にしたがひ給はざりし神の御社しも多くなりて榮えますは、いかなる事にかあらむ、神の御しわざはよにことわりはかりがたきものにぞありける、されどこはいさゝか思ひあはさるゝことなきにしもあらず、○信友云、今の世に神明、八幡、春日、諏訪、日吉、山王、牛頭天王、天滿天神などの社多くあり、其が中には、式社にもさる名負ひ給へるが在るは、亂世の頃既に世に尊まれ給へる神なりしによりて、軍人等が犯しゝを避むために、件の神々の社なりといひこしらへて、そのあらびをのがれたるまゝなるもありときこゆ、又舊よりある神社に、件の神々を相殿に祭りたるが、その相殿の御名のみ申すことゝなりて、本神の名の隱れ給へるもありときこゆ、心得おくべきなり、

○又曰、大かた天下の神社、中昔よりほうしのつかふるが多くなれるから、さらぬ社をば俗に唯一といひ、ほうしのつかふる社を兩部といふ、又別に兩部神道と名のる一ながれもあり、其說にいはく、聖德太子、舍人親王もみな兩部神道なり、さて空海諸道に通達して、神道の奧義をきはめ、此兩部神道を中

はあるまじきことのごと心得て、知られぬをもしひて知らむとするから、よろづにもとめて、或は社號につきて、神代のふみにいさゝかも似よれる神名あれば、おしあてに其神と定たる類多ければ、其社に傳へたる説も信がたきぞ多かる、そも〳〵神は八百萬の神など申て、天にも地にも其數かぎりなくおはしますことなれば、天の下の社々には、其中のいづれの神を祭れるも知るべからぬぞおほかるべき、神代紀などに出たる神は、その千萬の中の一つにもたらざめるを、必その中にて其神と定めむとするは、八百萬の神の御名は、神代紀にこと〴〵く出たりと思ふにや、古書に御名の出ざる神の多かることを、思ひわきまへざるはいかにぞや、さればもとより、某神といふ古きつたへのなきを、しひて後に考へて、あらぬ神に定めむは、なか〳〵のひがごとなり、もしその社號によりて定めむとせば、たとへば伊勢の大神宮は、五十鈴宮と申せば、祭る神は五十鈴姫命にて鈴の神、外宮はわたらひの宮と申せば、綿津見神にて海神なりとせむか、近き世に物しり人の考へて定むるは、大かたこれに似たるものにて、いとうきたることのみなれば、すべて信がたし、知られぬをしひてもとめて、あらぬ神となさむよりは、たゞその社の號を、神の御名としてあらむこそ、古の意なるべきを、社の號のみにてはとらへどころなきがごと思ふは、近き世の俗心にこそあれ、今の世とても、世に廣くいひならへる社號は、そをやがて神の御名と心得居て、八幡宮、春日明神、稲荷明神などいへば、かならずしもその神は、いかなる神ぞとまではたづねず、たゞ八幡、春日、いなりにてあるにあらずや、もろ〳〵の社も皆同じことにて、社號すなはち其神の御名なるものをや、

○又曰、中昔よりして神主祝部のともがら、己が仕へ奉る社の、あるが中にも尊き神にせまほしく思ひては、古き傳のある御名をば隱して、あるは國常立の尊をまつれり、天照大神を祭れり、神武天皇を祭れり、などいひて、例の神秘のむねありげに、似つかはしく作りなして僞るたぐひ世に多し、おのれ尊き神につかふる者にならむとて、その仕奉る神を、わたくしに心にまかせていつはり奉るは、いともかしこきみだりごとならずや、

するぞ、かへりて大御神の御心にはかなふべき、然れども一度朝廷の制あるうへは、其制を守るべきは勿論にて、それに背くは非禮なれども、既に數百年來その制やぶれ來れども、更に上よりこれをとがめ給ふ事もなく、天下一同のならひとなりぬれば、今さらこれを私に禁むべきにもあらず、かくのごときならひになりぬるも、もと大御神の御心より出たらむも知りがたし、今の時は天下こと〴〵く大將軍の制令に從ふ、その大將軍だにも、毎年幣物を奉らるゝなり、大將軍の制令すなはち天皇の御政なれば、これに背きて私の奉幣を非とせむは、なか〳〵に皇朝の政に背く理なりといへりと記せり、信友おもへらく、內宮はなべての神社とは別にて、高天原にして天照大御神の皇孫尊に、云々の由にて授賜へる神物なるを、やがて大御神の御靈實として、天皇の大宮に齋崇め給へりけるを、崇神天皇の御世に、神威を畏み給ひて、伊勢の今の大宮に遷し奉り、齋祭り給へる御事にて、すなはち天皇の大宮ともはら異ならねば、王臣以下の人のみだりに詣で拜み、幣帛奉ることを許したまふべきにはあらざるべけれど、天下人みなの仰ぎ貴び敬ひまつる眞心より、大前ををがみまつり幣奉る事も、おのづからのいきほひなれば、上世には然ありつらむを、よろづに漢風をうつし給ふ御世となりて、もとの理をたゞして禮々しくもてなして、さらに王臣以下の幣を禁められつるものなるべし、もとより然ることなからむには、其を禁め給ふ制あるべくもおもはれずかし、但し外宮の神は、內宮とはいたくすぢ別なる御事ながら、云々の故によりて同等に祭らるゝ例となれるにあはせて、後に內宮と同じさまに、私の幣物を禁められたりしにぞあるべき、かの或人の說つくさぬところありておぼゆれば、己がおもふところをかたはし書そへつ、

○本居翁曰、古き神社どもには、いかなる神を祭れるにか知られぬぞおほかる、神名帳にも、すべて祀れる神の御名はしるされず、たゞ社號のみを擧られたり、出雲風土記の神社をしるせるやうも同じことなり、社號すなはち其神の御名なれば、さも有べきことにて、古はさしも祭る神をば、しひては知らでも有けむ、然るを後の世には、かならず祭る神を知らで

そ、神を敬ひ奉るにはあれ、みあらか又獻り物などを質素にするは、禮なく心ざし淺きしわざなり、そもそも伊勢の大宮の御殿の茅葺なるは、上つ世のよそひを重みし守りて變へ給はざるものなり、然して茅葺ながらに、その莊麗ことの世にたぐひなきは、皇御孫命の大御神を厚く尊み敬ひ奉り給ふが故なり、さるを御みづからの宮殿をば美麗くものし給ひて、大御神の宮殿をしも質素にし給ふべきよしあらめやは、すべて近き世に神道者のいふことは、皆からごころにして、古への意にそむけりと知るべし、

注又曰、世に此大宮を宗廟と申すは、あるまじきことなり、宗廟と云は、戎國にて其王が祖を祠る屋の名なり、戎王其祖をば天に配すなどいひて、みだりに尊きものにすめれども、實はみな凡人なり、然るにかけまくもいとも畏き大御神の宮をしも、外國の凡人を祠る屋と同列に申さむことは、いとかたじけなき事ならずや、又云、筑前の香椎廟のみ、古書どもにとりわきて廟とは申して、この神名帳にいらず、これをおきては、神名帳に、豐前國大帶姫廟神社あれど、こは三韓國ひたぶるに服從ひ參來し御世に、彼國より神功皇后の御靈を奉齋れる宮ときこゆ、されば皇國の凡ての神社の例にあらず、異國より齋ひ奉れる宮なるが故に、其例を別むために、廟とは號奉りたまへるなるべし、

○いにしへ伊勢の大神宮に、私の幣帛を奉る事を禁めらるゝ嚴しき御制ありき、其は延暦内宮儀式帳に、禁二斷幣帛一、王臣家幷諸民之不レ令レ進二幣帛一、重禁斷、若以二欺事一幣帛進人遠波、准二流罪一勘給之とみえたり、但し外宮の儀式帳には此事見えず、内宮に限りたる御制にぞありけむ、さるを大神宮式には、凡王臣以下不レ得三輙供二大神幣帛一、其三后皇太子若有二應レ供者一、臨時奏聞と二宮にかけて記されたるは、延暦より後に外宮にもおよぼされたるなるべし、荒木田經雅神主の儀式帳解に、件の禁斷幣帛の文の注に、此制衰へて、賴長公、賴朝公奉幣の事、台記、東鑑に見え、其餘の記錄どもにも、臣家の奉幣あげてかぞへがたし、或説に、此制は上代よりの事にはあらじ、漢意を專ら用ひらるゝ御世となりての後の制ならむ、皇國の意をもていはゞ、今の世のごとく、上一人より下庶人に至るまで、貴賤となく奉幣參拜

いかにぞや、大かた國々にかゝるたぐひ多かるべきを、今はたま〳〵これをかの書に見あたりたるまゝに、あまりの歎かはしさにえたへで、かくはおどろかしおくなり、あはれかゝる事に心ざしあらむ人もがな、

○また曰、世の人の神をなほざりにおもひ奉るは、かへす〴〵心うきわざなり、さるはほど〳〵に尊み奉らぬにしもあらざめれど、たゞよのならひの人なみのかいなでの尊みのみこそあれ、眞に心にしめて尊み奉るべき事を思ひ辨へず、唯おろそかにぞ思ひためる、目にこそ見えね、この天地萬の物の出來始めしも、又むかし今の世の中の大き小きもろ〳〵の事も、人の身の上、食物(クヒモノ)きもの居處(キドコロ)、なにくれもろもろの事も、こと〴〵く神の御めぐみにかゝらざる事はなきを、さるゆゑよしをばわすれはてゝ、なべての人、たゞ禍津日のまがごとにのみまじこり、心をかたむけて萬にさかしだつ人、はたからぶみ心をこゝろとはして、まれ〳〵に神代の御事どもを聞ても、たゞはるけき世界のむかしがたりをきくがごと、よそげにのみ思ひ過して、そは皆今のよの中、おのが身々の上にかゝれる本なる事をおもひたどらず、よろづよりもかなしきは、神の社神事のおとろへなるを、かばかりめでたき御世にしも、もろ〳〵の古き神の御社どものいみじくおとろへませる、なほし奉らむ志ある人の世にいでこぬこそ、いともいともくちをしけれ、（中略）「治まれる御世のしるしを千木たかく神のやしろに見るよしもかな、

○又曰、今の世の人、神の御社はさびしく物さびたるをたふとしとおもふは、いにしへ神社の盛なりし世のさまをばしらずして、たゞ今の世に大かたふるく尊き神社どもは、いみじく衰へて荒れたるを見なれて、ふるく尊き神社は、もとよりかくあるものと心得たるからのひがごとなり、

○又曰、伊勢の大御神の宮殿(ミアラカ)の茅葺(カヤブキ)なるを、後世に質素を示す戒(メ)なりと、ちかき世の神道者といふものなどのいふなるは、例の漢意にへつらひたるうるさきひがごとなり、質素をたふとむべきも事にこそよれ、すべて神の御事に、質素をよきにする事さらになし、御殿(ミアラカ)のみならず、獻る物なども、何も力のたへたらむかぎり、うるはしくいかめしくめでたくするこ

抄に、建久三年八月廿三日、神社造營、國司可レ着ニ諒闇装束ノ否事につきて、中原師尙請文に、未ニ神拜一國司着ニ諒闇服ヲ一云々之由、見ニ舊記一、又中原師直が請文に、未ニ神拜一之國宰不レ憚ニ凶服ヲ一、自ニ神寶造始之日一着ニ吉服一、神事訖之後着ニ諒闇服ヲ一とあるも、國守必神拜する定をいへる趣なり、なほ標目私考の末に、國内神名帳の事を論へる條に、陸奥守惟叙朝臣、國中神拜の事を記せり、こゝに合せ見るべし、式内はさらなり、式外の神々をも拜巡る例ときこえたり、

○又曰、公式令に、大社の號は、闕字の例に出されたり、大社とは、神名帳に大とある社これなり、古はかく公の文書にも闕字せられしをもて、神社をたふとみ給ひしほどを知るべし、今の世には大社といへども、闕字はさらにもいはず、其事を書に、すべて御の字をだにつくることのなきは、いとおろそかならずや、

○又曰、よろづよりも世ノ中に願はしきは、いかでもろもろの神社のおとろへをもて直し、もろ〳〵の神わざを興さまほしくこそ、今の世の神社神ノ事のさまは、おほかた中ごろの亂世に、いたく衰微へ廢れたるまゝなるを、今の世の人は、たゞ今のさまをのみ見て、古よりかゝるものとぞ思ひためる、まれ〳〵書をよむ人なども、たゞからぶみをのみむねとはよみて、その心もてよろづをさだして、皇國の古キ書どもをば、をさ〳〵よむ人もなければ、古の御世には、神社神ノ事をむねと重くし給ひし事をば知らず、又まれにはしれる人もあれども、なほ今の世のならひにまぎれて、いにしへを思ひくらべて、これを深く歎く人のなきこそいと悲しけれ、

注又曰、和泉志といふ書に、かの國の大鳥ノ神社の御事をしるせるを見るに、慶長年中罹ニ兵火ニ一、元祿中僧快圓與ニ建神鳳寺城内ヲ一、寺隅僅存ニ小祠ヲ一としるせるを見て、涙もこぼるゝばかりに悲しくぞおぼゆる、此御社は、神名帳に、大鳥郡大鳥神社、名神大月次新嘗とみえ、高き御位をも授奉たまへる御社にましますものを、其域をしも佛どころにしなしたる、まがつひのしわざはせむすべもなきものなりけり、さて御社は、片隅にわづかにのこりてましますらむほどよ、詣ては見奉らねど、思ひやり奉るだにかなしきを、かなしと見奉る人のなきは

からめや、又曰、周禮と云ふから書を見れば、大祝小祝の官、もろもろの神祇祭祠の事をあづかり掌り、又喪事をもあづかり掌るよしいへり、生たると死たると淨きと穢きとのわきなくして、皇國のこゝろより見れば、いとも〳〵穢らはしき國俗なりけり、

○又曰、朝野群載云、初任國司廳宣、中略可ニ早進ニ上神寶勘文一事、右件神寶或於レ京儲レ之、或於レ國調レ之者、且進ニ上勘文一、且可レ致ニ其勤一、又恒例神事恠守ニ式日一可ニ勤行一矣云々、延喜十年月日、また在廳の官人等への宣に、可レ勤ニ仕恒例神事一、右國中之政神事爲レ先、專致ニ如在之嚴典一、須レ期ニ部内之豐穩一云々、いにしへは諸國にても神事を重くせられし事かくのごとし、又さらしなの日記にいはく、あづまより人來り、神拜といふ事して、國の內ありきしに云々、これ菅原孝標の、東國の國司になりて下りしが許より、いひおこせたる事なり、むかしは國司任國にくだりては、まづ部內の神社にまうでしことなり、○信友云、此事なほふるき書に見およびたるは、今昔物語集に、越後國乙寺の僧の事をしるせる話の中に、藤原ノ子高ノ朝臣ト云人、承平四年ト云年、當國ノ守ト成テ既ニ下リ、國府ニ着テ後チ、未ダ神社ヲモ不レ拜、公事ヲモ不レ始ル前ニ云々といへる事みえ、袋草紙に、肥後國遊君檜垣嫗老後落魄者也、家集に云、住所もなくなりて水くむ程になりて、桶引提て出るにしも、國守神拜に出給ふ道にさしあひたれば云々、ともみえたり、此文の神拜を、普通本にはしはしとありしを、じんはいを寫し訛れるなり、藤原顯輔集に、むかし加賀守にて、神拜にまゐりしことをおもひ出て云々など見え、又東寺に所藏る古文書どもの中に、維元永二年己亥九月十六日、當國鎭守正一位出雲兩所大明神、今按るに、式に、周防國佐婆郡出雲神社二座とあるこれなり、宇豆廣前仁國司正四位下行周防守藤原朝臣家保、恐美恐毛弁レ申事由波、去年十一月廿九日、但馬國與利當國仁遷任、今月十三日入境着府、卽官鎰乎受領任州本ノマヽ天、種々御神寶物乎調作天、今日御神拜乎行布、其修寶物弓二張、箭四筋、鉾二柄、錺劔二腰、御幣二棒、御馬二匹見云々、木像馬云々と書る案あるをも見たりき、また藤原隆信朝臣集に、としいまだいはけなかりしに、父と上野のかみにてくだるとて云々、國にて神々のたむけなどすぎぬれば、せうえうしありくとて、しら山をみて云々と見えたるも、まづ神々のたむけすみてのち、他事に預れる例なりしときこえたり、吉部秘訓

おはして廿五歳にて薨給へり、此公陣中におはしし間、長亨二年、中御門藤原宣胤卿に、帝皇系圖を撰賜はらむ事を請ひ給ひ、同三年撰調へて、三月十一日近江の陣中へ進らせられたる事、彼卿の日記に見えたり、これ皇胤紹運錄なり、かゝる亂世の陣中におはしてすら、皇胤の事に心を用ひ給へり、此公十一歳の頃より弓馬の藝を善くし、文學に心をよせ、歌をもよみ給ひ、又卜部兼倶朝臣に、日本紀の談義を聞給へるよし書どもに見えて、足利將軍の世々の中には、又なきばかりに正しく雄々しき人と聞え給へるに、世をはやくし給ひしは、いとあたらしきことなりけむ、

○本居宣長翁の曰、職員令に、神祇官をもろ〳〵の官のはじめにまづあげて、

注信友云、神祇官人伯一人、大副一人、小副一人、大祐一人、少祐一人、大史一人、小史一人、神部三十人、卜部二十人、使部三十人、直丁二人、合せて八十九人なり、さて持統天皇八年紀に、三月乙巳奉幣於諸社、丙午賜神祇官頭至祝部等、一百六十四人絁布各有差、といふ事みえたり、その頃は前に天智天皇の定給へる令の行はれたりしなるべし、また天平五年に勘へ進れる出雲風土記に、首に國の大體及國號の所以を書し、さてまづ國中の神社の總數を載たるも、おのづから古意にかなへり、

それが次に太政官を擧られたり、延喜式も同じく、はじめに神祇式、次に太政官式なり、後の世ながら、北畠准后の職原抄も、令にならひてついでられたり、抑萬の事さばかり唐の國ぶりをならひ給へりし御世にしもかく有しは、さすがに神の御國のしるしにて、いとも〳〵たふとくめでたきわざになむ有ける、世中は何につけても、此意ばえこそあらまほしけれ、

○又曰、延喜の式すべて五十卷にして、はじめ十卷は神祇式なり、されば朝廷天の下のもろ〳〵の公事のうち、五分が一つは神事にてありし、これを以ても古神事のまつりごとの、重〳〵しげく盛なりしほどを思ひはからるべし、もろこしの國などは、神を祭る事いとおろそかにして、周の代よりこなたは、いよいよなほざりに思ふめり、然るを此神の御國の人、さるたい〳〵しき戎國ぶりにおもひならひてよろし

卜氏中臣忌部の四姓の使を立られ、嚴重の儀なり、これ皆天下萬民の爲の御祭なり、天子は百神の主なりと申せば、天下の神祇の御事は、天子一人に司り給ふ御事なり、次に天下主領の大將軍守り給ふべし、諸國の神社は、其國の國司守護地頭に屬し給へるによりて、祈年祭の二千餘座をば、國司につけらるゝなり、又神は我子孫のまつるを、とりわけ受給ふによりて、諸社の祭使には、其神の御子孫をたづね用ひらるゝなり、又八所御靈と申すは、あしき事ながら志を遂ず、又いたく恨をふくめる人の靈を、なごめ祭られたる社なり、かゝる神靈の祟あらば、其子孫をたづねて祭の事をなさしむべき由、橘博覽が擬潛夫論にも記したり、又神の託宣の事は、弘仁三年九月の官符に、恠異の事は聖人語らず、妖言の罪は法制かろきにあらず、神宣炳しく其驗あらはれたる事に非ずは、國司言上すべからざるよし定られたり、又神社修理の事退轉あるべからず、大神宮は諸國の役夫工米をもて、廿一年に必遷宮造替の事あり、其外諸社の造營は、禰宜神主等小破の時修理をいたすべし、大營に及はゞ其由注進すべし、先例に任せて沙汰あるべし、弘仁三年の官符には、有封の社の神戸の百姓をもて、無封の社の修理をいたすべき由見えたり、近代は諸國のまつりごと衰微せるによりて、有封の社の造營すらかたし、いはむや無封の神社においてをや、抑この十餘年は、天下の亂によりて、神社の荒廢たぐひすくなく、祭神の陵遲法に過たり、神の怒に逢ふて國亂れ民背かば、何かはもて久しからむや、故に國司守護などは、別にわたくしの祈などせむは無益なり、限ある國役などを嚴密に成敗して、むかしよりあり來れる神社の修理、祭祀の退轉せるを申行ひ給はゞ、君へは奉公の忠となり、神には歸敬のまことをあらはすべし、おほやけわたくし清淨の心ざしをさきとして、如在の禮を専にせば、陰陽不測の神明、いかでかめでうけたまはざらむやとのたまへるは、眞の道に叶ひたる政の要たる御論にこそは有けれ、

注此書進らせられたる文明十二年は、義熈公十六歳になり給ひ、世中いたく亂たる時なり、此年より八年にあたる長亨元年、佐々木高頼を征むとして、近江の鈎里に陣し、同三年三月廿六日、陣中に

吾所傷助給、以此知神靈之所神者、爾時有須臾而、和爾百餘許、圍繞一和爾、徐率依來從於居下、不進不退、猶圍繞耳、爾時擧鉾而刄中央一和爾殺捕、已訖然後百餘和爾解散、殺割者女子之一脛屠出、仍和爾者殺割而挂串立路之垂也、安來ノ郷ノ人語臣與ホ（二字よみがたし、ホは等の草か）之父也、自爾時以來、至于今日經六十歲、といへる事見えたり、此記天平五年二月に勘造して上れる書にて、自爾時以來至于今日經六十歲といへるは、すなはち天武天皇御世の三年甲戌にて年數合へり、古人のおのづから神ノ道を悟りて禱事せる心ばえ、また猪麻呂が猛き眞心のおもむき、おしはかられていと〳〵めでたし、

○孝德紀に、大化元年七月戊寅十二日、天皇詔阿倍倉梯萬侶大臣、蘇我石河萬侶大臣曰、當遵上古聖王之路而治天下、復當有信治天下、己卯十三日、天皇詔阿倍倉梯麻呂大臣、蘇我石川萬侶大臣曰、可歷問大夫與百伴造等以悅使民之路、庚辰十四日、蘇我石川麻呂大臣奏曰、先以祭鎭神祇、然後應議政事、是日遣倭漢直比羅夫於尾張國、忌部首子麻呂於美濃國、課供神之幣、八月丙申朔庚子五日、拜東國國司等、仍詔國司等曰、隨天神之所奉寄、方今始將修萬國云々、

○一條關白兼良公へ將軍足利義凞公初名義尙より、政道の詮要を書て賜はらむと請ひ給へるによりて、樵談治要と題して書て遣はし給へる書の中に、此由奥書にあり、文明十二年七月廿八日、三關老人覺惠と記し給へり、伊勢宗五ノ記に、此書の事を文明の頃、常德院殿御所望によりて、後成恩寺殿（一條殿）遊ばされしものなり、其御使某とある是なり、さて此公明る十三年四月二日、八十歲にて薨給へり、吾國は神國なり、開闢の時より神々萬のわざを始給へり、又君臣上下各神の苗裔ならずと云ふ事なし、故に百官の次第を立らるゝにも、神祇官を第一とあり、又議定始評定始信友云、此は足利將軍家の恒例の式なり、と云ふ事にも、まづ神社の修造祭祀の興行を專定めらる、年中の祭は、二月四日の祈年祭より始らる、三千百三十二座の神に、幣帛の使をたてらる、其中にも七百三十七座には、神祇官よりこれを獻らせられ、殘る二千三百九十五座は、國司申承りて幣を獻り、國主の豐饒を祈る、又此月に祈年穀の奉幣とて、別して廿二社に幣使を立らる、中にも六月十二月の月次の祭、九月十一日の例幣、十一月の新嘗は、四度の幣と云て、大神宮へ王氏

に大皇國に仕奉れることも忠ならざりしかば、世はみだれに亂れて、つひに主さだまらぬ鄙しき國とはなれるなり、なほ論はゞ、件の神敎は韓國をはじめ、もろこしより接續る西戎の諸國までもおよぶべきことわりなるをつゆしらずて、主さだまらぬ鄙しき國にてはあるなりけり、是は他國のうへの事ながら、本つ大皇國の神語の尊き趣をおよぼして、よくよくおもひさとりてあるべきことなりかし、

注漢籍虞書に、禹王が舜に代りて國を領れる上の事を、益が讃へたる語に、皇天眷命、奄有四海、爲天下君、また商書に、般湯王が夏桀王を亡して、國を奪とりたるをめでたきことゝして、その嫡孫太甲に伊尹が讃へたる語に、夏王弗克庸德、慢神虐民、皇天弗保、監萬方、啓迪有命、眷求一德、俾作神主、惟尹躬曁湯咸有一德、克享天心、受天明命、以有九有之師、爰革夏正、又周書に、周武王が般紂王を弑せるときの誓言に、紂が不德を言擧して、天其以予乂民云々、また上帝弗順、祝降時喪、爾其孜々奉予一人、恭行天罰云々、などいへる趣なること多く見えたり、かくてその語中に、皇天といひ、たゞに天ともいひ、又上帝ともいへるは、天神をさしていへる文なり、そのかみかの國俗神を尙ぶ風なりけるにあはせて、天神に託て誣言せるものなり、その夏般周の王どもが世は、わが皇朝にしては、神世の天皇の御世にぞあたるべきを、はやく然るさかしらなる誣言する、惡しき人の世となりて在しなり、

○出雲風土記、意宇郡安來鄕の下に、郎此海有日賣埼、飛鳥淨御原宮御宇天皇御世、甲戌年七月十三日、語臣猪麻呂之女子逍遙件埼、邂逅遇和爾、所賊不飯、爾時父猪麻呂所賊女子斂買、（買は罔の誤なるべし、）大發聲憤號天踊地、行吟居嘆、晝夜辛苦、無避斂所、作是之間、經歷數日、然後興慷慨志、麻呂弓箭鋭鋒撰、便處居、郎檍（檍は禱の誤なるべし、）訴云、天神千五百萬、地祇千五百萬、並當國靜坐三百九十九社、及海若等、大神之和魂者靜而、荒魂者皆悉依給猪麻呂之所乞、良有神靈坐者、

神社廢陵事、殊可有興行之由及御沙汰、於勅願所者、追可被任奏聞、先至關東御分所々者、任下被定置之旨、可抽修理之功、若又及大破者、不日可令言上、隨其左右、可有御沙汰之由所被仰出也、是當世別當神主等、只貪佛物神領、輙無興隆之志之旨、度々評定之時、凝群議如此、とみえたり、こは武家賴嗣將軍の世、北條時賴がもはら事執りける時ながら、おのづから道にかなひたるいとよき議なりしかど、これだにえ行はざりつときこゆるは、くちをしき事なりかし、

○風雅集に、後宇多天皇の大御歌、「天つ神國つ社をいはひてぞわがあしはらの國はをさまる」、本居宣長翁のいはく、これぞ道の意にはよくかなへる大御歌なりける、人の國のごと、くさ〴〵こちたきわざはせさせ給はざりしかども、たゞ神をいつきまつり給ひて、天の下のいとよく治りつるは、神の御國のすぐれたるにて、上つ代はまことにしかこそ有しかと云はれたるは、うべなる說にぞありける、

○欽明紀に、十六年二月、蘇我大臣稻目宿禰、百濟王子惠に諭したる言に、昔在大泊瀨天皇之世、汝國爲高麗所逼、危甚累卵、於是天皇命神祇伯、敬受策於神祇、祝者廼託神語報曰、屈請建邦之神、往救將亡之主、必當國家謐靖人物乂安、由是請神往救、所以社稷安寧、原夫建邦神者、天地割判之代、草木言語之時、自天降造立國家之神也、頃聞、汝國輟而不祀、方今悛悔前過、修理神宮、奉祭神靈、國可昌盛、汝當莫忘とみえたり、これより前九年紀に、三月天皇欲親伐新羅、神戒天皇曰無往也、天皇由是不果行、勅某々等曰云々以汝四卿拜爲大將軍、宜以王師薄伐天罰龔行とみえて、神敎を奉り給へる事も見えたり、こは雄略天皇の御世、神敎によりて、その百濟を治め給ひし古實を述て敎諭せるにて、其は雄略紀に、二十一年春三月、天皇聞百濟爲高麗所破、以久麻那利賜汶州王、救興其國、時人皆云、百濟國雖屬既亡聚憂倉下、實賴於天皇更造其國と見えたる時の事なり、さて自天降造立國家之神といへるは、すなはち神代紀の一書に見えたる、素盞嗚尊新羅國に天降まし、古事にかゞひてきこゆ、さるは大皇國の大道に等しき趣にて、なべての韓國の大道なるを、然ばかり神語事實を證して諭せる旨をしも奉らず、漸

遙爲駿河介、三年春三月、自請之任、傍吏百姓嫌其清察、時部下駿河郡有自伊豆新移神、名阿氣大神、國司申官、建新社以祭祀、而禰宜祝等增以奇異之事、註誤國司庶人、春城到任、登時考訊糺其詐僞、自此以後妖言永絕、歲時祭祀而已、傍吏諸人服其聰察、といへることみえたり、この阿氣大神、この後の國史、延喜式、神名帳にも載られず、はやく廢たりしなるべし、此神祭始たるごときこと、前にも後にもあるまじきにあらず、みだりに僧のみとがむべきにあらず、准へてこゝろえあるべき事なり、

○玉藻に載られたる建曆二年三月廿二日の宣旨中に、可如法勤行諸社祭祀神事等事、抑吾朝彝範爲先敬神、萬機繁務無過愼祭、是以治邦安民、悉憑幽冥、恒例臨時宜儼禮儀、而有司怠慢而不調職掌、諸國拒捍而如忘本條、非只乖忤、且是狎瀆神禁、事之陵夷責而有餘、早守祭式、宜令催行、就中祈年祭已下四度祭幣物、案上案下雖有勅不設之、備諸國諸社如無奉送之實、任建久二年符旨、假令遵行、兼又祈年穀以下、伊勢幣率分所納物國、或近年季充猶致所濫、或當日刻限纔以進濟、然間儀式空入夜景、奉遣殆及曉更、自今以後專存謹愼、永勿懈緩、また可停止京畿諸國建立諸社末社別宮事、抑近曾愚拙之徒、恣立仁祠於帝都之際、知行之輩屢祝末社於神領之中、雖似敬神之有餘、還涉費祭人不信、加之就別宮末社之加增、致都鄙田地之掠領、敗法亂紀、莫甚於斯、自今以後永加禁遏、若猶不怕嚴制、縱令企奉鎭、慥從神停廢之儀、雖致如在之禮、乖違皇憲者、其奈神鑒何、於違犯輩、任法斷定、また可令所部官司停止諸社神人諸寺惡僧濫行事、抑神人者齋敬爲本、僧徒者修學爲先、而頃年猛惡之民稱神人盈城、愚癡之侶號寺僧溢郭、不顧神眷、偏致梟惡、不憚佛意、剩事狼唳、濫行之至責而有餘、自今以後慥可禁遏、若不拘嚴制者、任法令糺斷、とみえたり、そのかみの神社のありさま、祭式の衰へてみだりなりし趣しられたり、さて此時の宣旨は、いとめでたき御制なりけるが、いくほどなく、承久の甚じき亂いできて行はれざりつるは、いともかしこき事にこそはありしか、かくてそれより三十年あまり後に、吾妻鏡に、建長二年七月廿二日丙戌、都鄙

はしましたりけめ、なか〳〵なる御事なるべし、此後々の御世には、いかにおはしましたりけむ、うけたまはりおよばず、

○職原抄神祇伯の下に、中古以來、華山院御子彈正尹清仁親王後胤相續、他人不レ任レ之、彼流四五品之時給二源姓一雖レ任二中少將一任レ伯之日復二王氏一是近例也と記されたるがごとく、相續て今に然り、かの家譜を按ふるに、清仁親王子源延信朝臣を、後冷泉天皇の御世の初、寛德三年二月王氏に復して、伯に任じ給ひたるに始りて、皇親六世より後々、今もなほ伯に任じ給ふ時、王氏を授給へる例なり、白川家これなり、この家門を伯家と稱て、世々天皇の神事に御障坐します時、御手代事仕せ給ふ職となりきたれり、

○推古紀十五年の下に、戊子九日詔曰、朕聞、曩者我皇祖天皇等、宰レ世也、跼レ天蹐レ地、敦禮二神祇一周祠二山川一幽通二乾坤一是以陰陽開和、造化共調、跼天より此までの漢文、古意をもて讀心得べし、今當二朕世一祭二祀神祇一豈有レ怠乎、故群臣共爲竭レ心、宜レ拜二神祇一甲午十五日皇太子及大臣率二百寮一以祭二拜神祇一とみえたり、さるはこの姫天皇の御世の始より、聖德太子攝政し給ひ、太子もとより深く佛法を信じ給ひたりけるに、此より前十二年五月、皇太子みづから肇て憲法十七條を作給へる中に、篤敬二三寶一云々とありて、神祇を尊むべき事をば、一言も擧られず、又十四年勅二鞍作鳥一曰、朕欲レ興二隆內典一方建二佛刹一云々とみえ、後々の御ありさまにあはせては、かゝる詔のあるべくもおもひ奉れぬを、しかすがに一度は然ばかりおもほしかへしたまへる詔にて、そのかみ皇祖天皇の道の、さだかに明なりつる事知られて、いと尊き事にこそはありしか、

○續日本紀に、寶龜十一年十二月甲辰、勅二左右京一如聞、比來無知百姓、搆二合巫覡一妄崇二淫祀一芻狗之設、符書之類、百方作レ恠、塡二溢街路一託レ事求レ福、還涉二厭魅一非三唯不レ畏二朝憲一誠亦長養二妖妄一自今以後宜三嚴加二禁斷一云々、但有レ患禱祀者、非レ在二京內一者許之、と見えたり、そのかみすでに、京內にすら淫祀の在けるを、然は戒め禁斷られたりける世のさまおしはかられてなむ、

○三代實錄、第十卷山田連春城傳中に、承和二年正月、

神社の御會釋、又祭事などにも、おのづからその意ばえのおし化りて、あまりにこちたく事々しくせさせ給ひしによりて、かへりて上古の故實の意ばえは漸にうすくなりて、たゞ上表の禮々しげなるかたのみ、しげけく煩はしくなりて、仕奉れる人々も堪がたく、さらぬだに世の人心大かた外國心に變化ひ、はた佛を信む人の世々に多くなりて、神を尊む心の薄くなりぬるに合せて、ます〳〵闕意の出來しなるべし、また穢を忌む事も、臨時祭式の末に、穢に甲乙丙、その外さま〴〵の穢の式あるを始にて、世々にいやましにこまかにさだせる事あり、上古の主意には違ひたる趣ありて、唯こちたく日數を定めて、いと〳〵むつかしくものせるから、これはた堪がうへに、なかなかに神事に障りありて、なほざりなる事の出來しより、ます〳〵こちたくなりたるかたもありげなり、

注商書說命に、黷二于祭祀一時謂レ弗レ欽、禮煩則亂、事レ神則難、といへる事みえたり、蔡沈が注に、祭不レ欲レ黷、黷則不レ敬、禮不レ欲レ煩、煩則擾亂、皆非下所三以交二鬼神一之道上也、商俗尙レ鬼、高宗或未レ能レ脫二於流俗一、事レ神之禮必有レ過焉、祖已戒二其祀無レ豐レ昵傳說蓋因二其失一而正レ之也といへり、准ふべきにはあらねど、おのづから似たる趣なり、

さはあれど、奉りものもなにも疎にすべきにあらず、上に論へる意ばえもて、よく古の例をたづねて仕奉り、神は殊に穢を深く惡み給へば、よくその故實の主意を悟り、よく齋清まはり、謹てはからふべき事にこそはあるべけれ、

○年中行事秘抄に云、天子每日御拜事、辰刻仁和四年十月十九日御記云、我國者神國也、因每朝敬二禮四方一大中小天神地祇敬拜レ之事、始レ自レ今後一日無レ怠、江次第抄にも、宇多御記云とて、此御文を載られたり、始レ自レ今後云々と記させ給へるにつけても、此御行は、上御世には例なき御事なりけむを、此天皇よりぞ始させ給ひけるなり、さるは此天皇ことのほかに佛を尊び給ひて、讓位の後やがて僧形になり給ひ、法皇とさへに稱さしめ給へるばかりの、御こころおきてのおはしましながら、然る例なき御行始めさせ給へるにあはせておもひ奉るに、他國の佛のみ尊びて、平常ものしたまへる事の、しかすがに神神の御盧を、畏く、おもほしめしての御行にこそはお

須潔齋捧持各以奉進、而皆於上卿前、即以幣帛挿著懷中、扳棄鉾柄、唯取其鋒、傾其瓮酒、一擧飲盡、曾無一人全持出神祇官之門者、況其神馬、則市人於郁芳門外、皆買取而去、然則所祭之神、豈有歆饗乎、若不歆饗者、何求豐穰、伏望申勅諸國、差史生以上一人、率祝部、令受取此祭物、慥致本社、以存如在之禮、と奏せるをもても、既に神事の輕易になり來し事をしるべし、

注これより前、齊衡二年五月廿二日、貞觀十年六月廿八日、同十七年三月廿八日、寛平五年三月二日、同六年十一月十一日の太政官符にも、かゝる怠ありしに因りて、處分し給へる事あり、その文類聚三代格に見えたり、○孝德天皇新に令を定給はざる前は、上古より國々の國造、すなはち神主となりて、專神事を行ひ來りし趣、古書どもにみえたり、すべて別に國造考に注すべし、

かくてこの大御世に、延喜格式撰錄べき詔ありて、格は往に成りて奉り、式は延長五年におよびて、十二月廿六日に奉られたりけれど、撰者左大臣藤原忠平朝臣等の上表に、增損往策之科條、裨補前修之殘缺云々、於是搜古典於周室、擇舊儀於漢家、取捨弘仁貞觀之弛張、因修永徽開元之沿革、勒成二部、名曰延喜格式、但格十二卷筆削早成、往年奏御、式五十卷撰集纔畢、今日上聞云々、いくほどなく純友將門など相繼て世の亂を起し、それ亡てのちも、世間むかしの如くにはあらず、神事はさらにて、よろづその格式のごとくに、またくは行はれがたく、漸にうつろひゆきて、後々はたゞかたばかりだに、行はるゝ事もなきが多くなむなれりける、そも〳〵上古の御政は、神事を始、よろづ神祖の始給ひし當時の式のまに〳〵受行ひ給ひて、直く正くおほらかなりしを、禍神の御心にやありけむ、萬の事、漢國の根本のたがへる禮式を、御世々々に眞似び給ひ、佛祀の事はしも、全漢國ざまを徙して、こと〴〵しくもてはやし給へるなどにあはせて、

注續紀に、天平寶字三年六月丙辰、是日百官及師位僧等、奉去五月九日勅、各上封事、以陳得失、云々、其緇侶意見、略據漢風、施於我俗、事多不穩、雖下官符、不行於世、故不具載と記されたる事もみえたれど、これよりいとはやく、いはゆる緇侶の異見も用ひ給ひたりけむ、かの國風のおしうつりたりし事多く、この後々の御世はさらなり、

神社私考二

神名帳標目私考附錄

集說

或人神名帳標目私考を見て、ちなみにさるかたのことども、何くれとあげつらひかたらひたるを、おなじくは書きつけてよと請ふに、まなびあさきおのれには、とりたてゝおもひさとれるすぢとては、なにばかりもあらぬを、もはら書どもに見あたりたる事や、前のものしり人たちの說どもを、としごろかきつけおきつる中よりまさぐりいだしたるを、まづこればかりをだにとて、さらに書あつめて見せたる條々、世に神社の衰微或は廢給ひ、また神事の輕易になりたるは、天の下の亂によりて朝家の政の衰へさせ給へるが故なりと、ひとわたりは誰も思ひいふめれど、ひたぶるに然のみ論ふべくもおもはれず、さるは古事記、日本書紀をはじめ、古書の古傳說によりてつらつら考るに、朝政の根元とし給ふべき神事の輕易になり、神社の衰微給へるによりて、おのづから神々の御護深からず、世間の亂出來て朝家の衰へ給ひたりしなるべく、しか神事の輕易になり、神社の衰微給ひつる事の本は、いはまくも畏けれど、はやく朝家にしてその根本異なる他國の道を、あまりなるまで信受行ひ給へるによれる故なるべくおもはるゝかたのなきにしもあらず、さるはまづその他國の道を、漸に信受行ひ給ひし遠き御代々のありさまは、世々の古書どもに見えて、こゝにつくすべくもあらねば、しばらくおきぬ、世には聖代としも稱へきたれる延喜の十四年、四月二十八日、三善淸行朝臣の上れる異見十二條中に、應下消二水旱一求中豐穰上事、右臣伏以國以レ民爲レ天、民以レ食爲レ天、無レ民何據、無レ食何資、然則安レ民之道、足レ食之要、唯在二水旱無レ沴、年穀有一レ登也、故朝家每年二月四日、六月十一日、十二月十一日、於二神祇官一立二祈年月次之祭一、嚴加二齋肅一、遍禱二神祇一、乞二其豐熟一、致二其報賽一、其儀公卿率二辨官及百官一、參二神祇官一、神祇官每レ社設二幣帛一褁、酒一瓮、鐵鉾一枚一、陳二列棚上一、又社有二奉レ馬者一焉、新年ノ祭ニ一匹、月次ノ祭ニ二匹、亦皆左右馬寮、牽二列神馬一、爰神祇官讀二祭文一畢、以二件祭物一頒二諸社祝部一、奉二本社一、祝部

鎭守を總社とは稱ふまじきことわりなり、もとよりしかぐの由にて、私に祭來れる神々にて、朝廷より祭らるゝ神にはあらざるを、宣胤卿記に載られたる綸旨案に、近江國神崎郡小幡社、可レ奉レ號ニ總社大明神ト之由被ニ聞食ニ訖者、依ニ天氣ニ執達如レ件、永正十七年十二月十二日、小幡山神宮中、左中辨判、と見えたるは意えがたし、小幡社神名式には見えず、もと總社なりけるを、（近江の國府の在しは栗太郡なり、この小幡ノ社は神崎郡とあれば、國司の祭れる總社にはあらじ、）地名などに依て、小幡社と呼ふる事となり來しを、本の總社號に復さむ事を請奏せるを許し給へるなるべし、よのつねの社號を改て、總社と稱へき由請奏すべきにはあらざるをや、さて此はそのかみ神祇官の政も、有無の御世なりければ、かゝる事をも奏せるなり、かくてこれをおもへば、もと總社鎭守など稱へる社の、後に地名などによりて、世の常の社號になりたる社もありぬべきなり、かの東福寺の鎭守の總社を、成就宮と稱へるをも准へておもひ合すべし、さて又いにしへ總社鎭守など稱て祭始たるいはれこそは、上にわきまへたるが如くなれ、總社鎭守など稱て祭來れる神社ならむには、よろづむかしの例のまゝに敬まひ祭るべきなり、殊に國府の總社ならむには、その國内の神々を勸請て祭來れる社なれば、今の世に本社の廢給へる神々は、殊に其總社の祭をば、ことさらに享給ふべきことわりなれば、そのこゝろもちひして祭奉るべき事にこそ、但し後世におよびて、漸に總社鎭守など、みだりに呼ぶ事となれりときこゆるがあり、古と後とのおもむきをよくたづねて勘へわくべきなり、

の地なりといふに、總社明神社ありて、永和四年の棟札に、總社五十八社大明神と誌せりと國人云へり、此國の式社は、二十六座なれば、三十二座は式外の神に當れり、これも國司の計ひなりしなるべし、さて又いにしへの國府のわたりならぬ處にも、總社とてあるがきこゆるは、其わたりにて勢ありける人などの、おのがたのみをかくる神々を合せ祭りしなるべし、其は上に擧たる蓮華王院、常光院の總社に祭れる神々のさまに准へておしはからるゝなり、

注その後の書には、天福元年の明月記に、七月七日、川崎總社祭殊結構云々、河崎は拾芥抄に云、河崎正觀音壹演僧正、吾妻鏡に、一條河崎堂ハ洛陽七所ノ觀音ノ内と見えたり、壹演法師鴨川の西岸に、感應寺を建て觀音を置たるよし、元亨釋書に見えたるところなり、などなほまれ〳〵總社の稱は見えたれど、證とすべきばかりの事はみあたらず、

件の證文どもによりて、總社といへる祭神、はた鎮守と云へる號もおしはかりつべく、

注壒囊抄に、鎮守八幡は、嵯峨天皇平城騷亂時、潜ニ大師約諸子細ありて、靜謐後御建立ある社也云々、大師御行狀記に見えたり、宣胤卿記に、東山慈照寺鎮守額、平岡八幡ノ額ヲ寫シ候へと、室町殿仰ニテ、故實久卿書ニ三字「八幡宮」ト記されたり、二額ともに八幡宮と書給へりときこゆ、然ればそのかみ慈照寺には、八幡大神を鎮守として祀られたりしなり、又諸神記に、「西總社」、嘉祿二年十一月十四日の條、「兼直」、「十二社」、石清水、賀茂、松尾、平野、稲荷、住吉、梅宮、吉田、祇園、北野、貴布禰、吉田本ノマヽとみえたり、此は吉田齋場所の鎮守として、卜部兼直朝臣の祭始られし趣ときこゆ、又上にも引注せる諸社根元記に、仙洞法住寺殿御鎮守號ニ蓮華王院總社」トと見えたるは、總社を法住寺殿の鎮守とせさせ給へる由なり、又親房卿の廿一社記に、王城の鎮守神とて、廿一社を定置ると記されたるは、たゞ地の語り言にて社號に申すとは別なり、また園太暦に載られたる文和四年十一月廿日、權大納言藤原經顯卿等の神宮告文案に、掛マク毛畏岐王城鎮守諸大明神、二所太神宮、八幡大菩薩、賀茂太神於奉レ始天、總志天波十二社於奉レ驚シ天云々、といへる王城鎮守諸大明神とは、洛中洛外の諸神をなべていへる文ときこえて、これも又別なり、

又とりすべて論はむには、總社を鎮守とは稱ふべく、

属たる總社を、常光院にも徙し祭れりときこゆ、また吾妻鏡に、文治五年、泰衡征の時、陸奥國平泉寺衆徒が出せる寺塔已下注文の中に、鎮守事、「一中央總社、東方日吉白山兩社、南方祇園社王子諸社、西方北野大神金峯山、北方今熊野稲荷等社也、悉以摸二本社之儀一」とも見えたり、同じ度頼朝卿陣岡に逗留の間の條に、高水寺ノ鎮守者奉レ勸二請走湯權現一とあるは、寺の鎮守にたゞ一神を祭れるなり、按ふに其總社と稱へるは、國内の神々を勸請て、總て其を中央に祀り、四方に他國なる件の神々をも祀りて、其を合せて鎮守と稱ひて祀りたるものなり、然れば此はかの大物忌明神のごとく、舊より祭來れる式社を鎮守と稱ふとは殊なり、さて件の吾妻鏡に、陸奥國の總社の事のきこえたる文治五年より前の、二年五月廿八日の條に、神社佛寺興行事、一品日來思召立由所レ被レ申二京都一也、且於二東海道一者、仰二守護人等一被レ注二其國總社並國分寺破壞及尼寺顛倒事等一、是重被レ經二奏聞一、隨二事體一爲レ被レ加二修造一也、と見えたるをおもふに、そのかみはやくより諸國に總社と稱ふがありて、其國々の鎮守とし崇めたりしなるべし、其國ノ總社並ニ國分寺國分尼寺といへるをもても、諸國に總社のありけむことおもひ合すべし、國分寺國分尼寺は、聖武天皇の御世、國々に建させ給へり、さて又これも吾妻鏡に、件の文治の後、建久四年八月九日、相摸ノ國の神社佛寺に神馬を奉られたる中に、總社柳田と注せり、

谷川士清が和訓栞に、諸國に總社あり、或曰、古者國府必建二總社一、有レ事二于國司官社一、則國司率二僚屬一先修二典禮於此一、其儀如二京師神祇官一、河内の總社は國府村にあり、伊勢の總社は鈴鹿郡國府村にあり、播磨の總社は姫路の城内にありといへるは、然ることなるべくきこゆれど、其證をいはれざれば、此説にのみは從ひがたし、古の國府わたりの地に總社のある所、士清が云へる三國のほかにも、なほ所々にきこえたり、されど又國府ならぬ所にも在りて、一國の内に總社と稱ふが、二社三社あるところもきこえたり、さはいへど、おほかた件の説のごとくなるべし、然るは諸國に國司を任て治め給ふ制となりて後、世の中漸事しげくなりもてゆき、はた御政も緩て、國司の怠もいできぬるにあはせて、國内神社の順拜、また時々の奉幣などにも堪がたきときは、かねて國府のわたりに總社と稱ふを建置て、國内の諸神を勸請て拜所とし、奉幣などの神事を行へる國のいできたりけるが、その便よきに傚ひて、漸に諸國にもおよび、遂に諸國なべての例のごとくなれるにて、世々の書どもを讀あぢはひておもひやるべし、陸奥國なるもそれなりしなるべし、今三河國寶飯郡、此郡名もと寶飫なるを、字も唱も訛れるなり、白鳥村は昔時の國府

又總社と云へる事の古く書に見およびたるは、百練抄に、久安四年二月十七日、炎上及數十町、其中法成寺總社法興院燒失とみえたり、法成寺は、治安二年藤原道長公の建立なり、（また建久五年九月九日、今日法成寺總社祭也ともみえたり、又治承二年の山槐記に、十一月十二日、四十一箇所に使を立られたる中にも、此總社見ゆ、應安二年の後愚昧記四月廿日の下に、法成寺角社とあるもこれなり、）又同書に、久安六年八月廿四日、攝政（忠通公なり、）於法性寺新造堂被行總社祭、新尊崇之、（本朝世紀にも此事を載せて、供奉騎馬雜人數百騎、巫女輩衣裳悉綾羅云々、上皇臨幸有御見物事とあり、上皇は鳥羽天皇の御事なり、）法性寺は貞信公の建立なり、此總社の事を帝王編年記に、寛元元年三月十五日、東福寺總社遷宮也、奉號成就宮とあり、此は總社造替果りて、遷座の時成就宮と號られたる由なり、百練抄に、同年の八月廿二日己亥、今日法性寺成就宮（東福寺鎭守、）被始行祭禮、禪定殿下、右大臣殿、左大將殿、准后尙侍兩御方、內々御參各被啓幣帛云々、とも見えたるこれなり、（禪定殿下は兼經公なり、）此總社東福寺に在りて鎭守とせるを、法性寺にても因緣ありて重し祭りたるなるべし、（今も東福寺に鎭守社とて在り、成就宮とも稱へり、）東福寺は月輪兼實公の寺なり、又これも百練抄に、安元元年六月十六日、蓮花王院總社鎭座八幡以

下廿一社、（恒例の官幣廿二社の伊勢を避て廿一社なり、）其外日前宮、熱田、嚴島、氣比等社本地御正體圖繪像、但日前宮熱田御本地無所見、仍只被用鏡、また十月三日、蓮華王院總社祭、公卿侍臣僧綱等騎馬進馬長、有相撲御神樂、自今年所被始行也、有試樂後宴、諸社根元記に、仙洞法住寺殿（後白河上皇の御所なり、）御鎭守號蓮華王院總社、石淸水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、石上、大和、廣瀨、龍田、住吉、日吉、梅宮、吉田、廣田、祇園、北野、丹生、貴布禰、日前國掛、熱田、伊都岐島、氣比已上廿五社といへるこれなり、（師光朝臣年中行事にも、十二月三日、蓮華王院總社祭事、安元元年十月三日、被始行蓮華王院總社祭とみゆ、此院は後白河天皇の御願にて建立なり、）また百練抄に、治承元年正月卅日、朱雀院鎭守石神明神社云々と見え、（同二年十一月十二日の山槐記に、朱雀院石神と見えたるこれなり、）また治承二年の山槐記に、十一月十日己巳、今夜宮侍並在宮輩、於常光院總社（白注に御所ノ內巽有之、）有八女田樂事云々、件社伊津岐島御坐といへる事見えたり、此は平淸盛公甚く權勢ありて、伊津岐島神を尊敬の頃なり、以呂波字類抄に、常光院入道前太政大臣平淸盛公、申寄二條院御願置阿闍梨二口とみえたり、伊津岐島神社に

とは國守の、殊更に國の爲に祈禱せる例社を、然は稱ならへるにぞ有べき、（上野ノ國の神名帳に、上野ノ國總五百七十九座と記して、其首に鎮守十二座と擧て、當國の式社十二座悉く載て、次に郡を分ケて式外の諸社を載たり、然るは式社をば殊に重して、國内の鎮守と稱して分載たるものなるべし、）然るに一條兼良公の東齋隨筆に、參議佐理卿太宰秩滿歸路、歷伊豫三嶋、風浪惡不能發船、夢三嶋明神告曰、乞書額、覺乃書、應時海上穩、榜曰日本總鎮守大山積明神とみえたるは疑はし、この事は十訓抄に、（建長四年の撰、）むかし佐理卿大貳の任はてゝ上られける道にて、（系圖を按るに正曆年中なり、）伊豫國三嶋明神の託宣ありて、彼社の額を書れたりけるも、めでたかりけりと見えたる時の事に合ひては聞ゆれど、佐理卿の頃、神社に日本總鎮守といへる號のあるべくもおもはれず、（そのかみの世のありさま、名稱など考合せて識るべし、）殊に彼三嶋の神は、伊豫國風土記に、宇智郡御嶋坐神御名大山積神、一名和多志大神也、是神者所顯難波高津宮御宇天皇御世、此神自百濟國度來坐而津國御嶋坐、と見えたる韓神なるを、日本總鎮守などかけても稱べきにあらず、おもふに彼卿よりはるかに後世に、彼社司などの中に、かの佐理卿の古事をおしたてゝ、僧徒等が例せる僞妄說のごとく、然る額を作り置て、己が神社を人に尊ばせむとかまへたるものにこそは有けめ、然はいへど、兼良公の隨筆にも記し給へるをおもへば、むげに近き世の事にはあらず、

注 かの公は、文明十三年八十にて薨給へり、そのかみ既くさる僞妄說したりけむ事おもひやるべし、なほ此下に擧る總社の中に、鎮守といへる號のあるところに論はむ說を考合すべし、さて又彼卿の書給へりといへる額を摸寫たるものなりとて、世に寫傳へたるがあるを、おのれも既に見たることありき、筆道に額字とか云へる體ありて、殊更にいたはりつくろひたるごとき書ざまなるものを、また板に繕ひ彫りたるが舊びたるは、いづくなる額字もおほかた同じ書ざまなるものなれば、かの額字の摸も、己が目にはいみじき手書のならむとも思はれざるを、古筆の監定する人はいかゞいふらむ、かし、此ちなみにいふ、神社に額うつ事、古書に見あたりたるは、上に擧たる十訓抄のほかには、仁安二年の大倭神社注進狀に、丹生川上神社云々、額正一位授冠年月未考といへり、又年中行事の畫に、鳥居に額うちたるが見えたり、

なり、しかるに同天皇御事ありて後、復政せさせ給へる御世の建武年間の舊記に、元年五月七日、武者所輩可ㇾ存ニ知一條々とある令條の中に、諸國一二宮事、本家幷領家職事、可ㇾ停ニ止其號一之由、以前治定了、社敷地幷神職收公地頭跡、被ニ尋究一可ㇾ被ㇾ停ニ止之一、至ニ神領地頭職一者、隨ニ事之躰一追可ㇾ有ニ其沙汰一矣とみえたり、されどそれ行はるべきほどもなく、又御事ありて、吉野の行宮に遷幸坐ましける、いみじき御世の亂に、よろづの御政の沿革ゆき、神事の衰廢たるにあはせて、一宮二宮などの專當する事もなく、遂にたゞその稱のみ遺りて、何の由とも無く重き社がらのごとくなり來しものにぞあるべき、

○鎭守總社の事

諸國に鎭守また總社と稱ふ神社の多きは、いかなる由にて、いかなる神を祭れるにかと考るに、共に國史には見えざる號にて、其より後の古書どもにはをりをり見えたり、まづ鎭守の稱のふるく書に見あたりたるは、本朝世紀、天慶二年（朱雀天皇の御世、）四月十九日の條に、官符三通、皆給ニ出羽國一、一通云々、一通鎭守正二位勳三等大物忌明神山燃有ニ御占事一云々、（式に出羽國飽海郡大物忌神社名神大、○本朝文粹に、「大江匡衡作」、於ニ尾張ノ國熱田神社一供ニ養大般若ヲ一願文に、當國守代々奉ニ爲ニ鎭主熱田ノ宮ノ一、奉ㇾ書ニ大般若經一部六百卷ヲ一、已爲ニ恒例之事ト一云々、寬弘元年十月十四日とあり、鎭守と書るはめづらし、守主音の親しきによりて寫誤りたるにや、又そのかみ通はしても書馴たるにや、いづれにも鎭守と同等の稱なるべし、）また小朝熊神鏡沙汰文に引たる小槻廣房の勘文に、永保三年閏六月十五日、出雲國司言上云、鎭守水澤明神云々、（式に出雲國仁多郡三澤神社とありて小社なり、）又東寺に傳藏る古文書に、維元永二年亥九月十六日、（鳥羽天皇の御世、）當國鎭守正一位出雲兩所大明神宇豆廣前仁、國司正四位下行周防守藤原朝臣家保、恐美恐美毛令ㇾ申事由波、去年十一月廿九日、但馬國與利當國仁遷任、今月十三日、入ㇾ境着府、卽宮鎰乎受領任□天種々御神寶物乎調作天今日御神拜乎行布、其修ニ寶物一弖二張云云など見えたり、（式に、周防ノ國佐婆郡出雲ノ神社二座とありて小社なり、）朝野群載に、寬治七年（堀川天皇の御世、）六月、主稅勘解由使の勘ニ相摸國解文一狀の定擧の條に、鎭守宮公廨三萬四千卅七束九把五分、また同狀例減省の條に、鎭守宮公廨二萬束とも見えたり、（こは定擧を減省せる數なり、）この鎭守宮と云へるは、其國內の神の中にて、一社に限れるにはあらで、然る品に預れる神社數ありたりげにきこえたり、故按ふに、も

り、移送布告すべき事などの狀によりては、豫て各國に一社を定め置て、まづ其社司に告知せ、その社司奉り專當して、國內の諸社司に傳達せさせ、又諸社司より申す事をも執達せさする爲に、そのかみの神社の在かたにつけて、便宜にまかせ、或は時勢によりなどして、定められたる新式なりしなるべし、なほよく尋考ふべし、今諸國の中に、一ノ宮を重き神社として、中には觸頭など稱ひて、國內の神社の事を專當せる例なるが、これかれ聞えたるも、のなごりなるべし、古山城にて賀茂の二社を、共に一宮とし、備中の吉備津彥神社を、備前備後かけて三國の一宮とせるは、故ありし事なるべし、また太平記に、備前國一宮の在廳に、美濃權介佐重と云ける者云々と見えたり、備中の吉備津彥神社は、備前備後かけたる三國の一宮なるに、備前國一宮といへるは、永萬元年神祇官御年貢進社の記に、備前備後にも吉備津宮見え、今も其社在りて、共に備中より移し祭れりといふとぞ、然ればそのかみ備前なる其社をも、やがて一宮と稱ひて、備中なる本社に屬て、國內諸社の事に預りたるなるべし、備後なるも准へて察るべし、さて在廳とは、其社司の廳に在りて事を行ふ社職なるべし、今も伊豆國の一宮三嶋神社に屬たる社人の中に、在廳と職名のごとく呼て、伊達氏の者一家あり、近頃世に出たる伊豆國神明帳の本書は、かれが家に持傳へたりとぞ、其奧書に康正二年辛亥十二月廿五日、在廳と書て草名あり、昔は一宮には、なべて在廳といふ社職もありしにこそ、また二宮三宮などいへるがあるは、其一宮に障りある時、次々に權に其事に預るべく、國內かぎりに私に定たる國々のありしなるべし、二ノ宮三ノ宮などいふは、各國にかならずしも在りし事とは聞えず、然れば一宮は、もと神社の尊卑に依れる由にはあらぬを、上に引たる因幡守宗成の、一度未レ參二一宮一、是有レ恐也とて、わざと下向せられたる、其ほかにも一宮を重き神社の如くせる事の、書どもに見え聞えたるは、上にいへるごとく、專當して公事に預れるが故に、おのづから勢ありて、然はうつろひ來れるものなるべし、肥後國阿蘇宮の古文書に、抑當國郡浦他人競望事不レ可レ然候歟、阿蘇社依二國一宮一、先朝御代社領等悉御寄進候云々、興國七年六月十三日、惠良小次郎殿とありて、草名を署せり、南朝の官人のなり、惠良は地頭なり、阿蘇宮とは式內健磐龍神社にて、一宮記に載たり、先朝御代とは、後醍醐天皇の御代を稱へるなり、そのかみ公ざまにも、一宮を殊に重くし給へる趣

の見えたる證なり、（此らよりの後の書どもには、いと多く見えたれど略けり、）さて件の壽永よりも前、永萬元年注進の神祇官年貢進社と て記せる書に、讃岐一宮、尾張一宮二宮、周防二宮などなほあり、但しいづれもうちまかせて某國一宮某國二宮など書て、社號を記さず、いと唱へなれたる書ざまなり、かくて上に引たる後の世の書どもにも、たゞ某國一宮二宮など記せるもあり、又一宮某社と記せるもありて、（尾張國名古屋眞福寺に藏る延文五年の久我家の文書に、尾張國一ノ宮眞澄田ノ社領云々など、）みな一宮記に載たる神名に合へり、又一宮より五宮と云までの社ありて、書に見あたりたるは、本朝無題詩に、釋蓮禪が着長門壇即事の詩句に、里社祈風供木綿、自注に、遠岸有一社、當州稱二宮、於舟中遙拜云々と、この蓮禪が傳いまだ考へざれど、同書中藤原周光と贈答の詩みえたり、周光は系譜を案ふるに、堀河鳥羽の天皇の御世に在し人ときこゆれば、もとより一宮のありて、二宮の稱もそれよりはやくありし事知られたり、其後には吾妻鏡建久三年八月九日の條に、（早旦以後御臺所御產氣云々、相摸國神社佛寺奉神馬云々、）一宮佐河大明神、（一宮記に高座郡寒川神社とあり、そのかみ寒川を佐川と唱たりしなるべし、）二宮河勾大明神、（此神社式にみえ給へ、）三宮冠大明神、（式内比々多神社を、今冠大明神とも稱すとぞ、）四宮前取大明神、（式に載られたり、）と見え、又弘安八年の但馬國大田文に、出石郡に當國一宮出石大社云々、朝來郡に當國二宮粟鹿大社云々、養父郡に當國三宮水谷大社云々、（此内の田文を任建久注作之帳、注文之とも記せり、上に引たる吾妻鏡なると同頃なり、さて此三社とも式に載られたり、）など見え、また神名帳頭注（文龜三年卜部兼倶卿撰、）の中に、一宮二宮などあまた記せる中に、播磨餝摩郡白國四宮也、高岳五宮也なども見えたり、（文和の頃記せる安居院が神道集に、上野國の神に、一ノ宮より九ノ宮といへるまで擧て、其神名をも載たり、此書はいと妄誕なる事を書付たるものなれば、證とすべきにはあらねど、もしくはその然る稱のありけむも知らず、）かくて一宮記なる社號を按ふるに、いづれも式社にはあれど、必しも名神大社にもあらず、又神位の高きにもよらず、小社も預り給ひ、又神階の卑きもあり、中にも天照大御神の宮敷坐ませる伊勢國にては、河曲郡都波岐神社の小社にておはするをさへに、一宮として載たり、（國史には、三代實錄に、貞觀七年從五位下を授給へるに止れり、）そも〳〵一宮と稱す神社を定められたる事は、正しき古書どもに見えず、何の御世何なる由にて定められしにか詳ならず、今つら〳〵推考るに、延喜の神名式定られたる後の御世に、諸國の神社へ、神祇官或は國守などよ

る事、書どもに見えたり、宗成も重任して九年に及ナルまで、なほ任國に下らずして、都に在しが故なり、おのれ往時サキに京にて、或人の藏モてりといふ古文書案の寫を見たりける中に、建久七年正月廿八日、正五位下行式部權少輔兼東宮學士藤原朝臣範時、淡路守ナに任されたるが、建仁三年十月におよびて、本社の放還を待ずして、任國に赴かむ事を請奏し、又その御許ありけるによりて、太政官給粮の籤符等の文あり、範時淡路守ナに任されたる建久七年より建仁三年まで、八年にして此事あり、たゞむかしの式ばかり行はれたりときこゆ、さて次に建仁三年十月、國宗宿禰引キ二遣スヲ馬於範時朝臣ノ許ニ一、是爲メ二神拜ノ一來月十日依トイヘリレ下二向淡路國ニ一也、存スル二受領ノ望ヲ一之輩必可シレ引云々、とみえたり、この神拜も一宮なりけむ、さて又十訓抄に、備中守政長が神拜に下りける時、則高、正資、時資などいふ、時の舞の上手どもをいざなひて下りたりけるに、吉備津宮の御前にて、則高陵王を舞ける時に、寶殿大にゆすりひゞきて、おびたゞしかりけりと見えたり、吉備津宮は備中に在ノりて、備前備後三國かけての一宮なり、政長主も一宮神拜のために任國に下りて、臨時祭行はれたるなるべし、人々の傳によりて考ふるに、鳥羽天皇の頃の事なりしなるべし、

また著聞集に、延久二年八月三日、上總國ノ一宮の御託宣に云々、吾妻鏡壽永三年正月八日、上總國ノ一宮ノ神主云々と見え、一宮記に、埴生ノ郡玉前神社とあり、式にも載られたり、また源平盛衰記、壽永二年七月廿三日、近江の瀬田の軍の條に、當國の一宮建部の社の森の中に陣をとると見えたる、此神社も一宮記に見えたり、又吾妻鏡に、文治元年十一月廿四日、二品爲二國土泰平ノ一被レ奉二御願書ヲ於諸社ニ一、先太神宮ノ分ハ被レ付二生倫神主ニ一、其外近國ノ一宮云トイヘリ々、此文にてそのかみ諸國に、かならず一宮在りけむ事きこえたり、下に引く嘉祿の度の文をも併せおもふべし、さて又玉葉集旅ノ部に、西行法師安藝の一宮へ參りけるに、たかとみの浦といふ處にて、風に吹とゞめられて云々とみえたる一ノ宮も、一宮記に伊都支島とあるこれなるべし、寛喜元年十一月十日、依テ二去ヌル四日ノ雷電ニ一爲ニ二世上ノ御祈ノ一、近國ノ一宮ニ被レ立テ二奉幣ノ御使ヲ一、相摸、武藏、上野、安房、駿河の五國の幣使の名を載たり、又嘉祿元年五月廿二日、心經尊勝陀羅尼各一千卷被レ摺レ之、次彼ノ經各百卷以テ二金泥ヲ一令メ二書寫セ一畢ヌ、是諸國彼ノ經毎ニ二一宮ニ一可レ被レ奉レ納一卷宛ニ云々なども見えたり、これら古き書どもに、まさしく諸國に一宮ありし趣

三嶋より外にはなきなり、一國に一宮と云ふは、其後聖武天皇之御宇、六十六箇國に、一社づゝおき給ふと云へるは、殊に甚しき妄說なり、

さて一宮と云へる稱の古く書に見およびたるは、今昔物語集に、今昔周防ノ國ノ一宮ニ、玉祖ノ大明神ト申神在ス、其社ノ宮司ニテ、玉祖ノ惟高ト云フ者有ケリ云々と錄されたり、此書錄されたる隆國卿は、萬壽二年(後一條天皇の御世、)の生にて、承保元年(白河天皇の御世、)五十にて薨給へり、そのかみ既くより一宮と稱す事の、世に普くて口なれたる物語の書ざまなり、(延喜式を定たまへる延長五年より萬壽二年まで九十餘年なり、さて又本朝無題詩に載たる、釋蓮禪が詩の自注に、二ノ宮といへるは、一ノ宮に對へたる稱なるべし、其は下に二ノ宮の事をいへるところにいふべきを、こゝにまはして證とすべし、)此玉祖神社、すなはち一宮記に載たるに合へり、又金葉集に、(大治二年進奏、)範國朝臣に具して、伊豫の國にまかりたりけるに、正月より三四月まで、いかにも雨のふらざりければ、なはしろもせでよろづにいのりさわぎけれど、かなはざりければ、守、能因に歌よみて一宮にまゐらせて雨祈れと申ければ、まゐりて祈申ける歌、能因法師「天の川苗代水にせきくだせ天くだります神ならば神」、左注に、神感ありて大雨降りて、三日三夜やまずと家集に見えたりとあり、(件の金葉集の端詞も、家集によりて記されたるものなるべし、)此事を十訓抄に、(建長四年撰、)能因入道伊豫守實綱(金葉集には範國、)に伴ひて、彼國に下りたりけるに、夏の初日久しくてりて、民の歎淺からざりけるに、神は和歌にめで給ふものなり、試によみて三嶋に奉るべき由を、國司頻にすゝめければ、「天の川苗代水にせきくだせ云々」とよめるを、みてぐらに書て、社司をして申上させたりければ云々と記せり、金葉集に一宮と記されたるは、この三嶋神にて、式に越智郡大山積神社と載られ、一宮記に、大山祇神社とある是なり、能因は(橘元愷の僧名なり、永承四年內裡歌合に能因法師とあれば、後冷泉天皇の御世の頃、既に僧となりてありけるなり、)隆國卿とおほかた同じ頃に世にありし人なり、また元永二年の中右記に、(後冷泉天皇の御世、)七月十四日曉、因幡守宗成令下向、是九箇年未下向也、於神拜者、先日以目代令遂了、然而一度未參一宮、是有恐也、仍俄令下向也、今度可令行臨時祭也云々と見えたり、因幡國の一宮は、一宮記に、法美郡宇倍神社とあり、

注そのかみ國守となりて、數年任國に下らず、目代と云ふを置て、其國を治させたる事もありし趣な

りの例として、めでたき祭式どものあるが中に、朔幣其唱へサツベイ、とて、正月元日、二月朔日に、一前に此神社帳には一座なれば、合殿二前あり、餅三枚、眞鴨二羽、雉子七隻、鯉七喉、熨斗鮑七把、大根七枚、また鹽鮭、串鮑、鹽未醬、炊飮、酒等を奉り、三月より月次の朔毎に、餅酒を奉る例なり、三月より供物の減れるは省ぎたりときこゆ、さて其餅は細長に作りたるものにて、刀餅と稱ひならへり、其形によりて名づけたるなり、この朔幣はおのれ一年、かの社司許ものせる時見聞たるところなり、又康正元年に記せりと見ゆる、丹後國田數帳加佐郡の部に、朔幣料田拾壹町、一宮御料とみえたり、他社にもなほ朔幣の例の遺れるところありぬべし、但し其供物は、必しも定りたる事はあるべからず、同じ國内にても、便に隨ひて異なるもありしなるべし、今の世にもおほかた神社には、朔ごとに酒餅などを奉るめり、おのづから朔幣の例の遺れるものなるべし、

○一宮の事

世に一宮記と云書ありて、諸國の一宮と稱ふを一社づゝ載たり、みな延喜式内の神々なり、但し其中に山城國には、鴨大明神、注に號二下社一云々、賀茂大明神、注に號二上社一云々、と二社を載せ、また備中國吉備津宮を載て、備前備中備後三國一宮也と注せり、さて中むかしの書どもに、一宮と記せる社號を見るに、みな此一宮記に合ひ、今も然稱ひ來れる社諸國に多かり、然るに其一宮を定られたるは、何の御世、いかなる由にて定られたるにか詳ならずといへども、唯一神道など云ふ徒の、謾に作定たるものにはあらず、但し舊は社號ばかり載たりけむを、今在る本には、神號の書ざま、また社號の下に祭神を注せる中には、いかゞなる事もうち交りて聞ゆるぞ、かの神道者流などの所爲なるべき、

注 鴨長明の四季物語四月段、賀茂社の事を云へる處に、仁和の始の年になむ、もろ〳〵の國に一の宮を定たまふ時、此御瑞籬を山城國の一の宮に定められ、かけまくもかしこき御事よ云々といへるは、そのかみの傳にてはありけめど、史にも見えたる事なく、又光孝天皇の御世の頃、さる式を定給ふべき御世のさまにあらず、延喜の神祇式にも其稱見えたる事なし、すべて此の條に、賀茂の神たちの古事を云る說どもの、みなみだりなるにおもひ合するに、其一宮の事も、そのかみ既に語ひならひ來れる謾說なる事決し、また伊豫國の事を記せる豫章記と云ふ書に、倭國に於て一宮と云ふは、伊豫の大

れ給へるもありて、護になりたるなるべし、（されどしかすがに昔のものなれば、もはら考證に備ふべき書なり、）さて又國守神拜の事は、かの今昔物語集のほかにも、これかれのふるき書ども多く見えたるが、官社ならぬ神にもおよべる事は、かの田村麻呂の、公ケニ被レ奏ナドシテ神拜モ除カレと云ひ、また維叙の、此神本ノゴトク崇メ奉ラムト云テ云々、と云へるにて明なり、また今昔物語集に、朔幣ヲ奉リ、神名帳ニ入レ奉リといへるは、國守かの神名帳に載たるかぎりの神社に、毎月の朔日に幣を奉る恒例なりしなり、其は釋日本紀に引たる淡路國例式に、正月元日國內諸神奉ニ朔幣ヲ事（毎月朔日准レ之、）云々、正六位上生石神社とあるをもて、諸國の例も然ありけむ事准へ知るべし、（下學集神祇門に朔幣あり、）さて生石神社は式に載られず、國內諸神と云へる中にて、いはゆる國內神名帳に入レ奉れる神なるべければ、これをも證とすべきなり、

注但し鴨長明抄に、丹後國與謝の郡に、あさも川の明神と申かみいます、國の守の神拜とかやいふ事にも、みてぐらなどえ給ひて、かずまへらるゝほどの神にてぞおはするなる、これは昔、浦嶋の翁の神になれりとなむいひつたへたるといへり、このあさも川の明神も、式內にはあらぬが、國守の神拜に預り給へりときこゆ、此神社今阿佐茂川の東網野村にありて、土人浦島大明神、また吉野社ともいふとぞ、

但し官社に朔幣奉らるゝ例は、いまだ慥に書に見あたらざれど、然らぬ神たちにすら奉らるゝを、官社を除きたてまつるべきにはあらざるがうへに、淡路國例式に、國內諸神云々とあるをもて推て知るべきなり、

注其は上代より在り來しめでたき例なるべし、因に云、朝野群載に、初任國司廳宣、「新司宣ニ加賀國在廳官人雜任等ニ、仰下三箇條事、」一可ニ早進ニ上神寶勘文ヲ事云々、又恒例神事慥守ニ式日ニ殊可ニ勤行ス矣云々、」延喜十年月日、」また廳宣ニ但馬國在廳官人等ニ仰下雜事、」一可レ勤ニ仕恒例神事ヲ、」右國中政神事爲レ先、專致ニ如在之嚴奠ヲ、須レ期ニ部內之豐穩ヲ云々、」年月日」とみえたり、そのかみ諸國にてかく神事を重くせられたりしなり、今も下野國ニ荒山神社（帳に名神大、今常には宇都宮大明神と稱す、）には、古よ

考ざるわたくし行なりしなるべし、さてまた神號の式の神名帳なると、字の異なるがあるは、もとよりその國にて、書なれたるまゝにものせるなり、（四時祭式、臨時祭式の中にすら、神名帳と異なる書ざまなるがあり、）また稀には、式の神名帳なる神號の見えざるもあるは、後にその國内にて、唱のかはりたるまゝに記せるにやとおもはるゝもあり、また其記せるところ、はやく廢給ひしもありぬべし、

注紀伊國の神名帳には、官知神、未官知神と別記せるが見えたり、東大寺戒壇院神名帳の尾にも、有官知未官知ニ云々大明神といへり、此差別を記せる事は、出雲風土記、延暦の大神宮儀式帳などにも例ありて、上に引出たるが如し、官知は神祇官の幣例に預り給ふ神たち、未官知は然らぬ神たちの事なり、但し未官知の神も、恒の幣例には預り給はざれど、神祇官の職掌に預るべきなり、かの筑後の守の解狀に載たる太政官符に、管國嶋神名帳、悉以朽損難レ可ニ據勘一、宜下仰ニ管國嶋一早令中注進上者、と見えたるをおもひ合すべし、伊豆國に今も在廳と稱て、古國守の廳官なりし者の子孫のありて、康永二年在廳と奥書せる、其國の神名帳を持傳へたり、今世にある本は、これを寫傳へたるなり、さてその在廳と云へるは、伊達氏を稱て、同國三嶋神社の神人の中にて、職名を在廳奉幣使と稱ふとぞ、さて神名帳としも書るは、もとより其國にて書ならひたるなるべし、（文明十一年に記せる東大寺戒壇院なるも、神名帳と書り、）明神とかよはし書たる例もあり、

かくてその神名帳、國ごとに記しざまのとり〴〵にて、全く同じからざるは、もとより書式の定まらざりつるが故なるべし、又同國の帳に異本と見ゆるがあるは、當時に合へて時々書加へ、或は書改などしたる本もありぬべきなり、（少の差ひなどは轉寫の誤もあるべければ、一向には論ふべからず、）但し其神名帳どもを見るに、かの正暦の頃のものとはおもはれず、後々の世に、時々書改たる帳の遺れるものなるべし、古き記錄どもを讀み考るに、後々の御世におよびては、國守任國に赴くに、怠て目代などいふものに政を委ねたる事きこえ、よろづみだりがはしく沿革もて行ける趣なりければ、國守の神拜なども怠いできたれるにあはせて、（中右記に、因幡守宗成重任して九箇年におよぶまで、いまだ下向せず、神拜を目代にせさせたる趣みえたり、下の一宮の考のところに本書を引ていふべし、）淫なる祠をも帳に載せ、官社も衰微給へるは、おのづから除か

羽按察使兼陸奥守ニ十月甲辰、兼二鎮守府將軍一と見え、また維叙の陸奥守に任されたる時は、いまだ書に見およばざれど、陸奥の一任五年畢りて、長德元年に、實方の交替として、下國せられたりとする時は、維叙の下國は、正暦二年なるべし、しかるに廳官が語に、田村將軍が任中の事を、二百年ニ罷成タル事ニコソ侍ルメレ、といへるをもて推考る時は、田村麻呂の守に任されたる延暦十五年より正暦二年までは、百九十五年なるを、二百年に罷成たる事にこそ侍めれといへるは、暗記にておほよそに云へる言なり、然れば件の延暦十五年の頃より、國守の神拜朔幣を廢られたる神社なるが、延喜式の成れる延長五年より凡六十年ばかりの後、正暦二年の頃におよぶまで、然衰へたる神社なれば、もとより官社にはあらざりしを、維叙の朔幣を奉り、神名帳に入れ奉られたるは、前に田村麻呂の停廢られたりしを、再興されたるなり、さてその神名帳といへるは、上に論へるごとく、神名式に収られたる官帳にはあらず、各國にしてその國内の官社を始め、國廳に知えたるかぎりの神社を郡別に書載せ、その神階をも記せるものにして、いはゆる國内の神名帳これなり、但し上に擧たる筑後の神名帳、また官符勘文等の趣をもて推考ふるに、國内の神名帳には、本位、借位の差別なく記せるが、なべての例と見えたり、さるは今世に遺れる國内の神名帳どもを見るに、官社はさる事にて、いとあやしき神號を稱せるにすら、神位を記せるをもて推知るべく、かの筑後神名帳に、本位と借位を別ち記せるは、官符の旨に隨ひて、殊さらに異なる事をおもひわくべきなり、しかれば並ての國々の神名帳なる神位は、本位、借位の差別なく記せるものなれば、その別をば今知るべき由なし、かの筑後より來れるその國内の神名帳の注文、またその官符解狀のおもむきを案ふるに、國宰の緩怠ありて、はやく天慶の頃すら、さばかり混らはしかりつれば、それより後の世々混多かりぬべき事もおして知るべし、又上に擧たる嘉祥四年正月の符旨にては、天下諸神に六位より卑き階を授たまふ事は無き例ときこえ、國史にも見えたる事なきに、國内の帳どもの中には、七位以下初位に至るまでの神階を署せるがあるは、決く國宰の借位にて、神階の例をも

國高座郡大領外從六位下勳八等壬生直黑成外從五位下一、代ニ貧民一塡ヲ進云々、仍裒ニ其身一也、嘉祥元年十一月、大和國吉野郡大領吉野連豐益依テ政績有ルニ聞、借ヲ授外從五位下一、

本朝文粹に載たる、天延二年十一月菅原文時朝臣の奏狀に、初拜ニ內史一之時、郎奉ヲ仕ルニ五畿七道諸神位記ノ事ニ、名號之訛リ、階級之謬リ、獨自所ニ考正スル、惣六千餘社云云といへる事見えたるも、同じ趣なる混ひのありぞしにけむ、さてその國內の神名帳は、三代實錄に、貞觀五年九月廿一日、勘解由使起ヲ請ス二條ヲ、其一ニ曰、神社帳准ニ官社帳一勘了ルノ之日、令レ移ニ式部省一、其二ニ曰、云々、太政官處分並依レ請、と見えたる神社帳これなるべし、かくて此國內神名帳の事の、他書に見えたるは、今昔物語集に、今昔陸奥守トシテ平維叙ト云者有ケリ、貞盛朝臣ノ子也、任國ニ始テ下テ神拜ト云事ストテ、國ノ內ノ所々ノ社ニ參リ行キケルニ、□（この中間二字ばかりがほど空たり、此は記者の地名を聞とゞめられざりつるを、後に聞ひ正して書補へむとかまへられたりしものなり、かゝる例この書にいと多かり、）ノ郡ニ、道邊ニ木三四本許有ル所ニ、小サキ神祠有リ、人ノ寄着タル氣无シ、守此レヲ見テ、共ニ有ル國ノ人々ニ、此ニハ神ノ御スルカト問ケルニ、國人ノ中ニ年老テ舊キ事ナド思ユラムカシト見ユル廳官ノ云ク、此ニハ止事无キ神ノ御シケルヲ、昔シ田村將軍ノ、此國ノ守ニテ在シケル時ニ、社ノ禰宜祝ノ中ヨリ思ヒ不レ懸事出來テ、事大ニ罷成テ、公ケニ被レ奏ナドシテ、神拜モ除カレ、朔幣ナドモ被レ止テ後、社モ倒レ失テ、人參ル事モ絕テ久ク罷成タル也ト、祖父ニ侍シ者ノ、八十許ニテ侍リシガ聞シト申侍シ也、此ヲ思フニ、二百年ニ罷成タル事ニコソ侍メレト語レバ、守此レヲ聞テ極ク不便也ケル事カナ、神ノ御錯ニ非ジ物ヲ、此神本ノ如ク崇メ奉ラムト云テ、其コニ暫ク留テ、藪切リ掃ハセナドシテ、其郡ニ仰テ忽ニ社ヲ大ニ造ラセテ、朔幣ヲ奉リ、神名帳ニ入レ奉リナドシケリ、といへる事みえたり、なほこの時の事のさまを考ふるに、まづ件の物語集の文のつゞきに、「而ル間、實方中將ト云人、此國ノ守ニ成テ下ケル間ニ云々といへり、この下任の事は、本朝世紀長德元年九月廿七日の下に、陸奥守實方朝臣令ニ奉レ勅赴レ任云々と見えたり、さて又田村將軍ノ此國ノ守ニテ云々と云へるは、坂上田村麻呂大宿禰の事にて、公卿補任に、「延暦十五年正月廿五日、任ニ陸奥出

損、難レ可二據勘一、宜下仰二管國嶋一早令中注進上者、而于レ今不レ進、府之緩怠責而有レ餘、大納言正三位兼行右近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣實賴宣、奉レ勅宜下仰二彼府一神名本位借以勘錄令中言上上之者、府宜二承知依レ宣行レ之者、方今彼國每二官符到一仰下頻也、而徒有二下知之營一、更無二寫進之勤一、已依二國宰之緩怠一、責二□府司之不勤一、國宜下承知件諸神位記案、並神名帳等早速進上上、若其本位記散逸不レ存、叙位年月依二官符旨一、改□據具注言上、不レ得二重怠一者、今撿二案内一、高良玉垂命神、豐比咩命神並二前御位記、適納二國底一、足レ爲二後代之鏡一、仍詳注二叙日一、兼寫二位記一進上、如レ件、但至二諸神一、或國司商量奉レ授二借位一、或位記紛失不レ知二叙日一、如レ此之類唯錄二當階及神名一、同以言上以解、天慶七年四月廿二日、守從五位下吉志宿禰、公忠之花押、正六位上行掾秦宿禰と見えたり、さてその帳の首に、神名帳と題して、借從五位下大多良男神、借從五位下大多良咩神、已上二前、前司守和朝臣利親在任之時、以二去延喜廿三年三月□日一、奉レ授二件位一、中略次に御井郡六十所正一位高良玉垂命神、延曆十四年五月九日、始奉レ授二從五位下一、中略寬平九年十二月三日、奉レ授二正一位一、已上勅授位記、中略借從四位上斯禮賀志命神云々、右神以二元慶八年四月四日一、奉レ授二（下文の例によるに、此間に借字脫たるなるべし、）正六位上一、時吏依二其神驗顯然一、延喜十五年五月十三日、奉レ授二借從五位下一、以二同廿年十二月十一日一、奉レ授（此にも借ノ字あるべし、）從四位下一、當時守吉志宿禰公忠、又感二其神驗之明一、以二去天慶六年五月十九日一、奉レ授二借從四位上一、借從五位上朝日豐盛命神、下略已上八前、元慶八年四月四日、奉レ授二正六位上一、延喜十五年五月十三日、奉レ授二從五位上一、など此例に記して、（但し此帳に、古くは元慶四年に借位を授奉れる事みえたり、そのかみ既くより在來れる例なりしなるべし、）尋常の位をば、公家奉レ授之位也、或は借二某位一とあるをば、時吏奉レ授レ位などいひ、また但位記紛失不レ知二叙日一なども注せり、

【注】委しくは本書を見て知るべし、さて借位の事は儀式の時、官人の員の足らざる時は、位を借授てその員を備へらるゝ例あれど、神の借位は、國司の計らひて授奉れる例ときこえたり、そは續後紀に、承和八年三月、陸奥國柴田郡權大領外從六位下勳七等阿倍陸奥臣豐主某々等、並借二授外從五位下一、皆由二國司褒擧一也、また八月辛丑、假二相撲

〇國內神名帳といふは、諸國にて各その國內の神社を記し、位階をも載たるものなり、此書多く亡て、今わづかに世に遺在り、おのれとしどろ尋もとめて獲たるは、和泉國內神名帳、首にかく題せり、奥に右神名帳ハ、自二大鳥明神ノ田所一出とありて、明應元年の寫本を書入たり、尾張國神名帳、卷首に奉レ唱二國內神名帳一とありて、跋に文治(丙午)年三月日宣命狀、國中諸神皆增位、爲二天下安穩御祈禱ノ一云々と見えたり、貞治三年書寫の奥書、また應永、天文、元龜の奥書ある異本もあり、參河國神明名帳、卷首にかく題せり、駿河國神名帳、卷首に駿河國諸郡中明神天神神名帳とあり、伊豆國神明帳、題名なく、伊豆國三ヶ郡內神明帳事と書出せり、神階記と題せるは、後人のうち見たる上にて題せるなり、奥に康永二年辛亥十二月廿五日在廳判、美濃國神名記、卷首にかく題せり、天文十九年寫せる由奥書あり、上野國神名帳、本書題名なし、永仁六年十二月廿五日、古本の損たるによりて、總社經藏寺釆觀心改寫せる由奥書あり、若狹國神名帳、本書題名なし、延寶の頃書寫せりと見ゆる當國の郡村帳に、神名帳云とて、神位を注せるが此書に合へり、はやくより然も唱へ來れりときこゆ、その後國人のかける書に、神階帳といへるもこれなり、うち見たる上にて名づけたるものなり、紀伊國神名帳、本國神名帳とあり、一本南海道紀伊國神名帳とありと書入たり、奥書に寛九二月下旬とあり、年號脫字あり、隱州神名帳下西ノ總社、有下號二隱州神名帳二一卷上云々、と卷首に記せり、筑後國神名帳、首にかく題せり、尾に天慶七年四月廿二日、守吉志宿禰勘錄進上の解文あり、合せて十一部あり、さて此書名正しくは某國神名帳と云ふべし、上に擧たる如く、筑後守の進上の帳の題名、其ほかにも其例に題せるにしたがひて決むべし、今昔物語集に、陸奥の國にて其國內の神名帳を、たゞに神名帳といへる文あり、下に引べし、又この帳を公ざまにて神社帳ともいへること、三代實錄に見えたり、これも下に擧て論ふべし、それにことなるは、もと卷首に題名なかりつるを、後に書加へたるものなるべし、但しなべて此書の事を云はむに、式の神名帳とまぎらはしければ、上に擧たる如く、むかしの例に准へて、國內神名帳ともいふべし、かくてその各國の神名帳の事を考ふるに、いにしへ諸國の守、その國內の官社をはじめ、然らぬ神社をも正して書載し、公家にも上れる書なり、さて其神社に毎月の朔に、幣を奉る恒例にて、其を朔幣といひ、また國守任國に下りては、まづその諸社を拜み巡らるゝ例なりしときこえたり、然考たる由は、まづ筑後國三井郡府中高良玉垂命神社の大祝の家に藏傳たる、その國の神名帳の後に、天慶七年の國守の解狀を載て云、右太宰府去三月四日符、今月三日到來偁、件諸神位記案、依二天慶四年九月十日、同五年六月廿五日兩度官符旨一、可二寫進一狀仰下頻了、而多送二年月一、于レ今未レ進、然間重被二太政官去年八月廿二日符一、今年二月廿三日到來偁、撿二事意一、件神名帳造進、既有二其期一、況太政官去年九月下二彼府一符偁、管國嶋神名帳悉以朽

叙りて坐ますを、なほ從四位下なりと心得てあらむは、いと疎ならずや、これら社々の神主たらむ人は、殊に心得あるべき事なるを、近世にはさる由を心得がてなるも、多く聞ゆるはいかにぞや、こゝをおもひて、殊にわづらはしきまで證文を引出て論ひしるすものぞ、さて又天慶の增一階の度には、至二子極位之神一可レ被レ奉二封戸一とありしかど、極位とは正一位なり、其後の度々は然ありしとはきこえず、又天下諸神增一階とは申せど、天下に坐しと坐す諸の社の神たちに授給ふにはあらず、當時既に官帳にまれ、國內の神名帳にまれ載られて、國內神名帳といふは、各國にて管內の神社を載せる帳なり、此事は下にいふべし、公ざまに知え給へる神たちに授給へるなり、但し伊勢二皇太神、又日前國懸ノ二神たちなどの、もとより神位を授け奉られざるは、この增階に預り給ふ事はあらず、其は既に辨へたるが如し、又たゞ鄕人などの、辻社つゝ社など數まへらるべきにあらずかし、そは上に引たる如く、嘉祥の度、天下諸神不レ論二有位無位一、其敘二正六位上一とあれど、其後の御世々々、無位の神々の位階新敘の事數多あるを、當時官に知え給はず、無位にておはしつるが故なり、また國內神名帳どもに載せ、餘國の同じ帳どもに載たる神階の、國史古記どもに見えたるとは高く進み給ひ、又帳にも國史古記にもきこえ給はざる神社に位階あるは、後の御世々々に授給へるもあるべけれど、中には增一階の時、嘉祥の例に准りて、新に從六位上に敘されたるが多く、さて其新敘の後、增一階の度々に授り給ひて、繼々に位階の進み給ひたるも多くありぬべし、また借位とて、諸國にて國守の計らひて神位を借奉れる例あり、公家より授奉られたる本位と、その借位との混ひありて、差別の詳ならぬはた多かりぬべし、其借位の事は下に說ふべし、

さて又本朝文粹に載たる菅原文時の、天延二年十一月十一日圓融天皇の御世、の奏狀の中に、初拜二內史一之時、卽奉レ仕二五畿七道ノ諸神位記事一、名號之訛、獨自所二考正一、惣六千餘社、其三千六百餘者、是文時手書といへり、そのかみさばかり官社の數にも過倍ばかりに、位記を授給へる神々のありて、其名號にも訛のありつるは、おもひのほかなる事なりけり、この文時ぬし、漢才には聞えたかき人なれど、やまと魂はいかなりけむ、神の名號の訛を考正せりといはれたる中にも、なほ訛りのありけむも知らず、かへすがへすもいとおもひのほかなる御世の在狀にこそはありけれ、

との聞ゆるを辨ふべし、さるは大內記藤原孝範朝臣の柱史抄の神位事の條に、於大明神者多是正一位也、仍無增其位、諸國小社有靈驗之由、國宰奏聞之時、先有仗議、次仰內記令勘申本位、當日上卿着陣召內記、仰云、某神可被增其位、可造進位記、內記造進之、內覽奏聞之後、上卿行請印事、令頒給之、天曆六年天下諸神增一階、其後連々不絶とみえたるこれなり、この文大內記菅原和長朝臣の內局柱礎抄にも引載たり、然るに此事いづれの書にも見えたる事なく、おぼつかなきにつきてつら〳〵考るに、此は諸神記に、至德元年九月廿一日、八所御靈神に、正一位を授給へる神位記の事につきて、左中辨賴房の卜部兼敦朝臣に贈れる奉書を載たるに、於位記者追可被進之歟、且先例證文天慶諸神一階位記、至天曆延引了、先以宣下被告申社頭、追可被進位記也とみえたり、柱史抄に、天曆六年云々と記されたるは、件の天慶の諸神增一階の位記の延引せるをしたゝめて、請印の事を行ひたるを、神位記造進請印等の例に擧たるなり、然るを記しざまのわろくて、ふとはさはきこえざるなり、

今その九箇度の宣下ありし年月をこゝにとりすべていはむ、天慶三年庚子正月六日、永保元年辛酉二月十日、永治元年辛酉七月十日、治承四年庚子十二月十三日、元曆二年乙巳三月四日、建仁元年辛酉二月十三日、弘長元年辛酉二月廿日、建治元年乙亥七月廿日、永德元年辛酉二月廿四日、かくの如し、これら增一階の事、天慶には兵革の御禱に依り、永保以來永德までは、おほかた辛酉革命の御祈によりてなり、但し永德の前の辛酉元亨元年には其事なし、其度の事は革曆勘文に、元應三年三月廿三日に、元亨と改元ありて、同廿八日諸神位記ノ事被仰之とのみ記せり、革命の御祈に、彼此の神々に加階ありしなるべし、また其間治承元曆の兩度は、兵革の御祈なりき、かくて永德の後は、增一階の事絶てきこえず、さて按に、嘉祥四年に、天下諸神の中、無位にて從六位上に叙り給へる神たちの、其後殊更に叙位なきも、九箇度の增一階に預り給へば、永德の度に正四位下までに叙り給へり、況やその嘉祥四年の後、天慶より前に、位階を得ておはしましつる神たちは、九箇度の增一階に預りて、高き位に進みて坐ませるなる事、上に擧たる例のごとし、然るを縦へば國史の中に、三代實錄の仁和年中までをかくいふ、從四位下までに叙されたる由見え給へる神は、天慶より九箇度の增一階に預りて、既に永德元年の度に、正一位に

べし、さて又この元暦二年八月十四日、文治と改元あり、尾張國神名帳の奥書に、文治二丙午年三月日宣命狀、國中諸神皆增位階爲天下安穩御祈禱云々と云へるは、尾張一國の上につきて云へるにも、實は天下諸神增一階の宣下ありし由にて、此宣下によりて、其國の神名帳の位階を書改たる由ときこゆ、しからば元暦二年とか、文治元年とかあるべきを、文治二丙午年とあるは一年後れたり、おもふに件の年ごろは、いはゆる源平の世の亂の最中なりければ、尾張國にては、翌る文治二年の三月におよびて、宣下を奉りたるによりて、然書たるものなるべし、

次に建仁元年二月十三日と擧られたるは、革暦勘文に、正治三年二月十三日甲午、右大臣以下諸卿參着仗座云々、次有改元、改正治爲建仁、是日天下諸神可奉增一階之由被宣下之と見え、また弘長元年二月廿日と擧られたる度の事は、同勘文に、文應二年二月廿日壬子云々、有改元事、改文應爲弘長、是日天下諸神可奉增一階之由被宣下とみえたり、共に革命の御禱なり、次に建治元年七月廿日と擧られたるは、康永二年の重賴が解に、天慶三年以來云々、至建治元年と申せる文、上に擧たるが如く、又兼員宿禰の康永三年の請文にも、自天慶至建治八箇度と申し給へる文、これも上に引たるごとくなれば、建仁弘長の兩度をもこめて、八箇度と計へ定られたるものにして、其は兼員宿禰の請文書て上られたる、康永三年の頃までの度數にて、所謂天慶、永保、永治、治承、元暦、建仁、弘長、建治の八箇度なり、諸神記八所御靈の神位の段に、以上九箇度也とあるは、上に論ひたる寛平九年に、從五位下に叙されたりと推量定たる本位を、合せて計へたるものなれば、其は除きて、そのかみ天下諸神增一階のありしは、八箇度なりしに符へること、既に辨へたるが如し、かくて其康永三年の兼員宿禰の請文に記されたる後、また永德元年に、諸神增一階の事あり、革暦勘文に、康暦三年二月廿四日庚辰、右大臣以下諸卿着仗座、被定申今年辛酉當革命否並改元事、改康暦三年爲永德元年云々、是日天下諸神可奉增一階之由被宣下と見えたるこれなり、これを合せて、天慶より以來天下諸神增一階九箇度ありしなり、

注 かく勘へ決めたるほかに、天暦六年に、增一階の事ありしごとくきこえて、いとまぎらはしきこ

り、然るは高野寺御影堂に藏りといへる、此丹生神の位階申狀の注文に、壽永二年十月十六日、奉レ授二從一位一位記案、また元慶元年正三位に叙され、寛平九年十二月、天曆六年五月、承曆五年二月、永治元年七月、元曆二年三月まで六度の增一階の由しるせり、さて其に副たる寛元四年七月書せる注文不審の勘狀ありて、寺家申狀の相違不審六條を難めたる、皆然る事ときこゆる中に、已永治年被レ授二正一位一者、又元曆年中何被三重授二正一位一哉といへり、注文を勘るに、元慶元年正三位に叙されたらむには、永治元年の增一階の度に正一位に當るべきを、其後の元曆の度に、再正一位を授り給ふべき理無しと難たるにて然る事なり、なほいはゞ三代實錄に、元慶七年從四位上に叙されたる事明なるに、前の元年に正三位に叙さるべき由なきものをや、すべて件の神位の注文は、みだりに作れる僞言にぞありける、かくて諸神記に見えたる寺家申狀に、元曆二年增一階の度に、可レ爲二正一位一といへるは、寛元の勘狀の難を避て、壽永二年にめぐらして正一位といへるなれど、然ても前に、その度の從一位の位記ありとて注出せるにも合はず、これも又前の僞言に僞言を重たるものにこそありけれ、さるは高野山をこしらへて、姧僧等が巢とせるにあはせて、近く鎭坐しましける此神を、かしこくもかたらひ奉りて、つひに社司もけおされて、おほけなくも僧らがもはら仕奉れるが、しか神位の事を僞言して、たび〳〵公家を欺き奉れるいとにくし、さて又かの寛元四年のころの神社は、元慶七年の從四位上より天慶の增一階を始にて、建仁まで六度の加階に預り給ふとする時は、かの寛元四年は、既に從一位に叙り給へり、かくて諸神記に載たる寺家の申狀は、かの寛元よりはるか後の事ときこゆるに、かの寛元四年わづかに十四年を歷て、弘長元年の增一階に、正一位に極り給へり、かゝる事とはつゆしらで、からくして僞言に僞言をそへたるはた哄し、さてその國内の神名帳にも、正一位勳八等丹生津比咩大神とあり、貞觀元年既に勳八等にて坐せるに、猶その勳位の方は、元のまゝにおはして如レ此記せり、諸神增一階にも、勳位は進め給はざりつる證とす

によく符へり、革暦勘文に、承暦五年二月十日丁卯、内大臣以下諸卿參二着仗座一云々、改二承暦五年一爲二永保元年一云々、是日天下諸神可レ奉レ增二一階一之由、被レ下二宣旨一と見えたるこれなり、辛酉革命の御禱に依りてなり、次に永治元年七月十日と擧られたるは、盛衰記上文の次に、崇德院の御宇、永治元年七月、同じく一階を增奉るとあるに合ひ、革暦勘文に、保延七年七月十日丙午云々、改二保延七年一爲二永治元年一云々、同日左大臣宣下云、應下早奉上增二一階一、其注二進本位一管內諸國大小諸神事、今年支干相二當辛酉一云云、非レ仰二諸神冥助一、何攘二一天禍殃一、任二永保例一奉レ增二一階一云々、又同度の事を今年相二當辛酉一、任二永保ノ例一天下諸神ニ奉レ增二一階一、兼テ可レ令レ注二進本位一之由、被レ仰二權右中辨藤原資信朝臣、大外記中原師安等一とあるにもかなへり、百練抄に、此年八月廿五日に、天下ノ諸神ニ可レ增二一階一之由宣下とあり、月日の違へるは訛なり、次に治承四年十二月十三日、元暦二年三月四日と擧られたるを、盛衰記上文の次に、高倉院の御宇、治承四年十二月、同じく一階を增奉る、よつて今度もかやうに行はれにけりとあり、今度とは上文に同三月三日平家追討の御祈に、諸國の神明に一階を奉らるゝ由、宣下せられけりと記せるに應たる文にて、これ元暦二年の事なり、日の一日違あるは、三日は宣下ありたる日を記し、四日は何れの社なりけむ、其を奉りたる日を記し傳へたるに據られたるものなるべし、これら證とすべし、

注諸神記に、紀伊國高野山天野社丹生高野兩神云云、所レ載二神名帳一紀伊國伊都郡內、丹生都比女神社是也、寺家申狀曰云々、元暦二年天下諸神一階之時可レ爲二正一位一とあり、此神の叙位の事は、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、從五位下勳八等丹生都比賣神從四位下、元慶七年十二月十八日、從四位上に叙されたる事見えたり、其後のものには、百練抄、扶桑略記等に、壽永二年十月九日、奉レ加二一階一とみえたり、今これにより其上に天下諸神增一階の次第をもて推撿るに、いはゆる元暦二年天下諸神增一階の度に、正二位に叙り給へるなり、然るを可レ爲二正一位一と云へるは、右の外に元暦より以前に、兩度一階を加奉られつる事のありしものなりけむとおもひたりつるに、後に證をえて考るに、其寺家の申狀は僞言せるものなりけ

（は加階なかりしなり、）さて又上に引たる重頼が解に、小杖神の位階の事を云々、延喜十一年被授従四位下之由、見國史等、其後天慶三年以來、天下諸神奉増一階宣下及度々之間、至建治元年相當従一位之神也、と申せるに就て、兼員宿禰に尋下されたる請文に、如社解者云々之儀無相違候、凡計天下諸神奉増一階之宣下云々、自天慶至建治八箇度云々と申給ひ、又源平盛衰記（四十三巻の第三段、）に、凡兵革の祈禱天下安穏の爲に、諸國の神明に一階を増る丶事代代の例なり、仁明天皇の御宇、嘉祥四年正月に、天下の諸神有位無位を論せず、共に正六位上に叙すと云ふ官符を下されしより、（此事文德實錄に載られて、既に引たるが如し、）このかた、朱雀院の御宇、天慶三年正月、諸國諸神一階を増奉る云々、（天慶三年より元曆二年まで、増一階の度々を記して、上に擧たる兼敦の勘文符へり、猶下に引出て證すべし、さて盛衰記は、寶治二年より建長元年まで、三年が間に書たるならむともはるゝ證あり、されば此書に記せるは、重頼又兼敦宿禰の世よりは、はるかに前の事なり、）とありて、寛平九年の事を云はで、天慶三年の度より計へ記せるは、寛平九年の度は、天下諸神増一階には非ざるが故なり、さて天慶三年正月六日と擧られたる度の事は、源平盛衰記に見えて符ひ、（太神宮雜事記にも、此度の事を記して、將門追討の御祈の爲なりし由いへり、）又重頼が解にも、天慶三年以來と申し、兼員宿禰の請文にも、自天慶云々無相違候と申し給へる事、上に引たるがごとし、しかるに本朝世記、天慶五年四月十一日條に、今日初請印坐京中幷山城國諸神位記五十三卷、是東西諸國賊亂之時被禱、討滅賊類後、天下諸神可被増加一階之由、但至于極位之神可被奉封戸者と見えたるは、前の三年正月に、諸神増一階の宣下ありけるを、位記の事延引して行はれず、是五年の是日におよびて、まづ京中山城國の諸神の、位記請印の事を行はれたる由なり、（其ほかの諸國諸神の位記は、なほ天曆に至るまで延引せられたりき、其は諸神記に載たる、八所御靈神に、正一位を授給へる神位記の事につきて、卜部兼敦朝臣に贈られたる左中辨賴房朝臣の奉書に、於位記者追可被進之歟、且先例之證文、天慶諸神一階位記、至天曆延引了、先以宣下被告中社頭、追可被進位記也とみえたり、）さて又上に引たる諏訪社の注進に、八月とある八は四の誤か、さらずば傳のまがひたるなるべし、（又其社に仰下されたる時を、記したるものにてもあらむか、）傳へまた次に承曆五年二月十日と擧られたる度の事は、件の盛衰記の文の次に、白河院の御宇、永保元年二月、同じく（同じくとは上に天慶三年正月、諸國諸神に一階を増奉るとあるつゞきの文なり、下に引も此例なり、）一階を増奉るとある

由被仰下、兼豊以下申狀曰、正治二年四月廿五日、正五位下無相違者也、中略 正治以後行天下之諸神御加階、以上三箇度也、爭可至正三位哉、所謂建仁元年二月、諸神一同被奉增一階之間、此神可爲正五位上也、天下一同之時者無越階矣、 弘長元年二月、同被奉授諸神之一階、此日從四位下也、建治元年七月、又奉增一階、但其中於極位之神者、禰宜祝等宜令叙位之旨被宣下、然者當階可爲從四位上之條、無左右歟、今般被奉授從二位者、可宜乎云々、同十六日被奉授從二位畢、下略とあるなど思ひ合すべし、又同書攝津ノ國廣田神社の條に、御位記貞觀十年十二月十六日從一位、此後諸神一階度々、極位ハ不能左右歟、又稻荷神社の下にも、御位記天慶三年八月廿八日從一位、此後諸神一階度々也、極位勿論也とある貞觀の度の加階の事は、三代實錄に見えて、これも右の勘と同じ趣なり、 さて件の增一階の度を擧られたるは、舊記に據り給へるものなるを、今其を取總て記せる古書どものいまだ見あたらねば、くだ〳〵しけれども、なほ他書どもに考證したる限を論はむ、まづ初に寛平九年十二月十三日、從五位下と記されたるは、日本紀略に、寛平九年十二月三日甲辰、奉授五畿七道諸神三百卅一本に卌とあるは誤なり、社各位一階と見え、

仁安二年大倭神社注進狀に、新國史云、寛平九年冬十二月壬寅朔甲辰、奉授五畿七道諸神三百四十社各位一階云々と記し、また丹生川上神社の下にも同文を記せり、甲辰日は三日なり、上に擧たる御靈社の神位記、諏訪社の注進狀に、十三日と書るは、干支を日次に當誤たるか、又は十字は衍寫にて、此度の事にして、天下諸神增一階にはあらざるを勘の疎なりしなり、かくて上に引たる園太曆に見えたる、諏訪社の注進狀に就て、兼豊宿禰の請文にも、其諏訪神の位階の事を國史等に勘へ、さて三代實錄を引て、承和九年五月從五位下と記し、此後度々加階の事、國史に載たれど、其は省きて、直に引繼けて、已前彼社より出したる貞和の注進狀の旨を引て、寛平九年十二月、天慶三年八月、天下諸神被奉授一階之間、當時已爲正一位之極位と記されたるは、貞觀九年三月從一位に叙され給へる事、國史に見えたれば、其寛平九年三百四十社加一階の度か、天慶三年天下諸神加一階の度か、この兩度の間には、かならず加階に預り給ひぬべければ、既に正一位に叙りて坐しませりといふ由なり、いとまぎらはしき書ざまなり、今按ふるに、諸神記に、諏訪神社ノ位記ニ、天慶ノ諸神一階ニ正一位と見えたるに依れば、寛平の度に

し、從五位下、天慶三年正月六日從五位上、承曆五年二月十日正五位下、永治元年七月十日從四位下、治承四年十二月十三日從四位上、元曆二年三月四日正四位下、建仁元年二月十三日從三位、弘長元年二月廿日正三位、建治元年七月廿日從二位、已上九箇度也、上に注へるごとく、寛平九年は誤なれば、實は天慶より建治まで八箇度と知るべし、奉レ計レ之、介レ相ニ當從二位一給、不レ計ニ正上五位四品一也、此社事於ニ鎭座年紀一者不ニ分明一也、仍以ニ貞觀以後天下諸神一階一奉レ計レ之とあり、今按に貞觀以後とは、此條の上文に、勸請年紀不ニ分明一と記して、こゝに引たる文にも又然あり、貞觀五年五月廿日、御靈會行はれたる由、此社の注文を引れたり、これ御靈ノ神の事の、古く聞え給へる始を云へるなり、その貞觀より後と云ふ義なり、記錄の文には、さる事足らぬ書ざまあるはつねなり、そのこゝろしらひしてよむべきなり、さて其貞觀より後寛平九年十二月、從五位下に叙され、此度の增一階は、五畿七道ノ諸神三百四十社とありて、神名は知られぬを、御靈社に從五位下を授給へる由いはれたるは、推量の考なるべし、他に勘文なくては信がたし、さて其寛平の度の證文は、下に引て論ふべし、その後天慶三年より建治元年まで、八箇度の天下諸神增一階の宣下によりて、この八箇度增一階の事は正說なり、下に委く云ふべし、既に從二位の階に進て御坐由なり、但し不レ計ニ正上五位四品一とは、正五位上と正四位上とをば計へずして、從二位に相當り給ひつる由に勘へられたるなり、

注今按るに、今世の叙位も正五位上、正四位上は顯位として、正五位下、正四位下の人の叙位は、おほかた從四位下、從三位に叙せられ、舊家の官人、または故由ある官人ならでは、正上に叙せらるゝ事はあらず、六位も此定にて、正上に叙せらるゝ事は希にて、叙せられては身の面目とする例なりとぞ、當昔もさる例にて、神位も世人の叙位の例に、この二の正上を除きて勘へたるものなるべし、されば諸神記に載たる卜部兼豐宿禰の勘文に、諸神加一階の事を辨へて、天下一同之時者無ニ越階一矣と注されたり、正上は越階するが例なればなるべし、なほこの下にその本文をひくがごとし、

又諸神記五條天神の下に、卜部兼豐宿禰の勘文を載て曰、延久五年五月十日、藤原國貞解狀曰、當社者高野大師之草創、去正治二年四月廿五日、被レ奉レ授ニ正五位下一訖、其後諸神一同被レ增ニ一階一事、已及ニ度度一歟、當時御位階爲ニ正二位一之由、所ニ傳來一也云々、件位記當時可レ被レ奉レ授ニ一階一而階級事可ニ計申一之

恐謹言、請特蒙天恩云々、被授正一位狀、右當社神明者云々、清和天皇御宇、貞觀五年被授從五位下位階、此事國史に見えず、三代實錄に、貞觀十七年十二月五日、授近江國從五位下小丈神從五位上とあれど、元慶六年にも、從五位上を授られたる事、次に引如くなれば、此小丈神は、小槻二社の中にて、重頼が奉仕の社にはあらじ、寛平十一年、正五位下小杖神叙正五位上、既に正五位下に叙り給へる年の詳ならぬによりて、かく書りと見ゆ、今按に寛平九年十二月三日、五畿七道諸神三百四十社に、位一階を授給へる事日本紀略に見えて、下に引がごとし、此度正五位下に叙り給へるなるべし、延喜十一年、被授從四位下之由、日本紀略に、延喜十一年二月二日、詔授近江國小杖神從四位下、とあるにかなへり、具見國史等、其後天慶三年以來、天下諸神奉增一階宣下及度度之間、至建治元年、相當從一位之神也云々、然則正一位小杖神之由、被懸額於鳥居、社頭之粧嚴、神明之威光、何事歟如之哉、望請天恩因准傍例、須勅許者云々、康永二年十二月日と奏したる解によりて、卜部兼員に尋下されたる請文に、近江國小杖社神社事、被仰下之旨謹承了、如社解者、貞觀五年、被授從五位下以降、元慶寛平延喜三代、又授位之儀無相違候、凡計天下諸神奉增一階之宣下、將定本位之條、皆以先例歟、此歟の字は疑の詞にあらず、決めたることながら、敬ひたる中昔の文の體なり、自天慶至建治八箇度、此神本位相當從一位、按に八箇度とは、天下諸神一階の宣下ありし度數をいへるなり、只今申請正一位、可謂理運候歟、許否可在勅定候歟、六月廿四日、康永三年なり、神祇權大副卜部兼員請文とあり、今按に小杖神延喜十一年從四位下に叙され、次に天慶より建治まで八箇度、天下諸神一階の宣下ありて、一階づゝ進み給へば、建治の度に從一位に叙給ふに相當れり、又これも園太曆延文元年八月、諏訪社の注進狀に就て尋下され、卜部兼豐宿禰の勘られたる請文に、貞觀九年三月十一日從一位、見三代實錄、寛平九年十二月十三日、天慶三年正月、天下諸神被奉授一階之間、當時已爲正一位之極位、此事同載貞和注進云々とありて、これも天慶の天下諸神增一階によりて、位の進み給へる由なり、諸神記諏訪神社の下に、位記天慶諸神一階正一位とあるも、此度の事なり、さて件の請文に、寛平九年十二月十三日とあるは、天下諸神增一階にもあらざるを勘誤られたるなり、此寛平天慶の度の事は、なほ下に論ふべし、又諸神記の八所御靈の神位記を標たる條に、按に諸神記作者詳ならねど、熟く見るに、主と卜部兼敦朝臣の記錄をとりて記せるものなり、此段も兼敦朝臣の記錄なり、此主は兼熈朝臣の息にて、即此段に家君と書給へるは、兼熈朝臣の事なり、此主永德二年宿禰の尸を改て、朝臣を賜へる事後愚昧記に見えたり、貞觀以後以天下一同諸神一階奉計之、寛平九年十二月十三日、此寛平九年の度の事を、天下一同云々の中に加へたるは、誤なる事上に注へるがごと

位大縣神に從四位下を授給へる事、文德實錄に見え、三代實錄に貞觀元年正月廿七日、京畿七道諸神進階及新叙、總二百六十七社とある中にも、無位の神に位を授給へるがあり、そは山城國小社神、大和國綱越ノ神、伊賀國穴石ノ神、筑前國住吉ノ神、おの〳〵無位より從五位下に叙され、淡路國無品勳八等伊佐奈伎神に、一品を授給ひたる由、見えたるなどこれなり、その後も無位の神たちに、叙位の事、同書に多く見え給へり、これらはかの嘉祥四年正月の度、いまだ國内の神名帳この帳の事下に論ふべし、にも載られずして、彼度の叙位に遺給はざりつるなるべし、其が中には、そのかみ國司の糺しあへずして、官符を奉け洩らしゝもありけむ、然るを彼貞觀元年正月廿七日の度に、延喜神名帳に、神祇官西院坐御巫等祭神廿三座とある中に、御巫祭神八座とて載られたる中に、神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神五座は、無位より從一位に叙され、ほどなく二月朔日正一位を授給へり、これみな某産日と稱す神たちにて、しか無位より高位に上げ給へり、大宮賣神、御食津神、事代主ノ神三座を除て、廿座の神たち、無位より從四位上に叙させ給へり、さて大宮賣神、御食津神、事代主神三座に、位を授給はざりつるは、後の御世々々にも叙位の事きこえ給はず、由ある事なるべし、此八神を祭らる、縁起は、古語拾遺に、逮ニ神武天皇東征之年ニ、建ニ都橿原ニ云々、爰仰ス從ニ皇天二祖之詔ニ建ニ樹玉フ神籬ヲ、所謂高皇産靈、神皇産靈、魂留産靈、生産靈、足産靈、大宮ノ賣ノ神、事代主ノ神、御膳神(已上今御巫所ニ奉祭ニ也)云々と見えたり、さるから嘉祥のころまでは、上の件の神たちは、並べての社に鎭坐す諸の神たちとは、こよなき御會釋にて、位階を授給はざりつるを、かの貞觀元年の度、いはゆる二十三座の中にて、上件二十座の神等に、新に位を授たまへるなるべし、此時いはゆる二十三座を除て十三座の中、酒殿神社二座とある酒彌豆男神、彌豆女神、大膳職ニ坐高倍神、主水司ニ坐鳴雷神を除て九座は、既に本位ありて加階し給へり、但し高倍神は、此度にやゝ後れて同年の三月廿日、無位より從五位下に叙され給ひ、酒殿神社二座は、造酒式に從五位上とあり、鳴雷神は其度も後の御世にも、位を授給へる事きこえず、これも緣由ある事なるべし、

○その後天慶三年より永德元年までに、天下諸神増一階の事九箇度ありしなり、但し勳位は元のまゝにて進給はず、其證は下に注ふべし、其はまづ園太暦に載たる、近江國栗太郡小杖社神主源重頼が解、及卜部兼員宿禰の勘文によりて、なほ證文を引て繼々に論辨ふべし、さてその重頼が解に云、

近江國栗太郡小杖社、按に小杖社は、帳に栗太郡小槻大社小槻ノ神社とある二社の中なるべし、就中小槻大社とある方ならむか、さてこの小槻を、國史共に小杖小丈と書り、杖をツキの義にとりて用ひたるなり、丈とかけるは、杖ノ字を省きたるにて古書の例なり、なほこの解文に、國史を合せて下に注すを見てしるべし、神主源重頼誠惶誠

大神明神並坐肥前國

並今奉授従五位□

延喜廿年十一月□日下

右得中務省解偁、件叙位依例申送如件者官宣承知、依例行之、符到奉行、

位左少辨　　　　　　位左少史

延喜廿一年二月廿七日

と見えたり、○史書どもを按るに、天下の諸神に並て、叙位ありし事一度ありと聞えたり、其は文德實錄に、嘉祥四年正月甲戌朔庚子、廿七日なり、是年四月廿八日庚午、仁壽と改元あり、詔天下諸神不論有位無位共叙正六位上と見えて、此度の太政官符を貞觀格に載たるに、應國內諸神不論有位無位叙正六位上事、右太政官去年十二月廿八日、下五畿內七道諸國符偁、右大臣宣奉勅、特有所思、天下大小諸神、或本預官社、或未載公簿、有位更增一階、無位新叙六位、唯大社幷名神、雖云無位奉授從五位下者、而今推量六位之中、其階有四、至于奉行必應有疑、宜除奉授五位之外、不論有位無位共叙正六位上、上嘉祥四年正月二十一日と見えたり、去年十二月廿八日は、前の嘉祥三年の事と通ゆるに、本史に其度の事をば載られずして、此度のを載られたり、其は前符の文調はずして奉行ひがたく、いまだ頒ち行はれざりけるによりて、更に此頒符ありて奉ヶ行へるなるべし、然れば前の嘉祥三年の官符を改られたるべきを、その度の事をば、史には載せられざりつるから、此格ノ文とうちあひてきこえがたきなり、意をつくべし、この官符の趣は、すべて官社も又官社ならぬも、當時天下の社に坐す諸神の、既に五位以上に叙されたりつる神たちには一階を增し、大社幷名神は無位といへども、從五位下を授給ひ、さて大社幷名神ならぬ正六位下以下、又無位の神たちをば、幷に正六位上に叙されたる由なり、此嘉祥の度の後の史に、從五位下正六位上と見え給へる神たち、又前に載られたる叙位に、一階進てみえ給へる神たちのあるに、其前の叙位の事みえざるは、此度の新叙加階に預り給へる上もて記されたるなり、此を辨へずして、みだりに史に漏されたらむとおもふべからず、但し伊勢兩宮の皇大神、また日前國懸ノ神たちなど、殊にやむごとなき神たちに、位を授奉られたる事の、これより前にも後にも無きをおもへば、然る神たちに、此時正六位上授奉り給ふべきにあらず、この後天下諸神增一階の度々はさらなり、この增一階の事は、下に云ふべし、然るはもとより殊なる御崇にて、叙位あるまじき神々を定おき給ひつらめど、それ記されたる書を見ず、さて又かの嘉祥の度、諸神叙位の後、中間一年仁壽三年五月辛酉、尾張國無

外の位階ある神々に、件の相當をもて、位田封戸を奉らる丶御政のあるべきものかは、

さていにしへ神に充奉らる丶御田を、神田神戸御戸代など云へり、そをなべて封戸神封などいひ、其封戸あるを有封と云ひ、無きを無封と云へり、又勳位は、令條を按ふるに、一等より十二等に至、其一等は正三位の下、二等は從三位の下、三等は正四位下の下に立つ、かく次第て、十二等は從八位下の下に立例なり、その勳位を授らる丶事は、軍防令に、凡申ニ勳簿一皆具錄ニ陳列勳狀云々ニ云々、具注ニ副將軍以上姓名ニ附レ簿申ニ送太政官ニ勳賞高下臨時聽レ勅、とある趣に准へて、軍事などに勳驗ありける神に授給へる例なるべし、但しこの勳位續紀に、養老六年閏四月乙丑、太政官奏可の文に、如シ部內ノ百姓、荒野閑地ニ能加ニ功力一收ニ穫雜穀ヽ三千石已上賜ニ勳六等一云々、見ニ帶ニ八位已上一加ニ勳一轉一とみえたるがごとき格もいできたり、これも又准へておしはかるべし、又神に位階を授給へる狀を史共に考るに、素より其神の尊卑に依らず、大社名神の等に依れるにもあらず、只時にふれたる禱祈賽報、或は神威を崇め畏み給ひなどして奉給へる例にて、上に說へる如く、孝謙天皇の御世の頃より專と其擧與りて、仁明文德清和陽成の天皇の御世々々は、相續て殊に多く、その後の御世々々にも、絶えず行はせ給へり、さて其位階を授給へる神は、何處の社に坐さむも、同じ神階を授給ふにあらず、其社にます神のみにかぎりて授給ふ例なり、故同神にても、此と彼との社によりて位階別なるもあり、又此社の神は無位にまして、彼社の神に位階を授給ふ事もあり、さて神位を授奉らる丶位記の式は、

延喜內記式に、

神位記式

勅

無位某神　今奉レ授ニ某位一

年月日

類聚符宣抄に、奉ニ神位記一事、

太政官符神祇官坐□□□

今奉レ授ニ從四位□一

延喜十八年□月十七日下

正六位上大津高結槻本地祇坐ニ讃岐國一

今奉レ授ニ從五位下一

延喜廿年二月十五日下

從五位上瀧倉明神坐ニ大和國一

今奉レ授ニ從四位下一

正六位上東屋明神

事にて、神位に相當れることはある事なし、（上に擧たる伊豫國の五神、越前の劔神も相當らず、さて位田封戸の令は下に注べし、）令式等にも、さる趣なる事さらに見えたる事なし、三代格寛平六年六月一日の太政官符に、得二紀伊國解一偁云々、此國有レ封神社總十一所、所レ充封戸二百卅二烟云々、といへる事も見えたり、國史を案るに、これより前仁和元年に、當國の式社の内十二社、式外の神六社、合十八社に位階を授たまひたること見え、此外の神社に、それより以前にも授位の事みえたれば、有レ封神社總十一所とあるに合はず、また封戸の數もさらに合はず、此外日前國懸の二社は、神階を授給へることはなけれど、古より殊なる重き神に坐して、もとより封戸ありときこゆれば、ます〳〵有レ封神社十一所とあるに叶はざるをもても證すへきなり、なほいはゞ文徳實錄に、齊衡二年五月丁卯、加二筑後國高良玉垂命名神位田四町一とあり、こは前に仁壽元年九月庚午に、進二筑後國高良玉垂神階一加二從三位一（加とは授と同例に用られたる例なり、）と見えたれば、右の齊衡二年の度は、既に從三位なり、從三位の位田は、令條二十四町なるに、四町とあれば合はず、又既に仁壽元年に、從三位に叙されて、年歷て後齊衡二年に及て、位田を加へるもこゝろえがたし、又その後天安元年十月丁卯、在二筑後國一從三位高良玉垂命名神從五位下、豐比咩神等宛二封戸並位田一とみゆ、玉垂命神は、前に從三位に叙されたる後、位田四町を加し給へるに、再位田をたまへるも又こゝろえがたし、按ふにこは位田とはいへど、もとより必神位に相當れる位田を奉らるゝ令のありしにはあらず、當昔位階ある神に神田奉らるゝを、尋常の位田の稱に准へて、神田を位田とも稱へる例のありしなるべし、件の位田の稱をもて、尋常の位田を奉られたる證とはすべからず、

〔注〕令條の位田は、一品八十町、二品六十町、三品五十町、また正一位八十町、從一位七十四町、正二位六十町、從二位五十四町、正三位四十町、從三位三十四町、正四位二十四町、從四位二十町、正五位十二町、從五位八町なり、封戸は一品八百戸、二品六百戸、三品四百戸、四品三百戸、正一位三百戸、從一位二百六十戸、正二位二百戸、從二位百七十戸、正三位百三十戸、從三位百戸なり、正四位以下には封戸を賜ふ事なく、絁綿などを賜ふ例なり、式内式

神者乃子乃臣云々とあり、天照大神は伊勢大神宮、自餘ノ諸神とは諸國の諸社の神なり、この諸國の神社の中には、伊邪那岐命、高御産巣日命などを祭れる社もあれば、其は天照大神の御祖なり、御父なり、然どもそれらの社をも、すべて子なり臣なりとするは、其社によりて尊卑ある事にて、必しも祭れる神の尊卑にはかゝはらぬ事とみえたり、然れば同じ天照大神を祭れる社といへども、必しも伊勢同等に尊からず、その社のほど〳〵に從て、其神にはおのづから尊卑あれば、位階を授給ふも、其社の神に授給ふなりと見えたり、されど此說己が心にはさとりがたき趣あり、なほふかく考ふべし、

上に引たる天武天皇元年に、登ニ進三神之品ニとあるは、品位にはあらず、品位はこの後大寶元年の新令の制なり、其神社の御あへしらひの品を、已前より重くし給へる由にて、位階を昇進たまへるにはあるべからず、或人の說に、神に位を授給ふ事は、其階に相當る位田封戶を奉らるゝ爲なりといへり、そは上に引たるごとく、續日本紀天平勝寶元年十二月、八幡大神に一品、比咩神に二品を奉られ、翌る二年二月、奉レ充ニ一品八幡大神ノ神封八百戶、前四百廿戶今加ニ三百八十戶ー、位田八十町、前五十町今加三十町ー、二品比咩神ニ封六百戶、位田六十町ーとあるは、令條のごとく品位に當れる位田封戶を充奉られ、同七年三月託宣なりとて、件の兩神の封戶、合て一千四百戶、位田一百三十町を奉レ返ニ朝廷ニ、唯留ニ常神田ー耳、依ニ神宣ー行レ之とあるなどをもて云る說ならめど、

注此度はすべて道鏡奴が申行へる事にて、故ありて聞ゆる事上に論へるが如し、さて類聚三代格、大同三年七月十六日の太政官符に、太宰府解を擧て、延曆十七年十二月廿一日の符に偁とて、大菩薩并ニ比咩神封一千四百十戶、宜レ納ニ府庫ー者、豐前國解ノ偁、神宮司申云、比咩神封六百十戶之物、與ニ大菩薩封物ー共納ニ府庫ー、由レ是春秋祭料無ニ物可ーレ用云々とあれば、天平勝寶七年、兩神の封戶を朝廷に返奉りたる後、再封戶をば奉りたまひしなり、但比咩神の封十戶增たるは、いかなる故なりけむ、

此前にも後にも神に位階を授給ひて、其に相當れる位田封戶を充奉られたる事、かつて史に見えたる事なく、たま〳〵神田神戶を充賜へるはあれど、其は別

へる神も預り給へり、さて其は、この御世弓削道鏡奴が寵愛を被るまゝに隠謀ありて、八幡大神を假りて、天皇を欺き奉りしとおもはるゝ事あり、同天皇重祚の此御世の御謚を別に稱德と稱す、天平神護二年四月丙申、八幡比咩神の神願なりとて、封六百戸を奉られたる事もみえたり、また神に位を授奉られたる始は、その同月甲辰に、伊豫國神野郡伊曾乃神、越智郡大山積神、並授二從四位下一、充二神戸各五烟一、久米郡伊豫神、野間郡野間神、並授二從五位下一、充二神戸各二烟一とあり、道鏡ますます威權を擅にして、よろづ申行ひたる時なりけり、故ありし事なるべし、この頃のことも、その御世の紀をよくよみあぢはひて察るべし、類聚國史に、天長元年九月、和氣眞綱等が奏言に、道鏡が事を云へる文に、懐二窺覦之心一、僞二邪幣於群神一、行二權謀於倭黨一、といへる事も見えたり、さて此後には、次の御世光仁天皇の寶龜二年十月戊辰、詔充二越前國從四位下勳六等笥飯劔神、食封二十戸田二町一、など見えたり、但し件の劔神に從四位下、また勳六等を授給へる事、前紀にみえず、かの天平神護二年の度か、其後の事なりけむを載し洩されたるなるべし、また神に勳位を授られたりしことの史に見えたるは、右に引たる劔神その始なり、但し無位ノ神に、勳位を授られし事も例あり、三代實錄貞觀元年正月の下に、淡路國無品勳八等伊佐奈伎ノ神などなほあり、さて又勳位を奉らるゝことの由は下にいふべし、かくて同十一年十二月、越前國大蟲神、越中國二上神、鵜並神にも、從五位下を授給へり、かくその後の御世御世に、神位を授給へる事の漸に多くなりたりしこと、史どもに見えたるがごとし、但し小社にても度々加階に預り給へるがあり、大社にても授位なきもありて、大小社の差別さらにある事なし、又祭神の尊卑に依れりともおもはれず、そも〳〵位階は、親王諸臣に賜ふものなるを、神に授賜ふ事はいかなる由にか、

注伊勢二宮の皇大神に、神位を授奉られし事はあらず、但し貞觀元年、大和國日原坐高御魂神に、從五位上、承和四年、對馬島高御魂神に從五位下、同十二年に、正五位下、貞觀元年、淡路國无位勳八等伊佐奈伎命に一品、同十一年、阿波國正六位上伊射奈美神に從五位下、元慶七年、阿波國和多都美豊玉比賣神に、從五位上を授給へる事、三代實錄にみえたり、かく神名のさだかにきこえ給へる尊き神たちに、位を授給へる事、このほかにも見えたり、さて粟田土滿が、本居宣長翁に、皇祖神を祭れる社に、臣の位階を授たまふ事を問へる答書に、古語拾遺に、天照大神者、惟祖惟宗尊無レ二、因自餘諸

るに合はず、又靫と注せるは一座の神二社ありて、これも三座とあるに合はず、かくてまた帳の諸本を按ふるに、件の神たちを除きて別神に鍬と注し、又鍬靫と注し、或は互に一種を注して區なるが九座ばかり、又その外に鍬と注し、鍬靫など注せるを、一本には無きが十座ばかりあり、はやくよりかくとりどりに寫し混へたるものなり、いまほかに考定むべき由なし、さて又鍬靫を加へて奠らるゝは、祈年祭に案下幣に預り給ふ神々にて、そは畿内に坐す小社の神たちに限り給ふ事にて、その中に鍬靫を加へて奠り給ふ事なれば、畿外の國の神だちには無き事なるべきを、たゞひとつ帳に、丹波國氷上郡知乃神社にのみ鍬とあるは、きはめて衍字なるべきを、おのれが見たる諸本にはみな然あり、はやくより其誤を寫傳たるものとこそおもはるれ、〔但し其前後に混ふべき例もなきを、いかにして然書たりけむ、いぶかしきこといちせらるゝにつけて、傍に例ある推量說あれど、ほかにいつべくもあらず、〕

附考

神位神戸等の事

社の神に位階を授、神戸等を定て充奉られし事の、史に見えたる始は、書紀に崇神天皇七年十一月、定天社國社及神地神戸、〔顯宗天皇ノ三年、月ノ神の請によりて、高皇産靈尊に新田を獻り給ひ、また月神の請給ふまゝに、神田を獻られたる事見えたり、〕また天武天皇元年、高市〔事代主神に坐〕身狹〔生雷神〕村屋〔祭神未考〕の神軍政に功ありしを、報賽に勅登進三神之品以祠と云ふ事見え、またまさしく神階を奉られたる事の史にみえたる始は、續日本紀孝謙天皇天平勝寶元年十二月戊寅、豐前國宇佐八幡の大神を、大和國平群郡の宮南梨原宮に新殿を造り、神宮として祭り給ひ、僧を請て悔過し給ひ、丁亥、八幡大神禰宜尼大神社女東大寺を拜む由ありて、天皇、太上天皇、〔聖武〕大后同に行幸ありて、奉大神一品、比咩神二品とあり、〔こは東大寺の盧舍那佛を作らむ事を、此神に祈請給ひて其成りたる御歡に、御冠獻り給へるなり、〕また翌る二年二月、封戸位田を加へ奉らる、但しこは共に宇佐の本社に奉り給へるにて、品位は梨原に迎へ給

三條角明神加階、行幸賞也、中御門宣胤卿記に、永正三年八月三日云々、多武峯社頭云々、大織冠後花園院之御代、被レ奉レ授二大明神號一と云ふ事も見ゆ、さて後世には、神をばなべて某明神、又某大明神と稱ふ事の如くなれるも、漸に轉りたるなり、悲華經と云ふ佛書に、我滅度ノ後、於二惡世中一現二大明神一廣度二衆生一とありとぞ、西域記に佛の事をいへる中にも、明神と云へる事見ゆ、かゝるたぐひの佛説に合せて、僧等がますく主張て云出たる事もありぬべし、さて又神主の位記例狀文に、源政頼卿の叙位次第に載られたり、其ほかの書どもにも見ゆ、修基一祝シテ偃致二敬明神一、定二念精誠一仰テ可二廣進一云々、續紀に大寶元年三月甲午、始依二新令一改二制官名位號一云々、始停レ賜レ冠易ルニ以二位記一とあり、位記例狀文は、此時制り給へるなるべし、と見えたる明神は、たゞに神を稱へる文なり、漢籍詩ノ大雅篇、祈レ年孔夙、方社不レ莫、昊天上帝、則不二我ヲ虞一、敬二恭明神一、宜レ無二悔怒一、なほあり、また帳に名神大社にて、祈年、月次、相嘗、新嘗の四祭に預り給ふ神は、山城の賀茂別雷神社、同御祖神社二座をはじめ、諸國にもこれかれおはするは、殊に重崇給へる極なるべく、そらにはおもはるれど、いとも尊き伊勢二所皇大神宮の、その中の相嘗に預給はず、やむごとなき出雲杵築大社の、祈年のほかの祭に預り給はざるなどをおもへば、件の四祭に預り給ふが重崇給へるにはあらず、またかならずしも各神の掌しめせる御功德などに因れるのみにもあらず、たゞ前の御世々々より次々に、然定めて祭り來り給へるまゝに行はれて、官帳に記し置るを、やがて式にも取載られたるものなるべし、

○帳の神社の下に、鍬また靫と書たるがあり、こは祈年祭に、案下幣帛四百三十三座悉小社なり、の中にて、六十五座には各鍬一口靫一口づゝ、二十座には各鍬一口づゝ、三座には各靫一口づゝを加へて奠らるる由、二月祈年祭の下に載られて、並見二神名帳一とある是なり、但し祈年祭のほかの三祭に預給へる神々は、一社も預給へるは在らず、かくて鍬は殊に耕作の事に依り、靫は殊に武事によりて御祈ありける由緣などにて、御世々々に別に加へて奠られつるが例となりたるなるべし、但しその鍬靫を奠らるゝ神だちを今帳に撿ふるに、いづれの本も件の座數に合ず、故帳の諸本を挍合て、いづれの本にも見えたる處をもて計ふるに、鍬靫と注せるが五十七社ありて、七十五座なり、六十五座とあるに合はず、また鍬と注せるは二十社ありて二十四座なり、これも二十座とあ

見えたり、これらは帳に名神とあり、續後紀に、嘉祥十五年五月、武藏國无位杉山名神とあるは、帳を撿るに小社なり、又名神を明神と書たる處あり、後紀に弘仁五年九月戊子、奉幣明神に、上に引出たる如く、是三年七月の勅神明之道云々、宜奉幣於天下ノ名神と見えたるも、こゝに明神といへると同じ、さて今の俗に神を崇めて神明といひ、伊勢大神を移し祭りたるをば、なべて神明宮と申奉れり、續後紀に、嘉祥元年十一月、隱岐國伊勢命神預明神例、縁屢有靈驗也、また承和十年四月、山城國山崎神預之名神と記されて、同十五年三月の下には、山崎明神とあり、又文德實錄仁壽元年六月の下に、詔以近江國散久難度神列於明神、但し一本には名神と作り、など見え、三代實錄に貞觀七年に、奉充諸ノ明神神田とも、これらの書ざま、此ほかにも史共にも他書にもをり〳〵見えたり、

注武藏國多磨郡阿伎留神社の神主、阿留多伎貞樹云ふ、己が仕奉る神の御物の中に、白銅のごと見ゆる金にて鑄造たる、いと舊き圓鏡の如きものあり、面に畔切ノ明神と題し、背に天平十一年二月四日と記せるがありとて、其を摺寫したるをみせて、なほそのさまをもくはしく語れり、こは正しき古物ときこえたり、おもふにそのかみ神前に額といふものゝごとく懸たるものなるべし、その考說は別に記せるものあり、さて此は上に擧たる弘仁よりもはやく、天平の頃明神と書る證とすべし、但し此神延喜の神名帳には小社なり、

名と明と通はして用られたるなるべし、類聚符宣抄に載たる、延喜廿一年二月廿七日の神位記の事を、神祇官に仰下されたる太政官符に、横山明神、瀧倉明神、東屋明神、大神明神とあり、又大明神と申せる事は、元慶五年に奏進れる秦氏本系帳に、本朝月令に引たり、此帳の事は別に考あり、松尾大明神、また二所大明神、松尾二座をいふ、三代實錄仁和二年の宣命にも、松尾大明神と見え、日本紀略寛平九年の條に、賀茂大明神、帝王編年記には加茂ノ名神、台記久安二年二月條に、春日祭大名神四座、編年記には春日ノ明神、などなほあり、玉海に載られたる、文治三年潔子內親王齋宮となりて、伊勢に參向給ふ時の詔詞に、天照大明神乃御杖代爾定天云々とみえたり、この大御神にかけて、大明神と稱し奉られたるは、いと希なる例なるべし、又式外の神にも明神と稱せる事あり、日本紀略寛平六年の條に、紀伊國玉出嶋明神、延喜十年の條に、越前國日野名神、上に擧たる延喜廿一年の官符に載られたる瀧倉明神、東屋明神、大神明神などなほあり、また百練抄に、寛弘三年四月、東

右大臣宣奉□者依レ請白丁者不レ在二此限一者省宜二承知一依レ宣□今而後主爲二恒例一者府宜二承知一者國宜二承知一□者國依二符旨一施行御厨宜二承知一依レ件行レ之□奉行

□田眞人庸吉徹樊

掾八多朝臣湊□
大目秦忌寸桑田
權大目葛城朝臣
少目建部□□

齊衡三年六月十九日

といへる事見えたり、此事文德實錄類聚三代格にもみえず、めづらしければ全く寫して載す、

さて名神と云ふよしは、字書に名は大也功也、聲稱也などいへる義にて、名君名將名僧など云ふも同じ、其神を故ありて別に稱へ奉られたるなるべし、そは帳を撿るに、名神は悉大社にて、大社に名神ならぬはいと多きをもおもひ合すべきなり、臨時祭式の末に、凡諸神預二名神官社一者、待二官符ノ下一更二修二下レ國二符一請二内印一、又日本後紀に、弘仁三年七月の勅に、神明之道轉レ禍爲レ福云々、宜レ奉二幣於天下名神一と見えたるは、なべて天下の諸神を名神と詔へるなり、また延暦の外宮儀式帳に、載二官帳一名神十六處、未レ載二官帳一名社八處といへるは、名社は所謂名神にはあらず、稱へて云へるなり、同度の内宮儀式帳にも同例の文ありて、そこには名の字なきをもおもひ合すべし、日本紀略にも、たゞ神社と云ふべきを、名社と書るが多くあるも同じ、また三代實錄に、貞觀三年五月十五日、遣二使者於近レ京名神七社一、奉レ幣祈レ雨告文曰云々、八幡大菩薩乃廣前爾申賜倍止申久云々、自餘社告文准レ之、と記されたる名神もまた同じ、然るはその八幡大菩薩は、去年僧行敎が、宇佐宮より石清水に移祭れる宮にて、此後の延喜の帳にも載られざるをおもへば、前の帳にも載られざりしなるべし、まして殊さらに名神の列に入られたりしにはあらざりつらめど、専とその八幡の告文を載て、自餘の六社は、神名をも省ぎて、告文をも准へて知るべく記されたるをおもへば、その七社の中にても、八幡を重くせられたるなり、然ればこの名神七社としも記されたるは、共に其時に重く崇めたまへるうへよりの稱なり、又史どもに神名に名神と加へて稱へる例は、續日本後紀に、承和十五年五月、陸奥國從五位下勳九等刈田嶺名神、文德實錄に、齊衡二年二月、また四月の下に、備中國吉備津彦名神、同また五月、また天安元年十月の下に、筑後國高良玉垂命名神など見えたり、上に引たる齊衡二年の官符にも然

れど、京極御本に名神大とありて、其國郡の大社の數に符へば、これを正とすべし、但し其餘にも名神と注せる處、本どもを校ぶれば、まぎらはしき事ありて、未訂しあへざれど、增減の差ありとも二三座には過べからず、

然かるに臨時祭式に、名神祭二百八十五座と標て、その神社をも載られたり、今帳に載られたる名神三百九座あれば、其中にて二十四座此祭に預り給はざるなり、其はいかなる故なるにかいと心得がたし、さて其名神祭二百八十五座と標られたれど、其神名を數ふれば、印本二百八十八座ありて三座衍れり、かくて其神名を帳に撿ふるに、陸奥國川田神社二座、御上神社一座とある、合て三座の神は、もとより帳に載られざるところなり、これを削る時は、二百八十五座の總數に符へり、また一古本には、件の川田御上の三座無くて、別に越中國射水神社ありて一座衍れり、故按に件の川田御上の神社は、帳に載られざる神なるを、名神として祭らるべきにあらず、疑もなく後人の私に書加たるものなるべければ、一古本に無きぞ宜きを、射水神社あるは、これも又別に後人の書加たるものなる事疑なし、然れば今の印本にていはば、川田御上の社の三座を削り、一古本にては射水神社を除きて、二百八十五座と心得て可かるべし、今つらつら按ふるに、上にいへるごとく、帳に載られたる名神の中にて、二十四座を遺して祭られざる事いといぶかし、其ほかの名神祭の下に載られたる神名の中に、後人の書加せるに准らへ察ふに、件の二十四座も、後人のさかしらに帳に、名神と書加たるものなるべし、

かくて其名神祭は臨時の祭にて、恒例の祭にはあらず、事とある時に臨て、御祈の爲に名神三百九座の中にて祭らるゝ例社を定置れたるにて、其祭の時座別に幣を奠られ、大禱のときは幣を加さるゝ例なり、故臨時祭式に載られたるなり、さて其幣物の目品は、同式に載せられたり、又筑後國御井郡高良神社、大祝家に藏る古文書の寫を見るに、

□名神御厨
把笏高良玉垂名神祝外少初位下物部大繼事
ロ太宰府今月十一日符偁被太政官去□
□今日下二式部省一符偁得二神祇官解一偁撿二
案内一□鹿嶋香取等神社神主幷祝禰宜
等皆是□餘神社未レ預二此例祭一祀之日拱
レ手從レ事儀式ロ民無レ別望請三位已上名神社
神主幷祝禰宜等把レ笏以增二神威一謹請二官裁一者

注但し式今本に、二月祈年祭廿一座、大宮賣神四前、御門神八前、忌火神一前、庭火神一前、竈神二前、御井神二前、地主神一前とありて、十九座なるを、二十一座とあるは決て寫誤也、其は同式に、新嘗祭二十八座、炊殿忌火庭火神二前、殿部御竈神一前、御川水神一前、酒殿神一前、膳部御食神一前、大炊竈神一前、自餘供二新年祭月次祭一神是也とみえて、件の九前の神の餘に、祈年月次の祭の十九座の神を合せて、二十八座なるをもて證し知るべし、然るは原本には、祈年祭十九座と書たりけるを、後に誤て九字を脱し、跡より十字の傍に九字を書添て、十九座とやうに書たりしを、廿一座と見混へて、然書誤たる本の、世には流布れるものなるべし、そは十一月祭、新嘗祭二十八座、炊殿忌火神二前、水部忌火庭火二前、殿部御竈神一前、御川水神一前、酒殿神一前、膳部御食神一前、大炊竈神一前、自餘供二新年祭月次神一是也とあり、炊殿の忌火庭火神二前云々、九座の神に自餘祈年月次の神十九座を合て、二十八座の數符へるをもて思ひ決むべき也、

又齋宮祈年祭神百十五座、大社十七座、（在二齋宮内一）大宮賣神四座、御門神八座、御井神二座、卜庭神二座、地主神一座、小社九十八座、（在二多氣度會兩郡一）云々、（社號を載られたり、）とあり、こゝに大社十七座とあるは、大神宮に隷たる神たちにて、皆帳に載られざる神たちなり、また小社九十八座の中、九十五座は帳に載られたる中の、小社の神たちに坐すを、たゞ伊佐奈岐宮二座と、月讀宮二座の中の荒御玉社との三座は、帳には大社なるを、この小社に入られたり、こは大神宮にての別式なるべし、

○名神　神社に名神と申す事、式より前には續日本紀に、天平二年十月庚戌、遣レ使奉二渤海信物於諸國名神社一とあるを始にて、史どもにあまた見えたり、いづれにも天平の以往より有りし稱號なり、（寛平十七年の太政官符に載られたる、大和國丹生川上雨師神社の祝等が解狀に、名神本紀といふ書名あり、こは諸神鎭座の古事を記せるものときこえて別なり、たゞ神を稱へて名神といへるなるべし、さて其稱へたる意は、下に説ふべし、）さて帳に名神の惣數を記されず、（但此總數につきて、下に論へる事あり、）故今數ふるに、印本には三百八座あれど、京極御本によるに三百九座あり、

注其は越中國射水郡射水神社、普通本小社の列な

爾比安閉と申し、言便には爾比奈閉とも申す事となりたるなり、そも〳〵この大嘗新嘗の事は、上世と後とは差別出來て、その唱へざまも、書どもの假字とり〴〵にて紛らはしきを、うちあはせて本の義に叶へるかたを正し論へる事かくのごとし、されど朝家邊の今の唱はいかならむ、さだし申すべきにあらず、さてこの新嘗の古實、またその唱ざまの事も、既に本居翁の古事記の大嘗とある處の解傳の八卷に、くはしく説はれたるをみるべし、今その説により、又予がいさゝか考へ加へたる説の、別にあるを取すべてかくはいへり、

さて以上の新年月次兩度新嘗の祭を、四度の幣と稱ひて、朝廷の嚴重き御政事とせさせ給へるなり、

注三代格寛平五年三月二日の太政官符に、應下殊加二撿察一敬中禮四箇祭上事、とある符文に、右撿二案內一、二月祈年、六月十二月月次、十一月新嘗祭等者、國家之大事也、欲レ令三歲災不レ起時令順度二預二此祭一神、京畿外國大小通計五百五十八社云々とあるこれなり、但し欲令以下十字は、神祇令祈年祭の下の義解の文にて、月次祭の下にも係て注されたるを、新嘗祭にもかけて洩れたるは疎なり、新嘗祭は秋穫の後新稻を饗し給ふ祭なるをや、さて預二此祭一神云々、五百五十八社とあるは、當時四度幣を同神に同等に奉られたる趣にて、此延喜式とは異なり、件の官符の後に改定られたるにぞあるべき、四度幣と云へる稱の舊く書に見えたるは、本朝月令に引たる延喜十一年正月六日の官符に、山城國山科神社の事を、准二於本神一被レ附二官帳一預二四度幣一とみえたり、なほあるべし、さてまた兼良公の公事根源にも、此に云へるが如く記し給へるに、老て記し給へる樵談治要に、二月の祈年、六月十二月の月次、九月十一日の伊勢の例幣、十一月の新嘗を四度幣と稱ふ由記されたるは、暗記にて誤たまへるなり、

因に云、齋宮式を按ふるに、其寮にても別に二月祈年、六月十二月月次、十一月新嘗等の祭あり、共に日は載られず、其は祈年月次の祭に十九座の神を祭られ、神嘗祭には二十八座の神を祭らる、但しこれ皆其寮に祭らるゝところの神たちにて、神名帳に載られたる神にはあらず、

有ニト定ニ時、當年十一月有ニ此事ニ也、仍此齋院當年十一月相嘗被レ行也、同四年十一月十一日賀茂相嘗也、など見えたり、件の文どもを合せ考ふべし、さて此後の記どもにも、その定に行はれし事見えたり、薩戒記に、應永三十三年十二月二日辛卯、今夜相嘗祭云々とありて、全文をみれば、これも賀茂社にて行はれたるなるが、此後の記どもには、此事行はれし事いまだ見あたらず、そは記ぬしの心々にて記されざるにてもあるべけれど、いくほどもなく廢られたるにぞあるべき、公事根源に、相嘗祭の事をちかき頃は絶てさたなしと記し給へるは、延喜式の如く行はるゝ事の絶たりとの給へりとはきこえず、かの書は、應永廿九年に書給へりときこゆるにあはせては、その卅三年に云々行はれたるは、其のち再行はれたるにや、

○新嘗とは十一月中の卯日の新嘗祭に預り給ふ由なり、天武紀五年十月丁酉、奉ニ幣帛於相嘗新嘗諸神祇一、此は祈年祭案上官幣の三百四座の神々を、これ月次祭に預り給ふ神等なり、神祇官の齋院に祭り給ふ、諸司齋して今年の新稻をもて、御饗し幣を奠らるゝなり、其祭式は四時祭式下卷に見えたり、此翌日豐明ノ節會とて、天子新稻をきこしめし、臣たちにも賜ふ例なり、政事要略に引載たる高橋氏文云、六雁命、七十二年秋八月受レ病、同月云々薨、宣命云、云々、十一月乃新嘗乃祭毛、膳職御膳乃事毛、六雁命乃勞始成流所奈利云々とあり、六雁命は膳臣の遠祖にて、景行天皇の御世、大御食の職奉仕て勢ありし事、日本書紀その外古書どもに見えたるが如し、さて嘗字を書くは、漢國にて秋ノ祭を嘗と云を借れるなり、大嘗新嘗は、十一月に行はせ給ふ事なれども、秋に依れることなるゆゑに、此字をば書なりと、本居翁云はれたり、さて大嘗新嘗に嘗ノ字を書も同義なり、新嘗を正しくは爾比安閇、また言便に爾比奈閇とも申すべし、

【注】上世の國史どもに、大嘗大新嘗とあるはさらなり、新嘗と書るをも正しくは於保爾比安閇とよむべし、大新饗の義なり、上ツ世は凡人も新饗して、ほどほどに神にも獻り、族などの饗爲たることとなるを、朝家にて爲させたまへるをば稱へて、大新饗と申たりしなり、さて其を言便に於保爾閇ともいへり、爾比の爾と約り、安の省かりたるなり、そを又於保牟倍とも云ふは、言便にて爾閇の爾の牟に通ひ、閇のおのづから濁音にいはるゝなり、さて後に朝家の儀式を禮々しげに、嚴めしく爲させ給ふ事になりてより已來、踐祚の新嘗を大嘗と稱ひて、殊に重き儀式を定給ひ、毎年の新嘗とて、やゝ輕きさまに定めたまへる事になりたれば、所謂新嘗は

注新稻奉らるゝ新嘗祭より前に、新御酒奉られむ事、次第たがへりなど論はむはこちたし、さて台記の別記に載られたる大嘗祭の中臣壽詞に、皇神等毋千五百秋乃相嘗仁、相宇豆乃比奉利云々とあるは、悠紀主基の殿にて天神地祇を祭り、相伴に新饗し給ふ由にて、相嘗といへる意は同じ、然るに其を相嘗祭に預り給ふ七十一座の神たちの事なりといへる説あれどいかゞ、大嘗には天神地祇を饗し給ふ例にて、ことさらにいはゆる七十一座の神たちを、饗し給ふにはあらず、

さて相嘗正しくは阿比爾閉と唱すべきを、後世阿比牟辨といふ例なるは、言便に唱ひ習へるなり、

注公事根源に、あひむべの祭とよむべきよし記し給へり、さて嘗字を書は、新嘗の下に云へるが如し、さて又度會延佳神主の大神宮式の首書に、延喜講書私記を引て云、調庸ノ荷前ノ先祭ルヲ二神祇一號ヲ二相嘗祭ト一、後奉ルニ二山陵ニ一號ク二荷前ノサキト一也と注せり、此講書私記の原文いまだ見およばざれど、しばらく件の文に依りて論はむ、荷前は諸國の調物の絹布、その外雜の物の早く奉れるを取分て、まづ神等に獻らるゝ事なるを、其荷前を奉りて祭らるゝによりて、相嘗と云べきにあらず、相嘗祭の時に荷前の品をとりて、幣物とせらるゝ例なりときこゆるを、記しざまのつたなきなり、此荷前の事は、予別に委しく考記せるものあり、

さて此相嘗祭の式既く廢れて、たゞ加茂上下社にて行はれ、又齋院にも進らるゝ事とのみなれりしときこゆ、其證は中右記に、元永二年鳥羽天皇御世、十一月朔日癸卯、依テ二相嘗祭ニ一供ス二新穀ヲ一、こは相嘗ノ祭し給ふによりて、天皇に新穀を供奉る由なり、二日の條に、社解ノ云、去夜戌刻火出テレ從ニ二御庫一及ブ二正殿ニ一中門廻廊舍屋廿宇已燒了、こは鴨御祖社の事なり、百練抄に、十一月朔日、鴨御祖社寶殿已下燒亡ス、次に今日齋院相嘗後朝ノ御神樂延引ト云云、同記にこれより前寛治八年、天永二年十一月、齋院相嘗穢に依て延引、同三年十一月、川合社廻廊中門等燒亡の穢に依て、上卯日を延られて、十四日丁卯、今日賀茂上下ノ社行フ二相嘗ヲ一、但齋院ハ延引、依テ二齋王ノ月障ノ事ニ一也、また大治二年十一月五日辛卯、齋院相嘗也、御所齋王の御所の由にて、すなはち齋院の代なり、盛重ガ堀川ノ宅也、有リ二奉幣一、中略主典義基云、卜定七月以後ノ時ハ、明年四月有二此事一、四月以前ヨリ二

るべし、これをおもへば、諸人の宅神祭ももとは氏神の祭にて、二月四月十一月に行ふ古例なりけるを、二月の祭の事の書どもにみえず、歌にもきこえざるは、おのづからそれ記せる書の傳はらぬなるべし、また二月と四月とはほど近ければ、おのづから二月の祭を略く慣となりしにてもあるべし、又萬葉集に、大伴坂上郎女祭神歌の注に、古歌者以二天平五年冬十一月一供二祭大伴氏神一之時、聊作二此歌一故曰二祭レ神歌一とみえて、此氏神祭も十一月なり、なほあるべし、よく尋考ふべし、○因に云、舊事紀に載たる天孫本紀に、饒速日命の裔、物部伊香色雄命譜、崇神天皇御世係、遷二祭建布都大神社於大倭國山邊郡石上邑一云々、號曰二石上大神一、爲二國家一亦爲二氏神一、崇祠爲レ鎮と記せる氏神は、氏の祖神にはあらず、己家にて創建たる寺を、氏寺と稱へると同趣なり、

○相嘗とは相嘗祭に預り給ふ由なり、此は十一月上卯日七十一座の神を祭らる、その神名四時祭式に載られたり、畿內にて六十七座紀伊國の內にて、日前國懸伊太祁曾鳴の神等の四社、合て七十一座なり、但し大社小社の差別なく預り給へり、豫て神祇官にて祭官齋して、幣物を各社の祝部等に頒置たるを、今日其社々に奠りて祭を行ふなり、

注此祭の古く書に見えたるは、神祇令に、仲冬上卯日相嘗祭、義解に、大倭、住吉、大神、穴師、恩智、意富、葛城鴨、紀伊國、日前神等類是也、神主各受二官幣帛一而祭也、また天武紀に、五年十月丁酉、奉二幣帛於相嘗新嘗諸神祇一とみえたり、相嘗の嘗字を脫し、奉ノ字を祭と作る本は誤なり、今京極本に依りて訂せり、當時既に相嘗新嘗に預り給ふ神々を定めおかれたりしなるべし、

さてこはいかなるよしにて祭らるゝにか、いまだ書に見あたらず、按に此祭の幣物、四時祭式に見ゆ、臨時祭式に、凡因幡伯耆兩國所レ進、相嘗祭ノ料荒筥八十八合、(國別ニ四十四合)每年以二神税一交易、十月以前ニ差レ使進上スと見えたり、荒筥はいかなる物入るゝ料にか、また八十八合の數、この時祭らるゝ神、七十一座とあるに配りては十七合多し、なほ考ふべし、社別に異なる中に、酒稻幾束と云ふ事のみ社別に悉ありて、酒料稻者用二神税及正税一とあるをもておもふに、新稻をもて釀れる御酒を獻らるゝ祭なるにや、そは天皇新釀の御酒を聞看すによりて、相伴に新酒をもて饗し給ふ由なるべし、

厨子所の御神祭の事、いまだ書に見およばず、こは御厨子所の女官のうち〱行ふ神事にて、宅神祭に准ふるばかりの由にて、癸日に祭來たるなるべし、小右記にしるされたる宅神祭は、癸日にはあらざれど、前の癸日には何ぞの碍ありて行はれず、其後癸日無きによりて、此日祭られたるにか、又その長元の頃は、必しも癸日と定らざりしにもやありけむ、又能宣集に神祭る家、「榊葉の霜うちはらひときはにてかれす祭らむわか宿の神」千載集には、あるところの屏風の繪に、十一月神祭る家のまへに、馬に乘りて人の行ところを、「さかき葉の霜うちはらひかれすのみすめとそ祈る神の御前に」と載られたり、源道濟集に、十一月神祭する家、「神世よりいはひそめてし足引の山のさかき葉色もかはらす」と見えたるなどこれなり、又此祭に氏神を祭れることは、貫之集に、四月神祭る、「まつるとき咲もあふかな卯の花はなほ氏神の花にそありける」相撲集に、早夏、「ふたかたにわか氏神を祈るかなこの手かしはのひら手たゝきて」と見えたり、かくてなほおもふに、年中行事の抄ども、公事根源等に見えたる恒例の行事に、四月と十一月との山科祭は、宮道氏の祖神、平野祭は和氏の祖神、當宗祭杜本祭は、當宗氏の祖神、梅宮祭は橘氏の祖神、吉田祭は春日と同神にて、藤原氏の祖神なり、二月と十一月の春日祭大原野祭、十一月の平岡祭も春日と同神にて、これもともに藤原氏の祖神なり、同月の鹿島祭も春日に縁由ありて、これも藤原氏の祖神に係れり、續紀寶龜八年七月の下に、内大臣藤原朝臣良繼病、叙二其氏神鹿島神正三位一、香取神正四位上一とみえたる是なり、其縁由は既に春日祭神考にいへり、さて又十一月の宗像祭は、宗像氏の祖神なり、かく二月と四月と十一月とのみ、諸氏の祖神を祭られて、みなその氏人を預らしめ給へる事、かれこれの書どもにみえて、上のくだりの餘の月に祭らるゝ事は見えたる事無し、さるは三代格寛平七年十二月三日の官符に、諸人氏神多在二畿内一、每年二月四月十一月、何廢二先祖之常祀一、若有二申請者一直下二官宣一、とみえたれば、件の三月に氏神を祭るは、古よりの例なりけるを、公家の御祭にはその三月の中に就て、或は二度或は一度と定め給へるな

月をいのる心をは神なからみなしりませるらむ」大中臣能宣集に、四月家の神まつるところ、「みむろ山峯の榊葉よろつ世にとりて祭らむわか宿の神」また順集に、四月神祭る、「夏衣きてこそ祭れ同しくは神のひもろきときて歸らむ」新六帖に、神祭信實朝臣、「ちはやふる卯月のみしめあらためてきねかもろ聲はやうたふなり」爲宗卿、「神祭る卯月になれはゆふかけてみむろの榊なへてさすなり」新續古今集に、永仁六年大嘗會悠紀方屏風に、花垣里、前大納言俊光、「白たへのゆふとりしてゝ神祭る卯月ににほふ花垣の里」などかゝる趣に、四月を季としてよめる歌なほ多し、又爲忠朝臣家後百首に、仲正、「山賤の垣根にいはふやかつ神うの花咲るをかに見ゆかと」久安百首に、清輔朝臣、「榊葉にゆふしてかけてやかつ神祭る垣根と見ゆる卯の花」などよまれたるやかつも、ヤカスの轉れるなり、師光年中行事にも、かの義解の文の宅神に、ヤカツカンと假字をさしたり、或人云、和泉國日根郡谷川村池坊某が藏る、文龜三年に書る片假字書の祭文に、ヤケノカミトヨカマドノカミノオンマヘニ云々とありといへり、このヤケノカミも、宅神の事ときこえたり、さて件の歌などの趣にては、宅神祭をやかつ神祭ともやけの神とも云ひ、又家神祭とも云へるなり、また其を十一月に祭れる事の例證は、小右記に長元元年十一月廿五日乙卯、宅神祭、また年中行事秘抄、十一月の下に、御厨子所御神祭事、天承二年十一月、天下有二穢事一、御厨子所御神祭、穢中有否如何左府令レ申給云々、陰陽寮式云、宅神祭云云、有レ忌者用二次癸一云々、就レ之案レ之御忌國忌歟、將何事乎有用二未癸一之由見レ式、尤可レ有二沙汰一也、私人傳々之穢不レ忌云々と云へる事みえたり、此はそのかみ前人の家記の類を引據いでたるにて、陰陽寮式といへるは、延喜などの式にはあらず、その寮の私の式書なるべし、さてこは十一月御厨子所にて神祭る例なるを、穢中に行はるゝ事の有無を、内府の問給へるに、陰陽寮の式書の旨によりて答たる趣なり、御厨子所は後涼殿の西庇に在て、供御の物を置所なりとぞ、かくて件の文意を考ふるに、十一月の宅神祭は、上癸日に行ふ例なるを、穢あれば次の癸日に行ふ例なりしときこえたり、さて御

もふに、ヤカスといふを事のさまによりては、家ごめにもいふ例なりしなるべし、また古書どもに、宅家などをヤカヤケなどよみ、人名にも然唱へきたれるは、ヤカスのスを畧き、或は轉れる詞づかひにて、ヤカスといふが本語なるべし、されば宅神祭を雅しくはヤカスガミノ祭といひて、いはゆる門と屏との間の宁にて祭る例なりしなるべし、其は此の下に引くこの神祭の歌どもによりて考るに、此祭の名をやかつ神の祭とも云ひ、また家の神宿の神ともいひて、多く垣際を引合せてよめるがきこえ、又下に引く寛平七年の符文に據りて併せ考るに、其は二月と四月と十一月と、三度に祭る例なる事もしられ、また其祭るさまもおほかたおもひやらるゝなり、さて義解にしか〲と注されたるは、此祭庶人の宅にて、各々が氏の祖神を祭り、また上古よりの古實のまに〱、殊に齋き尊重み奉るべき由ある神々、また生土住所などにつきて由ある神々、また家職に由ある神、又は家にとり身にとりて、殊に御惠をかゝぶりたる神たちなどの恩頼を辱なみ、其報賽してなほ常しへに惠み護り給へと祈禱て、己々が宅にて、月毎にほど〱の幣獻りて祭りたりけるを、二月と四月と十一月と、三度にふさね祭る例となれりしをもて、月次祭を卽如二庶人宅神祭一と謂はれたるなるべし、文明十二年正月朔日、宣胤卿記に、四方拜の時の條に、拜二宅中神一、自注に向二家中一是者非二定儀一、臨時懇者也、この後々にも同じ趣に記されたるは、殊さらに拜み給へるなり、さて又淸輔朝臣の奥義抄に、保食神は、宅神也といはれたるは、保食神のみ宅神として祭る由にはあらず、此神をば並て宅神として祭る由なるべし、今の世の庶人も、これをおもひて宅の神祭をほど〱につけて、怠り闕まじき事にこそ、さてまづその宅神祭を四月に行ひたる證は、壬生忠見集に、四月家の神まつる、「年ことに祭らむかすはきねそ見むいたゝくかみのしらくるまでに」と見えたり、この家の神といへるもいはゆる宅神にて、歌の趣を考るに、巫などの家々に來りて、祭の事を行ひたりしなるべし、和歌六帖に素性法師、拾遺集には躬恒、「神祭る卯月に咲るうの花を白くもきねかしらけたるかな」とも見えたり、又貫之集に、「百とせの卯

れば、明らかにしらるゝなり、そをとりすべて云はば、帳に月次新嘗に預り給ふ神は、（名神大社の中にて、此二祭に預り給ふ例なる事、下に云ふが如し、さて月次新嘗の二祭は相はなれず、共に預り給ふ例にて、一方づゝ祭らるゝことは無き例なり、）悉祈年祭の案上官幣の神に坐り、さて分て云へば、其中に宮中京中畿内五國の神社は、ことごとく案上案下ノ官幣にて、其中月次新嘗に預給ふ神は案上、さらぬは案下の幣に預り給へり、（七道の國々には、案下幣に預り給ふ、神一座もある事無し、）また東海東山北陸山陰山陽南海六道の國の中に、月次新嘗に預り給ふ神々、皆案上ノ幣に預り給へり、（西海道の國には、此祭に預り給ふ神あらず、）又國司祭に預り給ふ神は、宮中京中は云ふまでもあらず、畿内五國には一社もあらず、（こは案上案下ノ幣に預り給ふが故なり、）七道の國々の中にて、月次新嘗に預り給はざる神等、ことごとく預り給へり、

○月次 とは月次祭に預り給ふ由なり、此は六月十二月の十一日、神祇官にて諸司齋して、祈年祭の時案上ノ官幣の神、三百四座の座別に、案上の幣を奠りて祭らるゝなり、（但し前の神百六座は幣物減れり、さて神祇令に季夏月次祭季冬月次祭とありて、そのかみ祭日をば定られざりしなり、此條の義解に、於二神祇官一祭與二祈年祭一同とあり、國史に始て見えたる事は、續日本紀に大寶二年六月癸酉、在二山背國乙訓郡一火雷神を、入二大幣及月次ノ幣例二一とあり、）さて此祭らるゝ由意は、神祇令月次祭の義解に、謂於二神祇官一祭與二祈年祭一同、即如二庶人宅神祭一也とあり、また其祭式は、四時祭式上巻に見え、祝詞は祝詞式に載られたり、貞治五年の年中行事歌合に、月次祭を（宗時朝臣）「夏のくれ年の終りに月毎のかへりまをしの神の幣帛」とよまれたるがごとく、既に祈年の御禱の有りしごとく、神々の天下を安平く守護たまふ事を、月毎に報賽して、なほ以往の御禱したまふを、後に事省ぎて總て、六月と十二月との兩度にあつめて祭らるゝ式となりぬれど、なほ古實を失はずして月次祭と稱ふなるべし、

【注】但し祝詞には、其祈禱言を略かれたり、然るは後の例なるべし、さて上に擧たる令の月次祭の義解に、與二祈年祭一同、即如二庶人宅神祭一也とある、この宅神祭の事を因に考ふるに、中山内大臣忠親公の貴嶺問答に、此文を擧られたるに、宅神にヤカスカンと訓を付たる本あり、和名抄に、家四聲字苑云、家人所居也、伊閉一云レ宅、降レ訓上同、また宁爾雅云、宁門屛之間也、夜加須とありて、家とヤカスとはもと差す處別なるを、日本紀に舍屋をヤカスと遊仙窟に堂構堂舍堂宇などをも然よめるをお

りけむ、そも〳〵此猪の事は、こゝにはいはであるべきをおもふところありて、因に委く云へるなり、さてこの案上案下の官幣に預り給ふ神社、國々に幾千座とのみありて、神名を擧られざれど、其社數によりて知らるゝ事下に云べし、

此時既に神祇官の官人、又大臣以下廳につき、中臣詔戸詞を申て、（此祝詞は式に見ゆ、）奠祭の儀あり、さて畢て參集れる諸國の諸社の祝部等に、其徹の幣物を頒授くる式あり、（その品目は式に載られたり、）祝部等持退歸て、各本社に奉る、又餘る大社一百八十八座、小社二千二百七座は、ともに國司所祭とありて、各國の守既に申奉りて、今日守以下、散齋三日致齋一日と云ふ齋して、其府に會り、神祇官の儀に准らへて、參集れる各社の祝部に、幣物を班授く、これを國幣と云へり、（幣物は其國々の正税を用て調ふ、さて神祇令義解には、於二神祇官一祭レ之とのみありて國幣の事なし、）祝部等持退て、各その社に奠て祭を行ふ、

注此國司祭の神社、畿内には無く、七道ごとに若干座と記されて神名を擧られず、されど其は考知らるゝ由ありて、即下に云ふがごとし、○類聚國史に、延暦十七年九月癸丑、定下可レ奉二祈年幣帛一神社上、先レ是諸國祝等毎年入レ京各受二幣帛一、而道路僻遠往還多レ艱、今便用二當國物一とありて、此時並て國司祭のごとくせさせ給ひしなり、其後の世々にも改革ありし事三代格にみえ、此式の時は、延暦の舊に復したまへるなり、但し西宮記に、延長四年官符云、祈年月次新嘗祭幣帛物不レ受之國、朝集公文自今以後、宜レ令下二彼官物一勘畢移上レ省、とみえたるは、中度其式革りたるにて、翌る五年十二月奏上の式には、再舊に復し給へるなり、しかるを西宮記此祭の處に、近江幣祝來請、遠國幣納二官庫一付二朝集使一とあれば、亦後に延長四年の官符のごとくになされたりしなり、月次新嘗の祭の幣物も、同じさまにぞ奉られけむ、

さて又件の祈年祭に、案上案下の幣帛、國司祭等に預り給へる神名、いかなる事にか、すべて式に載られず、たゞ奠二幣一又其差別の知らるべき例をも擧られず、案上二神三百四座と擧て、宮中京中諸國にて、若干座と分注されたるのみなれば、各神社をば何れをそれと知られざるがごとし、しかるを今其分注されたる社數によりて、神名帳に載られたる奠例に引合て考

注其幣の品目は、四時祭式に載られたり、但し其伊勢二宮、またほか十九社には、各加二馬一匹一とあり、又案下官幣の中に、鍬靫を加へ奉らる丶社あり、其は帳の神名の下に記されたり、其事は下に論ふべし、又御歳社に加二白馬白猪白雞各一一とありて、祈年祭祝詞にも、此物を奉らる丶由みえ、其を奉らる丶は縁由は、古語拾遺に、昔在神代大地主神營レ田之日、以二牛宍一食二田人一云々、御歳神發レ怒、以レ蝗放二其田一云々、於是大地主神、令三片巫肱巫二占中求其由上、御歳神爲レ祟、宜下獻二白猪白馬白雞一以解中其怒上云々、是今神祇官以二白猪白馬白雞一祭二御歳神一之縁也と見えて、重き故實なり、此御歳社は、大和國葛上郡葛木御歳神社、名神大月次相嘗新嘗とある是なり、さて此奉物の事、儀式に京職貢二白雞一雙近江國豚一頭、また年中行事秘抄にも、白猪近江進、白雞左京職進とみえたり、さてそれらを神祇官にて發遣さる丶さまは、西宮抄に、西廳前牽二御馬十一匹一繋二猪雞一、また玉海に治承四年の度、西廳東南邊繋二白猪一、居二白雞一云々入レ物など見えたり、しかるに此猪の事山に住る走猪ならむには、輙く生捕にすべくもあらず、又繋ぐにも堪がたかるべければ、猪の子を畜置て進る例なりしなるべし、そは儀式に、豚と書るにもおもひ合すべし、古は世間なべて獸肉をも食たりしかば、其料にせむとて猪子を養置りし事も聞えたり、しかるに中右記に、天永三年の度、近江國所レ進猪今朝於二神祇官中一斃了云云、（此猪疵七八所ありとみえたり、）殿下仰云、猶可レ爲レ穢之事也云云、祈年ノ祭延引之由、俄被レ行二大祓一云々、また台記に仁平元年の度、祈年祭猪近江國未レ進者云々、郡司申曰、祭前十餘日狩レ猪不レ得レ之、連日狩獵于レ今無レ得云々、承平四年六月、月次祭馬代、進二調布八端一、任二彼例一可下以二調布八端一爲中猪代上仰了、と載るなどをおもへば、なべての狩のごとくものして、山猪を狩たるが如くにもきこゆれど、然には非ず、此祭の料に進るべき豚を既に得ざりつるから、時にのぞみてことさらに狩もとめたるなり、天永の度は、豚のや丶大きくて生捕かねて疵つけるなるべし、かくて白猪はいと／＼希なるものにて、毎年に得らるべきにあらざれば、故實のま丶に白猪と稱ひて、尋常の猪の子に堊などを塗てぞ獻られた

云へる文にて、下に唯大社并明神云々とある大社は、神社の等もて云へりときこゆ、寛平五年三月二日の同官符に、祈年月次新嘗祭等に預り給へる神の事を、京畿外國大小通計五百五十八社云々とある大小も、大社小社の等の事ときこえたり、但し上に引たる古語拾遺に、小社大社と對へいへるは、大社小社と定られたる等にはあらで、はやくより祭來れる神がら社がらを、尋明らめざりつる事を咎めたる文ときこえたり、さて帳に出雲國の杵築大社と載られたるは、名神大社にて殊に故ある神社なれば、取わきて然も稱すべきを、近江國小槻大社伊勢國川原大社は、小社に坐すをかく稱せるは、ただ其國にして唱へ來れるまゝに、帳に附られたるにか、いぶかしき事なり、いづれにも大社小社の等の謂にはあらず、帳に件の三社を除て、某大社と稱せる例はあらず、

○祈年　祈年祭に預り給ふ由なり、此祭は二月四日神祇官にて行ひ給ふことなり、神祇令には仲春祈年祭とあり、そのかみ祭日をば定られざりしにや、此祭、天武天皇四年二月甲申(十日)に始れるよし、官史記にありと、年中行事秘抄に見えたり、埃嚢抄にも然云へり、されど天武紀には載られず、國史には、續後紀に承和九年二月己巳(四日)、三代實錄に、貞觀十五年二月四日に、此祭行はれたる事みえ始て、四日をもて恒例とせさせ給へり、今年の雨風よろづの災なく、穀のよく豊るべく、神に祈り給ふ祭なり、

注神祇令祈年祭義解に、祈猶レ禱也、欲レ令二歳災不一レ作時令順度一、即於二神祇官一祭レ之、故曰二祈年一也、さてとしとはなべて穀をいへど、專と稻を云ふ古言なり、祈年と書くは漢文を借れるなるべし、詩大雅篇に祈レ年孔夙、方社不レ莫、昊天上帝、則不二我虞一、敬二恭明神一、宜レ無二悔怒一、注に祈年孟春祈二穀于上帝一、孟冬祈二來年于天宗一是也、また周禮春官に、祈年求二豐年一など見えたり、

其祭式は、四時祭式上卷に見え、祝詞式に載られたり、かくて此祭には、神名帳に載られたる官社總て三千一百三十二座、悉く預り給ふなり、されども就中に祭らるゝ狀に差別あり、大社四百九十二座の中にて、三百四座は神祇官にて奠二幣案上一神とて、座別に幣を案上に置て奠らる、これを案上官幣とも云ふ、又小社二千六百四十座の中にて四百三十三座、これも神祇官にて、不レ奠二幣案上一神とて、座別に幣を案下に置て奠り給ふ、これを案下官幣とも云ふ、

以上爲二大社一、從三位從四位以上爲二中社一、正五位從五位以上爲二少社一云々とあれど、此は僞作の文なり、其は社に坐す神々に、必しも位を授給へる例にあらず、殊に此寶龜のころは、位階を授給へる神たちはいと稀にして、多くは無位にておはしけるなり、其は下の神位の事を辨たる下にてしるべし、しかれば神位によりて社の大中小を差別るべき由なし、さて北畠准后親房卿の造殿儀式に、大中小社差別事とて、此官符の全文を載られたり、其はかの神祇本源の奥書に、此卷依二北畠一品入道家之召一、借二進之一と記したれば、儀式には此本源なるを見給ひて、ふと惑されて採り載給へるものなり、惑ふべからず、

式には大社小社の二等ありて、中社と云ふはあらず、さて帳には、大社のみ神名の下に大と注されて、然らぬは悉く小社に坐り、（大社に對へて然らぬを小社と稱へるなるべし、）こはたゞ其神社を崇め給へる等を定め奉られたる名目ときこゆ、

注 史どもに諸神の中にて、事別て大社になされたる事をさ〳〵見えず、たゞ類聚國史に、弘仁十年五月辛卯、山城國愛宕郡貴布禰神爲二大社一と見ゆ、二十二社注式に、日本後紀を引て、件の文を約め記せり、後紀其年ごろ今本缺たり、これより前に續紀に、大寶二年七月癸酉、詔在二山背國乙訓郡一火雷神、毎レ旱祈レ雨頻有二徵驗一、宜レ入二大幣及月次幣列一と見えたり、大幣とは大社の列に入られたる事なるべし、此火雷神帳に、名神大月次新嘗とあり、新嘗はこの後に預り給へるなるべし、伊呂波字類抄に引載たる橘氏譜牒に、仁明天皇の御世、大后の橘氏の神宮人に託宣の言に、我今天子外家神也、我不レ得二國家大幣一、是何緣哉云々、天皇畏レ之、欲下盛立二神社一准二諸大社一毎年令中崇壯上、大后不レ肯曰云云と見えたり、この大幣は大社の列とさしたるにはあらざめれど、重く祭られ給はむとのたまへる由なり、故准二諸大社一云々と詔へるなり、また文德實錄に、仁壽元年十月丙午、進二肥後國健磐龍命大神階一と見えたるは、大の神階を進られたる由にて、大社の列とせられたる由ときこゆ、帳に名神大とあり、また類聚三代格、嘉祥四年正月二十七日の太政官符に、天下大小諸神云々とあるは、たゞ諸神を

大とは大社、次に小云々とあるは小社の事にて、神社に大社小社の差別あり、下に別に注ふべし、

三百四座並預二祈年月次新嘗等ノ祭之案上ノ官幣一就中七十一座ハ預二相嘗祭一

大社四百九十二座の中にて、三百四座は云々の祭に預り給ふ由なり、但し類聚三代格に見えたる寛平五年三月三日の太政官符に、祈年月次新嘗の祭に預り給ふ神を、京畿外國大小通計五百五十八社とありて、此式と合はず、後に改定られたるなり、さてこの分書の祭の事は、下に別に擧て注ふべし、次々なるも同じ、

一百八十八座並預二祈年ノ國幣一

上に注へると同例なり、

小二千六百四十座

四百三十三座並預二祈年ノ案下ノ官幣一

二千二百七座並預二祈年ノ國幣一

これも上に注へると同例なり、さてこれより以下、天神地祇總三千一百三十二座の神たち、宮中京中を始、畿内七道の國々に坐す神社を、國郡を分て載せられたり、

○大若干座小若干座とある大小は、大社小社の事なり、此の外にも式中に此例に記されたるところあり、さて神社に大小を定られたること、古くは大中小の三等ありしにや、衞禁律大社條疏云、賊盜律云、毀二大社一者遠流、不レ顯二中社小社罪一、若毀二中社一者減二三等一處二徒二年一、小社者又減二三等一處二杖一百一云々、また衞禁律云、闌二入大社門一者徒一年、闌二入中社門一者杖八十、闌二入小社門一者笞五十と見えたり、されど此大中小の御定今詳ならず、坂上兼明の法曹至要抄に、件の賊盜律の文を約め載て、案レ之稱二大社一伊勢大神宮八幡宮也、中社加茂住吉社之類也、自餘小社也といへるは何なる證ありて云へるにか、

注元應二年に、度會家行神主の着せる類聚神祇本源に、寶龜二年二月十三日の太政官符を載て、神祇官並五畿七道諸國司、應三早定二置天下諸社大中少神殿雜舍瑞垣鳥居、並四至内地町數一事、正一位三位

行事に記せるも同じ、かくて永延の度の事は、年中行事秘抄に、兩度の事の次に、寛和二年十一廿一宣旨云、新依二御願一初復二舊基一、以二今月廿五日一令二勤仕一、但自二明年一可レ用二式日一とあり、寛和三年四月五日永延と改られたれば、此説相合へり、しかれば延長五年に撰成て上られたる此神名式に、梅宮神社を載らるべきにあらず、寛和二年の宣旨によりて後に更に載られて、惣の座數祭式等をも加へ改められたるなるべし、此ほか官社の増減のありたらむにも、元慶元年の頃の班幣の神の座數と同じきは、おのづから合へるなるべし、はやく天平五年勘造の出雲風土記に、郡毎に神社を合せ載て、以上若干所共ニ在ニ神祇官、とある社號は、かのいはゆる天平年中勘造ノ神帳の列なるべきを、延喜の帳と合ざるがあるは、後に唱の改りたるもあるべけれど、社數の多きがあるは、後に加されたるなり、さて若干座とある座は、神の御上につきて云へる例なり、一座は一柱なり、悉准へて知るべし、

社二千八百六十一處

こは上に惣擧たる神たちの神座の數にかゝはらず、一社を一として、其數を都合て、社若干處と云へる例なり、

前二百七十一座

前とは本居宣長大人の古事記傳十二ノ巻に、能治二我前一者とある文の解の中の考に、二座以上の神社の中に、主たる神一座を除きて、其餘を幾座にても前として、前若干座と云ふなり、たとへば三座を祠れる社ならば、中に主たる神一座を除きて、餘の二座を前二座と定たるものなり、主たる一座は、社と云ふ中に在ゆゑに、前と云中には入れざるものぞ、此格をもて計るときは、式に擧たる數みなよく合へり、但宮中京中の神は、其神名を擧たるは、各一社とす、たとへば御巫祭神八座の如き各名を擧たる故に八社とするなり、其餘神名を擧ずして其社幾座とあるは、皆右の格なり、凡て社と云ふ數の中に入れる神は幣物多く、前の神は幣物減れり、さて主たる神一座も實は前なれども、其は其社の主たる故に社をさして申し、餘は其社の主に非る故に、神座を指して前とは申すなり、故に社には若干所と云、前には若干座と云ひ、二を總ても若干座と擧られたり、

大四百九十二座

天神地祇總三千一百三十二座

神祇令に、凡天神地祇者神祇官皆依ニ常典ニ祭レ之、また凡天皇即レ位總祭ニ天神地祇一とあり、天神とは天上に坐ます神、また天よりこの國土に降り坐る神を稱すなり、その天地の神八百萬群神坐ます中に、別に由縁ある神たちを、國々に社定て祭給へる事、大御政の機原にして、太古より皇朝の大道なり、かくて崇神天皇の御世に及びて、更に神々を崇め給ひ、天神地祇の社及神地神戸を改め定奉り、嚴重にものし給ひし趣、古事記日本書紀に見えたり、其後御世々々に新に祭り給へる社も出來、また百姓の由ありて祭來れる神、或は遠祖を祭れる氏神などを、公家にて祭り給へるもあり、そのかみ神祇官にて常典として、祭給へる神神を帳に載られて、神名帳といふを此式に載られたるなり、こゝには其神々の座數をとり總て擧られたるなり、

○按るに、三代實錄元慶元年九月廿五日、分ニ遣中臣齋部兩氏人於五畿七道諸國一、班ニ幣境內天神地祇三千一百三十二神一、緣レ供ニ奉大嘗會一也、と見えたる、其神の座數、此神名帳と全同じければ、はやく元慶の頃定まりたりつる、官社のまゝなるにやとおもはるゝに、その元慶元年より後、この式を撰れたる間に、元慶四年三月廿七日、大和國城上郡宗像神社預ニ於官社一、と三代實錄に見え、また延喜十一年正月六日官符に、山城國宇治郡山科神社神二一座を、宮道氏人等が請に依りて、被レ附ニ官帳一預ニ四度幣一、と新國史また本朝月令等に見えて、すなはち帳に、宗像神社三座、並名神大月次新嘗、山科神社二座、並大月次新嘗、と載られたるこれなり、なほありぬべけれど、しばらくかの元慶元年のときの神座數に、件の五座を加へ數ふる時は、延喜の此帳には、三千一百三十七座とあるべきを、なほ元慶元年の度の數と同じきは、其後官社を停られたるもありしにや、但し三代實錄に、元慶三年十一月六日、停ニ梅宮祭一云々、歷ニ承和仁壽二代一以爲ニ官祠一、今永停廢焉と見えたれど、同八年四月七日、始ニ祭梅宮神一云々、頃年之間停ニ春秋祀一、今有レ勅更始而祭とみえ、三代實錄の後は國史なければ詳ならぬを、色葉字類抄梅宮の條に、件の兩度の廢興を載て、次に寛平又停レ之、永延以後祭レ之、十一月同レ之と記せり、師光年中

入一門と云へる事見えたり、然るは上つ代はよろづの御政正しくおほろかなりけるを、漸に漢風の制に倣ひてものし給ひ、大寶の頃又さらに何くれの制を立られたりけれど、しかすがに神祭の事は、なほ上古の例のまゝに、正しくおほらかにものせられたりけるを、天平年中におよびて更に神帳をつくり、祭式をもきは〳〵しく制はじめ給ひけるに、中臣がわたくし意もて云々せりと歎訴たるなり、本書の文をよくよみあぢはひて意得おくべき事なり、さて其天平年中勘造神帳云々といへるは、續日本紀天平九年八月甲寅詔に、自春已來災氣遽發、天下百姓死亡實多、百官人等闕卒不少云云、故可優復百姓使得存濟云々、其在諸國能起風雨、爲國家有驗神未預幣帛者、悉入供幣之例、とみえたる度の事なるべし、但し件の度より前天平五年に勘造れる出雲風土記に、郡毎に神社を擧て、以上若干所並不在神祇官、又若干所並不在神祇官、と記せる、その在神祇官とある神社、悉この神名帳に載られたり、もとより官幣に預り給へる神名の記は、續日本紀慶雲三年二月庚子の下に、甲斐云々等國一十九社、始入新年幣帛例、其神名具神祇官記、續日本後紀承和四年正月辛卯の下に、在石見國五箇郡中神總十五社、始預官社云々、其神名具在神祇官帳、また三代實錄に、貞觀五年九月廿一日勘解由使の起請に、神社帳准官社帳勘了之日、令移式部省、など見えたり、但し此に神社帳とあるは、諸國にて其一國の內の神社帳の事ときこゆ、其由は下に論ふべし、

かくて其帳に載られたる神社を幣社官社など云ひ、國史古記どもに多く見ゆ、又式內社とも云へり、

注古記どもに多く見ゆ、さてその式內ならぬを式外社と云へり、朝野群載に、康和二年卜部兼良宿禰の勘文に、式外神社云々、また不載式之神合御卜之條、是承前之例也と云ひて其例を擧げ、皆是雖爲式外、已合御卜了と奏されたる事もあり、親房卿の二十一社記にも、式內式外社と曰へり、次に云ふ延暦の內宮儀式帳に、未官帳入田社事云云、以上十五前神社、右神社倭比賣乃御時仁、祝幷御刀代田宛奉也、未祝乃僑不免仍號田社、且爲供奉といへることとみえたり、

神社私考一

神名帳標目私考草稿

此考書は、延喜式なる神名帳の首の標目どもにつきて、たど〱しくおもはるゝ事どもを、こゝろえまほしくて、神祇式中を考合せ、かたへの古書どもにもおよびてものせるなり、かくて其因に考出て、いはまほしきことのいできたるをも書加へつゝ、いまだかたなりにおもはるゝ事ども多かるを、よりよりにたゞしあらためて後に書とゝのふべし、

神名上東海道

延喜式巻第九首 宮中京中五畿内

巻第十の首には、「神名下東山北陸山陰山陽南海西海」とあり、かくて神名とは、朝廷より祭らるゝ式と定まりたる、天下の神社の名を載られたるなり、神名上下と分たれたるは二巻とせられたるうへの次なり、宮中京中五畿内云々は、神社の在所につきて、部を分ちて載られたる目録なり、下の東山云々も同じ、かくて四時祭式に神名帳と記されたるは、この神名とある上下巻の事なり、さて此神名帳の事を古記どもに其事のさまに従ひて、神帳神祇官帳官社帳など稱ひ、又たゞに官帳とも云ひ、徒に帳とのみも云へり、さて其官社に坐神を本神と申せり、

注 延暦大神宮儀式帳にも官帳社、未レ入二官帳社一など云ひ、又本朝月令に引たる延喜十一年正月六日の太政官符に、太政官符二神祇官一應レ附二官帳一坐二山城國宇治郡一山科神二座事、右得二宮道氏人内藏少允宮道良連等、去年八月七日解一偁、件氏神依二去寛平十年三月七日奉勅之宣旨一、初享二公家春秋之祭祀一、雖レ然未レ附二官帳一歳月稍久、望請特被二天裁一、准二於本神一被レ附二官帳一、預二四度幣一云々などみえたり、

さて官帳に附られたるを、本神といへる事めづらし、古語拾遺に、至二大寶年中一初有二記文一、神祇之簿猶無二明案一、望秩之禮未レ制二其式一、至二天平年中一勘二造神帳一、中臣專レ權任レ意取捨、有レ由者小祀皆列、无レ縁者大社猶廢、敷奏施行、當時獨歩諸社封稅總

伴信友全集第二

總目錄

一卷首の肖像は、翁の曾孫信興氏の畫工に命じて畫かしめたるもの、本會請ひて玆に揭ぐることゝせり。猶其次に載せたる翁の藏書印中、朽木形の印は、或人の翁に贈りたる筑紫の櫪木にて造れるものなりと、谷森善臣翁の談なり。

一翁の傳は、山岸惟和氏の著にして、信興氏藏本に係り、又年譜は、和田信二郎氏本會の爲めに新たに編纂せられたるものなり。玆に伴、和田の兩氏の厚意を感謝す。猶本編の內馬瀨長松、齋藤惇兩氏に校訂の勞を煩したるものあり、依て附記して謝意を表す。

明治四十年八月

一長谷寺多寶塔銘文、長谷寺緣起剝僞一卷　多寶塔銘文は、本尊千佛多寶塔基銅板に彫刻せるもの、此銘文の干支に據り、同寺開基は寶龜元年なる事を論究せり。近年文學博士三宅米吉氏は、朱鳥元年なりと論ぜり、されど本會の考得たる所は、此兩說とも異なれども、事長ければ玆には述べず、猶現品は明治三十二年八月國寶に指定せられたり。また同寺緣起文につきては、菅公の作及筆蹟なりと稱し、世に有名なるものなれども、菅原の菅の字を管と誤り、また菅公の位署を書違へ、同寺開基の道明の時代を誤れるなど、總べて論ずるに足らぬものなる旨を述べたり。本書黑川氏藏寫本を採る。

一上野國三碑考一卷　本書は、上野國に於る、多胡郡下池村の碑と、綠野郡山名村金井澤の碑と、同所山名上村の三碑文につきて、考へ注せしものなり。本書小杉博士藏寫本を採る。

へるなり。

一中臣祓詞要解一卷　主として賀茂本居兩大人の説を揭げ、傍ら自己の新説を述べたるものなり。小杉博士藏寫本を以て校訂す。

一神璽三辨一卷　神璽と稱するものには、古書に於て鏡劍の二種を申すと、玉を申すと、また令律に稱するものとの三種ありと、委しく辨じたるものなり。

一大刀契考一卷　大刀と契とは、二物なる事を論じ鈴印につきての考をも考注せり。以上二部は黑川氏藏寫本を底本とし、伴翁稿本を以て校訂す。

一鎭魂傳一卷　鎭魂の法は、饒速日命天祖より受傳へ給ひし法にして、齡を延ぶる禁厭法なるを、其子宇摩志麻治命、これを以て神武天皇へ仕へ奉りしより以來、歷世奉仕せし事、併せて鎭魂祭儀、鎭魂考證等を揭げたり。本書内閣文庫藏寫本を採る。

記したるものにして、併せて宇佐八幡宮及三所大明神の事等を記し、同社は本宮と同じく心得奉るべきよしを記されたり。本書内閣文庫藏寫本を採る。

一蕃神考一卷　桓武天皇の御生母、高野氏の氏神なる山城平野神社（祭神百濟聖明王外三座）、及河内國安宿郡飛鳥戸神社、また宇多天皇御外祖母、當宗氏（後漢孝獻帝の裔）の氏神なる、河内國志紀郡當宗神社につきて述べたり。黑川氏藏寫本を採る。

一正卜考三卷　本書は、本邦古代太占の事を考注せしものにして、序例に太占は神事の宗源なる事を述べ、對馬卜部、龜卜次第、及諸傳本に論及し、本文に入りては、太占一切の事を考注し、別記には古書に散見せる太占の記事、卜法異傳、波々迦考、後附には世俗の雜占を記したり。本書安政五年板を採收す。但し卷首の正卜考大意は、板本には無きを、今和田英松氏藏伴翁の稿本を借り得て補

本書は、井上頼圀氏藏寫本を底本とし、內閣文庫本、及靜嘉堂文庫藏翁自筆稿本を以て校訂す。

一瀨見小河四卷　本書は、山城賀茂神社に關する、一切の事を考注せるものにして、凡例、證文、別記に分ち、凡例には引用書について論じ、證文には緣起を記し、別記には大神の御子孫、祭典の故事、攝社等に至るまで詳細に注せり。書名瀨見小河は賀茂川の古名を採りたるなり。本書黑川眞道氏藏寫本を探る。

一驗の杉一卷　山城國稻荷神社に關する、一切の事を考注せしものにして、神社の緣起さては祭神の事、二月初午詣の事、二十二社の內に定められし事、行幸始の事、種々僞妄の說ある事等、諸方面より記されたり。書名驗の杉は、同社の神木の名を採りたるなり。本書內閣文庫藏寫本を底本とし、黑川氏藏本を以て校訂す。

一八幡考一卷　本書は、若狹國遠敷郡正一位八幡三所大神の事を

其他種々神祇に關する事を記したるものなり。
右二書は全集第一に收めたる、神名帳考證の首卷ともいふべきを、此の二書は、後に成れるを以て考證と離れて、別に流布したるなるべし。此事は考證第一卷に、黑川春村氏の附記せる文と參酌して、其意を了知すべし。
若狹國官社私考二卷　神名式に揭げたる若狹國四十二座の大小の社を、細密に考へ注したるものなり。翁囊に神名帳考證の選ありて、其中に若狹國官社の事もあれど、彼の書は全國へ亘るを以て、精しきに及ぶ能はず、是れ更に本著のある所以なり。
若狹國神名帳私考二卷　若狹國內百四十五所の神社を注せしものにして、式內式外の神社等一々其由來を考注せるものなり。

伴信友全集第二

例言

一本編は、伴信友全集第二卷として、神社私考以下十二種を收む。

一神社私考六卷　本書は、神名帳標目私考、同附錄、若狹國官社私考、若狹國神名帳私考を總稱したるものなれば、其內容につきて左に大要を揭ぐ。但神名帳標目私考附錄は、從來第六卷としたれど、私考の後にあるべきものなるを以て、今其卷次を改めたり。

神名帳標目私考一卷　神名式の最初に揭げたる、神名上、天神地祇座數、社前、大社、小社、祈年、月次、相嘗、新嘗、名神また鍬靫等の幣物等につきて、細密に考へ注したるものなり。

神名帳標目私考附錄一卷　最初に集說と題し、神社の衰微、天子每日御拜事、神祇伯家の事、推古天皇神祇を崇敬し給ひし事、

十 己亥		九月廿九日故郷百首成(同書序)	六十七歳
十一 庚子		四月五日瓶考成(同書) 六月二日荒山大捷之碑考成(同書) 十一月十五日和名傳鈔考再按成(比古婆衣十七) 竹榮抄光格天皇ノ天覽ニ入ル(伴)	六十八歳
十二 辛丑		正月廿七日安米都知誦文考成(比古婆衣四) 四月七日伴林光平河内國陵墓之圖贈來ル(山陵記) 神社私考稿成(伴) 日野資愛へ著書貸進(伴)	六十九歳
十三 壬寅	二月廿五日七十賀莚(歌集長歌)	三月廿日高橋氏文考注初稿成(同書序) 七月十八日多米宿禰本系帳考成(比古婆衣十四)	七十歳
十四 癸卯	正月四日京ニ移リ住ム(色葉字類抄附言) 二月廿五日誕生祝(色葉字類抄附言)	四月十二日倭姫世紀考成(同書) 十一月長谷寺縁起剰偽成(同書) 日野資愛へ著書貸進(伴)	七十一歳
弘化元 甲辰		正月六日壽景樓稿成(比古婆衣十四) 九月廿九日正卜考成(同書序)	七十二歳
二 乙巳		史籍年表刻成(同書) 正月元日鎭魂傳成(同書) 六月十五日自撰三百首(同書)	七十三歳
三 丙午	十月十四日京都堀川所司代邸内ニテ急病卒去 同月十八日若狹國遠敷郡伏原村發心寺ニ葬ル(墓碑)(小傳)	正月廿一日讀愚管抄稿成(比古婆衣十六) 同日皇居避火例稿成(同書) 二月十三日神璽三辨草稿再訂畢今日依大行天皇遺詔今天皇被行踐祚儀云偶辨三神璽之事竊有感矣(同書) 九月鬼室集斯墓碑考成(比古婆衣十五) 五月十九日大刀契考再稿畢(同書) 八月廿一日色葉字類抄考成(同書) 九月廿日夜こゑつくりヲこわつくりト云フハ連語ニテ第四音ヲ第一音ニウツシテ云ヘルモノナル考(同草稿)	七十四歳

年	事蹟	著作	年齢
十一 戊子	五月伊豆國熱海へ湯治(伴)	三月廿五日三代實錄考成(信友雜考)　五月史籍年表稿成(同書)　十二月除夜竹橥抄再挍(同書)	五十六歲
十二 己丑		鈴屋翁略年譜刻成(同書)	五十七歲
天保元 庚寅		五月十五日松の藤靡成(同書)　同月本朝世紀考成(信友雜考)　十月朝顏稿成(同書)　令義解令集解三代格政事要略欽本考成(信友雜考)　美豆和具武稿成(信友雜考)	五十八歲
二 辛卯		二月廿五日久夫都々伊伊斯都々伊稿成(信友隨筆)　五月八日見在書目錄書寫奥書追記(比古婆衣六)	五十九歲
三 壬辰		六月山陵記寫(同書)　日本書紀年歷考(同書)	六十歲
四 癸巳		十二月十二日表章伊勢日記附證成(同書)	六十一歲
五 甲午		三月朝野群載挍訂本奥書(同書)　六月周易私論再稿成(同書)	六十二歲
六 乙未		閏七月十五日古唱集成(同書)　十二月廿日挍訂和氣系圖成(同書序)	六十三歲
七 丙申		紀州老侯へ著書貸進ス(伴)　十月廿三日上野三碑考(同書序)	六十四歲
八 丁酉		四月ながたまの木再追記(比古婆衣十八)　八月日野資愛へ著書數部貸進ス(伴)	六十五歲
九 戊戌		九月廿八日三十二番歌合奥書(職人歌合畫本四)　十月十八日中外經緯傳附記征戎遺文成(信友雜考)　日野資愛へ著書貸進(伴)	六十六歲

二 己卯	正月三日御射初ニ罷出於御前御扇子頂戴		五月佛神論成(同書)　八月晦日名公定絡以一本挍(同書)　神代文字辨刻成(伴)	四十七歳
三 庚辰			五月皇胤紹運録本名由來考成（信友雜考）　十一月新寫類聚名義抄附言(同書)	四十八歳
四 辛巳	九月十六日隱居被仰付(由緒書)		三月廿九日殘櫻記稿成(同書)　四月十六日瀨見の小川成(同書序)　六月紀州色川文書奥書(同書)	四十九歳
五 壬午		六月下野宇都宮へ百ヶ日旅行中里詮篤方寄宿(伴)　八月下野那須へ湯治（比古婆衣七むさしあぶみ)	八月十五日源順家馬毛名歌合注成(同書序)　方術考説初稿成(同書)　十二月於與豆禮考成(比古婆衣二十)	五十歳
六 癸未			正月元旦官社私考若狹國部起稿（信友雜考)　二月十九日禁秘御抄補注再挍(同書)　十二月廿二日中臣祓要解成(同書序)	五十一歳
七 甲申			正月廿五日成語推格起草(同書)　八日十日ながたまの木稿成（比古婆衣十八)　荷前考成(同書)	五十二歳
八 乙酉			正月元日若狹舊事考成(同書)　正月廿五日應聲考中書成(同書)　殘櫻記刻成(同書)	五十三歳
九 丙戌			六月神代杉稿成(信友隨筆)　九月廿九日鈴屋翁略年譜記畢(同書)　十月廿七日駿河國名義考成(同書)	五十四歳
十 丁亥			正月元日竹榮抄中書成(同書)　正月十日、七日の靑馬白馬稿成(比古婆衣九)　同日鴨ノ羽色稿成(信友雜考)　廿二日さくさめのとじ、あとうかたり稿成(同書)　正月おきろ稿成(同書)　二月廿五日讀史竊述稿日本書紀之部成(同書)　二月諸陵周垣成就記寫(山陵記)　七月ながたまの木追記(比古婆衣十八)　十月廿日動植名彙稿成(同書序)	五十五歳

十一 甲戌	五月九日此度殿樣爲伺御機嫌御參府ニ付爲御供京出立東海道同廿三日江戸着　六月十一日御道中出精相勤候旨御意之上銀貳枚被下置　八月御記錄方此節御用モ少候ニ付今日ヨリ御廣間ヘ罷出可被相勤候　十月十二日御前御足痛ニテ暫御出仕モ不被遊御記錄方御用モ無之ニ付各御廣間勤被仰付候處此節御快御出仕被遊候付又御記錄方御用有之候間已前之通明日ヨリ御記錄方ヘ被罷出候樣ニ仰出候　十一月九日御歸京ニ付江戸御發駕御供同月十八日、京着東海道　十二月御道中出精ノ爲銀貳枚、御用多之出精ノ爲金七百匹御手元懸ニテ金七百匹被下置	十月廿五日銀八事鏻藏ト改名	二月廿九日東寺古文零聚成（同書） 七月七日菖蒲革文考（武器證圖稿） 九月類聚名義抄字訓索引稿成（伴）	四十二歲
十二 乙亥	四月朔日殿樣御用召ニテ御參府御發駕ニ付御供被仰付出立東海道同月十三日江戸着　同十三日品川ニテ御着後御廣間御用多ニモ可有之候間直ニ表取次之方ヘ罷出可相勤旨仰渡御道中出精相勤候付銀貳枚被下置候　四月十六日江戸引越被仰付　同廿六日牛込御屋敷御長屋ヘ引移　七月十二日御在京中出精相勤候付銀貳枚被下置　十一月七日初御用番先月中無滯被爲濟候ニ付爲御祝儀銀壹枚被下置　十二月十九日來正月日光表ヘ之御使者被仰付候依之御銀貳枚被下置　同廿五日御役以來別テ御用多之處出精相勤御失役中御記錄方出精相勤候付金三百匹被下置	五月廿二日家內引越江戸着中仙道		四十三歲
十三 丙子	正月十四日日光表ヘ爲御使出立十七日日光着十九日日光出立廿一日歸着　五月九日御文庫被成御預候段被仰付候旨被仰談	十二月十二日曉七半時雅女生	三月九日和名傳抄考稿成風邪徒然ニテ三四日ノ暇ニ起稿（比古婆衣十七） 十二月見在書目錄ヲ寫シ奧書（比古婆衣六）	四十四歲
十四 丁丑	正月三日御射初ニ付罷出於御前御扇子頂戴			四十五歲
文政元 戊寅	正月二日御射初之處痛所ニ付御斷申上	二月廿日雅女疱瘡ニテ死去三才表向三月朔日ト披露四月二日大願寺ヘ葬 十二月廿二日明六時過磯女生	五月十六日齊明紀童謠推釋成（比古婆衣十五） 九月朔日常陸國作田惣勘文奧書（同書）	四十六歲

六 己未	二月廿三日御上京御供ニテ出立三月六日上着 同十五日御道中無滞御供仕候ニ付御意之上銀一枚被下之 十二月廿六日御用多之處出精相勤候段御意之上金五百匹被下之	五月九日江戸ニテ寛爾出生	六月禁秘御抄補注成(同書)	三十七歲
七 庚午	三月十四日御在京中御手元御用掛被仰付 四月廿五日於御前勤向出精仕候付貳拾石御加增都合百拾石ニ被成下物頭格被仰付 十二月廿三日御用多之處出精相勤其上兼役ヲモ相勤候付御意之上金七百匹被下置之		七月姓氏錄目錄重訂(同書)	三十八歲
八 辛未	十二月廿四日金七百匹被下置之 同廿九日御用向出精相勤御機嫌思召候依之御手元之御銀二枚被下置	三月五日家内京地へ爲引越着 閏二月廿一日江戸出立東海道 三月廿四日總領娘八十小杉玄民總領玄適妻ニ差遣度願之通被仰付 四月卅日婚姻整	二月十四日夜、時政曾我兄弟をして頼朝卿を殺さんとすると見えたる論(忍草二) 三月東照公御璽摸寫(雜書)四月十八日東寺にて文書を寫始(東寺古文零聚)五月十七日東照公御具足略注文(雜書) 十一月十一日和名抄鄉名集覽成(同書)	三十九歲
九 壬申	二月廿八日此度近習者頭役申付表取次兼帯申付候依之四拾石足高差出都合百五十石高申付候御記錄方勤方之義ハ是迄之通可被相勤候依之表取次勤之義ハ暫御用捨被成下候 五月十八日建康樣(酒井忠利)空印樣(忠勝)御事蹟取調御用被仰付 九月十三日例年之通御月見ニ付被爲召罷出候處勤向出精相勤候付御柄糸被下置候旨ニテ御金貳百匹頂戴 十二月十九日御用向出精相勤御機嫌被思召候依之金七百匹被下置候 同廿八日御用向事多ニ相勤大儀ニ被思召候旨ニテ御手元金ヨリ御銀貳枚御内向ニテ頂戴	五月十一日(實八十日八半時)丑刻省三郎誕生、	正月古事逸傳考舊事記之部成(同書)	四十歲
十 癸酉	十二月廿五日御用多之處出精御機嫌思召候由依之金七百匹被下置	三月廿日省三郎死去(實八十九日)翌廿一日出棺若州伏原發心寺へ送廿二日埋葬	八月晦日新寫類聚名義抄叙言書於平安城下二條堀川官宅(同書)十一月廿一日神名帳考證土代成(小中村本同書)	四十一歲

二 乙丑	三 丙寅	四 丁卯	五 戊辰
六月廿一日御上國御供ニテ小濱ヘ出立七月六日着中山道 御道中達者御供仕候付御意之上金一兩被下置 十二月出精相勤候付御意之上金一[illegible]被下置	正月十二日本覺院樣（酒井忠貫）御逝去後御用御坐候付江戸表ヘ歸足仕候樣當殿樣（忠進）ヨリ被仰付同月□日小濱出立□日江戸表ヘ着仕直ニ本覺院樣之御時之通御次頭取相勤 十二月朔日仰付、養父平右衞門ヘ差出候知行高百石之内爲跡式本知九拾石無相違養子州五郎ヘ差出候平右衞門義在役中格段勤功之筋モ有之ニ付右之通申付候足高拾石并是迄州五郎ヘ差出候八人扶持仕着ハ可差上候州五郎勤筋是迄之通申付候此段御意ニ候 十二月廿五日頭取座心付無滯相勤候旨御意之上棧留御袴地被下置	三月十三日旅勤仕候事故勤料銀拾枚御附被下候段御意 同月廿三日奥取次格被仰付 六月廿五日御用多之處出精相勤御儉約筋心付候旨御意之上金二百匹被下置 七月三日御初入御供ニテ江戸出立同月十七日小濱着東海道 同月廿四日御道中無滯相勤候ニ付金一兩被下置 十一月十四日御用ニ付大津御倉屋敷ヘ出立同月廿二日小濱ヘ歸着 十二月廿三日勤筋愼ニ入相勤候旨御意之上金五百匹被下置	正月十六日仰付、歡壽院樣（酒井忠貫室靜子）長々御病氣ニ被爲入候付御容體爲御伺御自分江戸表ヘ御使被仰付候右ニ付同十八日小濱出立二月朔江戸ヘ着同十日江戸出立同廿一日小濱ヘ着 五月十五日御供ニテ小濱出立同廿九日江戸着中山道 六月六日御道中出精相勤候付金一兩被下置 八月八日押合役被仰付 九月七日奥取次格被仰付御側御記錄認御用被仰付 十二月廿一日京都ヘ引越被仰付右ニ付被下銀御貸米被差出候并御道中御供被仰付右ハ去ル十二日殿樣京所司代被爲蒙仰候ニ依也右之通被仰付候處無據差支ニ付願之上一兩年勤番ニ被仰付 廿六日御意之上金一兩被下之
九月廿五日女子（鉇カナ）出生	十月九日平右衞門樣（養父伴信當）御遠行七十歳十一日葬大願寺 十二月家督相續		
正月日本紀私記批挍同六月再批挍（同書） 九月周易私論初稿成（同書） 九月易占辨成（同書）	六月論鬼神新論成（同書） 十二月聖帝考成（同書） 應聲考稿成（伴）	二月廿五日酒井正親樣御身鎗之記（雜書） 九月鸚鵡囀語例成（同書序）	三月十四日六部叢書材料六葉於若狹雲濱旅寓寫畢（同書） 三月佐柿十兵衞覺書論（雜書） 十月東照公御陣中ニテ御服用之藥法聞書（雜書）
三十三歳	三十四歳	三十五歳	三十六歳

十一 己未	二月十六日入番勤被仰付銀二枚被下置 七月朔日御供ニテ小濱へ出立同十五日着中山道 七月於小濱御上國御道中達者御供仕候付御意之上金二百匹被下置 十二月御小納戸助勤仕候付御意之上御酒吸物被下置	九月廿一日銀八（後錄藏、信近）誕生（濱町中邸）		二十七歲
十二 庚申	五月廿一日御供ニテ小濱出立六月四日江戸着東海道 六月御參府御道中達者御供仕候付御意之上金二百匹被下置 七月廿三日御次頭取被仰付八人扶持被下置御仕着並之通被下候旨被仰付 十二月廿五日出精相勤候旨御意之上御酒吸物被下置	六月軍師宮田安左衞門景福ヨリ上杉謙信輝虎軍學傳統ヲ皆授セラル（件）	八月延年舞式及連事傳寫（古唱集）	二十八歲
享和元 辛酉	十二月出精相勤候旨御意之上金三百匹被下置		本居宣長ノ學風ヲ慕ヒ村田春門ヲ介シテ其門ニ入ランヿヲ乞フ十月春門書ヲ松坂ニ送ル宣長既ニ（九月廿九日）歿ス大平其志ニ感ジ靈前ニ名簿ヲ奉リテ門下ノ列トス（古學小傳）（鈴屋翁略年譜序） 若狹舊事考起草（信友雜考）　建康樣御具足記（雜書）	二十九歲
二 壬戌	二月小濱へ被召呼八月十九日小濱御供ニテ出立九月三日江戸着東海道 十月御道中達者御供仕候付御意之上金一兩被下置 十二月出精相勤候旨御意之上金［　］被下置	十一月二日女子須賀誕生		三十歲
三 癸亥	六月廿五日御上國御供ニテ小濱へ出立七月十六日小濱着東海道 御道中達者御供仕候付御意之上金一兩被下置 十二月出精相勤候付御意之上金［　］被下置	二月軍師宮田景福ヨリ中眞ノ我歌傳授セラル又同氏ヨリ忍文ノ祕傳授與セラル（件）	十月廿日えやみ草（同書序）	三十一歲
文化元 甲子	五月十九日御參府御供ニテ小濱出立六月四日江戸着東海道 六月御道中達者御供仕候付御意之上金一兩被下置 十二月出精相勤候付御意之上金［　］被下置	六月廿七日女子須賀死去三才葬大願寺	五月五日あふな〳〵稿成？（比古婆衣十八）きつにはめなんくたかけ稿成？（比古婆衣十一）	三十二歲

四 壬子	十二月出精相勤候旨御意之上金二百匹被下置 若殿様ヨリ同斷		二十歲
五 癸丑	十二月出精相勤候旨御意之上金二百匹被下置 若殿様ヨリ同斷		二十一歲
六 甲寅	二月小濱へ出立前十日若殿様御暇乞御目見被仰付自御手古美䒑馬上羽折被下置 九月朔日御表御次御給仕方兼帶勤被仰付御充行是迄之通被下置御髮役御藥役被仰付 十二月廿五日出精相勤候旨御意之上金二百匹被下置	正月廿七日小濱實父山岸東水老年ニ付對面仕度依之三十五ヶ日之御暇被下度願置候處願之通被仰付二月十一日江戸出立小濱へ相越三月十六日歸着 十二月六日(伴信當末女みた)ト婚儀整	二十二歲
七 乙卯	小濱へ御供被仰付六月十九日出立七月三日到着中仙道 七月十一日於小濱御道中達者御供仕候ニ付御意之上金二百匹被下置 十二月廿五日於小濱御上國出精相勤候旨御意之上金一兩被下置	十一月十六日女子八十誕生 (濱町中邸)	二十三歲
八 丙辰	五月十九日御供ニテ小濱出立六月四日江戸着東海道 六月十三日御參府御道中達者御供仕候付御意之上金二百匹被下置 十二月出精相勤候旨御意之上金一兩被下置		二十四歲
九 丁巳	七月朔日御供ニテ小濱へ出立同十五日小濱着中山道 七月於小濱御上國御道中達者御供仕候ニ付御意之上金二百匹被下置 十二月廿五日於小濱若殿様御次勤以來年來貞實ニ相勤候付二俵御加增十九俵高ニ被成下	十一月廿二日御中屋敷御類燒ニ付居小屋燒失	二十五歲
十 戊午	五月十九日御供ニテ小濱出立六月三日江戸着東海道 六月御參府御道中達者御供仕候付御意之上金二百匹被下置 十二月廿八日出精相勤候旨御意之上金三百匹被下置		二十六歲

二 壬寅		六月十九日元服		十歳
三 癸卯				十一歳
四 甲辰				十二歳
五 乙巳				十三歳
六 丙午		十一月十九日伴信當（御勘定頭六十石）ノ養子願濟		十四歳
七 丁未		四月九日伴氏ヘ引取江戸ニ來住（伴）		十五歳
八 戊申	六月廿四日御廣間面番當分御雇被仰付 八月十九日若殿樣御次御雇被仰付御手宛並之通被下置 十二月廿三日出精相勤候爲御褒美御袴地（樣留）一端被下置 廿四日若殿樣御次御雇御免御廣間面番被仰付是迄之通可相勤旨被仰渡但同日若殿樣於御前永々相勤大儀被思召候旨御意之上黑羽二重御小袖自御手被下置尤御內輪之御事也 廿七日從若殿樣御次御雇中出精相勤候由御褒美御意之上金二百匹被下置			十六歳
寛政元 己酉	正月十五日御馬廻諸役並之通相勤候樣被仰談 三月廿六日若殿樣御次勤當分御雇被仰付 六月廿八日若殿樣御次御供番御給仕方兼帶勤被召出御充行並之通被下置候旨被仰付		五月廿三日名公定絡寫之（同書）	十七歳
二 庚戌	十二月出精相勤候旨御意之上金二百匹被下置 若殿樣ヨリ同斷			十八歳
三 辛亥	十二月出精相勤候旨御意之上金二百匹被下置 若殿樣ヨリ同斷			十九歳

伴信友翁略年譜稿

年	事項			年齢
安永二 癸巳	二月廿五日若狹國小濱竹原的場前之宅ニ於テ誕生。山岸次郎大夫惟智（東水）（御馬廻百三十石）四男母片岡治部野右衛門艮雄次女 初名銳乃（訓ヂ）五郎後以音（志希）呼後改ニ州五郎ト名乘惟德			
三 甲午				二歲
四 乙未				三歲
五 丙申				四歲
六 丁酉				五歲
七 戊戌				六歲
八 己亥				七歲
九 庚子				八歲
天明元 辛丑				九歲

○家系　立入氏 後稱伴氏

宇多天皇皇子
敦實親王 ― 扶義 ― 成頼 始住佐々木 從四位下兵庫介

章經 四品兵部大輔 ― 經方 四品兵部大輔 ― 爲俊 從五位上式部大輔

秀義 源三 ― 定綱 檢非違使從五位上左衞門少尉 ― 信綱 四品侍從近江守四郎左衞門少尉

泰綱 六角壹岐前司近江大夫判官 ― 賴綱 從五位上近江備中守 ― 時信 近江判官代佐々木三郎

氏頼 從五位下左兵衞尉六角大夫判官 ― 滿高 從五位上佐々木近江守 ― 滿經 六角大膳大夫

政頼 六角近江守 ― 高頼 六角大膳大夫 ― 定頼 箕作彈正少弼

義賢 從五位上左京大夫佐々木小太郎 ― 賢永 中務大輔 二郎左衞門

清直 千葉忠常二十一代志賀刑部卿子 實義賢養子 從五位上左馬頭因幡守 立入太郎
天正十年六月十三日於觀音寺城討死葬近江國野洲郡立入村西隆寺

此間傳闕未詳 ― 信利 初稱立入氏 伴平右衞門 母近江國伴某女

信富 伴丑之助 平治兵衞 母武藏國八王寺田中彦兵衞女 ― 信當 伴平次郎 平右衞門 母御家人雨宮直右衞門女

信友 伴州五郎 實山岸次郎大夫惟智四男 實母片岡治部野右衞門二女
養母木村清藏御家人末女

（信友翁自筆系圖書ニ據ル）

伴信友翁略年譜稿

凡例

一本譜欄ヲ別ツテ三トシ、上欄ニ公事ヲ、中欄ニ私事ヲ、下欄ニ學事ヲ記入シ、以テ閲覽ノ便ニ供ス、
一記事總テ本據ヲ明ナラシメンガ爲メ、引用書名ヲ記入ス、
一公私記事、多クハ「信友事歷」ト題セル翁自記履歷書ニ據ル、偶〻節略シタルモノナキニアラネド、多クハ原文ノマヽナリ、
一(伴)ト記セルハ信友翁ノ曾孫信與君ノ手記ニ係ルモノニシテ、余ノ未ダ原書ニ接セザルモノ、?ヲ付シタルハ年次ニ多少ノ疑アルモノナリ、
一本譜稿未ダ完カラズ、遺漏尠ナカラザルヲ憾トス、完備ヲ後日ニ期ス、
一本譜輯錄ニ就キテ井上頼圀、小杉榲邨ノ兩博士ハ藏書ヲ貸與セラレ、伴信與君ハ有益ナル材料ヲ寄セラレタル事極メテ多シ、玆ニソノ好意ヲ深謝ス、

明治四十年八月　和田信二郎識

位ヲ贈リ賜ヘリ、

或人云フ、學祖四大人ヲ六大人トナシ、契冲及伴信友ヲ加ント、四大人官ハ贈正四位ニシテ、今二人モ亦然リ、朝庭コレヲ視ルコト同一ナリ、後ノ學者其ノ恩惠ニ浴スルコト大ナリ、茲ヲ以テ從來ノ四大人ヲ六大人トナスベキ事ノ正當ナルコトヲ論斷スルモノナリト、切當ノ言ト云フベシ、

信好ノ子信興、今家ヲ繼グ、世ノ皇學ニ志アルモノ、或ハ手澤ヲ乞ヒ、或ハ著書ヲ見ント請ヒ、至ルモノ尙多シ、翁辭世ノ國歌アリ、見テ以テソノ人トナリヲ知ルニ足ル、辭世、

平生皆遺言

いまはにには何をかいはんよのつねに
いひし言葉そわかこゝろなる

付御見せ奉レ希候、かねぐ〵申入候、神樂歌解一巻の分は、解書たて候、風俗さいばらのふた巻は、いまだ出來不レ申、かぐらと云事の說も書申候、草稿ながら貴覽に入申度心得に候へ共、いまだ全備物にあらず、追々あとより補增いたし、書そへ〴〵反古同樣に成り、よみわきがたく、何れ中淸書いたし、御相談に入可レ申候云々、

伊勢物語のむつかしき條々、御考說色々二冊之品は、其後も中山氏に留置、今年二月八日出にて、同末此表へ相屆、めづらか成御說ども、深く考へ給へる事ども奉ニ感心一候、愚評存寄は猶よく相考へしらべ候上にて可ニ申上一候、御副本もなく御草稿久しく御預り置候も、心ならずまづ返上仕候、但し御說はのこらず此方へ寫し置候、

大同元年建立、古寺の柱材もてつくれる志平利一枚、御詠御添御贈被レ下、めづらか成物にて珍重仕候、御懇情不レ淺候云々、

又翁歿後、三條大納言實滿卿、竹柴抄松ノ藤靡等ノ書ヲ見、其考證ノ精細ニ感ジ、谷森外記ヲシテ（外記、今ハ善臣ト云フ、）其ノ意ヲ傳ヘシム、其ノ書ニ曰ク、

（前略）三條大納言殿へ、竹柴抄松の藤靡等御貸進之由承及、早速侍從殿へ稽古に參り候便に被ニ仰遣一候、森寺因幡守へ申通候處、長々御借用被レ成、段々御見合にも相成候事共にて、則先頃迄に寫し取にも相成、深く御滿足にて、私より丁寧に御挨拶申候て返却可レ申由、大納言殿被ニ申聞一、右兩冊共私方迄返し被レ申候、返す〴〵も精密の考證御感心に被レ存候由被ニ申付一候云々、

當時公卿縉紳ノ間ニ、優遇セラル、コト此ノ如シ、弘化三年十月十四日、病ンデ京都堀川所司代邸ニ卒ス、年七十四、若狹國遠敷郡伏原村發心寺ニ葬ル、子信近ニ及ンデ、翁ノ書ヲ僅ニ上木シテ世ニ公ニス、明治十七年四月、信近ノ子信好、故有テ翁ノ著書五十部ヲ宮內省ニ獻ズ、官コレヲ嘉シ金ヲ賜フ、

東京學士會院會員重野安繹氏曰ク、我國近代ノ考證學者中、予ガ最モ感心スルモノハ、伴信友氏ナリ、氏ハ其ノ著述ノ多キコト實ニ枚擧ニ遑アラザレドモ、何レヲ見テモ感歎セザルモノナシト、學者間ニ喧傳セラル、コト亦如レ此シ、

明治廿四年十二月、朝庭翁ガ効績ヲ追賞シ、特ニ正四

度由、よく〳〵通達可レ有レ之候事、

將又愚拙去天保三年冬比より、延喜式通讀之儀有レ之、其比よりふと律令格式國史等の古學に志を立候へ共、短才晩學にて事々濟兼候事計に候、依て式を土代にいたし、不審之ヶ條、近來の末書等迄讀、式之助けに相成候事、閑暇に書集候中、成形圖說一覽之處、誠に有用之書物に而感歎候中、少々不審之分、愚案一通り書付置候、人の著述に加難候にては無レ之子孫之輩誤に不ニ心付一候而者いかゞに候間、不審之分書寄せ候計之事に候、乍レ去多劇之中先一通り書付置候迄にて、琢磨之功無レ之、誤見尤多と存候、是迄一兩人に批難を乞候へ共、遠慮旁にて强而加言無レ之候、伴氏には精細之學術と心酔候、何卒閑暇に一覽誤見之處、必々無ニ會釋一被ニ申越一候樣いたし度、稿本二冊入ニ一覽一候、此段もよくよく通達可レ有レ之候事、

くれ〳〵も批評を望候、一事にても後學明白に相成候儀本意に候、無ニ會釋一賴事に候、

本居大平亦翁ノ說ニ感ジ、屢請フテ其ノ著書ヲ見ル、交接數年友情尤モ密ナリシ、左ニ一書ヲ示ス、

一翰啓上致候、被レ爲レ揃御壯健、可レ被レ成ニ御坐一奉ニ欣喜一候、次に老拙無レ恙致ニ起居一候、此段御放念可レ被レ下候、久敷御疎遠打過候、三月頃貴書被レ下、其後右之返書心には懸りながら、大に御不沙汰に相成候、拙子當春京都伊勢等へ旅行いたし、右貴書も京都より伊勢へ轉達して、旅行に拜見致候、彼是にて返書、甚申譯なき仕合に御坐候、右旅行は京都にて、古學の門弟十二三人出來、右の賴みにて、表向は京かまふろ湯治願にて上京いたし候、京社中は烏丸四條上所大橋何がしのろ路の內に、學問所とりたて鐸舍として、鈴屋社中の京の學問所とさだめ、右の舍にて正月二十六日、愚老始めて講釋たのまれ候に御坐候云々、

貴兄みつわくむの御考、かさゝぎの御說、中山美石よりかりよせ寫取申候、御追考も又かり見申候、いづれも委細の說にて感伏に及候、京にて藤井高尙上り合せ出會の節、伊勢物語のきつにはめなむの貴說とて、きつは小川か、池の用水桶か、水の汲ためなどをいふ事、高尙口づからはなしにて、少々ききとりがたく、わからぬながら承り及候、其說御書

伴大兄、雅兄といふは、カラメキテ、いやナキミありと申し候半、君より賜はらん書には、

平田雅弟、是も雅の字おかしかられど、大弟ト云は畏く、賢弟はカラメキたり、さればかく云より外なし、と標し玉ひね、然れば君が御妻は、吾が爲には學びの嫂なりと云心得にて、義兄弟と云事は、産靈の神のゆるし始め玉へる事なれば、喜びましまさんかし云々、(下略)

篤胤ノ傲慢不遜ナルモ、翁ヲ推尊スルコト此ノ如シ、後篤胤偶〻古史徵ノ著ニ從フ、翁モ亦古史ノ考説アリテ嘗テ之ヲ示ス、而シテ古史徵刻成リ翁ニ一部ヲ贈ル、卷中往々翁ノ考説ヲ載セ、又翁ノ説ヲ取テ名ヲ顯ハサヾルモノ多シ、翁之ヲ見テ大ニ恚テ曰ク、余ノ肯諾ヲ得ズシテ漫リニ上木ス、況ンヤ未定稿ヲヤ、世ノ誹リヲ奈何セント、直チニ書ヲ贈リテ其ノ説ヲ删リ去ランコトヲ求ム、篤胤曰ク、天下ノ國學者タヾ大兄ト予トアルノミ、誰カ其ノ説ニ容喙スルモノアランヤト、翁益々其ノ倨傲ヲ憤リ、斷然交リヲ絶チ、一學友ニ委シテ篤胤ヨリ贈ル所ノ書中、翁ノ説ヲ悉ク删リ去ラシメ、更ニ定説ヲ記シ家ニ藏ス、故ニ坊間ニ行ハル、所ノ古史徵ト自カラ異同アリ、篤胤乃チ書ヲ作リテ之ヲ難ンズ、而シテ翁ハ知ラザルモノ、如シ、蓋シ窃ニ謂ラク、後世公論アラント、其ノ寛洪此ノ如シ、

水戸烈公深ク翁ノ説ヲ信ジ、賞賜甚ダ多シ、屢〻著書ヲ請ハレ、又上梓セラル、翁ノ著書ヲ上木スルハコレヲ始メトス、紀州公亦著書ヲ見ンコトヲ請ヒ、多ク物ヲ賜フ、賜フ所ノ南京摸製ノ花瓶ハ家ニ珍藏ス、日野大納言資愛卿、翁ガ阿禮ノ追考、及ビ比古婆衣腹赤ノ説ヲ見、其切當明辨ニ服シ、痛ク學術ノ精細ニ感ジ、書ヲ近習ニ寄セ其ノ意ヲ致サシム、其ノ書ニ曰ク、

伴氏より、阿禮の追考押紙到來、たしかに落手候、さて〳〵委敷事甚感心候、阿禮の事近來色々説ども相見候へども、愚案に落着兼粗々案を思ひ回し居候處、伴氏之考誠に切當と感心之事に候、扨又ひこばえ腹赤之考一冊、是又明辨大に感心候、以細考愚膝覺悟に相成候事多々に候、封之處も不レ苦之趣相放ち熟覽候、大に忝存候、尤早速可レ令ニ返璧ー之處、大事の書故、脚便もいかゞ、明春携候而、下向之上返璧と存居候事に候、延引候段も宜敷通達可レ有レ之、又々他に色々考も可レ有レ之、以レ序借覽いたし

玉ふべきなれど、神ならぶべき人に候へば、たとへたりとも神は怒りは爲玉はじ、案に故翁の未作意ある事を、君と予と兄弟と成て作り固めてよと、幽に給ひ賜へるならんと、野弟はひしと思候なり、故に君に對して予は弟と名號候也、爰に世上通例の文通に、所謂弟の意には候はず、然るに君が文に、篤胤を翁よ大人よと宣ふことと、常に心よくは思はず居候也、云々、

日比心靜なる時など、つら〳〵君と予とが人となりを考へ候に、戰亂の時ならんには、君は大將予は副將の器なり、治世に志を得て二人並なば、君は左なり予は右なり、扨又君と予と一人ヅヽ、あらんには、いかにあらんと考候に、君計にては成事おそく、篤胤計にては仕損ずること候半、能々これをくらべて、例の御謙讓なく考へ玉へ、然れば君と予とは神の結び玉へる兄弟なる事決し、故に予は君に弟と云なり、元の流れも同じ千葉の末葉に候など、是もあやしき事なり、かくて君は予より歳も三ッ計長じ玉へり、兄なること更に論なし、又下た心には弟とも見玉はずば、悴が病などをかばかり御心を用ひ玉はじをや、松原と再應の御文通御相談の樣子、例の秘書を繰出し玉へるさま、又福井に問玉へるさまなど、すべての御用心是より見るがごとくにて、覺えず涙が落候也、扨篤胤は相知れる人々、門人は更にもいはず、とかく予をすばらしく畏くのみ思ひ候樣子にて、叱り候人などは一切なく、つらつら見ればみな篤胤より下手の人なり、兼好法師が申候、近付は智ある人と福者と醫者と持候樣に致すべしと申候はさる事にて、とかく自分の目あてとする人を立置ねば、心細く決斷に困る物に候を、君をその智あるにあてヽ、仕奉らんと云本意に候なり、夫に付て堤朝風ぬし事、溫厚の君子に候へ共、彼の心あまりて辭たらずと云人にて、いかにぞやとおもふ事をも默され候人なれば、こヽの場に少し足らず、夫故一向に君を智者と頼み、彼の主と二人並て兄と敬ひ、予が火の高ぶる所を靜むる水土の知己と頼み候覺悟に候なり、但しかく申さば、例の豈にあたらんやなど宣ふべけれど、篤胤が心に定めたる事なればいかにせん、こヽに於て以來文通の名例を、正しく予より君に奉る書には、

べきやうは無二御坐一候、夫故思出し候とは、忘るゝとの事なるを、行住坐臥そなたの空のみながめられ候事御察可レ被レ下候、

姓錄も程なく返上に相成候へ共、神帳はいづち跡に相成可レ申候、其の故は慥に本文ばかりの寫は、御覽に入たく存候、あの如く出來候へ共、此節日々彼の御書入を考索入用に付、寫させ候間も坐右を離ちがたく候へばなり、乍レ去晚夏比には返上可二相成一心組に御坐候、是程に大切に致し候て、恩賴を蒙候事は、御遠察可レ被レ下候、

篤胤を道の大將と押立度と、常々御弟子達に御勸進の事いつか申候通り、どこまでも先鋒の器有て、大將の器にあらず、よく己れは知居候也、先々柱を突立て置て、人々の說をもらひ溜て造作する位の男にて、學者は學者にて御坐候、乍レ去乞レ說學者と可レ申、君こそ大將の器におはせ、予は先鋒なり臣なり弟なり、君は大將なり君也兄なりとは申ながら、篤胤ほどの弟は外に持ち玉ふまじくと、是は少少みそげに御坐候、此間も門人ども五六輩を机前に集候節、たとへて申候はゞ、神代の事實を見るに、火神生坐しの段より、盡く火の神の事より起れる事にて、夜見段も身滌段も云ひもて行ば、火神の一件より起り、神々の生坐れるも何もこれより起れり、扨火は萬物を害ひなくなす畏きものにてはあれども、是よりも萬物をなす所か、土神と功をよく和合せでは物ならず、土は火を成して火に功をなさしむるは土なり、さて御名と予とは火と土との如し、予は火に屬き御名は土に屬く、夫故かくの如く書入たる物など、皆予にゆづりて功をなさしむ、又御名と予とは、荒魂和魂（予は荒 君は和）、一體分身也と申きかせ候ひき、そは始めて御尋申せる時より不測にも魂あひしは、君の心付玉ふ事は予もほのぼの心付、予の思ひ立る事は君はとく心付玉ふと、實にあやしく、予早く語彙と名を付て云々つくらんと云へば、君は予も然名付んと思ひたりとて、其の趣向を語り玉ふこと、君はあやしとは思召さずや、是必ず深き契のなくては魂あふまじく候也、其外養生の仕かた、又及ばずながら世を憂ふとかいふ筋の事も、何も妙に符合いたし候也、但しかく神の上に准へてたとへ候へば、君は例の畏しとて叱り

常ニ冗費ヲ省キ用度ヲ節シ、以テ書ヲ購ヒ、夜ハ松心ヲ以テ蠟燭ニ代フ、家素ト武器ニ乏シ、自カラ謂フ、抑モ戎器ハ一日モ空フスベカラズ、然レドモ時ヲ待テ完フセンカ、遂ニ或ハ得ザラント、一食ニ一椀ヲ減ジ、其ノ費ニ充テ終ニコレヲ備フ、今猶家ニ藏ス、性酒ヲ嗜マザルニ非ズ、然レドモ祝日或ハ事アルニ非ザレバコレヲ用ヒズ、只更深ケテ寢ニ就クノ際、少量ヲ土瓶ニ入レ、傍ナル火ニ溫メコレヲ喫ス、其ノ儉素此ノ如シ、後年名聲遠邇ニ及ビ、縉紳公卿ヨリ、國學者、耆儒、高僧、國手ノ輩ヲ論ズルナク、達人名士來テ刺ヲ通ズルモノアリ、遠ク書ヲ寄セテ交際ヲ需ムルモノアリ、其ノ數數百人、其最モ名アルモノヲ擧グレバ、

水戸烈公　白川樂翁公　紀州一位公
日野大納言資愛卿　本居大平　平田篤胤
藤井高尙　近藤芳樹　足代弘訓　中島廣足
加納諸平　伴林光平　八田知紀　淺田宗伯
杉田玄伯　村田春門　藤田東湖　妙玄寺義門
佐藤信淵　內山眞龍　堤　朝風　野々口隆正
齋藤彥麿　城戸千楯　穗井田忠友　植松有信
本居內遠　高田與淸　矢代弘賢　宍戸直徵
菊池容齋　千葉葛野　石川依平　谷森善臣
服部中庸　飯田年平　中山美石　福井近江守
矢野玄道　御巫淸直　黑川春村　淸人江芸閣

等ノ諸名流ナリ、

中ニ本居、加納、村田、黑川、谷森、伴林、中山、諸氏ト深ク交ル、而シテ一時陳雷啻ナラザリシハ平田氏ナリ、嘗テ翁ニ寄スル書ニ曰ク、

（前略）命を蒙り候事ども、遲くか早くか段々に相果し可レ申候、例のおこたり出んとする時は、いつも御狀を出して見候故忘るゝ事なし、御手澤一つもはふらし不レ申候、

諸國方言 物類稱呼などいふもの御覽被レ成候か、隨分取べき事あり、薄き五冊なり、

御閙きに御こまりの事御察申上候、野弟は閙敷も何もなけれども、漢人も申候窮壯、それに悴が病氣、其中に大業を成就せんとの苦み、戎人伯夷が傳に、司馬遷云、天者是か非かといへり、篤胤も云、神は是か非かァ、、

此節御加筆のものども功を成候事、實に謝し奉る

シ由縁ノ記アリ曰ク、
大人の六十歳ばかりのころとかや、自からの像をゑがきおかんとおもひおこして、おり〳〵鏡にむかひて物し玉ひけるが、月日兼て書うつし給ひぬ、それが上に、

師木島の大和心を人とはゝ
朝日に匂ふ山櫻花

とかき給ひけるとぞ、かくて弟子たちの中にも、又そのみかた書て得させ給へとこひけれども、むつかしとてうけひき給はず、さらばうつさせんといへば、世の繪師と稱ふものになかゝせそ、筆のいきほひにまかせてまたくうつしえじ、たゞその道になづまぬまめ〳〵しき人にうつさせよかしと、つねのたまひけるとなん、吾學友村田並木（後ニ春門ト云フ）は、大人の弟子なるが彼の像をしかしてうつさせたるに、やがてみづから筆とりて、かのうたをかき給へるなりとて、いつきもてるをかりて、こたび藤林誠繼にあつらひてうつさせえたり、さて大人は去年の秋の末身まかり給ひし後なれば、弟子として其家繼ける大平ぬしのもとに、並木が松坂へものせるついでにおくりて、しかるべき詞書て給はらむとこひたりけるに、やがて彼の師木島の〻歌を書ておくり返されぬ、いとよく寫しえたりと大平主もいはれつと、並木が歸りてかたりき、今わがかけものにして、いつきもてるみかたの寫繪これなり、

致仕ノ後ハ、家政ヲ子弟ニ委ネ、力ヲ著述ニ專ラニス、然レドモ父母及ビ實家ノ親ノ忌日ニハ、必ズ自カラ膳ヲ配シ香ヲ燒キ以テ祀ル、敢テコレヲ他人ニ任セズ、其ノ厚情以テ知ルベシ、或年ノ元旦、子弟翁ニ試筆ヲ勸ム、翁曰ク既ニ成シ終レリト、父母ニ送ルノ年賀狀ヲ示セリ、

本居大平嘗テ翁ニ謂テ曰ク、目下國學興隆ノ時ニ際シ、翁ノ實名稍俗ナルヲ覺フ、コレヲ改メテハ如何ト、翁答テ曰ク、是レ父母ノ命ズル所ナリ、事ニ害ナキ豈漫リニ變易センヤト、又翁ノ俗唱ヲ州五郎ト云フ、然ルニ藩公忠順君薨去ノ後、號ヲ蕊羽ト稱セラル、蕊ト州音相同ジ、因テ改易センコトヲ欲セラル、翁遂ニ改メズ、唯ダ州ヲ州（クニ）ト呼バント、公戯レニ翁ニ謂テ曰ク、何程大切ノ州ノ字歟ト、

飲與レ食不レ可ニ過度一、非ニ正物一不レ可ニ苟食一、無事時不レ可ニ服藥一、賴ニ壯實一不レ可ニ過房一、勤ニ動作一不レ可ニ好安一、

子弟ヲ敎フル尤モ懇切、身ヲ以テ率フ、夏ニ方テ炎威爕クガ如シ、家人皆堪ヘ難ニ苦シム、翁衣ヲ解テ檐邊ニ仰臥シ曰ク、暑氣誠ニ强シ、腹中ノ蟲ヲ驅ルニ適スト、常ニ子弟ヲ机前ニ集メ、諄々訓誡ス、談ズル所修身齊家尊王愛國ノ要ニシテ、一ノ雜譚アルコトナシ、深更ニ至テ止ム、蓋シ書ハ心ヲ著述ニ專ラニシ、餘暇ナキヲ以テナリ、嘗テ述懷ノ和歌ヲ詠ジ、子弟ニ示シ謂テ曰ク、子孫必ズ此ノ心ヲ得ヨト、其ノ歌ハ

事しあらは君か御楯となりぬへき
　　身をいたつらにくたし果めや

以テ其ノ志ヲ見ルニ足ルベシ、又晏起ヲ戒メテ曰ク、假令鷄鳴起ツコト能ハザルモ、止ムコトナクバ、天明ヲ待テセヨト、終ニ擧家早起ノ風ヲナス、

翁資性溫厚篤實、謙退ニシテ物ニ誇ラズ、名利ヲ好マズ、來テ門弟タラント欲スルモノ數十百人、皆斷乎トシテコレヲ辭ス、曰ク吾ガ學人ノ師トナルニ足ラズト、呼ンデ學友トス、然レドモ學ブモノ猶師事シ、後チ名ヲ成スモノ多シ、嘗テ紀州藩加納諸平ニ贈ル書ニ曰ク、

（前略）生涯博士だちたる心を持ち玉はず、人にも書にも問ふことをな忘れ玉ひそ、自ら師とならんと思ふ一念あれば、直ちに學事に損なり、師と稱し候は、人より恭ふ稱なり、弟子と稱すれども、敎を受くるものゝ稱なり、師と云ひ弟子と云ふも、自らの口より云ふべき詞にあらず、殊に御國の學は、漢などゝは樣子異なれば、師弟の別はなき趣なり、講習討論の上座とか、長座とか云ふべきものか、但しこれは小子が私論なり、考へ玉へ云々、

是ヲ以テ弟子ト稱セザル所以ヲ知ルベシ、著書ノ上刻ヲ勸ムルモノアルモ、容易クコレニ應ゼズ、反覆精錬シテ後行フ、蓋シ校合穿鑿ノ足ラザルハ、後生ヲ誤ルヲ以テナリ、玆ヲ以テ著書ノ多キ割合ニハ、世人知ラザルモノ多シ、然レドモ一度翁ノ所說ヲ見聞セバ、其該博精密ニ驚歎シ、欣慕ノ情ヲ起サヾルモノ尠シ」、

師翁鈴屋大人ノ忌日至ル每ニ、必ズ其ノ肖像ヲ揭ゲ、自カラ酒饌ヲ供シ、遠近諸友ノ詠歌ヲ備ヘ、肅敬シテ祭ル、終生廢スルコトナシ、翁ガ師大人ノ肖像ヲ寫シ

田與清ノ三人ヲ三大家ト云フ、蓋シ平田ハ神學ヲ以テ聞エ、高田ハ類書ニ長ジ、翁ハ考證ニ名アリト、又云フ伴信友、平田篤胤、香川景樹、橘守部コレヲ天保ノ四大家ト稱スト、

翁ノ書ヲ著スヤ、日夜書齋ニ蟄居シ、塵世ノ社交ヲ絕チ、萬卷ノ書ヲ積ンデ、其ノ中ニ坐シ、足戸ヲ出デズ、甞テ友人長澤伴雄、嵐山ノ花ヲ看ント駕ヲ齎シテ至ル、翁戲レニ國詩ヲ示シテ之ヲ辭ス、其ノ歌ニ曰ク、

行きて見ぬ人はあらしの山櫻
花と文とはいつれまされり

又或人ノ看花ヲ勸メラレシトキニ、

いにしへの野中ふる道たとる身は
花に心のつかぬ頃哉

ト詠ジテ應ゼザリキ、嚴寒極暑ト雖モ、端坐書ヲ披キ毫モ惰容ナシ、深更ニ至ルモ手ニ卷ヲ釋テズ、京街ノ繁華ナルモ、敢ヘテ顧ミザルナリ、床上常ニ 述而不レ作信而好レ古ノ書軸ヲ掲ゲ、莞爾トシテ曰ク、コレ吾ガ心ヲ得タリト、其ノ盛夏ニ當テハ、動モスレバ惰氣ヲ生ジ易シ、故ニ机上劔ヲ倒ニ懸ケ、殆ンド頭ニ觸シメ、以テ自カラ戒シム、隆冬ト雖モ、敢テ炬燵ヲ用ヰズ、其ノ老體ニ障リアランコトヲ慮リテ、勸ムルモノアレバ、謂テ曰ク、惰氣ヲ生ジ易シ、故ニ余ハコレヲ好マズト、其ノ勤勉ノ尋常ナラザルコト此ノ如シ、甞テ人ノ求ニヨリテ、歲月不レ待レ人トイフヲ題ニテ、和歌ヲ詠ズ、

春霞あはれと見しはきのふにて
露をかなしふ秋は來にけり

或ハ朝夕樸弓(アラキユミ)ヲ引テ射ヲ試ミ、或ハ刄引刀(キヤヒガタナ)ヲ執リ、空庭ニ出デ、突擊ノ勢ヲ作スコト幾百回、祁寒酷暑ト雖モ一日モ廢セズ、其ノ朝起キ出ヅルヤ、直チニ冷水ヲ以テ頭ヲ冷シ、上逆ヲ防グ、極寒ト雖モ怠ラズ、常ニ謂フ、外邪ニ犯サル、ハ、必ズ血液ノ不循環ニ因ルト、乃チ毎朝褥ヲ離ル、トキ、又寢ニ就クトキ、端坐息ヲ吸ヒ、後チ呼出ス、此ノ如クスルコト三四十回、以テ肢體氣ノ滿ルヲ覺ユルニ至テ止ム、甞テ杉田玄伯ニ攝生ノ道ヲ問フ、七不可ヲ書シテ送ラル、翁悅ンデ左ノ和歌ヲ與フ、

そこひなき君か言葉を流れての
世にもと丶めん水莖のあと

七不可トハ、昨日非不レ可ニ根悔一、明日是不レ可ニ慮念一、

フ、

（前略）日野殿より、毎日御内使御稿拜見御賴みの由、先以目出度奉ㇾ存候、如ㇾ命貴翁之御考說、目出度はさる事にて、實に故翁先師の 道の開け行き候事は、眞に芽出度奉ㇾ存候、其の尾につきて、申上候もいかゞに御坐候へども、橋本殿と御親しく候に付、不圖慨談の節、彼の竹榮抄見せ申置候處、仙洞（今は故院）へ内密にて 差出され、實は叡覽に入有ㇾ之候、（未だ御返しは無ㇾ之候、）橋本殿けしからず御感心にて、貴翁の御俗姓實名とも認め取られ候事に候、是れも畏けれど、達ニ叡聞ㇾ候樣に相聞え候、併し何等の御沙汰も無ㇾ之、崩御相成候、口惜しき限に御坐候、何ぞ御沙汰有ㇾ之候はゞ、貴翁へ御注進申上候て、眞に貴翁の歡びを盡させ參らせんと存、夏以來密に致居候甲斐無ㇾ之候、只今打明け申上候、併し密かに歡ばしきは、仙洞皇女欽宮御事、一昨年寶鏡院尼宮法嗣伺出され、未だ入寺無ㇾ之候へども、尤も寶鏡寺尼公に相違無ㇾ之候處、當十一月二十七日、內親王宣下被ㇾ仰出ㇾ申候、（但し十八日崩御に付、二十七日の宣下は先づ延引に相成、）大宮御所を暫く本宮に 相定められ、上卿二條左府公御勤の筈に御坐候、尼宮內親王の宣下は、舊來無ㇾ例事に御坐候へども、法親王の例に據たる、仙洞の叡慮のよし風聞致候は、則ち竹榮抄の 御誠忠の致す處ならんと、喜ばしく存候云々、

又翁ノ歌文集アリ、信友歌集、信友文集是レナリ、別ニ六帖三百首アリ、是レ藩公ノ命ニヨリテ、詠進セシモノナリ、翁素ヨリ和歌文詞ニハ、心ヲ專ラニセズト雖、自ラ語句秀麗高尚ノ氣韻アリテ、古代ノ佳調ヲ帶ブ、故ヲ以テ後進ノ摸範トスルニ足ル、村田春門嘗テ翁ノ歌ヲ評シテ曰ク、正ヒ哉上下ヲ着シテ端坐スルガ如シト、翁曰ク希フ所ハ、冠シテ笏ヲ正フスルノ地ニ至ランノミト、以テ翁ノ心ヲ用フル所ヲ見ルベシ、然レドモ未ダ世ニ公ニセズ、是ヲ以テ知ルモノ鮮シ、又隨筆アリ比古婆衣ト云フ、諸々ノ雜考ヲ記ス、翁ガ考訂スル所ノ六國史ハ、翁ノ畢生ノ力ヲ盡シテ成ル所ニシテ、旁引索求餘力ヲ遺サズ、滿紙朱黃爛然タリ、世六國史ヲ校訂スルモノ多シト雖モ、此ノ如ク親切確實ナルモノナシ、明治十七年宮內省ノ命ニ應ジテ貸進ス、後明治二十九年□月進獻ス、翁ガ考據精核ナルコト、世既ニ定論アリ、卽チ伴信友、平田篤胤、高

もひみたれて、かなしきろかも、

反歌

すゝの屋のさく鈴の緒をふりすてゝ
過にし君のしぬはしきかも

翁强記博覽、群書ヲ渉獵シ、師翁鈴屋大人ノ志ヲ繼述シ、其ノ遺缺ヲ補ヒ、考竅スル所多シ、著ス所ノ書、百有餘部、校訂スルモノ五十餘部、今其ノ著書中ニツキ、最モ秀デタルモノハ、

竹榮抄　長等山風　中外經緯傳
殘櫻記　神名帳考證　神社私考
瀨見小河　正卜考　假字本末
倭姫世記考　動植名彙　驗ノ杉
神社古記　鎭魂傳　松ノ藤靡
神樂催馬樂私論　神樂催馬樂歌奇語考
言語應聲考　和名抄國郡鄕考證
高橋氏文考　周易私論　史籍年表
比古婆衣　中臣祓要解　寶鏡想像考
方術原論　大刀契考　神璽三辨
三神器故實祕抄　式外神社考　日本總國風土記
上野三碑考　伊勢物語雜考　古墓誌銘

等ナリ、其ノ校訂セシモノ、內、力ヲ用ヒタルモノハ、

日本紀　續日本紀　日本後紀
續日本後紀　三代實錄　文德實錄
日本紀略　增鏡　水鏡
大鏡　色葉字類抄　本朝世記
帝王編年記　古事記傳　和訓栞
萬葉略解　令義解付關市令義解令三辨　靈異記
神代卷葦芽　古訓古事記　和名類聚抄
群書一覽　國歌八論　雅言集覽

等ナリ、又輯錄セシモノハ、

武邊叢書　義士流芳正編續編共　南北朝鎭西古文書
南朝舊記類　五國古文書　元弘日記
結城文書　古物圖彙　古陵墓集
古文零集　古文書集　古文物異體字彙皇國製字
金石遺文　御禮服圖繪　遊古世

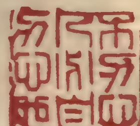
等ナリ、其ノ說ク所皆精確ニシテ、一ツモ私言ヲ發セズ、特ニ竹榮抄ノ如キハ、滿腔ノ丹心ヲ留ムル所ニシテ、當時畏クモ、天覽ニ達シタルコトハ、紀州藩士長澤伴雄ノ書翰ヲ以テ知ルコトヲ得ベシ、其ノ書ニ曰

伴信友翁傳

山岸惟和稿

伴信友翁ハ、若狹國小濱藩士ナリ、安永癸巳二月二十五日生ル、幼名鉎五郎、後チ州五郎ト改ム、特ト號ス、（又事負ト書ス、特トハ、道歌ニ「惰ラス行ケハ千里ノ末モ見ン牛ノ歩ミノヨシオソクトモ」ト云フノ意ニ取ルナリ、蓋シ耐忍ノ强キヲ愛スルニ出ヅルナリ、事負トハ、東照公遺訓ニ、人ノ一生ハ重キ荷ヲ負フテ遠キ道ヲ行クガ如シ、急クベカラズ云々ノ意ニ取ル、）山岸次郎太夫惟智ノ第四子ナリ、後伴平右衛門信當ニ養ハル、因テ伴氏ヲ冒ス、伴氏本姓立入、後今ノ姓ニ更ム、既ニシテ同藩主酒井忠貫、忠進君ニ歷仕シ、恩遇甚ダ厚シ、後京師ニ祇役ス、恪勤善ク盡ス、荐リニ俸ヲ增ス、文政四年病ニ依テ致仕ス、是レヨリ志ヲ和漢ノ學ニ潛メ、敬神尊皇ノ志篤ク、專ラ國史神典ヲ研究ス、又兵籍ニ精シ、越後流ノ兵法ニ於テ、大ニ蘊奧ヲ極ム、翁嘗テ本居宣長大人著ス所ノ、古事記傳、詞ノ玉ノ緒等ノ書ヲ得テコレヲ見、深ク其ノ卓識ニ感ジ、敬慕シテ止マズ、其ノ敎ヲ受ケンコトヲ欲ス、照會者其ノ人ナキニ苦シミ、諸々ノ書肆ニツキテ、鈴ノ屋大人ノ書ヲ讀ム人アリヤト問フ、和泉屋某ナル者アリ、某ノ町某ノ處ニ、村田春門ナルモノアリ、是レ大人ノ門弟ナリト曰フ、翁大ニ喜ビ、乃チ往キテ春門ニ面シ、意中ヲ談ズ、春門之レヲ諾シ、翁ノ名刺ヲ大人ニ達ス、時ニ大人病テ歿シ、其ノ事ヲ果スニ至ラズ、翁聞テ沮膽哀傷措ク能ハズ、然レドモ意已ミ難ク、遂ニ歿後弟子ノ班ニ列ス、大人歿セシトキ、其ノ靈ニ告ゲシ翁ノ長歌アリ、左ニ記ス、

風の音の、とほとに聞て、鈴の屋の、大人のみことを、鳥かなく、東のこゝの、大江戸ゆ、しぬひまつりて、あら玉の、月日經ぬれど、五百重山、かさなる道の、はろ〳〵と、そきてしあれは、心のみ、そらにかよひて、くもりよの、さまよひぬれは、玉梓の、たよりにつけて、むらきもの、あかき心を、いひよりて、うしのさとしを、かゝふれる、學ひの部の、人數に、かすまへられは、かけまくも、あやにかしこき、天皇の、おほき御國に、生れ出し、かひもそあると、なめしくも、かしこかれとも、大船の、おもひたのまむ、事はかり、はかりたりへる、九月の、時雨のあきの、もみち葉と、過ましにきと、風の音の、とほとに聞て、いはんすへ、せんすへしらに、とき〻ぬの、お







伴信友翁肖像

伴信友全集 第三